

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年9月27日

【事業年度】 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

【会社名】 アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド  
(ICICI Bank Limited)

【代表者の役職氏名】 グループ・ジェネラル・カウンセル  
(Group General Counsel)  
ピラモド・ラオ  
(Prمود Rao)

【本店の所在の場所】 インド国グジャラート州バドダラ市390 007、オールド・パドラ・  
ロード、ニア・チャクリ・サークル、ICICIバンクタワー  
(ICICI Bank Tower, Near Chakli Circle, Old Padra Road,  
Vadodara 390 007, Gujarat, India)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1039

【事務連絡者氏名】 弁護士 溝口 圭紀  
弁護士 高田 慧  
弁護士 中内 康裕

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1530

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

- (注) 1. 本書においては、「当行」の用語は、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド (ICICI Bank Limited) 及びその連結子会社並びにその他のインドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則 (以下「インドGAAP」という。) に基づく連結事業体を指す。本書及び注記に記載される財務書類において、「当行」とは、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及びその連結子会社並びにその他のインドGAAPに基づく連結事業体を指す。

特定の子会社又はその他の連結事業体に適用される特定の情報は、当該会社の名称を言及することにより言及される。「合併」とは、ICICI、ICICI パーソナル・ファイナンシャル・サービス及び ICICI キャピタル・サービスの ICICI バンク (ICICI Bank) との合併を指す。「サングリ・バンク (Sangli Bank)」とは、2007年4月19日に効力を生じた ICICI バンクとの合併前のサングリ・バンク・リミテッド (The Sangli Bank Limited) を指す。「バンク・オブ・ラジャスタン (The Bank of Rajasthan)」とは、2010年8月12日の営業終了時から効力を生じた ICICI バンクとの合併前のバンク・オブ・ラジャスタン・リミテッド (Bank of Rajasthan Limited) を指す。

「ICICI バンク」及び「当行」とは、非連結ベースのアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドを指す。「ICICI」とは、ICICI リミテッド及びその連結子会社並びに2002年3月30日に効力を生じた ICICI リミテッド (ICICI Limited)、ICICI パーソナル・ファイナンシャル・サービス・リミテッド (ICICI Personal Financial Services Limited) 及び ICICI キャピタル・サービス・リミテッド (ICICI Capital Services Limited) とアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドとのインドGAAP に基づく合併前のその他のインドGAAP に基づく連結事業体を指す。特定の「年度」とは、当該年の3月31日に終了する年度を指す。「取締役会」とは、別段の明記がない限り、ICICI バンクの取締役会を指す。

「インド会社法」、「銀行規制法」及び「インド準備銀行法」とは、インド国会で可決された2013年会社法、1949年銀行規制法及び1934年インド準備銀行法 (いずれもその後の改正を含む。) を指す。「RBI」及び「インド準備銀行」とは、インドの中央銀行及び金融当局を指す。

米国証券取引委員会への登録届出書の提出が行われた米国における当行の有価証券の発行及び上場に関して、当行は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則 (以下「米国GAAP」という。) に従って作成される財務書類又は純利益及び株主資本について米国GAAPに基づき調整される総合的な会計原則に従って作成される財務書類が含まれる、様式20-Fによる年次報告書を提出する。当行が初めて米国において有価証券を上場した時点では、インドGAAPは総合的な会計原則として米国証券法及び規則の下では認められていなかった。したがって、2000年度から2005年度までの様式20-Fによる年次報告書には、米国GAAPに基づく財務書類が含まれている。しかしながら、インドの会計原則の劇的な発展により、インドGAAPは総合的な会計原則として認められるまでに至った。したがって、本書には当行の2014年度乃至2018年度の年次報告書に記載されていた、インドGAAPに従って作成された連結財務書類 (純利益又は株主資本については、米国GAAPに基づき調整される。) 及びインドGAAPと米国GAAPの重大な相違点が記載されている。

インドの法令に基づき、当行の株主に向けて作成及び配布された当行の年次報告書には、インドGAAPに基づいて作成された当行の非連結財務書類、インドGAAPに基づいて作成された当行の非連結財務書類に基づく経営成績及び財政状態の管理的考察及び分析並びにインドGAAPに基づいて作成された当行の連結財務書類表が含まれている。

本書に記載の経済及び業界に係るデータ及び情報は、インド政府、インド準備銀行及びその他規制当局による政府統計の発表、プレスリリース及び通知並びにインド政府、インド準備銀行、その他規制当局及び企業のホームページにおいて取得可能な資料から入手したものである。

2. 本書に記載の「米ドル」は米ドルを、「ルピー」はインド・ルピーを、「円」は日本円を指す。本書において便宜上一定の米ドル金額は2019年8月27日の株式会社三菱UFJ銀行が提示した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル = 105.83円により円金額に換算されており、また、一定のルピー金額は2019年8月27日の株式会社三菱UFJ銀行公表対顧客外国為替相場に基づくインド・ルピーの円に対する参考換算レートである1ルピー = 1.63円により円金額に換算されている。
3. 当行の会計年度は、4月1日に開始し、3月31日をもって終了する1年間である。特定の「年度」は、当該年の3月31日に終了する当行の会計年度をいう。例えば、「2019年度」とは、2018年4月1日に開始し、2019年3月31日に終了する1年を意味する。

4. 本書中の表において記載されている計数は原則として四捨五入されているため、合計が計数の総和と必ずしも一致しない。
5. 当行が、本書中において使用する「するつもりである」、「目指す」、「目指している」、「結果となる可能性があると思われる」、「可能性がある」、「確信する」、「期待する」、「期待されている」、「継続すると思われる」、「達成すると思われる」、「見込みである」、「見通しである」、「意図する」、「計画である」、「考える」、「求める」、「求めている」、「試みている」、「目標とする」、「提案する」、「将来」、「目的」、「目標」、「計画」、「すべきである」、「できる」、「できた」、「することができる」、「追求すると思われる」等の語句及び類似の表現又はかかる表現の変化形は、「将来の予測に関する記載」を構成する可能性がある。かかる将来の予測に関する記載は、実際の結果、機会及び成長の可能性が将来の予測に関する記載として記載されている結果から大きく乖離する可能性のあるリスク、不確実性及びその他の要因を含んでいる。かかるリスク及び不確実性は、当行が事業を行う国又は多数の顧客が居住する地域における銀行業務並びにその他の金融商品及びサービスの実需の増加、将来の不良債権及び条件緩和貸付及び引当金の増加のレベル並びにかかる債権及び貸付に関連する法規制の変更、資産再構築会社の債権に対する当行のエクスポージャー、戦略を成就する当行の能力（小口向け預金商品の事業戦略、技術及びインターネットの戦略的な使用、不良資産純額の縮小のための戦略を含む。）、当行幹部役員の任期の継続、インド又はその他の法域における当行が関連する訴訟、税務又は規制手続の結果、内部若しくは第三者による調査又は規制当局若しくは政府による調査の結果、地方における当行の発展、合併及び買収の機会の調査の能力、最近又は将来の合併又は買収を当行の業務に統合する能力並びに戦略目標及び財務目標を達成するためにかかる買収に関連するリスクを管理する能力、当行の海外進出により当行が直面する複雑化するリスクを管理する能力、国内及び海外市場における当行の成長及び拡大、インドにおけるシステム上重要な銀行としての当行の地位、強化された資本要件及び流動性要件を維持する当行の能力、貸倒損失及び投資損失のための当行の引当金の適正性、新商品を市場で販売する当行の能力、投資収益、キャッシュ・フロー予測、インドの信用格付に対する変化の影響、新会計基準又は新会計フレームワークの影響、当行の配当支払実行能力、当行（規制の厳格性、監督及び解釈の変更を含む。）に対するインド又はその他の法域における銀行・保険業規制及びその他の規制の変更の影響、国際金融制度の態勢及びシステム・リスク、債券、貸付金市況及びかかる市場の投資家団体における流動性の利用可能性、随時のクレジット・スプレッド及び利息スプレッドの内容（クレジット・スプレッド又は利率上昇の可能性を含む。）並びに短期資金源及び当行の信用、市場、流動性及びレピュテーションリスクに対するエクスポージャーを克服する能力を含むがこれらに限定されない。当行は、本日付以降発生した事由又は状況を反映するため、将来の予測に関する記載を更新する義務を負わない。

さらに、本書に記載される将来の予測に関する記載により予測された結果とは大きく乖離する実際の結果を引き起こす可能性のあるその他の要因には、インド及び当行が事業を行うその他の市場の通貨政策及び金利政策、インド、東南アジア又は当行の事業活動若しくは投資に影響を及ぼすその他の国における一般的経済情勢及び政治情勢、地域紛争、テロ攻撃又は社会不安、人的災害又は自然災害を含む要因によって生じた、インド又はその他の国における政治又は金融不安、インフレーション、デフレーション、予期できない金利不安、ルピーの価値、外国為替相場、株価及びその他の金利又は価格の変動又はボラティリティ、一般的な金融市場の機能、国内及び外国の法律、規制及び税制の変更、インドにおける競争状況及び価格形成状況の変更、並びに資産評価における地域的又は一般的な変更等を含むがこれらに限定されない。予測から乖離する実際の結果を引き起こす可能性のある要因についての詳細は、本書の「 - 第一部 - 第 3 - 2 事業等のリスク - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク」及び「 - 第一部 - 第 3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク」における議論を参照のこと。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1【会社制度等の概要】

##### (1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

###### インド共和国の会社制度

インドの銀行機能を規律する主たる法律は以下のとおりである。

- ( ) 1949年銀行規制法はすべての銀行に適用され、銀行の免許及び事業に係る枠組み、銀行経営に対する規制並びに銀行に対する罰則を定めている。
- ( ) 2013年インド会社法は、2014年9月1日に施行され、旧1956年「インド会社法」に取って代わっており、1949年銀行規制法に矛盾しない範囲においてインドにおけるすべての銀行に適用される。
- ( ) 1934年インド準備銀行法は、インド準備銀行を、インドにおける銀行の活動を規制し、監督するインドの中央銀行として制定している。

有価証券市場の参加者として、銀行はさらにその機能をインド証券取引委員会及びインド証券取引委員会が随時公表するガイドラインにより規制されている。

###### 2013年インド会社法 -

ICICIバンクは、2013年インド会社法における株式による有限責任会社の公開会社である。2013年インド会社法は、「公開会社 (public company)」を閉鎖会社 (private company) ではない2013年インド会社法により定められる以上の払込済株式資本を有する会社と定義している。同法は、公開会社は7名以上の者により設立されることを要求しており、(a)株式による有限責任会社、(b)保証有限責任会社、(c)無限責任会社のいずれかの形態とすることができる。

公開会社は、会社の基本定款又は基本定款及び付属定款を会社登記官又は登記官に登記し、その後かかる登記官が設立証書を発行することによって設立することができる。かかる証書に記載された設立日をもって会社は法人格を取得する。

基本定款は、当該会社の名称、当該会社の登記上の事務所が所在する州、当該会社の目的及びかかる目的が及び区域の所属する単一の又は複数の州を記載しなければならない。有限責任会社の基本定款には、また、株主の責任が有限であること、会社の登記時における株式資本の金額及び固定金額である株式への分割について記載することを要する。

一方、付属定款には会社の経営に係る規則が記載されており、これには、とりわけ、(a)取締役の権限、義務、権利及び責任、(b)株主の権限、義務、権利及び責任、(c)会社の株主総会に関する規則、(d)配当金、(e)会社の借入権限、(f)株式に係る払込請求、(g)株式の譲渡及び移転、(h)株式の失権、並びに(i)株主の議決権が含まれていなければならない。

株式による有限責任会社は、( )議決権付普通株式資本若しくは議決権及び配当金(ただし、これらに限られない。)について異なる権利を有する普通株式資本並びに( ) (a)固定金額又は固定率による配当金及び(b)清算による資本の返還又は資本の返済について優先的権利を有する優先株式資本の2種類の株式資本を有することができる。

インド政府は、インド準備銀行の推薦に基づき、対行に対し、かかる優先株式の満期日まで資本構造に優先株式を含めることを可能とする免除を与えた。2012年の1949年銀行規制法の改正に基づき、インドの民間部門銀行は、インド準備銀行のガイドラインに従って、現在は優先株式を発行することができるようになった。

### (a) 株式の追加発行

2013年インド会社法に基づき、株式資本を有する会社で発行済資本を株式の追加発行により増額する予定のある会社は、かかる株式を普通株式の既存株主に対し、当該追加発行時の各自の持株に関する払込資本金に比例して提供しなければならない。また、株式の追加発行は従業員に対するストック・オプションとして又は特別決議を通じて株主の承認を得た者に対する優先株式として提供することができ、2013年インド会社法により定められる規則遵守の対象となる。

しかしながら、会社によるディベンチャー又は貸付の株式転換による発行済株式の増額である場合は、例外とされる。しかしながら、かかる発行の条件は、事前に会社の株主総会における特別決議により承認されなければならない。

### (b) 登記簿及びその他の帳簿並びに報告書の備置

銀行は、1949年銀行規制法及び2013年インド会社法の両法に従い、その会計帳簿及び貸借対照表を作成し、備置しなくてはならない。銀行は、「記録」（すなわち、登記簿、目録、契約書、基本定款、議事録又は2013年インド会社法若しくは関連規則により要求されるその他の文書）とともに、「会計帳簿」を現物又は電子的いずれかの形式により備置しなければならない。2013年インド会社法はまた、会社の運営、有価証券の買戻しの承認及び取締役会において可決された決議に関して登記官に対する追加的な提出要件を規定している。

さらに、銀行は、(a) 公的機関からの預け金の受入れ及び(b) 他行への預け金の詳細に係る提出義務は免除されているものの、これらの銀行は、その資産及び負債に係る定期的な報告書並びにその他提示が求められる情報をインド準備銀行に対して提出しなければならない。各銀行はまた、年次決算書及び監査報告書のそれぞれの写しをインド準備銀行及び登記官に対して提出しなければならない。

「 - (2) 提出会社の定款等に規定する制度」も参照のこと。

### (c) 法定報告及び検査手続

インド準備銀行は、1949年銀行規制法及び1934年インド準備銀行法の様々な規定に基づきインドの銀行システムを監督する責任を有している。現在、地域農村銀行を除くすべての指定商業銀行に対するかかる責任は、インド準備銀行の銀行監督局により遂行されている。監督の枠組みは変化しており、インド準備銀行は、バーゼルの「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」と一致するよう着実に行動している。既存の監督の枠組みは、リスク・ベースの監督の枠組みを設定する方向で適切に修正されている。

かかる枠組みは、各銀行に対する監督プロセスをより効率的かつ効果的にする意図を有しており、インド準備銀行は、各銀行に対して各々のリスク構造に従い異なる監督方法を適用している。銀行のリスクに係る詳細な質的かつ量的な評価が監督当局により継続的に行われており、インド準備銀行はリスク評価報告書を公表している。インド準備銀行は、かかる枠組みの下、各銀行に対し、指定銀行の集中連絡窓口となる上級監督マネージャーを指定した。

当行は、2013年度からかかる枠組みに基づく監督に服している。リスク評価報告書は、当行による対応及び対応の計画に関する報告書と併せて、当行の取締役会に提出されなければならない。当行の取締役会による承認後、当行は当行による対応に関する報告書をインド準備銀行に対して提出しなければならない。インド準備銀行は、当行の経営陣と報告書に関する審議を行う。

インド準備銀行は、規制が遵守されない場合に対応するため、健全性枠組みを発展させ、規制の対象である銀行に向けた執行措置を行う、独立した執行部門を設置した。

1949年銀行規制法に基づき、インド準備銀行は、銀行に対して、かかる銀行の関連企業の事業又は業務に関する情報の提供を指示することができる。インド準備銀行はまた、銀行の当該関連企業の帳簿を検査することができる。

**(d) 株 主**

- ( ) 年次株主総会 - 会社は年次株主総会を、前の年次株主総会から15ヶ月以内又は前の会計年度末から6ヶ月以内のいずれか早い時期に、株主に対して通知を行うことにより開催しなければならない。かかる通知は、審議される議題が記載されていなければならない。また、議案の利害関係者の詳細を記載した補足説明とともに年次決算書、取締役報告書及び監査報告書が添付されていなければならない。かかる通知は、電子的手段による提供も可能であり、その場合、会社は当該通信記録を維持しなければならない。

以下の事項が、年次株主総会の通常の議題である。

- ・ 年次決算書、取締役報告書及び監査報告書の検討
  - ・ 配当金の宣言
  - ・ 退任取締役の後任者の任命
  - ・ 監査人の任命及びその報酬の決定
- ( ) 臨時株主総会 - 取締役会は、緊急議案を審議するため、臨時株主総会を、株主総会開催日の正味21日以上前に通知を株主に対して送付することにより開催することができる。かかる臨時株主総会の通知期間は、当該株主総会において議決権を有する株主の95%以上による同意により短縮することができる。
- ( ) 株主総会に出席し、議決権を行使することのできる株主は、自身を代理する議決権行使代理人を任命することができる。しかしながら、当該代理人は総会において発言することはできず、投票において議決権を行使できるのみである。
- ( ) 2013年インド会社法は、当該総会実施日現在において5,000名超の株主を有する会社の公開総会のための定足数を、30名の株主本人（議決権行使代理人によってではなく）と定めている。当該定足数は、付属定款により増加することができる。
- ( ) 株主により可決された株主総会の決議は、かかる決議に関して、株主による賛成票が反対票を上回った場合、普通決議となる。ただし、一定の事項は、2013年インド会社法により、かかる決議に関して、賛成票が反対票の3倍以上である特別決議により可決すべきことが要求されている。
- ( ) 証券取引所に普通株式を上場されている会社の決議は、電子投票又は郵便投票により評決される。各株主の電子投票及び投票の際の議決権数は、当該株主が保有する株式の会社の払込済資本における割合に従って計算され、会社により期限が決定される。会社は、郵便投票により決議案の評決を行うことができ、2013年インド会社法により定められる規則遵守の対象である。

また、銀行規制法により付与された権限を行使し、インド準備銀行は、単一の事業体として銀行が行使できる総議決権について、その上限を15.0%とする旨を通知した。さらに、2013年インド会社法は、株主による各銀行に対する集団訴訟の適用を明確に除外している。

**(e) 経営管理**

( ) 取締役 - 2013年インド会社法に基づき、会社は3名から15名の間の人数の取締役を置くことができる。うち、1名以上は女性取締役とし、1名は常駐取締役とする。証券取引所に上場した場合、会社は全取締役の3分の1以上を独立取締役としなければならない。会社の取締役は、全員個人でなければならない。2013年インド会社法に基づき、15名を超える取締役を任命する場合は、特別決議が要求される。会社は、普通決議により、取締役をその任期の満了前に解任することができる。ただし、かかる規定は、会社が取締役総数の3分の2以上を比例代表に従って任命することを選択した場合には適用されない。

2013年インド会社法では、独立取締役の任期について、1期を5年とし、連続して2期を超えて勤めてはならない旨を定めている。ただし、連続した5年間の第1期目の満了時に特別決議の可決により当該取締役が再選される場合はこの限りではない。銀行規制法の規定に従い、会長及び常勤取締役以外の取締役の任期は、連続して8年を超えないものとする。また、インド会社法では、銀行については、同法の規定が銀行規制法の規定と異なる場合を除き、インド会社法の規定が適用されると定めている。

インド会社法の規定に従い、独立取締役以外の取締役の総数の3分の2以上が、輪番制により退任するものとする。輪番制により退任する取締役の3分の1は、毎期の年次株主総会で退任しなければならない。退任取締役は、再選資格を有する。

銀行は、銀行における取締役の適格性及び報酬について、インド準備銀行が制定した基準を遵守しなければならない。また、議長、代表取締役及びその他の常勤取締役の任命及び報酬の決定に際し、インド準備銀行の承認を得る必要がある。インド準備銀行は、当該被任命者を、公益、預金者の利益又は銀行の適切な経営の観点から拒否することができる。加えて、インド準備銀行は、銀行に関連する問題を審議するために取締役会の開催を命じ、当該取締役会におけるオブザーバーを指名し、さらに銀行の経営陣の変更を行うことができ、また、新たな取締役を選任するために定時株主総会の招集を命じることができる。銀行は、他の銀行の取締役である者を取締役として任命することはできない。各銀行の取締役の過半数は、会計学、銀行法、経済学等の一定の分野に関して特別な知識又は実務経験を有している者でなくてはならない。また、取締役の少なくとも2名は、農業及び農村経済、協力又は小規模事業の分野で実務経験を有している者でなければならない。

( )取締役会 - 2013年インド会社法の規定に従い、取締役会は、会社が行使し、実行することを授權されているすべての権限を行使することができ、またかかるすべての事項を行うことができる。ただし、取締役会は、2013年インド会社法若しくは他の法令に基づき又は基本定款若しくは付属定款その他により、会社が株主総会で行使し又は行うことが要求されている権限又は行為については、これを行使し、又は行うことはできない。

取締役会は、会社を代理して以下の権限をとりわけ行使することができるものとし、またこれを行使する場合には、取締役会で可決された決議によって行うものとする。

- ・株主の保有する株式について未払込である金銭につき株主に払込請求を行う権限
- ・有価証券の買戻しを承認する権限
- ・ディベンチャーを含み、有価証券をインド国内外で発行する権限
- ・金銭を借入れる権限
- ・会社の資金を投資する権限
- ・貸付を提供する権限又は貸付について保証若しくは担保を差し入れる権限
- ・財務書類及び取締役会報告書を承認する権限
- ・会社の事業を多角化する権限
- ・統合、合併又は再編を承認する権限
- ・他の会社を買収又は支配的若しくは大幅な持分を取得する権限

## (f) 配当金

1949年銀行規制法は当行に対し、とりわけ当行がその株式に係る配当を行うにあたり、資本支出を完全に償却し、開示された年間利益の20%を準備金基金へ繰入れることを定めている。しかしながら、インド準備銀行は、インドで事業を行うことを予定しているすべての商業銀行（外国銀行を含む。）に対して、2001年3月31日に終了した年度以降、「純利益」（処分前）の25%以上を準備金基金へ繰入れることを義務付けている。

さらに、インド準備銀行のガイドラインは、銀行が以下の条件がすべて満たされた場合にのみ配当金を宣言することができる旨を定めている。

- ・過去2年間及び当該銀行が配当金を宣言しようとする会計年度の自己資本比率が9.0%以上であること。
- ・純不良債権比率が7.0%未満であること。
- ・資産の減損、従業員退職金、利益の法定準備金への繰入等に対する適切な引当金の設定等に関してインド準備銀行により発表されている現行の規制及びガイドラインを遵守していること。
- ・予定配当金が当期利益から支払われること。
- ・インド準備銀行が、配当金の宣言に関して銀行に対して明示の制限を課していないこと。

銀行が2年連続上記の自己資本比率要件を満たしていない場合であっても、当該銀行が配当金の宣言を予定している会計年度において自己資本比率が9.0%以上であり、かつ純不良債権比率が5.0%未満であるときには、配当金の宣言をすることができる。

加えて、配当金を宣言するにあたり適格な銀行による配当金の宣言は、以下の制限に従うことを条件とする。

- ・配当金支払比率（当期純利益に対する支払配当金の割合として算出される。）は、40.0%を超過してはならないものとする。
- ・当該期間の収益に特別利益が含まれる場合、支払比率は、健全な支払比率を遵守するためにその特別利益を除いた後に算出されなければならない。
- ・銀行が配当金を宣言する会計年度に関する財務書類に法定監査人による当期の収益に悪影響を及ぼす可能性がある限定意見が付されている場合は、かかる影響が認められた場合、純収益は、配当金支払比率を計算し、適切に調整されなければならない。

さらに、上記の銀行は、以下の事項の対象となる。

- ・インド準備銀行が発行するパーゼルに関するガイドラインに基づき、銀行はより高い最低資本要件を要求され、資本配分及び変動賞与の支給に対する制約を回避するために、最低要件を上回る資本緩衝を維持すること。
- ・インド準備銀行が発表した、システム上重要であると認定される国内の銀行の枠組みに基づき、かかる銀行は、分類されるパッケージに従って、リスク加重資産の0.20%から0.80%の範囲の追加的な普通株等Tier 1資本要件を保有すること。
- ・インド準備銀行が発行するカウンターシクリカル資本バッファの施行に関するガイドラインにより、銀行は、カウンターシクリカル資本バッファの要件を満たさない場合、変動分配（配当金も含まれる。）が制限対象となること。
- ・銀行による投資ポートフォリオの分類、評価及び運用についての規制水準に関するインド準備銀行のガイドラインに従い、満期保有目的区分の投資売却利益は、まず損益勘定に計上され、しかる後に「資本準備金」へ充当されるものとする。そのため、満期保有目的区分の有価証券売却利益を、株主に対する配当金の分配に充てることはできない。

#### (g) 無償交付株式

2014年会社（株式資本及びディベンチャー）規則と併せて解釈する2013年インド会社法は、会社の自由準備金、払込剰余金又は資本償還準備金の勘定から完全払込済無償交付株式として株主に分配することを認めている。当該無償交付株式は、付属定款により授権され、取締役会により推奨され、株主総会において承認されなければならない。ただし、無償交付株式の発行は一定の状況において禁止されている。

#### (h) 株式の併合及び分割

2013年インド会社法と併せて解釈する2014年会社（株式資本及びディベンチャー）規則に基づき、会社は株主総会の通常決議によりその株式の額面金額を分割又は併合することができる。会社は、株式資本の変更が、株主の議決権の変更を生じさせるかどうかについて国家会社法裁判所の事前承認を求めなければならない。また、登記官に対して所定の方法により通知しなければならない。

#### (i) 株主名簿、基準日、株式の譲渡

株主名簿 - 会社は、インド国内外に所在する各株主が保有する株式の種類（優先株式であるか又は普通株式であるか）を記載した株主名簿を備置しなければならない。1996年預託機関法に基づき、預託機関は実質所有者の名簿を備置しなければならない。株主名簿はいつでも閲覧することが可能でなければならない。ただし、年間配当金を受け取ることのできる株式を確定するため、株主名簿は年次株主総会前の一定の期間、その開始日を基準日として閉鎖される。2014年会社（経営及び運営）規則に基づき、会社は、株主名簿の閉鎖の7日以上前に公告しなければならない。会社は、連続30日を超える期間いつでも、またいかなる場合も1年に合計45日を超えて、株主名簿を閉鎖することはできない。

株式の譲渡 - 上場会社の株式は、株券を伴わずに取引されなければならない。2013年インド会社法に基づき、会社は一定の場合に名義書換を拒否することができる。

公開会社の株主が保有する株式は、その他の場合において、2013年インド会社法の規定に従うことを条件として、自由に譲渡可能である。株式の譲渡が1956年証券契約（規制）法（1956年42号）、2013年インド会社法の規定及び1992年インド証券取引委員会法（1992年15号）又は当該時点で効力を有する他の法律のいずれかの規定に抵触する場合、国家会社法裁判所は、会社、インドで設立された預託機関、預託機関参加者、証券保有者又はインド証券取引委員会による申立てにより、かかる違反、株主名簿又は関係者株主名簿を是正するよう会社に命じることができる。2013年インド会社法の下で、会社の株式が株券によらないで保有されている場合を除き、株式の譲渡は、2014年会社（株式資本及びディベンチャー）規則と併せて解釈する2013年インド会社法により定められた様式の譲渡証書に株券を添えて行われる。

銀行の株式は自由に譲渡できるが、株式の取得又は売買は、「第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制」に記載されている持分制限に服し、かつ同持分制限を遵守する必要がある。

## (j) 所有持分の開示

2013年インド会社法と併せて解釈する2014年会社（経営及び運営）規則に基づき、会社の登録株主及び会社の株式の実質所有者は、所定の方法により実質所有持分の詳細を所定の期間内に開示しなければならない。会社の株式の実質所有持分に変更がある場合、登録株主及び実質所有者は、いずれも会社に対してかかる変更の30日以内にかかる変更の詳細について宣言しなければならない。実質所有者は、開示をしなかった場合、本人により又はその他の者を通じて株式についていかなる権利も請求することはできない。2018年会社（重要実質所有者）法は、重要実質所有者に関する追加要件を定めている。

## (k) 監査及び年次報告書

会社は、年次株主総会の開催日から30日以内に、年次報告書／財務書類を登記官に提出しなければならない。同時に、当該会社の株式が上場されている証券取引所に対して、年次報告書／財務報告書の写しを送付しなければならない。会社は、当該会社の監査済財務書類並びにこれに係る取締役会報告書及び監査報告書を当該会社のすべての株主及びディベンチャー受託会社に対して配布しなければならない。これに代えて、上場会社は、当該監査済財務書類／年次報告書の写しを会社の年次株主総会の21日以上前から会社の登記上の事務所において営業時間中に閲覧可能とするよう提供し、株主又はディベンチャー受託会社が財務書類の完全版を要求する場合を除き、会社が適切と考える所定の様式による当該書類の顕著な特徴のみを記載した財務書類又は当該書類の写しを提供することができる。上場会社はその公式ウェブサイトにおいて、これに加えて財務書類を連結財務書類とともに公表しなければならない。2013年インド会社法の下で、会社は、

- (a) 年次株主総会において株主に提示された財務書類及び連結財務書類を年次株主総会の終了から30日以内に登記官に届出なければならない、また、
- (b) 当該会社の株式／株主、ディベンチャー／ディベンチャーの所有者に関する詳細及びその他の会社情報を記載した年次報告書を年次株主総会の終了から60日以内に届出なければならない。

## (l) 会社による普通株式の取得（株式の買戻し）

会社は、財務運用を目的として自己株式を取得することは認められない。しかしながら、会社による審判所の承認を必要としない自己株式取得については、2013年インド会社法の所定の規則、規制及び条件並びに2018年インド証券取引委員会（有価証券の買戻し）規則に従って、自己株式又はその他特定の証券を買い戻し、当該株式に付随する債務を消滅させることができる。

さらに、2013年インド会社法では会社に買戻後の2対1の負債資本比率の維持が課されており、会社が負担する担保付債務及び無担保債務の総額の比率は、会社の払込済資本及び自由準備金の2倍の額を超えてはならない。しかし、中央政府は、会社の区分により、より高い資本及び自由準備金に対する負債の比率を通達することができる。

2018年インド証券取引委員会（有価証券の買戻し）規則により、買戻しのために利用される強制最低額は、買戻しのための割当合計額の50%に引き上げられたが、インド証券取引委員会はエスクロー勘定においてかかる額（買戻しのために割り当てられた額の25%）の買戻しを怠れば、割当合計額の最高2.5%を上限として失権を命じることができる。すべての買戻しは、特別決議又は取締役会決議の可決日から1年以内に完了される。会社の総払込済株式資本及び任意準備金の10%を超えない買戻しは、株主総会による決議により、当該会社の取締役会の承認を得なければならない。当該上限を超過する場合には、会社は、株主総会において特別決議を得る必要があり、当該買戻しは、付属定款により承認されなければならない。米国預託株式保有者は、預託制度から当該保有者が保有する米国預託株式を引出し、引出しにより普通株式を取得し、これを会社に売戻すことで会社の自己株式取得に参加することができる。

当行が、既存株主又は公開市場から自己株式を買戻すまでの間、自己株式買戻しにおいて米国預託株式投資家が提供した普通株式を受け入れる保証はない。買戻しに参加するために米国預託株式保有者が取得すべき規制上の許認可については明確ではない。米国預託株式投資家は、当行による自己株式買戻しに参加する前に、関連する規制上の許認可及び税金問題を含め、各自の法律顧問に相談すべきである。

#### (m) 清算時の権利

従業員、担保付債権者及び無担保債権者並びに優先株式の保有者に対する支払い後、すべての残余財産は、普通株式の保有者に対して、清算開始時点における各自の持分についての払込済の金額又は払込済とされている払込額に比例して支払われる。

#### (n) 普通株式の償還

2013年インド会社法及び適用されるインド証券取引委員会規制に基づく株式買戻し規定の遵守として、2013年インド会社法の下では、普通株式は償還されない。

#### (o) 付属定款における差別規定

当行の付属定款には、既存株主又は潜在的株主が相当数の株式を所有していることを理由に、当該株主を差別する規定は存在しない。

#### (p) 株主権の変更

2013年インド会社法の下で、いかなる種類の株主の権利も、（変更に関して）会社の基本定款及び付属定款に定められている場合には、（ ）当該種類の発行済株式の4分の3以上の株主の書面による承諾又は（ ）当該種類の発行済株式の株主の種類株主総会で可決された特別決議により、変更することができる。付属定款中にかかる規定がない場合は、かかる権利の変更が当該種類の株式の発行要項により禁止されていない場合に、変更することができる。ただし、ある種類の株主による変更が他の種類の株主の権利に影響を及ぼす場合、上述の既存の条件に加えて、かかる他の種類の株主の4分の3の承諾も得るものとする。

さらに、2013年インド会社法は、当該種類の発行済株式の10%以上の保有者がかかる変更承諾しなかった場合又は変更についての特別決議に賛成票を投じない場合、変更の取消しについて国家会社法裁判所に申請を行うことができることを規定している。

#### (q) 有価証券を所有する権利に対する制限

インドの会社の有価証券を所有する権利（非居住者又は外国人株主が有価証券を保有する権利を含む。）に対する制限については、「 - 2 外国為替管理制度 - (2) インドの有価証券の外国人所有に対する制限」及び「 - 第3 - 2 事業等のリスク」に記載する。

## (r) 資本の変更に関する規定

当行の授權資本は、株主総会の普通決議及び管轄裁判所の認可を条件とする特別決議による減資により変更することができる。当行のかかる資本は以下の方法により変更することができる。

1. 新株の発行 - 2013年インド会社法の規定に基づき、当行は新株の発行により増資することができる。これらの新株は、該当日のかかる株式の払込済の額に比例して既存株主に割り当てられ、又は登録鑑定人によって価格が決定され、株主総会において株主により特別決議が可決される場合、何人（既存株主を含むか否を問わない。）にも、現金又は現金以外のその他の対価を支払うことができる。
2. 株式への転換 - 当行の発行済株式資本は、特に当行の証券に付与され若しくは個別に発行され保有者に当行株式の引受権を授与するワラントの行使、又は発行済転換社債の転換により、増資されることがある。また、2013年インド会社法は、償還時に完全に又は部分的に当該社債を株式に転換するオプションを付与された転換社債の発行を承認している。かかる発行は、株主総会における特別決議により承認されなければならない。
3. 株式の買戻し - 当行はまた、減資又は2013年インド会社法及び適用されるインド証券取引委員会規制に基づく株式の買戻しの引受けにより株式資本を変更することができる。株式の買戻しの要件の1つは、買戻し後に会社が負担する担保付債務及び無担保債務の総額の比率が払込資本及び自由準備金の2倍の額を超えてはならないことである。ただし、中央政府が、会社の区分により、より高い資本及び自由準備金に対する負債の比率を通達する場合は、例外が規定される。
4. 株式の併合、分割、転換、細分割又は消却 - 2013年インド会社法は、当社が（付属定款により承認される場合）株主総会において、随時、株式資本を併合又はより多数の株式に細分割できること、複数の株式を単一の株式に転換できること、逆もまた同様、株式を細分割できること及び誰にも取得されていない株式を消却できることを規定している。

## (2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、現在有効な当行の基本定款及び付属定款の重要な規定の概要である。当行の普通株式並びにその基本定款及び付属定款の重要な規定に関する以下の記述は、すべての規定を網羅することを意図されてはならず、当行の基本定款及び付属定款にそのすべてが記載されている。

### 基本定款及び付属定款

#### (a) 目的

ICICIバンクの基本定款の第 .A. 1 条に基づき、ICICIバンクの主要な事業目的は、とりわけインド国内外において銀行業務を遂行することと規定されている。

#### (b) 取締役の権限

ICICIバンクの取締役の権限には以下の事項が含まれる。

- ・ 付属定款の第135条には、締結された契約若しくは協定、又は締結される予定の契約若しくは協定に対し、直接又は間接に利害関係を有するICICIバンクのすべての取締役は、当該契約又は協定が議論される取締役会において当該利害関係の性質を開示しなければならない、当該取締役はかかる取締役会に出席してはならない旨が特に規定されている。
- ・ 付属定款の第79条には、取締役は、取締役会における決議に基づき、すべての点において適切であると取締役が考える方法及び条件で、債券、償還可能ディベンチャー若しくはディベンチャーストックの発行、又はICICIバンクの事業若しくはその時々<sup>の</sup>当行の未払込資本金を含むその（現在及び将来の）財産の全部若しくは一部に関する抵当権、チャージ若しくはその他の担保権の設定等により、借入及び資金調達を行い支払額を確保することができる旨が規定されている。

・付属定款の第161条及び162条には、取締役会に付与された一般的な権限及び特定の権限について規定されている。

### (c) 株式の保有者の権利の修正

株式の保有者の既存の権利の変更は、株主総会の特別決議を要する付属定款の修正によってのみ行うことができ、かかる特別決議は、投じられた反対票数の3倍以上の数の賛成票によって可決される。

### (d) 管理規定の変更

付属定款の第56条には、取締役会は、その裁量により、当行が先取特権を有する株式に関して、株式譲渡の対象となる株式に関する金銭の支払いがなされるまでの間、株式譲渡の名義書換又は承認を拒否することができる旨が規定されている。さらに、取締役会は、ある者により譲渡が行われようとしている株式又はその他の有価証券の額面総額が、ICICIバンクが保有する株式の額面総額と併せてICICIバンクの払込済株式資本の1%を超える場合、又はかかる譲渡の結果、ICICIバンクの取締役会若しくは支配株式に変更が生じ、かかる変更がICICIバンクの利益を害するであろうと取締役会が認める場合には、株式に関する譲渡の名義書換又は承認を拒否ことができると規定している。ただし、インド会社法の下では、かかる譲渡制限の強制執行可能性は不明確である。

### (e) 最近の基本定款及び付属定款の改正

#### 基本定款の改正

取締役会は、2019年5月6日に開催された取締役会において、2019年8月9日に開催された第25回年次株主総会で承認された基本定款の変更を承認した。インド準備銀行は、2019年8月23日付書簡において、当該変更について言及している。

( ) 付属定款の冒頭において、「1956年会社法」の記載は「1956年会社法に基づき設立」に変更される。

( ) 既存の第III.B条の項目名は、以下に変更される。

主たる目的の推進に必要とされる目的

( ) 既存の第III.B.47条は、以下のとおり改正される。

2013年会社法の規定に従い、当行の株主に対して利益を分配すること。

( ) 既存の第IV条は、以下のとおり改正される。

株主の責任は、株主の保有する当行株式に係る未払金額（もしあれば）に限られる。

( ) 既存の第V条は、以下のとおり改正される。

当行の授權株式資本は25,000,000,000ルピーとし、1株の額面金額2ルピーの株式12,500,000,000株に分割される。当行は、資本金を増加、再分類又は変更し、資本金を構成する株式をその時々複数の種類及び額面金額に分割/併合することができ、かかる株式には、その時々当行の付属定款により又はこれに従って決定されることのある優先権、累積性、転換権、保証、限定的権利若しくは特別の権利、特権、又は条件若しくは制限を付することができ、またその時々において有効な当行の付属定款及び法令の規定がその時点において許容する方法でかかる権利、特権又は条件若しくは制限を変更し、修正し又は廃止することができる。

#### 付属定款の改正

既存の付属定款は、2013年会社法の制定及び2015年インド証券取引委員会（上場義務及び開示要件）規則の改正を含む2019年4月までに行われた規定の変更を鑑み、すべて改正後の付属定款のとおり変更された。

取締役会は、2019年5月6日に開催された取締役会において、2019年8月9日に開催された第25回年次株主総会で承認され、インド準備銀行の2019年8月23日付書簡による通知をもって効力を発生した改正後の付属定款を承認した。

上述に先立つ基本定款に対する最後の改正は、以下のとおりである。

2018年9月12日開催の第24回取締役会において、以下の点が承認された。

1. 1株の額面金額が2ルピーの普通株式10,000,000,000株、1株の額面金額が100ルピーの株式15,000,000株及び1株の額面金額が10,000,000ルピーの株式350株で構成されていた25,000,000,000ルピーについて、1株の額面金額が2ルピーの普通株式12,500,000,000株で構成される25,000,000,000ルピーとする当行の授権資本の再分類
2. 授権資本に係る当行の基本定款第V条は、以下のとおり改正される。

当行の授権資本は25,000,000,000ルピーとし、1株の額面金額2ルピーの普通株式12,500,000,000株により構成される。当行は、資本金を増加、再分類又は変更し、資本金を構成する株式をその時々複数の種類及び額面金額に分割/併合することができ、かかる株式には、その時々当行の付属定款により又はこれに従って決定されることのある優先権、累積性、転換権、保証、限定的権利若しくは特別の権利、特権、又は条件若しくは制限を付することができ、またその時々において有効な当行の付属定款及び法令の規定がその時点において許容する方法でかかる権利、特権又は条件若しくは制限を変更し、修正し又は廃止することができる。

付属定款に対する最終改正は、以下のとおりである。

2018年9月12日の当行の第24回年次株主総会において当行の株主により、授権資本に係る付属定款第5条第(a)項を以下のとおり改正することが承認された。

当行の授権資本は25,000,000,000ルピーとし、1株の額面金額2ルピーの株式12,500,000,000株により構成される。

上記の改正を反映した基本定款及び付属定款は、添付文書として本書に添付されている。

## 買収規定及び上場規則

### ( ) 買収規定

当行は、インドにおける上場会社である。2011年インド証券取引委員会(株式の実質的取得及び買収)規則(以下「買収規定」という。)は、当行の株式又は議決権を取得する銀行又は人に対して適用される。買収規定は、当事者の手続要件及び開示要件という2つの主要な特徴を持つ。

(1) 手続: インドの公開上場会社(以下「被買収企業」という。)の発行済株式又は議決権の25%以上の取得について、買収者(すなわち、単独で又は他の共同者とともに、被買収企業の株式若しくは議決権を直接若しくは間接的に取得したか若しくは取得することに合意している者又は被買収企業を支配している者)(以下「買収者」という。)は、買収規定に従い決定された最低買付価格で、当行の発行済普通株式総数の少なくとも26%以上を公開買付しなければならない。

さらに、被買収企業の議決権の25%以上かつ非一般株式持分の最大許容数未満の行使を可能とする議決権を保有しているいかなる買収者も、かかる買収者がかかる被買収企業の株式を取得するための公開買付を行わない限り、いかなる事業年度中においても議決権の5%超を行使することを可能とする被買収企業の株式又は議決権を追加で取得することはできない。

(2) 開示：かかる開示は、証券取引所及び被買収企業に対して行われることを買収者により要求されている。「証券取引所」に対するすべての開示は、被買収企業の株式が上場されている当該証券取引所に対して行われる。そして、被買収企業に対するすべての開示は、登記したその事務所において行われる。開示を受けた後、各証券取引所はかかる情報を速やかに公表するものとする。かかる開示は、買収に関与するすべての者（被買収企業、被買収企業のプロモーター、買収者及び買収者の関係者を含む。）により行われなければならない。

被買収企業のプロモーターは、株式持分及び議決権の総数並びにプロモーターの担保株式の詳細の他、場合により担保設定、担保行使又は担保解除から7営業日以内に、かかる株式の担保行使又は担保解除の詳細を開示しなければならない。

買収者は、株式の割当て又は取得についての通知の受領から2営業日以内に、自ら又はその協同者により行われたすべての株式取得を開示しなければならない。

協同者とあわせて、被買収企業の株式又は議決権の25%以上を行使可能とする株式又は議決権を保有する者は、会計年度末から7営業日以内に、3月31日現在のかかる被買収企業の株式持分及び議決権の総数を開示しなければならない。

買収者（その協同する者とあわせて被買収企業の株式又は議決権の5%以上の株式又は議決権を保有する場合）は、被買収企業の株式の割当て又は株式若しくは議決権の取得についての通知の受領から2営業日以内に、かかる被買収企業の株式持分及び議決権の総数を開示しなければならない。

いかなる者も、その協同者とあわせて被買収企業の株式又は議決権の5%超の株式又は議決権を従前に取得していた場合は、かかる者が株式持分又は議決権の変更について従前に開示した日から被買収企業の株式持分又は議決権の総数の2%を超えて変更がある場合、かかる者による被買収企業の株式持分又は議決権の変更に係る通知の2営業日以内に開示しなければならない。株式持分又は議決権が減少する変更（株式持分又は議決権を5%未満とする変更を含む。）であっても、被買収企業の株式持分及び議決権の総数の2%超となる場合は、報告を行わなければならない。

被買収企業の一般株式持分が非一般株式持分の最大許容数を超える場合には、買収者は、非一般株式持分を、1957年有価証券契約（規制）規則に定める水準まで、同規則で許容される時間内に引き下げなければならず、買付期間の完了日後12ヶ月の満了時において、かつ2009年インド証券取引委員会規定（株式持分の上場廃止）に従ってのみ、かかる株式の上場を廃止させ、又は上場廃止の申込みをすることができる。

## ( ) 上場規則

インド証券取引委員会は、2015年12月1日付で、2015年インド証券取引委員会（上場義務及び開示要件）規則（以下「上場規則」という。）を通知した。株式、債券及びその他の有価証券に関する既存の上場契約の規定は、上場規則に統合された。

当行は、「インド全国証券取引所」及び「ボンベイ証券取引所」において上場しており、上場規則の開始により、これらの証券取引所との間に上場契約を締結している。上場規則は、株式保有状況及び各株式取引に関する一定の重要な事項又は情報の開示を規定している。

当行の米国預託株式は、それぞれ普通株式2株を表章し、当初2000年3月に公募により発行され、ニューヨーク証券取引所に上場されており、「IBN」の証券コードで取引されている。当行の米国預託株式は、現在普通株式10株を表章する。米国預託株式の裏付となっている株式は、ボンベイ証券取引所及びインド全国証券取引所に上場されている。当行、預託機関及び米国預託株式保有者は、預託契約を締結しており、当該預託契約の条件に従う。当行は、すべての外国企業（支配力を行使しているか否かを問わない。）の総数であり、米国預託株式を含む「外国人株式保有総数」を報告しなければならない。

## 米国預託株式により表章される預託普通株式の議決権

米国預託株式保有者は、預託された原株式について議決権を行使することができない。預託機関は、ICICIバンクの取締役会の指図に従い、預託された原株式について議決権を行使する。しかしながら、インド準備銀行は、銀行規制法により付与された権限を行使することで、銀行の株式を保有する者は、自身が保有する株式であったとしても、当該銀行の総議決権数の15.0%超の議決権を行使することができないという銀行の一株株主に関する議決権の上限を通知した。その結果、2019年6月30日現在において当行の株式の約23.9%を保有する預託機関は、当行の株式の15.0%の議決権しか行使することができない。さらに、当行の預託契約の条件に基づき、預託機関は、ICICIバンクの取締役会の指図に従い株式の議決権を行使しなくてはならない。いかなる状況であれ、預託機関は、議決権を行使するか否かについて裁量権を行使することはない。普通株式は、預託機関から引き出し、当行の株主名簿上、預託機関以外の者又はそのノミニーに対して譲渡することができる。当行の構成員となった者は、預託証券の原株式について議決権を行使することができる。しかしながら、米国預託株式保有者は、裏付となる原株式を引き出し、当該株主総会において議決権を行使するために十分な時間的余裕をもって株主総会の事前の通知を受け取ることができない可能性もある。

上記にかかわらず、インド国外の居住者が預託機関より原株式を引き出す場合には、原株式に対する投資は、「 - 2 外国為替管理制度 - (2) インドの有価証券の外国人所有に対する制限」に記載された外国人所有に関する一般的制限に服することとなる。

預託機関の義務は、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ(Deutsche Bank Trust Company Americas)、米国預託株式保有者及びICICIバンクの間の預託契約に定められている。預託契約及び米国預託株式は、ニューヨーク州法に準拠している。

## 2【外国為替管理制度】

### (1) 外国為替規制

#### (a) ルピーの交換に関する規制

インドにおいては、インド・ルピーを米ドルに交換することに関しては、規制がある。1992年2月29日以前は、インド準備銀行が、インドの主要取引相手国の加重バスケットとの関係で、インド・ルピーの公定価格を決定していた。1992年2月の予算において、営業勘定及び当座勘定において受領することができる外貨の60%を市場で決定される相場で交換し、残りの40%を公定価格で交換することができるという新たな二重為替相場制が採用された。しかし、すべての輸入業者は、一定の特別優先輸入を除いて、市場価格で外貨交換を行うこととされていた。1993年3月、為替相場が統一され、変動相場制を採用することとなった。1994年2月及び1994年8月に再度、インド準備銀行は、大量取引の場合の支払制限を緩和することを公表した。1994年8月以降、インド政府は、事実上、国際通貨基金に対する義務を負うこととなった。インドは、国際通貨基金に対して負う義務に基づいて、国際収支の管理方法としての国際通貨取引に関する為替制限を撤廃することを公約している。1995年7月以降、当座勘定の交換手続は、外国旅行及び医療等の様々な目的のために外国為替規制が緩和されたことにより改善した。

1999年外国為替管理法は、外国為替を伴う取引を規制し、一定の取引は、インド準備銀行の一般的な許可又は特別な許可なくして行うことができない旨を規定している。1999年外国為替管理法は、当座勘定取引に関する規制を若干の例外を除き、大幅に緩和した。しかし、インド準備銀行は、資本勘定取引(取引主体の資産又は負債(偶発債務を含む。))を変更する取引)に対する規制を、引き続き行っている。インド準備銀行は、1999年外国為替管理法に基づき、インドの会社の株式の購入及び発行を含む様々な種類の資本勘定取引を制限するための規則を制定した。インド準備銀行は、送金自由化スキームに基づき、認められた当座勘定取引及び資本勘定取引又はその双方の複合取引に関して、公認ディーラーが、一定の制限の下、会計年度ごとに個人による250,000米ドル(以前の制限125,000米ドルから増額)以下の送金を自由に取り扱うことを2015年2月に認めている。

## (b) 米国預託株式の裏付となっている株式の売却及び売却手取金の送金に関する規制

米国預託証券発行手取金への投資が禁止されている不動産セクター及び株式市場を除き、米国預託証券発行手取金に対して最終用途に関する制限は存在しない。

米国預託証券保有者は普通株式を所有し続ける選択肢とともに、当該預託証券を所有、譲渡、又は裏付となる普通株式に引き換える権利を有する。米国預託証券保有者は、当該会社の普通株式保有者と同様の賞与及び株主割当発行を受ける権利を有する。

インドの会社により非居住者に対して発行された米国預託株式は、インド国外において自由に転換できる。現在のインドの規制の下では、米国預託株式の裏付となっている株式が公認証券取引所を通じて売却されている場合、又は2011年インド証券取引委員会（株式の実質的取得及び買収）規則に基づく募集として売却されている場合には、米国預託証券の転換後に取得された当該株式のインドの非居住者からインドの居住者への売却及び譲渡については、一般的に許可されている。米国預託証券の裏付となっている株式の売却に関するその他すべての場合については、インド準備銀行による承認が必要である。

有価証券の売却がインド準備銀行のガイドライン及びその他適用される規制に基づいて行われている場合には、上記のように、( )有価証券がインドの居住者に返還されたことに基づき保有されており、( )株式がインドの公認証券取引所において、株式ブローカーを通じて売上の最低価格を基に決定された取引所の市場価格で売却され、かつ( )税務当局から異議がない旨の通知又は承認証明書を取得している限り、売却手取金を自由に送金することができる。

2002年度のインドの予算が公表された後、インド準備銀行は、資本勘定取引の自由化に関する通達を發布した。当該通達の下では、従前の規制とは対照的に、分野ごとの適用ある規制に服した上で、インドの会社の米国預託株式又はグローバル預託証券の発行に関しては、その発行後の居住者への売却及び売却手取金の海外への送金の限定的な二方向の自由化が導入された。

2017年8月28日、外国直接投資つまり資本勘定取引の一層の自由化のために、統合外国直接投資政策の改定版が発効した。

インド国外の居住者による証券の譲渡又は発行に関する規則により、インド国内の保管機関は、以下に定める条件に従うことを条件に、1999年外国為替管理法に基づき、インド国外の居住者を代理し、購入する株式の米国預託株式への転換を目的としてインドの会社の株式を購入することを認められている。

- ・株式を公認証券取引所において購入すること。
- ・当該インドの会社が米国預託株式を発行していること。
- ・株式が、当該インドの会社の米国預託株式の保管機関の承認を得て購入され、保管機関に預託されること。
- ・購入される株式数が米国預託株式に転換された原株式数を超えず、適用ある部門別の上限以下であること。
- ・非居住者投資家、ブローカー、保管機関及び海外の預託機関が、1993年外貨建転換社債及び（預託証券の仕組みによる）普通株式発行制度の条項及びそれに基づきインド政府により随時発布されるガイドラインを遵守すること。

海外市場におけるインド法人による米国預託証券／グローバル預託証券の発行による株式の引揚げに関する運営ガイドライン（Operative Guidelines for Disinvestment of Shares by the Indian Companies in the Overseas Market through the Issue of ADSs）は2002年7月29日付通知No.15/23/99-NRIに従い、インド政府財務省により発布された。かかるガイドラインに基づき、株主は、インドの会社により発行されるスポンサー付き米国預託株式の発行を通じて、保有する持分を海外市場で売却することができる。売却される持分は、インド又は海外の証券市場に上場される当該インドの会社の持分である。売却の過程は、その株式の売却のための募集が海外市場において行われているインドの会社が、かかるガイドラインに基づいて株主により募集が行われている既存株式に関する米国預託株式の発行に関して、スポンサーとなった時点から開始される。かかる米国預託株式は、前述のガイドラインに基づいて株主により募集が行われている既存株式に関して発行される。海外で調達されたかかる米国預託株式の資金は、発行日から1ヶ月以内にインドに送還されなくてはならない。

かかる米国預託株式が取り消され、原株式が当該会社に登録されることとなった場合、かかる売却から生じた既存株式に関する米国預託証券／グローバル預託証券の発行は、2011年インド証券取引委員会（株式の実質的取得及び買収）規則を遵守してなされなければならない。かかる売却は、外国資本投資となり、外国直接投資の分野別政策に服するものとなる。すべての義務的な許認可（1956年インド会社法又は2013年インド会社法（適用ある場合））が発行に先立って取得されなくてはならない。さらに、発行済株式の募集による外国資本の誘致のためのインド政府の許認可も米国預託証券／グローバル預託証券ルートの下で取得されなくてはならない。また、外国資本を誘致する売却は外国直接投資の分野別政策及び適用ある分野別規制に服するものとなる。

インド準備銀行は、インドの会社が、インド政府が認める目的で、発行手取金をインドに送金するために米国預託株式を発行することを認めた。発行手取金をインドに送金するまでの間、インドの会社は、特に以下のことをすることができる。

- ・その資金を短期間、暫定的措置として、スタンダード・アンド・プアーズにより流動負債がA1+、若しくはムーディーズによりP1と格付を受けている外国銀行に預金として、若しくはインドの銀行の海外支店に対し投資すること、又はその資金を公認ディーラー及び／若しくはインドの公的金融機関に対する外貨預金として保管すること。
- ・短期国債及び満期を1年以下とする、又は満期まで1年以下のその他の金融商品に投資すること。
- ・インドで設立された銀行によりインド国外において発行された預金証書又はその他の証書に投資すること。

インド準備銀行は、米国預託株式への転換目的で保有する株式を提供する居住者であるインドの会社の株主が、外貨建てで売却手取金を受け取ることを認めている。しかし、当該米国預託株式への転換は、インド政府の承認を得なければならない。さらに、居住者が、承認されたスポンサー付き米国預託証券／グローバル預託証券スキームに基づいた株式の米国預託株式への転換により受け取った売却手取金は、当該居住者の選択により、交換相手の外貨勘定若しくは居住者外貨勘定（国内）又はインド国内のルビー建勘定に入れることが認められている。

米国預託証券／グローバル預託証券に基づく投資に関連して、「2014年預託証券計画」（2014年DRスキーム）という新しいスキームが2014年12月15日から実施され、外貨建転換社債に関する範囲を除き現行の1993年外貨建転換社債及び（預託証券の仕組みによる）普通株式発行制度に係るガイドラインは廃止された。

預託証券の新規発行及び発行済米国預託証券／グローバル預託証券の条件の変更／修正は、「2014年預託証券計画」に沿うものでなければならず、加えて／あるいはインド準備銀行又はインド証券取引委員会の承認又は説明を要する。

2017年11月付外国為替管理（インド国外の居住者による有価証券の譲渡又は発行）規制の明細表9に基づくインド国外の居住者による預託証券への投資に係るガイドラインは、下記のとおりである。

#### 1. 適格者による預託証券の発行を目的とした外国預託機関への適格有価証券の発行／譲渡

- ・当該規制に基づきインド国外の居住者が投資することができる証券又はユニットは、「2014年預託証券計画」（2014年DRスキーム）による預託証券の発行において適格な有価証券とする。
- ・預託証券の発行を目的とする者は、2014年DRスキーム及び中央政府が作成したガイドラインに従い外国預託機関に対して適格証券を発行又は譲渡することができる。
- ・国内の保管機関は、2014年DRスキームに従い購入された証券を預託証券に転換する目的で、インド国外の居住者に代わり適格証券を購入することができる。
- ・外国預託機関に対して発行又は譲渡することができる適格証券の総数は、インド国外の居住者が既に保有する適格証券と同様、下記の法律、規則又は規制に基づく当該証券の海外保有の上限を超えてはならない。
- ・適格証券は、預託証券の発行を目的として、適用ある法令に基づき国内の投資家に対して同様に発行又は譲渡される当該証券に適用される発行価格を下回る金額で外国預託機関に対して発行又は譲渡されることはない。

## 2. 貯蓄

1993年外貨建転換社債及び（預託証券の仕組みによる）普通株式発行制度に基づき発行された預託証券は、2014年DRスキームの対応する規程に従って発行されたものとみなされ、外国為替管理規制の明細表9に記載された規程に従わなければならない。

### (2) インドの有価証券の外国人所有に対する制限

インド政府は、外国人によるインドの会社への出資を厳しく制限している。インドの会社により発行される有価証券（米国預託株式等の株式を含む。）への外国からの投資は、1999年外国為替管理法（同法に基づき発布される規則、規制及び通知と併せて解釈される。）に準拠している。同法は、インド準備銀行に外貨の流出入を制限する権限を付与し、また特定の取引につき、インド準備銀行若しくはインド政府の関連部署の一般的な又は特別な許可なく実行することはできない旨を規定している。1999年外国為替管理法は、当座預金に係る取引に関する規制を緩和した。しかし、インド準備銀行は、資本勘定に係る取引（すなわち、関係者の資産又は負債（偶発債務を含む。）を変更する取引）を引き続き規制している。インド準備銀行は、1999年外国為替管理法に基づき、資本勘定に係る様々な種類の取引を規制する条例（インドの会社の株式の買取り及び発行に関する一定の事項を含む。）を発布した。

インド国外の居住者によるインドの会社の有価証券の発行又は譲渡、インドの有価証券（株式、転換可能なディベンチャー及びワラント）への外国投資、証券取引所売買デリバティブ契約並びに米国預託株式発行のためのルピー建ての株式の発行は、すべて適用ある1999年外国為替管理法の規定に準拠しており、かかる規定により定められる条件にのみ従うものとする。

インドの会社の外国投資制限には、外国直接投資に加え、対外ポートフォリオ投資家、非住居者であるインド人、外貨建転換社債、米国預託証券、グローバル預託証券及び外国企業が保有する転換優先株式による投資が含まれる。

外国投資法に基づき、非居住者による出資に適用される規制は下記のとおりである。

#### 外国直接投資

外国直接投資とは、非居住会社／インド国外の居住者（株式による）／強制転換優先株式／2017年外国為替管理（インド国外の居住者による有価証券の譲渡又は発行）規制に基づくインドの会社の強制転換ディベンチャー／新株予約権による投資を意味する。

上記規制は、外国人による銀行出資に対し、主に下記の制限を設けている。

- 外国人投資家（外国機関投資家及び対外ポートフォリオ投資家が行った外国間接投資を含む。）は、インド準備銀行により随時発布されるガイドラインに従い、適宜、当行の株式資本の74.0%まで保有することができる。49.0%以下の外国直接投資は自動承認され、特別の承認を要するものではない。一方、49.0%超74.0%以下の外国直接投資は、インド政府による承認を要する。加えて、総額50.0十億ルピー超となる外国資本インフローが発生する投資案について、担当部署は経済局の閣僚委員会の検討に付すものとする。74.0%を上限とする外国投資総額には、外国直接投資、米国預託株式／グローバル預託証券（預託証券）並びに対外ポートフォリオ投資家及び非居住者であるインド人／海外インド市民によるポートフォリオ投資計画に基づく投資が含まれ、また、私募及び公募により取得された株式並びに既存の株主より取得した株式が含まれる。常に、最低でも払込済資本の26.0%は、インドの居住者により保有されなければならない。ただし、外国銀行の完全子会社については除く。
- 非居住者であるインド人個人による株式保有は、本国送金原則及び本国非送金原則の双方により、払込済株式資本総額の5.0%を上限としており、非居住者であるインド人全体での投資総額の上限は、本国送金原則及び本国非送金原則の双方により、払込済株式資本総額の10.0%以下とされている。しかし、非居住者であるインド人による株式保有は、銀行の株主によるこれに係る特別決議により払込済株式資本総額の24.0%の額まで許容される。

- ・個人（その親戚、関連企業及び協働する者を含む。）による民間銀行への投資で、当該持株比率が5.0%以上に達するものは、株式又は議決権の取得につきインド準備銀行の事前の承認が必要となる。インド準備銀行は、その2015年11月19日付標準指針「民間部門銀行の株式又は議決権の取得に係る事前承認」に規定される条件に従い当該外国人投資家の「適格」な地位について審査する。かかる標準指針には、投資家による保有及び取得される株式/議決権の実質持分に関する広範な情報が記載されている。

さらに、銀行の株式を保有する者はいずれも、当該銀行の総議決権数の10.0%を超過して議決権を行使することができない。10.0%を超過する株式又は議決権の取得に関する承認は、特定の事案においてインド準備銀行の判断で検討される。ただし、インド準備銀行から10.0%以上の株式保有を認められている者は、最低5年間の保有期間の対象となる。

- ・外国銀行は、3つのチャネル、すなわち( )支店( )完全所有子会社及び( )民間銀行で最大74.0%の外国投資総額を有する子会社のうちいずれかを通じてのみ、インドにおいて業務を行うことができる。本国において銀行業に係る規制当局の規制を受け、かつインド準備銀行の免許の基準に適合する外国銀行は、インドにおいて完全子会社を設立することができる。外国銀行は、既存の支店を子会社に転換するか、銀行業免許を新たに取得することにより、完全所有子会社を設立することができる。外国銀行は、民間部門銀行の払込済資本のうち最低でも26.0%が常に居住者により保有されていることを条件に、既存の民間部門銀行の株式を取得して子会社を設立することができる。外国銀行の子会社は、新しい民間部門銀行と広く一貫性のある免許取得の要件及び条件に従う。

インド準備銀行は、以前、インドにおける外国銀行に対する指針を公表した。「-第2-3 事業の内容-(1) インドの金融部門の概要-(f) 外国銀行」も参照のこと。この指針は、2つの段階に分かれていた。2005年3月から2009年3月までの第一段階においては、外国銀行は、インド準備銀行が再建対象と認定した民間部門銀行のみに対する支配的な株式数を段階的に取得することができた。第二段階は、得られた実績の検討及び銀行部門のすべての利害関係人との協議の後、2009年4月に開始される予定であった。新規及び既存の外国銀行については、世界貿易機関に対する現在の合意内容を超えて、年間12の支店の増設が提案されていた。銀行が利用されていない地域に関しては、より緩やかな措置が採られる予定であった。しかし、2009年4月にインド準備銀行は、世界の金融市場の悪化を考慮し、より明確な回復並びに世界的な規制構造及び管理構造の改革が見られるまで第二段階を延期することを決定した。2011年1月において、インド準備銀行は、インドにおける外国銀行の存在に関する審議文書を公表した。2013年11月6日に、インド準備銀行はインドの外国銀行における完全子会社の設立に関する枠組みを公表した。インド準備銀行はまた、2013年10月に発表した第2四半期金融政策レビューにおいて、外国銀行に対し相互主義及び子会社形式での存在を前提に、国内銀行と同等の待遇を提供することを提案した。

ポートフォリオ投資計画には、下記のとおり定められている。

- ・2014年インド証券取引委員会（対外ポートフォリオ投資家）規則に基づき、対外ポートフォリオ投資家は、払込済株式資本の24.0%を総額の上限として保有することができる。民間部門銀行の場合、取締役会決議、株主の特別決議及びインド準備銀行への事前通知によりかかる上限を、部門別の上限/法定上限である74.0%まで引き上げることができるが、いかなる対外ポートフォリオ投資家も、1社で又はサブ口座を通じて、10.0%を超える払込済株式資本を保有してはならない。
- ・外国法人（OCB）は、ポートフォリオ投資計画に基づく投資を許可されていないが、当該計画に基づき既に実行した投資に関しては、かかる投資により取得した証券が証券取引所で売却される時点まで保有し続けてよいものとする。外国法人は、外国為替規制における様々なルート及び計画の下、インド準備銀行により投資事業体区分としての承認を取り消されている。

## 対外ポートフォリオ投資計画 - 株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントの購入

インド証券取引委員会は、2014年対外ポートフォリオ規制を導入し、これにより1995年インド証券取引委員会（外国機関投資家）規則は無効となった。2014年対外ポートフォリオ規制に基づき、外国機関投資家、サブ口座及び適格外国人投資家は、対外ポートフォリオ投資家という新たな投資家区分に統合された。インド証券取引委員会に登録された対外ポートフォリオ投資家は、インドの会社の株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントを購入することができる。2014年インド証券取引委員会（対外ポートフォリオ投資家）規則に規定される個々の対外ポートフォリオ投資家又は投資グループが保有する総株式数は、完全希薄化後の払込済株式資本総額の10%未満、又はインド企業が発行したディベンチャー、優先株式若しくは新株予約権の各シリーズの払込金額及びすべての対外ポートフォリオ投資家による保有株式数総額の10%未満とし、対外ポートフォリオ投資家全体での限度額は、完全希薄化後の払込済株式資本総額又はディベンチャー、優先株式若しくは新株予約権の各シリーズの払込金額の24.0%を超えてはならない。取締役会による特別決議、次に当行の株主総会による特別決議を通じて、この上限を払込済資本総額の部門ごとの制限である74.0%まで引き上げることができる。対外ポートフォリオ投資家の投資制限の共有は、共通の最大実質所有持分に基づく。同一の投資家/同一の最終投資家が2件以上の対外ポートフォリオ投資を構成しており、かかる投資家が当該対外ポートフォリオ投資において50.0%超の実質所有持分を有する場合、当該対外ポートフォリオ投資への投資制限は、単一の対外ポートフォリオ投資向けに規定された水準に統一される。すべての当該対外ポートフォリオ投資家は、投資グループの一員として扱われる。

## インド国外の居住者による株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントの譲渡

インド国外の個人の居住者（非居住者のインド人/海外インド市民及び外国法人を除く。）は、インド国外の居住者に対して、かかる人物の保有する株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントを売却又は贈与により譲渡することができる。インドの会社の株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントを保有するインド国外の居住者は、

- (a) 贈与によりインドの居住者に同一のものを譲渡することができる。
- (b) インド証券取引委員会の規定に基づき、インドの公認証券取引所で登録ブローカーを通じて同一のものを売却することができる。
- (c) インド準備銀行により随時定められる譲渡に関する価格決定ガイドライン、文書及び報告要件を遵守することを条件に、インド準備銀行による事前の承認を得ることなく、インドの居住者に同一のものを売却することができる。

民間部門銀行の株式の買取り又はその他の方法による買収に関するインド準備銀行のガイドラインは、かかる買収がかかる銀行の5.0%以上の払込済資本の保有又は管理に至る場合、当行の株式に投資する非居住者投資家にも適用される。民間銀行の株式の買取り又はその他の方法による買収に関するインド準備銀行のガイドラインに関する詳細に関しては、「第2-3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 持分制限」を参照のこと。

## 外国投資の報告

2018年6月、インド準備銀行は、インド国内の外国投資に係る異なる報告体制を一元化することを目的とした外国投資の報告についての改定版ガイドラインを発表した。2018年6月7日に発表された当該ガイドラインに従い、オンライン上で提出するシングル・マスター・フォームが導入された。シングル・マスター・フォームは、インドの会社に対する外国投資及びインド国外の居住者による金融商品への投資の総額を報告することを目的としたものである。

インド準備銀行は、シングル・マスター・フォームの導入に先立ち、企業が特定の形式で外国投資の総額に係るデータを入力するためのインターフェースを準備した。当該インターフェースは、2018年6月28日から2018年7月12日まで利用可能である。この前提条件を満たしていないインドの企業は、（外国間接投資を含む）外国投資を受けることができず、1999年外国為替管理法及びこれに係る規制に遵守していないとみなされる。

2018年9月以降、「インドにおける外国投資」に基づくすべての報告について、別途規定のない限り、インド準備銀行の外国投資に係る報告及び管理システムのプラットフォームから入手可能なシングル・マスター・フォームの使用が義務付けられている。

2018年9月以降、他のインド企業へのダウストリーム・インベストメント（2018年外国為替管理法（インド国外の居住者による有価証券の譲渡又は発行）（第二改正）施行規則第14条に基づき、投資を受けるインド企業に対する間接的な外国直接投資とみなされる。）を行うインド企業又は投資ビークルは、商工省産業政策推進局への報告を行う他、資本商品の割当日から30日以内にインド準備銀行に対してフォームD1を提出を義務付けられている。

## 米国預託株式の発行

インドの会社は、現在では2014年預託証券計画となった1993年外貨建転換社債及び（預託証券の仕組みによる）普通株式発行制度に基づき、外国人投資家に対して米国預託株式に表章される株式を発行することで、外貨財源を調達することを認められていた。かかる発行は、これに関連してインド準備銀行により随時通知される規制の規定どおりの分野別規制、申請ルート、最低資本基準、価格決定基準等に服している。

米国預託株式を発行するインドの会社は、インド準備銀行により定められる一定の報告要件に従わなくてはならない。インドの会社は、外国直接投資計画の下、インド国外の居住者に株式を発行することができ、かつ随時改定される既存の外国為替管理法及びこれに係る規定に定められる適格有価証券の海外保有の上限を超えていない場合には、米国預託株式を発行することができる。同様に、インド証券取引委員会により証券市場への参入を制限されている会社を含め、インド資本市場から資金を調達できないインドの会社は、米国預託株式を発行することはできない。投資家は、米国預託株式を購入、保有又は売却するにあたり、インド政府より特別な許認可を取得する必要はない。ただし、適用あるインド準備銀行の規制によりインドで投資することができないと判断された外国法人及びインド証券取引委員会により有価証券の購入、売却又は取引が禁じられている事業体は、インドの会社により発行された米国預託株式を引き受けることができない。上記にかかわらず、いかなる投資家も、その株式を米国預託株式プログラムから引出す場合、その投資は上記の外国人所有に関する一般的な制限に服し、ポートフォリオ投資制限に服することとなる。流通市場における外国直接投資家によるインドの銀行の証券の買取り又は非居住者のインド人及び対外ポートフォリオ投資家による上記の出資制限を超える投資は、その買取り又は投資ごとに、インド政府の許認可が必要となる。非居住者のインド人、外国法人及び外国機関投資家による預託機関から引出された株式の保有に関しては、同様に許認可が要求されるか否かは明らかではない。

さらに、投資家が米国預託株式プログラムから株式を引出した結果、直接的若しくは間接的な当行の保有比率が当行の自己資本の25.0%以上になる場合、又はかかる保有比率が当行の自己資本の25.0%以上であり、かつその後当該投資家が同事業年度中にさらに5.0%の株式を追加保有する場合、かかる投資家は、買収規定に基づき既存株主に対して公開買付を行う必要がある。民間銀行の株式の買取り又はその他の方法による買収に関するインド準備銀行のガイドラインに関する詳細に関しては、「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 持分制限」を参照のこと。

## 2014年預託証券計画

現在、適格者は2014年預託証券計画（その後の改正を含む。）に基づく預託証券の発行を目的として、外国預託機関に適格有価証券を発行又は譲渡することができる。ただし、1993年外貨建転換社債及び（預託証券の仕組みによる）普通株式発行制度に従って発行された預託証券は、2014年預託証券計画の対応する規定に従って発行されたものとみなされる。

### 3【課税上の取扱い】

#### (1) インドにおける課税上の取扱い

インドの居住者ではない者である投資家（かかる投資家がインド出身であるか否かにかかわらず。以下本項において「非居住者投資家」という。）に適用される米国預託株式及び株式に係る重要なインドの課税上の取扱いに関する以下の記述は、1961年インド所得税法（投資家が会社の合併又は再編において取得できる追加的な米国預託株式にも適用を拡大するために有効期限が延長された同法第115条ACに定める米国預託株式に関する特別税制、及び同法第115条ACの施行規則を含む。以下「インド所得税法」という。）の規定に基づくものである。インド所得税法は、金融法により毎年改正される。本書に記載されている課税上の取扱いは、その一部又は全部が将来のインド所得税法の改正により、修正又は変更される可能性がある。本概要は、非居住者投資家による米国預託株式及び株式の取得、保有及び売却に関するインドの法令の完全な分析を目的としたものではない。したがって、保有者は、インド法、居住地の法令、インド及びその居住国との間で締結された租税条約並びにインド所得税法第115条ACにより適用される規制に基づく課税上の取扱いを含み、かかる取得、保有及び売却の課税上の取扱いに関して、各自の税務顧問に相談をすることが望ましい。

##### (a) 居住性

インド所得税法の下では、個人は、すべての会計年度に関して、( )当該会計年度中に182日以上インドに滞在した場合、又は( )当該会計年度に先立つ4年間に合計365日以上インドに滞在し、かつ、当該会計年度中に60日（インドの国民又はインドの出身者でインド国外に居住している者が当該会計年度中にインドを訪問する場合又は当該会計年度中にインドの国民がその職業上の理由により若しくはインドの船舶の乗組員としてインドを離れる場合には、182日）以上インドに滞在した場合には、インドの居住者とみなされる。会社は、インドの会社である場合又は当該年度を通してその業務の事実上の経営が行われる場所がインドである場合には、当該会計年度に関してインドの居住者とみなされる。事務所又はその他の団体は、その業務の経営管理が完全にインド国外で行われない限り、インドの居住者とみなされる。

##### (b) 課税及び分配

受領された配当金は、インドにおける課税の対象にはならない。ただし、当行は、当行が支払う／宣言する／分配する配当金に関し、15%（12%の適用ある追加税及び4%の教育特別税を加える。）の税率の配当分配税を支払うことを義務付けられている。インド所得税法第115条-0(1A)の条項の下、当行が受領する配当金のうち、本項に基づき当行の国内子会社とその配当税を支払ったもの、又は当行がインド所得税法第115条BBDに基づき税金を支払った海外子会社から受領したものに関しては、当行により支払われる配当税の計算上の目的のため、当行の支払う／宣言する／分配する配当金から控除される。配当分配税は、分配金額の純額ではなく（配当税分を含む）総額に対して課せられ、そのため配当税率は20.555%（適用ある追加税及び教育特別税を含む。）に増加する。

##### (c) 米国預託株式の交換に関する課税

米国預託株式の引渡しに基づく非居住者投資家による株式の受領については、インドの税制上、課税事由は発生しない。

##### (d) 米国預託株式又は株式の売買に関する課税

非居住者投資家から非居住者投資家へのインド国外における米国預託株式の譲渡に関しては、当該譲渡人にインドの譲渡益税は一切課されない。外国機関投資家によるインドの居住者への米国預託株式の譲渡益は、譲渡益税が課される。

株式の売買により得られる譲渡益については、関連する二重課税防止条約による減免に服すものの、一般的には、譲渡人にインドの所得税が課され、源泉徴収する必要がある。譲渡益は、所有形態により、譲渡益又は事業所得として課税される。株式の保有期間が12ヶ月（米国預託株式の償還を要求した日を起算点とする。）を超える場合には、公認証券取引所で株式が取引され、かかる売買に対する有価証券取引税（以下に記載する。）が支払われる限り、発生した長期譲渡益は、2018年金融法の規定に従い課税され、長期譲渡益総額が10万ルピーを超過する場合は課税割合は所得税法第112条Aに基づき10%（適用ある追加税及び教育特別税を加える。）の割合となる。しかしながら、かかる追加要件は、特定の条件に従って、米国預託株式から株式への転換に係る有価証券取引税の支払いのために緩和された。株式の保有期間が12ヶ月以下である場合、発生した短期譲渡益は、15%（適用ある追加税及び教育特別税を加える。）で課税される。この税率は、所得額が譲渡益として取り扱われ、株式がインドの公認証券取引所において売却され、かつ有価証券取引税が課税される場合に適用される。その他の場合には、インド所得税法の条項に基づき適用される税率は、40%（適用ある追加税及び教育特別税を加える。）を上限として様々なものとなる。実際の適用税率は、非居住者投資家の性質を含む（ただし、これに限らない。）数々の要因により異なる。

非居住者投資家の居住する国とインド政府の間で締結された二重課税防止条約の条項により、上記の税率が引き下げられる場合がある。米国とインドとの間の二重課税防止条約により、米国の居住者がインドの譲渡益税を減免されることはない。すなわち、インドの現地法に基づき課税される。

長期及び短期の譲渡益税は、支払い可能であれば、上記のとおり、株式の売却により、インド所得税法の関連条項に基づき、非居住者への支払いに責任を負う者によって源泉控除され、非居住者は、インド所得税法第203条の条項に基づき、かかる課税控除を証する証書を受ける権利を有する。インド所得税法第195条に従い、非居住者に支払う譲渡益による収益は、より低い税率による源泉徴収証書が税務当局から入手できない限り、インド所得税法又は二重課税防止条約の税率のうち、被査定者により有益な税率による源泉徴収が課される。ただし、インド所得税法第196条Dに従い、外国機関投資家に支払われる証券の譲渡益について、課税控除は適用されない。さらに、非居住者投資家は、二重課税防止条約の適用の恩恵を受けるためには、インド国外における自身の居住地に関する証書、及び同法によって規定されるその他の書類を提出しなければならない。

加えて、税金が控除可能の場合、投資家はインド所得税局により発行された有効な永久勘定番号（PAN）を提出しない限り、(a)金融法に規定する関連条項に明記された税率、(b)有効な税率、又は(c)20%の中で最も高い税率にて控除される。非居住者投資家がPANを所持していない場合、高額な源泉徴収税の賦課を避けるため、課税識別番号は、名義、メールアドレス、連絡先、課税されている国における居住地の住所等その他の詳細とともに、かかる課税識別番号を立証する課税居住証書も併せて提出される。

インドの税制上、株式の売買により発生する譲渡益の金額を決定する場合、米国預託株式の引渡しにより引き出された株式の取得費用は、かかる償還に対する要求のあった日のボンベイ証券取引所又はインド全国証券取引所における市場価格とする。米国預託株式の引渡しにより受領される株式の保有期間は、米国預託株式の償還に対する要求のあった日から起算される。

インドの公認証券取引所において行われ、株券の受渡し又は譲渡により決裁された株式の売買に関する有価証券取引税は、売主及び買主に対して売買時点の取引金額に対し0.1%である。しかし、決裁が受渡し又は譲渡以外によってなされた場合、売主に対して売買時点の取引金額に対し0.025%の有価証券取引税が課される。

#### (e) 新株引受権

非居住者投資家に対する追加的な米国預託株式若しくは株式又は米国預託株式若しくは株式に係る新株引受権の分配は、非居住者である顧客がこれを保有する限り、インドの所得税の課税の対象にはならない。

非居住者投資家による他の非居住者投資家に対するインド国外での新株引受権の売却から得られた譲渡益で、租税条約に基づく免除を受けないものについて、インド税務当局により当該売却がインド国内で行われたものとみなされる場合がある（当行がインドに所在しているため）。かかる場合において、新株引受権の売却から得た収益には、上記「(d) 米国預託株式又は株式の売買に関する課税」に記載の方法でインドの譲渡益税が課される。

## (f) 無償交付

無償交付株式の場合、保有期間は、無償交付株式の割当ての日から起算される。2018年1月31日以前に取得された無償交付株式の取得費用は、2018年1月31日現在の無償交付株式の公正市場価格と同額とするが、発行価額を超過しないものとする。

## (g) 印紙税

当行は、米国預託株式の原株式の発行に際し、1株当たり発行価格の0.1%に相当する印紙税を支払わなければならない。米国預託株式の譲渡には、インド法に基づく印紙税は課されない。一般に、非居住者投資家は、原株式を表章する米国預託株式と引換えに預託機関から原株式の株券を受領する際に、株券の再発行について適用されるインド法に基づく印紙税を支払わなければならない。かかる印紙税は、当初の株券の発行に際して支払われる印紙税と同額である。同様に、非居住者投資家による原株式の株券の売却に関する合意についても、取引日における当該株式の市場価格の0.005%に相当する印紙税が課される。加えて、譲渡証書について、取引日における株式の市場価格の0.25%に相当する印紙税が課される。通常、印紙税は、譲受人である購入者が負担する。しかしながら、当行の株式は、株券の受渡しによる譲渡が許容される500株以下の売買の場合を除き、強制的に、株券を発行しない形態で受渡される。インドの印紙税法の下では、株券の受渡しが行われない形態での株式の取得又は譲渡については、印紙税は課されない。譲渡証書について支払われる印紙税を除き、上記の印紙税率はマハラシュトラ州において書類が捺印された場合に適用される。譲渡証書は、1899年インド印紙税法に定められる税率で捺印される。

1899年インド印紙税法は、2019年2月21日に改正されたが、当該改正はまだ効力を有していない。当該改正の効力発生後は、株券を発行しない形態の株式の譲渡/売却に対しても印紙税が課されることとなる。非居住者投資家による株式の譲渡/売却は、株券の受渡しが行われる場合には当該株式の市場価格に対して0.015%、又は株券の受渡しが行われない場合には0.003%の比率で印紙税が課される。預託機関及び証券取引所を介さない株式の売却及び/若しくは譲渡又は預託機関を介した売却及び/若しくは譲渡の場合には、売主に対して印紙税が課される。

## (h) その他の税

現在、米国預託株式又は原株式に適用される富裕税、贈与税又は遺産税はない。

## (i) 物品・サービス税

物品・サービス税は、国レベルで物品・サービスの製造、販売及び消費に対し課される包括的な税である。中央及び各州により物品・サービスの取引、すべてに課されている様々な間接税を併合させるものであり、物品・サービス税の範囲外であり閾値を下回る取引の場合を除き、2017年7月1日より物品・サービスの取引すべてに適用される。インドの公認証券取引所に上場された株式の売買に関して株式ブローカーに支払われる仲介手数料には、18%の物品・サービス税が課される。株式ブローカーは、物品・サービス税を徴収し、管轄当局に支払う義務を負っている。米国預託株式及び株式を含む証券の売却に関しては、物品・サービス税の適用範囲外である。

## (j) 一般的租税回避否認条項

一般的租税回避否認条項は、2017年4月1日から有効となる。ある特定の取引又は協議の主要な動機が節税であるとインド所得税局が主張した場合、一般的租税回避否認条項の規定を行使する権限が与えられる。一般的租税回避否認条項の規定が所得税局により行使された場合、税制優遇又は租税条約に基づく恩恵が得られないことがある。

## (2) 日本における課税上の取扱い

適用ある租税条約、所得税法、法人税法、相続税法及びその他の日本の現行の関連法令に従い、またこれらの法令上の制限の下、日本の居住者又は内国法人の所得（及び個人に関しては相続財産）が上記のインドにおける課税上の取扱いに記載された租税の対象とされた場合、かかる租税は、当該居住者又は法人が日本において支払うこととなる租税の計算上税額控除の対象となる場合がある。「 - 第 8 - 米国預託株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項 - (2) 米国預託株式保有者に対するその他の株式事務 - (g) 配当等に関する本邦における課税上の取扱い」を参照のこと。

## 4【法律意見】

当行のグループ・ジェネラル・カウンセルであるピラモド・ラオ氏より、大要、下記の趣旨の法律意見書が出されている。

- ( ) 当行は、インド法に基づく株式による有限責任会社として適法に設立され、かつ有効に存続しており、本書に記載された事業を営み、その財産を所有及び運用するすべての権限を与えられている。
- ( ) 本書中のインドの法令に関するすべての記述は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

以下の考察及び表は、インドGAAP（Ind ASへ移行していない企業に適用される会計基準）に従い作成した当行の監査済連結財務書類及びその注記に基づくものである。米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整、インドGAAPと米国GAAPの重大な相違点並びに米国GAAPに基づき要求される追加情報については、本書に記載される当行の「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記」に対する注記21及び22を参照のこと。米国GAAPによる主要財務データについては、「 主要な米国GAAPの財務データ」を参照のこと。

本会計年度以前の会計年度の財務書類は、本会計年度に用いられた分類方法に一致させるため一部再分類されている。これらの変更は、以前に発表された業績又は株主資本に影響を与えるものではない。当行の財務書類を作成する際に使用された会計報告方針は、一般的な業界の慣行を反映しており、インド勅許会計士協会によって公布された会計基準、並びにインド準備銀行、インド保険業規制開発委員会及び国立住宅銀行（National Housing Bank）により発布されたICICIバンク及び特定の子会社及びジョイントベンチャーに適用される各種ガイドラインを含め、インドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準（インドGAAP）に準拠したものである。

インドの銀行は現在、インド準備銀行が発表したガイドライン、2013年インド会社法第133条に基づく会計基準及びインドGAAPに従い、財務書類を作成している。2015年2月、インドにおける会計基準採用に関する立法当局である企業省は、2016年4月1日から段階的に開始されているインドの企業による新たなインド会計基準（Ind AS）への移行のためのロードマップを発表した。銀行、保険会社及び銀行以外の金融会社を対象に、2018年4月1日よりInd ASの実施を開始した。2018年4月、銀行を対象とするInd ASの実施は1年間延期された。さらに、2019年3月、法的な改正の提言がインド政府によって検討中であることから、銀行を対象としたInd ASの実施はさらなる通知がなされるまで延期された。2017年6月、保険会社を対象としたInd ASの実施は2年間延期され、2020年4月1日から開始する会計期間に適用可能となる。

2018年4月1日より、当行の銀行以外の金融子会社であるICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド（ICICI Securities Primary Dealership Limited）、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ICICI Prudential Asset Management Company Limited）及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド（ICICI Home Finance Company Limited）が、Ind ASを採用した。しかしながら、当行の連結財務書類を作成する際、当行の財務書類が引き続きインドGAAPに準拠して作成されているため、これらの事業体についてインドGAAPに準拠する財務書類が検討されている。本書中でこれらの子会社に関して報告/検討される数字はすべて、インドGAAPに従っている。

2015年度から2018年度の連結財務書類は、ビー・エス・アール・アンド・カンパニー・エルエルピー（BSR & Co. LLP）勅許会計士事務所が、また2019年度の連結財務書類は、ウォーカー・チャンディオク・アンド・カンパニー・エルエルピー（Walker Chandiook & Co LLP）勅許会計士事務所が、いずれもインド勅許会計士協会によって公布された監査基準に基づき監査を行った。2015年度から2019年度までの連結財務書類は、インドの独立登録監査法人であるKPMGにより、米国公開企業会計監督委員会の会計基準に従って監査された。KPMGの監査によるインドGAAPによる当行の公表連結財務書類並びに米国GAAPによる開示である米国証券取引委員会及び適用ある米国GAAPが定める純利益の調整及び株主資本の調整は、本書に記載されている。

インドの法令に基づき、当行の株主に向けて作成及び配布された当行の年次報告書には、インドGAAPに基づいて作成された連結及び非連結財務書類並びにインドGAAPに基づいて作成された非連結財務書類に基づく経営成績及び財政状態の分析が含まれている。

以下の情報は、「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載の詳細な情報及び当行の連結財務書類と併せて読まれるべきものである。過去の業績は、必ずしも当行の将来の業績を予見するものではない。

## 経営成績データ

以下の表は、表示された期間中における当行の経営成績のデータを示したものである。

(単位：百万(普通株式1株当たりの数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)
主要損益計算書データ：						
受取利息(1)	549,640	592,937	609,399	621,623	719,816	1,173,300
支払利息	(323,182)	(339,965)	(348,358)	(342,620)	(391,775)	(638,593)
純利息収入	226,458	252,972	261,041	279,003	328,041	534,707
非利息収入	352,523	421,021	524,577	568,068	593,249	966,996
総収益純額	578,981	673,993	785,618	847,071	921,290	1,501,703
非利息費用						
従業員に関する支払額及び引当金	(65,683)	(69,123)	(78,933)	(83,335)	(94,253)	(153,632)
保険事業に関する費用	(191,640)	(232,710)	(276,982)	(336,374)	(391,686)	(638,448)
その他の営業費用(2)	(92,905)	(106,062)	(125,785)	(137,847)	(156,650)	(255,340)
非利息費用合計	(350,228)	(407,895)	(481,700)	(557,556)	(642,589)	(1,047,420)
引当金及び税金控除前営業利益	228,753	266,098	303,918	289,515	278,701	454,283
引当金及び偶発債務	(45,363)	(123,054)	(165,825)	(179,730)	(204,618)	(333,527)
税引前利益	183,390	143,044	138,093	109,785	74,083	120,755
納税引当金	(53,967)	(33,775)	(24,690)	(18,789)	(17,191)	(28,021)
税引後利益	129,423	109,269	113,403	90,996	56,892	92,734
少数株主持分	(6,954)	(7,469)	(11,519)	(13,874)	(14,349)	(23,389)
純利益	122,469	101,800	101,884	77,122	42,543	69,345
普通株式1株当たり：						
利益 - 基本的(3)(7)	19.24	15.94	15.92	12.02	6.61	10.77
利益 - 希薄化後(4)(7)	19.04	15.83	15.84	11.89	6.53	10.64
配当(5)	5.00	5.00	2.50	1.50	1.00	1.63
帳簿価額(5)(6)(7)	130.10	139.18	154.37	159.77	160.10	260.96
期末発行済株式(単位：百万株)	6,377	6,396	6,407	6,428	6,446	
発行済株式の加重平均株式数						
- 基本的(単位：百万株)	6,364	6,388	6,401	6,417	6,436	
発行済株式の加重平均株式数						
- 希薄化後(単位：百万株)(7)	6,426	6,424	6,427	6,482	6,509	

- (1) 受取利息とは、ルピー建て及び外貨建ての貸付金（手形を含む。）及び分割払購入受取金に係る利息である。受取利息には、2015年度、2016年度、2017年度、2018年度及び2019年度の法人所得税還付に係る利息収入（それぞれ2.8十億ルピー、3.3十億ルピー、4.5十億ルピー、2.8十億ルピー及び4.9十億ルピー）が含まれている。
- (2) 固定資産に関する減価償却費及びその他の一般経費が含まれる。
- (3) 1株当たり利益は、加重平均株式数に基づき計算され、希薄化前の1株当たり純利益 / （損失）を示す。
- (4) 1株当たり利益は、加重平均株式数に基づき計算され、希薄化後の1株当たり調整済純利益 / （損失）を示す。2015年度、2016年度、2017年度、2018年度及び2019年度の各年度末現在において、それぞれ58,973,970株、105,867,630株、136,021,078株、98,589,014株及び68,001,501株の普通株式を、それぞれ加重平均行使価格である226.0ルピー、250.9ルピー、244.4ルピー、246.1ルピー及び265.9ルピーで購入することのできる、従業員に対して付与されたオプションが残存していたが、かかるオプションは逆希薄化であったため、希薄化後1株当たり利益の計算には含まれなかった。
- (5) インドでは、ある会計年度の配当は、通常、その翌会計年度に宣言され、支払われる。2015年度、当行は、1株当たり配当を5.00ルピーと宣言し、かかる配当を2016年度中に支払った。2016年度、当行は、1株当たり配当を5.00ルピーと宣言し、かかる配当を2017年度中に支払った。2017年度、当行は、1株当たり配当を2.50ルピーと宣言し、かかる配当を2018年度中に支払った。2018年度、当行は、1株当たり配当を1.50ルピーと宣言し、かかる配当を2019年度中に支払った。1株当たり配当額は、当該年度中に宣言された配当税を除く配当の総額に基づくものである。2019年度、当行は、1株当たり配当を1.00ルピーと宣言し、かかる配当は、次の年次株主総会における株主の承認に基づき、2020年度中に支払われる予定である。会計基準AS4「貸借対照表日以降に発生した偶発事象及び後発事象」の改正に基づき、当行は、かかる配当を2019年度の財務書類に計上していない。
- (6) 損益計算書の繰延税金資産及び営業権を差し引いた持分株式資本、未払いの従業員ストック・オプション並びに準備金及び剰余金を示す。
- (7) 当行は、2017年6月に、582,984,544株の無償交付株式を発行した。株式数は修正再表示され、再計算された前期の関連比率が表示されている。

以下の表は、記載された期間中における総資産平均に占める主要損益計算書データの比率を示したものである。平均残高は、日次平均残高（2014年9月までの期間は2週間ごとに計算されるICICIバンクの海外支店の平均残高を除く。）の合計である。2014年10月からについては、外国支店の平均残高も日次平均残高である。

（単位：％）

	3月31日に終了した年度				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
主要損益計算書データ:					
受取利息	7.16	7.00	6.52	6.18	6.46
支払利息	(4.21)	(4.01)	(3.73)	(3.41)	(3.52)
純利息収入	2.95	2.99	2.79	2.77	2.94
非利息収入	4.59	4.97	5.62	5.65	5.33
総収益	7.54	7.95	8.41	8.42	8.27
従業員に関する支払額及び引当金	(0.86)	(0.82)	(0.85)	(0.83)	(0.85)
保険事業に関する費用	(2.50)	(2.75)	(2.97)	(3.34)	(3.52)
その他の営業費用	(1.21)	(1.25)	(1.35)	(1.37)	(1.41)
非利息費用	(4.56)	(4.81)	(5.16)	(5.54)	(5.77)
引当金及び税金控除前営業利益	2.98	3.14	3.25	2.88	2.50
引当金及び偶発債務	(0.59)	(1.45)	(1.78)	(1.79)	(1.84)
税引前利益	2.39	1.69	1.48	1.09	0.67
納税引当金	(0.70)	(0.40)	(0.26)	(0.19)	(0.15)
税引後利益	1.69	1.29	1.21	0.91	0.51
少数株主持分	(0.09)	(0.09)	(0.12)	(0.14)	(0.13)
純利益	1.60	1.20	1.09	0.77	0.38

以下の表は、記載された期間における当社の主要な財務データを示したものである。

(単位：百万(%の数値を除く。))

3月31日現在又は3月31日に終了した年度

	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)
主要貸借対照表データ:						
総資産	8,257,953	9,175,270	9,857,247	11,242,810	12,387,939	20,192,341
投資	2,743,108	2,860,441	3,043,733	3,722,077	3,982,008	6,490,673
貸付金純額	4,384,901	4,937,291	5,153,173	5,668,542	6,469,617	10,545,476
不良顧客資産(総額)	173,870	293,216	458,861	575,261	491,845	801,707
負債合計(3)	7,410,907	8,234,163	8,810,927	10,136,513	11,245,404	18,330,009
預金	3,859,552	4,510,774	5,125,873	5,857,961	6,813,169	11,105,465
借入金	2,112,520	2,203,777	1,882,868	2,294,018	2,103,241	3,428,283
持分株式資本	11,597	11,632	11,651	12,858	12,895	21,019
準備金及び剰余金(1)	835,449	929,475	1,034,669	1,093,439	1,129,640	1,841,313
当期平均(2):						
総資産	7,675,783	8,474,703	9,339,862	10,061,763	11,139,970	18,158,151
有利子資産	6,449,193	7,246,635	7,911,740	8,443,631	9,340,049	15,224,280
貸付金純額	4,049,280	4,672,596	4,996,376	5,275,359	5,930,847	9,667,281
負債合計(3)	6,846,972	7,554,950	8,337,139	8,969,649	10,006,765	16,311,027
有利子負債	5,445,789	6,094,406	6,630,273	7,063,215	7,876,708	12,839,034
預金	3,539,500	3,940,495	4,498,174	5,038,306	5,725,449	9,332,482
借入金	1,906,290	2,153,911	2,132,099	2,024,909	2,151,259	3,506,552
株主資本	828,810	919,753	1,002,723	1,092,114	1,133,205	1,847,124
収益性:						
以下に占める純利益(%):						
総資産平均	1.60	1.20	1.09	0.77	0.38	
株主資本平均	14.78	11.07	10.16	7.06	3.75	
株主資本平均(優先株式資本を含む。)	14.71	11.03	10.13	7.04	3.75	
配当性向(%) (4)	23.67	28.56	14.31	12.50	15.13	
スプレッド(%) (5)	2.63	2.64	2.48	2.54	2.76	
純金利差益率(%) (6)	3.55	3.52	3.33	3.33	3.54	
収入原価比率(%) (7)	60.49	60.52	61.31	65.82	69.75	
資産平均原価比率(%) (8)	4.56	4.81	5.16	5.54	5.77	
資本(9):						
総資産平均に占める株主資本平均の比率(%)	10.80	10.85	10.74	10.85	10.17	
資産価値:						
顧客資産純額に占めるリストラクチャリングされた資産純額の比率(%)	2.41	1.64	0.84	0.28	0.05	
顧客資産純額に占める不良資産純額の比率(%) (10)	1.54	2.66	4.73	4.59	2.00	
リストラクチャリングされた資産総額に占めるリストラクチャリングされた資産に対する引当金の比率(%)	7.23	7.68	5.92	3.38	7.46	
不良資産総額に占める不良資産に対する引当金の比率(%)	55.59	49.60	41.09	48.97	70.86	
顧客資産総額に占める引当金の比率(%) (11)	2.89	3.36	3.86	4.73	5.09	

- (1) オプションの行使 / 失効の際、「持分株式資本」又は「準備金及び剰余金」へ振り替えられる未払いの従業員ストック・オプションの残高を含む。
- (2) 平均残高は、日次平均残高（2014年9月までの期間は2週間ごとに計算されるICICIバンクの海外支店の平均残高を除く。）の合計である。2014年10月からについては、外国支店の平均残高も日次平均残高である。
- (3) 優先株式資本及び少数持分を含むが、株主資本は含まない。
- (4) 当期純利益に対する持分株式資本に関して支払われる配当金総額（配当税控除後）の比率を示す。
- (5) 有利子資産平均のイールド及び有利子負債平均の原価の差を示す。有利子資産平均のイールドとは、有利子資産平均に占める受取利息の比率をいう。有利子負債平均の原価とは、有利子負債平均に占める支払利息の比率をいう。
- (6) 有利子資産平均に対する純利息収入の比率を示す。純金利差益率及びスプレッドの差は、有利子資産平均及び有利子負債平均の差に起因している。有利子資産平均が有利子負債平均を超える場合、純金利差益率は、スプレッドより大きくなり、また有利子負債平均が有利子資産平均を超える場合、純金利差益率は、スプレッドより小さくなる。
- (7) 収入合計に対する非利息費用の比率を示す。収入合計は、純利息収入及び非利息収入の合計を示す。
- (8) 総資産平均に対する非利息費用の比率を示す。
- (9) 2019年度末現在、インド準備銀行のパーゼルのガイドラインに基づくICICIバンクの非連結での自己資本比率は、普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率13.6%、Tier 1 リスク・ベース資本比率15.1%及びリスク・ベース自己資本比率合計16.9%である。2019年度末現在、インド準備銀行のパーゼルのガイドラインに基づく当行の連結での自己資本比率は、普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率13.4%、Tier 1 リスク・ベース資本比率14.7%及びリスク・ベース自己資本比率合計16.5%である。
- (10) 各子会社の規制当局により発行されたガイドラインに従って不良債権と認められた債権を含む。
- (11) 正常先資産に対する一般引当金を含む。
- (12) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え / 再分類されている。

## 主要な米国GAAPの財務データ

以下の表は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づく特定の主要な財務データを示したものである。

(単位：百万(1株当たりの数値を除く。))

3月31日現在又は3月31日に終了した年度

	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)
総収益(1)	319,924	371,339	436,639	576,138	560,171	913,079
ICICIバンクの株主に帰属する 純利益/(損失)	116,913	73,037	62,399	178,680	94,950	154,769
総資産	7,127,753	7,855,336	8,243,392	9,851,035	10,860,773	17,703,060
ICICIバンクの株主資本	938,253	981,675	1,034,759	1,212,771	1,315,305	2,143,947
その他の包括利益累計額/(損失)	46,436	44,486	63,305	42,464	46,546	75,870
1株当たり						
継続事業純利益/(損失) - 基本的(2)	18.36	11.43	9.75	27.84	14.75	24.04
継続事業純利益/(損失) - 希薄化後(3)	18.21	11.36	9.70	27.65	14.61	23.81
配当(4)	4.60	5.00	5.00	2.50	1.50	2.45

(1) 純利息収入に非利息収入を加算した数値を示す。

(2) 希薄化前の基本的1株当たり利益を示す。

(3) 希薄化後の1株当たり利益を示す。2015年度、2016年度、2017年度、2018年度及び2019年度の各年度末現在において、それぞれ58,973,970株、105,867,630株、136,021,078株、98,589,014株及び68,001,501株の普通株式を、それぞれ加重平均行使価格である226.0ルピー、250.9ルピー、244.4ルピー、246.1ルピー及び265.9ルピーで購入することのできる、従業員に対して付与されたオプションが残存していたが、かかるオプションは逆希薄化であったため、希薄化後1株当たり利益の計算には含まれなかった。

(4) インドでは、ある会計年度の配当は、通常、その翌会計年度に宣言され、支払われる。2015年度、当行は、1株当たり配当を5.00ルピーと宣言し、かかる配当を2016年度中に支払った。2016年度、当行は、1株当たり配当を5.00ルピーと宣言し、かかる配当を2017年度中に支払った。2017年度、当行は、1株当たり配当を2.50ルピーと宣言し、かかる配当を2019年度中に支払った。2018年度、当行は、1株当たり配当を1.50ルピーと宣言し、かかる配当を2019年度中に支払った。2019年度、当行は、1株当たり配当を1.00ルピーと宣言し、かかる配当は株主の承認に基づき、2020年度中に支払われる予定である。インド会計基準AS4「偶発事象及び後発事象」の改正に従い、当行は2019年度の財務書類にかかる配当を計上していない。

(5) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え/再分類されている。

## 2【沿革】

ICICIは、1955年に世界銀行、インド政府及びインドの産業界代表らのイニシアティブで設立された。主要な目的は、インドの事業に対し中長期のプロジェクト・ファイナンスを提供する開発金融機関を創設することであった。1980年代後半まで、ICICIはその活動につき、主にプロジェクト・ファイナンスに注力しており、様々な産業プロジェクトに対して長期的な資金提供を行っていた。1990年代におけるインドの金融部門の自由化に伴い、ICICIはプロジェクト・ファイナンスのみを提供する開発金融機関から多様な金融サービスの提供機関へと事業を移行し、その子会社及びその他のグループ会社とともに多様な商品及びサービスを提供した。インド経済がより市場志向型となり、世界経済と統合するにつれ、ICICIはより広範囲の顧客に対し、より多様な金融商品及びサービスを提供する新たな機会を利用することとなった。ICICIバンクは、1994年にICICIグループの一部として設立された。

ユニバーサル・バンキングの問題は、インドにおいてはICICIのような長期貸付機関の商業銀行への転換を意味するものであったが、これは1990年代後半に詳細に検討されてきた。銀行への転換により、ICICIは低価格の要求払い預金を受け入れることが可能となり、より多様な商品及びサービスを提供し、銀行手数料という形で資金をベースとしない利益を得るためのより多くの機会を得ることができる。ICICIバンクはまた、インドの銀行業界において起こりつつある競争の激化という状況を考慮し、様々な戦略上の選択肢を検討している。ICICIバンクは、インドの銀行業界における主要な成功要因は、多大な資本基盤並びに業務の規模及びスケールにあるとみている。銀行へ転換したことによる利益及びインド準備銀行のユニバーサル・バンキングに係る発表を考慮し、ICICI及びICICIバンクは2002年に合併した。

## 3【事業の内容】

### (1) インドの金融部門の概要

#### (a) 一般

インドの中央銀行及び金融当局であるインド準備銀行は、インドの金融制度における中央規制及び監督当局である。インドの金融部門には公共部門及び民間部門の様々な金融仲介業者が参加しており、以下のものが含まれる。

- ・ 商業銀行
- ・ 信用組合銀行
- ・ 住宅金融会社等の、銀行以外の金融会社
- ・ その他特殊金融機関及び州レベルの金融機関
- ・ 保険会社
- ・ ミューチュアル・ファンド

以下では、まずインド準備銀行及び商業銀行を中心にインドの金融制度の主要参加者のそれぞれの役割及び活動の概要について述べる。続いて、銀行改革プロセスの概要及び近年発表又は提案された主要な改革策について述べる。最後に、近年の金融政策声明においてインド準備銀行により発表された措置について概説する。

#### (b) インド準備銀行

インド準備銀行は、1935年に設立されたインドの中央銀行及び金融当局である。インド準備銀行は、国の貨幣供給量及び外国為替を管理し、またインド政府及び国内の商業銀行の銀行としての役目も果たしている。インド準備銀行は、中央銀行としての従来の役割の他、いくつかの発展的かつ促進的な役割を果たしている。

インド準備銀行は、エクスポージャー・リミット、利益の認識、資産分類、不良資産及びリストラクチャリングされた資産に対する引当金の設定、商業銀行、長期貸付機関及び銀行以外の金融会社の投資評価及び自己資本比率に関するガイドラインを策定した。インド準備銀行は、これらの機関に対し、それらの事業に関する情報を定期的に提出するよう要求している。インド準備銀行は、必要に応じて、銀行会社に対して、ストレス資産の破綻処理について指示を出すことができる。インドの金融制度における規制当局及び監督当局としてのインド準備銀行の役割並びに当行に対するその影響の詳細については、「 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制」を参照のこと。

### (c) 商業銀行

インドの商業銀行は、工業、貿易及び農業の短期資金ニーズ又は運転資金需要額を満たしており、インフラ等の部門への長期的融資を提供し、また小口向け貸付商品の提供を行っている。2019年3月31日現在、国内には147の指定商業銀行があり、141,756店の支店網を有しており、それらの預金口座残高は約125.6兆ルピーであった。指定商業銀行は、1934年インド準備銀行法の別表2に記載されている銀行で、さらに公共部門銀行、民間部門銀行及び外国銀行に分類される。指定商業銀行はインド全土に支店を有しており、約62.9%の支店が国内の農村部又は郊外に所在している。

### (d) 公共部門銀行

公共部門銀行は、インドの銀行システムにおいて最も大きな区分である。これには、インドステイト銀行 (State Bank of India)、国有化銀行18行及び地域農村銀行53行が含まれる。2019年3月31日現在、地域農村銀行を除いた残りの公共部門銀行の支店は88,434店であり、指定商業銀行の総銀行融資残高の58.8%及び総預金の63.1%を占めていた。インドステイト銀行は、総資産に関して、インド最大の銀行である。インドの銀行業界において最も大きな統合の1つで、インドステイト銀行はその連携銀行5行及びバーラティヤマヒラ銀行 (Bharatiya Mahila Bank) を2017年4月1日付で吸収合併した。2018年9月、インド政府は、バローダ銀行 (Bank of Baroda)、ビジャヤ銀行 (Vijaya Bank) 及びデナ銀行 (Dena Bank) の3つの公共部門銀行の合併を発表した。かかる合併は2019年4月1日付で効力が生じた。

地域農村銀行は、農村経済の発展を目的として、インド中央政府、州政府及び支援商業銀行の共同出資で1976年から1987年の間に設立された。地域農村銀行は、小規模農家、職人、小規模企業家及び農業労働者への融資を行っている。国家農業農村開発銀行 (National Bank for Agriculture and Rural Development) は、地域農村銀行の職務を監督する責任を負っている。2019年3月31日現在、53の地域農村銀行があり、21,873の支店を有しており、指定商業銀行の総預金の3.4%及び総銀行融資残高の2.9%を占めていた。

### (e) 民間部門銀行

銀行国有化の第一段階が1969年に完了した後、公共部門銀行がインドの銀行業の最大部分を占めていた。1993年7月、銀行改革プロセスの一環として、また銀行部門における競争を誘発する手法として、インド準備銀行は、民間部門が銀行システムへ参入することを認めた。その結果、当行を含む新規民間部門銀行が参入した。2019年3月31日現在、直近で許可を受け、2016年度に営業を開始しているIDFCリミテッド (IDFC Limited) (2019年度にIDFCファースト・バンク・リミテッド (IDFC First Bank Limited) に名称変更) 及びバンドハン・フィナンシャル・サービス・プライベート・リミテッド (Bandhan Financial Services Private Limited) を含む、合計22の民間部門銀行がある。2019年度、インド生命保険公社 (Life Insurance Corporation of India) が公共部門銀行であるIDBIバンク (IDBI Bank) の所有権を取得し、その後かかる銀行はインド準備銀行により民間部門銀行へと再分類された。2015年9月、インド準備銀行は、民間部門の小規模銀行10行及び支払銀行11行に対して、大筋の許可を付与した。小規模銀行10行及び支払銀行7行は営業を開始しており、免許を所有する支払銀行3行は許可を破棄した。最近、営業を開始していた支払銀行が自主的に営業を終了することを決定した。「 - (m) 構造改革 - ( ) 分化した免許」も参照のこと。インド準備銀行は、2019年6月に発表された金融政策声明において、小規模銀行に対する即時免許付与に関するガイドラインの草案を発表することを提案した。

2019年3月31日現在、小規模銀行を含む民間部門銀行は、指定商業銀行の総預金の約29.0%及び総銀行融資残高の34.2%を占めていた。その31,154店の支店網は、国内の指定商業銀行の全支店網の22.0%を占めていた。

## (f) 外国銀行

2019年度において、インドで営業している外国銀行は46行である。2019年3月31日現在、外国銀行は、295の支店を有しており、指定商業銀行の総預金の4.5%及び総銀行融資残高の4.1%を占めていた。インド準備銀行は、自由化プロセスの一環として、国内の銀行に課されている要件とほぼ同じ要件に従って外国銀行が自由に営業することを認めた。インドの外国銀行の大半の主な業務は、法人セグメントにおけるものである。しかしながら、外国銀行の中には、小口向け銀行業務をそのポートフォリオの大部分としたものもある。外国銀行の大半は、親銀行の支店を通じてインドで営業を行っている。外国銀行の中には、法人向け貸付及び小口向け貸付の双方のために、銀行以外の金融会社、投資銀行業、証券仲介業、保険及び資産管理業を担う完全子会社又はジョイントベンチャーを有しているものもある。

2004年7月6日付通知書において、インド準備銀行は、取得銀行が被取得銀行の株式を新たに取得することによりその取得銀行の持分が被取得銀行の株式資本の5.0%を超えることとなる場合には、銀行は当該被取得銀行の株式を取得してはならない旨を定めている。これは、インドに支店を有する外国銀行がインドの銀行に対して保有する持分に対しても適用される。インド準備銀行は、2005年2月28日に「インドの外国銀行の支店に対する指針」に関する通知を発表し、外国銀行の支店に関して以下の措置を公表した。

- ・第一段階中（2009年3月まで）、外国銀行は、完全子会社を設立し又は既存支店を完全子会社に転換することにより、支店を設置することができた。
- ・さらに、第一段階中、外国銀行は、インド準備銀行が再建対象と認定した民間部門銀行についてのみ、支配的な株式数を段階的に取得することができた。
- ・新規及び既存の外国銀行については、世界貿易機関との現在有効な合意において年間12の支店の増設が認められているが、これを超えて設置することが提案されていた。銀行の少ない地域に関しては、より寛大な措置がとられる予定である。
- ・第二段階中（2009年4月以降に予定された）、第一段階の見直し後に、外国会社は、74.0%を上限として、インドの民間部門銀行の持分を取得することができるようになる。

しかしながら、2009年度における世界の金融市場の悪化を考慮して、経済回復の兆しが明確に見え、国際規制及び監督構造改革が行われるまで、第二段階の中断を決定した。

2013年11月、インド準備銀行は、インドでの外国銀行による完全子会社の設立のための計画を公表した。かかる計画により、2010年8月より後に営業を開始した又は今後開始を予定している外国銀行は、一定の基準が適用となる場合に、完全子会社を通じてのみ営業を開始することができる想定されている。これらの基準には、とりわけ自国の預金者の請求に対し法的な優先権を与える法域における設立が含まれる。さらに、2010年8月より後に支店形式によってインドでの事業を開始した外国銀行は、システム上重要であると判断された場合は、当該事業を子会社へと移行させる必要がある。銀行は、インドの貸借対照表（オフバランスシート項目のクレジット等価額を含む）における資産が、インドの銀行システムの資産の0.25%を超える場合に、システム上重要であると判断される。子会社の設立には、インド準備銀行の承認を必要とし、このためインド準備銀行は、親会社の設立国との経済的及び政治的な関係及び親会社本国との相互関係を含む様々な要因を考慮する。外国銀行の子会社に対する規制の枠組みは、管理、行政指導に基づく貸付、投資及び支店拡大の点を含め国内の銀行に適用されるものと実質的に同様である。外国銀行の完全子会社は、さらなる検討の後、インドの民間部門銀行に適用される74%の外国人の保有の上限を遵守することを条件に、インドの民間部門銀行との合併取引及び買収取引を許可される可能性がある。インド準備銀行はまた、2013年10月に発表した第2四半期金融政策レビューにおいて、外国銀行に対し相互主義及び子会社形式での存在を前提に、国内銀行と同等の待遇を提供することを提案した。

2012年7月、インド準備銀行は、優先部門貸付基準の修正を行い、またインドにおいて20以上の支店を有する外国銀行に対しても、国内の銀行へ規定されていると同様に、優先部門貸付基準を満たすことを義務付けた。2015年4月、インド準備銀行は優先部門貸付基準を修正し、支店数が20未満の外国銀行に対しても、2020年度までに優先部門貸付基準を段階的に達成するよう要求した。さらに、2019年度から、20以上の支店を有する外国銀行もまた、小規模農家及び限界的小農並びに零細企業に対する優先部門貸付副目標を達成するよう要求されている。

### (g) 長期貸付機関

長期貸付機関は、中期及び長期の財政支援を行い、様々な産業における新規事業の立上げ並びに既存設備の拡張及び近代化を図る目的で設立された。第二次ナラシムハム委員会の提言並びに長期貸付機関と銀行の役割及び業務を調整するために1999年に設置されたワーキング・グループであるカーン・ワーキング・グループの提言に従い、インド準備銀行は、2000年度、銀行に適用される健全性基準の遵守を前提として長期貸付機関が銀行に転換する権利を有する旨を発表した。2002年4月、ICICIは、当行と合併した。2003年工業開発銀行（事業の譲渡及び廃止）法により、インド工業開発銀行は、1956年インド会社法に基づき設立された銀行に転換された。インド工業開発銀行の子会社であった新規民間部門銀行であるIDBIバンク・リミテッド（IDBI Bank Limited）は、2005年4月にインド工業開発銀行と合併した。インド企業の長期資金需要は、主として銀行、インド生命保険公社及び特殊な銀行以外の金融会社により達成された。インド企業はさらに、機関投資家及び個人投資家に対して債券を発行する。

### (h) 信用組合銀行

信用組合銀行は、インドの都市部及び郊外の農業、中小企業及び自営業者の資金調達ニーズに応じる。州の土地開発銀行及び主要な土地開発銀行は、農業への長期貸付を行っている。2001年度に一部の信用組合銀行が直面した流動性及び破産に関する問題を考慮して、インド準備銀行は、正式な法改正までの間に、株式に対する融資、コール市場からの借入及び都市部の他の信用組合銀行に預け入れた定期預金に関する措置を含む、いくつかの経過措置を講じた。現在、都市部の信用組合銀行の監督及び規制に関してはインド準備銀行が、また州の信用組合銀行及び地域の信用組合銀行に関しては国家農業農村開発銀行（NABARD）が責任を有している。2004年改正銀行規則及び雑則に関する法律は、インド準備銀行による全信用組合銀行に対する規制に関して規定している。

信用組合銀行の資本構造を強化するため、インド準備銀行は、2014年1月に、州及び中央の信用組合銀行に対し最低自己資本要件9.0%を3年間にわたって段階的に達成するよう発表した。ガイドラインでは、2015年3月31日までに最低自己資本比率を7.0%、2017年3月31日以降9.0%とするよう定めている。信用組合銀行は、定められた最低自己資本要件を満たすために、長期定期預金及び永久債を発行することができる。さらに、2018年8月より、インド準備銀行の流動性調整枠に加えて流動性管理についてのさらなる方策を提供する目的で、指定された都市部の信用組合銀行及び州の信用組合銀行のうち、有効な中核的銀行システムであり、9.0%以上の自己資本比率を有するものに対し、限界常設ファシリティが設定された。

インド準備銀行は、経営が良好な信用組合銀行の業務拡大を可能にする措置を発表した。1.0十億ルピー以上の純資産及びテクノロジーベースの設備を有する財務状態が良好な都市部の信用組合銀行には、クレジットカードの発行が許可されている。州の信用組合銀行には、インド準備銀行の事前の許可を得ることなく店舗外現金自動預払機（ATM）及び移動ATMを設置することが許可されている。主要な銀行ソリューション、自己資本比率が10.0%を上回ること及び純資産が250百万ルピーを上回るような特定要件を満たしている信用組合銀行は、顧客にインターネット・バンキング制度を提供し、オープンシステムのプリペイド支払機を発行することが許可されている。2019年度、インド準備銀行は特定の要件を満たす大手都市協力銀行が任意で小規模金融銀行に転換できるよう提案した。

## (i) 銀行以外の金融会社

2019年3月31日現在、インドには9,659の銀行以外の金融会社があり、そのほとんどが民間部門に属する。このうち、88社は銀行以外の預金受入金融会社であり、残りは非預金受入事業体であった。銀行以外の金融会社は、すべてインド準備銀行に登録しなければならない。銀行以外の金融会社は、( )負債の種類により、銀行以外の預金を取り扱う金融会社及び銀行以外の預金を取り扱わない金融会社に、( )銀行以外の預金を取り扱わない金融会社のうち、その資産規模が1.0十億ルピーを超える構造的に重要な企業及びその他の預金を取り扱わない企業という規模別、( )その事業内容によって分類することができる。一般預金を取り扱う会社は、銀行と同様に、インド準備銀行による厳格な監督及び自己資本比率規制に従わなければならない。銀行以外の金融会社は大きく8つのカテゴリー(資産運用会社、貸付会社、投資会社、インフラストラクチャー金融会社、インフラデットファンド、小規模金融機関、ファクター投資会社及びコア投資会社)に分類される。2017年度、インド準備銀行は新しい種類の銀行以外の金融会社及び口座収集業者を導入し、これらは、顧客間又は顧客とその他の人物の間での財務情報を顧客の指示どおりに統合、整理及び提示する。これらは、いかなる金融サービスを提供すること又は金融取引の支援をすることができない。2019年度、インド準備銀行は、運用の柔軟性を高めるために、銀行以外の金融会社の3つの異なるカテゴリーを1つに統合することを決定した。これにより、資産運用会社、貸付会社及び投資会社は、投融資会社という1つのカテゴリーへと統合された。

2019年3月31日現在、預金を取り扱う銀行以外の金融会社及び預金を取り扱わないシステム上重要な銀行以外の金融会社の資産合計は、20.6兆ルピーであり、総銀行融資残高は18.6兆ルピー、借入は19.6兆ルピーであった。

当行の子会社であるICICIセキュリティーズ・リミテッド(ICICI Securities Limited)は、銀行以外の金融会社であり、一般預金を取り扱わないが、当行の子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニーは、住宅金融会社であり、一般預金を取り扱っている。銀行以外の金融会社の主な業務は、自動車金融、住宅金融及び耐久消費財金融等の消費者金融、中小企業向け手形割引及びインフラ金融等のホールセール金融商品並びに投資銀行業務及び引受業務等の手数料業務である。インフラ計画への資金流入を強化する目的で、2011年11月、インド準備銀行は、ミューチュアル・ファンド又は銀行以外の金融会社の形をとるインフラデットファンドの設立に関するガイドラインを策定した。2013年度において当行は、その他の国内及び海外の銀行並びに金融機関と共同して、インドにおける初の銀行以外の金融会社の構造を持ったインフラデットファンドを設立した。かかる会社につき、当行の株式持分は、当行の完全子会社の持分と合わせて42.3%である。

インド準備銀行は、多様な種類の銀行以外の金融会社に対して、貸付、エクスポージャー及び引当の要件並びに貸付のリストラクチャリングに係るガイドラインを策定している。2011年8月、インド準備銀行は、銀行以外の金融会社部門の問題に関するワーキング・グループ報告書を発表した。2015年3月、インド準備銀行は、ワーキング・グループによる提案に従って、銀行以外の金融会社の最終的な規制枠組みを発表した。グループは、銀行以外の金融会社としての登録には最低500百万ルピーの資産及び最低20百万ルピーの自己資金純額を必要とすること、12.0%のTier 1資本の最低値、流動性比率、より厳密な資産分類基準及び引当規定を導入すること、並びに不動産へのエクスポージャーを制限することを提案した。銀行以外の預金を取り扱う金融会社は、一般預金を取り扱うためには最低限の投資格付を取得しなければならない。投資格付を下回る格下げがされた際には、かかる会社は新たな預金の受入れ及び既存の預金の更新を行ってはならない。さらに、銀行以外の預金を取り扱う金融会社は、2016年3月31日までに8.5%、2017年3月31日までには10.0%のTier 1資本の最低値を達成しなければならなかった。2018年2月、銀行以外の預金受入金融会社は顧客の苦情を処理するため、オンブズマン制度の条項を満たすよう要求された。2019年4月、かかる要求は、顧客インターフェースを有する資産規模が1.0十億ルピー以上の銀行以外の預金を取り扱わない金融会社にも適用された。

2019年度、主にインフラ部門に従事する大手の銀行以外の金融会社のデフォルトを受けて、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社の課題が浮かび上がった。これにより、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社の債券の流動性状況が厳しくなり、利回りが上昇し、その結果、資金調達や成長が困難となった。これらの金融会社は債券市場へのアクセスが制限されていたため、これらの金融会社に対する銀行貸付が増加し、かかる部門への銀行融資が成長した。インド準備銀行は、銀行以外の金融会社への融資の流れを円滑にし、銀行システムによる支援を推進するために、いくつかの措置を発表した。これには、格付が付与されている、システム上重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の金融会社に対する銀行のエクスポージャーを、以前の統一された100%のリスク加重という要件ではなく、法人借入人のエクスポージャーと同様に、認可された格付機関による格付に基づきリスク加重することを認めること、財政的に健全な銀行以外の金融会社の高格付のプールされた資産の購入を可能にするために、公共部門銀行に、保有国債の余剰分の範囲内で追加的な流動性をもたらすこと、並びに合計で普通預金及び定期預金の純額の1.0%である流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティを、予定されていた2019年8月及び2019年12月より前倒しで、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社への融資残高の2019年6月5日現在からの増加分の範囲内で増額することが含まれる。インド政府は、2019年度予算において、公共部門銀行による銀行以外の金融会社からの貸付ポートフォリオの購入について、期限付の部分的な信用保証を発表した。

2015年7月、インド準備銀行は、銀行以外の金融会社の支配権の取得又は譲渡に関するガイドラインを策定した。かかるガイドラインに従い、支配権の承継若しくは支配権の取得による銀行以外の金融会社の経営の変化、持株の変動又は30%以上の取締役を新たに任命したことによる経営の変化は、インド準備銀行による事前の許可なくして行うことはできない。さらに、かかる事柄が発生する最低30日前に、公告がされなければならない。

銀行以外の金融会社は、公募又は私募によってディベンチャーを含む株式又は負債証券の発行を行うことで資金を調達している。銀行以外の預金を取り扱わない金融会社は、前会計年度の3月31日現在のTier 1資本の総額の15.0%を上限として、Tier 1資本に含める適格性のある永久債を発行することができる。さらに、銀行以外の金融会社によるディベンチャーの私募に関し、インド準備銀行は、ディベンチャーの発行はグループ会社の資金調達を促進するためではなく、自社の貸借対照表に計上される資金調達のために行われるべきであると規定するガイドラインを、2013年6月に策定した。またかかるガイドラインにより、2件の私募の間の必要最低期間は6ヶ月間、投資家の上限人数は49名と規定されており、銀行以外の金融会社は、自社のディベンチャーが担保とされている場合に貸付を行うことを制限されている。

これまで、インド準備銀行は銀行以外の金融会社へ銀行業務免許を発行してきた。2003年に、コタク・マヒンドラ・ファイナンス・リミテッド(Kotak Mahindra Finance Limited)は、インド準備銀行から銀行業務免許を付与され、コタク・マヒンドラ・バンク(Kotak Mahindra Bank)に転換した。2014年4月、インド準備銀行は銀行以外の金融会社2社、IDFCリミテッド(2019年度にIDFCファースト・バンク・リミテッドに名称変更)及びバンドハン・フィナンシャル・サービスズ・プライベート・リミテッドに対して、大筋の許可を発行した。かかる金融会社は両方、2016年度に営業を開始している。2015年9月、インド準備銀行は、そのほとんどが銀行以外の小規模金融機関である、免許申請者10社に対して小規模銀行の大筋の許可を付与した。小規模金融銀行10行は営業を開始した。2016年7月、IDFC銀行は小規模金融機関を取得しており、これは銀行による小規模金融機関の初の買収となった。2018年度、インダスインド・バンク(IndusInd Bank)が小規模金融機関であるバハラー・フィナンシャル・インクルージョン(Bharat Financial Inclusion Limited)を取得した。

## ( ) 住宅金融会社

住宅金融会社は、銀行以外の金融会社の別個のサブグループを形成する。住宅部門への投資を促すために、近年インド政府が様々な奨励策を行った結果、この事業の範囲は大幅に拡大した。ハウジング・デベロップメント・ファイナンス・コーポレーション・リミテッド (Housing Development Finance Corporation Limited) は、インドで住宅金融を提供する最大手の機関である。銀行を含め、数社が住宅金融業に参入した。当行は、また住宅金融子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニーを有している。国立住宅銀行及びハウジング・アンド・アーバン・デベロップメント・コーポレーション・リミテッド (Housing and Urban Development Corporation Limited) の2社は、インドの住宅金融の利便性を改善する目的で国会の法律に基づき設立された、主要な金融機関である。1987年国立住宅銀行法は、住宅ローンの証券化、抵当権の処分及び抵当保証金融制度の設定について規定している。インド政府は、2019年度連邦予算において、住宅金融会社に関する規制（現在は国立住宅銀行が規制）をインド準備銀行が担当することとなると発表した。2019年6月、国立住宅銀行は、住宅金融会社の資本基盤とレバレッジ・ポジションを強化するための方策を発表した。かかる方策には、Tier 1最低自己資本要件を6.0%から10.0%に引き上げること、2022年3月31日までに最低総自己資本比率を2019年3月31日現在の12.0%から15.0%に段階的に引き上げること、及び2022年3月までに最大レバレッジを16倍から12倍に段階的に引き下げることが含まれる。集めることができる預金の上限は、自己資金純額の5倍から3倍へと引き下げられた。

## ( ) 小規模金融機関

2012年度、インド準備銀行は、小規模金融機関という新たな分類の銀行以外の金融会社を導入した。小規模金融機関は、50百万ルピー以上の最低純資産を保有し、リスク加重資産の15.0%に当たる最低自己資本比率を維持しなければならない。小規模金融機関による信用価格決定に対して特別な規制が存在する。貸付に課することができる資金調達の限界費用の利鞘は、1.0十億ルピー超の貸付ポートフォリオを有する小規模金融機関は10.0%まで、その他の小規模金融機関は12.0%までとされている。

個人向け貸付に係る金利の上限は、1) 資金調達費用及び余剰金額、又は2) (インド準備銀行により四半期ごとに発表される) 資産額で5大となる商業銀行の平均基準金利に2.75を乗じた値のいずれか低い方とする。加えて、貸出の年間平均利息は年度中の借入費用と所定の手数料の合計を超えてはならない。これは、インド準備銀行によって2017年2月に修正され、四半期中に認められた貸出の平均利息は、直前の四半期の借入費用と所定の手数料の合計を超えてはならないという四半期ベースとなった。

## (j) その他の金融機関

### ( ) 特殊金融機関

長期貸付機関の他、各部門の特定のニーズに応じる様々な特殊金融機関がある。これらには、国家農業農村開発銀行、インド輸出入銀行 (Export Import Bank of India)、インド中小企業開発銀行 (Small Industries Development Bank of India)、ツーリズム・ファイナンス・コーポレーション・オブ・インド・リミテッド (Tourism Finance Corporation of India Limited)、国立住宅銀行及びインド・インフラストラクチャー・ファイナンス・カンパニー (India Infrastructure Finance Company) が含まれる。さらに、インフラ、テクノロジー及び資産再建への投資を支援するため、インドにおける初の政府機関ファンドである国家インフラ投資基金が設立された。

### ( ) 州レベルの金融機関

州の金融機関は、州レベルで営業しており、機関融資制度の不可欠な部分を成している。州の金融機関は、中小企業の融資及び推進を目的として設立された。州の金融機関により、雇用機会の創出及び産業の所有基盤が拡大し、安定した地域社会経済の成長が達成される見込みである。州レベルでは、州の工業開発公社もあり、主に中堅及び大企業に融資を行っている。

## ( ) 保険会社

2019年3月31日現在、インドには58社の保険会社があり、そのうち24社が生命保険会社、34社が総合保険会社である。24社の生命保険会社のうち、23社が民間部門に属し、1社が公共部門に属している。総合保険会社のうち、28社が民間部門に属し、6社(インド輸出信用保証公社(Export Credit Guarantee Corporation of India Limited)及びインド農業保険会社(Agriculture Insurance Company of India Limited)を含む。)が公共部門に属している。再保険会社であるインド総合保険公社(General Insurance Corporation of India)は、公共部門に属している。インド生命保険公社、インド総合保険公社及び公共部門の総合保険会社も産業部門及びインフラ部門に対して長期の財政支援を行う。2019年度連邦予算において、インド政府は3つの大きな公共部門の総合保険会社を、いずれ公開会社となる1つの事業体に合併するよう提案した。かかる合併を可能にするため、2020年度連邦予算において法改正が発表された。

インドの保険部門は、インド保険業規制開発委員会によって規制されている。1999年12月、インド国会は1999年保険業規制開発委員会法を可決し、1938年保険法も改正した。これにより、インドの保険部門が外国人投資家及び個人投資家に対して開放された。現在、かかる1938年保険法は、49.0%を上限として新規保険会社への外国人投資家の出資を認めている。新規の会社は、生命保険業若しくは総合保険業を営む場合には少なくとも1.0十億ルピーの払込済株式資本を、また、再保険業のみを営む場合には少なくとも2.0十億ルピーを有しなければならない。

2001年度において、インド準備銀行は、銀行及び金融機関の保険業への参入を規定するガイドラインを策定した。ガイドラインでは、銀行及び金融機関に対し、その純資産、自己資本比率、収益性の実績、不良債権の程度及びその既存子会社の業績に関して規定された基準を満たしていることを条件として、ジョイントベンチャーを通して保険業に参入することを認めている。ガイドラインに基づき、保険会社の発起人は、営業開始日から10年間経過した後又はインド政府が定める期間内に、26.0%を超えた部分の保有株式を段階的に売却しなければならない。しかし、インド国会の両院において可決され、2015年3月に成立した2015年保険法(改正)では、持分の26.0%までの希薄化を発起人に課す法律要件が削除された。また、1938年保険法(改正)では、外国人投資家による保険会社への出資の上限が26.0%から49.0%へ引き上げられた。

2007年1月1日まで、総合保険市場の約70.0%が関税体制に基づく価格規制の対象となっていた。2007年1月1日付をもって開始した無関税体制により、これに伴う競争価格の設定は、業界の保険料率を著しく減少させ、2009年度及び2010年度中、収入保険料の伸びは抑えられる結果となった。「(2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 保険会社に対する規制」も参照のこと。当行の総合保険部門の子会社は、フェアファックス・フィナンシャル・ホールディングス(Fairfax Financial Holdings)とのジョイントベンチャーとして(その関連会社を通じて)設立された。かかるジョイントベンチャーは、当行及び当行のジョイントベンチャーのパートナーの決定に従って、当行が保有する当行の総合保険子会社の株式の一部を新規公開株式により売却し、2017年7月3日に解消した。当行は、新規株式公開後も、総合保険子会社の株式の50.0%超を保有し続けている。「(2) 事業 - (b) 当行の商品及びサービスの概要」も参照のこと。当行の総合保険子会社であるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(ICICI Lombard General Insurance Company Limited)は、インドの総合保険部門において、総計上保険料に関し民間会社の最大手である。

2019年度中の生命保険部門の新規事業の加重個別収入保険料は、2018年度の634.7十億ルピーと比較し、9.0%増加して691.8十億ルピーとなった。上記のうち、民間部門のシェアは、2018年度の56.2%から増加し、2019年度には58.0%となった。総合保険部門(専門保険機関を除く。)の保険料総額は、2018年度の1,415.3十億ルピーと比較して、2019年度には1,615.4十億ルピーに達し、前年比で14.1%の伸びであった(インド輸出信用保証公社及びインド農業保険会社を除く。)。2019年度の民間部門のシェアは、57.5%であった。当行は、生命保険部門にジョイントベンチャーを有し、当行の生命保険部門の子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(ICICI Prudential Life Insurance Company Limited)は、インドの生命保険部門において、新規契約の小口向け加重受取保険料に関して、大手民間会社の1つである。

インド政府による金融包括イニシアティブは、低所得又は貧困セグメント以下に所属しかつインド政府の金融包括プログラムを通して登録された人々に保険の補償を提供することを含む。それぞれ200,000ルピーを上限とする生命保険補償及び傷害保険補償が、非常に低い保険料で保険金受取人に提供される。インド政府はまた、年金及び保険商品をより多くの人々に提供するための個別の制度を発足させている。2019年度連邦予算において、インド政府は最大の健康保険制度を発表したが、これは100百万世帯を超える貧困層の家族をカバーするものである。かかる制度は一世帯当たり年間500,000ルピーを上限として二次医療及び三次医療における入院を保障する医療保険を提供する。

「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (x) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」及び「 - (2) 事業 - (b) 当行の商品及びサービスの概要」を参照のこと。

## ( ) ミューチュアル・ファンド

インドには44のミューチュアル・ファンドがあり、2019年3月31日現在運用されている資産は23,795.8十億ルピーである。全ミューチュアル・ファンドにより運用されている平均資産は、2018年3月31日に終了した3ヶ月間における23,052.2十億ルピーから6.2%増加し、2019年3月31日に終了した3ヶ月間において24,484.4十億ルピーとなった。1963年から1987年までは、インド信託公社 (Unit Trust of India) が国内で営業している唯一のミューチュアル・ファンドであった。これは、1963年にインド政府及びインド準備銀行の主導で設立されたものである。1987年以後、他に複数の公共部門のミューチュアル・ファンドがこの部門に参入した。これらのミューチュアル・ファンドは、公共部門銀行、インド生命保険公社及びインド総合保険公社により設立された。ミューチュアル・ファンド産業は、1993年に民間部門に開放された。この業界は、1996年インド証券取引委員会 (ミューチュアル・ファンド) 規則により規制されている。当行の資産管理に係るジョイントベンチャーであるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、2019年3月31日に終了した3ヶ月間に運用されている平均資産に関してインドにおいて2番目に大きいミューチュアル・ファンドであり、その総合的な市場シェアは約13.1%であった。

市場性を高め、ミューチュアル・ファンド・スキームへの参入を促進する目的で、2009年11月のインド証券取引委員会にて、ミューチュアル・ファンド・スキームにおける取引を促進するため、証券取引所ターミナルの使用が認められた。その結果、ミューチュアル・ファンド・ユニットは現在、公認証券取引所にて取引されている。かかる施設は、当初株式仲買人及び決済機関が利用可能であったが、2013年10月に、ミューチュアル・ファンドの販売業者を含むようその利用範囲が拡大された。2009年6月、インド証券取引委員会は、すべてのミューチュアル・ファンド・スキームに対して参入負担及びミューチュアル・ファンドから前払いで差し引かれる手数料を撤廃し、投資家が販売会社に対する手数料を直接販売会社に対して前払いすることを要求した。2018年10月、インド証券取引委員会は、発表された改正措置に従い、手数料を含むスキームに関連するすべての費用が資産管理会社の帳簿からではなくスキームのみから支払われることを要求した。インド証券取引委員会はまた、以前認められていた前払いで差し引かれる1.0%の手数料を撤廃し、ファンドに対し、すべてのスキームにおいてフルトレイル手数料モデルを通じて手数料を支払うよう要求した。手数料の前払いは、体系的な投資計画の場合にのみ許可されている。スキームの運用資産の規模に応じて費用は減額されている。

2010年2月、インド証券取引委員会は、ミューチュアル・ファンド・スキームにおけるポートフォリオの金融市場及び負債証券の価値が現在の市場の状況を反映することを確保するために、金融市場及び負債証券の評価に係るガイドラインを導入した。かかる評価ガイドラインは、2010年8月1日付で有効となった。さらに、2014年度連邦予算により、ミューチュアル・ファンドの販売会社は、ミューチュアル・ファンド商品の業績及び流通の改善を目的として証券取引所ネットワークを利用するため、証券取引所のミューチュアル・ファンド事業の構成員となるのが可能となった。2019年度連邦予算において、インド政府は株式志向のミューチュアル・ファンドによる配当収入に対する10.0%の課税を導入した。2020年度連邦予算において、インド政府は、中央公営企業に投資する上場投資信託に対する税制上の優遇措置を提案した。

2019年度、銀行以外の金融会社が直面した課題により、ミューチュアル・ファンド事業の当該部門に対する高いエクスポージャーとミューチュアル・ファンドのポートフォリオにおける信用集中の問題が明らかとなった。さらに、2019年度において、いくつかのクローズドエンド型の債務ミューチュアル・ファンド・スキームは、予定よりも償還を遅らせるか又は償還額を減らさなければならなかった。2019年6月、インド証券取引委員会は、債務ミューチュアル・ファンドの投資規則の厳格化及びファンド設定者による持分への質権設定に関する開示の強化を含む、ミューチュアル・ファンドに関する規制を発表した。「 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - ミューチュアル・ファンドに関する規制」も参照のこと。

## (k) 年金部門

現在、インドの年金制度は、大まかに次の区分、すなわちインドの公務員の年金制度、組織部門の従業員の準備基金及び年金制度、任意の年金制度並びに新年金制度に分類することができる。インドの公務員の年金制度の場合は、インド政府が公務員に対し、当該公務員の退職後に定期的に確定給付年金を支払う。さらに、年金制度への拠出金は、インド政府によってのみ拠出されており、公務員からの拠出金に応じたものではない。1952年に設立された従業員準備基金は、特定の組織の従業員に義務付けられているプログラムである。これは、基本給の10%から12%を雇用主及び従業員の双方が定期的に拠出する拠出制プログラムである。かかる拠出金は所定の有価証券に投資され、基金の累積残高（その増価分を含む。）は、従業員の退職時に一時金として支払われる。これら以外に、インド政府が管理する任意の年金制度（年間150,000ルピーを上限に拠出することができる一般準備基金）又は保険会社が提供する年金制度があり、これらの年金制度では任意ベースで拠出される。かかる任意拠出はしばしば、制度の下で提供される税制上の優遇措置によって進められている。新年金制度（NPS）は、2004年1月に開始され、資金の投資先が個人によって選択可能な確定拠出型年金制度を提供する。新年金制度の受給者は高等教育又は事業設立のために自らの勘定から一部の資産を支出するという選択肢を有している。新しい年金制度は、年金規制機関である年金基金規制開発局により運営される。2019年7月に発表された2020年度連邦予算において、政府は、利益相反の問題に対処するために、新年金制度の信託勘定を当該年金規制機関から分離することを提案した。

インド政府は当初、新人公務員（軍人を除く。）は、インド政府及び公務員が公務員基本給与の10%を毎月拠出する新年金制度に強制加入することとした。2009年において、インド政府は、新年金システムの適用対象を、任意ベースでインドの全国民に拡大し、これは2009年5月1日付で有効となった。国民による老齢年金への投資の促進のため、インド政府は、2016年度アタル年金ヨジャナという年金制度を開始した。かかる制度は、非組織部門に属する国民による、国民年金システムへの参加に焦点を当てている。2020年度暫定予算において、インド政府は、月収が15,000ルピーを超えない非組織部門の労働者向けの大規模年金制度を発表した。プラダン・マントリ・シュラム・ヨギ・マダナとして知られるこの制度は2019年2月から有効であり、年金合計額に対して政府と受給者が均等に拠出する。

インド政府は、2003年8月に、年金業界を規制する年金基金規制開発局を設置した。2013年10月、年金基金規制開発局に対し、年金制度及び年金基金の規制並びに年金基金の投資ガイドラインの枠組み設定を行う権限を付与する2013年年金基金規制開発局法が制定された。年金部門に対する対外直接投資が49%を上限として認められている。年金資産運用への民間部門の参加が2009年度に初めて認められ、当行も含めた民間部門会社6社に認可が付与された。資産運用会社の最低純資産要件は、500百万ルピーである。「 - (2) 事業 - (a) 概要」も参照のこと。

## (1) 銀行の債権回収の法的枠組み

2003年度に、インド国会でSARFAESI法が可決された。SARFAESI法は、インド準備銀行のガイドラインに従って不良債権に区分された貸付金に関して、担保付債権者がその借入人に対して書面による通知を行うことにより、60日以内にその債務を履行させることができ、借入人がこれを怠った場合には、担保付債権者が貸付金の担保となっている資産を取得し、資産を売却又はその他処分する権利を含むこれに関連する管理権を行使することができる旨を規定している。また、SARFAESI法は、インド準備銀行に規制される資産再構築会社を、銀行及び金融機関から資産を取得するために設立することについても規定している。インド準備銀行は、資産再構築会社に対し、その設立、インド準備銀行への登録及びインド準備銀行からの免許取得並びにその業務に関するガイドラインを策定した。当行、インド工業開発銀行、インドステイト銀行並びにその他特定の銀行及び機関が設立したアセット・リストラクション・カンパニー（インディア）リミテッド（Asset Reconstruction Company (India) Limited）は、インド準備銀行から登録免許を取得し、2003年8月に営業を開始した。現在、100%を上限として自動承認による外国直接投資は、資産再構築会社の株式資本に対するものが認められており、インド証券取引委員会に登録されている外国機関投資家による投資は、一定の条件及び制限を前提として、資産再構築会社が発行する有価証券受領証に対するものが認められている。2017年4月より、インド準備銀行は、資産再建会社に対して、継続的に1.0十億ルピーの最低純資産を要件として定めている。

2004年11月、インド政府は、SARFAESI法を改正する政令を発行し、その後この政令を法律として可決した。この法律（改正済）は、同法律に基づいて債権の支払いを要求する旨の通知が担保付債権者より借入人に対してなされた後に、借入人が担保付債権者に対して異議申立て又は表明を行うことができる旨を規定している。担保付債権者は、借入人に対し、かかる異議申立て又は表明を拒否する理由を述べなければならない。さらに、同法律は（資産のみの継承を認める前述の規定と異なり）、一定の条件の下で、SARFAESI法に基づき貸付人が借入人の事業を承継することを認めている。

2017年度に、再建プロセスを強化するため、SARFAESI法及び債権回収法が改正された。この点について、2016年担保権の実行及び債権回収に関する法律（改正済）が成立した。同法によると、債務不履行の場合、銀行が保有する担保の手続を地域の治安判事によって30日以内に完了されなければならない。地域の治安判事はまた、銀行が債権を株式化し、会社の株の51.0%以上を保有して会社の管理を引き継ぐことを援助する権限が与えられる。担保資産に係る取引記録を維持するため、証券化資産の再建及び担保権の中央登録所として知られる中央登録所が作られた。「 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 資産再構築会社に対する資産の売却に関する規制」も参照のこと。しかし、訴訟に係る手続及び借入人が債権回収裁判所の判決に対して控訴する選択肢を有するという点を考慮すれば、債権の回収の手続は遅れている。

## ( ) ストレス資産の破綻処理

インド準備銀行は、特にインドの法人部門が直面したストレス並びにインドの銀行部門における不良債権及び企業再建の借入の増加に対処する目的で、ストレス勘定の再建のメカニズムを定期的に発表した。これには、企業債務の再編システム及び戦略的債務再編やストレス資産の持続可能な構造化スキームのような制度の下で発表された共同貸付人フォーラムが含まれていた。その後、インド国会で2016年5月にストレス下にある企業に対する法的及び期限付きの破綻処理を規定する破産・倒産法が可決された。さらに、1949年銀行規制法が改正され、インド準備銀行がストレス資産の破綻処理に参加し、要求ある場面において介入する権限が認められた。この改正に続いて、インド準備銀行は破産・倒産法に基づく特定の法人ストレス勘定に関して破産手続を開始するように銀行に指示を出した。2018年度中、銀行は破産・倒産法における破綻処理において複数の大口ストレス勘定を照会し、2019年度中に小数の大口勘定が破綻処理された。破綻処理のための強固な制度上の仕組みが破産・倒産法の実施によって規定されたことを考慮して、インド準備銀行は、先に発表された企業債務の再編システム及び共同貸付人フォーラムを含む、ストレス勘定の破綻処理のための仕組みを2018年2月に発行されたストレス資産の破綻処理のための改定枠組みに基づく通知を通じて撤回した。ガイドラインはその後改正され、2019年6月、インド準備銀行は改定版の銀行によるストレス資産の解消のための健全性枠組みを発行した。改正後のガイドラインでは、銀行は、破綻処理計画が規定の期限内に実施されない場合の照会という従前の要件によらないで、破産・倒産法に基づく破綻処理のための勘定の照会を決定できる。他方で、改正後のガイドラインは、破綻処理計画が規定の期限内に実施されない場合、高い引当金を定めている。債務不履行の210日以内に破綻処理手続が開始された場合、追加の引当金は不要である。「 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 貸倒引当金及び不良資産」も参照のこと。

## ( ) 2016年破産・倒産法

2016年破産・倒産法は、2016年5月に可決され、期限付回復及び更生メカニズムを提供する。破産再生手続は、債権者による100,000ルピーを超えるデフォルト1件が発生した際に開始することができる。かかる破産再生手続は、金融債権者及び事業債権者に債権者を分類し、それぞれ金銭貸付及び債務者の経営の性質上生じる貸付を提供する債権者を含む。その他の重要な特徴は、破産再生申立てに対処している場合に90日まで延長できる180日の期間の規定を含む。その後、破産専門家によって準備された破産再生計画は、金融債権者の75.0%の承認を得なければならず、判決当局からの認可を必要とするが、拒否された場合には、判決当局は清算を要求する。国家会社法裁判所は、判決当局として設立され、国家会社法上訴裁判所は企業及び有限責任会社に対する権限を有し、判決当局による命令に対する上訴を審理するために設立され、インド破産・倒産委員会は、破産専門家及び情報公益事業体を監視、透明性を推進する新たな破産規制機関として設立された。2017年11月23日、故意の債務不履行者や破綻処理計画に基づく会社の資産のために入札する事業体を防ぐために、破産・倒産法を改定する法令が公布された。新たに加えられた法令の第29条Aは、故意の債務不履行者及び1年以上不良資産に分類されている勘定を有する人物を含む特定の人物を、破綻処理計画に基づく破綻処理の申込者として不適格としている。しかしながら、破産・倒産法のさらなる改定が2018年6月の法令によって公布され、これは零細・小規模・中規模企業のプロモーターが、破綻処理手続中のそれらの資産のために入札することを許可するものである。これはまた、住宅購入者に金融債権者の地位を与え、破産・倒産法に基づく破綻処理のための不動産デベロッパーを紹介する権限を与えるものである。

## ( ) 2017年銀行規制政令(改正)

2017年5月、インド政府は、1949年銀行規制法を改正する政令を發布し、これによりインド準備銀行はストレス資産の解消に関与する権限を有する。2017年銀行規制政令(改正)は、2017年5月4日に公布された。かかる政令は1949年銀行規制法第35条Aを改正し、新たな2つの条項である第35条AA及び第35条ABを追加した。かかる改正により、インド準備銀行は、特定のストレス資産を解消するよう銀行に介入及び指導し、必要に応じて破産再生手続を開始する権限を有する。インド準備銀行はまた、再生のためのその他の指導を発表し、ストレス資産を解消するために銀行に助言を行う機関又は委員会を任命又は任命の承認を行う権限を有する。

インド準備銀行は、ストレス勘定に関して助言を行うため、独立取締役から成る内部助言委員会を設置した。かかる委員会の推薦により、2017年6月、インド準備銀行は、12の多額なストレス勘定に関して、破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に解消を申請する旨の指導を各銀行に行った。その他の特定のストレス勘定に関しては、各銀行は6ヶ月以内に再生計画を確定することが求められている。実行可能な再生計画が6ヶ月以内に合意されない場合、当該銀行は破産・倒産法に基づき破産手続を申し立てることが求められることとなる。さらに、2017年8月、インド準備銀行は、ストレス勘定の追加のリストを特定し、銀行に対し、残余債務が2つの外部信用格付機関によって投資格付と格付けられている破綻処理計画が2017年12月13日までに実施されない場合には、2017年12月31日までに破産・倒産法の条項に基づいて破綻処理手続を開始するよう指示を出した。

### ( ) 銀行によるストレス資産の解消のための健全性枠組み

2018年2月、インド準備銀行は、ストレス資産の解消のための改正枠組みを発表した。この目的は、不良かつストレス下にある借入人の期限を定めた解消、戦略的債務再編及びストレス資産の持続可能な構造化スキームといった従前の解消スキームの撤回、並びに規定の基準を満たす解消が所定の期限内にできなかった場合、借入人につき破産・倒産法に基づいて手続を開始することである。しかし、2019年4月、最高裁判所は、ストレス資産の解消のための改正枠組みにかかるインド準備銀行の公報は違憲であると判示した。この判決を受け、インド準備銀行はストレス資産の解消のための改正枠組みを発行した。2019年6月にインド準備銀行により発表された、銀行によるストレス資産の解消のための健全性枠組みに従って、破綻処理計画を実施する手続は、いずれかの貸付人により、借入人が債務不履行になったと報告を受けたときは、複数の貸付人により即時に開始することができる。銀行は、借入人の勘定における債務不履行の30日以内に借入人の調査を始めなければならない。銀行は、30日の調査期間の間に、破綻処理計画の最終決定及び実施のための規則を決定するために、債権者間契約を締結しなければならない。銀行システムの合計エクスポージャーが1.0十億ルピーを超える再編又は勘定の所有権の変更を含む破綻処理計画は、インド準備銀行が承認した信用格付機関による残余債務の独立した信用評価を必要とする。改正後のガイドラインによれば、破綻処理計画が規定の期限内に実施されない場合の照会という従前の要件によらないで、銀行は破産・倒産法に基づき破綻処理のために勘定の照会を決定できる。他方で、ガイドラインは、30日の調査期間の終了から180日以内に破綻処理計画が実施されない場合、20.0%の追加の引当金及び調査期間の開始から365日以内に破綻処理計画が実施されない場合、15.0%のさらなる引当金を定めている。追加の引当金は、破綻処理手続が債務不履行の210日以内に開始された場合は不要である。2019年7月、インド政府は破産・倒産法の改正を提案した。提案された改正案では、破綻処理手続き（訴訟及びその他の司法手続を含む。）の完了に関して330日の期限が設定されている。また、すべての金融債権者から構成される債権者集会に対して、残余財産の分配方法を決定し、破綻処理計画に賛成しなかった金融債権者及び事業債権者が破綻・倒産法に定められた順位に従って残余財産の分配を受けるための引当金を設ける期限が与えられている。

### ( ) ストレス資産の解消のために提案されたその他の手段

2018年6月、財務省は、ストレス資産を早急に解消する手段を検討するため、公共部門銀行の頭取から構成される委員会を設けた。これは、シャクト（Sashakt）計画と呼ばれた。2018年7月、委員会は報告書を提出し、銀行システムのエクスポージャーの規模に応じて、ストレス下にある資産を解消するために5つの柱から成る取組みを推奨した。中小企業に典型的な500百万ルピーを下回るエクスポージャーについては、委員会はそれぞれの銀行が、これらの案件におけるストレス管理につき別個の垂直部分を設定し、スキームを検証し、90日以内という期限を定めた方法により解消を完了させ、かつ期限の違反について明瞭な上申の仕組みを有する中小企業運営委員会を有するべきであると提案した。

複数の銀行が貸しているであろう500から5,000百万ルピーの範囲のエクスポージャーの解消には、主幹事銀行に180日以内に解消を開始する権限を付与するために、銀行は債権者間契約を締結することになる。主幹事銀行は、破綻処理計画を用意し、資産の転換のために専門家を選び、計画の実行に責任を負うものとする。破綻処理計画は、少なくとも債権の66.0%を有する貸付人により承認されなければならない。破綻処理計画が所定の期限内に実行されない場合、資産は破産・倒産法に基づき付託される。

5,000百万ルピー超のエクスポージャーについては、委員会は資産再構築会社、資産管理会社及び代替投資ファンドの関与を通じた解消メカニズムを提案している。手順に従えば、資産管理会社/代替投資ファンドは、後にストレス資産の公開オークションに参加することになる資産再構築会社と契約を締結する。これにより、銀行は確実に資産の市場価格相当の金員を受領することになる。資産を取得した状態で、資産再構築会社はかかる資産を再構築し、資産管理会社/代替投資ファンドに譲渡し、その後、資産管理会社/代替投資ファンドは資産の回復に取り組む。資産の譲渡後に資産再構築会社に支払われた金額は、銀行への支払いに利用される。資産再構築会社により資産の取得時に銀行に対し発行された有価証券受領証は、60日以内に引き換えられなければならない。

上記とは別に、銀行は破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に案件を付託し続けることができる。委員会はまた、優良及び不良資産の両方につき、資産取引プラットフォームの設立を提案している。

ストレス資産の解消のためになされた別の試みとして、電力部門の資産におけるストレス解消のための特別スキームが提案されている。概ね完了し、電力購入契約のある電力計画について提案されたスキームによれば、銀行は、その貸付を株式に転換し、その51.0%を新規投資家/資産管理会社/代替投資ファンドに競売で売却する。電力購入契約のない電力計画のための別の提案では、資産は、公共部門の会社、国家インフラ投資基金及び金融投資家が参加して、引継ぎを目的として設立される資産管理会社及び更生会社に引き継がれる。会社は、運営を行い、最終的には資産を売却する。

## (m) 構造改革

### ( ) 銀行規制法の改正

インド国会は、2012年12月に、銀行部門に関する法律を改正した。銀行規制法の改正は、2013年1月に成立した。主要な改正点は以下のとおりである。

- ・議決権のない優先株式の発行を、すべての民間銀行に対して許可すること。
- ・個人、企業又はグループが銀行の払込済資本金又は議決権の5.0%超を取得する場合には、インド準備銀行の事前承認を必須とすること及びインド準備銀行に、かかる取得の承認を与えるにあたり、条件を課す権限を与えること。
- ・インド準備銀行に、インド中央政府との協議の後、合計期間が12ヶ月以下となる期間について、民間部門銀行の取締役会を後任する権限を与えること。その間インド準備銀行は、当該銀行の管理者を任命する権限がある。
- ・インド準備銀行に、企業又は銀行の関連会社を調査する権利を与えること（関連会社は、子会社、持株会社又は銀行のジョイントベンチャーを含む。）。
- ・議決権を、株主持分に見合った割合（民間部門銀行の場合の上限を従前の10%から26%、公共部門銀行の場合は従前の1%から10%）とすることによりかかる規制を緩和すること。2015年3月、銀行規制法により付与された権限を行使するインド準備銀行は、株主1人当たり15.0%の議決権の上限を通知した。

### ( ) 銀行業務システムに関する審議文書

2013年8月、インド準備銀行は、「インドの銀行業務システム その発展」と題する審議文書を公表した。かかる審議文書では、競争の強化、さらなる成長のための融資、専門的サービスの提供及び金融包括のさらなる強化などの具体的な問題を取り上げ、銀行業務システムの転換を構想している。かかる審議文書では、ニッチ事業分野における異なる種類の銀行に対応する多様な免許の付与方針が提言されている。また、新規銀行の参入に関し、断続的に免許の付与を行う現状のシステムに対して、継続的に免許の付与を行う方針が提唱されている。金融包括を促進するため、かかる審議文書では、農村部及び組織化されていないセグメントへのサービス提供のために、地理的制限のある小規模銀行を設立することが提案されている。

## ( ) 分化した免許

2014年11月、インド準備銀行は、金融包括の促進のため、分化した銀行としての小規模銀行及び支払銀行への免許付与に関するガイドラインを策定した。これらの銀行の最低資本要件は、1.0十億ルピーとなり、商品の提供及び操業の地理的領域に制限が設けられる予定である。ガイドラインに従い、支払銀行には、個人顧客1名につき100,000ルピー以下の要求払い預金の受入れのみが許可され、満期を最長1年間とする国債へ預金の75.0%を投資しなければならず、業務代理店として他行の信用商品を販売することを認可されている。小規模銀行は、そのポートフォリオの最低50.0%が2.5百万ルピー以下の貸付で構成されていれば、すべての基本的な銀行商品を提供することができ、優先部門への貸付要件である75.0%の調整済純銀行クレジットを達成していなければならない。支払銀行の免許については41件、小規模銀行の免許については72件の申請が提出された。2015年9月、インド準備銀行は、小規模銀行10行及び支払銀行11行に大筋の許可を付与した。小規模銀行10行及び支払銀行7行は営業を開始しており、支払銀行3行は許可を破棄又は許可を破棄する決定を発表している。最近、任意で営業を開始していた支払銀行1行は、その営業を終了することを決定した。ICICIバンクは、支払銀行の免許を取得して2017年6月30日に営業を開始したFINOペイテック・リミテッドの株主である。さらに、2017年4月、インド準備銀行により、分化した銀行としてのホールセール銀行及び長期融資銀行に関する審議文書が公表された。これらの銀行は、長期資金を必要とするインフラ及び主要な産業に対する貸付に重点を置く予定である。かかる審議文書によると、これらの銀行の最低払込済株式資本は10.0十億ルピーとなり、当座預金、定期預金及び債券発行を通じて資金調達を行うことが許可される予定である。小規模銀行の優先部門貸付能力に基づき、インド準備銀行は、小規模銀行がユニバーサル・バンクに転換するための即時免許付与に関するガイドライン草案を発行することを決定した。

## ( ) ユニバーサル・バンクの即時免許付与

2016年8月、インド準備銀行は、民間部門のユニバーサル・バンクへの継続的な免許付与に関するガイドラインを発表した。当該ガイドラインによると、かかる銀行の最低純資産は5.0十億ルピーであり、発起人は払込済資本の最低40.0%を保有することが求められるが、当該払込済資本は5年間ロックインされ、12年間にわたって15.0%まで引き下げられる。適格な発起人は、銀行以外の金融会社、銀行業及び金融の経験を10年以上持つ個人並びに50.0十億ルピー以上の総資産を有し、非金融事業会計が総資産の40%未満である民間部門の会社/グループを含む。74.0%までの海外保有株式は認められている。他のグループ事業体を有する発起会社は、純粋金融持株会社の構造を通してのみ銀行を設立することができる。特殊な銀行業務は、持株会社により保有される個別の事業体を通して行うことができる。

さらに、免許付与の時期により、金融サービス事業体を設立するにあたって銀行に許可された企業構造に大幅な相違が存在することを考慮し、インド準備銀行は、その2018年度の年次報告書において、これらの相違を共通のガイドラインに基づき調整することを表明した。

## ( ) インドにおける銀行の取締役会管理に関する報告書

2014年5月、インドにおける銀行の取締役会管理を検討する委員会により、報告書が提出された。かかる委員会は、公共部門銀行の新たなガバナンス構造及び銀行に対するインド政府の持分を50.0%未満に引き下げることを推奨した。かかる委員会は、公共部門銀行をインド会社法の対象範囲とみなし、公共部門銀行に適用されるその他の規制を撤廃することを提言した。かかる委員会はまた、公共部門銀行を管理する権限を有する、インド政府に代わり事実上銀行の株式を保有する持株会社となる銀行投資会社を設立することを構想した。公共部門銀行の取締役会に対する権限の付与に向けての段階的な移行もまた提案され、これによりインド政府は、最終的には所有者としての機能を行使するというよりも、投資家としての働きを有することとなる。民間部門銀行の管理に関し、委員会は、特定の分類の投資家による保有割合を引き上げ、規制上の許認可を受けずに20.0%又は当該銀行が取締役会の一員である場合は15.0%の株式保有比率を有することが認められるファンドにより構成される承認取引銀行投資家の結成を許可することを提案している。さらに、その他の金融機関系投資家の株式保有比率の上限は、現状の5.0%から10.0%への引上げが認められるべきである。

委員会による提案は、既に導入されている。2015年度に、インド政府は公共部門銀行における非業務執行取締役及びマネージング・ディレクターの権能の分化を決定した。さらに、公共部門銀行の上級役員の任命の責務を負う銀行取締役機関が設置された。これは、インド準備銀行の総裁が主導する委員会が任命権を有していた、これまでの仕組みを代替する。銀行取締役機関は7名で構成され、上級委員の任命の他に、資本調達、ストレス資産の問題への対処並びに合併及び連結に関する戦略を公共部門銀行に指導する。

### ( ) 2015年保険法(改正)

2015年保険法(改正)は、2015年3月にインド国会において可決され、また通知された。かかる法はとりわけ、保険部門における外国投資の限度を26.0%から構成限度である49.0%に引き上げ、保険会社の発起人は10年経過後にその持分を26.0%にまで下げなければならないという要件を削除した。

## (n) 金融政策措置

インド準備銀行は、各会計年度の4月にその金融政策姿勢及び様々な規制措置を定めた年次政策綱領を発表する。その後の金融政策綱領は、年の隔月ごとに発表される。2017年度中、金融政策の決定に関し、インド準備銀行により完全に決定が行われていた従前の手法に替わり、委員会を基準とした手法が採用された。2016年6月、インド政府は、インド準備銀行及びインド政府からのメンバーで成るメンバー6名の金融政策委員会を設置するため、インド準備銀行に対し、1934年インド準備銀行法の改正(インド国会により承認済)を通知した。かかる委員会は、インフレ目標及び金融政策の決定について責任を有する。金融政策委員会の最初の会議は、2016年10月に行われた。

### ( ) 2017年度金融政策

2017年度中、レポレートは、2016年4月における6.75%から6.50%への25ベースポイントの引下げ及び2016年10月における6.25%へのさらなる25ベースポイントの引下げにより、50ベースポイント引き下げられた。さらに、2017年4月、インド準備銀行はまた、限界常設ファシリティレート及びリバースレポレートを決定する政策金利の回廊を狭め、100ベースポイントから50ベースポイントへ引き下げた。これに従い、2016年10月、リバースレポレートは5.75%に設定され、限界常設ファシリティレートは6.75%に変更された。その後の金融政策発表で、レポレートは維持された。インド準備銀行はまた、流動性枠組みを改正し、システムにおける平均流動性赤字を中立に向けて漸減することを示した。

2016年11月、インド政府は、高額紙幣を法定通貨として廃貨し、新しい紙幣に交換することを決定した。これにより、インドの銀行システムにおける預金は急増し、流動性は著しく増加した。流動性を中立近くに維持するため、インド準備銀行は、2016年11月26日から2週間有効で、2016年9月16日から2016年11月11日までの普通預金及び定期預金の純額について、増分現金準備率を100.0%に増加することを発表した。その後、2016年12月2日、インド準備銀行による流動性管理運営を促進するため、インド政府は、市場安定化スキームに基づく有価証券の発行の上限を6.0兆ルピーに変更した。その後、2016年12月7日、インド準備銀行は、2016年12月10日から2週間有効の増分現金準備率要件を取り消した。2017年3月31日に終了した3ヶ月間において、インド準備銀行はリバースレポ取引を導入し、システムにおける過剰流動性を緩和するため、市場安定化スキームに基づき有価証券を発行した。2017年4月に発表された金融政策委員会の決定により、政策金利の回廊は50ベースポイントから25ベースポイントにさらに狭められた。したがって、リバースレポレートは5.75%から6.0%に、限界常設ファシリティレートは6.75%から6.50%に変更された。インド準備銀行はまた、流動性を緩和するため担保要件を削除することとなる常設預金ファシリティの導入を提案した。

2017年度中のその他の政策発表は、1日の最低現金準備率を普通預金及び定期預金の純額の95.0%から90.0%へ引き下げることを含む。2017年2月の金融政策委員会の決定により、政策姿勢は緩和から中立に変更したが、政策金利はそのままとなった。

## ( ) 2018年度金融政策

2018年度中、レポレートは1度、2017年8月に6.25%から6.0%へ25ベースポイント引き下げられた。これに従い、リバースレポレートは5.75%に設定され、限界常設ファシリティレートは6.25%に変更された。レポレートは、その後の見直しすべてにおいて維持された。2018年度中のその他の政策発表は、2017年6月24日から2週間有効で、普通預金及び定期預金の純額の20.5%から20.0%への50ベースポイント引下げ、2017年10月14日から2週間有効で、普通預金及び定期預金の純額の19.5%への追加の50ベースポイント引下げによる、法定流動性比率の100ベースポイント引下げを含む。インド準備銀行はまた、満期保有目的区分における法定流動性比率持分の上限を、2017年12月までに20.5%から20.0%に引き下げ、さらに2018年3月31日までに19.5%に引き下げた。

## ( ) 2019年度金融政策

2019年度中、インド準備銀行は、2018年6月及び2018年8月にそれぞれ、レポレートを25ベースポイント引き上げ、レポレートは6.0%から6.5%となった。これに従い、リバースレポレートは6.25%に設定され、限界常設ファシリティレートは2018年8月までに6.75%に変更された。その後、レポレートは2019年2月に25ベースポイント引き下げられ、6.25%となり、2019年4月にさらに25ベースポイント引き下げられ、6.0%となった。これに従い、リバースレポレートは5.75%に設定され、限界常設ファシリティレートは2019年4月に6.25%に変更された。政策姿勢は、2018年10月に「中立」から「調整された引き締め」に変更され、2019年2月にまた「中立」に変更された。2019年度中のその他の政策発表は、普通預金及び定期預金の純額の18.0%に達するまで法定流動比率を四半期ごとに25ベースポイント引き下げることを含む。最初の19.50%から19.25%への25ベースポイントの引下げは、2019年1月1日から有効となった。現在は、法定流動比率は18.75%であり、これは2019年7月から有効である。

## ( ) 2020年度金融政策

インド準備銀行は、レポレートを2019年4月及び2019年6月にそれぞれ、25ベースポイント引き下げ、レポレートは5.75%となった。これに従い、リバースレポレートは5.5%に設定され、限界常設ファシリティレートは2019年6月に6.0%に変更された。さらに、政策姿勢は、2019年6月に「中立」から「緩和的」に変更された。その他の政策発表は、2019年10月1日から有効となる、インド準備銀行による、国内のシステム上重要な銀行に対しては4.0%及びその他の銀行に対しては3.5%の最低レバレッジ比率の保持要求を含む。

## (2) 事業

### (a) 概要

当行は、法人顧客及び小口顧客に対して多様なデリバリーチャネルを通じて幅広い銀行サービス及び金融サービスを提供する、多様な金融サービスグループである。当行は、銀行商品及びサービスの他に、生命保険、総合保険、資産管理、証券仲介及びプライベート・エクイティ商品並びにサービスを、専門の子会社を通して行っている。2019年度末現在の当行の資産総額は12,387.9十億ルピーであった。2019年度末現在の当行の連結資本及び準備金は1,142.5十億ルピーであり、2019年度における当行の連結純利益は42.5十億ルピーであった。

当行の主要な業務は、インドの法人顧客及び小口顧客に対する商業銀行業務から成る。当行は、インドの主要な企業、中堅企業及び中小企業に対するローン商品、手数料ベースの商品及びサービス、預金商品並びに外国為替及びデリバティブ商品を含む様々な商業金融商品及びサービスを提供する。当行の小口顧客に対する商業銀行業務は、小口向け貸付及び預金受入れ、並びに第三者の保険商品及び投資商品の販売から成る。当行はまた、農業銀行商品及び地方銀行商品を提供している。当行は、銀行支店、ATM、コールセンター、インターネット及び携帯電話を含む多様な経路を通じて商品及びサービスを提供している。2019年度末現在、ICICIバンクは、インド国内に4,874の支店及び14,987機のATMを有していた。

当行は、国際銀行業務において、インド出身者、インド企業、厳選された地域事業及び貿易金融及び商業金融商品に重点を置いている多国籍企業及び当行のカナダの子会社の担保付及びその他の住宅ローン商品に対する商品及びサービスの提供並びにより広い社会に対する預金商品及び送金システムの提供に主たる重点を置いている。当行の海外支店は、インド企業の海外業務部門を対象に、またかかる企業のインドにおける外貨要件のために、また多国籍企業及びそれらの法域における現地法人を対象に、預金、融資及び貸付を提供している。また、当行の海外支店及び銀行子会社は、インド企業及びその海外業務部門による資金調達において、アドバイザー業務及びシンジケーション業務に従事している。2019年度末において、当行は英国及びカナダに銀行子会社を、中国、シンガポール、ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター、スリランカ、香港、米国、南アフリカ及びバーレーンに支店を、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、マレーシア及びインドネシアに駐在員事務所を有している。当行の英国における子会社は、ドイツのフランクフルトに支店を1店有している。資産ベースの観点からは、当行の英国及びカナダの子会社、そしてバーレーン、ドバイ、シンガポール及び香港の支店は、当行の海外の資産及び負債において最大のシェアを占めている。「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (1) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」も参照のこと。

当行の財務業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引、並びに、法人顧客に対する、先物取引、金利スワップ及び通貨スワップ等といった一連の外国為替並びにデリバティブ商品及びサービスが含まれる。当行は、市場の動向により財務収益を得ている。当行の海外の支店及び銀行子会社は、インド企業以外の金融機関の債券及び資産担保証券に対する投資を行っている。

当行はまた、専門の子会社を通じて、保険業務、資産管理業務、証券業務及びプライベート・エクイティ・ファンド運用業務に従事している。当行の子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、様々な生命保険及び総合保険並びに資産管理商品及びサービスを小口顧客及び法人顧客に提供する。生命保険評議会によると、2019年度、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、新規契約（小口向け加重受取保険料ベース）において市場シェアを10.3%有するインド大手の民間部門生命保険会社の1つである。ICICIバンクにより、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの株式のうち12.63%が新規公開株式売出しを通じて売却された後、同社は2017年度にインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。ICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited）は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの100%子会社であり、民間部門への国民年金制度に基づくインド国民の年金資金（公務員の強制年金の資金を除く。）のファンド・マネージャーの1つである。この年金制度は、すべての国民を対象とした任意加入で、インド政府が2004年に発足させ、2008年以降、同制度の資金を専門家であるファンド・マネージャーが投資することを認めている。総合保険審議会によると、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2019年度において、元受保険料収入の総額ベースで8.5%の市場シェアを有する最大の民間部門総合保険会社であった。2017年9月、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、新規公開株式売出しを通じた株式売買（ICICIバンクによる7.0%の株式保有を含む。）後、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。インドミューチュアル・ファンド協会（Association of Mutual Funds in India）によると、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、2019年3月31日に終了した3ヶ月間において、平均運用資金量に関してインドにおいて2番目に大きいミューチュアル・ファンドである、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンド（ICICI Prudential Mutual Fund）を管理する。当行は、当行の小口顧客及び法人顧客に対し、当行の保険及び資産管理に係る子会社の商品並びにその他の資産管理会社の商品のクロスセルを行う。当行の子会社であるICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドは、株式引受、ブローカー業務、国債のプライマリー・ディーラー業務及び固定利付債券市場業務のそれぞれに従事している。ICICIセキュリティーズは、オンラインでのブローカー業務プラットフォームである、ICICIダイレクト・ドットコム（icicidirect.com）を保有している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、米国において子会社（ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド（ICICI Securities Holdings Inc.））を有しており、かかる子会社は、米国において、ブローカー・サービスに従事する事業子会社（ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド（ICICI Securities Inc.））を有している。2018年3月、ICICIセキュリティーズ・リミテッドの株式のうち20.78%を新規公開株式売出しを通じて売却した。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは2018年4月にインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。当行のプライベート・エクイティ・ファンド・マネジメント子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー（ICICI Venture Funds Management Company）は、プライベート・エクイティの投資を行うファンドを運用する。2013年度、ICICIバンクは、国内及び海外の銀行並びに金融機関と共同して、銀行以外の金融会社の構造を持ったインド初のインフラデットファンドであるインディア・インフラデット・リミテッド（India Infradebt Limited）を設立し、かかる会社においてICICIバンクは、2019年3月31日現在、42.3%の持株比率を有する。

当行の正式名称はアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドであるが、商業上はICICIバンクとして知られている。当行は1994年1月5日にインド法に基づき有限責任会社として設立された。ICICIバンクの存続期間は無制限である。当行の主たる企業事務所はICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai 400 051, Indiaに所在し、電話番号は+91 22 3366 7777であり、当行のウェブサイトのアドレスはwww.icicibank.comである。当行及び当行の子会社のウェブサイトの内容はいずれも、本書に含まれていない。当行の米国における訴状送達代理人は500 Fifth Avenue, Suite 2830, New York, New York 10110に所在するアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド・ニューヨーク支店の支店長であるアカシュディーブ・サーバル（Akashdeep Sarpal）氏である。

## (b) 当行の商品及びサービスの概要

当行は、法人顧客及び小口顧客向けに、国内外で商業銀行業務分野における商品及びサービスを提供している。当行はまた、財務運用を行い、財務に関する商品及びサービスを顧客に提供している。さらに当行は、専門の子会社を通じて、保険、資産管理、証券業のプライベート・エクイティ・ファンドの管理を行っている。

### ( ) 小口顧客向け商業銀行業務

小口顧客に対する当行の商業銀行業務は、小口向け貸付及び預金、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、預託株式口座、第三者の投資商品及び保険商品の販売、その他の手数料ベースの商品及びサービス並びに無担保の償還可能債券の発行から成る。

#### 小口向け貸付活動

当行の小口向け貸付活動は、住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、ビジネス・バンキング・ローン（ディーラー向け資金調達及び小企業向け小額ローンを含む。）、個人向けローン、クレジットカード、定期預金を担保としたローン、証券を担保としたローン、宝石を担保としたローン及び農村市場における小口向け貸付を含む。当行はまた、自動車及び商用車を販売するディーラーに対する融資も行っている。

当行の小口向け戦略は、当行の顧客基盤を拡大するために、支店網、デジタル・チャネル、パートナーシップ及び様々なエコシステムにおける存在感を利用することに焦点を合わせている。当行の小口顧客に対する一連の商品及びサービスには、便利な決済サービス及びトランザクションバンキング業務に加え、顧客のニーズに基づいた貯蓄商品、投資商品、信用商品及び保険商品がある。分析に基づいた既存顧客向けのクロスセリング商品は、かかる戦略の重要な要素である。

当行の小口向けポートフォリオは、2018年度末現在に貸付総額の54.0%であった3,207.9十億ルピーから、2019年度末現在には3,937.9十億ルピーに増加して、貸付総額の57.8%となった。2019年3月31日現在のポートフォリオ合計において、資金を基盤としない残高を含めた小口向けポートフォリオが占める割合は46.4%であった。当行の有担保の小口向けポートフォリオは、小口向けポートフォリオ合計の85.9%を占めているが、これは不動産、ビジネス・バンキング・ローン、商業ビジネスローン及び農村市場における貸付等の部門の成長によるものである。当行の無担保の商品ポートフォリオは、2019年度に大幅な成長を記録した。これは、前年度と比較して48.5%増加した個人向けローン市場及び31.8%増加したクレジットカード・ポートフォリオによるものである。

以下の表は、表示された日現在における当行の小口向け融資ポートフォリオの総額の内訳を示したものである。

(単位：十億(％の数値を除く。))

	3月31日現在						
	2017年		2018年		2019年		割合(%)
	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	
住宅ローン	1,528.4	2,491.3	1,765.1	2,877.1	2,091.9	3,409.8	53.1
自動車ローン	256.1	417.4	294.9	480.7	318.8	519.6	8.1
商業ビジネスローン	150.3	245.0	173.2	282.3	227.2	370.3	5.8
ビジネス・バンキング(1)	77.4	126.2	113.5	185.0	161.7	263.6	4.1
その他(2)(3)	379.9	619.2	462.3	753.5	582.6	949.6	14.8
担保付の小口向け融資 ポートフォリオの総額	2,392.1	3,899.1	2,809.0	4,578.7	3,382.2	5,513.0	85.9
個人向けローン	143.7	234.2	211.8	345.2	314.6	512.8	8.0
クレジットカード債権	75.5	123.1	96.6	157.5	127.3	207.5	3.2
ビジネス・バンキング(1)	49.5	80.7	61.7	100.6	74.9	122.1	1.9
その他(2)	28.8	46.9	28.8	46.9	38.9	63.4	1.0
無担保の小口向け融資 ポートフォリオの総額	297.5	484.9	398.9	650.2	555.7	905.8	14.1
小口向け融資 ポートフォリオの総額	2,689.6	4,384.1	3,207.9	5,228.9	3,937.9	6,418.8	100.0

(1) ディーラー向け金融及び小企業向け小額ローンを含む。

(2) 農村向け貸付を含む。

(3) 2019年3月31日現在、64.5十億ルピーとなる外貨建非居住者向け(銀行)預金を担保とする貸付を含む。

## 住宅ローン

当行の住宅ローン・ポートフォリオは、住宅の購入及び建設のための貸付並びに不動産を担保としたローンを含む。住宅ローンのための当行の方針は、融資比率及び借入人の収入に対する固定債務の比率等、一定の規定比率に基づいている。インド準備銀行は、少額のローンの融資比率を規定し、融資比率の上限を、3.0百万ルピーまでの住宅ローンに対しては90%、3.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでの住宅ローンに対しては80%とした。7.5百万ルピー超のローンの融資比率の上限は75.0%とした。かかる貸付の当初返済期間は15年から20年で、毎月同額の分割払いの形態で返済される。当行は、不動産を担保とした貸付に対する健全な信用査定プロセスに従っている。不動産を担保とした貸付のポートフォリオの最小投資金額は平均的に小額であり、融資比率も控えめである。貸付は、担保の価値だけではなく、事業/個人のキャッシュ・フローに基づいている。また、当行は、経済的脆弱層の顧客及び安価で手頃な住宅区分の住居を購入する顧客に対しても融資を行う。この区分に基づく融資額の上限は、通常3.0百万ルピーまでである。

当行の住宅ローン・ポートフォリオは、ローンの金利が基準金利から参照される変動利付ローンで主に構成されており、かかる基準金利の変動は、定期的に利率再設定日付で借入人に転嫁される。変動利付住宅ローンにおける支払金利の低下分は、通常は、毎月の返済額を変更せずに、返済スケジュールを早めることにより実現される。変動利付住宅ローンにおける支払金利の上昇分は、通常は、毎月の返済額を変更せずに、まず返済スケジュールを延長することにより実現される。「- 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (f) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

当行は、ICICIバンク及び当行の完全子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドを通じて主にインドにおける住宅ローン商品を提供している。当行の住宅金融子会社の貸付ポートフォリオには、住宅ローン、不動産を担保とした貸付、耐久消費財ローン、開発業者への貸付等が含まれる。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドは、自身の貸付ポートフォリオ、主に住宅ローン及び不動産を担保とした貸付を拡大している。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの貸付ポートフォリオは、2018年3月31日現在の96.5十億ルピーから増加して、2019年3月31日現在では133.3十億ルピーとなった。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドは、債券及びディベチャー、コマーシャル・ペーパー、定期預金並びに国立住宅銀行からの借換を通じて資金調達を行っている。2019年度には、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドは、海外からの商業借入を通じての資金調達も行った。2019年3月31日現在、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドは、105の独立した支店の支店網を持っている。

当行のカナダにおける銀行子会社は、現地市場において住宅ローンを提供している。2019年度末現在、ICICIバンク・カナダ（ICICI Bank Canada）は、2018年度末現在の3,388百万カナダドル（174.6十億ルピー）と比較して、総額3,548百万カナダドル（182.9十億ルピー）の住宅ローンを有していた。この住宅ローンのうち、カナダ国民住宅法の住宅ローン担保証券プログラムに基づいて又はカナダ担保付債券プログラムへの参加を通じて証券化された住宅ローンは、2018年度末現在の2,832百万カナダドル（146.0十億ルピー）と比較して、2019年度末現在は2,795百万カナダドル（144.1十億ルピー）である。

### 自動車ローン

当行は、新車及び中古車の購入に対して融資を行っている。自動車ローンは、毎月同額の分割払いで返済する固定利付商品である。かかる金利は、特に新車については、顧客関係、車の部品及び貸付期間等の要因、中古車については、車の年式及び部品、貸付期間及び補充又は借換など派生商品等の要因に基づいている。当行の自動車ローンは、通常、23ヶ月から84ヶ月間までの期間と9.3%から15.0%にわたる金利によって、200,000ルピーから5,000,000ルピーまでの幅がある。

### 商業ビジネスローン

当行は、商用車及び設備の購入に対して融資を行っている。商業ビジネスローンは、毎月同額の分割払いで返済する固定利付商品である。当行の商業ビジネスの顧客には、中型商用車及び大型商用車のカテゴリーに属する大規模な道路運送業者が含まれる。

### ビジネス・バンキング

当行は、ビジネス・バンキング分野での当行の信用ポートフォリオが他の銀行と比較して歴史的に小さいことを考慮すれば、ビジネス・バンキングが高成長を見込める分野であると考えている。当行のビジネス・バンキングの顧客には、個人企業、合資会社及び株式会社が含まれる。かかる分野における平均的な最小投資金額は、約10.0百万ルピーから15.0百万ルピーである。かかる貸付は、通常、流動資産に課された担保とは別に、不動産の形での担保により保証される。また、当行は、自動車及び商用車を販売するディーラーに対して資金を提供している。

## 個人向けローン及びクレジットカード

当行はまた、個人向けローン及びクレジットカード等の無担保の商品を当行の顧客に対して提供している。2008年度、世界的な金融危機に起因する金利の引上げ、流動性の引締め及び厳しいマクロ経済環境、銀行による回収代行業者の利用に関する規制の変更を受けて、当行は、無担保の小口向けポートフォリオにおいて予想を上回る損失を被った。当行は、個人向けローンの増額貸付及びクレジットカードの発行を縮小し、その結果、無担保の小口向け貸付ポートフォリオが全体的に減少した。2013年度以降、当行は、当行の個人向けローン及びクレジットカード貸付ポートフォリオを、主にこれらの商品を当行の既存顧客へ提供することにより拡大している。2019年度中、ICICIバンクの個人向けローンの支払いは、小口向け貸付金支払合計の約15.3%を占める215.7十億ルピーとなった。当行の個人向けローンは通常、50,000ルピーから4,000,000ルピーで、保有期間は1年から5年、利回りは11%から22%である。2019年度末現在、当行の個人向けローン・ポートフォリオは、2018年度末現在の211.8十億ルピーから増加して、314.6十億ルピーとなった。当社の発行済クレジットカード枚数は、2018年度末現在の約5.0百万枚から増加し、2019年度末現在には約6.6百万枚となった。2019年度末現在のクレジットカード債権ポートフォリオは、2018年度末現在の96.6十億ルピーから増加して、127.3十億ルピーとなった。2019年度末現在において、小口向けポートフォリオの総額のうち、無担保の小口向け貸付が占める割合は、2018年度末現在の12.4%と比較して14.1%であった。

## 農村部の顧客に対する小口向け貸付

当行の農村向け銀行業務は、地方及び郊外の顧客の資金需要に役立っている。当行は、農業従事者、農産物の取引業者、種等の農製品仕入れ業者、製造加工業者、消費者製品仕入れ業者並びに農業企業家を含む農業バリュー・チェーンを網羅する一連の商品を提供する。当行の商品は、個人貸付、低価格の住宅金融及び自動車ローンに加えて、作物栽培に係る運転資金貸付、収穫後活動に係る資金調達、農機具ローン、倉庫証券を引当とする資金調達及び貴金属を引当とする貸付を含む。当行は、低所得層の顧客に対する消費者金融も提供している。当行は、小規模金融を行う金融機関、自助グループ、農業従事者により構成される協同組合、農業関連事業に従事する法人及び中規模企業の供給業者に対して金融ソリューションを提供している。

当行は、農民クレジットカードを通じた運転資金貸付の形で、農業従事者に対して農業及び同種の活動への融資を行っている。当行の2019年度末の農民クレジットカードのポートフォリオは、190.2十億ルピーであった。2018年度及び2019年度、いくつかの州政府は、農業従事者に対する農業債務免除計画を発表し、このことがこれらの州に居住する農業従事者のローン滞納につながった。この計画費用は、州政府により負担されている一方、当該計画又は当該計画に対する借入人の期待が当行を含む銀行の農民クレジットカードのポートフォリオにおいて、より多くの滞納へとつながった。「 - (e) 貸付ポートフォリオ - ( ) 行政指導に基づく貸付」も参照のこと。

当行は、支店、小型ATM、店頭端末及び移動型支店を含む複数のチャネルを通じて農村部の銀行サービスを提供している。当行の農村部の顧客は、業務代理店を通じて、食糧雑貨品店等の小売店及び顧客向けポイントでも基本的な銀行設備を利用することができる。2017年度、当行は、「Mera iMobile」という携帯アプリを立ち上げ、これによってICICIバンクの顧客以外の利用者也、農村地域において銀行サービスや農業サービス、穀物価格、ニュース及び天候に関する情報を利用できるようになった。このアプリは、約135のサービスを提供しており、英語及びいくつかのインドの方言語で利用できる。

農村部の銀行業務は、地理的な対象範囲及び単位当たり取引費用の高さの観点から深刻な課題である。当行は、農村地域における費用効果の高い構造の様々な業務モデル（技術を基盤としたチャネルを含む。）を引き続き検討しており、以前は銀行口座を利用できなかった農村に556の支店を開設した。「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (u) 新規事業への参入及び既存の貸付ポートフォリオの急拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。」も参照のこと。当行はまた、農村部の顧客に対して銀行を利用する習慣を確立し、富を創出することに焦点を当てたイニシアティブを追及してきた。当行は、キャッシュレスのエコシステム及び村民の能力育成を促進することに焦点を当てたICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスとともに、農村を発展させるイニシアティブを追及した。ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスは、2019年度までに累計で1,200を超える農村の資格を有する居住者に対して能力育成訓練を提供した。

## 小口向け預金

当行の小口向け預金商品は定期預金及び普通預金口座を含む。当行はまた、個人富裕層、国防要員、トラスト及びビジネスマン等の特定の顧客セグメントを対象とした商品も提供している。当行はまた、企業の給与口座商品も有しており、当行の小企業の顧客に対し、残高維持目的の当座預金商品（すなわち事業目的の当座預金口座）を提供している。さらに、当行はVISAインターナショナル（VISA International）と提携して、国際デビットカードを提供している。2019年度末現在、当行は44百万枚超のデビットカードの基盤を保有していた。

当行は引き続き、当座預金及び普通預金並びに小口向け預金の増加に尽力している。当行は、健全で安定した資金調達プロファイル及び当行の資金調達コストにおける競争上の優位性を維持するよう努めている。当行は、口座へのアクセス並びに様々な取引及びサービスのためのモバイル・バンキング・アプリケーションを含む携帯電話を通じたサービス提供を拡大してきた。当行は、顧客情報をデジタルに把握するためにタブレットを使用して新規顧客口座を開設する。技術に対応したチャネルを通じて商品及びサービスを提供することにより、当行は業務効率の向上に加え、顧客経験の向上を目指している。2019年度、当行は、インドで働く女性専用の預金口座である「アドバンテージ・ウーマン・オーラ普通預金口座」及び定額給及び自営業の専門家で、35歳から50歳の年代を対象としたプレミアム普通預金口座「The One」を発表した。これらの商品は、顧客のライフステージのニーズを満たす多くの利益を提供する。当行はまた、月収、生命保険の適用、定期的投資及びクレジットカード等、さらに多くの利益を提供する定期預金 / 積立預金商品である「FD Xtra」を発表した。

インドでの預金に適用されるインド準備銀行の規制及び預金保険の要件についての詳細は、「 - (h) 監督及び規制 - 預金に関する規制」及び「 - (h) 監督及び規制 - 預金保険」を参照のこと。当行の預金の種類、費用及び満期の特性に関する詳細については「 - (c) 資金調達」を参照のこと。

## 手数料ベースの商品及びサービス

当行の販売網を通じて、当行はインド政府貯蓄債券、保険証券、貴金属、並びにインド企業による株式及び負債証券の公募を含む様々な商品を提供している。当行は、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、トラベルカード及びコマーシャルカード等のいくつかのカードベースの商品を提供している。当行はまた、多様なミューチュアル・ファンド商品を提供している。当行は、預金口座に係るサービス料を徴収している。

当行はまた、小口顧客向けに、通貨、トラベラーズチェック及びトラベルカードの販売を含む、外国為替商品の提供を行っている。当行はまた、海外地域からの小口向け送金受取りサービスも提供している。2019年度に当行は、インドからカナダへの仕向送金のためのブロックチェーン基盤の処理を可能とした。

ナショナル・セキュリティーズ・デポジトリー・リミテッド（National Securities Depository Limited）及びセントラル・デポジトリー・サービスズ（インディア）リミテッド（Central Depository Services (India) Limited）に参加するデポジトリーとして、当行は無証券化された方法で行われる証券取引を決済する預託株式口座を提供している。さらに、当行は非居住者であるインド人及び海外の企業に対し、インド証券取引所で株式及び転換可能なディベンチャーの取引を行う承認を与えるため、インド準備銀行により指定された銀行の1つである。

## 中小企業向け商業銀行業務

当行は、中小企業に対する包括的な一連の銀行商品及びソリューションを提供している。当行はまた、中小企業への幅広い支援が可能となるよう調整された商品及びサービスも提供している。当行は、集中リスクを減らすことでポートフォリオの質を高めることに焦点を合わせたリスク管理業務により、詳細な分析を行う担保貸付に基づく成長に尽力するため、様々な部門に渡る信用リスクを査定する当行の能力を強化した。ポートフォリオから生じるリスク調整後営業利益の増加を視野に入れて、トランザクションバンキング、外国為替及び中小企業に対する個人向け銀行ソリューションの機会を利用することにも依拠している。

当行は、大口法人顧客のチャネルパートナーのためのオンラインでのエンドツーエンドのサプライチェーン融資によるソリューション及び資金調達によるベンダー手形割引の提供により、小企業の運転資金需要に応えている。当行は中小企業に対して、トランザクションバンキング、外国為替及び個人向け銀行ソリューションを提供している。2019年度、当行は、中小企業の事業及びトランザクションバンキングの要件を満たすいくつかのデジタル商品を発表した。これらには、当座預金のデジタル口座開設、即座にデジタルで処理される当座貸越、支店に行かずに一般的な銀行取引及び輸出入取引をオンラインで可能とするデジタル・トレード・プラットフォームである「トレード・オンライン」及び「コーポレート・インターネット・バンキング」の強化が含まれる。当行はまた、統合決済ソリューションとともにデジタル金融サプライチェーン・プラットフォームを発表した。これは、企業のバリュー・チェーン全体にわたるストリーミング配信システムに有用である。当行はまた、利用できるデジタル・データの活用及び中小企業に対するデジタル貸付の拡大に尽力している。当行は、当座預金（すなわち当座預金口座）、貿易金融、現金管理サービス及び日常的な金融サービスのための専門的なチームを有する。当行は近年、当行の中小企業の事業を再編して、各資金需要を満たすための当行の取組み及び能力を改善してきた。当行は、中小企業を売上高に基づいて分類分けした。売上が2.5十億ルピー未満の企業は小口向け事業グループに分類され、売上が2.5十億ルピーを超える企業は大企業グループに分類された。

当行はまた、様々な取組みを通じて、中小企業に積極的に働きかけている。当行は、講演会を実施し、部門別の見識、国際的な成功事例、事業拡大機会及びメディア認識に触れる機会を提供するプラットフォームである「Beyond Banking」を構築した。「SME Empower」は、中小企業がオンラインで商品を売買できるオンラインの企業間市場であり、「SME toolkit」は、中小企業のための事業及び助言に関するオンラインリソース、、「Emerging India Awards」及び「SME Elite 50」は、中小企業を評価するプラットフォームである。

## ( ) 法人顧客向け商業銀行業務

当行は、インドの主要企業及び中堅企業に対し、多様な商業及び投資銀行業務の商品並びにサービスを提供している。当行の一連の商品には、運転資金及びターム・ローンに関する商品、手数料ベースの商品及びサービス、預金及び外国為替並びにデリバティブ商品が含まれる。法人向け銀行業務グループは、すべての法人顧客に対する融資の組成及び担保に尽力している。法人向け銀行業務グループは、企業関係に関するチーム及びクレジットに関するチームから成る。商業銀行業務グループは、企業関係に関するチームと緊密に協力する一方で、特定の支店を通じて取引サービス及びトランザクションバンキング事業の成長を担っている。市場グループは、法人に対する外国為替及びその他資金調達商品を提供する。プロジェクト・ファイナンスグループは、プロジェクト・ファイナンスのポートフォリオ及び新たなプロジェクト・ファイナンス案の評価の管理に尽力している。当行は、国内外の銀行及び金融機関との間での企業債務のシンジケート組成を目指している。

## 法人向け貸付ポートフォリオ

当行の法人向け貸付ポートフォリオはプロジェクト・ファイナンス及びコーポレート・ファイナンス（ストラクチャード・ファイナンス及びクロスボーダーの買収ファイナンスを含む。）並びに運転資金金融から成る。当行の貸付ポートフォリオに関する詳細については、「 - (e) 貸付ポートフォリオ - ( ) 貸付の集中」を参照のこと。信用格付及び審査制度の詳細については、「 - (d) リスク管理 - ( ) 信用リスク」を参照のこと。

現在、当行は、プロジェクト・ファイナンスに対して慎重で選択的なアプローチを採用しているが、歴史的には、プロジェクト・ファイナンスは当行の貸付ポートフォリオの大部分を占める。当行のプロジェクト・ファイナンスのポートフォリオは、主に中長期のルピー建て及び外貨建ての貸付を製造業部門及びインフラ部門へ融資することにより成っている。当行はまた、固定利付及び変動利付ディベンチャー等の市場性のある商品への投資により融資を行う。当行は一般的に、借入人の固定資産に対して担保権及び第一順位の先取特権を有している。当行の運転資金金融は、主に現金与信枠、当座貸越及びコールローン並びに、手形割引、信用状及び保証状を含む、資金を基盤としない与信枠から成る。

2012年度以降、インドの法人部門は、インフラ部門及び商品部門を含めた法人向け貸付における前回のサイクルの急成長後、いくつかの課題に直面した。インド経済は、高インフレ、金利上昇及び通貨の下落という点で課題を抱えた。法人部門では、売上高及び利益の伸び率の低下、運転資金のサイクル伸長及び高水準の債権が見られ、また政策変更、承認手続及び裁判所の決定の遅れに起因してプロジェクトの完了及びキャッシュ・フロー創出において大きな課題を抱えていた。インド企業（特にインフラ部門及び工業部門）は、マクロ経済環境並びに世界及び国内の金融市場の不安定性を背景に、資本調達能力を抑制した。2014年度以降、これらの動きが、当行を含むインドの銀行部門における法人向けの不良債権及び条件緩和貸付の増加、並びに法人部門向けの与信の伸び率低下を主因とした貸付全体の伸び率の大幅な鈍化をもたらした。2015年度及び2016年度における金属、石炭及び原油を含む全世界的な商品価格の大幅な下落は、商品に関連する部門の借入人にマイナスの影響を及ぼした。経済への資本投資は依然として抑制されており、建設のような投資に関連する部門の企業に影響を及ぼした。予想よりも低いキャッシュ・フローに起因して、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は遅かった。さらに、2016年度以降、インド準備銀行は、加速償却を行い法人部門におけるストレス勘定への供給を増加させるいくつかの方策を開始した。その結果、2016年度以降、当行を含む銀行に対して、条件緩和貸付から不良債権状態への格下げを含む不良債権への繰入レベルは著しく増加した。ストレス資産の解消のための改定枠組みは、2018年2月にインド準備銀行により公表され、2018年度における不良債権状態としてのストレス勘定の加速償却を行った。2019年度中には、不良債権の繰入が当行を含む銀行システムにとって穏やかとなり、破産・倒産法に記載されたいくつかの多額の勘定は、当年度中に解消された。

当行は、格付の高い企業に貸付を集中させ、集中リスクの管理のための改定された枠組みを導入することにより、増額貸付に対する慎重な姿勢を導入している。当行は、最近5年間における当行の預金フランチャイズ及び資金調達コストの大幅な改善により、当行が格付の高い企業に対して有利に貸付を行うことが可能になると考えている。当行は、引き続き法人部門における適切なリスク評価及び価格に基づいた融資機会に焦点を合わせる。当行の信用リスクに係る手続についての詳細は、「 - (d) リスク管理 - ( ) 信用リスク」を参照のこと。「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (a) 当行の不良資産の水準は上昇し、当行の不良資産の水準がさらに上昇し、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が引き続き低下した場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」及び「 - 第3 - 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 - (1) 将来に向けた計画及び戦略」並びに「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (2) 事業環境 - 2019年度の動向」も参照のこと。

## 手数料ベースの業務

当行は、当行の顧客に提供される貸付、トランザクションバンキング、シンジケーション、及び外国為替に関連したソリューションから手数料収入を得ている。当行はまた、法人顧客に対し、荷為替信用状及びスタンドバイ信用状（インドでは保証状（guarantees）という。）を含む多様な手数料ベースの商品及びサービスを提供している。

当行は、（集金、支払い及び送金サービス等の）現金管理サービス、エスクロー、トラスト及び保管口座ファシリティ、オンライン支払ファシリティ、保管業務並びにインド政府及びインドの州政府のための税金の申告及び徴収サービス等の商業銀行サービスを提供している。2019年度末現在、当行の顧客（主として海外機関投資家、オフショア・ファンド、国外企業及びグローバル預託証券の投資家のための預託銀行）のために保管されていた総資産は3,226.8十億ルピーであった。インドで業務を行っている2つの証券預託機関であるナショナル・セキュリティーズ・デポジトリー・リミテッド及びセントラル・デポジトリー・サービスズ（インディア）リミテッドに登録されたデポジトリーとして、当行はまた投資家に対し電子化された預託ファシリティも提供している。

## 法人預金

当行は当座預金、定期預金及び預金証書等を含む様々な預金商品を法人顧客に対して提供している。当行の預金の種類、費用及び満期の特性に関する詳細については、「 - (c) 資金調達」を参照のこと。

## 外国為替及びデリバティブ

当行は、為替及び金利変動により生じる、国内外の企業からのリスク・ヘッジの必要性に応じた顧客別仕様の商品及びサービスを提供している。提供される商品及びサービスには、以下のものが含まれる。

### 外国為替商品

これらの商品には、現金、翌日物、直物及び先物取引が含まれる。当行は、顧客に対し、その事業のニーズに応じて特別に作成したヘッジ及びトレーディングのソリューションを提供する。かかる商品は、インド国内及び当行の国際的拠点において提供される。

### デリバティブ

当行は、金利スワップ、通貨スワップ及び主要通貨によるオプションを含むデリバティブ商品を提供している。

## ( ) 海外顧客向け商業銀行業務

当行の国際市場における成長のための戦略は、特定の国際市場における海外発展のための本国との関係及び技術の活用に基づく。当行の国際的戦略の焦点は、当行の顧客であるインド企業の外貨需要に応え、インド企業以外の貿易金融エクスポージャーを選択し、地元の管轄区域内の企業に対する貸付を行いつつ、当行が当該免許を有する地域において小口向け預金フランチャイズを形成すること及びグローバルな多国籍企業に対して貸付を行うことである。当行はまた、当行の法人及び投資銀行事業を支え、インドを中心とした資産区分のプライベート・バンキング事業を拡大するために、安定した大規模資金調達源及び高いシンジケート能力を確保することに尽力してきた。当行は、非居住者のインド人のコミュニティ及びインド人に関連のある取引にさらに焦点を合わせるため、当行の国際事業戦略を再構築している。

2019年3月31日現在、当行は、英国及びカナダに子会社を、バーレーン、ドバイ国際金融センター、香港、中国、シンガポール、スリランカ、南アフリカ及び米国に支店を、バングラデシュ、インドネシア、マレーシア及びアラブ首長国連邦に駐在員事務所を有していた。英国における当行の子会社は、欧州連合通行協定（European Union Passporting Arrangements）に基づき、ベルギーのアントワープ及びドイツのフランクフルトにそれぞれ支店を1店設置した。欧州連合からの英国の離脱を問う国民投票後、交渉は未だに締結されていないが、当行の子会社は、ドイツのフランクフルトの支店のために第三国のライセンスを取得した。かかる子会社は、2019年度中に支店を閉鎖した。

当行が海外支店及び子会社を通じて並びに当行の国内ネットワークを通じて海外顧客に対して提供する、デット・ファイナンス、貿易金融及び信用状等の多数の商業銀行商品は、当行がインドの顧客に対して提供する商品に類似している。海外顧客に固有の商品及びサービスの一部は以下のとおりである。

- ・送金サービス 当行は、インド国外に居住するインド人のディアスポラの需要を満たすため、当行の様々な商品及びサービス提供により、海外からの送金において重要な地位を引き続き維持している。当行は、当行の広範な支店網、インターネットを基盤とした送金ソリューション並びに世界中の新たなパートナーシップ及びチャネルを通じて、サービスへのアクセスを拡大してきた。当行は、世界中の40カ国にわたる200超の取引銀行及び両替店と提携し、インドへの送金受取りも提供している。当行は、円滑な処理及びより高速な資金振替を可能とするため、当行のシステムと当行の提携先との大規模な統合を進めてきた。2016年度に、当行は完全オンラインの仕向送金サービスである「マネーツーワールド（Money2World）」を開始した。当該サービスにより、ICICIバンクの口座保有者以外であっても、16の主要な外貨で、インド国内のどの銀行口座からも海外のどの銀行口座へオンラインで送金ができるようになった。送金受取りのための当行の重要なプラットフォームであるマネーツーインド（Money2India）には、かかるプラットフォームを利用者にとってより使いやすいものとし、取引時間を減らし、非居住者のインドの顧客がインドに送金するための1回のインターフェース（ログイン）においてシームレス体験を提供するための多くの機能がある。ICICIバンクは、ブロックチェーン技術を用いて送金取引を行うことに成功した、インドで最初の銀行及び国際的にも数少ない銀行のうちの1つとなった。
- ・トレードウェイ（TradeWay） 取引銀行に、当行を通して行われた輸出手形の取立ての状況に係るリアルタイムのオンライン情報へのアクセスを提供するインターネットを基盤とした荷為替手形取立て商品
- ・送金追跡 取引銀行がその支払指示の状況を確認でき、オンラインで様々な情報報告の入手が可能なインターネットを基盤としたアプリケーション
- ・オフショア銀行預金 米ドル、英ポンド及びユーロによる複数の通貨建預金商品
- ・外貨建非居住者向け預金 米ドル、英ポンド、ユーロ、円、カナダドル、シンガポールドル、オーストラリアドル、香港ドル及びスイスフランという9つの主要な外貨建預金
- ・非居住者向け外国定期預金 インド・ルピー建預金
- ・非居住者向け外国普通預金 インド・ルピー建普通預金口座
- ・非居住者向け普通預金口座及び非居住者向け定期預金

2019年度末現在、ICICIバンクの海外支店の総資産（支店間残高を控除後）は890.5十億ルピー、貸付金総額は630.3十億ルピーであった（2018年度末現在は、総資産は931.4十億ルピー、貸付金総額は644.3十億ルピー）。当行の海外支店は、主に、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入、相互貸付及び外部の商業機関からの借入により資金調達を行っている。「- 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (j) 当行の資金調達は短期的であり、満期を迎えた際に預金者が預金を繰り越さない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

英国及びカナダの当行の子会社は、小口向け及び法人向け銀行業務サービスを提供する総合銀行である。これらの子会社は、インターネットをアクセスの媒体として利用し、ダイレクト・バンキングを提供している。英国における当行の子会社は、法人事業（インドとの活発な貿易及び投資フローを有しているヨーロッパに拠点を置く多国籍企業を含む。）、インド出身の人々により所有される大規模事業及び海外事業を展開することを模索しているインド企業に対する貸付を提供している。カナダの当行の子会社は、主に連邦政府により保証され、これに適格となる住宅ローンの組成及び海外事業を展開することを模索するインド企業並びにカナダ及び米国企業の両方に対する貸付を提供している。

2019年度末現在、ICICIバンクUKピーエルシー（ICICI Bank UK PLC）は、英国に8つ、ドイツに1つの支店を有していた。2019年度末現在、ICICIバンクUKピーエルシーの総資産は、3.8十億米ドルであった。ICICIバンクUKピーエルシーは、2018年度における26百万米ドルの純損失に対して、2019年度においては53百万米ドルの純損失を生じさせた。2019年度末現在、ICICIバンクUKピーエルシーの貸付は、2.4十億米ドルであり、投資は0.9十億米ドルであった。

2019年度末現在、ICICIバンク・カナダは8の支店を有し、6.6十億カナダドルの総資産を有している。ICICIバンク・カナダは、2018年度における44百万カナダドルの純利益に対して、2019年度においては52百万カナダドルの純利益を生じさせた。2019年度末現在、ICICIバンク・カナダの貸付は、5.8十億カナダドルであり、投資は0.6十億カナダドルであった。貸付には、住宅ローンの3.5十億カナダドルが含まれており、うち2.9十億カナダドルが保険付住宅ローンである。

「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (b) 他の国々（特に新興国及び当行が事業を展開している国）における金融不安は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (1) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」も参照のこと。

## ( ) デリバリーチャネル

当行は伝統的な銀行支店からATM、コールセンター、インターネット及び携帯電話にいたるまで多様なチャネルを通じて商品及びサービスを提供している。2019年度末現在、当行は複数のインドの州にわたり、4,874の支店のネットワークを保有していた。

以下の表は、2019年度末現在の地域ごとに分類した支店数を示したものである。

	2018年3月31日現在		2019年3月31日現在	
	支店数及び出張所(1)	全体に占める割合(%)	支店数及び出張所(1)	全体に占める割合(%)
大都市	1,443	29.6	1,438	29.5
都市	991	20.4	991	20.3
郊外	1,449	29.8	1,453	29.8
地方	984	20.2	992	20.4
支店数及び出張所合計	4,867	100.0	4,874	100.0

(1) 支店の分類は2011年人口調査のとおりである。

支店認可に係る条件の一部として、インド準備銀行は当行の新たな銀行支店の25.0%以上が、2011年人口調査による人口規模に基づき定義されるTier 5及びTier 6の地域に所在しなければならないと規定した。「 - (h) 監督及び規制 - 支店の開設に関する規制」も参照のこと。2019年度末現在、当行はかかる条件を遵守していた。2019年度末現在、当行は14,987機のATMを有し、そのうち5,237機が当行の支店に配置されていた。当行は、当行の支店を顧客獲得及びサービスの重要なポイントとみなしている。支店網は、デポジット・モビライゼーションと小口向け資産の組成の統合媒体として機能している。

当行は、技術の発展により、顧客の銀行への関わり方及び銀行へのニーズの満たし方が変化していると考えられる。当行は、技術に対応した様々なチャネルを通じて、商品及びサービスを提供する。当行は、口座へのアクセス及び様々な取引のためのモバイル・バンキング・アプリケーション並びに電子ウォレットを含む携帯電話を通じた一連のサービスを拡大している。当行のモバイル・バンキング・アプリケーションであるアイモバイル(iMobile)は、全モバイル・プラットフォームにおいて利用可能である250を超えるサービスを提供している。2019年度中、当行は、顧客が個人消費及び引渡物を追跡できる、使いやすいインターフェースである「Discover」を導入することにより、当行のモバイル・バンキング・アプリケーションの機能を拡張した。また、モバイル・アプリケーションのアイモバイルは、カードの上限設定、20,000ルピーを上限とした即座のデジタル入金受取り、頻繁に行われる取引をお気に入りとして保存することができるように強化された。顧客は、かかるモバイル・アプリケーションにより、小口向け自動金融資産管理及びミューチュアル・ファンド・プラットフォームであるマネーコーチを通じて、過去の全投資を管理することもできる。当行の顧客は、当行のATMで幅広い取引を行うことができる。また、当行は業務効率の向上に加え、顧客経験の向上のため、現金専用預入機及び簡易バンキング機等の自動化装置を配置している。当行の従業員は、顧客情報をデジタルに把握するためにタブレットを使用して新規顧客口座を開設する。当行のウェブサイトであるwww.icicibank.comを通じ、当行は小口顧客及び法人顧客の双方の顧客に対し、口座情報、支払い及び資金振替設備へのオンライン・アクセス、並びに投資商品及び保険商品の購入を含む様々なその他のサービスを提供している。当行は、コールセンターを通じてテレフォン・バンキング設備を提供する。また、当行の顧客はソーシャル・メディア・プラットフォームからも自身の口座にアクセスし、取引を行うことができる。2017年度中、当行は様々な銀行取引を実施するため、チャット機能が可能となった人工知能であるチャットボット(Chatbots)を導入した。2018年度、当行は、ウェブサイトとモバイル・アプリケーション上双方で利用可能な、個人用仮想アシスタントを備えた人工知能であるアイパル(iPal)を打ち出した。当行は、銀行口座の詳細を必要とせず、バーチャル・ペイメント・アドレスを使用して銀行口座への即時融資取引を行うことができる支払プラットフォームである統合決済基盤の開発に際して、ナショナル・ペイメント・コーポレーション・オブ・インド(National Payments Corporation of India)と緊密に連携した。当行のモバイル・アプリケーション及び電子ウォレット等の様々なプラットフォームを通じて、統合決済基盤は当行により促進された。2018年度、当行のモバイル・アプリケーションであるアイモバイル、デジタルウォレット及びポケットなどを通じて顧客のデジタル取引を可能とするため、当行は、金融パートナーとして配車サービス業者及びオンラインの食品宅配プラットフォームなどのインターネット・サービスプロバイダーとの協定を締結した。当行は、インドの商人向けに、銀行のクレジット/デビットカード、インターネット・バンキング及び当行の電子ウォレットを含む複数の方法を用いて、携帯電話を通じた支払いを商人が受け付けることを可能にする「イージーペイ(Eazypay)」というモバイル・アプリケーションを開発した。「- (g) 技術」も参照のこと。

## ( ) 投資銀行業務

当行の投資銀行業務は、主にICICIバンクの財務業務並びにICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの業務から成る。

## 財務

当行の財務業務を通じて、当行は貸借対照表の管理を試みており、かかる管理には規制上の要件である法定準備金の維持及び市場機会を利用することにより当行のトレーディング・ポートフォリオから得られる利益を最大化することが含まれる。当行の国内でのトレーディング・ポートフォリオ及び証券ポートフォリオは、当行の規制上の法定準備金ポートフォリオの積極的な管理に何ら制限がないため、当行の規制上の法定準備金ポートフォリオを含む。当行の財務業務には、先物契約、金利及び通貨スワップ並びに外国為替商品及びサービス等、法人及び小企業の顧客に対する一連の商品及びサービスが含まれる。「- ( ) 法人顧客向け商業銀行業務 - 外国為替及びデリバティブ」も参照のこと。

当行の財務部は、最適なレベルの流動性の維持を試み、現金準備率の要件を遵守し、当行のすべての支店の円滑な運営を維持しようと努めることにより流動性管理を行っている。当行は収益を最大化するため、有利子流動資産と現金とのバランスを維持し、現金準備率及び法定流動性比率を含む法定準備金の維持により、準備金管理を行っている。2019年度末現在において、ICICIバンクは、国内普通預金及び定期預金の純額について、インド国債及び州政府債といった適格有価証券によって、法定流動性比率要件を19.25%で維持することが求められていた。当行は、価格の変動から得られる利回り及び利益を最大化するために、当行が積極的に管理を行っているインド国債のポートフォリオを通じて法定流動性比率を維持している。さらに、慎重な流動性管理の戦略として、当行は、通常、法定流動性比率要件に基づく適正区分を超える有価証券投資を維持している。当行は、バーゼル に基づき要求される単体及びグループレベルの双方のベースにおいて、流動性カバレッジ比率を維持している。かかる最低要件は、2019年1月1日以降100%である。流動性カバレッジ比率の要件は、主に国債及び高格付の社債の形である適格流動資産への投資によって満たされる。2019年度中、当行は、単体ベース及びグループレベルの双方のベースで規定要件を上回る流動性カバレッジ比率を維持した。「 - (h) 監督及び規制 - 法定準備金規制」も参照のこと。

ICICIバンクは、ムンバイの中央トレーディングフロアから、国内投資及び海外の為替業務を行っている。財務活動の一環として、当行はまた国内の負債証券及び持分証券並びに外貨建資産に係る自己勘定トレーディング・ポートフォリオを保有している。当行の財務部は外貨エクスポージャー及び外国為替並びに当行の顧客に提供されるリスク・ヘッジ・デリバティブ商品を管理しており、通貨の自己勘定取引に従事している。当行の投資及び市場リスク政策は、取締役会により承認されている。

ICICIバンクの国内における投資ポートフォリオは、満期保有目的、売却可能、及びトレーディング目的保有の3区分に分類される。インド準備銀行が発表した現在の規則に従い、満期まで保有する意図で取得された投資対象は、満期保有目的に分類される。当行が短期の価格/金利変動によって利益を得るために取引する意図で取得した投資対象は、トレーディング目的保有に分類される。上記2つの区分に該当しない投資対象は、売却可能に分類される。トレーディング目的保有区分の投資対象は、90日以内に売却されなければならない。各区分において、投資対象は、(a)国債、(b)その他適格有価証券、(c)株式、(d)債券及びディベンチャー、(e)子会社及びジョイントベンチャー、並びに(f)その他と分類される。満期保有目的に分類される投資対象は、時価評価されず、取得原価で計上されるが、取得原価が額面価値を上回る場合を除く。かかる場合は、かかる証券の額面以上の部分については、満期までの残存期間にわたって償却される。2019年度末現在、ICICIバンクの国債のポートフォリオの77.0%は、満期保有目的区分であった。売却可能として区分される国債に対する投資の額面価値を上回るプレミアムは、かかる証券の満期までの残存期間にわたって消却される。売却可能区分の個別の有価証券は、時価評価される。この区分の投資対象は、有価証券の券面どおりに評価され、増減額は各分類ごとに集計される。純減少額(もしあれば)は引当られる。純増額(もしあれば)は無視される。トレーディング目的保有区分の個別の有価証券は、売却可能区分のものと同様の方法で計上される。

以下の表は、表示された日における当行の売却可能投資ポートフォリオについての情報を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2017年3月31日現在			
	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
企業負債証券	73,836	2,198	(368)	75,666
国債	287,716	1,137	(48)	288,805
その他証券	166,709	1,189	(495)	167,403
負債投資合計	528,261	4,524	(911)	531,874
株式	86,066	34,703	(14,786)	105,983
その他投資(1)	68,550	13,579	(984)	81,145
合計	682,877	52,806	(16,681)	719,002

(1) 優先株式、ミューチュアル・ファンド・ユニット、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領証を含む。

(単位：百万ルピー)

2018年3月31日現在

	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
企業負債証券	157,992	1,461	(1,664)	157,789
国債	350,051	821	(716)	350,156
その他証券	193,298	115	(1,301)	192,112
負債投資合計	701,341	2,397	(3,681)	700,057
株式	109,138	40,839	(18,615)	131,362
その他投資(1)	70,657	11,410	(4,568)	77,499
合計	881,136	54,646	(26,864)	908,918

(1) 優先株式、ミューチュアル・ファンド・ユニット、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領証を含む。

(単位：百万ルピー)

2019年3月31日現在

	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
企業負債証券	155,043	2,392	(1,139)	156,296
国債	348,982	1,855	(106)	350,732
その他証券	197,290	2,625	(886)	199,028
負債投資合計	701,315	6,872	(2,131)	706,056
株式	129,583	34,546	(26,518)	137,611
その他投資(1)	61,590	5,980	(1,998)	65,573
合計	892,488	47,398	(30,647)	909,240

(1) 優先株式、ミューチュアル・ファンド・ユニット、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領証を含む。

企業負債証券への投資は、2018年度末現在の158.0十億ルピーから減少し、2019年度末現在には155.0十億ルピーとなった。これは、ICICIバンクUKによる負債証券への投資の増加により一部相殺されたが、主にICICIバンクによる負債証券への投資の減少によるものであった。国債への投資は、2018年度末現在の350.1十億ルピーからわずかに減少し、2019年度末現在には349.0十億ルピーとなった。その他負債証券への投資は、2018年度末現在の193.3十億ルピーから増加し、2019年度末現在には197.3十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクによるコマーシャル・ペーパー及び預金証書への投資の減少により一部相殺されたが、ICICIバンク・カナダによる銀行引受手形及びICICIバンクによるパススルー証券への投資の増加によるものであった。株式への投資は、2018年度末現在の109.1十億ルピーから増加し、2019年度末現在には129.6十億ルピーとなった。これは主として、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式ポートフォリオの増加によるものであった。その他の投資は、2018年度末現在の70.7十億ルピーから減少し、2019年度末現在には61.6十億ルピーとなった。

負債投資に係る純未実現利益は、2018年度末現在の純未実現損失1.3十億ルピーと比較して、2019年度末現在には4.7十億ルピーとなった。企業負債証券に係る純未実現利益は、2018年度末現在の純未実現損失0.2十億ルピーと比較して、2019年度末現在には1.3十億ルピーとなった。その他証券に係る純未実現利益は、2018年度末現在の純未実現損失1.2十億ルピーと比較して、2019年度末現在には1.7十億ルピーとなった。国債に係る純未実現利益は、2018年度末現在の0.1十億ルピーから増加し、2019年度末現在には1.7十億ルピーとなった。ベンチマークである10年物国債の利回りは、2018年度末現在の7.4%から増加して2018年9月には8.0%を超えたが、その後2019年度末現在には7.4%まで減少した。持分証券に係る純未実現利益は、2018年度末現在の22.2十億ルピーから減少して、2019年度末現在には8.0十億ルピーとなった。これは、主にICICIバンク、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式ポートフォリオの市場価値の減少によるものであった。その他の投資に係る純未実現利益は、2018年度末現在の6.8十億ルピーから減少し、2019年度末現在には4.0十億ルピーとなった。これは主として、優先株式に係る純未実現損失の減少により一部相殺されたが、資産再構築会社が発行した有価証券受領証に係る純未実現利益の減少によるものであった。

以下の表は、表示された期間における売却可能有価証券からの利益を示したものである。

(単位：百万)

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)
利息	34,736	37,152	43,040	70,155
配当金	1,416	1,322	1,721	2,805
合計	36,152	38,474	44,761	72,960
実現利益総額	14,489	41,715	32,690	53,285
実現損失総額	(2,721)	(3,934)	(7,823)	(12,751)
合計	11,768	37,781	24,867	40,533

当行の売却可能有価証券ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金は、2018年度の38.5十億ルピーから増加し、2019年度には44.8十億ルピーとなった。当行の売却可能有価証券からの純実現利益は、2018年度の37.8十億ルピーから減少し、2019年度には24.9十億ルピーとなった。2018年度の純実現利益には、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの新規公開株式売出しを通じた株式持分売却に係る17.1十億ルピーの利益が含まれていた。

以下の表は、表示された日現在における、売却可能投資として分類される負債証券への当行の投資の満期の特性及び当該利回りの分析である。かかる満期の特性は、返済期日に基づくものであり、変動利付投資の価格改定日を反映していない。

(単位：百万ルピー(％の数値を除く。))

2019年3月31日現在

	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)
企業負債証券	12,634	7.4	111,044	8.0	25,758	6.4	5,608	9.1
国債	145,589	5.7	155,486	6.9	46,531	7.1	1,377	7.9
その他証券	113,915	7.5	62,301	8.8	9,257	8.9	11,815	8.8
有利子有価証券の 償却原価合計(1)	272,138	6.5	328,831	7.7	81,546	7.1	18,800	8.8
公正価値合計	272,820		331,296		82,772		19,168	

(1) 他通貨建ての証券を含む。

当行の満期保有目的ポートフォリオの償却原価は、2018年度末現在の1,529.4十億ルピーから増加し、2019年度末現在には1,714.1十億ルピーとなった。これは主に、国債及び企業負債証券への投資の増加によるものであった。満期保有目的ポートフォリオの純未実現利益は、主に国際の利回りの低下により、2018年度末現在の純未実現損失4.3十億ルピーと比較して、2019年度末現在は18.1十億ルピーであった。ベンチマークである10年物国債の利回りは、2018年度末及び2019年度末現在ともに同水準（約7.40%）であったが、2019年度の大半を通じて利回りは非常に高く、ベンチマークである10年物国債の利回りは2018年9月に8.18%の高さに達した。かかる上昇利回りで購入された国債は、2019年度末現在の高い未実現利益をもたらした。さらに、5年物国債及び短期国債の利回りは当年度中に減少し、かかるポートフォリオに時価評価益をもたらした。満期保有目的ポートフォリオの利息収入は、満期保有目的の投資ポートフォリオの平均の上昇及び、国債ポートフォリオの利回り上昇により、2018年度の100.5十億ルピーから増加し、2019年度には115.7十億ルピーとなった。国債に係る利回りは、高金利の国債への投資及び高水準の変動利付債券の低金利での再設定に起因して上昇した。

売買目的負債証券への投資は、2018年度末現在の326.8十億ルピーから減少し、2019年度末現在には259.8十億ルピーとなった。これは主として、国債、コマーシャル・ペーパー、預金証書及び企業負債証券への投資の減少によるものである。売買目的有価証券に係る受取利息及び受取配当金は、主に売買目的ポートフォリオの減少により、2018年度の22.2十億ルピーから減少し、2019年度には20.5十億ルピーとなった。売買目的ポートフォリオに係る純実現利益及び純未実現利益は、2018年度の純実現損失及び純未実現損失1.2十億ルピーと比較して、2019年度には0.6十億ルピーとなった。これは主として、国債への投資の未実現損失の減少によるものである。

2019年度末現在、当行の株式への投資は、総額139.8十億ルピーであった。インド準備銀行は、銀行による持分証券への投資を、資本金に関連する制限を規定することで制限している。「 - (h) 監督及び規制 - 投資及び資本市場エクスポージャー・リミットに関する規制」も参照のこと。

通常、当行は、当行の投資に係るリターンを最大化するため、当行の長期株式ポートフォリオの積極的な運用戦略を追求している。インド証券取引委員会のインサイダー取引に係る規制の遵守を強化するため、上場企業への株式投資及び負債投資に係るすべての取引は当行財務部の株式及び債券担当デスクが請け負っており、かかるデスクは財務部内の他のグループ及びデスク並びに当行のその他の事業グループから分離されており、貸付人である当行が利用可能な場合がある、価格に影響を及ぼすこれらの企業の未公開の情報にアクセスできない。

当行は複数の主要な外貨で取引を行っており、主要な外貨建てで非居住者であるインド人からの預金を受け入れている。当行はまた、国内向け外貨建口座を管理している。外国為替担当財務部は、利回り及び流動性を最適化するため、金融市場を通じて当行のポートフォリオ及び外国為替商品を管理している。

当行は、当行の法人顧客及び中小企業顧客に対し、外国為替先物契約並びに通貨及び金利スワップを含めた様々なリスク管理商品を提供している。当行は、取引先ごとの制限、ストップロス・リミット、外国為替トレーディング業務全体の損失に係る制限及び例外報告を定めた内部モデルを通じて、当行の外国為替トレーディング・ポートフォリオに係る市場リスク及び信用リスクを管理している。「 - (d) リスク管理 - ( ) 市場リスクについての量的及び質的開示 - 為替リスク」も参照のこと。

当行のインド国外の支店及び子会社並びに当行のムンバイのオフショア銀行ユニットを通じて、当行は、インド国外の企業及び金融部門の債券及び負債証券並びに不動産担保証券及び資産担保証券への投資を行っている。

以下の表は、表示された日現在における、当行の海外支店及び銀行子会社による企業及び金融部門の負債証券並びに不動産担保証券及び資産担保証券への投資の地域別の記載並びにそれらの時価及び実現損失を示したものである。

(単位：百万ルピー)

2018年3月31日現在

	資産担保証券 (1)(2)		債券(2)(3)		その他		合計		2018年度における利益/(損失) (時価)	2018年度の損益計算書における実現利益/(損失) / 減損 (損失)	2018年3月31日現在の利益/(損失) (時価)
	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的			
米国	-	-	-	2,284	-	-	-	2,284	(75)	12	(78)
カナダ	-	-	-	28,923	-	-	-	28,923	(1)	31	-
ヨーロッパ	-	3,192	-	612	-	-	-	3,804	(42)	35	(909)
インド	-	-	-	35,942	-	-	-	35,942	(237)	(431)	(438)
その他のアジア諸国	-	-	-	323	-	4,235	-	4,558	(9)	-	(7)
ポートフォリオ合計	-	3,192	-	68,084	-	4,235	-	75,511	(364)	(353)	(1,432)

- (1) 住宅モーゲージ証券、商業モーゲージ証券及びその他の資産担保証券を含む。
- (2) 会計基準審議会が公表した財務報告基準 (FRS) 第26号-「金融商品：認識及び測定」の改定 (特定の状況で、「トレーディング目的保有」及び「売却可能」区分から「貸付及び債権」区分への金融資産の再分類を認める。) に基づき2009年度において「投資」から「貸付及び債権」に区分変更されたものを含み、当行の英国子会社が「貸付及び債権」に分類した資産担保証券及び債券を含む。
- (3) 2014年度中、当行のカナダの子会社が「貸付及び債権」に分類した社債を含む。

(単位：百万ルピー)

2019年3月31日現在

	資産担保証券 (1)(2)		債券(2)(3)		その他		合計		2019年度における利益/(損失) (時価)	2019年度の損益計算書における実現利益/(損失) / 減損 (損失)	2019年3月31日現在の利益/(損失) (時価)
	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的			
米国	-	-	-	691	-	-	-	691	65	(210)	(18)
カナダ	-	-	-	32,579	-	-	-	32,579	-	38	-
ヨーロッパ	-	3,047	-	543	-	-	-	3,590	47	-	(917)
インド	-	-	-	38,371	-	-	-	38,371	331	(6)	(52)
その他のアジア諸国	-	-	-	1,334	-	4,494	-	5,828	14	(102)	6
ポートフォリオ合計	-	3,047	-	73,518	-	4,494	-	81,059	457	(280)	(981)

- (1) 住宅モーゲージ証券、商業モーゲージ証券及びその他の資産担保証券を含む。
- (2) 会計基準審議会が公表した財務報告基準 (FRS) 第26号-「金融商品：認識及び測定」の改定 (特定の状況で、「トレーディング目的保有」及び「売却可能」区分から「貸付及び債権」区分への金融資産の再分類を認める。) に基づき2009年度において「投資」から「貸付及び債権」に区分変更されたものを含み、当行の英国子会社が「貸付及び債権」に分類した資産担保証券及び債券を含む。
- (3) 2014年度に、当行のカナダの子会社が「貸付及び債権」に分類した社債を含む。

当行の海外支店及び銀行子会社による企業及び金融部門の負債証券並びに不動産担保証券及び資産担保証券への投資は、2018年度末現在の75.5十億ルピーから増加し、2019年度末現在には81.1十億ルピーとなった。当行のヨーロッパに対する投資は、2019年度末現在、3.6十億ルピー (2018年度末現在は3.8十億ルピー) であった。当行のヨーロッパに対する投資の大部分は、英国に対する投資である。

当行の海外支店及び子会社の投資ポートフォリオの時価評価損失は、2018年度末現在は1.4十億ルピー、2019年度末現在は1.0十億ルピーであった。時価影響額は、2019年度中は0.5十億ルピーの利益 (2018年度中は0.4十億ルピーの損失) であった。純実現利益/(損失) 及び減損損失は、2019年度中は0.3十億ルピーの純損失 (2018年度中は0.4十億ルピーの純損失) であった。

以下の表は、投資の区分に基づいた当行の海外支店及び銀行子会社の投資ポートフォリオの概要を示したものである。

(単位：百万ルピー)

区分	3月31日現在	
	2018年	2019年
債券		
銀行及び金融機関	18,740	18,464
企業	49,344	55,054
債券合計	68,084	73,518
資産担保証券	3,192	3,047
その他(1)	4,235	4,494
合計	75,511	81,059

(1) 預金証書に対する投資を含む。

銀行及び金融機関の有価証券に対する当行の海外支店及び銀行子会社の投資は、多くの銀行に広がり、その中でも上位10行に対する投資は、2019年度末現在及び2018年度末現在の銀行及び金融機関に対する投資全体の約100%を占める。2019年度末現在の事業体の有価証券に対する当行の投資の約35.3%（2018年度末現在は、約34.8%）は、インド関連であった。

2019年度末現在、資産担保証券に対する当行の海外支店及び銀行子会社の投資総額は、当行の資産総額の0.5%未満であった。かかる証券のポートフォリオの額は、3.0十億ルピーであり、小口向け不動産担保証券から主に構成されていた。小口向け不動産担保証券は、プライムローン及びバイ・トゥ・レット・モーゲージにより担保された英国の住宅ローン担保証券ポートフォリオから主に構成されていた。

2019年度末現在、主にカナダにおいて、当行の海外支店及び銀行子会社が保有する国債への投資の公正価値は、62.3十億ルピーであった。

これらの有価証券への投資は、ICICIバンク及びその銀行子会社のそれぞれの投資方針の規制対象となっている。重要な信用リスクの集中を緩和するために、投資方針は、投資を行う前に遵守すべきいくつかの制限について定めている。投資方針は、それらの単位ごとの格付及び発行体への投資上の制限について定めている。さらに個人銀行及び金融機関に対しては、取引先ごとに上限が設けられている。様々な国に対してントリー・エクスポージャーの上限も設定されている。また、ICICIバンクは、ICICIバンクUKがそのポートフォリオに対してクレジット・スプレッドの感応度の上限を設定したものの、かかる投資から生じるクレジット・スプレッド・リスクも測定する。上記の制限の例外規定は、適切な機関の承認をもって設定される。ICICIバンクは、その国際投資に対して信用保護を購入していない。

## ICICIセキュリティーズ・リミテッド

ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、投資銀行業務、ブローカー業務、及び金融商品の流通に従事している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、オンラインの売買サイトである「iciciダイレクト・ドットコム」を有する。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、米国において、子会社を有している。同様に、ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドは、米国において、子会社であるICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドを有している。ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドは、米国証券取引委員会にブローカーディーラーとして登録を受け、米国において、金融業規制当局の一員であり、またシンガポールにシンガポール国内で証券を取り扱うための資本市場サービスの免許を有する支店を有している。ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドはまた、カナダのブリティッシュコロンビア州、オンタリオ州及びケベック州において国際ディーラーとして登録している。ICICIセキュリティーズ・リミテッド（連結）は、2019年度において4.9十億ルピーの純利益（2018年度は、5.6十億ルピーの純利益）を計上した。2018年4月4日、ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、当該会社の新規公開株式売出しに続き、インド国立証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。当該売却の後、当行のICICIセキュリティーズ・リミテッドの株式持分は、2019年度末現在において、100%から79.22%に減少した。

## ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、インド国債のプライマリー・ディーラー業務に従事している。同社は、その他の固定利付証券も取り扱っている。さらに、同社は、引受業務、ポートフォリオ管理サービス、債務の募集及び金融市場業務を提供している。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、2019年度において0.6十億ルピーの純利益（2018年度は1.1十億ルピーの純利益）を計上した。当該業務の収益は、固定利付債券市場の状況に直接連動している。

## ( ) 未公開株式

当行の子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、プライベート・エクイティ、不動産、インフラ及びブスぺシャル・シチュエーションにおいてプレゼンスを有する、多数の分野を扱う専門的なオルタナティブ・アセット・マネージャーである。2019年度中、ICICIベンチャーは、インドシア・アドバンテージ・ファンド・シリーズ4、iREIF（不動産ファンド）、アイオン（AION）（スペシャル・シチュエーションにおけるICICIベンチャー及びアポロ・グローバル・マネジメント（Apollo Global Management）間の戦略的パートナーシップ）及びリサージェント・パワー（Resurgent Power）（ICICIベンチャー及びタタ・パワーの共同出資によるパワー・プラットフォーム会社）にわたる、共同出資資本を含む565百万米ドルの総設備投資に関する8つの新たな投資を完了した。また、ICICIベンチャーは、合計300百万米ドルの現金化のための様々なファンドにわたる9つすべて又は一部の解約を完了した。2019年度中、第3の不動産ファンドであるiREIFの後続のクローズが完了した。ICICIベンチャーは、2018年度は0.1十億ルピーであったのに対して、2019年度は0.7十億ルピーの純利益を計上した。

## ( ) 資産管理

当行は、当行の子会社であるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーを通じて、資産管理サービスを提供している。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、英国のプルデンシャル・ピーエルシーとのジョイントベンチャーである。当行は、当該事業体の株式の51.0%を保有している。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーはまた、ポートフォリオ管理サービス及び顧客に対する助言サービスを提供している。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、平均ミューチュアル・ファンド運用資産を、2019年度において3,207.9十億ルピー有していた。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、2019年度において6.9十億ルピーの純利益（2018年度中は6.3十億ルピーの純利益）を計上した。

[次へ](#)

## ( ) 保険

当行は、子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドを通じて、多様な保険商品及びサービスを提供している。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、英国のプルデンシャル・ピーエルシー・グループ(Prudential PLC Group)のプルデンシャル・コーポレーション・ホールディング・リミテッド(Prudential Corporation Holding Limited)とのジョイントベンチャーである。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、カナダのフェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスとのジョイントベンチャーであった。かかるジョイントベンチャーは、2017年7月3日に終了した。

2015年度において、インド議会は、保険部門の外国人の持株比率制限を26.0%から49.0%へ引き上げ、保険会社の事業開始から10年が経過後、インドの保険会社の発起人は最終的にその持株比率を26.0%まで下げる旨の要件を撤廃する法律案を承認した。2016年度において、インド政府は、最終的な規制を発表した。これにより当行は、2016年度中、生命保険を扱う子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの持株の6.0%を売却した。2016年9月、当行は、さらに新規公開株式売出しにより、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの当行が保有する株式のうち12.6%を売却した。2016年9月29日、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。2018年6月、当行は、売出しを通じて、追加でICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの当行が保有する株式のうち2.0%を売却した。当該売却の後、当行のICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対する株式持分は、2015年度末の73.71%から2019年度末現在の52.87%に減少した。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、新規小口向け事業について加重受取保険料ベースで、2019年度において10.3%の市場シェアを獲得した。また、生命保険評議会によると、小口向け新規事業加重保険料ベースで、2019年度には民間部門において17.7%の市場シェア(2018年度は20.9%)を有していた。全体の保険料は、2018年度の270.7十億ルピーから14.3%増加して、2019年度には309.3十億ルピーとなった。小口向け継続保険料は、2018年度の175.0十億ルピーから15.6%増加して、2019年度には202.3十億ルピーとなった。小口向け新規事業保険料は、2018年度の84.0十億ルピーから減少して、2019年度には81.4十億ルピーとなった。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、2019年度中に11.4十億ルピーの純利益(2018年度中には16.2十億ルピーの純利益)を計上した。当行の生命保険子会社の小口向け新規事業加重保険料の増加は、2019年度において、主要な競合他社よりも比較的低いものであった。当行の生命保険子会社の戦略はユニットリンク、純粹保証及び年金商品に重きを置いており、非ユニットリンク保険商品は優先していない。ユニットリンク商品に対する需要はボラティリティ又は資本市場の不況によって影響を受ける可能性がある。さらに、当行子会社の生命保険会社は主に、主要な収益性指標として、新規事業の価値の成長に焦点を当てている。

ICICIプルデンシャルは、完全子会社であるICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドを有しており、これは国家年金システムにおける(政府従事者の年金資金以外の)インド国民の年金資産のためのファンド・マネージャーの1つである。

「- 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (x) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」及び「- 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (12) セグメント収益及び資産 - 2019年度及び2018年度の比較 - (e) 生命保険セグメント」も参照のこと。

また、当行は、2016年度において、当行子会社の総合保険会社であるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの持分のうち9.0%を、ジョイントベンチャーのパートナーであるフェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスに、その関連会社を通じて売却した。かかる取引を受け、当行のICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びフェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスに対する株式持分はそれぞれ約64%及び約35%となった。2017年7月、フェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスは、その関連会社を通じて、同社の発行済の払込資本金のうち12.18%となる株式持分を3つの投資会社に売却した。2017年7月3日、フェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスとのジョイントベンチャー契約が終了した。2017年9月、当行は、新規株式公開売出しを通じて、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーにおける当行の株式持分から7%をさらに売却し、フェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスは、(子会社を通じて、)当該会社の株式のうち12%をさらに売却した。2017年9月27日、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。当該売却の後、当行のICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに対する株式持分は、2016年度末現在の63.82%から、2019年度末現在には55.87%に減少した。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの計上された直接の保険料収益は、2019年度において、2018年度と比較して17.3%増加し、144.9十億ルピーとなった。インド総合保険審議会によると、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、すべての総合保険会社の間で、計上された保険料総額において、2019年度において約8.5%の全体の業界市場シェアを誇る最大手の民間総合保険会社であった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、2019年度において10.5十億ルピーの純利益(2018年度は8.6十億ルピーの純利益)を計上した。

インド保険業規制開発委員会は、バンカシュアランス(すなわち、銀行が保険会社との市場取決めの中で保険商品を販売する慣行)に関するガイドラインを策定した。かかるガイドラインに従い、銀行はそれぞれ生命保険部門、損害保険部門及び健康保険部門の保険会社3社と提携することができる。当行は、支店、テレフォン・バンキング及びデジタル・チャンネルを通じて、生命保険商品及び総合保険商品を販売している。当行保険子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドと契約を締結し、これらの会社に対する法人仲介業者として営業している。ICICIバンクは、生命保険商品及び総合保険商品の販売に関する販売業者として、これらの子会社から手数料を得ている。ICICIバンクはその子会社の生命保険会社の業務量のうちかなりの部分を占めている。当行子会社の生命保険会社の業務の成長は、それゆえ、特定の生命保険商品の選択及び注力を含む、当行の流通戦略並びに保険商品及び銀行商品の販売の相対的な強調にかなり依拠している。

### (c) 資金調達

当行の資金調達は、資金調達の安定性を確保し、資金調達コストを最小限に抑えるとともに、流動性を効率的に管理することを目的としている。小口顧客及び法人顧客から集めた預金が当行の主要な国内資金調達源となっている。当行はまた、ルピー短期借入及び国内又は海外での債券発行を通じても資金調達を行っている。当行の国内債券借入には、インド準備銀行のガイドラインに基づくインフラ・プロジェクト及び低価格住宅への融資のための長期債券借入が含まれる。

当行の海外支店は、主として、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入、銀行間相互貸付及び外部の商業機関からの借入によって資金調達を行っている。「-第3-2 事業等のリスク-(3) 当行の事業に関するリスク-(j) 当行の資金調達は短期的であり、満期を迎えた際に預金者が預金を繰り越さない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。当行の英国及びカナダにおける子会社は、主に小口向け預金を通じて、自己資金調達を行っている。当行のカナダにおける子会社は、保険付住宅ローンの証券化を通しての自己資金調達も行っている。

当行の預金残高は、2018年度末現在は総負債の52.1%であったのに対し、2019年度末現在には総負債の55.0%となった。当行の借入は、2018年度末現在は総負債の20.4%であったのに対し、2019年度末現在には総負債の17.0%となった。当行の預金残高は、2018年度末現在の5,858.0十億ルピーから16.3%増加し、2019年度末現在には6,813.2十億ルピーとなった。当行の借入は、2018年度末現在の2,294.0十億ルピーから8.3%減少し、2019年度末現在には2,103.2十億ルピーとなった。これは主として、外国為替コールマネーによる借入及びリファイナンスによる借入の増加により一部相殺されたが、流動性ファシリティ調整に基づくインド準備銀行の借入、外国為替定期借入、担保付貸借義務に基づく借入及び劣後債券借入によるものであった。

以下の表は、表示された日付現在における預金の種類別内訳である。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在					
	2017年		2018年		2019年	
	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)
当座勘定預金	767,900	15.0	913,654	15.6	968,050	14.2
普通預金	1,790,098	34.9	2,092,910	35.7	2,355,306	34.6
定期預金	2,567,875	50.1	2,851,397	48.7	3,489,813	51.2
預金額合計	5,125,873	100.0	5,857,961	100.0	6,813,169	100.0

以下の表は、表示された期間における預金種類別の平均預金残高及び平均預金コストを示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度						
	2017年		2018年		2019年		
	金額 (ルピー)	コスト(1) (%)	金額 (ルピー)	コスト(1) (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	コスト(1) (%)
利付預金：							
普通預金	1,474,489	3.8	1,724,268	3.6	1,974,902	3,219,090	3.5
定期預金	2,546,886	6.9	2,750,981	6.4	3,123,282	5,090,950	6.4
非利付預金：							
その他要求払い預金	476,799	-	563,057	-	627,266	1,022,444	-
預金額合計	4,498,174	5.2	5,038,306	4.7	5,725,449	9,332,482	4.7

(1) 支払利息を平均残高で割ったものを表す。

当行の平均預金残高は、5,038.3十億ルピーで平均コストは4.7%であった2018年度から増加して、2019年度には5,725.4十億ルピーで平均コストは4.7%であった。当行の平均普通預金残高は、1,724.3十億ルピーで平均コストは3.6%であった2018年度から増加して、2019年度には1,974.9十億ルピーで平均コストは3.5%であった。普通預金のコストは2018年度の3.6%から減少して2019年度には3.5%であった。これは主として、2017年8月にICICIバンクによって5百万ルピー未満の普通預金残高の金利を50ベースポイント引き下げたことによるものである。当行の平均定期預金残高は、2,751.0十億ルピーで平均コストは6.4%であった2018年度から増加して、2019年度には3,123.3十億ルピーで平均コストは6.4%であった。当行の普通預金には、ICICIバンクUKピーエルシーが受け取った小口向け普通預金が含まれる。「- 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (4) 事業の見通し - (i) 財政状態 - ( ) 負債及び株主資本 - 預金」も参照のこと。

以下の表は、表示された日現在における預金種類別の契約満期日の概要を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2019年3月31日現在			合計
	1年以内	1年超 3年以内	3年超	
利付預金				
普通預金(1)	2,355,306	-	-	2,355,306
定期預金	2,740,056	631,569	118,189	3,489,813
非利付預金				
その他要求払い預金(1)	968,050	-	-	968,050
預金額合計	6,063,412	631,569	118,189	6,813,169

(1) 普通預金及びその他要求払い預金は、要求により払い戻されるものであるため、「1年以内」の区分に分類されている。

以下の表は、表示された日現在における10百万ルピー以上のルピー建定期預金に関する満期日の概要を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在			預金総額 に対する割合 (%)
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	(円)	
3ヶ月未満	488,750	554,076	903,144	8.1
3ヶ月以上6ヶ月未満	226,739	248,631	405,269	3.6
6ヶ月以上12ヶ月未満	382,672	616,647	1,005,135	9.1
12ヶ月超	104,881	67,707	110,362	1.0
10百万ルピー以上の預金の総額	1,203,042	1,487,062	2,423,911	21.8

10百万ルピー以上のルピー建定期預金は、2018年度末現在の1,203.0十億ルピーから増加し、2019年度末現在には1,487.1十億ルピーとなった。

以下の表は、表示された期間におけるルピー借入の平均未払残高及び構成比率を、各借入別に示したものである。各借入種類別の平均コスト(支払利息を平均残高で除したもの)は脚注に示されている。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在						
	2017年		2018年		2019年		
	金額 (ルピー)	合計に 対する 割合 (%)	金額 (ルピー)	合計に 対する 割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	合計に 対する 割合 (%)
金融市場からの借入 (1)(2)	224,819	26.9	189,597	21.9	203,306	331,389	21.2
その他の借入(3)(4)	609,683	73.1	675,922	78.1	754,153	1,229,269	78.8
合計	834,502	100.0	865,519	100.0	957,459	1,560,658	100.0

(1) コール市場、リファイナンス及び流動性調整枠に基づいて行われたインド準備銀行との取引を含む。

(2) 2017年度、2018年度及び2019年度の平均コストは、それぞれ6.7%、6.1%及び6.5%。

(3) 公募債及び私募債券、機関借入並びに企業間預金を含む。

(4) 2017年度、2018年度及び2019年度の平均コストは、それぞれ10.1%、8.9%及び9.0%。

以下の表は、表示された日現在におけるルピー建短期借入の関係情報を示したものである。

(単位：百万ルピー(％の数値を除く。))

3月31日現在(1)

	2017年	2018年	2019年
年度末残高	106,591	313,595	177,200
年間平均残高	224,819	189,597	203,306
四半期末最高残高	233,533	313,595	193,842
年間平均利息(2)	6.7%	6.1%	6.5%
年度末平均利息(3)	6.6%	6.2%	7.0%

- (1) 短期借入にはコール市場での借入、リファイナンス、買戻契約及び流動性調整枠に基づいて行われたインド準備銀行との取引が含まれる。
- (2) 短期借入の平均残高に対する短期借入の支払利息の比率を表す。
- (3) 事業年度末現在の未払短期借入の加重平均レートを表す。

当行のルピー建短期借入は、2018年度末現在の313.6十億ルピーから減少し、2019年度末現在には177.2十億ルピーとなった。これは主として、外国為替コールマネーによる借入及びリファイナンスによる借入の増加によって一部相殺された、流動性ファシリティ調整に基づくインド準備銀行の借入による借入の減少によるものである。

以下の表は、表示された期間における外貨借入の平均未払残高を、各資金源別の平均残高及び構成比率に基づき示したものである。各資金源別の平均借入コスト(支払利息を平均残高で除したものは、脚注に示されている。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2017年		2018年		2019年		合計に 対する割合 (%)
	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	
債券による借入(1)	558,214	43.0	475,562	41.0	473,656	772,059	39.7
その他の借入(2)	739,383	57.0	683,828	59.0	720,144	1,173,835	60.3
合計	1,297,597	100.0	1,159,390	100.0	1,193,800	1,945,894	100.0

- (1) 2017年度、2018年度及び2019年度の平均コストは、それぞれ4.6%、3.9%及び4.1%。
- (2) 2017年度、2018年度及び2019年度の平均コストは、それぞれ1.8%、2.2%及び3.0%。

2019年度末現在、発行済債務資本証書は293.1十億ルピーであった。バーゼルにより、自己資本比率計算の際、発行済債務資本証書はインド準備銀行の自己資本比率規制に従って既得権規則により追加的なTier 1資本又はTier 2資本のいずれかに区分された債務を含む。「- (h) 監督及び規制 - インド準備銀行に関する規制」も参照のこと。

#### (d) リスク管理

金融仲介機関として、当行は当行の貸付、トランザクションバンキング及び取引業務並びに当行が経営を行う環境特有のリスクにさらされている。当行のリスク管理における目標は、生じる様々なリスクを確実に把握し、評価し、監視し、管理すること、またその組織がこれらのリスクに対処するために確立された方針及び手順を厳守することである。

当行におけるリスク管理枠組みの主要な原則は以下のとおりである。

- ・取締役会は、当行が負っているすべてのリスクを監督する。
- ・取締役会の特別委員会は、様々なリスクを監督することに重点をおくことができるように構成されている。これらの委員会及びその他の委員会についての詳細については「 - 第5 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照のこと。
- ・リスク管理委員会は、様々なリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、金利リスク、業務リスク、主要なリスク指標及びリスク構造（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク、技術リスク、レピュテーションリスク、コンプライアンスリスク、キャピタル・アット・リスク、管理リスク及びグループのリスクを含む分野を網羅する）に関するリスク管理方針の精査を行う。かかる委員会は、機関特有及び市場（体系的）の幅広いシナリオを含むストレス・テストの枠組みの検討を行う。リスク管理委員会はまた、当行の貸借対照表のリスク構造に基づく当行の自己資本の状態を評価し、自己資本規制の実施状況の精査も行う。リスク管理委員会はまた、主要な子会社のリスク構造の精査も行う。
- ・与信委員会は、主要な産業部門における主要ポートフォリオの信用状況の精査並びにこれらの部門に対するエクスポージャー及び大口借入人のグループに対するエクスポージャーについての精査を、取締役会によって承認された与信認可権限方針による特定のエクスポージャーを承認することに加えて行う。
- ・取締役会の監査委員会は、内部監査機能についての方向性を打ち出し、その質を監視し、財務報告プロセスを監督し、また、調査並びにインド準備銀行の監査報告書、その他の規制及び法定監査人を用いて、遵守を監視する。不正行為監視委員会は、一定の価値を上回る不正行為の精査を行い、不正行為リスクを軽減するための是正措置を提案し、改善措置の効果を監視する。
- ・情報技術戦略委員会は、情報技術の戦略及び方針に関する書類の承認、情報技術戦略が経営戦略に沿っていることの保証、情報技術に関するリスクのレビュー、当行の継続的発展のための情報技術投資に関する適切なバランスの確保、情報技術に対する資金調達の総額の監督、経営陣が情報リスクについて適切な管理を行うことを保証するための資金を有しているかの確認並びに当行の事業に対する情報技術の貢献に関する検討を行う。
- ・取締役会によって随時承認される政策は、それぞれのリスクの種類に応じて統制枠組みを形成する。事業活動は、その政策枠組みによって行われる。
- ・独立したグループ及び下位のグループは、様々なリスクを独立して評価し、監視し、また報告することができるように当行の組織にわたって構成されている。当該グループは、事業グループ/下位のグループとして独立して機能している。

リスク管理枠組みは、当行及び当行の海外銀行子会社全体にわたりに貫したリスク原則を策定するための基盤となっている。取締役会は、企業リスク管理及びリスク選好度の枠組みを承認し、様々な事業ラインが運営される構造を制限/閾値を設定する。

当行は、主に信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク、技術リスク、コンプライアンスリスク及びレピュテーションリスクを抱えている。当行には、リスク管理グループ、コンプライアンス・グループ、企業法務グループ、金融犯罪防止及びレピュテーションリスク管理のグループ並びに内部監査グループという集権的グループがあり、これらには明確な方針及び手続に従い当行のすべての主要リスクを識別し、評価し、監視する権限が付与されている。さらに、与信監視グループ、財務コントロール・サービス・グループ及び業務グループは、規制、政策及び内部承認の運用上の遵守状況を監視する。

リスク管理グループは、さらに信用リスク管理グループ、市場リスク管理グループ、業務リスク管理グループ及び情報技術リスク管理グループに組織されている。リスク管理グループは、取締役会のリスク管理委員会の監督下にある。コンプライアンス・グループ及び内部監査グループは、取締役会の監査委員会及びマネージング・ディレクター兼最高経営責任者の監督下にある。リスク管理グループ、コンプライアンス・グループ及び内部監査グループは、管理上は業務執行取締役の直轄に直属する。与信監視グループ、財務コントロール・サービス・グループ、クレジット・ミドル・オフィス・グループ及び業務グループは、業務執行取締役の監督下にある。これらのグループはいずれも事業部から独立しており、当行のリスク管理方法を実践するための事業部の代表と連携している。

## ( ) 信用リスク

信用リスクとは、契約相手方が契約の条項を遵守しない場合、主に当行に対する支払いが要求される金額についての支払いを行うことができない場合に生じうる損失のリスクをいう。貸付業務においては、ICICIバンクは主に信用リスクを抱えている。

信用リスクは、取締役会によって承認された与信及び回収政策（与信政策）によって統制されている。与信及び回収政策は、供給される商品の種類、区分化された顧客の種類、対象となる顧客のデータ並びに信用承認プロセスと制限の概要を説明するものである。

ICICIバンクは、非小口の借入人に関する信用リスクをそれぞれの借入人の個人的水準及びポートフォリオの水準に応じて評価し、監視し、管理している。小口の借入人に関する信用リスクは、ポートフォリオの水準で管理されている。ICICIバンクは、構造化及び標準化された与信認可過程を有しており、これには信用査定を行うために十分に確立した手順が含まれている。カントリー・リスク管理政策は、カントリー・リスクの認識、測定、監視及び報告に対応するものである。

リスク環境は、インドにおける民間部門資本支出サイクルの低迷、一定の企業グループのレバレッジの増加及びイベントリスクを要因として、現在不安定である。これらの側面を考慮し、当行は信用リスク、具体低には集中リスクの観点から、リスク選好度及び制限構造を設立した。

当行は、以下の主要な措置を取った。

- ・グループ及び借入人に対する格付及び実績に基づくエクスポージャー・リミット及び閾値
- ・法人ポートフォリオにおける増分資産の組成に関する制限に基づいた格付
- ・借入人の監視に対する重点的な取組みの強化及び必要に応じた事前行動の促進を行うことを目的とした個別の信用監視グループの設立
- ・定期審査及び時系列分析による小口向け商品ポートフォリオに関する監視の強化

取締役会の信用管理委員会は、ポートフォリオ及び大口エクスポージャー・グループを精査する。

## 与信認可権限

取締役会は、与信認可権限方針に基づき、様々な委員会、フォーラム及び役員個人に与信を認可する権限を委ねている。与信認可権限方針は、より高いエクスポージャー及びより高いリスク水準の取引がこれらに応じたより高いフォーラム/委員会に対して認可を得るために確実に提案されるように、リスク水準及びエクスポージャーの額に基づいている。

当行は、その法人向け銀行業務のための与信認可権限について、取締役会の与信委員会、業務執行取締役委員会、幹部役員委員会、経営幹部委員会、企業貸付フォーラム及び地方委員会といったいくつかのレベルを設定した。中小企業及び農村及び農業向けの貸付に対するプログラムによって処遇される一定のエクスポージャーについては、共同認可枠組みに基づく承認が確立された。これらフォーラムの措置プログラムは、集団を基準とした手法により定式化しており、この場合、一定の基準の定めに適合する個人又は事業体から成る均質なグループ1つに対して1つの貸付プログラムが実施される。プログラムに基づく資金調達の有資格者となるためには、借入人は規定された与信基準を満たし、スコア化されたモデルにおいて最低限のスコアを取得する必要がある。当行は、かかるプログラムすべてにおいて、統制基準、借入人承認基準及び精査要因を組み込んでいる。個人からビジネスのグループ及び信用リスク管理グループから構成される企業貸付フォーラムは、より高格付（内部格付A-以上）の企業に向けた与信申出を認可するために2019年度中に、特定のエクスポージャー・リミットを上限として導入された。

小口向け与信枠は、承認された商品方針に従わなければならない。すべての商品方針は、業務執行取締役委員会により承認される。個人の与信申請は、商品方針に基づき、役員個人/フォーラムにより評価及び承認される。

## 独立事業体の信用リスク評価方法

すべての与信申請（小口向け商品、プログラムによる貸付、中小企業向け及び農業事業のスコアカードに基づく貸付並びにその他特定の商品を除く。）は、適当なフォーラムによる承認を受ける前に、信用リスク管理グループによって内部的に評価される。

信用リスク管理グループは、申請についての評価を行い、工業分析を実施し、与信ポートフォリオの質を監視し、与信委員会及びリスク管理委員会に対して定期的に報告を行う。非小口向けのエクスポージャーについては、与信監視グループが、与信枠のコミットメント及び支出前に、承認の条件が遵守されているか否かを確認する。当行はまた、様々な制限構造を通じて信用リスクを管理しており、かかる構造はインド準備銀行の健全性ガイドラインに沿ったものである。当行は、借入人1名に対するエクスポージャー・リミット、グループの借入人のエクスポージャー・リミット、業界のエクスポージャー・リミット、無担保のエクスポージャー・リミット並びに資本市場、銀行以外の金融会社及び不動産等の不安定な分野へのエクスポージャーに対するリミットといった、様々なエクスポージャー・リミットを設定した。また、グループ及び借入人のエクスポージャーに対する格付に基づく閾値、格付及び実績に基づく厳格な制限及び追加措置に関する制限が導入された。また、国及び銀行契約相手方に対する制限が規定された。

ICICIバンクは、借入人の個人レベル及びポートフォリオのレベルの両方で信用リスクを適切に識別するための、定評のある信用分析手順を有している。適切な評価方法及び信用格付方法が、様々な種類の商品及び事業のために確立された。その方法には、量的及び質的パラメーターの評価が含まれる。例えば、大企業に対する格付方法には、産業、産業における借入人の事業的地位（ベンチマーク）、財務状態及び予想、管理の質、借入人により実施されたプロジェクトの影響、並びに取引戦略についての包括的な評価が必要である。

借入人のリスクは以下を考慮して評価される。

- ・借入人が運営している工業に関連するリスク及び観点（工業リスク）
- ・財務書類、過去の財務実績、資金調達能力に関する財務上の柔軟性及び適正キャッシュ・フローの質の分析による借入人の財務状態（財務リスク）
- ・借入人の関係する市場での地位及び運営能力（事業リスク）
- ・業績、支払調書及び財政上の保守主義の分析による管理の質（管理リスク）
- ・特定のプロジェクトに関するリスク（プロジェクトに関連する建設リスク、資金調達リスク等の実施前のリスク及び工業リスク、事業リスク、財務リスク及び管理リスク等実施後のリスク）（プロジェクト・リスク）

特定の借入人のリスクの分析を行った後、信用リスク管理グループは借入人に信用格付を付与する。当行は、AAAからBまでの12階級の格付を有している。借入人の信用格付は、与信認可過程において重要な判断材料である。借入人の信用格付及びかかる信用格付に対応する債務不履行の傾向は、当行のリスクに基づく価格決定の枠組みにおいて重要な情報である。融資制度についてのすべての提案は、関連する事業部門により作成され、適切な承認当局の認可を得るために提出される前に信用リスク管理グループによって精査される。非資金ファシリティのための認可過程は、資金ベースのファシリティのための認可過程と類似するものである。各借入人のための信用格付は、定期的に見直される。当行はまた、特定の産業について、かかる産業に影響を及ぼす重大な事象が生じた場合には、かかる産業における当行の借入人の格付を見直す。

当行の現在の格付基準では、BBB-を下回る格付（すなわち、BB及びBの格付）は、相対的にハイリスクの分類とみなされる。当行の現在の与信政策では、貸付の検討のために必要である、借入人に対して最小限の格付を明示的に与えることはしない。内部格付がBBB-を下回るすべての法人向け貸付の申請は、当行の与信委員会に、認可を得るために送られる。

下記の表は、損失の可能性に関連する当行の内部格付に関する記載である。

格付	定義
( )投資格付	事業体 / 負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、標準から高度な保護を提供していると判断される。
AAA、AA+、AA、AA-	事業体 / 負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、高度な保護を提供していると判断される。
A+、A、A-	事業体 / 負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、十分な保護を提供していると判断される。
BBB+、BBB及びBBB-	事業体 / 負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、中程度の保護を提供していると判断される。
( )投資不適格格付 (BB及びB)	事業体 / 負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、不十分な保護を提供していると判断される。

投資不適格格付に内部格付けされた勘定に対する当行の貸付純額（不良債権純額及び条件緩和貸付額を含む）は、2019年度末現在において281.8十億ルピーであり、当行の貸付純総額の約4.4%を構成する。投資不適格格付に内部格付けされた勘定に対する当行の貸付純額（不良債権純額及び条件緩和貸付額を除く。）は、2019年度末現在において134.7十億ルピーであり、当行の貸付純総額の約2.1%を構成する。

A-以下に内部格付けされたファシリティに対する運転資金の貸付は、一般的に12ヶ月の期間について承認されるが、A以上に内部格付けされたファシリティの取引に対しては、一般的に24ヶ月の期間について承認される。12ヶ月の有効期間の終わりに、当行は借入人の貸付の取決めと信用格付の見直しを行う。かかる見直しの完了後、運転資金の貸付の取決めを更新するか否かを決定する。

下記に、様々な事業セグメントにおけるリスク評価プロセスが詳述する。

#### プロジェクト・ファイナンス・エクスポージャーの評価

ICICIバンクは、プロジェクト・ファイナンス取引の評価及び実行のための枠組みを有している。当行は、この枠組みによって最適なリスクの識別、割当て及び軽減が行われるようになり、残存するリスクを最小限に抑えるために役立つと考えている。

プロジェクト・ファイナンスの承認過程は、技術的、商業的、財政的、市場的及び管理的な要素並びにスポンサーの財政力及び経験の詳細な査定から始まる。この査定が完了すれば、与信認可のための査定証書が作成される。査定過程の一環として、リスクマトリクスが作成され、これに従いプロジェクト・リスク、リスク軽減要素及びプロジェクトに伴う残余リスクのそれぞれが識別される。査定証書は、リスクマトリクスを分析し、プロジェクトの実行可能性を明確にさせる。与信認可の後、提案されたファシリティの主な金銭面の条件、スポンサーの義務、支払停止条件、借入人の条件受入れ及び借入人の遵守事項の概要が記載された同意書が借入人に対して発行される。借入人によりすべての正規の手續が完了した後、借入人との間で貸付契約が締結される。

上記に加えて、インフラ、石油、ガス及び石油化学製品といった分野において構造化されたプロジェクト・ファイナンスの場合には、デュー・ディリジェンス過程の一環として、当行は、必要と考える場合には、技術顧問、経営アナリスト、弁護士及び保険コンサルタントを含めて、貸付人に対して助言を提供するコンサルタントを任命する。これらのコンサルタントは、通常、それぞれの関連分野において国際的に認知された経験豊富なコンサルタントである。これらの融資提供におけるリスク軽減要素には、債務返済準備金並びに信託勘定及び留保勘定を通じた媒介プロジェクトの収益の設定も含まれている。

ICICIバンクのプロジェクト・ファイナンスに係る貸付金額は、一般的に全額が担保されており、借入人に対する全額請求権が付されている。ほとんどの場合、ICICIバンクはすべての固定資産に対して担保権及び第一先取特権を有している。担保権には、通常は現在及び将来の不動産、設備機器及び借入人のその他の固定資産が含まれる。ICICIバンクの借入人には、損失が生じた場合に当行が支払人として認識されているときには、その資産に対して総合保険を付保することが要求されている。場合によっては、ICICIバンクはまた、プロジェクトに關与する1つ以上のスポンサーから企業又は個人保証といった追加の信用安定性を、又はプロジェクト対象会社におけるスポンサーの保有株式につき抵当権を取得している。特定の産業部門において、ICICIバンクはまた、利権契約、オフイク契約（長期供給契約）及び担保対策の一部となる建設契約といった關連するプロジェクト契約について担保権を取得している。

ICICIバンクは、現在の方針として、一般にすべてのプロジェクトの資金調達が約束され、重要な契約上の取決めがなされた後に資金を拠出することとしている。資金は、プロジェクトの進行に応じて承認されたプロジェクトの費用を支払うために分割して支払われる。当行が技術コンサルタント及び市場コンサルタントを任命する場合、かかるコンサルタントはプロジェクトの進捗状況を監視し、すべての支出を認証しなければならない。また当行は、借入人に対して機械設備の発注及び発生した費用を含めてプロジェクトの実施についての定期的な報告書を提出することを求めている。プロジェクトは、特定の最短期間においてプロジェクトの実施が申し分なく行われたこと、また特定の場合には債務返済準備金の設定を条件に完了する。当行は、当行の貸付金が全額返済されるまで信用エクスポージャーを継続して監視する。

当行は、現在、プロジェクトの資金調達に対して慎重かつ選択的なアプローチを採用しているにもかかわらず、従来、プロジェクトの資金調達は当行の貸付ポートフォリオのかなりの部分を占めてきた。

### コーポレート・ファイナンス・エクスポージャーの評価

法人向け貸付の承認手続の一環として、ICICIバンクは、通常の資本支出、長期運転資金需要額及び流動性の一時的な不均衡を含め、資金調達需要額の詳細な分析を実施している。ICICIバンクの長期コア運転資金需要額の資金調達は、とりわけ借入人の現在の及び予定される棚卸資産及び受取債権の水準を基に評価される。その他の資金調達需要額のための法人向け貸付の場合、当行はそれらの需要額の詳細な精査及びキャッシュ・フローの分析を行う。コーポレート・ファイナンス貸付は、一般にまず固定資産によって第一次的に担保されるところ、固定資産は通常、不動産、施設及び設備によって構成される。当行は、市場証券、適切な法人保証及び個人保証の獲得といった金融資産の担保も確保すべきである。一定の場合には、金融の条件に、保証人による借入人の株式保有に関する遵守事項、保証人が保有する株式のすべて若しくは一部を売却する権利の制限に関する規制が含まれる。当行は、高格付の、安定した基盤を持つ法人借入人に対しても、貸付を提供している。

ICICIバンクのストラクチャード・コーポレート・ファイナンス商品は、キャッシュ・フローを基盤とした資金調達に焦点を当てている。当行は、かかる商品に付随するリスクを評価し、軽減するための一連の明確な認可手続を有している。これらの過程は、以下に記載するものを含む。

- ・過去のデータの包括的な分析に基づき支払われる予定の金額及び支払いの時期を予測するためのキャッシュ・フローの詳細な分析の実施
- ・サービス提供及び回収手続並びに基幹的な契約上の取決めの詳細な評価を含む、基盤となる事業体制に関するデュー・ディリジェンスの遂行
- ・ストラクチャーに影響を及ぼす可能性のある法律、会計及び税金問題に特別注意を払うこと

当行の分析により、これらの取引においてリスクを識別することができるようになった。リスクを軽減するために、当行は担保設定、現金担保設定、エスクロー勘定及び債務返済準備金の設定といった様々な信用強化手法を利用している。当行は、かかる取引の実施について継続的な見直しを行うことができるような監視体制も有している。

企業合併及び買収のための資金調達に関し、当行は、被買収企業だけでなく買収者の事業内容に関する詳細なデュー・ディリジェンスも実施する。査定過程において対象となる主要な分野には、以下のものが含まれる。

- ・被買収企業の本拠地における産業構造及び被買収企業の事業運営の複雑性の精査
- ・被買収企業の財務、法務、税務及び技術面でのデュー・ディリジェンス（もしあれば）
- ・潜在的な相乗効果及び相乗効果が達成される可能性の査定
- ・同業他社との比較における被買収企業の価値及び業界におけるその他取引の査定
- ・担保設定、実行及びその他の観点に関する海外の地理的な規制上及び法的枠組みの分析
- ・カントリー・リスク及び政治体制に関する保険の必要性の精査
- ・買収後の被買収企業において予定される経営体制並びに買収完了後の経営統合に関する取得者の能力及び過去の実績

### 運転資金金融エクスポージャーの評価

当行は、借入人の運転資金需要額の詳細な分析を実施している。当行の取締役会によって認められた与信承認権限に従って与信限度額が設定されている。与信限度額が一旦承認されると、当行は、借入人により提供される月次計算書及び規定された利幅に基づき貸し付けることのできる金額を計算する。また、業績を定期的に監視するために、四半期情報計算書も借入人より取得されている。必要と思われる場合には月ごとのキャッシュ・フロー計算書が入手される。勘定の取扱いが不規則な場合には、関係当局に対して定期的にその旨が報告される。与信限度額は、定期的に見直される。

運転資金与信枠は、主に棚卸資産、受取債権及び他の通貨資産により担保されている。さらに、特定の場  
合、これらの与信枠は、取締役の個人保証、又は設備機器を含む借入人の固定資産における劣後担保権により保証され、発起人の個人的保証により填補されている。

### 小口向け貸付の評価

小口向け信用エクスポージャーの調達及び承認は、独立性を確保するために分離されている。信用リスク管理グループ、与信及び政策グループ並びにクレジット・チームは、小口向け貸付の効果的な信用リスク管理の促進を補助する役割を任命されている。

与信及び政策グループは、与信方針／運営方針の作成について責任を負っている。信用リスク管理グループは、取締役会及び取締役会により権限を与えられたフォーラムによる承認のために提案されたすべての与信方針及び運営方針の審査のレビューを含め、小口向け資産の信用リスク問題につき監視する。信用リスク管理グループは、すべての小口向け資産のポートフォリオの監視並びに政策変更の提案及び実行に携わっている。小口向け銀行業務の独立したユニットは、顧客区分ごとの特定の戦略、政策制定、ポートフォリオ追跡及び監視、分析、スコアカード開発並びにデータベース管理に重点を置いている。クレジット・チームは、事業部からは独立しており、引受業務を監視し、小口向け販売及びサービス構造をサポートするために様々な地域に組織されている。

当行の小口向け貸付の顧客は、主として中所得から高所得のサラリーマン及び自営業者である。個人向けローン及びクレジットカードを除き、ICICIバンクは借入人からの拠出を求めており、その貸付は資金提供を受けた資産により担保されている。

当行の与信審査役は、業務執行取締役委員会により承認された運営方針に基づき与信申請を評価する。この基準は、商品の種類によって異なるが、一般的に借入人の収入、融資比率、人口統計のパラメーターを含んでいる。実地調査代行業者といった外部の代行業者が、小口の借入人に対して行われた貸付の場合は事務所や家庭への訪問を含む総合的なデュー・ディリジェンス過程をスムーズに行う。ICICIバンクは、与信決定を行う際には、借入人のプロフィールを精査するために、集約した滞納ローンのデータ及びクレジット・ビューローからの報告書を利用する。担保貸付及び中古車ローンについては、価格査定代行業者又は内部の技術チームが技術的な評価を実施する。クレジットカードの場合、個別の裁量の範囲を制限するために、ICICIバンクは、特定の人口統計上の変数及び信用調査機関による変数に基づき各申込人にクレジットスコアを与えるクレジットスコアリング制度を導入した。これによりクレジットスコアは貸付評価の基準の1つとなる。金の装飾品及び金貨に対する貸付については、宝石類の所有者及び真正性（純度及び重量）を重要視しており、そのために当行により外部の鑑定士が任命されている。また、融資比率についての基準が定められた。

デジタル信用貸付の一環として、ICICIバンクは銀行顧客に対する貸付を一定期間にわたって拡大した。その戦略の一部として、当行は、リスクを最適化するための異なるデータセットを用いた、多角的なクレジット・フィルタを使用している。ポートフォリオレベル構築戦略は、主要な小口向け資産商品、すなわち、個人向けローン及びクレジットカードにおけるソーシングのための承認前顧客データベースの活用に基づいており、増加している主なソーシングは既存の顧客との信頼関係によるものである。

その優先部門貸付目標を達成し、新規顧客セグメントの範囲を拡大するため、当行は、様々な小口向け資産商品から生じる債権のポートフォリオ買い占めを実施している。かかるポートフォリオは、保有期間、最少投資金額、融資比率及びロケーションなどの、選択フィルタを適用することによって選別され、売主による最低保有期間及び最低保有要件に関する規制要件を満たしている。ポートフォリオの買い占めは、直接の譲渡の形か、又はパススルー証券への投資によって行われる。ICICIバンクには、様々な財務及び非財務のパラメータ並びに目標市場基準に基づいたビジネス・バンキングの顧客向け貸付プログラムがある。プログラムの基準は、業務執行取締役委員会によって承認され、個人の与信申請は、承認された基準に基づきクレジット・チームにより評価される。ICICIバンクの業務執行取締役委員会は、定期的にポートフォリオを精査する。プログラムの更新は、業務執行取締役委員会により承認される。

当行は、顧客への応答時間を短縮するために分散化されたいくつかの事業を除き、その小口向け貸付事業の様々なバック・オフィス処理における業務リスクを管理するために中央集約化された運営体制を構築した。与信及び政策グループの下にある別個のチームは、様々な商品にわたり信用状況及び過程の精査及び監査を行っている。当行はまた、債務の回収を管理するために、様々な商品種目及び地理的な位置に沿って組織された債務サービス管理グループを擁している。当該グループは、標準化された回収手順のガイドラインに従って運営されている。金融犯罪防止グループは、不正行為防止、捜査、調査、監視、報告及び注意喚起機能の監視/取扱いに注力する独立したグループとして設立された。

#### 小企業向け貸付の評価手続

ICICIバンクは、通常、小企業へ融資を行っている。かかる融資には、個人向けの場合並びにベンダー/ディーラーの基本的な信用状況を高めるストラクチャーの実施による、企業のディーラー及びベンダーへの融資が含まれる。かかる小企業融資には、小企業に対して直接融資するものの他に、集団を基準とした手法に基づく融資も含まれ、そこでは融資対象が同種の特性を有する小企業にまで拡大されている。かかる集団のリスク評価は、目標市場のための適切な与信基準の識別、これらの基準を満たした企業のスコア化されたモデルの利用及びスコア化されたモデルにおいて最低限のスコアを付与されている企業の総合的な査定を含む。すべての場合において、企業の資金需要を識別するため、財務及び非財務のパラメータに基づいた詳細な査定が行われる。グループはまた、事業及び財務の分析に基づき、小企業に対し融資を行う。査定は、これらの企業の査定が行われる前のスコアの最低基準を有するスコア化されたモデルを含んでいる。

また、ICICIバンクは、ベンダー又はディーラーの基本的な信用状況を高めるストラクチャーの実施により、中小企業並びにこれらの事業体に関連するディーラー及びベンダーへも融資を行っている。手続は、ベンダー又はディーラーのプールの基本的な信用状況の分析並びにベンダー又はディーラー及び企業との間に存在する関連性の分析を含む。

リスク管理方針は、かかる集団又は団体への資金調達を行う際のポートフォリオ管理基準及び継続的な監視/更新基準の設定並びに厳密な精査及び従うべき終了要因を含む。

#### 農村及び農業向け貸付の評価手続

農村及び農業ポートフォリオは、プログラムを通じた農村及び農業部門の小口顧客向け貸付並びに法人、中小企業及びこれらの事業体に関連した仲介業者への直接貸付から成る。提供されたプログラムには、(農民クレジットカード及び農業ターム・ローンの形式による)作物農業者及び同種の農業活動に対する貸付、(トラクター及び収穫機等の機具の購入のための)農機具ローン、自助グループへの貸付、金の装飾品及び金貨を担保とする貸付、農産物に基づく資金調達並びに農村事業企業融資が含まれる。当行は、かかるセグメントそれぞれについて、個別のリスク評価方式を採用している。

販売と承認の機能は、小口向け貸付の評価手続における独立性を確保するために分離されている。与信及び政策グループは、与信方針／運営方針の作成について責任を負っている。信用リスク管理グループは、取締役会及び取締役会により権限を与えられたフォーラムの承認のために提案されたすべての与信方針及び運営方針の審査のレビューを含め、小口向け農業資産の信用リスク問題につき監視する。信用リスク管理グループは、ポートフォリオの動向の監視並びに政策変更の提案及び実行に携わっている。クレジット・チームは、事業部からは独立しており、引受業務を監視し、農村向け販売及びサービス構造に合わせて様々な地域に組織されている。

農村及び農業向け融資には、集団を基準とした手法に基づく融資も含まれ、そこでは融資対象が同種の特性を有する借入人にまで拡大されている。かかる集団のリスク評価は、目標市場のための適切な与信基準の識別、これらの基準を満たした企業のスコア化されたモデルの利用及びスコア化されたモデルにおいて最低限のスコアを付与されている企業の総合的な査定を含む。法人に係る借入人リスクは、産業のリスク、借入人の市場における地位、財務実績、キャッシュ・フローの適正度及び経営の質を分析することにより評価される。仲介業者（ベンダー、ディーラー、収穫業者及び輸送業者、種のオーガナイザー並びに小規模金融を行う金融機関を含む。）並びに小口顧客の信用リスクは、基本的な当該借入人又は借入人のプールの信用状況及びこれに加えて借入人と借入人が農産物を供給する企業との間の関係を分析することにより評価される。

金の装飾品及び金貨に対する貸付の与信基準は、宝石類の所有者及び真正性（純度及び重量）の証明を重要視しており、そのために当行により外部の鑑定士が任命されている。また、融資比率についての基準が定められた。

農産物に基づく資金調達は、農業者並びに収集業者及び加工業者の需要に応えるものであり、与信枠は当行を受益者として差し入れられ、指定の倉庫に保管された農産物の担保に基づく。与信基準は、基礎となる農産物の量、質及び価格の変動を重要視している。専門グループが、直接又はグループが指名する代理人を通じて資金調達時に農産物の量及び質を評価し、資金調達後の定期検査も請け負う。ICICIバンクもまた、資金提供した農産物の価格を日常的に監視し、価格の下落により証拠金が不足した場合に追証を請求するための集中システムを有している。基礎となる農産物の価格変動から生じるリスクを低減させるため、当初証拠金及び様々な農産物の上限価格といった様々な基準が設定されている。

「 - 第 3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (u) 新規事業への参入及び既存の貸付ポートフォリオの急拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。」も参照のこと。

#### リスク監視及びポートフォリオ審査

当行は、リスクに基づく資産精査の枠組みを通じて与信枠を監視しており、より多くの残高がある及び／又はより低い格付の資産の場合、資産精査はより頻繁に行われる。借入人に関する法人、小企業及び農業事業関連に対して、与信ミドル・オフィス・グループが、与信枠のコミットメント及び支出前に、承認の条件の遵守について確認する。通常、少なくとも年に1度、借入人の計算書の精査が行われる。

与信監視グループ／業務グループは、支出前の与信枠に係る条件の遵守を監視している。また与信ミドル・オフィス・グループ／業務グループは、資金調達される資産のための書類の完成度、担保設定及び保険契約について精査を行う。

リスク・ダッシュボードの一部として、当行の内部格付に基づく当行のポートフォリオ構成の分析が実行され、四半期ベースで取締役会のリスク管理委員会に提出される。これによりポートフォリオの信用リスクにおける動向の識別及び分析を行うことができる。

当行の与信委員会は、提示を承認するほかに、ポートフォリオ及び様々な下位のポートフォリオの信用状況について定期的に審査する。与信委員会によって実行された審査の概要は、情報提供のために取締役会に提出される。

## ( ) 市場リスクについての量的及び質的開示

市場リスクとは、金利、為替レート、クレジット・スプレッド及びその他の資産価格といった市場における可変要素の変動の結果、金融商品の価値が変動したことにより生じる損失の可能性をいう。当行の市場リスクに対するエクスポージャーは、当行の取引業務及び資産負債管理業務の機能並びに当行の顧客関連取引における金融仲介機関としての役割である。これらのリスクは、取締役会によって承認及び審査された投資方針、資産負債管理政策及びデリバティブ方針において規定された制限によって軽減されている。

### 市場リスク管理手続

市場リスク政策には、投資方針、資産負債管理政策及びデリバティブ方針が含まれる。これらの方針は、取締役会によって承認される。資産負債管理方針は、流動性及び金利リスク制限を規定し、資産負債管理委員会は、かかる制限の遵守を審査し、現在の、また予想される環境を鑑みて戦略を決定する。投資方針は、様々な資金調達商品への投資に関連する問題に対処するものである。デリバティブ方針は、銀行向けデリバティブに関してインド準備銀行が発行した、総合的なガイドラインに沿って策定され、当行がデリバティブ業務を行い、関連するリスクを管理している全体的な枠組みを定義している。この方針は、有価証券並びに外国為替及びデリバティブの分野の運営が健全かつ容認可能な商慣行に従って遂行されており、現在の規制ガイドライン、金融保証の取引を統制する法律及び金融環境に従っていることを確実にするように策定されている。この方針には、金融商品取引を統制する制限構造が含まれている。取締役会は、資産負債管理委員会及び業務執行取締役委員会（借入、財務及び投資業務）に対して、取締役会によって承認された方針により規定された広範な条件内で財務活動に関する特定の承認を付与する権限を付与した。

資産負債管理委員会は、マネージング・ディレクター兼最高経営責任者、常勤取締役及び上級管理職から成り、定期的な会合を行い、取引グループ並びにバンキング・ブック上の金利及び流動性ギャップ・ポジションを見直し、預金及び標準貸出金利を設定し、事業の特徴及びそれが資産負債管理に対して与える影響を精査し、現在の、また予想される事業環境を勘案して、適切であるとみなされた資産負債管理戦略を決定する。資産負債管理方針は、バンキング・ブック上の流動性リスク及び金利リスクを管理するための指針を定めている。

市場リスク管理グループは、市場リスクの識別、評価及び測定について責任を負っている。取引額限度及びストップロス・リミットを含むリスク制限は、財務コントロール・サービス・グループにより日々報告され、定期的に見直しが行われる。外国為替リスクは、ネット・オーバーナイト・オープン外国為替制限を通じて監視される。バンキング・ブック上の金利リスクは、価格改定のギャップ/デュレーション分析の利用を通じて測定される。金利リスクはさらに取締役会によって承認された金利リスク制限を通じて監視される。

### 金利リスク

当行の基幹事業は、インド準備銀行の許可に従い、ルピー建て及び外国通貨建てで行われる預金受入れ、借入及び貸付である。これらの業務により、当行は金利リスクにさらされている。

当行の貸借対照表は、ルピー建て及び外国通貨建ての資産及び負債で構成されているが、ルピー建ての資産及び負債の割合が圧倒的に高い。したがって、インドの金利変動が、当行の金利リスクの主な要因である。

金利リスクは、収益面からはアーニング・アット・リスクを用いて測定され、経済的価値の面からは株式の投資期間を通じて測定される。さらに、金利の変動によるエクスポージャーもまた、ギャップ分析の方法で測定されており、これにより満期についての固定的な見解及び貸借対照表上のポジションの再評価の特性が定められている。契約上の満期/実際上の満期又は再評価の予定日に従ってすべての金利感応資産及び金利感応負債を様々な期間の区分に分類することにより金利センシティビティ・ギャップ報告書が作成されている。いずれの期間の区分においても期限の到来した又は再評価される金利感応資産及び金利感応負債の差額は、新規の又は再評価された資産及び負債に係る利幅の潜在的な変動リスクに対するエクスポージャーの限度を示すものとなる。当行は、上記措置を通じて金利リスクを2ヶ月ごとに監視している。株式の投資期間及び金利センシティビティ・ギャップ報告書は、毎月インド準備銀行に提出される。これらの金利リスクは、取締役会/資産負債管理委員会により承認された金利リスク制限を通じてさらに監視される。当行は、ギリシャにおける当行の金利オプション・ポートフォリオについても監視を行っている。

ICICIバンクの資金調達的主要な源泉は預金であり、さらに限定すれば借入である。ルピー建市場においては、当行の預金受入れのほとんどは、一定期間について固定金利にて行われる。ただし、特定の満期がなく、要求に応じて引出すことのできる普通預金勘定及び当座預金勘定を除く。国内の事業における当座預金勘定は、無利息である。インド準備銀行は、2011年10月25日以降の普通預金口座に係る利率に関する規制を緩和した。ICICIバンクにより現在提供されている普通預金口座に係る金利は、5百万ルピー未満の日末残高に対しては3.50%、5百万ルピー以上の日末残高に対しては4.00%である。当行は、通常一定期間内の借入を行っており、そのうち資本商品として適格な特定の借入には、特定の日においてのみ、当行によって行使可能なヨーロッパ・コール・オプションが付されている。しかし、当行は、変動及び固定金利混合の資産を有する。一般的に当行の貸付金は、少しずつ返済が行われるものであり、ローンの全期間にわたって元金が返済される。

2010年7月1日を発効日とするインド準備銀行のガイドラインに要求されるように、ICICIバンクの貸付金は、2016年3月31日までICICIバンク基準金利と呼ばれる基準金利を参照して条件決定が行われた。資産負債管理委員会は、ICICIバンクの現在の資金調達コスト並びに当行の資金調達コスト、市場金利、金利の見通し及びその他制度上の要因に生じうる変化に基づいてICICIバンク基準金利を決定した。2016年3月31日までのルピーの変動利率に関する新たな提案及びルピー建てのファシリティ更新の条件決定は、ICICIバンク基準金利に連動しており、またICICIバンク基準金利、特定取引スプレッド及びその他の手数料から構成された。インド準備銀行はまた、銀行のルピー建貸付金が、インド準備銀行が必要に応じて随時指定する一部の貸付分類におけるものを除き、かかる基準金利を下回ってはならない旨を規定した。

インド準備銀行の改定版ガイドラインに基づき、すべての2016年4月1日以降に承認されたルピー建貸付金及び更新された与信限度額は、資金調達の限界費用に基づく貸付金利を参照して価格が決定される。当行は、翌日物、1ヶ月物、3ヶ月物、6ヶ月物及び1年物といった様々な期間における資金調達の限界費用に基づく貸付金利を公表するよう要求されている。資金調達の限界費用に基づく貸付金利は、資金調達の限界費用、ネガティブキャリー現金準備率及び営業費用並びに様々な期間に対する期間プレミアム/ディスカウントを含む。資産負債管理委員会は、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸付金利を設定する。インド準備銀行のガイドラインに要求されるように、当行は様々な期間におけるICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸付金利を月ごとに公表している。変動金利の承認及びルピー建てのファシリティの更新における条件決定は、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸付金利に連動し、また資金調達の限界費用に基づく貸付金利及びスプレッドにより構成される。インド準備銀行はまた、例外を除き、銀行のルピー建貸付が当該銀行の資金調達の限界費用に基づく貸付金利を下回ってはならない旨を規定している。インド準備銀行のガイドラインに規定されているとおり既存の借入人は、相互に承諾した条件にて資金調達の限界費用に基づく貸付金利に連動する貸付に移行するオプションを有することとなる予定である。いかなる資金調達の限界費用に基づく貸付金利の変動も、最大1年間の異なる期間における様々なファシリティ下において、借入人に一般的に通知される。2016年4月1日より前に認められたすべての貸付は、借入人が資金調達の限界費用に基づく貸付金利制度に移行しないと選択する場合、引き続き従前のベンチマーク金利の制度に基づいて行われることとなる。

2018年2月、インド準備銀行は、金利水準の決定方法を、基準金利を限界費用に基づく貸付金利に関連付けることで一致させることを提案した。これに関する最終的な指示/ガイドラインは未決定である。さらに、2018年12月、MCLRの取組みを評価する内部研究グループは、現行の内部的基準の代わりに、変動金利貸付のための、銀行による外部的基準の利用を推奨した。このような方向への一歩として、すべての新規変動貸付金利個人向け又は小口向け貸付（住宅、自動車等）及び、2019年4月1日から銀行によって拡大された零細企業及び小企業向け変動金利貸付は、特定の外部的基準の1つとして規定される。実施に際して、当行は、債権が固定金利又は異なる基準に連動したものであるため、かなりの金利リスクにさらされることになる。しかし、インド準備銀行は、2019年4月の最初の2019年 - 2020年隔月金融政策綱領において、実施の延期及び、株主とさらなる協議を行うこと決定した。これに関する最終的な指示/ガイドラインは未決定である。

法定準備金規制に従い、当行は、当行の資産の大部分を国債及びインド準備銀行の無利息の残高の形式で有しており、主に預金及び借入による資金で構成されている。これにより、当行は法定準備金の利回り及び関連する資金調達費用の差異に関するリスクにさらされる。

当行は、当行の国債のポートフォリオの存続期間を金利リスク管理の主要な可変要素として利用している。当行は、当行の金利リスク・エクスポージャーを増加又は減少させるために、当行の国債のポートフォリオの存続期間を延長又は短縮する。さらに、金利リスクを管理するためにも金利デリバティブを利用している。当行は金利スワップ市場に積極的に参加しており、インドにおいて最大の契約当事者の1つとなっている。

当行の海外支店における外貨建貸付のほとんどすべてが変動利率による貸付である。これらの貸付には一般的に当行の海外支店における外国通貨建ての借入金及び預金が充当されている。当行は、通常、すべての外国通貨建ての借入金を、世界有数の銀行との金利及び通貨スワップを利用することによって、変動利付米ドル建負債に変換している。当行の英国及びカナダにおける海外子会社は、資金調達の源泉として、固定利率による小口向け定期預金及び固定利率／変動利率による大規模な借入を有している。かかる英国及びカナダにおける海外子会社はまた、固定利率による資産及び変動利率による資産も有している。金利リスクは、一般的に、必要な場合はいつでも投資期間の延長／縮小及び／又は金利デリバティブを行うことで管理されている。

当行の金利リスクに対する脆弱性については、「 - 第 3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (f) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「 - 第 3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (g) 当行が信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを効率的に管理できない場合並びに当行の評価モデル及び会計上の見積りが不正確であった場合、当行の収益、資本、信用格付及び資金調達コストに悪影響が及び可能性がある。」を参照のこと。

以下の表は、表示された日における当行の資産及び負債のギャップ・ポジションを示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2019年3月31日現在(1)			
	1年以下	1年超5年以下	5年超	合計
貸付金(純額)	5,507,504	920,913	41,200	6,469,617
投資	657,488	1,017,062	2,307,458	3,982,008
その他の資産(2)	543,979	182,711	1,115,434	1,842,124
総資産	6,708,971	2,120,686	3,464,092	12,293,749
株主資本及び優先株式資本	-	-	1,142,534	1,142,534
借入金	1,153,806	670,812	278,623	2,103,241
預金	3,546,993	3,046,966	219,211	6,813,170
その他の負債	9,202	-	2,319,792	2,328,994
負債総額	4,710,001	3,717,778	3,960,160	12,387,939
リスク管理ポジション 計上前の差額合計	1,998,970	(1,597,092)	(496,068)	(94,190)
オフバランスシート・ポジション (3)	(213,183)	110,943	77,171	(25,069)
リスク管理ポジション 計上後の差額合計	1,785,787	(1,486,149)	(418,897)	(119,259)

- (1) 資産及び負債は、満期又は再評価の日までの残存期間でいずれか短い期間に基づき、適用区分に分類されている。分類の方法は通常、企業に関する現地の方針／規制当局の基準により、資産負債管理ガイドライン(行動研究を含む。)に基づいている。再評価が行われず、満期が確定していない、当座預金及び普通預金以外の項目は、「5年超」の区分に分類されている。この項目には、株式の性質を有する投資、現金及び現金同等物、並びに雑資産及び雑負債が含まれている。固定資産(リース資産を除く。)は、上記の表から除外されている。当座預金及び普通預金は、行動研究に基づき分類される。
- (2) インド準備銀行における現金及び預金残高、銀行における預金残高及び短期通知でのコールマネー並びにその他の資産が含まれる。
- (3) オフバランスシート・ポジションは、外国為替先物契約を含む、デリバティブの額面価額により構成される。

以下の表は、表示された日において、満期までの残存期間が1年超であり、固定及び変動利率を有する当行の貸付の金額を示したものである。

(単位：百万ルピー)

貸付	2019年3月31日現在		
	固定利率付貸付	変動利率付貸付	合計
	1,075,983	3,430,030	4,506,013

以下の表は、2019年度末現在の貸借対照表をベースとして、2019年度末現在の利回り曲線（イールド・カーブ）がそのまま平行移動したと仮定した上で、金利の悪化が2020年度の純利息収入に及ぼす可能性のある影響の1つの予測値を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2019年3月31日現在			
	金利の変動 (ベースポイント)			
	(100)	(50)	50	100
ルピー建ポートフォリオ	(7,768)	(3,884)	3,884	7,768
外国通貨建ポートフォリオ	(810)	(405)	405	810
合計	(8,578)	(4,289)	4,289	8,578

2019年度末現在の当行の資産及び負債のポジションに基づく、センシティブリティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、2020年度のバンキング・ブックからの純利息収入が8.6十億ルピー増加することを示している。反対に、センシティブリティ・モデルは、金利が100ベースポイント下落した場合、2020年度の純利息収入は8.6十億ルピー相当額減少することを示している。

2018年度末現在の当行の資産及び負債のポジションに基づく、センシティブリティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、2019年度のバンキング・ブックからの純利息収入が6.7十億ルピー増加することを示した。反対に、センシティブリティ・モデルは、金利が100ベースポイント下落した場合、2019年度の純利息収入は6.7十億ルピー相当額減少することを示した。

センシティブリティ分析は、資産及び負債の固定的な金利リスクの特性に基づくものであり、リスク管理の目的でのみ利用されており、上記のモデルは1年のうちに関連するポートフォリオにおいてその他の変動がないと仮定して利用されたものである。純利息収入の実際の変動は、モデルと異なるものとなる。

### 価格リスク(トレーディング・ブック)

以下の表は、2019年度末現在の固定利付ポートフォリオをベースとして、金利曲線がそのまま平行移動したと仮定した上で、金利の変動が固定利付トレーディング目的保有ポートフォリオの価値に及ぼす可能性のある影響の1つの予測値を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2019年3月31日現在				
	金利の変動 (ベースポイント)				
	ポートフォリオ のサイズ	(100)	(50)	50	100
インド国債	112,644	3,284	1,657	(1,657)	(3,284)
企業負債証券	130,076	1,378	698	(697)	(1,376)
合計	242,720	4,662	2,355	(2,354)	(4,661)

(単位：百万ルピー)

	2019年3月31日現在				
	金利の変動 (ベースポイント)				
ポートフォリオ のサイズ	(100)	(50)	50	100	
外国国債	17,091	25	13	(13)	(25)

2019年度末現在、当行の固定利付トレーディング・ポートフォリオの総額は、外国国債を含め259.8十億ルピーであった。センシティブティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は4.7十億ルピー減少することを示している。反対に、金利が100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は4.7十億ルピー増加する。2018年度末現在、当行の固定利付トレーディング・ポートフォリオの総額は、331.3十億ルピーであった。センシティブティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は6.4十億ルピー減少することを示していた。反対に、金利が100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は6.4十億ルピー増加する。

2019年度末現在、当行の取引金利デリバティブ・ポートフォリオの想定元本残高総額は、2018年度末の11,470.6十億ルピーから17,938.6十億ルピーに増加した。センシティブティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は0.2十億ルピー減少することを示している。2019年度末現在、当行の取引通貨デリバティブ（先物、オプション及びクロス・カレンシー金利スワップ等）の想定元本残高総額は、2018年度末現在の995.8十億ルピーから1,159.2十億ルピーに増加した。センシティブティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は0.6十億ルピー増加することを示していた。2019年度末現在、当行のトレーディング外国為替ポートフォリオの想定元本残高総額は、2018年度末現在の4,184.5十億ルピーから4,337.6十億ルピーに増加した。センシティブティ・モデルは、金利が100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は54.5百万ルピー減少することを示していた。

## 株式リスク

当行は、株式リスクを当行のインベストメント・ブック及びトレーディング・ブック両方の一部とみなしている。2019年度末現在、当行は総額139.8十億ルピーの株式投資ポートフォリオを有しており、主としてICICIバンクによる投資25.0十億ルピー及び当行の保険子会社による投資112.4十億ルピーで構成されていた。また、ICICIセキュリティーズ及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップも小規模のエクイティ・デリバティブ・ポートフォリオを有している。ICICIバンクによる株式投資には、自己勘定トレーディング・グループの株式ポートフォリオ1.8十億ルピー及びその他の株式投資23.2十億ルピーが含まれる。これらのその他の株式投資は主として貸付からの転換によって取得したものであり、また、その性質上長期投資となる非上場株式への投資も含まれる。当行はまた、当行の子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーが主に管理する、プライベート・エクイティ・ファンドに投資する。かかるファンドは、株式及び株式連動商品に投資する。かかるファンドを通じた当行の投資は、その性質上、当行のその他の株式投資と類似しており、同様のリスクにさらされている。さらにかかる投資は、かかる株式ファンドに適用ある規制及び税制上の方針変更によるリスクにもさらされている。当行のトレーディング目的投資及び売却可能投資の詳細については、「(b) 当行の商品及びサービスの概要 - ( ) 投資銀行業務 - 財務」を参照のこと。

ICICIバンクの株式トレーディング・ブックを管理する自己勘定トレーディング・グループの株式ポートフォリオにおけるリスクは、投資方針に規定されたバリュアット・リスク・アプローチ及びストップロス・リミットを通じて操作される。バリュアット・リスクは、トレーディング・ポジションによる損失の統計的リスクを、特定の信頼水準及び一定の計測期間をもって測定する。

ICICIバンクは、限度額の検証目的で、ヒストリカル・シミュレーション・モデルを用いてバリュアット・リスクを計算する。バリュアット・リスクは、信頼水準を99%、保有期間を1日とする前年度の市場データを使用して計算される。

以下の表は、2019年度のバリュアット・リスクの数値の最高値、最低値、平均値及び期末値を示したものである。

	(単位：百万ルピー)			
	最高	最低	平均	2019年 3月29日現在
バリュアット・リスク	165.4	4.2	31.9	118.7

当行は、そのパフォーマンスのバックテストを定期的に行うことにより、バリュアット・リスク・モデルの有効性を計測している。統計的には、1年間のうちバリュアット・リスクを上回る損失が発生する可能性はわずか1%と予想される。2019年度において、仮想損失がバリュアット・リスク推定値を上回った日が1日あった。この異常値に係る分析により、この損失は、株価の実際の変動がバリュアット・リスクの計算に用いたシナリオを上回った日に発生したことが明らかになった。

以下の表は、2019年度について、仮想日次損益（日中取引は行われていないと仮定した場合）及びヒストリカル・シミュレーション・モデルを用いて計算したバリュアット・リスクの比較を示したものである。

	(単位：百万ルピー)	
	平均	2019年 3月29日現在
仮想日次損益	0.9	10.7
バリュアット・リスク	31.9	118.7

2019年度の仮想日次損益の最高値及び最低値は、それぞれ62.1百万ルピー及び(45.9)百万ルピーであった。

バリュアット・リスクは、通常の市況において市場リスクの測定の重要なツールであるが、過去の市場データが将来の市場動向を示すものであるとの仮定に基づいているため、極端な事象による市場への影響が生じたときに将来の損失を正確に予測できない等、考慮すべき特有の制限を有する。さらに、バリュアット・リスク計算方法が異なれば、異なる仮定を用い、したがって異なる結果が生じる可能性があり、また、営業日の終了時においてバリュアット・リスクを計算することで日中リスクが排除される。また、一般に、バリュアット・リスク・モデルではポートフォリオに存在するすべてのリスクを完全に把握することができない可能性がある。

## 為替リスク

当行は、スワップ、先物取引及び通貨オプション等の金融商品を顧客（主に、銀行及び法人顧客である。）に対して提供している。当行は、これらの取引により生じるリスクをヘッジするために、また貸付を支援する借入の通貨と異なる通貨で行われる外貨建貸付のために、クロス・カレンシー・スワップ、先物取引及びオプション取引を利用している。これらの取引の一部は、ヘッジ会計の要件を満たすことができず、時価会計に従っている。外貨建市場における取引活動によって、当行は為替リスクにさらされている。このリスクは、契約相手方についての制限を設定し、フォレックス・オーバーナイト及び日中ポジション・リミット並びに日々の、四半期ごとの及び年間の累積のストップロス・リミットを定め、また例外報告を行うことにより軽減される。

当行は、貸借対照表上のエクスポージャーのヘッジを含めて外貨エクスポージャーをヘッジするために、外貨・ルピー間のオプション取引の利用者への提供をしている。かかる利用者には、法人顧客及びその他の銀行間契約相手方を含んでいる。すべてのオプション・ポジションは、投資方針に既定された制限内で保持されている。外貨市場におけるトレーディング活動により、当行は為替リスクにさらされている。外国為替リスクは、取締役会により承認されたネット・オーバーナイト・オープン・ポジション・リミット及び日中外国為替ポジション・リミットを通じて監視される。

各外貨において、各々の基準通貨に対し1%の増減があったと仮定した場合、当行の為替感応度は、2018年度末現在において8.1百万ルピーであったのに対し、2019年度末現在においては26.7百万ルピーであった。上記数字には、いかなる基準通貨間の相殺利益も含まれていない。当行は、ギリシャの通貨オプションについても監視している。

## デリバティブ商品のリスク

当行は、オプション及びスワップを含む種々のデリバティブ商品をリスク管理の目的で顧客に提供している。これらの取引に関する市場の変動による利益又は損失は、顧客が負担する。銀行間市場で補填されない取引に関して、当行は、投資方針に規定された制限内でオープン・ポジションを保有する。デリバティブ取引は、特定の債務者が、期限を迎える契約に関する支払いを行うことができない場合に、カウンターパーティーリスクにさらされる。

当行はまた、金利及び外国為替間の不整合をヘッジする目的で金利及び通貨デリバティブ取引を締結し、また、自身の口座においてデリバティブ商品の取引に従事する。

## クレジット・スプレッド・リスク

クレジット・スプレッド・リスクは、固定利付証券への投資から生じるリスクである。したがって、クレジット・スプレッドのボラティリティは、当行が保有するこれらのポートフォリオの価値に影響する。当行は、ポートフォリオを厳密に監視し、リスクは、投資制限、格付に関する制限、単一発行者についての制限、満期に関する制限を設定し、日々の及び累積のストップロス・リミットを定めることにより監視される。

以下の表は、2019年度末現在のトレーディング目的保有ポートフォリオをベースとして、クレジット・スプレッドがそのまま平行移動したと仮定した上で、クレジット・スプレッドの変動がトレーディング・ポートフォリオの価値に及ぼす可能性のある影響の1つの予測値を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2019年3月31日現在				
	クレジット・スプレッドの変動 (ベースポイント)				
	ポートフォリオ のサイズ	(100)	(50)	50	100
企業負債証券	130,076	1,378	698	(697)	(1,376)

2019年度末現在、当行のトレーディング目的保有ポートフォリオ（国債を除く。）は130.1十億ルピーであった。センシティブティ・モデルは、クレジット・スプレッドが100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は1.4十億ルピー減少することを示している。反対に、クレジット・スプレッドが100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は1.4十億ルピー増加する。2018年度末現在、当行のトレーディング目的保有ポートフォリオ（国債を除く。）は153.6十億ルピーであった。センシティブティ・モデルは、クレジット・スプレッドが100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は1.5十億ルピー減少することを示していた。反対に、クレジット・スプレッドが100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は1.5十億ルピー増加する。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、期限の到来に際し、利用可能なキャッシュ・フローを通じて、又は資産の公正価値での売却を通じて、財務上の義務を果たすことができないことにより生じた、現在及び将来のリスクである。これには適切な期限に資産ポートフォリオを調達するための費用が予想外に増加するリスク及び時宜に即して適正な価格でポジションを流動化することができないリスクの両方が含まれている。

流動性の管理は、当行の日常業務又は財政状態のいずれにも悪影響を与えずに、当行が現在及び将来におけるキャッシュ・フロー上及び担保上の必要性を、予期していたものも予期していなかったものも効率的に満たせる状態にあり続けられるようにすることを目標としている。

当行は、資産負債管理政策に従って流動性リスクを管理している。この方針は、現在の規制ガイドラインどおりに構成されており、取締役会によって承認されている。資産負債管理政策は、規制上の規定に義務付けられた変更を組み込み、経済的展望の変化に対して方針を再調整するために、定期的に見直しが行われる。当行の資産負債管理委員会は、戦略の策定及び精査を行い、資産負債管理政策において設定された枠組みの中で流動性リスクの管理のための指針を提供する。資産負債管理委員会は、マネージング・ディレクター、常勤取締役及び上級管理職によって構成されている。取締役委員会である取締役会のリスク管理委員会が、資産負債管理委員会を監督する。

当行は、構造的流動性報告書、動的流動性キャッシュ・フロー報告書、流動性比率及びシナリオ分析によるストレス・テストを含め、流動性リスクの測定のために様々な手段を利用している。構造的流動性報告書は、資金需要純額の測定及び管理並びに様々な満期バケット内の資金の将来における余剰額又は不足額についての査定を行うための標準的手段として利用されている。様々な資産、負債及びオフバランスシート項目に関するキャッシュ・フローは、契約上の満期又は行動的満期に基づく異なるタイムバケットに分けられる。当行の国内業務のためのルピー通貨に関する構造的流動性報告書及び当行の海外業務のためのあらゆる通貨についての構造的流動性報告書（1カ国に関するもの及び海外全体に関するもの）は、毎日作成される。当行の国内業務のための外貨に関する構造的流動性報告書、国内業務及び当行全体のための連結報告書が2週間ごとに作成される。各バケットにつき策定されたギャップ・リミットに対する利用は、当行の資産負債管理委員会により見直される。

当行はまた、予定されているキャッシュ・フローに加え、動的流動性キャッシュ・フロー報告書を作成し、増加する事業及びその資金に関連する流動性要件についても監視する。動的流動性キャッシュ・フロー報告書は、事業グループとの緊密な連携において作成され、報告書に基づくキャッシュ・フローの見積りが定期的に資産負債管理委員会に提示される。ストックとフローの手法の一貫として、当行は様々な流動性比率を監視し、これらの比率には資産負債管理政策に基づき制限が設定される。当行はまた、2015年1月1日から適用された流動性カバレッジ比率も監視している。

当行は、資金調達要件を満たす中で柔軟性を与えるために、様々な流動性の源泉を有している。国内業務については、当座預金及び要求払いされる普通預金が当行の資金の大部分を占めており、当行は小口向け定期預金に加えてこの預金部門を持続し、また成長させるための戦略を実施している。これらの預金は大規模な預金、預金証書の発行、借入並びに債券及び劣後債の発行を通じて随時補強されている。貸付返済期日及び投資証券の売却によっても流動性がもたらされている。当行は、ストレスのある状態を防ぐために、担保に差し入れられていない適格流動資産を保持し、一定の緩和措置を有している。

国内業務について、当行は、銀行間市場での短期ベースの借入により流動性を管理することができる。銀行間市場において重要な翌日物市場は、不安定な金利の影響を受けやすい。こうした不安定な資金調達への依存を抑えるために、資産負債管理政策は、かかる銀行間市場における借入及び貸付の制限を規定している。

海外支店について、当行は明確な借入プログラムを有している。支店を通じて借入金を合理的な費用で最大化するためには、異なった市場及び通貨における流動性が目標とされる。大規模な借入は、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入及び銀行間相互貸付の形で行われる。当行はまた、その他の銀行の適格な取引資産からの借換を行う。輸出信用機関の基準を満たす貸付については、これらの機関との間で締結された契約どおりに借換が行われる。当行はさらに、各受入国の整備された規制の枠組みに従い、預金の債務を集めている。

当行は、現金、中央銀行における預金残高、国債、金融市場及びその他の固定利付証券の形の流動資産につき健全性のある水準を維持している。規制当局によって規定されたとおり、インドの銀行は、2019年3月31日付でインドにおける普通預金及び定期預金の純額の19.25%にあたる法定流動性比率を維持すること並びに2019年6月30日付でインドにおける普通預金及び定期預金の純額の4.0%にあたる現金準備率を維持することが義務付けられている。法定流動性比率が流動性カバレッジ比率要件を満たすように、インド準備銀行は、法定流動性比率が普通預金及び定期預金の純額の18.0%に達するまで、法定流動性比率を四半期毎に0.25%引き下げることを2018年12月中に発表した。最初の0.25%の引下げは、2019年1月に始まる四半期に実施された。その結果、2019年6月30日現在の法定流動性比率は19.0%である。当行は、一般に、追加の法定流動性比率の有価証券を有している。当行は、インド準備銀行のガイドラインに基づき、2015年1月1日以降段階的な流動性カバレッジ比率要件にさらされている。インド準備銀行のガイドラインに基づき、2016年1月1日付で、流動性カバレッジ比率はインドの銀行に対して連結ベースで適用される。インドの銀行には、2018暦年は90.0%の最低流動性カバレッジ比率の維持が求められた。2019年1月1日付で、流動性カバレッジ比率要件は100.0%に引き上げられた。流動性カバレッジ比率要件は、主に義務的法定流動性比率を上回る政府債、流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの形式及び限界常設ファシリティの形式の義務的法定流動性比率要件を満たす当行が所有する政府債の指定部分並びにより高格付の社債の形式の適格流動資産への投資により満たされる。

2019年3月31日現在、インドにおける普通預金及び定期預金の純額の19.25%の法定流動性比率要件のうち最高15.5%（13.0%は流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの形式であり、2.0%は限界常設ファシリティに基づくものであり、最高0.5%は流動性利用追加ファシリティの形式で流動性カバレッジ比率に基づく。）は、流動性カバレッジ比率に基づき適格流動資産に反映されている。インド準備銀行により、2018年10月19日現在の銀行以外の金融会社及び住宅金融会社への貸付残高合計に加えて、これらの事業体への増加する貸付残高に対して、0.5%の追加ファシリティが2019年3月31日まで認められた。

さらに、インド準備銀行は、流動性カバレッジ比率を普通預金及び定期預金の純額の13.0%から普通預金及び定期預金の純額の15.0%まで段階的に算出する目的で、銀行が義務的法定流動性比率要件を満たす政府債の追加の2.0%（2019年4月4日、2019年8月1日、2019年12月1日及び2020年4月1日にそれぞれ0.50%）を、2020年4月1日まで流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティとみなすことを許可することを2019年4月中に決定した。その結果、2019年6月30日現在、インドにおける普通預金及び定期預金という法定流動性比率の19.0%のうち、15.5%（13.5%は流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの形式であり、2.0%は限界常設ファシリティに基づく。）は、流動性カバレッジ比率に基づく適格流動資産に加算される。

さらにまた、インド準備銀行は、もともとは2019年8月1日及び2019年12月1日に効力を発する予定であった1.0%の流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの段階的な引上げを銀行が前倒しで行うことを認める旨の、直ちに有効となる決定を2019年7月5日に行った。この前倒しは、当該日現在の銀行以外の金融会社/住宅金融会社への貸付残高合計に加えて、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社への増加する貸付残高の範囲を限度としていた。もっぱら銀行以外の金融会社/住宅金融会社に対する増分エクスポージャーに向けられた、1.0%の流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの前倒しは、流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの引上げが従来のスケジュールのとおり2019年8月1日及び12月1日に行われる限り、流動性カバレッジ比率のための流動性利用一般ファシリティの一部を構成する。

2019年度中、当行は法定水準を上回る流動性カバレッジ比率を維持した。2018年5月17日、インド準備銀行は、流動性基準 - 安定調達比率に関するパーゼルの取組みについての最終的なガイドラインを策定した。このガイドラインは、資金調達による将来的なストレス・リスクを緩和するために、十分に安定した資金源から資金を供給することを銀行に求めることにより、長期の計画対象期間にわたる資金調達リスクを軽減することを保証する。ガイドラインに基づき、安定調達比率は、継続して100%以上を保つ必要がある。2018年11月29日付通知書に基づき、これらのガイドラインはインドの銀行には単体及び連結レベルで適用され、2020年4月1日付で有効となる予定である。

当行は取締役会によって承認された流動性のストレス・テスト体制を有しており、これに基づき当行は、一連のストレス・シナリオに基づく当行の流動性ポジションを評価し、各シナリオに基づくアウトフローを緩和するために当行が講じる可能性のあるあらゆる措置を検討している。これらのシナリオは、当行の特定の、市場全体の統合されたストレス状況を網羅しており、当行の国内及び国外の業務のために個別に設定された。ストレス・テスト体制に含まれる各シナリオにおいて、計測期間は30日間である。ストレス・テスト体制は、ストレスを緩和するために当行が講じる可能性のあるあらゆる措置を検討し、各シナリオについて、流動性アウトフローによる利益への影響を測定する。かかる利益への影響は取締役会によって規定されたストレス耐性限度に従うものとする。流動性ストレス・テストの結果は、資産負債管理委員会に毎月報告される。2019年度中、各ストレス・シナリオの結果は、取締役会が承認する限度内であった。

取締役会のリスク管理委員会は、潜在的な流動性の不測事態につき継続して監視するための体制及びかかる不測事態に対応するための行動計画を策定する、流動性危機管理対策を承認した。この流動性危機管理対策は、いくつかの流動性指標となる要因を策定しており、これらは所定の頻度（日に1度又は週に1度）で監視され、流動性の不測事態が生じた場合の様々なチームの実行手順及び責任についても規定するものである。

流動性リスクを管理するための類似の制度が、当行の海外の銀行子会社のそれぞれにおいて構築され、かかる子会社が負うリスクに対処し、受入国の規制上の要件（適用ある場合）に適応している。

当行の英国における子会社は、資金調達に柔軟に対応できるよう、様々な流動性の源泉を有しており、大規模な資金源及び小規模な資金源を通じて資金調達を行っている。大規模な資金源は、ミディアム・ターム・ノートプログラムによる債券の発行、相互貸付及びクラブ・ローン並びに銀行間金融市場、銀行引受手形及びレポ取引を通じた短期借入から構成される。当行の英国における子会社は、適切な中央銀行の与信枠を通じた資金調達も行っている。小規模な資金源においては、当行の英国における子会社は、そのインターネット・プラットフォームを通じて貯蓄預金を販売するとともに、その支店網を通じて当座預金商品及び貯蓄預金商品を提供している。適格流動資産のバッファ／中央銀行に対する準備預金は、これらの預金に対して維持されている。当行のカナダにおける子会社は、小規模な資金源から、バケットを横断した保険付モーゲージの証券化を通じた借入等の大規模な資金源まで、多様な資金源を通じて、資金調達を行っている。

健全性規制機構は、2015年6月、資本要件指令の流動性要件に関する新政策声明を発表したが、これは流動性及び資金調達の監督リスクに対する健全性規制機構の手法に関する監督声明により補足された。この新ガイドラインは、2015年10月1日から適用された。同ガイドラインにより、銀行は、2014年10月に欧州銀行監督機構が発表した委任法令に規定される方法により、第1の柱の流動性要件として、100%で流動性カバレッジ比率を維持する義務を負う。健全性規制機構はまた、第2の柱の手法を流動性要件に採用し、これに基づき、流動性カバレッジ比率において把握できない特定のリスクのために、銀行は適格流動資産を保有しなくてはならない。2019年度中、ICICIバンクUKピーエルシーは、法定水準を上回る流動性カバレッジ比率を維持し、健全性規制機構に規定される第2の柱の流動性要件を遵守した。

2014年11月、金融機関監督庁は、カナダの銀行に対する流動性カバレッジ比率要件を取り入れるために、流動性十分性要件を改正した。同要件は、銀行が、30日間の流動性ストレス・シナリオの流動性ニーズを満たすために、現金又は民間市場において少しいの価値の損失で若しくは全く価値の損失なしで現金に換金できる資産から成る担保に差し入れられていない適格流動資産の十分な在庫を有することを要求している。基準は、金融ストレスの状況がない限り、適格流動資産の純キャッシュ・アウトフロー総額に対するカバレッジ比率の値が100%以上であることを要求している。金融機関監督庁は、カナダの各銀行が、銀行の流動性管理システム全体内で流動資産の役割を統合及び定義し、流動資産保有の最低目標を設定する内部流動性方針を持つと予想している。ICICIバンク・カナダは、その取締役会が承認した流動性管理方針及び市場リスク管理方針を有している。これらの方針により、ICICIバンク・カナダは、「30日以内」の満期バケットにおける流出純額を補填するために、顧客の負債の一定の割合を流動資産で維持し、十分な流動性を維持する義務を負う。これらの制限は、資産負債管理委員会により少なくとも月に1回監視されている。ICICIバンク・カナダは、2019年度を通して、これらの要件を遵守していた。

さらに、資産及び負債の満期パターン並びに正味キャッシュ・フローに関する詳細が含まれる月次正味累積キャッシュ・フロー情報が、金融機関監督庁と共有されている。

「 - 第 3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (8) 流動性リスク」も参照のこと。

## ( ) 業務リスク

業務リスクとは、内部の手続、人員及びシステムの不足若しくは不調又は外部的事情により生じる損失のリスクである。業務リスクには法的リスク（ただし、戦略的リスク及びレピュテーションリスクを除く。）が含まれる。法的リスクには、示談だけでなく、監督行為による罰金、罰則又は懲戒的損害賠償に対するエクスポージャーも含まれるが、これに限定されない。

業務リスクに係る管理は、取締役会が承認した業務リスク管理方針により規定される。かかる方針は、当行（海外支店を含む。）に適用され、業務リスクの管理及び軽減についての明確な説明責任及び義務を負う旨を保証し、業務リスクについて共通の認識を高め、内部統制を強化できるよう事業及び運営グループの部署を補助する。取締役会は、当行の様々な事業活動に関連するリスクの分析及び監視のための業務リスク管理委員会を設置した。同委員会の主な目的は、明確なリスク管理プロセスの構築及び維持により、当行の業務リスクを軽減することである。業務リスク管理委員会は、様々な業務のリスク構造、業務リスクの管理及び業務リスク管理方針の実施に使用するツール並びに取締役会が承認する枠組みを検討する。取締役会はまた、すべての新たな商品／手続の承認枠組みを承認し、これにより、商品又は派生商品に関するすべての手続は、業務リスクの観点から手続承認委員会により査定される必要がある。

業務リスクは、適切な内部承認が得られないこと、誤った書類が作成された取引、業務上の情報保護手続が行われなかったこと、コンピュータ・システム、ソフトウェア若しくは設備、不正行為、不十分な教育及び従業員の過失を含む、様々な要因により生じうる。内部統制のための総合的なシステムの維持、取引を監視するシステム及び手順の構築、主要なバック・アップ手続の維持並びに定期的な危機管理計画の策定によって業務リスクの軽減を目指している。当行の業務リスク管理手続の主要な要素は、リスクの識別及び評価、リスク測定、リスクの監視並びにリスクの軽減である。

各銀行子会社において、地域経営は、各取締役会に承認された業務リスク管理方針に従って業務上のリスク管理体制を実施する責任を負う。

当行の様々な事業における業務管理及び手続のマネジメントの要約は、以下のとおりである。

### 小口向け及び地方向け銀行業務における業務管理及び手続

小口向け銀行業務は、個別のゾーンに分かれて構成されており、各ゾーンは当行の上級幹部が率いる。当行には、顧客に提供する商品及びサービスのために適切な抑制と均衡を保つ、商品、販売、与信及び業務別のチームがある。支店は、適切な業務管理を確実にすることを目的としている地域／中央処理センター及び小口向け資産処理センターによって支えられている。

当行は、様々な銀行取引の処理手続及び第三者商品の販売及びサービスのための手順を詳細に記載した包括的な業務マニュアルを整備した。これらのマニュアルの訂正は、支店の従業員がイントラネット上でアクセスすることで閲覧することができる。支店は、プロダクト・チーム及び販売チームによって補完される。顧客口座に関連する銀行取引は、内蔵式システムチェック及び承認手順により処理される。第三者商品の販売について、所定の販売ガイドラインが遵守されているかを確認するためのセーフガードも存在する。一定の限度額を超える現金取引は、潜在的なマネーロンダリングを回避するための高度な精査に従ってなされる。支店による手順及びガイドラインの遵守は、リスク監視、同時監査及び内部監査を通じて監督されている。

当行の中核銀行業務アプリケーション・ソフトウェアは、アプリケーションとデータの整合性を保護するための複合的な安全対策をとっている。

当行の地域及び包括銀行業務は、農村部及び郊外に居住する顧客の財務要件に応えている。サービスは、当行の指定された支店を通じて提供され、そこには顧客の調達及びサービス業務のための明確に分担された商品、販売及び与信構造がある。地域銀行に関連する業務は、地域／中央処理センターによって支えられている。さらに、事後評価、担保として差し入れられた農産物の質、担保とみなされた土地の権利などの処理及びサービスの質を検討する独立したチームにより行われる様々なあらかじめ設定された業務がある。当行はまた、金融包括を含む様々な政府の社会計画に基づく受益者の登録も促進している。

## 地域処理センター及び中央処理センターのための運営管理及び手続

当行は、全国各地の都市に位置する指定の地域処理センターを有する。これらの地域処理センターは、小切手の決済及び支店間取引の処理に従事し、出張所の小切手の取立てを行い、口座開設、預金の更新及び企業の給与取引手続のためのバック・オフィス業務に従事している。インドの様々な都市における40の地域にはカレンシーチェスト及び現金処理センターが設置されており、支店及びATMの現金需要を行っている。

当行は、ムンバイ及びハイデラバードに1ヶ所ずつ、2ヶ所の中央処理センターを有し、全国規模で現物引渡しの製造及び発送（カード、小切手帳、取引明細書、カードの個人暗証番号及びインターネット・バンキング顧客へのパスワードの発行等）を基盤として取引の手続を行っている。中央処理センターは、さらに電子決済、新規銀行口座の開設の活性化及びアカウントサービスといった業務を行っている。

## 小口向け資産運用における業務管理及び手続

当行は、全国各地の都市に位置する分散化された指定資産処理センターを有する。これらの分散化された資産処理センターは、貸付金支払及び内部確認及び管理を伴う小口向け貸付に関連した通常の銀行業務に従事している。

当行は、ムンバイ、ハイデラバード及びノイダの3ヶ所に資産運営を行う中央部門を有している。これらの中央部門は、インド全国で小口向け資産商品に関する業務をサポートしており、また、すべての小口向け資産商品に関し、貸付勘定の維持、クレジットカード又はプリペイドカードの発行、会計及び調整、支払い及び返済管理業務等の業務を行う。

## 財務上の業務管理及び手続

当行は、財務関連業務に関して内部統制を整備した。それには、財務フロント・オフィス及び財務コントロール・サービス・グループ間の任務の区別、管理手続の自動化、詳細にわたる報告書による継続的な監視手続、ディーラーのための明確な行為規範が含まれている。当行は、財務関連業務に関して、取引量制限や商品に関する制限を含む明確な制限を設定した。潜在的な誤販売のリスク（もしあれば）を軽減させるため、顧客の適合性及び適切性の方針が実施されている。同様に、潜在的な契約上のリスク（もしあれば）を軽減させるため、取引の交渉は音声録音システムにより録音される。管理対策の一部には、取引検証の独立性、取引確認、ドキュメンテーション、制限監視、財務会計、決済、調整及び規制遵守が含まれる。財務コントロール・サービス・グループは、未確定及び未決済の取引（もしあれば）を定期的に精査し、時宜を得た確定又は決済に向けてさらに調査を行う。期間を超えた決済又は確定の遅延の場合の幹部役員への上申の仕組みがある。上記に加え、同時に、財務関連業務に関する内部監査も独立して定期的に行われる。財務関連業務における内部統制の体制は、間違い及び潜在的な不正行為を防止し、かつ早期に警告できるよう設計されている。

## 法人向け及び商業銀行業務管理及び手続

法人向け銀行業務もまた、個別のゾーンに分かれて構成されている。フロント・オフィスは、顧客の調達及び申請の信用分析の実施について責任を負っている。信用リスクはまた、信用リスク管理グループによって個別に評価される。当行は、ローン期間における管理及び全面的な監視のための初期の警告メカニズム開発能力を強化するため、与信監視グループを設置した。与信ミドル・オフィス・グループは、補償条項に関してローンの文書の照合及び精査を実施し、事後承認リスクが軽減されるように、補償条項の重要な遵守事項を確認し、また、定期的に遵守監視報告書を発行することによって承認の条件の遵守を監視する。主要なプロセス及びその分担は、プロセス記録書に文書化され、定期的に見直される。法人向け業務のバック・オフィスは、支店を含む経路を通じて生じた要求及び指示に基づく貿易金融、現金管理及び一般銀行取引の実施につき責任を担っている。

商業銀行業務の商品及びサービスは、国内の主要な商業施設に散在する特定の商業支店及び小口向けの支店において提供される。商業支店は、経験豊富な商業銀行家である地域長が率いる。商業支店で開始した取引は、貿易金融、現金管理及び一般銀行取引の実施につき責任を担う独立し中央集権化された業務部門によって手続が行われる。

## インターネット・バンキングのための業務管理及び手続

当行は、オンライン/インターネット・バンキングを通じて取引の適切な認証及び承認管理を整備した。インターネット・バンキングのインフラは、ファイアウォール、侵入防止システム及びネットワークレベルのアクセス管理を含む、多層的な情報保護管理を通じて保護されており、これらは定期的な侵入テスト、脆弱性評価及び継続的なインターネット・バンキング・サーバーのセキュリティ事故の監視によって補完される。ログインパスワードに加え、取引は無作為のグリッドの値認証（グリッドとは、デビットカードの裏面に印刷された一連の数字である。）を使って認証することが要求される。さらに、ワンタイムパスワード認証は、顧客のデバイスフィンガープリントにおける変化を特定する場合に要求される。ワンタイムパスワードは、当行に登録された顧客の携帯電話番号に送られる。顧客は、送金受取人を追加するために、当行に登録された顧客の携帯電話番号に送られる固有の登録番号を有効にすることが求められる。クレジットカードを利用するインターネット取引には、カードに表示された他の認証に加えて、ワンタイムパスワードに基づく認証がさらに必要とされる。また、インターネットを通じた取引が行われるごとに、アラートが顧客に送られる。

当行は、アイモバイル・アプリケーションを通じて取引の適切な認証及び承認管理を整備した。アイモバイルのインフラは、セッション中のHTTPS/TLS暗号化通信及び暗号化されたDBフォーマットで保存された詳細を含む、多層的な情報保護管理を通じて保護されており、これらは定期的なセキュリティ監査、アプリケーション侵入テスト、セキュリティ脆弱性テスト及びネットワーク侵入/アプリケーション対策テストによって補完される。顧客は、登録された携帯電話番号でのみアイモバイル・アプリを起動することができる。当行はまた、SUSD（シングル・ユーザー・シングル・デバイス）も導入しており、これにより、顧客は1度に1つの携帯電話機でしかアプリをダウンロードすることができない。起動の際には、ユーザーIDパスワード又はMPIN及びグリッド・カード認証がツーフアクタ認証として用いられる。取引の際には、ユーザーIDパスワード又はMPIN及びデバイスIDがツーフアクタ認証として用いられる。顧客は、送金受取人を追加するために、当行に登録された顧客の携帯電話番号に送られる固有の登録番号を有効にすることが求められる。また、インターネットを通じた取引が行われるごとに、アラートが顧客に送られる。

顧客の間でフィッシング、ビッシング詐欺やその他インターネット関連の不正行為に関して認識を促すために、当行はまた、定期的に顧客に対し情報を送っている。

### ( ) 情報技術リスク

銀行及び金融機関のサイバーセキュリティ上の世界的な脅威状況は絶えず進化し続けており、フィッシング、分散サービス妨害（DDoS）による攻撃、極秘データの漏洩、マルウェア、ランサムウェア及びATMの脆弱性又はソフトウェア・ベンダーによって銀行へ提供されるシステムの脆弱性の利用等の脅威が世界中で広がっている。

当行は、情報保護に対してガバナンスの枠組みを持ち、独立取締役が議長を務める取締役会レベルの委員会である情報技術戦略委員会により監視されている。当行のセキュリティ戦略は、多層防御の原則に基づいており、当行のITリスクの枠組みは、役割及び責任が明確に定義された3つの防御ラインを表している。当行は、当行の事業部門から独立している情報保護及び金融犯罪防止を担う部門に注力している。ITシステムの問題に直面する顧客の利用促進等、顧客に対するサービスの利用可能性及び継続性を提供する試みに関して、当行は、災害及び非常事態の場合のITシステムの復旧計画も含む取締役会の承認を受けた事業非常事態計画を持つ。情報保護計画に加えて、当行は、サイバー危機管理計画をも組み込んでいる、取締役会の承認を受けたサイバーセキュリティ計画も持つ。また当行は、セキュリティの脆弱性から起こり得るリスクを軽減するために、脆弱性評価及び侵入実験の定期的な検査を行っている。

当行のITシステムは、（ネットワークオペレーションセンターを含む）IT指令センター及びセキュリティオペレーションセンター等の専門チームにより継続的に監視されている。当行は、変更管理、識別管理、アクセス管理及びセキュリティオペレーションのための手続を定め、かかる手続は、常にリスクの発生に対応し、当該リスクを軽減するのにふさわしい管理を実施するため、定期的に見直され、改良される。当行は、様々なサイバーセキュリティ関連の事故から生じる財務リスクを軽減するのにふさわしいサイバー保険計画を有する。

「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (cc) 当行は、サービス妨害攻撃、ハッキング、当行の従業員及び顧客を標的とするソーシャル・エンジニアリング攻撃、マルウェアの侵入又はデータ破壊攻撃並びになりすまし犯罪等、機密情報の漏洩につながり、当行の事業又は評判に悪影響を及ぼし、かつ重大な法律上及び財務上のエクスポージャーを生み出す可能性のあるセキュリティ・リスクに直面している。」も参照のこと。

## ( ) 反マネーロンダリング管理

当行は、2002年マネーロンダリング防止法に基づいた規定に従って顧客の本人確認 / 反マネーロンダリング手続 / テロ行為のための資金調達の取締強化に関するガイドライン、同ガイドラインにおいて公布された規則及び規制当局が随時発表するガイドラインを実施してきた。

これらのガイドラインの実施は、当行の取締役会により承認されたグループ・反マネーロンダリング政策の制定（これは、当行の海外支店も網羅する。）、反マネーロンダリングの体制の実施に関する監査委員会による監督、反マネーロンダリングの体制の実施について日々の責任を負う主席役員としての上級役員の任命、顧客セグメントのリスク分類に基づく適切な顧客の本人確認手続の実施、規制当局により発行されたネガティブリスト並びに顧客を高、中及び低レベルのリスクに分類する顧客リスク分類による顧客の名義の識別、自動化されたアプリケーションによるリスクに基づく取引の監視及び規制当局への報告の手続、並びに従業員を教育するため及びこの問題に関して顧客認識を高めるための適切な制度の実施を含む。

当行は、リスク・ベースの手法を適用し、インド準備銀行のガイドラインに従って、低レベルのリスクの顧客への簡素化されたデュー・ディリジェンス、中レベルのリスクの顧客への標準的なデュー・ディリジェンス及び高レベルのリスクの顧客への拡大されたデュー・ディリジェンスを用いて顧客リスク評価を行う。

当行はまた、当該地域の規制当局により規定される反マネーロンダリング基準も遵守する。当行の反マネーロンダリング体制は、内部監査部門による監査を受け、その所見は定期的に監査委員会に対して報告される。

当行の生命保険子会社は、2002年マネーロンダリング防止法に従って発表された顧客の本人確認 / 反マネーロンダリング手続 / テロ行為のための資金調達の取締強化に関するガイドライン及びインド保険業規制開発委員会が随時発表するガイドラインを実施してきた。反マネーロンダリング政策 / テロ行為のための資金調達の取締強化政策は、生命保険子会社の取締役会により承認されている。かかる政策は、グループの反マネーロンダリング政策にも従っており、また、反マネーロンダリングの体制の実施についての監査委員会による監督を含む。かかる政策は、2002年マネーロンダリング防止法に基づき課される義務及び同法に従って制定された規則の遵守を監視する責任を負う主席役員としての上級役員の任命、リスクに基づく反マネーロンダリング体制の採用、顧客セグメントのリスク分類に基づく適切な顧客の本人確認手続の実施、制裁対象者リストと照らし合わせた顧客の識別、リスクに基づく取引の監視、規制当局への報告の手続並びに従業員を教育するため及びこの問題に関して顧客認識を高めるための適切な制度について規定している。

2014年7月、インド準備銀行は、当行を含むインドの銀行12行に対し、かかる銀行に対する法人顧客のローン及び当座預金を精査した後、インド準備銀行が公表した指示 / 指針 / ガイドラインに違反したとして罰金を科した。当行に科された罰金は、4百万ルピーであった。

2014年12月、インド準備銀行は、当行を含むインドの銀行2行に対し、特定の銀行での架空口座の不正開設についてインド準備銀行が公表した顧客の本人確認 / 反マネーロンダリングに関する指針 / ガイドラインを遵守しなかったとして罰金を科した。当行に科された罰金は、5百万ルピーであった。

インド準備銀行は、顧客の本人確認 / 反マネーロンダリングの面から、ICICIを含む様々な銀行へ調査を開始した。調査に基づき、2016年4月、インド準備銀行は特定の事項に説明を求めた。ICICIバンクはこれに対応し、インド準備銀行はかかる事項に関する当行の回答を承認した。

2013年に実施された規制当局による調査及び2012年5月から2014年4月の期間に関連したコンサルタントによる業績の再調査の結果、2017年11月、海外の規制当局は反マネーロンダリング規制の規則の不履行に対し、合計で約0.59百万米ドルをICICIバンクの海外支店の1つに課した。政府の事業体との取引はなく、支店の反マネーロンダリング / テロ行為のための資金調達の取締強化に関する管理が行われて以来、改善が最優先に要求された。管轄区域内の地域の規制当局もこれらの報告で明らかにされた問題への取組みにおける支店の努力を認めた。

2017年12月、当行は2016年アドハー（認証）規制のガイドラインが遵守されないことに対する3つの通知をインド固有識別番号庁から受け取った。通知にて言明された主な不順守事項には、グループ会社によって提供されるすべての製品及びサービスに価値がない／価値がないつもりとして顧客にみなされても、すべての製品及びサービスに関してインド固有識別番号庁とともに顧客を認証するために顧客のアドハー情報を使用すること、当行とグループ会社の間でアドハー情報を共有すること、顧客の旧銀行口座をICICIバンクへと書き換えることで様々なアドハーに関連する助成金を当行の顧客の口座に移すこと及びインド固有識別番号庁及び2016年アドハー（認証）規制によって策定された基準のアプリケーションプログラミングインターフェース及び仕様に従わないことについて顧客全員からの承諾を得ることが含まれていた。当行はこれらの通知に対応して以来、この件に関してインド固有識別番号庁からの追加の連絡を待っている。

「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (g) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」及び「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (s) ネガティブな評判により当行の評判が損なわれ、当行の事業及び財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

## ( ) 監査

内部監査グループは、グループ監査憲章及び取締役会に承認された内部監査方針により運営されており、内部統制、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの効果に対して独立して客観的に保証し、さらに改善策を提案する。体系的で規律的なアプローチを通して、リスク管理、内部統制及びコーポレート・ガバナンスを評価し向上させることによって、当行は目標を達成しやすくなる。内部監査グループは独立した組織として活動し、取締役会の監査委員会に報告を行う。

内部監査グループは、十分な知識、技術、経験及び専門的資格を有するスタッフを維持している。内部監査グループは、監査の実施における専門的知識及び事業活動に対する適切な理解に基づき、監査を展開する。内部監査グループにおけるプロセスは、ISO 9001-2015から認証を受けている。さらに、内部監査グループによって提供される保証の質に対して、3年に1回独立した外部の機関によって評価が行われる。

内部監査グループは、インド準備銀行のガイドラインに基づいたリスク・ベースの監査手順を採用している。リスク・ベースの監査手順の概略は、内部監査方針に記載されている。毎年のリスク・ベースの監査計画は、リスク・ベースの監査手順に基づいて作成され、取締役会の監査委員会によって承認される。したがって、内部監査グループは、リスク・ベースの監査計画に従って、すべての支店、事業グループ及びその他の職務の包括的監査を担当している。リスク・ベースの監査計画を実施するために必要な資金もまた、監査委員会によって承認される。

内部監査グループはまた、システム・セキュリティ監査の専門チームを有している。年次監査計画は、アプリケーション、インフラストラクチャー、情報技術ガバナンス／リスク管理及び情報技術全般の管理を含む、様々な情報技術の要素を対象としている。サイバーセキュリティは監査が重点を置く主要な分野であり、情報セキュリティ機能が実施する活動もまた、監査の対象である。

インド準備銀行は、当行、本社機能及び情報技術データセンターの与信、預金及びその他のリスク・エクスポージャーの最低50.0%を保証するため、財務機能を有する事業グループ、取扱高の多い支店では同時監査の方法を取るよう銀行に要求している。かかる要求に従い、内部監査グループは、財務関連機能及び選択した支店に対する同時監査の取組みを考案した。同時監査はまた、取引の試査が必要であると特定された地域に着目し、また内部統制が存在しかつこれに従うことを検証するために、中央及び地域処理センター並びに中央集約化された業務部門でも行われる。情報技術データセンター及び本社機能の一部はまた、同時監査の範囲内にある。同時監査カバレッジの詳細は、毎年のリスク・ベースの監査計画において概要が記載されている。

海外の銀行子会社及び国内の銀行ではない子会社の監査は、各子会社に所属する居住者の監査人の専門チームによって遂行される。これらの監査チームは、各子会社の監査委員会及び内部監査グループに報告する。海外の支店及び代理店の監査は、インドからの監査人及びシンガポール支店に本拠地を構える居住者の監査人により構成された監査チームによって遂行される。インドに委託された国際業務は、インドの監査チームによって監査されている。

### ( ) 法務及び規制上のリスク

当行は様々な訴訟に関与し、また、当行が業務を行っている各法域において広範囲にわたる銀行業務及び金融サービスに関する法令を遵守している。当行はまた、かかる各法域において、多数の規制及び執行当局の管轄下にある。当行の顧客及び契約相手方による義務の執行（担保の処分を含む。）の不確実性によって法的リスクが生じる。法令変更は、当行に悪影響を及ぼす可能性がある。法的リスクは、関連する法律が裁判所においてあまり審理の対象とされていない新規事業において高くなる。当行は、厳格に法定文書を作成し、取引が適切に授權されていることを保証するため設計された手続を実施し、必要又は適切な場合は常に内部及び外部の法律顧問に相談することにより、法的リスクを軽減しようとして試みている。「 - 第 3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (gg) 当行は様々な訴訟に関与している。当行に重大な損害を与える最終判決が下された場合、当行の将来の財務実績及び株主資本は重大な悪影響を受ける可能性がある。」、「 - 第 3 - 2 事業等のリスク - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (h) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」及び「 - 第 6 - 3 その他 - (1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

### ( ) 海外業務のリスク管理体制

当行は、海外支店、国際財務サービスセンター銀行ユニット及びオフショア銀行ユニットを含む国際銀行業務のためのリスク管理体制を導入している。かかる体制の下では、当行の与信、投資、資産負債管理及び反マネーロンダリングに係る政策が、現地の法的な又はビジネス上の要件を満たすための変更を加えた上で、当行のすべての海外支店、国際財務サービスセンター銀行ユニット及びオフショア銀行ユニットに適用される。かかる変更は、当行の取締役会又は取締役会により指名された委員会の承認がある場合に行うことができる。取締役会又は指名された取締役会委員会は、当行のコーポレート・ガバナンス及びリスク管理体制に加えて、適用ある法令に基づいて、個々のリスク管理政策を承認する。海外の銀行子会社における体制は、各子会社の取締役会により承認され、当行の関連グループとの協議においてリスク管理枠組みに従って決定される。

コンプライアンス・グループは、海外支店、国際財務サービスセンター銀行ユニット及びオフショア銀行子会社における規制遵守の監視を行う。当行の国内及び国際銀行業務に関連する重要なリスクの指標に加えて、コンプライアンスリスクの評価が、定期的に当行の取締役会のリスク管理委員会に提出される。規制遵守リスクの管理は、内部統制メカニズムとともに、当行及び当行の子会社におけるガバナンス体制の重要な構成要素と考えられている。したがって、当行は、取締役会によって承認され、随時見直しが行われるグループ規制遵守政策を策定することによって、規制遵守に適した体制を導入した。このグループ規制遵守政策は、リスクが当行の安全性及び安定性にどのように影響を及ぼす可能性があるかを評価するために、連結ベースで主要な規制遵守リスクの特定及び評価の枠組みについて概説したものである。

### ( ) 主要な子会社におけるリスク管理

#### ICICIバンクUKピーエルシー

ICICIバンクUKがさらされている主なリスクには、信用リスク（集団リスク及び政治的リスクを含む。）、市場リスク（金利リスク及びクレジット・スプレッド・リスクを含む。）、流動性リスク及び業務リスク（コンプライアンス、法的リスク及び実施リスクを含む。）が含まれる。

ICICIバンクUKの取締役会は、ICICIバンクUKの機能の監督及び統制について責任を有し、すべての主要な方針及び手続の承認を行う。取締役会は、様々なリスクを集中的に監督できるように構成された小委員会、監査委員会、ガバナンス委員会、リスク管理委員会、リスク行為委員会及び与信委員会により支援されている。取締役会（又は取締役会委員会）によって承認されたICICIバンクUKのリスク選好及び政策は、それぞれのリスクの種類に応じて統制枠組みを形成する。事業活動は、承認されたリスク選好及び政策枠組みによって行われる。

すべての信用リスク関連の問題は、ICICIバンクUKの信用リスク管理政策により規定される。ICICIバンクUKは、信用リスクの評価を2段階のアプローチで行う。1段階目の精査は取引を提案した商務責任者によって行われ、2段階目の精査はリスク・チームの審査役による独立した精査及び評価から成る。また、信用リスクは、産業、エクスポージャー、カントリー・エクスポージャー、格付区分に基づくエクスポージャー、商品固有のエクスポージャー及び大口エクスポージャー等のリスク集中の主要パラメーターを監視することにより、ポートフォリオ・レベルで管理されている。

ICICIバンクUKは、当行の流動性管理過程の概要を示す、取締役会の承認を受けた内部流動性十分性評価過程（ILAAP）の文書を持つ。当行は、流動性リスクの測定のために、構造的流動性報告書、流動性比率及びシナリオ分析によるストレス・テストを含めた様々な手段を用いている。流動性リスクの選好度に沿って、ICICIバンクUKは、内部流動性十分性評価過程における様々なシナリオに基づいて予想された負荷のかかったアウトフローをカバーするために、適切な適格流動資産／中央銀行に対する準備預金を維持している。ICICIバンクUKは、健全性規制機構により規定された流動性カバレッジ要件に従うことで、適格流動資産を維持している。

ICICIバンクUKは、財務政策マニュアル及び指令書、評価方針、モデル検証に関する方針及び価格検証に関する独自の方針等、取締役会／取締役会委員会により承認された市場リスク管理政策を有する。ICICIバンクUKは、市場リスクの監視及び管理において、株式の投資期間、アーニング・アット・リスク、ポートフォリオの制限、金利における1ベースポイントの変動の価格価値、クレジット・スプレッドにおける1ベースポイントの変動の価格価値、ストップロス・リミット及びバリュー・アット・リスク・リミット等、様々なリスク評価基準を用いる。

業務リスク（不正リスクを含む。）に係る管理は、取締役会リスク管理委員会が承認した業務リスク管理方針により規定される。業務リスク管理方針に規定される業務リスクの要素には、業務上の事故管理、リスクの識別及び測定の手法、主要なリスク指標による監視並びにリスク軽減手法が含まれる。

当行のリスク行為選好枠組みは、当行の取締役会によって承認され、取締役会リスク管理委員会によって1年ごとに見直しが行われ、承認される。当行のリスク行為選好は、FCAの要件及び想定に厳密に沿っている。リスク行為選好は、リスクの調整者並びに現行及び未来の事業戦略の牽引役の双方の役割を担って行動することによりすべての利害関係人のニーズの平衡を保っており、特に、公正な結果を当行の顧客に提供することに重点を置いている。当行は、リスク行為選好枠組みに沿っており、当行のリスク行為エクスポージャーの管理及び監視のために、効果的なガバナンスの取決めが実施されていることを保証するリスク行為方針も定めた。

当行は、当行におけるサイバー・リスクを含むリスクに関連する情報セキュリティの管理のために、当行グループの情報セキュリティ方針のガイドライン内に情報セキュリティ・リスク管理枠組みを定めた。当行は、セキュリティへの統合的アプローチを実施しており、情報セキュリティ委員会での監視を通じて、情報セキュリティ・ガバナンスの向上において著しい進歩を達成している。さらに、サイバー攻撃の脅威並びにサイバー・セキュリティ・リスク及び脅威を軽減するために当行が実施する様々な措置に関する定期的な説明が、取締役会リスク管理委員会に対してなされる。様々な措置には、定期的な脆弱性及び侵入テスト、重要なアプリケーションについてのアプリケーション・セキュリティ・ライフ・サイクル・アセスメント、情報セキュリティ認識プログラム並びにサイバー事故管理が含まれる。当年度中、当行は、当行の情報セキュリティのプロセス及び手続が英国市場の基本水準を満たしていることを示す「サイバー・エッセシャルズ」の証明書及びバッジを更新した。

## ICICIバンク・カナダ

ICICIバンク・カナダは、信用リスク、市場リスク、業務リスク、構造的金利リスク、流動性リスク、コンプライアンスリスク及びレピュテーションリスクといった複数のリスクにさらされている。ICICIバンク・カナダは、リスクの効果的な特定、測定及び監視を確保することを目的とした企業リスク管理体制を構築した。当該体制では、かかるリスクを監視し軽減するための方針及び手続を定めることを義務付けている。

ICICIバンク・カナダの取締役会は、ICICIバンク・カナダが負っているすべてのリスクを監督する。取締役会は、委員会を設置し、直面する様々なリスクを監督するための特別な権限を委員会に付与した。取締役会によって承認される政策は、ICICIバンク・カナダが直面する様々なリスクの管理に関して統制枠組みを形成する。事業活動は、その政策枠組みによって行われる。

取締役会のリスク管理委員会は、信用リスク管理に関する業務上の責任を、与信・商業信用及び回収政策、小口向け信用回収政策並びに住宅ローン引受業務政策に規定された広範な条件及び制限内で、与信管理委員会に委譲した。与信管理委員会は、与信申請をリスク管理委員会に提案する前に承認し、ポートフォリオ別に信用リスクを管理し、月次ベースで資産価値及びポートフォリオの価値を精査する。

リスク管理委員会は、市場リスク管理及び流動性リスク管理に関する業務上の責任を、市場リスク管理政策、構造的金利リスク管理政策及び流動性管理政策にそれぞれ規定された広範な条件及び制限内で、資産負債委員会に委譲した。資産負債委員会は、投資及び財務業務に関する事項並びにリスク緩和措置の実施を精査し、財務活動に関する政策の主要な変更をリスク管理委員会に提案する。資産負債委員会は、金融機関監督庁（カナダの銀行規制当局）の市場リスク及び流動性リスクの要件、内部統制のガイドライン及び制限の遵守を精査する。

リスク管理委員会は、業務リスク管理に関する業務上の責任を、管理委員会の下にある業務リスク管理委員会に委譲した。業務リスク管理委員会は、ICICIバンク・カナダの日々の業務における業務リスクの管理について責任を有する。管理委員会の監督下にある業務リスク委員会は、業務リスク管理の実施及び業務リスクの構造を月次ベースで精査する。

### **ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ**

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、プライマリー・ディーラーであり、また、同社のポートフォリオのかなりの割合をインド国債で保有している。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップの法人リスク管理グループは、組織の活動から発生するリスクを管理することに努める包括的なリスク管理方針を策定している。同グループは、市場リスクを評価するためのモデルを開発及び維持しており、市場の動的性質をとらえるために頻繁に更新している。同グループはまた、その権限の範囲内で、新製品及び事業活動の評価及び導入に関与している。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、独立取締役により会長が務められ、当該会社の取締役会構成員から成る内部のリスク管理委員会を有している。かかる委員会は、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップの異なる事業活動に関係するリスクを分析及び監視し、取締役会により設定されたリスク及び投資制限への遵守を監視する責任を負う。

### **ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー**

ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク・ガバナンス構造は、取締役会、取締役会のリスク管理委員会、業務執行リスク管理委員会及びその小委員会で構成されている。取締役会は、取締役会のリスク管理委員会の提案により、様々な個人リスク、すなわち投資リスク（市場、信用及び流動性）、保険及び業務リスクについての識別、測定、監視及び統制の基準を取上げたリスク政策を承認してきた。リスク政策は、ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク管理のガバナンス構造について規定している。

非業務執行取締役で構成されている取締役会のリスク管理委員会は、資産負債管理を含むリスク管理政策の策定、事業の様々な境界を超えたあらゆるリスクを監視及びかかるリスクを軽減するための適切なシステムを構築する。取締役会のリスク管理委員会はまた、ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク選好及びリスク特性を定義、リスク管理システムの効果的な運用を監督し、また、重要なリスク問題について取締役会に助言をしている。

幹部役員から成る業務執行リスク管理委員会は、取締役会及び取締役会のリスク管理委員会に対する指導、調整及びリスク管理方針の遵守を監視することによりそのリスク管理の職務につき支援を行う責任を有し、特にICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが発売するすべての新商品の承認について責任を有する。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク管理モデルは、リスクの識別及び評価、測定、監視並びに統制という4段階の連続したサイクルから成る。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク政策は、企業レベルでリスク管理サイクルを遂行するために採用された戦略及び手続を詳述している。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが直面する主要なリスク・エクスポージャー及び緩和措置を詳述したリスク報告書が、四半期ごとに取締役会のリスク管理委員会に提出されている。

### ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、主に担当業務の特性に由来するリスク及び同社の投資資産合計に係る信用リスクの他、再保険に伴う信用リスクにもさらされる。事業リスクに関して、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、同社の保険事業を製品分類及び複数の業種にわたらせ、また地理的地域の拡大に努めている。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、低い不良債権率及び有利なリスク分散化を達成するために小口向け及び法人向けの業務をミックスさせバランスを保つことに重点を置いている。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーはリスク保持及び再保険方針を擁し、リスク耐性の程度をリスク及び事象ベースに対応して設定している。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスはまた、再保険契約によりリスクに対するエクスポージャーを抑える能力を有する。当社の投資は、インドの保険業規制開発委員会が規定する基準内で同社の取締役会が承認した投資政策により管理される。当社は、インド保険業規制開発委員会投資規則に基づき、中央政府債及び州政府債/ローンに一定の投資資産を投資する必要がある。当該規則にはまた、AAA又は同等の格付を持つ債券に対して投資する規定がある。投資委員会は、かかる政策実施を監視し、またこれを定期的に見直している。1つの非政府の発行体に対するエクスポージャーは、経費により投資資産合計の最大5.0%に制限される。かかるエクスポージャーに対する当該規則は、投資資産の10.0%と定められている。当社は、投資ポートフォリオにおける適切な流動性の確保のため、投資資産の最低5.0%を金融市場証券に投資する。

### ( ) 規制及び手続

当行は、最高経営責任者及び最高財務責任者を含む経営陣による監督及び参加の下、2019年度末現在、証券取引法に基づくルール13a-15(e)に定義される、当行の開示の規制及び手続の有効性に関する評価を実施した。

その結果、本報告書の対象となる期間の末日現在、開示の規制及び手続は、当行が証券取引法に基づいて提出した本報告書において開示する必要のある情報が、定められた期間内において、記録、処理過程、要約及び報告されることについて合理的な確証を与えるに十分であると結論付けた。

しかしながら、当行の評価の結果、情報技術に関連する開示の規制及び手続を含む、当行の開示の規制及び手続を改善すべき特定の分野があることが判明した。監査委員会は、申し分ない結論に達するため、確認されたすべての重要なプロセスの結果を監視し、改善の機会を把握しているが、それにもかかわらず、すべての金融機関と同様に当行は、更なる改善の余地があると信じている。当行は、内部統制及びリスク管理プロセスを継続して導入し、改善するための取組を行い、このことは、当行にとって最優先課題となっている。当行はまた、報告された財務情報の正確性並びに開示の規制、手続及び処理の有効性を証明する、当行全体における事業及び財務担当役員による手続を有する。

急激に変化する環境において、又は新規の事業分野への参入若しくは地理的範囲を拡大する場合、システムの有効性、とりわけ開示の規制及び手続のシステムについては、人為的ミス、違法行為若しくは規制及び手続の逸脱の可能性といった固有の限界がある。したがって、一様に効果的な開示の規制及び手続によってのみ、その規制目標の達成を合理的に保証することができる。

当行は、急激に変化する環境下で著しい成長を遂げており、経営陣はこれにより、管理体制への重要な課題が突きつけられていると認識している。「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (bb) 金融業界特有の業務リスクが存在し、それが現実化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

## 財務報告書に対する内部統制に関する経営陣による報告

当行の経営陣は、財務報告書に対する適切な内部統制（証券取引法に基づくルール13a-15(f)に定義される。）を確立し、維持する責任を負う。当行の内部統制システムは、米国証券取引委員会及び適用されるGAAPに従って、財務報告書の信頼性並びに当行のインドGAAPに基づき公表された連結財務書類及び米国GAAPの純利益の調整、株主資本調整及びその他の開示書類に関連する開示書類の作成及び公正な開示に関する合理的な確証を提供するために設計されている。

経営陣は、財務報告書が、経営陣及び取締役の承認に基づき取引が行われ、資産が保護され、財務記録が信頼できるものであることの合理的な確証を提供している旨保証することを目的とした、内部統制システムを維持する。

当行の内部統制には、以下を目的とした方針及び手続が含まれる。

- ・当行の資産の取引及び処分が、合理的に詳細に、正確かつ公正に反映されている記録を保持すること。
- ・一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき財務書類を作成できるよう、必要に応じて取引が記録され、経営陣及び業務執行取締役の承認がある場合のみ、当行の収支決済を行う旨、合理的な保証を提供すること。
- ・財務書類に重要な影響を及ぼし得る、当行の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は早期発見に関する合理的な保証を提供すること。

すべての内部統制システムは、その精度にかかわらず固有の限界があり、虚偽記載を防止し発見することはできないこともある。それゆえ、十分であると判断されたシステムであっても、財務書類の作成及び開示に関する合理的な保証を提供できるのみである。将来における十分性の評価の見通しは、状況の変化により、かかる管理が不十分になる可能性があるというリスク、又は方針及び手続の遵守の程度が悪化する可能性があるというリスクに左右される。

経営陣は、2019年度末現在、内部統制の統合的な枠組みに関するトレッドウェイ委員会（2013年）の組織委員会が定めた基準に基づき、財務報告書に対する内部統制の十分性を評価している。かかる評価に基づき、経営陣は、当行の財務報告書に対する内部統制は、2019年度末現在、十分である旨結論付けた。2019年度末現在の当行の財務報告書に対する内部統制の有効性は、本書に含まれる監査報告書に記載があるとおり、独立登録監査法人であるKPMGにより監査されている。「 - 第6 - 3 その他 - (1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

## 財務報告書に対する内部統制の変更

本書の対象となる期間中に行われた財務報告書について、当行の財務報告書に対する内部統制に重大な影響を与えた又は重大な影響を与えると合理的に考えられるような当行の内部統制の変更はない。

### (e) 貸付ポートフォリオ

当行の貸付ポートフォリオ総額は、2018年度末現在の5,944.3十億ルピーから14.6%増加して、2019年度末現在は6,814.4十億ルピーであった。2019年度末現在、当行の貸付総額の約81.8%がルピー建貸付であった。

## ( ) 事業別貸付ポートフォリオ

以下の表は、表示された日現在の、当行の事業別のルピー建て及び外貨建ての貸付総額を示したものである。

(単位：百万)

	3月31日現在					
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)
消費者ローン及びクレジットカード債権(1)	1,762,154	2,153,561	2,446,478	2,924,289	3,578,558	5,833,050
ルピー建て	1,534,281	1,895,734	2,259,184	2,735,592	3,330,733	5,429,095
外貨建て(2)	227,873	257,827	187,294	188,697	247,825	403,955
商業(3)	2,745,376	2,944,355	2,906,744	3,018,836	3,234,407	5,272,083
ルピー建て	1,493,578	1,631,734	1,729,028	1,971,895	2,243,023	3,656,127
外貨建て	1,251,798	1,312,621	1,177,666	1,046,941	991,384	1,615,956
リース金融	-	-	-	1,137	1,418	2,311
ルピー建て	-	-	-	-	-	-
外貨建て	-	-	-	1,137	1,418	2,311
貸付金総額	4,507,530	5,097,916	5,353,222	5,944,262	6,814,383	11,107,444
ルピー建て	3,027,859	3,527,468	3,988,261	4,707,487	5,573,756	9,085,222
外貨建て	1,479,671	1,570,448	1,364,961	1,236,775	1,240,627	2,022,222
貸付金総額合計	4,507,530	5,097,916	5,353,222	5,944,262	6,814,383	11,107,444
控除：貸倒引当金	(122,629)	(160,625)	(200,049)	(275,720)	(344,766)	(561,969)
貸付金純額	4,384,901	4,937,291	5,153,173	5,668,542	6,469,617	10,545,476

- (1) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人向けローン、クレジットカード債権、宝石ローン、開発業者向け金融及びその他の農村向け金融商品を含む。
- (2) 2019年度末現在における64.5十億ルピーの外貨建非居住者向け（銀行）預金に係る貸付を含む。
- (3) 建築業者向け金融及びディーラー向け金融を含む。

当行のルピー建て貸付総額は、2018年度末現在の当行の貸付総額合計の79.2%を占める4,707.5十億ルピーから、2019年度末現在の当行の貸付総額合計の81.8%を占める5,573.8十億ルピーに増加した。これは主として、消費者ローン及びクレジットカード債権の増加によるものであった。当行の外貨建て貸付総額は、2018年度末現在の当行の貸付総額合計の20.8%を占める1,236.8十億ルピーから、2019年度末現在の当行の貸付総額合計の18.2%を占める1,240.6十億ルピーに増加した。「- 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (4) 事業の見通し - (i) 財政状態 - ( ) 資産 - 貸付金」も参照のこと。

2019年度末現在、当行の資産の約2.0%から2.5%の間であったカナダを除く国において、当行の資産の1.0%を超えるクロスボーダーの貸付（インド国外の借入人への貸付と定義される。）残高はない。当行は、当行の資産の0.4%から1.0%の間に相当する米国、アラブ首長国連邦及び英国の借入人に対するクロスボーダーの貸付残高を有する。

## ( ) 担保設定、対抗要件具備及び実行

当行の貸付ポートフォリオは、主として、法人借入人に対するプロジェクト・ファイナンス及びコーポレート・ファイナンス並びに運転資金の貸付、住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、個人向けローン及びクレジットカード債権を含む小口顧客に対する貸付並びに農業貸付により構成される。当行の無担保ローンは、主に個人向けローン、クレジットカード債権及び高評価を受けた企業に対するローンを含む。当行は、担保付貸付においては、貸付金組成の際に十分な担保を付すことを定めている。しかし、インドの法制度における障害が、担保の強化に遅れを生じさせる可能性がある。「-第3-2 事業等のリスク-(3) 当行の事業に関するリスク-(a) 当行の不良資産の水準は上昇し、当行の不良資産の水準がさらに上昇し、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が引き続き低下した場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」を参照のこと。住宅ローン及び金装飾品及び宝石に対するローンの場合を除き、インドには、貸付に対する担保の額を制限する規則はない。インド準備銀行は、ガイドラインを通じて、融資比率の上限を、3.0百万ルピーまでの住宅ローンに対しては90%に、3.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでの住宅ローンに対しては80%を上限に、7.5百万ルピー超の住宅ローンに対しては75%を上限とした。さらにインド準備銀行は、ガイドラインを通じて、金装飾品及び宝石を担保とする非農業ローンに対しては、融資比率の上限を75%と制限した。

### 担保付消費者ローンポートフォリオ

住宅ローン及び自動車ローン等、資産購入のための担保付消費者ローンは、融資の対象となった資産（主に不動産及び車輛）により担保される。

借入人及び融資の対象となった資産の種類により、借入人も資産の取得原価を負担しなければならない可能性がある。したがって、ローンの組成日の融資額よりも証券価値は通常高い。

不動産及び不動産借越額に対するローン等、その他消費者ローンに関しては、当行は通常、組成時の融資額の125%を担保として要求する。

### 商業ローン

当行は、商業ローンに関し、通常組成時の担保を求めている。当行はまた、無担保のローンを、高評価を受けた安定企業に提供する。プロジェクト及びその他コーポレートローンの担保は通常、不動産（銀行に対する典型的な抵当）又は動産（銀行に対する典型的な担保）である。かかる担保権は、借入人が法人である場合、会社法の規定に基づいて規定される期限以内に登記所にかかる担保権を登記することにより対抗要件が具備されなければならない。不動産にかかる担保権は、1908年規制法の観点から、関連する副登記官によって登記される必要がある。かかる登記は、担保権に関する解釈上の公告となる。担保提供会社の在庫品を除くすべての資産に対する担保権の対抗要件具備には、所得税に対する課徴金の優先度の強化につき税務当局からの異議がない旨の証明書が必要である。当行はまた、市場性のある有価証券のような金融資産の担保を取り、また、適当である限り法人保証及び個人保証を受けることができる。一定の場合、融資の条件には、スポンサーの借入人の株式の保有に関する遵守事項及びスポンサーの当該株式の全部又は一部の売却権限に関する制限が含まれる。株式に関する遵守事項は、一般に、株価の動向により誓約事項が追加される仕組みとなっている。「-第3-2 事業等のリスク-(3) 当行の事業に関するリスク-(e) 借入人が債務不履行に陥った場合、当行の担保の価値が下がり、又は当行による担保の行使は遅延する可能性があるため、当行は担保物件から期待した金額を回収できず、含み損にさらされる可能性がある。」も参照のこと。

当行は通常、不動産業者及びレンタルリース割引制度に対し、未返済の融資額の150%の価値の担保を要求する。当行のレンタルリース割引制度は、借入人に提供される貸出制度であり、借入人が受取るための確定された将来のレンタルリースの支払いに対する融資が行われる。さらに、当行はまた、無担保の融資に対するエクスポージャーを制限する、無担保エクスポージャーを設けた。

運転資金制度に関しては、一般に、借入人の流動資産を担保とする。各借入人は、定期的に流動資産の価値を申告しなければならない。借入人の信用限度は、すべての借入人に適用される内部で承認された限度に依存する。当行は、借入人の信用限度を担保価値の一定の割合として勘定しており、借入人が債務不履行になった場合に、十分なマージンを提供する。

さらに、当行は場合により、固定資産に対する第一順位又は第二順位の先取特権、市場性のある有価証券等の金融資産の担保を追加的に取得することがあり、又は適当である限り法人保証及び個人保証を受けることがある。当行は、各事業体に提供されるファシリティの追加的な担保措置として、先日付小切手及び現金も受け入れている。

当行は、定期的に商業ローンの担保価値を更新する内部的な枠組みを有している。通常、商業ローンに関しては、担保として所有されている動産の価値は毎年更新され、担保として所有されている不動産の価値は3年ごとに更新される。

当行は、担保の設定を監視し、担保権の設定に遅れが生じた場合にこれを追完するための仕組みを有している。かかる遅れは、担保権を設定する資産の取得（又はそれに関する手続の完了）、必要な同意（かかる同意を得るための法令上又は契約上の義務を含む。）の取得、権原に関する法律意見の取得及び各法域における担保の対抗要件具備に必要な手続の完了に時間がかかるために生じる可能性がある。

当行は、一般に、担保関係書類に定める条件に従い、顧客が裁判所又は法廷に対して当行の担保実行に関して異議を申し立てない限り、かかる裁判所又は法廷を関与させることなく、担保を実行し、その手取金を借入人の貸付債務に充当する権利を有する。

上記とは別に、インドでは、不動産の担保の処分は、貸付人が規定の手続及び要件（裁判中でない。）を満たすことにより直接的に、又はインドの裁判所又は法廷に対する書面による申立てを必要とする。2002年金融資産の証券化及び再構築並びに担保権の実行に関する法律は、裁判所又は法廷を関与させることなく、不動産に対するものを含む担保権の実行及び未回収債権の回収に関するより広範囲な権利を貸付人へ与えることにより、貸付人が不良債権問題を解決することを認めている。しかしながら、かかる手続は、担保価値の下落を引き起こすか又は担保価値の下落を伴う可能性のある遅滞及び行政手続に服する可能性がある。かかる遅滞は、数年にわたり続き、担保の物理的状態の悪化及び市場価値の下落を引き起こす可能性がある。法人借入人が財政難に陥り存続できない場合、かかる法人は、任意清算の手続を選択することができる。

2016年5月に制定された2016年破産・倒産法は、ストレス資産を解消するため、期限を定めた再生及び更生の仕組みを規定している。2017年6月、インド準備銀行は、12件の多額な負債借入人に関して、国家会社法裁判所の破産・倒産法に基づき、清算申請するように銀行に対して指示した。2017年8月、インド準備銀行は、破産・倒産法の規定に基づき、2017年12月13日までに再生計画が実行されずとも、2017年12月31日までは破産再生手続を開始するため、追加の借入人及び銀行を割り出した。銀行は2018年度中、破産・倒産法に基づき、国家会社法裁判所に一部の勘定を申請した。さらに、インド準備銀行は2018年2月、ストレス資産解消の新たな枠組みを導入した。この枠組みでは、銀行は貸出人の集合エクスポージャーが20.0十億ルピー以上の期限経過勘定に関して、180日以内に清算計画を実行する必要があるが、どの借入人が破産・倒産法に基づいて破産手続を申立てる必要があるかは含めなくてもよいというものだった。しかしながらこの枠組みは、最高裁判所により権限外とされ無効となった。その後インド準備銀行は、2019年6月7日、ストレス資産解消のさらなる新たな枠組みを導入した。この枠組みでは、銀行は、貸出人の集合エクスポージャーが20.0十億ルピー以上（2020年1月1日からは15.0十億ルピー）の期限経過勘定に関して、「再検討期間」（債務不履行から30日）の終了日から180日以内に清算計画を実行する必要があるが、どの銀行が20.0%の追加引当金に備えて準備する必要があるかは含めなくてもよい。清算計画が「再検討期間」の開始日から365日以内に実施されない場合、銀行は、15.0%のさらなる追加引当金を準備する必要がある。追加引当金のうち半分は、破産申請の届出によって戻し入れられ、残りの追加引当金は、借入人の承認によって、破産・倒産法の下で行われる破産再生手続を行い戻し入れられる。これらの追加引当金は、借入人が、すべての貸出人の清算期日から6ヶ月間債務不履行にならない又は債権譲渡及び回収が完了する場合、清算計画の導入で戻し入れられる。破産・倒産法の勘定の再生手続は、法律及び裁判を通じて、枠組みに組み込まれるような定期的な修正を重ねて進化している。当該枠組みの先例が限られている点を考慮すると、これらの貸付人の1名以上が清算手続に入る場合、担保からの回収は減少するおそれがある。「 - (1) インドの金融部門の概要 - (1) 銀行の債権回収の法的枠組み - ( ) 2016年破産・倒産法」も参照のこと。

割賦払消費者ローンの場合、当行は、事前に指定された日に直接債務保証書又は返済のための先日付の小切手を取得する。先日付の小切手については、不渡りになった場合、当行は一定事由の発生の際には小切手の発行者に対して刑事手続を開始する権利を持つ。

当行は、特に当行側の迅速な対処の遅れ、破産手続の遅れ、担保の対抗要件具備の瑕疵（様々な人、政府機関又は当局から必要とされる承認の取得ができないことによる瑕疵を含む。）並びに借入人による不正譲渡及びその他の要因（現行法の規定又はその改正及び過去若しくは将来の裁判所の宣告を含む。）が原因で、流動資産に関する担保価値のすべての実現に悪影響を与えられていることを認識している。担保を処分する際の価額及びタイミングもまた、政策決定に影響を与える。例えば、2016年11月の高額紙幣の法定通貨を廃貨するインド政府の決定は、土地及び住宅市場における価格及び需要に影響を与えた。さらに、当行は、通常かかる与信枠内で当行に対する支払期限到来額について相殺を行う権利を有している。貸付金の返済が滞る前に当行が必要な措置を取れるよう、当行は、一般に、当行の運転資金の貸付の顧客に対して、定期的に運転資本の状態に関するデータを提出するよう要求している。ケースバイケースで、当行はまた、借入人がその与信枠からさらなる借入金の引出しを行うことを阻止又は制限できる。

## （ ） 貸付の集中

当行は、ポートフォリオを多様化する方針に従い、また、特定産業の成長性及び収益性に対する当行の予測に鑑み、かかる産業の当行の金融エクスポージャー合計を評価している。当行の信用リスク管理グループは、経済の主要部門のすべてを監視しており、特に当行が信用エクスポージャーを有する産業の動向を追っている。当行は、景気低迷時においては積極的なポートフォリオ管理を通じて脆弱な部門へのエクスポージャーを制限し、成長しつつあり、活気のあるセグメントへのエクスポージャーを増加させることにより対応している。ICICIバンクは、特定産業への貸付（小口向け貸付を除く。）をそのエクスポージャー合計の15.0%に限定する方針を有している。

インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の個人の借入人に対する信用エクスポージャーは、当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに関するものでない限り、一般に当行の資本金の15.0%を超えてはならない。資本金は、インドGAAPに基づき、インド準備銀行のガイドラインに従って計算されたTier 1 資本及びTier 2 資本から構成される。個人の借入人に対する信用エクスポージャーは、当行の資本金の15.0%のエクスポージャー基準を超え、さらに5.0%（エクスポージャーの総額は20.0%になることがある。）増加することができるが、かかる増加分の信用エクスポージャーはインフラ金融のためのものでなければならない。同じ経営コントロール下にある法人グループに対する当行のエクスポージャーは、一般に当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに関するものでない限り、当行の資本金の40.0%を超えてはならない。同じ経営コントロール下にある法人グループに対するエクスポージャー（インフラ・プロジェクトに関するエクスポージャーを含む。）は、当行の資本金の50.0%を上限とすることができる。銀行は、例外的な状況においては、その取締役会の承認がある場合、その年次報告書で適切な開示を行うことにより、資本金の5.0%分のエクスポージャーを拡大（エクスポージャーの総額は個人の借入人に対しては資本金の20.0%になることがあり、また、エクスポージャーの総額は同じ経営コントロール下にある法人グループに対しては資本金の45.0%になることがある。）できる。実行済及び未実行の与信枠に対するエクスポージャーは、貸付が約定された合計額又は未払いの貸付額のうち、いずれか金額の多い方として（ターム・ローンの場合には、未拠出額及び未支払枠の合計として）計算される。投資エクスポージャーは、簿価で考慮される。2019年度末現在、当行はかかるガイドラインを遵守していた。

2019年4月1日付で、インド準備銀行は上記ガイドラインを改定枠組みと置き換えた。かかる改定枠組みに従い、単一の取引先に対する銀行のすべてのエクスポージャー価値の合計は、常に銀行の適切な資本基盤の20.0%を超えてはならず、また、関係を有する取引先グループに対する銀行のすべてのエクスポージャー価値の合計は、常に銀行の適切な資本基盤の25.0%を超えてはならない。適切な資本基盤とは、当行のTier 1 資本を表す。上記制限は、オフバランスシート・エクスポージャーを含む総エクスポージャーに適用される。オフバランスシート項目は、リスク・ベース自己資本要件についての信用リスクに対する標準化されたアプローチによる与信換算率を使用して、最低10.0%をクレジット・エクスポージャー同等物へと変換することが義務付けられる。

加えて、当行は、単独の借入人及びグループのエクスポージャーに対して、借入人の内部評価及び実績に基づいてリスク集中の管理における枠組みを強化した。「(d) リスク管理 - (i) 信用リスク」も参照のこと。

以下の表は、表示された日現在における当行の貸付総額の構成を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在

	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		
	金額 (ルピー)	割合 (%)	金額 (ルピー)	割合 (%)	金額 (ルピー)	割合 (%)	金額 (ルピー)	割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	割合 (%)
小口向け融資(1)(2)	1,956,857	43.4	2,385,701	46.8	2,689,642	50.2	3,207,922	54.0	3,937,926	6,418,819	57.8
金融サービス	146,879	3.2	161,303	3.2	273,163	5.1	343,526	5.8	467,808	762,527	6.9
道路、港、通信、都市 開発及びその他のイン フラ	260,526	5.8	285,898	5.6	239,522	4.5	217,537	3.7	300,742	490,209	4.4
電力	260,204	5.8	283,433	5.6	311,902	5.8	287,473	4.8	211,634	344,963	3.1
非金融サービス	286,844	6.4	280,733	5.5	233,575	4.4	231,881	3.9	191,144	311,565	2.8
企業向け及び小口向け 取引	137,036	3.0	148,575	2.9	133,313	2.5	146,023	2.5	177,258	288,931	2.6
金属及び製品	233,712	5.2	270,478	5.3	249,504	4.7	212,233	3.6	175,631	286,279	2.6
原油、精製及び石油化 学製品	140,852	3.1	104,531	2.1	86,852	1.6	142,451	2.4	168,268	274,277	2.5
建設	107,610	2.4	114,625	2.2	107,309	2.0	127,371	2.1	130,580	212,845	1.9
電子機器及び工業技術	81,599	1.8	82,453	1.6	100,167	1.9	103,420	1.7	120,636	196,637	1.8
鉱物	80,037	1.8	82,896	1.6	110,157	2.1	106,257	1.8	80,940	131,932	1.2
化学製品及び肥料	31,254	0.7	44,775	0.9	55,473	1.0	64,493	1.1	77,287	125,978	1.1
食品及び飲料	77,592	1.7	83,094	1.6	88,356	1.7	77,305	1.3	70,887	115,546	1.0
金属及び金属製品(鋼 鉄を除く。)	112,766	2.5	118,213	2.3	98,176	1.8	55,678	0.9	60,319	98,320	0.9
宝石類	45,047	1.0	51,516	1.0	45,254	0.8	44,019	0.7	58,020	94,573	0.9
セメント	92,581	2.1	85,988	1.7	76,091	1.4	63,074	1.1	33,825	55,135	0.5
船舶	67,480	1.5	61,660	1.2	31,562	0.6	26,353	0.4	23,142	37,721	0.3
その他(3)	388,654	8.6	452,044	8.9	423,204	7.9	487,246	8.2	528,336	861,188	7.7
貸付金総額	4,507,530	100.0	5,097,916	100.0	5,353,222	100.0	5,944,262	100.0	6,814,383	11,107,444	100.0
控除：貸倒引当金	(122,629)		(160,625)		(200,049)		(275,720)		(344,766)	(561,969)	
貸付金純額	4,384,901		4,937,291		5,153,173		5,668,542		6,469,617	10,545,476	

(1) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、ディーラー向け金融及び小企業向け小口ローン、個人向けローン、クレジットカード、農業ローン及び証券を担保としたローンを含む。

(2) 2019年3月31日現在における64.5十億ルピーの外貨建非居住者向け(銀行)預金に係る貸付を含む。

(3) 主に、開発業者向け金融ポートフォリオ、工業製品(金属を除く。)、自動車、繊維製品、医薬品及び日用品を含む。

当行の資本割当の焦点は、精度の高いポートフォリオの構築及び当行のポートフォリオの質の持続的な向上である。当行は企業向け貸付に対する厳選されたアプローチを取りつつ、当行の既存の顧客に対する追加製品のクロスセリング及び小企業への貸付の増加を含む小口向け貸付における機会の利用に取り組んでいる。上記の優先事項に重点を置くことで、小口向け融資の貸付金総額(外貨建非居住者向け預金に対する貸付金を含む。)は2019年度全体の貸付金総額の増加が14.6%である中で、22.8%増加している。結果、小口向け融資の貸付金総額に占める割合は2018年度末現在の54.0%から増加し、2019年度末現在には57.8%となった。さらに、非小口の貸付金の増加は、主に金融サービス部門への貸付金124.3十億ルピー及び道路、港、通信、都市開発及びその他のインフラ部門への貸付金83.2十億ルピーの増加によるものであり、電力部門への貸付金75.8十億ルピーの減少により一部相殺された。2019年度中の金融サービス部門及び道路、港、通信、都市開発及びその他のインフラ部門への貸付金の純増加は、主に銀行の内部格付に基づく評価の高い借入人によるものであった。

2019年度末現在、当行の融資先上位の20の借入人は、当行の貸付ポートフォリオ総額の約7.8%を占め、融資先最上位の借入人は、当行の貸付ポートフォリオ総額の約1.0%を占めた。同じ経営コントロール下にある融資先上位の法人グループは、当行の貸付ポートフォリオ総額の約1.7%を占めた。

2019年度末現在、当行の融資先上位の銀行以外の借入人は、当行の資本金の約9.6%を占めた。同じ経営コントロール下にある融資先上位の法人グループは、当行の資本金の約23.2%を占めた。

以下の表は、表示期間における、貸付金（純額）の信用度を示したものである。

（単位：百万インド・ルピー）	2018年3月31日 現在	2019年3月31日 現在
<b>格付</b>		
<b>投資適格</b>	5,116,900.0	6,168,280.0
AAA、AA+、AA、AA-、1、2A-C	2,401,591.4	2,909,992.5
A+、A、A-、3A-C	1,143,411.6	1,434,522.3
BBB+、BBB及びBBB-、4A-C	1,571,897.0	1,823,765.2
<b>投資不適格(1)</b>	517,230.2	281,763.5
<b>未格付</b>	34,412.0	19,573.3
<b>貸付金(純額)</b>	5,668,542.2	6,469,616.8

(1) 不良債権及び条件緩和貸付を含む。

「 - 第 6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する付属明細書18B - 追加注記 - 注記 7 - 貸付金の信用度」も参照のこと。

### ( ) 地理的多様性

当行のポートフォリオは、地理的には全域にわたっている。マハランシュトラ州は、2019年度末現在、インド国内貸付金残高総額の最大部分を占めていた。

### ( ) 行政指導に基づく貸付

インド準備銀行は、銀行に、経済の特定部門への貸付を行うよう要求している。かかる行政指導に基づく貸付は、優先部門への貸付及び輸出信用から構成される。

### 優先部門への貸付

優先部門への貸付に関するインド準備銀行のガイドラインにより、銀行は、調整後の銀行融資純額の40.0%を特定の借入人により行われた特定の種類の活動に対して貸し付けなければならない。調整後の銀行融資純額の定義には、優先部門貸付並びに優先部門不足の口座における農業インフラ開発基金及びその他特定の基金を含む、インド準備銀行及びその他の承認を受けた金融機関により再割引された手形により調整されたインドにおける銀行融資並びに特定の投資が含まれ、インド準備銀行のガイドライン「マスターサーキュラー - 優先部門への貸付 - 目標及び分類」により規定されているとおり、前年の応当日現在の融資額を参考にして算定される。さらに、インド準備銀行は、特定の期間中インドにおける追加の外貨建非居住者向け（銀行）/非居住者（海外）向け預金に係る貸付を調整後の銀行融資純額から除外することを認め、インフラ及び低価格住宅への長期債券の発行により調達された資金は一定の制限下にあることとした。

2016年7月7日付のインド準備銀行「優先部門への貸付 - 目標及び分類」におけるマスターサーキュラーで規定されているとおり、優先部門には、農業部門、食品及び農業を基盤とする業種、小・零細・中企業、教育、住宅、社会インフラ、再生可能エネルギー並びに輸出信用が含まれる。優先部門貸付の全体的な目標は調整後の銀行融資純額の40.0%であり、銀行はそのうちの少なくとも18.0%を農業部門に貸し付けなければならない。小規模農家（農業内）に対して8.0%を貸し付けること及び零細企業に対して7.5%を貸し付けることが副目標とされた。インド準備銀行は銀行に対して、個人農家に対する直接貸付を過去3年間の銀行システムの平均レベルで維持するよう指示した。かかる指示を実行できない銀行は不足分の罰金が科される。インド準備銀行は、2019年度の目標を調整後の本目的である銀行融資純額の12.0%に設定した。また、銀行は、調整後の銀行融資純額の10.0%を、「脆弱な部門」区分の一定の借入人に貸し付けなければならない。インド準備銀行はまた、以前のガイドラインの下で、直接的農業貸付のカテゴリーに規定されていた借入人に対する貸付を引き続き維持することを指示した。優先部門貸付の達成度は、前年度末のみによる評価に代わって、2017年度から四半期の平均ペースにより評価される。

ICICIバンクは、インド準備銀行が随時定める優先部門貸付要件を遵守しなければならない。優先部門及び脆弱な部門へ貸し付けなければならない金額に不足があれば、インド準備銀行による割当てに基づき、国家農業農村開発銀行、インド中小企業開発銀行、国家住宅銀行、マイクロユニット・デベロップメント・アンド・リファイナンス・エージェンシー・リミテッド（The Micro Units Development and Refinance Agency Limited）（MUDRA）のような政府出資のインドの開発銀行及びインド準備銀行が随時定めるその他金融機関に預託しなければならない可能性がある。かかる預金は最長7年で満期となり、市場金利よりも低い金利が付されている。2019年度末現在には、かかるファンドに対する当行の投資合計額は、292.6十億ルピーであり、これは優先部門全体の達成度において考慮するに値した。

インド準備銀行のガイドラインに規定されているとおり、当行の優先部門への貸付の達成度は、2017年度以後、四半期平均を基準として計算されている。2019年度の優先部門への貸付総額は1,891.7十億ルピーであり、これは、調整後の銀行融資純額の40.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の41.5%（2018年度においては、37.7%を占める1,500.8十億ルピー）であった。2019年度の農業部門への平均貸付額は、調整後の銀行融資純額の18.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の16.5%（2018年度においては、14.8%を占める587.6十億ルピー）を占める749.8十億ルピーであった。2019年度の脆弱な部門に対する平均貸付金は、調整後の銀行融資純額の10.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の8.9%（2018年度においては、6.2%を占める246.6十億ルピー）を占める403.5十億ルピーであった。2019年度の小規模農家に対する平均貸付額は、調整後の銀行融資純額の8.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の6.8%（2018年度においては、4.3%を占める170.7十億ルピー）を占める307.7十億ルピーであった。零細企業に対する平均貸付額は、調整後の銀行融資純額の7.5%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の7.9%（2018年度においては、6.7%を占める266.3十億ルピー）を占める360.1十億ルピーであった。個人農家に対する平均貸付額は、調整後の銀行融資純額の12.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の10.9%（2018年度においては、8.9%を占める352.0十億ルピー）を占める496.1十億ルピーであった。上記は当行により購入及び売却された優先部門貸付証書の影響を含む。「(h) 監督及び規制 - 貸付実行に関する規制 - 行政指導に基づく貸付 - 優先部門貸付」も参照のこと。

以下の表は、借入人の種類別のICICIバンクの優先部門への平均貸付額を示したものである。

（単位：十億（%の数値を除く。））

	金額		2019年度	
	(ルピー)	(円)	優先部門への貸付 合計に対する割合 (%)	調整された銀行 融資純額に対する 割合 (%)
農業部門	749.8	1,222.2	39.6	16.5
零細、小規模及び中規模企業	856.2	1,395.6	45.3	18.8
その他の部門貸付	285.7	465.7	15.1	6.2
合計	1,891.7	3,083.5	100.0	41.5

(単位：十億(％の数値を除く。))

2018年度

	金額		優先部門への貸付 合計に対する割合 (%)	調整された銀行 融資純額に対する 割合(%)
	(ルピー)	(円)		
農業部門	587.6	957.8	39.2	14.8
零細、小規模及び中規模企業	635.1	1,035.2	42.3	16.0
その他の部門貸付	278.1	453.3	18.5	6.9
合計	1,500.8	2,446.3	100.0	37.7

**( ) 輸出信用**

行政指導に基づく貸付の一部として、インド準備銀行はまた、銀行に、輸出業者に対して優遇金利で貸付を行うよう要求している。輸出信用は、輸出業者である借入人の船積み前及び船積み後の要件に従い、ルピー及び外貨で提供される。調整後の銀行融資純額の少なくとも12.0%が輸出信用の形でなければならない。かかる要件は優先部門貸付要件に加えられ、小規模業種又は中小企業事業の輸出業者に対する融資はまた、優先部門貸付要件を部分的に満たす場合がある。インド準備銀行は、インドの現行のインド準備銀行のガイドライン(その後の改正を含む。)に沿ったルピーによる輸出貸付残高合計の適格部分に対する銀行への輸出の再融資を規定している。輸出信用で得られる受取利息収益は、かかる輸出業者である顧客が当行から受ける外為商品及び手形処理といったその他の報酬ベースの商品及びサービスについて、かかる顧客から得られた報酬及び手数料により補完される。2019年3月31日現在、ICICIバンクの輸出信用は、当行の調整後の銀行融資純額の1.3%にあたる、58.5十億ルピーであった。

**( ) 貸付の条件決定**

2010年7月1日付のインド準備銀行のガイドラインが要求するように、ICICIバンクは、2016年3月31日までICICIバンク基準金利と言われる基準金利を参照して、その貸付の条件決定を行った。資産負債管理委員会は、ICICIバンクの現在の資金調達コスト、起こり得る当行の資金調達コストの変動、市場金利、金利の見通し及びその他の体系的要素に基づいて、ICICIバンク基準金利を決定する。2016年3月31日までのルピーの変動率に関する新たな提案及びルピー建ファシリティの更新の条件決定は、ICICIバンク基準金利に連動して行われ、ICICIバンク基準金利、取引固有のスプレッド及びその他の手数料を構成する。インド準備銀行はまた、ルピーの貸付のための銀行の貸出金利は、インド準備銀行により随時規定される特定の貸付分類に係るものを除き、基準金利を下回ってはならないと規定した。2019年7月31日現在のICICIバンクの基準金利は、年率8.95%(月払)とであった。

インド準備銀行の改正ガイドラインに基づき、認可され、また、2016年4月1日付で信用制限が更新されたすべてのルピー建貸付は、資金調達の限界費用に基づく貸出金利を参照して条件決定されることが要求される。銀行は、翌日物、1ヶ月物、3ヶ月物、6ヶ月物及び1年物等の様々な期間に対応する資金調達の限界費用に基づく貸出金利を公表することが要求される。資金調達の限界費用に基づく貸出金利には、資金調達の限界費用、ネガティブキャリー現金準備率、営業費用及び様々な期間に対する期間プレミアム/ディスカウントが含まれる。資産負債管理委員会が、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利を決定する。ガイドラインに要求されるとおり、当行は毎月様々な期間に対応するICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利を公表している。

変動利率の承認及びルピー建ファシリティの更新の条件決定は、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利に連動して行われ、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利及びスプレッドを構成する。インド準備銀行はまた、ルピー建貸付のための銀行の貸出金利が、特定の免除を除き、その資金調達の限界費用に基づく貸出金利を下回ってはならないと規定した。インド準備銀行のガイドラインに記載されるとおり、既存の借入人は、相互に受入れ可能な条件において、資金調達の限界費用に基づく貸出金利に連動する貸付に移行するオプションをも持っている。2016年4月1日より前に認められたすべての貸付は、借入人が資金調達の限界費用に基づく貸出金利制度に移行しないと選択する場合、引き続き従前のベンチマーク金利の制度に基づいて行われることとなる。2019年7月31日現在のICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利は、8.40%から8.65%の間であった。

2018年2月にインド準備銀行は、限界費用に基づく貸付金利と基準金利に相関性を持たせることにより金利水準の決定手法の一体化を行うことを提案した。かかる事項に関する最終的な指示書及びガイドラインはまだ出されていない。さらに、2018年12月、資金調達の限界費用に基づく貸出金利（MCLR）システムの機能を見直すための内部研究グループの報告は、内部基準を用いた現行システムに代えて変動金利ローンのための銀行による外部基準を使用することを推奨した。かかる方向への一步として、個人向けローン又は小口向け貸付（住宅、自動車等）におけるすべての新しい変動金利及び2019年4月1日から銀行により拡張された零細企業及び小規模企業に対する変動金利ローンは特定の外部基準のいずれかを用いることとするように提案された。しかし、2019年4月の最初の2019年 - 2020年隔月金融政策綱領において、インド準備銀行は、利害関係者とのさらなる協議の開催を決定した。かかる事項に関する最終的な指示書及びガイドラインがまだ出されていない。

## (f) 貸付分類

ICICIバンクは、インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の資産（海外支店の資産を含む。）を優良であるか不良であるかに分類している。インド準備銀行のガイドラインに基づき、ターム・ローンについては、利息又は元本の支払期日が90日超経過している場合に、一般的に資産は不良であると分類される。貸越及び当座貸しについては、口座に返済されていない状態が90日継続している場合に、資産は不良であると分類され、手形については、当該勘定が継続して90日を超えて未払いとなっている場合となる。インド準備銀行のガイドラインは、貸付実行時に規定されていた目的以外の目的のための借入人による貸付資金の使用、資産区分の留保を伴ってリストラクチャリングされた貸付に関するリストラクチャリングスキームにおいて規定された条件の借入人の履行不能又は遵守不能、貸付実行時に記録された一定のスケジュール内に当行が出資したプロジェクトを完成させる借入人の能力の評価及び他の一定の非財務要因等の定性的基準に基づいて資産を不良であると分類することも銀行に義務付けている。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーについては、貸付及びその他の与信枠をその規制機関である国立住宅銀行のガイドラインに従って分類している。当行の英国銀行子会社によって行われた貸付はいかなるものも、貸付の初期認識後に起きた1つ以上の事象（損失事象）に基づく客観的根拠がある場合、及びかかる損失事象が確実に見積もることができる将来のキャッシュ・フローの見積もりに対して影響を与える場合にのみ、不良資産として分類される。当行のカナダ銀行子会社によって行われた貸付はいかなるものも、かかる貸付のキャッシュ・フローの見積もりに対して有害な影響を与える1つ以上の事象が発生したとき、信用減損とみなされる。インド準備銀行のガイドラインの下、不良資産は、インド準備銀行により定められた基準に基づき、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産に分類される。海外支店が保有する貸付で、貸付実施国の規定に従い、回収実績以外の理由により不良債権であると特定されるものうち、既存のインド準備銀行のガイドラインに従うと正常であるものは、貸付実施国における残高である限り不良資産であると特定される。インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを定めている。2015年4月1日以降、リストラクチャリングされた貸付（プロジェクトの実施のための再検討期間までの遅延によるものを除く。）は、2015年3月31日より前に既にリストラクチャリングされた貸付又は2015年4月1日より前に提案され、所定の期限内に有効となったリストラクチャリングを除き、不良債権として分類されることになった。下記「 - ( ) 条件緩和貸付」を参照のこと。

インド準備銀行のガイドラインに従った資産の分類の詳細は、以下のとおりである。

正常先資産	問題を呈しない資産又は事業に付随する通常のリスク以上のリスクを抱えていない資産は、正常先資産に分類される。
要管理先資産	要管理先資産は、12ヶ月以下の期間にわたって支払いが遅延している不良資産によって構成されている。
破綻懸念先資産	破綻懸念先資産は、12ヶ月を超えて支払いが遅延している不良資産によって構成されている。
破綻先資産	破綻先資産は、損失が認識された資産、又は回収不能とみなされた資産によって構成されている。

商品の生産開始日及び金融閉鎖の時期に従来予想されていたそのプロジェクトの完了予定日に基づく実行中のプロジェクトの貸付分類に関しては、個別のガイドラインが存在する。インフラ・プロジェクトの実施のために供与された貸付に関しては、契約上の開始日から2年以内に商業的運用に失敗した際には貸付は不良債権に分類されることになる。同じく、非インフラ・プロジェクトの実施のために供与された貸付に関しても、その契約上の開始日から12ヶ月以内にかかるプロジェクトが商業的運用に失敗した際には貸付は不良債権に分類される。2015年4月、インド準備銀行は、現存のプロジェクト・スポンサーの不備により遅延しているプロジェクトに関し、かかるプロジェクトの所有権の変更によりプロジェクトを復活させるためのガイドラインを策定した。かかるガイドラインは、かかるプロジェクトの商業的運用の開始日を、影響を受ける借入事業体の所有権の変更後さらに2年間延長し、当該資産を正常先資産と分類することを銀行に対し認めている。これは上記のとおりプロジェクトが完了する期間の延長に加えて認められる。プロジェクトの実施のために供与された貸付は、プロジェクト実施の遅延（再検討期間まで）によるリスラクチャリングが行われ、インド準備銀行が規定した特定の条件を満たすことにより資産分類を留保することができる。

当行の不良資産は、貸付の他に信用代替商品を含み、これらは資金拠出された信用エクスポージャーである。銀行による財務情報の開示に関する規則に従い、当行の財務書類において、当行は、不良債権のみについて報告している。

「 - (h) 監督及び規制 - 貸倒引当金及び不良資産 - 資産分類」も参照のこと。

### ( ) 条件緩和貸付

インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを定めている。かかるガイドラインによると、2015年3月31日まで、完全に担保が付されている正常先貸付（商業用不動産エクスポージャー、資本市場エクスポージャー又は個人向けローンとして分類される貸付を除く。）は、元本の支払い及び/又は利息の内容の変更により条件を緩和し、引き続き正常先貸付として分類することができる。しかし、かかる貸付は、条件緩和貸付として別個に開示されなければならない。

2015年4月1日以降、リスラクチャリングされた貸付は、2015年3月31日より前に既に条件が緩和された貸付又は2015年4月1日より前に提案され、所定の期限内に有効となったリスラクチャリングを除き、不良債権として分類されることになった。しかし、プロジェクトの実施のために付与された貸付が、プロジェクト実施の遅延（再検討期間まで）により条件が緩和された場合、インド準備銀行が規定した特定の条件を満たすこととなり資産分類を留保することができる。

現在価値で評価される条件緩和貸付の公正価値の減少がもしあれば、その額は償却され、又は引当金が当該減少の程度で計上されなければならない。条件緩和正常先貸付として分類される条件緩和貸付は、ガイドラインに記載された期間まで、非条件緩和正常先貸付と比較して高い正常先資産の引当金及び高い自己資本比率規制のリスク加重資産の対象となっている。再検討期間は、支払実績が監視される期間におけるリスラクチャリングパッケージに従い、最も長い支払猶予期間を持つ与信枠における利子又は元金の第1回の支払いがなされた日のいずれか遅い方から1年間である。かかる貸付は、正常先資産に係る引当金/リスク加重率が再検討期間終了後1年間において正常な水準に戻らない限り、条件緩和貸付として分類される。銀行は、貸付がリスラクチャリングされた借入人の資金を基盤とした与信枠の総額を開示しなければならない。

2013年5月にインド準備銀行が発表したリスラクチャリングに関するガイドラインに従い、2013年6月1日以降にリスラクチャリングされた正常先勘定に必要となる一般引当金は、5.0%に引き上げられた。2013年6月1日よりも前にリスラクチャリングされた正常先勘定に必要となる一般引当金は、2014年3月31日から3.5%に引き上げられ、2015年3月31日からは4.25%に引き上げられ、また、2016年3月31日からは5.0%に引き上げられた。

2014年2月から2016年6月の間に、借入人ストレス勘定の解消のためインド準備銀行は様々なスキームを発表した。2016年度にインド準備銀行は、戦略的債務再編についてのガイドラインを発表し、当該ガイドラインが債務から株式への転換を可能にしたことにより、銀行による借入人の持分株式資本の取得へとつながった。債務から株式への転換について、銀行は現行の資産分類を18ヶ月間継続することができる（現状維持の利益）。戦略的債務再編スキームとは別に、インド準備銀行はまた、戦略的債務再編の枠組みに該当しない借入人の所有権の変更を認める、借入人に対する貸付に関するガイドラインも策定している。かかるガイドラインは、戦略的債務再編スキームに沿った借入人の資産分類の現状維持の利益を認めている。2017年度にストレス資産の持続可能な構造化スキームが導入された。かかるスキームは、大規模プロジェクトの完了の遅延により資金難に直面している大口借入人の勘定の破綻処理を行う銀行の能力強化を追及したものである。当該スキームは、一定の条件を満たすことを条件として、プロジェクトの持続的再生のため、貸付人による大幅な財務再構築の開始を可能にすることを目標としていた。当該スキームは、借入人の事業の実行可能性についての独自調査に従い、借入人の現在支払うべき金額を、持続可能な債務と持続可能でない債務に二分化することを構想した。また、当該スキームは、「基準日」（貸付人が共同でスキームの発動を決定する日）現在での借入人の資産の分類が、180日間（現状維持期間）継続することを認めていた。2018年2月12日に、これらのスキームは中断された。戦略的債務再編、戦略的債務再編の枠組みに該当しない借入人の所有権の変更及びストレス資産の持続可能な構造化は行使されたが実施されず、借入人の資産分類の現状維持の利益は取り下げられた。したがって、当行は上記スキームが行使されたが実施されなかった貸付に関して、2018年度末現在、不良資産と分類した。

2018年2月12日から、再編の定義は当行が締結した貸付で、決済の支払いまでの期間が3ヶ月を超える貸付を含むよう拡大された。再編の場合、正常先と分類される勘定は直ちに不良資産に降格されなければならない。さらに、ガイドラインは、再編される残余債務は、そのエクスポージャーの額に応じて1つ又は2つの格付機関から規定された最低格付を受けていなければならないと義務付けた。また、かかるガイドラインは、不良先として分類された正常先勘定の昇格及び再編された不良先勘定の昇格に対する追加的条件を規定している。条件緩和貸付は、「再検討期間」（再生計画に従って債務元本残高の少なくとも20.0%及び再編の一環として付与された利息の繰入（もしあれば）が支払われた若しくは利息又は与信枠における元本のどちらかの支払期間の猶予が、再生計画の規定の下、長い方の初回の支払から1年経過した日。）の間に十分な実績があった場合のみ、正常先区分に昇格することができる。「再検討期間」における十分な実績に加え、一定の基準値（現在は5.0十億ルピー以上）を超える勘定は、インド準備銀行によって銀行貸付の格付のために任命された格付機関により、「再検討期間」の終わりにその貸付機関が投資格付を受けていなくてはならない。

2019年6月7日、インド準備銀行はストレス資産の解消に向けた新たな枠組みを公表し、それに従い、条件緩和貸付は、「再検討期間」（再生計画に従って債務元本残高の少なくとも10.0%及び再編の一環として付与された利息の繰入（もしあれば）が支払われた若しくは利息又は与信枠における元本のどちらかの支払期間の猶予が、再生計画の規定の下、長い方の初回の支払から1年経過した日。）の間に十分な実績があった場合のみ、正常先区分に昇格することができる。「再検討期間」における十分な実績に加え、一定の基準値（現在は1.0十億ルピー以上）を超える勘定は、エクスポージャーの額に応じて、インド準備銀行によって銀行貸付の格付のために任命された1つ又は2つの格付機関により、「再検討期間」の終わりにその貸付機関が投資格付を受けていなくてはならない。

「再検討期間」の期間中にリストラクチャリングされた勘定が十分な実績をあげることができなかった場合、リストラクチャリング以前に存在した返済スケジュールに従い、かかる貸付機関は不良先区分（要管理先、破綻懸念先及び破綻先）に再分類される。当該勘定の将来的な昇格は、新たな再生計画の導入及びその後の十分な実績に付随するものとする。

「 - (h) 監督及び規制 - 貸倒引当金及び不良資産 - 資産分類」も参照のこと。

## ( ) 引当及び償却

当行は、インド準備銀行のガイドラインに従って引当を行う。「 - (h) 監督及び規制 - 貸倒引当金及び不良資産 - 資産分類 - 引当及び償却」も参照のこと。引当に関するインド準備銀行のガイドラインは以下のとおりである。

**正常先資産** 業績ポートフォリオに関する引当金は、インド準備銀行によって発表されるガイドラインに基づく。すべての正常先資産の引当金の設定要件は、0.4%の統一レートであるが、以下の場合を除く。

- ・農業部門の借入人に対する農業貸付及び小規模零細企業部門に対する貸付については、0.25%を要件とする。
- ・商業用不動産住宅部門及び非住宅部門に対する貸付については、それぞれ0.75%及び1.0%を引当金の設定要件とする。
- ・住宅貸付（最初の数年間については比較的金利が低く設定されており、その後、高めの金利に設定し直される。）については、2.0%を引当金の設定要件とする。

条件緩和貸付に関する正常先資産に対する引当金は、リストラクチャリングの最初の日から起算して2年の間に、5.0%に留まることが要求される。利息/元金の支払いについて猶予がある条件緩和貸付については、正常先資産に対する引当金は、猶予期間及びその後の2年間について5.0%とする。不良貸付として分類されるリストラクチャリングされた勘定が正常区分に格上げされた際には、格上げの初日から起算して最初の1年間につき、2.0%の引当金の設定要件を課されることとなる。

2013年6月1日以降にリストラクチャリングされた勘定に係る正常先資産に対する引当金は、5.0%である。2013年6月1日より前にリストラクチャリングされた勘定について要求される正常先資産引当金は、2014年3月31日から3.5%に引き上げられ、2015年3月31日から4.25%に引き上げられ、2016年3月31日から5.0%に引き上げられた。

ヘッジされていない為替リスクからの金額に対して0.80%を上限とする追加的な引当金が要求される。5.0%の引当金は、故意の債務不履行者リストに2度以上名前が載った取締役を有している会社に対する正常先貸付に対しても要求される。

**要管理先資産** すべての要管理先資産には15.0%の引当金が要求される。当初から無担保の部分には25.0%の追加引当が要求される。要管理先として分類された無担保インフラ貸付口座に関しては、20.0%の引当金が要求される。

**破綻懸念先資産** 破綻懸念先資産の無担保の部分に対して、100.0%の引当金/償却が要求され、収入に対しても課される。破綻懸念先として分類される資産の担保されている部分に関し、1年間破綻懸念先として分類される資産に対しては25.0%、1年から3年にわたり破綻懸念先として分類される資産に対しては40.0%、また3年間を超えて破綻懸念先として分類される資産に対しては100.0%の引当金が要求される。貸付が保証された担保の価格は、借入人の帳簿上又は外部の査定人が決定する実現可能価額に反映される金額である。

**破綻先資産** 資産全額を償却し、引き当てることが要求される。

## 条件緩和貸付

条件緩和貸付に関する引当金は、公正価値の差異に相当する金額であることを要求されている。リストラクチャリング前の貸付の公正価値は、リストラクチャリング前の貸付条件に基づき課される利率による利息及び元本に関するキャッシュ・フローの現在価値として算出される。リストラクチャリング後の貸付の公正価値は、リストラクチャリング後の貸付条件に基づき課される利率による利息及び元本に関するキャッシュ・フローの現在価値として算出される。2015年7月1日までにリストラクチャリングされた貸付については、いずれの場合も、キャッシュ・フローは、リストラクチャリング時点における銀行の基準金利並びに適切な期間プレミアム及びリストラクチャリング時点における借入人分類による信用リスクプレミアムにより割り引かれる。2015年7月1日より後にリストラクチャリングされた貸付については、いずれの場合も、キャッシュ・フローは、リストラクチャリング時に貸付金の公正価値の減少額を決定するという目的の下、リストラクチャリング前に借入人に対して設定された実際の金利と等しいレートで割り引かれる。それぞれ異なる金利が付された複数の与信枠を有する勘定には、加重平均金利が割引率として使われる。リストラクチャリングされた不良債権に対する引当金は、不良債権に対する引当金の設定要件に追加されたものである。

上述の引当金の他に、戦略的債務再編に準拠又は戦略的債務再編メカニズムに該当せず、当行が貸付金から株式への転換による所有者の変更を開始した勘定において、18ヶ月間の現状維持利益期間の終わりまでに、15.0%の引当金を設定しなければならない。かかる引当金は、そのような変更後の残余貸付に対し、4四半期にわたって設定されなければならない。「- (1) インドの金融部門の概要 - (1) 銀行の債権回収の法的枠組み」を参照のこと。2018年2月12日から、未だ実施されていない戦略的債務再編又は戦略的債務再編に該当しない貸付に関するガイドラインは無効とされた。

インド準備銀行に対して不正として報告され、破綻懸念先に分類された非小口向け貸付金に関しては、かかる不正が発覚した四半期から4四半期を超えない期間にわたって、証券の価値は鑑みずに全額が引き当てられる。インド準備銀行に対する不正の報告に遅滞があった又は破綻先に分類される非小口向け貸付金に関しては、直ちに全額が引き当てられる。小口向け貸付勘定における不正の場合、直ちに全額が引き当てられることが要求されている。

2017年4月、インド準備銀行は、通知書を通じて銀行に、健全性基準通知書に記載されている引当率は規制最低値であり、経済の負荷部門、特にテレコム部門、を緩和するためにもより高い利率の引当金の設定を促している。インド準備銀行によって発表されたガイドラインに従って、特定の負荷部門における特定の借入人の借入に対して当行は追加的な一般引当金を提供する。2019年度から、銀行はインド準備銀行の巨大エクスポージャー枠組みに従い特定される借入人に対する増分エクスポージャーにおける追加要件を設定することも義務付けられた。「- 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (c) 当行の貸付は一部の顧客、借入人グループ及び部門に集中しており、仮にこれらの貸付のかなりの部分が不良債権化した場合、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

インド準備銀行は、流動引当金（すなわち、特定の不良資産に対して設定されたものではない引当金又は正常先資産に係る引当金の法定要件を超えて設定された引当金）を設定することを銀行に認めている。年度末現在において残存する流動引当金は、特別な状況下における不測の事態があったときに不良勘定に対して特定の引当金を設定する場合にのみ、取締役会の承認及びインド準備銀行の事前の許可を得た上で利用することができる。かかる引当金は、利用されるまで、正味不良資産額を算出するために不良資産総額から差し引くことができ、又はリスク加重資産総額の1.25%を全般的な上限としてTier 2資本の一部とみなすことができる。「- (h) 監督及び規制 - 貸倒引当金及び不良資産 - 資産分類 - 条件緩和貸付」も参照のこと。

2017年4月、インド準備銀行は、特に経済の負荷部門に対する貸付金に関して、規制要件よりも高い金利での正常先資産に対する引当金を維持するように各銀行に助言した。銀行は、様々な部門におけるリスク及び負荷評価に基づいた、より高い引当金を設定するために、四半期ごとに見直される、取締役会により承認された政策を定めなければならない。

2018年度上半期中、インド準備銀行は、銀行に対して特定の勘定に関する2016年破産・倒産法に基づく破産再生手続を開始するよう勧告した。インド準備銀行はまた、貸付残高又はインド準備銀行の資産分類基準に関する既存ガイドラインに従い要求される引当金のいずれか高額の方に関し、50.0%の担保が付された部分から100.0%の無担保の部分に至る引当を行うよう、銀行に対し指示した。したがって、2018年4月に、インド準備銀行は上記の場合の引当金の設定要件を、2018年度末に50.0%の担保が付された部分から40.0%の担保が付された部分へ、2018年6月30日現在は50.0%の担保が付された部分へと修正した。

2019年6月7日にインド準備銀行はストレス資産解消に向けた新たな枠組みを公表し、銀行は、貸付人の合計エクスポージャーが20.0十億ルピー以上（2020年1月1日からは15.0十億ルピー）である、期限が到来した勘定につき、「再検討期間」（債務不履行から30日間）の終了から180日以内に破綻処理計画を実行しなければならず、これを懈怠した場合は、銀行は20.0%の追加引当金を設定するよう義務付けられる。銀行は、「再検討期間」の開始から365日以内に破綻処理計画を実行しない場合、15.0%のさらなる追加引当金が義務付けられる。追加引当金の半分は、破産申請の提出時に戻し入れられ、残りの追加引当金は、破産・倒産法に基づき、債務者の破綻処理手続の認可時に戻し入れられる。かかる追加引当金は、借入人がすべての貸付人への未払金を清算した日から6ヶ月間又は債務譲渡及び回収を完了した時点で、借入人が債務不履行となっていない場合、破綻処理計画の実施に戻し入れることができる。

## 当行の方針

当行は、インド準備銀行のガイドラインに従い、法人向け不良債権に関する引当金を設定している。ICICIバンクは、インド準備銀行により定められた引当金の最低レベルの範囲内で、ICICIの引当金の方針に従って、借入人ごとに、消費者向け不良資産に関する引当金を設定している。破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保部分については全額引当、又は償却している。当行は、不良債権に対する特定引当金、正常先貸付に対する一般引当金及び合併により旧バンク・オブ・ラジャスタン・リミテッドから承継した流動的引当金を設定している。また当行は、インド準備銀行の指示に従い、特定の正常先貸付金に対する特定引当金も設定している。条件緩和貸付については、インド準備銀行のリストラクチャリングに係るガイドラインに従って引当を行っている。これらの引当金は、リストラクチャリング前後の公正価値の差額として借入人ごとに査定される。加えて、当行は、条件緩和貸付残高の5.0%の一般引当金を設定している。

当行は、4四半期内に、戦略的債務再編に準拠又は戦略的債務再編スキームに該当しないインド準備銀行のガイドラインに基づいた、借入人の株式資本における過半数持分の取得による、当行が借入事業体の運用における変更のための処置を開始した貸付金に係る残余貸付価額（貸付金から株式への転換後）に係る15.0%の引当を行った。同様に、借入人は負荷に直面している計画を実施し、当行は他の貸付人とともに、ストレス資産の持続可能な構造化スキームを実施した。当行は、かかるスキームに関するインド準備銀行のガイドラインに従い、引当を行った。インド準備銀行は、2018年2月12日付で、戦略的債務再編に基づく所有者変更又は戦略的債務再編に該当しない所有者変更並びに貸付に関するストレス資産の持続可能な構造化スキームについて、未だ実行に移されていない既存のガイドラインに優先する修正ガイドラインを発表した。

当行は、取締役会により承認された政策に従い、当行によって設定された特定引当金かつ一般引当金に加えられる当年度の流動的引当金を創出する可能性がある。流動的引当金は、取締役会及びインド準備銀行の承認によって利用される。

インド準備銀行のガイドラインは、どの資産が償却されるかを規定する条件を定めていない。当行は、貸倒引当金に対する不良債権の償却に関し、内部規則を有している。住宅ローン以外の顧客ローン及び特定の小額商業ローンは通常、所定の引当金の延滞期間の後に引当金に対して償却される。住宅ローンを含むその他の貸付は通常、債務者特有の将来の回収可能性を評価し、当行が残高の回収が不可能と結論した際に引当金に対して償却される。当行は、担保の実現可能価額、当行の過去の回収努力の結果、法的手段による回収の可能性及び和解による回収の可能性に基づいて残高の回収の可否を評価する。

2016年4月以降、当行は、不良資産の特定のため、主に規模、信用格付及び延滞日数に係る一定の閾値パラメーターを満たす貸付勘定の検討に関する内部統制を強化している。

[次へ](#)

## ( ) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響

2012年度より、インドの法人部門は、いくつかの課題を抱え、それによりキャッシュ・フローは企業にとって予想よりも低くなり、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は遅かった。さらに、2016年度からインド準備銀行は、償却を加速させ、法人部門におけるストレス勘定に対する引当金を増加させるためにいくつかの対策を開始した。結果、2016年度から、当行を含む銀行部門における条件緩和貸付から不良債権状態への悪化を含む、不良債権の繰入が著しく増加した。2018年度において、インド準備銀行はストレス資産の解消に関する新しい枠組みを発表し、インド準備銀行の解消スキームに基づく不良資産への資産分類を加速させていた借入人の資産分類に対する現状維持の利益を提供していた既存のスキームを取り下げた。2018年度、インド準備銀行は、銀行に対し、特定の法人借入人に関して2016年に制定された破産・倒産法に基づく破産再生手続を開始するよう指示を行った。かかる法律に基づき、かかる借入人に対する破綻処理計画が所定の期限内に完了するよう要求されることとなり、完了できない場合、かかる借入人は清算の手続に入る。インド準備銀行はまた、かかる借入人に対する貸付に関する引当金の増額を規定した。

2019年度中、当行を含む銀行部門の不良資産への繰入増加は緩やかであった。しかし、銀行が不良債権の既存ポートフォリオにおける引当金の追加を続けたことで、当行を含む銀行により設定された引当金は上昇し続けた。2019年度中、破産・倒産法に基づきいくつかの巨額の勘定が解消された。しかし、かかる法律に基づき照会される勘定の解消が遅延していて、勘定の解消が完了されないまま借入人が清算に入った場合、担保の市場価値は低下し、貸付人による支払回収に影響を与える結果となる。近年の判決において、国家会社法上訴裁判所は、回収の水準に関しては担保付金融債権者及び無担保金融債権者にかかる法律に基づき照会される借入人と同様に扱い、破綻処理計画に基づき、事業債権者と金融債権者の間で残余財産が公平に分配されるようにした。その後政府は、残余財産の分配方法を決定するため、かかる法律を修正し、すべての金融債権者を含む債権者集会に権限を与えることを提案した。さらに、2019年度中、インフラ部門に主に関与する巨大な銀行以外の金融会社による債務不履行に続き、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社に課題が浮上した。その結果、流動性の状況の引締め並びに銀行以外の金融会社及び住宅金融会社の債務の利回りの増加を招き、資金調達及び成長の課題の原因となった。銀行以外の金融会社が貸付を縮小することで、借入人のリファイナンスの困難が生じる可能性がある。さらに、一定の部門及び不動産デベロッパーといった借入人グループ並びに上場グループ会社の株式持分を担保にしてローンを組み、リファイナンスの困難に直面した借入人グループにおいて課題が浮上している。

「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (a) 規制及び法律の変更が引き続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被ると予想される。」、「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (a) 当行の不良資産の水準は上昇し、当行の不良資産の水準がさらに上昇し、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が引き続き低下した場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」、「 - 第3 - 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 - (1) 将来に向けた計画及び戦略」及び「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (2) 事業環境 - 2019年度の動向」も参照のこと。

2018年度及び2019年度において、いくつかの州政府が農業従事者に対する農業債務免除計画を発表し、このことがこれらの州に居住する農業従事者のローン滞納につながったことで、当行の農業従事者に対する農業及び同種の活動への融資に困難が生じた。この計画費用は、州政府により負担されている一方、当該計画又は当該計画に対する借入人の期待がより多くの農民クレジットカードのポートフォリオの滞納の増加へとつながった。

失業の増加、長期にわたる不況、家計貯蓄及び所得水準の減少、不動産建設業者セグメントにおけるストレス、当行の規制機関による当行の貸付ポートフォリオの評価及び検討、金利の急激かつ持続的な上昇、銀行以外の金融会社、住宅金融会社及びその他の金融仲介機関による貸付の縮小によるリファイナンス・リスク、国際経済及びインド経済の発展、世界の商品市場及び為替相場の動き並びに国際的な競争等の様々な要因により、小口向け及びその他の貸付における不良資産の水準が上昇し、当行の貸付ポートフォリオの品質が重大な悪影響を被る可能性がある。「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (a) 当行の不良資産の水準は上昇し、当行の不良資産の水準がさらに上昇し、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が引き続き低下した場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」及び「 - 第3 - 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 - (1) 将来に向けた計画及び戦略」も参照のこと。

## ( ) 不良資産

以下の表は、表示された日付現在における当行のルピー建及び外貨建不良顧客資産ポートフォリオ総額（償却控除、仮利息及びデリバティブ所得の戻入れ後）を業務分野別に示したものである。

（単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在					
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)
消費者ローン及びクレジット カード債権(1)	25,504	26,757	28,062	40,483	51,409	83,797
ルピー建て	25,504	26,756	28,061	40,478	51,278	83,583
外貨建て	—	1	1	5	131	214
商業(2)	148,296	266,389	430,792	534,771	440,429	717,899
ルピー建て	99,288	155,482	228,643	285,415	260,783	425,076
外貨建て	49,008	110,907	202,149	249,356	179,646	292,823
リース及び関連業務	70	70	7	7	7	11
ルピー建て	70	70	7	7	7	11
外貨建て	-	-	-	-	-	-
不良資産合計	173,870	293,216	458,861	575,261	491,845	801,707
ルピー建て	124,862	182,308	256,711	325,900	312,068	508,671
外貨建て	49,008	110,908	202,150	249,361	179,777	293,037
不良資産総額(3)(4)	173,870	293,216	458,861	575,261	491,845	801,707
貸倒引当金	(96,655)	(145,431)	(188,530)	(281,714)	(348,522)	(568,091)
不良資産純額	77,215	147,785	270,331	293,547	143,323	233,616
顧客資産総額(3)	5,149,278	5,718,339	5,923,253	6,681,141	7,535,320	12,282,572
顧客資産純額	5,026,019	5,556,942	5,720,375	6,393,368	7,183,487	11,709,084
顧客資産総額に対する 不良資産総額の割合	3.4%	5.1%	7.7%	8.6%	6.5%	
顧客資産純額に対する 不良資産純額の割合	1.5%	2.7%	4.7%	4.6%	2.0%	

(1) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人向けローン、クレジットカード債権、宝石ローン、開発業者向け金融及び農村向け金融商品を含む。

(2) 運転資金金融を含む。

(3) ICICIバンク及びその子会社に対する貸付並びにICICIバンクの信用代替商品を含む。

(4) それぞれの子会社の監督機関によるガイドラインに従って、不良資産とみなされる貸付を含む。

以下の表は、表示された期間における当行の不良資産ポートフォリオ総額（償却控除、仮利息及びデリバティブ所得の戻入れ後）の変動を示したものである。(1)

(単位：百万)

細目	3月31日現在					
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年(円)
<b>A. 消費者ローン及びクレジットカード債権(2)</b>						
年度初めにおける不良資産	32,968	25,504	26,757	28,062	40,483	65,987
加算：年度中における新規不良資産	13,030	16,979	15,940	28,777	29,181	47,565
控除：格上げ(3)	(4,425)	(6,323)	(5,337)	(4,107)	(5,386)	(8,779)
回収（格上げされた口座による回収を除く。）	(7,505)	(6,626)	(7,192)	(8,105)	(11,224)	(18,295)
償却	(8,564)	(2,777)	(2,106)	(4,144)	(1,645)	(2,681)
年度末における不良資産	25,504	26,757	28,062	40,483	51,409	83,797
<b>B. 商業(4)</b>						
年度初めにおける不良資産	89,929	148,296	266,389	430,792	534,771	871,677
加算：年度中における新規不良資産	77,915	161,423	332,341	267,192	91,612	149,328
控除：格上げ(3)	(1,500)	(5,181)	(4,741)	(34,561)	(12,882)	(20,998)
回収（格上げされた口座による回収を除く。）	(7,434)	(8,727)	(39,209)	(39,998)	(51,372)	(83,736)
償却	(10,614)	(29,422)	(123,988)	(88,654)	(121,700)	(198,371)
年度末における不良資産	148,296	266,389	430,792	534,771	440,429	717,899
<b>C. リース及び関連業務</b>						
年度初めにおける不良資産	97	70	70	7	7	11
加算：年度中における新規不良資産	-	-	-	-	-	-
控除：格上げ(3)	-	-	-	-	-	-
回収（格上げされた口座による回収を除く。）	(27)	-	-	-	-	-
償却	-	-	(63)	-	-	-
年度末における不良資産	70	70	7	7	7	11
<b>D. 不良資産合計(A+B+C)</b>						
年度初めにおける不良資産	122,994	173,870	293,216	458,861	575,261	937,675
加算：年度中における新規不良資産	90,945	178,402	348,281	295,969	120,793	196,893
控除：格上げ(3)	(5,925)	(11,504)	(10,078)	(38,668)	(18,268)	(29,777)
回収（格上げされた口座による回収を除く。）	(14,966)	(15,353)	(46,401)	(48,103)	(62,596)	(102,031)
償却	(19,178)	(32,199)	(126,157)	(92,798)	(123,345)	(201,052)
年度末における不良資産(4)	173,870	293,216	458,861	575,261	491,845	801,707

(1) 各子会社の規制当局により発表されたガイドラインに従って減損貸付と認められたものを含む。

(2) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人向けローン、クレジットカード債権、宝石ローン、開発業者向け金融及び農村向け金融商品を含む。

(3) 不良と分類されていたが業績において格上げされた口座をいう。

(4) 運転資金の回収を含む。

以下の表は、表示された日現在における借入人の産業又は経済活動別の不良資産総額及び不良資産全体（償却除、仮利息及びデリバティブ所得の戻入れ後）に対する比率を示したものである。

（単位：百万（％の数値を除く。））

3月31日現在

	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		
	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	不良 資産 の割合 (%)
小口向け融資(1)	35,199	20.2	39,669	13.5	38,224	8.3	50,458	8.8	62,667	102,147	12.7
鋼鉄製品	9,871	5.7	65,175	22.2	85,557	18.6	73,962	12.9	41,537	67,705	8.4
電力	667	0.4	17,512	6.0	63,969	13.9	105,673	18.4	73,327	119,523	14.9
セメント	300	0.2	-	-	53,781	11.7	-	-	-	-	-
非金融サービス	25,890	14.9	36,408	12.4	43,659	9.5	54,847	9.5	30,350	49,471	6.2
鉱物	1,629	0.9	779	0.3	40,112	8.7	90,522	15.7	64,927	105,831	13.2
建設	8,686	5.0	23,679	8.1	38,347	8.4	66,949	11.6	62,836	102,423	12.8
道路、港、通信、都市開発及びその他のインフラ	22,781	13.1	30,904	10.5	23,043	5.0	26,900	4.7	28,346	46,204	5.8
船舶	15,000	8.6	19,595	6.7	14,338	3.1	11,750	2.0	10,636	17,337	2.2
宝石類	5,311	3.1	8,205	2.8	9,455	2.1	12,006	2.1	13,325	21,720	2.7
食品及び飲料	6,102	3.5	6,771	2.3	8,312	1.8	9,011	1.6	18,233	29,720	3.7
企業向け及び小口向け取引	4,840	2.8	5,896	2.0	7,033	1.5	6,201	1.1	9,443	15,392	1.9
原油、精製及び石油化学製品	2,750	1.6	2,914	1.0	3,816	0.8	21,718	3.8	22,609	36,853	4.6
電子機器及び工業技術	8,775	5.0	3,796	1.3	3,329	0.7	15,617	2.7	17,050	27,792	3.5
繊維製品	7,204	4.1	12,059	4.1	2,913	0.6	3,197	0.6	3,119	5,084	0.6
化学製品及び肥料	1,791	1.0	2,053	0.7	1,151	0.3	1,545	0.3	3,325	5,420	0.7
金属及び金属製品（鋼鉄を除く。）	1,719	1.0	2,102	0.7	1,081	0.2	1,088	0.2	1,278	2,083	0.3
金融サービス	558	0.3	523	0.2	-	-	-	-	3,331	5,430	0.7
その他の産業(2)	14,797	8.6	15,176	5.2	20,741	4.8	23,817	4.0	25,506	41,575	5.1
不良資産総額	173,870	100.0	293,216	100.0	458,861	100.0	575,261	100.0	491,845	801,707	100.0
貸倒引当金総額	(96,655)		(145,431)		(188,530)		(281,714)		(348,522)	(568,091)	
不良資産純額	77,215		147,785		270,331		293,547		143,323	233,616	

(1) 住宅ローン、商業ビジネスローン、農村向け貸付、自動車ローン、ビジネス・バンキング、クレジットカード、個人向けローン、証券を担保としたローン及びディーラー向け金融ポートフォリオを含む。

(2) その他の業種は主に、開発業者向け金融ポートフォリオ、自動車、工業製品（金属を除く。）、医薬品及び日用品を含む。

「 - ( ) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」を参照のこと。「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (2) 事業環境 - 2019年度の動向」も参照のこと。

インドの法人部門は、2012年度から複数の課題を抱えていた。かかる課題により、法人部門に関するキャッシュ・フローは予想よりも低く、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は依然として遅い結果となった。さらに、インド準備銀行は、2016年度以降、償却を加速させ、法人部門におけるストレス勘定に対する引当金を増加させるための複数の措置を開始した。結果として、2016年度以降、銀行部門及び当行において、条件緩和貸付から不良債権への悪化を含む不良債権への追加額水準が大幅に上昇した。2018年度において、インド準備銀行はストレス資産の解消に関する新しい枠組みを発表し、既存の解消スキームを撤回した結果、インド準備銀行の解消スキームに基づき、不良資産への資産分類を加速させた。

2019年度中、当行を含む銀行部門の不良資産への繰入増加は緩やかであった。しかし、銀行が不良債権の既存ポートフォリオにおける引当金の追加を続けたことで、当行を含む銀行により設定された引当金は上昇し続けた。2019年度中、破産・倒産法に基づきいくつかの巨額の勘定が解消された。しかし、かかる法律に基づき照会される勘定の解消が遅延していて、勘定の解消が完了されないまま借入人が清算に入った場合、担保の市場価値は低下し、貸付人による支払回収に影響を与える結果となる。近年の判決において、国家会社法上訴裁判所は、回収の水準に関しては担保付金融債権者及び無担保金融債権者にかかる法律に基づき照会される借入人と同様に扱い、破綻処理計画に基づき、事業債権者と金融債権者の間で残余財産が公平に分配されるようにした。その後政府は、残余財産の分配方法を決定するため、かかる法律を修正し、すべての金融債権者を含む債権者集会に権限を与えることを提案した。さらに、2019年度中、インフラ部門に主に関与する巨大な銀行以外の金融会社による債務不履行に続き、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社に課題が浮上した。その結果、流動性の状況の引締め並びに銀行以外の金融会社及び住宅金融会社の債務の利回りの増加を招き、資金調達及び成長の課題の原因となった。銀行以外の金融会社が貸付を縮小することで、借入人のリファイナンスの困難が生じる可能性がある。さらに、一定の部門及び不動産デベロッパーといった借入人グループ並びに上場グループ会社の株式持分を担保にしてローンを組み、リファイナンスの困難に直面した借入人グループにおいて課題が浮上している。

商業ローンの不良債権額への総追加額は、2017年度は332.3十億ルピーであり、2018年度は267.2十億ルピーとなった。商業ローンの不良債権額への総追加額は、2019年度には91.6十億ルピーとなり、大幅に低下した。2019年度中、当行は総額12.9十億ルピーの商業ローンの不良債権を格上げし、総額51.4十億ルピーの商業ローンの不良債権の回収を行った。2019年度中、特定の借入人ごとの回収の可能性についての評価に基づき、2018年度の88.7十億ルピーと比較して121.7十億ルピーの商業ローンが償却された。商業ローンの不良債権総額は、2018年度末現在の534.8十億ルピーから減少し、2019年度末現在には440.4十億ルピーとなった。

消費者ローンの不良債権額への総追加額は、2018年度の28.8十億ルピーと比較して2019年度は29.2十億ルピーであった。2019年度中、当行は、2018年度の4.1十億ルピーと比較して5.4十億ルピーの消費者ローンの不良債権を格上げした。2019年度中、当行は11.3十億ルピー（2018年度：8.2十億ルピー）の消費者ローンの不良債権に対する回収及び1.6十億ルピー（2018年度：4.1十億ルピー）の償却を行った。消費者ローンの不良債権総額は2018年度末現在の40.5十億ルピーから増加して、2019年度末現在の51.4十億ルピーとなった。

上述の結果、不良資産総額は、2018年度末現在の575.3十億ルピーから14.5%減少して、2019年度末現在は491.8十億ルピーとなった。不良資産純額は、2018年度末現在の293.5十億ルピーから51.2%減少して、2019年度末現在は143.3十億ルピーとなった。不良資産純額比率は、2018年度末現在の4.6%から、2019年度末現在は2.0%へ減少した。引当金カバレッジ比率（累積技術償却 / 健全性償却を除く。）は、2018年度末現在の49.0%から、2019年度末現在は70.9%へ大幅に増加した。

2019年3月31日現在、不良債権へ分類された借入人に対する資金を基盤としない残高の総額は、15.9十億ルピーの引当金と併せて、42.2十億ルピーである。

## 条件緩和貸付

以下の表は、表示された日付現在における当行のルピー建条件緩和貸付及び外貨建条件緩和貸付ポートフォリオの総額水準を業務分野別に示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (円)
消費者ローン及び クレジットカード債権	221	94	168	230	138	225
ルピー建て	221	94	168	230	138	225
外貨建て	-	-	-	-	-	-
商業 (1)	130,566	98,580	50,687	18,349	3,599	5,866
ルピー建て	86,694	73,972	35,139	5,529	3,220	5,249
外貨建て	43,872	24,608	15,548	12,820	379	618
条件緩和貸付合計	130,787	98,674	50,855	18,579	3,737	6,091
ルピー建て	86,915	74,067	35,307	5,759	3,358	5,474
外貨建て	43,872	24,608	15,548	12,820	379	618
条件緩和貸付総額(2)	130,787	98,674	50,855	18,579	3,737	6,091
貸倒引当金	(9,458)	(7,581)	(3,012)	(628)	(279)	(455)
条件緩和貸付純額	121,329	91,093	47,843	17,951	3,458	5,637
顧客資産総額(2)	5,149,278	5,718,339	5,923,253	6,681,141	7,535,320	12,282,572
顧客資産純額	5,026,019	5,556,942	5,720,375	6,393,368	7,183,487	11,709,084

3月31日現在

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
顧客資産総額に対する 条件緩和貸付総額の割合	2.5%	1.7%	0.9%	0.3%	0.0%
顧客資産純額に対する 条件緩和貸付純額の割合	2.4%	1.6%	0.8%	0.3%	0.0%

(1) 運転資金金融を含む。

(2) ICICIバンク及びその子会社の貸付並びにICICIバンクの信用代替商品を含む。

以下の表は、表示された日現在における借入人の産業又は経済活動別の条件緩和貸付総額及び条件緩和貸付総額全体に対する比率を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在

	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		
	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	条件緩和 貸付の割合 (%)
建設	34,718	26.5	34,470	34.9	18,893	37.2	611	3.3	239	390	6.4
道路、港、通信、都市開 発及びその他のインフラ	13,580	10.4	15,090	15.3	8,271	16.3	1,103	5.9	299	487	8.0
電力	13,378	10.2	2,080	2.1	1,296	2.5	971	5.2	94	153	2.5
医薬品	12,364	9.5	4,708	4.8	3,680	7.2	2,024	10.9	625	1,019	16.7
非金融サービス	10,515	8.0	2,747	2.8	89	0.2	-	-	-	-	-
鋼鉄製品	9,006	6.9	9,517	9.6	1,570	3.1	-	-	-	-	-
電子機器及び工業技術	8,351	6.4	7,735	7.8	3,191	6.3	1,746	9.4	1,660	2,706	44.4
化学製品及び肥料	7,737	5.9	634	0.6	367	0.7	323	1.7	303	494	8.1
金融サービス	5,054	3.9	2,239	2.3	-	-	-	-	-	-	-
鉱物	3,502	2.7	3,936	4.0	-	-	-	-	-	-	-
船舶	2,270	1.7	3,033	3.1	2,799	5.5	-	-	-	-	-
繊維製品	1,845	1.4	196	0.2	218	0.4	191	1.0	145	236	3.9
食品及び飲料	1,494	1.1	2,519	2.6	886	1.7	656	3.5	-	-	-
企業向け及び小口向け取 引	1,269	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属及び金属製品 (鋼鉄を除く。)	251	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小口向け融資	221	0.2	94	0.1	168	0.3	158	0.8	93	152	2.5
工業製品 (金属を除く。)	202	0.2	235	0.2	384	0.8	-	-	-	-	-
自動車 (トラックを含む。)	-	-	-	-	1,187	2.3	1,193	6.4	-	-	-
原油、精製及び石油化学 製品	-	-	8,114	8.2	7,856	15.4	9,603	51.7	-	-	-
その他(1)	5,030	3.8	1,327	1.3	1	0.0	-	-	280	456	7.5
条件緩和貸付総額	130,787	100.0	98,674	100.0	50,855	100.0	18,579	100.0	3,737	6,091	100.0
貸倒引当金総額	(9,458)		(7,581)		(3,012)		(628)		(279)	(455)	
条件緩和貸付純額	121,329		91,093		47,843		17,951		3,458	5,637	

(1) その他の業種は主に、不動産を含む。

2019年度中、当行がリストラクチャリングした正常先貸付に分類された借入人の貸付及び過年度に貸付がリストラクチャリングされた貸付人に対して行った追加支払は、2018年度の2.2十億ルピーと比較して、総額0.5十億ルピーとなった。さらに、2019年度中、借入人がリストラクチャリングされた債務の条件に従って返済を実行できなかったことにより、2018年度の22.8十億ルピーと比較して、総額4.0十億ルピーの条件緩和正常先貸付が不良債権へ分類された。2019年度において、貸付は10.4十億ルピーが正常先資産区分に格上げされた。条件緩和正常先貸付総額残高は、2018年度末現在の18.6十億ルピーから79.9%減少して2019年度末現在には3.7十億ルピーとなった。一方、条件緩和貸付純額残高は、2018年度末現在の18.0十億ルピーから80.7%減少して、2019年度末現在には3.5十億ルピーとなった。条件緩和貸付(資金調達金利に関する引当金を含む。)に対する引当金残高は、2018年度末現在の0.6十億ルピーから減少して、2019年度末現在には0.3十億ルピーとなった。「-第3-3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析-(4)事業の見通し-(g)引当金及び偶発債務(租税引当金を除く。)-(i)不良資産及び条件緩和貸付に関する引当金」も参照のこと。

さらに、2019年度末現在、貸付が条件緩和貸付に分類された借入人に対するICICIバンクの資金を基盤としない与信枠の残高は、2.1十億ルピーであった。

不良資産総額及び条件緩和正常先貸付総額の総計は、2018年度末現在の593.8十億ルピーから98.3十億ルピー又は16.5%減少して、2019年度末現在は495.6十億ルピーとなった。不良資産純額及び条件緩和貸付純額の総計は、2018年度末現在の311.5十億ルピーから164.7十億ルピー又は52.9%減少して、2019年度末現在は146.8十億ルピーとなった。

インド準備銀行は、銀行によるインフラ及びその他主要な産業に対する、リストラクチャリングとしてみなされない、定期的な長期プロジェクト・ローンのリファイナンスを認めるガイドラインを策定した。これに応じて、2019年度末現在、貸付ポートフォリオは、45.9十億ルピー（2018年3月31日：60.6十億ルピー）であった。うち、19.1十億ルピー（2018年3月31日：21.2十億ルピー）は正常先貸付に分類された。

2019年度末現在、当行は、ストレス資産の持続可能な構造化スキームを、3.3十億ルピーの持続可能な債務及び2.9十億ルピーの非持続可能な債務から成る総未払残高6.2十億ルピーの3つの正常先借入区分に施行した（2018年3月31日：6.6十億ルピー）。これらの借入人に対する資金を基盤としない残高総額は、2019年度末現在において15.4十億ルピーとなった。

「 - (h) 監督及び規制 - 貸付実行に関する規制」を参照のこと。

2018年4月1日以降、当行のカナダの子会社は、IFRS第9号 - 金融商品を適用し、3段階アプローチに基づく予定貸倒損失モデルを用いて、すべての金融資産の減損損失を測定する。2019年3月31日、当行のカナダの子会社は、13.7十億ルピーのエクスポージャーをステージ2（信用減損ではない、信用リスクが設定以来大幅に増加した金融資産）に分類し、0.4十億ルピーを控除した。

2019年度において、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）2.8十億ルピーで15の借入人への商業ローンを資産再構築会社に売却した。2018年度には、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）2.7十億ルピーで、12の借入人への商業ローンを資産再構築会社に売却した。「 - 不良資産対策」も参照のこと。

## 不良資産対策

回収不能な不良資産について、会社が返済能力を喪失している場合には、当行は、和解による解決、担保の強化、整理統合の推進及びとりわけ期限を定めた借入人の資産の売却を通じた回収を含む特定の状況における破産・倒産法に基づく破綻処理の模索を目的とした積極的なアプローチを採用している。当行は、回収の時間的価値及び解決に向けての実際的なアプローチに重点を置いている。当行の回収努力の成功にとっての重要な要素は、当行の債権に対する担保にある。債権に対する担保の価値が損なわれている特定の口座において、当行は、保有貸付損失引当金に対する貸倒償却を請け負う。しかし、当行は、その他貸付人と共同又は法的手段及び訴訟和解金により個別に、当該口座における回収努力を継続する。また、当行は、監視下にある債権の積極的な管理を行っている。当行の対策は、初期問題に対する早期解決を目指している。

当行のストレス資産解消の対策には、これらの事案について破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に解消を申請することが含まれる。2016年破産・倒産法は、2016年5月に制定され、ストレス資産を解消するための期限を定めた再生及び更生の仕組みを規定している。2017年6月、インド準備銀行は、12の多額なストレス勘定に関して、破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に解消を申請する旨の指導を各銀行に行った。2017年8月、インド準備銀行は追加の勘定を特定し、2017年12月13日までに再生計画が実施されない場合、2017年12月31日までに破産・倒産法の規定に基づく破産再生手続を開始するよう各銀行に指示した。当行は、一定の不良借入人について2016年破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に破綻処理を申請した。さらに、金融債権者及びその他の適格な参加者を含む様々な利害関係者による解消の申請が、当行の引当金及び貸倒損失に影響を及ぼす可能性がある。加えて、借入人の清算を回避するための破綻処理手続を所定の期限内に完了するという要件が、かかるストレス勘定からの回収に影響を及ぼす可能性がある。借入人が清算の手続に入る場合、追加の貸倒損失がかなり大きくなる可能性がある。

2018年2月、インド準備銀行は、不履行借入人及び負荷借入人の期限を定めた解消、従来の解消スキームの廃止並びに所定の期限内に特定の基準を満たした解消を完了できなかった借入人に関する破産・倒産法に基づく手続の開始を目的とした、ストレス資産の解消のための改定された枠組みを発表した。改定されたガイドラインは、すべての貸付人に対し、破綻処理の期限を含むストレス資産の解消に関する取締役会承認方針を定めるよう規定した。同ガイドラインは、債務額の全部又は一部若しくは分割額の支払期限が到来し、債務者又は（場合により）法人債務者による返済が行われない場合の債務の不払いを意味する「債務不履行」の定義を定めている。同ガイドラインは、借入事業体の勘定に貸付人に対する債務不履行が発生した場合、すべての貸付人は直ちに、単独で又は共同で、債務不履行を是正する措置を開始すると定めた。破綻処理計画には、借入事業体のすべての延滞の支払いによる勘定の正規化、貸付人によるその他の事業体/投資家に対するエクスポージャーの売却、所有者変更又は再編が含まれる。貸付人のエクスポージャー総額が1.0十億ルピー以上の勘定に関する再編又は所有者変更を伴う破綻処理計画の残余債務は、エクスポージャーの規模に応じ、必ず1つ又は2つの格付機関から最小限の信用格付を受ける。銀行は、貸付人のエクスポージャー総額が20.0十億ルピー以上の勘定につき、債務不履行の日又は（債務不履行が2018年3月31日より前の場合）2018年3月1日のいずれか遅い方から180日以内に破綻処理計画を実行しなければならない。破綻処理計画が実行されなかった場合、借入人は、2016年破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に付されなければならない。2019年6月7日にインド準備銀行はストレス資産解消に向けた新たな枠組みを公表し、銀行は、貸付人の合計エクスポージャーが20.0十億ルピー以上（2020年1月1日からは15.0十億ルピー）である、期限が到来した勘定につき、「再検討期間」（債務不履行から30日間）の終了から180日以内に破綻処理計画を実行しなければならず、これを懈怠した場合は、銀行は20.0%の追加引当金を設定するよう義務付けられることとなった。銀行は、「再検討期間」の開始から365日以内に破綻処理計画を実行しない場合、15.0%のさらなる追加引当金が義務付けられる。追加引当金の半分は、破産申請の提出時に戻し入れられ、残りの追加引当金は、破産・倒産法に基づき、債務者の破綻処理手続の認可時に戻し入れられる。かかる追加引当金は、借入人がすべての貸付人への未払金を清算した日から6ヶ月間又は債務譲渡及び回収を完了した時点で、借入人が債務不履行となっていない場合、破綻処理計画の実施に戻し入れることができる。

不良資産の清算に係る当行の対策には、資産再構築会社により発行されたパススルー証券の形の有価証券受領証と引換えに行われる資産再構築会社への金融資産の売却が含まれており、この場合有価証券の保有者に対する支払いは、譲渡資産から実際に実現したキャッシュ・フローに基づいて行われている。当行は、不良資産純額を資産再構築会社に売却した。かかる不良債権の売却額は、2014年度は総額1.5十億ルピー、2015年度は総額3.3十億ルピー、2016年度は総額6.7十億ルピー、2017年度は総額37.1十億ルピー、2018年度は総額2.7十億ルピー、2019年度は総額2.8十億ルピーであった。2018年度末現在、当行は、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証として純投資額34.4十億ルピーの残高を有していた。当行はまた、インド準備銀行のガイドラインの観点から、資産再構築会社に対して60日超にわたり未払いである正常先資産に分類される金融資産の売却を認められている。当行は、2016年度は総額3.2十億ルピー、2017年度は総額5.8十億ルピー、2018年度は総額2.7十億ルピー、2019年度はゼロの正常先資産に分類される金融資産を売却した。インドGAAPに基づき、これらの証券は、インド準備銀行のガイドラインに従って資産再構築会社によって宣言された純資産価値で評価される。米国GAAPの下では、当行が有価証券受領証と引換えに売却する資産は、売却として計上されない。これは、かかる譲渡はFASB ASC Topic 860の下において当行が保有する売却として計上されないこと、又は、「譲渡及びサービス業務」若しくは譲渡は、FASB ASC Subtopic 810-10に規定された「連結 - 全般」によって大きく影響されるものであるという、いずれかの理由による。「連結 - 全般」においては、当行はこれら一定のファンド/信託の「第一受益者」であるとされ、米国GAAPの下でこれらの事業体を連結することが要求されているからである。これらの資産は米国GAAPの下ではリストラクチャリングされた資産とみなされる。「- (h) 監督及び規制 - 不良資産の売却及び購入に関するガイドライン」も参照のこと。

当行は、積極的な改善策を講じられるよう当行の借入人の信用格付の推移を監視している。当行は、業界予想を検討し、規制及び財務環境の変化が及ぼす影響を分析する。当行の定期的な審査制度により、当行は債権の状態を監視し、速やかに改善措置を講じることができる。当行は、当行の担保権の実行を通じて貸付金の回収を求めることができる。しかし、インドにおける法的手続は長期間に及ぶため、数年間その回収が遅れる可能性がある。このため、担保権の執行及び実行が遅れが生じている。当行はまた、市場性のある有価証券を含めた金融資産の担保を取り、また、適当である限り法人保証及び個人保証を受けることができる。一定の場合、融資の条件には、スポンサーの借入人の株式の保有に関する遵守事項及びスポンサーの当該株式の全部又は一部の売却権限に関する制限が含まれる。株式に関する遵守事項は、株価の動向により誓約事項が追加される仕組みとなっている。当行は、担保の執行手続が継続している間は、当行の帳簿上の不良資産を保有し続ける。したがって、不良資産は、貸付勘定が決済されるか又は担保が実行されるまで、当行のポートフォリオにおいて、同様の状況における米国の銀行と比べ長期間保有されることとなる。「 - (e) 貸付ポートフォリオ - ( ) 担保設定、対抗要件具備及び実行」も参照のこと。

また、当行の小口向け担保付貸付は、調達された資産（主に不動産及び車両）に係る第一順位かつ排他的な先取特権により担保されている。当行は、当行の担保書面により、裁判所又は裁決機関に委託することなく、工場、設備及び車両等の資産により構成される担保につき実行する権限を有している（顧客がかかる裁判所又は裁決機関に当行の措置を停止するよう委託した場合を除く。）。小口向け貸付に関し、当行は、支払期日を経過した貸付の調査及び延滞額の回収のための迅速な対応を確保することを目的とした、標準的な回収手続を採用している。

## 貸倒引当金

以下の表は、表示された期間における、不良資産ポートフォリオに対する引当金の変動を示したものである。(1)

(単位：百万)

	3月31日現在					
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)
<b>A. 消費者ローン及び クレジットカード債権(2)</b>						
年度初めにおける貸倒引当金総額	25,587	16,752	16,052	17,209	22,284	36,323
加算：年度中における引当金	4,580	6,097	7,110	10,982	12,940	21,092
控除：償却のための引当金	(8,609)	(2,778)	(2,106)	(1,148)	(1,641)	(2,675)
控除：引当金の超過額の償却	(4,806)	(4,019)	(3,847)	(4,759)	(5,330)	(8,688)
年度末における貸倒引当金総額	16,752	16,052	17,209	22,284	28,253	46,052
<b>B. 商業(3)</b>						
年度初めにおける貸倒引当金総額	52,682	79,833	129,309	171,314	259,423	422,859
加算：年度中における引当金	38,278	81,046	163,996	194,890	197,317	321,627
控除：償却のための引当金	(9,107)	(26,866)	(114,415)	(86,830)	(120,670)	(196,692)
控除：引当金の超過額の償却	(2,020)	(4,704)	(7,576)	(19,951)	(15,808)	(25,767)
年度末における貸倒引当金総額	79,833	129,309	171,314	259,423	320,262	522,027
<b>C. リース及び関連業務</b>						
年度初めにおける貸倒引当金総額	97	70	70	7	7	11
加算：年度中における引当金	-	-	-	-	-	-
控除：償却のための引当金	-	-	(63)	-	-	-
控除：引当金の超過額の償却	(27)	-	-	-	-	-
年度末における貸倒引当金総額	70	70	7	7	7	11
<b>D. 引当金合計(A+B+C)</b>						
年度初めにおける貸倒引当金総額	78,366	96,655	145,431	188,530	281,714	459,194
加算：年度中における引当金	42,858	87,143	171,106	205,872	210,257	342,719
控除：償却のための引当金	(17,716)	(29,644)	(116,584)	(87,978)	(122,311)	(199,367)
控除：引当金の超過額の償却	(6,853)	(8,723)	(11,423)	(24,710)	(21,138)	(34,455)
年度末における貸倒引当金総額	96,655	145,431	188,530	281,714	348,522	568,091

- (1) 各子会社の規制当局により発表されたガイドラインに従って減損貸付と認められたものを含む。
- (2) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人向けローン、クレジットカード及び開発業者向け金融を含む。
- (3) 運転資金の回収を含む。

上記の説明のとおり、インドの法人部門が直面した課題により、2016年度以降、銀行部門及び当行に関して、条件緩和貸付から不良債権への繰入を含む、不良債権への追加額水準が大幅に増加した。2019年度に、当行を含む銀行システムの不良債権への追加額が緩和した。同年中、破産・倒産法に基づき照会された複数の大口勘定が解消した。しかし、銀行が不良債権の既存ポートフォリオに引き続き追加引当金を設定したため、当行を含む銀行による引当金は増加し続けた。

不良資産への総追加額は、2018年度の296.0十億ルピー、2017年度の348.3十億ルピーの総追加額と比較して、2019年度は120.8十億ルピーに減少したが、不良資産及びその他の資産に係る引当金は、主に前年中の不良債権に分類された貸付金に対する引当金により、2018年度の147.5十億ルピーから、2019年度は176.1十億ルピーへ増加した。

2018年度中、インド準備銀行は、一定の特定の勘定について、破産・倒産法の規定に基づく破産再生手続を開始するよう各銀行に指示した。また、インド準備銀行は、2018年度末現在、担保が付された部分の40%及び無担保の部分の100%、又は資産分類規定に関するインド準備銀行の既存のガイドラインに基づく引当金のいずれか高い方を引き当てるよう各銀行に指示した。銀行は、2018年6月30日付で、貸付金のうち担保が付される引当金を50.0%にさらに引き上げることを要求された。2018年6月30日に終了する3ヶ月間において、当行は、インド準備銀行の2018年4月のガイドラインに従い、当該勘定に係る引当金を設定した。2019年度末現在、当行は、貸付金残高103.1十億ルピーに係る75.7十億ルピーの引当金を設定し、かかる借入人に対する引当金カバレッジ比率（累積技術償却/健全性償却を除く。）は73.9%である。

### ( ) 潜在的問題のある貸付

貸付の払戻し条件に従う借入人の能力に懸念がある場合、当行はこれらの貸付を潜在的な問題のある貸付としている。2019年度末現在、当行は、潜在的問題のある貸付111.4十億ルピーを所有しており、この貸付は不良資産又はリストラクチャリングされた資産として分類されない。当行は、貸付の払戻し条件の遵守に関してかかる貸付及び借入人を注意深く監視している。また当行は、「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B」に示されるとおり支払期日を過ぎた貸付及び投資適格に満たない貸付も同様に監視している。

### (g) 技術

当行は、金融サービス部門において常に最先端の技術を取り入れるべく努力している。当行は、競争力を高めまた当行の全体的な生産性及び効率性を向上させるために、当行の事業運営の戦略的手段として情報技術を使用するよう努めている。当行は、当行の顧客へのサービス提供に強みをもたらすモバイル化、人工知能、ブロックチェーン及びその他の新時代技術等の主要な技術プラットフォームへの投資を続けている。当行は、到達率を活用し、金融教育及び包括性を実現するため、支店、インターネット・バンキング、ATM、モバイル・バンキング、タブレットを利用した銀行口座開設のためのタブレット・バンキング、テレフォン・バンキング及びソーシャル・ネットワークを通じてバンキング・ファシリティを提供するソーシャル・メディア・バンキング等のすべての通信に、高いレベルの機能性を導入しようとしている。当行はまた、当行の到達率を拡大するため、大規模な顧客基盤及び取引量を有するテクノロジー企業及びプラットフォームとパートナーシップを締結した。同時に、当行は安全で優れた一貫した統一サービス技能をすべての通信にわたって顧客に提供するため、技術への投資を行うことにより、セキュリティ、インフラ及びネットワークを引き続き向上させ強化している。当行には、デジタル空間における革新的なプロジェクトの創出及びパートナーシップの構築に重点を置いた専門チームがある。

当行が特に重点を置く技術は以下のものである。

電子通信及びオンライン通信の使用による以下の効果

- ・ 当行の商品及びサービスの容易な利用
- ・ 販売及び取引に係る費用の削減
- ・ 新規顧客の獲得の拡大
- ・ 既存顧客との関係の強化
- ・ 市場販売までに要する時間の削減

情報システムの採用による以下の効果

- ・ 顧客基盤の拡大
- ・ 効果的なマーケティング及びクロスセリング
- ・ リスクの監視及び制御
- ・ 市場機会における投資の見極め、評価及び実施

・顧客への新商品及びサービス提供の支援

当行はまた、国内における技術利用能力を国際取引においても活用することを目指している。

( ) **技術関連組織**

デジタル・チャンネル・グループは、インターネット・バンキング及びモバイル・ソリューションに重点を置いている。専門の技術グループが、事業グループ及びコーポレート機能が使用するコア・バンキング及びその他のシステムを支援する。技術インフラ及び技術管理グループは、必要なインフラの提供及び維持に責任を負っている。スタートアップ投資及びパートナーシップ・チームは、フィンテック関連のスタートアップ企業との提携及び当該企業への投資並びに戦略的デジタル計画の試験に重点を置いている。

( ) **銀行業務用ソフトウェア**

当行が使用する銀行業務用ソフトウェアはコア・バンキング・システム、貸付金管理システム及びクレジットカード管理システムといった柔軟で拡張性のあるものであり、これらはすべて拡大する当行の顧客基盤を支えている。一次システムが利用できない際にも、中央代役サーバーは週7日、年中無休であらゆるデリバリーチャンネルにサービスを利用可能な状態に保つために役立っている。当行のコア・バンキング・システム、貸付金管理システム及びクレジットカード管理システムは、柔軟で拡張性のあるものであり、拡大する当行の顧客基盤を支えている。当行のバックアップシステムは、バックアップに関する管理及びガバナンスを改善するために強化された。

( ) **支店及びATMのテクノロジー**

当行は、顧客の選択肢と利便性を最大限に高めるため物理的及び電子的なデリバリーチャンネルを組み合わせしており、これにより市場における当行の商品の差別化が図られている。当行の支店銀行業務ソフトウェアは柔軟で拡張性のあるものであり、当行の電子的なデリバリーチャンネルと良好に結合する。2019年3月31日現在、当行はインド全域において14,987機のATMを設けていた。当行のATMは加えて即時融資取引、請求書の支払い及び保険給付支払といった追加機能がある。2019年3月31日現在、当行はタッチ・スクリーン式セルフサービス機器である簡易バンキング機を1,167機設けていた。これにより、顧客は取引の前処理又は処理の完了が可能となり、待ち時間を削減できる。また、当行は顧客が支店を訪れることなく直接現金を預け入れることができる現金専用預入機を1,451機設けていた。顧客のために24時間営業の手軽で便利なエレクトロニック・バンキングを提供する100を超える完全自動化されたタッチ・バンキング支店が配置された。かかる支店において、顧客は、現金の預金、引出、資金振替、請求書の支払い及び口座に関する問い合わせ等の銀行取引ができる。顧客はまた、一部のタッチ・バンキング支店において、ビデオ・カンファレンス・ファシリティによりカスタマーサービスのスタッフと通信することができる。当行の従業員は、デジタル上での顧客情報の把握、物理書類の最小化及び新預金口座開設の効率改善のため、タブレットを利用して新たな顧客口座を開設する。

( ) **コールセンター**

当行のターナー及びハイデラバード全域におけるコールセンターは24時間営業しており、双方向音声応答システム、自動着信配信、統合コンピューター・テレフォニー及び留守番電話等の複合的な最先端のシステムを備えている。当行は、電話対応係が電話をかけてきた顧客の当行との関係について完全な概要を知ることができる体制を整えることで顧客の視点を統括できるよう、これらのコールセンターにおいて最新の技術を利用するよう努めている。このデータベースは、顧客の区分別を可能にし、電話対応係がクロスセリングの機会を確認し実行できるよう手助けする。

## ( ) 電子的チャネル又はオンライン・チャネル

当行は、法人向け及び小口向けの商品及びサービスにつき、数々のオンライン・バンキング・サービスを顧客に提供している。当行のウェブサイトは、多様な端末上で円滑かつ各々に対応した仕様を提供している。また、異なる顧客区分に対応して異なる仕様を提供している。

当行は、多様な経路でのアクセスを当行の顧客に提供する戦略に従い、インドにおいてモバイル・バンキング・サービスを提供している。かかるサービスは現在、インド国内のすべての携帯電話サービスプロバイダー及び当行が拠点を持つ他の国に所在する非居住者のインド人顧客にまで拡大された。当行は、近年における携帯電話での多様なアプリケーションの利用増加を考慮して、モバイル・バンキングをより重視するようになった。当行のモバイル・バンキング・アプリケーションであるアイモバイル(iMobile)は、全モバイル・プラットフォームにおいて利用可能な250超のサービスを提供している。2019年度中、新たな機能及び直感的なウィジェットにより、モバイル・アプリケーションが改良された。これには、顧客の投資工程全体を管理するアルゴリズムによる投資アドバイザー・アプリケーションのマネーコーチ(Money Coach)が含まれる。また、もう1つの機能として、顧客が個人の支払額及び先渡額を追跡できる直感的なインターフェースのディスカバー(Discover)も追加された。アイモバイルのその他の機能には、カードの限度額設定及び20,000ルピーを上限とするデジタル与信の即時取得が含まれる。セキュリティ機能として、顧客はアプリでクレジットカードの限度額を管理でき、必要な場合にカード取引の一時的なブロック/ブロック解除が可能となる。導入されたその他の機能には、顧客の本人確認のオンライン登録、シングル・クリックでのミュチュアル・ファンドのオンライン登録手続及び 아이폰(iPhone)の音声指示機能を使用した登録済受取人へのピアツーピアの資金振替が含まれる。

当行のフェイスブック上の銀行取引のアプリケーションでは、顧客が自分の口座情報へのアクセス、口座の状況の把握及び必要なサービスの要求ができる。当行はまた、顧客がツイッターを用いて送金することができる革新的な支払サービスをツイッター上で開始した。

当行は、すべてデジタル・プラットフォーム上で利用可能な様々な即時与信商品を開始した。融資手続は最初から最後までデジタル化されており、事前に承認された顧客への即時支払いが可能である。2019年度中、当行は即時与信商品の範囲を即時の小口向け貸付、ビジネスローン、追加分を含む住宅ローン、自動車ローン、二輪車ローン及びクレジットカードに拡大した。当行は、即時デジタル与信枠を当行のモバイル・アプリのペイレーター(PayLater)に導入し、これにより事前に承認された顧客は少額の購入に即時与信を利用できるようになる。

中小企業顧客を対象に、当行は事業及び取引に関する銀行取引需要を満たすための一連のデジタル商品を導入した。これらの商品には、デジタル化された当座預金口座開設手続、デジタル処理される即時当座借越及び物品・サービス税申告書に計上された収益に基づくビジネスローンが含まれる。2019年度に、当行は法人及び中小企業が輸出入取引の大半をデジタルに行えるようにするため、トレード・オンライン(Trade Online)のプラットフォームを改良した。当行はまた、商品売買並びに事業及びグローバルな成功事例に関する知識を形成するための手段の提供のためのオンライン市場といった、銀行取引の範囲を超えた中小企業の成長を支援するプラットフォーム及びソリューションも提供している。

当行のオンライン送金ソリューションは、主要なプラットフォームにわたってモバイル・アプリケーションとして使用でき、顧客の為替レートの確認及び送金取引を可能にする。送金分野では、当行は、送金を迅速に行い、顧客のインドへの送金が容易となる商品に重点を置いている。当行は、円滑な操作及び24時間体制の即時送金処理のために、当行の送金サービスであるMoney2Indiaというウェブサイト及びモバイル・アプリケーションを強化している。当行はまた、非居住者の顧客がインドに送金できるようにするため、音声ベースの国際送金及びソーシャル・メディア支払サービスを発表した。当行は最近、インドからカナダへのブロックチェーンに基づく仕向送金手続を可能にし、他の海外拠点においても同様の手続を可能にしようとしている。

当行の「ポケット(Pockets)」という名の電子財布は、インドにおいて、ウェブサイト又はモバイル・アプリケーションで個人が取引可能なモバイル・アプリケーションである。かかる電子財布は、メールアカウント、携帯電話番号、フェイスブック上の友人及び銀行口座への送金ができ、また請求書の支払い及びチケット予約もできる。さらに、当行は、都市部における迅速な大量輸送支払システム及び高速道路料金の電子収受システム等分野におけるソリューションを提供し、かかる支払いにつき残高の自動補充が可能な便利な専用カードを開発した。これにより、かかる支払いの待機時間は最小化された。当行はまた、電子料金回収及びトランジットカード・ソリューションを発表した。当行は、地下鉄にトランジットカードを導入し、デリー、ムンバイ、ハイデラバード、ベンガルー及びアフマダーバードの地下鉄事業者と連携した。当行は、電子料金回収のための通信媒体にプリペイド無線波認識タグを発行し、また料金支払いを処理する中央決済機関を設置した。2019年度末までに、当行は1百万を超える無線波認識タグを発行した。当行はまた、スマートフォンを使用したキャッシュレスの支払いを可能とし、これによって現金、デビットカード又はクレジットカードの持運びが不要となる、非接触型モバイル決済ソリューションを開始した。

当行は、新しいアイデアを取り入れまた携帯電話を使用したバンキング・アプリケーションの次世代を開拓するために、技術革新世代の優れた才能を活用するバーチャル・モバイル・アプリケーションの開発チャレンジ「アイシー・アイシー・アイ・アパソン(ICICI Appathon)」を主催した。これは、モバイル及びウェブ・スペース上の次世代バンキング・アプリケーションを開発することが目的である。

当行は、バーチャル決済アドレスによる銀行口座の詳細が要求されないあらゆる銀行口座への即時送金を可能とする決済基盤である統合決済基盤の展開に向けて、ナショナル・ペイメント・コーポレーション・オブ・インド(National Payments Corporation of India)と緊密に連携した。統合決済基盤は、当行により多様なプラットフォームを通じて促進されている。当行は、当行のモバイル・アプリケーション及びデジタルウォレットに統合決済基盤を導入した。当行はまた、インド政府により促進され、統合決済基盤を用いて構築されたモバイル・アプリケーションである、バーラト・インターフェイス・フォー・マネー(Bharat Interface for Money)を通じた支払いを可能とした。当行は、マーチャントが銀行のクレジットカード/デビットカードを含む多数のモードによる携帯電話支払、インターネット・バンキング支払及びデジタルウォレットによる支払いを受け入れられるようにする「イージーペイ(Eazypay)」という、インドのマーチャント向けモバイル・アプリケーションを発表した。当行はまた、統合決済基盤プラットフォームを用いた決済サービスを提供するため、配車サービス業者及びオンライン配食等のウェブベースのサービスプロバイダーと協働した。

当行は、クロスセル及びテクノロジー企業とのパートナーシップに既存の顧客基盤を活用することにより、小口向け貸付及びクレジットカード・ポートフォリオに大きな成長の可能性があると考えている。大規模な顧客基盤及び取引量を有するプラットフォームとのパートナーシップは、成長並びにサービス提供及び顧客経験の向上の貴重な機会となる。2019年度中、当行は、提携したクレジットカードの提供に関し、大規模な顧客基盤及び取引量を有する電子商取引企業及びオンライン旅行会社と2件のパートナーシップを締結した。

当行はまた、農村地域においてデジタル文化を促進し、農村地域におけるデジタル技術の利用を促進している。ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスを通じて、当行は、農村地域における生活形成のために職業訓練を提供しており、2019年3月31日までに、技能訓練プログラムに基づき1,200を超える農村を網羅した。当行はまた、農村地域のユーザーが135ものサービスをいくつかのインドの言語で利用することができるメラ・アイモバイル(Mera iMobile)という農村の顧客向けの銀行取引のアプリを有している。

## ( ) 高速電子通信設備

当行は、すべての通信経路及び事務所をつなぐ全国規模のデータ通信に関するバックボーンを有している。かかるネットワークは、インドのような広大な国には必要不可欠である広域な接続及び代理機能性に合わせて設計されている。

### ( ) 小口顧客向け商業銀行業務

当行の小口向け銀行業務に関するバック・オフィス業務は、分散及び中央化された組織を通じて複数拠点で遂行されている。かかるチームは、普通預金口座、当座預金口座、消費者ローン、クレジットカード、預金口座及び第三者商品に対する顧客の取引需要を支えるため、200を超える拠点に分散している。さらに、支店及びATMを通じて当行の顧客の現金需要を満たすため、40の通貨管理処理ユニットがある。すべての処理ユニットは、デジタル画像取得機能と一体化した総合モビリティ・ワークフロー・ソリューションに接続しており、これによりデジタル化されたペーパーレス環境での業務が機能する。バックエンド事業は、ロボットによるソリューション、光学式文字認識、人工知能、自然言語処理、アプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）及びデータ分析を含む最新のテクノロジーにより可能となっている。2019年度に、当行は、小切手の決済処理にかかる時間の改善のためにデータ分析を幅広く活用する認識型小切手処理技術を導入し、一層強固なプロセス制御を可能とするようにデュー・ディリジェンスを向上させた。支店の処理は、継続的に見直し及び再設計が行われており、セルフサービスが可能な重要サービスにより、顧客の利便性が向上している。

### ( ) 法人顧客向け商業銀行業務

当行のコーポレート・バンキングに関するバック・オフィス業務は中央化されており、取引サービス及び一般的な銀行業務の範囲における当行の企業活動を自動化するため、業務プロセスの管理に関するソリューションを有している。当行は、ワークフローシステムを画像及び書類管理システムと統合することにより、かかる業務プロセスにおける大幅な費用削減及び紙資源の節約に成功している。当行は、機関系顧客及び政府系顧客に対する包括的支払ソリューションを有する。当行は、多様な支払方法に対応し、様々な電子收受及び支払いに関する商品を取り扱うオンライン支払プラットフォームを有する。2017年7月に導入された新たな商品及びサービスに関する税制に基づき、当行は、インド政府により税金回収を許可され、これにより法人が直接インド政府に税金を支払うことが容易となる。当行はまた、新たな技術を基に処理の簡素化及び迅速化を進めた。2017年度に、当行は、国際貿易金融及びブロックチェーン技術を用いた送金において試験的取引を行った。2018年度に、当行は、貿易金融のためのブロックチェーン・プラットフォームに250を超える企業の参加を得た。当行はまた、ブロックチェーン分散型台帳技術を利用して国内貿易をデジタル化するため、公共部門及び民間部門の銀行のコンソーシアムの形成を主導し、企業向けの信用状の発行及び助言モジュールを利用可能にした。さらに、当行は、顧客が輸出に関する銀行業務のライフサイクル全体をデジタルに管理できるようにするデジタル決済ソリューションを、当行のオンライン貿易プラットフォーム上で開始した。2019年度に、当行は、企業のバリュー・チェーン全体にわたってデリバリー・システムの合理化を支援する、統合決済ソリューションの付されたデジタル金融サプライチェーン・プラットフォームを開始した。当行はまた、より迅速なクロスボーダー決済を促進し、リアルタイムでの決済記録の追跡を可能にするため、SWIFTグローバル決済改革プラットフォームを稼働させたインド初の銀行の1つであった。

当行の財務部取引インフラストラクチャーは、最先端インターネット・プロトコル電話通信に基づく構造である。当行は、財務部業務の既存の自動化プロセスを強化し、これにより取引リスクが低減し、市場競争力も高まった。当行は、すべての海外の支店及び銀行子会社の財務処理システムを中央化している。その結果、取引処理の業務及び契約締結における取引申請は、インド国内において中央化され、整備されている。

### ( ) 顧客関係の管理

当行は、すべての主要な小口向け商品における顧客サービス依頼を自動処理するため、顧客関係の管理に関するソリューションを実施している。かかるソリューションは、顧客からの多様な問い合わせ及び問題を察知し即時解決する助けとなっている。かかるソリューションは、テレフォン・バンキング・コールセンター及び多くの支店において展開されている。

## ( ) データ貯蔵及びデータ検索

当行は顧客データの集約のためのデータ貯蔵庫及びデータ検索イニシアティブを有している。当行は、様々な商品、配信及び通信の各システムを結び付けるために企業適用統合イニシアティブを、小口及び法人向けの商品及びサービス全体にわたって実施している。かかるイニシアティブは当行の多様な経路で顧客にサービス提供する戦略から派生し、あらゆるアクセスポイントにおいても一貫した顧客関連情報を提供しようとするものである。かかるイニシアティブはまた、統一された顧客概要を蓄積するために有用な情報を提供することも目的としており、他の金融商品とのクロスセリング及びアップセリングにつながる様々な機会を生み出すものである。

## ( ) データセンター及び災害復旧システム

当行は、ハイデラバードにデータセンターを有する。同センターは、エネルギー効率の最適化及び高密度なサーバーに適合するよう設計されている。当行はまた、ジャイプルに災害復旧データセンターを有する。当行は、災害があった場合、緊急の業務の継続促進の支えとなる業務継続計画を作成した。かかる計画は、定期的に検証され、インド準備銀行により発表されたガイドラインに従い作成され、当行の取締役会により承認された。当行は、クラウドコンピューティングを可能にするため、独自のプライベートクラウドを創設した。当行はまた、データセンターにおいてエネルギーの最適利用及び運用コスト削減に「IoT」技術を活用する最先端のインフラ管理システムを整備した。

## ( ) サイバーセキュリティ

当行は、サイバーセキュリティに関して包括的なアプローチを採用しており、サイバー攻撃に対する安全に対処する政策、方針及びガイドラインを策定した。機密性、整合性及び有効性の3要素は、当行の包括的な情報セキュリティの枠組みの中核をなしている。かかるアプローチは、予防、検出及び対応のすべてを網羅する。当行は、ファイヤーウォール、進入防止システム、デジタル権利管理ソリューション、データ漏洩防止ソリューション、なりすましメール対策枠組み、モバイル機器管理並びに進化作用を基盤としたマルウェア対策及び動的URLフィルタリングソリューションを含む、一定のセキュリティ制御を用いて、強固な情報及びサイバーセキュリティ制御枠組みを実施した。当行はまた、フィッシング防止、適応型認証、啓蒙活動並びに顧客の管理下にある保護及びリスクの構成といった顧客の要素に重点を置いている。例えば2019年度に、当行のモバイル・アプリケーションに、顧客がカード関連のパラメーターを確認し、必要に応じて一時的なカードのブロック及びカードの限度額の変更を含む修正が行えるようにする独自の機能が導入された。当行は、サイバーセキュリティに関する事柄の監視及び対応につき、当行内に専門のサイバーセキュリティオペレーションセンターを有している。「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (cc) 当行は、サービス妨害攻撃、ハッキング、当行の従業員及び顧客を標的とするソーシャル・エンジニアリング攻撃、マルウェアの侵入又はデータ破壊攻撃並びになりすまし犯罪等、機密情報の漏洩につながり、当行の事業又は評判に悪影響を及ぼし、かつ重大な法律上及び財務上のエクスポージャーを生み出す可能性のあるセキュリティ・リスクに直面している。」も参照のこと。

## (h) 監督及び規制

以下の説明は、当行に適用される、インドにおける特定の分野特有の法律及び規制の概要である。本項で述べられている情報は、公開された文献から取得している。以下の規制は、網羅的なものではなく、一般的な情報の提供を目的としている。

インドにおける商業銀行を規制している主な法律は、1949年銀行規制法である。銀行規制法の規定は、銀行規制法で明示的に定められている場合を除き、会社法及び現行のその他の法律に付加するものであり、これらを逸脱するものではない。

1934年インド準備銀行法及び1999年外国為替管理法（その後の改正を含む。）も重要な法律である。さらに、インド準備銀行は、随時、銀行が従うべきガイドラインを策定する。すべての規制要件を遵守しているかについては、インドGAAPに基づく財務書類に関して評価される。インドにおける銀行は、インド会社法の条項により規制され、かかる会社がインドの証券取引所に上場している場合はさらに、インド証券取引委員会の様々な規制の適用を受ける。

### インド準備銀行に関する規制

銀行規制法に基づき、インドの商業銀行がインドにおいて銀行業を営むためには、インド準備銀行の認可を受けなくてはならない。かかる認可に際して、インド準備銀行が条件を付す場合がある。認可を受けるためには、( )現在及び将来の預金者に対して、その預金の利息を含めた全額を支払うことができること、( )当該銀行の事業が、現在及び将来の預金者の利益を害する形でなされず、またそのおそれがないこと、( )当該銀行が適切な資本及び収益を得る見込みがあること、( )当該銀行に認可を付与することが、公益に資すること、( )当該銀行の経営計画の主な特徴が公益又は預金者の利益に反するものでないこと、( )当該銀行の主な業務地域で利用できる銀行設備、該当地域における既存の銀行の拡大余地の可能性及びその他の要因を考慮して、認可の付与が、通貨安定及び経済成長に沿った銀行システムの業務及び統合を害さないこと、並びに( )当該銀行のインドにおける銀行業務の継続が公益又は預金者の利益に反するものでないことを保証するために、インド準備銀行が必要と判断するその他の条件等、インド準備銀行は一定の条件を満たさなければならない(ただし、これらに限られない。)。インド準備銀行は、当該銀行がいずれかの点において上記条件を満たすことができず、またインドにおいて銀行業務の継続を停止する場合には、当該認可を返上することができる。

ICICIバンクは銀行認可を取得しているため、インド準備銀行の規制及び監督を受ける。当行は、インド準備銀行に、当行の事業に関する報告及び情報を提供しなければならない。インド準備銀行は、特に収益の認識、資産の分類、引当、集中リスクに関するエクスポージャー基準、投資の評価及び自己資本充実度の維持に関する銀行活動に関する商業銀行向けガイドライン及び健全性ガイドラインを公表している。インド準備銀行は、インド準備銀行のリスク・ベースの監督の行使に基づき、リスク評価を年次ベースで行っている。インド準備銀行はまた、インド準備銀行の総裁を議長とする金融監視委員会（Board for Financial Supervision）を設立した。銀行の法定監査人の任命は、インド準備銀行の承認に基づかなければならない。2017年7月、インド準備銀行は、監査法人に対して、特定の民間/外国銀行での4年間の任期満了後、6年間は同行の主要な法定監査人に任命されることができないとの助言を行った。インド準備銀行は、公益及び預金者の利益の観点から特別監査を指示することができる。2018年6月から、インド準備銀行は、銀行の法定監査に際して何らかの過失が認められた場合には、法定監査人に関する適切な措置を可能にする段階的な執行措置の枠組みが導入された。執行措置の枠組みが行使される過失とは、銀行の財務書類の虚偽表示、虚偽の証明書、長文式監査報告書の虚偽の情報及びインド準備銀行の調査の際に発見され、インド準備銀行の発表する命令及びガイドラインを順守していない監査済財務書類の不一致が含まれる。

### 支店の開設に関する規制

支店の開設及び既存の支店の移転は、銀行規制法第23条の規定に規制される。インド準備銀行は、支店認可付与を受けるための条件に反することがあれば、支店認可を取り消すことができる。

インド準備銀行は、2014年度以降指定商業銀行に対する支店承認政策を大幅に自由化している。2017年5月に、支店の範囲が、支店や営業所レベルの事業所を含む、銀行業務のサービス供給拠点すべてを含むよう拡大された。ガイドラインは、銀行支店を、預金の受入れ、小切手現金化/現金引出し又は融資のサービスが少なくとも週に5日、1日に最低4時間提供される、銀行のスタッフ又はそれに準ずる業務要員が配置された店舗型のサービス供給単位として定義している。銀行は、適切な監督、連続的なサービス提供及び顧客苦情の速やかな対応を確保するために、銀行支店の定期的な店舗内外の監視を行うことが求められる。

支店承認政策は、2011年の人口調査による人口規模に基づく、6つのTierへの地域の分類に基づいている。一定の要件の下、銀行はインド準備銀行による事前の承認を得ずに、すべての地域において銀行支店を開設することを認められている。銀行はその年に開設される新規の総銀行支店数の25.0%を、銀行のない農村地域に配置することを強制されている。銀行のない農村地域とは、銀行支店を設置することが可能な中核となる銀行システムを有していない、Tier 5及びTier 6に分類される地域として定義されている。Tier 1の地域におけるその年に開設される支店は、Tier 2からTier 6の地域におけるその年に開設される総支店数を超えてはならないという従前の基準に対して、主に都市部にあたるTier 1の地域における銀行支店の開設への制限が2017年5月に取り除かれた。認可を取得した銀行は、インド準備銀行の承認を得ることなく、自らの裁量ですべての銀行支店（農村地域の営業所及び単独の郊外の営業所を除く。）を移転、統合又は閉鎖することができる。銀行支店は、同等又はそれ以下の人口を有する地域に移転することができる。インド準備銀行は、要件を満たさない銀行に対して、支店の開設に関する認可を与えず、刑罰措置を科すことができる。銀行は、銀行が特定した地域/場所に店舗内外の現金自動預入払出機（ATM）を設置することを認められている（SEZを含む。）。

## 自己資本比率規制

当行は、インド準備銀行の自己資本充実度ガイドラインを遵守するよう義務付けられている。インド準備銀行は、インドにおいて2013年4月1日以降、バーゼル の枠組みを導入している。バーゼル の枠組みは、2019年3月31日までに導入を完了させるため、数年にわたり段階的に導入されていたが、延期され、2020年3月31日までは導入が完了する。

銀行の総資本は、普通株等Tier 1及びその他Tier 1から構成されるTier 1資本並びにTier 2資本に分類される。インド準備銀行のバーゼル のガイドラインの下、普通株等Tier 1資本は、払込済株式資本及び準備金から構成され、その準備金は、法定準備金、その他の開示された任意準備金、資産の売却手取金から生じた剰余金にあたる資本準備金、再評価準備金の割引価値及び為替換算調整勘定から構成される。その他Tier 1資本は、永久債、永久非累積的優先株式及びその他Tier 1資本に組み込むために通常インド準備銀行により随時通知されるその他の種類の金融商品が含まれる。Tier 2資本にはとりわけ、一般引当金及び損失準備金、Tier 2資本に分類される債務資本証券並びにTier 2資本に組み込むために、通常インド準備銀行により随時通知されるその他の種類の金融商品が含まれる。

インド準備銀行のバーゼル のガイドラインは、5.5%の普通株等Tier 1リスク・ベース最低自己資本比率、7.0%のTier 1リスク・ベース最低自己資本比率及び9.0%のリスク・ベース最低自己資本比率合計を規定している。かかるガイドラインは、資本配分及び変動賞与引当金に関する制限を回避するための最低要件に加えてリスク加重資産の2.5%の普通株等Tier 1資本保全バッファを維持するよう銀行に対し義務付け、規制上の自己資本からのより厳しい調整及び控除を規定し、連結銀行グループの規制上の自己資本における少数株主持分に関して限定された認識基準を定め、デリバティブのエクスポージャーのための追加的自己資本要件を定め、そして2017年末にバーゼル委員会が最終的な比率を規定するまでは4.5%のレバレッジ比率（エクスポージャーへのTier 1資本の比率）を課している。2016年3月31日から、資本緩衡が段階的に導入されている。2019年1月、インド準備銀行は0.625%の資本保全バッファの最終トランシェの導入を2019年3月31日から2020年3月31日に延期した。そのため、従前2018年3月31日から適用予定であった最低資本保全比率は現在、2019年3月31日から適用され、その期間は資本保全バッファがリスク加重資産の2.5%の水準となる2020年3月31日までとなっている。その他Tier 1商品の転換/評価損による損失を吸収するために事前に定めたトリガー事由はリスク加重資産の5.5%に留まるが、2020年3月31日にリスク加重資産の6.125%に上昇する。レバレッジ比率は、2015年4月1日から四半期ごとに連結ベースで発表されている。2019年6月、インド準備銀行は国内のシステム上重要な銀行に対して最低レバレッジ比率を4.0%、その他の銀行に対しては3.5%に維持することを義務付けており、これは2019年10月1日から有効となる。店頭デリバティブにおける信用評価調整リスク資本費は、2014年4月1日から実施された。2016年11月、インド準備銀行は、銀行に対して、海外市場におけるルビー建債券により、その他Tier 1資本に含まれるよう分類される永久債、Tier 2資本に含まれるよう分類される債務資本証券並びにインフラ及び低価格住宅への融資のための長期債券を発行することを許可した。2019年度以降、銀行には、国債の利回りの急激な上昇に対するバッファを築くため、トレーディング目的保有及び売却可能区分の投資全体の2.0%に相当する額の投資変動準備金を用意することが求められている。投資変動準備金は、Tier 2資本へ含めることができる。2019年度に、当行は当該要件に従い、投資変動準備金を設定した。

バーゼル のガイドラインは、その他Tier 1 資本商品及びTier 2 資本商品に関し、損失を吸収する性質を持たなければならない、事前に定めたトリガー事由の発生時には評価損を計上するか、株主資本に転換すると規定している。ガイドラインは、2019年3月31日より前に発行された商品について2つのトリガー事由を規定している。それらは2019年3月31日より前のリスク加重資産の5.5%である普通株等Tier 1 比率及び2019年3月31日以降のリスク加重資産の6.125%である普通株等Tier 1 比率である。2019年3月31日以降に発行された商品にはリスク加重資産の6.125%である普通株等Tier 1 比率のトリガーが事前規定されなければならない。その他Tier 1 資本又はTier 2 資本として適格でなくなった資本商品は、2013年4月1日から2012年12月31日現在発行済商品の90.0%を上限として認識されることをもって2013年4月1日から段階的に減額され、それ以降の年においては毎年10パーセント・ポイントずつ減額される。インド準備銀行は、株式以外の資本商品に対する一時的な評価損の計上を許可した。また、ガイドラインは5年経過後の永久債及び非累積的優先株式についてはコール・オプションを認めている。銀行は、最短満期が5年のTier 2 資本商品を発行することができる。また、銀行は、取締役会の承認及び投資家保護要件の遵守を前提として、個人投資家に対してその他Tier 1 資本商品及びTier 2 資本商品を発行することが認められている。

バーゼル 証券のクーポンは、当期利益から支払われなければならない、また、当期利益が不十分であった場合、クーポンは収益準備金から支払うことができる。その他Tier 1 資本商品のクーポンの支払いに関して、当期利益が十分でない場合、クーポンの支払いは前年度から繰り越された利益及び/又は法定準備金を含む純利益の充当を表す準備金を通じて支払うことができる。ただし、これは株式プレミアム、再評価準備金、為替換算調整勘定、投資準備金及び合併において創出される準備金を除く。法定準備金からの充当は、その他すべての利益の予備/準備金がクーポン額に不十分である場合の最終オプションとなる。

自己資本要件とは別に、バーゼル は流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の2つの新たな流動性要件を規定している。インド準備銀行は、2015年1月1日から有効となった流動性カバレッジ比率に関する最終的なガイドラインを発表し、当初60.0%だった最低流動性レバレッジ比率を段階的に引き上げ、2019年1月1からは100.0%とする。インド準備銀行はまた、適格流動資産として分類される資産区分を定義した。インド準備銀行は、安定調達比率に関するガイドラインの草案を2015年5月に発表し、2018年5月にガイドラインの最終版が策定された。ガイドラインは2020年4月1日から適用される。「 - 資産負債管理に関する規制」及び「 - 法定準備金規制」も参照のこと。インド準備銀行は、現行の3つの柱の指導書に加え、自己資本開示要件に関するガイドラインを発表した。本ガイドラインは、公表済財務諸表及びその他開示要件におけるすべての規制上の自己資本の要素の調整について規定している。

2014年7月、インド準備銀行は、国内のシステム上重要な銀行に対する枠組みを発表した。金融部門における規模、複雑性、管轄区域を越えた活動及び相関性にに基づきシステム上重要であると認定された銀行は、その他普通株等Tier 1 資本をリスク加重資産の0.2%から0.8%の範囲に維持することを義務付けられる。かかる要件は、資本保全バッファに追加される。国内のシステム上重要な銀行に対する高い自己資本要件は、2016年4月1日から2019年4月1日にかけて段階的に導入されている。毎年8月に国内のシステム上重要な銀行に分類された銀行の名前が開示されている。2015年8月、インド準備銀行は、インドステイト銀行（その他普通株等Tier 1 資本比率要件がリスク加重資産の0.6%）及びICICIバンク（その他普通株等Tier 1 資本比率要件がリスク加重資産の0.2%（段階的に導入される。））を国内のシステム上重要な銀行として発表した。当行は以前に続き2019年度においてシステム上重要と分類された。当行に対するその他普通株等Tier 1 要件は、2018年3月31日、2019年3月31日及び2019年6月30日のそれぞれにおいて、リスク加重資産の0.10%、0.15%及び0.20%である。

2015年2月、インド準備銀行は、インドの銀行に対するカウンターシクリカル資本バッファの導入に関する最終ガイドラインを発表した。かかるガイドラインにより、高度経済成長期においては高い自己資本要件が銀行に課される。カウンターシクリカル資本バッファは、その長期傾向を対GDP信用比率の変動及びその他のパラメーターに基づき、銀行のリスク加重資産の0%から2.5%までのレンジが設定されている。インド準備銀行は、導入の少なくとも4四半期前には事前にバッファを発表する。また、インド準備銀行は、カウンターシクリカル資本バッファがゼロに戻る場合における資本剰余金の取扱いに関するガイダンスも発表する。インド準備銀行は、現時点の経済状況ではカウンターシクリカル資本バッファは始動しないと発表した。「-第3-3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析-(7) 資金源-(a) 資金の規制」及び「-第3-2 事業等のリスク-(2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク-(c) 当行は、インド準備銀行が定める自己資本比率規制要件(バーゼルを含む。)及びインドの大手民間部門銀行が維持すべき自己資本比率の水準に関する一般市場の予測の対象となっており、規制の変更、資本市場へのアクセスの欠如又はその他の理由により十分な自己資本を維持することができない場合、当行の事業を成長させ支援する能力に影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。

自己資本目的のリスク加重資産の計算に関して、当行は信用リスク及び市場リスクの査定に関する標準化されたアプローチ並びに業務リスクの査定に関する基本的指標アプローチに従う。信用リスク勘定におけるリスク加重資産の計算において、パーセンテージで表示される一定の信用リスクは、様々な貸借対照表上の資産項目及びオフバランスシート項目に対して割り当てられている。オフバランスシート項目のクレジット等価額は、オフバランスシート項目の想定元本への換算率の適用により決定される。各項目の価値は、資産及びオフバランスシート項目のリスク調整価値を算出するために、当該リスク加重率(及びオフバランスシート項目に対する換算率)が乗じられている。消費者信用エクスポージャーは125.0%のリスク加重率となり、インド準備銀行が規定する規制上の小口向け適格基準を満たすその他のエクスポージャーは75.0%のリスク加重率となる。住宅資産により担保されているローンは、ローンの金額及び融資比率に基づき35.0%から75.0%の範囲のリスク加重率となる。2015年10月以降、融資比率が80%未満の3.0百万ルピーまでの居住用住宅ローン及び融資比率が75.0%未満の3.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでのローンのリスク加重率は従来50%だったのに対し、35.0%となった。融資比率が80.0%超90.0%未満の3.0百万ルピーまでのローン及び融資比率が75.0%から80.0%までの3.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでのローンのリスク加重率は50.0%となった。融資比率75.0%未満の7.5百万ルピー超のローンのリスク加重率は75.0%であった。2017年6月に景気対策として、一定の区分の居住用住宅ローンへのリスク加重率は修正された。3.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでのローンの融資比率最大値は、従来90.0%であったのに対し80.0%に引き下げられた。融資比率が75.0%未満の7.5百万ルピー超のローンへのリスク加重率は、75.0%から50.0%に修正された。

リスク加重率が75.0%の居住用住宅を除き、商業用不動産に対する信用エクスポージャーは、100.0%のリスク加重率となる。さらに、リストラクチャリングされた住宅ローンは、25.0%を加えたリスク加重率となる。商業用不動産、システム上重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の金融会社、ベンチャー・ファンド及び資本市場等の特定の区分ではない格付の高い会社に対する信用エクスポージャーは、外部機関による便宜上の信用格付に基づきリスク加重され、リスク加重は20%から150%の間で推移し、また、格付が付与されていない会社に対する信用エクスポージャーは、100.0%でリスク加重される。システム上重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の金融会社に対する信用エクスポージャーは100.0%でリスク加重されていた。2019年2月、インド準備銀行はコア投資会社を除くシステム上重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の金融会社に対するエクスポージャーのリスク加重を更新した。従前のような均一での100%リスク加重ではなく、インド準備銀行は、格付付与された銀行の銀行以外の金融会社に対するエクスポージャーについて、法人借入人に関するものと同様に、格付付与された格付機関による格付に従ってリスク加重することを許可した。コア投資会社に対するエクスポージャーは、引き続き100%でリスク加重される。法人部門並びにアセット・ファイナンス及びインフラストラクチャー・ファイナンスを行う銀行以外の金融会社に対する外部機関から格付付与されていないエクスポージャーに対するリスク加重は、2016年8月に引き上げられた。銀行システムへのエクスポージャーが2.0十億ルピーを超過する場合、リスク加重は、100.0%から150.0%に引き上げられることが予定されている。これは2017年6月30日から有効となる予定であった。しかし、インド準備銀行はかかる効力の発生を延期し、2019年4月1日から有効となった。当初格付けされていたが、その後格付を付与されなくなった1.0十億ルピー超の総エクスポージャーは、2016年8月以降150.0%のリスク加重率を付与された。資本市場に対するエクスポージャーは125.0%でリスク加重され、ベンチャー・キャピタル・ファンドに対するエクスポージャーは150.0%でリスク加重されている。さらに、ローンの戦略的債務再編の一環として銀行が取得した会社の普通株式は150.0%でリスク加重されている。市場リスクの自己資本要件は、トレーディング・ブック・エクスポージャー（デリバティブを含む。）、売却可能及び取引目的区分に含まれる証券、デリバティブにおけるオープン・ゴールド・ポジション、オープン外国為替ポジション・リミット及びトレーディング・ポジション並びにトレーディング・ブック・エクスポージャーをヘッジするために締結されるデリバティブに適用される。業務リスクの自己資本要件は、直近の3事業年度の平均総利益の15.0%に基づいて計算されている。中央決済機関は、自己資本目的において、金融機関として扱われる。自己資本要件は、中央決済機関の性質に基づき定義され、銀行は、エクスポージャーのリスクがより高い場合又は中央決済機関の性質に透明性がない場合、最低要件を超えて資本を保有することを検討することができる。

インド準備銀行は、デリバティブ取引により生じる相手方信用リスクの計算方法及び中央決済機関に対する銀行のエクスポージャーの資本の取扱いについての枠組みに関するガイドラインを2016年11月に策定した。これらのガイドラインは、バーゼル銀行監督委員会により最終化された枠組みに基づくものであり、店頭デリバティブ及び中央決済デリバティブ取引により生じるリスクをとらえたものである。これらのガイドラインは、2018年4月1日から有効となった。ただし、インド準備銀行は、あらゆる法域におけるこれらの基準の実施状況を検討し、更なる通知がなされるまでガイドラインの実施を延期することを決定した。

インド準備銀行は、バーゼルの枠組みに基づく高度なアプローチへのインドの銀行の移行に関するタイムテーブルを発表した。市場リスクに対して内部モデルアプローチへ、また業務リスクに対して標準化アプローチへ移行する予定の銀行は、2010年4月1日より後に、インド準備銀行に申請することを義務付けられた。業務リスクに対して高度な測定アプローチへ、また信用リスクに対して内部格付基準アプローチへ移行する予定の銀行は、2012年4月1日より後に、インド準備銀行に申請することを義務付けられている。さらに、2011年12月、インド準備銀行は、信用リスクに対する資本費の計算のための内部格付基準アプローチに関するガイドラインを策定した。当該ガイドラインは、自己資本の計算における債務不履行レベルの場合の最低損失を規定し、自己資本目的でリストラクチャリングされた資産を不良資産として扱っている。ICICIバンクは、現在、高度なアプローチへ移行するために様々な計画を実施している。

バーゼル枠組みの第2の柱に係る基準に基づき、銀行は、取締役会の承認を得て、規模、複雑性の程度、リスク構造及び事業の範囲に見合う自己資本充実度に関する内部評価プロセスを作成し、実施しなければならない。また、インド準備銀行は、様々なリスク要因に対する「感応度テスト」及び「シナリオ・テスト」を含む適切なストレス・テストの方針及び枠組みを制定し、その内容及び成果が自己資本充実度に関する内部評価プロセスに含まれるよう銀行に勧告するため、ストレス・テストに関するガイドラインを発表した。インド準備銀行は、2013年12月にストレス・テストに関する修正ガイドラインを策定した。ガイドラインに従い、銀行は、衝撃に耐える能力を評価するため、信用リスク及び市場リスクに対するストレス・テストを実施しなければならない。かかるガイドラインは、ストレス・テスト・プログラムの全体目標、ガバナンス、設計及び導入に関連するものである。銀行は、リスク要因に基づくストレス・テスト、シナリオに基づくストレス・テスト並びに単体レベル及びグループ・レベルでの銀行のポートフォリオに対する衝撃を用いたストレス・テストを実施しなければならない。加えて、銀行はまた、リバース・ストレス・テストの枠組みを策定しなければならない。銀行は、リスク加重資産の規模に基づき3つの区分に分類される。2,000.0十億ルピーを超えるリスク加重資産を有する銀行は、複雑かつ厳密なストレス・テストを実施しなければならない。

## 貸倒引当金及び不良資産

インド準備銀行は、収益の認識、資産分類及び引当基準に関する指示及びガイドラインを、マスターサーキュラーの「利益の認識、資産の分類及び債権に対する引当金の健全性基準」にまとめた。当行のインドGAAPに基づく財務書類における当行の貸付、ディベンチャー、リース資産、分割払購入及び手形に関して導入されたインド準備銀行のかかるガイドラインの主な特徴は以下のとおりである。

### 資産分類

不良資産は、利息又は元本の支払期日が90日超経過している資産をいう。特に、以下のいずれかの場合にはその担保貸付は不良資産となる。

- ・利息及び/又は分割払とされた元本の支払期日が、90日超経過しているターム・ローン
- ・その口座に「返済されていない」（以下に定義する。）貸越又は当座貸し
- ・支払期日を90日超経過している引受手形及び割引手形
- ・分割払とされた元本又は利息の支払期日が、短期作物については2収穫期、長期作物については1収穫期にわたり経過している場合
- ・2006年2月1日付で発表された証券化に関するインド準備銀行のガイドラインに従って行われた証券化取引に関して、流動性補完措置が90日超未使用であること
- ・デリバティブ取引に関して、支払期日から90日間未払である場合、デリバティブ契約の時価に関する期日経過の受取勘定
- ・クレジットカード取引に関して、規定されている最低支払額が、規定されている支払期日から90日超未払である場合

90日間について承認された引出制限額の超過が継続している未払額がある口座は、「返済されていない」ものとして取り扱われる。主要運用口座における未払額が承認された引出制限額を下回るが、( )当該銀行の貸借対照表日現在において、90日間預金が無い状態が継続している場合又は( )預金が同期間中に引き落とされた利息を充当するには不十分である場合は、かかる口座は「返済されていない」ものとして取り扱われる。

不良資産の利息は、回収されなければ所得勘定への認識又は入金はなされない。

不良資産は以下のとおり分類される。

**要管理先資産：**12ヶ月を超過しない期間について、不良資産である資産をいう。かかる資産は、明らかな信用の脆弱性を伴っており、その信用の脆弱性により債務の整理が危険視され、またその信用性の低さは、銀行が赤字を填補できなければ損失を計上し続けることの可能性の高さにより特徴付けられる。

**破綻懸念先資産**：12ヶ月を超過する期間について、不良資産である資産をいう。破綻懸念先として分類される貸付は、要管理先資産として分類される資産に内在するあらゆる脆弱性に加えて、現在知られている事実、条件及び価値を基準とすると、その脆弱性により債務を完全に回収し整理することが非常に疑わしく、かつその可能性が低いという特徴を有している。

**破綻先資産**：当行又は内部若しくは外部の監査人による監査手続又はインド準備銀行の検査で損失が認められたが、その全額が償却されていない資産をいう。

実施中のプロジェクトの貸付分類に関しては、個別のガイドラインが規定されており、決算処理時に当初予想されていたかかるプロジェクトの開始日及び完了予定日が基準とされる。インフラ・プロジェクトに関して、契約上の開始日から2年以内に営業運転が開始できなかった場合に貸付は不良債権に分類され、非インフラ・プロジェクトに関しては、契約上の開始日から12ヶ月以内に営業運転が開始できなかった場合に貸付は不良債権に分類される。2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、ストレス及び引当金設定の早期及び保全の認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題並びにインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含む多くのインドの銀行の不良資産及び引当金は、2016年度下半期において大幅に増加した。「- 第3 - 2 事業等のリスク - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (a) 規制及び法律の変更が引き続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被ると予想される。」及び「- (f) 貸付分類」を参照のこと。

2017年4月、規制当局の規定に対して銀行による資産分類及び引当において重大な相違がある場合に、銀行は財務書類の追加的開示を行うことを強制された。ガイドラインに従って、インド準備銀行により評価された追加引当金の設定要件が参照期間について開示された税引後純利益の15.0%を超過する場合及び/又はインド準備銀行により確認された追加総不良資産が参照期間について開示された増加総不良資産の15.0%を超過する場合、それらは年次報告書の会計セクションの注記で開示されなければならない。インド準備銀行は、そのリスク・ベースの監督の行使に基づき、毎年銀行のリスク評価を実施する。かかる評価の一環として、インド準備銀行は、資産分類及び銀行によりその借り手に付与された信用枠の引当につき個別の見直しを行う。かかる評価は、当該事業年度について年次監査が完了し、監査済財務書類が発表された後に開始される。監督過程で生じる分類又は引当における相違（もしあれば）は、監督の行使が終了した後の期間の財務書類から有効となる。2019年4月、インド準備銀行は、資産分類及び引当における相違に関する開示基準を改定した。インド準備銀行により評価された追加引当金の設定要件が、開示された引当前利益及び当期偶発事象の10.0%を超過する場合、若しくはインド準備銀行により確認された追加総不良資産が参照期間について開示された増加総不良資産の15.0%を超過する場合のいずれか、又はこの両方が生じた場合に開示が要求される。「- 第3 - 2 事業等のリスク - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (a) 規制及び法律の変更が引き続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被ると予想される。」を参照のこと。

2018年度の物品・サービス税制度の実施に伴い、零細企業、小規模企業、中規模企業の転換を促進するため、180日の期限超過の基準によって、銀行システムから最大250百万ルピーの与信枠で、かかる企業へのエクスポージャーを一時的に分類することが許可されている。したがって、2017年8月31日現在、正常先と分類された零細企業、小規模企業、中規模企業への貸付金については、2017年9月1日及び2018年12月31日までに期限が到来する支払いが、本来の支払期日から180日以内に行われる限り、引き続き正常貸付先に分類される。

## 条件緩和貸付

2015年度末まで、完全に担保が付されている正常先貸付（個人向けローン、資本市場エクスポージャー及び商業用不動産エクスポージャー等特定の分野を除く。）は、規定の条件を満たすことによって不良債権に分類されることなく元本の返済及び／又は利息の内容の再設定が可能となるが、条件緩和正常先貸付として別に開示されなければならない。条件緩和貸付を条件緩和正常先貸付として分類するためには、貸付に完全に担保が付されていて、追加でもたらされた資金を含めて貸付金の公正価値の減少額の少なくとも20.0%又はリストラクチャリングされた債務額の少なくとも2.0%のどちらか多い方を構成する発起人の拠出金等の特定の条件を遵守しなければならない。2016年度以降にリストラクチャリングされた勘定は不良債権として分類される。ただし、事業を開始した日が遅延（以下後述。）した場合のプロジェクト・ローンのリストラクチャリング及び2015年4月1日以前にリストラクチャリングが提案されていたものの、実行されたのは当該日後だった場合の勘定のリストラクチャリングは除くものとする。

プロジェクト・ローンの再編について、当初の予定されていた日より、商業的運用の開始日の規定期間（インフラ・プロジェクトに関しては2年、非インフラ・プロジェクトに関しては1年）を超えた貸付金の返済の延期は勘定のリストラクチャリングとして扱われる。主に現存の発起人の不備により実施中のプロジェクトが行き詰まりを見せていて、かつ借入事業体の所有及び経営に変更があった場合、商業的運用の開始日をさらに2年間延長することが認められている。

2019年1月、インド準備銀行は、資産分類において格下げされることなく「正常先」として分類される零細企業、小規模企業及び中規模企業に対する既存貸付につき、一度限りのリストラクチャリングを許可した。当該リストラクチャリングに適格となるためには、借入人に対する総エクスポージャーは、銀行及び銀行以外の金融会社の資金を基盤としないファシリティを含み、2019年1月1日現在の250.0百万ルピーを超過しないことが必要となる。当該リストラクチャリングは2020年3月31日までに導入されなければならない。既存の引当に追加される5.0%の引当は、本スキームに基づきリストラクチャリングされた勘定に関して行われる。

銀行システムの条件緩和正常先貸付は大幅に減少し2019年3月31日現在、貸付金総額のわずか0.4%に留まった。

条件緩和正常先貸付には、より高い正常先資産に対する引当金及び自己資本比率規制のより高いリスク加重が課される。より高い正常先資産に対する引当金は、最も長い支払猶予期間を持つ与信枠における利子又は元金の第1回の支払いがなされた日のいずれか遅い方から2年間継続する。より高いリスク加重は、改定されたスケジュールの下で与信枠における利子／元金の第1回の支払いがなされた日から改定された支払スケジュールの下で1年間は十分なパフォーマンスが確立されるまで続けられる。条件緩和貸付は、より高い正常先資産に対する引当金及び／又はリスク加重要件ではなくなるまでは同様に分類される。勘定のリストラクチャリングが不良貸付として分類されるための最低期間を超えて改定されたスケジュールで期日を過ぎた場合、当該勘定は、リストラクチャリング前の支払スケジュールに照らし合わせ不良の区分に格下げされる。

2016年度からのインドの法人部門への負荷の増大、インドの銀行部門の条件緩和貸付及び不良債権のプールの増加を考慮して、インド準備銀行は、戦略的債務再編、戦略的債務再編に該当しない借入人の所有者変更、ストレス資産の持続可能な構造化スキームを含むストレス勘定を解消するため、複数のガイドラインを公表した。これらのスキームは、2018年2月に廃止された。「 - (1) インドの金融部門の概要 - (1) 銀行の債権回収の法的枠組み - ( ) ストレス資産の破綻処理」も参照のこと。リストラクチャリングの過去の措置は以下のとおりである。

1. 2015年6月、インド準備銀行は、推定した回収可能性目標を達成できなかった勘定の所有者変更を行う銀行の能力を強化する戦略的債務再編についてのガイドラインを策定した。当該ガイドラインは、債務から株式への転換及び銀行による借入人の過半数所有について規定した。債務から株式への転換について、銀行は、利息又は元本の支払いの不履行が、かかるローンを不良債権として分類することを要求する場合であったとしても、ローンが、引き続き正常先資産として分類された期間は、現行の資産分類を18ヶ月間継続することができた（現状維持の利益）。かかる期間のローンに係る利息は未収利息であり、現金で受領した場合に限り認識された。新たなスポンサーへの所有権譲渡において、資産は正常先の区分への格上げが可能になり、リストラクチャリングとして扱われることなく債務のリファイナンスが認められた。しかし、18ヶ月間の期間内で新たなスポンサーが特定されなかった場合、銀行は資産分類の現状を維持する前に適用されていた以前の資産分類規定に戻らなければならなかった。2015年9月、インド準備銀行は、戦略的債務再編に該当しない借入人の所有者変更の場合であっても、銀行が正常先区分へと拡張した与信枠につき、かかる与信枠の格上げを銀行に対し認可した。経営者の変更に伴うリスク構造の変化を考慮し、銀行は、既存の債務の公正価値の減少に対し引当を行うことを条件として、既存の債務につきリストラクチャリングとして扱われることなくリファイナンスを行うことが認められていた。戦略的債務再編が失敗した際の引当金の急激な増加を避けるため、銀行は、18ヶ月間の現状維持利益期間の終わりまでに、4四半期にわたって計上を行うことで、当該勘定に係る引当金を15.0%まで増加させることがガイドラインにより定められていた。さらに、資産分類における現状維持利益期間による恩恵は基準日（すなわち、戦略的債務再編が決定された日）から享受された。ただし、予定されている債務の株式転換が目標達成/危機的状況の検討から210日以内に行われない場合には、当該恩恵は消滅した。
2. 多額のストレス資産に対する銀行の対応力を強化する追加的指針として、2016年6月、インド準備銀行は、ストレス資産の持続可能な構造化スキームを導入するガイドラインを策定したが、これは2018年度には行われなかった。商業用運用を開始し、かつ、借入総額（利息を含む。）が5.0十億ルピーを超えたプロジェクトは、当該スキームに基づき構築することができた。ガイドラインに関して、持続可能な債務水準は、現時点における長期負債の50.0%を下回ってはならなかった。共同貸付人フォーラムは、現在のキャッシュ・フロー水準の下で、貸付金の期間よりも長期にわたり提供できるが持続可能な債務を評価しなければならなかった。持続不可能と評価された部分については、株式、償還可能累積的転換オプション付優先株式又は転換可能なディベンチャーに転換されなければならなかった。ガイドラインはまた、債務の持続不可能部分につき、より高い引当を義務付けていた。当該スキームは、現在の発起人が引き続き過半数株式を所有すること、新しい発起人を導入すること、又は、債務を株式に転換することにより貸付人が過半数株式を取得することを許可していた。2016年11月、インド準備銀行は、債務残高総額の25.0%又は債務の持続不可能部分の50.0%のどちらか多い方を補償するよう、先行する条項に従って、債務の持続可能な部分を破綻処理時に正常先としてみなすことを許可するようガイドラインを修正した。

2017年5月、インド政府は、2017年銀行規制政令（改正）を公布し、2017年8月に両院によって公布された。かかる政令は、インド準備銀行に権限を付与することで、ストレス資産の適時な解消をさらに促進することを意図していた。かかる政令は、インド準備銀行に対して、特定のストレス資産の解消を銀行に指示することを許可していた。かかる政令は、インド準備銀行に、特定のストレス資産を解消するよう銀行に指示する権限を付与した。また、1949年銀行規制法第35A条を修正し、インド準備銀行に対し、介入する権限及び必要な場合に破産再生手続を開始させる権限を与えた。インド準備銀行は、解消のためのその他の指示を出す権限、また、ストレス資産を解消するために銀行に助言するよう当局又は委員会を任命する権限を有していた。

さらに、2017年6月、インド準備銀行は、12の多額なストレス勘定に関して、破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に解消を申請する旨の指導を各銀行に行った。2017年8月、インド準備銀行は、ストレス勘定の追加リストを特定し、債務残高が外部格付機関2社によって投資適格と格付けられている破綻処理計画が、2017年12月13日までに実行されなかった場合には、2017年12月31日までに破産・倒産法の規定に基づき破産再生手続を開始するよう銀行に命令した。インド準備銀行は、上記で特定された事例のため、2018年3月31日までに、貸付残高又はインド準備銀行の既存ガイドラインに従い要求される引当金のいずれか高額の方に、50.0%の担保が付された部分から100.0%の無担保の部分に至る引当を行うよう、銀行に対し指示した。これらの引当の要件では、債務のうち担保に付された部分が50.0%から、2018年3月までには40.0%、2018年6月30日までには50.0%に更新された。「- (1) インドの金融部門の概要 - (I) 銀行の債権回収の法的枠組み」も参照のこと。したがって、破産再生手続を効率化するため、破産・倒産法の改正がなされた。2017年11月、故意の債務不履行者及び破綻処理計画中の会社の資産に入札したことによって不良債権として分類された企業の発起人を排除するため、同法を改正する政令が公布された。これには、故意の債務不履行者及び1年以上不良資産として分類されている勘定を有する者を含む特定の人物を、破綻処理計画の破綻処理申立人として認めていない新セクション29Aも含まれている。かかる改正は後に議会によって承認され、2018年1月に公布された。2018年6月に公布された他の改正では、住宅購入者に対して金融債権者としての地位が与えられており、不動産デベロッパーを破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に付託することができる。さらに、零細企業、小規模企業、中規模企業は例外的に免除されており、かかる企業の発起人は破綻処理中の企業に入札することができる。ただし、発起人が故意の債務不履行者でない場合に限られる。またインド政府には、必要であれば、零細企業、小規模企業、中規模企業に対してさらに免除を公告する権限が与えられている。

2018年2月、インド準備銀行は、ストレス資産解消のための改定枠組みを公表した。当該枠組みは、不良債権借入人及び負荷借入人の期限内の解消並びに特定の基準を満たす破綻処理が期限内に行われなかった借入人に関する破産・倒産法に基づく手続の開始を目的としていた。改定枠組みは、企業債務再構築計画、既存の長期プロジェクト・ローンの柔軟な組み立て、戦略的債務再編、戦略的債務再編に該当しない借入人の所有者変更及びストレス資産の持続可能な構造化スキームを含む従来の破綻処理計画を廃止している。共同貸付人フォーラムは継続されておらず、インド準備銀行が、破綻処理計画が開始されたが、実行されていないと公表した借入人の資産分類における現状維持の利益もまた廃止された。しかし、実行中の計画に付与された貸付金は引き続き、(期限内の)計画の実行及びインド準備銀行の定める一定の条件を満たす資産の分類の遅れによって、再編中は制限を受ける。

2019年4月、最高裁判所は、2018年2月のストレス資産の解消のための改定枠組みにかかるインド準備銀行の公報は違憲であると判示した。この判決を受け、2019年6月、インド準備銀行は改定版の銀行によるストレス資産の解消のための健全性枠組みを発行した。当該枠組みに従って、破綻処理計画を実施する手続は、いずれかの貸付人により、借入人が債務不履行になったと報告を受けたときは、複数の貸付人により即時に開始することができる。銀行は、借入人の勘定における債務不履行の30日以内に借入人の調査を始めなければならない。銀行は、30日の調査期間の間に、破綻処理計画の最終決定及び実施のための規則を決定するために、債権者間契約を締結しなければならない。銀行システムの合計エクスポージャーが1.0十億ルピーを超える再編又は勘定の所有権の変更を含む破綻処理計画は、インド準備銀行が承認した信用格付機関による残余債務の独立した信用評価を必要とする。改正後のガイドラインによれば、破綻処理計画が規定の期限内に実施されない場合の照会という従前の要件によらないで、銀行は破産・倒産法に基づき破綻処理のために勘定の照会を決定できる。他方で、ガイドラインは、30日の調査期間の終了から180日以内に破綻処理計画が実施されない場合、20.0%の追加の引当金及び調査期間の開始から365日以内に破綻処理計画が実施されない場合、15.0%のさらなる引当金を定めている。追加の引当金は、破綻処理手続が債務不履行の210日以内に開始された場合は不要である。2019年7月、インド政府は破産・倒産法の改正を提案した。提案された改正案では、破綻処理手続(訴訟及びその他の司法手続を含む。)の完了に関して330日の期限が設定されている。また、すべての金融債権者から構成される債権者集会に対して、残余財産の分配方法を決定し、破綻処理計画に賛成しなかった金融債権者及び事業債権者が破綻・倒産法に定められた順位に従って残余財産の分配を受けるための引当金を設ける期限が与えられている。

2019年6月のガイドラインでは、銀行のストレス勘定の破綻処理に関する方針について、取締役会による承認も要求している。リストラクチャリングの目的において、「財政難」の定義はバーゼル委員会が銀行監督局について発行したガイドラインに合わせている。財政難の兆候には債務不履行、有価証券の上場廃止、不十分なキャッシュフローの評価、未実行の与信枠等が含まれることがある。借入人はエクスポージャーの遅滞がない場合でも財政難の状態にあると認識されることがある。

要管理先及び破綻懸念先資産に分類される貸付にも、リストラクチャリングが適用される。リストラクチャリングされた不良勘定は、その勘定のすべての貸付残高又は与信枠が、最も長い支払猶予期間を持つ与信枠における利子又は元金の第1回の支払いがなされた日のいずれか遅い方から少なくとも1年間十分に履行できる場合にのみ格上げされる。

2014年度以降、銀行は、その年次報告書においてリストラクチャリングされた勘定に関する詳細を開示するよう義務付けられている。これには、累積ベースのリストラクチャリングされた勘定（より高い引当金及び/又はより高いリスク加重の呼び込みを止めるリストラクチャリング基準勘定を除く。）、様々なカテゴリーにおけるリストラクチャリングされた勘定の引当金及びリストラクチャリングされた勘定の変更に関する詳細の開示を含む。

### 引当及び償却

インドGAAPに基づく引当金は、資産分類固有のガイドラインに基づいている。下記のガイドラインは様々な資産分類に適用される。

**正常先資産：**業績ポートフォリオに対する引当金は、インド準備銀行により発表されたガイドラインに基づく。引当要件は、すべての正常先資産に対して0.4%の統一レートであるが、以下のものを除く。

- ・0.25%の引当金が適用される農業並びに小規模及び零細企業部門に対する直接的な担保貸付
- ・1.0%の引当金の設定要件が適用される非住宅部門の商業用不動産に対する担保貸付
- ・0.75%の引当金の設定要件が適用される住宅部門の商業用不動産に対する担保貸付
- ・2.0%の引当金の設定要件が適用される、最初の数年間は比較的低い金利とされ、その後かかる金利が引き上げられる住宅ローン

2014年4月1日以降、ヘッジされていない為替リスク事業体への正常先貸付に対して、0%から0.8%の追加引当が要求されている。会社役員が1回以上故意の債務不履行者のリストに記載された場合、正常先貸付には、5.0%というさらに高い引当金が必要となる。不正勘定の場合、4四半期にわたり引当金を拠出する選択肢とともに100.0%の引当が必要となる。不正勘定に関する引当金の設定要件は、入手可能かつバーゼル自己資本計算法に基づき適格である金融担保を調整後、計算される。

2017年4月に発表されたガイドラインにおいて、インド準備銀行は、特にストレスを受けている経済部門への貸付に関して、規制要件よりも高い比率で正常先資産の引当金を維持するよう各銀行に義務付けた。各銀行は、リスクの評価及び様々な部門におけるストレスに基づいてより高い引当金を準備するために、取締役会により承認された方針を導入することが義務付けられており、かかる方針は四半期ごとに見直される。さらに、破産・倒産法に基づき国家会社法審判所に付託された資産については、銀行は貸付残高の50.0%の担保が付された部分から100.0%の無担保の部分に至る引当を行わなければならない。

- ・**要管理先資産：**すべての要管理先資産に対して、従前の要件である10.0%と比べて、15.0%の引当金が要求されている。無担保の勘定に関しては、25.0%の引当金が要求される。要管理先として分類される無担保インフラ貸付口座に関しては、20.0%の引当金が要求される。
- ・**破綻懸念先資産：**100.0%の引当金/償却が、破綻懸念先資産の無担保の部分に対して行われなければならない。かつ収益に対しても行われる必要がある。破綻懸念先と分類される資産の担保が付されている部分について、2012年度以降、1年間破綻先と分類される資産については25.0%の引当金、1年から3年にわたり破綻懸念先と分類される資産については（2011年度までの30.0%の引当金と比べて）40.0%の引当金、また3年超破綻懸念先と分類される資産については100.0%の引当金が要求される。貸付が保証された担保の価格は、借入人の帳簿上又は外部の査定人が決定する実現可能価値に反映される金額である。

- ・破綻先資産：資産全額を償却し、引き当てることが要求される。

### 条件緩和貸付

条件緩和貸付に対する引当金は、リストラクチャリング前後の貸付の公正価値の差額に相当するよう義務付けられている。リストラクチャリング前の貸付の公正価値は、リストラクチャリング前の貸付及び元本に課される既存の率での利息を表すキャッシュ・フローの現在価値として算定される。リストラクチャリング後の貸付の公正価値は、貸付のリストラクチャリング期間及び元本に課される率での利息を表すキャッシュ・フローの現在価値として算定される。2015年7月まで、いずれのキャッシュ・フローも、リストラクチャリング日現在における銀行の基準レートに、適用ある期間のプレミアム及びリストラクチャリング日の借入人区分に対する信用リスクプレミアムを加算した分だけ割り引かれていた。インド準備銀行は、リストラクチャリングされた勘定の将来のキャッシュ・フローの現在価値を計算するための割引率に関するガイドラインを改定し、リストラクチャリング時に貸付金の公正価値の減少額を決定するという目的の下、リストラクチャリング前に借入人に対して設定された実際の金利と等しいレートが、将来のキャッシュ・フローの割引の際に使われることを要件とした。加重平均金利は、それぞれ異なる金利が付された複数の与信枠を有する勘定の割引率として使われる。

インド準備銀行は、流動引当金（すなわち特定の不良資産に対して設定されたものではない引当金又は正常先資産に対して設定された引当金の法定要件を超過した引当金）の設定及び利用に関する基準を対象に含める、貸付金に関する利益の認識、資産分類及び引当金の設定に係る健全性基準を発表した。特別な状況下における不測の事態があったときに減損勘定に対して特定の引当金を設定する場合にのみ、取締役会の承認及びインド準備銀行の事前の許可を得た上で、流動引当金の期末残高を利用することができる。特別な状況とは、自然災害、内乱、通貨の暴落、金融システム全体に影響する市場の全面的な崩壊及び例外的な貸倒損失等、通常の業務過程において発生することがなく、本質的に例外的であり頻発することのない損失である。担保貸付及び投資に対する流動引当金は、別個に保有されなければならない、損益勘定に貸記することにより戻し入れることはできない。流動引当金は、リスク加重資産総額の1.25%を上限としてTier 2 資本の一部として処理することができる。

2012年3月、インド準備銀行は、経済循環の過程における貸倒引当金の変動を制限するために、動的な貸倒引当金の枠組みに関する審議文書を発表した。この枠組みは、既存の一般引当基準の変更を提言し、様々な分類の貸付に関する過去の損失実績に基づき、銀行が毎年貸付金に対する引当を行うことを提言している。銀行の実際の引当金が、計算された動的引当要件を上回る年においては、銀行は、動的引当金の規定上の最低水準を維持することを条件として、差額の範囲で既存の動的引当金を引き出すことができる。動的引当金の枠組み及びその段階的な導入に関する最終的なガイドラインはまだ発表されていない。インド準備銀行は、2014年初めに銀行システムの改善とともに経済状況が回復する際、当該枠組みが導入されると表明した。その間、銀行は、動的引当金の枠組みへ切り替える一段階として、異なる資産の分類に対する長期的な年次平均期待損失を計算するために必要な能力を強化することを期待されている。

銀行規制法に基づき、インドの銀行は、銀行による資産の特定、資産分類及び引当金の設定に関して決定されたガイドラインを含めた、インド準備銀行の指導に従うことが求められる。インドGAAPに基づき財務書類を作成する際、銀行は、インド準備銀行による当該指針を含むすべての規制要件を満たすことが求められる。インド準備銀行は、2016年2月11日に通知書を公表し、インドのすべての指定商業銀行に対して、2018年4月1日から開始する会計期間に関する財務書類についてインド会計基準（Ind AS）を適用し、これについてインド準備銀行が決定したすべてのガイドライン又は指導に従うよう指示した。2018年4月、インド準備銀行は、銀行規制法の明細表3に規定される財務書類の形式及び複数の銀行の準備レベルに法的な改正があったことを考慮して、Ind ASの実施を一年延期して、2019年4月1日に開始することとした。2019年3月、推奨されていた法的な改正が依然インド政府による検討中であったことから、インド準備銀行は追加の通達があるまでInd ASの実施を延期した。

## 不良資産の売却及び購入に関するガイドライン

インド準備銀行は、銀行に不良資産の処分のための選択肢を与えることを目的として、銀行、金融機関及び銀行以外の金融会社間の不良資産の売却及び購入に関するガイドラインを策定した。このガイドラインに従い、銀行の取締役会は不良資産の購入及び売却に関する政策を定めなくてはならない。不良資産の購入及び売却は、売主に対するノンリコース基準及び現金でなされなくてはならない、また、対価のすべてが前払いでなされなくてはならない。買主である銀行は、他行に資産を売却するためには、その資産を12ヶ月以上帳簿において不良資産として計上しなければならない。資産は元の所有者に売り戻すことはできない。

## 銀行による回収代行業者の利用に関するガイドライン

2008年4月、インド準備銀行は、回収代行業者を利用している銀行に関するガイドラインを策定した。インド準備銀行は、回収代行業者の利用にあたって、銀行がとりわけ回収手続に関わる個人を調査の対象とするデュー・ディリジェンスを行うことを求めている。銀行は、回収代行業者に関する詳細を借入人に知らせ、回収手続に関する苦情処理手段を講じなければならない。インド準備銀行は、慎重な回収手続が取られることを支援するため、銀行が現在及び将来の回収代行業者を対象とした研修コースを実施するよう助言している。インド準備銀行がガイドラインの違反に関する継続的な苦情を受けるような場合には、インド準備銀行は、銀行に対する回収代行業者の利用の禁止を検討する場合がある。

## 資産再構築会社に対する資産の売却に関する規制

SARFAESI法としても知られる証券化法は、銀行及び金融機関による資産再構築会社への金融資産の売却について規定している。インド準備銀行は、銀行に対して、資産再構築会社への金融資産の売却に伴う手続に関するガイドラインを策定している。このガイドラインにより、ある資産が不良資産である場合には、銀行は金融資産を資産再構築会社に売却することができる。この資産は、ノンリコース基準でのみ売却される。借入人がコンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めを有し、借入人に対する貸付総額の75.0%以上が不良債権と分類され、コンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決め内の銀行及び金融機関の、金額ベースで75.0%以上がその売却に賛同した場合にのみ、銀行は正常先資産を売却することができる。2015年度、インド準備銀行は、銀行に60日超にわたり未払いかつ資産再構築会社に対して特別注意勘定として報告された正常先貸付の売却を許可した。銀行が金融資産を売却する場合には、その資産に対する既に発生している債務が付随していないこと及び業務上の法的なその他の売却金融資産に関するリスクを負っていないようにしなければならない。さらに、銀行は、最終的な価格に不足している部分を引き受ける合意により、それを考慮した価格で金融資産を売却することはできない。しかし、銀行は、将来の資産再構築会社により計上される剰余金を分配する契約があれば、特定の金融資産を売却することができる。各行が、資産再構築会社による金融資産の購入の提案を受諾するか拒否するかの前に、その提案で示された価格の自己評価をしなければならないが、銀行及び金融機関の金額ベースで75.0%超がその提案を受け入れたコンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めにおいて、残りの銀行又は金融機関は、その提案された価格を受け入れる義務がある。売却の対価は現金、債券、ディベンチャー、有価証券受領証、資産再構築会社又は金融資産を取得するために同会社により設けられた信託により発行されたパススルー証券である。

銀行は、金融資産を取得するために、資産再構築会社又はそれにより設立された信託が発行した有価証券受領証又はパススルー証券に対しても投資を行うことができる。インド準備銀行は、証券化及び再建支援会社の業務を管理するガイドラインを策定した。かかるガイドラインは、証券化会社及び再建支援会社による資産の換金期間、有価証券受領証の保有の義務、再建計画の策定までの期間等に関する慣行を設定する。また、銀行は、不良資産が正味帳簿価格より高い価格で現金で資産再構築会社に対して売却され、かつ必要な開示がなされている場合、引当金の超過額を組み戻すことができる。損益計算書へ戻し入れる余剰引当金の額は、受取り現金の売却済不良資産の帳簿価額の純額からの超過分を超えない範囲に限定されている。売却価額が帳簿価額の純額より低かった場合、銀行は、2015年5月に発表されたガイドラインに従い、2年の期間において不良資産の売却による不足分を分散することができる。かかる分散は、2016年3月31日までに売却された不良資産について適用された。しかし、インド準備銀行が2016年6月に発表したガイドラインに従い、かかる分散は2017年3月31日まで延長され、不足分を分散させる期間は、売却が行われた四半期の後の4四半期中に制限された。2017年度に資産再構築会社に対して売却された資産については、会計年度末日である2017年3月31日現在において全額分の引当がされていない場合、銀行は、財務書類の「別途積立金」（会計年度末において引当がされていない金額に対する積立金）構成部分を借方計上しなければならない。銀行は、次の会計年度の直近の四半期において、当該借方計上した「別途積立金」を按分して戻し入れ、損益勘定に借方計上することで引当金の設定を完了させなければならない。さらに、証券化会社及び資産再構築会社は、そのスポンサー銀行から、2社間では、いかなる不良金融資産も取得することができなくなる。ただし、そのスポンサー銀行による不良資産のオークションに参加することはできる。

証券化、金融資産の再建並びに銀行及び金融機関により融資された借入金又は貸付金を担保にするため捺印証書の寄託によって保護される譲渡抵当に関するすべての取引は、かかる取引が行われた30日以内に電子登記センターで登録されることになった。かかる記録は、貸手又はその資産に関する取引に関心のあるその他の人に対し検索が可能であり、同一の担保に対する複数の貸付を含む不正行為の防止、またかかる資産に関する既存の担保権を開示しない不正販売を防止するように作られている。

2016年9月、インド準備銀行は、銀行による、証券化会社、資産再構築会社への不良資産の売却に関する改定されたガイドラインを発表した。改定されたガイドラインの重要な特徴として、不良資産に関して以前は証券化会社、資産再構築会社への売却のみが銀行に許可されていたが、銀行以外の金融会社へも当該資産を売却することが許可されることが含まれる。当該枠組みは、インターネットオークションのプラットフォームの使用を義務付けており、ストレス資産により担保される有価証券受領証への投資のための引当金の設定の下限を導入した。かかる引当金の設定は、2017年4月1日以降、債権を売却した銀行が有価証券受領証の50.0%超を保有するため、銀行の帳簿に債権が名目上存続したことを仮定して、原ローンに適用されるレートにて設定される。かかる閾値は、2018年4月以降10.0%へと引き下げられた。かかる枠組みは、追加的な開示要件をも規定しており、オークション手続を通じて資産の大部分を既に取得した証券化会社、資産再構築会社に対し先買権を付与する。

## 負債の早期識別及び情報共有のための枠組み

2014年2月、インド準備銀行は、「経済における不良資産の再生に関する枠組み」を発表した。当該枠組みは、問題の早期識別に関する行動計画、多額の与信に関する情報に係る中央管理機関の設置、回収可能と考えられる勘定の適時のリストラクチャリング及び回収不能な勘定の回収又は売却に対する銀行の迅速な処置の実施の概要を示していた。勘定は、特定の基準に基づき「特別注意勘定」に分類されなければならない。銀行は、勘定の正常先資産区分及び要管理先資産区分の分類に基づき、特別注意勘定（SMA）の3つの小区分を設けることを求められる。SMA-0区分は、元本又は利息の支払いが30日を超過していないが、初期のストレスの兆候を示している勘定を含む。SMA-1は、元本又は利息の支払いが31日から60日を超過している勘定を含む。SMA-2は、元本又は利息の支払いが61日から90日を超過している勘定を含む。

当該枠組みによって、共同貸付人フォーラムが、是正措置計画を考案するため、規程された期間内に形成することが求められており、フォーラムが行動計画に合意できなかった場合、引当金計上の早期化につながる。当該枠組みは、2014年4月1日から2018年2月まで実施された。2018年2月、インド準備銀行は、ストレス資産の解消に向けた改定枠組みを公表し、共同貸付人フォーラムのメカニズムを廃止した。特別注意勘定の小区分は、支払いが1日超過している勘定をSMA-0区分に含めるよう改定された。最高裁判所による2018年2月のガイドラインが違憲である旨の決定を受け、インド準備銀行は2019年6月に改定版のガイドライン「ストレス資産解消のための健全性枠組み」を発行した。当該枠組みは引き続き、特定勘定の分類を行い、銀行に債務不履行から30日以内に借入人の口座について借入人の審査を行い、また、30日間の審査期間中に、破綻処理計画の最終決定及び導入のための規則を決定するため、債権者相互間の契約の締結を要件としている。「- (1) インドの金融部門の概要 - (1) 銀行の債権回収の法的枠組み」及び「- (1) インドの金融部門の概要 - (1) 銀行の債権回収の法的枠組み - ( ) 2017年銀行規制政令（改正）」も参照のこと。

インド準備銀行は、2015年5月にガイドラインを策定し、不正貸付を解決するための枠組みを設定した。当該ガイドラインは、勘定の不正の発見、報告及び監視に関するものである。枠組みは、500百万ルピー超の勘定に係る初期の警告サインに基づいた、勘定の継続的な監視及び警告について規定する。枠組みはまた、コンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めにおいて、他行へ承継される多額の与信についての不正に関するインド準備銀行の中央管理機関への報告及び銀行間の意思決定を可能にすることを義務付ける。枠組みはまた、貸付のライフサイクルの中の異なる段階におけるチェック/調査についても示唆しており、勘定の評価のためのデュー・ディリジェンス完遂のための時間枠が設定された。不正又は警告がされた勘定において、追加的なファシリティのリストラクチャリング又は付与は行われない。不正のあった勘定に係る引当金の設定に関するガイドラインにより、諸銀行は、4四半期にかけて当該銀行に起因する全額に対する引当金を設定することが求められる。引当金の設定が1会計年度以上行われた場合、銀行は会計年度末において引当がされていない残額について「別途積立金」を戻し入れ、これに伴い、次の会計年度の四半期の金額を積み立てなければならない。

2018年2月、インド準備銀行は、ストレス資産の解消に向けた改定枠組みを公表した。ガイドラインでは、債務不履行に関するストレス勘定を直ちに特定し、債務不履行の期間によってこれらの勘定を特別注意勘定に分類し、インド準備銀行の大規模の信用データベースに報告し、破綻処理を開始することが銀行に求められている。改定枠組みは、企業債務再構築計画、既存の長期プロジェクト・ローンの柔軟な組み立て、戦略的債務再編、戦略的債務再編に該当しない借入人の所有者変更及びストレス資産の持続可能な構造化スキームを含む以前の破綻処理計画を廃止した。また、共同貸付人フォーラムも中止した。2019年4月、最高裁判所はインド準備銀行の改定版のストレス資産に関する破綻処理の枠組みが違憲である旨の命令を出した。その後、2019年6月にインド準備銀行により改定版の「ストレス資産解消のための健全性枠組み」が公表され、従前の破綻処理スキーム及び共同貸付人フォーラムの取下げがそれに続いた。

## 貸付実行に関する規制

銀行規制法は、インドの銀行の貸付実行について規定している。インド準備銀行はまた、銀行の貸付業務に関する指針を発表している。インド準備銀行が公表したこれらの指針及びガイドラインは、マスターサーキュラーの「貸付債権 - 法令による制限及びその他の制限」に毎年統合されている。

銀行は自由に自己の貸付金利を決定することができるが、各行は、貸付金利に関する借入人の中で一般的なすべての要素を考慮に入れた、その最低金利を公表しなければならない。2010年7月1日、基準プライム・レートは、基準金利に置換され、2016年3月31日までに実行された貸付に対して適用された。2014年4月、インド準備銀行の信用価格決定に関するワーキング・グループは、信用価格決定の透明性及び公平性を高めることを提言する報告書を提出した。委員会は、銀行が資金調達限界費用の基準による基準金利を計算すること、また取締役会により承認された、顧客に課されるスプレッドを決定する様々な要素を定める政策を策定することを推奨した。さらに、顧客の信用リスク構造が悪化した場合を除き、顧客に課されるスプレッドが増加されないようにすることを勧めた。また、金利修正の周期は、貸付を許可する時点で事前に伝えることとし、いかなる金利の変更も、基準金利の変更に関わりのない事前に特定された日に行うことができるものとする。銀行は、インド準備銀行に対し、価格決定方針の論理的根拠を示すことができなければならない。委員会の勧告に基づき、2015年1月、インド準備銀行は基準金利の算出方法に関するガイドラインを修正した。銀行は、資金調達の平均費用又は限界費用を含む基準に基づいた資金調達費用の算出方法を選択する柔軟性を有することとなった。算出の際使用される預金金利は、銀行の預金基盤において最大の割合を占めていた期間に係るものが選ばれなくてはならない。さらに、銀行は、以前の要件が5年であったのに対して、算出方法について3年ごとに検討しなければならない。これらのガイドラインは、2015年2月19日以降施行された。

2015年12月、インド準備銀行は、資金調達の限界費用に基づく貸付金利に係る最終ガイドラインを発表した。資金調達の限界費用に基づく貸付金利は、2016年4月1日からの増額貸付に適用となり、期間に連動したベンチマークである。かかるガイドラインは、資金調達の限界費用、現金準備率の勘定に係るネガティブ・キャリー、営業コスト及びテナープレミアムから構成される、資金調達の限界費用に基づく貸付金利を算出するための方法論を明確にしている。かかるガイドラインは、資金調達の限界費用に基づく貸付金利との関連付けなくして価格を決定することができる貸付の種類を明確化している。銀行は、オーバーナイト金利から1年までの範囲の異なる満期につき、事前に通知された日にちにおいて自身の資金調達の限界費用に基づく貸付金利を毎月精査し、公表しなければならない。再設定の周期は、1年以内でなければならない。基準金利に連動した貸付は、既存の借入人が、双方にとって受け入れ可能な条件で資金調達の限界費用に基づく貸付金利に連動した貸付に変更することができる選択肢を有する状態で返済又は更新の時まで継続することができる。すべての変動金利貸付及び固定金利ローン（ハイブリッド・ローンの固定金利部分を含む。）の3年以下のテナー金利は、資金に基づく貸付金利の限界費用を下回ることはできない。さらに、2017年9月にインド準備銀行は、資金調達の限界費用に基づく貸付金利システムの働きを検討するために設置された内部スタディ・グループの報告書を意見公募のために公表した。当該報告書は、銀行貸付の価格決定の算出方法に対する改正案を含み、貸付金利について外部指標を参照すること、定期的に行う金利の改定を四半期ごとに増やすこと及びリファイナンスによる追加費用を伴うことなく当該外部指標の導入から1年以内に既存の貸付金利を新しい外部指標に移行することを提案した。本件については最終的なガイドラインが待たれている。さらに、2018年2月に、隔月金融政策綱領において、インド準備銀行は、資金調達の限界費用に基づく貸付金利に対する基準金利と関連付けることにより基準金利の決定方法を調整することを提案した。この点に関しては必要な指示が待たれている。

2018年12月、インド準備銀行は隔月金融政策綱領において、銀行により行われるすべての個人又はリテールに対する新規変動利付貸付（住宅貸付、自動車ローン等）並びに零細企業及び小規模企業に対する変動利付貸付は、インド準備銀行の政策金利であるレポレート、インド政府短期国債の91日物のイールド、インド政府短期国債の182日物のイールドのいずれかを含む外部のベンチマーク、又はその他のファイナンシャル・ベンチマークス・インディア・プライベート・リミテッド（the Financial Benchmarks India Private Limited）が発行する市場金利のベンチマークに関連付けることを提言した。これは2019年4月1日から有効となる予定であったが、更なる協議が利害関係者との間で行われており、これに関する最終的なガイドラインが待ち望まれている。

銀行規制法の第20条(1)に基づき、銀行は自己株式が担保とされている場合に貸付や担保貸付を実行することができず、その取締役のいずれか、若しくはその会社の取締役のいずれかがパートナー、マネージャー、従業員又は保証人となっている会社、その銀行の取締役のいずれかが取締役、経営機関、マネージャー、従業員又は保証人となっているかその銀行の取締役のいずれかがその会社の相当数の株式を有している会社(銀行の子会社、インド会社法第25条により登録された会社、政府系企業ではない。)、子会社又は持株会社並びにその取締役がパートナー又は保証人である個人に対して、又は代理をして、いかなる貸付も行おうことができない。この点に関して、本章において、貸付若しくは担保貸付には、インド準備銀行が一般命令又は特別命令により本章の目的のための貸付又は担保貸付ではないと特定するいかなる取引も含まないとの説明があるように、一定の例外が存在する。

その量、利鞘規制及び目的についての、株式に対する貸付に関するガイドラインが存在する。インド準備銀行は、銀行が取締役会の承認を経て、不動産に対するエクスポージャーに関する政策を定めなくてはならないとするガイドラインを策定した。この政策には、エクスポージャー・リミット、考慮される担保、担保の補填及び利鞘並びに信用付与についての事項を含めなければならない。インド準備銀行は、インドの会社が戦略的投資として、海外のジョイントベンチャー、完全子会社又は他の海外の会社(その会社が新設であるか、既存の会社であるかを問わない。)の株式取得を行うことに対して銀行が金融支援をすることも認めた。銀行がインドの会社による買収に対して融資することは認められていない。抵当権に関しては、インド準備銀行は、7.5百万ルピーを超える住宅ローンの融資比率の上限を75.0%とした。ただし、3.0百万ルピー未満の少額のローンに関しては、適切なリスク加重率に基づく90.0%以下の融資比率が許可され、3.0百万ルピー超7.5百万ルピー以下のローンに関しては、適切なリスク加重率に基づく80%の融資比率が許可された。

住宅/住居のユニットの費用が1.0百万ルピー未満である貸付について、インド準備銀行は、銀行に対して、2015年3月以降融資比率の算出を目的に印紙税、登録費用及びその他のドキュメンテーション費用を住宅/住居のユニットの費用に含めることを許可した。

2012年11月、インド準備銀行は、与信、デリバティブ及び銀行間でのヘッジされていない為替リスクに関連する情報共有に関する指示書を発表し、情報共有の効率的なメカニズムを設置した。また、2013年1月1日から、新規及び既存の借入人に対する新たな融資及び融資の更新の許可は、必要な情報の収集/共有がなされた後でのみ実施されるべきであるとした。2013年9月、インド準備銀行は、銀行からインド準備銀行に提出される、個人及び団体に対する100百万ルピーを超えるエクスポージャーに基づく、銀行間の大規模な共通エクスポージャーの中央管理機関の設置を発表した。その結果、かかる制限は50百万ルピー以上に減少された。

インドの銀行部門におけるストレスを考慮して、インド準備銀行は、企業のストレス勘定を解決するためのいくつかの計画を公表し、かかる計画下の口座の資産分類に関して特別な措置を講じた。プロジェクト・ローンに関して、インド準備銀行は既存の長期プロジェクト・ローンの柔軟な組み立てについてのガイドラインを策定した。インフラ及びその他主要な産業に対する長期プロジェクト・ローンの柔軟な組み立てのための計画の下、銀行はリストラクチャリングとしてみなされない定期的なローンのリファイナンスを意図した長期プロジェクト・ローンの組み立てが認められた。かかるローンは、プロジェクトの経済的耐用年数に関連した満期を付すことができ、その期間は25年まで延長することができた。また、プロジェクトの基本的な実行可能性は、すべての必要な財務及び財務以外のパラメーターに基づき決定された。ローンの償却スケジュールは、現在価値の純額において損失のない正常先資産であること、負債償却が経済的耐用年数の85.0%以内であること等、一定の特定要件を満たすことを条件に、条件緩和貸付に分類されることなく、ローンの期間中に1度変更することができた。長期プロジェクト・ローンの柔軟な組み立ては、当初インフラ部門及びその他主要な産業にのみ適用可能であったが、2016年11月以降、かかる柔軟な組み立ては、すべての部門のローンもその対象とし、拡大された。2018年2月、インド準備銀行はストレス資産解消のための枠組みを改定し、従前発表していた解消スキームを撤回した。2019年4月、最高裁判所は2018年2月に発表されたインド準備銀行のストレス資産解消のための改定枠組みを違憲として宣言する命令を出した。その後、改定版のストレス資産の解消のための健全性枠組みが2019年6月にインド準備銀行により公表され、従前発表された解消スキームの撤回が続いた。

2018年12月、インド準備銀行は、銀行融資額の受渡しに関するガイドラインを発表した。ガイドラインでは、合計1.5十億ルピー以上を制限値とする銀行システムからの資金を基盤とする運転資金を有する借入人に対しては、2019年4月1日より、資金を基盤とする運転資金の制限値にかかる40.0%の最小値の貸付の構成要素が適用され、2019年7月1日からは60.0%に改定される。かかる貸付の最低構成要素の基準値を超えての引出しは、現金と信枠又は当座貸越の形で許容される。貸付の構成要素の金額及び満期は、借入人との協議の上、貸付の構成要素の満期が7日未満とならないことを条件として、銀行により決定されることがある。2019年4月1日付で効力を有する、現金と信枠又は当座貸越の未引出しの部分における20.0%の強制的な与信換算率が、当該与信枠が無条件に解約可能か否かに関わらず、適用される。当該ガイドラインは、既存及び新規の関係性双方に適用される。

## 行政指導に基づく貸付

### 優先部門貸付

優先部門への貸付に関するガイドラインは、商業銀行が農業、零細企業及び小規模企業、マイクロクレジット、教育並びに住宅金融等の特定の部門（優先部門）に対し、当該銀行の調整後の銀行融資純額の一定割合を貸付けることを求めている。優先部門に対する担保貸付総額の目標額は、調整後の銀行融資純額（銀行融資純額に、満期保有目的区分に含まれる非法定流動性債券／ディベンチャーに対する銀行の投資、優先部門として扱われる投資、優先部門勘定の不足分に係る適格な政府基金への投資、例外とみなされるインフラ及び低価格住宅の長期債権を除く優先部門の貸付証書残高及びCRR／SLR要件の例外とみなされる外貨建預金の増加に対してインドにおいて拡大された適格な貸付金を加えた額）の40.0%又はオフバランスシート・エクスポージャーに相当する融資の、前会計年度の3月31日現在におけるいずれか高い方とされている。優先部門貸付目標を達成できない銀行は、不足額に相当する金額を、国家農業農村開発銀行により設立された農業インフラ開発基金等の特定のインド政府基金又はその他の金融機関の基金に拠出しなければならない。

インド準備銀行は、2015年4月に、2016年度から適用されている優先部門貸付の修正後のガイドラインを策定した。全体的な優先部門貸付の目標額は、継続して調整後の銀行融資純額の40.0%又はオフバランスシート・エクスポージャーに相当する融資額のうちいずれか高い方であり、従前の農業部門に対する貸付である13.5%の直接貸付及び4.5%の間接貸付の副目標額は統合され、小規模農家及び限界的小農に対する副目標額8.0%、零細企業に対する追加の副目標額7.5%が導入された。優先部門貸付とみなされる部門は、中規模企業、社会インフラ及び再生可能エネルギーを対象とするために拡大された。優先部門貸付における成果は、2017年度以降四半期ごとの平均値から評価されている。さらに、2015年7月、インド準備銀行は銀行に対して個人農業に対する直接融資を、銀行システムの過去3年間の平均水準に維持するよう指示し、これが達成されない場合には銀行は罰則を受けることとなった。インド準備銀行は、毎年年度初めに、銀行に対して銀行システムの平均水準を通知する。2019年度の目標値は、調整後の銀行融資純額の11.99%に設定された。さらに、インド準備銀行は、以前のガイドラインに基づき直接農業貸付の分類を構成していた借入人に対する貸付について、調整後の銀行融資純額の13.5%という目標値の追求を継続するよう銀行に指示した。

2018年6月、インド準備銀行は、低価格住宅部門を発展させる目的で、優先部門の下での住宅ローンの上限基準を、居住施設の総費用が大都市中心部においては4.5百万ルピー及びその他中心部においては3.0百万ルピーをそれぞれ超えないという条件で、それぞれ3.5百万ルピー及び2.5百万ルピーに増加させた。さらに、2018年12月、インド準備銀行は、2018年6月19日以降有効となる増加させた基準値は、優先部門貸付に基づく住宅ローンの既存ポートフォリオの分類の目的に含むことができると明確にした。

銀行による証券化資産への投資、並びに貸付及び譲渡証書の即時購入は、対象資産自体がそのように扱われるものである場合は、優先部門に関するものとして分類することができる。かかる取引を始める企業から最終的な借入人が請求される金利には、優先部門として分類される取引に関する上限が適用される。

優先部門貸付目標を達成できない銀行は、不足額に相当する金額を、特定のインド政府基金に拠出しなければならない。拠出は、最長7年の満期で発行される債券を引き受けることにより行われる。これらの拠出に対する金利は、市場価格を下回り、通常インド準備銀行により設定される銀行金利に基づき設定される。2014年5月、インド準備銀行は、銀行が委託投資残高を優先部門全体の目標額達成のため、会計年度の3月31日現在におけるインド政府基金に含めることを認めるガイドラインを策定した。前年の3月31日現在の投資もまた、優先部門及びサブセグメント貸付要件の計算の基準となる、調整後の銀行融資純額に含まれる。2014年12月、インド準備銀行は、優先部門の義務履行違反について、国家農業農村開発銀行、インド中小企業開発銀行、国立住宅銀行及びムードラ・リミテッドへの資金調達に関連して銀行に対して支払われるべき不足額並びに金利の分類に関するリストラクチャリングを行った。2015年4月1日から始まる会計期間につき、特定のインド政府基金に支払われる不足額の同等額は、以前のように投資として分類されるのではなく、附属明細書11に基づき、銀行の貸借対照表の「その他資産」に含まれる。

2016年4月、インド準備銀行は、銀行に対して、優先部門の貸付証書の売買によって優先部門ポートフォリオの取引を行うことを許可した。指定商業銀行、地域農村銀行、地域銀行、小規模銀行及び都市部の信用組合銀行が、かかる取引に参加できる。農業、小規模農家・限界的小農、零細企業の区分には4種類の証書が許可され、また一般区分の証書が許可された。かかる取引においては、リスク又は貸付資産の移行は行われない。銀行は、前年の優先部門への貸付実績の50.0%を上限とする優先部門貸付証書を発行することができる。証書は3月31日に失効し、当該事業年度の最終報告日以降は無効となる。優先部門への貸付は、優先部門の貸付ポートフォリオ残高と発行済み優先部門貸付証書の購入額の純額の和によって算出される。

2015年度において、インド準備銀行は、銀行に対してインフラ及び低価格住宅への融資のための長期債券の発行を認めた。かかる債券によって調達された額は、優先部門貸付目標の算出のため、かかる債券に対する貸付が優先部門貸付に含まれていない限り、調整後の銀行融資純額からの除外を許可されている。さらに、2018年9月、インド準備銀行は商業銀行に対し、システム上重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の金融会社と、優先部門の資産創出のための貸付を共同して設定することを許可した。これには貸付人双方による与信の共同出資並びに銀行及び銀行以外の金融会社によるリスク及び利益の共有を含む。銀行はその与信持分に関して優先部門のステータスを要求することができる。

零細企業及び小規模企業に対する適切な与信の流れを推進するため、2014年4月、インド準備銀行は、かかる借入人に対し異なる金利を提示するよう銀行に助言した。ローンの価格決定の際、銀行は、信用保証の形で零細企業及び小規模企業に提供されるインセンティブ並びに自己資本充実度目的でかかる保証付ローンに対し適用されるゼロリスク加重を考慮しなければならない。2016年7月、インド準備銀行は、零細企業、小規模企業及び中規模企業向け貸付に関するプライム・ミニスター・タスク・フォースの勧告を考慮に入れ、零細企業、小規模企業及び中規模企業のセクターへの融資に関する指針を発表した。かかる指針に従い、銀行は、零細企業及び小規模企業の信用度が、前年度と比較して20.0%増加すること、零細企業の口座数が10.0%増加すること、また零細企業及び小規模企業セクターに対する貸出総額うち前年度同四半期の60.0%を、零細企業に向けたものとする事の達成が要求されている。

インド政府における零細・中小企業省に従って、企業の分類（零細、小規模又は中規模のいずれか）は、該当企業による設備機器への投資に基づいている。新規又は中古での購入に関わらず、設備機器の元の価格が考慮される。2017年7月、インド準備銀行は2017年3月に発行された零細・中小企業省の回状に言及し、零細、小規模又は中規模のいずれかに企業を分類するために行う設備機器への投資についての確認作業は、以下の文書を頼りにすることが出来ると述べた。

- ・設備機器の購入請求書の写し
- ・監査済み勘定に表示された設備機器の総資産
- ・法定監査人により発行された、設備機器の購入価格に関する証明書

さらに、分類において、設備機器の購入価格が考慮される対象であり、帳簿価格（購入価格から減価償却費を引いた値）はその対象では無いこともまた、明確にした。インド準備銀行により発行された当該分類方法に基づいて、諸銀行は、企業の分類（零細、小規模又は中規模のいずれか）について善処して足並みを揃えている。

## 輸出信用

インド準備銀行は、輸出業者に対して国際的な水準の金利で短期運転資金金融を利用することを許可した。輸出信用は、ルピー及び外貨で提供される。これにより、輸出業者は国際的に競争力を有する貸付オプションを利用することができる。既存のガイドラインに従い、1つの銀行の調整後の銀行融資純額の12.0%は、輸出信用の形でなければならない。この対象は、調整後の銀行融資純額の40.0%という優先部門貸付目標に加えてのものである。当行は、輸出業者である借入人の出荷前及び出荷後規制に対する輸出信用をルピー及び外貨建てで提供している。2014年5月、インド準備銀行は、最低3年間の十分な実績を有する輸出業者が、最大10年間を上限とした長期供給契約の締結の際に、譲許的な金利で長期輸出貸付を受け取るとを認めた。

## チーフ・リスク・オフィサーの負う責任

銀行におけるリスク管理を強化する試みの一環として、2017年4月にインド準備銀行は、信用リスク管理機能を信用認可プロセスから切り離し、また、その後の銀行による施策に一貫性を与えることを目的としたガイドラインを策定した。かかるガイドラインにより、マネージング・ディレクター又は最高経営責任者若しくは銀行のリスク管理委員会への明確な指揮命令系統が確立された、取締役会が承認したチーフ・リスク・オフィサーの負う役割及び責任を定義する指針を定める必要がある。チーフ・リスク・オフィサーは、二重の職務を負わず、いかなる業種に対しても報告することもなく、いかなる業績目標も与えられてはならない。チーフ・リスク・オフィサーは、取締役会の承認を得た場合に限り、解任又は転任されることができる。

## 信用エクスポージャー・リミット

より良いリスク管理及び信用リスクの集中を回避することを目的とした健全な手法として、インド準備銀行は、個人の借入人及び同一グループ（又はスポンサーグループ）内のすべての会社に対する貸付に関して、銀行及び長期貸付機関に対する信用エクスポージャー・リミットを定めた。これらの手法は、2015年7月1日付のインド準備銀行のエクスポージャー基準に関するマスターサーキュラーに統合されている。エクスポージャー基準に関するマスターサーキュラーに基づくリミットは、以下のとおりである。

- ・借入人1名に対するエクスポージャー・リミットは、資本金の15.0%であり、グループ・エクスポージャー・リミットは、資本金の40.0%である。インフラ・プロジェクトに対する貸付の場合、借入人1名に対するエクスポージャー・リミットはさらに5.0%（すなわち資本金の20.0%）まで拡張でき、グループ・エクスポージャー・リミットは、さらに10.0%（すなわち資本金の50.0%）まで拡張できる。借入人1名に関するエクスポージャー・リミットは、石油債券を発行した石油会社に関してのみ、インド準備銀行により資本金の25.0%に引き上げられている。例外的な状況では、取締役会の承認により、銀行が年次報告書において適切な開示をすることに同意をした借入人に従い、当該銀行は、借入人1名に対するエクスポージャーをさらに資本金の最大5.0%まで増加させることを検討することができる。
- ・民間部門引受に対するエクスポージャーは、グループ・エクスポージャー・リミットから免除される。
- ・資本金は、自己資本規制（Tier 1 資本及びTier 2 資本）により定められる資本総額である。
- ・エクスポージャーには、信用エクスポージャー（実行済及び未実行の信用制限）並びに投資エクスポージャー（引受け及び同様の業務）が含まなければならない。ノンファンド・ベースのエクスポージャーは、100.0%として計算し、さらに銀行は、個人又はグループの借入人に対するエクスポージャー・リミットの決定の際に、取替原価でカレント・エクスポージャー手法を用いて計算される、外貨建先物契約並びに通貨スワップ及びオプション等その他デリバティブ商品の勘定に係るエクスポージャーを含めている。

インド準備銀行は、銀行が特定部門に対する内部的なエクスポージャー・リミットを定めることを要求している。この上限は、銀行による定期的な見直しを受けなければならない。当行は一産業（小口向け貸付を除く。）当たりに対する当行のエクスポージャーの上限を15.0%とし、それに従い当行のエクスポージャーを監視している。

中央決済機関を通じた規格の店頭デリバティブ商品の中央決済を促進する経過措置として、2014年1月、インド準備銀行は、1つの相手方に適用可能な適格中央決済機関に対する銀行の決済エクスポージャーを資本金の15.0%の上限から除外することを認めるガイドラインを策定した。貸付、信用枠、中央決済機関の資本に対する投資、流動性補完措置等の適格中央決済機関に対するその他エクスポージャーは、引き続き各決済機関に対する資本金の15.0%までの既存の上限内に収めるものとする。ただし、非適格中央決済機関に対する銀行のすべてのエクスポージャーは、15.0%までのエクスポージャーの上限内に収めなければならない。

2016年8月、インド準備銀行は大口借入人に対する銀行システムのエクスポージャーへの制限を定め、通常許可される貸付制限を越えるエクスポージャーの増加の際には、より高い正常先資産の引当金及びリスク加重の取得を勧告するガイドラインを策定した。ガイドラインに従い、2018年度中のいずれかの時点において250.0十億ルピーが制限の資金を基盤とした与信枠総額を有する借入人は、特定の借入人と認識される。かかる制限は、2019年度に150.0十億ルピーまで、2020年度以降は100.0十億ルピーにまで漸次的に減額される。通常許可される貸付制限は、資金調達額の増加分の50.0%かつ資金を基盤とした与信枠総額超と定義される。通常許可される貸付制限を越えた増分エクスポージャーに対する一般引当金は3.0%とされ、かかるエクスポージャーの適用可能なリスク加重以上の追加的リスク加重資産に対する一般引当金は75.0%とされる。かかる枠組みは、特定の借入人の身元確認に関して、2017年4月1日より適用される。追加引当及び高リスク加重に関する阻害措置は、2018年4月1日以降に適用された。

さらに、2016年12月にインド準備銀行は、2019年4月1日より適用される大口借入人に対する追加的な最終ガイドラインを発表した。かかる枠組みは、単一の事業体及び関連事業体グループにつき、適格資本基盤のそれぞれ20.0%及び25.0%とする制限を定めた。適格資本基盤は、現行の基準における総資本に対する銀行のTier 1資本として定義される。単一の非銀行金融会社及び非銀行関連金融会社グループに対するエクスポージャーは、適格資本基盤の、それぞれ15.0%及び25.0%に制限される。2019年4月、インド準備銀行は、中央清算されないデリバティブ取引のエクスポージャーを、2020年4月1日まで枠組みの範囲から除外した。2019年6月、インド準備銀行は、経済的自立の基準を関連事業体の定義に導入し、これは2020年4月1日から適用される。

2017年11月にインド準備銀行は、銀行システム内に50百万ルピー以上の総エクスポージャーを有する大口法人借入人に対して法人組織鑑定者登録を取得することを義務化した。指定されたスケジュール内に当該法人組織鑑定者登録を取得しない借入人は、与信枠の更新・拡大を受ける資格を失う。2018年11月、非デリバティブ市場への参加の際にも法人組織鑑定者登録を要求する指針が発行された。

### グループ内取引及びエクスポージャーに関する制限

2014年2月、インド準備銀行は、総合金融会社に対するグループ内取引及びエクスポージャーの管理に関するガイドラインを策定した。かかるガイドラインは、グループ内の金融取引に対し量的な上限を設け、非金融取引に対し健全性基準を設けた。インド準備銀行は、非金融会社及び規制されていない金融サービス会社に対する銀行の払込資本金及び準備金に、各グループ事業体に対し5.0%のエクスポージャー・リミットを設け、また規制金融会社に対しては10.0%の上限を設けた。グループ・エクスポージャーの総額は、(金融及び非金融の)すべてのグループ事業体に関して、払込資本金及び準備金の20.0%を超えてはならず、非金融会社及び規制されていない金融サービス会社に関しては10.0%を超えてはならない。株式及びその他資本商品の形での、グループ内のその他の銀行/金融機関に対する銀行のエクスポージャーは、上記の制限から除外される。銀行の現在のグループ内エクスポージャーが、ガイドラインに規定される上限を超えている場合、2016年3月31日までに、エクスポージャーを上限内に収めなければならない。エクスポージャーが、2016年3月31日以降も許容限度を超える場合、その超過額は、銀行の普通株等Tier 1資本から差し引かれる。

### 投資及び資本市場エクスポージャー・リミットに関する規制

銀行規制法第19条(2)の観点から、同法(1)に規定されている場合を除き、銀行は、その会社の払込済資本の30.0%又は銀行自身の払込済資本及び準備金の30.0%のどちらか少ない方を超えて、質権者、抵当権者又は絶対的所有者であるかどうかを問わず、いかなる会社の株式も保有してはならない。さらに、銀行規制法第19条(3)の観点から、銀行は、質権者、抵当権者又は絶対的所有者であるかどうかを問わず、銀行のマネージング・ディレクター又はマネージャーがその経営にいかなる形であれ利害関係を有する会社の株式を保有してはならない。

資本市場エクスポージャーに関するインド準備銀行のガイドラインは、株式、転換社債/ディベンチャー、株式志向のミューチュアル・ファンドの持分、株式担保貸付並びに株式ブローカーに対する担保付及び無担保の貸付への投資による、すべての形式の市場資本に対する銀行のエクスポージャー（ファンド・ベース及びノンファンド・ベース）は前年度の3月31日現在の単体及び連結ベース双方の銀行の純資産の40.0%を超過してはならないと規定している。かかる全体的な規制の範囲内で、株式、転換社債/ディベンチャー及び株式志向のミューチュアル・ファンドへの直接投資並びにベンチャー・キャピタル・ファンドに対するすべてのエクスポージャーは、単体及び連結ベース双方の銀行の純資産の20.0%までに制限されている。さらに、2011年7月、インド準備銀行は、債務志向のミューチュアル・ファンドの流動性スキームへの銀行の投資は、前年度の3月31日現在の銀行の純資産の10.0%という健全性基準に従わなければならないと規定した。上記のガイドラインは、連結ベースでも適用される。

他の銀行又は金融機関が発行し、被投資銀行/金融機関の資本となり得る特定の金融商品への銀行の投資は、投資銀行の資本金の10.0%を超えてはならない。さらに、投資銀行又は金融機関の持分が、その取得により、被投資銀行の自己資本の5.0%を超える場合には、銀行/金融機関は、銀行の新株を取得することができない。ガイドラインは、以前は金融部門に従事する会社への株式投資については、銀行がインド準備銀行の事前の承認を取得することを求めていたが、2015年9月に改定され、インド準備銀行の承認に関する要求は、規定された条件に従い撤廃された。

インド準備銀行は、非法定流動性比率証券に対する銀行の投資に関する詳細なガイドラインを発表している。これらのガイドラインは、発行市場における引受け及び流通市場における購入に対して適用される。これらのガイドラインに従い、銀行は、コマーシャル・ペーパー、預金証書並びに企業及び銀行以外の金融会社により発行された当初の満期を最長1年間とする特定の非転換社債以外の、当初の満期が1年未満の非法定流動性比率証券に投資することが禁じられている。銀行はまた、格付けされていない証券に対して投資をすることも禁じられている。非上場の非法定流動性比率証券に対する銀行の投資は、前年度末現在の非法定流動性比率証券に対する投資総額の10.0%を超過してはならない。しかしながら、インフラ・プロジェクトのために発行された証券化商品並びにSARFAESI法に基づき設立され、インド準備銀行に登録された証券化会社及び資産再構築会社により発行された社債/ディベンチャーに対する投資の場合には、非上場の非法定流動性比率証券に対する銀行の投資は、10.0%の上限をさらに10.0%を超えることができる。2007年12月、インド準備銀行は、インフラ部門へのクレジットフローを促進するため、銀行がインフラ業務を営む企業が発行する格付が付されていない債券に、非上場の非法定流動性比率証券に対する投資が10.0%を超過しないことを条件に、投資することも認めた。

インフラ・プロジェクトに対する十分な与信の流れを促進するために、インド準備銀行は、2014年7月、インフラ・プロジェクト及び低価格住宅への融資のための長期債券の発行を銀行に許可した。これらの債券の最短満期は7年であり、現金準備率及び法定流動性比率等の支払準備率から免除される。また、これらの債券は優先部門貸付目標達成のため、調整後の銀行融資純額からの控除が許可される。以前、銀行は、他行が発行した債券への投資は許可されていなかった。しかし、2015年6月、インド準備銀行は銀行に対して他行が発行した債券への融資を許可した。かかる融資は、( )当該債券への投資が普通預金及び定期預金の純額の計算を目的としないこと、( )満期保有目的として分類されないこと、( )銀行によるこれらの債券への投資は、そのTier 1資本の2.0%又は発行金額の5.0%を超過しないこと及び( )投資銀行のかかる債券の持分総額は、その非法定流動性比率投資総額の10.0%を上限とすることという特定の条件の下行われる。

2016年11月、インド準備銀行は、各銀行に対して、海外でのルピー建債券の発行を通じて資金を調達することを許可した。インド準備銀行は、銀行に対し、海外市場におけるルピー建債券により、その他Tier 1資本に含める適格性のある永久債及びTier 2資本に含める適格性のある債務資本証券を発行すること並びにインフラ及び低価格住宅プロジェクトへの融資のための長期債券を発行することを許可した。さらに、2017年6月、インド準備銀行は、海外からの商業借入の枠組みに係る様々な要素を調整することを目的として、適格なインド事業体によるルピー建債券の発行による借入の計画を、インド準備銀行ムンバイ支店中央局外国為替投資課において審査することを決定した。

2019年1月、ルピー建社債はルピー建の海外からの商業借入（ECB）の下に分類された。従って、ルピー建社債は現在、ECBに適用される条件に基づき自動的に、又は承認ルートを通じて適格な借入人により発行されることができる。

2017年4月、インド準備銀行は、各銀行に対して、株式、転換社債/ディベンチャー、株式志向のミューチュアル・ファンドの持分及びベンチャー・キャピタル・ファンドに対するエクスポージャーへの直接投資が許可されている銀行の純資産の20.0%を上限として、不動産投資信託及びインフラ投資信託に参加することを許可した。

さらに、ポートフォリオの加重平均満期が1年以内であるミューチュアル・ファンドの流動性スキーム又は短期債務スキームへの銀行の投資の合計は、前年度の3月31日現在の銀行の純資産の10.0%という健全性基準に従わなければならない。すべての資本市場エクスポージャーに対して125.0%のリスク加重が割り当てられている。

### 銀行の投資分類及び評価基準

銀行の投資ポートフォリオの分類及び評価に関するインド準備銀行のガイドラインの重要な特徴は下記のとおりである。

- すべての投資ポートフォリオは、(a)満期保有目的、(b)トレーディング目的保有、(c)売却可能の3区分に分類される。満期保有目的には、インド準備銀行のガイドラインに従って分類された証券が含まれている。トレーディング目的保有には、短期の相場又は金利変動を利用するために譲渡する意図で取得した証券が含まれている。売却可能には、満期保有目的及びトレーディング目的保有には含まれない証券が含まれている。銀行は取得した時点で投資の区分を決定しなくてはならない。
- 満期保有目的区分には、資本注入を目的としてインド政府から受領しポートフォリオとして保有している新再資本化債券、子会社及びジョイントベンチャーの株式に対する投資及びインフラ事業に従事する会社により発行された長期債券（残余満期が最低7年）等と合わせて、普通預金及び定期預金の一定の割合までを占める法定流動性比率証券並びに一定の非法定流動性比率証券も含めることができる。最低7年の残余満期は、これら社債への投資時におけるものである。1度投資すると、その後残余満期が7年未満になったとしても、銀行はこれらの投資を満期保有目的区分に分類し続けることができる。しかしながら、インフラ及び低価格住宅ローンへの融資のために他の銀行により発行された長期債券に対する銀行の投資は、満期保有目的区分として保有されない。
- 銀行は、満期保有目的区分における投資合計の上限である25.0%を超過することが認められている。ただし、かかる超過分は法定流動性比率証券のみにより構成され、また当該区分における2017年12月31日まで及び2018年3月31日までの法定流動性比率証券合計が、それぞれ普通預金及び定期預金の純額の20.0%及び19.50%を超えないこととする。
- トレーディング目的保有及び売却可能に区分された投資の売却による損益は、損益計算所に計上される。満期保有目的区分に対する投資の売却による収益（税引及び法定資本金控除後）は、損益計算書に計上された後、資本準備金勘定に充当される。いかなる売却の損失も損益計算書に計上される。
- 証券取引所において取得可能な証券の市場価格、子会社の一般帳簿取引における証券の価格、インド準備銀行の価格リスト又はインド・プライマリー・ディーラー協会（Primary Dealers Association of India）が固定利付金融市場及びインドデリバティブ協会が共同で発表した価格が、売却可能証券及びトレーディング目的保有証券の「時価」とされる。2018年6月、インド準備銀行は、州政府が発行した証券につき、流通証券の場合は、当該証券が市場において取引される価格で、また、非流通証券の場合は、プライマリーオークションで見られるように、同等の満期を有するインド中央政府が発行した証券の利回りに対する州特定の加重平均で評価することを提案した。これに関する最終的なガイドラインはまだ発表されていない。
- トレーディング目的保有に区分される投資は90日以内に売却されなければならない。乏しい流動性、極端な変動、市場での一方向性の動きを含む悪影響の要因のために売却することができない場合には、その売却できなかった証券は売却可能区分へ移し替えられる。
- 満期保有目的から又は満期保有目的への投資の繰入は、1年に1回、通常は会計年度の始まりであるが、取締役会の承認によりなすことができる。売却可能からトレーディング目的保有への投資の繰入は、取締役会、資産負債管理委員会又は投資委員会の承認によりなされる。トレーディング目的保有から売却可能への繰入は原則として認められていない。インド準備銀行は、2010年8月以降、満期保有目的区分から又は満期保有目的区分への有価証券の売却及び譲渡に関して、売却価格が満期保有目的区分として保有していた投資の当該年度初めにおける帳簿価額の5.0%を超える場合、当該投資の市場価格を、市場価格を上回る帳簿価額のうち引当金が設定されていないものと併せて、年次報告書の計算書の注記において開示しなければならないと義務付けた。

満期保有目的有価証券は、時価による必要はなく、額面価格を超える場合（プレミアムが満期までの期間にわたり償却されなければならない。）を除き、取得原価により計上される。売却可能区分の投資は、四半期ごとに又はより頻繁に時価評価され、また、トレーディング目的保有証券は、月ごとに又はより頻繁に時価評価され、売却可能区分の投資と同様に規定される。売却可能及びトレーディング目的保有区分の中の各項目における価値の減少又は増加は、総計で表れている。計上されていない（もしあれば）各項目の純増加額があったとしても計上されず、他方、純減少額は計上される。2018年度、年の後半に向かって国債の利回りが急激に上昇したことに従い、インド準備銀行は、銀行に対し、トレーディング目的保有ポートフォリオ及び売却可能ポートフォリオにおける時価評価損失を4四半期にわたって均一にスプレッドするオプションを付与した。これは、2017年12月、2018年3月及び2018年6月に終了した3ヶ月において被った損失に関して認められた。

資産再構築会社又は資産再構築会社により設立された信託により発行された有価証券受領証又はパススルー証券への投資は、(a)有価証券受領証又はパススルー証券の償還価格及び(b)金融資産の帳簿価額の純額（帳簿価格から引当金を控除した額と定義される。）のいずれか低い方で評価される。しかしながら、証券/資産再構築会社によって発行された証券に割り当てられた金融資産の実現が制限された場合には、その純資産価値は、当該投資の評価のための証券/資産再構築会社から取得される。

2013年12月19日、インド準備銀行は、原投資ポートフォリオのリスク・ヘッジ及びトレーディング・ポジションの確保という2つの目的で、金利先物取引に参加することを銀行に許可するガイドラインを策定した。ただし、銀行は、その顧客を代理して金利先物取引を行うことは認められていない。

利回りの急激な上昇に備えるための適正な準備金を積み上げることを目的として、2018年4月、インド準備銀行は、2019年度の初めから投資変動準備金を積み立てよう銀行に対して助言した。年度中の投資の売却による純利益又は義務的な充当を除いた年度中の純利益のどちらかより低い方と同額の最低金額を、投資変動準備金に繰入れなければならない。投資変動準備金の金額は、トレーディング目的保有ポートフォリオ及び売却可能ポートフォリオの少なくとも2.0%を継続的にカバーしなければならない。実現可能な場合、かかる要件は3年以内に達成しなければならない。投資変動準備金は、Tier 2 資本に含める適格性を有する。投資変動準備金における残高が、トレーディング目的保有ポートフォリオ及び売却可能ポートフォリオの2.0%の最低要件を上回る場合、銀行は、かかる会計年度の年度末にかかる超過金額を引き出すことができる。かかる残高が最低要件を下回る場合、普通株等Tier 1 最低資本/Tier 1 資本要件を満たす場合にのみ引出しが認められ、かかる引出しは、引当金の時価評価が当該年度中の投資の売却に係る純利益を上回る金額を超過することはできない。

### 個人仲介業者を通じての取引の制限

インド準備銀行により発表されたガイドラインにより、銀行は証券の取引を行うには仲介業者を選任しなければならないとされている。これらのガイドラインにより、銀行の事業の不相応な部分は、1名又は数名の仲介業者を通じてのみ取引されてはならない。いかなる理由であれ、この制限に違反した場合には、インド準備銀行は、当該銀行の取締役会が6ヶ月ごとにかかる違反の発生について知らされ、その取引を承認しなければならないと規定した。

### 空売りの禁止

インド準備銀行は、最長で3ヶ月以内に空売りした国債が買い戻されることを条件に、インド中央政府債を指定商業銀行及び公認ディーラーが空売りすることを認めている。空売りを行う事業体は、通常レポ市場から証券を借り入れなければならないと、市場ストレス（例えば、ショートスクイズ）の例外的状況下では、当該事業体はその満期保有目的/売却可能/トレーディング目的保有のポートフォリオから証券を引き渡すことができる。すべての「想定上」の空売りは、市場における即時購入によって取引されなければならないと、かかる方法で借り入れられた証券は、同一のポートフォリオに帳簿価額と同一の価格で買い戻されなければならない。

2015年2月、インド準備銀行は規定された条件に従いリバースレポとして取得された国家開発貸付及び短期国債を含む国債のリバースレポを許可した。2016年5月、インド準備銀行はまた、市場参加者に対して、流動性調整枠に基づいて受領した有価証券のリバースレポを許可した。2018年6月、インド準備銀行は、空売り参加資格を自由化すること並びに国債の空売りに関する事業体に関する制限及び証券の区分に関する制限を緩めることも提案した。これに関する最終的なガイドラインが2018年7月25日に発行された。これらガイドラインは、とりわけ、空売りに対する制限水準、運用要件、及び報告管理方針並びに内部管理方針を設定するものである。インド準備銀行のガイドラインは国債の空売りに関するすべての既存の規則に優先される。

### 社債に対するクレジット・デフォルト・スワップの導入

2012年度、インド準備銀行は、社債にクレジット・デフォルト・スワップを導入した。銀行は、マーケット・メーカー及びユーザーの両方としてかかる取引を行うことを認められている。商業銀行は、11.0%以上の自己資本比率、7.0%以上のTier 1比率、3.0%未満の純不良資産比率という基準を満たせば、マーケット・メーカーとして行なうことができる。クレジット・デフォルト・スワップによる銀行の純信用エクスポージャーは、非上場/無格付債券の投資ポートフォリオの10.0%を超えてはならない。クレジット・デフォルト・スワップは、以前は上場社債及びインフラ会社の非上場だが格付の付された債券についてのみ認められていた。

2013年1月、これは、非上場だが格付の付された社債に拡大された。さらに、クレジット・デフォルト・スワップは、コマーシャル・ペーパー、預金証書等の1年を上限とした当初満期を有する債券及び1年未満の当初満期を有する非転換社債に対しても認められた。

### 子会社並びに他の金融部門及び非金融部門投資

当行が子会社を設立するには、インド準備銀行の事前の許可が必要である。当行は、子会社に支援又は融資し、当行が自らすることができず又は自らすることが認められていない場合における子会社を通じての当行の顧客に対する融資を行う際に、借入資金又は貸付資金の支払期日未到来の前払金を引き受けないこと、時価以外の価格で証券を譲渡し売買しないこと、証券取引に対して特別な対価を支払わないこと等業務内容に関して、当行の子会社及び当行より支援を受けているミューチュアル・ファンドとの「アーム・レングス」関係を維持しなければならない。当行は、インド準備銀行により定められた当行の引受けの実施に関する健全性基準を、適宜、見直さなくてはならない。かかる健全性基準に従い、当行の引受け又は当行の子会社による1件当たりの引受けの実施においては、各発行の15.0%を超過してはならない。

インド準備銀行のガイドラインに従い、子会社又は子会社以外の金融サービス会社（金融機関、証券若しくはその他の取引所又は預託機関を含む。）への銀行による株式投資は、銀行の払込済株式資本及び準備金の10.0%を超過してはならず、すべての子会社及び子会社以外のすべての金融サービス会社への投資の合計額は、銀行の払込済株式資本及び準備金の20.0%を超過してはならない。しかしながら、金融サービス会社への投資が「トレーディング目的保有」区分とされ、かつ90日を超えて保有されない場合には、20.0%の上限は適用されず、インド準備銀行の事前の承認も要求されない。インド準備銀行は、銀行が子会社/ジョイントベンチャーにおける新規投資に関して20.0%の上限を超える可能性がある場合には、銀行が規制当局の事前承認を求めて良いことを助言した。

2015年9月、インド準備銀行は、10.0%以上の自己資本比率を有し、前年度の3月31日現在で純利益を得た銀行は、金融サービス会社への株式投資に関して、かかる投資の後に当該銀行の持分が被投資会社の払込済資本の10.0%未満である場合、またその子会社又はジョイントベンチャー若しくは共同企業の持分と合わせた当該銀行の持分が、なお被投資会社の払込済資本の20.0%未満である場合、株式投資についてインド準備銀行の事前の承認を要しないと助言した。2017年9月、かかる自己資本比率の要件は、資本保全バッファーを含む定められた最低資本に取って代わられた。

インド準備銀行の規則に従い、非金融サービス活動に従事する会社への銀行の株式投資は、被投資会社の払込済株式資本の10.0%又は銀行の払込済株式資本及び準備金の10.0%のいずれか少ない方を上限とする。この上限に関しては、トレーディング目的保有区分の株式投資が含まれる。これらの制限内における投資は、インド準備銀行の事前の承認を要しない。銀行が保有する非金融サービス会社、又は銀行の子会社、関連会社若しくはジョイントベンチャーである事業体、及び銀行が支配する資産管理会社が運営するミューチュアル・ファンドへの株式投資は、合計で被投資会社の払込済株式資本の20.0%を超えてはならない。被投資会社の払込済株式資本の10.0%超30.0%以内の銀行によるすべての投資には、インド準備銀行の承認を要する。

銀行は、追加の取得が債務の再編若しくは企業債務の再編、戦略的債務再編の過程でなされる場合、又は会社に対して行った貸付／投資に係る自己の利益を保護するために銀行が取得した場合には、インド準備銀行の事前の承認なしに非金融サービス会社である被投資会社の払込済資本の10.0%を超える株式を保有することができる。ただし銀行は、一定の期間内に、当該株式の処分についての期限付行動計画をインド準備銀行に提出しなければならない。

銀行は、その純資産の20.0%という全体的な上限に従って、不動産投資信託／インフラ投資信託のユニットキャピタルの10.0%を上限として投資を行うことができる。投資は、株式、転換社債／ディベンチャー及び株式志向のミューチュアル・ファンドの投資口への直接投資並びにオルタナティブ投資ファンドに対するエクスポージャーに関して認められている。また、銀行は、第1カテゴリー及び第2カテゴリーのオルタナティブ投資ファンドにおける払込済資本／ユニットキャピタルの10.0%を上限として投資が認められている。銀行による第3カテゴリーのオルタナティブ投資ファンドにおける投資は禁じられており、銀行の子会社による第3カテゴリーのオルタナティブ投資ファンドにおける投資はインド証券取引委員会が定める規制上の最低基準により規制されている。

インド準備銀行は、インド証券取引委員会の公認取引所における商品デリバティブ取引部門の決済機関となることを、健全性規制を満たし、当該目的のために設立された又はその既存の1つの子会社のために設立された別の子会社を通じてのみ仲介業務を提供すること、また、銀行が提供する金融サービスの標準指針に記載される条件を満たすことを条件として、銀行に対して許可した。

### 貸付の証券化に関する規制

秩序ある健全な証券化市場を発展させるため、またオリジネーターと投資家の利益を調整するため、インド準備銀行は、2012年5月に証券化に関するガイドラインを策定した。このガイドラインに従い、オンバランスシートの正常先資産（リボルビング与信枠、不動産担保証券、資産担保証券並びに元本及び利息の両方が一括返済される貸付（明確に許可されているもの以外）を除く。）はすべて証券化することができる。また、貸付が証券化の対象となるには、貸付の期間及び返済頻度を基準として、最低保有期間の要件を満たしていなければならない。最低保有要件は、オリジネーターである銀行が証券化された資産のパフォーマンスに継続的な利害関係を持てるように定められている。証券化された貸付に対する銀行のエクスポージャーの合計は、証券化商品の合計の20.0%を超えてはならず、この上限を超えるすべてのエクスポージャーについては、1,250%のリスク加重をすることを要する。

### 預金に関する規制

インド準備銀行は、銀行が独立して定期預金に対する金利を定めることを認めている。しかし、銀行が当座預金に対して金利を支払うことはできない。普通預金に対する支払金利は、2011年10月まで規制されていた。2011年10月、インド準備銀行は、普通預金口座の金利に関する規制を撤廃し、口座の金額に基づき、100,000ルピーまでの預金については一律の金利を適用し、100,000ルピーを超える預金については異なる金利を認めた。

インド準備銀行のガイドラインは、普通預金銀行口座の預金に対する利息の支払いを日次成果基準で計算することを求めている。

国内定期預金並びにルピー建非居住者向け普通預金口座の最短満期は7日である。ルピー建非居住者向け外部預金口座の最短満期は1年である。非居住者であるインド人の、外貨建定期預金の最短満期は1年であり、最長満期は5年である。

銀行は、以下の条件により、満期の同じ国内預金に対して異なる金利を提供することが認められている。

- ・大口預金額が10百万ルピー以上であること。2019年2月、インド準備銀行は大口預金額の定義を10百万ルピーから20百万ルピーに改定した。
- ・預金に対する金利が、銀行により事前に開示された金利条件に基づき支払われ、預金者と銀行間の交渉により支払われるものではないこと。銀行は、監督的検討を行うため、コア・バンキング・システムに大口預金の金利カードを保持することが要求される。

2015年4月、インド準備銀行は、異なる金利の提示の際の特別な条件として、定期預金の満期前解約制度という条件の導入を銀行に対して許可した。すべての1.5百万ルピー以下の個人の定期預金には、必ず期限前解約制度が付される。その他のすべての定期預金は、定期預金に期限前解約制度を付すかどうか顧客が選択することができる。銀行は、預金に対して支払われる金利条件を事前に開示しなければならない。

満期を1年から3年及び3年から5年とする非居住者向けの外貨建定期預金に対する金利は、対応する満期の米ドルLIBOR / SWAPレートに連動している。金利は、インド準備銀行により定期的に決定される。2014年3月1日以降、1年から3年満期の預金に対する非居住者向け外貨建預金に対する金利はLIBOR / SWAPレートに200ベースポイント加えた金利に固定され、3年から5年満期の預金に対する金利は、LIBOR / SWAPレートに300ベースポイント加えた金利に固定された。非居住者向けのルピー建普通預金に対する金利は、国内の普通預金に適用される金利に設定されている。2012年度以降、銀行は、非居住者（海外）向けルピー建預金及び非居住者向け普通預金口座の金利を決定することができる。ただし、その金利は、銀行により同等の国内向けルピー建預金に対して提示された金利を超えてはならない。2013年8月、インド準備銀行は、3年以上の満期を有する非居住者（海外）向けルピー建預金に対する金利の上限を、2014年2月28日まで撤廃した。2014年3月1日から、3年から5年の満期を有する非居住者向け外貨建預金に対する金利は、2013年8月から2014年2月の間に適用されたLIBOR / SWAPレートに400ベースポイント加えた特別金利から、上限をLIBOR / SWAPレートに300ベースポイント加えたものとする金利に戻った。また、非居住者（海外）向けのルピー建預金の金利も、2013年8月から2014年2月までに適用された従前の規制緩和に対して、同等の国内向けルピー建預金の金利を上限とされた。非居住者向け普通預金口座に関する制限は、一方で継続された。

地域及び人口区分を越えた金融サービスの利用可能性を高めるために、インド準備銀行は、銀行に対し、最低残高に関する要件を設けない、簡易的な普通預金口座を提供するよう助言した。

### 顧客サービス及び顧客保護に関する規制

顧客サービス及び顧客保護の強化は、インド準備銀行が重点を置く分野であり、効率的、公正かつスピーディーな顧客サービスの提供を常に重視している。これに関し、銀行の顧客サービスの改善を検討する委員会が2010年度に設置された。委員会での提案により、インド準備銀行は、複数のガイドラインを策定した。2013年7月、銀行は、口座を開設した支店であるかを問わず、全支店において、全顧客に対する単一価格政策を取るよう命じられた。さらに、銀行により提供される資産管理及びマーケティング・サービスに関するガイドラインの草案も発表された。ガイドラインによれば、資産管理サービスは、利害相反を避けるため、銀行の子会社又は別々とみなされる部門若しくは部署を通じてのみ提供することができる。さらに、銀行が資産管理サービスを提供するには、インド準備銀行の事前の承認が必要であるとされた。2014年5月、インド準備銀行は、銀行に対し、個人の借入人に対して変動金利貸付に係る担保実行手数料又は繰上返済違約金を科さないよう指示するガイドラインを発表した。さらに、銀行は、使用されていない口座において最低残高が維持されていないことに対する罰金を科すことも認められていない。

2014年11月、インド準備銀行は、普通預金口座において最低残高が維持されていないことに対する罰金に関する追加のガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、罰金は、実際に維持された残高と、口座開設時に合意された最低残高との差額に対して、固定比率で科されるものとする。罰金回収のための最低残高及び罰金に関する適切な構造が最終決定されるはずである。さらに、最低残高が維持されていないことに対する罰金のみを理由に、普通預金口座の残高がマイナスになってはならないこととされている。

2014年12月、インド準備銀行は、顧客権利の保護のための広範かつ包括的な原則を示す、顧客権利に関する宣言書を発表した。宣言書は、銀行の顧客の5つの基本的な権利（公正、透明性、公平かつ誠実な取引、継続性、プライバシー並びに苦情対応及び補償の権利）を示す。

インド準備銀行は、内部オンブズマンによる苦情処理のための手続上のガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、銀行は内部の苦情処理メカニズムに従って苦情を調査し、銀行が苦情を却下すると決定した場合及び／又は苦情者に対し部分的な救済のみを提供すると決定した場合には、さらなる調査のために、かかる苦情を例外なく最高顧客サービス責任者／内部オンブズマンに転送しなければならない。銀行が内部オンブズマンの決定に反対している場合、内部オンブズマン及び銀行の双方が、それぞれのバンキング・オンブズマンの写しを添付して、インド準備銀行に報告しなければならない。2018年9月、インド準備銀行は、内部オンブズマンのスキームを改定した。スキームは、とりわけ、内部オンブズマンの任命／期間、役割及び責任、手続ガイドライン及び監督メカニズムをカバーしている。2018年12月、インド準備銀行は、インド準備銀行が管理する銀行以外の企業を通じて行われるデジタル取引における顧客サービスの不備に関連する苦情を処理するため、デジタル取引のためのオンブズマンのスキームを設定した。

2017年7月、インド準備銀行は、銀行に対し、不正電子銀行取引の場合における顧客債務を決定するための指示を発表した。銀行は、電子銀行取引のために、SMSアラート及びもし可能な場合はメールアラートを義務的に登録するようその顧客に要求することが求められている。SMSアラートは、顧客宛に送付される必要があるが、メールアラートは登録した者に対し送付することができる。顧客は、不正電子銀行取引が発生した後可能な限り早くかかる不正電子銀行取引について銀行に通知しなければならない。また、銀行への不正取引の通知が遅くなればなるほど、銀行又は顧客の損失リスクが高まることを顧客は留意しておかなければならない。電子取引（ATMの現金引出し以外）の機能は、携帯の電話番号を提供しない顧客に対しては提供されてはならない。インド準備銀行は、特定のシナリオ下で不正取引が発生した場合の顧客の権利及び義務を明確に定義するよう銀行に対し助言した。さらに、銀行は、電子銀行取引に関わるリスク及び責任に関する顧客の意識を高めるメカニズム並びに不正電子銀行取引発生時の顧客債務を含む顧客保護の側面に対応するために、その取締役会の承認を得た上でその顧客関係方針の構築／見直しを行わなければならない。2018年12月、インド準備銀行は、プリペイド決済商品（PPIs）を含む未承認の電子取引における顧客債務を制限することで効果を得るため、顧客保護の枠組みを設定した。

2018年4月、インド準備銀行は、銀行を含むそれが規制する事業体が、仮想通貨の取引を行うこと及び仮想通貨の取引又は決済を促進するサービスをいかなる者又は事業体に提供することを禁止した。かかるサービスには、口座の維持、登録、取引、決済、清算、仮想通貨への融資、仮想通貨を担保として受け入れること、仮想通貨を取引する為替勘定を開くこと、仮想通貨の購入／売却に関連する口座における送金／金銭の受領が含まれる。かかるサービスを既に提供していた規制対象の事業体は、これらの関係を3ヶ月以内に終了することが求められた。

## 預金保険

インドの銀行に預けられた100,000ルピー以下の普通預金及び定期預金は、インド準備銀行の完全子会社である預金保険信用保証会社により保証されなければならない。銀行は、6ヶ月ごとに、預金保険信用保証会社に対して、補償範囲内の金額に対して保険料を支払わなければならない。保険料は顧客に反映させることができない。2013年インド会社法に基づき、預金を受け入れた会社に対し、預金保険が義務付けられた。2015年9月、インド準備銀行は、インドの銀行のための差別的保険料システムに関する委員会報告書を発表し、インドにおけるリスク・ベースの保険料の導入を提案した。

## 預金者教育及び認識ファンドスキーム2014 - 1949年銀行規正法第26A条

インド準備銀行は、銀行に対し、2014年5月23日現在までで、未収利息を含め10年超請求のないすべての適格な口座における累積残高を計算し、かかる金額を、2014年6月30日（銀行の営業終了時間前）に当該ファンドに移転させるよう助言した。その後も、各暦月に期限を迎える額を、翌月の最終営業日に移転すべきとした。

## 顧客の本人確認及び反マネーロンダリングに関する規制

2005年7月に発効した2002年マネーロンダリング防止法は、マネーロンダリング及びテロ行為のための資金調達を阻止し及びこれを犯罪とすることを目的としている。また、マネーロンダリング/テロ行為に関係する資産の凍結及び没収、並びに金融情報機関の設立についても規定している。この法律は、規定の取引に関する記録を保存し、特定の取引を金融情報機関に報告する指定団体（銀行及び金融機関を含む。）の義務について定めている。この法律はまた、同法の範囲内で起こりうる典型的な違反、指定取締役及び主要役員の任命並びに同法に基づくそれぞれの職務について列挙している。同法には、マネーロンダリング防止規則の枠組みも規定されている。同法及び同規則は、それ以降随時改定されている。

2017年6月、財務省（歳入局）は、2005年マネーロンダリング防止規則の改正を通知した。これらの改正は、銀行に対して、居住者（非個人口座の署名権者を含む。）から永久勘定番号（所得税申告書の提出に必要なとされる固有識別番号）と併せて、アドハー番号（インド政府より与えられる固有識別番号）を取得することを義務付けている。アドハー及び永久勘定番号の提出につき、既存の個人顧客の提出期限は2017年12月31日であった一方、新規の個人顧客の提出期限は、口座関係の開始日から6ヶ月間であった。番号を提出しなかった場合、銀行に書類が提出されるまで当該顧客の口座は停止する。

2018年4月、インド準備銀行は、アドハー及び永久勘定番号の最終的な提出期限は、最高裁判所の最終的な判断に従うものと指示した。最高裁判所は、すべての銀行勘定に対してアドハー番号の取得を義務付けた点において、2005年マネーロンダリング防止規則のルール9（記録の保守管理）の改正を違憲であるため無効とする判断を2018年9月26日に下した。

2019年2月、2005年マネーロンダリング防止規則のルール（記録の保守管理）は、インド固有識別番号庁が発行したものと同様の様式による公的に有効な書類に、アドハー番号保持の証明を含めるよう改正された。銀行は、インド統合基金からの利益又は助成金の受領に使用される口座として顧客からの申告を受けることにより、アドハー番号のe-KYCによる認証を行うことができる。2019年3月、マネーロンダリング防止法の改正が、顧客の同意の上、コア・バイOMETリック情報若しくはアドハー番号を保管することなく行われる、銀行法人によるアドハー認証又はアドハー法に記載のオフライン認証を通じた顧客又は実質所有者の身元確認手続きを設定した2019年アドハー・その他法令の改正に関する政令に盛り込まれた。2019年5月、インド準備銀行はこれら改正を盛り込んだ改定版の指令を発行した。

インド準備銀行は、2002年マネーロンダリング防止法及びそれに付随する規定に従い、その管轄内の銀行/金融機関が遵守すべき顧客の本人確認、反マネーロンダリング及びテロ行為のための資金調達の取締強化のための手続に関する包括的なガイドラインを規定している。これは、反マネーロンダリング基準及びテロ行為のための資金調達の取締強化に関する金融活動タスク・フォースの勧告に沿ったものである。これらのガイドラインの目的は、銀行が故意により又は故意によらずして、犯罪組織によりマネーロンダリング又はテロリストの資金調達活動のために利用されるのを防ぐことである。ガイドラインは、顧客受入方針、顧客のデュー・ディリジェンス手続、取引の監視及びリスク管理を含む主要な点について定めている。ガイドラインは、高度なデュー・ディリジェンスの手法、2002年マネーロンダリング防止法に従った定期的な報告、指定取締役及び主要な役員の任命、従業員の育成、反マネーロンダリング及び顧客の本人確認の枠組みに関する独立監査並びに少額の預金口座開設のための簡略化した顧客の本人確認手続の規定についても定めている。

## 資産負債管理に関する規制

インド準備銀行の資産負債管理に関する規制により、銀行は、国内及び海外における営業について、ルピー建て及び外貨建ての資産・負債ギャップを示した財務書類をそれぞれ作成しなければならない。これらのギャップを示した財務書類は、定期の及び予想される価格再決定日又は満期日に従い、すべての資産及び負債を記載することにより作成されている。この財務書類は、定期的にインド準備銀行へ提出される。インド準備銀行により、銀行は特定の期間に満期を迎え又は価格が再決定される資産及び負債の額の差異を積極的に監視し、リスク抑制制度として、各期間につきそのギャップに対する内部的な健全性制限を設けるよう勧告されている。

インド準備銀行の銀行間預金の健全性制限に関するガイドラインに従い、銀行による銀行間預金は、銀行の前年度末日における純資産の200.0%を超えてはならない。各行は、各行の取締役会による承認がある場合、各行のビジネスモデルを念頭に、銀行間預金に関する制限を引き下げることができる。しかしながら、資本に対するリスク資産比率が、前年度末日と同様に資本に対する最低リスク資産比率よりも少なくとも25.0%上回る銀行は、当該銀行の純資産の300.0%を上限とし、銀行間預金に関する制限を引き上げることができる。かかる制限には、(インド国内で営業している銀行に対する外貨建ての銀行間預金を含む)インド国内におけるファンド・ベースの銀行間預金のみが含まれ、インド国外における銀行間預金は含まれていない。インド準備銀行のガイドラインにより、コール資金に対する既存の制限は、上述の制限内の別の制限とされている。現在、日次平均基準に基づき、コール/ノーティス資金の借入は、銀行の資本金の100.0%を超えてはならない。しかしながら、銀行は、2週間のうちいずれの日においても、自らの資本金の125.0%を上限とする借入を行うことを認められている。

インド準備銀行は、金利リスク管理のためのデュレーション・ギャップ分析に関するガイドラインを策定した。ガイドラインは、銀行がさらされる金利リスクを示すことを目的としている。デュレーション・ギャップ分析による金利センシティブリティについての報告書は、2011年6月30日以降は四半期ごとに、2012年4月30日以降は月ごとに提出されている。

2012年11月、インド準備銀行は、過去に随時発表されていた流動性リスク管理に関する様々な説明及びガイダンスを統合した。かかる説明及びガイダンスは、バーゼル委員会による健全な流動性リスク管理及び監督のための銀行監督指針に沿って強化されている。当該ガイドラインには、流動性リスクの管理、測定、監視及び流動性ポジションに関するインド準備銀行への報告に関し強化されたガイダンスを含む。

また、インド準備銀行は、銀行が短期及び長期で満期が到来する資産に対応するために十分な資金を維持できることを確実にするために、流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の形で流動性要件を満たすことを銀行に義務付けるガイドラインを策定した。

### 外貨販売代理店

インド準備銀行は、当行に対して当行の指定された支店を通じて外国為替を扱うための正規の公認販売代理店の認可を付与した。この認可に基づき、当行は以下の事由を行うことができる。

- ・すべての通貨の外国為替取引に従事すること。
- ・海外で外国為替口座を開設し、保有すること。
- ・非居住者であるインド人から外貨建て及びルピー建ての預金を調達すること。
- ・外貨建貸付をオンショア及びオフショアの会社に対して行うこと。
- ・荷為替信用状を開設すること。
- ・輸入及び輸出貸付を行うこと。
- ・手形回収及び資金送金サービスを扱うこと。
- ・保証書を発行すること。
- ・当行の組織書類に基づいて認可され、かつ銀行規制法の条項により認められた、当行の通常の業務に付随するデリバティブ取引及びリスク管理活動を行うこと。

さらに、当行は、一定の条件に従い、金利スワップ、通貨スワップ及び金利先渡契約の形で、インドの会社への外貨建貸付エクスポージャーを押さえることができる。公認ディーラーカテゴリーにある銀行は、インド証券取引委員会が承認する証券取引所によって設置される予定の通貨デリバティブ部門の取引会員又は清算会員となることができる。かかる会員となるにあたっては、以下の要件を満たすことが条件となる。( )最低純資産が5.0十億ルピーであること、( )最低自己資本比率が10.0%であること、( )純不良資産が3.0%を超えないこと及び( )過去3年間の純利益。

当行の外国為替業務は、インド準備銀行により定められたガイドラインに従っている。公認ディーラーとして、当行は、インドの外国為替業務に関連する規則を制定するインド外国為替協会のメンバーに登録しなければならない。当行はまた、金融基準の設定のため、指名された場合はいつでも、規制当局/機関に対しデータを提出する銀行の一行である。2014年4月、インド準備銀行は、金融基準に関する質、方法及び管理枠組みを強化する規定を推奨するガイドラインを策定した。これは、金融基準に関する委員会により提出された提案に基づいている。ガイドラインに従い、データを提出する銀行は、基準の提出プロセス管理に関する内部委員会の承認政策を導入し、定期的にガイドラインの遵守に関する確認書を提出しなければならない。さらに、独立系企業を、基準の管理のために設置するよう勧告された。2015年7月、ファイナンシャル・ベンチマークス・インディア・プライベート・リミテッド (the Financial Benchmarks India Private Limited) (FBIL) が設立され、毎朝の実際の取引金利に基づく銀行間オーバーナイト金利を管理している。2018年3月、インド準備銀行は、ファイナンシャル・ベンチマークス・インディア・プライベート・リミテッドに対し、米ドル/ルピーの基準相場並びにその他の主要通貨の為替レートの計算及び公表に関する責任を引き継ぐよう勧告し、FBILはかかるプロセスを2018年7月10日から開始した。当行のような公認ディーラーは、インド準備銀行のガイドラインに従ってオープン・ポジション及び満期ギャップに関する上限を決定しなければならない。これらの上限はインド準備銀行により承認される。

### 金の換金スキーム及びソブリン金貨債

2015年10月、インド準備銀行は、金の換金スキームに関するガイドラインを策定した。ガイドラインにおいては、銀行が金預金を集め、これらの金預金に対する貸付を行うことが認められている。金の換金スキームに基づく1度の預金の最低額は、原料金30グラムで、貸借対照表上の負債として扱われる最低1年から3年の短期銀行預金、5年から7年の中期預金及び12年から15年の長期預金がある。中期及び長期預金は、インド中央政府の負債となる。預金者の選択による中期及び長期預金の償還は、預託された金の価値相当額のインド・ルピー又は金そのもののどちらによっても可能である。

インド準備銀行はまた、法定流動性比率の計算に適するソブリン金貨債への投資に関するガイドラインを策定した。当該債券は、貸付の担保としても利用することができる。

### 外国為替及びクロスボーダー業務取引に適用される規制

銀行により行われる外国為替及びクロスボーダー取引は、外国為替管理法の規定に従わなくてはならない。銀行は、リスク・ベースの手法を用いて、あらかじめ設定された規則に従い、顧客の取引を監視しなければならない。取引監視システムは、不自然な取引の特定、かかる取引に関する注意義務の行使、並びに疑わしいと確認された場合は、各法域における金融情報機関に対する報告を念頭に置いている。当行の取引監視システムは、定期的に見直され、適切な反マネーロンダリング・ソフトウェア技術ソリューションにより補強される。

インド準備銀行は、海外からの商業借入及び貿易金融に関するガイドラインを随時策定する。海外からの商業借入に関する統合ガイドラインは、インド準備銀行の2016年1月1日付の海外からの商業借入、貿易金融、公認ディーラー及び公認ディーラー以外の人物による外貨建ての借入及び貸付に関する標準指針（その後の改正を含む。）並びに1999年外国為替管理法（その後の改正を含む。）に基づく報告に関する標準指針によりカバーされている。ガイドラインは、銀行を含む金融仲介機関が借入（海外におけるルピー建債券の発行に関する枠組みに従った海外におけるルピー建債券の発行を除く。）に対する海外の貸付人の利益になるような借入金を調達するか、又は保証を提供することを認めていない。適格な借入人（主として企業）は、新規及び拡大プロジェクトへの資本財の輸入等の投資のために、またインフラ部門の為替の需要を満たすために借入金を調達することができる。海外からの商業借入によって調達した手取金もまた、海外のジョイントベンチャー及び完全子会社に対するインドの直接投資に関する既存のガイドラインに従って、ジョイントベンチャー及び完全子会社に対する海外直接投資に利用することができる。2018年4月、インド準備銀行は、海外からの商業借入の枠組みの改正を行った。改定されたガイドラインのとおり、適格な借入人は、以前規定された最終用途の規制以外の目的で、かかる借入金を調達することが許可された。海外からの商業借入を、資本市場投資、インド国内での合併、不動産投資又は土地の購入（用途が低価格住宅、建設並びに経済特区及び工業団地/統合された自治体の開発である場合を除く。）、運転資金目的、一般事業、ルピー建貸付金の返済又はかかるすべての制限された目的のための貸付に利用することは引き続き制限された。

2015年9月、インド準備銀行は、インド居住者の借入人が、一定の条件の下、海外の貸付人とローン契約を締結した後に、ルピー建貿易金融を調達することを許可した。さらに、海外のルピー建貿易金融の貸付人は、現在、オンショア市場において認められたデリバティブ商品を通じて、ルピー建エクスポージャーをヘッジすることができる。

2019年3月、インド準備銀行は貿易金融の方針を改正した。6ヶ月LIBORでの貿易金融に係る全費用の上限が、350ベースポイントから250ベースポイントに引き下げられた。輸入業者は、貿易金融に使用するために、動産（金融資産を含む。）/不動産（経済特区内の土地を除く。）/企業又は個人による保証を担保として提供することが許可された。外国銀行/インドの銀行の海外支店/子会社は、貿易金融に使用するために銀行保証を発行することができる。

2015年11月、インド準備銀行により、海外からの商業借入に関する新たな枠組みが導入された。改定枠組みの主要な特徴には、海外からの商業借入の最終用途に関する制限の緩和、貸付人が通貨リスクを負担するインド・ルピー建借入金への緩やかなアプローチ、政府系ファンド、年金基金及び保険会社を海外の貸付人リストに含めるための当該リストの拡大並びに最短満期が平均3年間の、200万米ドルから500万米ドルまでの少額の、海外からの商業借入に対する上限の引上げ等が含まれていた。当該枠組みは、（ ）トラック と称される最短満期が平均3年から5年の中期外貨建借入金、（ ）トラック と称される最短満期が平均10年の長期外貨建借入金、及び（ ）トラック と称される最短満期が平均3年から5年のインド・ルピー建借入金の3つの構成要素から成る。インドの銀行の海外支店及び子会社による貸付は、中期借入（トラック ）に関してのみ許可されている。

トラック に基づく全費用の上限は、満期が平均3年から5年である借入については、LIBORプラス300ベースポイント、満期が平均5年超である借入については、LIBORプラス450ベースポイントである。トラック に基づく全費用の上限は、ベンチマークを500ベースポイントを超える最大スプレッドであり、また、トラック に基づく費用は、市況に沿っていなければならない。インフラ部門の会社、銀行以外のインフラ金融会社、銀行以外の資産運用会社、持株会社及びコア投資会社は、上記枠組みのトラック に基づき、最短満期は平均5年、かつ100%がヘッジ対象の海外からの商業借入を調達することができる。

借入人は、既存の海外からの商業借入のリファイナンス目的で、海外からの商業借入を増やすことは認められている。しかしながら、このことは、インドの銀行の海外支店/子会社については2018年1月時点で認められていなかったが、2018年1月に行われた改正により、インド準備銀行は、当初借入の満期までの残存期間が短縮されないこと及び海外からの新規商業借入の全費用が既存の海外からの商業借入より少ないことを条件に、高い格付（AAA）を有する企業及び公共部門ユニットの特定のカテゴリーの海外からの商業借入のリファイナンスを行うことをインドの銀行の海外支店/子会社に対して許可した。上記の条件に従って、既存の海外からの商業借入の部分的なリファイナンスも認められている。

海外からの商業借入方針の合理化及び自由化を行う方法として、インド準備銀行は、2018年4月、かかる枠組みに特定の変更を導入した。かかる変更に基づき、基準金利プラス450ベースポイントの統一された全費用の上限が導入された。トラック 及びトラック の基準金利は、6ヶ月LIBOR又は各通貨の適用される基準が設定され、トラック の基準は対応する満期のインド国債の現行の利回りに設定された。適格な借入人のリストは拡大され、国立住宅銀行により規制される住宅金融会社及び港湾信託は、常に100.0%がヘッジ対象という条件の下、トラック 下の海外からの商業借入を調達することが認められた。保守、修理及び点検並びに貨物輸送に従事している会社は、ルピー建ての借入を行うことが許可された。

海外市場におけるインド・ルピー建債券の発行に関するガイドラインは、インド準備銀行により2015年9月に導入された。ガイドラインに従い、海外からの商業借入を調達することのできるインドの会社に対して、かかる債券の発行が許可されている。会社の他に、不動産投資信託及びインフラ投資信託は、ガイドラインに従い借入を行うことができる。当該債券は、金融活動作業部会（FATF）に準拠した管轄地域において発行することができる。これらの債券の最短満期は5年であり、その最終用途に対する唯一の制限は、土地、資本市場エクスポージャー及び不動産の購入を含む活動に係るネガティブリストである。

2016年4月、インド企業による海外でのルピー建債券の発行に関する枠組みが改定された。海外におけるルピー建債券の発行は、随時通知される、企業の債務の外国からの投資に関して許可されている合計上限の範囲内で行われる。事業体がこれらの債券の発行により1会計年度中に自動承認で借り入れられる金額は、最大50十億ルピーであった。50十億ルピーを超える借入の提案には、インド準備銀行の事前の承認が必要であった。ルピー建債券は特定の国においてのみ発行することができ、特定の国の居住者によってのみ引き受けられた。さらに、インド会計基準の下、発行体の関連当事者である投資家は、ルピー建債券を引き受けることができなかった。これらの債券の最短満期は、対外ポートフォリオ投資ルートを通じた社債への外国投資に関する満期ガイドラインに沿って、3年に設定されていた。2017年9月、インド準備銀行は、ルピー建債券を、社債における対外ポートフォリオ投資家による投資限度から除外した。これは、2017年10月3日以降有効である。

2017年6月、インド準備銀行は、これらの債券の発行のための適格なインド事業体による借入の計画は、審査のために、承認ルートの下で公認ディーラーを通じてインド準備銀行の外国為替部門へと提出されなければならない。

ガイドラインに従い、ルピー建債券の当初満期の最低期間は、会計年度ごとに50百万米ドルに相当するインド・ルピーの金額まで引き上げられたルピー建債券は3年、会計年度ごとに50百万米ドルに相当するインド・ルピーを超える金額まで引き上げられたルピー建債券は5年間でなければならない。

2018年3月、インドの銀行による不正行為が確認されたことを受けて、インド準備銀行は、銀行によるインドへの輸入のための貿易金融のための念書/貸し手宛の推薦状の発行を中断した。インドへの輸入のための貿易金融のための信用状及び銀行の保証状は、インド準備銀行のガイドラインを遵守する条件の下、引き続き発行された。インド準備銀行は、SWIFTに関して、銀行による実施のタイムラインとともにその業務管理を規定した。

2018年9月、インド準備銀行は、ルピー建債券に関する海外からの商業借入の方針を緩和し、インドの銀行が健全性基準に従って海外で発行されるルピー建債券の幹事引受会社、マーケットメーカー及びトレーダーとして参加できるようになるガイドラインを発表した。当該ガイドラインに基づき、製造業部門の適格な借入人は、海外からの商業借入を最低平均満期1年で50百万米ドルまで行うことができるようになった。従前の要件では最低平均満期は3年であった。

2019年1月、インド準備銀行は、海外からの商業借入（ECB）の枠組みを改定した。新たな枠組みの主な特徴は以下のとおりである。

- ・中期及び長期の外貨によるECBが「外貨建ECB」として統合された。ルピーによるECB及びルピー建債券が「ルピー建ECB」として統合された。
- ・条件を満たす場合、ルピー建債券を自動承認で発行することが許可された。
- ・適格な借入人のリストが拡張され、海外直接投資を受けることができる事業体が含まれた。
- ・再編成された貸付人のリストが拡張され、金融活動作業部会又は国際証券監督者機構の統制を受ける国の居住者が含まれた。
- ・貿易金融の期間が従来の5年から3年に短縮された。3年間を超える貿易金融はECBとして扱われる。
- ・全費用は借入人が負担し、ECB/貿易金融を減少させることはない。

2019年2月、インド準備銀行は、居住者及び非居住者による為替リスクのヘッジ手段に関する指令案を発表し、意見を求めた。当該指令案では、予測可能な又は契約上の外国為替リスクを有するインド又はインド国外に居住する者に対して、デリバティブ商品を提供することができる。デリバティブ契約の提供のために、使用者は、個人使用者又は個人でない使用者に分類される。ルピーが関連するデリバティブ契約を提供する際、公認ディーラーは、当該契約の名目元本及び期間がエクスポージャーの金額及び期間を超えず、また、当該エクスポージャーが他のデリバティブ契約を使用してヘッジされないようにしなければならない。

2018年10月、インド準備銀行は、2018年電子商取引プラットフォーム指令を公布した。当該指令によると、電子商取引プラットフォーム（ETP）とは、公認証券取引所以外の、有価証券、短期金融資産、外国為替商品、デリバティブ又はインド準備銀行が特定するその他の商品を含む適格な商品の取引が行われる電子システムである。ETPの運営の承認を申請する銀行は、かかる目的に最低50百万ルピーを割り当てる必要がある。

2019年3月、インド準備銀行は、市場の不正利用の防止のために、有価証券、短期金融資産、外国為替商品、デリバティブ又はその他類似の商品を取り扱うすべての市場参加者に向けた指令を出した。市場参加者は、市場操作及びベンチマーク・レートの操作に関わってはならず、また、自身又は他者が重要な利益を得るために、価格の影響を受ける非公開の情報を悪用してはならない。

2019年3月、インド準備銀行は、非居住者が金利リスクのヘッジその他の目的でルピー建金利デリバティブの市場で取引することを許可した。個人以外の非居住者は、ヘッジ以外の目的で、翌日物金利スワップ取引を、インドのマーケット・メーカーと直接行うか、又はかかるマーケット・メーカーの外国支店/親会社/グループ事業体を通じて同等の条件で行うことが許可された。

2019年6月、インド準備銀行は、銀行の個人顧客による外国為替売買のための電子商取引プラットフォームの導入を発表した。これは、個人顧客のための透明性、競争力及び価格設定の向上を目的としている。当該プラットフォームは、一定の条件の下、現物取引、翌日取引又はスポット取引により米ドルをルピーで売買する必要がある銀行顧客が利用することができる。

## インドの銀行による外貨借入

インド準備銀行は、減損されていないTier 1資本の100.0%又は10百万米ドルのいずれか高い方を上限として、銀行による海外支店及びコルレス銀行からの資金の借入（輸出信用のための借入、海外からの商業借入及び本店/ノストロ口座からの当座貸越を含む。）を認めた。

インド準備銀行が発表した、インドの銀行による外貨借入に関連する規制及びガイドライン（その後の改正を含む。）は、リスク管理及び銀行間取引に関するマスターサーキュラーに統合された。前述の上限の対象には、インドのすべての事務所及び支店によるそれらのすべての海外支店又はコルレス銀行からの借入の合計額並びに国内の金貸付に対する融資のための金による海外借入も含まれる。インド準備銀行の個別の承認を受けた革新的永久債及びその他の海外からの借入により調達された資本金は、引き続き減損されていないTier 1資本の100.0%の制限から除外される。2015年7月、インド準備銀行は、各銀行に対して、インド準備銀行の事前承認なしに国際/多国間金融機関から借入を行うことを許可した。

## 情報技術及びサイバーセキュリティ

インド準備銀行は、2011年4月に、情報のセキュリティ、エレクトロニック・バンキング、技術リスク管理及びコンピュータ・ネットワーク上の詐欺に係るガイドラインを策定した。当該ガイドラインは「汎用的」ではないものの、当該ガイドラインの実施はリスク・ベースであり、かつ、銀行が従事する事業活動の性質及び範囲、銀行において一般的な技術環境並びに技術によりもたらされる業務プロセスへのサポートに応じていなければならない。当該ガイドラインは、情報技術に関する9つの対象分野（すなわち情報技術管理、情報のセキュリティ、IT運用、ITサービス委託、情報システムの監査、コンピュータ・ネットワーク上の詐欺、業務継続計画、顧客教育及び法的問題）を網羅している。当該ガイドラインの実施は、経営陣により継続的に監視される。

さらに2016年6月、インド準備銀行は、銀行に対して、事業の複雑さの水準及び許容可能なリスクの水準を考慮した、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対抗するための適切なアプローチを含むサイバーセキュリティ方針の整備を義務付ける指針を発表した。サイバーセキュリティ方針は、より広範なIT方針とは区別され、当該方針に規定されるべき点には、継続的な監視についての取決め、包括的なネットワーク及びデータベースのセキュリティ、顧客情報の保護、コンピュータ・ネットワーク上の危機管理計画、サイバーセキュリティの強化、組織的な取決め並びに幹部役員/経営陣間のサイバーセキュリティに関する認識が含まれる。

2018年2月、インド準備銀行は、SWIFTに関して、銀行による実施のタイムラインとともにその業務管理を複数規定した。さらに、銀行は、規定された保護手段の継続的な遵守を確実にするために行われた対策/行うことが提案されている対策を、取締役会に提示することが義務付けられた。

インド準備銀行は、複数の要因によって動かされるサイバーリスクの変わりゆく性質を考慮し、2017年11月に銀行に対し、情報資産（特に顧客サービス情報）がすべての場所／ポイントにおいて十分に保護されていること及びセキュリティエコシステムの態勢が適切に整っていることを確実にするよう助言した。さらに、銀行は、サイバーセキュリティのイニシアチブを持続的に保証するために、弱点を特定すること及びそれに即時に対処するための行動を適時に開始すること、正式な認証メカニズムを強化すること、また、顧客に提供されるすべてのデジタル商品の実行において「セキュリティ・バイ・デザイン」アプローチを採用しそれを文書化することで、措置を取るよう助言された。インド準備銀行は、銀行に対し、適切な指示を受けるためにサイバーセキュリティの重大な事件の詳細を定期的に取り締役会／取締役会のIT小委員会に提示するよう指示した。

インド準備銀行は、情報技術及びサイバーセキュリティへの経営者の認識を高めるために、2018年8月、銀行の取締役、幹部役員及び各部門の最高責任者（すなわち、チーフ・テクノロジー・オフィサー、チーフ・インフォメーション・オフィサー、チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー、チーフ・リスク・オフィサー）に対して、情報技術及びサイバーセキュリティ分野の必須の意識／認証プログラムを受講することを指示した。インド準備銀行は、参加者の部門ごとにプログラムを作成し、認証完了までの時限も設定した。

「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (cc) 当行は、サービス妨害攻撃、ハッキング、当行の従業員及び顧客を標的とするソーシャル・エンジニアリング攻撃、マルウェアの侵入又はデータ破壊攻撃並びになりすまし犯罪等、機密情報の漏洩につながり、当行の事業又は評判に悪影響を及ぼし、かつ重大な法律上及び財務上のエクスポージャーを生み出す可能性のあるセキュリティ・リスクに直面している。」も参照のこと。

## 法定準備金規制

### 現金準備率

銀行は、銀行間預金を除いて、有する普通預金及び定期預金の純額に対する一定割合を、自行での現金準備及びインド準備銀行への当座預金の形で、保有しなければならない。2006年インド準備銀行（改正）法案の成立を受けて、現金準備率の下限及び上限（以前はそれぞれ3.0%及び20.0%）が撤廃された。下記の債務は、現金準備率を決定する際の普通預金及び定期預金の計算から除かれている。

- ・ 銀行間預金
- ・ 公認ディーラーに対する預金
- ・ 銀行に対して再融資することができるインド準備銀行及び銀行からの再融資
- ・ 下位Tier 1 資本として扱われる永久債

2013年2月9日を開始日とする2週間から、現金準備率は現在（ ）銀行の払込済資本、準備金及び預金残高、（ ）所得税の引当金純額、（ ）請求に対して預金保険信用保証会社から受領し、また調整前の銀行が有する額、（ ）追加的な負債の発生及び損益計算書から生じる特定の負債とは異なる引当金並びに（ ）オフショア銀行ユニットに係る普通預金及び定期預金の額を含む（が、これらに限定されない。）除外項目に係る調整後の普通預金及び定期預金の純額の4%である。インド準備銀行は、現金準備率残高に対して金利を支払っていない。

現金準備率は、2週間の平均基準に基づいて維持されていなければならない。2013年7月、インド準備銀行は、為替レートの変動を安定させる規定の一部として、その2週間の内のいかなる日における現金準備率も最低70.0%とする1日の現金準備率の要件を99.0%まで引き上げた。2013年9月、為替レートの変動の安定を受け、1日の最低現金準備率は95.0%に引き下げられた。2016年4月、インド準備銀行は、2016年4月16日に開始する2週間以降、当該要件をさらに90.0%まで引き下げた。

## 法定流動性比率

現金準備率に加えて、銀行は、その普通預金及び定期預金の純額に対する一定割合を、現金、金又は承認された無担保の証券等の流動資産の形で維持しなければならない。2015年10月、インド準備銀行は、ソブリン金貨債への投資も法定流動性比率の計算に含めることを認めた。2017年度において、法定流動性比率は、21.5%から四半期ごとに25ベースポイントずつ漸減され、2016年4月2日付で21.25%、2016年7月9日付で21.0%、2016年10月1日付で20.75%、2017年1月7日付で20.50%となった。2018年度、法定流動性比率は、2017年6月24日付で20.0%までさらに50ベースポイント引き下げられ、2017年10月14日付で19.5%まで引き下げられることとなった。2018年12月、インド準備銀行は、銀行の法定流動性比率要件を、2019年1月から法定流動性比率が普通預金及び定期預金の純額の18.0%に達するまで、四半期ごとに25ベースポイントずつ引き下げること提案した。現在の法定流動性比率は、2019年7月から有効となった18.75%である。

## 流動性カバレッジ比率

2014年6月、インド準備銀行は、流動性基準 - 流動性カバレッジ比率、流動性リスク監視ツール及び流動性カバレッジ比率開示基準に関するパーゼル 取組みを導入するためのガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、銀行は、特定の規定されたストレス状態における、翌30暦日に係る純キャッシュ・アウトフロー総額に対する適格流動資産の残高の比率である、最低流動性カバレッジ比率を維持しなければならない。流動性カバレッジ比率は、30日間継続する仮説上のストレス期間においても深刻な流動性に関する要件を達成することができる、十分な水準の負担のない適格流動資産を銀行に維持させることが確保できるよう規定している。当該ガイドラインは、2015年1月1日から60.0%の最低流動性カバレッジ比率で適用が開始され、2019年1月1日から段階的に100.0%まで増加される。

上述したとおり、インド法及び諸規則の下、インドの銀行には、規定された比率（現在は19.5%）以上の法定流動性比率を維持することが求められる。法定流動性比率は、銀行の普通預金及び定期預金の純額に対する銀行の流動資産（現金、金又は適格かつ担保権を設定されていない有価証券等（以下「法定流動性比率証券」という。））の比率として算出される。法定流動性比率証券には、インド中央政府債及びインド州政府によって発行された特定の有価証券が含まれる。さらに、2014年11月に発表された流動性基準に関するガイドラインに従い、インド準備銀行は、特定のストレス状態において、レベル1適格流動資産として分類される特定の証券に対する緊急流動性枠を銀行が利用することを認めている。流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティと呼ばれるこのファシリティは、インド準備銀行によって運用されている。ファシリティの利用は、銀行の流動性カバレッジ比率に含まれる。法定流動性比率はパーゼル 流動性基準の一部ではないものの、銀行の法定流動性比率証券の一部は、インド準備銀行の流動性カバレッジ比率のガイドラインにおける適格流動資産として認識される。

インド準備銀行は、銀行に対して、（ ）インド準備銀行の限界常設ファシリティレートにおいて流動性を利用することのできる有価証券につき、銀行の普通預金及び定期預金の純額の2.0%まで、（ ）インド準備銀行の流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの下、流動性を利用することのできる有価証券につき、追加的な銀行の普通預金及び定期預金の純額の5.0%までの価値を有する法定流動性比率証券を、流動性カバレッジ比率におけるレベル1適格流動資産として認識することを許可する。義務的法定流動性比率要件内の流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティにおける普通預金及び定期預金の純額の割合は、2016年2月に8.0%に、2016年7月に9%に、2018年6月に11%に、さらに2018年10月1日からは13%に拡大された。2019年4月、インド準備銀行は、銀行がさらに2.0%の国債をハイレベルで質の高い流動資産として計上することを許可した。これは、2019年4月4日から2020年4月1日までの間、25ベースポイントずつ増加する4段階で導入される。したがって、銀行は、法定流動性比率証券を構成する普通預金及び定期預金の純額のうち、合計17.0%をレベル1適格流動資産として認識することが可能になった。パーゼル 流動性基準においては国のソブリン債のみが含まれることに対して、インド準備銀行のガイドラインの下では、法定流動性比率証券には、レベル1適格流動資産としても認識される、特定のインド州政府債も含まれる。インドの銀行は、通常、その法定流動性比率債の多くを、パーゼル 基準の下でレベル1適格流動資産とみなされるインド中央政府債への投資の形で保有する。

2018年10月、インド準備銀行は、銀行が、義務的法定流動性比率要件内で、その保有する国債について、2018年10月19日時点で計上されている銀行以外の金融会社及び住宅金融会社への貸付残高を超える部分を、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社への貸付残高の増加額と同額まで、流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティにおけるレベル1適格流動資産として計上することを許可した。2019年6月、インド準備銀行は、銀行が、2019年8月及び12月に各々予定されている増加を0.5%前倒しで増加することを認め、また、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社への貸付残高の増加額の範囲内で1.0%の増加を計上することを認めた。

2016年1月1日以降、流動性カバレッジ比率基準、流動性リスク監視手段及び流動性カバレッジ比率開示基準が、インドの銀行に対して連結ベースで適用されている。

### 安定調達比率 (NSFR)

2018年5月、インド準備銀行は安定調達比率に関する最終的なガイドラインを発表した。かかる比率は、銀行に、継続的により安定した資金源から自らの業務への投資を行うことを義務付けることにより長期にわたる耐性を促進する。ガイドラインに従い、安定調達比率は、必要な安定調達額に対する利用可能な安定調達額と定義される。銀行は、継続して100.0%以上の水準を保たなくてはならない。2018年11月、インド準備銀行はNSFRガイドラインの2020年4月1日からの施行を発表した。

### レバレッジ比率

2019年6月、インド準備銀行は、国内のシステム上重要な銀行に対して4.0%、その他の銀行に対して3.5%の最低レバレッジ比率を義務付けるガイドラインを発表した。これは2019年10月1日から実施される。銀行はかかるレバレッジ比率要件を常に遵守しなければならない。レバレッジ比率は、Tier 1資本を総エクスポージャーで除して算出され、銀行システムにおけるレバレッジの増大を抑制することが目的である。

### 持分制限

インド政府はインドの銀行に対する外国人の持分を制限している。当行のような民間銀行に対する外国人の持分合計は、払込済資本の74.0%を超過してはならず、また証券市場を通じてポートフォリオ投資制度の下で外国機関投資家により保有される株式は、払込済資本の49.0%を超過してはならない。

2016年度において、インド政府は、銀行を含むインドの会社に対する外国投資に構成上限を設け、これにより、直接投資及びポートフォリオ投資に関するサブ・リミットを統合した。外国人による銀行の保有割合の全体的な上限は、引き続き74.0%であった。さらに、2016年5月、インド準備銀行は、民間部門銀行の株主持分に関する改定ガイドラインを発表した。ガイドラインは、以下のとおり定めている。

- ・個人事業体及び非金融会社は10.0%を上限として民間部門銀行の株主持分を保有することができる。
- ・多様化されていない非上場金融機関は15.0%を上限として保有することができる。
- ・インド政府を含む十分に多様化された上場金融機関は40.0%を上限として保有することができる。
- ・国内又は海外の事業体による資本注入を通じた発起人/非発起人による高額の出資には、インド準備銀行の承認を要する。

議決権の上限は15.0%である。ただし、5.0%以上の株主持分/議決権を取得する場合には、インド準備銀行の事前の承認が必要である。「 - (1) インドの金融部門の概要 - (m) 構造改革 - ( ) インドにおける銀行の取締役会管理に関する報告書」も参照のこと。

## 持株会社

2011年度政策報告書において、インド準備銀行は、持株会社のストラクチャーを導入する際のロードマップ作成のため、インド政府、多方面の監督機関及び銀行からの各代表者によるワーキング・グループを構成したことを発表した。ワーキング・グループの報告書は、2011年5月に公表され、報告書において、特に大規模な金融グループは、個別の規制の枠組みを有する金融持株会社の構造をとる利点があるという重要な提案がなされていた。

インド準備銀行は、新たな民間部門銀行免許に関するガイドラインにおいて、かかる免許の発行に基づくすべての新たな銀行に対し、金融持株会社の構造で設立することを義務付けた。「 - (1) インドの金融部門の概要 - (m) 構造改革 - ( ) 銀行業務システムに関する審議文書」も参照のこと。

## 配当の支払制限

銀行規制法により、銀行は、配当を宣言する前に、資本支出の完全な償却及び開示された年間利益の20.0%の準備金勘定への繰入を義務付けられている。

銀行は、以下の健全性要件を満たした場合に配当を宣言することができる。

- ・ 過去2年間及び当該銀行が配当金を宣言しようとする会計年度の自己資本比率が9.0%以上であること。
- ・ 純不良資産比率が7.0%未満であること。
- ・ 現行の規制及び資産の減損、従業員退職金、利益の法定準備金への繰入等に対する適切な引当金の設定等に関してインド準備銀行により発行された広く行き渡っている規則及びガイドラインを銀行が遵守していること。
- ・ 予定配当金が当期利益から支払われること。
- ・ インド準備銀行のバーゼル ガイドラインの下、銀行は、最低資本要件に従っており、資本配分の規制を避けるため、資本保全バッファを最低要件以上に維持しなければならない。資本保全バッファは、インド準備銀行により規定されているとおり、2016年3月31日から段階的に導入され、2019年3月31日までに導入が完了する。インド準備銀行は、資本保全バッファの枠組みが有効となれば、銀行による配当金支払が、上記ガイドラインの適用により管理されると明確にしている。銀行が2年連続上記の自己資本比率要件を満たしていない場合であっても、当該銀行が配当金の宣言を予定している会計年度において自己資本比率が9.0%以上であり、かつ純不良資産比率が5.0%未満であるときには、配当金の宣言を行うことができる。上記規制の下で配当金を宣言することができる銀行は、以下の制限に従うことを条件として配当金の宣言を行うことができる。
  - ・ 配当金支払比率（当期純利益に対する年間の支払配当金の割合として算出される。）は、40.0%を超過してはならない。配当金支払比率の最大許容範囲は、過去3年間の毎年の自己資本比率及び純不良資産比率に応じ、銀行により異なる。銀行は、配当金を宣言するために、連続した3年間（銀行が配当金を宣言しようとする会計年度を含む。）において9.0%の最低自己資本比率及び7.0%未満の純不良資産比率を有していなければならない。純不良資産比率が3.0%未満の銀行は、その3年間の自己資本比率が11.0%以上の場合には35.0%を上限として、自己資本比率が10.0%以上の場合には30.0%を上限として、自己資本比率が9.0%以上の場合には25.0%を上限として配当金を宣言することができる。純不良資産比率が3.0%から5.0%の銀行は、11.0%、10.0%及び9.0%の3年間の自己資本比率に対して、それぞれ25.0%、20.0%及び15.0%を上限として配当金を宣言することができる。同様に、純不良資産比率が5.0%から7.0%の銀行は、11.0%、10.0%及び9.0%の3年間の自己資本比率に対して、それぞれ15.0%、10.0%及び5.0%を上限として配当金を宣言することができる。
- ・ 当該期間の収益に特別利益が含まれる場合、支払比率は、健全な支払比率を遵守するためにその特別利益を控除した後に算出されなければならない。
- ・ 銀行が配当金を宣言する会計年度に係る財務書類に法定監査人による当期の収益に悪影響を及ぼす可能性がある限定意見が付されている場合は、そのような限定意見が付されている場合には、純利益は、配当金支払比率を算出する上で、適切に調整される。

## 銀行の業務停止、再建及び合併

インド準備銀行は、インド政府に対し、銀行の業務停止を申請することができる。インド政府は、インド準備銀行の申請を検討した上で、当該銀行に対する訴訟手続の開始につき最長6ヶ月間の停止命令を言い渡すことができる。当該停止期間中、(a)公共の利益のため、(b)預金者の利益のため、(c)銀行の適切な経営を確保するため又は(d)国全体の銀行システムの利益のために、インド準備銀行は、銀行の再建又は他行との合併の計画を作成することができる。銀行の再建又は他行との合併を伴う場合、インド準備銀行は、インド政府に許可を得るために当該計画を提出する前に、計画草案についての提案及び異議申立てを受付ける。インド中央政府は、修正の有無にかかわらず、当該計画を承認することができる。法律上かかる銀行の株主又は債権者の承認を必要としない。インド準備銀行は、民間部門銀行の合併に関するすべての規制を、標準指針(2016年民間部門銀行の合併に関する指針)に統合した。

## 民間銀行間及び銀行と銀行以外の金融会社との合併に対する規制

2016年4月、インド準備銀行は、民間銀行間の合併及び銀行と銀行以外の金融会社との合併に関する改定ガイドラインを発表した。ガイドラインでは、特に、合併の根拠、合併から生じる組織的利益及び合併した事業体の利益の調査が重視されている。2つの民間銀行の合併に関して、ガイドラインによると、当該2つの銀行の取締役会による承認の後、合併計画案が両銀行の株主の3分の2の多数で承認されなければならない。計画案は、合併する銀行の評価額、収益性及び自己資本比率に対する合併の影響をも考慮し、合併後の取締役会がインド準備銀行の基準に沿うことを実証しなければならない。承認された計画は、提案された合併の草案文書、関連するすべての通知及び証明書、スワップ率、株価等の他の文書とともにインド準備銀行に提出され、銀行規制法に従って評価及び承認される必要がある。銀行と銀行以外の会社との合併に関しては、銀行以外の会社が銀行との合併を提案されている場合、銀行は、合併計画が銀行の取締役会及び銀行以外の金融会社の取締役会により承認された後、当該計画が承認のために裁判機関に提出される前に、インド準備銀行の承認を得なければならない。「- その他の法令 - インド競争法」も参照のこと。

## 信用情報機関

インド国会により、2005年信用情報会社(規制)法が制定された。その法律に従い、銀行等のすべての金融機関が信用情報機関のメンバーとなり、信用情報機関により金融機関に必要とされる、その金融機関との信用関係を築いている個人又はグループに対する信用情報を、信用情報機関へ報告しなければならない。その他の金融機関、信用情報機関及びインド準備銀行が指定したその他の主体は、公開された信用情報を利用することができる。インド準備銀行は、カバレッジ及び信用情報の強化を目指しており、本件に関する委員会を組織した。当該委員会は、2014年3月に提案を提出しており、その提案には、信用情報会社に対して信用情報を提供するための標準化されたデータ形式、信用度の共通分類及び信用情報会社による成功事例が含まれていた。2014年6月、いくつかの提案がインド準備銀行により承認され、それらに応じてガイドラインが策定された。最近では、2016年6月に、インド準備銀行が、銀行に対し、借入人のコマーシャル・ペーパー及びヘッジされていない外貨エクスポージャーへの投資に係る情報を信用情報会社に知らせることを義務付けるガイドラインを発表した。

## 金融安定性及び開発審議会並びに金融部門法制改革委員会

2011年度、インド政府は、金融安定性及び開発審議会という名称の最高レベルの組織を設置した。当該組織は、独立した組織であり、規制を監督し、金融安定性を維持するためのメカニズムを強化する。当該組織は、経済のマクロ・プルデンシャルな統括を監視し、巨大な金融コングロマリットとしての機能は、規制間での調和の問題に取り組み、ファイナンシャル・リテラシー及び金融包括活動を重要視する。インド政府はまた、金融部門の法律を再検討し、金融部門の要求が法律に反映されるよう、金融部門法制改革委員会を組織した。委員会は、2013年3月に報告書を提出し、金融部門を統制する異なる法律を統合するインド金融法を提案した。当該枠組みは、顧客保護、規制、資本管理、システム上のリスク及び決議等の要素を含む。当該法律では、インド準備銀行が銀行システム及び支払システムを規制し、インド統合金融機関が保険業規制開発委員会やインド証券取引委員会等その他すべての既存の金融部門規制機関を組み込むような規制システムに移行することも提案している。

2010年8月、国会は、2010年有価証券及び保険法（改正及び検証）案を可決した。当該法案は、規制当局間の紛争を解決するための仕組みを提供するものである。委員会は、財務大臣を委員長、インド準備銀行総裁を副委員長とし、インド証券取引委員会、保険業規制開発委員会、年金基金規制開発局の各委員長、並びに経済局長及び金融サービス局長により構成され、かかる紛争に最終判決を下す。

金融技術革新及びその金融部門との結付きの重要性が増していることを鑑みて、金融安定性及び開発審議会の小委員会は、フィンテックの特徴及び発展を研究するワーキング・グループを設立した。インド準備銀行は、これに合わせて、様々な規制機関、格付機関及び選定された銀行の代表者から成るワーキング・グループを設立した。当該グループは、明確に定義された場所及び期間内で「規制のサンドボックス」のための適切な枠組みを導入することを提言した。

### 金融機関の破綻処理制度

金融安定性及び開発審議会は、金融機関の破綻処理制度の強化について検討する高水準のワーキング・グループを構成した。当該ワーキング・グループは、2014年5月に報告書を提出した。当該グループの主要な提案には、関連する金融部門の規制機関と調整の上、破綻枠組みの導入に責任を持つ、独立した金融機関の破綻処理機関の設立を含む。金融機関の破綻枠組みは、法的強制力があり、銀行、銀行以外の金融会社及び金融コングロマリットを含むすべての金融機関を対象とする。当該枠組みは、流動性、買取り及び引受け、既存の債権者の株主への転換及び一時的な公的所有等を含む救済措置の一通りの手段を確認する。当該破綻枠組みは、納税者からの資金の利用を避け、株主及び無担保債権者への損失の負担を保証する。金融機関が困難に陥り、システム上重要であると考えられる場合、その他すべての選択肢が上手くいかなければ、インド政府がその金融機関を管理するというのが破綻の最終的な選択肢となる。2017年度の連邦予算で、インド政府は、金融機関の破綻処理に関する包括規定が、法案としてインド国会に提案されると表明した。これに関し、預金者に利益になるような、迅速で、秩序がある効率的な金融機関の破綻処理のサービスを提供するために、2017年8月、2017年破綻処理及び預金保険法案がインド国会に提出された。この規定は、銀行、保険会社及び金融部門の事業体の破綻状態に対処するための特殊な破綻処理メカニズムを定めている。かかる法案は、2018年に取り下げられた。

### インド準備銀行による早期是正措置

インド準備銀行は、2017年4月1日付で、銀行のための早期是正措置の枠組みを改正した。改定ガイドラインによると、銀行は、規定されるパラメーターのいずれかに違反していることが発覚した場合、どの時点においても当該枠組みの対象となる可能性がある。早期是正措置の行使に係る主要な基準には、( )自己資本比率が10.25%未満となること及び/若しくは普通株等Tier 1比率が6.75%未満となること、( )純不良資産比率が6.0%超となること、( )連続した2年間において総資産利益率がマイナスとなること又は( )レバレッジ比率が4.0%未満となることが含まれる。違反の程度により、銀行は3つのリスク限度に分類され、これに基づき事業の拡大が制限され、解決に向けた強制措置を講じることが義務付けられる。普通株等Tier 1が3.625%未満というリスク限度に違反した銀行については、合併、再構築及び解散といった方法を通じた解決が考慮される。2018年度、11の公共部門銀行が、主に資産価値における減損により、インド準備銀行の早期是正措置下にあった。これらの銀行のうち5行は、2019年度に早期是正措置の枠組みから除外された。

## 取扱代理業者の利用に関する規制

銀行の出先機関の増加及び金融包括の拡大の促進を目的として、インド準備銀行は、2006年1月、銀行及び金融サービスを提供する銀行が取扱代理業者を利用するガイドラインを策定した。取扱代理業者とは、銀行がその支店以外の場所において、銀行業務提供目的で利用する代理業者をいう。取扱代理業者により、銀行は、レンガ及びモルタル造りの支店設立が必ずしもあらゆる地域において実行可能でない可能性があるため、低コストで限られた範囲の銀行業務を提供することができる。銀行は、自らが利用する取扱代理業者の懈怠及び委託行為に対して、全責任を負う義務があり、代理リスクを最小化するため、デュー・ディリジェンスを実施しなくてはならない。2006年1月に取扱代理業者モデルが導入された際、取扱代理業者として行為することを許可された事業体には、退職した銀行員、退職した教員、小規模の独立した食料雑貨品店、医療及び公正価格の個人店主等の個人並びにその他特定の個人が含まれていた。非個人事業体には、協会法/信託法に基づき設立された非政府機関又は小規模金融機関、様々な州の相互援助協会法又は様々な州の協会法に基づき登録された協会、非営利目的会社及び郵便局が含まれていた。また、2010年9月以降、銀行は、大規模かつ広範な小売店を有し、会社法に基づき登録された会社（銀行以外の金融会社を除く。）を、当該許可以前に許可を受けた個人/事業体の他に、取扱代理業者として利用することを認められている。2014年6月、インド準備銀行は、預金預かりをしない銀行以外の金融会社に対しても、取扱代理業者として任命することを認めた。さらに、取扱代理業者のチャンネルを拡大するため、2014年4月、インド準備銀行は、銀行の取締役会に少なくとも6ヶ月に1回、取扱代理業者に対する業務及び報酬支払いを見直すよう求めるガイドラインを策定した。2016年4月に発表された金融政策綱領において、インド準備銀行は、取扱代理業者を登記することを提案した。

## モバイル・バンキングに関する規制

インド準備銀行は、インドの銀行に、その顧客に対してモバイル・バンキングを提供することを許可した。かかるサービスは、国内市場におけるインド・ルピーに基づいた取引においてのみ提供される。顧客口座への借方計上を含む取引は、取引実行のため2つのレベルの認証を必要とする。2014年12月、インド準備銀行は、複数の手段による個人暗証番号（PIN）の開発を含むモバイル・バンキングへの簡便な登録の提供を銀行に求めるガイドラインを策定した。2015年12月、インド準備銀行は、2016年3月31日までにすべてのATMにおいてモバイル・バンキングの顧客登録機能を利用可能にするため、銀行に対し、ナショナル・ファイナンシャル・スイッチ（National Financial Switch）に参加することを義務付けた。

## プリペイド決済商品に関する規制

2017年10月、プリペイド決済商品に関する既存の指示の見直しを受けて、インド準備銀行は、プリペイド決済商品の発行及び業務に関する標準指針を発表した。これらの商品は、インド準備銀行からの事前承認を取得して初めて銀行及び銀行以外の機関による発行が可能となる。発行者は、様々な種類/カテゴリーのプリペイド決済商品の発行、代理人の雇用、ブランド提携の合意、ギフトカードの再有効化及び関連するすべての業務に関して取締役会の承認を得た方針を有することが求められている。10,000ルピーまでのセミクローズドプリペイド決済商品は、最低限の情報の承認により発行可能であり、発行日から18ヶ月以内に顧客の本人確認に準拠したプリペイド決済商品に変換されなければならない。100,000ルピーまでのプリペイド決済商品（オープン及びセミクローズ）は、プリペイド決済商品の所有者の本人確認完了後に発行が可能となる。ギフトカードは、10,000ルピーの価額を上限として発行が可能である。プリペイド決済商品は、認証という付加的要素を必然的に有する。当該指針では、ブランド提携のプリペイド決済商品の特徴、詐欺防止、顧客保護、苦情対応及び情報システムの監査についても取り上げられている。

## 収益の計算及び開示に関する基準

2015年3月、直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes）は、課税所得の計算に関するガイドラインを規定している収益の計算及び開示に関する基準（ICDS）を通知した。これらのガイドラインは、当行の会計帳簿を維持するためのものではない。これらのガイドラインは、当行を含め、収益の計算において発生主義会計を踏襲するすべての納税者に適用される。1961年所得税法（以下「インド所得税法」という。）の規定と、税務当局により定められた収益の計算及び開示に関する基準の規定との間に相違がある場合、インド所得税法の規定が優先する。税務当局により発表され、会計方針に関連するガイドラインの対象となる広範な分野には、棚卸資産、建設契約、収益認識、有形固定資産、外国為替の変動による影響、政府助成金、有価証券、借入費用、偶発債務及び偶発資産の評価が含まれる。これらのガイドラインは、2016年4月1日から適用されている。

## 銀行規制法の要件

### 禁止業務

銀行規制法は、銀行が従事することのできる事業活動を指定している。銀行は、かかる指定事業以外の業務を行うことができない。

### 準備金基金

インドで設立されたいかなる銀行も、準備金基金を設けなければならない。当該銀行は、配当前の各年度利益の25.0%以上を準備金基金へ繰入れなければならない。この勘定から充当がある場合には、当該銀行は、21日以内に、インド準備銀行に対し当該充当が生じた理由の説明とともにその事実を報告しなければならない。インド政府は、インド準備銀行の推薦により、特定の銀行の当該準備金基金に関する要件を免除することができる。

### 株式資本及び議決権の制限

銀行は、普通株式のみを発行することができる。銀行規制法は現在、銀行のいかなる株主も、当該銀行の総株主の総議決権の15.0%を超えて投票による議決権を行使することができない旨を定めている。

2006年に、インド国会はインドの公共部門銀行に関する法律を改正し、これにより公共部門銀行による優先株式の発行及び株式の優先割当又は私募が可能となった。現在の規定によると、インドの民間部門銀行は、優先株式を発行することができない。すべての銀行による償還可能優先株式及び非償還優先株式の発行を可能にするための銀行規制法改正案が、インド国会に提出されている。合併以前において、ICICIは、3.5十億ルピーの2018年度に償還された優先株式資本を所有していた。インド政府は、インド準備銀行の推薦に基づき、当行に対し、これらの株式の償還期限まで、当行の資本構造に優先株式を含めることを可能とする免除を与えた。

インド準備銀行からの通知に従い、2013年度における銀行規正法の改正は、議決権の上限を10.0%から26.0%へと、段階的に増加させた。インド準備銀行は、議決権の上限を15.0%と通知している。「 - (1) インドの金融部門の概要 - (m) 構造改革 - ( ) 銀行規制法の改正」も参照のこと。

2015年11月、インド準備銀行は、民間部門銀行の株式又は議決権を5.0%以上取得する場合には、事前の承認が必要であることを明示した。民間銀行の払込済株式資本を5.0%以上保有する株主は、銀行にその「適格」な地位についての宣誓書を提出しなければならない。既存の大株主による持分合計10.0%までの新たな取得の場合は、インド準備銀行の承認を要しない。

### 法定報告及び検査手続

インド準備銀行は、1949年銀行規制法及び1934年インド準備銀行法の様々な規定の下、インドの銀行システムを監督する責任を有する。この責任は、地方銀行を除くすべての商業銀行に対し、インド準備銀行の銀行監督部門により果たされている。監督枠組みは、徐々に発展し、インド準備銀行は、バーゼルの「効果的な銀行監督の基本方針」に従い革新的に動いている。既存の監督枠組みは、リスクに基づく監督枠組みの確立に向けて修正されている。

当該枠組みは、インド準備銀行が、各銀行に対し、そのリスク構造に基づく異なる監督を適用することで、銀行に対する監督プロセスをより効率的かつ効果的にすることを目的としている。銀行のリスクに関する詳細な質的及び量的評価は、監督官により継続的に行われ、インド準備銀行により、リスク評価報告書が発表される。インド準備銀行は、当該枠組みの下、指定された銀行との唯一の窓口となる上級監督幹事を任命した。

当行は、2013年度から当該枠組みに基づく監督を受けている。インド準備銀行は、当行の会長、監査委員会の委員長並びにマネージング・ディレクター及び最高経営責任者を含む当行の経営陣と報告書に関する審議も行う。リスク評価報告書は、当行による対応に関する報告書と併せて、当行の取締役会に提出されなければならない。ICICIバンクは、当行の取締役会による承認を経て、当行による対応に関する報告書をインド準備銀行へ提出しなければならない。「 - 貸倒引当金及び不良資産 - 資産分類」も参照のこと。

### **取締役会議長及びマネージング・ディレクター並びにその他の取締役の任命及び報酬**

当行は、当行の取締役会議長及びマネージング・ディレクター並びにその他の業務執行取締役の任命及び報酬の決定に際し、事前にインド準備銀行の承認を得る必要がある。インド準備銀行は、取締役会議長、マネージング・ディレクター及びその他の業務執行取締役の候補者を、公益、預金者の利益又は当行の適切な経営の観点から拒否する権限を有する。さらに、インド準備銀行は、当行に関連する問題を審議するために当行の取締役会の開催を命じ、当該取締役会におけるオブザーバーを指名し、また一般的に、必要とみなす経営陣の変更を行うことができ、かつ新たな取締役を選任するために当行の定時株主総会の招集を命じることができる。当行は、他の銀行の取締役である者を取締役として任命することはできない。インド準備銀行は、銀行の取締役としての適格要件に関するガイドラインを策定している。当行の取締役は、これらのガイドラインの要件を満たさなければならない。

2012年1月13日、インド準備銀行は、常勤取締役/最高経営責任者/リスクテイカー並びに民間部門及びインド国内で業務を行っている外資系銀行の管理部門スタッフの報酬に関するガイドラインを策定した。かかるガイドラインには、報酬の効果的な管理、リスク負担と報酬の調整並びに利害関係者による効果的な監視及び従事に関する指針が含まれている。

2015年6月1日、インド準備銀行は民間部門銀行の非業務執行取締役の報酬に関するガイドラインを策定した。ガイドラインに従い、取締役会は、報酬委員会との協議の上、(非常勤の非業務執行取締役以外の)非業務執行取締役のための包括的な報酬方針を形成し、適用しなければならない。かかる方針において、取締役会は、銀行が得た利益に基づいた利益に関連した手数料の形で、報酬の支払いを行うことができる。かかる報酬は、各取締役につき年間1百万ルピーを超えてはならない。さらに、民間部門銀行は、1949年銀行規制法第10条B(1A)( )及び第35条Bに基づき非常勤の非業務執行取締役に対して報酬を支払う際には、インド準備銀行の事前の許可の取得が必要となる。

2017年5月、インド準備銀行は、銀行の最高財務責任者及びチーフ・テクノロジー・オフィサーの役職への応募を求め、これらの役職に就くにあたって最低限必要となる資格要件及び経験について規定するガイドラインを策定した。

2019年2月、インド準備銀行は、常勤取締役、最高経営責任者、リスクテイカー及び管理部門スタッフの報酬に関するガイドラインの改正を提案する審議文書を発表して意見公募を行った。最終的なガイドラインはまだ発表されていない。

### **罰則**

インド準備銀行は、銀行及びその従業員に対して、銀行規制法に基づく規制に違反した場合には、罰則を科すことがある。罰則は、一定額の罰金である場合や、規制違反に含まれる金額に関連する場合もある。罰則には、懲役刑もあり得る。

## インドにおいて保有されるべき資産

各行は、そのインドにおける資産（インドで振り出された輸入・輸出手形及びインド準備銀行により承認された証券（インド国外で保有されているとしても）を含む。）が、インドにおけるその普通預金及び定期預金の75.0%を下回らないようにしなければならない。

## 浮動担保の設定に関する制限

当行の事業及び財産に対する浮動担保を設定するためには、インド準備銀行の事前の承認が必要である。現在、債券を含むすべての当行の借入は無担保である。

## 記録の保管

銀行は、帳簿及び記録簿を保管しなければならない。銀行規制法は、銀行が特定の方法により帳簿及び記録簿を保管すること、並びに帳簿及び記録簿を定期的に会社登記官へ提出することを義務付けている。他の会社と同様に当行も、書類の作成及びインド会社法及び同法に基づく規則に規定された、株主による帳簿の閲覧用に記録を利用することを定めた規定の適用を受ける。インド準備銀行により策定された顧客の本人確認ガイドラインでは、特定の記録簿に関しては、定期的に更新するよう規定している。2002年マネーロンダリング防止法によると、取引記録簿は顧客と銀行の取引日後5年間（2013年2月に10年間から5年間へ変更された。）保管されなければならない。顧客の本人確認ガイドラインは、顧客との関係が停止した日から5年間保管されなければならない。1985年銀行（記録保存期間）法は、かかる記録を8年間保管することを要求している。1985年銀行（記録保存期間）法は、通帳、口座及び株式台帳に関連するその他書類の銀行の記録を8年間保管するよう定めている。

2018年4月、インド準備銀行は、システム運用者が運用する支払システムに関連するデータが、インド国内に所在するシステムにのみ保存されることを確実にするよう助言した。当該データは、最初から最後まで取引全体の詳細/収集/伝送/メッセージ/支払指示の一部として処理された情報を含むについては（もしあれば）、データは必要に応じて外国にも保存することができる。インド準備銀行は、システム運用者に対し、6ヶ月以内に遵守を確実にし、2018年10月15日までに遵守の報告をするよう助言した。

## その他の法令

### インド会社法

銀行を含むインドの会社は、特定の部門に関する法令並びに部門別の規制機関により定められている規則及びガイドラインに加え、1956年インド会社法に関連する規定を遵守するよう義務付けられている。2013年、インド議会は新インド会社法を採択しており、これには、特に取締役の責任の増加やコーポレート・ガバナンスの慣行の改善及び一定の規模以上の企業に対し、企業の社会的責任を果たすよう命じ、過去3年間の平均純利益の最低2.0%を企業の社会的責任イニシアティブに使用するよう義務付けることが含まれる。これに関する不足があった場合は、年次報告書で説明するよう義務付けられていた。2019年7月、政府は、企業の社会的責任に関するガイドラインを含む2013年会社法の一部改正を提案した。企業の社会的責任に関連する法案における主要な提案には、特定のプロジェクトに割り当てられた金額を、会計年度末後30日以内にエスクロー口座に振り替えてかかる金額を3会計年度内に使用するか、又は、特定のプロジェクトに割り当てられていない未使用の金額を、6ヶ月以内にインド政府が管理し企業の社会的責任に適した資金に振り替えることが含まれている。当該法案ではまた、同法の規定に違反する会社に対する罰則も提案されている。

## インド競争法

2002年インド競争法は、競争の促進、不公平な取引慣行の防止及び消費者の利益保護を目的とした2002年インド競争委員会を設立した。インド競争法は、非競争的な契約及び市場独占の濫用を禁止し、一定の規模以上の企業に関する合併吸収の際に、インド競争委員会の承認を得るよう義務付けた。さらに、2002年インド競争法を改正するものである2012年新競争法法案（改正）は、2012年12月に議会の下院に提出された。かかる法案は、独占の乱用の認定に関し、企業レベルからグループレベルへ範囲を広げ、本法に基づき規制される合併の敷居を明確にする柔軟性をインド議会に対し与え、また、部門別の規制機関に対し関連する部門における合併吸収に関するインド競争委員会の立場を取るよう義務付けることを目的としている。当該法案は、後に金融常設委員会に付託され、2014年2月に報告書を提出した。当該法案は、2014年5月の国会の解散以降失効し、現時点ではインドの新政府による再提出はされていない。

## 守秘義務

当行の守秘義務は、当行の顧客との関係を規制する慣習法から生ずる。当行は、明確に規定された状況を除いて、第三者にいかなる情報も開示することができない。この一般原則に関する例外は以下のとおりである。

- ・法律によって開示をしなければならないとき。
- ・公開しなければならない義務が存在するとき。
- ・当行がその利益のために情報公開する必要があるとき。
- ・公開に対して顧客の明示又は黙示の同意があるとき。

当行は、裁判所の命令があった場合にも情報を開示しなくてはならない。インド準備銀行は、公益の見地から、銀行から得た情報を公開することがある。銀行帳簿証拠法の規定に基づいて、銀行の役員により証明された台帳、業務日誌、現金帳簿及び会計帳簿等の銀行の帳簿における記載の写しは、訴訟手続において取引の疎明証拠として扱うことができる。

## オフショア銀行ユニットに関する規制

インド政府及びインド準備銀行は、銀行が、貿易業務、税金及び関税上外国領土とみなされる特別免税区域である経済特区に、オフショア銀行ユニットを設けることを許可している。当行は、ムンバイのサンタクルス電子輸出促進地域（Santacruz Electronic Exports Promotion Zone）にオフショア銀行ユニットを1ヶ所有している。オフショア銀行ユニットに対して適用される主要な規制は、下記の事項を含む（ただしこれらに限らない。）。

- ・オフショア銀行ユニットは、インドの銀行の海外支店に関しインド準備銀行が定める流動性リスク及び金利リスク管理政策に加え、当該銀行全体のリスク管理並びに資産及び負債管理の枠組み内における流動性リスク及び金利リスク管理政策（かかる枠組みは、規定の期間ごとに銀行の取締役会による監視を受ける。）を採用しなければならない。さらに、銀行の取締役会は、海外支店の各通貨につき、親銀行のオープン・ポジション・リミットとは別に、包括的なオーバーナイト・リミットを設定しなければならない。
- ・オフショア銀行ユニットは、非居住者であるインド人を含むが、海外法人を除く非居住者から、預金及び借入として資金を交換可能な外貨により調達することができる。
- ・オフショア銀行ユニットは、外貨建てによってのみ貸借対照表を作成及び保有することができる。
- ・オフショア銀行ユニットの貸付は、優先部門貸付債務を算出するに際し純銀行クレジットとしては扱われない。
- ・オフショア銀行ユニットは、顧客の本人確認ガイドラインに従わなければならない、また取引参加者の身元及び住所、参加者の行為能力並びにファンドの実質所有者の身元を確認できなければならない。
- ・2005年経済特区法により、オフショア銀行ユニットは、さらに以下の業務を行うことができるようになった。

- ・インド国外への貸付及び海外事務所との国際シンジケート / コンソーシアムへの参加
- ・インド・ユニットの外貨建社債への投資
- ・インド国外のインド事業体の子会社 / ユニットへの与信枠の延長

### インドの国際金融サービス・センターの銀行ユニットに関する規制

2015年3月、インド準備銀行は、インド国内の国際金融サービス・センターに銀行ユニットを設置するインドの銀行に関するガイドラインを策定した。かかるガイドラインに従い、外国為替取引を行う公共部門銀行及び民間部門銀行は、インド国内の各国際金融サービス・センターに1つずつ銀行ユニットを設置することが許可される。銀行は、銀行ユニットの設置のためにインド準備銀行から事前許可を取得しなくてはならず、インドの銀行の海外支店と同等に扱われる。当該銀行ユニットの最低資本要件は、20百万米ドルである。銀行ユニットによって調達された資金（外貨借入を含む。）は、インド国外に居住する個人から調達されたものでなければならない。資金は、インドの居住者及びインドの非居住者の双方について配分される。ただし、インドの居住者への資金の配分は、1999年外国為替管理法の規定に従うものとする。これらのユニットにおける負債は、インド準備銀行の現金準備率要件及び法定流動性比率要件から除外される。銀行ユニットは、インド準備銀行が規定する最低規制資本を維持しなければならない。銀行ユニットは、外貨によってのみその貸借対照の作成及び保有が可能であり、運営費用として特別なルピーの勘定を持たない限り、インド・ルピーでの取引は許可されない。かかる銀行ユニットの貸付は、優先部門貸付要件とはみなされない。

2017年4月、インド準備銀行は、国際金融サービス・センターの銀行ユニットに対して、デリバティブ取引（ストラクチャード商品の取引を行うこと、金利及び通貨デリバティブ部門における取引所の1つとなること、デリバティブ部門における清算及び決済に係る専門的な清算会員となること、並びにインド・ルピー建ての管理費を処理するためにインドの銀行におけるルピー建非居住者向け特別口座を維持することが含まれる。）を行うことを許可するガイドラインを策定した。

2018年5月、インド準備銀行は、ガイドラインを修正し、親銀行が、その国際銀行業務ユニットに対し20百万米ドル又はそれに相当する外貨による最低資本を提供しなければならないことを規定し、これは継続的に、親会社レベルにおいて常に維持されていなければならない。

### 連結監督ガイドライン

2003年度、インド準備銀行は、銀行の連結決算及び連結監督についてのガイドラインを策定した。これらのガイドラインは2003年4月1日から有効となった。これらのガイドラインの主な特徴は以下のとおりである。

**連結財務書類：**銀行は、公衆の閲覧に供するために連結財務書類を作成しなければならない。

**連結健全性報告：**銀行は、インド準備銀行へ、保険子会社及び金融サービスに関連しない事業を行っているグループ会社を除く連結基準で様々な健全性基準に従っていることを記載した連結健全性報告を提出しなければならない。下記の主健全性基準に関連して連結基準に従うことが要求されている。

- ・借入人1名のエクスポージャー・リミットは資本金の15.0%であること（5.0%以下の追加エクスポージャーがインフラ計画への融資を目的とする場合には、資本金の20.0%）。
- ・借入人グループ・エクスポージャー・リミットは資本金の40.0%であること（10.0%以下の追加エクスポージャーがインフラ計画への融資を目的とする場合には、資本金の50.0%）。
- ・銀行のTier 1 資本から、自己資本比率規制が特定されている子会社の自己資本の不足分が控除されていること。
- ・連結資本市場エクスポージャー上限は、連結純資産の40.0%かつ直接投資の上限は連結純資産の20.0%であること。

「 - (e) 貸付ポートフォリオ - ( ) 貸付の集中」も参照のこと。

2004年6月、インド準備銀行は、以下の枠組みを提案する金融コングロマリットの監視に関するワーキング・グループの報告の公表をした。

- ・集中的な規制上の監視を受ける金融コングロマリットの評価
- ・内部グループ取引並びに外部の取引相手方に対するグループのエクスポージャー及び大きなエクスポージャーの監視
- ・すべての他のグループ事業体に関する情報を照合し、当局にもそれらを提供する各グループ内の指定された事業体の評価
- ・情報の相互調整交換措置の発動

枠組みは、インド準備銀行、インド証券取引委員会、インド保険業規制開発委員会及び国立住宅銀行が管轄する事業体を対象とし、適当な時期に、年金基金規制開発局により規制されている事業体まで広げる予定であった。インド準備銀行は、当行及び当行の関連会社を金融コングロマリットと評価し、指定事業体として当行はインド準備銀行へ報告する責任を負う。

2013年3月、金融部門の規制機関であるインド準備銀行、インド証券取引委員会、インド保険業規制開発委員会及び年金基金規制開発局は、連結監督及び金融コングロマリットの監視の分野において協力することへの理解に関する覚書に署名した。

### インド証券取引委員会の規制及びガイドライン

インド証券取引委員会は、証券取引において一般投資家の利益を保護し、かつインド証券市場の発展を促進及び規制するために設立された。当行並びに当行の子会社及び関連会社は、その株式の公募及び私募を始め、その引受け、保管機関、預託関係者、投資顧問業務、プライベート・エクイティ、仲介業、資産管理業務、募集の取扱銀行及びディベンチャー受託業務につき、インド証券取引委員会の規制に従わなくてはならない。これらの規制は、当行が上記業務、機能及び責任のそれぞれについてインド証券取引委員会に登録することを規定している。当行並びに当行の子会社及び関連会社は、これらの業務に適用される行為規範を遵守しなければならない。

### インドにおける銀行の特別な地位

銀行の特別な地位は、1993年銀行及び金融機関の債権回収に関する法律及びSARFAESI法を含む様々な法令により認められている。銀行として、当行は、様々な法令の下で、下記の事項を含む一定の優遇措置を受ける権利を有する。

- ・1993年銀行及び金融機関の債権回収に関する法律は、迅速な判断及び銀行若しくは公的金融機関又は銀行及び公的金融機関のコンソーシアムの債務の回収を目的とする債権回収裁判所の設立について規定している。この法律の下で、債権回収の手続は簡素化され、期間制限も案件の迅速な処理のために設定されている。債権回収裁判所の設立により、いかなる裁判所又はその他の当局も、一定の状況におけるインドの高等裁判所を除いては、本法律の対象となる問題に対して権限を行使することができない。
- ・1985年不良会社に関する法律（SICA法）には、不況産業会社に対し産業・金融再生委員会の支援を受けるよう勧告することが規定されている。本法律の下において、会社の取締役会の他に、指定銀行（かかる指定銀行が、当該不況産業会社に対する資金援助又は債務を負うことによって、当該不況産業会社に対し利害関係を有する場合）は、当該会社に産業・金融再生委員会（BIFR）の支援を受けるよう勧告することができる。SICA法は、2004年不良会社（特別規定）に関する法律（SICA撤回法）により撤回されている。SICA撤回法は、2016年12月1日から有効である。撤回の際は、国家会社法裁判所への照会の下、不良会社に関連するインド会社法の規定が適用される。
- ・SARFAESI法は、担保付債権者が、借入会社が債務不履行となった場合に、借入会社の企業の経営権を取得すること又は裁判所の介入なく資産を売却することができるとの規定により、銀行及び金融機関並びにその他の特定の担保付債権者並びに資産再構築会社の権利を向上させることを狙いとしている。

## 所得税の利益

銀行として、当行は、インド所得税法による一定の優遇措置を享受することができる。当行は、インド所得税法に規定された方法で算定され、特別準備口座に繰入れられる、工業若しくは農業の発展、インドのインフラ設備の発展又はインドの住宅の発展のための長期融資提供事業（5年以上の貸付と定義される。）から生じる利益の20.0%を上限として控除することができる。この控除は、随時特別準備金へ繰入される特別準備金の総額が、当行の払込済株式資本及び一般準備金の2倍を超過しないことを条件に認められる。当該特別準備金から引出された金額については、インド所得税法の規定に従い、その引出した年に所得税を課されることがある。2013年12月にインド準備銀行が発行したガイドラインによれば、銀行は慎重に特別準備金に係る繰延税負債を発生させなければならない。2013年3月31日までの繰延税負債は、引当金を通じて直接的に調整され、2014年3月31日に終了する事業年度以後は、損益計算書を通じて計上される。インドでは、課税所得を計算する一方、不良債権に対する引当金は、総収益の8.5%及び農村地域の銀行支店による平均貸付金総額の10.0%までが収入からの控除として認められている。引当金の大部分を占める引当金残高は、貸付金の償却時においては、課税所得からの控除として認められている。

## 保険会社に対する規制

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、それぞれ生命保険及び損害保険を提供する当行の子会社であるが、1938年保険法並びにその後通知された諸規則及び改正並びにインド保険業規制開発委員会により定められた様々な規制に従わなければならない。これらは、とりわけ、保険会社としての登録、投資、ソルベンシーマージン規制、保険代理店の認可、公告、保険商品及びサービスの販売並びに流通並びに保険契約者の利益の保護について規制している。

2016年インド保険業規制開発委員会（生命保険事業の資産、負債及びソルベンシーマージン）規則に従い、生命保険業者は規制ソルベンシーマージンを維持しなければならない、現在のソルベンシー比率は150%である。

インド保険業規制開発委員会は、生命保険事業に関するガイドラインを定期的に策定している。2007年度、インドの総合保険業界は非関税化され、保険料は価格統制を受けなくなった。2011年度に、インド保険業規制開発委員会は、ユニットリンク保険商品に関連する規則を変更した。その後、インド保険業規制開発委員会は、非リンク生命保険商品に関連する規則の修正を発表し、これは2014年度に施行された。代行業者及び販売業者に支払うべき手数料に関連する主要な変化は、政策の失効、解約払戻金及び最低死亡給付金に関するものである。2016年度、インド保険業規制開発委員会は、保険商品を販売するための法人代理店を、生命保険、損害保険及び健康保険の部門ごとに3社の保険会社と提携できる場所に登録することに関する規則を発表した。2019年7月、インド保険業規制開発委員会は、2014年度の商品規則に代わる、ユニットリンク商品（ULIP）及び非ユニットリンク商品に関する規則の改定版を発表した。主な変更点は、年間プレミアム7倍の最低金額を保証する、金融危機に備えた流動性の選択肢を確保する、回復期間をULIPは3年間、従来型商品は5年間に延長する、などである。

2016年7月、インド保険業規制開発委員会は、2013年保健規則に代わる2016年IRDAI（健康保険）規則（2016年保健規則）という健康保険に関する規則の改定版を発表した。インド保険業規制開発委員会はまた、2013年標準化ガイドラインを、2016年7月29日付の健康保険の標準化に係るガイドライン（2016年標準化ガイドライン）及び2016年7月29日付の健康保険事業の商品の申告に係るガイドライン（商品申告ガイドライン）に置き換えた。当該規則によりもたらされたいくつかの重要な変更には、保険会社に生命保険（以前は定期プランのみ）及び健康保険を組み合わせたプランの提案を許可すること、福利プランにおいて累積賞与を許可すること、健康給付を提案すること、保険会社による試験的な商品への着手を許可すること、標準的な宣誓書の書式に独立性及び柔軟性を持たせること並びに生命保険会社に補償に基づく商品の提案を許可しないことが含まれる。さらに、2019年度、保険業界規制開発委員会は、長期自動車保険証券に関する通知を発表した。当該ガイドラインに基づき、保険業者は、現在、従来の1年間に比べて、新車の自動車は3年間、新車の二輪車は5年間の長期自動車保険証券を第三者に提供することができるようになった。

2015年3月、2015年保険法（改正）が可決され、これにより当該会社はインド会社の完全子会社又は被支配会社であることが求められる一方で、保険会社における海外保有株式の制限が26.0%から49.0%まで引き上げられた。また、改正法は、発起人に営業から10年経過後にその株主持分の26.0%までの引下げを要求する従前の方針を廃止した。

2015年保険法（改正）及びインド保険業規制開発委員会により発表された規則によれば、保険会社の投資家の株主持分が5.0%超に増加する場合及び株主持分の1.0%超を譲渡する場合は、インド保険業規制開発委員会の事前の承認が必要である。さらに、インド保険業規制開発委員会は、上場済の保険会社のためのガイドラインを策定した。当該ガイドラインは、とりわけ、保険会社の株式の取得を意図している者が、1.0%以上5.0%未満の保険会社の払込済株式資本を取得する際に、適格要件を自己申告すること（それがインド保険業規制開発委員会の承認とみなされる。）を提案している。

2017年度、インド保険業規制開発委員会は、改定コーポレート・ガバナンス・ガイドラインを発表した。ガバナンス枠組みには、取締役会、主要経営陣、保険契約者保護委員会等の多様な委員会の設置、アポイントド・アクチュアリー役割の定義、監査人の選任及び出資者関係が含まれる。インド保険業規制開発委員会はまた、代理店及び保険仲介業者に対する手数料及び報酬の支払いに関する規則を発表した。当該規則は異業種への支払手数料及び支払報酬の最大額を設定している。管理費（保険代理店、仲介業者及び保険仲介業者への手数料及び報酬を含む営業費用の性質を有するすべての費用）に関する規則も発表された。当該規則は、異業種に関しては管理費を別途制限することを提案しており、同様に最大額を設定している。当該委員会は、保険会社又は保険仲介業者に対して、オンラインでの販売及びサービスのための電子プラットフォームを構築することを許可する保険の電子商取引に係るガイドラインも策定した。当該委員会はまた、最低限の学歴を要する販売員ノ商品に係るガイドラインを通じて、当該ガイドラインで許可される基本的な保険商品を販売するための新たなカテゴリーの流通チャネルを導入した。

インド政府は、インド保険業規制開発委員会とともに、保険普及率の向上に率先して取り組んできた。流通チャネルは、特に保険代理店を認可する場面並びに店頭販売員及び保険マーケティング会社が保険関連業務に取り組むことを承認する場面において自由化された。インド保険業規制開発委員会は、デジタル取引を促進するというインド政府のイニシアティブに従い、電子版の方針の発表及び保険取引における電子商取引の利用に係るガイドラインを策定した。国内の再保険市場を開拓し、また保険会社のリスク負担能力を補強するため、海外の再保険会社及びロンドンのロイズ（Lloyds）は、インドに支店を開設することを許可されている。

### ミューチュアル・ファンドに関する規制

当行の資産管理に係る子会社であるICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、1996年インド証券取引委員会（ミューチュアル・ファンド）規則（その後の改正を含む。）により規制されている。これらの規則は、とりわけ、ミューチュアル・ファンドとしての登録、資産管理会社の事業活動に対する規制、ミューチュアル・ファンドのスキームの構築過程、投資目的並びに評価方針及び価格決定について規制し、これらを統制するものである。2009年6月に、インド証券取引委員会は、ミューチュアル・ファンドが、ミューチュアル・ファンドのスキームに投資を行う投資家に対して登録の負担を課することができないことを定めたガイドラインを策定した。インド証券取引委員会はまた、様々な投資者グループに課される解約手数料が確実に同等となることを指示するガイドラインを策定している。

2015年度以降、債務ミューチュアル・ファンド・ユニットを償還する際に課される長期譲渡益課税は、10.0%から20.0%に引き上げられた。また、長期と定義される期間についても12ヶ月から36ヶ月に修正された。さらに、2015年3月、インドミューチュアル・ファンド協会は、すべてのミューチュアル・ファンド・スキームのための手数料の前払いに対して100ベースポイントの上限を導入した。これは、2015年4月1日以降施行される。インド政府は、2019年度の連邦予算において、株式志向のミューチュアル・ファンドによる配当所得に対する課税を10.0%の税率で導入した。

2017年2月、インド証券取引委員会は、ミューチュアル・ファンドによるインフラ投資信託及び不動産投資信託のユニットへの投資を許可した。ガイドラインによると、ミューチュアル・ファンドは、単一発行者により発行されたユニットを10.0%を超えて保有することはできず、ミューチュアル・ファンドのスキームは、その純資産価値の10.0%を超えてインフラ投資信託及び不動産投資信託のユニットに投資してはならない。これに伴い、ミューチュアル・ファンドのスキームは、その純資産価値の5.0%を超えて、単一発行者により発行されたインフラ投資信託及び不動産投資信託のユニットへの投資を行うことはできない。

2019年度、銀行以外の金融会社が直面した課題によって、ミューチュアル・ファンド業界が負う当該部門の重大なエクスポージャー及びミューチュアル・ファンドのポートフォリオにおける与信集中の問題に注目が集まった。さらに、いくつかのクローズ・エンド型の債務ミューチュアル・ファンドのスキームが、予定されていた年内の償還を遅延又は減少させなければならなくなった。また、発起人の株式持分を担保とする企業に対するミューチュアル・ファンドのエクスポージャーも注目された。2019年6月、インド証券取引委員会は、債務ミューチュアル・ファンドの投資規則の厳格化及び発起人の株式持分による担保に関する開示の拡大を含む、ミューチュアル・ファンドに関する規則を発表した。債務ミューチュアル・ファンドによるある部門への投資のエクスポージャー上限は、総資産の25%から20%に引き下げられ、突然の償還圧力に対応することができるよう、投資の少なくとも5分の1は現金同等物でなければならない。流動資金は、信用補完が付された負債証券への投資が制限されている。規制当局は、ミューチュアル・ファンドのスキームによる、直接又は間接的に株式により担保される信用補完が付された負債証券への投資について、少なくとも4倍の担保保証を義務付けている。現在、債務及び短期金融資産の評価は時価で行われる。ミューチュアル・ファンドのスキームによる株式への新規投資は、現在、上場しているか又は上場する予定の株式のみに限られる。

## 国際業務に関する規制

当行の国際業務は、当行の支店が存在する各国の規制を受けている。さらに、インド準備銀行はインドの銀行の海外支店又は子会社が、インド国内市場では許可されていないストラクチャード・ファイナンス商品及びデリバティブ商品を、ニューヨーク、ロンドン、シンガポールのインド以外の確立された金融センターでのみ売り出せることを通知した。その他のセンターにおいては、インドの銀行の支店及び子会社は、国内市場において許可された商品のみを売り出せる。国内市場で許可されていない引受業務をこれらのセンターで行うためには、銀行はインド準備銀行から許可を取得する必要がある。

## 海外銀行子会社

英国における当行の完全子会社であるICICIバンクUKピーエルシーは、健全性規制機構及び金融行動監視機構（Financial Conduct Authority）から認可を受け、また規制されている。当行の英国における子会社は、欧州連合通行協定（European Union Passporting Arrangement）に基づき、ベルギーのアントワープ及びドイツのフランクフルトにそれぞれ支店を開設した。英国の欧州連合離脱の投票結果を受けて、また、交渉が未だ完了していないため、当行の子会社はドイツの支店のために第三国のライセンスを取得した。当該子会社は、2019年度にベルギーの支店を閉鎖した。

当行のカナダにおけるICICIバンクの完全子会社である、ICICIバンク・カナダ（カナダの第2指定銀行）は、金融機関監督庁の規制を受けており、2003年11月25日に業務開始及び継続命令を受けた。

## オフショア支店

改正された2000年外国為替管理（外国為替の借入又は貸付）規制及びそれに基づく規則では、インド国内で設立された銀行のインド国外に所在する支店が、時にインド準備銀行により出された指示又はガイドラインに従い、又支店が所在する国の規制当局に従い、インド国外の一般的な銀行業務の中で、外国の通貨で借入を行うことを許可した。

当行のシンガポール支店は、現在、法人及び機関向け金融、プライベート・バンキング、リテール・バンキング並びに国庫関連業務に従事している。2010年4月、シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore）は、シンガポール支店に正規の銀行としての特権を完全に与え、これにより当行は小口向け預金を扱えることとなった。当行は、バーレーンに小口向け取扱支店を有し、バーレーン中央銀行（Central Bank of Bahrain）の規制を受けている。バーレーン支店は、バーレーン国内の承認を受けた金融機関及びバーレーン国外の個人又は法人と銀行取引を行うことができる。また、支店は、バーレーンの非居住者インド人に対して銀行業務を提供することができる。当行の香港の支店は香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority）の規制を受けており、一定の規制の下に銀行業務を行う許可を受けている。当行のスリランカの支店はスリランカ中央銀行（Central Bank of Sri Lanka）の規制を受けている。ドバイ国際金融センター（Dubai International Financial Centre）にある当行のドバイの支店は、ドバイ金融サービス機構（Dubai Financial Services Authority）の規制を受け、ドバイ国際金融センター（DIFC）内外のプロ顧客の業務を行う認可を受けている。当行のニューヨークの支店は、連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board）及び通貨監督局（Office of the Comptroller of the Currency）による規制を受けている。当行の中国の支店は、中国銀行保険監督管理委員会によって規制されており、南アフリカの支店は、南アフリカ準備銀行によって規制されている。さらに、当行は、ムンバイのサンタクルス電子輸出促進地域にオフショア銀行ユニットを1ヶ所、グジャラート州ガンディーナガルのグジャラート・インターナショナル・ファイナンス・テックシティ（Gujarat International Finance Tec-City）内のマルチサービス経済特区（Multi-Services-Special Economic Zone）、地域ファシリティセンター別館、オフィスE-2及びE-4（ユニットNo.18及び20）に、IFSC銀行ユニットを1ヶ所所有している。政府は、2020年度の連邦予算において、グジャラート・インターナショナル・ファイナンス・テックシティのユニットについて、収益の100.0%の控除を10年間に延長することを発表した。

### 駐在員事務所

当行のアラブ首長国連邦、中国、バングラデシュ、マレーシア及びインドネシアの駐在員事務所は、各々の規制当局による規制を受けている。

### 外国口座税務コンプライアンス法

インド政府は、米国との間で外国口座税務コンプライアンス法に関する政府間モデル1協定を締結した。ICICIバンクは、米国国税庁に登録した。加えて、米国は英国、カナダ、ドイツ、ベルギー、シンガポール、マレーシア、インドネシア、アラブ首長国連邦、南アフリカ及びバーレーンとの間で外国口座税務コンプライアンス法に関する政府間モデル1協定を締結し、中国と実質上類似した契約を結び、香港との間で外国口座税務コンプライアンス法に関する政府間モデル2協定を締結した。ICICIバンクは、外国口座税務コンプライアンス法に関連して適用される政府間協定及び関連して発行されたすべての規則の条件を遵守するための措置を講じた。

### 共通報告基準

情報の自動交換に関する情報基準である共通報告基準（以前は、金融口座情報の自動交換のための新国際基準と呼ばれていた。）が、経済協力開発機構との関連において発展した。インドにおいて、外国口座税務コンプライアンス法/共通報告基準に基づく要件は、直接税中央委員会により遂行されている。共通報告基準は、英国、カナダ、ドイツ、ベルギー、香港、シンガポール、マレーシア、インドネシア、南アフリカ、中国、アラブ首長国連邦及びバーレーンで採用されている。

[前へ](#)

## 4【関係会社の状況】

以下の表は、2019年度末現在におけるICICIバンクの子会社及びジョイントベンチャーに関する情報である。

## 子会社及びジョイントベンチャー

(単位：百万(％の数値を除く。))

会社名(住所)	設立年月	事業内容	持分 株式資本	株式資本 合計	所有持分	収益合計(1)	純資産(2)	総資産(3)
					(%)	(ルピー)	(ルピー)	(ルピー)
ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Ground Floor, ICICI Venture house, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	1988年1月	プライベート・エクイティ/ファンド運用	10ルピー	10ルピー	100.00	1,648	2,315	3,071
ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド(4) (ICICI Centre, H.T. Parekh Marg, Churchgate, Mumbai, Maharashtra, India, 400 020)	1993年2月	有価証券投資、取引及び引受業	1,563ルピー	1,563ルピー	100.00	11,255	9,990	116,694
ICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(4) (12th Floor, Narain Manzil, 23, Barakhamba Road, New Delhi, India, 110 001)	1993年6月	ICICIブルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの資産管理会社	177ルピー	177ルピー	51.00	20,043	11,782	13,859
ICICIブルデンシャル・トラスト・リミテッド (ICICI Prudential Trust Limited) (12th Floor, Narain Manzil, 23, Barakhamba Road, New Delhi, India, 110 001)	1993年6月	ICICIブルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの受託会社	1ルピー	1ルピー	50.80	5	15	15
ICICIセキュリティーズ・リミテッド(4) (ICICI Centre, H.T. Parekh Marg, Churchgate, Mumbai, Maharashtra, India, 400 020)	1995年3月	証券仲介業及び総合金融業	1,611ルピー	1,611ルピー	79.22	17,258	10,344	46,462
ICICIインターナショナル・リミテッド (ICICI International Limited) (IFS Court, Twenty Eight, Cybercity, Ebene, Mauritius)	1996年1月	資産管理	0.9米ドル	0.9米ドル	100.00	32	108	109
ICICIトラスティーズ・サービス・リミテッド (ICICI Trusteeship Services Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	1999年4月	信託業	0.5ルピー	0.5ルピー	100.00	1	7	8
ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド(4) (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	1999年5月	住宅金融	10,988ルピー	10,988ルピー	100.00	11,594	16,828	139,286
ICICIインベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド (ICICI Investment Management Company Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	2000年3月	資産管理	100ルピー	100ルピー	100.00	7	113	114

(単位:百万(%の数値を除く。))

会社名(住所)	設立年月	事業内容	持分 株式資本	株式資本 合計	所有持分	収益合計(1)	純資産(2)	総資産(3)
					(%)	(ルピー)	(ルピー)	(ルピー)
ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・ インコーポレーテッド(4) (251, Little Falls Drive, Wilmington, DE 19808, USA)	2000年6月	持株会社	17米ドル	17米ドル	100.00	2	129	129
ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテ ッド(4) (251, Little Falls Drive, Wilmington, DE 19808, USA)	2000年6月	証券仲介業	13米ドル	13米ドル	100.00	211	218	339
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュア ランス・カンパニー・リミテッド (ICICI PruLife Towers, 1089, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	2000年7月	生命保険業	14,358ルピー	14,358ルピー	52.87	418,754	70,467(5)	1,630,903
ICICIロンバード・ジェネラル・インシュア ランス・カンパニー・リミテッド (ICICI Lombard House, 414, Veer Savarkar Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	2000年10月	総合保険業	4,543ルピー	4,543ルピー	55.87	175,514	56,589(5)	334,026
ICICIバンクUKビーエルシー (One Thomas More Square, Five Thomas More, Street London E1W 1YN)	2003年2月	銀行業	420米ドル 及び 0.05英ポンド	420米ドル 及び 0.05英ポンド	100.00	9,700	31,419	266,428
ICICIバンク・カナダ (150 Ferrand Drive, Suite 1200, Toronto, Ontario, Canada M3C 3E5)	2003年9月	銀行業	571カナダ・ ドル	571カナダ・ ドル	100.00	12,047	29,854	341,074
ICICIプルデンシャル・ペンション・ファン ド・マネージメント・カンパニー・リミテッド (6) (ICICI Prudential Pension Fund Management Company Limited) (ICICI PruLife Towers, 1089, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	2009年4月	年金基金管理	290ルピー	290ルピー	100.00	28	346	358

- 収益合計は、営業による総収益及びその他の収益を示す。
- 純資産は、株式資本、株式申込金並びに準備金及び剰余金を示す。
- 総資産は、固定資産、貸付金、投資及び流動資産合計(現金及び銀行預け金を含む。)を示す。
- 事業体によるInd ASへの移行に応じた財務書類に基づく財務数値。
- 株式資本、割当前株式申込金、払込剰余金及び公正価値準備金を含む。
- ICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネージメント・カンパニー・リミテッドは、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの完全所有子会社である。

以下の表は、2019年度末現在においてインドGAAPに基づく連結財務書類に含まれる、その他の重要な事業体に関する情報である。

会社名(住所)	設立年月	事業内容	所有持分 (%)	(単位：百万(％の数値を除く。))		
				収益合計(1) (ルピー)	純資産(2) (ルピー)	総資産(3) (ルピー)
ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンド(4) (ICICI Strategic Investments Fund) (10th Floor, Prestige Obelisk, Kasturba Road, Bangalore, Karnataka, India, 560 001)	2003年2月	未登録のベンチャー・キャピタル・ファンド	100.00	22	255	328
I-プロセス・サービスズ(インド)プライベート・リミテッド(5)(I-Process Services (India) Private Limited) (Unit No. 602, 6th Floor, "Centre Point", Andheri-Kurla Road J.B. Nagar, Andheri (East) Mumbai, Maharashtra, India, 400059)	2005年4月	バックエンド事業に関連するサービス	19.00	5,495	(9)	1,079
NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド(5)(NIIT Institute of Finance, Banking and Insurance Training Limited) (8- Balaji Estate, 1st Floor, Guru Ravi Das Marg, Kalkaji, New Delhi, India, 110019)	2006年6月	銀行業及び金融業に関する教育及び訓練	18.79	204	156	179
ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッド(5)(ICICI Merchant Services Private Limited) (74, Kalpataru Square, Off Andheri Kurla Road, Kondivita Lane, Andheri (East), Mumbai, Maharashtra, India, 400 059)	2009年7月	商業サービス	19.01	4,854	3,982	5,302
インディア・インフラデット・リミテッド(5) (The Capital, 'B' Wing, #1101-A, Bandra-Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	2012年10月	インフラ金融	42.33	9,223	16,529	104,034
インド・アドバンテージ・ファンド(5)(India Advantage Fund-III) (10th Floor, Prestige Obelisk, Kasturba Road, Bangalore, Karnataka, India, 560 001)	2005年6月	プライベート・エクイティ・ファンド	24.10	251	1,648	1,939
インド・アドバンテージ・ファンド(5)(India Advantage Fund-IV) (10th Floor, Prestige Obelisk, Kasturba Road, Bangalore, Karnataka, India, 560 001)	2005年8月	プライベート・エクイティ・ファンド	47.14	67	1,312	1,318

会社名(住所)	設立年月	事業内容	所有持分 (%)	(単位：百万(％の数値を除く。))		
				収益合計(1) (ルピー)	純資産(2) (ルピー)	総資産(3) (ルピー)
アルテリア・テクノロジーズ・ プライベート・リミテッド(5) (Arteria Technologies Private Limited) (Unit No. 11, 1st Floor, Innovator International Tech Park Limited, Bangalore - 560 066)	2007年2月	ソフトウェア 会社	19.98	193.3	97.3	188.9

- (1) 収益合計は、かかる事業体の営業による総収益及びその他の収益を示す。
- (2) 純資産は、かかる事業体の株式資本/ユニットキャピタル(ベンチャーキャピタル投資の場合。)、準備金及び剰余金を示す。
- (3) 総資産は、かかる事業体の固定資産、貸付金、投資及び流動資産合計(現金及び銀行預け金を含む。)を示す。
- (4) かかる事業体は、会計基準第21号-連結財務諸表に従って連結された。
- (5) これらの事業体は、会計基準第23号「関連会社への投資の連結財務書類上の会計処理」で定められている、持分法による会計処理により計上された。

2019年度末現在において、ICICIバンクの子会社及びジョイントベンチャーは、以下の5企業を除き、すべてインドにおいて設立された。

- ・ ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド(米国にて設立)
- ・ ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド(米国にて設立)
- ・ ICICIバンクUKピーエルシー(英国にて設立)
- ・ ICICIバンク・カナダ(カナダにて設立)
- ・ ICICIインターナショナル・リミテッド(モーリシャスにて設立)

ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドはICICIセキュリティーズ・リミテッドの完全子会社であり、ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドはICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドの完全子会社である。ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド及びICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドはICICIセキュリティーズ・リミテッドの財務書類に連結計上されている。

## 5【従業員の状況】

2017年度末現在における当行の従業員数は107,971名、2018年度末現在における当行の従業員数は112,360名であったのに対し、2019年度末現在の当行の販売幹部、契約社員及びインターンを含む従業員数は117,340名であった。このうち、2019年度末現在に86,763名がICICIバンクにより雇用されている(2018年度末現在は82,724名であった。)。2019年度末現在の117,340名の従業員のうち約55,780名は、経営学、会計学、エンジニアリング、法学、情報工学、経済学又は金融学の学士号を有する、有資格の専門家であった。

当行の幹部役員は、従業員が高い意欲を維持し、また当行の主要な従業員の一員であると認識できるようにするため、多くの時間を割いている。従業員報酬は業績と結びついており、また当行は、当行従業員の当行全体の業績及び収益性への関与を促している。経営陣のキャリア開発を補佐するため、業績評価及び継承計画システムが役立っている。経営陣は、当行従業員と良好な仕事上の関係を保持していると考えている。

ICICIバンクは、優秀な従業員の意欲を高めるため、またかかる従業員を維持するため、従業員ストック・オプション制度を導入している。かかる従業員ストック・オプション制度の規定に従い、ストック・オプション付与時点における当行の発行済株式総数の最大10.0%をかかるとする従業員ストック・オプション制度の下で割り当てることが可能である。適格従業員は、かかるストック・オプションにより株式の取得の申込みを行うことができる。2014年インド証券取引委員会（株式従業員福利）規則に従い、ストック・オプションは、取締役会管理、報酬及び指名委員会により付与され、取締役会が承認する。

各従業員の適格性は、当該従業員の業績及び職務の重大性を含む当該従業員についての評価に基づき決定される。ICICIバンクは、第一線に立つ従業員及び幹部補佐に対しては業績連動型残留手当、並びに中間管理職及び幹部役員に対しては業績手当を支払う。業績連動型残留手当は主に、経験及び職務を継続することによって得られる技能の成熟度に基づいて、第一線に立つ者及びマネージャー補佐に報酬を与えることを目的としている。かかる技能の成熟度とは、顧客サービスにとって鍵を握る差別化要因である。ICICIバンクはまた、支払いがインド準備銀行の報酬に関するガイドラインに従っていることを監視しつつ、販売責任者及び資産管理の役割にあるリレーションシップ・マネージャーに対して変動手当を支払う。当行は、幹部役員レベルに当てられる変動手当の割合が高く、第一線に立つ従業員及びマネージャー補佐レベルに当てられる割合が低くなるようにしている。従業員1名当たりの手当の額が、年間固定報酬の一定の割合を超えることはない。かかる割合のうちで、手当が固定報酬のあらかじめ定められた割合を超えた場合には、手当の一部が繰り延べられ、翌年度にわたって支払われる。当該繰延部分は業績連動ボーナスに服することとなる。重大な過失若しくは誠実義務違反を決定づける調査、又は財務実績の悪化の証拠があった場合には、ICICIバンクはかかる業績連動ボーナスに基づき、変動手当のすべて又は一部の支払いを止める。かかる場合、払込済の変動手当はクローバック（払戻し）合意に従う。「従業員ストック・オプション制度」を参照のこと。

ICICIバンクは、複数の訓練センターを有しており、従業員に求められる技能の変化に対応するための多様な訓練プログラムを実施している。これらの訓練プログラムには、新入従業員のためのオリエンテーション並びに中間及び上級管理職のための管理能力開発プログラムが含まれる。訓練センターでは、国内外の業界、学会及びICICIバンク内から招いた教授陣による各種のコースが定期的に提供されている。管理能力の開発だけでなく、一般職務能力の開発のための訓練プログラムも実施されている。また、インターネット・トレーニング・モジュールを使用している商品及びオペレーション業務の訓練も実施されている。

ICICIバンクの従業員は、基本報酬に加えて、ICICIバンクから優遇金利で貸付を受けることができ、また当行の準備基金及びその他の従業員福利プランに参加することができる。準備基金は、ICICIバンクとその従業員がそれぞれ定額を拠出する貯蓄制度であり、政府の規制によりその設置が定められている。かかる規制により、ICICIバンクは、現在その従業員に対し、随時定められ、2019年度は8.65%に特定された最低年利の利回りを確保するよう義務づけられている。かかる運用利益が当該基金自体によって捻出されなかった場合、ICICIバンクはその差額につき支払責任を負う。ICICIバンクは、この他にも老齢退職年金を設立し、定額を拠出している。従業員は、老齢退職年金を辞退することができ、かかる場合、定額が月給の一部として支払われる。これに加え、ICICIバンクはインド法上の義務に従い設立された退職金基金に一定の金額を拠出している。

以下の表は、記載されている日付現在におけるICICIバンク及びその連結子会社並びにその他の連結事業体の従業員数を示したものである。

	3月31日現在					
	2017年		2018年		2019年	
	人数 (人)	合計に占める割合 (%)	人数 (人)	合計に占める割合 (%)	人数 (人)	合計に占める割合 (%)
アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド	82,841	76.7	82,724	73.6	86,763	84.0
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュランス・カンパニー・リミテッド	12,437	11.5	15,819	14.1	14,159	0.0
ICICIロンバード・ジェネラル・インシュランス・カンパニー・リミテッド	6,460	6.0	6,855	6.1	8,462	8.2
ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド	287	0.3	332	0.3	1,273	1.2
ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	1,476	1.4	1,913	1.7	2,061	2.0
ICICIセキュリティーズ・リミテッド	3,925	3.6	4,189	3.7	4,072	4.0
ICICIセキュリティーズ・ブライマリー・ディーラーシップ・リミテッド	76	0.1	76	0.1	75	0.1
その他	469	0.4	452	0.4	475	0.5
従業員数合計(1)	107,971	100.0	112,360	100.0	117,340	100.0

(1) 2017年度末現在の1,850名、2018年度末現在の1,286名及び2019年度末現在の1,961名のインターン、販売幹部及び契約社員を含む。

### 従業員ストック・オプション制度

当行は、業績の良い従業員及び取締役を奨励し、雇用を継続させるため、従業員ストック・オプション制度を有している。改定されたストック・オプション制度によると、ストック・オプションの付与時の当行の発行済株式合計の最大10.0%が、従業員ストック・オプションに割り当てられる。2019年3月31日現在、かかる10%の上限は645百万株に相当し、当行はそのうちの約499百万個のオプションを、従業員ストック・オプション制度の下、付与した。当行、その子会社及びその持株会社の従業員並びに取締役は、ストック・オプションが付与される適格従業員である。当行は、持株会社を有していない。適格従業員に対して1年間で付与される最大オプション数は、付与時における当行の発行済株式総数の0.05%に制限されている。

2014年4月1日以降に付与されたオプションは、3年の期間にわたって段階的にその30%、30%及び40%が確定し、付与日の1年後の日、2年後の日及び3年後の日からそれぞれ行使される。下記は、それ以外のものである。

- ・2014年4月に275,000個のオプションが付与され、50%が2017年4月30日に確定し、50%は2018年4月30日において確定した。
- ・2015年9月に付与されたオプションは、50%が2018年4月30日に確定し、残りの50%は2019年4月30日において確定した。
- ・2018年1月に300,000個のオプションが付与され、100%が付与日の4年後の日に確定する。
- ・2018年5月に188,000個のオプションが付与され、50%が2021年5月7日に確定し、残りの50%は2022年5月7日において確定する。未確定のオプションは、退職による従業員の雇用期間終了時に失効する。

2014年4月1日より前に付与されたオプションは、4年の期間にわたって段階的にその20%、20%、30%及び30%が確定し、付与日の1年後の日、2年後の日、3年後の日及び4年後の日からそれぞれ行使される。下記は、それ以外のものである。

- ・2009年4月に付与されたオプションは、5年の期間にわたって毎年段階的にその20%、20%、30%及び30%が確定し、付与日の24ヶ月後から行使される。
- ・2011年2月に付与されたオプションのうち、オプションの50%が2014年4月30日に確定し、50%は2015年4月30日に確定した。
- ・2011年9月に付与されたオプションは、5年の期間にわたって毎年段階的にその15%、20%、20%及び45%が確定し、付与日の24ヶ月後から行使される。

付与されたオプションの価格は、オプションの付与日までに、最大出来高を記録した取引所における終値である。2011年2月に付与されたオプションは、オプション付与日の前日における終値より約3.0%低い行使価格で付与された。

2017年6月の株主の承認に基づき、取締役会管理、報酬及び指名委員会により決定された行使期間は、オプションの確定日から10年以内である。2018年9月において、株主は行使期間に関する変更を承認した。かかる行使期間は、オプションの確定日から5年以内であり、取締役会管理、報酬及び指名委員により決定され、2018年5月より開始した。

以下の表は、従業員ストック・オプション制度に基づき従業員に対し付与されたストック・オプションに関する2019年3月31日現在の情報である。当行は、かかるストック・オプションの付与に関するすべての費用を従業員に代わって負担した。付与されたオプションには、常勤取締役及び当行子会社の従業員に付与したものを含む。当行は、非業務執行取締役に対してストック・オプションを付与していない。

以下の表は、2019年3月31日現在、当行のオプションの概要に関する情報の一部である。

細目	ICICIバンク
付与オプション（失効分控除後）(1)	499,242,022
確定オプション	447,996,160
行使オプション	269,686,248
無効/失効オプション	102,065,542
償却又は変更オプション	なし
オプションの行使による実現総額	23,856,003,155ルピー
有効なオプション数	229,555,774
有効なオプションの加重平均行使価格	234.80ルピー

(1) 上記の表は、常勤取締役に付与され、インド準備銀行によって承認されていないオプションを除く。

本書に含まれる米国GAAPに基づく「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記 - 注記18」も参照のこと。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、従業員ストック・オプション制度（2005年）を有している。付与されたオプションの行使により、2016年3月31日以降に発行された又は発行可能な株式の総数は、2016年3月31日現在におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの発行済株式数の2.64%を超過しない。1会計年度に適格従業員に対して付与される最大オプション数は、オプション付与時における当該会社の発行済株式の0.1%を超過してはならない。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2019年度末現在、発行済の7,723,317個のストック・オプション（無効オプション又は失効オプション控除後）を有していた。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、その発行済資本の5.0%に至るまでの従業員ストック・オプションが割り当てられる従業員ストック・オプション制度を有している。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2018年7月17日において付与されたオプションを有していた。ICICIロンバート・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2019年度末現在、発行済の従業員ストック・オプション2,645,500個（無効オプション又は失効オプション控除後）を有していた。

## 貸付

当行は、従業員及び業務執行取締役による市場金利よりも大幅に低い金利での不動産、車両及びその他の耐久消費財等の資産の取得のために行う貸付に関する内部規則を有している。当行の従業員に対する貸付は、年率2.5%から3.5%の利息で行われ、指定期間内に返済することとなっている。貸付は、一般的に、従業員が取得した資産により担保される。銀行規制法に従い、当行の非業務執行取締役には貸付は行われない。当行の従業員に対する貸付金残高は、2018年度末現在には8.8十億ルピーであったのに対して、2019年度末現在においては合計8.4十億ルピーであった。かかる金額には、他の従業員に対する貸付と同じ条件（利率及び担保の条件を含む。）に従って行われた、一部の業務執行取締役に対する貸付金が含まれ、かかる貸付金は2018年度末現在において142百万ルピーであるのに対し、2019年度末現在では204百万ルピーであった。業務執行取締役に対する貸付はインド準備銀行の承認を得た後に行われる。「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (13) 関連当事者間取引」を参照のこと。

## 退職金

当行は、規定された最短の期間以上勤続した後に退職又は辞職する従業員に対して退職金を支払う。海外拠点の従業員の場合、それぞれの国の効力ある規定に従う。当行は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにより管理されている従業員に対する退職金基金に出資している。

上記の基金すべての退職金債務の保険数理上評価は、当行が任命する保険数理士によって決定されている。退職金債務の保険数理上評価は、利率、給与の上昇率、死亡率及び社員の離職率といった一定の仮定に基づいて、予測単位積立方式により決定されている。

基金の会計は、独立監査人によって監査されている。監査済財務書類に基づく基金合計額は、2018年度末現在には9,025百万ルピーであったのに対し、2019年度末現在には9,894百万ルピーであった。

## 退職年金

当行は、適用ある従業員について、年間基本給与及び物価調整手当（該当する場合）の合計の15%を退職年金に出資している。当行の従業員は、残高の3分の1又は2分の1（在職期間による）を一時金換算として退職又は辞職時に受領し、残りを年金として定期的に受領することができる。従業員が死亡した場合には、適格と認められればその保険金受取人が累積残高を受領する。当行はまた、従業員に、当行により出資される金額を、在職中の月給として受領する現金オプションを付与している。退職年金は、インド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにより運営されている。従業員は、インド生命保険公社又はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに管理されている基金のうちのいずれかを選択することができる。退職年金の積立合計額は、2018年度末現在には3,337百万ルピーであったのに対し、2019年度末現在には3,618百万ルピーであった。

## 準備基金

当行は、従業員に対する退職手当の一部として、準備基金を維持することが法令によって義務付けられている。合併した事業体（マドラ銀行、バンク・オブ・ラジャスタン及びサングリ・バンク）出身の従業員及び当行のその他の従業員に対しては、別途準備基金がある。これらの基金は、内部受託者によって運営されている。各従業員は、基本給の12.0%を基金に出資し、当行はその同額を出資する。基金の投資は、インド政府が定める規則に従って行われる。基金の会計は、社外監査人によって監査される。合併した事業体出身の従業員及び当行のその他の従業員に関し、監査済財務書類に基づく2019年度末現在における基金合計額は、2018年度の3,103百万ルピー及び22,414百万ルピーと比較して、それぞれ2,858百万ルピー及び25,743百万ルピーであった。

## 年金基金

当行は、年金として旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの特定の従業員に対して退職延期プランを提供している。当該プランの下、これらの従業員に対して、それぞれの給与と勤続年数に応じて、インフレ手当を含む年金が退職時に毎月支払われる。旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの在職中の従業員に関しては、基金が信託によって運営されており、保険数理上評価により負債への融資が行われている。信託は、旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンを退職した従業員への年金の支払いのための一括保険契約の一部として、インド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドより年金保険を購入している。年金プランが適用される従業員には、雇用者が出資する準備基金プランは適用されない。監査済財務書類に基づく基金合計額は、2018年度末現在に16,051百万ルピーであったのに対し、2019年度末現在は15,242百万ルピーであった。

## 国民年金制度

国民年金制度（NPS）は、任意の確定拠出型退職貯蓄制度である。当行は、かかる制度への加入を選択する従業員に対して、基本給の10%をNPSに出資している。これらの基金は、それぞれの従業員が選択した投資オプションに基づき、年金基金規制開発局（PFRDA）によって投資され、専門家であるファンド・マネージャーによって規制されている。退職時には、出資累計額（出資の払戻しを含む。）の60%までは、従業員による脱退一時金とすることが可能である。残りの出資累計額は、PFRDAの生命保険会社から終身年金を購入するために使用する必要がある。当行は、当該制度を選択した従業員に対し、2019年度末に95百万ルピー（2018年度末は77百万ルピー）をNPSに出資した。

### 第3【事業の状況】

#### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

##### (1) 将来に向けた計画及び戦略

###### (a) 投資家による投資決定と潜在的に関連する経営政策又は経営戦略

当行の2019年度中の目標は、事業におけるリスク調整された利益の成長に重点を置くことである。当行は、信用格付プロファイルの詳細及び改善を重視し、当行の信用ポートフォリオを引き続き拡大させた。当行は、より格付が高く定評のある企業への貸付及び集中リスクの低減により、ポートフォリオの構成の改善を進展させた。当行は、小口向けポートフォリオ全体にわたって健全な成長を続けた。当行は、不良資産の回収及び清算への注力を継続した。当年度中の不良債権の繰入が著しく減少した一方、引当金は引き続き増加した。その結果、引当率が大幅に改善された。当行は、規制要件を遥かに上回る自己資本比率を有する資本基盤を維持した。

ゆくゆくは、リスク調整された詳細な方法での主要な営業利益の成長に関する当行の戦略的焦点を継続する。当行は、リスク管理の範囲内で運営すると同時に、拡張性があり活気ある事業の立上げを目指している。当行の預金フランチャイズの強化の継続は、重要な戦略的優先事項である。当行は、企業リスク管理の枠組みにより設定されたレベル内での貸倒損失の抑制に努める。組織内のあらゆるレベルでの主要な営業利益を成長させる責任を有する顧客中心のアプローチは、当行の戦略的目標の達成において重要な原動力となる。

当行は、優れた顧客機会を提供するため、当行の広範な地理的業務範囲、幅広い商品及びサービス並びに最先端技術を活用する。当行は、顧客区分及びそのエコシステム全体にわたって重要な機会があると確信している。当行は、双方に有益なパートナーシップの参加を含む方法によってこれらの機会の共有を最大化すると同時に、包括的な一連の金融サービスの提供を目指す。当行は、技術及び分析学を利用して顧客のニーズ及び行動に対するより高い識見を持ち、顧客を参加させ、円滑で摩擦のない取引を行っている。当行は、顧客に対してより優れた提供を行うため、技術への投資を続ける。

当行は、当行の顧客に最適な信頼ある金融サービス提供者となることを目指し、価値を創造する商品及びサービスを供給する。当行は、利害関係者の信頼及び株主価値を高める戦略の一貫した実践に重点を置く。

###### (b) 経営目標達成の評価のために用いられる客観的指標

経営目標の達成は、質的及び量的側面の両方から評価される。評価のための主要業績評価分野は、主要な営業利益、引当金、出資者関係の効果的な管理、ポートフォリオの質を重視したリスク選好の資本割当及び企業リスク管理の枠組みの実施並びに強いコンプライアンス文化を維持することを含む。達成度の評価は、当該年度の初めに決定された目標と対比して行われる。

###### (c) 事業環境

「 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (2) 事業環境」、 「 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 事業の概略」及び「 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (4) 事業の見通し」を参照のこと。

## (2) 競争

当行は、その業務のすべての主要分野において、インド国内外の商業銀行、住宅金融会社、銀行以外の金融会社、支払銀行及び小規模銀行といった民間部門における新規の分化した銀行、小口向けの支払サービスを提供する銀行以外の機関、ミューチュアル・ファンド並びに投資銀行との競争にさらされている。当行は、革新的な商品及びサービスの提供、技術の活用、顧客関係の確立並びに意欲的で能力の高い従業員の養成により、競合相手に対する競争力の獲得に努めている。当行は、自己の競争力を評価する際、小口顧客及び法人顧客向けの商品及びサービスについて、それぞれ別個に評価を行っている。

### (a) 小口向け商業銀行商品及びサービス

小口向け金融市場における競争は、従来インド国内外の商業銀行、銀行以外の金融会社、及び住宅金融会社を相手とするものである。近年、小規模銀行及び支払銀行といった金融市場に参入した新たな種類の銀行並びに支払及び送金サービスを提供する銀行以外の機関を相手とする競争も発生している。

小口向け金融市場は、技術の発展並びにモバイル化及びデジタル化の革新に伴い急速に変化している。これにより、インドの銀行は、効果的な競争を行うために、これらの動向の活用への注力を強めた。当行を含むインドの銀行は、従来の支店網とは異なる、モバイル及びインターネットを用いた銀行サービスを含む、技術に対応した多様なチャネルを通じて、商品及びサービスを提供している。外国銀行も商品及び供給面では能力を有するものの、インド国内の商業銀行と比べ顧客基盤が小規模であるため、限定的な顧客区分及び地域に集中する傾向にある。インド国内の公共部門銀行は、広範な支店販売網を有しているが、一般的に技術面及びマーケティング能力は限られている。民間銀行は、支店網は比較的小さいものの、技術能力の点では優れている。さらに、銀行以外の特殊な金融会社の中には、一定の小口向け銀行商品区分（銀行がプレゼンスを有する区分を含む。）の市場シェアを拡大したものもある。当該金融会社は、ネットワークを著しく拡大し、とりわけ住宅ローン市場、車両ローン市場及び個人向けローン市場において競争相手になってきている。当行のもう1つの競争相手としては、ミューチュアル・ファンドがある。ミューチュアル・ファンドには、税制上の優遇があり、また競争力の高い運用実績を上げることが可能なため、銀行預金に代るものとして、競争相手になってきている。

商業銀行は、古くからインドにおいて人気の高い小口向け預金商品である小口向け銀行預金を集めようと競い合っている。当行は、支店、業務代理店、ATM、テレフォン・バンキング・コールセンター、モバイル・バンキング、タブレット・バンキング、インターネット及びソーシャル・メディアを活用したマルチチャネル販売戦略により顧客にアピールしている。さらに当行は、顧客プロファイル及び商品区分の細分化に焦点を当てた戦略に従い、職業、年代及び収入プロファイルに応じて、多様な負債商品を提供している。当行は、企業との関係を生かし、給与管理商品を通じた個人口座を獲得するよう管理している。小口向けセグメントに対する貸付における競争が、近年大いに激化している。商業銀行、特に民間部門銀行は、法人部門に対する貸付の機会が限られており、その結果としての競争圧力から、小口顧客に対する貸付を大幅に増大させている。2019年度において、銀行以外の金融会社が重大な流動性の課題に直面し、貸付を縮小したことで商業銀行の拡大機会を創出したにもかかわらず、小口向け空間における銀行以外の金融会社との競争が近年大いに激化している。

新たな民間部門銀行もまた、当行の競争相手である。インド準備銀行は、2016年度中に銀行業務を始めた新たな民間部門銀行設立の免許申請者2社に対して承認を付与した。インド準備銀行は、支払銀行を設立するため、大手通信会社及びプリペイドウォレットの提供者を含む会社に対して許可を出した。また、小規模金融を行う銀行以外の金融会社を含む小規模銀行の設立に対しても、許可が出された。小規模銀行10行及び支払銀行7行が業務を開始した。最近では、業務を開始した1つの支払銀行が、その業務の終了を自発的に決定した。インド準備銀行は、インフラ及び主要な産業に大規模な貸付を実施する企業向け融資及び長期的融資を行う銀行に対する許可に関する審議文書を公表した。保管銀行等、その他の分化した銀行に対する許可に関する審議文書もまた表明されている。インド準備銀行は、ユニバーサル・バンクのための、断続的に免許が付与されている従前の実務と比較してより継続的な免許付与基準に関するガイドラインを発表した。インド準備銀行はまた、かかる枠組みの下、小規模銀行によるユニバーサル・バンキングの免許の申請を許可する予定である。インド準備銀行はさらに、インド市場に外国銀行がアクセスしやすくすることを計画していると発表した。インド準備銀行は、2013年11月、外国銀行のインド市場への進出のための枠組みを公表し、外国銀行がインド市場に進出するためには子会社という形式が最も好ましい方法であることを示し、相互主義が定められている国の銀行が子会社方式を採用する限り、国内銀行と同等の取扱いを行うことを提案している。

最近では、非金融会社（とりわけ巨大な電子商品取引企業を含む国際テクノロジー企業）が金融部門において存在感を増大し、支払プラットフォーム及び厳選的なサービスを提供している。当行は現在、これらの一部の会社とパートナーになり、支払いに関する商品及び信用商品並びにサービスを共同で提供している。当行及びその他のインドの銀行に比べてより多くの資金を所有するこれらの会社の一部又はすべては、最終的にインドにおける銀行及び金融サービス市場のより大きなシェアの獲得を目指し、当行と競争することとなる。

当行は、かかる市場において、充実した商品ポートフォリオ、効率的な流通チャネル（デジタル・チャネル、支店、代理店、パートナーシップ、堅実な与信審査手続及び債権回収メカニズムを含む。）及び経験豊富な専門家集団を強みとした競争を志している。当行は、顧客に対して包括的な一連の商品及びサービスを提供する。これらは、預金、投資、顧客のニーズに基づく信用商品及び保護商品、並びに便利な支払サービス及びトランザクションバンキング・サービスを含んでいる。分析学に基づき、クロスセリングに適した既存の顧客に対する商品は、当行の戦略の重要な要素である。当行は、当行の事業全体にわたる「フェア・トゥ・カスタマー、フェア・トゥ・バンク」アプローチの適用に努めている。

#### (b) 農業従事者及び農村の顧客向け商業銀行商品及びサービス

当行が農業従事者又は農村の顧客に対して商業銀行業務を行う場合は、インド農村部に巨大な支店網を有する公共部門銀行との競争に直面する。その他の民間部門銀行及び銀行以外の金融会社もまた、農村市場を一段と重視してきた。当行はまた、農村重視の金融機関及び小規模金融機関等の特殊企業との競争関係にある。インド準備銀行は、行政指導に基づく、銀行と比較してより高い貸付目標を有し、農村及び未組織区分において競合する特殊な小規模銀行の免許を発行した。当行は、商品戦略、技術力及び多様な販売網を強みとした競争を志している。

#### (c) 法人顧客向け商業銀行商品及びサービス

近年、法人部門は、当該部門に対する民間部門銀行からの貸付の減少をもたらした大きな課題に直面している。しかしながら、民間部門銀行は、法人顧客向け与信を継続して増加した。当行は、サービスと公共部門銀行よりも著しく早いと確信する迅速な対応、並びにより高い信用格付企業に加わることができた当行の資金ベース及び資金費用の近年の著しい改善に基づき、当該セグメントにおける競争に努めている。当行は、変化するマクロ経済的展望に基づいて、カスタマイズされた金融ソリューションを顧客に提供している。当行は、マルチチャネル販売アプローチ及び技術主導型のデリバリー能力を通して、公共部門銀行の大規模支店網との競争に努めている。従来、インドの一流企業に対する資金調達関連の商品及びサービス、貿易金融、各種有料サービス並びにその他短期金融商品の提供は、外国銀行が積極的に行ってきた。当行は、外国銀行よりも広範な地理的業務範囲及びカスタマイズされた貿易金融ソリューションの提供に基づき、国境を越えた貿易金融において外国銀行と競争を進めている。当行は、有力な手数料ベースの現金管理サービスを確立しており、貸借対照表の規模、広範な支店網、高い技術力及び当行の国際的な存在感を生かして、資金調達関連の商品及びサービスの分野で競争を進めている。

その他新規の民間銀行は、効率性、サービス提供及び技術の面から、法人向け銀行業務市場における競争相手にもなる。しかしながら、当行は、その規模、資本基盤、企業との強固な関係、広範な地理的業務範囲並びに技術の活用による革新的な付加価値商品及びサービスの提供により、高い競争力を有するものと確信している。

プロジェクト・ファイナンスにおいて、当行の競争相手は、インドの銀行及び銀行以外の金融会社である。近年、インドの銀行部門は、当行を含む銀行部門への不良債権の大幅な増加をもたらした、借入人による不履行の増加に起因して、プロジェクト・ファイナンスにおける（とりわけインフラ部門に対する）課題に直面している。ゆくゆくは、当行はプロジェクト・ファイナンスにおいて慎重かつ厳選的となる予定である。

当行は、法人顧客のみならず、法人顧客を取り巻く従業員、ディーラー及びベンダーのエコシステムを重視し、当行のあらゆる商品及びサービスを組み合わせるため、当行の事業全体にわたる相乗効果を生み出すことにますます重点を置く。

#### (d) 海外顧客向け商業銀行商品及びサービス

当行の国際戦略はインド関連の事業機会に重点を置いている。当行の国際事業において、当行は、海外事業を展開するインド国内の公共部門銀行、非居住者に該当する在インドの個人及び企業を対象とする商品及びサービスを有する外国銀行並びに送金サービス等のその他のサービス提供者と競争関係にある。外国銀行は、低コストの外貨建資金の利用が可能であるという強みを活用することにより、インド企業への融資における競争力を高めている。当行は、インド国内において広範な販売網を有し、非居住者及びインド貿易回廊に着目した商品及びサービスを提供するインド国籍の銀行としての地位を確立し、競争上の優位を獲得しようと努めている。当行は、国内事業で培った技術力を最大限活用し、当行の国際顧客に対して利便性及び効率的なサービスを提供するべく努めている。また当行は、インド企業との強固な関係を当行の国際事業に最大限活用しようと努めている。

#### (e) 保険及び資産管理

当行の保険及び資産管理に係る事業は、既存の公共部門大手に加え、民間部門の新規参入者とも競争関係にある。当行は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、商品、販売及びリスク管理につき高い能力を築いており、それぞれの事業において市場の強固な地位にあると確信している。当行がICICIバンクの小口向けフランチャイズ及び販売網を利用できるということは、当行の保険及び資産管理子会社にとって競争上の主たる利点になるものと確信している。

## 2【事業等のリスク】

投資家は、当行及び当行の事業を評価にするにあたり、以下のリスク要因及び本書に含まれるその他の情報を慎重に検討すべきである。

### (1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク

#### (a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。

当行は、インドの経済状況に非常に大きく依存しており、インドの経済成長の鈍化は、特にかかる鈍化が継続し長期に及ぶこととなった場合、当行の事業並びに当行からの借入人及び当行の取引先に悪影響を及ぼす可能性がある。インドの国内総生産は、2016年度は8.0%、2017年度は8.2%、2018年度には7.2%増加した。2019年度において、インドの国内総生産は6.8%増加した。2018年度に農業部門は5.0%、工業部門は5.9%、サービス部門は8.1%増加したのに対し、2019年度にはそれぞれ2.9%、6.9%、7.5%増加した。2019年度につき、粗付加価値において、農業部門が14.4%、工業部門が31.3%、サービス部門が54.3%を占めた。

2012年度以降、インドの法人部門はいくつかの課題を抱えており、これらにより、法人のキャッシュ・フローは予想よりも低くなり、依然として法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は遅れていた。インド準備銀行は、2016年度から、法人部門のストレス勘定の認識を加速し、その引当金設定を増加させるいくつかの政策手段を開始した。その結果、当行を含む銀行部門について、不良債権への繰入（条件緩和貸付から不良債権状態への悪化を含む。）の水準が著しく上昇した。2018年度において、インド準備銀行は、ストレス資産解消の新たな枠組みを導入し、既存の破綻処理スキームを廃止して、インド準備銀行の破綻処理スキームに従って不良債権に分類される資産の分類を加速した。その後、ストレス資産の解消のための健全性枠組みの改正が公表されたが、これは破綻処理スキームの廃止状態を維持するものだった。当行を含む銀行部門の不良資産への繰入は、2019年度に落ち着き、当行を含む銀行が計上した引当金は、銀行が引き続き既存の不良債権のポートフォリオに対して追加の引当金を計上したため、引き続き増加した。当年度において、主にインフラ部門に関与する銀行以外の大手金融会社の債務不履行を受けて、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社にとっての課題が浮上した。これにより、流動性が引き締められ、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社の債務に対する利回りが上昇し、資金調達及び成長率という課題につながった。さらに、不動産デベロッパー等の特定部門及び借入人グループ、並びに上場グループ企業の株式から借り入れし、借換えの課題に直面している借入人グループにも、課題が浮上した。「 - (3) 当行の事業に関するリスク - (a) 当行の不良資産の水準は上昇し、当行の不良資産の水準がさらに上昇し、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が引き続き低下した場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」も参照のこと。

最近の期間経済データは、国内総生産の成長率の低下及び自動車販売等の高頻度指標の低下により、経済活動及び消費の減速を示している。これにより、銀行システムからの与信需要が低下し、既存のポートフォリオの質にも悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社が直面している課題がこれらの会社による貸付の鈍化につながっており、これにより、借入人に借換リスクが生じ、既存のポートフォリオの質に悪影響を及ぼす可能性がある。

インド経済全般及び特に農業部門は、モンスーンの降雨量及び時期の影響を受ける。「 - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (b) 当行はインド準備銀行の行政指導に基づく貸付要件に従わなければならないが、これらの要件を満たすことができない場合、収益性の低い政府のスキームに投資することを要求される可能性があり、これにより当行の収益性が影響を受ける可能性がある。また、当行の行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて不良資産が増加する可能性があり、これにより当行の貸付ポートフォリオ、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。インドの法人部門による投資は、免許の付与、土地の利用権、天然資源の利用権及び環境保護に関する方針及び決定を含めて、グローバル経済及びインド経済の需要状況並びに政府の方針及び決定により影響を受ける。インドの経済成長はまた、インフレ、金利水準、貿易及び資本移動にも影響される。インフレの水準又はインド・ルピー下落の水準により、金融緩和が制約されるか又はインド準備銀行による金融引締めを招来する可能性がある。国内における食品価格の上昇、世界的な原油等の商品価格の上昇、通貨安が輸入商品の価格に及ぼす影響、及びさらなる燃料価格高騰の消費者への転嫁、又はその他の理由によりインフレが進行した場合、金融政策が引き締められる可能性がある。例えば、インフレ率の上昇を受けて、レポレートは2019年度初頭に50ベースポイント引き上げられたが、その後、75ベースポイント引き下げられ、2019年6月には最終的に25ベースポイント引き下げられて、5.75%となっている。インドは、これまで長期にわたり高インフレに陥っていた。インフレ率が高い水準に戻り、その結果として生じる金利の上昇及び対応する金融政策の引締めにより、インドの経済成長は悪影響を受ける可能性がある。

世界全体の流動性の状況、相対的な金利水準及びリスク選好度の悪化により、インドから多額の資本が流出する可能性がある。例えば、2013年6月における米国での量的緩和の中止に関する懸念により、2013年6月から7月にかけて、債券市場において外国機関投資家による投資がインドから約7.5十億米ドル流出した。同様に、世界の経済成長の鈍化はインドの輸出に影響を及ぼす可能性があり、金属及び鉱物といった世界的に取引が行われる商品の供給過剰又は急激なかつ長期にわたる価格の下落が生じた場合は、かかる部門の当行の借入人にマイナスの影響を与える可能性がある。世界的な貿易摩擦並びに保護貿易政策及び自由貿易政策は、貿易及び資本移動に影響を与え、インド経済にマイナスの影響を与える可能性がある。

インドの経済成長率の継続的な鈍化及び世界の資本市場、商品市場及びその他の市場における不利な変動は、法人、個人及び農村部の借入人への借入需要及びその他の金融商品及びサービスに対する需要のさらなる低下、競争の激化、並びに債務不履行の増加につながり、これによって当行の事業、財務実績、株主資本、戦略の実践力並びに当行株式及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。

**(b) 他の国々（特に新興国及び当行が事業を展開している国）における金融不安は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。**

他の金融危機よりも深刻であった2008年から2009年にかけての金融危機の近因は、米国の住宅ローン市場であるが、投資家は、新興経済国及び先進国の複数の市場において、金融危機及び景気循環を最近経験しており、これは当行を含むすべての金融機関にとってリスクを招くおそれがあることを認識すべきである。ソブリン債のデフォルト、欧州連合からの英国の離脱を問う英国の国民投票後の英国と欧州の政策立案者との間の交渉及び離脱協定の批准の遅れ、また欧州連合からの他の加盟国の離脱、景気後退をめぐる懸念並びに米国の金融政策の引締め及び経済大国間の貿易戦争に関する懸念を含むユーロ圏での事態の進展により、リスク回避はさらに強化され、世界の資本市場の不安定さはさらに増大する可能性がある。

より具体的には、2016年6月23日、英国は、欧州連合の加盟国であることについて「残留か離脱か」の国民投票を実施し、その結果は英国の欧州連合からの離脱（以下「ブレグジット」という。）に賛成というものだった。交渉のプロセスは、英国の欧州連合との関係の将来の条件、また英国が引き続き欧州連合との自由貿易及び同様の協定から恩恵を受けることができるかを決定する。先例がほぼないことを考慮すると、英国の欧州連合からの離脱がどのように英国内、欧州連合及び世界全体の財政、金融及び規制の状況に影響を及ぼすかは明らかでない。ブレグジットが生み出す政治的、経済的な不安定性は、世界の金融市場に大きな変動をもたらしており、また引き続きもたらす可能性がある。ブレグジットの影響は、移行期間中又はより恒久的に欧州連合市場を利用し続けるために英国が締結する協定に左右される。英国が欧州連合のどの法律を置換し又は複製するかを決定するため、ブレグジットにより、法的な不確実性が生じ、国内の法律及び規制に齟齬が生じる可能性がある。さらに、これら及び関連問題に関する不確実性は英国経済及び当行が事業を行っているその他経済に悪影響を及ぼす可能性がある。これまでの不確実性は、交渉期間中及びその後も、経済にマイナスの影響を及ぼし、世界市場の不安定性を増加させる可能性がある。かかる不安定性及びマイナスの経済動向が、今度は当行の事業、将来の見通し、財政状態又は経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

インド若しくは他の市場及び国々の金融システムに対する投資家の信頼喪失又はインド若しくはその他の市場における金融不安は、インドの金融市場の不安定さを増大させ、またインドの経済及び金融部門、当行の事業及び将来の財務実績に直接的又は間接的に悪影響を及ぼす可能性がある。「 - (3) 当行の事業に関するリスク - (1) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」も参照のこと。当行は、依然として世界経済及び世界の銀行環境の後退の間接的な影響によるリスクにさらされている。これらのリスクの一部は、予測できず、その大部分を当行は制御することができない。当行はまた、破産するか、そうでなくとも当行に対する債務を履行できない金融機関に対するカウンターパーティーリスクにもさらされ続けている。

**(c) 国際的な格付機関によるインドの債券の格下げは、当行の事業、流動性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当行は、ムーディーズ及びS&Pグローバル・レーティングによる格付を取得している。S&Pグローバル・レーティング及びムーディーズは現在、インドのソブリン格付のアウトルック（見通し）を安定的としているが、かかる格付機関はそれぞれ、インドのソブリン格付又はかかる格付の見通しを引き下げる可能性があり、これが当行の格付に影響を及ぼす可能性がある。また、格付機関はそれぞれ、銀行に対する格付方法を変更する可能性があり、これが当行に影響を及ぼす可能性がある。例えば、2015年4月、ムーディーズは銀行に対する格付方法及び銀行への政府支援についての評価を見直した。これに伴い、インドの銀行を含め、世界各地の何行かの銀行の格付が見直された。かかる方法の変更に伴い、当行の優先無担保社債の格付は1段階引き下げられBaa3となった。国際的な格付機関によるインドの国内及び国外発行債券の信用格付の格下げは、当行の事業に悪影響を及ぼし、当行の資本市場へのアクセスが制限され、また当行の流動性ポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。当行を含むインドの銀行部門における不良債権の大幅な増加に伴い、格付機関ムーディーズは、何行かの公共部門銀行の格付並びに一部の公共部門銀行及び民間部門銀行に対するアウトルックを見直した。ムーディーズは当行の優先無担保社債の格付をBaa3で再確認したが、当行についてのベースライン信用リスク評価はbaa3からba1に引き下げられ、また当行の優先無担保社債に対するアウトルックは2017年7月にポジティブから安定的に変更された。当行が格付を取得していない格付機関によるインド、インドの銀行システム又はICICIバンクの勝手格付の変更は、当行の投資家の認識にも影響を及ぼす可能性がある。

当行の海外支店の格付は、特に格付がインドの格付を下回る場合、支店が所在する国のソブリン格付に影響を受ける。当行が業務を行う国のソブリン格付にインドの格付を下回るような変更が生じた場合、当該法域の当行の海外支店及び当該支店が発行する社債の格付に影響を及ぼす可能性がある。「(3) 当行の事業に関するリスク - (g) 当行が信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを効率的に管理できない場合並びに当行の評価モデル及び会計上の見積りが不正確であった場合、当行の収益、資本、信用格付及び資金調達コストに悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

**(d) 原油価格の大幅な上昇は、インドの経済に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果当行の事業にも悪影響を及ぼす可能性がある。**

インドは、石油及び石油製品について需要の大部分を輸入しており、2019年度には原油が輸入総額の約27%を占めた。インド政府は、一定の石油製品に関する価格規制を緩和し、また、かかる製品に関する補助金を削減しており、この結果、国際原油価格が石油製品の国内価格に及ぼす影響が増大した。2018年度及び2019年度に世界的に原油価格が上昇したことにより、インドの貿易及び経常収支の赤字が増加した。石油価格水準の上昇及び石油価格の上昇又は乱高下並びに現地通貨での輸入をさらに割高にする通貨安の影響及びインドの顧客へのかかる価格上昇分の転嫁又は（財政赤字を増加させる可能性がある）補助金の増加は、インフレ率及び市場金利の上昇並びに貿易赤字、財政赤字の増加及びルピー安を通じたものを含め、インド経済並びにインドの銀行及び金融システムに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。長期化した世界的な原油価格の上昇によっても、当行の流動性、資産価値、財務実績、株主資本、戦略の実践力並びに当行株式及び米国預託株式の価格を含め、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

**(e) 貿易赤字を含む経常赤字並びに資本移動及び為替相場の変動は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。**

インドの対外貿易関係及び貿易赤字は、インドの経済状況及びルピーの為替相場に悪影響を及ぼす可能性がある。インドの経常赤字が国内総生産に占める割合は、原油価格及び商品価格の急落並びに石油以外の輸入の鈍化を主因とし、2013年度の4.7%から著しく改善し、2015年度は1.3%、2016年度は1.1%、2017年度には0.7%であった。経常赤字は、石油以外の輸入の増加と相まって、原油及びその他の商品の世界的な価格の上昇を受けて、2018年度にインドの国内総生産の1.9%まで増加し、さらに2019年度に2.2%まで増加した。米国又はその他の経済圏における金融政策の変更により増加する資本移動の変動性又は世界の投資家におけるリスク選好度の低下又はリスク回避度の上昇及びその結果として生じた世界全体の流動性の低下は、インドの経済及び金融市場に影響を与える可能性がある。例えば、2014年度上半期において、米国における量的緩和の中止に関する懸念並びに経常赤字の増大及び成長率低下の見通し等のその他の国内における構造的要因を理由として、インドを含む新興成長市場から多額の資本が流出した。2019年度において、世界的な原油価格の高騰及び経済大国間の貿易戦争の可能性の増大を受けてインドの経常赤字に関する懸念が増大した。海外ポートフォリオ投資は流出し、為替相場は下落したが、外貨準備金の安定とともに、同年度中の海外直接投資の堅調な流入により一部相殺された。

為替相場は、国際資本市場の不安定性、米国等の先進国の金利及び金融政策スタンス、インドのインフレ率及び金利の水準、経済活動における収支の状況及び傾向を含む多くの要因により影響を受けている。2013年度の初めから2016年度において、ルピーは米ドルに対して30.4%下落した。2017年度において、ルピーは米ドルに対して約2.1%上昇し、その後2018年度において0.4%下落した。2019年度において、世界的な原油価格の上昇及びインドの経常赤字の増加に関する懸念を受けて、ルピーは米ドルに対して2018年4月1日から2018年10月9日までに14.2%下落した。為替相場はその後2018年10月9日から2019年3月31日までに7.0%上昇した。

全世界的な原油価格の高騰のような貿易赤字に影響を及ぼす要因又はその他の理由で経常赤字及び貿易赤字が膨らみ、又は経常赤字及び貿易赤字が管理できない状況に陥った場合、インド経済、ひいては当行の事業、財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。資本移動の減少又は変動の増大は、インドの経済及び金融市場に影響を与える可能性があるとともに、インドの金融政策の決定において複雑さ及び不確実さを増大させる可能性があり、インドにおいてインフレ及び金利の変動をもたらし、またその結果、当行の事業、財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、為替相場の変動を抑制するためのインド準備銀行による外国為替市場への介入の増加又はその他の政策手段は、インドの外貨準備金の減少につながり、インド経済に流動性の減少及び金利の上昇をもたらす可能性がある。例えば、2018年8月から2018年10月までのルピーの下落を受けて、インド準備銀行は、外国為替市場への介入を含むいくつかの政策手段を実施し、これにより、外貨準備金は一時的に減少した。為替相場の変動期間の長期化、流動性の減少及び高金利は、当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。為替相場の急激な下落はまた、十分にヘッジされていない外貨建債務を有する一部の法人借入人に対し影響を及ぼす可能性がある。「(3) 当行の事業に関するリスク - (h) 当行及び当行の顧客は、外国為替相場の変動にさらされている。」も参照のこと。

**(f) インドの金融システムにおける財政難及びその他の諸問題は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。**

2015年8月、当行は、インド準備銀行により、インドのシステム上重要な銀行として認定され、その後の年度においても、引き続き当行をインドのシステム上重要な銀行として分類されている。「第2-3 事業等の内容 - (1) インドの金融部門の概要」も参照のこと。当行は、FSB又はインド準備銀行のいずれにも、グローバルにシステム上重要な銀行として扱われていない。システム上重要なインドの銀行である当行は、インドの特定の金融機関が直面する財政難に影響されるインドの金融システムに関するリスクにさらされている。これは、多くの金融機関の場合、商業的な安定性が信用、トレーディング、決済又はその他の関連業務に密接に関わってくるためである。かかるリスク(システムック・リスクと称されることがある。)は、当行が日常的に関係を持つ決済機関、銀行、証券会社及び証券取引所等の金融仲介業者に悪影響を及ぼす可能性がある。インドの金融システムにおける財政難又は不安定性は、一般的に、インドの金融機関及び銀行についてマイナスな市場認識を与え、また当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、2019年度において、システム上重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の大手金融会社が短期市場商品の返済に関して債務不履行となり、銀行以外の金融会社の株価の急落、その債務の利回りの上昇及びこれらの会社による借換えの課題を招く流動性の引締めを含む市場の反応の悪化につながった。これにより、これらの会社による貸付が鈍化し、当行を含む銀行の顧客となり得るそれらの顧客に資金調達及び借換えという課題をもたらす可能性がある。与信市場におけるこれらの動向による全体的な影響は不確実であり、顧客がもはやこれらの事業体からの資金調達若しくは借換えを利用できないか、又はその他の資金源からのかかる資金調達若しくは借換えに代えることができない場合、当行を含む銀行の貸付ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性があり、これらにより事業を行い又は金銭債務を弁済する能力は影響を受ける。当行は、これらの金融機関との取引により、相手方による不履行があった場合に信用リスクにさらされることになるが、かかる信用リスクは市場の流動性が低下したときに悪化する可能性がある。「(3) 当行の事業に関するリスク - (bb) 金融業界特有の業務リスクが存在し、それが現実化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

インドの金融システムは新興成長市場において運用されているため、当行は、国による預金保険制度があるにもかかわらず預金取付け騒ぎが生じるリスク等、先進諸国では通常みられない特有の性質及び程度のリスクに直面している。例えば、2003年4月、当行が流動性の問題に直面しているという裏付けのない噂が広まった。当行の流動性の状況は健全であるにもかかわらず、この裏付けのない噂が原因で、2003年4月の数日間、当行から通常よりも多く預金が引き出された。2008年、リーマン・ブラザーズが破綻し、リーマン・ブラザーズ並びにその他の米国及びヨーロッパの金融機関に対する当行のエクスポージャーが開示された後、当行の財務状態に関するネガティブな噂が広まり、その結果預金者が懸念を示し、数日間にわたり取引量が通常を上回った。当行はこれらの状況を沈静化したが、今後このような状況を沈静化できなかった場合、多額の預金が引き出され、これにより当行の流動性の状況は悪影響を受け、当行の事業が中断され、市場緊張時には当行の財務体質が弱体化する可能性がある。

また、当行は、特に多くの銀行から借入を行っている可能性のある借入人の場合、インドの銀行全般が不良債権を解消できず、適時に決断を下せないことにより、リスクに直面する可能性がある。インド準備銀行は、大口の借入人に対する銀行システムのエクスポージャーの制限等の措置により信用リスク及び集中リスクに対処し、銀行が指定値を超えた借入人に対するすべてのエクスポージャーを共通データベースに報告することを義務付けること及び早期段階での借入人の勘定におけるストレス特定のためのガイドラインにより、レバレッジの包括評価を可能にし、特定の期限内に経過勘定の破綻処理計画を実施している。これらの措置は、借入人の勘定における問題の可能性を減少させ、銀行内の与信決定を向上させるが、ストレスの場合、銀行が適時の決定を行い、特定の期限内に破綻処理計画に同意することは保証できず、これにより、これらの資産及び銀行再建の価値が著しく減少する可能性がある。「 - (3) 当行の事業に関するリスク - (a) 当行の不良資産の水準は上昇し、当行の不良資産の水準がさらに上昇し、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が引き続き低下した場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」も参照のこと。

**(g) 当行のリスク特性は、インド経済並びに未だ発展段階にある銀行市場及び金融市場と連動している。**

当行の信用リスクは、一部の先進経済国の銀行の信用リスクに比べて高いことがある。借入人、特に個人及び小企業の信用履歴に関して当行が入手できる情報は、より定評のある全国的な信用調査機関を有する先進経済国において一般的に入手可能な同様の借入人についての情報と比べて限定的である可能性がある。さらに、当行の借入人の信用リスクは、インドの規制、政治、経済及び産業の環境が変化しているため、先進経済国における借入人の信用リスクよりも高いことが多い。インド準備銀行の行政指導に基づく貸付基準は「優先部門」に当行の貸付金の一定割合を割り当てることを義務付けており、「優先部門」には当行によるポートフォリオの価値の管理が難しく、また、経済的困難により当行の借入人がより重大な影響を受ける可能性の高い農業部門及び小規模産業が含まれている。いかなる不足も副市場における利益を生ずる投資に割り当てることが義務付けられている。「 - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (b) 当行はインド準備銀行の行政指導に基づく貸付要件に従わなければならないが、これらの要件を満たすことができない場合、収益性の低い政府のスキームに投資することを要求される可能性があり、これにより当行の収益性が影響を受ける可能性がある。また、当行の行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて不良資産が増加する可能性があり、これにより当行の貸付ポートフォリオ、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。」及び「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (e) 貸付ポートフォリオ - ( ) 行政指導に基づく貸付」も参照のこと。当行の一部の法人借入人は、自由化による競争の激化、プロジェクト完了の遅れ及びキャッシュ・フロー創出、商品価格の変動、多額の債務負担及び高金利並びにその他の要因により、低い収益性に見舞われている。景気後退及びインドにおける事業活動全般の減少により、かかる借入人の財務健全性及び収益性にさらなる圧力が加わる可能性があり、その結果、当行はさらなる信用リスクにさらされる可能性がある。インド経済の発展は、2014年度以降、当行を含むインドの銀行に不良資産及びリストラクチャリングされた資産の増加をもたらしている。かかる状況は、当行の不良資産の水準を上昇させることにつながり、また、当行の事業、将来の財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスクに加え、当行は先進経済国における銀行に比べてさらなるリスクに直面している。当行は、発展途上経済国であるインドにおいて、かかる経済国に伴うすべてのリスクにさらされながら、銀行、保険及びその他の業務を行っている。インドにおける当行の業務は、広範かつ多様であり、多種多様な水準の教育、金融知識及び財力を有する従業員、請負業者、相手方及び顧客が関与している。当行は、市場リスク並びに当行の組織内におけるリスクの削減及び管理のための政策及び手続の実施を追求しているが、大規模な発展途上国において事業を行うにあたっては、いくつかのリスクが依然として内在する。当行の収益性を悪化させる法律上又は規制上の措置、ネガティブな評判又はその他の展開をもたらす又は激化させる可能性のあるこれらの市場リスク及び業務リスクを排除することは不可能である。金融危機の余波の中で、これらのリスクの規制上の監視は強化されている。「 - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (g) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」、「 - (n) 当行は、規制当局及び法執行当局による審問又は調査について増大するリスクにさらされており、これにより当行の評判に悪影響が及び、規制上の監視が強化され、当行が追加の費用を負担することとなり、又は当行が事業を行う能力に悪影響が及び可能性がある。」、「 - (e) 借入人が債務不履行に陥った場合、当行の担保の価値が下がり、又は当行による担保の行使は遅延する可能性があるため、当行は担保物件から期待した金額を回収できず、含み損にさらされる可能性がある。」及び「 - (u) 新規事業への参入及び既存の貸付ポートフォリオの急拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。」も参照のこと。

#### (h) インドの金融市場の規制及び構造の変化は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドの金融市場において、近年、コスト削減及び金融サービスの利用者に対するサービス提供の質の向上を目的とした変化及び発展があり、現在も続いている。当行は、支払システムの発達及び利用の増加、並びにその他の類似の構造的変化の結果、小口現金及び当行の現金管理業務からの手数料収入に悪影響を受ける可能性がある。インドにおける銀行取引の構造的な変化としては、金額及び取引回数に制限があるものの、いかなる銀行の顧客も他行ATM利用料が無料となることが挙げられる。さらに、インド準備銀行は随時、銀行が顧客から徴収する取引手数料（現金及びカード取引の手数料を含む。）にも制限を課している。銀行は、住宅ローン及び個人の借入人に対する変動利付ターム・ローンに関する抵当権実行手数料を撤廃するよう指図を受けた。銀行は、最低残高を維持することができない使用されていない銀行口座に違約金を科すことを禁止された。かかる変化は、変動残高及び手数料収入の減少並びにコストの増加により、当行を含む銀行の収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。「 - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (h) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」も参照のこと。当行の子会社も、類似のリスクを負っている。例えば、2015年度の連邦予算で、財務大臣は、債務ミューチュアル・ファンドへの投資に係る長期譲渡益税率を10%から20%に引き上げることを発表し、長期投資として認定されるための最低保有期間を12ヶ月から36ヶ月に拡大した。2015年4月より、インドミューチュアル・ファンド協会は、すべてのミューチュアル・ファンド・スキームに対する前払いの手数料に100ベースポイントの上限を導入しており、政府は、2019年度より株式志向のミューチュアル・ファンドの配当所得に対する10.0%の課税を導入した。さらに、インド準備銀行は、2018年1月1日より、デビットカード取引のためのマーチャントディスカウントレートを正当化した。かかるガイドラインは、従前の取引価値における商品割引率に基づいた段階的に増加するレートから、商品が適切に分類されるための商品割引率構造に基づいた商品取引高に置き換え、マーチャントディスカウントレートの最高値を規定した。インド準備銀行は、透明性及び競争力の向上並びに小口向け顧客に対する価格の引下げを目的とした銀行の小口向け顧客による外国為替の買い/売りのための電子取引プラットフォームの導入を公表した。2020年度予算においてインド政府は、一定規模を超える事業所は顧客又は商人に費用を課さずに低コストのデジタル支払方式を提供すべきであると提案した。これらの変更は、当行の手数料収入に影響を及ぼす可能性があり、資産管理に係る子会社を含め、資産管理会社への資金流入及び収益に影響を及ぼす可能性があり、当行の手数料及びその他の収益にも影響を及ぼす可能性がある。「 - (3) 当行の事業に関するリスク - (x) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」も参照のこと。

**(i) インド政府の政策における著しい変化により、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。**

当行の事業及び顧客の大部分は、インドに拠点を置いているか又はインド経済に関連し、その影響を受けている。インド政府は従来どおり、また今後も継続的に多方面でインド経済に支配的影響を及ぼす。インド政府の政策は、インドの業況及び経済状況、当行の戦略の実践力、当行の子会社の事業運営並びに将来の財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。1991年以降、歴代のインド政府は、民間部門に対する著しい規制緩和を行い、インドの金融部門の発展の促進を含む経済開放政策を推進した。過去数年間、インドの政権は連立政権であったが、2015年度及び2020年度の総選挙においては単一の政党が過半数の票を獲得した。インドの首脳及び政権の構成は変更される可能性があり、選挙の結果は必ずしも予想どおりとはならない場合もある。政権により今後推進される経済政策を予測することは困難である。さらに、インドの法人部門による投資は、免許及び資源の付与、土地及び天然資源の利用権に関するもの並びに環境保護に関する方針を含めて、政府の方針及び決定により影響を受ける可能性がある。これらの政策及び決定の結果、当行が資金提供するものを含むプロジェクトの実施が遅れ、また新規のプロジェクト投資も制限される可能性があり、ひいては経済成長に影響を与えることになる。

経済開放の速度は変動する可能性があり、銀行及び金融会社、海外投資、為替に影響を及ぼす特定の法律及び政策は変更され、並びに当行の有価証券への投資に影響を及ぼすその他の要因もまた変化する可能性がある。例えば、インド政府は、統一された物品・サービス税制度を導入しており、これにより当行に対する課税方法に影響が及んでおり、当行の借入人の事業運営及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性がある。また、政府が1度限りの決定を下す可能性があり、これが当行の事業及び財務実績に影響を及ぼす可能性がある。例えば、法定通貨である高額紙幣を廃貨とする2017年度下半期における政府の決定は、移行に係る費用の増加をもたらし、特定の期間におけるATM及びカード取引の取引手数料の減額又は廃止等、当該移行に付随する措置を要因とする収益の減少をもたらした。低コストの預金も急増し、その結果、銀行システムにおける流動性が著しく増加し、資金コストは減少した。2018年度において、インド準備銀行は、特別勘定を特定し、銀行に破産・倒産法に基づく手続を開始するか又は特定の期限内に破綻処理計画を終了するかのいずれかの義務を負わせ、銀行にこれらの勘定向け引当金を引き上げる義務も負わせた。ストレス資産の解消のための新たな枠組みも、同年度中に導入され（その後2020年度に改正）、現行の破綻処理スキームは廃止され、2018年度においてこれらのスキームに基づく貸付の大多数が不良債権に分類された。かかる規制の変更若しくはインドの経済政策の著しい変化、又はインドのマクロ経済政策若しくは今後の選挙を取り巻く不安定性による市場変動は、インドの業況及び経済状況全般に悪影響を及ぼし、特に当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、また当行株式及び米国預託株式の価格が影響を受ける可能性がある。

**(j) 自然災害、気候の変化及び伝染病の発生は、インド経済、又は当行が事業を行うその他の国々の経済、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。**

インドはここ数年間で、地震、洪水及び干ばつ等の自然災害を経験している。これらの自然災害の範囲及びその重度が、インド経済への影響の度合いを決定する。特に、モンスーンの降雨量及び時期等、気候及び天候の状況は、2019年度においてインドの粗付加価値の約14.4%を占める農業部門に影響を与える。標準以上若しくは標準以下の降雨量が長期間続く場合、その他の自然災害が発生した場合又は世界的若しくは地域的に気候が変化した場合、インド経済及び当行の事業、特に当行の農業部門のポートフォリオは、悪影響を受ける可能性がある。同様に、世界的な気候の変化又はインド及び当行が事業を行っているその他の国々における地域的な気候の変化は、気象パターン及び干ばつ、洪水及びサイクロン等の自然災害の発生頻度に変化をもたらし、インド及び当行が事業を行っている国々の経済及びかかる国々における当行の事業運営に悪影響を及ぼす可能性がある。

伝染病もまた当行の事業に混乱をもたらす可能性がある。2018年には、インド及び当行が事業を展開する複数の国々を含む東南アジアの各地域でニパウイルスが発生した。将来、伝染病が発生した場合、感染地域における事業活動水準が制約され、ひいては当行の事業に悪影響が及ぶ可能性があり、また当行株式及び米国預託株式の価格が影響を受ける可能性がある。

**(k) インド又はその他の地域において地域紛争、テロ攻撃又は社会不安が深刻化した場合、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。**

インドは度々、社会不安並びに内乱及び近隣諸国との間で紛争を経験している。過去にインドとパキスタンとの間で軍事衝突が、また近隣諸国との国境紛争が起きている。またインドは、国内の一定の地域（当行の主たる事務所が所在するムンバイを含む。）でテロ攻撃を受けた経験もある。インドは、米国による中国からの輸入品に対する関税引き上げ、又はインド製品に対する貿易相手国による輸入制限の可能性等、経済大国間の貿易戦争の激化の影響を受ける可能性もあり、インドの貿易及び資本移動、為替相場並びにマクロ経済の安定に悪影響を与える可能性がある。さらに、中東、アジア及び東欧における地政学的な事象又は世界のその他の地域におけるテロや軍事活動は、主要商品の価格、金融市場、貿易動向及び資本移動に影響を及ぼす可能性がある。これらの要因並びにインドの政治及び経済不安は、当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

**(l) 将来のLIBORに関する不確実性は、当行の事業に悪影響を与える可能性がある。**

2017年7月27日、ロンドン銀行間出し手金利（LIBOR）を規制している英国金融行動監督視機構の最高責任者は、2021年以降LIBOR算定のために金利をLIBORの監督当局に提供することを銀行に促すか又は強制することを中止する意向であることを発表した。2019年6月、金融行動監督視機構は、銀行及び市場に価格決定契約の基準としてのLIBORの使用中止を求めた。かかる発表は、現行基準でのLIBORの継続は2021年以降保証できないし、保証されないことを表明するものである。銀行が引き続きLIBORをLIBORの監督当局に提供するか、提供するとしてその程度はどれほどか、又はLIBORのさらなる改革が英国若しくはその他の地域で実施される可能性があるかを予測することはできない。同時に、いかなる1つ又は複数の金利がLIBORの認められた代替金利となるかに関して合意は存在せず、グローバルな市場金利の決定におけるLIBORの役割を考慮すると、かかる代替金利のLIBORベースの有価証券の価値及び変動利率付貸付又はその他の金融合意に対する影響を予測することはできない。代替参照金利の性格及びLIBORの変動又はその他の改革の可能性に関する不確実性は、LIBOR及びその他の金利に悪影響を与える可能性がある。2021年以降公表されたLIBORの金利が利用できない場合、かかる有価証券、貸付又はその他の金融合意の価値は、悪影響を受ける可能性があり、当行がかかる商品又は合意の発行者又は債務者である限りにおいて、これらに基づく当行のコストは増加する可能性がある。現在、この移行の方法及び影響並びに関連した動き、並びにこれらの動きによる当行の資金コスト、投資有価証券ポートフォリオ及び売買目的有価証券ポートフォリオ並びに事業への影響は、不確実である。

**(2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク**

**(a) 規制及び法律の変更が引き続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被ると予想される。**

過去5年間にわたり、インド準備銀行は、不良資産の認識及び分類に関するガイダンスを大幅に拡大しており、不良債権として分類される当行の貸付の増加及び引当金の増加をもたらした。にもかかわらず、これらの引当金は、不良債権額のさらなる増加又は当行の不良債権ポートフォリオのさらなる悪化をカバーする上で十分なものでない可能性がある。加えて、インド準備銀行の年次監督プロセスは、当行が計上したよりも多くの引当金を評価する可能性がある。

2014年4月1日付で、インド準備銀行はストレス資産の早期特定及び早期解消のためのガイドラインを策定した。当該ガイドラインでは、リストラクチャリングとなっていない又は不良債権への分類がなされていないものの、様々なパラメーターにより負荷の初期兆候が現れていると特定される案件から成る「特別注意勘定」の資産分類区分が導入された。銀行は、「特別注意勘定」区分に関するデータの共有、共同貸付人フォーラムの設置及びかかる勘定の共同での解消に向けた行動計画の立案を義務付けられていた。これらが所定の期限内に行われなかった場合、当該案件に対する引当金計上の早期化につながり、当行の事業及び将来の財務実績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。2015年4月1日以降、リストラクチャリングされた貸付（再検討期間までのプロジェクトの実施の遅延によるものを除く。）は、不良資産として分類されなければならない。プロジェクト実施の遅延（再検討期間まで）により条件が緩和された実施中のプロジェクトへの貸付は、インド準備銀行が規定した特定の条件を満たすこととなり、不良資産としての分類を留保することができる。2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、2016年度下半期中には、当行を含む銀行システムにおいて不良債権が大幅に増加した。2017年4月、インド準備銀行は、銀行に対して、正常先資産につきインド準備銀行が規定する比率よりも高い比率（工業部門並びに部門別リスク及び傾向についての評価に基づく。）で引当金を設定するための取締役会承認方針を導入するよう指示した。

2017年4月、インド準備銀行は、銀行に対して、銀行が計上するものとインド準備銀行の年次監督プロセスを通じてインド準備銀行が評価するものとの間の資産分類及び引当金設定における乖離を開示するように要求した。インド準備銀行により評価された追加引当金の設定要件が当該期間について開示された税引後純利益の15.0%を超過する場合、若しくはインド準備銀行により確認された追加総不良資産が参照期間について開示された増加総不良資産の15.0%を超過する場合、又はその両方の場合、開示されなければならない。2019年4月、インド準備銀行は、資産分類及び引当金設定における乖離の開示要件を改正した。インド準備銀行により評価された追加引当金の設定要件が当該期間について開示された引当金及び偶発費用の計上前の利益の10.0%を超過する場合、若しくはインド準備銀行により確認された追加総不良資産が参照期間について開示された増加総不良資産の15.0%を超過する場合、又はその両方の場合、開示しなければならない。2016年度について、当行の評価に対して、不良資産総額についてのインド準備銀行の評価は51.0十億ルピー多く、不良資産純額については40.3十億ルピー多く、また不良資産に対する引当金については10.7十億ルピー多いものであった。かかる乖離に関する調整後では、2016年3月31日に終了した年度の当行の税引後純利益は、97.3十億ルピーではなく、90.3十億ルピーとなった。2017年度及び2018年度について、インド準備銀行が2018年度及び2019年度にそれぞれ行った資産の分類及び引当金の設定における相違の評価は、指定値よりも少なく、追加の開示を必要としなかった。詳細については、「- 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18 - 注記15」も参照のこと。かかる開示により将来的に当行、当行の評判、当行の事業及び将来の財務実績が影響を受けないという保証はない。資産の分類及び引当金の設定における評価の相違に基づきインド準備銀行又は他の規制機関も強制措置を講じる可能性がある。当行の子会社もまた、それぞれの監督機関により規制を受けている。当行と同様、当行の子会社からの追加的な開示に対して将来的に要件が生じる可能性があり、当行に悪影響を及ぼす可能性がある。

2017年6月、インド準備銀行は、銀行に対して、一部の法人借入人に関して2016年に制定された破産・倒産法に基づく手続を開始するように指示した。破産・倒産法に基づき、かかる借入人に対する破綻処理計画が所定の期限内に完了するよう要求されることとなり、完了できない場合、かかる借入人は清算の手続に入る。インド準備銀行はまた、かかる借入人に対する貸付に関する引当金の増額を規定した。2017年8月、インド準備銀行は、追加勘定を特定し、残りの債務が2つの外部信用格付機関により投資適格に格付けされた破綻処理計画が2017年12月13日までに実施されなかった場合、2017年12月31日までに破産・倒産法の規定に基づく破産再生手続を開始するよう、銀行に指示した。さらに、2018年2月12日、インド準備銀行は、ストレス資産解消の改正枠組みを策定したが、これは特定の基準を満たす破綻処理が所定の期限内に完了しなかった場合の破産・倒産法に基づく手続の開始を要求するものだった。一部の借入人及び影響を受ける会社を代表する業界団体は、2018年2月12日付のインド準備銀行のストレス資産解消の改正枠組みに対していくつかの高等裁判所に申立を行った。その後、インド準備銀行は、いくつかの高等裁判所に対して行われたすべての当該申立を最高裁判所に移送するよう最高裁判所に申し立てた。2018年9月11日、最高裁判所は、インド準備銀行の移送申立を許可する一方で、いくつかの高等裁判所で係争中のすべての当該申立を最高裁に移送し、当該日付現在の地位を維持することを要求する命令を下した。2019年4月、最高裁判所は、2018年2月12日付のインド準備銀行によるストレス資産解消の改正枠組みに関する通達は違憲であるという判決を下した。かかる判決を受けて、2019年6月、インド準備銀行は、改定版のストレス資産の解消のための健全性枠組みを策定し、これにより貸付人は破綻処理計画について決定することができ、破産・倒産法に基づく手続の開始は義務付けられない。破綻処理計画又は破綻処理手続の開始がない場合、追加の引当金が要求される。さらに、同ガイドラインは、銀行に財政難に陥った借入人を特定することを義務付けており、財政難の例として、債務不履行、キャッシュ・フロー予測、会計状況等が含まれる可能性がある。これにより、かかる借入人に成長のための資金調達において何らかの一時的困難に直面することを含む課題が生じ、その返済能力に影響を及ぼす可能性がある。

2017年8月、インド証券取引委員会は、負債証券（コマーシャル・ペーパー、メディアム・ターム・ノート、銀行及び金融機関からの貸付、外部の商業機関からの借入並びにその他の債務を含む。）の割賦債権の利息の支払いにおける不履行事由を1営業日以内に証券取引所に開示することを上場会社に義務付ける通達を公表した。同通達は、2017年10月1日付で発効予定だったが、延期されている。

**(b) 当行はインド準備銀行の行政指導に基づく貸付要件に従わなければならない、これらの要件を満たすことができない場合、収益性の低い政府のスキームに投資することを要求される可能性があり、これにより当行の収益性が影響を受ける可能性がある。また、当行の行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて不良資産が増加する可能性があり、これにより当行の貸付ポートフォリオ、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。**

インド準備銀行の行政指導に基づく貸付基準の下、インドの銀行は、優先部門に分類される特定の適切な部門に対して当行の調整後の銀行融資純額の40.0%を融資することが義務付けられている。この中で、銀行は主要セグメント又は部門への貸付には個別目標を設けている。調整後の銀行融資純額の8.0%にあたる部分は、小規模・限界の小農に、零細企業に7.5%、貸付義務がある。優先部門への貸付要件の残りは、特定の基準を満たす小企業、中規模企業、再生可能エネルギー、社会インフラ及び住宅ローンを含む一連の部門に対する貸付によって満たすことができる。インド準備銀行は、個人農家への直接貸付を過去3年間の銀行システムの平均水準に維持するよう銀行に指示し、2019年度について調整後の銀行融資純額の12.0%という目標を通知した。社会のより脆弱な部門として認定された部門に対する貸付は、調整後の銀行融資純額の10.0%を構成しなければならない。2017年度以降、これらの要件は、四半期ごとに評価され、各年度の最後の金曜日現在の従前に満たされた要件と比較して、前年度の調整後の銀行融資純額を参照して評価される。

これらの要件は、単独ベースでのICICIバンクに適用される。2019年度の優先部門への貸付平均の合計は1,891.7十億ルピーであり、調整後の銀行融資純額の40.0%を要件とするのに対し、調整後の銀行融資純額の41.5%に相当した。農業部門への平均貸付は749.8十億ルピーであり、調整後の銀行融資純額の18.0%を要件とするのに対し、調整後の銀行融資純額の16.5%に相当した。より脆弱な部門への平均貸付は403.5十億ルピーであり、調整後の銀行融資純額の10.0%を要件とするのに対し、調整後の銀行融資純額の8.9%に相当した。小規模・限界の小農への平均貸付は307.7十億ルピーであり、調整後の銀行融資純額の8.0%を要件とするのに対し、調整後の銀行融資純額の6.8%に相当した。零細企業への平均貸付は360.1十億ルピーであり、調整後の銀行融資純額の7.5%を要件とするのに対し、調整後の銀行融資純額の7.9%に相当した。また、個人農家への平均貸付は496.1十億ルピーであり、調整後の銀行融資純額の12.0%を要件とするのに対し、調整後の銀行融資純額の10.9%に相当した。

インド準備銀行は、銀行が特殊金融仲介機関に対する貸付により行政指導に基づく貸付義務を履行することについて規制する、優先部門貸付義務に関するガイドラインを随時策定し、銀行による証券化資産への投資並びにローンの無条件購入及び譲渡が優先部門への貸付分類に適格であるために満たすべき一定の基準を定め、当該取引の当初貸付主体が最終借入人に請求する金利を規制している。優先部門貸付の適格セグメントの定義又は分類の改正も、優先部門貸付要件を満たす当行の能力に影響を与える可能性がある。2013年9月、インド準備銀行は、小企業及び低所得世帯への包括的金融サービスに関する委員会を設置しており、かかる委員会は、とりわけ地域レベルでの融資普及率及びその他の基準に基づく優先部門貸付目標算出のための新たな方法を特に提言している。かかる提言は今までのところ実施されていない。

優先部門への貸付要件を満たすことができない場合、インド準備銀行の要求に応じていつでも、実勢の銀行金利及び不足額の水準により決定される収益性の低いインド政府のスキームに投資することを要求され、これにより当行の収益性は影響を受ける可能性がある。かかるスキームによって要求される資金の合計は、優先部門貸付目標を達成することができない銀行から引き出され、各銀行から引き出される金額はインド準備銀行によって決定される。2019年3月31日現在、当行が過去に必要な水準の優先部門貸付を達成できなかったことによるかかるスキームに対する投資総額は292.6十億ルピーである。これらの投資額は、全体の優先部門貸付目標の達成率に反映される。前年度の3月31日現在の投資額は、優先部門及びその下位のセグメントへの貸付要件の算出の基準となる調整後の銀行融資純額に加算される。また、インド準備銀行は、優先部門目標を満たす上で超過/不足が生じた場合に、優先部門への貸付証券を売買することを銀行に許可し、優先部門への貸付の不足額を減少させることに役立つ可能性がある。しかしながら、これは、かかる証券についての売買のオペラビリティによって左右される可能性がある。農業貸付の個別目標及びより脆弱な部門への貸付における不足が続いていることを考慮すると、当行の政府のスキームへの投資額は増加すると予想される。「-第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-貸付実行に関する規制-行政指導に基づく貸付」も参照のこと。

優先部門貸付が義務付けられる結果、行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて、ポートフォリオの価値の管理が難しく、また、経済的困難により当行の借入人が重大な影響を受ける可能性の高い農業部門及び小企業に対する貸付が特に原因となり、当行の不良資産が増加する可能性がある。当行の優先部門への貸付ポートフォリオに係る不良資産の合計は、2016年度、2017年度及び2018年度にはそれぞれ2.2%、また2019年度には1.9%であった。2018年度及び2019年度において、インドのいくつかの州は、農家による貸付の権利放棄に関するスキームを発表した。かかるスキームの予算が州政府により認められたものの、かかるスキーム又はかかるスキームに見込まれる借入人は、当行を含む銀行の農民クレジットカード・ポートフォリオにおける滞納の増加につながった。インド準備銀行のガイドラインに従って、これら及びその他特定区分の農業貸付は、一般貸付の90日に対し、支払期限が360日超経過している場合、不良債権に分類される。したがって、かかる貸付に関して、不良債権としての滞納貸付の分類は、一般貸付ポートフォリオよりも遅い段階で生じる。インド準備銀行による行政指導に基づく貸付基準が将来変更された場合、当行は引き続き優先部門に対する貸付要件を満たすことができなくなり、当行は相対的にリスクの高いセグメントへの当行の貸付を増加させることが必要となる可能性があり、不良資産の増加につながる可能性がある。

行政指導に基づく貸付要件に加え、インド準備銀行は、銀行業務を農村部及び銀行口座を持たない人が多い地域並びに現在銀行業務を利用できない顧客に拡大するため、金融包括計画を整備することをインド国内の銀行に義務付けた。さらに、2014年8月より、インド政府は、金融包括への活動を開始した。かかる活動には、各世帯につきクレジット・ファシリティ及び保険ファシリティとともに1つの銀行口座を開設することが含まれている。こうした市場への事業拡張は、多大な投資及び経常的な費用を伴う。このような事業の収益性は、これらの地域における事業規模及びこれらの顧客を対象とした事業規模を生み出す当行の能力及びかかる顧客への貸付ポートフォリオにおける不良債権の水準に左右される。

- (c) 当行は、インド準備銀行が定める自己資本比率規制要件（バーゼルを含む。）及びインドの大手民間部門銀行が維持すべき自己資本比率の水準に関する一般市場の予測の対象となっており、規制の変更、資本市場へのアクセスの欠如又はその他の理由により十分な自己資本を維持することができない場合、当行の事業を成長させ支援する能力に影響が及ぶ可能性がある。

インドの銀行は、インド準備銀行が定めるバーゼルの自己資本枠組みに従っている。このバーゼルガイドラインは、とりわけ、普通株等Tier 1という新しい資本階層を確立し、5.5%の普通株等Tier 1リスク・ベース最低資本比率及び7.0%のTier 1リスク・ベース最低資本比率を課す一方で9.0%のリスク・ベース最低自己資本比率合計を維持し、資本分配及び裁量的な賞与の支払いにおける制約を避けるため、リスク加重資産について最低要件を上回る2.5%の普通株等Tier 1資本保全バッファを維持する。同ガイドラインはまた、規制上の資本の各階層における資本証書に関して適格性基準を設定し、規制上の資本に適合させるための調整及び規制上の資本からの控除をより厳格に義務付け、連結銀行グループの規制上の資本の少数株主持分について、より限定的な認識を規定し、信用リスク（取引相手方の信用リスク及び信用リスクの軽減を含む。）及び市場リスクに関してインド準備銀行のバーゼルガイドラインを修正するものとなっている。かかるバーゼルガイドラインは、2019年度末までに全面的に施行される予定であった。しかしながら、インド準備銀行は、資本保全バッファが0.625%の最終部分の施行を2019年3月31日から2020年3月31日まで延期した。したがって、2018年3月31日から適用される最低資本保全比率は、2019年3月31日から資本保全バッファが2020年3月31日に2.5%の水準を達成するまで適用される。2019年6月、インド準備銀行は、銀行に対し、2019年10月1日以降、国内のシステム上重要な銀行については4.0%、その他の銀行については3.5%の最低レバレッジ率の維持を義務付けるガイドラインを策定した。バーゼルガイドラインを適用すると、2019年3月31日現在の当行の連結ベースの自己資本比率は、普通株等Tier 1リスク・ベース資本比率が13.42%、Tier 1リスク・ベース資本比率が14.73%、及びリスク・ベース自己資本比率合計が16.47%であった。

資本規制は世界的に及びインド国内において拡大し続けている。インド準備銀行がシステミック・バッファとして銀行による追加資本の保有を求めている。例えば、2014年7月、インド準備銀行は、システム上重要であると認定される国内の銀行に対し、リスク加重資産の0.2%から0.8%の範囲の追加的な普通株等Tier 1資本要件を義務付けるガイドラインを策定した。銀行のシステム上の重要性は、当該銀行の規模、相互連携性、代替性及び複雑性に基づき決定されるが、銀行の規模が重視される。2015年8月、当行は、インド準備銀行により、インドのシステム上重要な銀行として認定され、それ以降の年度において、2016年4月19日以降段階的に0.2%の追加的な普通株等Tier 1資本の維持が必要な第一のバケットに位置付けられた。さらに、インド準備銀行はまた、銀行に対し高度経済成長期における資本要件の引上げ（リスク加重資産の0%から2.5%の範囲の引上げ）を提言する、カウンターシクリカル資本バッファの導入に関するガイドラインを公表した。資本要件は、国内総生産に占める与信の長期平均比率の逸脱率及びその他の指標等の一定の要素に基づき決定されることとなる。かかるガイドラインは既に適用されているが、インド準備銀行は、現在の経済状況ではカウンターシクリカル資本バッファの施行を請け負うものではない旨を表明している。また、インドの銀行は、インド準備銀行の承認を得て、中期的に、リスク・ベース自己資本要件の計算に関する高度な手法に移行する可能性がある。インド準備銀行は、銀行システムのエクスポージャー総額が2.0十億ルピーを超えた場合、企業に対する未評価のエクスポージャー及び銀行以外の金融会社を融資するインフラへのリスク加重を、100.0%から150.0%に引き上げることを表明した。これは、2017年6月30日以降有効となると予測されたが、延期され、2019年4月1日以降有効となる。2018年4月、インド準備銀行は、国債の利回りの急激な上昇に対処するために適正な準備金の設定を目的として、2019年度以降投資変動準備金を設定するよう、銀行に助言した。当年度中の投資証券の売却に係る純収益又は義務的充当を除く当年度の純収益のいずれかの少ない方に等しい最低額は、投資変動準備金に振り替えなければならない。継続的に銀行の売買可能ポートフォリオ及び売却可能ポートフォリオの少なくとも2.0%をカバーする。この準備金は、Tier 2資本に含まれるのに適格である。2019年度において、当行は、12.69十億ルピーをTier 1資本からTier 2資本にみなされる投資変動準備金に振り替えた。

2018年12月、インド準備銀行は、大口の借入人向けの資金を基盤とする運転資本限度額に貸付が占める割合の最低水準を提案し、残りについては現金と与信の形で引出し予定とし、現金と与信/当座貸越制限の未引出部分については与信を強制的に転換する割合を20.0%とした。かかる規制の変更及び進化し続ける規制は、当行が保有を求められる資本金額に影響を与える可能性がある。当行が当行の事業を成長させ、当行の戦略を実行できるか否かは、自己資本レベルに左右され、当行は通常、資本市場から資金を調達して当行の必要資本を満たしている。さらに、法人借入人の運転資本管理に関するガイドラインによる影響の予測について不確実性が存在し、借入人のキャッシュ・フローの一時的な不一致がある可能性があり、これにより当行を含む銀行への返済が遅延する。

2013年12月、インド準備銀行はストレス・テストに関するガイドラインを策定し、かかるガイドラインに基づき、銀行は、銀行の衝撃への耐久性の評価のために信用リスク及び市場リスクに関するストレス・テストを実施することを義務付けられた。銀行は、リスク加重資産の規模に基づき3つの区分に分類され、2,000.0十億ルピー超のリスク加重資産を有する銀行は、ストレス・テストの実施を義務付けられている。インド準備銀行はまた、2015年4月1日より適用されている、銀行のエクスポージャー額合計に対するTier 1資本の比率として測定されるレバレッジ比率の枠組みを発表した。

債券及び株式への投資家、格付機関、株式及び固定利付債券のアナリスト、規制当局その他は、当行に、当行の大手民間部門銀行としての立場を反映した規制上の規定を大きく超えた自己資本比率の維持を期待する傾向にある。

当行の自己資本比率の低下、規制の変更若しくはその他による当行に適用される自己資本の増加、又は資本市場を利用できないことにより、当行の事業を拡大する能力が制限されるか、又は当行の収益力並びに当行の将来の成績及び戦略が悪影響を受ける可能性がある。

**(d) 当行は、インド準備銀行の流動性要件に従い、規制変更により適切な流動性を維持できないこと、資本市場の利用不足、又はその他は、当行の事業を拡大及びサポートする能力に影響を与える可能性がある。**

2014年6月、インド準備銀行は、バーゼル の流動性枠組みに基づく流動性カバレッジ比率要件に関するガイドラインを公表した。かかるガイドラインは、銀行に対して、その後の30暦日にわたり、適格流動資産の残高とキャッシュ・アウトフロー純額の合計の比率であるバーゼル に基づく流動性カバレッジ比率を維持及び報告することを要求している。インド準備銀行はまた、適格流動資産の要件を満たすと認定される資産区分を定義し、2015年1月1日以降60.0%の最低流動性カバレッジ比率を義務付けており、かかる最低比率を2019年1月1日以降は段階的に100.0%に引き上げている。さらに、インド準備銀行は、銀行の安定調達比率に関する最終ガイドラインを策定した。かかるガイドラインによれば、銀行は流動性要件及び継続的に向こう1年間に満期が到来する資産をカバーする上で信頼に足ると判断される十分な資金を維持することを継続的に義務付けられることとなる。安定調達比率に関するガイドラインは2020年4月1日以降適用される。かかる要件並びに既存の流動性及び現金準備金規制により、当行を含むインドの銀行が有する流動性の額は増加しており、これによりかかる銀行の収益性は影響を受ける可能性がある。これらの流動性の規制要件を満たすための銀行による流動性需要の急激な増加は、金融市場に悪影響を与え、短期借入コストの急激な増加及び当行を含む銀行の資金コストの急激な増加を招く可能性がある。

当行の流動性カバレッジ比率又は安定調達比率が低下した場合、規制の変更又はその他の理由により当行に適用される流動性要件が増加した場合、流動性の構成に変更があった場合、及び資本市場を利用することができなくなった場合には、当行の事業を成長させる能力が制限され、当行の収益性並びに当行の将来の業績及び戦略に悪影響が及び可能性がある。

また、当行及びその他の銀行はこれらの様々な流動性要件を管理しているため、銀行システムにおける流動性需要が急激に増加する可能性があり、これが金融市場において悪影響を与え、短期借入コストの急激な増加及び銀行の資金コストの急激な増加を招く可能性がある。さらに、流動性の逼迫及び国際市場の不安定性により、当行は国際債券市場へのアクセスが制限され、その結果、当行の国際事業に係る資金調達コストが増加する可能性がある。国際市場における不安定性が継続した場合、当行の国際市場からの借入、並びに当行の満期を迎える借入のリファイナンス能力及び新たな資産に融資する能力が制限され、コストを上昇させる可能性がある。当行の海外銀行子会社もまた、同様のリスクにさらされている。

**(e) 当行の国際的業務の成長機会及びこれらの業務から資本の本国送金を行う当行の能力は、現地の規制環境により制限される可能性がある。**

英国及びカナダにおける当行の銀行子会社は過去において、主としてインドの企業による体系的取引を通じた海外での買収のための資金調達を含め、インド国内外における事業につきインドの企業に対する融資を拡大するために、これらの市場における預金フランチャイズを活用することに焦点を置いた。この種のクロスボーダー・ファイナンスに対する規制当局による制限を背景として、これらの子会社の事業は縮小し、その収益性に影響が及んでおり、その結果、これらの事業に投下された資本の利益率は大幅に減少している。これらの子会社はいずれも現行の規制枠組みの範囲内で事業を拡大することに重点を置いているものの、かかる事業拡大を行う機会は限定的となる可能性がある。さらに、これまでに、これらの子会社はいずれも、資本基盤を最大限に増強することに重点を置き、資本の本国送金及びICICIバンクへの配当金支払いを行っており、かかるイニシアティブは規制上の許認可に従って行われている。かかる許認可の時期又は今後かかる許認可が与えられるか否かに関する保証はない。当行は、非居住者であるインド市民及びインド関連取引への重点を際立たせるための国際事業戦略を再構築している。この戦略を当行が成功裡に実行できるかの保証はない。当行の海外支店はまた、流動性、資本及び資産の分類並びに引当金に関する要件を含む、現地の規制上の要件に従っている。

**(f) 当行の資産管理子会社、プライベート・エクイティ子会社、保険子会社及び証券子会社は、小口の顧客及び法人顧客を有し、広範囲に及ぶ規制及び監督に服していることから、かかる子会社の事業活動にはさらなる費用又は制限が課され、これにより当行に悪影響が及ぶ可能性がある。**

当行の資産管理子会社であるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、インド証券取引委員会による監督及び規制の対象となる。例えば、2019年度において、当行の資産管理子会社は、規制当局からの書簡に基づき、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの特定のスキームに対する利息とともに、2018年3月のICICIセキュリティーズ・リミテッドによる新規公開株式売出しにおけるこれらのスキームに割り当てられた株式に関して、補償を支払い、これらのスキームの投資家につき、2018年3月の割当て以降にその受益証券を償還した者については、補償した。同案件において、インド証券取引委員会による破産宣告手続が開始され、かかる手続は手続の和解申立及び当行の資産管理子会社による和解金の支払に従って処理された。さらに、モーリシャスに登録されている不動産投資ファンドの一定の投資家は、当行のプライベート・エクイティ子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドにより運用されるインドの不動産ファンドの投資家であるが、誤販売及び誤運用を主張してモーリシャスで法的手続を開始した。同案件において、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーは、インド証券取引委員会から通知を受領し、同案件の終了を目指している。「 - 第6 - 3 その他 - (1) 訴訟及び規制手続」も参照のこと。

当行の保険子会社もまた、インドの保険に関する規制当局による広範囲に及ぶ規制及び監督に服している。かかる保険子会社はまた、多数の小口の顧客及び法人顧客を有しており、これら顧客から裁判所において又は規制当局によっても決定され、当行の保険子会社若しくは当行又は当行若しくは当行の保険子会社の経営陣及び従業員に対する決定につながる可能性があるか、請求が生じる可能性がある。インドの保険業規制開発委員会は、商品、販売手数料、ソルベンシーマージン及び準備金を規制する規則を含め、保険業界に関する規則を修正及び解釈する権限を有し、結果として当行の保険子会社の事業活動にはさらなる費用又は制限が課される可能性がある。さらに、当行の保険子会社は、現在インド証券取引所の公開上場会社であり、これにより遵守の要件及び規制上の監視が強化されることとなった。当行の保険子会社の規制上の監視の強化及び追加的開示を含めてかかる子会社が直面する厳しい要件が、当行に重大な悪影響を及ぼすものではないと保証することはできない。

さらに、当行の保険子会社及び証券仲介業子会社は、現在インド証券取引所の公開上場会社であり、これにより遵守の要件及び規制上の監視が強化されることとなった。当行の保険子会社及び証券子会社の規制上の監視の強化及び追加的開示を含む厳しい要件は、当行に重大な悪影響を及ぼすものではないと保証することはできない。規制当局が、当行が上場会社又はかかる会社の親会社若しくはその他のグループ子会社との関係に関して適用される法令を遵守していないか、又は規制当局による法令の解釈に従っていないと判断し、また当行とその子会社に対して公式又は非公式の措置を講じる場合がある。

- (g) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。

当行が事業を行う各法域において、当行は、様々な銀行、保険及び金融サービスの法律、規制並びに規制政策、並びに多数の規制当局及び法執行当局による規制に服している。世界的な金融危機以降、インド及び当行が事業を行う各国の規制当局は、当行を含む多くの金融機関に対する見直し、監督及び精査を強化している。金融危機以降、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を一連の分野において過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。見直し及び精査の強化又は既存の規制監督の枠組みの変更は、当行が不利益な法律上又は規制上の措置に直面する可能性を高めた。インドの銀行部門における困難に直面して、インド準備銀行はインドの銀行の精査をさらに強化しており、これまでの基準を超えるインドの銀行に対して罰金を科している。インド準備銀行及びその他の規制当局は、当行の業務の定期的な見直しを行っており、当行の資産価値、引当率、リスク管理、自己資本比率、経営陣の機能性、当行の業務の安全性及び健全性を測るその他の手段又は適用ある法律、規制、会計税務基準、上場基準若しくは規制政策の遵守に関する当行の内部評価に、すべての規制当局が合意するという保証はない。「 - (a) 規制及び法律の変更が引き続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被ると予想される。」も参照のこと。とりわけインド準備銀行及びインド証券取引委員会（以下「SEBI」という。）を含む規制当局は、当行が適用ある法律、規制、会計税務基準、上場基準若しくは規制政策を遵守していないか又はかかる規制当局のかかる法律、規制若しくは規制政策の修正解釈に従っていないと判断し、当行に対して公式又は非公式の措置を講じる可能性がある。かかる公式又は非公式の措置が講じられた場合、当行は当行の不良資産若しくはその他に対する引当金の追加、資産の処分、新たな遵守プログラム若しくは方針の導入、上級管理職を含む人事異動、配当若しくは役員報酬の縮小、顧客に対する改善策若しくは払戻しの実施又は当行の事業活動におけるその他の変更を強制される可能性がある。これらのいかなる変更も、もし要求されれば、当行の業務が制限され、新たな費用が課され、当行の評判が悪影響を受けることにより、当行の収益性が悪化する可能性がある。最近では、裁判所の命令に従って、インド準備銀行は、近年に関して当行を含む一部の銀行向けの監督検査報告書の写しを外部の当事者に提供している。パブリック・ドメインで閲覧可能なこれらの報告書の結論は不確実である。「 - (h) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」及び「 - 第 2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制」も参照のこと。

当行が、その事業を行う多くの法域において法的リスク及び規制リスクに対処できない場合には、当行の事業は損害を被り、当行の評判は毀損され、当行はさらなる法的リスク及び規制リスクに影響される可能性がある。これにより、当行に対する損害賠償請求及び損害の規模、数が増加し、当行が規制当局の調査、執行行為又はその他の手続に従わなくてはならない可能性があり、又は監督上の懸念の増加につながる可能性がある。また、当行は改善策及び調査の実施について、既に開始され継続しているものに加えて、さらなる時間及び資金を費やすことが要求されることがあり、これにより当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

適用あるすべての規制を遵守しようとする当行の最大限の努力にかかわらず、完全に管理できない多くのリスクが存在する。当行の海外進出により、法的リスク及び規制リスクが増加した。当行が事業を行い、又は当行の有価証券を上場している各国の規制当局は、当行の業務を制限するか、資本要件及び流動性要件の引上げを規定するか、又は当行（若しくは当行の従業員、代表者、代理機関及び第三者サービス提供者）に対し行政手続若しくは司法手続を課す権限を有しており、それにより、とりわけ、当行の1つ又は複数の許認可の停止若しくは撤回、停止命令、罰金、民事罰、刑事罰又はその他の懲戒処分を受ける可能性があり、その場合、当行の評判、業績及び財政状況に大きな損害を及ぼす可能性がある。

**(h) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。**

世界的な金融危機は、インド並びに当行が事業を行うその他の法域における法律、規制及び規制政策に重要な前例のない変化をもたらした。法律、規制若しくは規制政策の変化は、これらの解釈若しくは適用の変化を含め、当行が提供する商品若しくはサービス、当行の資産価値若しくは当行の貸付に付された担保の価値又は当行の事業一般に悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、バーゼルに基づくリスク・ベース及びレバレッジ資本要件、バーゼルに基づく流動性要件、クロスボーダー資本移動に係る制限、海外法域における現地貸付債務の重視、インドにおける行政指導に基づく貸付規制の変更、銀行商品の価格設定のための国内ベンチマーク指数の使用、企業に認可した運転資金の貸付額の割合の調整、銀行の大口エクスポージャー及び担保管理の集中に関する変更、ストレス資産の破綻処理の変更、統合銀行の持続的な認可、並びに経営陣の報酬、取締役会管理、消費者保護及びリスク管理に係る議論に関する変化といった最近の規制上の変更及び現在審議中の変更は、当行の事業及び当行の将来的な戦略に影響を及ぼすと予想される。これらの変更によって、当行は特定部門における事業を削減し又は増大することを余儀なくされ、競争が増加し、当行の全体的な成長及び資本収益に影響が及ぶ可能性がある。

法律、規制及び規制政策の変化又はこれらの解釈若しくは適用の変化は、規制上の監視及び精査の強化並びに遵守費用の増加をもたらしており、また、今後ももたらずであろうと当行は考えている。金融危機の余波の中で、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。この精査の強化は、当行が不利益な法律上又は規制上の措置に直面する可能性を高めるものである。インド準備銀行及びその他の規制当局は、当行の業務の定期的な見直しを行っており、当行の資産価値、引当率、リスク管理、自己資本比率、経営陣の機能性若しくは当行の業務の安全性及び健全性を測るその他の手段に関する当行の内部評価に、すべての規制当局が合意するという保証はない。「 - (a) 規制及び法律の変更が引き続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被ると予想される。」も参照のこと。さらに、規制当局は、当行が適用ある法律、規制若しくは規制政策を遵守していないか又はかかる規制当局のかかる法律、規制若しくは規制政策の修正解釈に従っていないと判断し、当行に対して公式又は非公式の措置を講じる可能性がある。将来の法律上又は規制上の変化を予測する当行の能力は限られており、当行は事前の予告もなく強化された法律又は規制の重荷に直面する可能性がある。例えば、インド準備銀行は、2013年2月に策定された民間部門銀行業免許に関するガイドラインにおいて、かかる免許の発行に基づいて設立された銀行に対し、金融持株会社の構造で設立されることを義務付けた。将来、この要件が当行を含むインドの既存の銀行に拡大される可能性がある。インド準備銀行はまた、インドにおける新たな銀行構造に関する審議文書を公表した。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (1) インドの金融部門の概要 - (m) 構造改革」も参照のこと。これらの規制上又は構造上のいかなる変化も、費用の増加、業務上の制約、競争の激化又は当行の業務の修正を招く可能性があり、これにより当行の収益性が悪化する可能性や潜在的に有益な事業機会を見送ることを強制される可能性がある。2017年4月、インド準備銀行は、銀行を対象とした早期是正措置の枠組みを修正し、早期是正措置の発動をもたらした適性資本量、資産の質、収益性及び特定リスク基準に対するレバレッジといった一連の指標を盛り込んだ。修正された枠組みは、利益の配当金分配/送金における規制、支店拡大における規制（国内及び/又は海外）、補償体制の一部としての高引当金並びに経営者報酬及び取締役報酬における規制といった措置を規定する。2019年度末においては、当行の財務指標は、インド準備銀行により規定されたりリスク基準に違反しなかった。当行が、今後も常にインド準備銀行により規定された基準値内に留まる保証はない。「 - (g) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」も参照のこと。

### (3) 当行の事業に関するリスク

#### (a) 当行の不良資産の水準は上昇し、当行の不良資産の水準がさらに上昇し、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が引き続き低下した場合、当行の事業は損害を受けると予想される。

インド経済全般及び特に法人部門が直面する広範な経済課題、並びに不良債権及び条件緩和貸付に関連するインド準備銀行の政策及びガイドラインの改正並びに不良債権及び条件緩和貸付に影響を与える法律のその他改正の結果として、当行を含む多くのインドの銀行の不良債権及び引当金は、2016年度、2017年度及び2018年度において大幅に増加した。2019年度において、当年度中の不良債権への繰入の減少を受けて、当行を含む銀行システムに関して不良資産の水準は低下した。2019年度において、主にインフラ部門に關する銀行以外の大手金融会社の債務不履行を受けて、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社に課題が生じた。これにより、流動性が引き締められ、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社の債務に対する利回りが上昇し、これらの会社の資金調達及び成長率の課題につながった。これにより、これらの会社による貸付が鈍化し、当行を含む銀行の顧客でもあるこれらの顧客の資金調達及び借換えの課題につながる可能性がある。与信市場のこれらの動向による全体的な影響は不確実であり、影響を受ける銀行以外の金融会社及び住宅金融会社の顧客がもはやこれらの事業体から資金調達若しくは借換えを利用し又はその他の資金源によるかかる資金調達若しくは借換えに代えられない場合、当行を含む銀行の貸付ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性があり、これにより、事業の遂行能力又はその金融債務弁済能力に影響を及ぼす。近年、当行を含む銀行は、小口向け（自営の借入人に対する貸付を含む。）及び小規模事業貸付ポートフォリオの成長に重点を置いている。当行が小口向けセグメント及び中小企業セグメントが成長の主要な推進力の維持を期待する一方で、経済成長、投資、消費若しくは雇用の鈍化又は失業の増加は、当行の小口向け貸付ポートフォリオの質に悪影響を及ぼす可能性がある。当行のポートフォリオには、住宅金融会社及び銀行以外の金融会社による小口向け資産プールの購入が含まれ、これにより当行はさらなるリスク（原借入人が予想通り履行できないこと、財務状態又は回収及びサービス提供に全般的に責任を負うオリジネーターの事業の弱点から生じるリスク、並びに追加の引当金（購入が投資に分類される証券化商品として構成される場合）を含む。）にさらされる可能性がある。さらに、近年、不動産デベロッパー等の特定の部門及び借入人グループにおいて、また上場グループ会社の株式から借入を行い、借換えの課題に直面している借入人グループに関して、課題が浮上している。当行が顧客に貸付を行っている住宅用不動産を不動産デベロッパーが完成及び販売できないことは、顧客の返済行動に影響を及ぼし、滞納及び不良債権を増加させる可能性がある。「 - (1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。」及び「 - (1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (i) インド政府の政策における著しい変化により、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

インドの法人向け与信市場は、未だ発展段階にある。インド準備銀行は、近年、透明性及び説明責任を向上させるいくつかの政策手段を公表した。インド準備銀行は、大口借入人に対する銀行システムのエクスポージャーの制限、特定値を超える借入人に対するすべてのエクスポージャーが銀行により共通データに報告されることを要求することにより借入レベルの包括評価及び支払履行を可能にすること、初期の段階で借入人の勘定のストレスを特定するガイドラインを提供すること、並びに一定期限内の支払期限経過勘定の破綻処理計画の実施、又はかかる借入人の破産手続の開始等の政策手段により、信用リスク及び集中リスクに取り組んでいる。破綻処理計画又は破産手続の開始がない場合、追加の引当金が要求される。さらに、銀行システムに対する一定の水準を超えるエクスポージャーを有する大手企業は、資本市場からの借入増加額の一定割合を上昇させることを義務付けられる。これらの措置は、同国における銀行のダイナミクスを変えており、透明性の向上による長期的な与信市場の強化及び与信市場の効率向上を目指すものである。しかしながら、その間に、企業及び銀行が新たな借入及び貸付環境に適応しているため、課題が浮上し、支払期限が経過している借入人にとっての財政難の可能性及び貸付人の引当金計上の早期化につながる可能性がある。

経済、規制及び法律の不利な展開は、当行の不良資産の水準をさらに上昇させ、当行の貸付ポートフォリオの価値に悪影響を与える可能性がある。当行の不良資産の水準がさらに上昇し、当行の不良債権に係る利息計上停止に起因して当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が低下した場合、当行の引当金設定コストが増加する可能性があり、当行の純利息収入及び純金利差益率にマイナスの影響を受ける可能性があり、当行の信用格付及び流動性が悪影響を受ける可能性がある。また当行は強化された規制上の監視及び精査の対象となり、当行の評判、事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。当行は不良債権及び引当金の水準がさらに低下することを予測しているが、経済、規制及び法律の不利な動向は、当行の不良資産の水準をさらに上昇させ、又は不良債権及び引当金の水準の低下予想を抑制する可能性があり、当行の貸付ポートフォリオの質に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

「 - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (a) 規制及び法律の変更が引き続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被ると予想される。」、「 - (b) 当行の貸付ポートフォリオは、特に完成リスク及びその他のリスクの影響を受けやすい長期にわたるプロジェクト・ファイナンスを含んでいる。」及び「 - (c) 当行の貸付は一部の顧客、借入人グループ及び部門に集中しており、仮にこれらの貸付のかなりの部分が不良債権化した場合、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

**(b) 当行の貸付ポートフォリオは、特に完成リスク及びその他のリスクの影響を受けやすい長期にわたるプロジェクト・ファイナンスを含んでいる。**

当行のプロジェクト・ファイナンスのポートフォリオの価値は、いくつかの要因により悪影響を受ける可能性がある。これらのプロジェクトの実行可能性は、市場の需要、政府の政策、政府による免許の付与及び天然資源の利用権の付与過程並びにその後の司法審査又はその他の審査、当該プロジェクトの成果にとっての主要な顧客である政府又はその他の事業体の財務状態並びにインド及び国際市場における全体的な経済環境を含め、多くの要因に依拠している。これらのプロジェクトは、プロジェクトの収益力に悪影響を及ぼす可能性がある、規制上の許認可の遅れに関するリスク、環境及び社会問題、完成リスク及びカウンターパーティーリスクを含め、様々なリスクにさらされている。過去、当行では、一部の国際商品市場の低迷及びインドにおける競争の激化の結果として、当行の工業及び製造業プロジェクト・ファイナンスの貸付ポートフォリオにおけるデフォルト及びリストラクチャリングの水準が高かった。電力部門に対する当行の貸付は、2016年3月31日現在は当行の貸付合計の5.6%、2017年3月31日現在は5.8%、2018年3月31日現在は4.8%、2019年3月31日現在は3.1%となった。電力プロジェクトは、石炭及びガス等の燃料の調達、電力価格の変動及び発電電力のオフテイクを含む様々なリスクに直面している。インドにおける石炭を基礎とする電力プロジェクトは、主に採炭をめぐる環境問題及び企業に割り当てられた石炭鉱区の割当取消しにより、供給に遅延が生じている。さらに、電力プロジェクトは本来レバレッジ・レベルが高いため、資本市場の不安定性、これらのプロジェクトの実施及びプロジェクトの将来キャッシュ・フローに対する懸念により、かかるプロジェクトについて株式会社による資金調達の利用が制限される可能性がある。燃料供給量の減少、購入者へ転嫁できない燃料費の増加並びに国有の配電公社がその財務状態を理由に電力を購入できないこと若しくは電力の代金を支払えないことを要因として稼働中の発電所における発電量又は新規受託又は実施中の電力プロジェクトの計画発電量が減少したこと、又は電力価格の下落により、かかる発電事業者の財務状態及び当行への債務を含む債務の履行能力に悪影響が及ぶ可能性がある。プロジェクトが予定どおりに業務を開始するか、また、予想どおりに遂行されるか否かについて、当行は確信を持ってない。かかるプロジェクトの所有者及び経営の変更が業務開始にさらなる遅延を生じさせる可能性がある。かかるプロジェクトにつきインド準備銀行のガイドラインにより認められた期間より長い期間、予定されている業務開始日から遅れた場合、当行の不良資産又はリストラクチャリングされた資産が増加する可能性がある。

当行の貸付ポートフォリオは、鉄鋼及び鉱業等の商品を基礎とする部門向けのプロジェクト・ファイナンス、コーポレート・ファイナンス、運転資金の貸付を含んでおり、類似又は追加のリスク及び国際商品価格のサイクルによる影響を受けることがある。例えば、2016年度中において、世界の鉄鋼需要の鈍化に起因した国際鉄鋼価格の急激な下落は、同様にインドの鉄鋼会社に影響を及ぼした。鉄鋼会社の設備稼働率は低下し、収益性が圧迫された。インド政府は、海外市場から調達する鉄鋼の最低価格を含め、一定の政策措置を発表した。かかる政策措置は、インドの鉄鋼部門に恩恵をもたらした。しかしながら、当行は、かかる措置又はその他の措置が将来においても引き続き政府により導入されるかについては断言できない。インド及び世界の景気後退は、当行が資金提供したプロジェクトに係るリスクを増幅させる可能性がある。プロジェクト・ファイナンスにおける将来の損失又は多くの貸付の再編は、当行の収益力及び当行の貸付ポートフォリオの価値並びに当行株式及び米国預託株式の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**(c) 当行の貸付は一部の顧客、借入人グループ及び部門に集中しており、仮にこれらの貸付のかなりの部分が不良債権化した場合、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。**

当行の貸付ポートフォリオ及び不良資産ポートフォリオは、一部の顧客の種類に集中している。ICICIバンクは、小口向け貸付を除く特定産業に対するエクスポージャーをエクスポージャー合計の15.0%までに限定することを方針としている。小口向け融資部門に対する当行の貸付は、2019年3月31日現在は当行の貸付合計の57.8%であった。2019年3月31日現在、当行の貸付合計における当行の貸付は、金融サービス部門に対し7.0%、インフラ部門（電力を除く。）に対し4.4%、電力部門に対し3.1%、非金融サービス部門に対し2.8%、及び鉄鉱部門に対し2.6%であった。

世界及び国内経済の状況並びに企業レバレッジ比率が高いことに起因して、一定の部門に関して不確実性がある。2019年3月31日現在、法人部門及び中小企業部門において内部格付が投資適格を下回る会社に対する、当行の資金を基盤とする残高及び資金を基盤としない残高（銀行及び不良資産に対する資金を基盤とする残高を除く。）は、175.3十億ルピーであった。内部格付が投資適格を下回る勘定（不良債権及び条件緩和貸付の純額を含む。）に対する当行の連結貸付純額は、2019年3月31日現在、283.0十億ルピーであった。

インド準備銀行のガイドラインにより、個別の借入人に対する当行の信用エクスポージャーは、当行の資本金の15.0%を超えてはならないが、当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに係るものである場合はこの限りでない。資本金は、インド準備銀行のガイドライン「マスターサーキュラー - バーゼル 資本規制」による規制上の調整後のTier 1 資本及びTier 2 資本をいう。インド準備銀行のガイドラインにより、同じ経営コントロール下にある1法人グループに対するICICIバンクのエクスポージャーはICICIバンクの資本金の40.0%を超えてはならないが、当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに係るものである場合はこの限りでない。例外的状況下においては、銀行はその取締役会の承認を得た上で、エクスポージャーを資本金の5.0%増やすことができる。すなわち、個別の借入人に対する合計エクスポージャーは資本金の20.0%に、同じ経営コントロール下にある1法人グループに対する合計エクスポージャーは資本金の45.0%にすることができる。2019年3月31日現在、当行の融資先最上位の銀行以外の借入人は、当行の資本金の約9.6%を占めた。融資先最上位の同じ経営コントロール下にある法人グループは、当行の資本金の約23.2%を占めた。2019年3月31日現在、当行の上位20の借入人（銀行を含む。）へのエクスポージャーは当行の合計エクスポージャーの約11.9%であり、当行の上位20の借入人（銀行を含む。）への信用エクスポージャーは当行の合計信用エクスポージャーの約12.1%であった。

2016年12月、インド準備銀行は、単一の取引先及び関係を有する取引先グループに対する銀行のエクスポージャーの上限を定める大口エクスポージャーの枠組みを公表した。かかる枠組みに従い、単一の取引先に対する銀行のすべてのエクスポージャー価値の合計は、常に銀行の利用可能かつ適切な資本基盤の20%を超えてはならず、また、関係を有する取引先グループに対する銀行のすべてのエクスポージャー価値の合計は、常に銀行の利用可能かつ適切な資本基盤の25%を超えてはならない。かかる枠組みは、2019年4月1日より完全導入されている。

2016年8月、インド準備銀行は、追加の資金調達について、大口の借入人は銀行への依存度を下げ、市場での借入及びその他の資金源を利用しなければならないことを提言する、ガイドラインを策定した。大口の借入人に対する銀行システムの合計エクスポージャーは、リスク加重率及び引当金設定の増加を招く可能性がある。ここで想定されている借入人は、2018年度中において、資金を基盤とする与信枠総額が当面250.0十億ルピーを上限とする借入人であり、この額は、2019年度には150.0十億ルピーまで、2020年度以降は100.0十億ルピーまで、段階的に減額される。これらの借入人が引き上げた追加的な資金の50.0%を超える銀行からの融資が、2018年4月1日以降、リスク加重率及び引当金設定の増加を招いている。さらに、2018年11月には、インド証券取引委員会は、AA以上の格付を付されており、いずれの年においても3月31日現在の長期借入金の残高が1.00十億ルピー以上である企業に対して、債券市場を通じて翌年の追加的な借入金を必然的に25%引き上げることを義務付ける枠組みを公表した。これは、2019年4月1日より有効となる。

かかるガイドライン及び当行が集中リスクのコントロール及び低減に注力することは、当行が一部の顧客との事業を拡大する能力を制約し、これにより当行の収益に影響が及び可能性がある。当行は、2016年度以降、単一の借入人及びグループのエクスポージャーに関する制限/限度額を含め、集中リスクを管理するための企業リスク管理及びリスク選好度の枠組みを大幅に強化した。集中リスクを低減するという当行の戦略が達成され、このアプローチを通して不良債権及び引当金を管理する中で、当行が成功裏に当行の営業利益を増加させることができるという保証はない。

**(d) 当行の資産再構築会社の有価証券へのエクスポージャーは、一般に、当行の事業、財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性がある。**

当行は、当行によるインド準備銀行に登録された資産再構築会社への不良資産の売却に基づく有価証券に対して投資も行っている。2019年3月31日現在、資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資額残高は32.9十億ルピーであった。「-第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類」も参照のこと。2016年9月、インド準備銀行は、ストレス資産の売却に関する枠組みを策定した。かかる枠組みに従い、2017年4月1日付で、不良債権を売却した銀行により保有される有価証券受領証が50%を超えた場合、投資保有目的の有価証券受領証の引当金は、原貸付(不良債権が帳簿に計上された場合に、銀行が計上しなければならない引当金)に適用される下限金利に従う。50%の値は、かかる枠組みに従い、2018年4月1日から10%に引き下げられた。さらに、かかる枠組みは、売却又はその他の処分を検討することを目的とした定期的基準において、一定の基準額を超えて「不良」として分類され、売却及び再検討資産と認識されたストレス資産の内部リストを管理することを、銀行に対し要求している。資産再構築会社がこれらの資産の価値を回復させ、有価証券への当行の投資を完済することは保証されず、また、これらの投資価値の毀損がないとはいえない。資産の価値を回復できないか又は価値を毀損することなく当行の投資を完済できない場合、一般に、当行の事業、財務状態及び業績は影響を受ける可能性がある。

**(e) 借入人が債務不履行に陥った場合、当行の担保の価値が下がり、又は当行による担保の行使は遅延する可能性があるため、当行は担保物件から期待した金額を回収できず、含み損にさらされる可能性がある。**

法人及び小口顧客に対する当行の貸付金の大部分は、担保により保証されている。「-第2-3 事業の内容-(2) 事業-(e) 貸付ポートフォリオ-( ) 担保設定、対抗要件具備及び実行」を参照のこと。資産価値の変動により当行の担保の価値が下がり、破産及び抵当権実行手続の遅れ、担保権設定の遅れ、担保の対抗要件具備の瑕疵又は不備(様々な者、代理機関又は当局から要求される可能性のある承認を取得できないことに起因する場合を含む。)、借入人による不正譲渡及びその他の要因(担保価値の下落、担保を処分する際の市場の非流動性、担保の市場価格のボラティリティ、現行の法律の規定又はその改正及び過去又は将来の裁判所の宣告を含む。 )により、当行の担保価値のすべてを実現することができない可能性がある。

インドでは、不動産により構成される担保に係る抵当権実行は、(裁判所により異議申立てのない限り)貸付人が特定の手続及び要件を履行することによって直接的に、又はインドの裁判所若しくは裁判機関に対する請願書によって実施することが可能である。申立てが行われた場合(又は直接行われる抵当権実行に対する法的な異議申立てがある場合)、遅れが生じ又は行政上の要件が適用される可能性があり、その結果又はこれに伴い、担保の価値が減少する可能性がある。これらの遅れは、数年間続く可能性があり、この場合担保の物的条件又は市場価値が悪化する可能性がある。法人借入人が財政的困難に陥り、継続することができない場合、任意解散を選択することができる。企業が「不振企業」(インド法の下で定義される。インド法では株主資本に関する累積損失の程度に基づき企業を不振企業と分類する旨規定している。)となった場合、担保権実行及び担保の執行可能性は停止する。場合によっては、元本及び利息支払の代わりに担保権を実行するが、担保の執行に遅れが生じる可能性がある。

2016年に施行された破産・倒産法は、ストレス資産を解消する期限の定められたメカニズムを規定している。さらに、2018年2月に最初にインド準備銀行が導入し、その後2019年6月に改定されたストレス資産の解消のための新たな健全性枠組みにより、銀行は、取締役会により承認された期限内に未払勘定を解消する計画を実施することを義務付けられ、これには破産又は再建に係る法的手続が含まれる可能性がある。破産・倒産法に基づき照会される勘定の解消手続は、法律及び裁判所の両方の決定により定期的修正が枠組みに組み入れられ、まだ展開中である。破産・倒産法に基づき2019年度中にいくつかの大口の勘定が解消された。しかしながら、不透明感が続いており、破産・倒産法に基づき照会される勘定の解消は遅延している。勘定の解消が完了せず、借入人が清算に入った場合、担保の市場価値は、低下する可能性があり、その結果として貸付人による支払回収に影響を与える。解消が完了した場合であっても、回収の水準については保証することはできない。最近の判決において、国会会社法裁判所は、担保付及び無担保の金融債権者について、回収の水準に関して同様に破産・倒産法に基づき照会される借入人として取り扱い、また、破綻処理計画に基づき事業債権者及び金融債権者の間で残余財産を公平に分配すべき点を維持した。政府は、その後、破産・倒産法の改定を提言し、その他の措置の中でも、すべての金融債権者により構成される債権者集会に対して、残余財産を分配する方法について決定する権限を与えている。

さらに、当行がインド国外の法域において有している担保についても、かかる法域において適用ある法律及び規制が、当行が担保権を行使し、価値を実現する能力に影響を及ぼす可能性がある。担保物件から回収することが期待された金額を回収できなかった場合、当行は含み損にさらされる可能性があり、当行の将来の財務実績、当行の株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

**(f) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。**

インドの金利水準は、インフレ、財政赤字及び政府借入金、金融政策並びに市場流動性を含む広範な要因の影響を受ける。例えば、2013年7月、為替相場の不安定性に対応するために、インド準備銀行は、インドの銀行システムにおける流動性を低下させ、インド準備銀行からの借入コストを増加させる措置を導入した。

当行は、インド準備銀行の一定の準備金規制により、構造上、その他多くの国の銀行よりも高い金利リスクにさらされている。「-第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-法定準備金規制」も参照のこと。この規制により、当行は、インドの固定利付国債のポートフォリオを大量に保持することとなり、特に金利の上昇が唐突又は急激であった場合には、重大な悪影響を受ける可能性がある。インド国債を含む固定利付有価証券への投資に係る実現時価評価損益は、当行の収益性の重要な要素であり、市場利回りの動向の影響を受ける。国債の利回りの上昇は、当該業務による当行の利益及び固定利付ポートフォリオの価値を減少させる。2019年度において、国債の利回りは、2018年9月から12月にかけての厳しい流動性の状況により大幅に上昇した。これにより、2018年12月31日に終了した四半期中に、当行を含むほとんどのインドの銀行について、自己勘定に多額の損失が生じた。2018年4月、インド準備銀行は、2019年度以降継続して、売買目的ポートフォリオ及び売却可能ポートフォリオの少なくとも2.0%に相当する投資変動準備金を設定するよう、銀行に助言した。また、当行は、一部の資産について、その他の有利子資産につき通常得られる利息の利率よりも一般に低い利率で利息を得ているため、国債のポートフォリオを大量に保持する規制は、当行の純利息収入及び純金利差益率にも悪影響を及ぼしている。インド準備銀行のガイドラインに要求されるとおり、当行は、2019年度に12.69十億ルピーをTier 1 資本から投資変動準備金に移動させ、これはTier 2 資本に含められている。

当行はまた、当行の財務活動並びに一定の当行の子会社の業務によっても金利リスクにさらされており、かかる子会社には、固定利付証券のポートフォリオを持つICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びインド国債の主たるディーラーであるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップが含まれる。当行の資産管理事業において、当行は、実績が金利の上昇により影響を受ける金融市場ミューチュアル・ファンドを管理しており、これがかかる事業による当行の収益及び利益に悪影響を及ぼす。「 - (1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。」及び「 - (1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (e) 貿易赤字を含む経常赤字並びに資本移動及び為替相場の変動は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

有利子資産の収入が資金コストと同時若しくは同一程度に増加しない場合又は当行の資金コストが有利子資産の収入の減少と同時若しくは同一程度に減少しない場合、当行の純利息収入及び純金利差益率は悪影響を受ける可能性がある。当座預金及び普通預金の形で銀行が利用できる低コストの資金調達体系的な減少は、当行の純金利差益率に悪影響を与える可能性がある。預金全体に対して低コストの預金が伸び悩んだことにより、資金コストが増加することとなり、当行がかかる増加分を借入人に転嫁することができない場合には、当行の純金利差益率に悪影響が及ぶ可能性がある。インド準備銀行は普通預金に係る金利を自由化し、これを受けてインドの銀行の一部は普通預金につきより高い金利を提示しつつある。当行と競合するその他の銀行が同様に預金金利を引き上げた場合、当行も競争力維持のため追随せざるを得なくなる可能性があり、これにより当行の資金調達コストは悪影響を受ける可能性がある。2019年度中に、銀行システムにおける預金の増加は与信の増加に対して減速し、これはとりわけ当年度の後半期において、厳しい流動性の状況と与信の対預金率の増加へとつながった。その結果、銀行の資金コストは増加したが、これは貸付金利の上昇により相殺された。同時に、銀行の一部は、引き続き普通預金に係る金利の引上げ又はより多くの残高がある勘定に対する金利の引上げを提示している。預金に係る金利のかかる修正、又は当行が競合している銀行による金利の引上げの導入も、競合力を維持するために当行の預金に係る金利を改正する可能性があり、これにより当行の資金コストは悪影響を受ける可能性がある。

2015年12月、インド準備銀行は、2016年4月1日以降の貸付の増加分に適用される、資金調達の限界費用手法に基づく貸付金利の計算に関するガイドラインを公表した。資金調達コストの計算に関する手法のかかる変更が貸付金利を低下させた。また、資金調達コストについての規定の月次見直しに伴い、貸付金利の改定頻度が高まった。2017年10月、インド準備銀行は、内部研究グループによる報告を発表したが、同報告は銀行貸付の価格決定の方法の改定を提案し、貸付金利に外部基準を参照し、金利改定の期間を四半期に1度に増加することを推奨した。2018年2月、インド準備銀行は、基準金利を限界費用に基づく貸付金利に連動させることにより基準金利の決定方法を調整することを提案した。さらに、2018年12月、インド準備銀行は、新たな小口向け変動金利貸付並びに零細企業及び小規模企業向け変動金利貸付を外部の基準に連動させることを公表した。これは、2019年4月1日より適用されることを予定しているが、利害関係者とのさらなる協議が行われており、これに関する最終的なガイドラインが待たれている。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (e) 貸付ポートフォリオ - ( ) 貸付の条件決定」及び「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 貸付実行に関する規制」も参照のこと。大手の公共部門銀行は、住宅ローン及び普通預金に係る金利を、レポレートに連動させた。この変更が貸付及び預金の市場全体にもたらす影響については不透明である。当行の資金調達は主に固定金利によるため、貸付の条件決定の基礎となる基準金利の変動は、当行の利息マージン純額を変動させるか、又はそれを圧迫する可能性がある。当行の資金コストがさらに増加し、当行がかかる増加をすべて当行の貸付金利に転嫁することができない場合、当行の純金利差益率及び収益性は悪影響を受ける可能性がある。かかる貸付金利水準の修正は、当行の有利子資産の収入、純利息収入及び純金利差益率に影響を与える可能性がある。

高金利及び金利の上昇又は金利のボラティリティの上昇は、当行の成長力、純金利差益率、純利息収入、財務活動による収益及び固定利付証券ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

**(g) 当行が信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを効率的に管理できない場合並びに当行の評価モデル及び会計上の見積りが不正確であった場合、当行の収益、資本、信用格付及び資金調達コストに悪影響が及び可能性がある。**

当行のリスク管理戦略は、困難で流動性の低い市場環境においては、他の市場参加者も困難な市況に対処するためにこれと同等又は類似の戦略を用いようとするため、実効性がなくなることがある。このような状況において、他の市場参加者の活動により、当行のリスク・ポジションの削減が困難となる可能性がある。当行のデリバティブ事業により、当行は予想外の市場リスク、信用リスク及び業務リスクにさらされる可能性があり、これにより予想外の損失を被る又は規制上の精査が強化される可能性がある。資産価値の著しい下落、予想外の信用事由、又は従来相関性のなかった要因が相関性を有することとなるような不測の事態が生じた場合、デリバティブ商品の開発、組成又は価格設定の際にリスクを適切に考慮しなかったことに起因する損失を被る可能性がある。また、いくつかのデリバティブ取引は、その清算及び決済が中央決済機関又は取引所を通じて行われていないため、取引相手方は必ずしもこれを適時に確認又は決済することができない。このような場合、当行は、増大した信用リスク及び業務リスクにさらされることとなり、不履行が生じた場合には契約の実行が困難となる可能性がある。さらに、より複雑なデリバティブ商品が新たに組成されるため、その契約の条件又は決済方法について紛争が生じる可能性があり、これにより当行は、取引費用及び訴訟費用等の予想外の費用を被ることを余儀なくされ、これらの商品に対するリスク・エクスポージャーを効率的に管理する当行の能力が損なわれる。当行のヘッジ戦略及びその他のリスク管理手法の多くは、過去の市場行動を基礎としており、かかる戦略及び手法はすべて、ある程度、経営陣の主観的な判断に基づいている。当行が市場リスク又は信用リスク・エクスポージャーをヘッジ又はその他管理するために用いる手段及び戦略が効果的でなかった場合、当行は、特定の市場環境において又は特定の種類のリスクにつき、リスク・エクスポージャーを効果的に軽減することができない可能性がある。当行の貸借対照表上の成長は、経済状況だけでなく、特定の貸付若しくは貸付ポートフォリオにつき当行が行う証券化、売却、購入又はシンジケート結成の能力に左右される。当行の取引収益及び金利リスクは、当行の、市場価格又は相場の変動に起因する金融商品の価値の変動を適切に見極め、時価評価を下す能力に左右される。当行の収益は、信用状況及びリスク集中における移行管理の効率性、当行の評価モデル及び重要な会計上の見積りの正確性並びに貸倒引当金の適切性に左右される。

当行の査定、仮定又は見積りが不正確であるか又は実際の結果と異なるものであることが判明した場合、当行は想定を上回る損害を被り、規制上の精査が強化される可能性がある。信用リスク、市場リスク及び業務リスク管理の成功は、国内及び国外の格付機関による当行の信用格付に影響を与えるため、当行の流動性リスク管理に際し考慮すべき重要な問題となる。格付機関は、随時格付を引き下げたり、又は引き下げる意向を示す可能性がある。「 - (1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (c) 国際的な格付機関によるインドの債券の格下げは、当行の事業、流動性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。また、格付機関は格付を完全に撤回することがあり、その場合は格付を引き下げた場合と同様の影響を与える可能性がある。当行の格付が引き下げられた（又は格付がなされなくなった）場合、当行の借入コストが増大し、資本市場へのアクセスが制限され、かつ当行の商品販売若しくはマーケティング、商取引（特に長期取引及びデリバティブ取引）又は顧客維持の能力が悪影響を受ける可能性がある。世界及びインドの債券市場の状況は、当行の資金調達及び流動性へのアクセスに悪影響を及ぼす可能性がある。かかる事態は、ひいては当行の流動性を低下させ、当行の業績及び財政状況に悪影響を与える可能性がある。当行の格付に関する詳細については、「 - 第 2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (d) リスク管理 - ( ) 市場リスクについての量的及び質的開示 - 流動性リスク」も参照のこと。

**(h) 当行及び当行の顧客は、外国為替相場の変動にさらされている。**

複数の当行の借入人は、外国為替リスク・エクスポージャーを管理するためにデリバティブ契約を結んでいる。為替の大幅な変動により、当行の顧客は、デリバティブ取引において時価評価損失が増加する可能性がある。デリバティブ契約の満了時又は早期終了時には、これらの時価評価損失は、当行の債権となる。したがって、当行は、信用リスク、市場リスク及び為替リスクを含みこれらに限定されない多種多様なリスクにさらされることになる。

上記のとおり、過去には、インドの経常赤字及び米国の金融政策変更による資本移動の変化に対する懸念は、ルピーの米ドルに対する価値の下落を引き起こした。2018年12月31日に終了した9ヶ月間において、インドの経常赤字は、主として世界原油価格の上昇により国内総生産の2.6%にまで増加した。ルピーは、2018年4月1日から2018年10月9日までの間に米ドルに対して14.2%下落した。為替相場はその後、2018年10月9日から2019年3月31日までの間に7.0%上昇した。「 - (1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (e) 貿易赤字を含む経常赤字並びに資本移動及び為替相場の変動は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。外国為替及びデリバティブのエクスポージャーを有する一部の当行の借入人は、ルピーの下落により悪影響を被る可能性がある。ここには、ヘッジされない外貨建ての借入に係るルピー建ての利息又は元本の返済の増加、費用上昇分を顧客に転嫁する余地がほとんどない状況での原材料輸入費用の増加、及び輸入設備費用の増大のため高騰したプロジェクト費用により打撃を被る借入人、並びに外国為替市場において不利な持高を有する借入人が含まれる。当行の借入人が、外国為替へのエクスポージャー及びデリバティブリスク、特に外国為替相場の不利な動き及び乱高下へのリスク管理ができなかった場合は、当行の借入人に対し、並びにひいては当行の借入人並びに当行の事業の実績及び収益性に対する当行のエクスポージャーの質に対し不利な影響を及ぼす可能性がある。

2014年1月、インド準備銀行は、ヘッジされない外貨エクスポージャーを有する法人に対する銀行のエクスポージャーに関し、かかるエクスポージャーに関して当該法人の収益との対比で発生が見込まれる損失の評価に基づき、銀行の資本及び引当金の設定要件の強化を求めるガイドラインを策定した。当行の借入人が為替リスクを管理できないために不良資産若しくはリストラクチャリングされた資産が増加した場合又はかかるエクスポージャーに対する資本若しくは引当金の要件が増加した場合、当行の収益性、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。このようなリスクを軽減するため、当行は一定のリスク管理方針を導入した。しかし、かかる対策がこれらのリスクの軽減に十分に効力を有する保証はない。

**(i) 当行は支店網の拡大を計画しており、これらの支店を生産的に利用することができない場合、当行の成長及び収益性に悪影響が及ぶ可能性がある。**

インド国内のICICIバンクの支店網は、2013年度末現在の3,100支店から、2017年度末現在には4,850支店まで大幅に増加し、その後は2019年3月31日現在の4,874支店までわずかに増加した。当行は2020年度より数年間にわたり、当行の事業の成長を後押しするためにその支店網を拡大する予定である。当行の新規支店は一般に、当行の既存支店に比べて目標生産レベルが低い。「 - (t) 当行は買収を通じて成長する機会を模索する可能性、既存事業の売却を行う可能性又はインド準備銀行により委託された合併を引き受けなければならない可能性があり、また、統合及びその他の買収リスクに直面する可能性がある。」も参照のこと。また、当行は、農村部及び郊外に相当数の支店網を有しており、さらに、銀行サービスのない村にも支店を設立した。新たな支店からの預金、貸付金及び収益の目標レベルを達成できないか、又は達成が大幅に遅れた場合、当行の成長及び収益性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶこととなる。

**(j) 当行の資金調達に短期的であり、満期を迎えた際に預金者が預金を繰り越さない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。**

当行の追加的な資金調達需要の多くは主に、法人顧客からの預金及び銀行間預金を含む預金の形式で、短期的な資金源を通じて賄われる。当行の顧客預金の満期は、一般的に1年未満である。しかしながら、当行の資産の大部分の満期は、中期的又は長期的であり、資金調達期間の不整合を引き起こす。例えば、当行のプロジェクト・ファイナンスローンは、当行の資金調達特性と比較して、通常、満期が長期である。当行は近年、当行の支店網を大幅に拡大している。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 支店の開設に関する規制」も参照のこと。当行の新規支店は一般に、当行の既存支店に比べて効率性が低く、当行はこれらの効率性を徐々に高める予定ではあるものの、これらの支店を生産的に利用することができない場合、又は目標生産レベルの達成が大幅に遅れた場合、当行が預金基盤を十分に拡大できるか否かに影響が及ぶ可能性がある。

以前、当行の財政状態に関するネガティブな噂が広まり、その結果預金者が懸念を示し、数日間にわたり引出量が通常を上回った。さらに、当行の貸付及び投資ポートフォリオの一部は、主として当行の海外の支店及び子会社の貸付及び投資ポートフォリオから成り、米ドルを含む外貨建てである。当行の海外支店は、主として債券資本市場における発行並びにシンジケートローン及び相互貸付により資金調達を行っており、一方、当行の海外子会社は通常、現地の市場で預金を集めている。国際債券市場における不安定性により、当行の国際資本市場からの借入は制限される可能性がある。当行の海外支店及び子会社が資金を国際債券市場又は他の資金源から適時にかつ受諾可能な条件で調達できる保証も、また、調達すること自体ができるという保証もない。このため、当行の満期を迎える借入のリファイナンス能力及び新たな資産に融資する能力が悪影響を受ける可能性がある。また、当行から外国通貨建ての貸付を受けた借入人は、返済義務の履行にあたり、市場の状況及び通貨の変動により困難に直面する可能性がある。「 - (1)インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (b) 他の国々（特に新興国及び当行が事業を展開している国）における金融不安は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」、「 - (1)インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (f) インドの金融システムにおける財政難及びその他の諸問題は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「 - (1) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」を参照のこと。

**(k) 当行の海外支店及び子会社のエクスポージャーは、一般に、当行の事業、財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性がある。**

当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオには、（規則により認められている）インド国内の事業及びクロスボーダーの買収を含む海外事業を行うための、インド企業に対する外貨建て貸付が含まれている。これにより、当行は、取得事業体が期待したとおりの実績を上げないこと、また、当行が海外市場においては経済的及び法的枠組みの様々な点で経験不足であることを含め、特殊な追加的リスクにさらされている。当行はまた、当行の海外支店及び子会社を通じて、様々な現地市場の信用リスクにもさらされており、そこでは当行の専門性及び経験が制限される可能性がある。英国及びカナダにおける当行の銀行子会社は、企業向け貸付に携わっており、カナダにおいては担保付住宅ローン及び従来型の無担保住宅ローンを、英国においては不動産を担保としたローンを提供している。当行の海外支店はまた、国際企業に対する信用エクスポージャーを有している。当行は、世界的な金融環境が悪化したことによる間接的な影響に加えて、国際銀行の破綻により引き起こされるリスクにもさらされているが、かかるリスクの一部については予測することができず、かつそのほとんどについては当行の管理の及ばないものである。「 - (1) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」も参照のこと。

さらに、当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオの分類は、それぞれの現地の規制当局の規則に服する。回収の記録以外を理由として所在国の規則に従い減損していると認識されるが、インド準備銀行の現行のガイドラインでは正常先であるとされる貸付は、所在国における貸付残高の範囲内で不良債権として分類される。海外の規制当局も、その法域で保有されている貸付に対する引当金の増加を要求する可能性がある。さらに、当行の支店及び子会社の一部は、2019年度以降、国際財務報告基準（国際財務報告基準第9号「金融商品」、又は同基準にまとめられるインドの会計基準を含む。）に基づく財務書類の作成を開始しており、これらは資産分類及び引当金の設定に影響を与えた。所在国の規則に基づく不良債権のかかる分類は、当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

**(1) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。**

複数の地域における当行の国際的知名度により、当行は異文化リスクを含む様々な規制上及び事業上の課題及びリスクにさらされ、多くの地域における、価格リスク、通貨リスク、金利リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、規制リスク及びレピュテーションリスク並びに業務リスク等の当行のリスクの複雑性が増加した。金融危機の余波において、また、多くの国における規制強化を踏まえて、当行はこれらすべての分野及び当行の海外業務の管理において、追加の精査に直面すると予想している。また、当行は、当行が事業を行う複数の法域における同一でない法律上及び規制上の要件に対応する当行の能力から生じるリスクに直面している。当行の事業は法律上及び規制上の要件の変更に従うが、かかる変更の時期又は性質を予想することはできない。「 - (e) 当行の国際的業務の成長機会及びこれらの業務から資本の本国送金を行う当行の能力は、現地の規制環境により制限される可能性がある。」も参照のこと。かかる法域における事業機会はまた、当行の業務の拡大を左右するものとなる。

当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオにより、当行は、取得事業体が期待したとおりに運営されないこと、また、当行が海外市場においては経済的及び法的枠組みの様々な点で経験不足であることを含め、特定のさらなるリスクにさらされている。「 - (k) 当行の海外支店及び子会社のエクスポージャーは、一般に、当行の事業、財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。世界的な金融危機を受けての規制上の監視の強化を含む世界的な規制の変更及び特定の市場における規制の変更は、当行の戦略を実行する能力及び当行の海外子会社への投下資本から利益を生み出す能力に影響を及ぼす可能性がある。

2016年6月の国民投票における英国の有権者の大多数による欧州連合からの離脱の選択といった、当行が事業を行う法域における政治改革から生じるリスクが存在する可能性がある。英国及び欧州連合の間の関係については引き続き不透明であり、ブレグジットに係る最終的な協議は未だ完結していないが、英国における当行の子会社は、ドイツの支店について第三国ライセンスを取得しており、これはブレグジット後に有効となる。2019年度中に、当行の英国における子会社は、ベルギーにある支店を閉鎖した。さらに、米国と主要経済国間の貿易戦争を含む近年における世界の展開は、カナダ及び英国の経済成長に影響を及ぼすと予想されており、それと同様にこれらの国々における当行の銀行子会社の事業も影響を受ける可能性がある。「 - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (h) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」も参照のこと。当行の海外支店及び銀行子会社は、多国籍企業及び地方企業への貸付、小規模事業、担保貸付並びに担保付住宅ローン及びその他の住宅ローンを含む厳選された地域銀行事業を請け負っており、世界経済及び地域経済の情勢によりこれらの企業が影響を受けた場合、当行の事業に悪影響を与える可能性がある。また、当該海外支店及び銀行子会社は、債券、譲渡性預金証書、不動産担保証券、短期国債及び資産担保コマーシャル・ペーパーに投資を行っている。当行は、非居住者のインド人社会及びインド関連の取引に対して一層の焦点を当てるべく、当行の国際事業戦略の再構築を行っている。当行がこの戦略を成功させることができるという保証はない。世界的な金融・経済危機は、当行の海外及びその他の子会社の投資及びデリバティブ・ポートフォリオに時価評価の認識損失を発生させ、当行の海外業務に対する規制上の精査を強化させ、当行の国際債券資本市場からの借入を制限し、当行の資金調達費用を増大させた。当行がこれらのリスクに対処することができなければ、当行の事業は悪影響を受けることとなる。

- (m) 当行は、規制上の不履行の過去の事例につき罰金、制限又はその他の制裁の対象となる可能性があり、これにより当行の財務状態及び当行の事業を拡大する能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

従業員、代表者、代理機関及び第三者による不正行為等、様々な法域において適用ある規制に従わなかったこと、顕在化しそうな及び顕在化した違反行為並びにそれに対するマスコミの報道並びに規制当局及び法執行当局によるその後の審問又は調査により、関連事業の運営に対する罰金及び制限又はその停止を含む規制措置がなされ、また、今後なされることがある。2013年3月、インターネット上でインドの銀行及び保険会社を対象としたおとり捜査の一部を構成する映像が公開され、当該映像は当行の第一線の支店従業員が、当グループの業務遂行・倫理規定に違反しそうな会話をしている現場を示すものであり、取引が成立していたならば、この会話はマネーロンダリング防止規範及び顧客熟知規則に違反したはずであると主張されたことを受けて、インド準備銀行は、ICICIバンク及びその他の30行を超えるインドの銀行を調査した。インド準備銀行の調査では、マネーロンダリングの明らかな証拠は発見されなかったものの、インド準備銀行は、適用ある規制に違反した実例であるとして、ICICIバンクに対する10百万ルピーを含め、インドの銀行31行に対し合計665百万ルピーの罰金を科しており、当行はかかる罰金を支払った。2015年2月、2013年6月のメディアのおとり捜査に係る事件について、未遂に終わった疑わしい取引を報告しなかったことに対して、ICICIバンクを含む複数の銀行にインド金融情報機関により罰金が科された。当行には1.4百万ルピーの罰金が科され、これは既に支払済みであるが、この罰金に対して上訴裁判所に異議が申し立てられた。2017年6月、上訴裁判所は、かかる罰金が耐え得るものではないとの判決を下し、控訴人銀行に対し今後かかる問題を報告するよう求めた。2018年3月、インド準備銀行は、ICICIバンクに対して、満期保有目的のポートフォリオからの有価証券の売却及びこれに関する特定の開示についてインド準備銀行が出した指図を遵守しなかったことにつき、589百万ルピーの罰金を科した。

- (n) 当行は、規制当局及び法執行当局による審問又は調査について増大するリスクにさらされており、これにより当行の評判に悪影響が及び、規制上の監視が強化され、当行が追加の費用を負担することとなり、又は当行が事業を行う能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の従業員、代表者、代理機関及び第三者サービス提供者が、その職務の遂行中又はそれ以外において、様々な法域において適用ある規制に従わなかったこと、又はこれらによる顕在化しそうな及び顕在化した違反行為により、規制当局及び法執行当局によるさらなる審問若しくは調査、並びに当行若しくはかかる従業員、代表者、代理機関及び第三者サービス提供者に対する追加の規制措置又は監督措置がなされることがある。かかる追加措置は、当行の評判にさらなる影響を及ぼし、マスコミによる好ましくない報道を招き、規制上若しくは監督上の懸念を増加させ又は高め、当行が負担する費用、罰金、損害賠償請求及び経費の追加をもたらす、又は当行の事業を行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。「 - (o) 当行の取締役会は、前最高裁判所裁判官の主導による独自の調査に従って、前マネージング・ディレクター兼最高経営責任者であるチャンダ・コッハー女史に対する訴訟を提起した。政府及び規制当局が行ったこの問題の調査により、当行が適用ある法律又は規則に違反したことが判明した場合、当行は法律上及び規制上の制裁を受けることとなり、これにより当行の業績又は財政状況及び評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。」及び「 - (p) 当行が借入人の勘定での異例の取引が要求されたことから特定の資産を不正に分類し、受取利息及び不良資産からの回収額を手数料として不正に計上し、貸付金の担保を不適切に評価したという特定の申立てがなされており、当行はこれについての調査を行っている。」も参照のこと。

当行は、国際銀行及び金融機関においては次第に一般的になっているいかなる現在又は将来の規制当局及び法執行当局によるイニシアティブの時期又は形式も予想することはできない。

- (o) 当行の取締役会は、前最高裁判所裁判官の主導による独自の調査に従って、前マネージング・ディレクター兼最高経営責任者であるチャンダ・コッハー女史に対する訴訟を提起した。政府及び規制当局が行ったこの問題の調査により、当行が適用ある法律又は規則に違反したことが判明した場合、当行は法律上及び規制上の制裁を受けることとなり、これにより当行の業績又は財政状況及び評判に重大な悪影響が及び可能性がある。

当行の監査委員会は、取締役会による指示の下で、前マネージング・ディレクター兼最高経営責任者であるチャンダ・コッハー女史に関する様々な申立てについて検討するべく、前最高裁判所裁判官であるB.N. クリシュナ裁判官（退官）による、独自の調査を開始した。申立ては、マスコミの記事、内部通報者の告発並びに政府高官及び規制当局者に宛てて個人が書いた告発文において、コッハー女史に対して向けられたものであった。申立てには、縁故主義や代償型セクハラがあったことに加えて、当行の特定の借入人とコッハー女史の配偶者の支配する事業体との間の特定の取引により生じた利益相反について開示しないことにより、コッハー女史が適用ある規則及び当行の行動規範に違反したという主張が含まれていた。この独自の調査は、独立した法律事務所及びフォレンジック調査会社の支援により行われた。

独自の調査の開始を受けて、コッハー女史は休職に入った。その間、サンディーブ・ベイクシ（Sandeep Bakhshi）氏が常勤取締役及び最高執行責任者に任命され、同女史の不在中に取締役会に直接報告を行った。2018年10月4日、当行の取締役会は、同女史の可能な限り早い段階での当行からの早期退職を求める申請を承認した。取締役会は、即時にこの申請を承認する一方で、取締役会により開始された調査はこれに左右されることはなく、また特定の給付についてはかかる調査結果により影響を受けることとなる点について触れている。コッハー女史はまた、当行の子会社の取締役会からもその職を辞任した。取締役会は、サンディーブ・ベイクシ氏をマネージング・ディレクター兼最高経営責任者として任命し、これは、インド準備銀行により、2018年10月15日からの3年間の任期で承認された。

取締役会は、2019年1月30日に開催された取締役会において受領した調査報告書の検討を行った。この調査報告書では、主として利益相反及び正当な開示又は忌避要件を無効に取り扱ったことを理由に、チャンダ・コッハー女史は、利益相反及び信認義務に対処するための当行の枠組みであるICICIバンクの行動規範に加えて、適用あるインドの法律、規則及び規制に関しても違反したという結論が下された。この調査報告書では、同女史の（直接的又は間接的な）利益について、当行の内部方針、ICICIバンクの行動規範並びに適用あるインドの法律、規則及び規制の観点から、当行により要求される年次の開示に対して同女史が利益相反の回避に向けた注意義務を怠ったという点は、当行における一連の処理過程が、利害相反には関与せず、これを回避するという信認義務を果たす取締役のみに依拠していたことを鑑み、当行の当時の処理過程が、かかる開示及び利益相反の回避に対する同女史の対応により無効に行われたことを示唆するものであるという結論も下された。調査報告書の受領後、取締役会は、チャンダ・コッハー女史の当行からの離職を、それに伴うすべての結果（未払額、未払いの賞与若しくは増加分、未付与の、付与済みの及び未行使のストック・オプション、並びに医療手当等の同女史のすべての既存の及び将来の受給権利の取消しを含む。）とともに、当行の内部方針、計画及び行動規範に基づく「理由による任期終了」として取り扱うことを決定し、2009年4月から2018年3月までに支払われたすべての賞与の回収を要求している。

この問題についての政府及び規制当局による調査は継続中であり、SEBIは、申立てに関連して2018年5月にコッハー女史及び当行に対して理由呈示命令を出した。当行は、かかる通知における当行に関連する申立てについて対応した。中央調査局（以下「CBI」という。）も当行の不特定の役員及び／又は職員を含む様々な個人及び会社に対する事前調査を開始した。2019年1月、CBIは、チャンダ・コッハー女史、同女史の配偶者並びに当行の特定の借入人及びその後援者に対する最初の情報報告書を提出し、当行に対して不正を働いたと告発した。最初の情報報告書では、申し立てられた取引が生じた際に当行の取締役であり、関係する借入人グループに対する与信枠を認めた委員会の委員であった特定の個人についても調査が行われる可能性があるとして述べられている。これらには、当行の現在のマネージング・ディレクター兼最高経営責任者及び当行の生命保険子会社の現在のマネージング・ディレクターが含まれている。

当行が、SEBIの調査若しくはCBIの調査又は他の機関によるその他の調査により、適用ある法律又は規則に違反していることが発覚した場合、当行は、法律上及び規制上の制裁を受けることとなる可能性があり、これにより当行の評判に悪影響が及び、業績又は財政状態に影響が及び可能性がある。チャンダ・コッハー女史が、管轄裁判所において当行の取締役会により提起された訴訟に対して異議を唱えた場合、当行に追加の費用、否定的な評判が生じ、かかる訴訟の司法審査の結果を受けることになる場合がある。

- (p) 当行が借入人の勘定での異例の取引が要求されたことから特定の資産を不正に分類し、受取利息及び不良資産からの回収額を手数料として不正に計上し、貸付金の担保を不適切に評価したという特定の申立てがなされており、当行はこれについての調査を行っている。

当行は、2018年3月に、借入人の勘定で異例の取引が要求されたことにより生じた不正な資産分類、受取利息及び不良資産の回収額の手数料としての不正な計上及び法人向け貸付の担保の過大評価について申し立てている匿名の内部通報者の告発を認識した。この申立ては、2016年度以前に関連するものであった。当行は、その内部通報方針に基づき、これらの申立てについての内部調査を実施したが、かかる調査は当行の幹部役員の他のメンバーが関与することなく、内部監査グループ長により遂行され、監査委員会により直接監督された。この調査の結果は、中間報告書においてまとめられ、これは2018年3月31日に終了した年度の計算書を確定させる前に、監査委員会により詳細に審査され、法定監査人に対して開示され、インド準備銀行に提出された。特定の貸付勘定においては、過年度において勘定の不良債権としての分類を先延ばしにした可能性がある取引が見つかった。したがって、取締役会の監査委員会は、当行に対して告発において申し立てられたような同様の異例の取引について特定の追加の計算書を審査するよう指示した。中間報告書及び追加の貸付勘定について行われた審査に基づき、当行はこれらの申立てが2018年3月31日に終了した年度又は本書に含まれている過年度の財務書類に対して及ぼし得る影響は、重大ではないと結論付けた。当行は、2016年4月以降、不良資産を識別するために、主に規模、信用格付及び期日経過日数に関する特定の閾値パラメーターを満たす貸付勘定の見直しに関連して、内部統制の強化を実施している。それ以降、当行はこれらの問題に関するいくつかの追加情報を受領している。当行は、この追加情報について評価し、これが2019年3月31日に終了した年度又は本書に示された過年度の財務書類に対して及ぼし得る影響は重大ではないと結論付けた。当行は、監査委員会の指示により、また社外法律顧問の支援を得て、申立てのすべてについて、追加情報を含めて調査を継続している。当行又は当行と関連のある個人が適用ある法律又は規則に違反していることが発覚した場合、当行又は当行と関連のある個人は、法律上の要求及び規制上の制裁を受けることとなり、これにより当行の業績、財政状態及び評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、複数の法域において株式及び債券類の業務並びに上場に携わる国際的に活動する大手銀行として、当行は、上述の申立てに関するものも含む一連の問題について、定期的に米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）を含む規制当局との関わりを持っている。これらの申立ての以前にも、当行は、米国GAAPに基づいて行われた当行の貸付金の減損引当の時期及び金額に関する調査について、SECの調査員からの情報提供の要求に応じている。当行は、当行のインドGAAPによる財務書類を米国GAAPに一致させる年次の注記を作成する目的で、米国GAAPに基づく減損貸付金を評価している。当行は、SECの調査員からのあらゆる情報提供の要求に自発的に従っており、この問題についてSECとの協力を継続している。当行が連邦証券法又は規則に違反したとSECが認識した場合、当行は法律上及び規制上の制裁を受けることとなり、これにより当行の業績、財政状態及び評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

- (q) 当行は、顧客及び取引先に関する情報の正確性及び完全性に依存している。

顧客及び取引先につき、与信枠の拡大の可否又は他の取引を開始するか否かの判断をするにあたって、当行は顧客及び取引先によって又は顧客及び取引先のために提供された情報（財務書類及びその他の財務情報を含む。）に依存することがある。また、当行は、かかる情報の正確性及び完全性に関する一定の表明に依拠し、また、財務書類については、当該顧客及び取引先の独立監査人の報告に依拠することがある。例えば、与信枠の拡大の可否を決定するにあたり、当行は顧客の監査済財務書類が一般会計原則に従い、当該顧客の財政状態、業績及びキャッシュ・フローをすべての重要事項において公正に記載しているものとみなすことがある。一般会計原則に従っていない財務書類又は重大な誤解を生むおそれのあるその他の情報に依拠することにより、当行の財政状態及び業績は、悪影響を受ける可能性がある。インド準備銀行により公表されたデータによれば、インドの銀行部門において報告された不正については、近年において増加傾向にあり、報告された不正金額の構成は貸付に関する不正が多くを占めていることが示されている。さらに、当行の借入人、特に個人及び小企業の信用履歴に関して当行が入手できる情報は、より定評のある全国的な信用調査機関を有する先進経済国において一般的に入手可能な同様の借入人についての情報と比べて限定的である可能性がある。このことは、借入人、特に個人及び小企業の信用履歴に関して当行が入手できる情報の質に影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行の信用リスクを効率的に管理する能力が悪影響を受ける可能性がある。

- (r) 手数料、為替及び取引手数料、外国為替取引に係る利益並びにその他の手数料収入源は当行の収益性の重要な要素となっており、規制の変更及び市場の状況は、これらの収益源の減少をもたらす、当行の財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、買収及びプロジェクト・ファイナンスに関する法人顧客向けの貸付金処理、シンジケーション及びアドバイザリー業務、小口向け投資商品及び保険商品の販売、トランザクションバンキング並びに小口向け信用商品等、様々な活動から手数料、為替及び取引手数料を得ている。したがって、当行の手数料、為替及び取引手数料収入は、新規融資提案を含む企業活動の水準、小口向け金融商品に対する需要、並びに経済及び貿易活動全般の水準の影響を受ける。また、当行の手数料、為替及び取引手数料収入は、種々の商品及び金融サービス分野に適用される規制の影響も受けており、こうした規制の変更は、こうした分野で当行が成長する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、2014年5月、インド準備銀行は、銀行に対し個人の借入人への変動利付ターム・ローンに係る担保権実行手数料を撤廃するよう指示しており、また、利用されていない口座において最低残高を維持できないことに対する違約金の徴収を禁止している。証券規制機関は、徴収される可能性がある預金口座上の手数料及びミューチュアル・ファンドの販売会社に対して支払われる手数料の前払いを制限する規則を発表した。外国為替取引に係る利益は、外国為替取引に関する規制、外国為替市場の状況及び法人顧客のリスク管理戦略に左右される。インド準備銀行は、小口顧客のために透明性及び競争力を高め、コストを削減することを目的とした、銀行の小口顧客による外国為替の売買のための電子取引プラットフォームの導入を発表した。インド政府は、2020年度の予算において、特定の規模を超える事業所は、顧客又は業者に手数料が課されない、低コストのデジタル式支払方法を提供するよう提案した。かかる措置は、当行の手数料収益源に将来悪影響をもたらす、当行の財務実績が悪影響を受ける可能性がある。また、不安定な市況は、インド企業による合併及び買収に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、かかる活動に関連する当行の手数料及びその他の収益に影響する可能性がある。当行の手数料、為替及び取引手数料収入はまた、企業の投資活動及び新規融資案件の水準にも影響される。第三者の金融商品の販売からの当行の手数料収入は、適用ある規制、これらの商品への需要並びに銀行及び第三者の商品のための当行の販売戦略に左右される。

- (s) ネガティブな評判により当行の評判が損なわれ、当行の事業及び財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。

レピュテーションリスク、すなわちネガティブな評判により当行の事業、収益及び資本にもたらされるリスクは、当行の事業に本来的に付随するものである。金融危機及びその他の金融サービス業界に影響を与える事態により、金融サービス業界全般の評判が厳密に監視されてきた。金融サービス業界全般又は当行についての否定的な世論により、顧客を維持し、引き付ける当行の能力が悪影響を被るおそれがあり、当行は訴訟及び規制措置に直面する可能性がある。ネガティブな評判は、当行の活動の中の実際の行動又は申し立てられた行動（その数を問わない。）の結果生じる可能性があり、かかる行動としては貸付の実務及び特定の信用エクスポージャー、不良債権の水準、コーポレート・ガバナンス、規制の遵守、合併及び買収、並びに関連する開示、顧客情報の提供又は不十分な保護、並びに当該行為に対して政府、規制当局、捜査機関及び地域社会の組織が講じる措置が含まれる。当行の商慣行、取締役会、主要経営陣、方針及び動向に関するマスコミ報道及び世間の関心は、ここ数ヶ月の間に著しく増加した。当行はレピュテーションリスクを最小化するため、当該行為への対策を講じているが、大規模な金融サービス組織である当行は、本来的にこのリスクを負っている。

当行は、コッハー女史及び彼女の配偶者に対する申立て並びに内部告発者による不正確な資産分類に関する申立て及びその他の申立てに関して、ネガティブな評判を受けている。「 - (o) 当行の取締役会は、前最高裁判所裁判官の主導による独自の調査に従って、前マネージング・ディレクター兼最高経営責任者であるチャンド・コッハー女史に対する訴訟を提起した。政府及び規制当局が行ったこの問題の調査により、当行が適用ある法律又は規則に違反したことが判明した場合、当行は法律上及び規制上の制裁を受けることとなり、これにより当行の業績又は財政状況及び評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。」及び「 - (p) 当行が借入人の勘定での異例の取引が要求されたことから特定の資産を不正に分類し、受取利息及び不良資産からの回収額を手数料として不正に計上し、貸付金の担保を不適切に評価したという特定の申立てがなされており、当行はこれについての調査を行っている。」も参照のこと。当行は、政府及び規制当局による調査がどのように終了するかについて確信を持っておらず、これらの調査の結果、より強いネガティブな評判につながる可能性もある。

継続的な好ましくない評判は、投資家の信頼に悪影響を与え、当行株式及び米国預託株式の価格に影響を及ぼす可能性がある。当行の子会社の事業には、ミューチュアル・ファンド、ポートフォリオ及びプライベート・エクイティ・ファンドの運用が含まれており、投資価値の減少及び投資の不十分な流動性を含む、様々なリスクにさらされている。当行は、当行の保険、資産管理及びプライベート・エクイティに係る子会社の商品の提供も行っている。これらのファンド及びスキームに投資を行う投資家は、誤運用又は脆弱なファンド運用並びに誤販売及び利益相反を申し立てる可能性があり、その場合、金融サービスグループとしての当行全体の評判が損なわれ、これらの事業への流動性支援が求められることになる。その結果、事業の取引量及び当該事業による収益が減少するおそれがある。当行はまた、当行の事業全体の顧客によって起こされる訴訟のリスクにさらされている。

**(t) 当行は買収を通じて成長する機会を模索する可能性、既存事業の売却を行う可能性又はインド準備銀行により委託された合併を引き受けなければならない可能性があり、また、統合及びその他の買収リスクに直面する可能性がある。**

当行は買収を通じて成長する機会を模索しており、その法的権限に基づきインド準備銀行により委託された合併を引き受けなければならない可能性がある。当行はこれまでに合併及び買収を引き受けた実績がある。直近の買収では、民間部門銀行であるバンク・オブ・ラジャスタンを2010年8月12日付で当行に合併した。過去において、インド準備銀行は、主に脆弱な銀行の預金者の利益を守るために、脆弱な銀行と別の銀行との合併を命じたことがある。最近では、インド政府が、公共部門銀行は銀行数を少なくし個々が大規模である銀行を構築するための合併を進めるべきであると表明した。当行は、今後、当行が現在業務を行っている国において買収機会を検討及び模索する可能性がある。当行のインド国内の銀行以外の子会社もまた、合併、買収及び非友好的合併を実行する可能性がある。インド及び海外におけるいかなる将来の買収、合併又は非友好的合併にも多くのリスクが伴う。かかるリスクには、資産価値の減少の可能性、従業員関連債務の経済的影響、買収した事業を統合するために必要な当行の経営陣の意識の分散並びに買収先の主要な従業員及び顧客を維持すること、シナジー効果を活かすこと若しくは業務を合理化することができず、又は新規の事業及び市場に必要なスキルを発達させることができないこと、若しくはかかる買収、合併、その株主、株式資本若しくはこの法令及び規制遵守義務若しくは実務に関連する係争中の訴訟、請求若しくは紛争を含む認識されていない及び認識されている債務が含まれる。これらのうちのいくつか又はすべてのリスクにより当行の事業が悪影響を受ける可能性がある。

当行はまた、重点的戦略の変更、資本の再配置、契約上の義務及び規制上の要求を含む多様な理由により、当行の子会社を含め、1つ又は複数の当行の事業の全部又は一部を売却する可能性がある。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (b) 当行の商品及びサービスの概要 - ( ) 保険」も参照のこと。

**(u) 新規事業への参入及び既存の貸付ポートフォリオの急拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。**

当行の小口向け貸付事業の急速な成長及び地方イニシアティブにより、当行は、当行の無担保の小口向けクレジット・ポートフォリオにおける高い水準の不良貸付を含め、業務リスク、不正行為リスク並びに規制上及び法的リスクの増加といった、インド国内におけるリスクの増加に直面した。2012年度以降、当行は小口向け貸付額の拡大に注力しており、2015年度以降、当行の無担保の小口向けポートフォリオ並びに小企業及び小規模企業家に対する当行の貸付も増加した。2019年度、当行の国内小口向け貸付ポートフォリオ純額は、当行の国内貸付ポートフォリオ総額の増加率が16.9%であったのに対して、21.7%増加した。小口向け貸付は、インドの銀行システムの成長の重要な原動力になっており、無担保の小口向けクレジット・ポートフォリオは過去3年間で急速に成長した。さらに、当行はまた、当行の地方における事業及び販売網の拡大にも注力している。最近では、当行は、ブランド提携の信用商品を提供するために大規模な顧客基盤を有するテクノロジー企業との提携を、また共同オリジネーション及び/又は貸付金の買取りのために銀行以外の金融機関との提携を結んだ。当行は、同様の提携を引き続き進めていくつもりである。

当行は、これらの事業に係るリスクに対応するための措置を講じてきたが、当行の期待どおりに業務が遂行される保証はなく、将来これらの事業が不利な進展を遂げない保証もない。当行は、小口顧客及び小企業顧客に対する貸付において広範囲にわたりデータ解析を利用しているが、これらの解析モデルが意図したとおりの役割を果たすとの保証はない。当行は最近、当行のポートフォリオを増加させるための他の事業体との提携に注力しているが、これにより期待される成果が挙げられず、さらなるリスクがもたらされる可能性がある。当行がかかるリスクを管理することができない場合、当行の将来的な事業及び戦略、当行の資産価値及び収益性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及び可能性がある。

#### (v) 当行の事業は非常に競争が激しく、当行の事業戦略は当行の競争力に左右される。

当行は、インド市場において、他の商業銀行、投資銀行、保険会社、銀行以外の金融会社、支払銀行及び小規模銀行といった新しい民間部門銀行並びに小口向け支払サービスを提供する非銀行系事業体との激しい競争に直面している。インドの一部の公共部門銀行及び民間部門銀行は、当行に比べて高い成長率を達成し、市場シェアを拡大している。インド準備銀行は、新しい民間部門銀行2行に認可を付与し、小規模銀行10行及び支払銀行11行に原則的な認可を付与した。小規模銀行は全行が業務を開始したが、支払銀行は7行しか業務を開始しておらず、また、支払銀行3行は、自らの許可を取消したか又は取消しの意思を発表した。最近では、業務を開始した支払銀行が、自発的にその事業の清算を決定した。インド準備銀行は、民間部門における統合銀行の持続的な認可方針に関するガイドラインを策定した。既存の競合者の拡大又は新規競合者の参入は競争の増加をもたらす可能性がある。また、インドの銀行部門の成長の減速は、事業機会をめぐる競争の激化をもたらす可能性がある。

さらに、金融サービスのモバイル化及びデジタル化における技術革新により、銀行及び金融サービス会社は、銀行商品及びサービスを提供するために新しいかつ簡便化したモデルを継続して開発することを求められる。支払システムの革新及びモバイル・バンキングの利用増加は、現金不要支払の新たな基盤の出現をもたらしている。これはまた、保険及びミューチュアル・ファンドといったその他の金融商品における銀行の存在を拡大させる新しいタイプの銀行を導く可能性がある。かかる技術の動向により、新しい業務モデルへの適応及び継続的なバックエンドインフラの機能向上といった、当行を含む銀行への競争圧力が増大する可能性がある。当行が新しい技術開発に迅速に対応し続けられる保証はなく、また、当行のシステムの機能向上を行うために資源を投入し、新規参入者と競争できる保証もない。最近では、非金融会社（とりわけ大手の電子商取引企業を含むテクノロジー企業）が金融部門において存在感を増大させ、支払プラットフォーム及び厳選的なサービスを提供している。当行は現在、共同で支払サービス並びに信用商品及びサービスを提供するために、これらの事業体の数社と提携している。これらの事業体の一部又は全部は、当行や他のインドの銀行よりもかなり多くの資金を有しており、ゆくゆくはインドの銀行及び金融サービス市場においてより大きなシェアを獲得しようとして、当行と競合する可能性がある。当行の子会社も、同様のリスクに直面しており、これには破壊的な事業モデルを有する新たなテクノロジーを主力とする企業との競争が激化することで、既存の企業が市場シェアを失い、若しくはその収益性が低下するか、又はその両方が生じる可能性があるというリスクが含まれている。

当行は、住宅ローン及び自動車ローンを含む、銀行も存在感を持つ業務において貸付を行っている銀行以外の金融会社との競争に直面している。市場における当該会社の存在感は、他の事業における課題及び圧力のために銀行が自らの貸付を拡大することができない期間に増大する可能性がある。当行が、常にかかる銀行以外の金融会社と効果的に競争することができる保証はない。さらに、統合による銀行部門の構造変化及び新規競合者の拡大は、不安定性及び新たな課題をもたらす、競争力保持という銀行への圧力が増大する可能性がある。

2013年10月、インド準備銀行は、支店認可に係る要件の規制を完全に撤廃し、銀行は、増設する支店のうち25%が農村部及び郊外に所在する限り、インド準備銀行の事前承認なしに、Tier 1からTier 6の区分地域において支店を開設することができるようになった。さらに、銀行は、事前承認なしに、大都市の支店及び都市センターを合併、閉鎖又は移動することができるようになった。「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 支店の開設に関する規制」も参照のこと。2017年3月、インド準備銀行は、支店許可の合理化に関する修正されたガイドラインを策定した。修正されたかかるガイドラインに従い、別に具体的な規制がない限り、銀行は、インド準備銀行からの許可を取得する必要なしに、Tier 1からTier 6の区分地域において銀行支店を開設することができるようになった。事業年度中の銀行支店開設は、事業年度中に開設した銀行支店数の少なくとも25%が、非銀行利用者層の農村部センターにおいて開設されなければならないという条件に従う。2017年5月に、支店の範囲が、支店や営業所レベルの事業所を含む、銀行業務のサービス供給拠点すべてを含むよう拡大された。

さらに、インド準備銀行は、インド国内における外国銀行に関する枠組みを発表し、相互関係及び子会社の事業形態の原則に基づき、外国銀行につき実質的に国内銀行に類似した取扱いを認めることを提言した。2014年5月、インド準備銀行は、インドにおける銀行の取締役会のガバナンスを見直す委員会設置についての報告書を発表し、同報告書では、とりわけ公共部門銀行におけるガバナンス、持分及び取締役会による監督の改善を目的とした複数の措置が提言されている。かかる提言を受け、インド政府は、公共部門銀行において会長職とマネージング・ディレクター職を分離し、今後1名が両地位を占めることができないようにした。新規銀行の参入を含めたインドにおける銀行構造の変化、既存の参入者間の競争の激化並びに既存の銀行の効率性及び競争力の向上は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。競争圧力により、当行は成長戦略を遂行することができず、適正な収益率をもって商品及びサービスを提供できないかもしれない。このような事態は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。「- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 - (2) 競争」及び「- 第2 - 3 事業の内容 - (1) インドの金融部門の概要 - (f) 外国銀行」も参照のこと。

当行の国際事業において、当行はまた、銀行及び銀行以外の金融会社並びにインドの銀行及び外国銀行を含む、金融サービス産業におけるあらゆる競争相手との熾烈な競争に直面している。当行は、国際市場においては中小規模のプレーヤーであり、当行の競争相手は、当行より極めて大きな資源を有している。

**(w) 保険子会社による資本増加が必要となる場合又は当行がかかる子会社の当行持分の一部を収益化できない場合には、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。**

当行の保険事業は収益性が高く、当行は現在のところ当該事業に資本が必要とは予想していないが、とりわけ規制上の要件又は成長機会の増加により事業を支えるためには資本増加が必要とされる可能性がある。例えば、過去において、インド保険業規制開発委員会の指令に従い、当行の総合保険子会社であるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドを含む、インドにおけるすべての総合保険会社は、自動車損害賠償責任保険プール（商用車に対する第三者請求に関する保険についての多角的な取決めであり、その結果はすべての総合保険会社によって、その全体の市場シェアの比率に応じて分担されている。）に係る損失に備えることが義務付けられた。損失は、総合保険会社に対してその全体の市場シェアに基づいて割り当てられたため、当行の総合保険子会社の収益性及びソルベンシー比率は悪影響を受けた。したがって当行は、当行の総合保険子会社に対し、2013年度において740.0百万ルピーの資本を投入した。当行がこれらの事業に対して追加出資できるか否かは、インド準備銀行の自己資本比率規制、及び当行による金融部門企業への出資総額の限度について規定した準銀行業務に関するインド準備銀行のガイドラインに左右される。かかる投資はすべて、インド準備銀行の事前承認を要する。「- (z) 当行の総合保険事業のための損失準備金は、将来の請求債務に係る見積りに基づくものであり、請求額が超過した場合にはさらに準備金が追加されることとなり、当行の総合保険子会社の業務に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

保険子会社の資本増加要件及びかかる子会社へ出資する能力の制限は、かかる子会社の成長、当行の将来的な自己資本の充実度、当行の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

2015年保険法（改正）により、保険会社における外国人持分の上限が26.0%から49.0%に引き上げられた。ただし、会社がインド人の所有下及び支配下にあること並びに規制当局の承認が条件とされている。2016年度中、当行は、当行の生命保険子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの6.0%の持分を金融投資家に売却し、当行のICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式保有は、約74%から68%に減少した。2017年度中、当行はさらに、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの当行が保有する株式のうち12.63%を、新規公開株式売出しにより売却した。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、2016年9月29日、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。2019年度中、当行は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの当行が保有する株式のうち、発起人による証券取引方式により、追加で2.0%を売却した。生命保険を扱う当行子会社における当行の現在の持分は、52.88%である。2016年度中、フェアファックス・フィナンシャル・ホールディングス及びICICIバンクは、フェアファックス・フィナンシャル・ホールディングス（その関連会社を通して）がICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの持分を9.0%増やすことに合意した。かかる移行は2016年3月に完了し、最終的なICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの当行株式保有は、63%に減少した。2017年9月、当行はICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの当行が保有する株式のうち、7.0%を当行による新規公開株式売出しにより売却した。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、2017年9月にインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。さらに、2017年11月に、当行の取締役会は、ICICIセキュリティーズの当行持分の一部を、新規公開株式売出しにより売却することを承認した。その後、2018年3月に、当行は、ICICIセキュリティーズの当行が保有する株式のうち、20.78%を当行による新規公開株式売出しにより売却した。ICICIセキュリティーズは、2018年4月にインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。2019年度の予算において、インド政府は、SEBIに対して上場会社の一般株式持分の下限要件を25.0%から35.0%まで引き上げることを検討するように提言し、これにより当行は、当行の生命保険及び証券子会社の株式を追加で売却することを要求される可能性がある。かかる株式公開案若しくはその他の方法により当行の子会社へのさらなる投資の収益化を行うことができるという保証はなく、又はかかる収益化が行われる可能性のある子会社の評価水準についての保証もない。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (b) 当行の商品及びサービスの概要 - ( ) 保険」及び「 - (x) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」も参照のこと。

**(x) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。**

当行の生命保険及び総合保険に関する事業は、当行の事業において重要な部分を占めている。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (b) 当行の商品及びサービスの概要 - ( ) 保険」も参照のこと。これらの事業の過去の成長率には変動がありその将来における成長率又は収益性に対する保証をすることはできない。

インドの生命保険部門では、この数年、大幅な規制の変更を受けている。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 保険会社に対する規制」も参照のこと。規制の変更はまた、事業戦略に影響するだけでなく、生命保険商品に関する利益率の低下をもたらした。2015年度において、2015年保険法（改正）は既存の法律を改正し、生命保険契約につき契約日、すなわち契約発効日、リスク開始日、契約又は契約の付帯条項の復活日のいずれか遅い方の日から3年の期間の後はいかなるときも、虚偽の申し立て又は不正を含む理由の如何を問わず異議を申し立てられない旨が定められた。当行の生命保険を扱う子会社である、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの2019年度における全体の保険料は、2018年度の270.7十億ルピーから14.3%増加して、309.3十億ルピーとなった。2019年度における小口向け継続保険料は、2018年度の175.0十億ルピーから増加して202.3十億ルピーとなり、2019年度における小口向け新規事業保険料は、2018年度の84.0十億ルピーから減少して81.4十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社の成長は、2019年度において一部の主要な競合者と比較して減速した。当行の生命保険子会社の戦略は、ユニットリンク商品、純粋保障商品及び年金商品に力を入れている。ユニットリンク商品に対する需要は、資本市場の変動や低迷により影響を受ける可能性がある。さらに、当行の生命保険子会社は、主要な収益性測定基準として、主として新規事業の価値の上昇に焦点を当てている。ICICIバンクは、保険子会社の法人代理店であり、生命保険子会社の事業の取引量においてかなりの部分を占めている。このように、生命保険子会社の事業の成長は、銀行商品及び第三者商品に関する当行の販売戦略に大きく左右される。当行が創出した事業を含め、子会社の事業及び収益性が継続的に成長するという保証はない。

ICICIロンバート・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの元受保険料収益総額は、2018年度から17.3%増加して、2019年度は144.9十億ルピーであった。ICICIロンバート・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの成長率及び収益性は、多様な要因によるものであるが、これには、ポートフォリオの一定の収益性のある商品の割合、主要な分配提携企業及び再保険会社との関係性の維持、インド政府による一定の保険スキームの支援の継続、規制変化並びに市場動向が含まれる。保険事業の将来における成長率を保証することはできない。同子会社は2013年度以降、利益を計上してきているものの、保険事業の将来における収益性又は成長率を保証することはできない。「 - (w) 保険子会社による資本増加が必要となる場合又は当行がかかる子会社の当行持分の一部を収益化できない場合には、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。」及び「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 保険会社に対する規制」も参照のこと。

さらに、インドの保険業規則開発委員会は、銀行を含む法人代理店による保険商品の販売を規律する規制の変更を随時提言している。今後の規制上の変更又は制限により、当行の保険子会社は、その販売戦略を変更することを余儀なくされる可能性があり、その結果、費用の増加及び事業の取引量の減少を招き、ICICIバンクによる商品販売及び関連する手数料収入に影響が及ぶ可能性がある。インド経済の成長下降、さらなる規制変更又は当行の保険商品に対する顧客の不満により、かかる事業の将来の成長に悪影響が及ぶおそれがある。「 - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (h) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」も参照のこと。これらの事業における低迷は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

**(y) 保険数理の経験及びその他の要素は、生命保険数理による生命保険の責任準備金及びその他の生命保険数理の情報の計算においてなされた推定と異なる可能性がある。**

当行の生命保険子会社はその生命保険の責任準備金を見積もる際及びその他の生命保険数理の情報を算出する際に行った推定は、将来において当行の生命保険子会社が経験するものとは異なる可能性がある。これらの推定には、金利の長期的な動向、投資収益率、株式、固定利付債券及びその他のカテゴリーの間での出資金の配分、持続性、死亡率及び疾病率、保険契約者の失効、保険契約の解約並びに将来の支出レベルの見積りが含まれている。さらに、かかる推定に基づく生命保険及び健康保険の責任準備金の見積りに使用されるモデルが正しくないというリスクが存在する。

当行の生命保険子会社は、これらの推定について実際の経験を観察し、実際の数値の仮定からの乖離がより長い期間継続するとかかる生命保険子会社が考える限りにおいて、かかる生命保険子会社はその長期的な推定を精緻化する。かかる推定を変更することで、生命保険及び健康保険の責任準備金並びにその他の生命保険数理の情報の推定額に変更が生じる可能性がある。さらに、かかる変更により、既存又は潜在的投資家による当行の生命保険子会社の評価及び生命保険子会社の当行持分の収益化が将来行われる場合の評価に影響が及ぶ可能性がある。

**(z) 当行の総合保険事業のための損失準備金は、将来の請求債務に係る見積りに基づくものであり、請求額が超過した場合にはさらに準備金が追加されることとなり、当行の総合保険子会社の業務に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。**

総合保険業界の慣行並びに会計上及び規制上の要件に従い、当行の総合保険子会社はその総合保険事業に関する損失準備金及び損失調整費を設定している。準備金は、請求に関して行われる将来の支払額の見積りに基づくものであり、これにはかかる請求に関連する費用も含まれている。かかる見積りは、準備金が設定された時点で得られる事実及び状況に基づき、かつ生じているが計上されていない損失に関して、計上されているが清算されていない請求のそれぞれの件について個別に行われる。これらの準備金は、すべての未解決の請求が最終的に処理されるために必要な総費用の見積額である。

準備金は、手続処理の請求の変更、法的環境、社会的態度、訴訟の結果、修繕費、医療費における動向の変化、最低賃金並びにインフレ及び為替レート等のその他の要素といった、請求の総費用に影響を及ぼす多くの可変的な要素による変更によって左右され、当行の総合保険子会社の環境に関する及びその他の潜在的な請求に対する準備金は、特にかかる可変的な要素の影響を受けやすい。当行の総合保険子会社の業績は、かかる総合保険子会社の請求実績が、かかる総合保険子会社が商品の価格設定を行う際並びに技術提供義務及び請求権に係る債務を設定する際に利用する仮定とどれほど一致しているかということに大きく依拠している。かかる総合保険子会社の請求実績が、かかる債務を設定する際に利用された基礎となる仮定を超える場合、かかる総合保険子会社は、その準備金を増額することを要求され、これによりその業績に重大な悪影響が及び可能性がある。

設定された損失準備金の見積りは、通常の決済の過程で経営陣が入手できる最新の情報を利用して定期的に調整され、準備金の見積りの変更により生じた調整は、現行の業績に反映される。当行の総合保険子会社はまた、準備金の水準の妥当性を検討するために、様々な業種の見直しを行っている。入手できる現在の情報に基づき、また、内部手続に基づき、当行の総合保険子会社の経営陣はこれらの準備金が適正であると判断している。しかしながら、損失準備金及び損失調整費の設定は、本質的に不確定な過程を経るため、最終的な損失額は設定された損失準備金及び損失調整費を大幅に超過することはないと保証することはできない。「 - (w) 保険子会社による資本増加が必要となる場合又は当行がかかる子会社の当行持分の一部を収益化できない場合には、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及び可能性がある。」も参照のこと。

#### **(aa) 当行の保険子会社の財務実績は、災害の発生により重大な悪影響を受ける可能性がある。**

当行の総合保険子会社の事業の一部は、ハリケーン、暴風雨、モンスーン、地震、火災、工業爆発、洪水、暴動並びにテロ行為を含むその他の人為的災害又は自然災害といった予測不可能な出来事による損失をカバーしている。定められた期間におけるこれらの災害の発生率及びその深刻度は、本質的に予測不可能である。

また、当行の生命保険子会社の業務は、災害の影響を受けた顧客の死亡率及び疾病率の増加による危機的状況から生じる保険金請求にさらされている。さらに、危機的状況の結果、とりわけ取引先の義務の不履行又は金融市場における重大な不安定性若しくは混乱のために、当行の生命保険子会社の投資ポートフォリオに損失が生じる可能性がある。

当行の子会社は、各々の地理的地域において当該子会社がさらされる全般的な災害の危険性及びその他の予測不可能な出来事について監視し、災害の発生より生じた損失をカバーする保険金に係る引受上限額を決定しているが、当該子会社は通常、再保険を掛けること、しっかり選択した引受業務を行うこと、及びリスクの蓄積を監視することにより、当該子会社がさらされる危険を減らすことを目指している。災害に関する請求により、非常に高い損失が生じ、ソルベンシーマージンを維持するために追加資本を要求される可能性があり、当行の財政状態又は業績に重大な悪影響が及び可能性がある。

**(bb) 金融業界特有の業務リスクが存在し、それが現実化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。**

当行は、その他すべての金融機関と同じく、様々な種類の業務リスクにさらされており、かかるリスクには、従業員若しくは部外者による不正行為若しくはその他の不祥事、従業員及び第三者による不正取引（腐敗行為を防止するための規則及び当行の事業活動を規制するその他の規則の違反を含む。）、法定の、法律上、規制上の報告及び開示義務に関する誤った報告若しくは報告の不履行、又は業務上の過誤（内部プロセスの不順守、事務的な誤り、記録上の誤記及び照合時の誤り、若しくはコンピュータ若しくは電気通信システムの欠陥に起因する過誤を含む。）が含まれる。当行は、急速に変化する環境において大幅な成長を遂げており、また、経営陣及び当行の規制当局は、この成長が当行の管理体制に重大な問題をもたらすであろうと考えている。当行の内部評価の結果、当行及びその規制当局は、当行の処理過程及び管理が向上され得る特定の分野に注目した。特に小口向け貸付、当行の地方に対するイニシアティブ、当行の国際事業及び保険事業における当行の成長により、当行はさらなる業務リスク及び統制上のリスクにさらされている。内部監査情報、システム及びデータ処理を含む業務リスクに関連する分野の規制上の監視が強化されている。当行の財務に係る業務及び小口向け業務は、自動制御システム及び記録システム並びに手動による検査及び記録を利用するものであるが、この大規模な業務により当行は制御、記録及び調整において誤りが生じるというリスクにさらされている。当行は、当行の保険事業の規模の拡大及び商品の複雑性により、保険数理上の債務及び繰延取得原価を計算する保険数理ソフトウェアの立ち上げモデルに誤記が含まれる可能性がある、又はかかるモデルが一定期間にわたって継続的に改善を要する可能性があるというリスクにさらされている。当行の膨大な取引量を考慮すれば、一部の過誤については、それが発見され及び無事に修正されるまでの間、繰り返されたり悪化したりする可能性がある。また、当行は取引の記録及び処理を自動システムに頼っているため、システムの技術上の欠陥、従業員による不正使用、システムの不正操作及びアクセス制御管理の不備により発見の難しい損害を被るリスクがさらに高くなる可能性がある。また、完全に又は部分的に当行の管理範囲を超えた事由（例として、コンピュータウイルス若しくは停電若しくは電気通信の故障を含む。）に起因して、当行の業務システムに混乱が生ずる可能性もあり、かかる場合には顧客サービスの質の低下及び当行に損害又は損害賠償責任が生ずる可能性がある。

当行はまた、回収、小口向け貸付の業務委託及びATMの管理といった業務機能の一部をその他の外部の代理店に委託しており、これにより外部ベンダーによる契約上の義務の不履行リスク（又はかかるベンダーの従業員による不正行為若しくは業務上の過誤が起こるリスク）並びに当行（又は当行のベンダー）の事業の継続性及びデータ管理システムが十全でないというリスクにさらされている。当行の統制及び手続につき構造上の不備が発覚するか又はかかる統制手続がうまく機能しないリスクもあり、そのような事態が生じた場合には発見の遅れや情報に誤りが生ずる可能性がある。当行は、その他の金融機関及び金融仲介機関との取引による業務リスクにもさらされている。当行は、業務リスクを妥当な水準に維持するためのシステムを有しているものの、他の銀行及び保険会社と同様、業務リスクに起因する損害を被った経験があり、当行が将来的に業務リスクに起因して多額の損害を被ることがないと保証することはできず、当行の評判は、当行の従業員、顧客又は第三者によるかかる事由の発生により、悪影響を受ける可能性がある。

さらに、規制当局又は法務当局は、当行を含めた銀行に、口座に関連した機密情報の不慮の流出等の顧客の過失による損失に対する責任を負わせる可能性がある。急速に変化する環境において、又は新規の事業分野への参入若しくは地理的範囲を拡大する場合、とりわけ統制及び手続のシステムの有効性については、人為的ミス、違法行為若しくは統制及び手続の逸脱の可能性といった固有の限界がある。したがって、一様に効果的な開示の統制及び手続によってのみ、その統制目標の達成を合理的に保証することができる。当行は、内部統制及びリスク管理プロセスを継続して導入し、改善するための取組みを行い、このことは、当行にとって最優先課題となっている。しかしながら、当行がインド及び当行が事業を行うその他の法域において業務リスクを管理することができなかった場合、又は当行がかかるリスクを管理できないと認識された場合、当行は強化された規制上の監視及び精査の対象となる可能性がある。業務リスク管理の詳細については、「第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (d) リスク管理 - ( ) 業務リスク」を参照のこと。

(cc) 当行は、サービス妨害攻撃、ハッキング、当行の従業員及び顧客を標的とするソーシャル・エンジニアリング攻撃、マルウェアの侵入又はデータ破壊攻撃並びになりすまし犯罪等、機密情報の漏洩につながり、当行の事業又は評判に悪影響を及ぼし、かつ重大な法律上及び財務上のエクスポージャーを生み出す可能性のあるセキュリティ・リスクに直面している。

当行の事業は、当行のコンピュータ・システム及びデータ管理システム並びにネットワーク、そして第三者のコンピュータ・システム及びデータ管理システム並びにネットワークにおける機密情報、占有情報及びその他の情報の確実な処理、伝達、保管及び復旧に依存している。当行の顧客は、個人のスマートフォン、タブレット、ラップトップ、PC及びその他のモバイル機器を使用して当行の商品及びサービスを利用することができるが、これらは当行の統制システムの制御範囲外であり、各自のサイバーセキュリティ・リスクにさらされることとなる。当行は、技術力及び多様な地理的地域への進出に依存及び注力しているため、当行の技術、システム、ネットワーク及び当行の顧客のデバイスはセキュリティ・リスクにさらされ、当行又は当行の顧客に関するデータの機密性、整合性又は有効性に悪影響を及ぼし得るサイバー攻撃（サービス妨害攻撃、ハッキング、テロ活動又はなりすまし犯罪等）を受けやすい。これにより、当行の顧客又は当行に対して直接的な金銭の損失が生じ、当行の評判が損なわれ、当行の事業及び財務実績に悪影響が及ぶ可能性がある。当行が取引を行う又は当行の事業活動を促進する第三者もまた、そのシステムの故障若しくは不具合又は容量制約等により、当行にとっての業務リスク及び情報保護リスクの要因となり得る。

当行、当行の顧客、規制当局並びにデータ処理に従事するその他の金融サービス機関及び企業を含むその他の第三者は、サイバー攻撃を受けやすく、また今後もその標的となり続ける可能性が高い。これらのサイバー攻撃には、コンピュータウイルス、悪意ある若しくは破壊的なコード、フィッシング攻撃、サービス若しくは情報の妨害攻撃、ランサムウェア、従業員若しくはベンダーによる不正アクセス、従業員の個人用メールへの攻撃、当行のシステム若しくは第三者のシステムにおけるセキュリティの脆弱性を暴露しないことに対する身代金要求又は当行、当行の従業員、当行の顧客若しくは第三者の機密情報、占有情報及びその他情報を無許可で公開、収集、監視、悪用、紛失若しくは破壊し、当行のシステムに損害を与え、あるいは当行、当行の顧客若しくはその他の第三者のネットワーク・アクセス若しくは事業活動を著しく妨げる可能性のあるその他のセキュリティ違反が含まれる。当行は、その他多くの大規模な国際金融機関と同じく、顧客による当行のメインポータルの利用を妨害することを目的とした分散型サービス妨害攻撃を受けてきた。当行の監視管理及び軽減管理が、こうした事故を検出し、有効に対処することができたとしても、これらの安全対策が今後効果的であるという保証はない。サイバー攻撃は進化し続けているため、当行は、対策を変更及び強化し続け、また情報保護の脆弱性を調査及び修正し続けるために、多額の追加資金を支出しなければならない可能性がある。

当行は、セキュリティのためのガバナンスの枠組みを有しており、情報保護に関する方針、手続及び技術を導入してきた。しかしながら、近年技術が急速な進化を遂げていること及びサイバー攻撃の方法も頻繁に改変され、場合によっては実際の攻撃が起こるまで認識もされないことを考慮すると、当行はすべてのセキュリティ違反を予測したり、効果的な防止策を講じたりすることができない可能性がある。サイバー攻撃は急速に進化しており、当行はすべての攻撃を予測又は防止することができず、セキュリティ違反又は損失に対する責任を負うこととなる可能性がある。

金融機関に関するサイバーセキュリティ・リスクは、新たな技術の普及、並びに金融取引におけるインターネット及び電気通信技術の利用を一因として、この数年で大幅に増加している。例えば、当行がモバイル決済及びその他のインターネットを用いた商品の提供を増やし続け、インターネットを用いた商品及びアプリケーションの内部利用を拡大していることにより、将来的にサイバーセキュリティ・リスクが増加する可能性がある。さらに、サイバーセキュリティ・リスクは、組織犯罪を行う団体、テロ組織、敵対する外国政府、不満を抱く従業員又はベンダー、活動家及び企業スパイ関係者を含むその他の外部関係者の知識及び活動の増加を一因として、この数年で大幅に増加している。最先端の内部統制環境であっても、不正アクセスを受ける可能性がある。標的を定めたソーシャル・エンジニアリング攻撃及び「スピアフィッシング」攻撃はより精巧になっており、防ぐことが非常に難しい。かかる攻撃において、攻撃者は、従業員、顧客又はその他の当行のシステム利用者が機密情報を開示するよう不正に誘導し、そのデータ又はその顧客のデータにアクセスしようとする。常習的な攻撃者は、十分な資金、時間及び動機を有し、防壁を突破することができる。サイバー犯罪に用いられる技術は頻繁に改変され、実施されるまで認識されず、さらに違反後かなりの時間が経過するまで認識されない。ベンダーへのサイバー攻撃又は非正規のベンダーのアクセスにより生じるセキュリティ違反のリスクもまた、この数年で増加している。さらに、当行のデータにアクセスした外部のベンダーに対するサイバー攻撃又はセキュリティ違反の存在は、当行に即時に開示されない可能性がある。

当行は、取引を行う又は当行の事業活動を促進若しくは実現させるために依存している顧客及びその他の第三者（例えば、取引先金融機関、規制当局並びにインターネット・アクセス及び電力等の重要インフラの提供者を含む。）に係る間接的な技術リスク、サイバーセキュリティ・リスク及び業務リスクにも直面している。金融会社及び技術システムの連結、相互依存並びに複雑性が増加したことにより、1社以上の金融会社のシステム又はデータを著しく劣化、消去又は危殆化するような技術上の不具合、サイバー攻撃又はその他の情報若しくはセキュリティ違反が、当行を含む取引先又はその他の市場参加者に重大な影響を及ぼす可能性がある。多くの場合、異なるシステムを急速に統合する必要があるため、この連結、相互依存及び複雑性は、個人及び業界全体の業務における失敗のリスクを増加させている。

第三者の技術上の不具合、サイバー攻撃又はその他の情報若しくはセキュリティ違反、解約又は制約は、特に、当行の取引を成立させる能力、顧客にサービスを行う能力、リスクに対するエクスポージャーを管理する能力及び事業を拡大する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。サイバー攻撃又はその他の情報若しくはセキュリティ違反は、当行に向けられたものか第三者に向けられたものかを問わず、重大な損失又は重大な結果をもたらす可能性がある。さらに、サイバー攻撃が当行のシステムを突破したと一般に認識されることは、この認識が正しいか否かにかかわらず、顧客及び当行が取引を行う第三者からの評判を損なうおそれがある。特に、個人情報ハッキング及びなりすまし犯罪のリスクは、評判を著しく損なう要因となり得る。システムセキュリティの突破又は迂回は、顧客及び事業機会の喪失、攻撃又は違反後の事業関係の維持に係る費用、当行の業務及び事業の大規模な混乱、当行及び／又は当行の顧客の機密情報、知的財産、資金の不正流用、漏洩又は損壊、当行、当行の顧客及び／又は第三者のコンピュータ若しくはシステムへの損害等の深刻なマイナスの結果を当行にもたらし、また、適用あるプライバシー法及びその他の法律の違反、訴訟エクスポージャー、法定の罰金、罰則又は規制当局の介入、当行のセキュリティ措置に対する信認の喪失、評判の失墜、弁済又はその他の補償に係る費用並びに追加の遵守費用につながり、さらに、当行の業績、流動性及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当行の補償は、すべての損失をカバーするには不十分であるおそれがある。

**(dd) システムの不具合は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当行の事業全体において小口向け商品及びサービス並びにトランザクションバンキング業務が占める割合が大きいため、当行の事業におけるシステム・テクノロジーの重要性も大きく増している。当行の事業、財務、会計、データ処理システム又はその他の業務システム及び設備は、完全に又は部分的に当行の管理範囲を超えた事由（顧客取引量の急増、公益事業における混乱又は障害、自然災害、伝染病の流行、政治問題又は社会問題から生じた事由及びテロ攻撃等）を含むいくつかの要因により、正常に作動しなくなるか、機能停止するか又は故障する可能性がある。当行は、システムの不具合を監視及び防止し、システムの不具合が生じた場合には復旧するための手順を有しているが、かかる手順がシステムの不具合の防止に成功するか又はシステムの不具合からの迅速な復旧を可能にする保証はない。当行のデータセンターに重大な影響が及ぶ場合には、当行は補助的な障害復旧データセンターを有しているが、当行のシステム及びサービスの復旧には遅れが生じる可能性があり、その結果当行の業務及び顧客サービス水準に悪影響が及ぶ可能性がある。当行のシステム（特に小口向け商品及びサービス並びにトランザクションバンキング用）において不具合が生じた場合、当行の業務及び顧客サービスの質は重大な影響を受ける可能性があり、規制上の精査が強化され、事業上及び財政上の損失が生じ、当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。この分野における規制上の精査は強化されている。「 - (2) 高度に規制を受ける部門における当行のプレゼンスの結果生じるリスク - (g) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」を参照のこと。

**(ee) 当行の事業は、コンピュータ、インターネット及び電気通信の不正により悪影響を受ける可能性がある。**

当行の事業運営は、頻繁な取引が基礎となっている。当行は、システム関連及びその他の不正に対する適切な保護手段を講じているが、不正を防ぐことができるという保証はない。従業員、顧客若しくは部外者による不正行為、又は不正に関するリスクを適切に管理できないと当行が認識されることは、当行の評判に悪影響を与える可能性がある。かかる不正は、小切手詐欺、電子的詐欺、通信詐欺、フィッシング及びその他の不正行為等、あらゆる形態をとる可能性がある。かかるリスクを管理できないこと又は管理できないと認識されることは、規制上の監視及び精査の強化を招く可能性がある。当行の支店網の拡大、地方に対するイニシアティブ、世界的成長及び保険等の取扱商品の拡大は、地理的分散の増大及び仲介人の利用に起因する不正行為のリスクの管理につき、さらなる課題をもたらす可能性がある。「 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (4) 事業の見通し - (g) 引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。） - ( ) 不良資産及び条件緩和貸付に関する引当金」及び「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (d) リスク管理 - ( ) 業務リスク」を参照のこと。

**(ff) 係争中の税金問題における当行への判決は、当行の財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当行はインド政府の税務当局から定期的に査定されており、未納課税上の要求のため、2019年3月31日現在は当行の引当金を超える63.0十億ルピーの加算税が偶発債務の中に含まれている。これらの加算税の請求は、過年度にインド政府税務当局から課された所得税、サービス税、売上税及び付加価値税に関連している。当行は、かかるすべての課税に対して不服申立てを行っている。税金関連調査は偶発債務に含まれていない。その理由は、かかる手続が税務当局により却下される可能性が高いか又は司法当局により支持されないと当行は考えているからである。したがって、これら偶発債務についての引当金は設定されていない。当行の偶発債務に含まれている63.0十億ルピーには、他の類似案件における有利な最高裁判所判決に基づき債務の発生可能性はほとんどないと考えられている42.2十億ルピーの係争中の税金（うち28.4十億ルピーが主に償却した不良債権及び科された罰金に関する。）並びに納税済みの短期信用貸し及び修正可能な誤りに関する12.9十億ルピーは含まれていない。「 - 第6 - 3 その他 - (1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。2019年度中に、税務当局は、当行を含む銀行に対して、預金口座において指定の最低残高を維持する顧客に銀行が提供する無料サービスに対するサービス税の課税に関する通知を発した。銀行業界は、この通知に異議を唱えるための法的手続を開始した。

当行はすべての当局の主張について上訴した。当行は、訴訟中の案件に関して、当行の税務顧問との相談並びに当行の案件及びその他の案件における有利な判決に基づき、追加の債務が発生しないと予想しているが、かかる訴訟が当行に有利な形で解決し、これらの案件に関して追加の債務が発生しないという保証はない。追加の租税債務は、当行の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

**(gg) 当行は様々な訴訟に関与している。当行に重大な損害を与える最終判決が下された場合、当行の将来の財務実績及び株主資本は重大な悪影響を受ける可能性がある。**

当行及び当行のグループ会社、又は当行の若しくはかかるグループ会社の取締役若しくは役員は、インド及び当行が事業を行うその他の法域において、通常、借入人からの手数料の徴収又は顧客からの当行への請求により発生する様々な原因に基づく訴訟（民事訴訟又は刑事訴訟）に頻繁に関与している。多くの場合、これらの訴訟は通常の業務過程で発生するものであり、当行は、訴訟の事実関係及び法律顧問との協議に基づき、これらの訴訟は一般的に当行の財務実績又は株主資本に重大な悪影響を及ぼすリスクを伴わないと考えている。当行は、当行の非連結財務書類及び連結財務書類の作成日現在の訴訟及び規制手続に関連して被る可能性のある損失の見込みを予測する。過去の事象の結果による現在の債務を有する場合には当行は引当を認識し、かかる債務を完済するためには資源の流出が推定され、信頼性のある債務の金額を見積もることができる。当行は、貸借対照表日現在の債務完済に必要な予測金額に基づき、類似の状況における当行の経験を用いて引当の金額を決定する。当行は、各貸借対照表日現在の引当を見直し、現在の予測を反映して調整する。入手可能な情報が損失の発生が合理的にあり得ることと示しているが、かかる損失の金額が合理的に予測できない場合は、当行は非連結財務書類及び連結財務書類においてその旨の開示を行う。場合によっては、現在の従業員及び元従業員が、当行に対して不法行為の申立に対する法的及びその他の手続を提起している。損失が発生するリスクが存在する可能性がほとんどない場合には、当行は引当を認識せず、また、非連結財務書類及び連結財務書類においても開示を含まない。「- 第6 - 3 その他 - (1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。当行は、当行が関与している訴訟について当行に有利な判決が下されるという保証はできず、当行のリスクに関する判断が変われば、引当に関する当行の見解も変更する可能性がある。

**(hh) 当行は幹部役員の知識及びスキルに依存している。幹部役員及びその他の優秀な専門家の獲得及び確保ができない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。**

当行の成功が続くかどうかは、一部には当行の経営陣の主要メンバーが引き続き業務を行うことにかかっており、当行が引き続き大変有能な専門家を招き入れ、養成し、意欲を起こさせ、雇い続けることができることが、当行の戦略の主軸となっており、当行は、これが競争上優位に立つための重大な要素であると考えている。当行の戦略の実施を成功させることは、当行の本店並びに当行の事業体及び海外事業所のそれぞれにおける優秀な経営陣の有無、当行の取締役、管理職及び幹部役員の職務の継続、並びに若手の専門家を招き入れ、養成する当行の能力にかかっている。

個人を特定の役職に指名する場合には、規制上の許認可及び株主の承認が必要である。経営における主要メンバーの任命に関する規制当局による厳しい要件によって、当行の経営体制の再編成を要求される可能性や、様々な役割について適切な専門家を選別、雇用及び指名するための当行の権限に影響を与える可能性がある。

取締役及び主要経営陣を含む当行の幹部役員のメンバーを失うことは、当行の事業、財務実績、株主資本、戦略を實踐する能力並びに当行株式及び米国預託株式の価格に重大な影響を及ぼし得る。当行若しくは当行の事業体のいずれか又はその他の機能体が、業務上適切に職員を配属することができない場合、又は1名若しくは複数の主要な上級管理職若しくは若手の有能な専門家を失い、満足のいくかつ時宜にかなった方法で代替の者を置くことができない場合には、当行の事業、財政状況及び業績は、統制上のリスク及び業務リスクを含め、悪影響を受ける可能性がある。同様に、当行が若手の専門家又はその他の優秀な者を招き入れ、適切に養成し、意欲を起こさせ、雇い続けることができない場合、当行の事業は同様の影響を受ける可能性がある。当行は最近、組織全体のアジリティ（機敏性）とシナジー（相乗効果）を高めることを目指し、主要な業績評価指標、部門レベルの業務の柔軟性及び説明責任並びに幹部レベルでは階級名から職名への切替えを含め、人材管理実務にいくつかの変更を加えた。これらの措置により期待された目標を達成することができるという保証はない。

当行の中間及び上級経営陣に対する報酬構成の大部分を従業員ストック・オプションが占めており、これは当行株式の市場価格に左右されている。市場及び事業状況により、当行は、当行の一定の事業における従業員数を減少させることを決定する可能性がある。既に競争の激しい部門への銀行の新規参入を含めた競争の激化により、当行が有能な従業員を雇用し、雇い続けることができるか否かに悪影響が及ぶ可能性がある。「- 第2 - 5 従業員の状況」を参照のこと。

**(ii) 異なる会計基準又は新たな会計基準を採用する場合、将来及び過去の期間における当行の報告された財務状態及び業績に変更が生じる可能性がある。**

本書に含まれる又は参照することにより本書に含まれる財務書類及びその他の財務情報は、インドGAAPに従った当行の非連結及び連結財務書類に基づくものである。インドにおける会計基準採用に関する立法当局である企業省は、2016年4月1日より段階的に開始した、インドの企業によるInd AS（インドの会計基準の国際財務報告基準との大部分の収斂（コンバージェンス）を図る、改正された会計基準）への移行のためのロードマップを発表した。金融会社を対象に、2018年4月1日に先だてて開始される予定であったInd ASの実施は、推奨された法律の改正がインド政府によって検討中であるため、さらなる通知が行われるまで延期された。保険会社を対象としては、Ind ASの実施は2020年4月1日に開始する。当行のグループ会社のいくつかは、2018年4月1日からInd ASに従い財務報告を開始した。

インド会計基準（Ind AS）第109号 金融商品（すなわち国際財務報告基準第9号に相当する基準）は、金融資産及び負債が分類及び計上される途中で著しい影響を与え、収益又は損失及び株式における不安定性をもたらすことがある。「- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (20) インドの会計基準と国際財務報告基準とのコンバージェンス」を参照のこと。

さらに、業務リスクについて先進的計測手法へ、また信用リスクについてバーゼル に基づく内部格付手法への切替えを行っている銀行は、自己資本比率の計算に関するデフォルト時損失率の規定の最低水準に従うこと及び自己資本比率の目的のためにリストラクチャリングされた資産を不良資産として取り扱うことを要求されている。かかる新基準の遵守により、当行を含む銀行には、不良債権として分類される貸付及び引当金設定コストの増加、並びに自己資本の減少が生じる可能性がある。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当行の財政状態及び業績に関する下記の考察及び分析は、当行の監査済連結財務書類と併せて読まれるべきものである。下記の考察は、いくつかの重要な点において米国GAAPと異なるインドGAAPに従い作成された当行の監査済連結財務書類及びその注記に基づいている。米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整、インドGAAPと米国GAAPの重大な相違点に関する記述並びに米国GAAPに関する追加情報については、当行の「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記」に対する注記21及び22を参照のこと。

#### 要旨

##### (1) 一般

当行は、多様化された金融サービスグループであり、幅広い銀行及び金融サービスを法人及び小口顧客に対して様々なデリバリーチャンネルを通じて提供している。銀行系商品及びサービス以外に、当行は、生命保険及び総合保険、資産管理、証券仲介業並びにプライベート・エクイティ商品及びサービスを専門子会社を通じて提供している。2019年度末現在の当行の総資産は、12,387.9十億ルピーであった。2019年度末現在の当行の連結資本及び準備金は、1,142.5十億ルピーであり、2019年度における当行の連結純利益は、42.5十億ルピーであった。

当行の主要業務は、小口顧客及び法人顧客に対する商業銀行業務である。当行の小口顧客に対する商業銀行業務は、小口向け貸付、預金受入れ、保険及び投資商品の販売並びにその他の手数料ベースの小口向け商品及びサービスから成る。当行は、銀行支店、ATM、コールセンター、インターネット及び携帯電話を含むあらゆるチャンネルを通じて当行の商品及びサービスを提供している。2019年度末現在、当行はインドにおいて、4,874の支店及び14,987機のATMから成るネットワークを有していた。当行は、インドの主要な企業、中堅企業及び中小企業に対して、ローン商品、手数料ベースの商品及びサービス、預金商品並びに外国為替商品及びデリバティブ商品を含む様々な商業銀行商品及びサービスを提供している。当行はまた、農業銀行及び地方銀行商品を提供している。当行は、商業銀行業務から受取利息及び手数料収入を得ている。

当行の国際銀行業務における主たる対象は、インド出身者、インド企業、厳選された地域事業及び多国籍企業に対する貿易金融及び商業銀行商品に着目した商品及びサービスの提供、当行のカナダの子会社の住宅ローン商品の提供並びに大規模なコミュニティに対する預金商品及び送金商品の提供である。ICICIバンクの海外の支店は、インド企業の海外業務並びにそれらのインドにおける外貨必要額に応じて、また、グローバルな多国籍企業及び地方企業のために預金受入れ並びに融資及び貸付の提供を行っている。当行の海外の支店はまた、インド企業及びその海外業務部門による資金調達において、アドバイザリー業務及びシンジケーション業務を行っている。当行は、現在、英国及びカナダに銀行子会社を、中国、シンガポール、ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター、スリランカ、香港、米国、南アフリカ及びバーレーンに支店を、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、マレーシア及びインドネシアに駐在員事務所を有している。当行の英国における子会社は、ドイツに支店を1店有している。

当行の財務業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引並びに先物取引並びに金利スワップ及び通貨スワップ等の法人顧客向けの外国為替及びデリバティブ商品及びサービスが含まれる。当行は、市場の動向により財務収益を得ている。当行の海外の支店及び銀行子会社はまた、インド企業以外の金融機関の債券及び資産担保証券に対して投資している。

当行はまた、専門の子会社を通じて、保険業務、資産管理業務、証券業務及びプライベート・エクイティ・ファンドの運用業務に従事している。当行の子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、様々な生命保険及び総合保険並びに資産管理商品及びサービスを小口顧客及び法人顧客に提供する。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、生命保険評議会によれば、2019年度において、新規契約（小口向け加重受取保険料ベース）に基づく市場シェアを10.3%有する大手民間部門生命保険会社のうちの1社であった。2017年度において、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、ICICIバンクが保有する株式のうち12.63%が新規公開株式売出しにより売却されたことに従って、インド国立証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、インド総合保険審議会によれば、2019年度において、保険料直接収入総額ベースで8.5%の市場シェアを有する最大の民間部門総合保険会社であった。2017年9月、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、新規公開株式売出しによる株式の売却（うち、7.0%はICICIバンクの持分株式の売却）により、インド国立証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーが運用する、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドは、インドミューチュアル・ファンド協会によれば、2019年3月31日に終了した3ヶ月間で平均運用資金量に関してインドにおいて2番目に大きなミューチュアル・ファンドであった。当行は、当行の小口顧客及び法人顧客に対し、当行の保険及び資産管理に係る子会社並びにその他の資産管理会社の商品のクロスセルを行う。当行の子会社であるICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドは、株式引受及びブローカー業務並びに国債のプライマリー・ディーラー業務にそれぞれ従事している。ICICIセキュリティーズは、有数のオンラインでのブローカー業務プラットフォームである、ICICIダイレクト・ドットコムを所有している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、米国において子会社（ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド）を有しており、かかる子会社は同様に、米国において、ブローカー・サービスに従事する事業子会社（ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド）を有している。2018年3月、当行はICICIセキュリティーズ・リミテッドの株式のうち、20.78%を新規公開株式売出しにより売却した。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、2018年4月にインド国立証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場した。当行のプライベート・エクイティ・ファンドを運用する子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーは、プライベート・エクイティに対して投資を行うファンドを運用する。

## (2) 事業環境

当行の貸付ポートフォリオ、財政状態及び業績は、インドの経済状況、当行の法人顧客の事業活動に影響を及ぼす商品価格の変動等の全世界的な経済の展開、全世界的な金融市場の状況、米国及び当行が重要な地位を有している諸外国又はインド経済及び世界市場に影響を及ぼす諸外国の経済状況、並びに発展的な国内外の規則による影響を受けており、今後も受け続けることが予想される。下記の当行の業績に関する考察の理解を容易にするためには、これらのマクロ経済的要因及びその他の主要な進展を考慮に入れるべきである。

### 2019年度の動向

世界経済は、2017暦年には3.9%成長したのに対し、2018暦年中には3.6%成長した。2018暦年において先進諸国は米国を中心に2.2%、新興諸国及び発展途上国は4.5%成長した。当年度において世界経済環境に影響を及ぼした重要な動向には、米国と中国との間の貿易紛争、将来の金利上昇の減速を示唆する米国連邦準備制度理事会、欧州連合からの英国の脱退に関する不確実性、中国の経済成長の減速並びに世界の原油価格の上昇が存在した。

インドの国内総生産の成長は、2018年度の7.2%に対して、2019年度には6.8%となった。粗付加価値ベースにより表示された産業別の成長の推定値によると、2019年度において、農業部門は2.9%、工業部門は6.9%及びサービス部門は7.5%の成長であった（これに対して2018年度は、農業部門は5.0%、工業部門は5.9%、サービス部門は8.1%であった。）。

消費者物価指数に基づくインフレ率は、2018年3月における4.3%から、2018年6月には6.4%となり2019年度の初めには増加したが、その後2019年3月には2.9%に減少した。コア・インフレ率（食糧及び燃料を除く。）は、2018年3月における5.4%から2018年6月には6.4%に上昇し、2019年3月には5.0%に落ち着いた。卸売物価指数により測定される平均インフレ率は、2018年度の3.0%から増加して2019年度には4.3%となった。2019年度において、インド準備銀行は、レポレート率を2018年6月及び2018年8月において、6.0%から6.5%へと25ベースポイントずつ引き上げた。その後、レポレート率を2019年2月に25ベースポイント引き下げ6.25%ととした。金融政策のスタンスは、2018年10月に「中立」から「調整された引き締め」へと変更され、2019年2月に再度「中立」に変更された。2019年6月30日に終了した3ヶ月間において、インド準備銀行は、レポレート率を25ベースポイントずつ2度引き下げ、金融政策のスタンスも「緩和的」へ変更した。

2019年度における商品輸出は前年度比で9.1%増加した一方、商品輸入は10.4%増加した。輸入の増加は主に、当年度中の世界石油価格の上昇による影響を反映したものであった。貿易赤字は、2018年度の160.0十億米ドルの貿易赤字と比較して、2019年度には180.3十億米ドルに増加した。2019年度におけるインドの経常赤字は、2018年度の48.7十億米ドルから57.3十億米ドルに増加した。インドの国内総生産の割合としての経常赤字は、2018年度における1.9%から、2019年度には2.2%に増大した。インドへの外国直接投資の流入は、2018年度における39.4十億米ドルと比較して、2019年度に43.3十億米ドルに増加した。2019年度における対外ポートフォリオ投資の流出純額は、2.2十億米ドルであった。流入純額は、株式市場において1.5十億米ドル、流出純額は債券市場において3.7十億米ドルであった。

株式市場のベンチマークであるS&Pボンベイ証券取引所センチシティビティ指数（S&P BSE Sensex）は、2019年度に17.3%増加し、2019年3月末現在の終値は38,673となった。ルピーは、2018年3月末現在の1米ドル当たり65.11ルピーから下落して、2018年10月9日現在では1米ドル当たり74.33ルピーとなり、その後2019年3月末現在の1米ドル当たり69.16ルピーに上昇した。インドの銀行は預金準備制度の対象であり、準備金の大部分を国債で保有しているため、国債利回りの変動は自己資金ポートフォリオに影響を及ぼす。2019年度における国債の利回りは、特に2018年9月から12月の間の厳しい流動性の状況を考慮すると、不安定であった。これにより、ほとんどのインドの銀行の自己勘定は、2018年12月31日に終了した3ヶ月間において、重大な損失が生じた。ベンチマークである10年物国債の利回りは、2018年3月末現在の7.4%から2018年9月には8.0%超となり、その後2019年3月末現在には7.4%に減少した。

生命保険部門において新規に引き受けた小口向け保険料は、2018年度の634.7十億ルピーから9.0%増加して、2019年度は（加重受取保険料ベースで）691.8十億ルピーであった。総合損害保険部門（専門保険機関を除く。）の保険料の総額は、2018年度の1,415.1十億ルピーから14.1%増加して、1,615.4十億ルピーとなった。ミューチュアル・ファンドの平均運用資産は、2018年3月31日に終了した3ヶ月間の23.1兆ルピーから6.1%増加して、2019年3月31日に終了した3ヶ月間においては24.5兆ルピーとなった。

銀行部門において、非食品部門の貸出は、2019年3月末現在において前年度同期比で13.3%増加し、預金は前年度同期比で10.0%増加した。これにより、預貸率は2018年3月31日現在の75.5%から2019年3月末現在には77.7%に増加した。部門別の貸出の配分に関しては、サービス部門向けの貸出の伸び率は17.8%、産業部門向けの貸出の伸び率は6.9%、農業部門向けの貸出の伸び率は7.9%であった一方で、銀行部門の小口向け貸付は、2019年3月29日現在において16.4%成長した。当年度中、主にインフラ部門に関与する銀行以外の大手金融会社の債務不履行を受け、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社に課題が生じた。これにより、流動性の引き締め及び債務の利回りが上昇したことで、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社に、資金調達課題及び成長課題が生じた。これらの会社の債券市場へのアクセスが制限されたため、これらの会社への銀行貸出は増加し、サービス部門向けの銀行貸出の成長に反映された。さらに、特定の部門並びに上場グループ会社の持株を担保として借り入れを行った不動産デベロッパー及び借入人グループ等の借入人グループに課題が生じ、リファイナンスの課題に直面した。

不良資産への繰入は2019年度中に緩和された。インド準備銀行の2019年6月の金融安定報告書によると、インドの銀行の不良資産総額の比率は、ピークであった2018年3月31日の11.5%から2019年3月31日には、9.3%に減少した。銀行は、不良債権の既存のポートフォリオに引当金の追加を続けたため、銀行による引当金は引き続き増加した。多額のストレス勘定の破綻処理手続が2019年度も続いた。2018年度において、インド準備銀行は、勘定を特定し、銀行に対し、破産・倒産法に基づく手続を開始するか、又は指定された期限内に破綻処理計画を最終化することを要求した。破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に申請がなされた勘定のうち、5つの多額のストレス勘定については、当年度中に解消された。破産・倒産法に基づき申請された勘定の破綻処理手続が進展中であり、定期的な修正が枠組みに組み入れられ、訴訟及び裁判所の決定が枠組みに影響を与えていることを考慮すると、これらの借入人の破綻処理による影響及びかかる破綻処理が完遂されるかについては、不確実性が存在する。

銀行部門の統合を開始するための一歩として、インド政府は、2019年度に国営銀行3行の合併を発表した。この合併は2019年4月1日から有効となった。当年度における主要な規制の進展は以下のとおりである。

- ・2019年3月、インド準備銀行は、Ind AS（新たなインド会計基準）への切替えをさらなる通知があるまで延期した。これは、インド準備銀行が推奨する法改正がインド政府により審議されているためである。
- ・インド準備銀行は、資本保全バッファについて最終トランシェの0.625%の実施を2019年3月31日から2020年3月31日に延期した。したがって、2018年3月31日から適用されている最低資本保全比率は、2019年3月31日から資本保全バッファが2020年3月31日にリスク加重資産の2.5%水準に達するまで適用される。その他Tier 1商品の転換/評価減による損失吸収のために事前に指定されたトリガーは、リスク加重資産の5.5%を維持し、2020年3月31日にはリスク加重資産の6.125%に上昇する。
- ・2018年9月、インド準備銀行は、銀行が流動性カバレッジ比率を計算する目的で、追加で普通預金及び定期預金の純額の2.0%に相当する法定流動性比率のための投資を、流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティにおけるレベル1適格流動資産とみなすことを許可した。これは2018年10月1日から適用され、普通預金及び定期預金の純額の15.0%に相当する法定流動性比率のための投資がレベル1適格流動資産として認識された。この割合は2019年4月に、段階的に引き上げられ、普通預金及び定期預金の純額の2.0%増加した。
- ・法定流動性比率要件及び流動性カバレッジ比率要件を一致させるため、インド準備銀行は、普通預金及び定期預金の純額の18.0%に達するまで、四半期ごとに法定流動性比率を25ベースポイントずつ引き下げることを決定した。最初の引き下げとなった、19.50%から19.25%への25ベースポイントの引き下げは、2019年1月1日から有効となった。
- ・債務不履行となっている零細企業及び中小企業の有意義な再建を促進する目的で、インド準備銀行は、債務不履行であるが2019年1月1日現在、「標準」である零細企業及び中小企業への既存の貸付を、資産の格下げをせずに1回限りの再建を行うことを許可した。スキームの対象となるためには、銀行及び銀行以外の金融会社の資金を基盤としないと信枠を含む借入人に対する総エクスポージャーは2019年1月1日現在、250.0百万ルピーを超えてはならない。再建は、2020年3月31日までに実施されなければならない。このスキームに基づいて再建される債務不履行者に関し、既に計上している引当金に加え、5.0%の引当金が必要となる。
- ・信用度の高い銀行以外の金融機関への与信の流れを促進するため、2019年2月にインド準備銀行は、システム上重要な預金預かりをしない銀行以外の金融機関のエクスポージャーのリスク加重率を修正した。インド準備銀行は、一律100%のリスク加重率から、銀行のこれらの銀行以外の金融機関への格付エクスポージャーに対し、法人借入人と同様の方法で、適格格付機関によって与えられた格付に従いリスク加重することを許可した。コア投資会社のエクスポージャーのリスク加重率は、引き続き100%である。
- ・2018年12月、インド準備銀行は、新規の変動金利型の小口向け貸付並びに零細企業及び小企業に対する変動金利型貸付について、外部のベンチマークに連動させることを提案した。連動する外部のベンチマークとして提案されたものには、インド準備銀行の政策金利であるレポレート、インド政府短期国債の91日物のイールド、インド政府短期国債の182日のイールド又はファイナンシャル・ベンチマークス・インディア・プライベート・リミテッドが作成したその他のベンチマーク市場金利が含まれる。これは2019年4月1日から適用される予定であったが、利害関係者とさらなる議論が行われており、ガイドラインの最終化が待たれている。
- ・2019年2月、インド準備銀行は、大口預金（銀行が異なる金利を提供する裁量を有する預金）の定義を10.0百万ルピー以上の単一の預金から、20.0百万ルピー以上の単一の預金に修正した。銀行は今後、監督当局の検査のために、中核である銀行システムにおいて大口預金金利カードを維持する必要がある。

- ・2019年4月、最高裁判所は、インド準備銀行の2018年2月12日付のストレス資産の解消のための枠組み（改定済み）に関する通達が違憲であるとの判断を下した。2019年6月、インド準備銀行は、銀行によるストレス資産の解消のための健全性枠組みである改定ガイドラインを発行した。このガイドラインにより、貸付人は、規定の期限内に破綻処理計画が実施されなかった場合に申請するという従前の要件に反し、破産・倒産法に基づく解消のために、債務者を申請することを決定できる。また、規定の期限内に破綻処理計画が実施されない場合、銀行はより高い引当金を計上する必要がある。債務不履行から210日以内に破産手続が開始された場合、追加の引当金を計上する必要はない。「-第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-貸倒引当金及び不良資産」を参照のこと。
- ・2018年11月、インド証券取引委員会は、格付がAA以上でかつその年の3月31日時点で、1.0十億ルピー以上の未払いの長期借入を有する会社に対し、翌年には必ず債券市場を通じて追加借入の25.0%を調達することを求めるフレームワークを公表した。これは、2019年4月1日より有効となった。

### (3) 事業の概略

当行は、当行の業績評価において、中核営業利益の動向（財務収益を除く、引当金及び税金控除前利益）、貸倒損失並びに自己資本利益率等の重要な財務変数を監視している。当行はまた、資産の利回りの変動、資金調達コスト及び純金利差益率、手数料収入の変動並びに費用比率にも注視している。当行は、預金の増加、資金調達構成、貸付金の増加及びローンの延滞の動向等の重要な業務指標も監視している。当行は、金利、流動性、為替並びに様々な経済セクター及びサブセクターの業績等の経済指標の変化について分析を行う。これらの指標に加え、当行は、顧客サービスの質、顧客からの苦情の範囲及び性質、サイバー脅威及びそれらに対する備え並びに重要な事業分野の推定される市場シェア等その他の非財務指標も監視している。

インドの国内総生産の成長は、2018年度の7.2%と比較して2019年度には6.8%となった。工業部門の成長は、2018年度の5.9%と比較して2019年度には6.9%となった。「-2 事業等のリスク-(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク-(a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。」も参照のこと。2018年度中に低下した工業部門向けの貸出は、2019年3月末現在において6.6%成長した。2019年度において、銀行部門及び当行における不良債権への繰入は減少した。銀行部門の総貸付金に対する不良債権総額の比率は、2018年3月末現在の11.5%から2019年3月末現在には9.3%に減少した。銀行部門の小口向け貸付は、2019年3月末現在に16.4%成長し、引き続き貸出の増加に関する主要な促進力となった。

インドの法人部門は、2012年度からいくつかの課題を抱えており、これにより法人のキャッシュ・フローは予想よりも低く、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は遅いままであった。さらに、インド準備銀行は、2016年度より、法人部門におけるストレス勘定の認識の加速及びそれらに対する引当金の増加のために、いくつかの措置を開始した。その結果、当行を含む銀行部門の不良債権への繰入水準（条件緩和貸付から不良債権への悪化を含む。）は著しく増加した。2018年度、インド準備銀行は、ストレス資産解消のために新たな枠組みを導入し、破綻処理に関する既存スキームを撤廃したことで、インド準備銀行の債務再編スキームに基づき、当年度の債務不履行への資産分類が増加した。2018年度において、インド準備銀行は銀行に対し、一定の法人借入人について、2016年に制定された破産・倒産法に基づく手続を開始するよう指示した。かかる破産・倒産法の下では、これらの借入人に関する再生計画は規定の期間内に完了されなければならない、規定の期間内に完了されなかった場合には、当該借入人は破産するものであった。また、インド準備銀行は、かかる借入人に対する貸付についてより高い引当金を設定するよう規定した。

当行を含む銀行部門の不良資産への繰入は、2019年度において縮小した。しかし、銀行が引き続き不良債権の既存のポートフォリオに対し追加引当金を計上したため、当行を含む銀行が計上した引当金は上昇し続けた。2019年度中、破産・倒産法に従い、いくつかの多額の不良資産は解消された。しかし、破産・倒産法に基づく破綻処理手続に遅滞があり、破綻処理手続が行われず、借入人が破産した場合には、担保の市場価格は低下する可能性があり、その結果として貸付人による支払回収に影響が及ぶ。国家会社法裁判所は、最近の判決において、破産・倒産法に従い破綻処理手続の申請がなされた債務者の担保付債権者及び無担保債権者を、回収額に関して同等に扱った。また、破綻処理計画において、残余財産は、事業債権者及び金融債権者に平等に分配されるべきであるとする審判を下した。しかし政府は、破産・倒産法の改正案を提出し、これにより訴訟及び司法に関する事項を含むすべての手続を完了する期間を330日までとすること並びにすべての金融債権者から構成される債権者集会に対し、残余財産の分配方法に関して決定する権限を付与することとした。さらに2019年度中、主にインフラ部門に關与する銀行以外の大手金融会社の債務不履行後、銀行以外の金融機関及び住宅金融会社に課題が生じた。これにより、銀行以外の金融機関及び住宅金融会社の流動性の状況が引き締まり、負債の利回りが上昇し、資金調達及び成長の課題に発展した。銀行以外の金融機関の貸付が減速したことにより、それらの借入人にリファイナンスの課題が生じる可能性がある。さらに、特定のセクター並びに不動産デベロッパー等の借入人グループ及び上場グループ会社の株式を担保に借入を行い、リファイナンスの課題に直面した借入人グループにも課題が生じた。

「 - (2) 事業環境 - 2019年度の動向」も参照のこと。

銀行以外の金融機関の与信の伸び率の減速は、銀行がその貸付ポートフォリオを成長させる機会を生んだ。与信は預金の成長と比較して早いペースで成長し、この結果、銀行（特に民間部門銀行）の預貸率は上昇した。さらに、預金の中では、低コストの当座預金及び普通預金の増加が、定期預金の増加と比較して遅かったため、銀行の資金調達コストは増加した。これはまた、政策金利が低下している環境下にもかかわらず、銀行が貸出金利を引き下げる能力を抑制した。インド準備銀行は現在、貸付の価格設定の変更を提案しており、新規の変動金利小口向け貸付並びに零細企業及び小企業向け変動金利貸付を外部ベンチマークに連動させることを推奨した。この点に関するガイドラインの最終化が待たれる一方で、大手の競合する公共部門の銀行は、住宅ローンと普通預金口座の預金の金利をインド準備銀行のレポレートに連動させることを既に発表している。市場全体に対するこの変化の影響は、まだ不確かであるが、かかる変化は銀行の純利ざやに影響を与える可能性がある。

当行は、過去5年間の預金フランチャイズ及び資金調達コストの著しい改善は、リスク管理の実務強化とともに、貸付機会の収益性を追求することができると信じている。一般に、システム上の流動性、金利及びインフレの動向は、預金の増加、とりわけ低コストの普通預金及び当座預金に関して影響を与える。当行の預金基盤を成長させる能力は、既存の銀行及び新規参入者からのかかる預金の競争が高まることによる影響を受ける可能性がある。当行は、技術を活用などして預金フランチャイズの維持及び強化に焦点を当ててきた。当行は、より詳細なポートフォリオを組み、ポートフォリオの質を持続的に改善するため、企業向け貸付に対する厳選されたアプローチを取りつつ、既存の顧客に対する追加の製品のクロスセル及び小企業への貸付拡大等、小売貸付の機会を活かすことに焦点を当ててきた。

2019年度における当行の財務実績についての考察は以下のとおりである。

当行の引当金及び税金控除前営業利益は、2018年度の289.5十億ルピーから3.7%減少し、2019年度には278.7十億ルピーとなった。これは、主として財務関連業務からの収益の減少によるものであるが、純利息収入の増加により一部相殺された。

純利息収入は、2018年度の279.0十億ルピーから17.6%増加し、2019年度には328.0十億ルピーとなった。この増加は、有利子資産平均額の10.6%の増加及び純金利差益率の21ベースポイントの増加によるものである。

非利息収入は、主として正味既経過保険料、その他保険事業及び手数料に関連する営業収益並びに為替及び仲介手数料の収益の増加によるものであり財務関連業務からの収益の減少により一部相殺されたが、2018年度の568.1十億ルピーから4.4%増加し、2019年度には593.2十億ルピーとなった。保険料及びその他保険事業に関連する営業収益は、2018年度の368.6十億ルピーから13.2%増加し、2019年度には417.1十億ルピーとなったが、これは主として契約高の増加を反映している。手数料、為替及び仲介手数料の収益は、2018年度の112.6十億ルピーから11.9%増加し、2019年度には126.0十億ルピーとなった。財務関連業務の収益は、2018年度の83.9十億ルピーから47.8%減少し、2019年度には43.8十億ルピーとなった。当行は、2019年度において、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの株式を売却したことにより、10.1十億ルピーの純利益を得た。当行は、2018年度において、ICICIロンバート・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式の売却による17.1十億ルピーの純利益及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの新規公開株式売出による株式の売却による32.1十億ルピーの純利益を得た。

非利息費用は、2018年度の557.6十億ルピーから15.3%増加し、2019年度には642.6十億ルピーとなったが、これは主として保険事業に関連する費用、その他の管理費並びに従業員に関する支払額及び引当金の増加によるものである。

引当金及び偶発債務（納税引当金を除く。）は、2018年度の179.7十億ルピーから13.8%増加し、2019年度には204.6十億ルピーとなった。インドの法人部門は、2012年度からいくつかの課題を抱えていたが、2016年度以降、銀行部門及び当行において、条件緩和貸付から不良債権への悪化を含む不良債権への繰入水準が大幅に上昇する結果となった。「- 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (a) 当行の不良資産の水準は上昇し、当行の不良資産の水準がさらに上昇し、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が引き続き低下した場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」を参照のこと。2019年度において、当行を含む銀行システムへの不良債権の繰入額は急激に減少した。破産・倒産法に従い、処理の対象となっていた、いくつかの多額の不良資産は、解消された。当行の不良債権の追加額は著しく減少した一方で、当行が適用規制の定めにより、既存の不良債権に対し追加引当金を計上したため、引当金は上昇したままであった。当行の引当率は大幅に改善した。不良資産への総追加額は、2019年度には120.8十億ルピー（2018年度には296.0十億ルピー）であった。不良資産総額（償却控除後）は、2018年度末現在における575.3十億ルピーから減少して、2019年度末現在には491.8十億ルピーとなった。不良資産純額は、2018年度末現在における293.5十億ルピーから減少して、2019年度末現在には143.3十億ルピーとなった。不良資産比率は、2018年度末現在における4.6%から減少して、2019年度末現在には2.0%となった。

所得税費用は、2018年度の18.8十億ルピーから8.5%減少し、2019年度には17.2十億ルピーとなった。これは主として、税引前利益の減少によるものである。実効税率は、2018年度の17.1%から2019年度には23.2%に上昇し、これは主として収益の構成を反映している。

上記の結果、税引後利益は、2018年度の77.1十億ルピーから44.8%減少し、2019年度には42.5十億ルピーとなった。

純資産（普通株式資本、準備金及び剰余金）は、2018年度末現在の1,106.3十億ルピーから増加し、2019年度末現在には1,142.5十億ルピーとなった。これは主として、当年度の利益から振り替えた準備金の増加に起因している。総資産は、2018年度末現在の11,242.8十億ルピーから10.2%増加し、2019年度末現在には12,387.9十億ルピーとなった。預金合計は、2018年度末現在の5,858.0十億ルピーから16.3%増加し、2019年度末現在には6,813.2十億ルピーとなった。普通預金は、2018年度末現在の2,092.9十億ルピーから12.5%増加し、2019年度末現在には2,355.3十億ルピーとなった。当座預金は、2018年度末現在の913.7十億ルピーから6.0%増加し、2019年度末現在には968.1十億ルピーとなった。当座預金口座及び普通預金口座の比率（預金合計に対する当座預金及び普通預金の比率）は、2018年度末現在の51.3%に対して、2019年度末現在は48.8%であった。定期預金は、2018年度末現在の2,851.4十億ルピーから22.4%増加し、2019年度末現在には3,489.8十億ルピーとなった。貸付金総額は、2018年度末現在の5,668.5十億ルピーから14.1%増加し、2019年度末現在には6,469.6十億ルピーとなった。当行の小口向け貸付金は、2018年度末現在の3,207.9十億ルピーから22.8%増加し、2019年度末現在には3,937.9十億ルピーとなった。

ICICIバンクは、2019年度末現在において支店のネットワークを4,874ヶ所、ATM網を14,987機有していた。

インド準備銀行のバーゼル のガイドラインに従った、2019年度末現在のICICIバンクの非連結ベースでの自己資本比率には、13.6%の普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率、15.1%のTier 1 リスク・ベース資本比率及び16.9%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。インド準備銀行のバーゼル のガイドラインに従った、2019年度末現在の当行の連結ベースでの自己資本比率には、13.4%の普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率、14.7%のTier 1 リスク・ベース資本比率及び16.5%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。

#### (4) 事業の見通し

近年の経済データは、国内総生産の成長率の低迷及び自動車販売といった高頻度指標の落込みにより、経済活動の鈍化を示唆している。これにより、銀行システムからの借入需要が低下する他、既存のポートフォリオの価値に悪影響が及ぶ可能性もある。民間法人部門による新たな投資が継続して緩やかであったため、引き続き小口向け及び小企業向けの事業セグメントによって与信の成長が見込まれる。また、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社が課題に直面したことで、これらの会社による貸付は減少したが、これにより、当該会社の顧客（当行を含めた銀行の顧客でもある可能性がある。）は、ファイナンス及びリファイナンスに係る課題を抱える可能性がある。これらの開発の金融市場に対する全体的な影響は不確実であり、顧客がこれらの事業体からファイナンス又はリファイナンスを行えなくなった場合、また、他の資金源からのファイナンス又はリファイナンスを置き換えることができなくなった場合は、顧客の事業を行う能力又は金融上の債務に応じる能力に影響が及ぶこととなり、当行を含む銀行の貸付ポートフォリオは悪影響を被る可能性がある。

銀行システムもまた、預金の伸び率が貸付の伸び率と比べて低下し、当座預金及び普通預金の伸び率は、とりわけ民間部門銀行において定期預金と比べて低下した。これにより銀行は、貸付金利を引き上げる能力が制限される一方で、資金調達コストの増加及び純金利差益率に対する影響に起因して、課題が生じる可能性がある。また、貸付の条件決定を規定し、貸付を外部的基準に連動させる規則案並びに大規模な民間部門銀行が、普通預金及び住宅ローンを政策レボ金利と連動させるために講じる手段によって、銀行の純金利差益率は影響を受ける可能性がある。同時に、第三者取引からの手数料収入を制限する規制、外国為替の売買のための電子取引プラットフォームの導入、及び一定の規模を超える事業は、手数料なしで安価なデジタルモード決済を提供すべきであるとする提案もまた、銀行の手数料収入の動向に影響を与える可能性がある。

インドにおける企業金融市場は、継続して進化を遂げている。インド準備銀行は近年、透明性及び説明責任を改善するためのいくつかの対策を発表した。インド準備銀行は、銀行システムの大口借入人に対するエクスポージャーへの制限を行うこと、銀行に対して、指定値を超える借入人に対するすべてのエクスポージャーについて共通データベースへの報告を義務付けることで、借入レベル及び支払いの包括評価を行うこと、並びに早期に借入人ストレス勘定を識別し、経過勘定について、所定の期限内に破綻処理計画を実行するためのガイドラインなどの対策を通じて、信用リスク及び集中リスクに対処している。2019年6月にインド準備銀行が発表した、銀行によるストレス資産の解消に係る改定版の健全性の枠組みは、いずれかの貸付人が借入人の債務不履行について報告した場合は、可及的速やかに解消計画の審査を開始することを義務付けており、また、破産・倒産法に規定のない破綻処理の事例について、引当金の増加を義務付けている。さらに同ガイドラインは、銀行に対して、資金難（その兆候は、債務不履行、キャッシュ・フロー予測、口座状況等を含むことがある。）の借入人を識別することを義務付けている。これにより当該借入人は、成長のための資金調達にあたり、短期的な資金難に直面すること等を含め、課題が生じ、返済能力に影響を被ることがある。「 - 第 2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 貸倒引当金及び不良資産」を参照のこと。また、資本市場からの借入の増加にも重点が置かれていることから、金融市場に影響が及ぶ可能性がある。銀行に対して指定値を超えるエクスポージャーを有する大口法人は、資本市場からの追加借入について一定割合の引上げが義務付けられるようになった。これらの対策は、国内の銀行業の変遷に変化をもたらしており、透明性を改善し、金融市場をより効率化することで、長期的に金融市場を強化することが想定されている。しかしながら、法人及び銀行が、貸付/借入の新たな環境に適応する間に課題が浮上し、これにより債務期限の経過した借入人は資金難に、また、貸付人は引当金計上の早期化に陥る可能性がある。より格付の低い借入人は、これらの変化によって最も大きな影響を受ける可能性がある。投資不適格格付に内部格付けされた勘定に対する当行の貸付純額（不良債権純額及び条件緩和貸付額を含む。）は、2019年3月31日現在、281.8十億ルピーであった。

こうした環境の中で当行は、粒度の高いポートフォリオを構築し、ポートフォリオの質を持続的に向上させるために、企業向け貸付に対する厳選されたアプローチを採用する一方で、預金のフランチャイズを強化し、当行の既存顧客への商品の追加的なクロスセリングを含めた小口向け貸付機会に資金を投入し、当行の小企業向け貸付を増強することへの注力を継続した。当行は、当行のデジタル・チャンネルへの投資を継続する一方で、ビジネスの可能性のある地域において当行の支店網を拡大する予定である。当行は、当行の戦略を、発展する経済動向に照らして引き続き調整していく予定である。中期的な観点から、当行はインド経済の楽観的な側面を見出している。政府及びインド準備銀行は、銀行以外の金融会社を含む金融部門の課題に対処するための対策を発表し、2020年度において公共部門銀行における資本の混乱に取り組んできた。当行は、インドの旺盛な国内消費意欲及び投資意欲は、健全な成長率を引き続き支えると予想している。家計収入及び消費の増加が小口向けの貯蓄商品、投資商品及びローン商品に関する事業機会に、産業インフラに関する大幅な投資の潜在的な可能性がプロジェクト・ファイナンス及びコーポレート・ファイナンスの事業機会に、また、世界的なつながりの増加がインド企業及びインド国外に居住するインド人に対する国際銀行業務提供の機会につながることを期待されている。銀行部門は、経済の定式化の進行、最近導入された破産再生制度及び銀行技術の迅速な採用により、利益を得ることが予想されている。

当行の戦略は、引当金を近年の上昇水準から大幅に引き下げ、リスクを測定し粒度の高い手法で、核となる事業収益を成長させることに重点を置いている。2019年度において、当行は過去数年にわたり当行の預金特性の均衡を見直し、ポートフォリオの信用格付構造を改善し、集中リスクを軽減させた。当行はまた、費用効率を高め、小口向け貸付の成長を拡大し、法人向け貸付の成長を調整し、高い水準の自己資本比率を維持した。当行の不良債権の追加分は減少し、不良債権に対する引当は増加した。「 - 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 - (1) 将来に向けた計画及び戦略」も参照のこと。

当行の戦略の成否は、当行が、低コストの預金基盤を増加させ、貸付金の収益性を高め、不良債権貸付を削減し、ストレス資産の早期解消を行い、変動する規制環境において法規制の遵守を維持し、規制当局による当行業務に対する評価及び監視へ対応し、かつインドの法人向け及び小口向けの金融サービス市場において効果的な競争を行うことができるかどうかを含む、複数の要因に左右される。銀行、保険及び資産管理を含むインドの金融部門を統制する規制は、当行のような金融サービスグループの成長及び収益性に潜在的な影響を持ちつつ発展し続けている。当行の海外支店は主として大規模な資金源から資金調達されており、世界の金融市場の状況は、資金調達を行い当行の海外支店の事業を成長させる当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。「 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (1) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」を参照のこと。当該戦略の成功は、さらに、当行が事業を行う全体的な規制及び政策環境（金融政策の指示を含む。）に左右される。当行の戦略実行能力はまた、流動性及び金利環境に左右される。「 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (f) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。海外の銀行子会社に関し、原油価格の動向、貿易関連の紛争や英国の欧州連合からの離脱完了を巡る不確実性を含む近年における世界の展開により、カナダ及び英国の経済成長が影響を受けることが予想されており、それと同様にこれらの国々における当行の銀行子会社の事業も影響を受ける可能性がある。

当行が事業において直面するリスクについては、「 - 2 事業等のリスク」を参照のこと。

#### (a) 平均貸借対照表

平均残高とは、日次残高の平均である。有利子負債平均のコストは、有利子負債平均に対する支払利息の比率である。貸付金の平均残高は、不良貸付を含んでおり、貸倒引当金を差し引いた額である。当行は、非課税所得につき課税がなされたものとして再計算している。非課税所得は主として非課税の債券に係る受取配当金及び受取利息により構成されている。2019年度において、当行は、かかる再計算のために29%の実効限界税率を適用した。その他受取利息については、ルピー及び外貨のスプレッド及び純金利差益率の変動に関する説明を容易にするために、ルピー額と外貨額に分類して表示している。その他受取利息のルピー額の部分は、主に、所得税還付に係る受取利息及び金利スワップ収益を含む。その他受取利息の外貨額の部分は、主に外貨による金利スワップ収益を含む。これらのスワップは、当行のポートフォリオには含まれておらず、当行の資産及び負債から発生する市場リスクを管理するために当行により行われている。

以下の表は、表示された期間中における資産及び負債の平均残高を示したものであり、これらは受取利息、支払利息及び純利息収入の主要な要素となっている。

(単位：百万ルピー(％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2017年			2018年			2019年		
	平均残高	受取 / 支払利息	平均利回り / コスト (%)	平均残高	受取 / 支払利息	平均利回り / コスト (%)	平均残高	受取 / 支払利息	平均利回り / コスト (%)
資産：									
貸付金：									
ルピー	3,539,213	366,258	10.35	3,991,107	388,242	9.73	4,628,560	456,422	9.86
外貨	1,457,164	54,546	3.74	1,284,252	44,286	3.45	1,302,286	52,426	4.03
貸付金総額	4,996,376	420,804	8.42	5,275,359	432,528	8.20	5,930,847	508,848	8.58
投資：									
ルピー	2,105,650	154,825	7.35	2,340,362	161,525	6.90	2,523,583	181,058	7.17
外貨	117,045	2,231	1.91	103,722	2,284	2.20	118,180	2,767	2.34
投資総額	2,222,696	157,056	7.07	2,444,084	163,809	6.70	2,641,763	183,826	6.96
その他の有利子資産：									
ルピー	557,025	20,248	3.63	551,641	19,121	3.47	600,640	19,747	3.29
外貨	135,643	1,126	0.83	172,546	2,345	1.36	166,797	3,875	2.32
その他の有利子資産合計	692,668	21,374	3.09	724,187	21,466	2.96	767,439	23,621	3.08
その他受取利息：									
ルピー		7,512			4,047			6,263	
外貨		5,150			2,326			61	
その他受取利息合計		12,661			6,373			6,324	
有利子資産：									
ルピー	6,201,888	548,842	8.85	6,883,110	572,935	8.32	7,752,784	663,490	8.56
外貨	1,709,852	63,053	3.69	1,560,519	51,241	3.28	1,587,263	59,129	3.73
有利子資産合計	7,911,740	611,895	7.73	8,443,631	624,176	7.39	9,340,049	722,619	7.74
固定資産	88,377			94,606			94,752		
その他の資産	1,339,744			1,523,526			1,705,169		
非収益資産合計	1,428,122			1,618,132			1,799,921		
総資産	9,339,862	611,895		10,061,763	624,176		11,139,970	722,619	

(単位：百万ルピー(％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2017年			2018年			2019年		
	平均残高	受取/ 支払利息	平均利回り /コスト (%)	平均残高	受取/ 支払利息	平均利回り /コスト (%)	平均残高	受取/ 支払利息	平均利回り /コスト (%)
負債：									
普通預金：									
ルビー	1,391,381	55,373	3.98	1,649,434	61,644	3.74	1,894,303	68,388	3.61
外貨	83,108	805	0.97	74,834	646	0.86	80,599	790	0.98
普通預金合計	1,474,489	56,177	3.81	1,724,268	62,290	3.61	1,974,902	69,177	3.50
定期預金：									
ルビー	2,163,756	162,366	7.50	2,494,447	168,087	6.74	2,787,129	191,019	6.85
外貨	383,130	14,084	3.68	256,534	7,020	2.74	336,152	9,756	2.90
定期預金合計	2,546,886	176,449	6.93	2,750,981	175,107	6.37	3,123,282	200,744	6.43
その他要求払い預金：									
ルビー	409,105			490,124			551,547		
外貨	67,693			72,933			75,719		
その他要求払い預金合計	476,798			563,057			627,266		
預金合計：									
ルビー	3,964,243	217,738	5.49	4,634,005	229,731	4.96	5,232,979	259,406	4.96
外貨	533,932	14,888	2.79	404,301	7,666	1.90	492,470	10,545	2.14
預金合計	4,498,175	232,626	5.17	5,038,306	237,397	4.71	5,725,449	269,952	4.71
借入金：									
ルビー	834,502	76,252	9.14	865,519	71,837	8.30	957,459	80,896	8.45
外貨	1,297,597	39,480	3.04	1,159,390	33,387	2.88	1,193,800	40,928	3.43
借入金合計	2,132,099	115,732	5.43	2,024,909	105,224	5.20	2,151,259	121,824	5.66
有利子負債：									
ルビー	4,798,745	293,990	6.13	5,499,524	301,568	5.48	6,190,438	340,302	5.50
外貨	1,831,529	54,368	2.97	1,563,691	41,053	2.63	1,686,270	51,473	3.05
有利子負債合計	6,630,273	348,358	5.25	7,063,215	342,620	4.85	7,876,708	391,775	4.97
優先株式資本	3,500			3,500			-		
その他の負債	1,703,366			1,902,934			2,130,057		
負債合計	8,337,139	348,358		8,969,649	342,620		10,006,765	391,775	
株主資本	1,002,723			1,092,114			1,133,205		
負債及び株主資本合計	9,339,862	348,358		10,061,763	342,620		11,139,970	391,775	

(1) 過年度の数値については、当期の分類と一致するように必要に応じて組み替えて/再分類して表示している。

## (b) 受取利息及び支払利息の残高及び金利の変化の分析

以下の表は、表示された期間中における純利息収入の構成項目の変化を示したものである。期間中の純利息収入の変化は、残高及び金利の変化の双方に基づき計算されていた。以下の表においては、残高と金利の双方に基づく変化は、残高に帰属するものとして計上されている。

	2017年度と比較した2018年度の数値の変化			2018年度と比較した2019年度の数値の変化		
	増加(減少)要因			増加(減少)要因		
	純変化	平均残高 の変化	平均金利の 変化	純変化	平均残高 の変化	平均金利の 変化
受取利息：						
貸付金：						
ルビー	21,984	43,959	(21,975)	68,180	62,859	5,321
外貨	(10,260)	(5,963)	(4,297)	8,140	726	7,414
貸付金合計	11,724	37,996	(26,272)	76,320	63,585	12,735
投資：						
ルビー	6,700	16,199	(9,499)	19,573	13,145	6,388
外貨	53	(293)	346	484	339	145
投資総額	6,753	15,906	(9,153)	20,057	13,484	6,533
その他の有利子資産：						
ルビー	(1,127)	(187)	(940)	626	1,611	(985)
外貨	1,219	502	717	1,530	(134)	1,663
その他の有利子資産合計	92	315	(223)	2,156	1,477	678
その他受取利息：						
ルビー	(3,465)	-	(3,465)	2,216	-	2,216
外貨	(2,824)	-	(2,824)	(2,265)	-	(2,265)
その他受取利息合計	(6,288)	-	(6,288)	(49)	-	(49)
受取利息合計：						
ルビー	24,092	59,971	(35,879)	90,555	77,615	12,940
外貨	(11,812)	(5,754)	(6,058)	7,889	931	6,957
受取利息合計	12,281	54,217	(41,936)	98,444	78,546	19,897
支払利息：						
普通預金：						
ルビー	6,271	9,644	(3,373)	6,744	8,840	(2,096)
外貨	(159)	(71)	(87)	144	56	87
普通預金合計	6,112	9,573	(3,460)	6,888	8,896	(2,009)
定期預金：						
ルビー	5,722	22,283	(16,562)	22,931	20,059	2,872
外貨	(7,063)	(3,464)	(3,599)	2,736	2,311	425
定期預金合計	(1,341)	18,819	(20,161)	25,667	22,370	3,297
預金合計：						
ルビー	11,993	31,927	(19,935)	29,675	28,899	776
外貨	(7,222)	(3,535)	(3,686)	2,880	2,367	512
預金合計	4,771	28,392	(23,621)	32,555	31,266	1,288
借入金：						
ルビー	(4,415)	2,574	(6,989)	9,059	7,768	1,291
外貨	(6,093)	(3,980)	(2,113)	7,541	1,180	6,362
借入金合計	(10,508)	(1,406)	(9,102)	16,600	8,948	7,653
支払利息合計：						
ルビー	7,578	34,501	(26,924)	38,734	36,667	2,067
外貨	(13,315)	(7,515)	(5,799)	10,421	3,547	6,874
支払利息合計	(5,737)	26,986	(32,723)	49,155	40,214	8,941
純利息収入：						
ルビー	16,514	25,470	(8,955)	51,861	40,951	10,910
外貨	1,503	1,761	(259)	(2,532)	(2,616)	83
純利息収入合計	18,018	27,231	(9,213)	49,329	38,335	10,993

## (c) 利回り、スプレッド及び純金利差益率

以下の表は、表示された期間中における有利子資産の利回り、スプレッド及び純金利差益率を示したものである。

(単位：百万ルピー(％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
受取利息(1)	552,291	594,980	611,895	624,176	722,660
有利子資産平均	6,449,192	7,246,635	7,911,740	8,443,631	9,340,049
支払利息	323,182	339,965	348,358	342,620	391,775
有利子負債平均	5,445,790	6,094,406	6,630,273	7,063,215	7,876,708
総資産平均	7,675,783	8,474,703	9,339,862	10,061,763	11,139,970
総資産平均に占める 有利子資産平均(％)	84.02	85.51	84.71	83.92	83.84
総資産平均に占める 有利子負債平均(％)	70.95	71.91	70.99	70.20	70.71
有利子負債平均に占める 有利子資産平均(％)	118.43	118.91	119.33	119.54	118.58
利回り(％)	8.56	8.21	7.73	7.39	7.74
ルピー(％)	9.97	9.53	8.85	8.32	8.56
外貨(％)	4.34	4.10	3.69	3.28	3.73
資金調達コスト(％)	5.93	5.57	5.25	4.85	4.97
ルピー(％)	7.16	6.76	6.13	5.48	5.50
外貨(％)	3.41	3.05	2.97	2.63	3.05
スプレッド(2)(％)	2.63	2.64	2.48	2.54	2.76
ルピー(％)	2.81	2.77	2.72	2.84	3.06
外貨(％)	0.93	1.05	0.72	0.66	0.68
純金利差益率(3)(％)	3.55	3.52	3.33	3.33	3.54
ルピー(％)	4.54	4.41	4.11	3.94	4.17
外貨(％)	0.58	0.74	0.51	0.65	0.48

- (1) 当行は、非課税所得につき課税がなされたものとして再計算した。課税がなされたものとして再計算された非課税所得における影響額は、2015年度には2.7十億ルピー、2016年度には2.0十億ルピー、2017年度には2.5十億ルピー、2018年度には2.6十億ルピー及び2019年度には2.8十億ルピーであった。
- (2) スプレッドは、有利子資産平均利回りと有利子負債平均コストの差である。有利子資産平均利回りは、有利子資産平均に対する受取利息の比率である。有利子負債平均コストは、有利子負債平均に対する支払利息の比率である。
- (3) 純金利差益率は、有利子資産平均に対する純利息収入の比率である。純金利差益率とスプレッドの差は、有利子資産平均と有利子負債平均の差から生じている。有利子資産平均が有利子負債平均を上回った場合、純金利差益率は、スプレッドより大きくなり、有利子負債平均が有利子資産平均を上回った場合、純金利差益率はスプレッドより小さくなる。
- (4) 過年度の数値については、当期の分類と一致するように必要に応じて組み替えて/再分類して表示している。

**(d) 純利息収入**

以下の表は、表示された期間中における純利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万( %の数値を除く。 ) )

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
受取利息(1)	621,623	719,817	1,173,302	15.8
支払利息	(342,620)	(391,775)	(638,593)	14.3
純利息収入	279,003	328,042	534,708	17.6

(1) 非課税所得については、課税がなされたものとしての再計算は行われていない。

純利息収入は、2018年度の279.0十億ルピーから17.6%増加して2019年度には328.0十億ルピーとなったが、これは、有利子資産の平均額が10.1%増加したこと及び純金利差益率が21ベースポイント増加したことに起因する。

**( ) 純金利差益率**

ルピー建ポートフォリオにおける純金利差益率は、2018年度の3.94%から23ベースポイント増加して2019年度には4.17%となり、外貨建ポートフォリオにおける純金利差益率は、2018年度の0.65%から17ベースポイント減少して2019年度には0.48%となった。しかしながら、純金利差益率の全体は、2018年度の3.33%から21ベースポイント増加して2019年度には3.54%となったが、これは主として、相対的に差益率の高いルピー建ポートフォリオのポートフォリオ合計に占める割合が増加したことに起因する。

ルピー建ポートフォリオに係る利回りは、2018年度の8.32%から24ベースポイント上昇して2019年度には8.56%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ルピー建貸付金の利回りは、2018年度の9.73%から13ベースポイント上昇して2019年度には9.86%となった。ルピー建投資に係る利回りは、2018年度における6.90%から27ベースポイント上昇して2019年度には7.17%となった。その他の有利子資産に係る利回りは、2018年度における3.47%から18ベースポイント低下して2019年度には3.29%となった。ルピー建ポートフォリオに係る利回りは、ルピー建ポートフォリオ合計に占めるルピー建貸付金の割合が増加したことにより、プラスの影響を受けた。
- ルピー建貸付金の利回りは、主に既存顧客の有する変動金利貸付が高金利の貸付に再設定され、貸付の増分が高金利で行われたことにより増加した。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (e) 貸付ポートフォリオ - ( ) 貸付の条件決定」も参照のこと。
- ルピー建有利子投資に係る国債の利回りは、主として高金利の国債に対する投資の増加及び変動利付債券の高金利での再設定に起因して上昇した。法定流動性比率投資以外に係る利回りは、主として預金証書、コマーシャル・ペーパー、パススルー証券及びミューチュアル・ファンドの利回りの上昇に起因して上昇した。
- その他の有利子資産に係る利回りは、2018年度における3.47%から18ベースポイント低下し、2019年度には3.29%となったが、これは主として、農業インフラ開発基金及びその他関連する預金に係る利回りの減少に起因する。
- 所得税還付に係る受取利息は、2018年度における2.8十億ルピーから増加し、2019年度には4.9十億ルピーとなった。かかる収益の受領、金額及び時期は、税務当局による決定の内容及び時期に左右されるため、一貫しておらず、また予測することもできない。

ルピー建ポートフォリオに係る資金調達コストは、2018年度の5.48%から2ベースポイント増加して2019年度には5.50%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ルピー建借入コストは、2018年度の8.30%から15ベースポイント増加し、2019年度には8.45%となった。これは主として、ICICIバンク及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドのルピー借入金コストの増加に起因している。ICICIバンクのルピー借入金コストの増加は主として、リファイナンスによる借入コスト並びにコールマネー及び長期の借入コストの増加に起因している。

- ・ルピー建預金コストは、2018年度及び2019年度において4.96%と安定を保った。

ルピー建定期預金コストは、2018年度の6.74%から11ベースポイント増加し、2019年度には6.85%となった。

ルピー建の普通預金コストは、2018年度の3.74%から13ベースポイント減少し、2019年度には3.61%となった。2017年8月19日以降、当行は、5百万ルピー未満の普通預金口座について金利を4.00%から50ベースポイント減少し、3.50%へと引き下げたが、2019年度にすべて反映された。

ルピー建の当座預金及び普通預金の平均額がルピー建平均預金総額に占める割合は、2018年度の46.2%から増加し、2019年度には46.7%となった。

外貨建ポートフォリオにおける純金利差益率は、2018年度の0.65%から17ベースポイント低下し、2019年度には0.48%となった。これは主として、資金コストの増加及び有利子負債平均の増加に起因するが、有利子資産平均額に係る利回りの増加により一部相殺された。外貨建有利子負債平均額は、2018年度の1,563.7十億ルピーから7.8%増加し、2019年度には1,686.3十億ルピーとなった。外貨建有利子資産平均額は、2018年度の1,560.5十億ルピーから1.7%増加し、2019年度には1,587.3十億ルピーとなった。

当行の外貨建ポートフォリオに係る利回りは、2018年度の3.28%から45ベースポイント上昇して2019年度には3.73%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ICICIバンクの海外支店の有利子資産平均額に係る利回りは、主として平均貸付金及び投資に係る利回りが上昇したことに起因して上昇した。海外支店の平均貸付金に係る利回りは上昇したが、これは主として、不良資産に係る利息の回収が高まったこと及びLIBORが上昇したことに起因している。
- ・当行は固定金利の外貨建債券借入を行っている。市場リスクを管理するため、当行は固定/変動の非トレーディング金利スワップを行っており、当行が固定金利を受け取り、変動金利を支払っている。このため当行は、2019年度において、主にLIBORの上昇により、2018年度における2.1十億ルピーの利息収入と比較して、2.5十億ルピーの支払利息を有していた。
- ・ICICIバンクUKにおける有利子資産平均に係る利回りは上昇したが、これは主として平均貸付金に係る利回りの上昇によるものである。平均貸付金に係る利回りの上昇は、主としてLIBORの上昇により、法人向け貸付に係る利回りが上昇したことに起因している。
- ・ICICIバンク・カナダにおける有利子資産平均に係る利回りは上昇したが、これは主として平均貸付金に係る利回りの上昇に起因している。平均貸付金に係る利回りは増加したが、これは主として高利回りの法人向け貸付金及び従来型モーゲージ・ポートフォリオが増加し、高利回りの証券化された保険付モーゲージ・ポートフォリオの減少により一部相殺されたことに起因している。平均投資に係る利回りは増加したが、これは主としてより高利回りである投資の増加及び低利回りである投資の売却/満了に起因するものである。

外貨建ポートフォリオの資金調達コストは、2018年度の2.63%から42ベースポイント増加し、2019年度には3.05%となったが、これは以下の要因によるものであった。

- ・ICICIバンクの外貨資金の資金調達コストは、主として借入コストの増加により増加した。借入コストの増加は、主としてLIBORの上昇によるコールマネー及び長期の借入コストの増加に起因している。
- ・ICICIバンクUKの資金調達コストは、主として預金コスト及び借入コストの増加により増加した。預金コストは、主として定期預金コストの増加により増加した。借入コストは、主としてLIBORの上昇及びその他の借入と比べて比較的成本が高いTier 2 債券の発行に起因して増加した。
- ・ICICIバンク・カナダの資金調達コストは、主として預金コスト及び借入コストの増加により増加した。預金コストは、主として定期預金が増加したことにより増加した。借入コストは主として、借入金総額において、比較的成本の高い証券化された借入金の割合が増加したことにより増加した。

当行の貸付金の利回り、受取利息、純利息収入及び純金利差益率は、不良資産からの回収、体系的な流動性、競争環境及び規制の進展の影響を今後も受け続ける可能性が高い。回収及び所得税還付に係る受取利息のタイミング及び額は、不確実である。当行は、当座預金及び普通預金の継続的な成長を見込んでいるが、小口向け定期預金の成長が増大することで、平均預金総額に占める平均当座預金及び平均普通預金の割合は、一定程度減少する可能性が高い。

インド準備銀行は、2018年12月5日付の開発・規制政策の綱領において、2019年4月1日からすべての新規の変動金利貸付（住宅、自動車等）並びに零細企業及び小規模企業向け変動金利貸付が、規定の外部金利の1つを指標とすべきであることが提案された。最終ガイドラインはまだ出されていない。基準金利の決定方法の変更が、当行の受取利息、貸付金の利回り、純利息収入及び純金利差益率に影響を及ぼす可能性が高い。

## （ ） 有利子資産

有利子資産平均額は、2018年度の8,443.6十億ルピーから10.6%増加して2019年度には9,340.0十億ルピーとなった。有利子資産平均額の増加は、主として貸付平均額が655.5十億ルピー増加したこと及び有利子投資平均額が197.7十億ルピー増加したことに起因する。

貸付平均額は、2018年度の5,275.4十億ルピーから12.4%増加して2019年度には5,930.8十億ルピーとなった。ルピー建貸付平均額は、主として小口向け貸付が増加したことにより、2018年度の3,991.1十億ルピーから16.0%増加して2019年度には4,628.6十億ルピーとなった。外貨建貸付平均額は、2018年度の1,284.3十億ルピーから1.4%増加して2019年度には1,302.3十億ルピーとなった。

有利子投資平均額は、2018年度の2,444.1十億ルピーから8.0%増加して2019年度には2,641.8十億ルピーとなった。ルピー建投資平均額は、2018年度の2,340.4十億ルピーから7.8%増加して2019年度には2,523.6十億ルピーとなったが、これは主として、インド国債に対する投資額が、2018年度の1,636.3十億ルピーから10.1%増加して2019年度には1,801.7十億ルピーとなったことに起因する。その他のルピー建投資平均額は、2018年度の704.1十億ルピーから2.5%増加して2019年度には721.9十億ルピーとなった。インド国債以外のルピー建有利子投資には、社債及びディベチャー、預金証書、コマーシャル・ペーパー、パススルー証書及び流動性の高いミューチュアル・ファンドに対する投資が含まれる。外貨建投資平均額は、2018年度の103.7十億ルピーから13.9%増加して2019年度には118.2十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKによる短期国債への投資が増加したことに起因する。

その他の有利子資産平均額は、2018年度の724.2十億ルピーから6.0%増加して2019年度には767.4十億ルピーとなった。これは主として、インド国外の銀行における預け金残高、農業インフラ開発基金及びその他関連する預金が増加したことに起因するが、コールマネーの貸付の減少により一部相殺された。

## （ ） 有利子負債

有利子負債平均額は、主として預金平均額が687.1十億ルピー、平均貸付が126.4十億ルピー増加したことにより、2018年度の7,063.2十億ルピーから11.5%増加して2019年度には7,876.7十億ルピーとなった。

ルピー建有利子負債平均額は、2018年度の5,499.5十億ルピーから12.6%増加して2019年度には6,190.4十億ルピーとなった。ルピー建定期預金平均額は、2018年度の2,494.4十億ルピーから11.7%増加して2019年度には2,787.1十億ルピーとなった。ルピー建ての当座預金及び普通預金の平均額は、2018年度の2,139.6十億ルピーから14.3%増加して2019年度には2,445.9十億ルピーとなった。

ルピー建借入平均額は、2018年度の865.5十億ルピーから10.6%増加して2019年度には957.5十億ルピーとなった。

外貨建有利子負債平均額は、2018年度の1,563.7十億ルピーから7.8%増加して2019年度には1,686.3十億ルピーとなった。外貨建預金平均額は、2018年度の404.3十億ルピーから21.8%増加して2019年度には492.5十億ルピーとなった。ICICIバンクの外貨建預金平均額は、主として外貨建非居住者向け預金の増加により増加した。

外貨借入平均額は、2018年度の1,159.4十億ルピーから3.0%増加して2019年度には1,193.8十億ルピーとなった。ICICIバンクの外貨借入は、主としてコールマネー及び定期借入の増加により増加した。ICICIバンク・カナダの借入平均額は、主として担保付借入を返済したことにより減少した。米ドルベースでのICICIバンクUKの借入平均額は、年間を通じて同水準を維持した。一方、ルピーベースでのICICIバンクUKの借入平均額は、2019年度中のルピーに対する米ドル高により増加した。「 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (f) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

## (e) 非利息収入

以下の表は、表示された期間中における非利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
手数料、為替及び取引手数料	112,629	126,057	205,473	11.9
財務関連業務の収益 / (損失) (正味) (1)	83,927	43,816	71,420	(47.8)
土地、建物及びその他の資産の売却 利益 / (損失) (正味)	29	(22)	(36)	N/M
保険料及びその他保険事業による営業 収益	369,369	420,939	686,131	14.0
雑収益	2,114	2,460	4,010	16.4
非利息収入合計	568,068	593,250	966,998	4.4

N/M - 非適用

- (1) 投資の売却 / 再評価及び為替取引に係る利益 / (損失) を含む。
- (2) 重要でない金額。

非利息収入は、主として当行の保険事業に関する収益、手数料、為替及び取引手数料収入、財務関連業務の収益 / (損失) 並びにその他の雑収益が含まれる。非利息収入に関するこの分析は、前述した世界及びインド経済の変化の状況、金融市場活動、競争環境、顧客活動水準並びに当行の戦略の背景と照らし合わせて読まれるべきである。

非利息収入は、2018年度の568.1十億ルピーから4.4%増加し、2019年度には593.3十億ルピーとなった。これは主として、正味既経過保険料及びその他保険事業及び手数料による営業収益並びに為替及び仲介手数料の収益の増加によるものであり財務関連業務の減少により一部相殺された。

### ( ) 手数料、為替及び取引手数料

手数料、為替及び取引手数料収入には、主に当行の銀行事業からの手数料、並びに当行の証券仲買子会社、資産管理子会社及びプライベート・エクイティ・ファンド運用子会社における手数料及び取引手数料収入が含まれる。当行の銀行事業からの手数料収入の主な内訳は、貸付金処理手数料、商業銀行業務手数料及びストラクチャリング手数料等の小口顧客からの手数料並びに貸付金処理手数料、クレジットカード及びデビットカードに係る手数料及び小口向け預金口座に係るサービス手数料等の小口顧客からの手数料収入である。

手数料、為替及び取引手数料収入は、2018年度の112.6十億ルピーから11.9%増加し、2019年度には126.1十億ルピーとなった。ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、2018年度の87.9十億ルピーから16.4%増加し、2019年度には102.3十億ルピーとなった。ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、主として、クレジットカード手数料、小口向け預金顧客からの手数料及び貸付関連手数料等の小口顧客からの手数料収入の増加により増加した。資産管理子会社における手数料、為替手数料及び取引手数料は、2018年度の18.2十億ルピーと比較して、2019年度には19.3十億ルピーに増加したが、これは主として運用中の資産平均額の増加によるものである。当行の証券仲介業子会社の手数料、為替手数料及び取引手数料は、2018年度の16.8十億ルピーから減少して、2019年度には15.1十億ルピーとなったが、これは取引手数料、コーポレート・ファイナンス手数料及び第三者商品の販売手数料の減少によるものである。当行の証券仲介業子会社の取引手数料は、主として現物株の取引量の減少により減少したが、2019年度のデリバティブの取引量が2018年度と比較して増加したことにより一部相殺された。

### ( ) 財務関連業務の収益(正味)

財務関連業務からの収益には、投資の売却利益並びに固定利付債券、普通株式及び優先株式ポートフォリオ、ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ・ファンドのユニット、ミューチュアル・ファンドのユニット並びに資産再構築会社により発行された有価証券受領証における未実現利益/(損失)の変動による投資の再評価が含まれる。さらに、外国為替取引(顧客とのあらゆる外国為替取引並びにオプション及びスワップを含むデリバティブ取引により構成される。)からの利益が含まれる。

財務関連業務の収益は、2018年度の83.9十億ルピーから減少して、2019年度には43.8十億ルピーとなった。

当行の株式ポートフォリオからの収益は、2018年度における57.7十億ルピーから減少して2019年度には19.9十億ルピーとなった。2019年度における当行の株式ポートフォリオからの収益には、主として、証券取引所における売出しを通じた、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにおける持分の売却による10.1十億ルピーの利益が含まれている。2018年度における当行の株式ポートフォリオからの収益には、主として、ICICIロンバート・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの持分の売却による17.1十億ルピーの利益及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの新規株式公開を通じた株式の売却による32.1十億ルピーの利益が含まれている。

当行の国債のポートフォリオ及びその他の固定利付債券のポジションからの収益は、2018年度における10.2十億ルピーから減少して2019年度には0.6十億ルピーとなった。2018年度において、国債ポートフォリオ及びその他の固定利付ポジションによる利益は増加したが、これは主として国債ポートフォリオ及びその他の固定利付ポジションにおける実現利益が増加したことによるものである。

顧客との取引を含む外国為替取引及び顧客とのデリバティブ取引に係る利鞘からの利益は、2018年度の16.0十億ルピーから増加して2019年度には17.8十億ルピーとなった。

### ( ) 保険事業に関する収益

当行の保険事業からの収益は、正味保険料収入、報酬及び手数料収入、解約手数料並びに保険の担保権実行に係る収益を含んでいる。当行の保険事業からの収益は、2018年度の368.6十億ルピーから13.2%増加して2019年度には417.1十億ルピーとなった。これは、当行の生命保険事業及び総合保険事業の両方に関して収益が増加したことに起因する。

当行の生命保険事業からの収益は、2018年度における291.3十億ルピーから12.1%増加して2019年度には326.5十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社からの正味保険料収入は、2018年度における267.0十億ルピーから13.0%増加して2019年度には301.7十億ルピーとなった。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入（出再保険料控除後の総額）は、2018年度の270.7十億ルピーから14.3%増加して2019年度には309.3十億ルピーとなった。これは主として、小口向け継続保険料及びグループ保険料が増加したことによる。小口向け継続保険料は、2018年度の175.0十億ルピーから15.6%増加して2019年度には202.3十億ルピーとなった。当グループの保険料は、2018年度の11.7十億ルピーから増加して2019年度には25.7十億ルピーとなった。小口向け新規事業保険料は、2018年度の84.0十億ルピーから3.1%減少して2019年度には81.4十億ルピーとなった。当行の生命保険子会社の報酬及びその他の生命保険関連収益は、2018年度の24.4十億ルピーから増加し、2019年度には24.9十億ルピーとなった。

当行の総合保険事業からの収益は、2018年度の77.3十億ルピーから17.2%増加して2019年度には90.6十億ルピーとなった。

当行の総合保険子会社の正味保険料収入は、2018年度の67.0十億ルピーから増加し、2019年度には81.5十億ルピーとなった。これは主として、自動車保険事業、健康保険事業及び傷害保険事業の躍進に起因する。当行の総合保険子会社の手数料収入は、2018年度の10.3十億ルピーから減少し、2019年度には9.1十億ルピーとなった。これは主として、農業保険事業の再保険手数料の減少に起因する。

### ( ) 雑収益

雑収益は、2018年度の2.1十億ルピーから増加し、2019年度には2.5十億ルピーとなった。

### (f) 非利息費用

以下の表は、表示された期間中における非利息費用の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万( %の数値を除く。 ) )

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
従業員に関する支払額 及び引当金	83,335	94,253	153,632	13.1
当行の不動産に 関する減価償却	9,221	9,458	15,417	2.6
監査報酬及び費用	259	295	481	13.9
保険事業に関する 費用	336,374	391,686	638,448	16.4
その他の管理費	128,367	146,896	239,440	14.4
非利息費用合計	557,556	642,588	1,047,418	15.3

非利息費用は、主として当行の保険事業に関する費用、従業員に関する支払額及び引当金並びにその他の管理費を含む。営業費用は、2018年度の557.6十億ルピーから15.3%増加し、2019年度には642.6十億ルピーとなった。これは主として、保険事業に関する費用、その他の管理費、並びに従業員に関する支払額及び引当金の増加によるものである。

### ( ) 従業員に関する支払額及び引当金

雇用経費は、2018年度の83.3十億ルピーから13.1%増加し、2019年度には94.3十億ルピーとなった。当行の従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）は、2018年度末現在の112,360名から増加し、2019年度末現在には117,340名となった。

ICICIバンクの雇用経費は、2018年度の59.1十億ルピーから15.1%増加し、2019年度には68.1十億ルピーとなった。雇用経費の増加は、主として、国債の利回りに連動する割引率の低下による退職金債務の増加並びに物価調整手当及び業績連動ボーナス及び業績連動退職金に対する引当金の増加によるものである。ICICIバンクの平均従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）は、2018年度における83,577名から増加し、2019年度には84,523名となった。将来的な国債の利回りの変動により、従業員の退職金債務及び雇用経費に影響が及ぶ可能性がある。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2018年度の9.7十億ルピーからわずかに増加し、2019年度には9.8十億ルピーとなった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2018年度の5.1十億ルピーから16.9%増加し、2019年度には6.0十億ルピーとなったが、これは主として、平均従業員数の増加及び年次昇給によるものである。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーの雇用経費は、2018年度における2.1十億ルピーから13.6%増加し、2019年度には2.4十億ルピーとなった。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーの雇用経費は、2018年度の0.3十億ルピーから増加し、2019年度には0.7十億ルピーとなったが、これは主として、平均従業員数の増加によるものである。

#### ( ) 減価償却

当行の不動産に関する減価償却は、2018年度の9.2十億ルピーから2.6%増加し、2019年度には9.5十億ルピーとなった。

#### ( ) その他の管理費

その他の管理費には、主として賃借料、税金及び照明費、広告宣伝費、保守修繕費、直接販売代理店費用並びにその他の費用が含まれる。その他の管理費は、2018年度の128.4十億ルピーから14.4%増加し、2019年度には146.9十億ルピーとなったが、かかる増加は、主としてICICIバンク及び当行の生命保険子会社の費用の増加によるものであるが、当行の総合保険子会社及び資産管理子会社の費用の削減により一部相殺された。ICICIバンクのその他の管理費は、2018年度の90.0十億ルピーから増加し、2019年度には104.9十億ルピーとなったが、これは主として小口向け事業件数の増加に起因する。

当行の生命保険子会社のその他の管理費は、2018年度の11.6十億ルピーから増加し、2019年度には16.2十億ルピーとなったが、これは主として、販売及びマーケティング費用の増加によるものである。

当行の総合保険子会社のその他の管理費は、2018年度の15.8十億ルピーから減少し、2019年度には13.9十億ルピーとなったが、これは主として、事業支援費用の減少によるものである。事業支援費用は、主として、インド保険業規制開発委員会により策定された自動車保険サービスプロバイダー・ガイドラインの施行により、自動車保険セグメントの販売手数料を「支払手数料」として計上したことにより減少した。

当行の資産管理子会社のその他の管理費は、2018年度の7.2十億ルピーから減少し、2019年度には6.7十億ルピーとなったが、これは主として、ファンド関連費用の減少によるものである。

#### ( ) 保険事業に関する費用

当行の保険事業に関する費用には、支払保険金及び支払給付金、支払手数料並びに責任準備金（当行の生命保険事業に関連したユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）が含まれる。かかる保険事業に関する費用は、2018年度の336.4十億ルピーから16.4%増加して、2019年度には391.7十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社に関する費用は、2018年度の277.0十億ルピーから15.0%増加して、2019年度には318.5十億ルピーとなった。これは主として、関連する保険料及び責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）に関する費用の増加によるものである。

生命保険事業の責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）は、2018年度の257.0十億ルピーから15.1%増加し、2019年度には295.9十億ルピーとなったが、これは主として、当行のユニットリンク保険事業における契約高が増加したことによるものであった。当行の生命保険事業に関連した保険契約に係る保険料の投資可能部分は、リスク補填に係る手数料及び保険料の差引後、原資金に対して投資された、生命保険事業に関連した保険契約から受領する継続保険料を含む保険料の金額を表す。支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料は、2018年度の19.9十億ルピーから13.6%増加し、2019年度には22.6十億ルピーとなった。かかる増加は主として、死亡保険金、満期保険金及び生存保険金の増加並びに支払手数料の増加によるものである。支払手数料の増加は、主として保険料総額の増加によるものである。インドにおける保険会社の会計基準に従って、当行は、顧客獲得費用を償却せず、発生時に費用として計上する。

当行の総合保険子会社に関する費用は、主に支払保険金及び支払給付金並びに手数料費用の増加により、2018年度の59.4十億ルピーから増加し、2019年度には73.1十億ルピーとなった。支払保険金及び支払給付金は、2018年度の53.1十億ルピーから18.8%増加し、2019年度には63.1十億ルピーとなった。

「 - 第 2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (b) 当行の商品及びサービスの概要 - ( ) 保険」も参照のこと。

## (g) 引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）

### ( ) 不良資産及び条件緩和貸付に関する引当金

インド準備銀行は、過去5年間にわたって不良債権の特定及び分類に関するガイダンスを大幅に拡大したため、当行において不良債権に分類される貸付金が増え引当金が増加した。

2014年4月1日付で、インド準備銀行はストレス資産の早期特定及び早期解消のための枠組みを含むガイドラインを策定した。当該ガイドラインでは、リストラクチャリングとなっていない又は不良債権への分類がなされていないものの様々な指標により負荷の初期兆候が現れていると特定される案件から成る「特別注意勘定」の資産分類区分が導入された。各銀行は、互いに特別注意勘定区分に関するデータの共有、共同貸付人フォーラムの設置及びかかる勘定の共同での解消に向けた行動計画の立案を義務付けられた。

2015年4月1日以降、条件緩和貸付（指定された期間を上限としてプロジェクト実施の遅延によるものを除く。）は、不良債権として分類されなければならなかった。プロジェクト実施のために供与された貸付で、プロジェクト実施の遅延（指定された期間を上限とする。）を理由としてリストラクチャリングされたものは、インド準備銀行の定める一定の条件を満たした場合、不良資産への分類が引き続き猶予された。

2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題並びにインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含むインドの銀行システムには、2016年度下半期において、不良債権への繰入の水準の大幅な上昇が見られた。

2017年4月、インド準備銀行は、銀行に対して、正常先資産につきインド準備銀行が規定する比率よりも高い比率（工業部門並びに部門別リスク及び傾向についての評価に基づく。）で引当金を設定するための取締役会承認方針を導入するよう指示した。特に、インド準備銀行は、電気通信部門のリスクを重視し、銀行に対して、当該部門に関する評価を2017年6月30日までに完了するよう指示した。さらに、2017年4月、インド準備銀行は、銀行に対して、銀行が計上するものと年次監督プロセスを通じてインド準備銀行が評価するものとの間の資産分類及び引当金設定における乖離を開示するように要求した。インド準備銀行により評価された追加引当金の設定要件が当該期間について開示された税引後純利益の15.0%（2019年4月に策定されたインド準備銀行の改定ガイドラインに基づく）と、引当金及び偶発債務控除前公表利益の10.0%）を超過した場合、若しくはインド準備銀行により確認された追加総不良資産が参照期間について開示された増加総不良資産の15.0%を超過した場合、又はその両方の場合、開示が義務付けられた。

2017年6月、インド準備銀行は、銀行に対して、一部の法人借入人に関して2016年に制定された破産・倒産法に基づく手続を開始するよう指示した。破産・倒産法に基づき、かかる借入人に対する破綻処理計画が所定の期限内に完了するよう要求されることとなり、完了できない場合、かかる借入人は清算の手続に入る。インド準備銀行はまた、かかる借入人に対する貸付に関する引当金の増額を規定した。2017年8月、インド準備銀行は、追加勘定を特定し、残りの債務が2つの外部信用格付機関により投資適格に格付けされた破綻処理計画が2017年12月13日までに実施されなかった場合、2017年12月31日までに破産・倒産法の規定に基づく破産再生手続を開始するよう、銀行に指示した。

2018年2月、インド準備銀行は、特定の基準を満たす破綻処理が所定の期限内に完了しなかった場合の、不良債権によるストレスを受けた借入人の期限を定めた破綻処理、早期破綻処理スキームの廃止及び借入人に関する破産・倒産法に基づく手続の開始を目的とした指示及びガイドラインを策定した。早期破綻処理のメカニズムの廃止を別として、インド準備銀行は、破綻処理の選択肢を検討するために銀行が設立した委員会である共同貸付人フォーラムも廃止した。かかるガイドラインは、インド準備銀行が規定する破綻処理スキームが開始された借入人勘定の分類の現状維持の利益を廃止し、これにより当行を含む銀行は、インド準備銀行の破綻処理スキームに基づき資産を定率法で不良資産として分類した。

2019年4月、最高裁判所は、ストレス資産解消のための改定枠組みに関する2018年2月12日付のインド準備銀行の通知書が違憲であるという判決を下した。インド準備銀行は、2019年6月7日、改定版の銀行によるストレス資産解消のための健全性に係る枠組みを策定した。改定ガイドラインにより、銀行は現在、貸付人の総エクスポージャーが20.0十億ルピー（2020年1月1日以降は15.0十億ルピー）以上となった場合、「見直し期間」の終了時から180日（債務不履行から30日）以内に未払勘定に係る破綻処理計画を実施することを義務付けられ、それができなかった場合、銀行は、20.0%の追加引当金を設定しなければならない。破綻処理計画が「見直し期間」の開始から365日以内に実施されない場合、銀行はさらに15.0%の追加引当金を設定しなければならない。さらに、追加引当金の半分は、破産・倒産法に基づく破産申請により取り崩すことができ、残りの追加引当金は、借入人が同法に基づく破産再生手続の開始を承認することにより取り崩すことができる。破綻処理計画の実施時には、借入人がすべての貸付人との間の未払いを決済した日から6ヶ月間又は債務の譲渡/回収の完了時に債務不履行に陥っていない場合、追加引当金を取り崩すことができる。さらに、当該ガイドラインは、銀行が財政難に陥っている借入人を特定することを義務付けている。財政難の指標には、債務不履行、キャッシュ・フロー予測、口座の状況等が含まれることがある。これにより、一時的な財政難に直面している借入人等が成長に必要な資金を調達する際に課題が生じ、またその返済能力に影響が及ぶ可能性がある。

破産・倒産法に基づき照会される勘定の破綻処理手続は、法律及び裁判所の両方の決定により定期的な修正が枠組みに組み入れられ、未だ発展中である。2019年度中、いくつかの大口の勘定が同法に基づき破綻処理された。しかしながら、同法に基づき照会される勘定の破綻処理には遅延が生じている。勘定の破綻処理が完了せず、借入人が清算に入った場合、担保の市場価値が低下し、その結果として貸付人による支払回収に影響を与える可能性がある。

ICICIバンクは、インド準備銀行のガイドラインに従って、その資産（海外支店の資産を含む。）を優良であるか不良であるかに分類している。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーについては、貸付及びその他の与信枠をその規制機関である国立住宅銀行のガイドラインに従って分類している。当行の英国子会社における貸付は、貸付の最初の認識後に生じた1つ又は複数の事由の結果として減損が生じた（損失事由）具体的な証拠があり、かつかかる損失事由が確実に予測することが可能な貸付の将来における予測キャッシュ・フローに影響を与える場合、減損貸付として分類される。当行のカナダ子会社における貸付は、将来における予測キャッシュ・フローに悪影響を与える1つ又は複数の事由が生じた場合、信用減損されたものとみなされる。インド準備銀行のガイドラインの下、不良資産は、一定の所定の基準に基づき、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産に分類される。海外支店が保有する貸付で、貸付実施国の規定に従い、回収実績以外の理由により不良債権であると特定されるもののうち、既存のインド準備銀行のガイドラインに従うと正常であるものは、貸付実施国における貸付残高である限り不良債権であると特定される。当行の不良資産は、貸付の他に信用代替商品を含み、これらは資金拠出された信用エクスポージャーである。インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを定めている。

リストラクチャリングされた貸付は、2015年3月31日より前に既に条件が緩和された貸付又は2015年4月1日より前に提案され、その後予定どおりに効力を生じたリストラクチャリングを除き、2015年4月1日以降、不良債権として分類される。しかし、プロジェクトの実施のために供与された貸付で、プロジェクトの実施の遅延（指定された期間を上限とする。）を理由としてリストラクチャリングされたものは、インド準備銀行の定める一定の条件を満たした場合、資産の分類において不良への該当を引き続き猶予される。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類」も参照のこと。

当行は、2016年4月以降、不良資産特定のため、主に規模、信用格付及び延滞日数に係る一定の閾値パラメーターを満たす貸付勘定の検討に関する内部統制を強化している。

ICICIバンクは正常先資産、要管理先資産及び破綻懸念先資産に対する引当金を、インド準備銀行が定める利率で設定している。破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保の部分については、インド準備銀行のガイドラインにより定められる範囲内で、引当金の繰入又は貸倒償却がなされる。海外支店の貸付については、インド準備銀行の規制又は受入国の規制に従い、いずれが多い方の額で引当金を設定する。インド準備銀行により定められた引当金の最低レベルに従い、小口向け不良債権に対する引当金は、借入人の水準で当行の小口向け資産引当方針に基づき設定される。当行は、破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に付託される勘定に対する追加引当金に関するインド準備銀行の指示を含めたインド準備銀行による指示に従い、不良債権及び不良貸付並びに特定の実施債券及び実施貸付に対する特定引当金を保有している。小口向け貸付について当行が保有する特定引当金は、規制上の最低要件よりも多い。

インド準備銀行に不正があると報告され、破綻懸念先勘定に分類された非小口に対する貸付については、その証券価値を考慮することなくその全額に対して、不正が報告された四半期から4四半期を超えない期間にわたり引当金が設定される。インド準備銀行への不正に関する報告が遅れたか、又は破綻先勘定に分類された非小口に対する貸付については、その全額に対して直ちに引当金が設定される。小口向け勘定において不正がある場合、その全額に対して直ちに引当金が設定される。貸付条件が緩和/再調整された貸付に対する引当金は、銀行による貸付のリストラクチャリングに係るインド準備銀行のガイドラインに従って設定している。不良資産に係る特定の引当金に加えて、当行は、正常先貸付及び貸付条件が緩和/再調整された貸付に対する一般引当金を、インド準備銀行が定める利率で保持している。海外支店の正常先貸付については、貸付実施国の規制要件及びインド準備銀行の要件のうちより多い額の一般引当金を設定している。また、当行は特にストレスを受ける部門の特定借入人に対する貸付金に対して追加の一般引当金を設定している。当行は、取締役会が承認した方針に従い、年間の流動引当金を特定引当金及び一般引当金を超過して設定することができる。流動引当金は、取締役会及びインド準備銀行の承認を得た場合にのみ利用することができる。

「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類」も参照のこと。

## ( ) 不良資産

以下の表は、表示された日付における不良資産に関する一定の情報を示したものである。

(単位：百万( %の数値を除く。 ) )

3月31日現在

	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
期首残高(不良資産総額)	458,861	575,261	937,675	25.4
追加：当年度中における新規不良資産	295,969	120,793	196,893	(59.2)
控除：当期中に格上げされた貸付	(38,668)	(18,268)	(29,777)	(52.8)
控除：回収(格上げされた口座による回収を除く。)(1)	(48,103)	(62,596)	(102,031)	30.1
控除：償却	(92,798)	(123,345)	(201,052)	32.9
不良資産総額(2)	575,261	491,845	801,707	(14.5)
不良資産に関する引当金(2)	(281,714)	(348,522)	(568,091)	23.7
不良資産純額(2)	293,547	143,323	233,616	(51.2)
顧客資産総額	6,681,141	7,535,320	12,282,572	12.8
顧客資産純額	6,393,368	7,183,487	11,709,084	12.4
不良資産総額の顧客資産総額に対する比率	8.6%	6.5%		
不良資産純額の顧客資産純額に対する比率	4.6%	2.0%		

(1) 主にパススルー証券の形での有価証券受領証の引換えに資産再構築会社に譲渡した不良資産を含む。

(2) 各子会社の規制当局により策定されたガイドラインに従って不良債権又は減損貸付と認められたものを含む。

2012年度以降、インドの法人部門はいくつかの課題に直面し、これにより企業のキャッシュ・フローは予想を下回り、法人部門のレバレッジ削減は引き続き停滞した。インド準備銀行はまた、2016年度より、認識を高め、法人部門のストレス勘定に対する引当金を積み増すためのいくつかの措置を開始した。その結果、2016年度より、不良債権（当行を含む銀行部門の条件緩和貸付から不良債権状態への悪化を含む。）に対する追加金の水準が大幅に上昇した。2018年度において、インド準備銀行がストレス資産解消のための新たな枠組みを導入し、解消のための既存の計画を取り下げたことで、同年度中、インド準備銀行の破綻処理計画に基づく資産を不良資産として分類することに拍車がかかった。2018年度において、インド準備銀行は、特定の法人借入人に関して、2016年に制定された破産・倒産法に基づく手続の開始を各銀行に指示した。同法に基づき、これらの借入人に関する破綻処理計画は、規定された期間内に最終化することが要求され、期間内に最終化されなかった場合、当該借入人は清算しなければならない。インド準備銀行はまた、これらの借入人に対する貸付について高い引当金を設定した。

2019年度中、当行を含む銀行部門の不良資産に対する追加金は抑えられた。しかしながら、当行を含む銀行により設定された引当金は、銀行が既存の不良債権のポートフォリオに対する追加引当金を設定し続けたことにより増加し続けた。2019年度中、いくつかの大口の勘定が破産・倒産法に基づき破綻処理された。さらに、2019年度中、主にインフラ部門に關与する大手の銀行以外の金融会社による債務不履行を受け、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社に課題が生じた。その結果、流動性の状況が厳しくなり、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社の債務の利回りが上昇し、資金調達及び成長の課題へとつながった。銀行以外の金融会社は貸付を縮小しているため、その借入人にリファイナンスの課題が生じ得る。さらに、特定の部門及び不動産デベロッパー等の借入人グループにも課題が生じ、上場しているグループ会社の株式持分を担保に借入を行った借入人グループは、リファイナンスの課題に直面した。

商業ローン不良債権に対する追加金の総額は、2018年度の267.2十億ルピーから減少して2019年度には91.6十億ルピーとなった。2019年度において、当行は、12.9十億ルピー（2018年度は34.6十億ルピー）の商業ローン不良債権の格上げを行い、51.4十億ルピー（2018年度は39.9十億ルピー）の商業ローン不良債権の回収を行った。商業ローンは、債務者特有の回収の確率及び貸付の回収可能性の評価に基づき償却された2018年度における88.7十億ルピーと比べて、2019年度は121.7十億ルピーが償却された。商業ローンの不良債権総額は、2018年度末現在の534.8十億ルピーから減少し、2019年度末現在は440.4十億ルピーとなった。

消費者ローンの不良債権の増加分総額は、2018年度において28.8十億ルピーであったのに対し、2019年度には29.2十億ルピーとなった。2019年度中に当行が格上げを行った消費者ローンの不良債権は、2018年度中の4.1十億ルピーに対し、5.4十億ルピーであった。2019年度中、当行は消費者ローンの不良債権を11.2十億ルピー（2018年度は8.2十億ルピー）回収し、1.6十億ルピー（2018年度は4.1十億ルピー）償却した。消費者ローンの不良債権総額は、2018年度末現在の40.5十億ルピーから増加し、2019年度末現在は51.4十億ルピーとなった。

上記の結果、当行の不良資産総額は、2018年度末現在の575.3十億ルピーから14.5%減少し、2019年度末現在には491.8十億ルピーとなった。当行の不良資産純額は、2018年度末現在の293.5十億ルピーから51.2%減少し、2019年度末現在には143.3十億ルピーとなった。不良資産純額の比率は、2018年度末現在の4.6%から減少し、2019年度末現在には2.0%となった。

不良債権として分類された借入人に対する資金を基盤としない残高の総額は、2019年3月31日現在には42.2十億ルピーであった。

投資不適格格付に内部格付けされた勘定に対する当行の貸付純額（不良債権純額及び条件緩和貸付額を除く。）は、2019年度末現在において134.7十億ルピーであり、当行の貸付純総額の約2.1%を占める。

「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 不良資産」も参照のこと。

## ( ) 条件緩和貸付

以下の表は、表示された日付における条件緩和正常先貸付に関するロールフォワード及び平均残高の情報を示したものである。

(単位：百万( %の数値を除く。 ) )  
3月31日現在

	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
期首残高(条件緩和貸付総額)	50,855	18,579	30,284	(63.5)
追加：当年度中にリストラクチャリングされた貸付	7	293	478	-
追加：過去の条件緩和貸付 / 借入人の貸付残高の増加	2,161	193	315	(91.1)
控除：当年度中に正常先資産区分に格上げされた貸付	-	(10,402)	(16,955)	-
控除：当年度中に不良債権区分に格下げされた貸付	(22,838)	(3,959)	(6,453)	(82.7)
控除：当年度中の返済額 / 経営変更 / 当年度中に転換された株式	(11,605)	(965)	(1,573)	(91.7)
条件緩和貸付総額	18,579	3,737	6,091	(79.9)
条件緩和貸付に対する引当金	(628)	(279)	(455)	(55.6)
条件緩和貸付純額	17,951	3,458	5,637	(80.7)
条件緩和貸付純額の平均残高(1)	27,586	11,091	18,078	(59.8)
顧客資産総額	6,681,141	7,535,320	12,282,572	12.8
顧客資産純額	6,393,368	7,183,487	11,709,084	11.8
条件緩和貸付総額の顧客資産総額に対する比率	0.3%	0.05%		
条件緩和貸付純額の顧客資産純額に対する比率	0.3%	0.05%		

(1) 平均残高とは、前年度の3月末現在並びに当年度の6月末、9月末、12月末及び3月末現在における四半期の平均貸付残高である。

2019年度において、当行は正常先貸付と分類された借入人にリストラクチャリングを行い、以前リストラクチャリングが行われたことのある借入人に、2018年度の2.2十億ルピーと比較して追加の0.5十億ルピーの貸付金支払を実施した。さらに、2018年度の22.8十億ルピーと比較して、2019年度には4.0十億ルピーの条件緩和正常先貸付が、借入人がリストラクチャリングされた債務の条件に従い履行できなかったことにより不良債権に分類された。10.4十億ルピーの条件緩和貸付が、条件緩和正常先区分から正常先区分に格上げされた。条件緩和正常先貸付総額残高は、2018年度末現在の18.6十億ルピーから79.9%減少し、2019年度末現在は3.7十億ルピーとなり、条件緩和貸付純額残高は、2018年度末現在の18.0十億ルピーから80.7%減少し、2019年度末現在は3.5十億ルピーとなった。

さらに、2019年度末現在において、条件緩和貸付と分類された借入人に対するICICIバンクの資金を基盤としない与信枠の残高は、2.1十億ルピーであった。

不良資産総額及び条件緩和正常先貸付総額は、2018年度末現在の593.8十億ルピーから98.3十億ルピー減少(16.5%減)し、2019年度末現在は495.6十億ルピーとなった。不良資産純総額及び条件緩和貸付純額は、2018年度末現在の311.5十億ルピーから164.7十億ルピー減少(52.9%減)し、2019年度末現在は146.8十億ルピーとなった。

2017年度中、インド準備銀行は、ストレス資産の持続可能な構造化スキームを導入し、大規模プロジェクトの完了の遅延により資金難に直面している大口借入人の勘定の破綻処理を行う銀行の能力強化を迫るガイドラインを策定した。当該スキームは、一定の条件を満たすことを条件として、プロジェクトの持続的再生のため、貸付人による大幅な財務再構築の開始を可能にすることを目標とするものであった。当該スキームは、借入人の事業の実行可能性についての独自調査に従い、借入人の現在の支払うべき金額を、持続可能な債務と持続可能でない債務に二分化することを構想した。また、当該スキームは、「基準日」（貸付人が共同でスキームの発動を決定する日）現在での借入人の資産の分類が、180日間（現状維持期間）継続することを想定していた。2018年2月12日、ストレス資産の持続可能な構造化スキーム及び現状維持の利益は廃止され、かかるスキームは当該日において実施されなかった。2019年度末現在、当行は、総未払残高が6.2十億ルピーとなる3つの正常先借入人勘定にストレス資産の持続可能な構造化スキームを導入した。かかる総未払残高は、3.3十億ルピーの持続可能な債務、2.9十億ルピーの持続不可能な債務から構成される（2018年3月31日現在においては6.6十億ルピー）これらの借入人に対する資金を基盤としない残高総額は、2019年3月31日現在において15.4十億ルピーであった。実施中の案件に関して所有権の変更スキームが発動された負債残高は、2019年3月31日現在においてゼロであった（2018年3月31日現在においては2.4十億ルピー）。「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 貸付実行に関する規制」も参照のこと。

インド準備銀行は、銀行によるインフラ及びその他主要な産業に対する、リストラクチャリングとしてみなされない、定期的な長期プロジェクト・ローンのリファイナンスを認めるガイドラインを策定した。かかる貸付ポートフォリオは、2019年3月31日現在45.9十億ルピー（2018年3月31日現在においては60.6十億ルピー）であり、そのうち19.1十億ルピー（2018年3月31日現在においては21.2十億ルピー）が正常先貸付に分類されていた。

2019年度に、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）が2.8十億ルピーとなる15名の借入人の商業ローンを資産再構築会社に売却した。2018年度に、当行は、帳簿価額総額（引当金控除後）が2.7十億ルピーとなる12名の借入人に対する貸付を資産再構築会社に売却した。「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 不良資産 - 不良資産対策」も参照のこと。

### ( ) 引当金及び偶発債務

以下の表は、表示された期間における引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）の構成を示したものである。

（単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減 (%)
投資引当金（正味）	19,489	3,591	5,853	(81.6)
不良資産及びその他の資産に対する引当金	147,516	176,114	287,066	19.4
正常先資産に対する引当金	2,960	2,414	3,935	(18.4)
その他	9,764	22,499	36,673	-
引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）総額	179,729	204,618	333,527	13.8

引当金及び偶発債務は、2018年度の179.7十億ルピーから13.8%増加して2019年度には204.6十億ルピーとなった。これは主に、不良資産、資金を基盤としない与信枠及び非銀行資産に対する引当金の増加に起因するが、投資引当金の減少により一部相殺された。

不良債権及びその他の資産に対する引当金は、2018年度の147.5十億ルピーから19.4%増加して2019年度には176.1十億ルピーとなった。これは主に、数年前には不良資産として分類されていた追加的引当金に起因する。インドの法人部門は、いくつかの困難を経験し、その結果、不良債権の増加分（2016年度の銀行部門及び当行における条件緩和貸付から不良債権状態への悪化を含む。）の水準は大幅に増加した。当行も含め、銀行部門の不良資産への追加額は、2019年度中は抑えられている。しかしながら、銀行による引当金は、当行も含め、不良債権の既存ポートフォリオに対する引当金を追加的に行うことを継続したため、引き続き上昇した。いくつかの大口顧客については、破産・倒産法の下で2019年度中に解決した。当行の不良債権の増加分は減少した一方で、期限が過ぎた不良債権のバケット運動により、引当金の増加は続いている。引当金カバレッジ比率（累積技術売却/健全性償却を除く。）は、2018年度末から49.0%増加して2019年度末には70.9%となった。投資引当金は、2018年度の19.5十億ルピーから減少して、2019年度には3.6十億ルピーとなった。これは主に、数年前に全額算入された債権の回収及び株式に対する引当金の減少に起因する。

正常先資産に対する引当金は、2018年度の3.0十億ルピーから2019年度には2.4十億ルピーに減少した。これは主に、ICICIバンク・カナダの正常先資産に対する引当金の減少に起因する。ICICIバンク・カナダの正常先資産に対する引当金の償却は、2018年度の0.1十億ルピーの引当金から2019年度には0.3十億ルピーとなった。これは主に、2019年度の貸付金のセル・ダウンに起因する。当行は、2018年度末現在の28.6十億ルピーと比べて、2019年度末現在は31.5十億ルピーの一般引当金累計額を保有した。

その他の引当金及び偶発債務は、2018年度の9.8十億ルピーから2019年度の22.5十億ルピーに増加し、これは主に非銀行資産及び資金を基盤としない与信枠に対する引当金によるものであった。資金を基盤としない与信枠に対する引当金は、2018年度の2.9十億ルピーから2019年度の11.3十億ルピーに増加した。当行は、インド準備銀行の指示に従い、2019年度中に9.0十億ルピーの非銀行資産に対する引当を行った。

「 - 第 2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 不良資産」及び「 - 第 2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 不良資産 - 条件緩和貸付」を参照のこと。

#### (h) 税金費用

所得税費用は、2018年度の18.8十億ルピーから8.51%減少し、2019年度には17.2十億ルピーとなった。実効税率は、2018年度の17.7%に対して、2019年度においては23.2%に上昇した。これは主に、収益の構成を反映している。

当行の所得税費用は、2018年度の6.6十億ルピーから37.0%減少して、2019年度には4.1十億ルピーとなった。これは主に、税引前利益の減少に起因する。当行の実効税率は、2018年度の8.8%から上昇し、2019年度には10.9%となった。これは主に、収益の構成を反映している。

当行の生命保険子会社の所得税費用は、2018年度の0.98十億ルピーから2019年度には0.22十億ルピーに減少した。当行の総合保険子会社の所得税費用は、2018年度の3.3十億ルピーから2019年度には5.5十億ルピーに増加した。これは主に、所得税規則の変更により、数年前には免除されていた投資の売却に係る長期利益に対する課税が生じ、実効税率が上昇したことによる。

## (i) 財政状態

## ( ) 資産

以下の表は、表示された期日における資産の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在

	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
現金及び現金同等物	889,991	873,909	1,424,472	(1.8)
投資	3,722,077	3,982,008	6,490,673	7.0
貸付金(引当金控除後)	5,668,542	6,469,617	10,545,476	14.1
固定資産	94,650	96,604	157,465	2.1
その他の資産	867,550	965,801	1,574,256	11.3
総資産	11,242,810	12,387,939	20,192,341	10.2

(1) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え / 再分類されている。

当行の総資産は、2018年度末現在の11,242.8十億ルピーから10.2%増加し、2019年度末現在は12,387.9十億ルピーとなった。これは主として、貸付金純額、投資及びその他の資産の増加に起因する。貸付金純額は、2018年度末現在の5,668.5十億ルピーから14.1%増加し、2019年度末現在は6,469.6十億ルピーとなった。投資は、2018年度末現在の3,722.1十億ルピーから7.0%増加し、2019年度末現在は3,982.0十億ルピーとなった。その他の資産は、2018年度末現在の867.6十億ルピーから11.3%増加し、2019年度末現在は965.8十億ルピーとなった。

**現金及び現金同等物**

現金及び現金同等物は、現金並びにインド準備銀行及びその他の銀行における預け金(短期通知でのコールマネーを含む。)残高を含む。現金及び現金同等物は、2018年度末現在の890.0十億ルピーから2019年度末現在には873.9十億ルピーに減少した。かかる増加は、主として短期通知でのコールマネー及びインド国外の銀行における預け金残高の減少に起因するものであり、インド準備銀行における預け金の増加により一部相殺された。

**投資**

投資総額は、2018年度末現在の3,722.1十億ルピーから7.0%増加して2019年度末現在には3,982.0十億ルピーとなった。ICICIバンクの投資は、2018年度末現在の2,029.9十億ルピーから増加して2019年度末現在には2,077.3十億ルピーとなった。これは主として、インド国債及びパススルー証券に対する投資が増加したことに起因するが、コマーシャル・ペーパー、債券及びディベンチャーの減少により一部相殺された。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資は、2018年度末現在の1,370.5十億ルピーから2019年度末現在では1,571.7十億ルピーに増加した。関連負債を補う目的で保有する投資は、主として株式及び社債に対する投資の増加により、2018年度末現在の975.0十億ルピーから2019年度末現在には1,109.5十億ルピーに増加した。関連負債を補う目的で保有する投資以外の投資は、2018年度末現在の395.5十億ルピーから2019年度末現在には462.3十億ルピーに増加した。これは主として債券及びディベンチャー、インド国債並びに株式への投資が増加したことに起因する。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの投資は、2018年度末現在の180.3十億ルピーから2019年度末現在には215.0十億ルピーに増加した。これは主としてインド国債、短期国債並びに債券及びディベンチャーに対する投資が増加したことに起因する。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドの投資は、2018年度末現在の154.5十億ルピーから2019年度末には102.9十億ルピーに減少した。これはインド国債及び短期国債への投資の減少に起因する。

ICICIバンクUKの投資は、主として国債に対する投資の増加に起因して、2018年度末現在の52.5十億ルピーから19.5%増加し、2019年度末現在には62.7十億ルピーとなった。ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、主として銀行引受手形及び短期国債の増加に起因して、2018年度末現在の22.0十億ルピーから51.1%増加し、2019年度末現在には33.2十億ルピーとなった。

当行のインド国債への投資総額は、2018年度末現在の1,803.2十億ルピーから増加して2019年度末現在には1,876.6十億ルピーとなった。

2019年度末現在、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資残高は32.9十億ルピーであった。これに対して、2018年度末現在は、34.4十億ルピーであった。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (b) 当行の商品及びサービスの概要 - ( ) 投資銀行業務 - 財務」も参照のこと。

### 貸付金

貸付金純額は、2018年度末現在の5,668.5十億ルピーから14.1%増加し、2019年度末現在は6,469.6十億ルピーとなった。これは主として、小口向け貸付金が増加したことに起因する。

当行の貸付金純額は、2018年度末現在の5,124.0十億ルピーから14.5%増加して、2019年度末現在には5,866.5十億ルピーとなった。ICICIバンクの小口向け貸付金純額は、2018年度末現在の2,898.9十億ルピーから21.7%増加して2019年度末現在には3,528.3十億ルピーとなった。ICICIバンクの海外支店の貸付金純額は、2018年度末現在の644.3十億ルピーから2.2%減少し、2019年度末現在は630.3十億ルピーとなった。ICICIホーム・ファイナンスの貸付金純額は、2018年度末現在の95.2十億ルピーから37.8%増加し、2019年度末現在は131.2十億ルピーとなったが、これは主に住宅ローンが増加したことによるものである。

ICICIバンクUKの貸付金純額は、2018年度末現在の155.5十億ルピーから9.2%増加し、2019年度末現在には169.8十億ルピーとなった。

ICICIバンク・カナダの貸付金純額は、2018年度末現在の290.7十億ルピーから2019年度末現在には297.6十億ルピーまでわずかに増加した。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (e) 貸付ポートフォリオ」も参照のこと。

### 固定資産及びその他の資産

固定資産とは、建物、家具及び備品、リース資産並びにその他の固定資産である。固定資産は、2018年度末現在の94.7十億ルピーから2.1%増加し、2019年度末現在には96.6十億ルピーとなった。その他の資産は、2018年度末現在の867.6十億ルピーから増加し、2019年度末現在には965.8十億ルピーとなった。これは主として、当行の受取債権、前納所得税、農業インフラ開発基金及び関連する預金の増加に起因する。

**( ) 負債及び株主資本**

以下の表は、表示された期日における負債及び株主資本の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在

	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
預金	5,857,961	6,813,169	11,105,465	16.3
借入金(1)	2,294,018	2,103,241	3,428,283	(8.3)
その他の負債	1,924,452	2,263,189	3,688,998	17.6
負債合計	10,076,431	11,179,599	18,222,746	10.9
少数株主持分	60,082	65,805	107,262	9.5
普通株式資本	12,858	12,895	21,019	0.3
準備金及び剰余金(2)	1,093,439	1,129,640	1,841,313	3.3
負債及び株主資本合計	11,242,810	12,387,939	20,192,341	10.2

- (1) 劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む。
- (2) 未行使の従業員ストック・オプションを含む。
- (3) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え / 再分類されている。

当行の負債合計(資本及び準備金を含む。)は、2018年度末現在の11,242.8十億ルピーから10.2%増加し、2019年度末現在は12,387.9十億ルピーとなった。これは主として、預金及びその他負債が増加したこと起因するが、借入金の減少により一部相殺された。

**預金**

預金は、2018年度末現在の5,858.0十億ルピーから16.3%増加し、2019年度末現在は6,813.2十億ルピーとなった。ICICIバンクの預金は、2018年度末現在の5,609.8十億ルピーから16.4%増加し、2019年度末現在は6,529.2十億ルピーとなった。普通預金は2018年度末現在の2,009.7十億ルピーから13.3%増加し、2019年度末現在は2,276.7十億ルピーとなり、当座預金は2018年度末現在の889.6十億ルピーから8.2%増加し、2019年度末現在は962.7十億ルピーとなった。定期預金は2018年度末現在の2,710.5十億ルピーから21.4%増加し、2019年度末現在は3,289.8十億ルピーとなった。当座預金及び普通預金は2018年度末現在の2,899.3十億ルピーから11.7%増加し、2019年度末現在は3,239.4十億ルピーとなった。海外支店における預金は、2018年度末現在の49.6十億ルピーから9.3%増加し、2019年度末現在は54.2十億ルピーとなった。2019年度末現在の当行の預金は、資金源泉(すなわち、預金及び借入金)の79.8%を占めていた。「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (c) 資金調達」も参照のこと。

ICICIバンク・カナダの預金は、2018年度末現在の142.8十億ルピーから増加し、2019年度末現在は164.8十億ルピーとなった。これは主として、定期預金の増加に起因するが、普通預金の減少により一部相殺された。定期預金は2018年度末現在の102.0十億ルピーから増加し、2019年度末現在は130.6十億ルピーとなった。当座預金は2018年度末現在の14.7十億ルピーから2019年度末現在は15.4十億ルピーに増加した。普通預金は2018年度末現在の25.9十億ルピーから2019年度末現在の18.8十億ルピーに減少した。

ICICIバンクUKの預金は、主に定期預金の増加により、2018年度末現在の114.0十億ルピーから増加し、2019年度末現在は148.1十億ルピーとなった。

## 借入金

借入金は、2018年度末現在の2,294.0十億ルピーから8.3%減少し、2019年度末現在は2,103.2十億ルピーとなった。ICICIバンクの借入は、2018年度末現在の1,828.6十億ルピーから9.6%減少し、2019年度末現在は1,653.2十億ルピーとなった。これは主として、インド準備銀行からの流動性調整枠に基づく借入、外国為替定期借入、担保付貸借義務による借入及び劣後債の借入が減少したことに起因するが、外貨建コールマネーの借入、リファイナンスによる借入及びレポ借入の増加により一部相殺された。海外支店の借入純額は、2018年度末現在の813.9十億ルピーから8.1%減少して、2019年度末現在は747.8十億ルピーとなった。

ICICIバンクUKの借入は、2018年度末現在の102.8十億ルピーから2019年度末現在は80.8十億ルピーに減少した。これは主として、銀行間借入及び長期借入が減少したことに起因するが、2019年度中のTier 2劣後債の発行により一部相殺された。ICICIバンク・カナダの借入は、主に証券化された借入の支払金純額により、2018年度末現在の145.2十億ルピーから2019年度末現在は142.6十億ルピーに減少した。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・カンパニーの借入は、2018年度末現在の155.4十億ルピーから減少して、2019年度末現在においては104.3十億ルピーとなったが、これは主にレポ借入及びコールマネーの借入が減少したことに起因するが、インド準備銀行からの借入及びコマース・ペーパーの増加により一部相殺された。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー（ICICI Home Finance Company）の借入は、2018年度末現在の81.8十億ルピーから2019年度末現在は118.9十億ルピーに増加し、これは主に海外からの商業借入の増加によるものであった。「-第2-3 事業の内容-(2) 事業-(c) 資金調達」も参照のこと。

## その他の負債

その他の負債は主として、その他の資産、支払為替及び当行の保険子会社に関連する有効な保険に基づく負債で構成されている。その他の負債は、2018年度末現在の1,924.5十億ルピーから17.6%増加し、2019年度末現在は2,263.2十億ルピーとなった。当行の生命保険事業の有効な保険における負債は、2018年度末現在の1,314.9十億ルピーから15.9%増加して2019年度末現在は1,523.8十億ルピーとなった。ICICIバンクのその他の負債は、2018年度末現在の302.0十億ルピーから25.4%増加し、2019年度末現在は378.5十億ルピーとなった。これは主として、外国為替取引による支払債務、その他の資産及び支払為替の増加に起因する。

## 普通株式資本及び準備金

株主資本は、2018年度末現在の1,106.3十億ルピーから増加し、2019年度末現在は1,142.5十億ルピーとなった。これは主として、利益から振り替えた準備金の年間価値の増加に起因する。

## (j) 連結キャッシュ・フロー計算書

「-第6-1 財務書類-連結キャッシュ・フロー計算書」を参照のこと。

現金及び現金同等物は、2018年度末現在の890.0十億ルピーから1.8%減少し、2019年度末現在は873.9十億ルピーとなった。

営業活動による正味キャッシュ・インフローは、2018年度の193.8十億ルピーから増加し、2019年度は486.7十億ルピーとなった。これは主として、預金及びその他の負債の増加が投資（満期保有投資資産を除く。）の減少を上回ったことに起因するが、2018年度と比較して2019年度の貸付金及び当期税金支払額が増加したことにより、一部相殺された。

投資活動による正味キャッシュ・アウトフローは、2018年度の505.7十億ルピーから減少し、2019年度は301.5十億ルピーとなった。これは主として、2018年度と比較して満期保有目的有価証券の正味取得高が低下したことに起因する。

2018年度中の正味キャッシュ・インフローが396.8十億ルピーであったのに対し、2019年度の財務活動による正味キャッシュ・アウトフローは200.0十億ルピーとなった。これは主として、2018年度の短期借入金が383.8十億ルピーの純増加であったのに対して、2019年度は150.0十億ルピーの純減少であったことに起因する。

[次へ](#)

## (5) 2017年度財務情報の2018年度財務情報との比較

### (a) 概要

当行の引当金及び税金控除前営業利益は、2017年度の303.9十億ルピーから4.7%減少し、2018年度には289.5十億ルピーとなった。これは、主として非利息費用が増加したことによるものであるが、非利息収入及び純利息収入の増加により一部相殺された。

純利息収入は、2017年度の261.0十億ルピーから6.9%増加し、2018年度には279.0十億ルピーとなった。この増加は、有利子資産平均額の6.7%の増加を反映している。純金利差率は、2017年度及び2018年度において、3.33%と安定した状態を維持した。

非利息収入（財務関連業務の収益を除く。）は、主として正味既経過保険料、その他保険事業及び手数料に関連する営業収益並びに為替及び仲介手数料の収益の増加によるものであり、財務関連業務の収益の減少により一部相殺されたが、2017年度の524.6十億ルピーから8.3%増加し、2018年度には568.1十億ルピーとなった。保険料及びその他保険事業に関連する営業収益は、2017年度の312.0十億ルピーから18.1%増加し、2018年度には368.6十億ルピーとなったが、これは主として契約高の増加を反映している。手数料、為替及び仲介手数料の収益は、2017年度の96.3十億ルピーから16.9%増加し、2018年度には112.6十億ルピーとなった。財務関連業務の収益は、2017年度の114.4十億ルピーから減少し、2018年度には83.9十億ルピーとなったが、これは主として、国債及びその他の固定利付ポジションにおける実現利益の減少によるものである。当行は、2018年度において、ICICIロンバート・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式の売却による17.1十億ルピーの純利益及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの新規公開株式売出による株式の売却による32.1十億ルピーの純利益を得た。2017年度に、当行は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式を、新規株式公開を通じて売却したことにより、51.3十億ルピーの純利益を得た。

非利息費用は、2017年度の481.7十億ルピーから15.7%増加し、2018年度には557.6十億ルピーとなったが、これは主として保険事業に関連する費用及びその他の営業費用の増加によるものである。

引当金及び偶発債務（納税引当金を除く。）は、2017年度の165.8十億ルピーから8.4%増加し、2018年度には179.7十億ルピーとなった。インドの法人部門は、2010年度及び2011年度にインフラ部門及び工業部門に対する投資を著しく増大させたため近年においてはいくつかの課題を抱えている。かかる課題には、プロジェクト実施の遅延、原材料の査定、低需要及び世界的な商品価格のサイクルに係る懸念が含まれる。結果として2016年度以降、銀行部門及び当行において、条件緩和貸付から不良債権への悪化を含む不良債権への追加額水準が大幅に上昇している。不良資産への総追加額は、2018年度には296.0十億ルピー（2017年度には348.3十億ルピー）であった。2018年度における不良資産への総追加額には、2018年2月にインド準備銀行が公表した、戦略的債務再編、戦略的債務再編スキーム外である借入企業の経営変更及びストレス資産の持続可能な構造化スキームを撤回し、その結果、かかるスキームが実施されていないものについては不良資産に分類することとなった、ストレス資産の解消に関する改定枠組みの影響が含まれている。不良資産総額（償却控除後）は、2017年度末現在における458.9十億ルピーから増加して、2018年度末現在には575.3十億ルピーとなった。不良資産純額は、2017年度末現在における270.3十億ルピーから増加して、2018年度末現在には293.5十億ルピーとなった。不良資産比率は、2017年度末現在における4.7%から減少して、2018年度末現在には4.6%となった。

所得税費用は、2017年度の24.7十億ルピーから23.9%減少し、2018年度には18.8十億ルピーとなった。これは主として、2018年度における実効税率の引下げに起因しており、これは主として収益の構成を反映している。

上記の結果、税引後利益は、2017年度の101.9十億ルピーから24.3%減少し、2018年度には77.1十億ルピーとなった。

純資産（普通株式資本、準備金及び剰余金）は、2017年度末現在の1,046.3十億ルピーから増加し、2018年度末現在には1,106.3十億ルピーとなった。これは主として、当年度の利益から振り替えた準備金の増加に起因している。総資産は、2017年度末現在の9,857.2十億ルピーから14.1%増加し、2018年度末現在には11,242.8十億ルピーとなった。預金合計は、2017年度末現在の5,125.9十億ルピーから14.3%増加し、2018年度末現在には5,858.0十億ルピーとなった。普通預金は、2017年度末現在の1,790.1十億ルピーから16.9%増加し、2018年度末現在には2,092.9十億ルピーとなった。当座預金は、2017年度末現在の767.9十億ルピーから19.0%増加し、2018年度末現在には913.7十億ルピーとなった。当座預金口座及び普通預金口座の比率（預金合計に対する当座預金及び普通預金の比率）は、2017年度末現在の49.9%から増加し、2018年度末現在には51.3%となった。貸付金総額は、2017年度末現在の5,153.2十億ルピーから10.0%増加し、2018年度末現在には5,668.5十億ルピーとなった。当行の小口向け貸付金は、2017年度末現在の2,689.6十億ルピーから19.3%増加し、2018年度末現在には3,207.9十億ルピーとなった。

ICICIバンクは、2018年度末現在において支店のネットワークを4,867ヶ所及びATM網を14,367機有していた。

インド準備銀行のバーゼル のガイドラインに従った、2018年度末現在のICICIバンクの非連結ベースでの自己資本比率には、14.4%の普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率、15.9%のTier 1 リスク・ベース資本比率及び18.4%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。インド準備銀行のバーゼル のガイドラインに従った、2018年度末現在の当行の連結ベースでの自己資本比率には、14.2%の普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率、15.6%のTier 1 リスク・ベース資本比率及び17.9%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。

## (b) 純利息収入

以下の表は、表示された期間中における純利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
受取利息(1)	609,399	621,623	1,013,245	2.0
支払利息	(348,358)	(342,620)	(558,471)	(1.6)
純利息収入	261,041	279,003	454,775	6.9

(1) 非課税所得については、課税がなされたものとしての再計算は行われていない。

純利息収入は、2017年度の261.0十億ルピーから6.9%増加して2018年度には279.0十億ルピーとなったが、これは、有利子資産の平均額が6.7%増加したことに起因する。

## ( ) 純金利差益率

ルピー建ポートフォリオにおける純金利差益率は、2017年度の4.11%から17ベースポイント低下して2018年度には3.94%となり、外貨建ポートフォリオにおける純金利差益率は、2017年度の0.51%から14ベースポイント増加して2018年度には0.65%となった。しかしながら、純金利差益率の全体は、2017年度及び2018年度において3.33%と安定した状態を維持したが、これは主として、相対的に差益率の高いルピー建ポートフォリオのポートフォリオ合計に占める割合が増加したことに起因する。

ルピー建ポートフォリオに係る利回りは、2017年度の8.85%から53ベースポイント低下して2018年度には8.32%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ルピー建貸付金の利回りは、2017年度の10.35%から62ベースポイント低下して2018年度には9.73%となった。ルピー建投資に係る利回りは、2017年度における7.35%から45ベースポイント低下して2018年度には6.90%となった。その他の有利子資産に係る利回りは、2017年度における3.63%から16ベースポイント低下して2018年度には3.47%となった。

- ・ルピー建貸付金の利回りは、主に以下の要因により、2017年度の10.35%から62ベースポイント低下して2018年度には9.73%となった。
  - ・2017年度及び2018年度において、不良資産に対する追加額が増加した。当行は、不良資産について受取利息を現金ベースで計上している。
  - ・2017年度において、当行は1年間の資金調達限界費用に基づく貸付金利を100ベースポイント引き下げ、そのうち75ベースポイントの引下げは、2016年11月の高額紙幣の廃貨によるものであり、かかる変動の通年の影響が2018年度に反映された。さらに、当行による貸付の増分は、市況に沿って低金利で行われたものであった。さらに、当行の多くの変動金利貸付を有する顧客は、かかる貸付を2018年度中に資金調達限界費用に基づく貸付金利に紐付けられたより低金利の貸付に再設定した。「-第2-3 事業の内容- (2) 事業- (e) 貸付ポートフォリオ- ( ) 貸付の条件決定」も参照のこと。
- ・ルピー建有利子投資に係る利回りは、2017年度における7.35%から45ベースポイント低下し、2018年度には6.90%となった。国債に係る利回りは、主として法定流動性比率投資に係る譲渡益の実現及び変動利付債券の低金利での再設定に起因して低下した。法定流動性比率投資以外に係る利回りは、金利の低下を反映して、主として債券及びディベンチャー、コマーシャル・ペーパー並びにミューチュアル・ファンドの利回りの低下に起因して低下した。
- ・その他の有利子資産に係る利回りは、2017年度における3.63%から16ベースポイント低下し、2018年度には3.47%となったが、これは主として、他の有利子資産の中では比較的高い利回りを有する、所得税還付に係る受取利息、農業インフラ開発基金及びその他関連する預金に対する平均投資の減少に起因する。

所得税還付に係る受取利息は、2017年度における4.5十億ルピーから減少し、2018年度には2.8十億ルピーとなった。かかる収益の受領、金額及び時期は、税務当局による決定の内容及び時期に左右されるため、一貫しておらず、また予測することもできない。

ルピー建ポートフォリオに係る資金調達コストは、2017年度の6.13%から65ベースポイント低下して2018年度には5.48%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ルピー建預金コストは、2017年度の5.49%から53ベースポイント低下し、2018年度には4.96%となった。これは主として、ルピー建定期預金コスト及びルピー建普通預金コストの減少並びに預金総額における当座預金及び普通預金の平均額の割合の増加によるものである。
  - ルピー建定期預金コストは、金利の緩和を反映して2017年度の7.50%から76ベースポイント低下し、2018年度には6.74%となった。当行は、2017年度及び2018年度において段階的に限定的な満期の小口向け定期預金金利を引き下げた。例えば、満期が390日から2年の間である小口向け定期預金金利は、2016年4月1日における7.50%から2017年4月1日には7.00%に引き下げられた。さらに、2017年5月17日における6.90%から、2017年7月19日には6.75%へと引き下げられた。
  - ルピー建の普通預金コストは、2017年度の3.98%から24ベースポイント低下し、2018年度には3.74%となった。2017年8月19日以降、当行は、5百万ルピー未満の普通預金口座について金利を4.00%から50ベースポイント低下し、3.50%へと引き下げた。
  - ルピー建の当座預金及び普通預金の平均額がルピー建預金総額に占める割合は、2017年度の45.4%から増加し、2018年度には46.2%となった。
- ・ルピー建借入コストは、2017年度の9.14%から84ベースポイント低下し、2018年度には8.30%となった。これは主として、ICICIバンクのルピー借入金コストの減少に起因している。ICICIバンクのルピー借入金コストの減少は主として、債券借入コスト、リファイナンスによる借入コスト及びコールマネー借入コストの減少に起因している。

当行の外貨建ポートフォリオに係る利回りは、2017年度の3.69%から41ベースポイント低下して2018年度には3.28%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ICICIバンクの海外支店の有利子資産平均額に係る利回りは、主として平均貸付金に係る利回りが低下したことに起因して低下した。海外支店の平均貸付金に係る利回りは低下したが、これは主として、2017年度及び2018年度において不良資産及び高利回りの貸付の繰上返済が増加したことに起因している。当行は、不良資産に関して受取利息を現金ベースで計上している。
- ・資産及び負債から生じる市場リスクを管理するために行われるICICIバンクの非トレーディング金利スワップに係る純利息収入は、主に原借入金の満期に係る金利スワップの有効期限の到来により、2017年度における5.0十億ルピーから減少し、2018年度には2.1十億ルピーとなった。

- ・ ICICIバンクUKにおける有利子資産平均に係る利回りは低下したが、これは主として平均貸付金に係る利回りの低下によるものであるが、平均投資証券に係る利回りの上昇により一部相殺された。平均貸付金に係る利回りの低下は、主として利回りの高い貸付金の満期到来に起因している。平均投資証券に係る利回りは増加したが、これは主として高利回りの社債への投資の増加に起因している。
- ・ ICICIバンク・カナダにおける有利子資産平均に係る利回りは上昇したが、これは主として平均貸付金に係る利回りの上昇に起因している。平均貸付金に係る利回りは増加したが、これは主として貸付金総額における高利回りの貸付金の割合が増加したことに起因している。平均投資に係る利回りは増加したが、これは主として2018年度において、より高利回りである銀行引受手形への投資が増加したことに起因するものである。

外貨建ポートフォリオの資金調達コストは、2017年度の2.97%から34ベースポイント低下し、2018年度には2.63%となったが、これは以下の要因によるものであった。

- ・ ICICIバンクの外貨資金の資金調達コストは、主として預金コスト及び借入コストの減少により減少した。預金コストの減少は、主としてコストの高い外貨建非居住者向け預金の満期到来による定期預金コストの減少に起因している。借入コストの減少は、主として債券借入コストの減少に起因している。
- ・ ICICIバンクUKの資金調達コストは、主として預金コスト及び借入コストの減少により減少した。預金コストは、主として小口向け預金の金利の引下げにより減少した。借入コストは、主としてよりコストの高い劣後債権借入の買戻し及びその他の借入と比べて比較的成本が低い中央銀行からの借入の増加に起因して減少した。
- ・ ICICIバンク・カナダの資金調達コストは、主として預金コスト及び借入コストの減少により減少した。預金コストは、主として高コストの預金が満期となったことにより減少した。借入コストは主として、借入金総額において、よりコストの低い証券化された借入金の割合が増加したことにより減少した。

当行の貸付金の利回り、受取利息、純利息収入及び純金利差益率は、システム上の流動性の引締め、基準貸付金利及び預金金利（インドにおける普通預金に係る金利を含む。）の変更、競争の激しい市場状況、貸付金総額に占める有担保の小口向け貸付金の割合の増加、より高格付かつ安定した法人向け貸付への重点的な取組み、ICICIバンクの基準金利に紐付けられた変動金利貸付から資金調達の限界費用に基づく貸付金利への移行並びに不良資産に対する収益の未発生の影響を今後も受け続ける可能性が高い。

2017年9月25日付のインド準備銀行の内部調査グループによる報告書により、2018年4月1日からすべての変動金利貸付が外部指標を参照することが提案された。また、当グループは、金利再設定の周期を四半期ごとにする、また各銀行は、切替えにかかる追加費用をかけることなく、外部指標の導入から1年以内に、すべての既存貸付金利を新たな基準に移行する必要があると提案した。インド準備銀行は、これに関して必要な指示/ガイドラインをまだ策定していない。さらに、2018年2月、インド準備銀行は、基準金利を貸付金利を基準とする限界費用に紐付けることで、基準金利を決定する方法を一致させることを提案した。これに関する最終的な指示/ガイドラインはまだ出されていない。基準金利の決定方法の変更が、当行の受取利息、貸付金の利回り、純利息収入及び純金利差益率に影響を及ぼす可能性が高い。

## ( ) 有利子資産

有利子資産平均額は、2017年度の7,911.7十億ルピーから6.7%増加して2018年度には8,443.6十億ルピーとなった。有利子資産の増加は、主として貸付平均額が279.0十億ルピー増加したこと及び有利子投資平均額が221.4十億ルピー増加したことに起因する。

貸付平均額は、2017年度の4,996.4十億ルピーから5.6%増加して2018年度には5,275.4十億ルピーとなった。ルピー建貸付平均額は、主として小口向け貸付が増加したことにより、2017年度の3,539.2十億ルピーから12.8%増加して2018年度には3,991.1十億ルピーとなった。外貨建貸付平均額は、2017年度の1,457.2十億ルピーから11.9%減少して2018年度には1,284.3十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクの貸付の繰上返済が減少したこと及び貸付金の引当金がより高く設定されたことに起因する。

有利子投資平均額は、2017年度の2,222.7十億ルピーから10.0%増加して2018年度には2,444.1十億ルピーとなった。ルピー建投資平均額は、2017年度の2,105.7十億ルピーから11.1%増加して2018年度には2,340.4十億ルピーとなったが、これは主として、インド国債に対する投資額が、2017年度の1,521.6十億ルピーから7.5%増加して2018年度には1,636.3十億ルピーとなったことに起因する。その他のルピー建投資平均額は、2017年度の584.1十億ルピーから20.5%増加して2018年度には704.1十億ルピーとなった。インド国債以外のルピー建有利子投資には、社債及びディベンチャー、預金証書、コマーシャル・ペーパー、パススルー証書及び流動性の高いミューチュアル・ファンドに対する投資が含まれる。外貨建投資平均額は、2017年度の117.0十億ルピーから11.4%減少して2018年度には103.7十億ルピーとなった。

その他の有利子資産平均額は、2017年度の692.7十億ルピーから4.5%増加して2018年度には724.2十億ルピーとなった。これは主として、コールマネー及び長期の貸付が増加したことに起因するが、農業インフラ開発基金及びその他関連する預金における平均投資額の減少により一部相殺された。

## ( ) 有利子負債

有利子負債平均額は、主として預金平均額が540.1十億ルピー増加したが、平均貸付が107.2十億ルピー減少したことで一部相殺されたことにより、2017年度の6,630.3十億ルピーから6.5%増加して2018年度には7,063.2十億ルピーとなった。

ルピー建有利子負債平均額は、2017年度の4,798.7十億ルピーから14.6%増加して2018年度には5,499.5十億ルピーとなった。ルピー建定期預金平均額は、2017年度の2,163.8十億ルピーから15.3%増加して2018年度には2,494.4十億ルピーとなった。ルピー建の当座預金及び普通預金の平均額は、2017年度の1,800.5十億ルピーから18.8%増加して2018年度には2,139.6十億ルピーとなった。ルピー建借入平均額は、2017年度の834.5十億ルピーから3.7%増加して2018年度には865.5十億ルピーとなった。

外貨建有利子負債平均額は、2017年度の1,831.5十億ルピーから14.6%減少して2018年度には1,563.7十億ルピーとなった。外貨建預金平均額は、2017年度の533.9十億ルピーから24.3%減少して2018年度には404.3十億ルピーとなった。ICICIバンクの外貨建預金平均額は、主として定期預金額の減少により減少した。ICICIバンクUKの預金平均額は、主として法人向けの定期預金及び普通預金の減少により減少した。

外貨借入平均額は、2017年度の1,297.6十億ルピーから10.7%減少して2018年度には1,159.4十億ルピーとなった。ICICIバンクの外貨借入は、主として定期借入及び劣後債券借入の減少により減少した。ICICIバンク・カナダの借入平均額は、主として証券化された住宅ローンに基づく借入が増加したことによって増加した。ICICIバンクUKの借入平均額は、長期借入及び資金調達支援スキームに基づく中央銀行からの借入が増加したことによって増加した。「 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (f) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

**(c) 非利息収入**

以下の表は、表示された期間中における非利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
手数料、為替及び取引手数料	96,344	112,629	183,585	16.9
財務関連業務の収益 / (損失) (正味)(1)	114,366	83,927	136,801	(26.6)
土地、建物及びその他の資産の売却 利益 / (損失)(正味)	(14)	29	47(2)	N/M
保険料及びその他保険事業による営業 収益	312,028	369,369	602,071	18.4
雑収益	1,853	2,114	3,446	14.1
非利息収入合計	524,577	568,068	925,951	8.3

N/M - 非適用

(1) 投資の売却 / 再評価及び為替取引に係る利益 / (損失) を含む。

(2) 重要でない金額。

非利息収入は、主として当行の保険事業に関する収益、手数料、為替及び取引手数料収入、財務関連業務の収益 / (損失) 並びにその他の雑収益が含まれる。非利息収入に関するこの分析は、前述した世界及びインド経済の変化の状況、金融市場活動、競争環境、顧客活動水準並びに当行の戦略の背景と照らし合わせて読まれるべきである。

非利息収入は、2017年度の524.6十億ルピーから8.3%増加し、2018年度には568.1十億ルピーとなった。これは主として、正味既経過保険料及びその他保険事業及び手数料による営業収益並びに為替及び仲介手数料の収益の増加によるものであり財務関連業務の収益の減少により一部相殺された。

**( ) 手数料、為替及び取引手数料**

手数料、為替及び取引手数料収入には、主に当行の銀行事業からの手数料、並びに当行の証券仲買子会社、資産管理子会社及びベンチャー・キャピタル・ファンド運用子会社における手数料及び取引手数料収入が含まれる。当行の銀行事業からの手数料収入の主な内訳は、貸付金処理手数料、商業銀行業務手数料及びストラクチャリング手数料等の小口顧客からの手数料並びに貸付金処理手数料、クレジットカード手数料及び小口向け預金口座に係るサービス手数料等の小口顧客からの手数料収入である。

手数料、為替及び取引手数料収入は、2017年度の96.3十億ルピーから16.9%増加し、2018年度には112.6十億ルピーとなった。ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、2017年度の80.3十億ルピーから増加して2018年度には87.9十億ルピーとなった。ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、主として、小口顧客からのクレジットカード手数料、小口向け預金顧客からの手数料及び貸付関連手数料等の小口顧客からの手数料収入の増加により増加したが、商業銀行業務手数料の減少により一部相殺された。資産管理子会社における手数料、為替手数料及び取引手数料は、2017年度の13.0十億ルピーから増加して、2018年度には18.2十億ルピーとなったが、これは主として運用中のミューチュアル・ファンドの管理手数料の増加によるものである。当行の証券仲介業子会社の手数料、為替手数料及び取引手数料は、2017年度の12.7十億ルピーから増加して、2018年度には16.8十億ルピーとなったが、これは取引手数料及び第三者商品の販売の増加によるものである。当行の証券仲介業子会社の取引手数料の増加は、主として2018年度における株式市場の状況の改善を反映して小口向け流通市場における取引量が増加したことに起因している。

## ( ) 財務関連業務の収益(正味)

財務関連業務の収益には、投資の売却利益並びに固定利付債券、普通株式及び優先株式ポートフォリオ、ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ・ファンドのユニット、ミューチュアル・ファンドのユニット並びに資産再構築会社により発行された有価証券受領証における未実現利益/(損失)の変動による投資の再評価が含まれる。さらに、外国為替取引(顧客とのあらゆる外国為替取引並びにオプション及びスワップを含むデリバティブ取引により構成される。)からの利益が含まれる。

財務関連業務の収益は、2017年度の114.4十億ルピーから減少して、2018年度には83.9十億ルピーとなった。これは主として、国債及びその他の固定利付債券のポジションに係る収益の減少に起因している。

当行の株式ポートフォリオからの収益は、2017年度における57.5十億ルピーからわずかに増加して2018年度には57.7十億ルピーとなった。2017年度における当行の株式ポートフォリオからの収益には、主として、新規株式公開を通じた、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにおける持分の売却による51.3十億ルピーの利益が含まれている。2018年度における当行の株式ポートフォリオからの収益には、主として、ICICIロンバート・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの持分の売却による17.1十億ルピーの利益及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの新規公開株式売出による株式の売却による32.1十億ルピーの利益が含まれている。

当行の国債のポートフォリオ及びその他の固定利付債券のポジションからの収益は、2017年度における39.3十億ルピーから減少して2018年度には10.2十億ルピーとなった。2017年度において、国債ポートフォリオ及びその他の固定利付ポジションによる利益は増加したが、これは主としてベンチマークである固定利付証券の利回りが減少したことで国債ポートフォリオ及びその他の固定利付ポジションにおける実現利益が増加したことによるものである。ベンチマークである10年物国債の利回りは、特定紙幣の法定通貨としての廃貨を受けて、2016年11月に約6.2%にまで大幅に低下し、2017年度には利益獲得の市場機会の増加をもたらした。ベンチマークである10年物国債の利回りは、2017年4月から8月までの間に6.4%から7.0%の範囲で堅調に推移したが、その後2017年9月に急激に上昇し2018年度末においては7.4%となり、市場機会の減少に繋がった。

顧客との取引を含む外国為替取引及び顧客とのデリバティブ取引に係る利鞘からの利益は、2017年度の14.6十億ルピーから増加して2018年度には16.0十億ルピーとなった。

## ( ) 保険事業に関する収益

当行の保険事業からの収益は、正味保険料収入、報酬及び手数料収入、解約手数料並びに保険の担保権実行に係る収益を含んでいる。当行の保険事業からの収益は、2017年度の312.0十億ルピーから18.1%増加して2018年度には368.6十億ルピーとなった。これは、当行の生命保険事業及び総合保険事業の両方に関して収益が増加したことに起因する。

当行の生命保険事業からの収益は、2017年度における242.9十億ルピーから増加して2018年度には291.3十億ルピーとなった。当行の総合保険事業からの収益は、2017年度における69.1十億ルピーから増加して2018年度には77.3十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社からの正味保険料収入は、2017年度における221.0十億ルピーから増加して2018年度には267.0十億ルピーとなった。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入(出再保険料控除後の総額)は、2017年度の223.5十億ルピーから21.1%増加して2018年度には270.7十億ルピーとなった。これは主として、小口向け継続保険料及び小口向け新規事業保険料が増加したことによる。小口向け継続保険料は、2017年度の142.2十億ルピーから23.1%増加して、2018年度には175.0十億ルピーとなった。小口向け新規事業保険料は、2017年度の70.7十億ルピーから18.9%増加して2018年度には84.0十億ルピーとなった。当グループの保険料は、2017年度の10.7十億ルピーから増加して2018年度には11.7十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社の報酬及びその他の生命保険関連収益は、2017年度の21.9十億ルピーから増加して2018年度は24.4十億ルピーとなった。これは主として資金管理手数料、危険保険料及び運営管理費の増加によるものであった。

当行の総合保険子会社の正味保険料収入は、2017年度の60.1十億ルピーから増加して2018年度には67.0十億ルピーとなった。これは主として、自動車保険事業及び健康保険事業の躍進に起因する。当行の総合保険子会社の手数料収入は、2017年度の9.0十億ルピーから増加して2018年度には10.3十億ルピーとなった。これは主として、健康保険事業、損害保険事業及び自動車保険事業の再保険手数料の増加に起因する。

### ( ) 雑収益

雑収益は、2017年度の1.9十億ルピーから増加して2018年度には2.1十億ルピーとなった。

### (d) 非利息費用

以下の表は、表示された期間中における非利息費用の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
従業員に関する支払額及び引当金	78,933	83,335	135,836	5.6
当行の不動産に関する減価償却	9,116	9,221	15,030	1.2
監査報酬及び費用	251	259	422	3.2
保険事業に関する費用	276,982	336,374	548,290	21.4
その他の管理費	116,418	128,367	209,238	10.3
非利息費用合計	481,700	557,556	908,816	15.7

非利息費用は、主として当行の保険事業に関する費用、従業員に関する支払額及び引当金並びにその他の管理費を含む。営業費用は、2017年度の481.7十億ルピーから15.7%増加し、2018年度には557.6十億ルピーとなった。これは主として、保険事業に関する費用、その他の管理費、並びに従業員に関する支払額及び引当金の増加によるものである。

### ( ) 従業員に関する支払額及び引当金

雇用経費は、2017年度の78.9十億ルピーから5.6%増加し、2018年度には83.3十億ルピーとなった。当行の従業員数(セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。)は、2017年度末現在の107,980名から増加し、2018年度末現在には112,360名となった。

ICICIバンクの雇用経費は、2017年度の57.3十億ルピーから3.1%増加し、2018年度には59.1十億ルピーとなった。雇用経費の増加は、主として、年次増加、昇給及び平均従業員規模の増加によるものである。ICICIバンクの平均従業員数(セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。)は、2017年度における79,671名から増加して2018年度には83,577名となった。さらに、業績連動ボーナス及び業績連動退職金に対する引当金が増加した。かかる費用の増加は、国債の利回りに連動する割引率の上昇によるものだが、退職金債務に対する引当金設定要件の減少により一部相殺された。将来的な国債の利回りの変動により従業員の退職金債務、また雇用経費にも結果として影響がある可能性がある。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2017年度の8.2十億ルピーから18.3%増加し、2018年度には9.7十億ルピーとなった。ICICIセキュリティーズ・リミテッドの雇用経費は、2017年度における4.9十億ルピーから12.3%増加し、2018年度には5.5十億ルピーとなった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2017年度の4.7十億ルピーから8.5%増加し、2018年度には5.1十億ルピーとなった。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーの雇用経費は、2017年度における1.8十億ルピーから16.7%増加し、2018年度には2.1十億ルピーとなった。

### ( ) 減価償却

当行の不動産に関する減価償却は、2017年度の9.1十億ルピーから1.1%増加し、2018年度には9.2十億ルピーとなった。

### ( ) その他の管理費

その他の管理費には、主として賃借料、税金及び照明費、広告宣伝費、保守修繕費、直接販売代理店費用並びにその他の費用が含まれる。その他の管理費は、2017年度の116.4十億ルピーから10.3%増加し、2018年度には128.4十億ルピーとなったが、かかる増加は、主としてICICIバンク及び当行の資産管理子会社の費用の増加によるものであるが、生命保険子会社の費用の削減により一部相殺された。ICICIバンクのその他の管理費は、2017年度の82.6十億ルピーから増加し、2018年度には90.0十億ルピーとなったが、これは主として小口向け事業件数の増加に起因する。

当行の資産管理子会社のその他の管理費は、2017年度の4.3十億ルピーから増加し、2018年度には7.2十億ルピーとなったが、これは主に契約高の増加に沿った販売及び調達費用の増加を反映して増加した。

当行の生命保険子会社のその他の管理費は、2017年度の15.9十億ルピーから減少し、2018年度には11.6十億ルピーとなったが、これは主に販売及びマーケティング費用の削減を反映して減少した。

当行の総合保険子会社のその他の管理費は、2017年度の15.2十億ルピーから増加し、2018年度には15.8十億ルピーとなった。

### ( ) 保険事業に関する費用

当行の保険事業に関する費用には、支払保険金及び支払給付金、支払手数料並びに責任準備金（当行の生命保険事業に関連したユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）が含まれる。かかる保険事業に関する費用は、2017年度の277.0十億ルピーから21.4%増加し、2018年度には336.4十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社に関する費用は、2017年度の223.7十億ルピーから増加し、2018年度には277.0十億ルピーとなった。これは、主に責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）に関する費用、支払手数料、支払保険金及び支払給付金の増加によるものである。

生命保険事業の責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）は、2017年度の209.2十億ルピーから増加し、2018年度には257.0十億ルピーとなったが、これは主として、当行のユニットリンク保険事業における契約高が増加したことによるものであった。当行の生命保険事業に関連した保険契約に係る保険料の投資可能部分は、リスク補填に係る手数料及び保険料の差引後、原資金に対して投資された、生命保険事業に関連した保険契約から受領する継続保険料を含む保険料の金額を表す。支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料は、2017年度の14.5十億ルピーから増加し、2018年度には19.9十億ルピーとなった。かかる減少は主として、死亡保険金、満期保険金及び解約の増加並びに商品構成の変更及び保険料総額の増加に沿った支払手数料の増加によるものである。インドにおける保険会社の会計基準に従って、当行は、顧客獲得費用を償却せず、発生時に費用として計上する。

当行の総合保険子会社に関する費用は、主に支払保険金及び支払給付金並びに手数料費用の増加により、2017年度の53.3十億ルピーから増加し、2018年度には59.4十億ルピーとなった。支払保険金及び支払給付金は、2017年度の49.5十億ルピーから増加し、2018年度には53.1十億ルピーとなったが、これは農業/天候保険事業の支払保険金の増加を反映している。支払手数料は、2017年度の3.8十億ルピーから増加し、2018年度には6.3十億ルピーとなったが、これは主に自動車保険事業に支払われた管理手数料の増加によるものである。

「 - 第 2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (b) 当行の商品及びサービスの概要 - ( ) 保険」も参照のこと。

**(e) 引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）****( ) 不良資産及び条件緩和貸付に関する引当金**

インド準備銀行は、過去4年間にわたって不良債権の特定及び分類に関するガイダンスを大幅に拡大したため、当行において不良債権に分類される貸付金が増え引当金が増加した。

2014年4月1日付で、インド準備銀行はストレス資産の早期特定及び早期解消のための枠組みを含むガイドラインを策定した。当該ガイドラインでは、リストラクチャリングとなっていない又は不良債権への分類がなされていないものの様々な指標により負荷の初期兆候が現れていると特定される案件から成る「特別注意勘定」の資産分類区分が導入された。各銀行は、互いに特別注意勘定区分に関するデータの共有、共同貸付人フォーラムの設置及びかかる勘定の共同での解消に向けた行動計画の立案を義務付けられた。

2015年4月1日以降、条件緩和貸付（指定された期間を上限としてプロジェクト実施の遅延によるものを除く。）は、不良債権として分類される。プロジェクト実施のために供与された貸付で、プロジェクト実施の遅延（指定された期間を上限とする。）を理由としてリストラクチャリングされたものは、インド準備銀行の定める一定の条件を満たした場合、資産の債務不履行への分類が猶予される。

2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題並びにインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、インドの銀行システムには、2016年度下半期において、不良債権への繰入の水準の大幅な上昇が見られた。

2017年4月、インド準備銀行は、銀行に対して、正常先資産につきインド準備銀行が規定する比率よりも高い比率（工業部門並びに部門別リスク及び傾向についての評価に基づく。）で引当金を設定するための取締役会承認方針を導入するよう指示した。特に、インド準備銀行は、電気通信部門のリスクを重視し、銀行に対して、当該部門に関する評価を2017年6月30日までに完了するよう指示した。さらに、2017年4月、インド準備銀行は、銀行に対して、銀行が計上するものとインド準備銀行の年次監督プロセスを通じてインド準備銀行が評価するものとの間の資産分類及び引当金設定における乖離を開示するように要求した。インド準備銀行により評価された追加引当金の設定要件が当該期間について開示された税引後純利益の15.0%を超過する場合、若しくはインド準備銀行により確認された追加総不良資産が参照期間について開示された増加総不良資産の15.0%を超過する場合、又はその両方の場合、開示されなければならない。

2017年6月、インド準備銀行は、銀行に対して、一部の法人借入人に関して2016年に制定された破産・倒産法に基づく手続を開始するよう指示した。破産・倒産法に基づき、かかる借入人に対する破綻処理計画が所定の期限内に完了するよう要求されることとなり、完了できない場合、かかる借入人は清算の手続に入る。インド準備銀行はまた、かかる借入人に対する貸付に関する引当金の増額を規定した。2017年8月、インド準備銀行は、追加勘定を特定し、残りの債務が2つの外部信用格付機関により投資適格に格付けされた破綻処理計画が2017年12月13日までに実施されなかった場合、2017年12月31日までに破産・倒産法の規定に基づく破産再生手続を開始するよう、銀行に指示した。破産・倒産法に基づき照会された勘定の破綻処理手続がまだ進展中であり、定期的な修正が枠組み並びにかかる枠組みに影響を与える訴訟及び裁判所の決定に組み入れられていることを考慮すると、これらの借入人の破綻処理による影響及びかかる破綻処理が完遂されるかについては、不確実性がある。

2018年2月、インド準備銀行は、特定の基準を満たす破綻処理が所定の期限内に完了しなかった場合の、不良債権によるストレスを受けた借入人の期限を定めた破綻処理、早期破綻処理スキームの廃止及び借入人に関する破産・倒産法に基づく手続の開始を目的とした指示及びガイドラインを策定した。早期破綻処理のメカニズムの廃止を別として、かかるガイドラインは、破綻処理の選択肢を検討するために銀行が設立した委員会である共同貸付人フォーラムも廃止している。かかるガイドラインは、借入人勘定の分類の現状維持の利益を廃止し、これにより当行を含む銀行は、インド準備銀行の破綻処理スキームに基づき資産を定率法で不良資産として分類した。

ICICIバンクは、インド準備銀行のガイドラインに従って、その資産（海外支店の資産を含む。）を優良であるか不良であるかに分類している。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーについては、貸付及びその他の与信枠をその規制機関である国立住宅銀行のガイドラインに従って分類している。当行の海外銀行子会社は、貸付の最初の認識後に生じた1つ又は複数の事由の結果として減損が生じた（損失事由）具体的な証拠があり、かつかかる損失事由が確実に予測することが可能な貸付の将来における予測キャッシュ・フローに影響を与える場合に限り、かかる貸付を減損貸付として分類している。インド準備銀行のガイドラインの下、不良資産は、一定の所定の基準に基づき、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産に分類される。海外支店が保有する貸付で、貸付実施国の規定に従い、回収実績以外の理由により不良債権であると特定されるもののうち、既存のインド準備銀行のガイドラインに従うと正常であるものは、貸付実施国における貸付残高である限り不良債権であると特定される。当行の不良資産は、貸付の他に信用代替商品を含み、これらは資金拠出された信用エクスポージャーである。インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを定めている。

リストラクチャリングされた貸付は、2015年3月31日よりも前に既に条件が緩和された貸付又は2015年4月1日より前に提案され、その後予定どおりに効力を生じたリストラクチャリングを除き、2015年4月1日以降、不良債権として分類される。しかし、プロジェクトの実施のために供与された貸付で、プロジェクトの実施の遅延（指定された期間を上限とする。）を理由としてリストラクチャリングされたものは、インド準備銀行の定める一定の条件を満たした場合、資産の分類において不良への該当を引き続き猶予される。「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類」も参照のこと。

ICICIバンクは正常先資産、要管理先資産及び破綻懸念先資産に対する引当金を、インド準備銀行が定める利率で設定している。破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保の部分については、インド準備銀行のガイドラインにより定められる範囲内で、引当金の繰入又は貸倒償却がなされる。海外支店の貸付については、インド準備銀行の規制又は受入国の規制に従い、いずれが多い方の額で引当金を設定する。インド準備銀行により定められた引当金の最低レベルに従い、小口向け不良債権に対する引当金は、借入人の水準で当行の小口向け資産引当方針に基づき設定される。当行は、破産・倒産法に基づき国家会社法裁判所に付託される勘定に対する追加引当金に関するインド準備銀行の指示を含めたインド準備銀行による指示に従い、不良債権及び不良貸付並びに特定の実施債券及び実施貸付に対する特定引当金を保有している。小口向け貸付について当行が保有する特定引当金は、規制上の最低要件よりも多い。

インド準備銀行に不正があると報告され、破綻懸念先勘定に分類された非小口に対する貸付については、その証券価値を考慮することなくその全額に対して、不正が報告された四半期から4四半期にわたり引当金が設定される。インド準備銀行への不正に関する報告が遅れたか、又は破綻先勘定に分類された非小口に対する貸付については、その全額に対して直ちに引当金が設定される。小口向け勘定において不正がある場合、その全額に対して直ちに引当金が設定される。貸付条件が緩和/再調整された貸付に対する引当金は、銀行による貸付のリストラクチャリングに係るインド準備銀行のガイドラインに従って設定している。不良資産に係る特定の引当金に加えて、当行は、正常先貸付及び貸付条件が緩和/再調整された貸付に対する一般引当金を、インド準備銀行が定める利率で保持している。海外支店の正常先貸付については、貸付実施国の規制要件及びインド準備銀行の要件のうちより多い額の一般引当金を設定している。また、当行は特にストレスを受ける部門の特定借入人に対する貸付金に対して追加の一般引当金を設定している。当行は、取締役会が承認した方針に従い、年間の流動引当金を特定引当金及び一般引当金を超過して設定することができる。流動引当金は、取締役会及びインド準備銀行の承認を得た場合にのみ利用することができる。

「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類」も参照のこと。

## ( ) 不良資産

以下の表は、表示された日付における不良資産に関する一定の情報を示したものである。

(単位：百万( %の数値を除く。 ) )

3月31日現在

	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
期首残高(不良資産総額)	293,216	458,861	747,943	56.5
追加：当年度中における新規不良資産	348,281	295,969	482,429	(15.0)
控除：当期中に格上げされた貸付	(10,078)	(38,668)	(63,029)	283.7
控除：回収(格上げされた口座による回収を除く。)	(46,401)(1)	(48,103)(1)	(78,408)	3.7
控除：償却	(126,157)	(92,798)	(151,261)	(26.4)
不良資産総額(2)	458,861	575,261	937,675	25.4
不良資産に関する引当金(2)	(188,530)	(281,714)	(459,194)	49.4
不良資産純額(2)	270,331	293,547	478,482	8.6
顧客資産総額	5,923,253	6,681,141	10,890,260	12.8
顧客資産純額	5,720,375	6,393,368	10,421,190	11.8
不良資産総額の顧客資産総額に対する比率	7.7%	8.6%		
不良資産純額の顧客資産純額に対する比率	4.7%	4.6%		

- (1) 主にパススルー証券の形での有価証券受領証の引換えに資産再構築会社に譲渡した不良資産を含む。
- (2) 各子会社の規制当局により策定されたガイドラインに従って不良債権又は減損貸付と認められたものを含む。

2018年度において、経済活動の減速及び、とりわけ不良債権に対する追加金を増加させる、ストレス資産解消に関するインド準備銀行のガイドラインが変更されたことにより、不良債権に対する追加金は引き続き増加した。インド準備銀行は、2018年2月にストレス資産解消に向けた新たな枠組みを発表した。かかる新たな枠組みにより、戦略的債務再編、戦略的債務再編スキーム外である借入企業の経営変更、及びストレス資産の持続可能な構造化スキームといったストレス資産の再構築に関する既存のガイドラインは即時に撤回された。かかる改正枠組みに基づき、かかるスキームのうちいずれかが適用されたものの実施されていない借入人口座の分類に対する現状維持の利益が撤回されたため、インド準備銀行の破綻処理スキームによる資産分類に不良資産が増加する結果となった。

かかる進展の結果として、当行を含む銀行において条件緩和貸付による悪化を含む不良債権の大幅な増加に繋がった。また、より高い引当金の設定要件に繋がった。

商業ローン不良債権に対する追加金の総額は、2017年度の332.3十億ルピーから減少して2018年度には267.2十億ルピーとなった。2018年度において、当行は、34.6十億ルピーの商業ローン不良債権の格上げを行い、39.9十億ルピーの商業ローン不良債権の回収を行った。商業ローンは、債務者特有の回収の確率及び貸付の回収可能性の評価に基づき償却された2017年度における124.0十億ルピーと比べて、2018年度は88.7十億ルピーが償却された。商業ローンの不良債権総額は、2017年度末現在の430.8十億ルピーから増加し、2018年度末現在は534.8十億ルピーとなった。

2016年度末現在、ICICIバンクは、内部格付が投資適格を下回る、鉄鋼部門、鉱業部門、電力部門、掘削装置部門及びセメント部門並びに原資産がこれらの部門に一部関連する発起人に対する、内部格付が投資適格を下回る資金を基盤とするエクスポージャー及び資金を基盤としない与信枠の残高（不良債権又は条件緩和貸付として分類された借入人を除く。）が440.7十億ルピーとなったことを開示した。上記の部門及び発起人における内部格付が投資適格を下回る会社に対する、資金を基盤とするエクスポージャー及び資金を基盤としない与信枠の残高の総額は、2016年度末現在の440.7十億ルピーから減少して2017年度末現在は190.4十億ルピーとなったが、これは主として、貸付の不良債権区分への分類、エクスポージャーの純減及び貸付の信用格付の格上げによるものであり、貸付の信用格付の格下げにより一部相殺され、2018年度末現在にはさらに減少し47.3十億ルピーとなった。2018年度における減少は、135.5十億ルピーの債権が不良資産分類へと悪化したこと、20.3十億ルピーのエクスポージャーの純減、12.3十億ルピーの不良資産に分類された借入人に対する資金を基盤としない残高の除外及び0.2十億ルピーの貸付の格上げによるものであり、25.2十億ルピーの貸付の格下げにより一部相殺された。

消費者ローンの不良債権の増加分総額は、2017年度において15.9十億ルピーであったのに対し、2018年度には28.8十億ルピーとなった。2018年度中に当行が格上げを行った消費者ローンの不良債権は、2017年度中の5.3十億ルピーに対し、4.1十億ルピーであった。2018年度中、当行は消費者ローンの不良債権を8.2十億ルピー（2017年度は7.2十億ルピー）回収し、4.1十億ルピー（2017年度は2.1十億ルピー）償却した。消費者ローンの不良債権総額は、2017年度末現在の28.1十億ルピーから増加し、2018年度末現在には40.5十億ルピーとなった。

上記の結果、当行の不良資産総額は、2017年度末現在の458.9十億ルピーから25.4%増加し、2018年度末現在には575.3十億ルピーとなった。当行の不良資産純額は、2017年度末現在の270.3十億ルピーから8.6%増加し、2018年度末現在には293.5十億ルピーとなった。不良資産純額の比率は、2017年度末現在の4.7%から減少し、2018年度末現在には4.6%となった。

不良債権として分類された借入人に対する資金を基盤としない残高の総額は、2018年3月31日現在には29.8十億ルピーであった。

「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 不良資産」も参照のこと。

## ( ) 条件緩和貸付

以下の表は、表示された日付における条件緩和正常先貸付に関するロールフォワード及び平均残高の情報を示したものである。

(単位：百万( %の数値を除く。 ) )  
3月31日現在

	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年/ 2017年 増減(%)
期首残高(条件緩和貸付総額)	98,674	50,855	82,894	(48.5)
追加：当年度中にリストラクチャリングされた貸付	5,826	7	11	(99.9)
追加：過去の条件緩和貸付/借入人の貸付残高の増加	1,112	2,161	3,522	(94.3)
控除：当年度中に正常先資産区分に格上げされた貸付	-	-	-	(100.0)
控除：当年度中に不良債権区分に格下げされた貸付	(48,428)	(22,838)	(37,226)	(52.8)
控除：当年度中の返済額/経営変更/当年度中に 転換された株式	(6,329)	(11,605)	(18,916)	(83.4)
条件緩和貸付総額	50,855	18,579	30,284	(63.5)
条件緩和貸付に対する引当金	(3,012)	(628)	(1,024)	(79.1)
条件緩和貸付純額	47,843	17,951	29,260	(62.5)
条件緩和貸付純額の平均残高(1)	70,350	27,586	44,965	(60.8)
顧客資産総額	5,923,253	6,681,141	10,890,260	12.8
顧客資産純額	5,720,375	6,393,368	10,421,190	11.8
条件緩和貸付総額の顧客資産総額に対する比率	0.9%	0.3%		
条件緩和貸付純額の顧客資産純額に対する比率	0.8%	0.3%		

- (1) 平均残高とは、前年度の3月末現在並びに当年度の6月末、9月末、12月末及び3月末現在における四半期の平均貸付残高である。
- (2) 2013年度に有効になったインド準備銀行のガイドラインに基づき、条件緩和貸付には、いずれかの貸付の条件が緩和された借入人に対するすべての貸付が含まれている。

2018年度において、当行は正常先貸付と分類された借入人にリストラクチャリングを行い、以前リストラクチャリングが行われたことのある借入人に、2017年度の6.9十億ルピーと比較して追加の2.2十億ルピーの貸付金支払を実施した。さらに、2017年度の48.4十億ルピーと比較して、2018年度には22.8十億ルピーの条件緩和正常先貸付が、借入人がリストラクチャリングされた債務の条件に従い履行できなかったことにより不良債権に分類された。2017年度の6.3十億ルピーと比較して、2018年度には11.6十億ルピーの条件緩和貸付が返済若しくは株式に転換され、又は経営変更から影響を受けた。条件緩和正常先貸付総額残高は、2017年度末現在の50.9十億ルピーから63.5%減少し、2018年度末現在は18.6十億ルピーとなり、条件緩和貸付純額残高は、2017年度末現在の47.8十億ルピーから62.5%減少し、2018年度末現在は18.0十億ルピーとなった。

さらに、2018年度末現在において、条件緩和貸付と分類された借入人に対するICICIバンクの資金を基盤としない与信枠の残高は、4.0十億ルピーであった。

条件緩和正常先貸付純額の顧客資産純額に占める割合は、2017年度末現在の0.8%から減少し、2018年度末現在は0.3%であった。条件緩和貸付に対する引当金残高(資金調達金利に関する引当金を含む。)は、2017年度末現在の3.0十億ルピーから減少して、2018年度末現在は0.6十億ルピーであった。「-( )不良資産及び条件緩和貸付に関する引当金」を参照のこと。

不良資産総額及び条件緩和正常先貸付総額は、2017年度末現在の509.7十億ルピーから84.1十億ルピー増加(16.5%増)し、2018年度末現在は593.8十億ルピーとなった。不良資産純総額及び条件緩和貸付純額は、2017年度末現在の318.2十億ルピーから6.7十億ルピー減少(2.1%減)し、2018年度末現在は311.5十億ルピーとなった。

インド準備銀行は、借入人ストレス勘定の解消のための多くの戦略を発表した。2016年度、インド準備銀行は、戦略的債務再編についてのガイドラインを策定した。当該ガイドラインにより、債務を株式に転換することが許可され、これにより銀行が借入人の所有持分を取得することとなった。債務の株式への転換に際し、銀行は規定の資産分類を18ヶ月間を継続すること（現状維持の利益）が認められた。戦略的債務再編スキームとは別に、インド準備銀行は、借入人に対する貸付に関してもガイドラインを策定しており、これにより戦略的債務再編の枠組みの外で借入人の所有権を変更することが可能となった。当該ガイドラインは、借入人の資産分類に係る戦略的債務再編スキームに沿った現状維持の利益を認めている。2017年度中、ストレス資産の持続可能な構造化スキームが導入され、これは大規模プロジェクトの完了の遅延により資金難に直面している大口借入人の勘定の破綻処理を行う銀行の能力強化を追及するものであった。当該スキームは、一定の条件を満たすことを条件として、プロジェクトの持続的再生のため、貸付人による大幅な財務再構築の開始を可能にすることを目標とするものであった。当該スキームは、借入人の事業の実行可能性についての独自調査に従い、借入人の現在の支払うべき金額を、持続可能な債務と持続可能でない債務に二分化することを構想した。また、当該スキームは、「基準日」（貸付人が共同でスキームの発動を決定する日）現在での借入人の資産の分類が、180日間（現状維持期間）継続することを想定していた。

2018年2月12日、インド準備銀行はストレス資産の解消のための改定枠組みを策定し、これは戦略的債務再編、戦略的債務再編の枠組み外での借入人の所有権の変更（進行中の案件を除く。）に関する既存のガイドライン及びストレス資産の持続可能な構造化スキームを即時に置き換えるものであった。改定版の枠組みの下、当該スキームが発動されたがまだ実施されていない借入人勘定における資産分類の現状維持期間は取り消され、当該勘定は資産分類に係る既存のインド準備銀行の慣例に従って分類される。これにより、当行は、当該スキームが発動されたがまだ実施されていない債務を、2018年度末現在における不良資産として分類した。

2018年度末現在、当行には戦略的債務再編の対象となっている債務はなく（2017年度末現在においては52.4十億ルピー）、戦略的債務再編の適用を受けた債務のうち条件緩和貸付に分類されたものもなかった（2017年度末現在においては16.6十億ルピー）。

2018年度末現在、当行は、正常先区分に分類され、総未払残高のない（2017年度末現在においては51.1十億ルピー）1つの借入人勘定において戦略的債務再編スキームの外での借入人の所有権の変更に係る手続を開始し/導入した。

2018年度末現在、当行は、総未払残高が5.5十億ルピー（2017年度末現在は2.9十億ルピー）となる5つの正常先借入人勘定にストレス資産の持続可能な構造化スキームを導入した。かかる総未払残高は、2.9十億ルピー（2017年度末現在は1.5十億ルピー）の持続可能な債務、2.6十億ルピー（2017年度末現在は1.4十億ルピー）の持続不可能な債務から構成される。当該勘定のうち、0.2十億ルピー（2017年度末現在はゼロ）の総未払残高を有する1つの勘定（2017年度末現在はゼロ）が、2018年度末現在において不良資産に分類された。さらに、当行は、1つの借入人の不良勘定（2017年度末現在はゼロ）にストレス資産の持続可能な構造化スキームを実施した。かかる勘定は、総未払残高を2.3十億ルピー（2017年度末現在はゼロ）有しており、これは（安定的に格上げされた）持続可能な負債1.3十億ルピー（2017年度末現在はゼロ）、持続不可能な負債1.0十億ルピー（2017年度末現在はゼロ）から構成される。実施中の案件に関して所有権の変更スキームが発動された負債残高は、2018年度末現在において2.4十億ルピーであった（2017年度末現在においてはゼロ）。

インド準備銀行は、銀行によるインフラ及びその他主要な産業に対する、リストラクチャリングとしてみなされない、定期的な長期プロジェクト・ローンのリファイナンスを認めるガイドラインを策定した。インフラ及びその他主要な産業に対する、長期プロジェクト・ローンのリファイナンスがされる貸付ポートフォリオは、2018年度末現在60.6十億ルピーであり、そのうち21.2十億ルピーが正常先貸付に分類されていた。「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 貸付実行に関する規制」を参照のこと。

2018年度に、当行は、帳簿価額総額（引当金控除後）が2.7十億ルピーとなる12名の借入人に対する貸付を資産再構築会社に売却した。2017年度に、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）が37.1十億ルピーとなる35名の借入人の商業ローンを資産再構築会社に売却した。「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 不良資産 - 不良資産対策」も参照のこと。

## ( ) 引当金及び偶発債務

以下の表は、表示された期間における引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）の構成を示したものである。

（単位：百万（％の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
投資引当金（正味）	9,364	19,489	31,767	-
不良資産及びその他の資産に対する引当金	157,453	147,516	240,451	(6.3)
正常先資産に対する引当金	(3,734)	2,960	4,825	-
その他	2,742	9,764	15,915	-
引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）総額	165,825	179,729	292,958	8.4

引当金及び偶発債務は、2017年度の165.8十億ルピーから8.4%増加して2018年度には179.7十億ルピーとなった。

不良債権及びその他の資産に対する引当金は引き続き増加し、2017年度の157.5十億ルピーから2018年度には147.5十億ルピーとなった。かかる増加は、主として法人及び小規模銀行ローン・ポートフォリオの不良資産の追加額が大幅に増加したこと、破産・倒産法の規定に基づき国家会社法裁判所において起訴された特定の訴訟に係る引当金及び以前より不良債権として分類されていた債務に対する引当金に起因する。

2017年9月30日に終了した6ヶ月間において、インド準備銀行は、特定の勘定に関して破産・倒産法の規定に基づき破産手続を開始するよう銀行に対して勧告した。また、インド準備銀行は、担保が付された部分はその50%、無担保の部分は100%の割合の引当金又は資産分類基準に係るインド準備銀行の現行のガイドラインに規定された引当金のうちいずれか高い方の引当金を設定することを銀行に要求した。その後、2018年4月において、インド準備銀行はかかる特別な事由に対する引当要件を改定し、2018年度末現在において担保が付された部分については50%から40%に、2018年6月30日に終了した3ヶ月間において担保が付された部分はその50%の割合に変更された。

2018年度、当行は、特定の非小口の勘定に対する準備金及び剰余金を通じて5.3十億ルピーの不正行為に対する引当金を設定した。かかる引当金は、インド準備銀行に許可されたとおり、2019年度の損益勘定に戻し入れ、計上することができる。

投資引当金は、2017年度の9.4十億ルピーから増加して2018年度には19.5十億ルピーとなったが、これは主に、戦略的債務再編及びストレス資産の持続可能な構造化スキームの下、貸付から転換された株式、債券及びディベンチャー並びに優先株式に対する引当金によるものである。

正常先資産に対する引当金は、2017年度の3.7十億ルピーの引当金の戻入から増加し、2018年度には3.0十億ルピーの引当金となった。2017年度における正常先資産に対する引当金の戻入は、主として正常先資産から不良資産への大幅な悪化、及びインド準備銀行のガイドラインに従って当行が特定引当金を設定している一定のストレス資産における戦略的債務再編の発動によるものである。2017年4月、インド準備銀行は、その通知書の中で、健全性基準に係る通知書に規定される引当率は規制上の最低基準であり、ストレスを受けている経済部門への貸付に関してより高い引当金を設定することを銀行に奨励し、またかかる経済部門として具体的に通信部門を明示した。これに伴い、当行は、2018年度において、取締役が承認した方針に従い、借入人に対する正常先貸付に対して追加引当金1.91十億ルピーを設定した。当行は、2017年度末現在の25.5十億ルピーと比べて、2018年度末現在は28.6十億ルピーの一般引当金累計額を保有した。

その他の引当金及び偶発債務は、2017年度の2.7十億ルピーから増加して2018年度の9.8十億ルピーとなったが、これは主にインド準備銀行の指示に従い、2018年度における負債性資産スワップに基づき取得された資産に対する引当金によるものであった。

インド準備銀行のガイドラインに従い算出された2018年度末現在における当行の引当率（不良貸付に占める特定引当金の比率）は、47.7%であった。

「 - 第 2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 不良資産」及び「 - 第 2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 不良資産 - 条件緩和貸付」を参照のこと。

## (f) 税金費用

所得税費用は、2017年度の24.7十億ルピーから23.9%減少し、2018年度には18.8十億ルピーとなった。実効税率は、2017年度の17.9%から減少し、2018年度においては17.1%となった。これは主に、当行の実行効税率の下降に起因するが、国内子会社の税引前利益の増加により一部相殺された。

当行の所得税費用は、2017年度の14.8十億ルピーから55.5%減少して、2018年度には6.6十億ルピーとなった。当行の実効税率は、2017年度の13.1%から減少し、2018年度には8.8%となった。これは主に、ICICI ロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの株式売却による、所得税が課されない長期譲渡益に起因する。

当行の証券仲介業の子会社の所得税費用は、2017年度の1.8十億ルピーから増加して2018年度には3.0十億ルピーとなり、当行の総合保険子会社の所得税費用は、2017年度の2.1十億ルピーから増加して2018年度には3.3十億ルピーとなった。

## (g) 財政状態

### ( ) 資産

以下の表は、表示された期日における資産の主要な構成項目を示したものである。

( 単位：百万 ( %の数値を除く。 ) )

3月31日現在

	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減 (%)
現金及び現金同等物	804,909	889,991	1,450,685	10.6
投資	3,043,733	3,722,077	6,066,986	22.3
貸付金 (引当金控除後)	5,153,173	5,668,542	9,239,723	10.0
固定資産	93,380	94,650	154,280	1.4
その他の資産	762,052	867,550	1,414,107	13.8
総資産	9,857,247	11,242,810	18,325,780	14.1

(1) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え / 再分類されている。

当行の総資産は、2017年度末現在の9,857.2十億ルピーから14.1%増加し、2018年度末現在は11,242.8十億ルピーとなった。これは主として、投資、貸付金純額及びその他の資産の増加に起因する。貸付金純額は、2017年度末現在の5,153.2十億ルピーから10.0%増加し、2018年度末現在は5,668.5十億ルピーとなった。投資は、2017年度末現在の3,043.7十億ルピーから22.3%増加し、2018年度末現在は3,722.1十億ルピーとなった。その他の資産は、2017年度末現在の762.1十億ルピーから13.8%増加し、2018年度末現在は867.6十億ルピーとなった。

### 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金並びにインド準備銀行及びその他の銀行における預け金 (短期通知でのコールマネーを含む。) 残高を含む。現金及び現金同等物は、2017年度末現在の804.9十億ルピーから増加して2018年度末現在は890.0十億ルピーとなった。かかる増加は、主としてインド国外の銀行における預け金残高及び外貨建定期貸付の増加に起因するものであり、短期通知でのコールマネーの減少により一部相殺された。

## 投資

投資総額は、2017年度末現在の3,043.7十億ルピーから22.3%増加して2018年度末現在には3,722.1十億ルピーとなった。ICICIバンクの投資は、2017年度末現在の1,615.1十億ルピーから増加して2018年度末現在には2,029.9十億ルピーとなった。これは主として、国債、コマーシャル・ペーパー、債券及びディベンチャー並びに預金証書に対する投資が増加したことに起因する。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資は、2017年度末現在の1,204.1十億ルピーから増加し、2018年度末現在では1,370.5十億ルピーとなった。関連負債を補う目的で保有する投資は、主として株式及び社債に対する投資の増加により、2017年度末現在の878.8十億ルピーから増加し、2018年度末現在には975.0十億ルピーとなった。関連負債を補う目的で保有する投資以外の投資は、2017年度末現在の325.3十億ルピーから増加し、2018年度末現在には395.5十億ルピーとなった。これは主として国債及び株式への投資が増加したことに起因する。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの投資は、2017年度末現在の146.7十億ルピーから増加し、2018年度には180.3十億ルピーとなった。これは主としてディベンチャー、債券及び株式に対する投資が増加したことに起因する。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドの投資は、2017年度末現在の94.9十億ルピーから増加し、2018年度には154.5十億ルピーとなった。これは国債ポートフォリオへの投資の増加に起因する。

ICICIバンクUKの投資は、主として国債に対する投資の増加に起因して、2017年度末現在の44.3十億ルピーから18.4%増加し、2018年度末現在には52.5十億ルピーとなった。ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、主として米国債及び銀行引受手形の満期/処理に起因して、2017年度末現在の32.6十億ルピーから32.7%減少し、2018年度末現在には22.0十億ルピーとなった。

当行のインド国債への投資総額は、2017年度末現在の1,401.5十億ルピーから増加して2018年度末現在には1,803.2十億ルピーとなった。

2018年度末現在、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資残高は34.4十億ルピーであった。これに対して、2017年度末現在は、32.9十億ルピーであった。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (b) 当行の商品及びサービスの概要 - ( ) 投資銀行業務 - 財務」も参照のこと。

## 貸付金

貸付金純額は、2017年度末現在の5,153.2十億ルピーから10.0%増加し、2018年度末現在は5,668.5十億ルピーとなった。これは主として、小口向け貸付金が増加したことに起因する。

当行の貸付金純額は、2017年度末現在の4,642.3十億ルピーから10.4%増加して、2018年度末現在には5,124.0十億ルピーとなった。ICICIバンクの小口向け貸付金純額は、2017年度末現在の2,403.1十億ルピーから20.6%増加して2018年度末現在には2,898.9十億ルピーとなった。当行の海外支店の貸付金純額は、2017年度末現在の749.9十億ルピーから14.1%減少し、2018年度末現在は644.3十億ルピーとなった。ICICIホーム・ファイナンスの貸付金純額は、2017年度末現在の88.8十億ルピーから7.1%増加し、2018年度末現在は95.2十億ルピーとなったが、これは主に個人向けローンに係る支払が増加したことによるものである。

ICICIバンクUKの貸付金は、2017年度末現在の153.9十億ルピーからわずかに増加し、2018年度末現在には155.5十億ルピーとなった。

ICICIバンク・カナダの貸付金は、2017年度末現在の272.0十億ルピーから増加し、2018年度末現在には290.7十億ルピーとなった。これは主として2018年度における法人向け貸付及び抵当権の組成の増加に起因する。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (e) 貸付ポートフォリオ」も参照のこと。

## 固定資産及びその他の資産

固定資産とは、建物、家具及び備品、リース資産並びにその他の固定資産である。固定資産は、2017年度末現在の93.4十億ルピーから1.4%増加し、2018年度末現在には94.7十億ルピーとなった。その他の資産は、2017年度末現在の762.1十億ルピーから増加し、2018年度末現在には867.6十億ルピーとなった。これは主として、当行の受取債権、農業インフラ開発基金及び関連する預金並びに繰延税金資産の増加並びに当行の総合保険子会社の受取保険料の増加に起因する。

## ( ) 負債及び株主資本

以下の表は、表示された期日における負債及び株主資本の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万( %の数値を除く。))

3月31日現在

	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
預金	5,125,873	5,857,961	9,548,476	14.3
借入金(1)	1,882,868	2,294,018	3,739,249	21.8
その他の負債	1,753,533	1,924,452	3,136,857	9.7
負債合計	8,762,274	10,076,431	16,424,583	15.0
少数株主持分	48,653	60,082	97,934	23.5
普通株式資本	11,651	12,858	20,959	10.4
準備金及び剰余金(2)	1,034,669	1,093,439	1,782,306	5.7
負債及び株主資本合計	9,857,247	11,242,810	18,325,780	14.1

- (1) 劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む。
- (2) 未行使の従業員ストック・オプションを含む。
- (3) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え / 再分類されている。

当行の負債合計(資本及び準備金を含む。)は、2017年度末現在の9,857.2十億ルピーから14.1%増加し、2018年度末現在は11,242.8十億ルピーとなった。これは主として、預金、借入金及びその他負債の増加によるものであった。

## 預金

預金は、2017年度末現在の5,125.9十億ルピーから14.3%増加し、2018年度末現在は5,858.0十億ルピーとなった。ICICIバンクの預金は、2017年度末現在の4,900.4十億ルピーから14.5%増加し、2018年度末現在は5,609.8十億ルピーとなった。普通預金は2017年度末現在の1,718.4十億ルピーから17.0%増加し、2018年度末現在は2,009.7十億ルピーとなり、当座預金は2017年度末現在の749.8十億ルピーから18.6%増加し、2018年度末現在は889.6十億ルピーとなった。定期預金は2017年度末現在の2,432.2十億ルピーから11.4%増加し、2018年度末現在は2,710.5十億ルピーとなった。当座預金及び普通預金は2017年度末現在の2,468.2十億ルピーから17.5%増加し、2018年度末現在は2,899.3十億ルピーとなった。海外支店における預金は、2017年度末現在の69.2十億ルピーから28.4%減少し、2018年度末現在は49.6十億ルピーとなった。2018年度末現在の当行の預金は、資金源泉(すなわち、預金及び借入金)の75.4%を占めていた。「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (c) 資金調達」も参照のこと。

ICICIバンク・カナダの預金は、2017年度末現在の124.2十億ルピーから増加し、2018年度末現在は142.8十億ルピーとなった。これは、定期預金及び当座預金の増加に起因するが、普通預金の減少により一部相殺された。定期預金は2017年度末現在の84.9十億ルピーから増加し、2018年度末現在は102.0十億ルピーとなった。当座預金は2017年度末現在の10.1十億ルピーから増加し、2018年度末現在は14.7十億ルピーとなった。普通預金は2017年度末現在の29.2十億ルピーから減少し、2018年度末現在の25.9十億ルピーとなった。

ICICIバンクUKの預金は、主に当座預金及び普通預金の増加により、2017年度末現在の106.9十億ルピーから増加し、2018年度末現在は114.0十億ルピーとなったが、定期預金の減少により一部相殺された。

## 借入金

借入金は、2017年度末現在の1,882.9十億ルピーから21.8%増加し、2018年度末現在は2,294.0十億ルピーとなった。ICICIバンクの借入は、2017年度末現在の1,475.6十億ルピーから23.9%増加し、2018年度末現在は1,828.6十億ルピーとなった。これは主として、インド準備銀行からの流動性調整枠に基づく借入、リファイナンスによる借入及び外貨建コールマネーの借入が増加したことに起因するが、外貨建劣後債の借入の減少により一部相殺された。海外支店の借入純額は、2017年度末現在の803.5十億ルピーから1.3%増加して、2018年度末現在は813.9十億ルピーとなった。

ICICIバンクUKの借入は、主に銀行間、長期借入及び貸出促進スキームに基づく中央銀行からの借入の増加により、2017年度末現在の81.2十億ルピーから増加し、2018年度末現在は102.8十億ルピーとなった。ICICIバンク・カナダの借入は、主に証券化された借入の支払金純額により、2017年度末現在の150.9十億ルピーから減少し、2018年度末現在は145.2十億ルピーとなった。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・カンパニーの借入は、2017年度末現在の98.8十億ルピーから増加して、2018年度末現在においては155.4十億ルピーとなったが、これは主にインド準備銀行の流動性調整枠に基づく借入の増加及びリファイナンスによる借入によるものであった。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーの借入は、2017年度末現在の74.2十億ルピーから増加し、2018年度末現在は81.8十億ルピーとなったが、これは主に債券借入の増加によるものであった。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (c) 資金調達」も参照のこと。

## その他の負債

その他の負債は主として、その他の資産、支払為替及び当行の保険子会社に関連する有効な保険に基づく負債で構成されている。その他の負債は、2017年度末現在の1,753.5十億ルピーから9.7%増加し、2018年度末現在は1,924.5十億ルピーとなった。これは主として、当行の生命保険事業の有効な保険における負債が、2017年度末現在の1,155.0十億ルピーから159.9十億ルピー増加して2018年度末現在は1,314.9十億ルピーとなったことによる。

## 普通株式資本及び準備金

株主資本は、2017年度末現在の1,046.3十億ルピーから増加し、2018年度末現在は1,106.3十億ルピーとなった。これは主として、利益から振り替えた準備金の年間価値の増加に起因する。

## (h) 連結キャッシュ・フロー計算書

「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結キャッシュ・フロー計算書」を参照のこと。

現金及び現金同等物は、2017年度末現在の804.9十億ルピーから10.6%増加して、2018年度末現在は、890.0十億ルピーとなった。

営業活動による正味キャッシュ・インフローは、2017年度の526.4十億ルピーから減少して、2018年度は193.8十億ルピーとなった。これは、主として投資（満期保有目的投資を除く。）及び貸付金の大幅な増加並びにその他負債の微増によるものであったが、2017年度と比較した2018年度の預金の大幅な増加により一部相殺された。

投資活動による正味キャッシュ・アウトフローは、主として2017年度と比較して満期保有目的の有価証券の正味取得高が増加したことにより、2017年度の16.1十億ルピーから、2018年度には505.7十億ルピーに増加した。

2017年度の354.7十億ルピーの正味キャッシュ・アウトフローに対して、2018年度の財務活動による正味キャッシュ・インフローは、396.8十億ルピーとなった。これは、主として2017年度の217.9十億ルピーの短期借入金の純額の減少及び104.3十億ルピーの長期借入金の純返済額と比較した2018年度の383.8十億ルピーの短期借入金の純額の増加によるものである。

**(6) オフバランスシート項目、契約債務及び偶発債務****(a) 外国為替及びデリバティブ契約**

当行は、顧客による外国為替リスク及び金利リスクの移転、緩和又は軽減を可能にし、当行の金利及び外国為替ポジションを管理するため、先物為替予約、オプション、スワップ及びその他のデリバティブ商品を用いている。これらの商品は、貸借対照表に計上される資産及び負債の特定グループに関する外国為替リスク及び金利リスクを管理するために利用される。

以下の表は、表示された期日における外国為替及び金利デリバティブ契約の想定元本額及び公正価値を示したものである。

(単位：百万)

	想定元本				貸借対照表上公正価値(1)			
	3月31日現在				3月31日現在			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)
<b>金利商品</b>								
スワップ契約	6,118,473	11,788,157	18,272,117	29,783,551	3,795	(4,784)	475	774
その他	65,252	86,932	105,336	171,698	150	70	(128)	(209)
<b>金利商品総額</b>	<b>6,183,725</b>	<b>11,875,089</b>	<b>18,377,453</b>	<b>29,955,248</b>	<b>3,945</b>	<b>(4,714)</b>	<b>347</b>	<b>566</b>
<b>外国為替商品</b>								
先渡契約	4,446,642	4,461,284	4,446,960	7,248,545	(538)	(1,916)	(3,109)	(5,068)
スワップ契約	411,069	417,771	426,896	695,840	9,062	8,765	7,299	11,897
その他	518,974	578,555	1,178,985	1,921,746	(2,131)	163	(2,581)	(4,207)
<b>外国為替商品総額</b>	<b>5,376,684</b>	<b>5,457,610</b>	<b>6,052,841</b>	<b>9,866,131</b>	<b>6,393</b>	<b>7,012</b>	<b>1,609</b>	<b>2,623</b>

(1) 報告日におけるデリバティブ及び外国為替商品に対する値洗いの影響を示す。

2019年度末現在の金利商品の想定元本は、主として翌日物指数スワップの取引高の増加により、2018年度末現在には11,875.1十億ルピーであったのに対し、18,377.5十億ルピーに増加した。これらの取引は、金利のリスクを意図して、トレーディング目的及びマーケットメイキング目的で行われる。2019年度末現在の金利デリバティブの信用エクスポージャーは、2018年度末現在には131.7十億ルピーであったのに対し、211.9十億ルピーに増加した。2019年度末現在の外国為替商品の想定元本は、2018年度末現在の5,457.6十億ルピーから、6,052.8十億ルピーに増加した。2019年度末現在の外国為替デリバティブの信用エクスポージャーは、2018年度末現在には207.5十億ルピーであったのに対し、225.9十億ルピーに増加した。

金利スワップにおいては、通常、スワップの想定元本をはるかに下回るスワップの受取金利と支払金利との差額により生じる想定元本とキャッシュ・フローの交換を行わない。金利スワップ、通貨スワップ及び先物為替契約の大部分は、顧客又は銀行間取引の相手方に対する2方向の価格の提供を伴うマーケットメイキングのための契約である。これは、未済契約数の増加及びポートフォリオの想定元本総額の増加を引き起こす。例えば、顧客との取引が、これに対応する他の契約者との間の契約によりカバーされている場合、ポートフォリオの想定元本金額は2つの取引の合計となるが、市場リスク純額はゼロとなる。当行は、2019年度末現在、投資済又は未投資クレジット・デリバティブ商品を保有していなかった。

**(b) 証券化**

当行は、主に（通常は信託として構成される）特別目的事業体を含む証券化取引を通じて小口向け貸付金を証券化している。当行は、引き続きサービシング代行業者として行為し、貸付金の証券化後も顧客関係を維持し、証券化信託に移管されたこれら一連の貸付金に関するサービシング業務を行う。証券化取引は、与信強化型と非与信強化型がある。インド準備銀行の正常先資産の証券化に関するガイドラインに従い、当行は、証券化による損失については売却時に計上し、証券化による利益/プレミアムについてはインド準備銀行のガイドラインにより規定される方法に基づく取引期間にわたって償却される。

当行は、発起人、流動性補完措置提供者、サービシング代行業者、与信強化提供者、保険引受人、優先支払人等を含む、異なる法的資格及び異なる約因での契約の下、活動している。

証券化取引における原資産からの超過金利スプレッドは、一般的に与信強化の提供に劣後する。超過金利スプレッドの対象の幅広さに加えて、当行は、別個の資格において、原資産の不履行によって生じ得るキャッシュ・フローの不足を緩和するための外部の与信強化枠を提供する。かかる枠には、第一位若しくは主要なレベルの保護であって、優先支払人の実質持分及び投資の度合いに応じた格付を獲得する第一位信用喪失に対する与信強化が含まれる。また、当行は、第一位に続くレベルの保護であって、キャッシュ・フローのさらなる不足から受益者を保護する第二位信用喪失に対する与信強化も提供する。当行は、当行が組成した証券化プールに係る与信強化（第一位信用喪失及び第二位信用喪失に対する与信強化）並びに第三者が組成したプールに提供される保証（第二位信用喪失に対する与信強化）を提供している。当行は、別個の資格において、流動性補完措置を提供するが、これは、特別目的事業体が直面する、原資産からのキャッシュ・フローの受領と投資家に対する支払いの間のタイミングの違いの円滑化を促進するものである。流動性補完措置については、原資産からの将来のキャッシュ・フローに関する申立てが優先される。これは、優先支払人の申立てよりも優先される。

当行が組成した証券化プールに関して、第一位信用喪失及び第二位信用喪失に対する与信強化は、保証の形式若しくは信託が運用する当座勘定における現金担保にて提供される。

当行が組成した証券化プールに関して、2019年度末現在の第一位信用喪失に対する与信強化残高総額は2.0十億ルピーであり、第二位信用喪失に対する与信強化残高総額は1.4十億ルピーであった。第三者に提供された第二位信用喪失に対する保証に関して、2019年度末現在の残高は4.9十億ルピーであった。

当行のカナダ子会社は、国民住宅法の住宅ローン担保証券を発行し、また売出人としてカナダ担保付債券プログラムに参加するために、自己組成及び/又は購入した（第三者が組成した）付保された住宅ローンに関する証券化契約を締結した。国民住宅法の住宅ローン担保証券は、カナダ・モーゲージ・ハウジング・コーポレーション（Canada Mortgage and Housing Corporation）又はその他の民間住宅保険会社により付保された分割返済中の住宅ローンにより担保されている。カナダ・モーゲージ・ハウジング・コーポレーションにより導入されたカナダ担保付債券は、保証付、半年ごとの利付、期限一括償還の債券である。カナダ担保付債券は、カナダ住宅基金（Canada Housing Trust）として知られる特別目的基金により発行される。

カナダ担保付債券プログラムに基づき要求されるとおり、当行のカナダ子会社は、発行体として、プールにおける住宅ローンに関する未払いの元利金の支払いを、カナダ住宅基金を代理して行なう中央支払代理人に毎月送金することを約束している。ICICIバンク・カナダはまた、プールにおける住宅ローンに関する対応額を顧客から受領及び回収できていない場合でも、中央支払代理人に対し期日に支払いを行うことも約束している。2019年度末現在、かかる証券化及び付保された住宅ローンの残高は、2.8十億カナダドルであった。

### (c) 貸付コミットメント

当行は、顧客に対する貸付及び融資を行うため、現在、未払い及び未引出しのコミットメント取引を締結している。これらの貸付コミットメント（資金を基盤としない設備についての代替可能な資金を基盤としたコミットメントを含む。）総額は、2018年度末現在には1,377.9十億ルピーであったのに対し、2019年度末現在には1,560.6十億ルピーであった。これらのコミットメントの大部分についての利息は、貸付金支払日における一般的な貸出利率に左右される。貸付コミットメントはまた、特定の与信基準を維持する借入人の能力に依拠しており、満期日が指定されている。

### (d) 資本コミットメント

当行は、多くの資本契約に基づく義務を負っている。資本契約は、締結された資本的性格の指示書である。資本プロジェクトに計上されるべき未履行の契約残高は、2018年度末現在には5.6十億ルピーであったのに対し、2019年度末現在には7.5十億ルピーに増加した。

**(e) その他の契約上債務**

以下の表は、2019年度末現在の一定の契約上債務を示したものである。

(単位：百万ルピー( %の数値を除く。 ) )

契約上債務	期間別支払額				
	総額	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超
長期債務	1,569,978	392,750	491,861	397,632	287,735
定期預金	3,489,813	2,740,056	631,569	96,008	22,180
生命保険債務(1)	2,368,409	(94,368)	(221,766)	(78,536)	2,763,079
退職金債務(2)	18,656	1,896	3,408	3,720	9,632(3)
年金債務(2)	10,485	982	2,388	2,369	4,746(3)
オペレーティング・リース債務	2,967	673	1,080	707	507
保証(4)(5)					
金融保証	472,599	348,078	96,646	22,952	5,923
履行保証	727,373	398,699	233,193	73,251	22,230
総額	8,660,280	3,788,766	1,238,379	518,103	3,116,032

- (1) 表示された額は、生命保険契約に基づく割引前キャッシュ・フローの見積額を示している。表示されたキャッシュ・フローは、予測される給付支払(契約条件による受取保険料控除後)から構成される。給付支払に関連するキャッシュ・フローは、死亡率及び投資回収といった要素に係る仮定に基づいて予測される。上記の表に含まれるキャッシュ・フローは、当該負債が割引価値で開示され、費用等のその他の契約以外のキャッシュ・フローの引当金を含むため、貸借対照表において開示された2019年3月31日現在に発効した契約上の負債とは異なる。
- (2) 保険数理上の仮定に基づく。
- (3) 5年から10年までの流出見積額に基づく。
- (4) 数値は、債務の最大額を示している。
- (5) 契約上の満期に基づく。

**(f) 長期債務**

長期債務は、当初約定満期日までの期間が1年超の債務である。満期償還は、約定満期日又は保有者の選択により債務が償還可能となる日のいずれか早く到来する日に基づいている。長期債務の詳細については、本書に含まれる当行の「第6-1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記」に対する注記3を参照のこと。

**(g) 定期預金**

定期預金は、固定満期の預金である。一般的に、預金者は、一定の解約手数料を条件として、満期前にいつでも定期預金を引き出すことができる。

**(h) 生命保険債務**

生命保険債務は、主として生命保険契約(ユニットリンク契約及び非ユニットリンク契約の両方を含む。)の債務を含む。

ユニットリンク生命保険契約は、保険契約者が選択した投資資産におけるユニット（すなわち株式）の純資産価値に応じて契約の解約払戻金の変動する契約である。ユニット債務は、評価日現在の各契約のユニットの純資産価値に等しい。ユニットリンク保険契約の非ユニット債務及び非ユニットリンク生命保険契約の債務は、保険料総額法（利率、死亡率、費用及びインフレについて仮定する。）を用いて、計算される。参加型契約に係る仮定はまた、税務引当金及び株主への利益配分とともに、将来の賞与について行われる。これらの仮定は、不利な変動を考慮して、評価日現在の慎重な見積りとして決定される。

### (i) 退職金債務

当行は、退職金（規定の最低勤続期間の後に退職又は辞職する全従業員を対象とする確定給付退職制度）を提供する。かかる制度は、当行での各従業員の給与及び勤続年数に基づき、退職又は定年時に、資格のある従業員に一時金を支払う。

退職金給付は、行内基金又はインド生命保険公社及びICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが運用する個別の基金のいずれかを通じて、従業員に提供される。当行は、これらの基金に対する拠出を通じて退職金債務の弁済について責任を負う。

### (j) 年金債務

当行は、年金（繰延退職制度 旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの一定の従業員を対象とする。）を提供する。かかる制度は、これらの従業員に対して、退職時に月次年金支払を提供する。かかる支払いは、各従業員の当行での勤続年数及び適用ある給与に基づき、生活調整費を含む。旧マドラ銀行、サングリ・バンク又はバンク・オブ・ラジャスタンに以前勤務していた従業員の年金基金は行内基金で運用され、債務については保険数理評価により資金供給される。

一括保険契約に基づき、当行は、退職時に従業員のために、生命保険公社及びICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドから年金を購入する。これらの年金により、旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの退職した従業員に、年金を支払う。

### (k) オペレーティング・リース債務

当行には、主に不動産向けの長期オペレーティング・リースに基づくコミットメントがある。以下の表は、2019年度末現在における、解約不能リースの将来の最小のリース料契約の概略である。

年度別リース料契約	（単位：百万ルピー）
2020年	673
2021年	602
2022年	478
2023年	407
2024年	300
2025年以降	507
最小リース契約総額	2,967

## (1) 保証

当行は、プロジェクト・ファイナンス及び商業銀行活動の一環として当行の顧客の事業要件を支援するために銀行保証を提供してきた。保証は、顧客がその金銭債務又は履行義務を果たすことができなかつた場合に当行が支払うという取消不能の保証を表章している。金融保証とは、顧客が特定の金銭債務の支払いを怠った場合に第三者の受益者に対して支払いを行う義務をいう。履行保証とは、顧客が金銭以外の契約上の債務の履行を怠った場合に第三者の受益者に対して支払いを行う義務をいう。一般的に10年を超えない期間にわたり保証がなされる。銀行保証に付随する信用リスク及び業務リスクは、その他の種類の融資を受けていないファシリティに関する信用リスク及び業務リスクに類似している。当行は、顧客に対して適切なデュー・ディリジェンスを実施した後に、保証契約を締結する。当行は、一般に、これらのファシリティを年間ベースで査定している。顧客のリスク構造が許容不能な範囲まで悪化した場合、当行は保証の満期時にその更新をしないことを選択するか、又は当行のエクスポージャーを保護するために十分な追加担保を要求する可能性がある。保証額は、2018年度末現在の1,090.9十億ルピーから10.0%増加し、2019年度末現在では1,200.0十億ルピーとなった。

以下の表は、表示された期日における残存保証額を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	年度末現在				
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(％)
金融保証	388,779	440,612	472,599	770,336	7.3
履行保証	631,185	650,275	727,373	1,185,618	11.9
保証総額	1,019,964	1,090,887	1,199,972	1,955,954	10.0

金融保証は、2019年度末現在、当行の保証エクスポージャーの約39%を占めていた。かかる金融保証のうち、約10%がリスク参加、シンジケーションを目的としてかつその他の貸付人に受益者として利益を与えるべく発行され、これにより、当行の顧客がその他の貸付人からの信用援助又は信用補完を利用することが可能となる。残りの金融保証は当行の顧客のその他の事業要件を支援するべく発行された(物品調達保証又は担保預金若しくは現金預金に代わる保証)。履行保証は、2019年度末現在、当行の保証エクスポージャーの約61%を占めていた。

実際に保証が必要な顧客の通常事業の例としては、以下のものが含まれる。すなわち、供給者から商品を調達するための契約であって、顧客が商品を受領時に支払いを怠った場合に供給者に対して保証が提供されるもの、事業計画の指し値の提示であって、顧客によって落札された場合に契約上の義務の履行を確保するために保証が提供されるもの、顧客によって顧客の取引先に提供される物品・サービスに対する前払金であって、顧客が物品・サービスを提供することができなかつた場合に事前の払い戻しを顧客の取引先に保証するために保証が提供されるもの、保証金若しくは現金預金の代わりに提供される保証であって、そうでなければ顧客が証券取引所、商品取引所、規制当局その他の機関において保持することが要求されるもの、又は、入札若しくはその他の事業に関する契約に参加するために提供されるもの、貸付人のために保証が提供され、顧客の与信補強及び与信強化を貸付人から受領することを可能にするものであって、かかる貸付人に対して支払いの保証が提供されるものが含まれる。

当行の顧客による保証条件の不履行時、受益者は保証の下で権利を行使することがあり、当行は受益者に対して支払いをする義務がある。銀行及び金融機関の中には当行の金融保証の受益者である銀行及び金融機関がいくつか含まれるが、これにより顧客はこれらの銀行及び金融機関からの金融支援を受けることができる。当行の顧客がかかる融資に関して義務を怠った場合には、銀行及び金融機関は保証に基づく権利を行使し、当行は受益者に対して支払いを行う義務を負う。銀行及び金融機関に対して当行が支払い、かつ当行の顧客から回収できない金額は、利益の認識、資産分類及び債権に対する引当金の設定に関するインド準備銀行の健全性規則の対象となる。

当行は、場合によっては、その保証による潜在的損失を補填するために利用可能な担保を有している。保証により実現される損失を補填するために当行が利用可能な現金及び定期預金による証拠金は、2018年度末現在の137.4十億ルピーから、2019年度末現在には129.5十億ルピーに減少した。その他の資産又は有価証券もまた、当行がこれらの保証による損失を補填するために利用可能である。

当行の関連機関は、2019年度末現在、11百万ルピーに達する額を保証している。

以下の表は、2019年度末現在における保証に関する事業の復興を示したものである。

細目	(単位：百万ルピー)	
	履行保証	金融保証
2018年4月1日現在の期首残高	650,275	440,612
追加：当事業年度中に発行された金額	279,422	280,392
控除：当事業年度中に満了/解約により終了した金額	(193,480)	(241,889)
当事業年度中に行使され支払われた金額	(8,844)	(6,516)
2019年度末現在の期末残高	727,373	472,599

## (7) 資金源

当行では、当行の事業におけるリスク、格付機関、株主及び投資家の期待値並びに資本調達のために可能な選択肢を考慮して、規制水準、現在及び将来の事業ニーズに応えるべく積極的に資本を管理している。当行の資本管理の枠組みは、金融グループ並びに取締役会及びリスク管理委員会の管理下にあるリスク管理委員会によって管理されている。自己資本の評価及び査定は取締役会及びリスク管理委員会に定期的に報告されている。

### (a) 資金の規制

インド準備銀行は、バーゼル の導入についてインド準備銀行が行った暫定的なアレンジに従い、2013年4月1日に効力が発生して適用され2019年3月31日まで段階的に実施される最終版のバーゼル のガイドラインを策定した。バーゼル は、資本の質・統一性・透明性の改善、リスク対象範囲の強化、補完的レバレッジ比率の導入、景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）の減少、カウンターシクリカルバッファの促進、並びにシステムックリスク及び相互関連性への取組みに関する、資本構成の計測について規定する。

2019年度末現在、ICICIバンクは、普通株等Tier 1 最低資本比率を7.53%、Tier 1 最低資本比率を9.03%及び最低自己資本比率合計を11.03%に維持するよう義務付けられていた。最低自己資本比率合計には、国内のシステム上重要な銀行として指定されている、当行の口座に係る1.875%の資本保全バッファ及び0.15%の資本追加費が含まれる。バーゼル に関するインド準備銀行のガイドラインの第1の柱に基づき、当行は信用リスクの査定に関する標準化されたアプローチ、市場リスクの査定に関する標準化されたデュレーション法及び業務リスクの査定に関する基本的指標アプローチに従う。

## ( ) 非連結自己資本比率のポジション

以下の表は、インドGAAPに準拠し作成されたICICIバンクの非連結財務書類に基づき、インド準備銀行のパーゼルに関するガイドラインに従って算出された、表示された期日における規制資本、リスク加重資産及びリスク・ベース資本比率を示したものである。

(単位：百万(%の数値を除く。))

## パーゼルに関するインド準備銀行のガイドラインによる

	年度末現在		
	2018年 (ルピー)	2019年(1) (ルピー)	2019年(1) (円)
普通株等Tier 1 資本	915,869	936,891	1,527,132
Tier 1 資本	1,010,644	1,037,162	1,690,574
Tier 2 資本	159,135	123,739	201,695
資本合計	1,169,779	1,160,901	1,892,269
信用リスク(リスク加重資産)	5,220,540	5,741,030	9,357,879
市場リスク(リスク加重資産)	523,377	488,379	796,058
業務リスク(リスク加重資産)	605,165	644,340	1,050,274
リスク加重資産合計	6,349,082	6,873,749	11,204,211
普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率	14.4%	13.6%	
Tier 1 リスク・ベース資本比率	15.9%	15.1%	
Tier 2 リスク・ベース資本比率	2.5%	1.8%	
リスク・ベース資本比率合計	18.4%	16.9%	

(1) 2019年度末現在の財務報告において、2019年度の予定配当は資本金から控除されたが、純資産からは控除されていない。

2019年度中に、資本金(控除前)は2018年度末現在の1,169.8十億ルピーから8.9十億ルピー減少し、2019年度末現在には1,160.9十億ルピーとなった。これは主として、インド準備銀行の既存のガイドラインに基づくTier 2 資本商品の逡減並びに45.2十億ルピーのTier 2 資本商品及び5.0十億ルピーの革新的永久債のコール・オプションの行使に起因するが、2019年度の利益剰余金の組入れ及び2019年度中の11.4十億ルピーの追加Tier 1 資本商品の発行により一部相殺された。2019年度から有効となった投資変動準備金に対する12.7十億ルピーの義務的な充当は、Tier 2 資本としてみなされる。

信用リスクに関連するリスク加重資産は、2018年度末現在の5,220.5十億ルピーから2019年度末現在の5,741.0十億ルピーへと520.5十億ルピー増加した。これは主に、貸借対照表に計上される資産のリスク加重資産の455.2十億ルピーの増加及びオフバランスシート資産のリスク加重資産の65.3十億ルピーの増加に起因する。貸借対照表に計上されるリスク加重資産は、主として年度中の貸付金の増加により増加した。

市場リスクに関連するリスク加重資産は、2018年度末現在の523.4十億ルピーから2019年度末現在には488.4十億ルピーへと35.0十億ルピー減少した。これは主に、株式投資の価値の減少に起因するが、固定利付債券のリスク加重資産の増加により一部相殺された。

業務リスクに関連するリスク加重資産は、39.2十億ルピー増加し、2018年3月31日現在の605.2十億ルピーから2019年3月31日現在には644.3十億ルピーとなった。業務リスクの資本費は、過去3会計年度の総収入の平均の15%に基づいて算出され、6月30日に1年ごとに改定される。リスク加重資産は、資本費に12.5を乗じた金額である。

## ( ) 連結自己資本

規制資本計算の連結は、インド準備銀行によって発行された連結健全性報告書の水準に沿った、ICICIバンク及び子会社の連結財務書類に基づいている。規制資本計算の連結に関して考慮される事業体には、子会社、関連会社及び当行のジョイントベンチャーであって、インド準備銀行の報告書のガイドラインで述べられているとおり銀行及び金融的サービスの業務を遂行するものが含まれる。保険業務に従事する事業体及び金融サービスに関連しない事業体は、自己資本計算の連結からは除外される。バーゼルに関するインド準備銀行の定めるガイドラインに基づき、非連結保険及び非金融子会社における株式及びその他規制資本投資は、グループの連結規制資本から控除される。

2019年度末現在、インド準備銀行の定めるバーゼルに関するガイドラインに基づく当行の連結レベルのリスク・ベース資本比率合計は、現在の要件がそれぞれ、普通株等Tier 1 最低資本比率が7.525%、Tier 1 最低資本比率が9.025%、最低自己資本比率合計が11.025%であるのに対し、普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率が13.42%、Tier 1 リスク・ベース資本比率が14.73%、リスク・ベース自己資本比率合計が16.47%であった。

## (b) 資本の内部査定

当行の資本管理枠組みは、当行が規制上の基準、現在及び将来の事業ニーズを満たすために、適切な資本レベルを決定する年度ごとに実施される自己資本充実度に関する包括的な内部評価プロセスを有している。また、複数のストレス・シナリオにより判断を行う適切なストレス・テストも行っている。自己資本充実度に関する内部評価プロセスは、銀行単独及び連結グループのレベルの双方において形成されている。自己資本充実度に関する内部評価プロセスは、4年間の計画対象期間中の資本計画、重要なリスクの特定及び査定並びにリスクと資本の間の関係を網羅するものである。

資本管理枠組みは、重大なリスクの包括的査定を含むリスク管理枠組みによって補完される。資本及びリスク管理枠組みの主要な側面であるストレス・テストは、リスクの特性及び資本基盤に対する、通常ではなく不測の事態の影響についての見識を提供する。当行の取締役会の承認を受けたストレス・テスト構造に基づき、当行は、当行の様々なポートフォリオについてストレス・テストを行い、現在及び将来の期間における当行の資本比率に対する影響及び当行の資本バッファの充実度を評価する。当行は、ストレスに関する事態が重要なリスクをとらえ、市況の結果生じ得る不測の市場の動向を反映するために定期的にストレス・テストを評価及び改良する。ICICIバンクの事業体の事業及び資本計画並びにストレス・テストの結果は、自己資本充実度に関する内部評価プロセスに統合される。

自己資本充実度に関する内部評価プロセスに基づいて、当行は維持されるべき資本レベルを以下の事項を統合的に考慮することによって決定する。

- ・ 戦略的焦点、事業計画及び成長目標
- ・ インド準備銀行のガイドラインに沿った規制上の資本の要求
- ・ 重大なリスクの査定及びストレス・テストの影響
- ・ 株主及び投資家の認識
- ・ 子会社への投資及びディスインベストメントに関する将来的な戦略
- ・ インド準備銀行によって時折認められる、資本を国内から国外へ調達する選択に関する評価

当行は関連する進捗の監視を継続しており、現行の強固な自己資本比率及び明示された国内外の資金調達記録へのアクセス履歴をもって、引き続き事業を成長させる一方で、法令により要求される資本の必要レベルを維持することが可能になると考える。

## (8) 流動性リスク

流動性リスクは、期限の到来に際し、利用可能なキャッシュ・フローを通じて、又は資産の公正価値での売却を通じて、財務上の義務を果たすことができないことから生じた、現在及び将来のリスクである。これには、適切な満期時において資産ポートフォリオの資金調達価格が予想外に上昇するリスク及び時宜を得た合理的な価格でのポジションの清算ができないリスクが含まれている。

流動性管理の目的は、当行において、日々の業務又は財政状態のいずれにも悪影響を与えずに、予想される現在及び将来のキャッシュ・フロー及び担保の需要並びに予想外の現在及び将来のキャッシュ・フロー及び担保の需要の双方を効果的に満たすための体制を常に確保することである。

当行の追加的な資金調達需要の多くは、主に銀行間預金を含む預金の形式で短期資金源を通じて賄われる。ただし、当行の大部分の資産（主に当行のコーポレート・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンス並びに貸付ポートフォリオ）が、中期性又は長期性のものであり、資金供給の不整合が生じる可能性がある。当行は、その顧客の借入需要に応えるとともに、当行の預金者及び債権者の要求に常に対処するため、当行の流動性ポジションを積極的に監視し、適切な流動性の維持に努めている。

当行は、最適な流動性管理を行うため、情報の連続的な伝達及び組織における資金調達部門と借入部門との間の活発な情報交換を確立することを目指している。流動性管理は他の隔離したグループの責任下にある。当行は、インド準備銀行に対し国内業務に関するルピーのギャップ報告書を隔週に提出することが要求されている。インド準備銀行のガイドラインに従い、流動性ギャップ（マイナスの場合）は、1日、7日以内、14日以内及び30日以内に該当する時間区分では、それぞれ、累積アウトフローの5.0%、10.0%、15.0%及び20.0%を超えてはならない。当行は毎日、海外業務について満期ギャップ分析、国内業務についてルピー建ての帳簿を作成している。当行の静的ギャップ分析はさらに、負債による調達を担当する部署が短期資金ニーズに対する正しい評価を得られるよう、短期のキャッシュ・フローの動態分析によっても補完されている。さらに当行は、特定の流動性比率を隔週ベースで監視している。当行は、2015年1月1日から適用される流動性カバレッジ比率も監視している。当行は、流動性危機管理対策を有しており、かかる計画を通じて当行は潜在的な流動性の課題を示唆する重要な指標を監視し、これにより十分な流動性を確保するために必要な措置を講じることができる。

当行は、資金需要に柔軟に対応するため、多様な流動性の資金源を保持している。インドにおける資金は主に小口預金者及び法人預金者からの預金の受入れにより供給されている。これらの預金は、預金証書の発行、借換機関を通じた短期銀行間市場での借入及び債券発行により増加させることができる。当行は、インド準備銀行から提供された短期の資金調達方法である流動性調整枠及び限界常設ファシリティを有している。当行は、一般的に流動性需要を満たすために即座に売却される優良流動性証券の多大なポートフォリオを保持している。当行はさらに、銀行間市場での短期ベースの借入により、流動性を管理することができる。銀行間市場において重要な翌日物市場は、不安定な金利の影響を受けやすい。これらの金利は、100.0%以上にまで達したことがある。こうした不安定な資金調達への依存を抑えるために、当行の流動性管理政策は、かかる市場における借入及び貸付の1日当たりの基準を規定した。当行の1日当たりの借入はインド準備銀行による規定よりも保守的なものとなっている。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、当行と同様に、資金調達の一部について、銀行間翌日物市場に依存しており、不安定な金利と同様のリスクにさらされている。ただし、プライマリー・ディーラーであるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、インド準備銀行による流動性調整枠及び常設流動性補完措置にアクセスすることができる。

当行の総流動資産は、現金、当方勘定、翌日物その他の短期金融市場募集、国債及び短期国債（準備金要件に適切な投資（買戻契約による借入金純額の控除後）、流動性調整枠及び限界常設ファシリティを含む。）、社債（AA以上の格付のもの）並びにコマーシャル・ペーパー、預金証書及びミューチュアル・ファンド投資といったその他の短期金融投資から構成されている。当行は、流動資産純額を決定するために、これらの資産から当行の短期金融市場借入（30日以内に満期が到来する借入）を控除する。

当行は、インド準備銀行が課した法定準備金要件に従って要求される形の当行の普通預金及び定期預金の大部分を維持している。インド準備銀行は、インドの銀行に適用される現金準備率を規定しており、これにより、当行は、インド準備銀行に預託された現金残高としての普通預金及び定期預金の平均比率を14日間にわたって維持する義務がある。2019年6月30日現在、現金準備率要件の比率は4.00%であった。さらに、現金準備は、（2016年4月16日以降）14日間の報告期間のいかなる日においても、要求される現金準備率の90%を下回ってはならない。

インド準備銀行はまた、インドの銀行に適用される法定流動性比率を規定しており、これにより、当行は、一定の規定された投資において普通預金及び定期預金の一定の比率を維持する義務がある。2019年度末現在、法定流動性比率は19.25%であった。2018年12月、インド準備銀行は、法定流動性比率を流動性カバレッジ比率要件に合致させるため、法定流動性比率が普通預金及び定期預金の純額の18%に達するまで、法定流動性比率を歴四半期ごとに0.25%引き下げる旨を公表した。初回の0.25%の引下げは、2019年1月から始まる四半期において効力が発生した。したがって、2019年6月30日現在、法定流動性比率要件は19.0%である。当行は、一般的に、法定流動性比率を超える法定流動性比率適格証券を保有している。法定流動性比率適格証券には、現金、金又は承認された無担保の証券が含まれる。

2019年3月31日現在、インドにおける普通預金及び定期預金の純額の法定流動性比率要件である19.25%以外に、流動性カバレッジ比率における適格流動資産に最大15.5%（13%の流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティ、2%の限界常設ファシリティ及び0.5%を上限とする追加的な流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティ）を加算する。インド準備銀行は、銀行に対して2019年3月31日までの間、2018年10月19日時点における銀行以外の金融会社及び住宅金融会社への貸付金額に加えてこれらの事業体への融資残高の増加分に対して0.50%の追加的な流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティを有することを許可している。

さらに、インド準備銀行は2019年4月に、銀行に対して義務的法定流動性比率要件の中に流動性カバレッジ比率を計算する際の流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティとして2.0%の国債を追加的に計算に含めることを許可する旨を決定した（普通預金及び定期預金の純額は、2020年4月1日までに従前の13.0%から15.0%まで段階的に引き上げられる。）。したがって、2019年6月30日現在、インドにおける普通預金及び定期預金の純額の法定流動性比率要件である19.0%以外に、流動性カバレッジ比率に基づく適格流動資産に15.5%（13.5%の流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティ及び2.0%の限界常設ファシリティ）を加算する。さらに2019年7月5日、インド準備銀行は、銀行に対して当初2019年8月1日及び2019年12月1日に効力が発生する予定であった流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの1.0%の段階的な引上げの前倒しを即時有効として認める旨を決定した。かかる前倒しは、同日現在の貸借対照表に計上された未払いの銀行以外の金融会社又は住宅金融会社への貸付金額に加えて、銀行以外の金融会社及び住宅金融会社への貸付残高の増加分の範囲内で適用された。1.0%の流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの前倒しの適用は、専ら銀行以外の金融会社又は住宅金融会社の増分エクスポージャーに向けたものであるが、当初の予定どおり2019年8月1日及び12月1日に流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの増加が行われた場合に限り、通常の流動性カバレッジ比率のための流動性利用ファシリティの一部として計上される。

2014年6月9日、インド準備銀行は、流動性カバレッジ比率、流動性リスク監視手段及び流動性カバレッジ比率開示基準を含む流動性基準に関するバーゼル の枠組みについての最終ガイドラインを策定した。流動性カバレッジ比率は、30日間続く深刻なストレス・シナリオを乗り切るために適切な適格流動資産を確保することにより、潜在的な流動性危機からの銀行の短期的な回復を促進する。ガイドラインにより、流動性カバレッジ比率要件は、2015年1月1日より適用される。そして、その最低要件は2015年1月1日より60.0%で始まった（現在、最低要件は100.0%である。）。インド準備銀行のガイドラインにより、2016年1月1日以降、流動性カバレッジ比率は、インドの銀行に対し連結ベースで適用可能となっている。2019年3月31日に終了した3ヶ月間の流動性カバレッジ比率の開示は、日次の観測値の単純平均に基づく。2019年3月31日に終了した3ヶ月間の当グループの流動性カバレッジ比率は、127.5%であった。

2018年5月17日、インド準備銀行は、流動性基準 - 純安定資金調達比率に関するバーゼル の枠組みについての最終ガイドラインを策定した。これらのガイドラインは、将来の資金調達ストレスのリスクを軽減させるため、十分に安定した資金源を調達することを銀行に要求することにより、より長期間にわたり資金調達リスクを減少させることを確実にする。ガイドラインにより、純安定資金調達比率は、現行の基準で少なくとも100%相当となる。2018年11月29日付通知書により、これらのガイドラインは、2020年4月1日以降、連結レベルと同様に単体においてインドの銀行に適用される。

当行は、法定流動性比率及び現金準備率要件の他に、流動資産を維持している。2019年度中、当行は、上述した規制要件により適正な準備金を維持していた。

以下の表は、ICICIバンクの平均流動資産及び貸借対照表日現在の流動資産の構成項目を示したものである。

	2018年3月31日 現在(ルピー)	2019年度隔週 平均(ルピー)	(単位:十億) 2019年3月31日 現在(ルピー)
法定流動性比率適格投資証券及びその他の国債 (控除:買戻契約による借入金、流動性調整枠及び 担保付借入金)	1,255.0	1,375.1	1,442.0
中央銀行残高及びその他の銀行の当座勘定	420.4	350.4	406.3
その他流動資産	686.8	349.5	574.4
総流動資産	2,362.2	2,075.0	2,422.7
(控除:短期借入金)	—	3.0	—
流動資産純額	2,362.2	2,072.0	2,422.7

ICICIバンクは、2018年度末現在の2,362.2十億ルピーに対し、2019年度末現在には合計2,422.7十億ルピーの流動資産純額を保有していた。2019年度において、当行は、2,072.0十億ルピーの隔週平均流動資産純額を保有していた。上記の流動資産純額に含まれる額に加えて、2019年度末現在、当行はまた、2018年度末現在の29.8十億ルピーに対し、合計23.1十億ルピーのその他の固定利付非国債証券を保有していた。

現地規制に従って、当行の海外支店のいくつかは、他のグループ事業体と「正味借入」状態を維持することが義務付けられている。すなわち、これらの支店は、一定の金額を超えるものについて正味借入人になる必要があるか、又は一定の金額を超えるものについては正味貸付人になることができない。したがって、これらの支店において維持される過剰流動性は、「正味借入」状態で利用可能なバッファの範囲内でのみ他のグループ事業体に利用することができる。2019年度末現在、かかる当行の海外支店は、129.4十億ルピー(相当額)の流動資産純額を保有しており、当行の流動資産純額合計の2,422.7十億ルピーに含まれる。

当行はまた、その他の確実な流動性の資金源を利用することができる。インド準備銀行は、流動性調整枠及び限界常設ファシリティを通じて、金融政策を行い、インドの銀行システムの流動性を管理する目的で、銀行との買戻条件付取引及び逆買戻条件付取引を行う。インド準備銀行は、固定金利買戻契約、固定金利逆買戻契約及び限界常設ファシリティに適用される金利を規定しており、それぞれレポレート、リバースレポレート及び限界常設ファシリティレートとして知られている。さらに、インド準備銀行は、変動金利買戻し、逆買戻競売、競争入札によるものに対する金利を実施する。2019年度末現在、インド準備銀行のレポレート、リバースレポレート及び限界常設ファシリティレートは、それぞれ6.25%、6.00%及び6.50%(2019年6月30日現在のこれらのレートは、それぞれ5.75%、5.50%及び6.00%)であった。流動性調整枠及び限界常設ファシリティは、1年中利用可能である。限界常設ファシリティの下では、銀行は、法定要件を超えて保有する適格証券に加え、14日間を2回遡った末日現在のそれぞれの普通預金及び定期預金の純額の2.0%を上限として、翌日物借入をすることができる。さらに、その他の市場の相手方との買戻条件付取引の流動性市場が存在する。銀行は、法定要件を超えて保有する法定流動性比率適格証券に対して、インド準備銀行又はその他の市場の相手方との買戻条件付取引を行うことができる。

2019年度末現在、ICICIバンクは、流動性調整枠及び限界常設ファシリティを通じてインド準備銀行から借入可能な356.4十億ルピーの国債を保有していた。

インド準備銀行は、金融政策を実施するために、流動性調整枠及び限界常設ファシリティを利用する。インド準備銀行は、流動性調整枠を留保し、又はインドの銀行が全銀行の比例基準でいつでも流動性調整枠により利用できる額を引き上げる権利を有する。かかる政策変更は、これらの枠の運用に影響を及ぼし、当行を含むインドの銀行のこれらのファシリティの利用を制限する可能性がある。インド準備銀行は、翌日物流動性調整枠を通じて、流動性の供給を普通預金及び定期預金の純額の一定の比率に制限し、様々な満期の定期買戻契約を通じて、徐々に流動性が供給されている。2019年6月30日現在、翌日物流動性調整枠を通じた流動性の供給は、銀行の普通預金及び定期預金の純額の0.25%が上限であった。

海外業務について、当行は明確な借入プログラムを有している。支店を通じて借入金を合理的な費用で最大化するためには、異なった市場及び通貨における流動性が目標とされる。大規模な借入は、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入及び銀行間相互貸付の形で行われる。当行はまた、適格取引資産に対してその他の銀行からの借換を行う。輸出信用機関の基準を満たす貸付については、これらの機関との間で締結された契約どおりに借換が行われる。当行はさらに、受入国の整備された規制の枠組みに従い、預金の債務を集めている。

ICICIバンクは、その海外支店における借換のニーズに対応するために、かかる借換の時期における現行の Swap・レート及び為替レートに基づく比較的高い費用によるものではあるが、インドにおけるそのルピーの流動性を利用することができる。当行は、(海外会社を通じて)2019年度中に債券の発行による資金調達を行っていない。当行の債券発行並びにその他の金融機関及び輸出信用機関からの貸付の条件には、クロスデフォルト条項、当行が他の事業体と統合又は合併するその能力に対する制限及びかかる債券若しくは貸付を期限前に償還又は返済する当行の能力に対する制限が含まれる。Tier 1 資本又はTier 2 資本に含まれる対象となっている劣後債発行の条件には、損失が生じた場合又は資本の欠損が生じた場合に利息の支払いを停止し、満期日又は特定のコール・オプション期日であっても、インド準備銀行の事前の承認なく、償還の差止めを行うことが含まれている。当行は現在、借入の条件により債務不履行とみなされるような当行の借入に関する重要な遵守事項には違反しておらず、また今後も違反しない予定である。

信用、市場及び業務リスクの管理の成功は、格付機関による信用格付の評価に影響を与えるため、当行の流動性の管理において考慮すべき重要な事項である。格付機関は、いつでも格付の格下げを行うことができ、又は格下げの意向を示すことができる。

格付機関はまた、当行の格付の取下げを決定することができ、これは当行の格付の格下げと同じ効果を有する可能性がある。当行の格付の格下げ(又は格付の取下げ)は、当行の借入費用を増加させ、資本市場の利用を制限し、当行の商品を販売若しくは売り込む能力に悪影響を及ぼし、事業取引(特に長期取引)及びデリバティブ取引を行い、又は当行の顧客をつなぎとめる可能性がある。「- 2 事業等のリスク - (1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク - (c) 国際的な格付機関によるインドの債券の格下げは、当行の事業、流動性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

当行の国内業務に関して、当行は、想定内及び想定外の借入要件を満たすために、インド準備銀行との買戻取引の形の、又は集中型の決済相手方であるインド・クリアリング・コーポレート・リミテッドを通じて、又は市場の相手方との間で、法定流動性比率適格証券に対して、担保付借入を行う可能性がある。一般的に、かかる貸付に付与された担保の市場価値は、貸付額を上回り、その差額は、ヘアカットといわれる。インド準備銀行は、それらから借り入れたすべてのかかる証券のヘアカットを規定している。インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドを通じて決済される商品による借入の場合、インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドのレポセグメントのメンバーは、いかなる時点においても、原担保の価値の下落に対する緩衝材となる借入/貸付債務に関して証拠金の提供を維持する義務を負う。

さらに、当行はトライパーティ・レポセグメントのメンバーであるため、インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドの完全子会社であるクリアコープ・ディーリング・システムズ(インド)リミテッド(Clearcorp Dealing Systems (India) Ltd.)が提供するトライパーティ・レポオーダー・マッチング・プラットフォームにおける買戻取引による担保付借入を行うことができる。インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドはまた、(レポ)買戻取引に係る(準備銀行の)2018年付指導(随時その後の改正も含む。)におけるトライパーティ・レポの代理人としての役割及び責任を果たす。トライパーティ・レポの代理人は、当該プラットフォームを通じて借り入れた適格証券に対するヘアカットを規定している。また、このような貸付に対して供された担保の市場価値は、貸付の価値よりも高いものとなる。

当行は、必要な場合は追加の担保要件を満たすために、当行の勘定に十分な有価証券を保持しており、システム及び手続は、取引の円滑な決済をもたらす、当行の主要有価証券の総勘定元帳の勘定、買戻条件付構成有価証券の総勘定元帳の勘定、インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドの有価証券の保証基金及びトライパーティ・レポの証拠金勘定において、十分な残高を確保するために実施されている。

さらに、緊急要件の場合、追加の有価証券が、T+0の基準で、当行の有価証券の保証基金 / 担保借入及び貸付債務の証拠金勘定に移管される可能性がある。買戻条件付社債の場合、有価証券の価格は、原有価証券の信用格付に応じて手形交換所が規定する又は相手方と双方で合意した最低ヘアカットの適用後、算出される。当行はまた、そのために証拠金債務に貢献する必要のある、国債の無条件取引及び買戻条件付取引、外国為替取引、金利及び通貨のデリバティブの決済について、重要な相手方と取引を行っている。当行は、信用状、スタンドバイ信用状、銀行保証及びアンファンデッド型リスク参加契約に基づく当行の外部信用格付の格下げの場合、追加担保を差し入れる義務を負うこととなる。

海外支店業務に関して、一般に、担保要件は、証拠金の対象となる借入残高を有する銀行に適用され、その結果の担保預金は、基本買戻契約により管理される。当行は、当行の信用格付の格下げ及び借入契約の一環としての一定の財務遵守事項の限界の違反に関連して、遵守事項を受け入れるための資産負債管理委員会が承認した枠組みを有しており、ストレス・シナリオは、格下げの遵守事項違反によるアウトフローの可能性に関連して策定されている。

現在ドラフト段階である、パーゼル銀行監督委員会及びインド準備銀行により公表された中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関して、デリバティブ取引は証拠金の対象となり、その結果の担保預金はクレジット・サポート・アネックスにより管理される。証拠金規制は、当行の国内業務及び海外業務の両方に適用される。当行は、担保の維持を要求するクレジット・サポート・アネックスを締結している。

当行には、当行の信用格付の格下げがなされた場合に影響を受ける一定の借入金がある。当該借入金の合計額は、2019年度末現在で当行の借入金総額の約1%に相当する。国際的な格付機関が当行の信用格付を1段階以上格下げした場合、当行は、これらの借入金に対してより高い金利を支払わなければならない。流動性の影響は、隔週ベースで監視され、半年ごとに関連する委員会に報告される。国際債券市場のボラティリティは、当行の国際的な借入を制約する可能性がある。

一般的な流動性のニーズに応じるために当行の英国及びカナダにおける子会社によって維持されている流動性の利用に対する制限が存在する。カナダの金融機関監督庁は、単一の事業体又は関連事業体グループに対する信用エクスポージャーにつき、Tier 1 資本及びTier 2 資本（カナダの規制に基づき定められる。）に係る100%の制限を規定した。ICICIバンク・カナダ及び当行のカナダの子会社は、内部的にこの信用エクスポージャーの上限を150.0百万カナダドル（ICICIバンクに対するエクスポージャーに関するものを除いて、金融機関監督庁により規定された制限の約26%）に定めた。150.0百万カナダドルの制限は、当グループ又は関係会社の信用状況によって、最大75%増加することがある。2019年度において、ICICIバンク・カナダは、単一の事業体（ICICIバンクを含む。）に対する規制上及び内部のエクスポージャーに対する制限の両方を遵守していた。

ICICIバンクUKに適用のある資本要件規制のガイドラインに基づき、機関は、適格資本の25%を超える顧客又は関連する顧客のグループに対するエクスポージャー（信用リスク軽減効果を考慮後）を有してはならない。資本金は、適格性のあるTier 1 資本及びTier 2 資本から、資本要件規制のガイドラインに基づく控除額を差し引いた額として計算される。ICICIバンクUKは、2019年度末現在には576.49百万米ドルの資本金を有しているため、144.12百万米ドルの制限が課されることとなる。また、ICICIバンクUKは当行内のエクスポージャー集中を管理するための各種の内部制限を規定する。測定されるリスク集中の主要パラメーターには、部門別エクスポージャー、カントリー・エクスポージャー、格付区分に基づくエクスポージャー、商品固有のエクスポージャー、カウンターパーティー・エクスポージャー及び大口エクスポージャーが含まれる。

健全性規制機構は、2015年6月、資本要件指令：流動性要件に関する新政策声明を発表したが、これは流動性及び資金調達監督リスクに対する健全性規制機構の手法に関する監督声明により補足された。この新ガイドラインは、2015年10月1日から適用された。同ガイドラインにより、銀行は、2014年10月に欧州銀行監督機構が発表した委任法令に規定される方法により、第1の柱の流動性要件として、100%で計算された、流動性カバレッジ比率を維持する義務を負う。健全性規制機構は、流動性要件について第2の柱の手法を採用し、これには、銀行が、流動性カバレッジ比率において把握できない規定のリスクに関する適格流動資産を保有することが要求されている。2019年度においてICICIバンクUKピーエルシーは、規定されたレベル以上の流動性カバレッジ比率を維持し、健全性規制機構により規定された第2の柱の流動性要件を遵守した。

2014年11月、金融機関監督庁は、カナダの銀行に対する流動性カバレッジ比率要件を取り入れるために、流動性十分性要件を改正した。同要件は、銀行が、30暦日の流動性ストレス・シナリオの流動性ニーズを満たすために、現金又は民間市場において少しの価値の損失で若しくは全く価値の損失なしで現金に換金できる資産から成る担保に差し入れられていない適格流動資産の十分な在庫を有することを要求している。基準は、金融ストレスの状況がない限り、適格流動資産の純キャッシュ・アウトフロー総額に対するカバレッジ比率の値が100%以上であることを要求している。金融機関監督庁は、カナダの各銀行が、銀行の流動性管理システム全体内で流動資産の役割を統合及び定義し、流動資産保有の最低目標を設定する内部流動性方針を持つと予想している。ICICIバンク・カナダは、その取締役会が承認する流動性管理方針及び市場リスク管理方針を有している。これらの方針により、ICICIバンク・カナダは、「30日以内」の満期バケットにおける流出純額を補填するために、顧客の負債の一定の割合を流動資産で維持し、十分な流動性を維持する義務を負う。これらの制限は、ICICIバンク・カナダの資産負債管理委員会により、少なくとも毎月監視されている。ICICIバンク・カナダは、2019年度を通して、これらの要件を遵守していた。さらに、資産及び負債並びに正味資金の満期パターンの詳細を含む正味累積キャッシュ・フローの情報は、金融機関監督庁へ毎月共有されている。

## (9) 設備投資

以下の表は、表示された期間における有形固定資産別の設備投資に関する情報を示したものである。

(単位：百万)

	2017年度				2017年度末現在の純資産	
	2016年度末現在の原価 (ルピー)	増加 / 移転 (ルピー)	除却 / 移転 (ルピー)	減価償却 (ルピー)	(ルピー)	(円)
建物	80,650	8,050 (1)	(607)	(14,750)	73,344	119,551
その他の固定資産 (家具及び備品を含む。)	59,567	7,487	(3,215)	(46,218)	17,621	28,722
リース資産	17,300	-	(395)	(14,490)	2,415	3,936
合計	157,517	15,537	(4,217)	(75,458)	93,380	152,209

(1) 3.0十億ルピーの準備金により得られた評価益を含む。

(単位：百万)

	2018年度				2018年度末現在の純資産	
	2017年度末現在の原価 (ルピー)	増加 / 移転 (ルピー)	除却 / 移転 (ルピー)	減価償却 (ルピー)	(ルピー)	(円)
建物	88,093	3,498 (1)	(2,046)	(16,524)	73,023	119,027
その他の固定資産 (家具及び備品を含む。)	63,839	8,946	(1,771)	(51,801)	19,212	31,316
リース資産	16,905	-	(190)	(14,300)	2,415	3,936
合計	168,837	12,444	(4,007)	(82,625)	94,650	154,280

(1) 0.3十億ルピーの準備金により得られた評価益を含む。

(単位：百万)

	2019年度				2019年度末現在の純資産	
	2018年度末現在の原価 (ルピー)	増加 / 移転 (ルピー)	除却 / 移転 (ルピー)	減価償却 (ルピー)	(ルピー)	(円)
建物	89,546	2,897 (1)	(802)	(18,132)	73,510	119,821
その他の固定資産 (家具及び備品を含む。)	71,014	9,171	(7,222)	(52,283)	20,680	33,708
リース資産	16,715	-	-	(14,300)	2,415	3,936
合計	177,275	12,068	(8,024)	(84,715)	96,604	157,465

(1) 1.0十億ルピーの準備金により得られた評価益を含む。

## (10) 担保管理

### (a) 概観

当行は、与信枠を確保するために借入人若しくは第三者によって当行に提供された資産又は権利について担保を設定する。当行は、借入人 / 債務者の債務を担保として提供された資産 / 契約の観点から、担保権者としての権利を持つ。担保に関する原書類は、担保に関して若しくはその他の与信強化に関して、相手方の債務不履行の際に直ちに財産を清算し、保持し、又はかかる担保を法律上占有する権利を含む適切な権利が規定されることを意図する。当行はまた、当行に対して担保として提供された資産について、当行のエクスポートジャーの期間、適切な保険を保持する努力をする。当行は、担保の価値を定期的に監視する。

### (b) 担保の評価

当行は、定期的に商業ローンの担保価値を更新する内部的な枠組みを有している。通常、商業ローンに関しては、既存の規制ガイドラインに従い、担保として所有されている動産の価値は毎年更新され、担保として所有されている不動産の価値は少なくとも毎年更新される。しかしながら、商業不動産及び産業不動産に関しては、当行は少なくとも2年に1度評価を取得する。

### (c) 当行が保有する担保の種類

当行は、商品の種類及び相手方のリスク構造に基づいて各々の機関に対して適切な担保を決定する。法人顧客及び中小企業顧客に対する融資の場合、通常、固定資産が長期貸付についての担保とされ、流動資産が運転資金融資についての担保とされる。プロジェクト・ファイナンスについては、借入人の資産の担保及び原プロジェクト契約の譲渡が通常行われる。さらに、株式質権、現金担保、エスクロー契約に基づく債権手数料及び保証も追加的担保とされる場合がある。

小口向け商品については、担保がそれぞれの商品に関する商品方針に明記される。住宅ローン及び自動車ローンについては、融資対象の不動産 / 自動車によって担保される。融資 / 限度設定が認可された際に、選任された査定機関によって財産の査定が遂行される。

当行はまた、主に株式、特定証券、倉庫商品及び貴金属等の担保に基づく商品を提供する。これらの商品は承認された商品指針に沿う形で提供されるが、かかる指針には担保、査定及び信用購入の種類が含まれる。

当行は、デリバティブ、クレジットカード及び個人向けローン等の特定の商品のための無担保の融資を顧客に対して及び法人借入人に対して提供する。無担保の融資枠に関する限度については、当行の取締役会が承認する。

それぞれの取引に関する担保の種類及び分量についての決定は、取締役会に承認された信用承認許可どおりに、信用承認機関によってなされる。承認済みの商品指針どおりに提示された融資枠に関しては、かかる指針に沿って担保がなされる。

[次へ](#)

## (11) 重大な変化

本書に別段記載されている事項を除き、本書に含まれる2019年度の連結財務書類の日付以降、当行において重大な変化は発生していない。

## (12) セグメント収益及び資産

インド準備銀行は、「セグメント報告」に関するガイドラインにおいて、インドの銀行の事業情報の開示のために、特定の事業セグメント及びそれらの定義を規定している。

2019年度の連結セグメント別報告は、インド準備銀行が指定し規定するセグメントに基づき、以下のとおり表示されている。

### ・ 小口向け銀行セグメント

当行のエクスポージャーを含んでおり、当該エクスポージャーは、インド準備銀行のパーゼルに関するガイドラインに規定される「規制上の小口向けポートフォリオ」の4つの適格基準を満たしている。これらの基準は、以下のとおりである。

#### ( ) オリエンテーションに関する基準：

個人及び小企業に対するエクスポージャーである。本項における個人とは、契約を締結する能力のある法人を意味し、個人、ヒンドゥ教徒同族会社、パートナーシップ、信託、非公開有限責任会社、公開有限責任会社、協同組合等を含むが、これらに限定されない。小企業は、3年間における年間平均取引高が500百万ルピー未満のものと定義されている。

#### ( ) 商品に関する基準：

すべてのエクスポージャーは、以下のいずれかの形によるものとする。

- ・ リボルビング・クレジット及び与信枠（当座貸越を含む。）
- ・ 期限付貸付金及びリース（例えば、割賦払いの貸付金及びリース、学生ローン並びに教育ローン等）
- ・ 中小企業向け与信枠及びコミットメント

#### ( ) 個人向けエクスポージャーの低値：

1つの取引相手方に対する個人向けエクスポージャーの総額の上限額は、絶対許容限度額である500万ルピーを超えないものとする。

#### ( ) 精度に関する基準：

「規制上の小口向けポートフォリオ」は、ポートフォリオ内のリスクを軽減させる程度まで十分に分散させなければならない。1つの取引相手方に対するエクスポージャーの総額は、小口向けポートフォリオ全体の0.2%を超えないものとする。

### ・ ホールセール銀行セグメント

当行のためのインド準備銀行のガイドラインに従って、「小口向け銀行」セグメントに含まれない信託、パートナーシップ、会社及び国家機関に対する当行のすべての貸付金を含む。

### ・ 財務セグメント

当行及びICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンドのすべての投資ポートフォリオ及びデリバティブ・ポートフォリオを含む。

## ・ その他の銀行業務のセグメント

その他の銀行事業は、リース業務及び当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目を含む。さらに、その他の銀行事業は、当行の銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUKピーエルシー及びICICIバンク・カナダも含む。

## ・ 生命保険セグメント

ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの業績を表す。

## ・ 総合保険セグメント

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの業績を表す。

## ・ その他のセグメント

ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIインターナショナル・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド、ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド、ICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIブルデンシャル・トラスト・リミテッド、ICICIインベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIトラスティーシップ・サービシズ・リミテッド及びICICIブルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドを含む。

## 移転価格設定に関する枠組み

小口向け銀行セグメント及びホールセール銀行セグメントの負債の移転価格設定は、当行の中心となる財務部門で行われる。当該財務部門は、すべての資金をプールし、法定準備金要件及び優先部門に分類される特定の部門に対する行政指導に基づく貸付については所定の手数料に係る調整を行った後、資金調達対象の資産の満期に基づき適切な金利で各事業部門に貸付を行う。当座預金及び普通預金の移転価格設定は、固定金利で行われる。定期預金及び借入金の移転価格設定は、主に移転価格設定方針の定める区分に基づいて行われる。当行の資産組成の事業部門に対する移転価格設定は、資産の満期（期間プレミアム）及び法定準備金要件に係る調整を行った後、預金（当座預金及び普通預金の一体型）及び借入金の増分費用に基づいて行われる。割り当てられた資本金もセグメント報告の目的において資金源とみなされる。

## 2019年度及び2018年度の比較

以下の表は、表示された期間における各セグメントの税引前利益を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
小口向け銀行セグメント	71,414	82,231	134,037	15.1
ホールセール銀行セグメント	(82,813)	(102,423)	(166,949)	23.7
財務セグメント	77,443	53,401	87,044	(31.0)
その他の銀行業務セグメント	5,705	5,916	9,643	3.7
生命保険セグメント	17,191	11,614	18,931	(32.4)
総合保険セグメント	11,962	15,984	26,054	33.6
その他のセグメント	21,041	20,170	32,877	(4.1)
税引前利益	121,943	86,893	141,636	(28.7)

## (a) 小口向け銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
純利息収入	134,488	158,276	257,990	17.7
非利息収入	65,720	76,152	124,128	15.9
収入合計	200,208	234,428	382,118	17.1
非利息費用	121,340	141,157	230,086	16.3
引当金控除前利益	78,868	93,271	152,032	18.3
引当金	7,454	11,040	17,995	48.1
税引前利益	71,414	82,231	134,037	15.1

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
貸付金	2,433,639	2,896,559	4,721,391	19.0
預金	3,988,658	4,700,375	7,661,611	17.8

2019年度末現在の小口向け銀行セグメントにおける貸付は、2018年度末現在の2,433.6十億ルピーから19.0%増加し、2,896.6十億ルピーとなった。当行は、預金のフランチャイズ強化に引き続き重点を置き、それは小口向け預金基盤の拡大に反映された。当該セグメントの普通預金は、2018年度末現在の2,009.7十億ルピーから13.3%増加し、2019年度末現在には2,276.7十億ルピーとなった。2019年度末現在の当該セグメントの当座勘定預金は、2018年度末現在の381.2十億ルピーから11.4%増加し、424.5十億ルピーとなった。2019年度末現在の当該セグメントの定期預金は、2018年度末現在の1,597.8十億ルピーから25.1%増加し、1,999.2十億ルピーとなった。2019年度末現在の小口向け預金全体は、2018年度末現在の3,988.7十億ルピーから17.8%増加し、4,700.4十億ルピーとなった。

小口向け銀行セグメントの税引前利益は、2018年度の71.4十億ルピーから15.2%増加し、2019年度には82.2十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入及び非利息収入の増加によるものであるが、一部非利息費用及び引当金の増加により相殺された。

2019年度における純利息収入は、2018年度の134.5十億ルピーから17.7%増加し、158.3十億ルピーとなった。これは主として、平均貸付ポートフォリオ及び平均預金の増加によるものであった。

2019年度における非利息収入は、2018年度の65.7十億ルピーから15.9%増加し、76.2十億ルピーとなった。これは主として、クレジットカード・ポートフォリオからの手数料収入、トランザクションバンキング手数料及び貸付関連手数料及びの増加によるものであった。

2019年度における非利息費用は、2018年度の121.3十億ルピーから16.3%増加し、141.2十億ルピーとなった。これは主として、取引量の増加を反映した雇用費用及びその他の管理費の増加によるものであった。

引当金は、2018年度の7.5十億ルピーから48.2%増加し、2019年度には11.0十億ルピーとなった。当行の引当金の小口向け貸付ポートフォリオに対する比率は、引き続き低水準にあったが、引当金は、主に小口向け貸付ポートフォリオ、特に住宅貸付並びに個人向けローン及びクレジットカードを含む無担保の商品の増加により増加した。引当金はまた、農業への融資における引当金の影響も含む。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (d) リスク管理 - ( ) 信用リスク - 独立事業体の信用リスク評価方法 - 小口向け貸付の評価」及び「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入への影響」も参照のこと。

## (b) ホールセール銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
純利息収入	60,971	73,355	119,569	20.3
非利息収入	35,907	40,381	65,821	12.5
収入合計	96,878	113,736	185,390	17.4
非利息費用	33,013	34,637	56,458	4.9
引当金控除前利益	63,865	79,099	128,931	23.9
引当金	146,678	181,522	295,881	23.8
税引前利益	(82,813)	(102,423)	(166,949)	23.7

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
貸付金	2,609,463	2,829,914	4,612,760	8.4
預金	1,590,326	1,757,918	2,865,406	10.5

ホールセール銀行セグメントの貸付ポートフォリオは、2018年度末現在の2,609.5十億ルピーから8.4%増加し、2019年度末現在には2,829.9十億ルピーとなった。当座預金は、2018年度末現在の508.4十億ルピーから5.9%増加し、2019年度末現在には538.3十億ルピーとなり、当該セグメントにおける定期預金は、2018年度末現在の1,081.9十億ルピーから12.7%増加し、2019年度末現在には1,219.7十億ルピーとなった。

2019年度におけるホールセール銀行セグメントの税引前損失は、2018年度の82.8十億ルピーから増加し、102.4十億ルピーとなった。これは主として、引当金の増加によるものであるが、一部純利息収入の増加により相殺された。

2019年度における純利息収入は、2018年度の61.0十億ルピーから20.3%増加し、73.4十億ルピーとなった。これは主として、貸付ポートフォリオ、2019年度中の不良資産の利息収入並びに平均当座預金及び定期預金の増加によるものであった。

2019年度における非利息収入は、2018年度の35.9十億ルピーから12.4%増加し、40.4十億ルピーとなった。

2019年度における引当金は、2018年度の146.7十億ルピーから増加し、181.5十億ルピーとなった。これは主として、過年度に不良資産と分類された事例における追加引当金、資金を基盤としない与信枠における引当金及び負債性資産スワップに基づき取得した非銀行資産における引当金によるものであった。当行の不良債権の追加は大幅に減少したが、適用可能な規制により要求されている既存の不良債権に追加引当金を計上したため引当金は引き続き上昇し、2018年度と比較して2019年度における引当金は増加した。「 - (4)事業の見通し - (g) 引当金及び偶発債務(租税引当金を除く。)」も参照のこと。

## (c) 財務セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
純利息収入	30,506	31,994	52,150	4.9
非利息収入	67,994	29,485	48,061	(56.6)
収入合計	98,500	61,479	100,211	(37.6)
非利息費用	2,196	4,354	7,097	98.3
引当金控除前利益	96,304	57,125	93,114	(40.7)
引当金	18,860	3,725	6,072	(80.2)
税引前利益	77,444	53,400	87,042	(31.0)

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の期末残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の期末残高			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
投資	2,030,755	2,078,784	3,388,418	2.4
借入金	1,828,586	1,653,200	2,694,716	(9.6)

当行の資金業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引、並びに先物取引、スワップ及びオプション等の一連の外国為替及びデリバティブの商品及びサービスが含まれる。

2019年度における財務セグメントの税引前利益は、2018年度の77.4十億ルピーから31.0%減少し、53.4十億ルピーとなった。これは主として、非利息収入の減少によるものであるが、一部引当金の減少により相殺された。

2019年度における純利息収入は、2018年度の30.5十億ルピーから4.9%増加し、32.0十億ルピーとなった。

2019年度における非利息収入は、2018年度の68.0十億ルピーから56.6%減少し、29.5十億ルピーとなった。2018年度における非利息収入には、新規株式公開を通じたICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式売却に係る利益20.1十億ルピー及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの株式売却に係る利益33.2十億ルピーが含まれていた。2019年度における非利息収入には、募集/売出しを通じたICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式の売却に係る利益11.1十億ルピーが含まれていた。

2019年度における引当金は、2018年度の18.9十億ルピーから減少し、3.7十億ルピーとなった。これは主として、過年度に全額引き当て計上された社債の回復及び普通株式引当金の減少によるものである。

## (d) その他の銀行業務のセグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(％)
純利息収入	12,682	16,332	26,621	28.8
非利息収入	2,611	2,143	3,493	(17.9)
収入合計	15,293	18,475	30,114	20.8
非利息費用	4,621	5,285	8,615	14.4
引当金控除前利益	10,672	13,190	21,500	23.6
引当金	4,967	7,274	11,857	46.4
税引前利益	5,705	5,916	9,643	3.7

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(％)
貸付金	527,050	607,370	990,013	15.2
投資	74,433	95,867	156,263	28.8
預金	285,536	383,731	625,482	34.4
借入金	247,984	223,377	364,105	(9.9)

その他の銀行業務には、当行のリース業務、当行の海外銀行子会社及び当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目が含まれる。

2019年度における当行のその他の銀行業務のセグメントの税引前利益は、2018年度の5.7十億ルピーから増加し、5.9十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入の増加によるものであり、引当金の増加により一部相殺された。

2019年度における純利息収入は、2018年度の12.7十億ルピーから28.8%増加し、16.3十億ルピーとなった。これは主として、所得税の還付において受領した利息並びにICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの利息収入の増加によるものであった。2019年度における所得税の還付における利息は、2018年度の2.6十億ルピーから増加し、4.5十億ルピーとなった。2019年度におけるICICIバンクUKの純利息収入は、2018年度の4.4十億ルピーから増加し、4.8十億ルピーとなった。これは主として、有利子資産平均及び有利子資産平均の利回りの増加によるものであったが、借入コストの増加により一部相殺された。2019年度におけるICICIバンク・カナダの純利息収入は、2018年度の4.0十億ルピーから増加し、5.0十億ルピーとなった。これは主として、純金利差益及び貸付金の増加によるものであった。

2019年度における非利息収入は、2018年度の2.6十億ルピーから17.9%減少し、2.1十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの非利息収入の減少によるものであった。2019年度におけるICICIバンクUKの非利息収入は、2018年度の1.0十億ルピーから減少し、0.8十億ルピーとなった。これは主として、社債売上の減少によるものであった。2019年度におけるICICIバンク・カナダの非利息収入は、2018年度の0.8十億ルピーから減少し、0.5十億ルピーとなった。これは主として、外国為替取引からの収益及び貸付金売却の減少によるものであったが、手数料収入の増加により一部相殺された。

2019年度における非利息費用は、2018年度の4.6十億ルピーから14.4%増加し、5.3十億ルピーとなった。2019年度におけるICICIバンクUKの非利息費用は、2018年度の2.2十億ルピーから増加し、2.4十億ルピーとなった。2019年度におけるICICIバンク・カナダの非利息費用は、2018年度の1.9十億ルピーから増加し、2.1十億ルピーとなった。

2019年度における引当金は、2018年度の5.0十億ルピーから46.4%増加し、7.3十億ルピーとなった。これは主としてICICIバンクUKによる引当金が高かったことによるものである。2019年度における当行の英国子会社の引当金は、2018年度の5.1十億ルピーから増加し、7.4十億ルピーの戻入となった。これは主として、減損貸付金に対する特定引当金の増加によるものであった。2019年度における当行のカナダの子会社の引当金の戻入は、2018年度の0.2十億ルピーと比較して0.5十億ルピーとなった。

貸付金は、2018年度末現在の527.1十億ルピーから15.2%増加し、2019年度末現在には607.4十億ルピーとなった。これは主として、当行及びICICIバンクUKの貸付金の増加によるものであった。当行の小口向け及び企業向け以外の貸付金は、2018年度末現在の80.9十億ルピーから増加して、2019年度末現在には140.0十億ルピーとなった。これは主として、外貨建非居住者向け（銀行）預金に対する貸付の増加によるものであった。ICICIバンクUKの貸付金は、2018年度末現在の155.5十億ルピーから増加し、2019年度末現在には169.8十億ルピーとなった。ICICIバンク・カナダの貸付金は、2018年度末現在の290.7十億ルピーから増加し、2019年度末現在には297.6十億ルピーとなった。

投資は、2018年度末現在の74.4十億ルピーから28.8%増加し、2019年度末現在には95.9十億ルピーとなった。これは、ICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの投資の増加によるものであった。ICICIバンクUKの投資ポートフォリオは、2018年度末現在の52.5十億ルピーから増加し、2019年度末現在には62.7十億ルピーとなった。これは主として、国債への投資の増加によるものである。ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、2018年度末現在の22.0十億ルピーから増加し、2019年度末現在には33.2十億ルピーとなった。これは主として、銀行引受手形及び短期国債の増加によるものであった。

預金は、2018年度末現在の285.5十億ルピーから34.4%増加し、2019年度末現在には383.7十億ルピーとなった。当行の小口向け及び企業向け以外の預金は、2018年度末現在の28.8十億ルピーから増加して、2019年度末現在には70.9十億ルピーとなった。これは主として、外貨建非居住者向け（銀行）預金の増加によるものであった。ICICIバンク・カナダの預金は、2018年度末現在の142.8十億ルピーから増加し、2019年度末現在には164.8十億ルピーとなった。これは主として、定期預金が増加したことによるものであるが、普通預金の減少により一部相殺された。ICICIバンクUKの預金は、2018年度末現在の114.0十億ルピーから増加し、2019年度末現在には148.0十億ルピーとなった。これは主として、定期預金が増加したことによるものであった。

借入金は、2018年度末現在の248.0十億ルピーから9.9%減少し、2019年度末現在には223.4十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKの借入金の減少によるものであった。ICICIバンクUKの借入金は、2018年度末現在の102.8十億ルピーから減少し、2019年度末現在には80.8十億ルピーとなった。これは主として、銀行間借入及び長期借入の減少によるものであった。ICICIバンク・カナダの借入金は、2018年度末現在の145.2十億ルピーから減少し、2019年度末現在には142.6十億ルピーとなった。

海外の銀行子会社に関し、原油価格の変動、貿易関連の紛争及び英国の欧州連合からの離脱の最終的な成立についての不確実性を含む近年における世界の展開は、それぞれカナダ及び英国の経済成長に影響を与える可能性があり、それと同様にこれらの国々における当行の銀行子会社の事業も影響を受ける可能性がある。

**(e) 生命保険セグメント**

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
既経過保険料	270,688	309,298	504,156	14.3
出再保険料	(2,581)	(3,515)	(5,729)	36.2
正味既経過保険料	268,107	305,783	498,426	14.1
その他の収益	24,601	25,335	41,296	3.0
投資収益	32,481	35,875	58,476	10.4
収入合計	325,189	366,993	598,199	12.9
支払手数料	14,033	15,513	25,286	10.5
支払保険金 / 支払給付金	15,119	17,342	28,267	14.7
営業費用	21,801	27,457	44,755	25.9
費用合計	50,953	60,310	98,305	18.4
関連資金への振替	196,062	217,899	355,175	11.1
保険契約者負債に対する引当金 (非関連)	60,978	77,154	125,761	26.5
税引前利益	17,196	11,630	18,957	(32.4)

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
投資	395,470	462,273	753,505	16.9
関連負債を補填するために保有 している資産	975,020	1,109,458	1,808,417	13.8
生命保険契約に係る債務	1,314,884	1,523,788	2,483,774	15.9

インドの生命保険業界は、生命保険評議会によると、2019年度の小口向け新規事業加重保険料において9.0%伸び、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの小口向け新規事業加重保険料は4.9%下落した。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの2019年度の民間市場シェアは、生命保険評議会によると、小口向け新規事業加重保険料ベースで17.7%であった(これに対して、2018年度は20.9%であった。)。また、2019年度における全体の市場シェアは、生命保険評議会によると、小口向け新規事業加重保険料ベースで10.3%であった(これに対して、2018年度は11.8%であった。)。運用資産は、2018年度末現在における1,395.3十億ルピーから15.0%増加し、2019年度末現在には1,604.1十億ルピーとなった。

インドの全保険業者は、インド保険業規制開発委員会により規定された金額以上の負債を上回る試算価値を保持していなければならない、これはソルベンシーマージン要件と称される。保険業者により実際に保持される負債に対する資産の超過は、認容ソルベンシーマージンと呼ばれる。認容ソルベンシーマージンのソルベンシーマージン要件に対する比率が、ソルベンシーマージンと称される。2019年度末現在におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドのソルベンシーマージンは、規定要件の150%に対し、214.9%であった。

2019年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2018年度の17.2十億ルピーから減少し、11.6十億ルピーとなった。これは主として、保護及び年金事業の新規事業の成長に伴う新規事業の負荷の高まりによるものである。新規事業の負荷は、契約開始時に支払われた保険料が、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーがその時点で準備すべき取得原価及び正確な引当金を含む初期費用を賄うのに十分でなかった場合に発生する。

2019年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入合計は、2018年度の270.7十億ルピーから14.3%増加し、309.3十億ルピーとなった。これは主として、小口向け継続保険料及びグループ保険料の増加によるものである。2019年度における小口向け継続保険料は、2018年度の175.0十億ルピーから15.6%増加し、202.3十億ルピーとなった。2019年度におけるグループ保険料は、2018年度の11.7十億ルピーから増加し、25.7十億ルピーとなった。2019年度における小口向け新規事業保険料は、2018年度の84.0十億ルピーから3.1%減少し、81.4十億ルピーとなった。

2019年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのその他収入は、2018年度の24.6十億ルピーから3.0%増加し、25.3十億ルピーとなった。これは主として、危険保険料及び資金管理手数料の増加によるものであった。

2019年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資収入は、2018年度の32.5十億ルピーから10.4%増加し、35.9十億ルピーとなった。これは主として、平均有利子資産の増加による利息収入の増加によるものであった。2019年度における利息収入は、2018年度の23.7十億ルピーから増加し、27.5十億ルピーとなった。2019年度における純実現利益は、2018年度の8.8十億ルピーから減少し、8.4十億ルピーとなった。

2019年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの手数料費用は、2018年度の14.0十億ルピーから10.5%増加し、15.5十億ルピーとなった。これは主として、正味保険料収入の増加によるものであった。

2019年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの支払保険金及び支払給付金は、2018年度の15.1十億ルピーから14.7%増加し、17.3十億ルピーとなった。これは主として、死亡保険金、満期保険金及び遺族保険金の増加によるものであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む関連資金への振替えは、2018年度の196.1十億ルピーから11.1%増加し、2019年度には217.9十億ルピーとなった。これは主として関連する保険料の増加によるものであった。生命保険に関連した保険契約に係る保険料の投資可能部分は、リスク補填に係る手数料及び保険料の差引後、原資産又は保険契約者が選択した指標に対して投資された、生命保険事業に関連した保険契約から受領する継続保険料を含む保険料収入を表す。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連負債を補填するために保有されている資産は、2018年度末現在の975.0十億ルピーから増加し、2019年度末現在には1,109.5十億ルピーとなった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの生命保険契約の債務は、2018年度末現在の1,314.9十億ルピーから15.9%増加し、2019年度末現在には1,523.8十億ルピーとなった。

## (f) 総合保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
保険料総額(受再保険料を含む。)	126,001	147,892	241,064	17.4
出再保険料	(47,553)	(52,507)	(85,586)	10.4
未経過リスク準備金	(9,330)	(11,632)	(18,960)	24.7
正味既経過保険料	69,117	83,753	136,517	21.2
正味手数料収入	2,840	(2,229)	(3,633)	-
プールからの投資収益(1)	275	297	484	8.1
投資収益	14,822	17,548	28,603	18.4
収入合計	87,054	99,369	161,971	14.1
営業費用	21,119	19,898	32,434	(5.8)
正味支払保険金 / 支払給付金	53,147	63,081	102,822	18.7
正味その他の費用	826	406	662	(50.8)
費用合計	75,092	83,385	135,918	11.0
税引前利益 / (損失)	11,962	15,984	26,054	33.6

- (1) プールからの投資収入は、テロリズム保険プールからの利益の当行の分に相当する。当該プールは、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドがその他のインドの保険会社及びインド総合保険公社とともに締結した再保険の多国間協定を代表するものである。テロリズム保険プールに帰属する資金はインド総合保険公社によって管理される。

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年 / 2018年 増減(%)
投資	180,261	214,959	350,383	19.2
流動負債(未払債権を含む。)	195,112	216,228	352,452	10.8
引当金	44,784	56,359	91,865	25.8

2019年度中、業界は、元受保険料総額ベースで12.9%伸びた。これは主に、健康保険部門、傷害保険部門、船舶海上保険部門、航空保険部門、自動車賠償責任保険部門及び賠償責任保険部門における成長によるものであった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、2019年度の元受保険料総額において17.2%伸びた。これは主に、自動車保険、火災保険、海上保険、傷害保険及び健康保険のポートフォリオの増加によるものであった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、民間部門生命保険会社(民間独立健康保険会社を含む。)における主導的地位を維持しており、2019年度において15.6%の市場シェアを有していた(出典：インド総合保険審議会 / 保険業規制開発委員会)。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2018年度における12.0十億ルピーから33.6%増加して、2019年度において16.0十億ルピーであった。これは主として、正味既経過保険料及び投資収益の増加によるものであるが、正味既発生保険金の増加により一部相殺された。

2019年度における元受保険料収益総額は、2018年度の123.6十億ルピーから17.2%増加し、144.9十億ルピーとなった。これは主として、自動車保険、火災保険、海上保険、傷害保険及び健康保険の保険契約の増加によるものであった。正味保険料収入は、2018年度における69.1十億ルピーから増加して、2019年度には83.8十億ルピーとなった。

2019年度における正味手数料収入（正味支払手数料費用）は、2018年度における2.8十億ルピーと比較して、2.2十億ルピーとなった。これは主として、自動車保険事業の直接受取手数料の増加によるものであった。

投資収益は、2018年度の14.8十億ルピーから18.4%増加して、2019年度は17.5十億ルピーとなった。これは主として、受取利息の増加によるものであった。2019年度における受取利息は、2018年度の10.0十億ルピーから増加して、13.3十億ルピーとなった。投資有価証券の売却に係る実現利益は、2018年度の4.4十億ルピーから減少して、2019年度は4.3十億ルピーとなった。

2019年度における営業費用は、2018年度の21.1十億ルピーから5.8%減少し、19.9十億ルピーとなった。これは主として、事業支援費用の減少によるものであるが、人件費の増加により一部相殺された。

2019年度における支払保険金 / 支払給付金は、2018年度の53.1十億ルピーから18.7%増加し、63.1十億ルピーとなった。

2019年度末現在の投資は、2018年度末現在の180.3十億ルピーから19.2%増加し、215.0十億ルピーとなった。これは主として、国債、債券及びディベンチャーへの投資の増加によるものであった。2019年度末現在の未払保険金を含む流動資産は、2018年度末現在の195.1十億ルピーから10.8%増加し、216.2十億ルピーとなった。これは主として、未払債権並びに再保険債務及び共同保険債務の増加によるものであった。

2019年度末現在のソルベンシーマージンは、2019年度末現在の規定要件である150.0%に対し、224.0%であった。

2019年度における合計比率[（正味既発生保険金 / 正味既経過保険料）+（営業費用+手数料（正味）） / 純保険料]は、2018年度の100.2%と比べて98.5%となった。これは主として、損害率（正味既発生保険金 / 正味既経過保険料）の増加によるものであった。2019年度における損害率は、2018年度の76.9%から減少して75.3%となった。

## (g) その他のセグメント

「その他」のセグメントには、主としてICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドが含まれる。

ICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、ICICIブルデンシャル・ミューチュアル・ファンドを管理しており、インドミューチュアル・ファンド協会によれば、2019年3月31日に終了した3ヶ月間に運用されている平均資金量に関してインド第2のミューチュアル・ファンドであった。

ICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドはそれぞれ、株式引受・ブローカー業務及び国債のプライマリー・ディーラーシップ業務に従事している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、有数のオンライン・ブローカー・プラットフォームであるICICIダイレクト・ドットコムを保有している。

2019年度における「その他」のセグメントの税引前利益は、2018年度の21.0十億ルピーから減少し、20.2十億ルピーとなった。これは主として、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益の減少によるものであるが、ICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーの税引前利益の増加により一部相殺された。

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2018年 (ルピー)	2019年 (ルピー)	2019年 (円)	2019年/2018年 増減(%)
純利息収入	6,155	6,912	11,267	12.3
非利息収入	38,021	37,042	60,378	(2.6)
収入合計	44,176	43,954	71,645	(0.5)
非利息費用	22,117	22,788	37,144	3.0
引当金及び税金控除前営業利益	22,059	21,166	34,501	(4.0)
引当金	1,019	996	1,623	(2.2)
税引前利益	21,040	20,170	32,877	(4.1)

2019年度における純利息収入は、2018年度の6.2十億ルピーから12.3%増加し、6.9十億ルピーとなった。これは主として、証券仲介業子会社の純利息収入の増加によるものであった。

2019年度における非利息収入は、2018年度の38.0十億ルピーから2.6%減少して、37.0十億ルピーとなった。これは主として、証券仲介業子会社の手数料収入及び当行のプライマリー・ディーラーシップに係る子会社のトレーディング利益の減少によるものであるが、資産管理に係る子会社の運用手数料及びプライベート・エクイティ子会社のベンチャー・キャピタル・ユニットの収入の増加により一部相殺された。

2019年度における非利息費用は、2018年度の22.1十億ルピーから3.0%増加し、22.8十億ルピーとなった。これは主として、当行の住宅金融子会社の管理費用及び人件費の増加によるものであった。

2019年度におけるICICIセキュリティーズ・リミテッドの税引前利益は、2018年度の8.5十億ルピーから減少して、7.6十億ルピーとなった。これは主として、手数料収入の減少によるものであるが、純利息収益の増加及びその他の管理費の減少により一部相殺された。手数料収入の減少は主として、取引手数料、コーポレート・ファイナンス手数料及び第三者商品の販売手数料の減少によるものであった。取引手数料は、小口向け流通市場における取引量の減少により減少した。第三者商品の販売手数料の減少は、主としてミューチュアル・ファンドの販売の契約高の減少によるものであった。2018年度中、インド証券取引委員会は、仲介業者が委託証拠金による資金調達を顧客に提供することを認めた。2019年度末現在、ICICIセキュリティーズ・リミテッドの委託証拠金による資金調達の貸付金残高は、2018年度末現在の5.6十億ルピーと比較して3.4十億ルピーであった。

2019年度におけるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドの税引前利益は、2018年度の1.7十億ルピーから減少して、1.0十億ルピーとなった。これは主として、手数料収入及びトレーディング利益の減少によるものであった。手数料収入の減少は主として、2019年度における取引の実行数が2018年度と比較して減少したことによるものであった。トレーディング利益の減少は、主として年度中の国債に係る利回りが上昇し、投資機会が減少したことによるものであった。

2019年度におけるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2018年度の9.5十億ルピーから増加して、10.5十億ルピーとなった。これは主として、平均運用資産の増加による手数料収入の増加によるものであった。2019年度における手数料収入は、2018年度の18.2十億ルピーから増加して、19.3十億ルピーとなった。2019年度におけるミューチュアル・ファンドにより運用されている平均資産は、2018年度の2,963.4十億ルピーから増加して、3,193.3十億ルピーとなり、2019年度における株式スキームにより運用されている平均資産は、2018年度の1,327.3十億ルピーから増加して、1,549.7十億ルピーとなった(出典：インドミューチュアル・ファンド協会)。2019年度中、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、規制当局からの連絡に基づき、2018年3月のICICIセキュリティーズ・リミテッドによる新規株式公開売出しにおけるこれらのスキームに割り当てられた株式に関して、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの特定のスキームに1.1十億ルピーの利息を賠償した。また、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、2018年3月の割当て以降に受益証券を償還したこれらのスキームの投資家に賠償した。

2019年度におけるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2018年度の1.1十億ルピーから減少して、0.4十億ルピーとなった。これは主として、管理費の増加によるものであった。管理費の増加は主として、支店及び従業員数が増加したことによるものであった。2019年度における純利息収入は、2018年度の2.6十億ルピーから減少して、2.5十億ルピーとなった。2019年度における手数料収入は、2018年度の0.3十億ルピーから増加して、0.4十億ルピーとなった。引当金は、2018年度及び2019年度において0.9十億ルピーと同水準を維持した。

2019年度におけるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2018年度の0.2十億ルピーから増加して、0.7十億ルピーとなった。これは主として、ベンチャー・キャピタル・ユニットの収入の増加によるものであった。

## 2018年度及び2017年度の比較

以下の表は、表示された期間における各セグメントの税引前利益を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(％)
小口向け銀行セグメント	53,853	71,414	116,405	32.6
ホールセール銀行セグメント	(74,341)	(82,813)	(134,985)	11.4
財務セグメント	120,814	77,443	126,232	(35.9)
その他の銀行業務セグメント	3,022	5,705	9,299	88.8
生命保険セグメント	17,849	17,191	28,021	(3.7)
総合保険セグメント	9,101	11,962	19,498	31.4
その他のセグメント	21,764	21,041	34,297	(3.3)
税引前利益	152,062	121,943	198,767	(19.8)

### (a) 小口向け銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(％)
純利息収入	113,270	134,488	219,215	18.7
非利息収入	57,535	65,720	107,124	14.2
収入合計	170,805	200,208	326,339	17.2
非利息費用	112,260	121,340	197,784	8.1
引当金控除前利益	58,545	78,868	128,555	34.7
引当金	4,692	7,454	12,150	58.9
税引前利益	53,853	71,414	116,405	32.6

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(％)
貸付金	1,999,885	2,433,639	3,966,832	21.7
預金	3,518,338	3,988,658	6,501,513	13.4

当行は、資金調達全体における低価格の当座預金及び普通預金の割合を増加させることで安定した資金調達特性を維持する意識的な戦略を追求しており、小口向けポートフォリオを拡大することに重点を置いている。小口向けセグメントにおける貸付金の増加は、主として住宅貸付、個人向けローン、農村向け貸付、ビジネス・バンキング及び自動車ローンの増加によるものであった。

2018年度末現在の小口向け銀行セグメントにおける貸付は、2017年度末現在の1,999.9十億ルピーから21.7%増加し、2,433.6十億ルピーとなった。当行は、預金のフランチャイズ強化に引き続き重点を置き、それは小口向け預金基盤の拡大に反映された。当該セグメントの普通預金は、2017年度末現在の1,718.4十億ルピーから17.0%増加し、2018年度末現在には2,009.7十億ルピーとなった。2018年度末現在の当該セグメントの当座勘定預金は、2017年度末現在の332.8十億ルピーから14.5%増加し、381.2十億ルピーとなった。2018年度末現在の当該セグメントの定期預金は、2017年度末現在の1,467.2十億ルピーから8.9%増加し、1,597.8十億ルピーとなった。2018年度末現在の小口向け預金全体は、2017年度末現在の3,518.3十億ルピーから13.4%増加し、3,988.7十億ルピーとなった。

小口向け銀行セグメントの税引前利益は、2017年度の53.9十億ルピーから32.6%増加し、2018年度には71.4十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入及び非利息収入の増加によるものである。

2018年度における純利息収入は、2017年度の113.3十億ルピーから18.7%増加し、134.5十億ルピーとなった。これは主として、平均貸付ポートフォリオ並びに平均当座預金及び普通預金の増加によるものであった。

2018年度における非利息収入は、2017年度の57.5十億ルピーから14.2%増加し、65.7十億ルピーとなった。これは主として、クレジットカード・ポートフォリオからの手数料収入、トランザクションバンキング手数料、第三者商品の販売手数料及び貸付関連手数料及びの増加によるものであった。

2018年度における非利息費用は、2017年度の112.3十億ルピーから8.1%増加し、121.3十億ルピーとなった。これは主として、取引量の増加を反映した雇用費用及びその他の管理費の増加によるものであった。

引当金は、2017年度の4.7十億ルピーから58.9%増加し、2018年度には7.5十億ルピーとなった。引当金の増加は、主に小口向けポートフォリオ、特に自動車ローン、住宅貸付並びに個人向けローン及びクレジットカードを含む無担保の商品のさらなる増加によるものであった。さらに、2017年度では、2018年度と比較してより多くの引当金が回収/償却された。「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (d) リスク管理 - ( ) 信用リスク - 独立事業体の信用リスク評価方法 - 小口向け貸付の評価」及び「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (f) 貸付分類 - ( ) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」も参照のこと。

小口向けセグメントは、ビジネス・バンキング、クレジットカード及び個人向けローン等のセグメントが下底からより早いペースで成長している中、引き続き当行の成長における主要な促進力となり、また住宅貸付は、引き続きポートフォリオの最大部分であり続ける。

## (b) ホールセール銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
純利息収入	65,712	60,971	99,383	(7.2)
非利息収入	35,304	35,907	58,528	1.7
収入合計	101,016	96,878	157,911	(4.1)
非利息費用	32,414	33,013	53,811	1.8
引当金控除前利益	68,602	63,865	104,100	(6.9)
引当金	142,943	146,678	239,085	2.6
税引前利益	(74,341)	(82,813)	(134,985)	11.4

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在の残高

	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
貸付金	2,565,395	2,609,463	4,253,425	1.7
預金	1,358,117	1,590,326	2,592,231	17.1

ホールセール銀行セグメントにおいて、当行はポートフォリオの質及び収益の質の両方を向上させる2本柱の戦略を採用した。2018年度、当行のポートフォリオの質を向上させる当行の戦略に沿って、ホールセール銀行セグメントは、その増額貸付をより格付の高い、安定した企業に集中させた。さらに、当行は、単独の借入人及びグループのエクスポージャーに関する集中リスクの管理のためのその枠組みを、内部格付及び借入人の業績に基づいて強化させた。より低い格付の借入人及びグループに対するエクスポージャー・リミットは、規制上の限度より大幅に低い。当行の既存ポートフォリオの解明及び回復へのアプローチは、資産及び事業の売却を通じたレバレッジ解消を行うためのスポンサーとの連携、借入人の業務及びキャッシュ・フロー創出の改善を行うためのすべての利害関係者との連携及び契約上の権利の行使に加え、破産・倒産法に基づいて国家会社法裁判所に破綻処理の事例を照会することを含む。

ホールセール銀行セグメントの貸付ポートフォリオは、2017年度末現在の2,565.4十億ルピーから1.7%増加し、2018年度末現在には2,609.5十億ルピーとなった。当座預金は、2017年度末現在の417.1十億ルピーから21.9%増加し、2018年度末現在には508.4十億ルピーとなり、当該セグメントにおける定期預金は、2017年度末現在の941.1十億ルピーから15.0%増加し、2018年度末現在には1,081.9十億ルピーとなった。

2018年度におけるホールセール銀行セグメントの税引前損失は、2017年度の74.3十億ルピーから増加し、82.8十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入の減少によるものであった。

2018年度における純利息収入は、2017年度の65.7十億ルピーから7.2%減少し、61.0十億ルピーとなった。これは主として、不良債権に区分された貸付金に係る利息計上停止によるものであった。2017年度及び2018年度中、不良資産は増加した。銀行は、不良資産の現金ベースの利息収入を計上している。

2018年度における非利息収入は、2017年度の35.3十億ルピーからわずかに1.7%増加し、35.9十億ルピーとなった。これは主として、外国為替及びデリバティブ商品からの収入の増加によるものであり、これは一部貸付関連手数料の減少により相殺された。

2018年度中の不良資産の増加は、2018年2月にインド準備銀行が発表したストレス資産の解消に関する改定枠組みの影響を含む。かかる改定枠組みは、戦略的債務再編、戦略的債務再編外の所有者変更(実行中のプロジェクトを除く。)及び直ちに有効なストレス資産の持続可能な構造化スキームに関して、以前のガイドラインに優先する。改定枠組みの下、これらのスキームが実施されているがまだ実行されていない借入人の資産分類における現状維持の利益は撤回された。したがって、当行は、これらのスキームが実施されているがまだ実行されていない貸付を、2018年度末現在、不良であると分類した。

2018年度における引当金は、2017年度の142.9十億ルピーと比較して、146.7十億ルピーとなり、2018年度においても増加基調を維持した。これは主として、不良資産の増加、2016年破産・倒産法の規定の下、国家会社法裁判所に照会した特定の事例における引当金の増加、また、過年度に不良資産と分類された貸付に係る追加的な引当金によるものであった。「- (5)2017年度財務情報の2018年度財務情報との比較 - (e) 引当金及び偶発債務(租税引当金を除く。)」も参照のこと。

## (c) 財務セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
純利息収入	31,615	30,506	49,725	(3.5)
非利息収入	98,701	67,994	110,830	(31.1)
収入合計	130,316	98,500	160,555	(24.4)
非利息費用	2,177	2,196	3,579	0.9
引当金控除前利益	128,139	96,304	156,976	(24.8)
引当金	7,325	18,860	30,742	157.5
税引前利益	120,814	77,444	126,234	35.9

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の期末残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の期末残高			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
投資	1,615,348	2,030,755	3,310,131	25.7
借入金	1,475,562	1,828,586	2,980,595	(23.9)

当行の資金業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引、並びに先物取引、スワップ及びオプション等の一連の外国為替及びデリバティブの商品及びサービスが含まれる。

2018年度における財務セグメントの税引前利益は、2017年度の120.8十億ルピーから35.9%減少し、77.4十億ルピーとなった。これは主として、国債の利回りの増加及び引当金の増加による国債に係る実現利益の減少によるものであった。

2018年度における純利息収入は、2017年度の31.6十億ルピーから3.5%減少し、30.5十億ルピーとなった。

2018年度における非利息収入は、2017年度の98.7十億ルピーから31.1%減少し、68.0十億ルピーとなった。これは主として、国債に係る実現利益の減少及び2018年度中の子会社からの配当金の減少によるものであった。

2018年度における非利息収入には、新規株式公開を通じたICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式売却に係る利益20.1十億ルピー及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの株式売却に係る利益33.2十億ルピーが含まれていた。2017年度における非利息収入には、新規株式公開を通じたICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式の売却に係る利益56.8十億ルピーが含まれていた。

2018年度における引当金は、2017年度の7.3十億ルピーから増加し、18.9十億ルピーとなった。これは主として、戦略的債務再編及びストレス資産の持続可能な構造化スキームの下、貸付金の転換により取得した普通株式、優先株式、債券及びディベンチャーの引当金の増加によるものである。

**(d) その他の銀行業務のセグメント**

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
純利息収入	15,184	12,682	20,672	(16.5)
非利息収入	3,095	2,611	4,256	(15.6)
収入合計	18,279	15,293	24,928	(16.3)
非利息費用	4,703	4,621	7,532	(1.7)
引当金控除前利益	13,576	10,672	17,395	(21.4)
引当金	10,554	4,967	8,096	(52.9)
税引前利益	3,022	5,705	9,299	88.8

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
貸付金	502,938	527,050	859,092	4.8
投資	76,940	74,433	121,326	(3.3)
預金	255,054	285,536	465,424	12.0
借入金	232,139	247,984	404,214	6.8

その他の銀行業務には、当行のリース業務、当行の海外銀行子会社及び当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目が含まれる。

2018年度における当行のその他の銀行業務のセグメントの税引前利益は、2017年度の3.0十億ルピーから増加し、5.7十億ルピーとなった。これは主として、引当金の減少によるものであり、純利息収入の減少により一部相殺された。

2018年度における純利息収入は、2017年度の15.2十億ルピーから16.5%減少し、12.7十億ルピーとなった。これは主として、所得税の還付において受領した利息が、2017年度の4.5十億ルピーから減少し、2018年度に2.8十億ルピーとなったことによるものであった。2018年度におけるICICIバンクUKの純利息収入は、2017年度の4.5十億ルピーから減少し、4.4十億ルピーとなった。2018年度におけるICICIバンク・カナダの純利息収入は、2017年度の3.9十億ルピーから増加し、4.0十億ルピーとなった。

2018年度における非利息収入は、2017年度の3.1十億ルピーから16.1%減少し、2.6十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダの非利息収入の減少によるものであった。2018年度におけるICICIバンク・カナダの非利息収入は、2017年度の1.2十億ルピーから減少し、0.8十億ルピーとなった。ICICIバンク・カナダの非利息収入は、社債の買戻しに係る譲渡益に起因し、2017年度の方が多かった。2018年度におけるICICIバンクUKの非利息収入は、2017年度の1.1十億ルピーから減少し、1.0十億ルピーとなった。

2018年度における非利息費用は、2017年度の4.7十億ルピーからわずかに減少し、4.6十億ルピーとなった。2018年度におけるICICIバンクUKの非利息費用は、2017年度の2.3十億ルピーから減少し、2.2十億ルピーとなった。2018年度におけるICICIバンク・カナダの非利息費用は、2017年度の1.7十億ルピーから増加し、1.9十億ルピーとなった。

2018年度における引当金は、2017年度の10.6十億ルピーから52.9%減少し、5.0十億ルピーとなった。これは主としてICICIバンク・カナダによる引当金が低かったことによるものである。2018年度における当行のカナダの子会社の引当金は、2017年度の5.7十億ルピーから減少し、0.2十億ルピーの戻入となった。これは主として、減損貸付金に対する特定引当金の減少によるものであった。2018年度末現在のICICIバンク・カナダの不良資産純額は、2017年度末現在の0.5十億ルピーから減少し、ゼロとなった。2018年度における当行の英国子会社の引当金は、2017年度の4.6十億ルピーから増加し、5.1十億ルピーとなった。これは主として、減損貸付金に対する特定引当金の増加によるものであった。2018年度末現在のICICIバンクUKの不良資産純額は、2017年度末現在の14.6十億ルピーから減少し、12.6十億ルピーとなった。

貸付金は、2017年度末現在の502.9十億ルピーから4.8%増加し、2018年度末現在には527.1十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダの貸付金の増加によるものであった。ICICIバンク・カナダの貸付金は、2017年度末現在の272.0十億ルピーから増加し、2018年度末現在には290.7十億ルピーとなった。これは主として、2018年度中の法人向け貸付に係る新たな支出及び抵当権の設定によるものであった。当行の小口向け及び企業向け以外の貸付金は、2017年度末現在の77.0十億ルピーから増加して、2018年度末現在には80.9十億ルピーとなった。ICICIバンクUKの貸付金は、2017年度末現在の153.9十億ルピーからわずかに増加し、2018年度末現在には155.5十億ルピーとなった。

投資は、2017年度末現在の76.9十億ルピーから3.3%減少し、2018年度末現在には74.4十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダの投資の減少によるものであるが、ICICIバンクUKの投資の増加により一部相殺された。ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、2017年度末現在の32.6十億ルピーから減少し、2018年度末現在には22.0十億ルピーとなった。これは主として、短期国債及び銀行引受手形の満期/償還によるものであった。ICICIバンクUKの投資ポートフォリオは、2017年度末現在の44.3十億ルピーから増加し、2018年度末現在には52.5十億ルピーとなった。これは主として、国債への投資の増加によるものである。

預金は、2017年度末現在の255.1十億ルピーから12.0%増加し、2018年度末現在には285.5十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンクUKの預金の増加によるものであった。ICICIバンク・カナダの預金は、2017年度末現在の124.2十億ルピーから増加し、2018年度末現在には142.8十億ルピーとなった。これは主として、当座預金及び定期預金が増加したことによるものであるが、普通預金の減少により一部相殺された。ICICIバンクUKの預金は、2017年度末現在の106.9十億ルピーから増加し、2018年度末現在には114.0十億ルピーとなった。これは主として、当座預金及び普通預金が増加したことによるものであるが、定期預金の減少により一部相殺された。当行の小口向け及び企業向け以外の預金は、2017年度末現在の23.9十億ルピーから増加して、2018年度末現在には28.8十億ルピーとなった。

借入金は、2017年度末現在の232.1十億ルピーから6.8%増加し、2018年度末現在には248.0十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKの借入金の増加によるものであった。ICICIバンクUKの借入金は、2017年度末現在の81.2十億ルピーから増加し、2018年度末現在には102.8十億ルピーとなった。これは主として、銀行間借入、長期借入及び期限付資金調達スキームに基づく中央銀行からの借入の増加によるものである。ICICIバンク・カナダの借入金は、2017年度末現在の150.9十億ルピーから減少し、2018年度末現在には145.2十億ルピーとなった。これは主として、証券化された借入の純返済によるものである。

**(e) 生命保険セグメント**

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
既経過保険料	223,540	270,688	441,221	21.1
出再保険料	(1,988)	(2,581)	(4,207)	29.8
正味既経過保険料	221,552	268,107	437,014	21.0
その他の収益	22,305	24,601	40,100	10.3
投資収益	26,605	32,481	52,944	22.1
収入合計	270,462	325,189	530,058	20.2
支払手数料	7,589	14,033	22,874	84.9
支払保険金 / 支払給付金	11,118	15,119	24,644	36.0
営業費用	24,728	21,801	35,536	(11.8)
費用合計	43,435	50,953	83,053	17.3
関連資金への振替	160,605	196,062	319,581	22.1
保険契約者負債に対する引当金 (非関連)	48,573	60,978	99,394	25.5
税引前利益	17,849	17,196	28,029	(3.7)

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
投資	325,351	395,470	644,616	21.6
関連負債を補填するために保有 している資産	878,784	975,020	1,589,283	11.0
生命保険契約に係る債務	1,154,974	1,314,884	2,143,261	13.8

インドの生命保険業界は、生命保険評議会によると、2018年度の小口向け新規事業加重保険料において19.2%伸び、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは16.4%伸びた。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの2018年度の民間市場シェアは、小口向け新規事業加重保険料ベースで20.9%であった(これに対して、2017年度は22.3%であった。)。また、2018年度における全体の市場シェアは、小口向け新規事業加重保険料ベースで11.8%であった(これに対して、2017年度は12.0%であった。)。運用資産は、2017年度末現在における1,229.2十億ルピーから13.5%増加し、2018年度末現在には1,395.3十億ルピーとなった。

インドの全保険業者は、インド保険業規制開発委員会により規定された金額以上の負債を上回る試算価値を保持していなければならない、これはソルベンシーマージン要件と称される。保険業者により実際に保持される負債に対する資産の超過は、認容ソルベンシーマージンと呼ばれる。認容ソルベンシーマージンのソルベンシーマージン要件に対する比率が、ソルベンシーマージンと称される。2018年度末現在におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドのソルベンシーマージンは、規定要件の150%に対し、252.0%であった。

2018年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2017年度の17.8十億ルピーから減少し、17.2十億ルピーとなった。これは主に関連資金への振替及び保険契約者負債に対する引当金が増加したことによるものであるが、正味既経過保険料の増加により一部相殺された。税引前利益もまた、新規事業の成長に伴う新規事業の負荷の高まりに影響された。新規事業の負荷は、契約開始時に支払われた保険料が、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーがその時点で準備すべき取得原価及び正確な引当金を含む初期費用を賄うのに十分でなかった場合に発生する。

2018年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入合計は、2017年度の223.5十億ルピーから21.1%増加し、270.7十億ルピーとなった。これは主に小口向け継続保険料及び小口向け新規事業保険料の増加によるものである。2018年度における小口向け継続保険料は、2017年度の142.2十億ルピーから23.1%増加し、175.0十億ルピーとなった。2018年度における小口向け新規事業保険料は、2017年度の70.7十億ルピーから18.8%増加し、84.0十億ルピーとなった。2018年度におけるグループ保険料は、2017年度の10.7十億ルピーから増加し、11.7十億ルピーとなった。

2018年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのその他収入は、2017年度の22.3十億ルピーから10.3%増加し、24.6十億ルピーとなった。これは主として、資金管理手数料、危険保険料及び保険証券管理手数料の増加によるものであった。

2018年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資収入は、2017年度の26.6十億ルピーから22.2%増加し、32.5十億ルピーとなった。これは主として、純実現利益及び利息収入の増加によるものであった。2018年度における利息収入は、2017年度の20.6十億ルピーから増加し、23.7十億ルピーとなった。2018年度における純実現利益は、2017年度の6.0十億ルピーから増加し、8.8十億ルピーとなった。これは主として、株式の売却による実現利益の増加によるものであった。

2018年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの手数料費用は、2017年度の7.6十億ルピーから84.2%増加し、14.0十億ルピーとなった。これは主として、商品構成の移行と取引量の増加によるものであった。

2018年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの支払保険金及び支払給付金は、2017年度の11.1十億ルピーから36.0%増加し、15.1十億ルピーとなった。これは主として、死亡保険金、満期保険金及び解約支払保険金の増加によるものであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む関連資金への振替えは、2017年度の160.6十億ルピーから22.1%増加し、2018年度には196.1十億ルピーとなった。これは主として関連する保険料の増加によるものであった。生命保険に関連した保険契約に係る保険料の投資可能部分は、リスク補填に係る手数料及び保険料の差引後、原資産又は保険契約者が選択した指標に対して投資された、生命保険事業に関連した保険契約から受領する継続保険料を含む保険料収入を表す。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連負債を補填するために保有されている資産は、2017年度末現在の878.8十億ルピーから増加し、2018年度末現在には975.0十億ルピーとなった。これは主として、株式及び社債の投資の増加によるものであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの生命保険契約の債務は、2017年度末現在の1,155.0十億ルピーから13.8%増加し、2018年度末現在には1,314.9十億ルピーとなった。

## (f) 総合保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
保険料総額(受再保険料を含む。)	109,605	126,001	205,382	15.0
出再保険料	(43,657)	(47,553)	(77,511)	8.9
未経過リスク準備金	(4,312)	(9,330)	(15,208)	116.4
正味既経過保険料	61,636	69,117	112,661	12.1
正味手数料収入	4,341	2,840	4,629	(34.6)
プールからの投資収益(1)	245	275	448	12.3
投資収益	13,105	14,822	24,160	15.5
収入合計	79,327	87,054	141,898	10.1
営業費用	19,820	21,119	34,424	6.6
正味支払保険金 / 支払給付金	49,543	53,147	86,630	7.3
正味その他の費用	863	826	1,346	39.7
費用合計	70,226	75,092	122,400	7.3
税引前利益 / (損失)	9,101	11,962	19,498	31.4

- (1) プールからの投資収入は、テロリズム保険プールからの利益の当行の分に相当する。当該プールは、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドがその他のインドの保険会社及びインド総合保険公社とともに締結した再保険の多国間協定を代表するものである。テロリズム保険プールに帰属する資金はインド総合保険公社によって管理される。

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
投資	146,680	180,261	293,825	22.9
流動負債(未払債権を含む。)	149,149	195,112	318,033	30.8
引当金	35,485	44,784	72,998	26.2

2018年度中、業界は、元受保険料総額ベースで17.5%伸びた。これは主に、農業部門、健康保険部門及び自動車保険部門における成長によるものであった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、2018年度の元受保険料総額において15.2%伸びた。これは主に、健康保険及び自動車損害賠償保険のポートフォリオの増加によるものであった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、民間部門生命保険会社における主導的地位を維持しており、2018年度において16.8%の市場シェアを有していた(出典：インド総合保険審議会 / 保険業規制開発委員会)。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2017年度における9.1十億ルピーから31.4%増加して、2018年度において12.0十億ルピーであった。これは主として、正味既経過保険料及び投資収益の増加によるものであるが、正味受取手数料の減少及び正味既発生保険金の増加により一部相殺された。

2018年度における元受保険料収益総額は、2017年度の107.3十億ルピーから15.2%増加し、123.6十億ルピーとなった。これは主として、自動車保険及び健康保険の保険契約の増加によるものであった。正味保険料収入は、2017年度における61.6十億ルピーから増加して、2018年度には69.1十億ルピーとなった。

2018年度における正味手数料収入は、2017年度における4.3十億ルピーから34.6%減少して、2.8十億ルピーとなった。これは主として、自動車保険事業の直接受取手数料の増加及び農業保険の再保険受取手数料の減少によるものであった。

投資収益は、2017年度の13.1十億ルピーから13.0%増加して、2018年度は14.8十億ルピーとなった。これは主として、受取利息及び純実現利益の増加によるものであった。2018年度における受取利息は、2017年度の8.6十億ルピーから増加して、10.0十億ルピーとなった。投資有価証券の売却に係る実現利益は、2017年度の3.9十億ルピーから増加して、2018年度は4.4十億ルピーとなった。これは主として、株式投資及び国債の売却に係る利益の増加によるものであった。

2018年度における営業費用は、2017年度の19.8十億ルピーから6.6%増加し、21.1十億ルピーとなった。これは主として、広告費及び宣伝費の増加によるものであった。

2018年度における支払保険金/支払給付金は、2017年度の49.5十億ルピーから7.3%増加し、53.1十億ルピーとなった。これは主として、農業/天候保険金の増加によるものであった。

2018年度末現在の投資は、2017年度末現在の146.7十億ルピーから22.9%増加し、180.3十億ルピーとなった。これは主としてディベンチャー、債権及び株式への投資の増加によるものであった。2018年度末現在の未払保険金を含む流動資産は、2017年度末現在の149.1十億ルピーから30.8%増加し、195.1十億ルピーとなった。これは主として、未払債権並びに再保険債務及び共同保険債務の増加によるものであった。

2018年度末現在のソルベンシーマージンは、2018年度末現在の規定要件である150.0%に対し、205.0%であった。

2018年度における合計比率[(正味既発生保険金/正味既経過保険料)+(管理費用-再保険手数料)/純保険料]は、2017年度の103.9%と比べて100.2%となった。これは主として、自動車保険部門及び健康保険部門の損害率(正味既発生保険金/正味既経過保険料)の減少によるものであった。2018年度における損害率は、2017年度の80.4%から減少して76.9%となった。

## (g) その他のセグメント

「その他」のセグメントには、主としてICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドが含まれる。

ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドを管理しており、インドミューチュアル・ファンド協会によれば、2018年3月31日に終了した期間に運用されている平均資金量に関してインド最大のミューチュアル・ファンドであった。

ICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドはそれぞれ、株式引受・ブローカー業務及び国債のプライマリー・ディーラーシップ業務に従事している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、有数のオンライン・ブローカー・プラットフォームであるICICIダイレクト・ドットコムを保有している。

2018年度における「その他」のセグメントの税引前利益は、2017年度の21.8十億ルピーから減少し、21.0十億ルピーとなった。これは主として、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益の減少によるものであるが、ICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益の増加により一部相殺された。

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2017年 (ルピー)	2018年 (ルピー)	2018年 (円)	2018年 / 2017年 増減(%)
純利息収入	5,400	6,155	10,033	14.0
非利息収入	34,215	38,021	61,974	11.1
収入合計	39,615	44,176	72,007	11.5
非利息費用	17,761	22,117	36,051	24.5
引当金及び税金控除前営業利益	21,854	22,059	35,956	0.9
引当金	90	1,019	1,661	1,032.2
税引前利益	21,764	21,040	34,295	(3.3)

2018年度における純利息収入は、2017年度の5.4十億ルピーから14.0%増加し、6.2十億ルピーとなった。これは主として、証券仲介業子会社及びプライマリー・ディーラーシップに係る子会社の純利息収入の増加によるものであるが、当行の住宅金融子会社の純利息収入の減少により一部相殺された。

2018年度における非利息収入は、2017年度の34.2十億ルピーから11.1%増加して、38.0十億ルピーとなった。これは主として、証券仲介業子会社の手数料収入及び資産管理に係る子会社の運用手数料の増加によるものであるが、当行のプライマリー・ディーラーシップに係る子会社のトレーディング利益の減少により一部相殺された。

2018年度における非利息費用は、2017年度の17.8十億ルピーから24.5%増加し、22.1十億ルピーとなった。これは主として、当行の資産管理に係る子会社及び証券仲介業子会社の管理費用及び人件費の増加によるものであった。

2018年度におけるICICIセキュリティーズ・リミテッドの税引前利益は、2017年度の5.2十億ルピーから増加して、8.5十億ルピーとなった。これは主として、手数料収入及び純利息収入の増加によるものであるが、人件費とその他の管理費の増加により一部相殺された。手数料収入の増加は主として、取引手数料及び第三者商品の販売手数料の増加によるものであった。取引手数料は、小口向け流通市場における取引量の増加により増加した。第三者商品の販売手数料の増加は、主としてミューチュアル・ファンド及び富裕層向け商品の契約高の増加によるものであった。2018年度中、インド証券取引委員会は、仲介業者が委託証拠金による資金調達を顧客に提供することを認めた。2018年度末現在、ICICIセキュリティーズ・リミテッドの委託証拠金による資金調達の貸付金残高は、5.6十億ルピーであった。

2018年度におけるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドの税引前利益は、2017年度の6.3十億ルピーから減少して、1.7十億ルピーとなった。これは主として、トレーディング利益の急激な減少によるものであった。トレーディング利益の減少は、主として国債に係る利回りが上昇し、投資機会が減少したことによるものであった。

2018年度におけるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2017年度の7.3十億ルピーから増加して、9.5十億ルピーとなった。これは主として、平均運用資産の増加による手数料収入の増加及びより多くの手数料を受領するエクイティ・ミューチュアル・ファンドに有利な商品構成の変更によるものであった。2018年度における手数料収入は、2017年度の13.0十億ルピーから増加して、18.2十億ルピーとなった。かかる増加は、その他の管理費の増加により一部相殺された。2018年度におけるミューチュアル・ファンドにより運用されている平均資産は、2017年度の2,214.8十億ルピーから増加して、2,963.4十億ルピーとなり、2018年度における株式スキームにより運用されている平均資産は、2017年度の777.2十億ルピーから増加して、1,327.3十億ルピーとなった(出典：インドミューチュアル・ファンド協会)。2018年度におけるその他の管理費は、2017年度の4.4十億ルピーから増加して、7.3十億ルピーとなった。

2018年度におけるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2017年度の2.8十億ルピーから減少して、1.1十億ルピーとなった。これは主として、貸付金及び投資に対する引当金の増加並びに手数料収入及び純利息収入の減少によるものであった。2018年度における純利息収入は、2017年度の3.0十億ルピーから減少して、2.6十億ルピーとなった。2018年度における手数料収入は、2017年度の0.6十億ルピーから減少して、0.3十億ルピーとなった。2018年度における引当金は、2017年度の0.04十億ルピーの戻入から増加し、0.9十億ルピーとなった。2018年度末現在における純不良資産は、2017年度末現在の0.7十億ルピーから増加して、2.0十億ルピーとなった。

2018年度におけるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2017年度の0.1十億ルピーから増加して、0.2十億ルピーとなった。これは主として、運用手数料の増加によるものであった。運用手数料は、主として新しい事業体からの引用手数料によるものであった。

## (13) 関連当事者間取引

2019年度中、当行は、( )関連会社/その他の関連事業体並びに( )主要経営陣等及びその親族により構成される関連当事者と取引を行った。

### (a) 関連当事者

#### ( ) 関連会社/その他の関連事業体

2019年度中、当行の関連会社/その他の関連事業体として認定された当事者は、アルテリア・テクノロジーズ・プライベート・リミテッド(2018年5月29日から関連当事者)、インディア・アドバンテージ・ファンド、インディア・アドバンテージ・ファンド、インディア・インフラデット・リミテッド、ICICIマーチャント・サービス・プライベート・リミテッド、I-プロセス・サービス(インド)プライベート・リミテッド、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド、コム・トレード・サービス・リミテッド(Comm Trade Services Limited)及びICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスの各社である。

#### ( ) 主要経営陣等及びその親族

当行の主要経営陣等には、当行の業務執行取締役が含まれる。2019年度における当行の主要経営陣は、サンディープ・バイクシ(Sandeep Bakhshi)氏(2018年6月19日から関連当事者)、ビシャカ・ミュレ(Vishakha Mulye)女史、ビジャ・チャンドック(Vijay Chandok)氏、アヌブ・バグチ(Anup Bagchi)氏、N.S. カナン(N. S. Kannan)氏(2018年6月18日まで関連当事者)及びチャンダ・コッハー(Chanda Kochhar)女史(2018年10月4日まで関連当事者)である。上記の主要経営陣等の親族も、当行の関連当事者となる。業務執行取締役にに関して、親族とは、その配偶者、子供、兄弟及び親をいう。当行は、業務執行取締役の親族を判断する際、インドGAAPを適用している。

### (b) 関連当事者間取引

以下は、当行が当行の関連会社/その他の関連事業体又は当行の主要経営陣等若しくはその親族との間で行った重要な取引である。関連当事者間取引は、その区分の全関連当事者間取引の10%超を占める場合に、重要な関連当事者間取引として開示される。

詳細については、「第2-5 従業員の状況 - 貸付」及び「第6-1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18 - 注記2」も参照のこと。

## ( ) 保険業務

2019年度において、当行は、関連会社/その他の関連事業体から25百万ルピー、主要経営陣等から1百万ルピー、主要経営陣等の親族から3百万ルピーの保険料を受け取った。受取保険料は、健康保険、傷害保険、海上及びその他の各種保険に対するものであった。2019年度における当行の重要な取引には、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスからの受取保険料の21百万ルピー及びヴィベック・ミュレ(Vivek Mulye)氏からの受取保険料の3百万ルピーが含まれていた。

2019年度において、当行は、当行の主要経営陣の関連事業体に対し0.1百万ルピーの保険金を支払った。2019年度における当行の重要な取引には、アヌプ・バクチ氏に対する0.1百万ルピーの保険金の支払いが含まれていた。

## ( ) 手数料、報酬及びその他収入

2019年度において、当行は、関連会社/その他の関連事業体から58百万ルピー、当行の主要経営陣から1百万ルピー及び主要経営陣の親族から0.2百万ルピーの手数料、報酬及びその他収入を受け取った。これらの取引は、主に運用手数料、アレンジャー手数料及び銀行手数料を当行にもたらした。2019年度におけるこれらの重要な取引には、インディア・インフラデット・リミテッドから受領した58百万ルピーの手数料、報酬及びその他収入が含まれていた。

2019年度において、当行は、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッドから0.1百万ルピーの銀行保証の手数料を受け取った。

## ( ) 建物のリース及び共有一般設備費用の回収

2019年度において、当行は、関連会社/その他の関連事業体から建物、一般設備及び技術サービスの共有費用60百万ルピーを回収した。2019年度におけるこの重要な取引には、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスからの回収である56百万ルピーが含まれていた。

## ( ) 従業員の出向からの復帰

2019年度において当行は、当行の従業員の出向からの復帰につきI-プロセス・サービシズ(インド)プライベート・リミテッドから9百万ルピーの報酬を受け取った。

## ( ) 仲介手数料、手数料及びその他の経費

2019年度において、当行は、関連会社/その他の関連事業体に対し、仲介手数料、手数料及びその他の経費9.6十億ルピーを支払った。これらの取引は、主に外部委託サービス及び基本的な銀行業務の提供に係る手数料に関するものである。2019年度におけるこれらの重要な取引には、I-プロセス・サービシズ(インド)プライベート・リミテッドに支払われた5.4十億ルピーの仲介手数料、手数料及びその他の経費、並びにICICIマーチャント・サービシズ・プライベート・リミテッドに支払われた4.2十億ルピーの仲介手数料及びその他の経費が含まれていた。

## ( ) 関連当事者が発行した有価証券への投資

2019年度において、当行はインディア・インフラデット・リミテッドの発行した有価証券に対し10.0十億ルピーを投資した。

## ( ) 投資の満期/買戻し

2019年度において、当行はインディア・アドバンテージ・ファンド から273百万ルピー及びインディア・アドバンテージ・ファンド から262百万ルピーをベンチャー・キャピタル・ユニットの償還として受領した。

( ) **支払利息**

2019年度において、当行は、預金に係る利息を関連会社/その他の関連事業体に対し8百万ルピー、主要経営陣等に対し4百万ルピー、また主要経営陣等の親族に対し2百万ルピー支払った。2019年度におけるこれらの重要な取引には、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスに対して支払った2百万ルピーの利息、インドア・インフラデット・リミテッドに対して支払った2百万ルピーの利息、アルテリア・テクノロジーズ・プライベート・リミテッドに対して支払った2百万ルピーの利息及びチャンダ・コッハー女史に対して支払った3百万ルピーの利息が含まれていた。

( ) **受取利息**

2019年度において、当行は、関連会社/その他の関連事業体から265百万ルピー、主要経営陣等から12百万ルピー、また主要経営陣等の親族から0.0百万ルピー(重要でない金額)の非転換社債に対する利息を受け取った。2019年度におけるこの重要な取引は、インドア・インフラデット・リミテッドから受領した261百万ルピーの利息が含まれていた。

( ) **外国為替取引及びデリバティブ取引における利益/(損失)(正味)**

2019年度において、当行は、関連会社/その他の関連事業体と外国為替取引及びデリバティブ取引を行った。アルテリア・テクノロジーズ・プライベート・リミテッドと締結した外国為替取引及びデリバティブ取引における純利益は、0.1百万ルピーであった。

( ) **固定資産の売却**

2019年度において、当行は7百万ルピーの固定資産をチャンダ・コッハー女史に対して売却した。

( ) **受取配当金**

2019年度において、当行は、インドア・インフラデット・リミテッドより64百万ルピーの配当金を受領した。

(x ) **関連当事者に対する費用の弁済**

2019年度において、当行は、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッドに対して0.1百万ルピーの費用を弁済した。

(xiv) **支払配当金**

2019年度において、当行は、当行の主要経営陣等に対して11百万ルピー、また主要経営陣等の親族に対し3百万ルピーの配当金を支払った。2019年度における支払配当金は、サンディーブ・ベイクシ氏に対する3百万ルピー、ビシャカ・ミュレ女史に対する3百万ルピー、ビジャ・チャンドック氏に対してはわずが、アヌブ・バクチ氏に対する0.1百万ルピー、チャンダ・コッハー女史に対する5百万ルピー及びシヴァム・ベイクシ(Shivam Bakhshi)氏に対する2百万ルピーであった。

(xv) **寄付金**

2019年度において、当行はICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスに対し、1.0十億ルピーの寄付を行った。

(c) 関連当事者に対する残高

以下の表は、当行の関連会社 / その他の関連事業体に対し支払うべき債務又は関連会社 / その他の関連事業体より受領すべき債権の表記日現在の残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー)	
	2019年度末現在	
関連当事者による当行への預金		523
関連当事者に対し支払うべき債務		1,797
関連当事者に対する当行の投資		10,777
関連当事者への貸付(1)		45
関連当事者が受領すべき債権		123
当行が関連当事者に対して発行した保証		11

以下の表は、主要経営陣等に対し支払うべき債務又は主要経営陣等より受領すべき債権の表記日現在の残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー (株式数を除く。))	
	2019年度末現在	
主要経営陣等による預金		63
主要経営陣等に対し支払うべき債務		0.0(2)
主要経営陣等が保有する当行株式に対する投資		7
主要経営陣等への貸付(3)		254
従業員ストック・オプション残高(株式数)		20,022,000
行使された従業員ストック・オプション(4)		296

以下の表は、主要経営陣等の親族に対し支払うべき債務又は主要経営陣等の親族より受領すべき債権の表記日現在の残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー)	
	2019年度末現在	
主要経営陣等の親族による預金		14
主要経営陣等の親族に対し支払うべき債務		0.0(2)
主要経営陣等の親族が保有する当行株式に対する投資		10
主要経営陣等の親族への貸付(1)		0.4

以下の表は、主要経営陣等に対し支払うべき債務又は主要経営陣等より受領すべき債権の表記期間中の最大残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー)	
	2019年3月31日に終了した年度	
主要経営陣等による預金		235
主要経営陣等に対し支払うべき債務		0.0(2)
主要経営陣等が保有する当行株式に対する投資		22
主要経営陣等への貸付(3)		256

以下の表は、主要経営陣等の親族に対し支払うべき債務又は主要経営陣等の親族より受領すべき債権の表記期間中の最大残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー) 2019年3月31日に終了した年度
主要経営陣等の親族による預金	175
主要経営陣等の親族に対し支払うべき債務	0.1
主要経営陣等の親族が保有する当行株式に対する投資	10
主要経営陣等の親族への貸付(1)	1

- (1) 貸付は、(a)通常の営業過程において行われ、(b)利率及び担保を含む条件が他の当事者との類似の取引における一般的な条件と大要同じで行われ、(c)通常の回収リスクを超えるリスクを伴わず、またその他不利な面も存在しなかった。
- (2) 重要でない金額。
- (3) 貸付は、(a)通常の営業過程において行われ、利率及び担保を含む条件が他の当事者との類似の取引における一般的な条件と大要同じで行われ、(b)利率及び担保を含む条件が従業員融資制度の一環として他の従業員のための一般的な条件と同じで行われ、(c)通常の回収リスクを超えるリスクを伴わず、またその他不利な面も存在しなかった。
- (4) 2019年度において、2,062,000の従業員ストック・オプションが当行の主要経営陣等により行使され、行使価格で計上された。

#### (14) ジョイントベンチャー及び関連会社

2008年度より、FINOペイテック・リミテッド（旧称はフィナンシャル・インクルージョン・ネットワーク・アンド・オペレーションズ・リミテッド）、I-プロセス・サービス（インド）プライベート・リミテッド及びNIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッドは連結財務書類において持分法適用関連会社として計上された。2017年度において、ICICIグループは、FINOペイテック・リミテッドに対して多大な影響力を行使しなくなったため、この事業体は当行の持分法適用関連会社ではなくなり、したがって、2017年1月5日以降持分法適用関連会社として計上されていない。

2010年度より、ICICIマーチャント・サービス・プライベート・リミテッドに対する投資は連結財務書類において持分法適用関連会社として計上された。

2011年度より、メワール・アンチャリク・グラミン銀行は連結財務書類において持分法適用関連会社として計上された。しかしながら、2015年度より、メワール・アンチャリク・グラミン銀行とその他の地域農村銀行は1つの地域農村銀行に合併された。ICICIバンクは新たな地域農村銀行に持分を有していない。したがって、この事業体は合併日以降は持分法適用関連会社ではなくなったため持分法適用関連会社として計上されていない。

2013年度より、インド・インフラデット・リミテッドは持分法適用関連会社として計上された。2015年度より、インド・アドバンテージ・ファンド及びインド・アドバンテージ・ファンドに対する投資は持分法適用関連会社として計上された。2019年度より、アルテリア・テクノロジー・プライベート・リミテッドは持分法適用関連会社として計上された。

インドGAAPに基づき、当行は、暫定的に投資する一定の事業体を連結対象としていない。しかしながら、米国GAAPの下では、これらの事業体は、FASB ASC Subtopic 810-10「連結 - 全般」に従って連結されている。

## (15) インドGAAPと米国GAAPの間での純利益の調整

当行の連結財務書類は、いくつかの重要な点において米国GAAPと異なるインドGAAPに従い作成されている。以下の記述は、インドGAAPの代わりに米国GAAPを適用することにより生じる、インドGAAPに基づく2019年度、2018年度及び2017年度における当行の税引後連結利益への重要な調整について述べている。

2019年度の米国GAAPによるICICIバンクの株主に帰属する連結純利益は、94.9十億ルピーで、インドGAAPによるICICIバンクの株主に帰属する税引後利益42.5十億ルピーより多かった。2019年度において、米国GAAPによる純利益は、主として、インドGAAPによる場合と比較した米国GAAPにおける貸倒引当金の減少の影響、インドGAAPによる場合の損失と比較した米国GAAPにおける負債証券及び持分証券の評価に起因する利益の影響、インドGAAPによる場合と比較した米国GAAPにおける負債性資産スワップ契約で取得した資産に対する引当金の減少の影響及び米国GAAPによる貸付金処理手数料（費用控除後）の償却のプラスの影響により、増加した。これは、インドGAAPによる場合と比較した米国GAAPにおける繰延税利益の減少及び米国GAAPによる報酬費用の会計処理の差異による影響により、一部相殺された。本書に含まれる当行の「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記」に対する注記21も参照のこと。

貸倒引当金の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益は、インドGAAPによる場合と比較して、2019年度は65.0十億ルピー増、2018年度は19.5十億ルピー増であった。これは主として、インドGAAPと米国GAAPとの間の貸倒引当金についての計算方法の相違によるものであり、かかる引当金の認識の時期には差異が伴う。米国GAAPにおいて、2019年度の減損貸付金に対する引当金は、インドGAAPによる場合よりも低かった。これは、当行が過年度におけるインドGAAPによる場合と比較した米国GAAPにおける減損貸付金に対する引当金を増加させたためである。さらに、数件の減損貸付金に関しては、米国GAAPによる引当設定要件がインドGAAPによるものより低かった。これは、不良債権に対する引当金の計算方法が、インドGAAPによる場合は主に支払期日を過ぎた貸付金の日数に基づくのに対し、米国GAAPによる場合では当該引当金は主に減損貸付金の回収に対する評価に基づくという、計算方法の違いによるものである。

さらに、インドGAAPによる特定引当金は、戦略的債務再編が、インド準備銀行により規定されたとおり発動/履行された場合に貸し付けられた。当行は、損益計算書を通してかかる貸付金及び保証を構成する公正価値を選んだ。したがって、インドGAAPに基づくこれらの貸付金のための引当金は、「貸倒引当金」の項目の一部に計上された。米国GAAPによる、これらの貸付金及び保証における公正価値利益は、2018年度の公正価値損失8.8十億ルピーと比較して2019年度は13.8十億ルピーとなり、「負債証券及び持分証券の評価」の項目の一部に計上されている。

2019年度末現在の米国GAAPによる貸倒引当金累積額は、株主持分調整計算書において表示されるとおりインドGAAPにより保有される引当金累積額よりも15.9十億ルピー減少した一方、戦略的債務再編が発動/履行され公正価値会計を選んだ場合の貸付金についての米国GAAPにおける公正価値損失累積額は、2019年度末現在で28.0十億ルピーであった。本書に含まれる当行の「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記」に対する注記21(a)も参照のこと。

連結の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益はインドGAAPによる場合と比較して、2019年度は1.1十億ルピー増、2018年度は0.1十億ルピー増であった。インドGAAPによる場合と比較して、米国GAAPによる当行の生命保険子会社の収益は、2018年度はわずかな差異、2019年度は1.8十億ルピー増であった。本書に含まれる当行の「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記」に対する注記22(h)も参照のこと。

負債証券及び持分証券の評価の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益はインドGAAPによる場合と比較して、2019年度は12.5十億ルピー増、2018年度は51.4十億ルピー減であった。

インドGAAPに基づき、株式売却に係る利益又は損失は、損益計算書に計上される。米国GAAPに基づき、子会社に対する親会社の所有権における変更は、親会社が子会社の経済的利害を支配し続け、それにより利益又は損失が損益計算書に計上されていない場合、持分取引として計上される。2018年度中、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・リミテッドにおける株式売却の利益は、インドGAAPに基づいて損益計算書で計上されたが、米国GAAPに基づく利益は、持分に直接計上され、これにより2018年度の米国GAAPによる純利益が49.1十億ルピー減となった。

ICICIバンクを含む銀行は、インド準備銀行により策定されたガイドラインに基づく戦略的債務再編を行うことにより、特定の法人の株式持分を取得した。米国GAAPに基づき、これらの法人は関連会社として取り扱われた。当行はASC Topic 825「金融商品」に基づきこれら関連会社の公正価値会計を選択している。その結果、インドGAAPに基づく当該貸付に係る引当金は、「貸倒引当金」の項目に戻し入れられ、貸付、保証及び投資の公正価値の増加/減少は損益計算書を通じて計上された。これにより、米国GAAPによる純利益は、2018年度の8.8十億ルピー減と比較して2019年度は13.8十億ルピー増となった。

インドGAAPでは、トレーディング目的保有有価証券及び売却可能有価証券に係る未実現損失は、損益計算書に計上されるが、区分別の投資に係る純未実現利益は計上されない。米国GAAPでは、トレーディング資産に係る未実現損益は損益計算書に認識され、「売却可能」に分類される負債証券（インドGAAPにおいては「満期保有」に分類されるすべての有価証券を含む。）に係る未実現損益は株主持分の部のその他の包括利益として認識される。ただし、一時的でない減損とみなされた負債証券に係る未実現損失（損益計算書で認識される。）は除く。2019年度より、米国GAAPに基づき、ASC Topic 321の適用において、すべての持分証券に係る未実現損益は損益計算書を通じて計上された。持分証券及び売却可能負債証券に対する時価会計及び引当金勘定における差異により、米国GAAPによる純利益は、2018年度の22.1十億ルピーのプラスの影響に対し、2019年度には0.6十億ルピーのマイナスの影響があった。さらに、米国GAAPによる純利益は、一時的でない減損によるマイナスの影響があり、2018年度における7.6十億ルピーに対し、2019年度には1.8十億ルピーであった。

当行は、インドGAAPでは先行計上されるが、米国GAAPでは償却される貸付金組成手数料を稼得し、また費用を負担する。貸付金組成手数料及び費用の償却は、米国GAAPによる利益では、インドGAAPによる場合と比較して、2018年度の5.4十億ルピーと比べて、2019年度は4.2十億ルピー増となった。2019年度において、米国GAAPによる退職給付費用はインドGAAPによる場合と比較して0.9十億ルピー減となり、2018年度は1.8十億ルピー増であった。保険数理上の利益は、インドGAAPにおいては損益計算書に計上されたが、米国GAAPにおいてはその他の包括利益に計上された。本書に含まれる「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記 - 注記21(e)」も参照のこと。

インドGAAPによる場合と比較して、米国GAAPによる繰延税利益は、2018年度の25.5十億ルピー増と比べて、2019年度は35.0十億ルピー減であった。

繰延税金は、米国GAAPによる場合は子会社、支店及び関連会社への投資に関する一時的差異に計上されるが、インドGAAPによる場合は、子会社、支店及び関連会社への投資に関する一時的差異には計上されない。証券取引所に上場された有価証券の売却における長期的譲渡益は、2018年度まで課税対象外であった。税法の変更により、かかる長期的譲渡益は、2018年4月1日より課税対象となった。したがって、2018年度において、当行は、米国GAAPに基づき、上場子会社及び関連会社への投資に係る31.1十億ルピーを繰延税資産に計上した。2019年度において当行は、上場関連会社1社における株式売却及び課税基準の変更により、上場子会社及び関連会社への投資に係る6.3十億ルピーの繰延税資産を戻し入れた。

当行及び当行の住宅金融子会社は、1961年所得税法に従って税制上の優遇措置を享受するために、利益処分を通じて特別準備金を設定している。インドGAAPに基づき、税金負債は、インド準備銀行/国立住宅銀行が策定したガイドラインに従ってかかる特別準備金として計上されている。米国GAAPにおいて、繰延税金はその予定回収方法に基づいて認識され測定され、予定回収方法により税効果が発生しない場合には繰延税金は計上されない。したがって、当グループが引き続きかかる特別準備金の引出し/使用はしない意向であること、また清算シナリオにおいてかかる特別準備金が非課税であるとの法律顧問の見解に基づき、特別準備金に対して繰延税金負債は設定されなかった。これにより、2019年度及び2018年度にインドGAAPにより認識されていた繰延税金負債1.9十億ルピーは、米国GAAPにおいて戻し入れられた。

さらに、2019年度は30.9十億ルピーのマイナスの税効果、2018年度は6.7十億ルピーのマイナスの税効果により、インドGAAPから米国GAAPへの調整には差異が生じた。本書に含まれる「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記 - 注記21(i)」も参照のこと。

当行は、インドGAAPに基づいたインド準備銀行の指令により、負債性資産スワップ契約で取得した一定の固定資産について引当金を設定した。米国GAAPによるこれら固定資産は、帳簿価額又は公正価値の低い方に計上される。これにより、2018年度の5.0十億ルピーと比較して、2019年度は8.4十億ルピーのプラスの影響となった。本書に含まれる「 - 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記 - 注記21(j)」も参照のこと。

2018年度の米国GAAPによるICICIバンクの株主に帰属する連結純利益は、178.7十億ルピーで、インドGAAPによるICICIバンクの株主に帰属する税引後利益77.1十億ルピーより多かった。2018年度において、米国GAAPによる純利益は、主として、ICICIバンクの総合保険子会社との合弁契約の終了によるインドGAAPと米国GAAP間の差異の影響、インドGAAPによる場合と比較した米国GAAPにおける貸倒引当金の減少の影響、インドGAAPによる場合と比較した米国GAAPにおける繰延税利益の増加、インドGAAPによる場合と比較した米国GAAPにおける負債性資産スワップ契約で取得した資産に対する引当金の減少及び米国GAAPによる貸付金処理手数料（費用控除後）の償却の影響により、増加した。これは、負債証券及び持分証券の評価に起因する損失の増加並びに米国GAAPによる報酬費用の会計処理の差異による影響により、一部相殺された。2018年度中、ICICIバンクと総合保険子会社であるフェアファックス・フィナンシャル・ホールディングス（これまで関連会社として計上されていた。）との間の合弁契約は終了した。米国GAAPによると、合弁契約の終了で、当行が総合保険子会社の支配権を獲得することとなった。米国GAAPに基づき、当行は、総合保険子会社における当行の持分を公正価値で再評価したところ、支配権を取得した日現在で128.0十億ルピーとなり、101.7十億ルピーの利益を認識した。これは、「企業結合」の項目の一部に含まれた。本書に含まれる当行の「- 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記」に対する注記21も参照のこと。

2017年度の米国GAAPによるICICIバンクの株主に帰属する連結純利益は、62.4十億ルピーとなり、インドGAAPによるICICIバンクの株主に帰属する税引後利益101.9十億ルピーより低かった。2017年度において、米国GAAPによる純利益は、主として、米国GAAPに基づく負債証券及び持分証券の評価減29.8十億ルピー、インドGAAPによる場合と比較した米国GAAPによる貸倒引当金の増加の影響額19.6十億ルピー、米国GAAPによる報酬費用の会計処理の差異による影響額4.9十億ルピー並びにICICIバンクの株主に帰属する保険子会社からの利益の減少額3.3十億ルピーにより減少したが、これらは米国GAAPに基づく貸付金処理手数料（費用控除後）の償却の影響7.9十億ルピー及びインドGAAPによる場合と比較して高い繰延税利益13.1十億ルピーにより、一部相殺されている。本書に含まれる「- 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記」に対する注記21も参照のこと。

インドGAAP及び米国GAAPの重要な相違点、米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整並びに米国GAAPに基づき要求される特定の追加情報の詳細については、本書に含まれる当行の「- 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書18B - 追加注記」に対する注記21及び22を参照のこと。

## (16) 重要な会計方針

当行の財政状態及び業績を理解するには、当行の重要な会計方針及び当行がかかる方針を適用するにあたりどの程度判断及び推測を行っているかを理解することが重要である。当行の会計及び報告方針は、インドGAAPに従っており、当行の商品及びサービス並びに当行が遂行する業務に関連した標準的な会計原則に準拠している。インドGAAPは、当行に、財務書類の日付現在、報告された資産及び負債の金額並びに報告された年度の報告された収益及び費用に影響する見積り及び予測を立てることを要求している。したがって、当行は、実際の結果が不明確な状況において予測をするため、かなりの判断及び推測を行っている。本書に含まれる「- 第6 - 1 財務書類 - 連結財務諸表の一部を構成する附属明細書17 - 重要な会計方針」も参照のこと。

## ICICIバンク・リミテッド

### (a) 投資の会計処理

ICICIバンクは、インド準備銀行により策定された投資有価証券の分類及び評価についてのガイドラインに従ってその投資有価証券を計上している。投資有価証券は、(a)「満期保有目的」、(b)「売却可能」及び(c)「トレーディング目的保有」に分類されている。これらの各分類の下で、当行はさらに投資有価証券を(a)政府発行有価証券、(b)その他の適格有価証券、(c)株式、(d)債券及びディベンチャー、(e)子会社及びジョイントベンチャー並びに(f)その他（コマーシャル・ペーパー、預金証書、ミューチュアル・ファンド、パススルー証券、ベンチャー・ユニット、有価証券受領証等）に分類している。

「満期保有目的」有価証券は、額面金額を超過する割増価格で取得された場合には、取得原価又は償却引き原価で計上される。取得した固定利付有価証券及び変動利付有価証券の額面金額を超過するプレミアムは、満期までの残存期間にわたりそれぞれ一定の実効利回り法及び定額法で償却される。子会社/ジョイントベンチャーに対する株式投資は、インド準備銀行のガイドラインに従って、「満期保有目的」及び「売却可能」に分類されている。これらの商品は、価額の恒久的減少のために評価され、適切な引当金が設定される。

当行の「売却可能」有価証券及び「トレーディング目的保有」有価証券は、インド準備銀行により策定されたガイドラインに従って、評価されている。当行は、売却可能と分類された政府発行有価証券のうち、当行の固定及び変動金利投資の額面金額を超過したプレミアム（もしあれば）を、満期までの残存期間にわたりそれぞれ一定の利回り法及び定額法で償却する。投資有価証券の市場価格は、公認の証券取引所における終値又はインド・プライマリー・ディーラー協会（PDAI）が固定利付金融市場及びデリバティブ協会（FIMMDA）/ファイナンシャル・ベンチマーク・インド・プライベート・リミテッド（FBIL）と共同で定期的に発表する価格に基づいている。

当行は、固定利付金融市場及びデリバティブ協会/ファイナンシャル・ベンチマーク・インド・プライベート・リミテッドにより発表された利率に従って、「売却可能」及び「トレーディング目的保有」の分類に含まれる法定流動性比率証券の性質を有する非上場政府発行有価証券の市場価格を算定している。

当行は、パススルー証券を含む非上場の非政府機関発行の固定利付有価証券の市場価格を算定しており、満期までの利回りの利率と連動するか否かにかかわらず、固定利付金融市場及びデリバティブ協会により発表された政府発行有価証券に係る満期利回り利率を超える利幅で、これに伴う信用リスクを反映した上で、算定される。政府系外国証券及び非インド・ルピー建債券は、政府機関又は相手方の時価による公表価格に基づき査定される。

当行は、上場されていない当行の株式の市場価格を算出するにあたり、直近の貸借対照表が入手可能な場合には清算価値とする。かかる貸借対照表が入手できない場合には、上場されていない株式の評価額は、インド準備銀行のガイドラインに従い、1ルピーとする。

当行は、資産再構築会社により提供された純資産価額で、有価証券受領証を査定する。

当行は、当行の「売却可能」区分及び「トレーディング目的保有」区分に該当する有価証券の仮証券（すなわち、個別の有価証券により）の市場価格を算定し、各分類別に未回収の貸付金の転換により入手したものを除く有価証券の価値の増減額を合計する。各投資分類に基づく各分類における純増加額（もしあれば）は、未実現であるため計算に入れられないが、純減少額については算入される。未回収の貸付金の転換により入手した有価証券の減少額は全額が算入される。不良投資は、インド準備銀行のガイドラインに基づき、計上される。

当行は、インド準備銀行のガイドラインに従い、インド準備銀行との間の流動性調整枠下の買戻し、逆買戻し及び取引を、借入取引及び貸付取引として計上している。インド準備銀行のガイドラインに従い、当行は、投資の売買（インド政府及び州政府債を除く。）について、取引日に基づく会計処理方法に従っている。インド政府及び州政府債については、決済日に基づく会計処理方法に従う。

## (b) 貸付金及びその他の与信枠に対する引当金 / 償却

引当金は一般的に、当行により、正常先資産、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産に対して、インド準備銀行により定められた利率で設定されている。当行は、不良債権に対する特定引当金及び正常先貸付に対する一般引当金を有していた。また、当行は、インド準備銀行の指導（2016年破産・倒産法に基づく国家会社法裁判所に照会された勘定における引当金についてのインド準備銀行の指導を含む。）に従い、一定の正常先貸付に対する特定引当金を設定している。インド準備銀行ガイドラインにより要求される範囲において、破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保部分は引当 / 償却されている。海外支店で保有される貸付金のうち、貸付実施国の規制では（回収額の計上以外の理由で）減損しているとみなされるが既存のインド準備銀行ガイドラインでは正常である貸付金は、貸付実施国における残高については不良債権に分類される。海外支店で計上された貸付金で、既存のインド準備銀行ガイドラインでは正常先であるが貸付実施国のガイドラインでは不良債権に分類される貸付金については、貸付実施国の規制に従って引当金が計上される。海外支店で計上された貸付金で、既存のインド準備銀行ガイドラインでも貸付実施国の規制でも不良債権とされる貸付金に関しては、インド準備銀行ガイドラインと貸付実施国の規制が要求する引当金のうち高い方が計上される。非協力的借入人として分類された借入人又は故意の不履行に関し、当行は既存のインド準備銀行ガイドラインに従って早期の引当金計上を行う。当行が保有する小口向け貸付に対する特定引当金は、規制上の最低要件を上回っている。

インド準備銀行に対して不正であると報告された及び疑わしい部類に分類された非小口向け貸付に関する、有価証券の価額を考慮しない全額は、不正が発覚した四半期から4四半期を超えない期間にわたって提供される。インド準備銀行に対して不正の報告が遅れた又は損失勘定として分類された非小口向け貸付に関する全額は、直ちに提供される。小口向け貸付における不正の場合、その全額は、直ちに提供される。

現在価値で評価される条件緩和貸付の公正価値の減少がもしあれば、その額は償却され、又は引当金が当該減少の程度で計上される。条件緩和正常先貸付として分類された条件緩和貸付は、ガイドラインに記載された再検討期間まで、非条件緩和正常先貸付と比較して高い正常先資産の引当金及び高い自己資本比率規制のリスク加重資産の対象となっている。再検討期間とは、再編計画に基づく最長の支払猶予期間を有する信用供与の利息又は元本の第1回の支払いの開始された日のいずれか遅い方の日付から1年間とし、その間の支払いは監視される。かかる貸付は、自己資本比率規制の正常先資産に係る引当金 / リスク加重率が正常な水準に戻らない限り、条件緩和貸付として分類され、すなわち再検討期間の終了後1年間の間とする。2015年4月1日以降の元本返済の繰延べ及び / 又は利息による条件緩和貸付（プロジェクト遂行のための貸付及び再検討期間により遅延した貸付を除く。）は、不良債権として分類されており、条件緩和貸付の公正価値の減少に対する引当金に加え、これらの借入人により利用できるすべての貸付のうち不良債権に該当する貸倒引当金が設定された。不良債権及び条件緩和貸付は、インド準備銀行ガイドラインの範囲で正常へと高められた。当行は、貸付がリストラクチャリングされた借入人の資金を基盤とした与信枠の総額を開示しなければならない。

当行はまた、インド準備銀行が策定したガイドラインに従い、正常先貸付に対して一般引当金を設定しており、それにはヘッジされていない外貨為替リスクを有する借入人に対する貸付についての引当金、特定ストレス部門の特定借入人に対する貸付における引当金、インドの会社のステップダウン子会社のリスクに対する引当金及びインド準備銀行の大口エクスポージャーの枠組みに基づき特定された借入人に対する引当金の増分エクスポージャーを含む。海外支店の正常貸付金については、一般引当金は、貸付実施国の規制要件とインド準備銀行の要件のいずれか高い方で計上されている。

さらに、当行は、国別エクスポージャー（間接的カントリー・リスクを含み、自国のエクスポージャーを除く。）に対して引当金を設定している。国は、7つのリスク区分、すなわち「些少」、「低い」、「中程度に低い」、「中程度」、「中程度に高い」、「高い」及び「非常に高い」に分類され、契約期間が180日間を超えるエクスポージャーに対して0.25%から25%まで段階的に引当が行われる。契約期間が180日未満のエクスポージャーについては、180日間を超えるエクスポージャーに対する適用率の25%の引当金を保有しなければならない。間接的エクスポージャーは、当該エクスポージャーの50%とみなされる。各国に関する国別債権額（純額）が当行の融資総額の1%を超えない場合には、引当金を設定する必要はない。

当行は、取締役会が承認した方針に従い、当行が設定する特定引当金及び一般引当金に加えて、年度ごとに流動引当金を設定することができる。この流動引当金は、既存のインド準備銀行ガイドライン又はその他の規制ガイドライン/インストラクションに従って、通常の営業過程では生じないような偶発事象又は例外的若しくは非経常的な状況における減損貸付金に対する個別引当金を計上するため、取締役会及びインド準備銀行の承認を得た場合にのみ利用することができる。この流動引当金は貸付金から控除される。

### (c) 資産の譲渡及びサービシング業務

インド準備銀行ガイドラインに従って、当行は証券会社/再構築会社に不良債権/第二特別注意勘定債券を有価証券受領証の先取特権として売却する。当行は、当該金額を受領する年度内に、損益計算書上で超過引当金を戻し入れる。当該資産の売却に係る販売価格が正味帳簿価格を下回る場合、当行は、当該不良債権が売却された年度内に計上する。

### ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー

非ユニットリンク契約の保険料は、保険契約者から支払われた時点で収益として認識される。ユニットリンク事業に関しては、保険料は関連ユニットが作成された時点で収益として認識される。失効した保険契約に係る保険料は、かかる保険契約が復活された時点で収益として認識される。

出再保険料は、再保険会社との関連する契約の条件に従って会計処理されている。出再再保険手数料による収益は、出再保険料と相殺される。

死亡保険金及び自動車保険金は、通告受領時に会計処理される。生存給付金、満期保険金及び年金は期日到来時に会計処理される。非ユニットリンク保険契約に基づく引出し及び解約は通告受領時に会計処理されており、ユニットリンク保険契約に基づく引出し及び解約は、関連するユニットが解約された時点で会計処理されている。再保険金は、その保険金の通告期間に会計処理される。

ユニットリンク契約からの利益（資金管理手数料、保険証券管理手数料、危険保険料及び（もしあれば）その他手数料を含む。）は、発行済保険契約の条件に従って、ユニットリンクの資金から補填され、期限到来時に計上される。

獲得費用は、保険契約によって変動し、主に保険契約の獲得に関連している費用である。獲得費用は、手数料、印紙税、保険証券の発行、雇用費用及び保険契約の獲得に関連するその他費用で構成される。これらの費用は発生した期間に費用計上される。

保険数理上の債務は保険数理上の慣例、1938年保険法の要件、インド保険業規制開発委員会の規則及びインド数理協会の保険数理慣行に従って計算される。

将来充当されるファンド（ユニットリンク） - 失効したユニットリンク契約に関して、アポインテッド・アクチュアリーにより将来充当されるファンドとして見積もられた金額は、貸借対照表上に留保され、最長復元期間の満了まで株主への配当に利用することはできない。

将来充当されるファンド（参加型） - アポインテッド・アクチュアリーによる勧告に従い、未処分剰余金は、将来充当されるファンドとして貸借対照表上に留保される。

投資は、1938年保険法、2016年インド保険業規制委員会（投資）規則、2002年保険規制開発局（保険会社の財務書類及び監査報告書の作成）規則、投資に係る通達、当行の投資方針及びインド保険規制開発局がこれに関して随時発行するその他多様な通知/通告に従って行われる。したがって、投資に係る未実現利益又は損失は、ユニットリンク事業の場合を除き、損益計算書に計上されない。非ユニットリンク保険契約者セグメント及び非ユニットリンク株主セグメントにおける、株式及びミューチュアル・ファンド・ユニットの公正価値の変動により生じる未実現利益/損失は、貸借対照表上の「公正価値の変動勘定」に反映される。

保険契約者の負債の未請求額は、評価日現在のユニットの純資産価値残高に基づいて決定される。保険契約者の負債の未請求額に係る収入は、資金の未請求額に加えられ、資金管理手数料を控除後に発生主義により会計処理される。

## (17) 公正価値測定

当行は、ASC Topic 820に規定される公正価値ヒエラルキーに基づいて金融商品の公正価値を決定している。当該基準書は、公正価値測定において使用されるインプットの3つのレベルについて説明している。

レベル1の金融商品は、活発な市場で取引される同一の金融商品の調整前市場相場価格に基づいて評価される。

レベル2の金融商品は、活発な市場における類似の金融商品の市場相場価格、活発でない市場における同一又は類似の金融商品の市場相場価格、市場参加者の見積価格、及び活発な市場において観察可能な重要なインプットを用いる評価モデルから導き出された価格に基づいて評価される。インプットとして、金利、イールドカーブ、ボラティリティ及びクレジット・スプレッドが用いられるが、これらは、ロイター、ブルームバーグ、インド外国為替業協会、ファイナンシャル・ベンチマーク・インド・プライベート・リミテッド（Financial Benchmark India Private Limited）並びにインドの固定利付金融市場及びデリバティブ協会等の公的情報源から入手可能である。

レベル3の金融商品は、重要な市場の観察不能なインプット又は仮定を用いる評価技法又は評価モデルに基づいて評価される。評価額が価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー法又は類似の技法を用いて決定され、少なくとも1つの重要なモデルにおける仮定又はインプットが観察不能である場合、又は公正価値の決定に重要な経営陣による判断若しくは見積りが必要である場合、金融商品はレベル3に該当する。

当行の投資及びデリバティブ・ポートフォリオの評価のために当行が採用している評価方法は、下記に要約される。ポートフォリオの大部分は、調整前市場相場価格若しくは取引価格に基づき、又はインド固定利付金融市場及びデリバティブ協会、インド外国為替業協会、ファイナンシャル・ベンチマーク・インド・プライベート・リミテッド、ロイター、ブルームバーグ及び証券取引所といった公的情報源から入手可能な金利、イールドカーブ、ボラティリティ及びクレジット・スプレッドといった市場で観察可能なデータを用いるモデルに基づき、評価される。

ルピー建ての固定利付ポートフォリオ（政府証券及び社債に対するすべてのルピー投資を含む。）は、固定利付金融市場及びデリバティブ協会が制定した市場参加者向けのガイドラインに基づき、評価される。固定利付金融市場及びデリバティブ協会は、指定商業銀行、公的金融機関、プライマリー・ディーラー及び保険会社の協会であり、インドにおける債券、デリバティブ及び金融市場のための自主市場機関である。国際投資ポートフォリオは、通常、市場相場価格に基づいて評価される。特定の市場においては、その非流動性を理由に、当行は、独自の仮定及び公正価値の見積りに基づく代替の評価技法を使用する。

デリバティブ・ポートフォリオの大部分は、スワップ・レート、外国為替相場、ボラティリティ及び先物レートといった市場で観察可能なデータを用いて、評価される。デリバティブの評価は、主として市場で取引されるスワップ・レート及び外国為替相場を用いて、行われる。特定のストラクチャード・デリバティブは、カウンターパーティーの相場に基づき、評価される。デリバティブ取引に係るエクスポージャーは、それぞれのカウンターパーティーに承認された与信の上限に対して、算定され、記録される。

当行はまた、観察不能なデータに基づき評価された、又はそれらの公正価値の算定にあたり経営陣が行った重要な仮定を含む、投資及びデリバティブを保有している。かかる金融商品は、FASB ASC Topic 820「公正価値測定及び開示」に定義される区分に従ってレベル3に分類されている。

## (18) 米国GAAPに基づくレベル3の投資の評価方法の詳細

レベル3の金融商品に対する当行の投資総額は、2018年度末現在における127.8十億ルピーに対し、2019年度末現在において144.2十億ルピーであった。レベル3の投資総額のうち、141.3十億ルピーはインド関連投資で、2.9十億ルピーはインド関連でない投資であった。インド関連投資の内訳は、パススルー証券137.3十億ルピー、社債2.3十億ルピー、優先株式1.6十億ルピー及び株式0.1十億ルピーであった。インド関連でない投資は、2019年度末現在、抵当担保証券2.6十億ルピー及び株式0.3十億ルピーであった。

非流動的とみなされ、評価モデルで評価された債券は、かかる有価証券の評価に用いられるインプットが観察可能な市場データから集められたか、又は当該債券が市場観察データに調整された後に評価された場合に限りレベル3の商品に分類されている。2.3十億ルピーの債券に対する投資は、償却原価（減損控除後）で又は重要な経営見積もり及び仮定を用いて、又は原担保の市場価格に基づき、評価される。

また、資産担保証券市場及び抵当担保証券市場における非流動性のため、有価証券の大部分はレベル3に分類され、評価モデルを用いてこれらの有価証券の評価を行っている。

インドのパススルー証券の評価は、対象信託から支払われる見積キャッシュ・フローに依拠する。対象信託は、見積キャッシュ・フローを算定するため、様々な変数に関する仮定を行う。パススルー証券のキャッシュ・フローは、満期利回り利率及び固定利付金融市場及びデリバティブ協会並びにファイナンシャル・ベンチマーク・インディア・プライベート・リミテッドが月末に発表したクレジット・スプレッドで割り引かれる。

当行のカナダの子会社は、主に抵当担保証券の利回りに対する住宅ローンの金利の超過スプレッドを表す、貸借対照表上、売却可能有価証券として公正価値2.6十億ルピー（内部モデルを用いて決定される。）で記録されている留保利益を有している。

当行が、市場で観察可能なデータを参照して価値決定を行う商品の評価モデルに用いられる方法には、当行のモデルによる算定値とカウンターパーティーの相場の比較、第三者の価格決定手段による価格決定の比較、モデル又はケースバイケースの基準で用いられるその他の手段において用いられる評価方法の再現が含まれる。評価はまた、様々なシナリオに基づき査定され、整合性について確認される。しかしながら、信頼できる時価又は入手可能な市場で観察可能なデータがない場合の商品については、代替手段によって発展したモデルを用いて、また適用ある場合はいつでも代替物を利用して、評価が行われる。独立した評価モデルの検証は、リスク管理グループから独立した事業体/ユニットにより行われる。

## (19) 近年発表された米国GAAPに基づく会計基準

### ( ) 金融商品 - 貸倒損失

2016年6月、財務会計基準審議会は、Topic 326「金融商品 - 貸倒損失」に対する更新である、会計基準更新書第2016-13号「金融商品 - 貸倒損失」（ASU 2016-13）を発表した。当該更新書における改定は、償却原価法で測定される資産に関連して、現行のGAAPに基づく当初の認知額の推定値を除外し、代わりに法人のすべての予定貸倒損失の現在の概算を反映させる。貸倒損失が現行のGAAPに基づき測定される場合、法人は一般的には被った損害を測定するために過去の事象及び現在の状況のみを考慮する。当該更新書における改定は、法人が総合的又は個別に資産を測定するための予定貸倒損失の見積もりを測定する際に考慮しなければならない情報の幅を広げる。さらに、売却可能負債証券の貸倒損失は現行のGAAPと類似した方法で測定されるものとする。ただし、当該更新書における改定は、売却可能証券の貸倒損失が評価損ではなく引当金として表示されることを要求している。ASU 2016-13は2019年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。当該更新書は、2021年度以降当グループに適用される。2019年1月1日に開始する事業年度以降の早期採用が認められている。当グループは、当該更新書の早期採用を計画していない。当グループは、新たな会計基準指導は、現行のGAAPから大幅な発展を表していると予想している。更新書の採用により、負債証券の追加引当金と同様に、より長期間のポートフォリオにより懸念される重大な影響を伴う予定繰上げ返済について、調整された契約期間にわたる推定損失に変化を生じさせた貸倒損失のための引当金が引き上げられる。貸付及び貸付コミットメントに対する引当金は、貸付ポートフォリオの予想残余寿命の貸付損失を補うために増加する。さらに、貸付のための引当金の決定は、マクロ経済の状況における予想される将来の変化についての考慮を必要とする。かかる基準は、予定貸倒損失を推定する具体的な方法を規定していないため、当グループは、過去の内部経験、新興市場習慣及びその他の機関から入手できる指導に基づく着手について最終決定する。影響の程度は未だ数値化されていない。

## ( ) リース

2016年2月、財務会計基準審議会は、Topic 842「リース」の更新である会計基準更新書第2016-02号「リース」(ASU 2016-02)を発表した。ASU 2016-02は、リースの認識、測定、表示及び開示について、賃貸人、賃借人双方の方針を記載している。当該更新書の改正は、賃借人に対して、貸借対照表のリース負債のリースを認識し、リース支払の現在価値に基づく資産の使用権並びにリース契約についての主要な情報に関する質的及び量的な開示に対応することを要求している。ASU 2016-02は、2018年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用され、これには早期採用のオプションも備えられている。当該更新書は、2020年度以降に当グループに適用される。当グループは、自己資本の計算をインドGAAPに従っているため、当該更新書は当グループの自己資本に影響を及ぼさないものと予想される。当グループは、インドGAAPと米国GAAPの間において、この基準書の適用による当グループの純利益調整及び純資産調整に対して重大な影響はないと予想している。

## ( ) のれん

2017年1月、財務会計基準審議会は、Topic 350「無形資産 - のれん及びその他」を更新し、会計基準更新書第2017-04号「無形資産 - のれん減損の簡約化テスト」(ASU 2017-04)を発表した。当該更新書の改正によって、減損の概念が、のれんの帳簿価額がその暗示的公正価値を超える状況を指すものから、報告単位の帳簿価額がその公正価値を超える状況を指すものに、修正された。ASU 2017-04は、2019年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。2017年1月1日以降の期中及び年次ののれん減損テスト日について、早期採用が認められている。当該更新書は、2021年度以降に当グループに適用され、当グループは、当該更新書の早期採用を予定していない。会計基準更新書の影響は、報告単位の業績及び将来における報告単位の公正価値に影響を与える市場状況に左右される。

## ( ) 払戻不可費用及びその他費用

2017年3月、財務会計基準審議会は、Topic 310「債権 - 払戻不可費用及びその他費用」の更新である、会計基準更新書第2017-08号「購入された償還可能負債証券に対するプレミアム償却」(ASU 2017-08)を発表した。当該更新書における改正は、プレミアムで購入された償還可能負債証券の計算方法を変更し、満期日より最短の日付においてプレミアムの償却をすることを要求する。ディスカウントで購入された償還可能負債証券の計算方法の変更は提案されておらず、満期日におけるディスカウントの償却が継続されることになる。ASU 2017-08は2018年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より有効となる。当該更新書は、2020年度以降に当グループにおいて適用される。当グループは、当該基準書の適用による当グループの純利益調整に対して重大な影響はないと予想している。

## (v) ヘッジ会計

2017年8月、財務会計基準審議会は、Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」の更新である、会計基準更新書第2017-12号「ヘッジ活動に関する会計処理的を絞った改善」(ASU 2017-12)を発表した。当該更新書における改正は、ヘッジの関係性を制限するため及びヘッジ結果を提示するための指導及び測定の双方に対する変更を通して、ヘッジ関係性について事業体のリスク管理活動及び財務報告を調整する。当該更新書における改正はまた、ヘッジ会計の適用を簡素化するため並びにヘッジ書類の要件の管理上の義務及びヘッジ効力の評価を緩和させるため一定的を絞った改善を設定する。ASU 2017-12は、2018年12月15日より後に開始する期中中間報告期間及び年次報告期間より有効となる。当該更新書は、2020年度以降に当グループにおいて適用される。この基準書は当行の既存のヘッジ関係性に重大な影響を及ぼさないものと予想される。当行は当該更新書を推進することにより主に当行の金融負債に係る金利リスクの公正価値ヘッジのヘッジ会計が簡素化されるものと信じている。

## (20) インドの会計基準と国際財務報告基準とのコンバージェンス

本書に含まれるか、又は本書における参照によって組み込まれる財務書類及びその他の財務情報は、インドGAAPによる当行の非連結財務書類及び連結財務書類に基づいている。インド勅許会計士協会は大半の国際財務報告基準とインドの会計基準をまとめたインド会計基準（Ind AS）（会計基準の改定集）を発行した。インドにおける会計基準導入のための立法機関である企業省は、これらインド会計基準（Ind AS）の導入を発表した。さらに、企業省は、インドの企業がインド会計基準（Ind AS）に移行するための2016年4月1日からの段階的な行程表を発行した。銀行については、Ind ASの適用は2018年4月1日から開始した。2018年4月において、インド準備銀行は、銀行に対し1年間、Ind ASの履行を延期した。さらに、2019年3月において、インド準備銀行は銀行に対し、インド政府が推奨される法的な改正を検討中であったため、追って通知があるまでInd ASの履行を延期した。当行の銀行以外の金融グループ会社4社は、2019年度中にInd ASに基づいて各社で単独の財務書類の報告を行った。しかしながら、当行の連結財務書類はインドGAAPに基づいた4社の財務書類を含んでいる。既存のGAAPとは異なる基準に基づき作成された財務書類は、本書に含まれるか、又は本書における参照によって組み込まれる財務書類及びその他の財務情報と大幅に異なる可能性がある。相違する主な分野には、金融資産の分類及び時価会計、金融資産の減損及び予定貸倒損失の引当金、貸付金処理費用及びコスト会計、金融資産の購入時のプレミアム/ディスカウント償却、連結勘定、従業員ストック・オプション並びに繰延税金が含まれる。

Ind AS 109「金融商品」（国際財務報告基準第9号に相当する基準）は、金融資産及び金融負債が分類及び評価される際に重大な影響を与えることになり、その結果、損益及びエクイティが変動的になる。

インドGAAPでは、貸付金は繰入額を抜いた費用として計算される。投資は、現存しているインド準備銀行のガイドラインによると、投資分類及び投資価値によって計上され、これはかかる投資をすべて「満期保有目的」、「売却可能」及び「トレーディング目的保有」に分類することを要求している。現行のガイドラインによると、売却可能及びトレーディング目的保有の分類における純損失は、純益は計上されないものの、算定カテゴリー式であり、損益勘定として認識される。Ind AS 109に記載のとおり、すべての金融資産は、「償却費用」、「その他の包括的所得を通じた公正価値」又は「損益を通じた公正価値」に分類しなくてはならない。かかる分類は、事業モデルテスト及び契約上のキャッシュ・フローテストに基づく。その他の包括的所得を通じた公正価値で分類される金融資産のすべての未実現損益は、その他の包括的所得に計上され、損益勘定における損益を通じた公正価値の資産とされる。当行において、これまでの査定に基づき、売却する意図で当行が開始した特定の貸付金を除き、貸付金が償却費用勘定の主な対象と見られている。インドGAAPに基づき当行が保有している「満期保有目的」の国債の大部分は、インド政府の事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローを回収するための保有並びに流動性及びその他のリスク管理の要求を満たすためにかかる国債を販売することであるために、Ind ASに基づく「その他の包括的所得を通じた公正価値」カテゴリーに分類される必要があるだろう。したがって、かかる投資の未実現損益は、Ind ASに基づいてその他の包括的所得に計上される。

当行は、インド準備銀行のガイドラインに従い、当行の海外支店を含む当行の資産を、正常資産及び不良資産に分類している。当行は、不良資産について特定の引当金を保有し、正常資産については一般的な引当金を保有している。不良資産は、インド準備銀行により定められた基準に基づき、さらに要注意資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産に分類され、インド準備銀行が規定した価格によって要注意資産及び破綻懸念先資産に引当金が支払われる。破綻先資産及び破綻懸念先資産のうち無担保の資産については、現存のインド準備銀行のガイドラインに従って支給/償却される。「-第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類」を参照のこと。Ind AS 109は、事業体に対して、予定貸倒損失モデルに基づく貸倒損失引当金の認識及び算定を要求している。予定貸倒損失引当金モデルは、償却費用又はその他の包括的所得を通じた公正価値で算定される貸付金及び負債証券に適用される。当該モデルは、未払いの未実行措置、引き出されていない実行/未実行のコミットメント及びリース債権への適用も意図されている。Ind ASに基づき要求される減損及び予定貸倒損失は、インドGAAPとの最も大きな相違点であり、信用リスクの大幅な増加、金融商品の予想寿命、1年及び生涯の予定貸倒損失(ECL)の計算並びに予定貸倒損失モデルの将来予測の取込みといった多くの分野において経営における判断、予想及び仮説について相当の要求が発生する。予定貸倒損失の予測について、Ind AS 109が特定の方法を規定していない一方、当行は、予定貸倒損失の予測についての2つの大まかなアプローチの適用を提案している。当行のポートフォリオ(法人向け貸付及び小口向け貸付)の大部分について、デフォルト可能性(PD)、デフォルト時損失(LGD)及びエクスポージャー・デフォルト(EAD)といったリスク測定に基づく予定貸倒損失の予測は完了し、バーゼルの枠組みに基づき導入された内部評価ベースのアプローチを確立する。一定の少数のポートフォリオについて、ロール評価ベースのアプローチは、バケットに基づき数日期限が過ぎたエクスポージャーの流れを評価することに関連して採用される。当行は現在、これらの仮定及び手段を確定中であり、モデルを建設中であり、かつ業界関係者及びインドの規制機関と予定貸倒損失の計算について考えられるアプローチについて協議をしている。

インドGAAPに基づき、マーケティング代理人に支払われる手数料を含む取組手数料及び金融商品手数料は、前払いとして計上される。また、インドGAAPに基づき、特定の投資証券の購入に係るプレミアムは償却されるが、ディスカウントはかかる商品の満期/販売で認識される。Ind AS 109に基づき、取組手数料(特定の手数を引いたもの)及びすべてのその他プレミアム/ディスカウントは金融商品の期間中に、イールドの調整として償却される。

インドGAAPに基づき、企業の議決権の半数を超える所有権があるか、若しくは企業又はその他の企業の運営組織の構成について、取締役会の構成の操作があった場合のみ連結が要求される。Ind AS 110「連結財務書類」は、連結の原則として操作を確立し、操作原則を規定する。Ind AS 110に基づき、被投資会社の関与による、可変利益が顕在化した場合か又は可変利益の所有権がある場合並びにかかる利益について被投資会社に投資家の権力によって影響を与える能力がある場合、投資家は被投資会社を操作する。かかる基準の実行によって、当行は、事業体を決定する重要な判断を実行することが求められ、その実行はInd ASに基づく定義に従って行われる。さらに、Ind ASに基づき、比例連結は共同支配の場合にのみ使用を制限されているが、ジョイントベンチャーは持分法を使用して連結しなければならない。当行は、当分野における当行の財務書類に対する重大な影響はないと予想している。

インドGAAPに基づき、子会社における株式売却による損益は、損益計算書に計上される。Ind ASに基づき、連結財務書類における子会社の親会社持分の変動は、子会社において親会社が利害関係を支配し続けており、そのため損益が損益計算書に計上されない場合、持分取引として計上される。

インドGAAPに基づき、当行は従業員株式報酬制度の会計処理において、本源的価値法に従っている。報酬費用は、対象株式の公正市場価格が付与日の行使価格を超過した金額として測定される。Ind AS 102「株式に基づく支払い」では、従業員に対するすべての株式に基づく報酬(従業員ストック・オプションを含む)を損益計算書において公正価値で認識することが要求されている。

インドGAAPに基づき、繰延税資産及び負債は、当年度の課税所得と会計上の利益の計上期間の不一致の影響(収益還元法)を考慮して認識され、繰延税資産及び負債が、一時的な、財政報告上の目的のための資産及び負債の繰越額並びに税金上の目的で使用された金額の相違に関して認識される損失を、Ind ASに照らして繰り越す。

当行は、Ind ASに基づく財務書類への移行の過程にある。Ind ASの実施に向けて、当行は、様々な職務の委員から成る運営委員会を設立した。当該委員会は、本プロジェクトの進行を管理するために定期的開催される。実施状況の更新は、監査委員会にも四半期ごとに提出される。当行のInd ASの実施プロジェクトは、GAAPの相違の技術的な評価、会計方針及び選択の選定、システム変更及びデータ要件の評価、事業インパクト分析並びに定期的な研修及び勉強会を通じた当行内のスキル向上についても注力している。Ind ASの実施は、大幅なシステムの向上を必要とし、その最たるものは、融資取組手数料及びコストの償却、予定貸倒損失計上、財務書類の作成並びに経営情報の作成に関連する。当該実施によって、過去のデータの収集及び検証という課題がもたらされる。

[前へ](#)

#### 4【経営上の重要な契約等】

2018年12月28日に提出した2018年9月30日に終了した6ヶ月間に関する半期報告書以降、重要な変更はなかった。

#### 5【研究開発活動】

「 - 第2 - 3 事業の内容」を参照のこと。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (g) 技術」、「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (4) 事業の見通し - (i) 財政状態 - ( ) 資産」、「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (5) 2017年度財務情報の2018年度財務情報との比較 - (g) 財政状態 - ( ) 資産」及び「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (9) 設備投資」を参照のこと。

### 2【主要な設備の状況】

ICICIバンクの本店は、インド国グジャラート州バドダラ市390 007、オールド・パドラ・ロード、ニア・チャクリ・サークル、ICICIバンクタワー（ICICI Bank Tower, Near Chakli Circle, Old Padra Road, Vadodara 390 007, Gujarat, India）に所在する。当行の主たる事務所は、インド、マハラシュトラ州400 051、ムンバイ市、バンドラ - カーラ・コンプレックス、ICICIバンク・タワーズ（ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai 400 051, Maharashtra, India）に所在する。

2019年3月31日現在、インドにおいてICICIバンクの主要ネットワークは、2018年3月31日現在の4,867の支店及び14,367台のATMと比較して、4,874の支店及び14,987台のATMにより構成されていた。かかる施設はインド国内の随所に配置されている。支店、出張所及びATMに加えて、ICICIバンクは、ムンバイ及びハイデラバードに、バドダラの本店及びムンバイの主たる事務所を含む統括又は管理事務所が47ヶ所あり、処理センターが52ヶ所、そしてカレンシーチェストが38ヶ所ある。2019年3月31日現在当行は、バーレーン、ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター、香港、シンガポール、スリランカ、米国、南アフリカ及び中国に支店を、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、インドネシア及びマレーシアの各国に駐在員事務所を有している。さらに当行は、従業員向けに居住用住宅設備を提供している。2019年3月31日現在、当行は、685世帯分の従業員のための居住用住宅設備用の集合住宅を所有していた。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

「 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (g) 技術」、「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (4) 事業の見通し - (i) 財政状態 - ( ) 資産」、「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (5) 2017年度財務情報の2018年度財務情報との比較 - (g) 財政状態 - ( ) 資産」及び「 - 第3 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (9) 設備投資」を参照のこと。

## 第5【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

(2019年8月31日現在)

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
普通株式(券面額2ルピー) 12,500,000,000	6,457,516,269 (1)	6,042,483,731

(1) 失権した266,089株を除く。

## 【発行済株式】

(2019年8月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発 行 数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
記名式額面株式 (券面額2ルピー)	普通株式	6,457,516,269 (1)	普通株式： ボンベイ証券取引所 インド全国証券取引所 米国預託証券： ニューヨーク証券取引所	1株当たり額面金額 2ルピーの 株式
計	-	6,457,516,269 (1)	-	-

(1) 失権した株を除く。

## (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

## (3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済 株式総数 増(減)数(株)	発行済 株式総数 残高(株)	資本金増(減)額 (ルピー)	資本金残高 (ルピー)	摘要
2015年度中	23,080,800	5,797,244,645	46,161,600 (75,243,408円)	11,594,489,290 (18,899,017,543円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による23,080,800株の発行
2016年度中	17,523,785	5,814,768,430	35,047,570 (57,127,539円)	11,629,536,860 (18,956,145,082円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による17,523,785株の発行
2017年度中	9,707,705	5,824,476,135	19,415,410 (31,647,118円)	11,648,952,270 (18,987,792,200円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による9,707,705株の発行
2018年度中	603,514,641	6,427,990,776	1,207,029,282 (1,967,457,730円)	12,855,981,552 (20,955,249,930円)	株主の承認に基づく無償交付株式としての582,984,544株の発行及び2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による20,530,097株の発行
2019年度中	18,248,877	6,446,239,653	36,497,754 (59,491,339円)	12,892,479,306 (21,014,741,269円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による18,248,877株の発行
2019年4月1日から2019年8月31日まで	11,276,616	6,457,516,269	22,553,232 (36,761,768円)	12,915,032,538 (21,051,503,037円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による11,276,616株の発行

- (1) 当行の株主は、普通株式1株を5分割し、1株当たりの額面価額10ルピーを1株当たり2ルピーとする株式分割を行うことを承認した。株式分割の基準日は、2014年12月5日であった。すべての株式及び株式ごとの情報は、記載されている各期間における分割による影響を反映している。
- (2) 2017年5月3日に開催された取締役会は、基準日現在で保有していた各保有発行済株式10株（米国預託株式の基礎となる株式を含む。）につき1株当たり2ルピーの無償交付株式を発行することを承認した。当行の株主は、授權株式資本の増加、当行の基本定款及び付属定款の重大な変更並びに2017年6月における郵便投票による無償交付株式の発行を承認した。無償交付株式の発行の後、株式に対する米国預託株式の比率は影響されず、無償交付株式発行後の各米国預託株式は、引き続き1株当たりの額面価額2ルピーの株式2株を表象している。

## (4)【所有者別状況】

以下の表は、2019年6月30日現在における当行の株式の保有に関する情報を示したものである。

	発行済株式総数に 対する比率(%)	保有株式数
政府系株主：		
インド生命保険公社	7.9	508,824,087
インド総合保険公社及び国有の総合保険会社	1.2	79,912,844
UTI及びUTIミューチュアル・ファンド	1.2	76,690,262
その他の政府系機関、ミューチュアル・ファンド、企業及び銀行	0.3	19,680,440
政府系株主合計	10.6	685,107,633
その他のインドの投資家：		
個人の国内投資家(1)(2)	6.9	446,772,218
HDFCトラスティー・カンパニー・リミテッド(多様なミューチュアル・ファンド口座) HDFCラージCAP・ファンド(HDFC Trustee Co. Ltd. - HDFC Large Cap Fund)	4.0	258,078,728
SBIミューチュアル・ファンド SBIデュアル・アドバンテージ・ファンド及びその他の多様なミューチュアル・ファンド口座(SBI Mutual Fund/SBI Dual Advantage Fund and other various mutual fund accounts)	2.8	179,682,984
ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンド(多様なミューチュアル・ファンド口座)(ICICI Prudential Mutual Fund)	2.3	147,879,167
アディティア・ビルラ・サン・ライフ株式ファンド(Aditya Birla Sun Life Trustee Pvt. Ltd.)	2.0	126,873,460
リライアンス・キャピタル・トラスティー・カンパニー・リミテッド リライアンスETF リライアンス・エマージェント・インド・ファンド(多様なミューチュアル・ファンド口座)(Reliance Capital Trustee CO. Ltd./Reliance ETF/Reliance Emergent India Fund)	2.0	130,065,875
コタク・キャピタル・ファンド(多様なミューチュアル・ファンド口座)(Kotak capital fund)	1.4	88,510,988
上記以外のミューチュアル・ファンド及び銀行(政府系ミューチュアル・ファンド及び銀行を除く。)	6.0	385,681,381
上記以外のインド企業及びその他	4.8	308,936,159
投資家教育ファンド	0.1	6,036,343
その他のインドの投資家合計	32.3	2,078,517,303
インドの投資家合計	42.9	2,763,624,936
海外投資家：		
米国預託株式保有者の預託機関としてのドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	23.9	1,544,078,751
ドッジ・アンド・コックス・インターナショナル・ストック・ファンド(Dodge And Cox International Stock Fund)	3.7	241,112,376
シンガポール政府	1.3	83,205,994
その他の海外機関投資家、外国銀行、外国法人、外国企業、外国人、外国機関投資家及び非居住者であるインド人(2)	28.2	1,820,574,239
海外投資家合計	57.1	3,688,971,360
合計	100.0	6,452,596,296

(1) 業務執行役員及び取締役(非業務執行取締役を含む。)全体で、2019年6月30日現在、約0.03%のICICIバンクの株式を保有していた。

(2) 本分類に属する株主は単独で、当該日現在、5.0%以上のICICIバンクの株式を保有していなかった。

政府系株主による保有は、2017年6月30日現在における13.3%及び2018年6月30日現在における12.4%に対し、2019年6月30日現在では10.6%であった。インド生命保険公社による保有は、2017年6月30日現在における10.4%及び2018年6月30日現在における9.4%に対し、2019年6月30日現在では7.9%であった。

当行は、独立した商業銀行として事業を展開しており、インド政府が当行の株式を直接保有したことはない。政府系株主により保有されている株式持分に関し、当行が把握する限りにおいて存在する又は当行が当事者となる株主間契約又は議決権信託はない。当行は経営管理、議決権、希薄化防止又はその他の事項に関し、政府系株主との間で契約を締結していない。当行の付属定款は、インド政府は、インド政府とICICIとの間の保証契約に従って、1名の代表者を当行の取締役として任命するものと規定している。インド政府は、1名の代表者を当行の取締役に任命した。当行は、一般に、インド生命保険公社から、当行の取締役に代表者を招き入れている。当行の筆頭株主であるインド生命保険公社会長のV. K. シャルマ (V. K. Sharma) 氏は、2019年3月31日まで当行の取締役会の一員であった。2013年インド会社法に基づく当行との規定の当初在任期間の完了日及びインド生命保険公社からの退職年金の後に、当行の取締役会の取締役ではなくなった。当行の取締役会の構成の詳細については、「- 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員状況」も参照のこと。

その他のインドの投資家による保有は、2017年6月30日現在における26.3%及び2018年6月30日現在における27.3%に対して、2019年6月30日現在では32.3%であった。インドの投資家による保有の合計は、2017年6月30日現在における39.6%及び2018年6月30日現在における39.7%に対して、2019年6月30日現在においては42.9%であった。海外の投資家による保有は、2017年6月30日現在における60.4%及び2018年6月30日現在における60.3%に対して、2019年6月30日現在においては57.1%であった。「- 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - (h) 監督及び規制 - 持分制限」も参照のこと。ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、米国預託株式保有者のための預託機関として、米国預託証券772百万株の発行済米国預託証券により表章される株式を保有している。米国預託株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されている。銀行規制法に基づき権力を行使するインド準備銀行は、銀行の1株主の議決権につき15.0%の上限を通知している。したがって、2019年6月30日現在において、約23.9%の当行の株式を保有する(預託機関としての)ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズが、当行の株式の15.0%についてのみ議決権を行使することができることを意味する。加えて、当行の預託契約の条項において、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、当行の取締役会による指示に従い、これら株式について議決権を行使しなければならない。当行の米国預託株式保有者は、議決権を保有する当行の株式保有者と違い、議決権を有しない。上記を除き、異なる内容の議決権を保有する株主はいない。「- 第2 - 3 事業の内容 - (1) インドの金融部門の概要 - (m) 構造改革 - ( ) 銀行規制法の改正」も参照のこと。

## 米国預託株式の受取費用及び支払い

### (a) 当社の米国預託株式保有者によって支払われる費用及び手数料

当社の米国預託株式保有者によって支払われる費用及び手数料は、以下を含む。

- ( ) 米国預託株式の各発行に対し、米国預託株式1株当たり0.05米ドル以下の費用について請求される。これには、株式分配、配当、株式分割、無償交付及び新株引受権の分配による発行を含む。
- ( ) 原預託証券と交換される米国預託株式の各引渡しに対し、米国預託株式1株当たり0.05米ドル以下の費用について請求される。
- ( ) 預託契約に基づいた預託証券の分配に係る費用は、上記( )で述べられた米国預託株式の発行及び受渡しに対する費用と等しい金額であり、かかる証券の預託の結果として請求される。その代わりに、かかる証券は、預託機関であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズから米国預託株式保有者に対して分配される。

さらに、預託契約の条項に従い、預託機関は、各登録保有者に対して下記の費用について請求する権利を有する。

- ( ) 米国預託株式又は米国預託株式の原株式に対して、預託機関又は保管機関が負担した税金又はその他の政府関係手数料(それらに対して科せられた適用ある罰金を含む。 )。

- ( ) 預託証券の預託又は引出しに関して適用ある登録において、預託証券の譲渡若しくは登録に係る譲渡費用又は登録費用（適用ある場合には、中央証券預託機関における費用を含む。）。
- ( ) 預託機関が負担した電信、テレックス、ファクシミリ及び受渡し手数料。
- ( ) 外国通貨との交換に際して預託機関が負担した通常の手数料。これには、外国為替管理規制及びその他の適用ある法令規制の遵守に関連して、登録保有者のために負担した費用を含み（ただし、これらに限らない。）、並びに、預託機関によって支払われるすべての経費、譲渡費用及び登録費用、税金、関税、政府関係手数料又はその他の手数料を含む。

現金配当の場合、その費用（該当ある場合）は、通常は分配される現金から控除される。その他の費用については、投資家の名前で（有資格者として又はブックエントリー方式によって）登録されている米国預託株式、又は、ブローカー及び保管機関の口座に（DTCを通じて）保有されている米国預託株式に対しては、預託機関により決定された方法によって、米国預託株式保有者から回収されることがある。現金以外で配当を行う場合（すなわち、株式配当の場合）は、預託機関は、適用ある基準日現在の米国預託株式保有者に対して配当と同時に請求する。米国預託株式が投資家の名前で（有資格者として又はブックエントリー方式によって）登録されている場合は、預託機関は適用ある基準日現在の米国預託株式保有者に請求明細書を送付する。

米国預託株式の所有者及び／又は実質的所有者が税金又はその他の政府関係手数料を預託会社に対して支払うべき場合、預託会社、保管機関又は当行は、預託証券に関しても行われるいずれかの分配から天引き又は控除し、米国預託株式の所有者及び／又は実質的所有者の口座に対して預託証券のいずれか又は全部を売却することがある。そして、預託会社、保管機関又は当行は、かかる分配及び売却によって、かかる税金（適用ある利息及び罰金を含む。）又は手数料の支払いが促進され、米国預託株式の所有者及び／又は実質的所有者がいかなる不足に対しても全面的な法的責任を引き続き負うと考えている。

#### (b) 預託機関によって支払われる費用及びその他の支払い

2018年度、当行は預託機関であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズと2012年度に締結した契約の修正を承認した。当該修正契約により、預託機関は、当行に一定額を支払い、米国預託株式受取プログラムの預託機関であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズの代わりに提供されたサービスに対する手数料及び費用を免除する。当行は、当該支払金を投資家向け広報活動のために当行が支払った年間経費又は米国預託株式受取プログラムの維持管理に直接的に関連するその他の費用に埋め合わせるために投入することもある。当行に支払われる金額は、若干の例外はあるものの、一般的に預託機関が米国預託株式保有者から集める費用と連動する。ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズを預託機関から解任する場合又は米国預託株式受取プログラムが終了する場合を含む、特定の状況において、当行はドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズに対し過去の当行に対する支払額に相当する金額を、過去に預託機関により回収された発行及び配当費用から当該支払いが回復していない範囲で払い戻す義務がある。2019年度中、当行は米国預託株式受取プログラムに関連して約325,000米ドルを受領した。

## (5)【大株主の状況】

株式総数に対する所有株式数の割合が1%を超える株式保有

(2019年8月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百万株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
ドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ (米国預託株式保有者のための預託機関)	C/O. ICICI Bank, SMS, Empire House, 1st Floor, 414, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai - 400013	1,489.83	23.07
インド生命保険公社	Investment Department, 6th Floor, West Wing, Central Office, Yogakshema, Jeevan Bima Marg, Mumbai - 400021	532.63	8.25
HDFCトラスティー・カンパニー・リミテッド-(多様なミューチュアル・ファンド口座) HDFCラージCAP・ファンド	Citi bank N.A. Custody Services, FIFC-11th Floor, G Block, Plot C-54 and C-55, Bandra Kurla Complex, Bandra East, Mumbai - 400051	259.22	4.01
ドッジ・アンド・コックス・インターナショナル・ストック・ファンド	Deutsche Bank AG, DB House, Hazarimal Somani Marg, Post Box No. 1142, Fort, Mumbai - 400001	227.59	3.52
SBIミューチュアル・ファンド SBIデュアル・アドバンテージ・ファンド及びその他の多様なファンド口座	SBI SG Global Securities Services Pl, Jeevan Seva Annexe Building, A Wing, Gr Floor, S V Road, Santacruz West, Mumbai - 400054	202.46	3.14
ICICIブルデンシャル・ミューチュアル・ファンド-(多様なミューチュアル・ファンド口座)	HDFC Bank Ltd, Custody Services, Lodha - I Think Techno Campus, Off Floor 8, Next to Kanjurmarg Stn, Kanjurmarg East, Mumbai - 400042	157.82	2.44
リライアンス・キャピタル・トラスティー・カンパニー・リミテッド リライアンスETF リライアンス・エマージェント・インド・ファンド(多様なファンド口座)	Deutsche Bank AG, DB House, Hazarimal Somani Marg, P.O.Box No. 1142, Fort, Mumbai - 400001	139.53	2.16
アディティア・ビルラ・サン・ライフ株式ファンド(多様なミューチュアル・ファンド口座)	Citi bank N.A. Custody Services, FIFC-11th Floor, G Block, Plot C-54 and C-55, Bandra Kurla Complex, Bandra - East, Mumbai - 400051	122.60	1.90
コタック・ミューチュアル・ファンド(多様なファンド口座) (Kotak Mutual Fund (Various Accounts))	Standard Chartered Bank, Crescenzo, Securities Services, 3rd Floor, C-38/39 G-Block, Bandra Kurla Complex, Bandra (East), Mumbai - 400051	97.94	1.52
GICプライベート・リミテッド (GIC Private Limited)	Deutsche Bank AG, DB House, Hazarimal Somani Marg, Post Box No. 1142, Fort, Mumbai - 400001	80.38	1.24
ユニット・トラスト・オブ・インド・ミューチュアル・ファンド (Unit Trust Of India Mutual Fund)	UTI Mutual Fund, UTI AMC Pvt. Ltd., Dept of Funds Accounts, UTI Tower, GN Block, Bandra Kurla Complex, Bandra (East), Mumbai - 400051	79.74	1.23
計	-	3,389.74	52.48

## 2【配当政策】

インド法の下では、会社は、その取締役会による提案及び各年度末から6ヶ月以内に開催される年次株主総会における株主の過半数の承認をもって配当金を支払う。株主は取締役会が提案した配当金額を減額する権利を有するが、増額する権利はない。配当金は、未実現利得、元本利益又は資産の再評価及び公正価値における資産又は負債の測定における資産又は負債の帳簿価額のすべての変更を除いた後に、会社の当該年度の収益の中から（配当は宣言される。）又は過年度の未配当収益から支払うことができる。配当金は、「中間配当」として、中間期に会社により支払われる場合があり、取締役会が提案した最終配当と一緒にされない限り、株主の承認を必要としない。インド準備銀行は、銀行が最低健全性要件を遵守しており、インド準備銀行の公表したガイドラインに定められている配当の支払いに関する健全性基準に従っていれば、銀行は、インド準備銀行の事前の承認を得ることなく、当該会計年度の収益の中から配当の宣言及び支払いを行うことができると定めている。「-第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-配当の支払制限」を参照のこと。当行により発行された株式は、配当受領権を含め、すべての点において同順位である。

ICICIバンクは、その業務開始の2年目にあたる1996年度より毎年一貫して配当金を支払っている。2015年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり5.00ルピーとし、総額29.0十億ルピーの配当金が2015年6月に支払われた。2016年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり5.00ルピーとし、総額29.1十億ルピーの配当金が2016年7月に支払われた。2017年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり2.50ルピーとし（プレボーナスの発行）、総額14.6十億ルピーの配当金が2017年7月に支払われた。2018年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり1.50ルピーとし、総額9.7十億ルピーの配当金が2018年9月に支払われた。2019年度に関しては、取締役会は、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり1.00ルピーとする提案をした。当該配当金は、次の年次株主総会において株主に承認された後に支払われる。

以下の表は、表示された期間において、各会計年度中にICICIバンクにより支払われた、配当支払税を差し引いた1株当たりの配当金及び配当金総額を示したものである。下記の数値は当該年度に宣言された配当金とは異なる場合がある。

	1株当たりの配当金 (単位：ルピー)	配当金総額 (単位：十億ルピー)
各会計年度中に支払われた配当金		
2015年	4.60	26.6
2016年	5.00	29.0
2017年	5.00	29.1
2018年	2.50	14.6
2019年	1.50	9.7

配当金収入は、株主にとって非課税である。ただし、当行は、配当された収益に対し配当税を支払わなければならない。2019年度において、当行は配当された収益に対し、20.358%の税率で税金（追加税及び特別税を含む。）を支払った。

将来の配当は、当行の収入、キャッシュ・フロー、財政状態、インド準備銀行の規制及びその他の要因に委ねられている。米国預託株式保有者は、米国預託株式に表章される株式に関し、未払配当金を受領する権利を有する。かかる米国預託株式に表章される株式は、発行済株式に劣後しないものとする。現在、当行はインドで発行された株式及び米国預託株式に表章される株式を保有している。

2015年度において、1株当たり10ルピーの株式は、1株当たり2.00ルピーの普通株式に5分割された。それに従い、1株当たりの配当金は調整された。

### 3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当行のコーポレート・ガバナンスの方針は、取締役会の説明責任並びに当行の構成員である従業員、顧客、投資家及び規制当局等に対する取締役会の透明性を確保することの重要性を考慮したものであり、当行の経済活動の最終受益者が株主であることを明らかにするものである。

当行のコーポレート・ガバナンスの枠組みは、実効的な多数派の独立取締役会、取締役会の監督機能を経営幹部から分離させること及び取締役会委員会（通常、その構成員の過半数が独立取締役であり、大半の委員会は独立取締役が委員長となる。）の設置を基礎とし、経営幹部の重要事項及び職務を監視することを目的としている。

当行のコーポレート・ガバナンスの理念は、2015年におけるインド証券取引委員会（上場義務及び開示要件）規制の条項の遵守等、レベルの高いビジネス倫理、実効性の高い監督及びすべての利害関係人のための価値の向上を目的とするものである。

当行の取締役会の役割、職務、責任及び説明責任は明確に規定されている。当行の取締役会の職務には、会社の業務執行を監視するという主な役割に加えて、以下の職務が含まれている。

- ・ 企業理念及び使命を承認すること。
- ・ 戦略計画及び事業計画の策定に参加すること。
- ・ 財務計画及び予算を検討及び承認すること。
- ・ 戦略計画及び事業計画に照らして、業務自体の監視を含む会社の業務執行を監視すること。
- ・ 倫理的な行動並びに法律及び規制の遵守を確保すること。
- ・ 借入限度を検討及び承認すること。
- ・ エクスポージャー・リミットを設定すること。
- ・ 計画、戦略及び業績について株主に情報を提供し続けること。

当行の取締役会がその責任を効果的に果たすことができるように、経営幹部は四半期ごとに取締役会に対して当行の業務執行に関する詳細な報告を行う。

当行の取締役会は、取締役会全体として又は特定の業務分野を監視するために設置された様々な委員会を通じてその職務を行う。かかる取締役会委員会は、定期的開催される。2019年6月30日より、取締役会委員会の定足数は2名以上から3名以上に増員された。取締役会委員会の委員のうちいずれかが会議に出席できず、2名は出席している場合は、3名以上の条件を満たすために独立取締役が会議に参加することができる。各委員会の構成及び主な職務に関する詳細は、以下のとおりである。

#### (a) 取締役会管理、報酬及び指名委員会

本書提出日現在、取締役会管理、報酬及び指名委員会は、ニーラム・ダーワン女史（Ms. Neelam Dhawan）、ギリッシュ・チャンドラ・チャトゥルヴェディ（Girish Chandra Chaturvedi）氏、ラマ・ビジャパーカー（Rama Bijapurkar）女史及びB. スリラン（B. Sriram）氏の4名の独立取締役により構成されており、委員長は独立取締役のニーラム・ダーワン女史である。

取締役会管理、報酬及び指名委員会の職務には、取締役会への取締役の任命の提案、取締役になる資格があり、幹部役員に任命される可能性のある人物の制定された基準に基づく身元確認並びに取締役会への取締役の任命及び解任の提案、常勤/独立取締役及び取締役会の業績の評価に対する基準の構築、独立取締役の業績評価報告書に基づく独立取締役の任期の延長又は継続、取締役、主要な管理職及びその他従業員の報酬に関する方針の取締役会への提案、常勤取締役及び幹部役員の報酬（業績手当及び臨時手当を含む。）の取締役会への提案、適用ある規制の対象となる非業務執行取締役に支払う報酬及び手数料の提案、幹部役員及び主要な管理職を含む従業員の賞与の額に関する方針の承認、取締役の資格、長所及び独立性の決定に関する基準の制定、取締役会の多様性に関する方針の設定、従業員ストック・オプション計画（以下「ESOS」という。）のガイドラインの枠組みの決定並びに当行及びその子会社の従業員及び常勤取締役に対するストック・オプションの付与に関する決定が含まれる。

#### (b) 企業の社会的責任委員会

本書提出日現在、企業の社会的責任委員会は、ラダクリシュナン・ナイール（Radhakrishnan Nair）氏、ラマ・ビジャパーカー女史、ウダイ・チターレ（Uday M. Chitale）氏及びアヌプ・バクチ氏の4名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のラダクリシュナン・ナイール氏である。

企業の社会的責任委員会の職務には、ICICIグループ及びICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスより行われる企業の社会的責任に対するイニシアティブの検討、企業の行う活動を示す企業の社会的責任に関する方針の作成及び取締役会への提案並びにかかる活動によって発生する費用の額の提案、企業の社会的責任に関する毎年の計画の検討及び取締役会への提案、ICICIグループの社会的責任に対するイニシアティブ、政策及び実務についての取締役会への提言、企業の社会的責任に関する活動の監視、企業の社会的責任に関する方針の実施及び遵守並びに（必要であれば）インド準備銀行又はその他の機関が提案する企業の社会的責任に対するイニシアティブのその他関連事項の検討及び実施が含まれる。

#### (c) 与信委員会

本書提出日現在、与信委員会は、サンディーブ・ベイクシ氏、ギリッシュ・チャンドラ・チャトゥルヴェディ氏、ハリー・L.ムンドラ（Hari L. Mundra）氏及びビシャカ・ミュレ（Vishakha Mulye）女史の4名の取締役により構成されている。委員長はマネージング・ディレクター兼最高経営責任者のサンディーブ・ベイクシ氏である。

与信委員会の職務には、主要な産業部門の発展、主要な信用ポートフォリオに関する調査及び取締役会の授権に基づく与信の提案の承認が含まれる。

#### (d) 顧客サービス委員会

本書提出日現在、顧客サービス委員会は、S. マドハヴァン（S. Madhavan）氏、ニーラム・ダーワン女史、ラダクリシュナン・ナイール氏、サンディーブ・ベイクシ氏及びアヌプ・バクチ氏の5名の取締役により構成されている。委員長は独立取締役のS. マドハヴァン氏である。

顧客サービス委員会の職務には、顧客サービスに関するイニシアティブの検討、顧客サービス・カウンセルの機能性の監視並びに顧客サービスの質及び全体の顧客満足度の向上のための画期的な対策の作成が含まれる。

#### (e) 不正監視委員会

本書提出日現在、不正監視委員会は、S. マドハヴァン氏、ニーラム・ダーワン女史、ラダクリシュナン・ナイール氏、サンディーブ・ベイクシ氏及びアヌプ・バクチ氏の5名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のS. マドハヴァン氏である。

不正監視委員会は、10百万ルピー以上の金額を伴う不正を検討し、監視する。かかる検討及び監視は、不正の実行を助長する組織的欠陥の特定及び是正を目的として行われる。同委員会の職務には、発覚が遅れたならばその理由の特定並びに当行及びインド準備銀行の経営陣への報告が含まれる。また、調査の進捗状況及び立場の回復も、同委員会によって監視される。同委員会は、また、すべての不正における従業員の説明責任があらゆる水準で検討されること及び必要な法的措置が早急に完了されることを保証する。同委員会は、不正の再発を防ぐために取られた是正措置（内部統制の強化及び不正防止の強化に関連するその他措置の導入等）の効果を検討する役割も担う。

#### (f) 情報技術戦略委員会

本書提出日現在、情報技術戦略委員会は、B. スリラン氏、ニーラム・ダーワン女史、サンディーブ・ベイクシ氏及びアナブ・バクチ氏の4名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のB. スリラン氏である。

情報技術戦略委員会の職務は、情報技術の戦略及び方針に関する書類を承認することである。また、委員会の職務には、情報技術戦略が経営戦略に沿っていることを保証すること、情報技術リスクを検討すること、当行の継続的発展のための情報技術投資について適切なバランスを確保すること、情報技術に関する資金調達の内訳を当行レベルで監視すること、情報技術リスクについて確実に適切な管理を行うための資金を経営陣が有しているか調査すること、当行事業に対し情報技術が貢献しているかどうか検討を行うこと及びデジタル・カウンセルの活動の監視が含まれる。

#### (g) リスク管理委員会

本書提出日現在、リスク管理委員会は、B. スリラン氏及びS. マドハヴァン氏の2名の取締役により構成されている。委員長は独立取締役のB. スリラン氏である。サンディーブ・バトラ (Sandeep Batra) 氏は、業務執行取締役への任命をインド準備銀行から承認された日よりリスク管理委員会に就任する。

リスク管理委員会の職務は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク、外部委託リスク、風評リスク、業務継続計画及び災害復興計画に関するICICIバンクのリスク管理方針を検討することである。リスク管理委員会の職務は、企業リスク管理の枠組み、リスク選好度の枠組み、ストレス・テストの枠組み、自己資本充実度に関する内部評価プロセス及び資本割当の枠組みの検討も含み、また、パーゼル及びの導入状況、当行のリスク・リターン構造、様々なリスクに対応したリスク・ダッシュボード、外部委託活動及び資産負債管理委員会の活動の検討を含む。同委員会はさらに、当グループのリスク管理の枠組みにカバーされている子会社に係るリスクを監督する。同委員会はまた、サイバーセキュリティのリスク評価を実施する。

#### (h) 出資者関係委員会

本書提出日現在、出資者関係委員会は、ハリー・L. ムンドラ氏、ウダイ・M. チターレ氏及びアナブ・バクチ氏の3名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のハリー・L. ムンドラ氏である。

出資者関係委員会の職務には、株式、債券及びディベンチャーの譲渡又は移転に関する承認及び否認、証券の写しの発行、随時発行される有価証券の割当て、有価証券所有者の苦情の処理及び解消の検討、利息/配当金に関する支払いのための銀行口座の開設及び管理の授権が含まれる。

#### (i) 故意の債務不履行者/非協力的な借入人の身元確認に関する検討委員会

委員長はマネージング・ディレクター兼最高経営責任者であり、いずれか2名の独立取締役が残りの構成員となる。

かかる委員会の機能は、故意の債務不履行者/非協力的な借入人の身元確認に関する委員会（かかる事実の調査及びかかる借入人が故意の債務不履行者/非協力的な借入人であることの実録のため常勤取締役及び当行の上級管理職から構成される委員会）の命令の検討並びに最終と見なされる命令に関する同様の事実の確認である。

**(j) 倫理規定**

当行は、当行の取締役及び全従業員に対する業務遂行及び倫理に関するグループ規定を採用している。かかる規定は、当行のすべての構成員が一貫した行動規範及び事業の倫理的慣行を遵守することの確保を目的としており、1年ごとに見直されている。当行は、取締役又は業務執行役員に対して倫理規定の権利放棄を認めていない。「-第6-3 その他-(1) 訴訟及び規制手続」も参照のこと。

**(k) 主要な会計士費用及びサービス**

2018年度及び2019年度の連結財務書類の監査に関する当行の主要な会計士の費用総額並びに同期間に請求を受けたその他専門サービス費用は、以下のとおりである。

	3月31日に終了した年度		
	2018年	2019年	2019年
	(単位： 百万ルピー)	(単位： 百万ルピー)	(単位：千円)
監査			
アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及び その子会社の監査	300	306	499
監査関連業務			
非法定監査に係る意見書	23	8	13
その他	34	25	41
監査合計	357	339	553
非監査業務			
税務コンプライアンス	1	1	2
非監査業務合計	1	1	2
合計	358	340	554

監査業務区分のうち「その他」に係る費用は、主に認証サービス関連費用である。当行の監査委員会は、2019年度の連結財務書類の監査に関して、当行の主要な会計士に支払われた費用及び2019年度に請求を受けたその他専門サービス費用を承認した。当行の監査委員会は、当行の主要な会計士により行われる当行に対するすべての職務を、事前に承認している。

## (I) コーポレート・ガバナンスの実務の比較要約

以下において、当行のコーポレート・ガバナンスの実務と、ニューヨーク証券取引所が米国において求める実務との重要な相違点を比較要約した。

### ( ) 独立取締役

当行の取締役会の大半（12分の8）は、適用されるインド法の要件に定められた独立取締役である。2014年4月1日に発効したインド会社法の第149条（随時その後の改正を含む。）において、独立取締役について定義され、取締役が独立であると区分される資格規準について明記された。取締役が独立であるためには、直前の2会計年度又は当会計年度において、当行、その親会社、子会社若しくは関連会社又はそれらのプロモーター若しくは取締役との間において、当該取締役としての報酬又は総所得の10%を超えない取引を除く金銭関係があってはならないという規準を特に含む。基準はまた、取締役の親族が取締役として独立を決定するために当行、その親会社、子会社若しくは関連会社又はそれらのプロモーター若しくは取締役に対して持ち得る取引への規制を規定する。通常の業務であり、独立の可能性がある特定の取引に関して免除規定が規定されている。インド会社法により、各独立取締役は、取締役として参加した最初の取締役会及びその後の各会計年度の最初の取締役会において、又は独立取締役としての地位に影響のある状況の変化があった場合はいつでも、当該取締役が関連する独立の基準を満たしている旨の宣誓書を提出しなければならない。取締役が独立であると区分するに当たって、当行は、会社法に規定され、かつ2019年5月に開催された取締役会で諮られた取締役提供の宣誓書、適用あるインド準備銀行のガイドライン及び通知書並びにこの件について得た法的アドバイスに依拠している。これに基づいて、取締役会は、かかる取締役が独立取締役であると決定した。インド会社法に従い、インド政府により指名された取締役は、独立であると区分されない。インド会社法に従い、かかる独立性に関する判断は、当行の取締役会によって行われなければならないが、当行の取締役会は、ニューヨーク証券取引所の規則に定めるところによる独立性テストに従って、かかる判断を肯定的に下す義務はない。

### ( ) 非業務執行取締役会

インド会社法は、非業務執行取締役及び経営陣を除いて、独立取締役らが少なくとも年に1回会議を開催することを義務付けている。独立取締役は、かかる会議において、会長、非業務執行取締役及び取締役会全体の業績を評価することを義務付けられている。かかる独立取締役は、2019年5月6日に、審査を実行するため会議を開催した。それより前に、独立取締役らは、2018年5月7日に取締役役会が開催される前に同様の評価をするために個別に会合を行った。

### ( ) 取締役会管理、報酬及び指名委員会並びに監査委員会

適用されるインド法の要件に定められたところに従い、当行の取締役会管理、報酬及び指名委員会のすべての構成員は独立している。監査委員会の全構成員は、証券取引法規則10A-3に従い独立している。当行の取締役会に承認された各委員会の構成及び主な職務は上記のとおりであり、米国の発行会社に対するニューヨーク証券取引所の規制に準拠している。

### ( ) コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

ニューヨーク証券取引所の規則に基づき、米国の発行会社は、取締役の資格要件、取締役の責任、取締役の報酬、取締役の初期教育及び継続教育、経営陣の後継人事並びに取締役会による年次業績の評価等の項目を明記したコーポレート・ガバナンス・ガイドラインの採択及び開示を求められている。当行は、外国の民間発行会社として、かかるガイドラインの採択を義務付けられていないが、本国の規制に基づき、インド会社法の通知に従い、当行は、取締役の選任及び報酬に関する方針を開示しており、2018年度の株主に対するインドの年次報告書において取締役の資格及び独立性を決定するための基準を含む。また、当行は、取締役会による自身の実績並びに当行の委員会及び個別の取締役の正式な年次評価方法を示す報告書を提出することを義務付けられており、かかる報告書がインドにおける年次報告書に含まれている。

## (2)【役員 の 状 況】

男性取締役及び業務執行役員の数：11、女性取締役及び業務執行役員の数：3（女性取締役及び業務執行役員の割合：21%）

（2019年8月30日現在）

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
非業務執行 非常勤会長	ギリッシュ・チャンドラ・ チャトゥルヴェディ (Girish Chandra Chaturvedi) (66歳)	<p>ギリッシュ・チャトゥルヴェディ氏は、（インド行政職を退任後）現在は、インド倉庫開発及び規制当局（Warehousing Development and Regulatory Authority of India）の会長及び役員である。同氏は、インド政府において、銀行、保険、健康、家族福祉並びに石油及び天然ガス部門等を含む数多くの部門で様々な立場における経験を有する。</p> <p>2018年10月1日付及び2018年10月3日付の会社法審判所の命令に基づき、インフラストラクチャー・リーシング・アンド・ファイナンシャル・サービシズ・リミテッド（Infrastructure Leasing and Financial Services Limited）及びIL&amp;FS エネルギー・デベロップメント・カンパニー・リミテッド（IL&amp;FS Energy Development Company Limited）の各取締役会は、チャトゥルヴェディ氏をIL&amp;FS エネルギー・デベロップメント・カンパニー・リミテッドの取締役兼会長として任命した。</p> <p>チャトゥルヴェディ氏は、任期中、石油天然ガス省長官、青年スポーツ省コモンウェルス競技大会組織委員会における特別局長（財務会計）、財務省金融業務庁副次官/次官補、保険家族福祉省、国家農村保健ミッション次官補及びミッション・ディレクターを務めた。</p> <p>また、チャトゥルヴェディ氏は、ウッタール・プラデーシュ州において様々な職務を務めてきた。</p> <p>チャトゥルヴェディ氏は、積立基金規制開発庁、ペトロネットLNGリミテッド（Petronet LNG Ltd）、インド戦略的石油備蓄株式会社（Indian Strategic Petroleum Reserves Ltd）及び石油産業開発委員会（Oil Industries Development Board）の会長を務めた。また、同氏は、カナラ銀行（Canara Bank）、パローダ銀行、IDBI銀行（IDBI Bank Ltd）、IDFCリミテッド（IDFC Ltd）、Gインド総合保険会社（GIC Re of Indi）、ニューインディア保険会社（New India Assurance Co. Ltd）、ユナイテッド・インディア・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（United India Insurance Co. Ltd）、インド農業保険株式会社（Agriculture Insurance Co. of India）、銀行人事部門機関（Institute of Banking Personnel Selection）及び国家保険アカデミー（National Insurance Academy）において、（政府の指名により）取締役を務めた。</p>	2026年 6月30日 (1)	なし

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	ラマ・ビジャパーカー (Rama Bijapurkar) (62歳)	ラマ・ビジャパーカー女史は、ビジネス市場戦略の分野におけるフリーの経営コンサルタントであり、「インドの消費動向」及びインドの消費経済の第一人者である。同女史は、インド経営大学院アフマダバード (Indian Institute of Management, Ahmedabad) の正規の客員教授であり、また、インド経済及び市民環境についての「人々の見解」の提供を主眼に置くシンクタンクであり、ファクトタンクであるピープル・リサーチ・オン・インディアズ・コンシューマー・エコノミー (People Research on India's Consumer Economy) の共同創立者である。ビジャパーカー女史は、インドが有する経験豊富な独立取締役であり、インドの優良企業 (うち多くが金融サービス分野の企業である。) の取締役会並びに学術機関及び公共サービス機関 (インド銀行取引規制基準委員会 (Banking Codes and Standards Board of India) 及びインド損保情報局 (Insurance Information Bureau of India) を含む。) の運営審議会において任期を務めた。	2027年 1月13日	2,600株
非業務執行 取締役	ウダイ・チャターレ (Uday Chitale) (69歳)	ウダイ・チャターレ氏は、43年超の公認会計士としての経験を有し、M. P. チャターレ&カンパニー (M. P. Chitale & Co.) のシニアパートナーである。同氏の有する専門的な経験には、銀行及び金融機関を含む多様な法人顧客の監査及び保証並びにビジネス及び経営助言業務が含まれる。また、チャターレ氏は仲裁及び調停の分野においても活動を行っており、商事紛争の解決のための裁判外紛争解決手続の認知向上を積極的に推進している。同氏はCEDR (英国) 専門家委員会の認定調停人である。チャターレ氏は著名な企業の実務取締役を務めており、ICICIバンクの形成期であった1997年から2005年の期間に取締役を務めていた。また、国際的な会計事務所組織であるDFKインターナショナルの実務取締役兼アジア太平洋地域担当ヴァイス・プレジデントを務めた。同氏は、現在、ICICIバンクの子会社であるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIブルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネージメント・カンパニー・リミテッドの実務取締役会において、非業務執行取締役も務めている。	2023年 1月16日	なし

役名 及び職名	氏 名 ( 年 齢 )	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	ニールム・ダーワン (Neelam Dhawan) (59歳)	ニールム・ダーワン女史は、情報技術産業の分野において35年超の経験を有する。1982年以降、同女史は、HCL、IBM、マイクロソフト(Microsoft)及びヒューレット・パッカード(Hewlett Packard)において、様々な役職を歴任した。同女史は、マネージング・ディレクター及び国家事業のリーダーを、マイクロソフトにおいて11年間務め、その後インド国内のヒューレット・パッカードにおいて務めた。ダーワン女史の最終的な職歴は、ヒューレット・パッカード社における、グローバル・インダストリー、戦略提携並びにアジア太平洋及び日本向けインサイドセールス部門のヴァイス・プレジデントである。同女史は、2017年12月31日付で退任した。 ダーワン女史は、2012年以降、オランダのロイヤル・フィリップスにおける包括的監督委員会の役員を務めた。 ダーワン女史は、デリー大学(University of Delhi)セント・ステファン・カレッジ(St. Stephen's College)の経済学部卒業生である。また、同女史は、デリー大学経営学部において経営学修士号を取得した。	2026年 1月11日	なし
非業務執行 取締役	S.マドハヴァン (S. Madhavan) (62歳)	スプラマニアン・マドハヴァン氏は、会計、経済、金融、法律、情報技術、人事、リスク管理及び事業経営において約37年の経験がある。同氏のキャリアは、ヒンドゥスタン・ユニリーバ・リミテッド(Hindustan Unilever Limited)から始まり、非常に成功した税実務を確立し、大規模なインド企業及び多国籍企業を顧客に抱えていた。その後、同氏は、プライスウォーターハウスクーパース・プライベート・リミテッド(PricewaterhouseCoopers Private Limited)のシニア・パートナー及び業務執行取締役となった。また、インド・アメリカ商工会議所(Indo-American Chamber of Commerce)北部支部の支部長を務め、ASSOCHAMの税務委員会の前共同議長であった。現在は、インド商工会議所連合会が設立したGSTタスクフォースにおいて共同議長を務めている。同氏は、インスティテュート・オブ・ダイレクターズ(Institute of Directors)、オール・インド・マネジメント・アソシエーション(All India Management Association)及びデリー・マネジメント・アソシエーション(Delhi Management Association)に所属している。	2027年 4月13日	2,600株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	ハリー・L.ムンドラ (Hari L. Mundra) (69歳)	ハリー・L.ムンドラ氏は、インド経営大学院アフマダバードの経営管理学において修士号を取得し、ムンバイ大学(Mumbai University)において経済学の学士号を取得している。同氏は、インドとインドネシアにおいて48年の産業経験を有している。同氏のキャリアは、1971年のヒンドゥスタン・ユニリーバから始まり、1995年に退職する頃には、輸出事業においてヴァイス・プレジデント及び業務執行取締役を務めていた。同氏はその後、RPGグループにおいてグループ最高財務責任者及びカーボンブラック事業の頭首兼業務執行最高責任者となり、2001年まで務めた。2002年、同氏は業務執行副会長としてウォックハード・グループ(Wockhardt Group)に加わった。2003年、同氏はエッサール・オイル(Essar Oil)のデピュティー・マネージング・ディレクター及び財務担当取締役に就任し、2007年まで務めた。同氏は、米国のホスピラー社(Hospira, USA)に対しインドでの買収に関するシニア・アドバイザーを務め、ウォックハード・グループの改善に対するフィナンシャル・アドバイザーを務めてきた。同氏は、現在アルカゴ・ロジスティクス・リミテッド(Allcargo Logistics Limited)、CEATリミテッド(CEAT Limited)、フューチャー・フォーカス・インフォテック・プライベート・リミテッド(Future Focus Infotech Private Limited)及びタタ・アウトコンプ・システムズ・リミテッド(Tata Autocomp Systems Limited)において取締役会の一員を務め、インド経営大学院アフマダバードにおいて客員教授を11年務めている。	2026年 10月25日	なし

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	ラダクリシュナン ・ナイール (Radhakrishnan Nair) (64歳)	ラダクリシュナン・ナイール氏は、自然科学、証券取引法学、経営学及び法学の学士号を取得している。同氏は、銀行業界並びに有価証券及び保険規制の分野において、約40年の経験を有している。同氏の銀行業務のキャリアは、1976年8月のコーポレーション・バンク(Corporation Bank)と共に始まり、2003年には経営再建部署、法務サービス部署及び信用リスク管理部署の担当、並びに貸付優先部門及び地域農村銀行の開発のジェネラル・マネージャーに就任した。同氏はまた、コーポレーション・バンク・セキュリティーズ・リミテッド(Corporation Bank Securities Limited)のマネージング・ディレクターを務めた。同氏は、2005年7月にインド証券取引委員会において業務執行取締役となった。同氏は、2010年3月に保険業規制開発委員会の一員(金融及び投資)となった。同氏は、現在、ICICIバンクの子会社であるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの取締役会において非業務執行取締役も務めている。	2026年 5月1日	なし

役名 及び職名	氏 名 ( 年齢 )	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	B.スリラン ( B. Sriram ) ( 60歳 )	<p>B.スリラン氏は、ムンバイのインド銀行業及び金融業協会 ( Indian Institute of Banking &amp; Finance ) ( 旧インド銀行協会 ( Indian Institute of Bankers ) ) の有資格アソシエイトである。同氏は、ニュー・デリーのインディアン・アカデミー・オブ・インターナショナル・ロー・アンド・ディプロマシー ( Indian Academy of International Law &amp; Diplomacy ) で国際法及び外交の学位を取得し、ニュー・デリーのオール・インディア・マネジメント・アソシエーションで同校の経営学の学位を取得した。また、同氏は、デリー大学セント・ステファン・カレッジで物理の科学修士、理学士 ( 優等 ) を取得している。</p> <p>スリラン氏は、2018年6月30日から2018年9月29日までIDBI銀行 ( IDBI Bank Ltd. ) のマネージング・ディレクター兼最高経営責任者、2014年7月から2018年6月までインドステイト銀行 ( State Bank of India ) のマネージング・ディレクター及び2013年3月から2014年7月までピカネール・アンド・ジャイプール・ステイト銀行 ( State Bank of Bikaner &amp; Jaipur ) のマネージング・ディレクターを務めた。</p> <p>同氏は、約37年間にわたりインドステイト銀行に務め、銀行業及び金融業のすべての分野において豊富な経験を有している。同氏は、1981年12月にインドステイト銀行に仮採用され、当行及び当グループにおいて信用リスク、小口向け業務、運用、IT、財務、投資銀行業務及び国際業務の分野で多くの重要な業務を担った。</p>	2027年 1月13日	なし

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	ラリット・クマール・チャンデル (Lalit Kumar Chandel) (52歳)	<p>ラリット・クマール・チャンデル氏は、2018年12月4日付で、当行の政府指名取締役に任命された。</p> <p>ラリット・クマール氏は、インド経済サービス(1995年バッチ)に所属しており、現在、ニュー・デリーのインド政府財務省財務サービス局の経済顧問の役職に就いている。ラリット・クマール氏は、経済学の大学院生であり、経営学修士号を取得しており、保険協会会員である。</p> <p>同氏の現職以前、ラリット・クマール氏は、銀行、保険、資本市場、外部支援、地方開発、電力、灌漑及び保険を含む、インド政府の様々な部門において様々なレベルで従事した。</p> <p>ラリット・クマール氏は、以前、ナショナル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(National Insurance Company Limited)、オリエンタル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(Oriental Insurance Company Limited)、コーポレーション・バンク、インド農業保険公社及びナショナル・インシュアランス・アカデミーの取締役会において取締役(政府指名)にも従事した。</p>	政府指名のため 該当なし	6株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	サンディーブ・ベイクシ (Sandeep Bakhshi) (59歳)	<p>サンディーブ・ベイクシ氏は、チャンディーガルのパンジャブ・エンジニアリング大学 (Punjab Engineering College) において機械工学の学士号及びジャムシェードブルのザビエル労働関係研究所 (Xavier Labour Relations Institute) において経営学の修士号を取得した。同氏は、財務、銀行業務及び保険において32年超にわたる経験を有している。同氏は、当行においてすべての事業及びコーポレート・センター機能の運営に責任を有していた。</p> <p>サンディーブ・ベイクシ氏は、2010年8月1日以来、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者である。同氏の任期中、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、インドにおいて主要な民間部門の生命保険企業である。前役職では、ベイクシ氏は、ICICIバンクのマネージング・ディレクターを務めた。同役職において同氏は、当行の小口向け事業及びその後ホールセール事業を率いた。当行への移動以前、ベイクシ氏は、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者であった。同氏のリーダーシップの下、ICICIロンバードは、インドにおける主要な民間部門の損害保険企業となるまで成長した。同氏は、ICICIグループにわたって主要な法人事業及び小口向け事業両方の豊富な経験を有している。同氏は、1986年にICICIリミテッドに就職した。同氏は、2002年にICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが統合する以前、ICICIリミテッドの北部及び東部地域の法人顧客を担当した。同氏の職責には、事業開発、プロジェクトの評価、プロジェクトの監督及び事業の再構成が含まれていた。</p> <p>同氏の長年にわたる職責には、当グループ内の銀行業及び保険業を担う企業の戦略計画、事業開発、プロジェクトの評価、プロジェクトの監督及び事業の再構成が含まれる。同氏は、金融、銀行業及び保険業において32年超の経験を有している。</p>	2021年 7月30日 (4)	404,505株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
業務執行取 締役	ビシャカ・ミュレ (Vishakha Mulye) (50歳)	ビシャカ・ミュレ女史は、勅許会計士であり、1993年にICICIに入社した。同女史は、戦略、金融、財務及び市場、ストラクチャード・ファイナンス、コーポレート及びプロジェクト・ファイナンス、保険並びに未公開株式の分野において業務に従事した。同女史は、2005年から2007年までICICIバンクの最高財務責任者を務め、2007年から2009年までICICI ロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの業務執行取締役を務め、2009年から2015年まではICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を務めた。同女史は、2016年1月19日付でICICIバンクの業務執行取締役に任命され、ホールセール銀行業務及び戦略的ソリューション・グループの責任者である。	2019年 1月18日 (2)	1,037,487株
業務執行取 締役	アヌブ・バクチ (Anup Bagchi) (49歳)	アヌブ・バクチ氏は、インド経営大学院バンガロール校(the Indian Institute of Management, Bangalore)において経営学の学位及びインド工科大学カーンプル校で工学の学位を取得している。バクチ氏は、1992年にICICIグループに入社し、小口向け銀行業務、法人向け銀行業務、財務、資本市場及び投資銀行業務の分野に携わった。アヌブ・バクチ氏は、2011年から2016年まで、ICICIセキュリティーズ・リミテッドのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を務めた。同氏は、2017年2月1日付で業務執行取締役に任命され、小口向け、農村向け及び包括的銀行業務の責任者である。	2020年 1月31日 (3)	なし

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
業務執行取締役（任命）	サンディーブ・パトラ (Sandeep Batra) (53歳)	<p>サンディーブ・パトラ氏は、公認会計士兼資格による総務部長である。同氏は、2000年に、ICICIグループであるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに入社し、2006年まで最高財務責任者として当該会社で勤務した。2006年11月から2013年12月まで、同氏は、当行のグループ・コンプライアンス責任者を務めた。2014年1月以降、同氏はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの業務執行取締役であった。当行は、同氏を2018年7月12日付でコーポレート・センター頭首に任命した。同氏の責務には、秘書の企業広報、運用及び企業ブランディング並びに統括及び戦略的關係が含まれる。</p> <p>取締役会は、2019年5月6日に開催された取締役会において、サンディーブ・パトラ氏を追加取締役及び常勤取締役（業務執行取締役としての任命）として、2019年5月7日又はインド準備銀行が任命を承認した日のうちいずれか遅い日から5年間の任期中で任命することを承認した。株主は、2019年8月9日に開催された年次株主総会において、サンディーブ・パトラ氏を常勤取締役（業務執行取締役としての任命）として、2019年5月7日又はインド準備銀行が承認した日のうちいずれか遅い日から5年間の任期中で任命することを承認した。</p>	業務執行取締役（任命） 2019年5月7日又はインド準備銀行が承認した日のうちいずれか遅い日以降 (5)	55,000株

役名 及び職名	氏名 (年齢)	略歴	銀行規制法 に基づく 任期	2019年8月 30日現在の 所有株式数
グループ最 高財務責任 者	ラケシュ・ジャー (Rakesh Jha) (47歳)	ラケシュ・ジャー氏はデリーのインド工 科大学 (Indian Institute of Technology) の学士号及びラックナウの インド経営研究所で経営学の修士号を取 得している。同氏は、1996年にICICIに入 社し、企画、戦略、金融及び財務を含む 様々な分野に携わった。同氏は、2007年 5月にICICIバンクの最高財務責任者補 佐、2013年10月に最高財務責任者に指名 された。同氏の責務には、財務報告、企 画及び戦略、並びに資産負債管理が含ま れる。	正規雇用	72,850株

- (1) インド準備銀行は、2018年7月17日から2021年6月30日までの任期でギリッシュ・チャンドラ・チャトゥルヴェディ氏を非業務執行非常勤会長として任命することを承認した。株主は、2018年9月12日に開催された年次株主総会において、ギリッシュ・チャンドラ・チャトゥルヴェディ氏を、2018年7月1日から2021年6月30日までの3年間の任期で独立取締役として任命することを承認した。株主は、2018年7月17日から2021年6月30日までの3年間の任期で、ギリッシュ・チャンドラ・チャトゥルヴェディ氏を非業務執行非常勤会長として任命することも承認した。
- (2) 株主は、2016年4月22日に可決された郵便投票による決議により、ビシャカ・ミュレ女史の2016年1月19日から2021年1月18日まで、5年間の任期の任命を承認した。インド準備銀行は、2016年1月19日から2019年1月18日までの3年間の任期で、ビシャカ・ミュレ女史を非業務執行取締役任命することを承認した。インド準備銀行は、2021年1月18日までのビシャカ・ミュレ女史の再任を承認した。
- (3) 株主は、2017年6月30日に開催された年次株主総会において、2017年2月1日から2022年1月31日までの5年間の任期で、アヌブ・バクチ氏の任命を承認した。インド準備銀行は、2017年2月1日から2020年1月31日までの3年間の任期で、アヌブ・バクチ氏の任命を承認した。
- (4) インド準備銀行は、2018年7月31日から2021年7月30日までの3年間の任期でサンディーブ・ベイクシ氏を最高執行責任者として指定された常勤取締役に任命することを承認した。株主は、2018年9月12日に開催された年次株主総会において、2018年7月31日から2023年7月30日までの5年間の任期で、サンディーブ・ベイクシ氏を当行の最高執行責任者として指定された常勤取締役に任命することを承認した。取締役会は、2018年10月4日に開催された取締役会において、規制及びその他承認に従い、サンディーブ・ベイクシ氏をマネージング・ディレクター兼最高経営責任者として任命した。インド準備銀行は、2018年10月15日から3年間の任期で、サンディーブ・ベイクシ氏の当行のマネージング・ディレクター兼最高経営責任者への任命を承認した。2019年8月9日に開催された年次株主総会において、2018年10月15日から5年間の任期で、サンディーブ・ベイクシ氏のマネージング・ディレクター兼最高経営責任者としての任命を承認した。
- (5) 取締役会は、2019年5月6日に開催された取締役会において、2019年5月7日又はインド準備銀行が任命を承認した日のうちいずれか遅い日から5年間の任期で、サンディーブ・バトラ氏の追加取締役及び常勤取締役への任命（業務執行取締役としての任命）を承認した。株主は、2019年8月9日に開催された年次株主総会において、2019年5月7日又はインド準備銀行が任命を承認した日のうちいずれか遅い日から5年間の任期で、サンディーブ・バトラ氏の常勤取締役への任命（業務執行取締役としての任命）を承認した。
- (6) 非業務執行取締役（会長を除く。）について、「任期」の項目に掲げられた日付は、当該非業務執行取締役が8年の任期（銀行規制法で許可された最長在任期間）を完了する日をいう。

**(3)【監査の状況】****(a) 監査委員会**

本書提出日現在、監査委員会は、ウダイ・M. チターレ氏、S. マドハヴァン氏及びラダクリシュナン・ナイール氏の3名の独立取締役により構成されている。監査委員会の委員長は独立取締役のウダイ・M. チターレ氏である。ウダイ・M. チターレ氏及びS. マドハヴァン氏は公認会計士であり、監査委員会の金融専門家として適格であると判断した。

監査委員会は、監査機能の指針を示し、内部監査及び法定監査の質を監視している。監査委員会の責任には、財務書類及び監査報告書の検証並びに財務書類の公正さ、十分性及び信頼性を確保するための財務報告過程の監視、取締役会への提出に先立つ四半期及び年次財務書類の検討、経営陣による説明及び分析の検討、中心的及び補助的な法定監査人並びに主席内部監査役の選任、任期、報酬及び解任の提案、法定監査人に対するその他の許可されたサービスの提供に係る支払いの承認、監査人の独立性、実績及び監査手順の有効性の経営陣との検討及び監視、関係者間取引又はその後の修正の承認、重要な関係者間取引の報告の検討、銀行子会社からの投資による融資及び／又は貸付金の利用、内部通報方針の機能性の検討、内部統制システム及び内部監査機能の妥当性の検討、法定監査人の検査及び監査報告書並びに報告書の遵守状況の検討、内部調査の結果の検討、法定監査人の発行するマネジメントレター／内部統制の脆弱性に関するレターの検討、発行（公募、株主割当増資、優先発行等）により調達した資金の運用／適用報告の経営陣との検討、募集要項／目論見書／通知に記載の目的以外で利用された資金の計算書及び監視機関により提出された報告書の検討、公募又は株主割当増資による発行の手取金の使途の監視並びに取締役会に対し本件について手段を講じるための適切な提言を行うこと、監査の範囲に関する外部の監査人との協議、利害関係人に対する支払いの重大な不履行（もしあれば）の原因の調査、事業又は資産の評価、リスク管理システムの評価並びに企業間の貸付及び投資の審査が含まれる。監査委員会はまた、登録された公認会計士事務所を選定しその業務を監視し、会計及び監査事項に関し受領した苦情の受理及び処理の手続を確立し、独立した法律顧問を関与させ、事務所／顧問への報酬の支払いに充てる相当な資金の調達をなす権限を有する。さらに、監査委員会は、当行の規制遵守機能の監視も行う。監査委員会はまた、候補者の資格要件、経験及び学歴等を評価した後に最高財務責任者の任命を承認する権限を有する。

**(b) 会計監査****( ) 外国監査公認会計士等**

2014年度から2018年度に係る当行の連結財務書類は、独立会計士として業務を行うKPMGインドの監査を受けている。KPMGインドは、金融業界における経験、その世界的な影響力並びに規模の大きい組織の1つであることを理由に任命された。以下は、2019年3月31日に終了した年度に係る当行の財務書類の監査に携わったKPMGインドのパートナーに関する詳細である。

- ・KPMGインドの契約パートナー：セイガー・ラクハニ（Sagar Lakhani）（パートナー）
- ・アシスタント数：132名

**( ) 監査の報酬****外国監査公認会計士等の報酬**

（単位：百万）

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (ルピー)	非監査業務に基づく報酬 (ルピー)	監査証明業務に基づく報酬 (ルピー)	非監査業務に基づく報酬 (ルピー)
提出会社	216 (352円)	0 (0円)	190 (310円)	0 (0円)
連結子会社	141 (230円)	1 (2円)	149 (243円)	1 (2円)
計	357 (582円)	1 (2円)	339 (553円)	1 (2円)

**その他重要な報酬の内容**

該当事項なし。

**外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容**

非監査業務の報酬は、税務サービス及びその他サービスに係る費用から構成される。

## 監査報酬の決定方針

外国監査公認会計士等の監査報酬は、当行の監査委員会により承認される。監査委員会は、4.0百万ルピーに適用ある経費及び税金を加えた額の報酬を上限に業務を事前に承認し、業務執行取締役、グループ最高財務責任者、秘書役及び最高会計責任者に対してこれらの業務を承認する権限を付与した。業務及び関連報酬は、監査委員会に報告される。4.0百万ルピーを超える報酬の業務はすべて、監査委員会により事前に承認される。

## (4)【役員の報酬等】

### (a) 報酬

ICICIバンクの組織書類では、当行の政府派遣の取締役以外の各非業務執行取締役は、取締役会又は取締役会委員会へ出席することに、報酬を得ることができると定められている。非業務執行取締役に対して支払われる報酬金額は、インド会社法又はこれらの規則によって定められた上限に従って、取締役会により適宜定められる。取締役会は、各取締役会及び監査委員会への出席報酬100,000ルピー並びにその他各委員会への出席報酬を50,000ルピーと定めることを承認した。インド準備銀行は、年間1,000,000ルピーを上限として（非常勤の非業務執行取締役委員長以外の）非業務執行取締役に、利益に関連した報酬を支払うことを許可した。上記に従い、当行の株主は、2016年度に（当行の政府に任命された取締役以外の）非業務執行取締役への利益に関連した報酬の支払に関するインド準備銀行ガイドラインを承認した。さらに、ICICIバンクは、取締役会及び委員会への出席並びに関連事項に係る旅費並びに関連経費を、当行の取締役に支給している。取締役が会議の出席以上にICICIバンクに対する業務提供を求められた場合には、ICICIバンクは取締役会の決定に従って、かかる取締役に報酬を支払うことができ、かかる報酬は、上記の報酬に加えて又はそれに代わって支払われる。当行は、非業務執行取締役に対して、取締役会及び取締役会委員会の出席報酬、及び（委員長以外の）非業務執行取締役に対する利益に関連した報酬以外の報酬を支払ったことはない。非業務執行取締役は、任期満了時における給付金を受け取ることができない。インド準備銀行は、非業務執行会長への年間3,500,000ルピーの報酬の支払を承認している。

取締役会又は各委員会は、業務執行取締役に支払う報酬及び追加手当を定めることができる。ICICIバンクは、当行の業務執行取締役に対して、実際に支払われる月々の報酬、追加手当及び毎年支払われる年次業績手当に関して、インド準備銀行の個別の承認を得なければならない。

基本手当及び追加手当に加え、当行の業務執行取締役に、当行が提供する家具付住居、ガス、電気、水道及び備品、課外活動費、団体保険、車代及び住居での電話代若しくはそれに代わる費用支払等の臨時手当、医療費用支払、休暇及び休暇旅行手当、教育給付金、職印住宅ローン、準備基金、老齢退職年金並びに謝礼を含む手当（適用ある場合はインド所得税規則に従って、その他の場合には当行が負担する実費で判断される。）が、適宜、かかる手当に適用される制度並びに規則に従い、付与される。

業務執行取締役については、雇用の終了時に利益の供与は行われぬ。

ICICIバンクが2019年度中に業務執行取締役及び業務執行役員に支払った報酬総額は、354百万ルピーであった。

**(b) 賞与**

当行の取締役会は、毎年、従業員及び業務執行取締役に対して、当行の業績及び個人の業績に応じて、変動賞与を支給する。各従業員の業績は、業績管理評価システムを通じて評価される。2019年度において、ICICIバンクのすべての適格従業員への賞与及び業績連動型残留手当総額は8.8十億ルピーであった。当該賞与は、インド準備銀行の承認を要する業務執行取締役への賞与の支払いを除いて、2020年度に支払われた。

**(c) 特定取引における経営者の利益**

本書に別段の記載がある場合を除き、当行の取締役又は業務執行役員に対し、金銭又は給付金は支払われない。

**(5) 【株式の保有状況】**

該当事項なし。

## 第6【経理の状況】

本書記載のアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド(以下「当行」という。)の2019年3月31日に終了した年度に係る英文連結財務書類原文は、米国証券取引委員会及びニューヨーク証券取引所に対して2019年7月31日に提出された様式20-Fに掲載された財務書類と同じものである。原文の財務書類は、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準(以下「インドGAAP」という。)に準拠して作成されており、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準(以下「米国GAAP」という。)との相違、及び当該相違の影響について記述する注記を含むものとなっている。

2005年11月に提出された有価証券届出書記載の当行の財務書類は米国GAAPに基づき作成されたものであったが、当行は、2005年度よりインドGAAPに基づき作成された財務書類の様式20-Fへの記載が認められた。そのため、有価証券報告書においては、インドGAAPに基づき作成された連結財務書類(純利益及び株主持分についての米国GAAPとの調整を含む)が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第2項の規定に基づき、記載される。

本書には、当該英文財務書類の和文訳が記載されている。

当行の財務書類は、監査済であり、外国監査法人等であるケーピーエムジーから、「金融商品取引法」第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。

当行の財務書類は、インド・ルピーで表示されている。和文訳で表示された主要な係数についての円換算額は、読者の便宜のために、2019年8月27日の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客外国為替売相場である1インド・ルピー=1.63円で換算したものである。

円換算額及び「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」並びに「5 インドと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の記載は、英文財務書類には含まれておらず、従って、上記監査報告書の対象にもなっていない。

## 1【財務書類】

## 連結貸借対照表

		3月31日現在			
		2019年		2018年	
附属 明細書		(千インド・ ルピー)	(千円)	(千インド・ ルピー)	(千円)
<b>資本及び負債</b>					
資本金	1	12,894,598	21,018,195	12,858,100	20,958,703
未行使従業員ストック・オプション		46,755	76,211	55,699	90,789
準備金及び剰余金	2	1,129,592,715	1,841,236,125	1,093,383,172	1,782,214,570
少数株主持分	2A	65,805,358	107,262,734	60,081,860	97,933,432
預金	3	6,813,169,361	11,105,466,058	5,857,961,125	9,548,476,634
借入金	4	2,103,241,208	3,428,283,169	2,294,018,266	3,739,249,774
保険契約債務		1,523,787,542	2,483,773,693	1,314,884,251	2,143,261,329
その他の負債及び引当金	5	739,401,370	1,205,224,233	609,567,929	993,595,724
<b>資本及び負債合計</b>		<b>12,387,938,907</b>	<b>20,192,340,418</b>	<b>11,242,810,402</b>	<b>18,325,780,955</b>
<b>資産</b>					
現金及びインド準備銀行預け金	6	380,662,784	620,480,338	332,726,026	542,343,422
銀行預け金及び短期貸付金	7	493,246,169	803,991,255	557,265,307	908,342,450
投資	8	3,982,007,553	6,490,672,311	3,722,076,772	6,066,985,138
貸付金	9	6,469,616,813	10,545,475,405	5,668,542,198	9,239,723,783
固定資産	10	96,604,227	157,464,890	94,650,053	154,279,586
その他の資産	11	965,801,361	1,574,256,218	867,550,046	1,414,106,575
<b>資産合計</b>		<b>12,387,938,907</b>	<b>20,192,340,418</b>	<b>11,242,810,402</b>	<b>18,325,780,955</b>
偶発債務	12	26,120,719,378	42,576,772,586	18,910,358,283	30,823,884,001
代金取り立て手形		495,791,861	808,140,733	287,054,059	467,898,116
重要な会計方針及び財務諸表注記	17及び18				

上記に言及されている附属明細書は、連結貸借対照表の不可欠な一部を構成する。

## 連結損益計算書

		3月31日に終了した事業年度						
		2019年		2018年		2017年		
附属 明細書		(千インド・ ルピー、ただし一株 当たり利益のデータ を除く)		(千インド・ ルピー、ただし一株 当たり利益のデータ を除く)		(千インド・ ルピー、ただし一株 当たり利益のデータ を除く)		
		(千円、ただし株 当たり利益のデータ を除く)	(千円、ただし株 当たり利益のデータ を除く)	(千円、ただし株 当たり利益のデータ を除く)	(千円、ただし株 当たり利益のデータ を除く)	(千円、ただし株 当たり利益のデータ を除く)	(千円、ただし株 当たり利益のデータ を除く)	
<b>・ 収益</b>								
	受取利息	13	719,816,540	1,173,300,960	621,623,505	1,013,246,313	609,399,802	993,321,677
	その他の収益	14	593,248,453	966,984,978	568,067,510	925,950,041	524,576,505	855,059,703
	<b>収益合計</b>		<b>1,313,064,993</b>	<b>2,140,295,939</b>	<b>1,189,691,015</b>	<b>1,939,196,354</b>	<b>1,133,976,307</b>	<b>1,848,381,380</b>
<b>・ 費用</b>								
	支払利息	15	391,775,414	638,593,925	342,620,468	558,471,363	348,358,328	567,824,075
	営業費用	16	642,588,800	1,047,419,744	557,556,292	908,816,756	481,699,705	785,170,519
	引当金及び偶発債務（附属明細書 18.7参照）		221,809,173	361,548,952	198,518,808	323,585,657	190,514,979	310,539,416
	<b>費用合計</b>		<b>1,256,173,387</b>	<b>2,047,562,621</b>	<b>1,098,695,568</b>	<b>1,790,873,776</b>	<b>1,020,573,012</b>	<b>1,663,534,010</b>
<b>・ 利益 / (損失)</b>								
	当期純利益		56,891,606	92,733,318	90,995,447	148,322,579	113,403,295	184,847,371
	控除：少数株主持分		14,349,219	23,389,227	13,873,582	22,613,939	11,519,450	18,776,704
	<b>少数株主持分控除後当期純利益</b>		<b>42,542,387</b>	<b>69,344,091</b>	<b>77,121,865</b>	<b>125,708,640</b>	<b>101,883,845</b>	<b>166,070,667</b>
	繰越利益		219,991,613	358,586,329	215,045,471	350,524,118	198,210,764	323,083,545
	<b>利益 / (損失) 合計</b>		<b>262,534,000</b>	<b>427,930,420</b>	<b>292,167,336</b>	<b>476,232,758</b>	<b>300,094,609</b>	<b>489,154,213</b>
<b>IV. 利益処分 / 振替</b>								
	法定準備金への振替		8,409,000	13,706,670	16,944,000	27,618,720	24,503,000	39,939,890
	積立金への振替		7,569	12,337	10,541	17,182	9,824	16,013
	資本準備金への振替		280,000	456,400	25,654,600	41,816,998	52,933,000	86,280,790
	資本償還準備金への振替		3,500,000	5,705,000	-	-	-	-
	投資準備金勘定への / (からの) 振替		-	-	-	-	-	-
	投資変動準備金への / (からの) 振替		12,692,000	20,687,960	-	-	-	-
	特別準備金への振替		5,352,000	8,723,760	6,206,000	10,115,780	4,867,000	7,933,210
	収益及びその他準備金への / (か らの) 振替		245,223	399,713	6,454,526	10,520,877	446,499	727,793
	当年度中に支払われた配当金		9,651,292	15,731,606	14,574,649	23,756,678	9,456	15,413
	当年度中に支払われた配当税		1,933,076	3,150,914	2,331,407	3,800,193	2,280,359	3,716,985
	貸借対照表への繰越残高		220,463,840	359,356,059	219,991,613	358,586,329	215,045,471	350,524,118
	<b>合計</b>		<b>262,534,000</b>	<b>427,930,420</b>	<b>292,167,336</b>	<b>476,232,758</b>	<b>300,094,609</b>	<b>489,154,213</b>
重要な会計方針及び財務諸表注記 17及び18								
<b>一株当たり利益</b>								
<b>(附属明細書18.1参照)</b>								
	基本的(単位:インド・ルピー及 び円)		<b>6.61</b>	<b>10.77</b>	<b>12.02</b>	<b>19.59</b>	<b>15.91</b>	<b>25.93</b>
	希薄化後(単位:インド・ルピー 及び円)		<b>6.53</b>	<b>10.64</b>	<b>11.89</b>	<b>19.38</b>	<b>15.84</b>	<b>25.82</b>
	<b>一株当たり額面価値(単位:イン ド・ルピー及び円)</b>		<b>2.00</b>	<b>3.26</b>	<b>2.00</b>	<b>3.26</b>	<b>2.00</b>	<b>3.26</b>

上記に言及されている附属明細書は、連結損益計算書の不可欠な一部を構成する。

## 連結キャッシュ・フロー計算書

	3月31日に終了した事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(千インド・ルピー)	(千円)	(千インド・ルピー)	(千円)	(千インド・ルピー)	(千円)
<b>営業活動による / (に使用した) キャッシュ・フロー</b>						
税引前当期純利益	59,733,445	97,365,515	95,911,046	156,335,005	126,574,260	206,316,044
<b>調整:</b>						
減価償却費及び償却費	10,453,730	17,039,580	10,390,761	16,936,940	10,444,420	17,024,405
投資評価(益) / 損、純額 <sup>1</sup>	57,889	94,359	(21,343,283)	(34,789,551)	(57,426,431)	(93,605,083)
不良資産及びその他資産に対する引当金	176,113,934	287,065,712	147,516,047	240,451,157	157,937,006	257,437,320
正常資産に対する一般引当金	2,414,407	3,935,483	2,960,374	4,825,410	(3,733,753)	(6,086,017)
偶発債務及びその他に対する引当金	22,498,491	36,672,540	9,763,944	15,915,229	2,257,433	3,679,616
固定資産売却(益) / 損	22,012	35,880	(29,027)	(47,314)	14,230	23,195
従業員ストック・オプション付与	79,426	129,464	131,128	213,739	180,903	294,872
( )	<b>271,373,154</b>	<b>442,338,241</b>	<b>245,300,990</b>	<b>399,840,614</b>	<b>236,248,068</b>	<b>385,084,351</b>
<b>調整:</b>						
投資の(増加) / 減少	33,463,685	54,545,807	(147,368,884)	(240,211,281)	(66,071,502)	(107,696,548)
貸付金の(増加) / 減少	(972,978,394)	(1,585,954,782)	(687,502,223)	(1,120,628,623)	(411,803,233)	(671,239,270)
預金の増加 / (減少)	955,208,236	1,556,989,425	732,088,482	1,193,304,226	615,098,725	1,002,610,922
その他の資産の(増加) / 減少	(31,691,451)	(51,657,065)	(80,169,309)	(130,675,974)	(81,035,546)	(132,087,940)
その他の負債及び引当金の増加 / (減少)	314,897,698	513,283,248	175,987,900	286,860,277	292,951,343	477,510,689
( )	<b>298,899,774</b>	<b>487,206,632</b>	<b>(6,964,034)</b>	<b>(11,351,375)</b>	<b>349,139,787</b>	<b>569,097,853</b>
直接税の還付額 / (支払額)	(83,562,401)	(136,206,714)	(44,507,633)	(72,547,442)	(59,032,520)	(96,223,008)
<b>営業活による / (に使用した) 正味キャッシュ・フロー</b>	<b>486,710,527</b>	<b>793,338,159</b>	<b>193,829,323</b>	<b>315,941,796</b>	<b>526,355,335</b>	<b>857,959,196</b>
<b>投資活動による / (に使用した) キャッシュ・フロー</b>	<b>(( )+( )+( ))(A)</b>	<b>486,710,527</b>	<b>193,829,323</b>	<b>315,941,796</b>	<b>526,355,335</b>	<b>857,959,196</b>
固定資産の取得	(11,481,488)	(18,714,825)	(10,421,438)	(16,986,944)	(13,167,144)	(21,462,445)
固定資産の売却代金	468,831	764,195	265,828	433,300	156,340	254,834
満期保有目的有価証券の(取得) / 売却	(290,459,494)	(473,448,975)	(495,578,927)	(807,793,651)	(3,046,583)	(4,965,930)
<b>投資活動による / (に使用した) 正味キャッシュ・フロー</b>	<b>(B)</b>	<b>(301,472,151)</b>	<b>(491,399,606)</b>	<b>(505,734,537)</b>	<b>(824,347,295)</b>	<b>(26,173,541)</b>
<b>財務活動による / (に使用した) キャッシュ・フロー</b>	<b>(C)</b>	<b>(199,974,343)</b>	<b>(325,958,179)</b>	<b>396,759,749</b>	<b>646,718,391</b>	<b>(354,695,359)</b>
株式発行代金(従業員ストック・オプション制度を含む)	3,486,300	5,682,669	3,939,495	6,421,377	1,772,579	2,889,304
長期借入金の受取額	262,388,237	427,692,826	430,554,398	701,803,669	403,761,367	658,131,028
長期借入金の返済額	(304,162,713)	(495,785,222)	(404,339,556)	(659,073,476)	(508,077,502)	(828,166,328)
短期借入金の純受取額 / (返済額)	(149,997,897)	(244,496,572)	383,766,528	625,539,441	(217,920,893)	(355,211,056)
配当金及び配当税支払額	(11,688,270)	(19,051,880)	(17,161,116)	(27,972,619)	(34,230,910)	(55,796,383)
<b>財務活による / (に使用した) 正味キャッシュ・フロー</b>	<b>(C)</b>	<b>(199,974,343)</b>	<b>(325,958,179)</b>	<b>396,759,749</b>	<b>646,718,391</b>	<b>(354,695,359)</b>
<b>為替変動の換算準備金に及ぼす影響額</b>	<b>(D)</b>	<b>(1,346,413)</b>	<b>(2,194,653)</b>	<b>228,112</b>	<b>371,823</b>	<b>(1,717,376)</b>
<b>現金及び現金同等物の増加 / (減少)、純額(A)+(B)+(C)+(D)</b>	<b>(16,082,380)</b>	<b>(26,214,279)</b>	<b>85,082,647</b>	<b>138,684,715</b>	<b>154,548,984</b>	<b>251,914,844</b>
<b>期首現在の現金及び現金同等物</b>	<b>889,991,333</b>	<b>1,450,685,873</b>	<b>804,908,686</b>	<b>1,312,001,158</b>	<b>650,359,702</b>	<b>1,060,086,314</b>
<b>期末日現在の現金及び現金同等物</b>	<b>873,908,953</b>	<b>1,424,471,593</b>	<b>889,991,333</b>	<b>1,450,685,873</b>	<b>804,908,686</b>	<b>1,312,001,158</b>

- 2019年3月31日に終了した事業年度には、ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの取引所での売出しを通じた子会社に対する持分投資の一部売却に係る利益を含む(2018年3月31日に終了した事業年度:子会社であるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの子会社に対する持分投資の一部売却に係る利益、2017年3月31日に終了した事業年度:子会社であるICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの新規株式公開(以下「IPO」という。)を通じた子会社に対する持分投資の一部売却に係る利益を含む)。
- 現金及び現金同等物は、手許現金、インド準備銀行預け金、その他銀行預け金及び短期貸付金を含む。

[次へ](#)

## 連結貸借対照表の一部を構成する附属明細書

## 附属明細書 1 - 資本金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
<b>授権株式</b>		
普通株式（額面2インド・ルピー） <sup>1</sup> ：12,500,000,000株		
[2018年3月31日現在：普通株式（額面2インド・ルピー）、10,000,000,000株、		
株式（額面100インド・ルピー） <sup>2</sup> 、15,000,000株、優先株式（額面10.0百万イン		
ド・ルピー）、350株]	25,000,000	25,000,000
<b>普通株式</b>		
発行済、払込資本		
普通株式（額面2インド・ルピー）：6,427,990,776株[2018年3月31日現在：		
5,824,476,135株]	12,855,981	11,648,952
追加：当期中に発行された普通株式18,248,877株 <sup>3</sup> 、（額面2インド・ルピー）		
[2018年3月31日現在：603,514,641株 <sup>3,4</sup> ]	36,498	1,207,029
	<b>12,892,479</b>	<b>12,855,981</b>
追加：普通株式の権利失効 <sup>5</sup>	2,119	2,119
<b>資本金合計</b>	<b>12,894,598</b>	<b>12,858,100</b>

1. 株主の承認に基づき、当行は、2019年3月31日に終了した事業年度において、授権資本を再分類している。
2. これらの株式の種類及び権利、特権、条件又は制限は、当行の定款及びその期間に適用されている法律に従って決定されたものである。
3. 2019年3月31日に終了した事業年度中に行使された従業員ストック・オプションの行使により発行された普通株式（2018年3月31日に終了した事業年度：普通株式20,530,097株）を表している。
4. 2018年3月31日に終了した事業年度には、2017年6月12日の郵送による投票を通じた当行の株主の承認に従って、無償株式として発行された普通株式582,984,544株が含まれている。
5. 権利失効による普通株式266,089株（額面10インド・ルピー）

## 附属明細書 2 - 準備金及び剰余金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
. 法定準備金		
期首残高	228,968,519	212,024,519
当事業年度中の増加	8,409,000	16,944,000
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	237,377,519	228,968,519
. 特別準備金		
期首残高	94,387,700	88,181,700
当事業年度中の増加	5,352,000	6,206,000
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	99,739,700	94,387,700
. 有価証券剰余金		
期首残高	326,802,474	323,932,017
当事業年度中の増加 <sup>1</sup>	3,530,743	4,036,426
当事業年度中の減少 <sup>2</sup>	-	(1,165,969)
期末残高	330,333,217	326,802,474
. 投資準備金勘定		
期首残高	-	-
当事業年度中の増加	-	-
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	-	-
. 投資変動準備金		
期首残高	-	-
当事業年度中の増加 <sup>3</sup>	12,692,000	-
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	12,692,000	-
. 未実現投資準備金 <sup>4</sup>		
期首残高	187,932	160,445
当事業年度中の増加	11,439	36,647
当事業年度中の減少	(84,598)	(9,160)
期末残高	114,773	187,932
. 資本準備金		
期首残高	128,505,616	102,851,016
当事業年度中の増加 <sup>5</sup>	280,000	25,654,600
当事業年度中の減少	-	-
期末残高 <sup>6</sup>	128,785,616	128,505,616
. 資本償還準備金(注記18.6参照)		
期首残高	-	-
当事業年度中の増加 <sup>7</sup>	-	-
当事業年度中の減少	3,500,000	-
期末残高	-	-
	3,500,000	-

## 3月31日現在

(単位：千インド・ルピー)

	2019年	2018年
・ 外貨換算準備金		
期首残高	19,351,116	19,123,004
当事業年度中の増加	308,432	241,842
当事業年度中の減少	(1,654,845)	(13,730)
期末残高	18,004,703	19,351,116
・ 再評価準備金 (附属明細書18.16参照)		
期首残高	30,276,392	30,651,113
当事業年度中の増加 <sup>8</sup>	1,038,994	263,895
当事業年度中の減少 <sup>9</sup>	(615,400)	(638,616)
期末残高	30,699,986	30,276,392
・ 積立金		
期首残高	66,399	55,858
当事業年度中の増加 <sup>10</sup>	7,569	10,541
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	73,968	66,399
・ 収益及びその他準備金		
期首残高	50,099,364	42,581,179
当事業年度中の増加	970,707	8,533,984
当事業年度中の減少 <sup>11</sup>	(2,999,924)	(1,015,799)
期末残高 <sup>12,13,14</sup>	48,070,147	50,099,364
・ 損益計算書残高 <sup>15,16</sup>	220,201,086	214,737,660
<b>準備金及び剰余金合計</b>	<b>1,129,592,715</b>	<b>1,093,383,172</b>

1. 従業員ストック・オプションの行使による3,451.5百万インド・ルピー (2018年3月31日現在：3,905.3百万インド・ルピー) を含む。
2. 2018年3月31日に終了した事業年度中に発行された無償株式に使用した金額を表す。
3. 当事業年度において売却可能有価証券 (以下「AFS」という。) 及び売買目的 (以下「HFT」という。) 投資の売却に係る純利益について、当行が投資変動準備金 (以下「IFR」という。) に振り替えた金額を表す。RBI回覧通知書に従って、2019年3月31日より、当事業年度中のAFSおよびHFT区分の投資の正味売却益、または当期純利益から義務付けられている利益処分を差し引いた額のいずれか低い方を上回る金額を、IFRの金額が最低でもHFTおよびAFSポートフォリオの2%に達するまでIFRに振り替えることが要求される。
4. ベンチャー・キャピタル・ファンドの投資に関する未実現利益 / (損失) を表す。
5. 満期保有区分の投資の売却に係る利益 (税引後) に対する当行の利益処分及び法定準備金への振替を含む。また、土地及び建物の売却に係る利益 (税引後) に対する利益処分並びに法定準備金への振替も含む。
6. 連結上の資本準備金79.1百万インド・ルピー (2018年3月31日現在：79.1百万インド・ルピー) を含む。
7. 2018年4月20日に額面価額で償還された償還可能非累積型優先株式 (350 RNCPS) (額面10.0百万インド・ルピー) を計上するために、当行が累積利益から振り替えた金額を表す。当行は、2013年会社法で義務づけられているとおり、過年度の利益剰余金からの充当により資本償還準備金を設定した。
8. 当行及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドが実施した建物の再評価に係る利益を表す。
9. 2019年3月31日に終了した事業年度に関する、再評価に係る減価償却費用の増加により、当行の再評価準備金から一般準備金への振替額589.5百万インド・ルピー (2018年3月31日に終了した事業年度：572.4百万インド・ルピー) 及び売却した資産に係る再評価剰余金25.9百万インド・ルピー (2018年3月31日に終了した事業年度：66.2百万インド・ルピー) を表す。
10. スリランカ支店に適用される規制に準拠した、積立金に対する充当を含む。
11. ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの公正価値変動勘定における減少に関する2,209.4百万インド・ルピー (2018年度：316.7百万インド・ルピー) を含む。
12. ICICIバンクUKピーエルシーの「売却可能」区分における投資に関する未実現利益 / (損失) (税引後) (536.3) 百万インド・ルピー (2018年3月31日現在：(530.3) 百万インド・ルピー) を含む。
13. 主に生命保険子会社の失効契約に関連する制限付準備金3.8百万インド・ルピー (2018年3月31日現在：4.4百万インド・ルピー) を含む。
14. ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの減債積立金135.5百万インド・ルピー (2018年3月31日現在：58.1百万インド・ルピー) を含む。

15. 2018年3月31日に終了した事業年度において、当行は非リテール口座の不正に関して、RBIで認められているとおり、準備金と剰余金を通じて5,254.0百万インド・ルピーの引当金を計上した。2019年3月31日において、引当金はすべて損益勘定で認識され、同額の借方残高はRBIで要求されるとおり準備金と剰余金において戻し入れられた。
16. ICICIバンク・カナダによる国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)第9号「金融商品」の適用による影響263.0百万インド・ルピー(5.1百万カナダドルに相当)を含む。注記18.19-「ICICIバンク・カナダによるIFRS第9号の適用」を参照のこと。

## 附属明細書 2A - 少数株主持分

(単位：千インド・ルピー)

少数株主持分期首残高  
 当事業年度中の増加 / (減少)  
 少数株主持分期末残高

3月31日現在

	2019年	2018年
	60,081,860	48,653,128
	5,723,498	11,428,732
	<b>65,805,358</b>	<b>60,081,860</b>

## 附属明細書 3 - 預金

(単位：千インド・ルピー)

A. . 要求払い預金  
     )銀行  
     )その他  
 . 普通預金  
 . 定期預金  
     )銀行  
     )その他  
**預金合計**  
 B. . インド国内の支店の預金  
     . インド国外の支店 / 子会社の預金  
**預金合計**

3月31日現在

	2019年	2018年
	74,141,205	65,794,398
	893,908,957	847,859,874
	2,355,305,786	2,092,910,102
	165,000,950	115,526,501
	3,324,812,463	2,735,870,250
	<b>6,813,169,361</b>	<b>5,857,961,125</b>
	6,447,910,340	5,552,574,768
	365,259,021	305,386,357
	<b>6,813,169,361</b>	<b>5,857,961,125</b>

## 附属明細書 4 - 借入金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
<b>インド国内における借入金</b>		
) インド準備銀行	66,551,500	141,737,000
) その他の銀行	98,446,218	82,624,079
) その他の機関		
a) インド政府	-	-
b) 金融機関	279,488,963	298,463,118
) 以下の形式での借入金		
a) 預金	10,506,425	2,313,944
b) コマーシャル・ペーパー	19,095,340	12,901,469
c) 債券及び社債 (劣後債を除く)	220,533,206	252,991,640
) 申込金 / 債券	-	-
) 資本商品		
a) 革新的永久債 (IPDI) (その他ティア1資本として適格)	101,200,000	94,800,000
b) 債券 / 社債として発行された複合負債性資本商品 (ティア2資本として適格)	33,800,000	84,035,112
c) 償還可能非累積型優先株式 (RNCPS) (2018年4月20日に額面価額で償還可能な、合併時に旧ICICIリミテッド優先株式保有者に対して発行された額面10.0百万インド・ルピーの償還可能非累積型優先株式 350 RNCPS)	-	3,500,000
d) 無担保償還可能社債 / 債券 (ティア2資本に含まれる劣後債)	142,667,140	143,330,107
<b>インド国内における借入金合計</b>	<b>972,288,792</b>	<b>1,116,696,469</b>
<b>インド国外における借入金</b>		
) 資本商品		
無担保償還可能社債 / 債券 (ティア2資本に含まれる劣後債)	15,445,655	9,761,898
) 債券及びノート	443,701,483	437,325,520
) その他の借入金	671,805,278	730,234,379
<b>インド国外における借入金合計</b>	<b>1,130,952,416</b>	<b>1,177,321,797</b>
<b>借入金合計</b>	<b>2,103,241,208</b>	<b>2,294,018,266</b>

1. 上記 及び の担保付借入金は、「担保付借入金及び貸付債務」に分類される借入金、銀行及び金融機関との市場買戻条件付取引(三者間レボを含む)に係る借入金及び流動性調整枠と限界貸出調整枠に基づく取引に係る借入金を除く158,484.7百万インド・ルピー(2018年3月31日現在:167,214.3百万インド・ルピー)である。

## 附属明細書 5 - その他の負債及び引当金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
・ 支払手形	86,191,837	73,070,858
・ 本支店間調整額（純額）	717,556	976,360
・ 未払利息	36,648,114	35,896,541
・ 雑債務	336,952,875	279,328,231
・ 正常資産に対する一般引当金	31,496,087	28,572,331
・ その他（引当金を含む） <sup>1,2,3</sup>	247,394,901	191,723,608
<b>その他の負債及び引当金合計</b>	<b>739,401,370</b>	<b>609,567,929</b>

1. 当行の正常貸付金に対する特定の引当金4,769.0百万インド・ルピー（2018年3月31日現在：7,967.1百万インド・ルピー）を含む。
2. 未払配当税128.3百万インド・ルピー（2018年3月31日現在：381.8百万インド・ルピー）を含む。

## 附属明細書 6 - 現金及びインド準備銀行預け金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
・ 手許現金（外貨建ノートを含む）	89,113,817	82,118,828
・ インド準備銀行当座預金残高	291,548,967	250,607,198
<b>現金及びインド準備銀行預け金合計</b>	<b>380,662,784</b>	<b>332,726,026</b>

## 附属明細書 7 - 銀行預け金及び短期貸付金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
・ インド国内		
) 銀行預け金		
a) 当座預金	4,526,342	3,592,062
b) その他の預金	27,100,732	23,227,230
) 短期貸付金		
a) 銀行	89,457,750	190,613,750
b) その他の機関	25,216,743	5,783,189
<b>合計</b>	<b>146,301,567</b>	<b>223,216,231</b>
・ インド国外		
) 当座預金	162,722,416	200,772,076
) その他の預金	48,959,266	43,495,469
) 短期貸付金	135,262,920	89,781,531
<b>合計</b>	<b>346,944,602</b>	<b>334,049,076</b>
<b>銀行預け金及び短期貸付金合計</b>	<b>493,246,169</b>	<b>557,265,307</b>

## 附属明細書 8 - 投資

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
<b>I. インド国内における投資（引当金控除後）</b>		
) 国債	1,876,580,127	1,803,209,154
) その他の適格有価証券	-	-
) 株式（普通株式及び優先株式を含む） <sup>1</sup>	133,554,527	127,550,060
) 社債及び債券	391,443,021	339,631,755
) 生命保険事業に関連した負債を補填するために保有している資産	1,109,458,136	975,019,684
) その他（コマーシャル・ペーパー、ミューチュアル・ファンド・ユニット、パス・スルー証券、有価証券受領書、譲渡性預金証券及びその他関連投資）	348,419,946	372,350,812
<b>インド国内における投資合計</b>	<b>3,859,455,757</b>	<b>3,617,761,465</b>
<b>. インド国外における投資（引当金控除後）</b>		
) 国債	62,208,341	55,945,624
) その他（普通株式、債券及び譲渡性預金証券）	60,343,455	48,369,683
<b>インド国外における投資合計</b>	<b>122,551,796</b>	<b>104,315,307</b>
<b>投資合計</b>	<b>3,982,007,553</b>	<b>3,722,076,772</b>
<b>A. インド国内における投資</b>		
投資の総価値 <sup>2</sup>	3,888,123,653	3,631,283,280
控除：引当金 / 評価損（益）の合計	28,667,896	13,521,815
<b>正味投資</b>	<b>3,859,455,757</b>	<b>3,617,761,465</b>
<b>B. インド国外における投資</b>		
投資の総価値	124,604,590	111,536,033
控除：引当金 / 評価損（益）の合計	2,052,794	7,220,726
<b>正味投資</b>	<b>122,551,796</b>	<b>104,315,307</b>
<b>投資合計</b>	<b>3,982,077,553</b>	<b>3,722,076,772</b>

1. 関連会社投資の原価7,293.5百万インド・ルピー（2018年3月31日現在：4,981.0百万インド・ルピー）、関連会社の連結に係るのれん163.1百万インド・ルピー（2018年3月31日現在：58.1百万インド・ルピー）を含む。

2. 生命保険事業に関連した負債を補填するために保有している投資の評価益110,501.1百万インド・ルピー（2018年3月31日現在：100,750.7百万インド・ルピー）を含む。

## 附属明細書 9 - 貸付金（引当金控除後）

(単位：千インド・ルピー)

	3月31日現在	
	2019年	2018年
A.		
) 買入及び割引手形 <sup>1</sup>	367,577,735	298,198,152
) 当座貸し、当座貸越及び要求払い貸付金	1,471,378,348	1,312,537,092
) ターム・ローン	4,630,660,730	4,057,806,954
<b>貸付金合計</b>	<b>6,469,616,813</b>	<b>5,668,542,198</b>
B.		
) 有形固定資産による担保付（帳簿上の債務に対する貸付金を含む）	4,640,335,848	4,224,797,621
) 銀行／政府による保証付	116,401,740	83,969,085
) 無担保	1,712,879,225	1,359,775,492
<b>貸付金合計</b>	<b>6,469,616,813</b>	<b>5,668,542,198</b>
C. I.		
) インド国内における貸付金		
) 優先部門	1,696,365,965	929,701,682
) 公共部門	146,431,801	197,704,530
) 銀行	3,253,967	777,335
) その他	3,526,902,944	3,449,858,940
<b>インド国内における貸付金合計</b>	<b>5,372,954,677</b>	<b>4,578,042,487</b>
) インド国外における貸付金		
) 銀行貸付金	22,387,781	19,294,596
) その他への預け金		
a) 買入及び割引手形	166,989,637	103,993,215
b) シンジケート・ローン及びターム・ローン	558,394,839	626,140,089
c) その他	348,889,879	341,071,811
<b>インド国外における貸付金合計</b>	<b>1,096,662,136</b>	<b>1,090,499,711</b>
<b>貸付金合計</b>	<b>6,469,616,813</b>	<b>5,668,542,198</b>

1. 再割引手形ゼロ（2018年3月31日現在：ゼロ）控除後。

## 附属明細書10 - 固定資産

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
<b>・ 建物</b>		
<b>総残高</b>		
前年の3月31日現在の取得原価	89,546,213	88,093,455
当事業年度中の増加 <sup>1</sup>	2,896,928	3,498,313
当事業年度中の減少	(801,842)	(2,045,555)
<b>期末残高</b>	<b>91,641,299</b>	<b>89,546,213</b>
控除：3月31日までの減価償却 <sup>2</sup>	(18,131,632)	(16,523,586)
<b>正味残高<sup>3</sup></b>	<b>73,509,667</b>	<b>73,022,627</b>
<b>・ その他固定資産（器具及び備品を含む）</b>		
<b>総残高</b>		
前年の3月31日現在の取得原価	71,014,065	63,839,400
当事業年度中の増加	9,171,004	8,946,032
当事業年度中の減少	(7,222,207)	(1,771,367)
<b>期末残高</b>	<b>72,962,862</b>	<b>71,014,065</b>
控除：3月31日までの減価償却 <sup>4</sup>	(52,282,900)	(51,801,248)
<b>正味残高</b>	<b>20,679,962</b>	<b>19,217,817</b>
<b>・ リースにより提供された資産</b>		
<b>総残高</b>		
前年の3月31日現在の取得原価	16,714,629	16,904,628
当事業年度中の増加	-	-
当事業年度中の減少	-	(189,999)
<b>期末残高</b>	<b>16,714,629</b>	<b>16,714,629</b>
控除：3月31日までの減価償却、リース調整累計額及び引当金 <sup>5</sup>	(14,300,031)	(14,300,020)
<b>正味残高</b>	<b>2,414,598</b>	<b>2,414,609</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>96,604,227</b>	<b>94,650,053</b>

1. 当行及び住宅金融子会社を実施した再評価による1,039.0百万インド・ルピー（2018年3月31日現在：263.9百万インド・ルピー）の再評価益を含む。
2. 2019年3月31日に終了した年度の減価償却費用2,096.6百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：2,003.5百万インド・ルピー）を含む。ここには、2019年3月31日に終了した年度における再評価による減価償却費用589.5百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：576.8百万インド・ルピー）を含んでいる。
3. 当行の売却目的保有資産22.2百万インド・ルピー（2018年3月31日現在：37.4百万インド・ルピー）を含む。
4. 2019年3月31日に終了した年度の減価償却費用7,361.8百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：7,217.9百万インド・ルピー）を含む。
5. 2019年3月31日に終了した年度の減価償却費用/リース調整/引当金の金額は僅少である（2018年3月31日に終了した年度：金額は僅少）。

## 附属明細書11 - その他の資産

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
I. 本支店間調整額（正味）	-	-
・ 未払利息	98,043,710	89,296,089
・ 前払税金 / 源泉徴収税（正味）	101,872,667	66,655,117
・ 事務用品及び印紙	66,696	130,676
・ 抵当権実行を目的として取得した非銀行資産 <sup>1,2</sup>	10,040,166	19,748,594
・ 固定資産に関する貸付金	2,219,891	1,892,601
・ 預金	17,221,877	18,025,278
・ 繰延税金資産（正味）（附属明細書18.10参照）	109,372,947	78,182,968
・ 農業基盤開発基金への預託金	292,545,621	269,249,912
・ その他 <sup>3,4</sup>	324,417,786	324,368,811
<b>その他の資産合計</b>	<b>965,801,361</b>	<b>867,550,046</b>

- 2019年3月31日に終了した年度において、当行は、デット・アセット・スワップ取引に基づく抵当権実行により取得した資産はなかった（2018年3月31日に終了した年度：952.6百万インド・ルピー）。2019年3月31日に終了した年度に売却された資産はなかった（2018年3月31日に終了した年度：279.1百万インド・ルピー）。
- 当行が保有する引当金22,147.3百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：13,148.2百万インド・ルピー）控除後の残高を表す。
- 2018年3月31日に終了した年度には、2018年3月31日に終了した年度に売却された不良債権に係る3,988.7百万インド・ルピーの受取債権（2018年4月2日に当行によって受領された）を含む。
- 連結上ののれん1,097.0百万インド・ルピー（2018年3月31日現在：1,117.5百万インド・ルピー）を含む。

## 附属明細書12 - 偶発債務

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
I. 負債として認められていない当グループに対する支払請求	65,029,948	72,343,905
・ 一部支払済み投資に関する債務	12,455	12,455
・ 未履行為替予約による債務 <sup>1</sup>	4,889,593,918	4,461,284,115
・ 構成要素別保証		
a) インド国内	851,493,764	746,315,695
b) インド国外	218,124,554	207,158,854
・ 支払承諾、裏書及びその他の債務	433,839,126	409,964,977
・ 通貨スワップ <sup>1</sup>	426,896,157	417,771,418
・ 金利スワップ、通貨オプション及び金利先物 <sup>1</sup>	19,125,634,207	12,456,227,130
・ 当グループが偶発的に債務を負っているその他の項目	110,095,249	139,279,734
<b>偶発債務合計</b>	<b>26,120,719,378</b>	<b>18,910,358,283</b>

- 想定元本を表す。
- 従業員準備基金（「EPF」）法に基づく準備基金への拠出計算において考慮すべき給与体系に関して、2019年2月28日付で高等裁判所(SC)による判決があった。この判決については適用日を含み解釈の余地がある。当行は、本件に関して今後の進展がある場合には、引き続き財務諸表への影響を評価する。

## 附属明細書13 - 受取利息

(単位：千インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
I. 貸付金 / 手形に係る利息 / 割引	508,848,307	432,528,240	420,803,718
・ 投資収益	181,022,872	161,256,201	154,560,724
・ インド準備銀行預け金及びその他の銀行間資金に係る利息	9,271,072	8,104,078	6,230,029
・ その他 <sup>1,2</sup>	20,674,289	19,734,986	27,805,331
<b>受取利息合計</b>	<b>719,316,540</b>	<b>621,623,505</b>	<b>609,399,802</b>

1. 法人所得税の還付金に係る利息4,904.1百万インド・ルピー（2018年3月31日：2,802.2百万インド・ルピー、2017年3月31日：4,544.1百万インド・ルピー）を含む。
2. 非トレーディング金利スワップ及び為替スワップに係る利息及びプレミアム償却額を含む。

## 附属明細書14 - その他の収益

(単位：千インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
I. 手数料、為替及び取引手数料	126,056,742	112,628,543	96,343,758
・ 投資の売却利益 / (損失) (正味) <sup>1</sup>	24,897,889	72,499,841	103,025,387
・ 投資の再評価に係る利益 / (損失) (正味)	1,079,594	(4,429,497)	(3,809,897)
・ 土地、建物及びその他の資産の売却利益 / (損失) (正味) <sup>2</sup>	(22,012)	29,027	(14,230)
・ 外国為替取引 / デリバティブ取引に係る利益 / (損失) (正味) <sup>3</sup>	17,837,857	15,856,263	15,150,619
・ 保険事業からの保険料収益及びその他の営業収益	420,938,652	369,369,032	312,027,717
・ 雑収益 (リース収益を含む) <sup>4</sup>	2,459,731	2,114,301	1,853,151
<b>その他の収益合計</b>	<b>593,248,453</b>	<b>568,067,510</b>	<b>524,576,505</b>

1. 2019年3月31日に終了した事業年度は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの取引所での売出しによる、子会社に対する持分投資の一部売却に係る利益が含まれる（2018年3月31日に終了した事業年度：ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの新規株式公開（IPO）を通じた子会社に対する持分投資の一部売却に係る利益を含む。）（2017年3月31日に終了した年度：ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドのIPOによる、子会社に対する持分投資の一部売却に係る利益を含む。）附属明細書18.14「子会社株式の売却」を参照のこと。
2. リースに供された資産の売却に係る利益 / (損失) を含む。
3. 関連会社からの利益 / (損失) 持分803.2百万インド・ルピー（2018年3月31日：515.2百万インド・ルピー、2017年3月31日：(41.9)百万インド・ルピー）を含む。

## 附属明細書15 - 支払利息

(単位：千インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
・ 預金利息	269,951,782	237,396,889	232,626,495
・ インド準備銀行 / 銀行間借入金に係る利息	24,717,716	15,506,754	15,194,760
・ その他 (旧ICICIリミテッドの借入金に係る利息を含む)	97,105,916	89,716,825	100,537,073
<b>支払利息合計</b>	<b>391,775,414</b>	<b>342,620,468</b>	<b>348,358,328</b>

## 附属明細書16 - 営業費用

(単位：千インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
・ 従業員に関する支払額及び引当金	94,252,552	83,335,270	78,932,552
・ 賃借料、税金及び電気料 <sup>1</sup>	14,347,677	13,090,545	14,051,579
・ 印刷費及び事務用品	2,392,372	2,077,493	2,009,142
・ 広告宣伝費	23,542,134	12,479,424	9,109,658
・ 固定資産に関する減価償却費	9,458,399	9,221,415	9,116,381
・ リース資産に関する減価償却（リース均等化を含む）	13	12	12
・ 取締役報酬、引当金及び費用	117,683	90,476	95,468
・ 監査報酬及び費用	294,854	258,748	251,492
・ 法務費用	2,120,159	1,604,643	1,535,687
・ 郵便料金、電報料金、電話料金等	5,601,896	5,207,606	4,603,585
XI. 修繕費及び保守点検費	17,785,647	17,203,371	13,404,090
X . 保険料	5,898,349	5,031,155	3,901,930
X . 直接販売代理店費用	19,569,165	17,714,553	13,549,279
X . 保険事業に関する支払保険金及び給付金	77,540,597	65,636,309	57,922,567
X . 保険事業に関するその他の費用 <sup>2</sup>	314,145,809	270,737,611	219,059,330
X . その他の支出 <sup>3</sup>	55,521,494	53,867,661	54,156,953
<b>営業費用合計</b>	<b>642,588,800</b>	<b>557,556,292</b>	<b>481,699,705</b>

1. リース料11,425.5百万インド・ルピー（2018年3月31日：10,990.8百万インド・ルピー、2017年3月31日：9,810.1百万インド・ルピー）を含む。
2. 手数料費用及び責任準備金に係る引当金（ユニットリンク保険契約における保険料の投資可能部分を含む。）を含む。
3. 2019年3月31日に終了した事業年度において、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドのスキームによる一部の投資（以下、「スキーム」という。）に関するインド証券取引委員会（以下「SEBI」という。）の指示に準拠して、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「IPAMC」という。）は、1,094.5百万インド・ルピーを当該スキーム及びその投資家に支払った。さらに、IPAMCは本件訴訟に関してSEBIと和解し、9.0百万インド・ルピーを和解条件に従い支払った。

## 連結決算書の一部を構成する附属明細書 附属明細書17 - 重要な会計方針

### 概要

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド並びにその子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社（以下総称して「当グループ」という。）は、多角化した金融サービス・グループであり、コマーシャル・バンキング、リテール・バンキング、プロジェクト及びコーポレート・ファイナンス、運転資金供与、保険、ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ、投資銀行、仲介及びトレジャリー商品並びにサービスを含むさまざまな銀行・金融サービスを提供している。

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド（以下「当行」という。）はインドのバドダラに設立され、1949年銀行規制法で規制されている公開された銀行である。

### 連結原則

連結財務諸表は、ICICIバンク、子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーの財務情報を含んでいる。

当行が、議決権の50.00%超を直接もしくは子会社及びその他の連結事業体を通じて、間接的に所有するか、又は取締役会／統治組織の構成に対し支配力を行使している事業体は、「連結財務書類」に関するAS第21号の規定に基づいて項目ごとに完全に連結される。当行が重要な影響力を行使することができる事業体への投資は、持分法で会計処理されており、持分損益については連結損益計算書に計上されている。共同支配会社の資産、負債、収益及び費用は、比例連結法を用いて連結されている。この方法では、共同支配会社の資産、負債、収益及び費用のうち当行の持分は、連結財務諸表上に個別項目として報告されている。当行は、重要な影響／支配が一時的なものであると予定される場合、又は資金を親会社／投資会社へ移す能力を損なう厳格な長期的制限に基づき運営されている事業体の場合、当該事業体を連結していない。すべての重要な関係会社間残高及び取引は、連結時に相殺消去されている。

### 作成の基礎

当該連結財務諸表を作成する際に使用される当グループの会計及び報告方針は、インドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「インドGAAP」という。）に準拠しており、またインド準備銀行（以下「RBI」という。）、インド証券取引委員会（以下「SEBI」という。）、インド保険規制開発当局（以下「IRDAI」という。）、国立住宅銀行（以下「NHB」という。）が随時公表するガイドライン、及び2014年会社（会計）規則の規則7と併せて読まれる2013年会社法の133条により通知された会計基準のうち該当するもの、そしてインドにおける銀行業界の一般的慣行にも準拠している。海外子会社の場合には、各海外子会社に適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠する。当グループは、別途記載がない限り、発生主義会計及び取得原価主義に従っている。子会社又はジョイント・ベンチャーが採用している会計方針と当行が採用している会計方針が異なる場合、それぞれの会計方針で開示されている。

連結財務諸表の作成に当たり経営陣は、連結財務諸表日における資産・負債（偶発債務を含む）の報告金額及び報告期間の収益と費用の報告金額に関する見積りと仮定を行うことが求められている。経営陣は当該連結財務諸表の作成に使用された見積りは、慎重に行われた妥当なものであると確信している。実際の結果は、これらの見積りとは異なる可能性がある。これらの見積りによる影響は、変更された期から将来にわたり認識される。

当該連結財務諸表には、当行に加え、以下の会社の業績が含まれる。

番号	会社名	設立国	関連性	業種	所有持分
1	ICICIバンク UK ビーエルシー	英国	子会社	銀行業務	100.00%
2	ICICIバンク・カナダ	カナダ	子会社	銀行業務	100.00%
3	ICICIセキュリティーズ・リミテッド	インド	子会社	証券仲介業務及びマーチャン ト・バンキング業務	79.22%
4	ICICIセキュリティーズ・ホールディングズ・インク <sup>1</sup>	米国	子会社	持株会社	100.00%
5	ICICIセキュリティーズ・インク <sup>1</sup>	米国	子会社	証券仲介業務	100.00%
6	ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド	インド	子会社	証券投資、トレーディング及び引受業務	100.00%
7	ICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	プライベート・エクイティ/ ベンチャー・キャピタル・ ファンド管理	100.00%
8	ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	住宅金融	100.00%
9	ICICIトラスティーシップ・サービズ・リミテッド	インド	子会社	信託サービス	100.00%
10	ICICIインベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	資産管理	100.00%
11	ICICIインターナショナル・リミテッド	モーリシャス	子会社	資産管理	100.00%
12	ICICIブルデンシャル・ペンション・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド <sup>2</sup>	インド	子会社	年金基金管理	100.00%
13	ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	生命保険業務	52.87%
14	ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	損害保険業務	55.87%
15	ICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	資産管理	51.00%
16	ICICIブルデンシャル・トラスト・リミテッド	インド	子会社	信託サービス	50.80%
17	ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンド	インド	AS21号により連結	ベンチャー・キャピタル・ ファンド	100.00%
18	アイ・プロセス・サービズ(インド)プライベート・リミテッド <sup>3</sup>	インド	関連会社	バックエンド業務関連サービス	19.00%
19	NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド <sup>3</sup>	インド	関連会社	銀行、金融及び保険業務の教育訓練	18.79%
20	ICICIマーチャント・サービズ・プライベート・リミテッド <sup>3</sup>	インド	関連会社	加盟店契約及びサービシング業務	19.01%
21	インド・インフラデット・リミテッド <sup>3</sup>	インド	関連会社	インフラの資金調達	42.33%
22	インド・アドバンテージ・ファンド <sup>3</sup>	インド	関連会社	ベンチャー・キャピタル・ ファンド	24.10%
23	インド・アドバンテージ・ファンド <sup>3</sup>	インド	関連会社	ベンチャー・キャピタル・ ファンド	47.14%
24	アルテリア・テクノロジー・プライベート・リミテッド <sup>3</sup>	インド	関連会社	ソフトウェア会社	19.98%

1. ICICIセキュリティーズ・ホールディング・インクは、ICICIセキュリティーズ・リミテッドの完全子会社である。ICICIセキュリティーズ・インクは、ICICIセキュリティーズ・ホールディング・インクの完全子会社である。
2. ICICIブルデンシャル・ペンション・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドはICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの完全子会社である。
3. これらの会社はAS第23号「連結財務諸表における関連会社に対する投資の会計処理」に基づき持分法に従って会計処理されている。

投資が一時的なものであるため、コム・トレード・サービズ・リミテッドのAS第21号による連結は行われていない。当行が普通株式の26.39%の持分を保有するファルコン・タイアス・リミテッドは、投資が一時的なものであるため、AS第23号による持分法で会計処理されていない。

## 重要な会計方針

### 1. 外貨取引

当グループの連結財務諸表は、インドの通貨であるインド・ルピーで報告されている。国内事業の外貨建て収益及び費用は、取引日の為替レートで換算されている。統合海外事業（駐在員事務所）の収益及び費用は、日々の最終為替レートで換算され、非統合海外事業（海外支店、オフショア銀行ユニット、海外子会社）の収益及び費用は、四半期平均最終為替レートで換算される。

国内事業及び統合海外事業の外貨建て貨幣性資産及び負債は、インド外国為替業協会（以下「FEDAI」という。）により通知される貸借対照表日の最終為替レートで換算され、換算差損益は損益勘定に含められる。

非統合海外事業の外貨建て貨幣性資産及び負債並びに非貨幣性資産及び負債は、FEDAIにより通知される貸借対照表日の最終為替レートで換算され、換算差損益は、非統合海外事業への純投資が処分されるまで、外貨換算準備金に累計される。RBIガイドラインに準拠して、当行は海外事業からの利益剰余金累計額の回収に関連する当該換算差額の累計額 / 比例額を損益として認識していない。

取引の決済日に必要な、又は利用可能な報告通貨の金額を確定するために締結された国内事業における為替予約契約から生じるプレミアム又はディスカウントは契約期間にわたり償却される。その他の為替予約契約はすべて、特定の期限に関してFEDAIから通知される為替レートに基づき再評価され、期限の間に期日の到来する契約に関しては直線補間レートで再評価される。期限がより長期にわたり、為替レートがFEDAIにより通知されない契約は、各通貨のスワップ・カーブが示す先物為替レートに基づき再評価される。換算差損益は、損益勘定に認識される。

外貨建ての保証、裏書及びその他の債務による偶発債務は、FEDAIから通知された貸借対照表日の為替レートの終値を用いて開示されている。

### 2. 収益認識

- a) 受取利息は発生主義で損益計算書に認識される。ただし、不良資産（以下「NPA」という。）については、RBI / NHB / その他適用されるガイドラインの収益認識及び資産区分基準に従って実現時に認識される。
- b) ファイナンス・リースからの収益は、当初リース期間にわたり、そのリースの正味投資残高に対して計算上の金利を適用することによって計算される。
- c) 割引金融商品に関する収益は、その商品の有効期間にわたって認識される。
- d) 配当収益は、配当を受取る権利が確立したときに発生主義で会計処理される。
- e) 貸付金処理手数料は支払期日が到来した時点で会計処理される。ただし、海外銀行子会社の場合、貸付期間にわたって償却される。
- f) プロジェクト評価 / 構築手数料は合意されたサービスの完了時に会計処理される。
- g) アレンジャー手数料はアレンジメント / シンジケーションの大部分が完了した時に収益として会計処理される。
- h) 発行した保証に係る受取手数料は保証期間にわたって定額法で償却される。
- i) ファンド管理及びポートフォリオ管理手数料は発生主義で認識される。
- j) クレジットカード及びデビット・カードに係る年間 / 更新手数料は1年間にわたって定額法で償却される。
- k) その他の手数料はすべて、支払期日が到来した時点で会計処理される。
- l) 当行は委託により金地金関連業務を行っている。顧客から回収した金額と原価との差額は、顧客に販売した時点で会計処理される。当行はまた、金地金の貸借業務にも従事しており、支払利息 / 受取利息は発生主義で会計処理される。
- m) 優先部門貸付証書（以下「PSLC」という。）に関する支払手数料 / 受取手数料は、証書期間にわたって定額法で償却される。
- n) 有価証券の仲介業務による収益は、取引日において収益として認識される。公募債又はその他の有価証券の発行に関する仲介収益は、流通度合及び顧客との契約条件に基づいて認識される。
- o) 非リンク型生命保険料は、契約者との契約期日が到来した時点で収益として認識される。ユニットリンク保険契約の保険料は、関連ユニットが作成される際に認識される。失効契約に関する保険料は、当該契約が復活した場合に収益として認識される。ユニットリンク保険契約者が支払う追加保険料は、一時払い保険料とみなされ、関連ユニットが作成される際に収益認識される。ファンド管理費用、保険契約管理費、死差損及びその他の費用を含むユニットリンク保険契約からの収益は、その保険契約の約款に従って関連ファンドから回収され、期日が到来した時点で認識される。

- p) 損害保険業務（2018年9月1日以降に販売された、新車及び新二輪車に係る長期（期間が1年超）の自動車保険契約を除く）の場合、保険料（再保険の引受を含む（物品及びサービス税控除後））は、リスクが開始した保険契約期間について、完全な情報を受領した時に計上される。作物保険の場合、保険料は、情報の受領により漸次実施される経営者の見積りに基づいて会計処理される。分割払いの保険料は、支払の期日が到来した時点で計上される。復活保険料収入は、当該保険料が回収された時点で計上される。復活保険料及び再保険の受入を含む保険料は、1/365法に基づきそのリスク期間又は保険契約期間のいずれか適切な期間にわたって、総額で収益として認識される。以後の保険料の変更に關しては、適用されるリスク期間又は保険契約期間の残存期間にわたって認識される。
- 2018年9月1日以降に販売された新車及び新二輪車に係る長期の自動車保険契約の場合、第三者損害賠償責任保険に係る受取保険料（物品及びサービス税控除後）は、 $1/n$ 法（「n」は契約年数を示す）に基づきリスクが開始した保険契約期間にわたり均等に認識される。また自身の損害補償に係る受取保険料は、情報の完全受領に基づきIRDAIに提出された商品のパラメータに準拠して契約開始時に算定した年間保険料の配分により計上される。復活保険料は、保険料を回収した時点において計上される。年度に配分された保険料は1/365法に基づいて稼得した収益として総額で認識される。復活保険料は当初の保険料を同様の基準で契約期間に配分される。以後の保険料の変更の場合は、当初の保険料を契約期間で均等計上したものと同様の基準で認識される。解約による保険料収入の調整は解約された期に認識される。作物保険の補償対象の修正による保険料収入の調整は、受領した情報が対象政府/認証機関により確認された期に認識される。出再業務に関する手数料は、リスクが出再された期間に収益として認識される。出再された再保険の手数料は、リスクが出再された期の収益に認識される。再保険契約に基づく利益配分は、該当する場合は再保険者により確認された最終利益確定年度に収益として認識され、出再再保険手数料と合算される。
- q) 生命保険業務の場合、出再に関する保険料は再保険会社との契約条件に従って会計処理される。出再再保険手数料による収益は、出再保険料と相殺される。
- r) 損害保険業務（2018年9月1日以降に販売された新車及び新二輪車の長期自動車保険を除く）の場合、リスクの出再による保険料は、再保険者との再保険契約に基づく保険料と併せて同時に認識される。2018年9月1日以降に販売された新車及び新二輪車の長期自動車保険の場合、再保険料は、再保険者との再保険契約に基づく保険料の認識と同時に当該年度に配分された保険料により認識される。以後の出再保険料の変更は、変更のあった期の保険料に認識される。解約により生じた再保険料の調整は、見直しが行われた期に認識される。契約の解約によって生じる再保険料への調整は、契約が解約された期に認識される。作物保険の補償対象の修正による保険料収入の調整は、関連する保険料収入と併せて認識される。
- s) 損害保険業務の場合、保険料欠損金は、予想保険金請求額及び関連費用並びに維持費用の合計額が責任準備金を上回った時に認識され、セグメント別収益勘定レベルで算出される。予測保険金請求額は、アポイントド・アクチュアリーによって計算され、正式に認定される。

### 3. 株式報酬

下記の当グループの企業は従業員に対してストック・オプションを付与している。

- ・ アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド
- ・ ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- ・ ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- ・ ICICIセキュリティーズ・リミテッド

当行の従業員ストック・オプション制度（以下「制度」という。）は当行及びその子会社の常勤取締役及び従業員に当行の普通株式のオプションを付与している。この制度により従業員は段階的に権利が確定する当行の普通株式を取得するオプションを付与されている。このオプションは特定期間内に行使することができる。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIセキュリティーズ・リミテッドも従業員に対して各社の普通株式の付与に関する同様のストック・オプション制度を設定している。

当グループは、海外銀行子会社を除き、本源的価値法を用いて従業員株式報酬制度の会計処理を行っている。報酬費用は、対象株式の公正市場価格が付与日の行使価格を超過した金額として測定され、権利確定期間にわたって償却される。公正市場価格とは、当行、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの株式が上場されている証券取引所における、オプション付与日の前日の終値であり、通常オプションの付与が承認された統治委員会、報酬及び指名委員会又はその他の関連委員会会議の開催日である。株式が複数の取引所に上場されている場合、該当日において取引高が最も大きかった取引所の終値が使用される。銀行子会社、すなわちICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダは、二項モデルに基づく公正価値法を用いて、ICICIバンクが従業員に付与したオプションの費用を会計処理している。

#### 4. 法人所得税

法人所得税費用は、当グループにより発生した当期税金及び繰延税金費用の合計金額である。当期税金費用及び繰延税金費用は、それぞれ1961年法人税法の規定及び会計基準第22号「法人所得税の会計処理」に従って決定される。繰延税金調整は、当事業年度中の繰延税金資産又は負債の変動によるものである。

繰延税金資産及び負債は、課税所得と会計上の当期利益の間の一時差異及び繰越欠損金の影響を考慮して認識される。繰延税金資産及び負債は、貸借対照表日において有効な、あるいは実質的に有効な税率及び税法を用いて測定される。繰延税金資産及び負債の変動による影響は、損益勘定に認識される。

繰延税金資産は合理的な実現可能性に関する経営陣の判断に基づいて各報告日に認識・再評価される。ただし、国内会社で税法に基づく有税償却又は繰越欠損金がある場合、繰延税金資産はかかる資産の実現が実質的に確実である場合にのみ認識される。

連結財務諸表における繰延税金資産及び負債は、個別の会社レベルで算出されたものを連結報告目的で合算している。

最低代替税（以下「MAT」という。）税額控除は、当グループが所定の期間中（すなわち1961年の法人税法の規定に従ってMAT税額控除の繰越が認められる期間）に法人所得税を支払うことを示す証憑が存在する範囲について、資産が認識される。ICAIが公表したガイダンスに含まれている勧告に従って、MAT税額控除は、所定の法人所得税に対する相殺が可能となる年度に資産として認識されることとなる。当グループは、各貸借対照表日にMAT税額控除の適格性について見直し、所定の期間内に当グループが所定の法人所得税を支払うことを示す証憑不在の範囲について帳簿価額を評価減する。

## 5. 支払保険金及び給付金

損害保険業務における既発生の損害は、支払保険金、報告済みの損害に対する未払保険金の見積債務、並びに既発生未報告（以下「IBNR」という。）及び発生しているが十分に報告されていない保険金請求（以下「IBNER」という。）に対する保険金の見積債務で構成されている。さらに、既発生の損害には、調査・法務費用などの特定の損害査定費用及びその他の直接費用も含まれる。保険金（再保険会社／共同保険会社から受領する金額を控除後）は、経営者の見積又は調査会社／保険契約者による見積りに基づき、損害の通告日に各収益勘定に認識される。貸借対照表日現在の未払保険金に対する見積債務は、実現が確実な範囲で、共同保険会社／再保険会社から回収する又は支払う保険金及び残存財物を控除後の金額が計上される。保有する残存財物は、独立鑑定士の報告書に基づく見積正味実現可能価額で認識される。未払保険金に対する見積債務は、当行が過去の実績／保険数理上の評価に基づき各請求に対して最終的に支払われる可能性のある金額として決定する。これらの見積りは、追加情報が入手されるたびに随時再検証される。IBNR保険金は、当該会計期間中に発生している可能性はあるが報告又は請求されていない保険金額を表す。また、IBNER保険金に関する準備金には、IBNER保険金に関して必要な準備金も含まれる。IBNR保険金／IBNER保険金に対する見積債務は、当行のアポイントド・アクチュアリーによる保険数理上の見積りに基づいている。

生命保険業務の場合、支払給付金は契約給付金と保険金査定費用（発生時のみ）から成る。死亡及び付帯する保険金は通告受領時に会計処理される。生存給付金及び満期保険金は期日到来時に会計処理される。リンクのない保険契約に基づく引出し及び解約は、通告受領時に会計処理される。保険金査定費用、法務及びその他の手数料もまた該当する場合には、保険金請求額の一部を構成する。未収再保険金は、保険金請求が開始された期間に会計処理される。否認された請求及び司法当局で係争中のその他の請求は、経営陣が適切と考える慎重な基準で計上されている。

## 6. 有効な生命保険契約に関する債務

生命保険業務の場合、有効な生命保険契約に関する債務は、認められた数理慣行、1938年保険業法（2015年保険諸法（改定）法により修正）の要件、インド保険規制開発当局が公表した規定、及びインド数理協会の数理慣行基準に従って算出される。否認された保険金及び裁判所で係争中のその他の保険金請求は、経営陣が適切と考える保守的な基準で計上されている。

## 7. 責任準備金

責任準備金は出再再保険控除後の金額で認識され、将来の会計年度に帰属し、将来の会計年度に配分される引受保険料を表す。火災、海上、貨物及びその他の業務に関しては、船体保険契約を除き、責任準備金は日次で比例按分計算される。船体保険契約の場合は、貸借対照表日現在に満了となっていないすべての保険契約にかかる正味引受保険料の100.00%で計算される。

## 8. 保険数理法及び評価

生命保険業務の場合、有配当契約及び無配当契約の両方について、総額保険料法を用いて数理上の債務が計算され、計算には金利、死亡率、疾病率、費用及びインフレに関する推定、並びに有配当契約の場合には税金引当金及び株主に対する利益配分並びに将来支払う配当金に関する推定が用いられる。これらの推定は、評価日現在における慎重な見積りとして不利な変動に関する許容差を考慮して決定されている。

ユニットリンク保険契約及び付帯する特約の非ユニット債務の未経過リスク部分の負債は、割引キャッシュ・フローを用いて計算された債務及び未経過保険料準備金のいずれか高い方である。

ユニットリンク保険契約のユニット債務は、評価日現在の純資産価値（以下「NAV」という。）を用いて、保険契約者に帰属するユニット残高の価値として取り扱われている。

一年更新型団体定期保険に対して責任準備金及び既発生未報告準備金が積み立てられる。

当該債務を評価する際に使用する金利は、年率4.44%から6.48%（前年度 - 年率4.66%から6.13%）である。

保証について使用した死亡率は、公表されている「インド保証生命死亡率表（2006年 - 2008年）」の死亡率表及び年金について使用した死亡率はL.I.C.表（96年-98年）に基づいており、実績を反映して調整されている。一方、使用した疾病率は実績を反映して調整されたCIBT表93年又は再保険会社によって提供されたリスク率に基づくものである。

更新費用については、現在の水準で費用を引き当てており、将来の改善を考慮していないが、予想される悪化は考慮されている。標準保険契約一件あたりの更新費用は4.19%（前年度 - 4.38%）で上昇すると推定されている。

## 9. 生命保険業務の獲得費用

獲得費用は、主に保険契約の獲得に関連しており、保険契約によって変動する費用であり、発生した期間に費用計上される。

## 10. 従業員給付

### 退職金

当グループは、最低規定期間を継続勤務した後に退職又は辞職する従業員に対して退職金（確定給付制度）を支払っている。ただし、海外所在地の従業員の場合は現地の現行規則に従って支払っている。当グループは、信託の自己勘定又は保険会社を通じて基金を管理する信託への拠出を行っている。

当期中に発生した保険数理上の損益は、損益計算書に認識されている。

退職金債務の保険数理上の評価は、当グループが任命した保険数理士によって決定されている。退職金債務の保険数理上の評価は、予測単位積増方式による利率、昇給率、死亡率及び社員の離職率といった一定の仮定に基づいて決定されている。

### 退職基金及び国民年金制度

当行は、特定の従業員の基本給合計の15.0%を生命保険会社が管理運営する退職基金（確定拠出制度）に拠出している。さらに、当行は、特定の従業員の基本給合計の10.0%を、確定拠出制度であり、年金基金管理会社が運営する国民年金制度（以下「NPS」という。）に拠出している。当行はまた、従業員に対してこうした拠出に代わる金額を在職中の月給と一緒に受領するオプションを付与している。

当期中に退職基金及びNPS又は従業員に当行が拠出/支払った金額は、損益計算書に認識されている。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー及びICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カンパニーは適格従業員に対して支払う基本給の割合に基づき勤続期間に応じて退職債務を計上している。

### 年金

当行は旧マドラ銀行、旧サングリ・バンク及び旧バンク・オブ・ラジャスタンの適格従業員を対象とする年金制度（確定給付制度）を有している。当行は、信託の自己勘定又は保険会社を通じて基金を管理する信託への拠出を行っている。当制度により、これらの従業員は各自の退職時における当行での勤続年数及び適用される給与に基づく年金（物価上昇手当を含む）を毎月受け取る。

年金債務の保険数理上の評価は、当行が任命した保険数理士によって決定される。年金債務の保険数理上の評価は、予測単位積増方式による利率、昇給率、死亡率及び社員の離職率といった一定の仮定に基づいて計算されている。

当期中に発生した保険数理上の損益は、損益計算書に認識されている。

当該年金制度の対象となる従業員は、準備基金制度の給付を受ける資格はない。

### 準備基金

当グループは、従業員に対する退職給付の一部として、準備基金（確定給付制度）を維持することが法令によって義務付けられている。各従業員は、自己の基本給の特定の割合を基金に拠出し、当グループは適格従業員分について同額を基金に拠出する。当グループは、1952年従業員準備基金及び関連諸法の要件に従い、地域準備基金理事が管理する従業員年金制度へ拠出を行うが、拠出残高は受託会社が管理する基金へ振替えられる。基金は、インド政府が定める規則に従って投資される。

準備基金残高に係る金利保証に関する保険数理上の評価は、当グループが任命した保険数理士によって決定される。

当期中に発生した保険数理上の損益は、損益計算書に認識されている。

当行の海外支店及びその適格従業員は、現地の規制当局のガイドラインに従って、各国の制度に対して給与の特定の割合を拠出している。海外支店による拠出は、拠出時に損益勘定に認識されている。

### 有給休暇

当グループは独立した保険数理士による数理上の評価に基づき有給休暇を算定している。

## 11. 引当金、偶発債務及び偶発資産

当グループは、連結財務諸表の作成日までに入手可能な情報に基づいて、偶発的事象により発生する可能性のある損失を見積っている。会社の現在の債務が過去の事象の結果として生じたものであり、当該債務を清算するために資源の流出が生じる可能性が高く、またその金額について信頼性をもって見積ることが可能な場合に、引当金が認識される。引当金は、貸借対照表日において債務を清算するための必要額に対する経営陣の見積りに基づき、類似取引の経験を考慮して決定される。これらは各貸借対照表日において見直され、現在の経営陣の見積りを反映するために調整される。入手可能な情報により偶発損失が生じる可能性があるものの損失金額を合理的に見積ることができない場合、連結財務諸表上に開示される。損失の可能性が僅かである場合、引当金の計上も、連結財務諸表への開示も行われず。当グループは偶発資産を計上又は開示しない。

当行は、独立した保険数理士を雇い保険数理法を用いて顧客ロイヤルティ謝礼ポイントの使用可能性を見積っており、これら謝礼ポイント引当金を計上している。保険数理上の評価は、死亡率、割引率、解約率及び使用率等の仮定を基に行われる。

## 12. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、手許資金、RBI預け金、その他銀行預け金及び短期貸付金が含まれる。

## 13. 投資

）当行の投資は、投資の分類及び評価に関する既存のRBIガイドラインに従って、以下のとおり会計処理されている。

- a) すべての投資は「満期保有」、「売却可能」及び「売買目的保有」に分類される。いずれの категорияにおける再分類についても、RBIガイドラインに従って会計処理される。各分類の中で、投資はさらに (a) 国債、(b) その他の適格有価証券、(c) 株式、(d) 債券及び社債、並びに (e) その他に分類されている。
- b) 「満期保有」有価証券は、取得原価、又はプレミアム付きで取得した場合には償却原価で計上される。固定利付の取得有価証券については、額面を超えるプレミアムは満期までの残存期間にわたり利回りが常に一定となるように、変動利付の取得有価証券については、定額法により、それぞれ償却される。
- c) 「売却可能」及び「売買目的保有」有価証券は、RBIガイドラインに従って定期的に評価される。「売却可能」に分類された固定利付及び変動利付国債に対する投資の額面価額を超えるプレミアムは、固定利付の場合は満期までの残存期間にわたり利回りが常に一定となるように償却され、変動利付の場合については定額法によりそれぞれ償却される。上場投資は、公認証券取引所の終値、又はインド・プライマリー・ディーラー協会（以下「PDAI」という。）と債券・短期金利・デリバティブ協会（以下「FIMMDA」という。）/フィナンシャル・ベンチマーク・インド・プライベート・リミテッド（以下「FBIL」という。）が公表する価格を基準に定期的に評価される。法定流動性比率（以下「SLR」という。）証券の性質を有する「売却可能」及び「売買目的保有」カテゴリーに含まれる相場のない国債の市場価値/公正価値は、FIMMDA/FBILが発表したレートに従っている。パス・スルー証書等、その他の相場のない固定利付証券が、最終利回り（以下「YTM」という。）レートに連動している場合は、FIMMDAが発表した国債のYTMレートにマークアップ（関連する信用リスクを反映したもの）を加味して評価される。ソブリン外国証券及び非INRインド・リンク債は、ソブリン規制当局又は相手方により公表された価格に基づいて評価される。非上場株式は、RBIガイドラインに従い、最新の貸借対照表が入手可能な場合は解散価値で評価され、それ以外は1インド・ルピーで評価される。有価証券は証券の種類ごとに評価される。貸付金残高の転換により取得したものを除いた有価証券は、カテゴリーごとに減価/増価が合計される。各投資区分に基づく、カテゴリーごとの未実現の純増価は考慮されないが、純減価については計上される。貸付金残高の転換により取得した有価証券に係る減価については全額計上される。不良投資はRBIガイドラインに基づき特定される。
- d) 割引かかれている商品である短期国債、コマーシャル・ペーパー、及び譲渡性預金証書は帳簿原価で評価される。
- e) ミューチュアル・ファンド・ユニットは、当該ミューチュアル・ファンドが公表した最新の買戻価格/純資産価値で評価される。
- f) 投資に関して取得時に支払われた仲介料及び手数料は、損益勘定に費用計上される。投資原価は先入先出法（FIFO）に基づき計算される。
- g) 「満期保有」カテゴリーの投資の売却による損益は、損益勘定に認識され、その後、利益は税金及び法定準備金積立額を控除後の金額で資本準備金に計上される。「売却可能」及び「売買目的保有」カテゴリーの投資の売却損益は損益計算書に認識される。
- h) 市場買戻、売却及び流動性調整枠（以下「LAF」という。）のもとでRBIと行った取引は、既存のRBIガイドラインに従ってそれぞれ貸借取引として会計処理される。
- i) 負債証券に係る経過期間の利息（前回の利払日から、金融商品の購入日/売却日までの利息額）は収益項目として取り扱われている。

- j) 各報告期間終了時に、資産再構築会社が発行した有価証券受領証は、RBIがその時々で規定した、当該商品に適用されるガイドラインに従って評価される。したがって、資産再構築会社が発行した有価証券受領証によるキャッシュ・フローが関連するスキームにおいて、商品に対して割り当てられた金融資産の実現した部分に限られる場合には、当行は資産再構築会社からその時々で取得した純資産価値をそれらの投資の各報告期間末時点の評価に含めている。整理期間の終了時に、発行済み未償還の有価証券受領証は、破綻資産として取り扱われ、全額引き当て計上される。
- k) 当行は、RBIガイドラインに従い、決済日基準で会計処理されるインド国債及び州政府証券を除き、取引日基準で投資の売買を会計処理している。
- l) 当行は、RBIガイドラインに従い、期日付国債について空売り取引を引き受けている。ショート・ポジションはHFTカテゴリーに分類され、時価評価される。時価評価損失は損益勘定に費用計上され、RBIガイドラインにより、利益がある場合、その利益は考慮されない。
- ) 当行の連結ベンチャー・キャピタル・ファンドは公正価値で投資を計上し、投資に係る未実現利益及び一時的な損失は投資家持分の構成要素として認識され、未実現投資準備金勘定に計上される。投資及びミューチュアル・ファンドのユニットに係る実現損益、及びミューチュアル・ファンドのユニットの再評価による未実現損益は、損益勘定に計上される。回収に疑義のある未収収益については引当金が計上される。それらの引当金及びその後の回収額は、損益勘定を通じて計上される。投資の引受/購入は、仲介料、手数料及び印紙税を含む取得原価で会計処理される。
- ) 当行の主要ディーラー子会社及び証券仲介業務を行っている子会社は、短期保有目的及び売買目的で保有する有価証券を、低価法で評価される取引有価証券として分類している。RBIによって認められている通り、主要ディーラー子会社が満期保有目的に分類している有価証券は、償却原価で計上される。投資の価値における下落が一時的でない場合、適切な引当金が計上される。取得した有価証券に関して譲渡の際に稼得した手数料は、取得原価から減額される。
- ) 当行の住宅金融子会社は、投資を短期投資と長期投資に分類している。即座に実現可能且つ1年未満の保有を目的とした投資は短期投資に分類され、原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で計上されている。その他のすべての投資は長期投資に分類され、取得原価又はプレミアム付きで取得した場合には償却原価で計上される。取得した有価証券の額面を超えるプレミアムは、利回りが常に一定となるように満期までの残存期間にわたり償却される。ただし、投資価値における一時的でない下落を認識するための減損引当金が計上される。
- ) 当行の海外の銀行子会社は、「売却可能」/「その他包括利益を通じた公正価値評価（以下「FVOCI」という。）」に分類された投資に係る未実現損益を、税引後の金額で直接準備金に計上している。また、「売買目的保有」/「損益を通じた公正価値評価（以下「FVTPL」という。）」に分類された投資の未実現損益は、損益勘定に直接計上される。「満期保有」/「償却原価」に分類された投資は償却原価で計上されている。
- ) 生命保険及び損害保険業務の場合、投資は1938年保険業法（2015年（改訂）保険法により改訂）、2016年IRDA（投資）規定、及びその他IRDAが当該項目に関連してその時々公表した様々な回覧/通知書に従って行われている。
- 生命保険業務の場合、投資の評価(ユニットリンク保険契約を除く)は、以下の方法により行われる:
- a. すべての負債証券及び償還可能優先株式は、「満期保有」とみなされるため、取得原価で計上され、保有/満期期間にわたり利回りが常に一定となるようにプレミアム又はディスカウントの償却が行われる。
  - b. 上場株式は、インド国立証券取引所(以下「NSE」という。)(NSEに上場していない有価証券の場合は、BSE)の直近の終値である公正価値で計上される。
  - c. ミューチュアル・ファンド・ユニットは、前日の純資産価値に基づき評価される。

生命保険業務の場合、上場株式及びミューチュアル・ファンド・ユニットの公正価値の変動により生じる未実現利益 / 損失は、株主ファンド及び保険契約者ファンドについてそれぞれ貸借対照表の「収益及びその他準備金」及び「保険契約債務」に計上される。

損害保険業務の場合、投資の評価は、以下の方法により行われる：

- a. 国債及び非転換優先株式を含むすべての負債証券は、「満期保有」とみなされるため、償却原価で計上され、保有 / 満期期間にわたり利回りが常に一定となるようにプレミアム又はディスカウントの償却が行われる。
- b. 貸借対照表日の上場株式及び転換優先株式は、NSEの直近の終値、あるいはNSEに上場していない場合はBSEの直近の終値である公正価値で計上される。
- c. ミューチュアル・ファンド投資（ベンチャー・キャピタル・ファンドを除く）は、貸借対照表日における純資産価値の終値である公正価値で計上される。
- d. 上記以外の投資は取得原価で評価される。

損害保険業務の場合、上場株式、転換可能優先株式及びミューチュアル・ファンド・ユニットの公正価値の変動により生じる未実現利益 / 損失は、貸借対照表の「収益及びその他準備金」に計上される。

保険子会社は、各貸借対照表日に投資の減損の兆候の有無を評価している。減損の兆候がみられる場合、該当する投資の帳簿価額は回収可能価額まで減額され、減損損失は収益 / 損益勘定に認識される。

上記のように、子会社が当行とは異なる会計方針を適用した投資の合計比率は2019年3月31日現在の投資合計の約22.44%である。

#### 14. 貸付金及びその他の与信枠に関する引当金 / 償却

) 当行の貸付金及びその他の与信枠は、既存のRBIガイドラインに従って、以下のとおり会計処理されている。

- a) 当行は、海外支店での貸付金及び確定したデリバティブ契約から生じる延滞を含む貸付金及び投資をRBIガイドラインに従って、正常資産とNPAとに分類している。海外支店で保有する貸付金のうち、貸付実施国の規制に基づき（回収の計上以外の理由で）減損として特定されるものの、既存のRBIガイドラインでは正常とみなされる貸付金は、貸付実施国における未回収金額内で、NPAとして分類される。さらに、NPAはRBIが規定した基準に基づいて、要管理、貸倒懸念及び破綻資産に分類されている。

法人向け貸付金の場合、要管理及び貸倒懸念資産に関して、RBIが規定した比率で引当金が計上されている。破綻資産及び貸倒懸念資産の無担保部分は、既存のRBIガイドラインに従って引当 / 償却されている。海外支店で計上された貸付金で、既存のRBIガイドラインでは正常とされるが、貸付実施国のガイドラインではNPAに分類される貸付金に関しては、貸付実施国の規制に従って引当金が計上される。海外支店で計上された貸付金で、既存のRBIガイドラインでも貸付実施国の規制でもNPAとされる貸付金に関しては、RBIガイドラインと貸付実施国の規制が要求する引当金のうち高い方が計上される。RBIが規定している最低引当要件に従って、均質なリテール貸付金に対する引当金は不良債権に分類された貸付金の延滞日数に基づき評価される。RBIのガイドラインにより、RBIに不正として報告され、貸倒懸念債権に分類された非リテール貸付金は、担保価値を考慮せずに全額について不正が発覚した四半期から開始する4四半期を超えない期間にわたり引き当て計上される。当該不正のRBIの報告の遅延、又は損失勘定に分類される非リテール貸付金に関しては、全額が直ちに引き当て計上される。リテール口座の不正の場合には、全額が直ちに引き当て計上される。非協力的な借り手に分類される借り手又は故意の債務不履行については、当行は既存のRBIガイドラインに従い早期償却を行う。

RBIの指示に従い、当行は不良貸付金に対する個別引当金及び特定の正常貸付金に対する個別引当金を有している。RBIの指示には、破産倒産法（2016年）に基づき、内国会社法審判所（以下「NCLT」という。）に付託される口座に対する引当金に関する指示が含まれる。個別引当金の増加分に対する評価は、既存の個別引当金を考慮して行われる。当行が保有するリテール貸付金に対する個別引当金は、規制の最低要件を上回っている。

- b) 貸出条件緩和貸付金の公正価値の下落による引当金は、RBIガイドラインに従って計上している。不良債権及び貸出条件緩和貸付金は、RBIガイドラインに基づいて正常区分に格上げされる。
- c) 過年度において償却された債権からの回収額、及び借り手の現在の状況に鑑みて不要と判断された引当金は、損益勘定に認識される。

- d) RBIガイドラインに従って、当行は、ヘッジされていない外貨エクスポージャーのある借り手への貸付金に対する引当金、特定のストレス部門における特定の借り手への貸付金に対する引当金、インド企業の孫会社へのエクスポージャーに対する引当金及びRBIの大規模エクスポージャーの枠組みにより識別された借り手に対する追加エクスポージャー引当金を含む、正常貸付金に対する一般引当金を維持している。海外支店の正常貸付金については、一般引当金は貸付実施国の要件とRBIの要件の高い方で計上される。
- e) 資産分類に従って保有する必要がある引当金に加え、間接的なカントリーリスクを含む国別のエクスポージャー（本国のエクスポージャー以外）に関する引当金を保有している。各国のリスクは、軽微、低い、やや低い、中程度、やや高い、高い、非常に高い、の7つのリスクに分類されており、180日を超えるエクスポージャーに対して、0.25%から25%の範囲で引当金が計上されている。契約上の満期が180日未満のエクスポージャーに関しては、180日を超えるエクスポージャーに適用される比率の25%の引当金を計上することが要求される。間接的なエクスポージャーはエクスポージャーの50%で認識される。当行の国別エクスポージャー（正味）が資金調達済資産合計の1%を超えない国に対して引当金は要求されない。
- f) 当行は、当行が設定する個別及び一般引当金に加えて、取締役会が承認した方針に従って変動引当金を計上する。偶発債務が通常の営業過程において発生したのではなく、例外的且つ非経常的な性質を有しており、既存のRBIガイドライン又は規制上のガイダンス／指示の要求に従って減損貸付金に対する個別引当金を計上することを目的としている場合に、変動引当金は取締役会及びRBIの承認を得て利用される。当該変動引当金は貸付金と相殺される。
- g) 当行の住宅金融子会社の場合、貸付金及びその他の与信枠はNHBガイドラインに従って正常資産と不良資産に分類されている。さらにNPAはNHBが規定した基準に基づいて、要管理、貸倒懸念及び破綻資産に分類されている。経営陣により特定の不良資産に対して引当金の積み増しが必要と判断された場合、上記を超える追加の引当金が計上される。
- h) 当行のUK子会社の場合、貸付金は貸倒引当金控除後の金額で表示されている。貸付金の当初認識後に発生した1つ以上の事象（以下「損失事象」という。）による減損の客観的な証拠が存在し、損失事象が、信頼性をもって見積ることができる当該貸付金の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす場合のみ、貸付金は減損として分類され、減損損失が計上される。減損引当金は、識別された信用関連損失及び発生しているが識別されていない損失に十分対応できると経営陣が考える水準で設定されている。
- i) 当行のカナダ子会社は、すべての金融資産の減損損失を3つのステージによるアプローチに基づいた予想信用損失（以下「ECL」という。）モデルを使用して測定する。金融資産に対するECLは、信用減損がなく、当初以降の信用リスクの著しい増加がない金融資産に対するECLにおいては、12か月デフォルト確率（以下、「PD」という。）を使用して計算されるが、これは今後12か月にデフォルトが発生した場合、全期間に発生することになる現金不足を表す。信用減損はないが、当初認識以降に信用リスクの著しい増加のある金融資産のECLは、全期間PDを使用して計算され、金融資産の全期間においてデフォルトした場合の全期間の現金不足を表している。金融資産の予想将来キャッシュ・フローに対して不利な影響のある事象が1つ又はそれ以上にある場合、当該金融資産は信用減損しているとされる。減損資産の信用損失引当金は、当該資産からの予想キャッシュ・フローの個別評価に基づいて計算される。

上記のように、子会社が当行とは異なる会計方針を適用した貸付金の合計比率は2019年3月31日現在の貸付金合計の約9.34%である。

## 15. 資産の譲渡及びサービシング

当行は、法人及び個人向け貸付金を証券化取引を通じて譲渡している。当行が基礎となる証券化債権契約で特定された便益に対する権利を放棄する場合のみ、譲渡された貸付金の認識は中止され、利益／損失が計上される。遡求及びサービシング義務は引当金控除後の金額で計上される。

正常資産の証券化に関するRBIガイドラインに従って、2006年2月1日より、当行は証券化によって生じた損失については売却時に直ちに計上し、証券化によって生じた利益／プレミアムは資産の売却先である特別目的事業体によって発行された、又は発行される予定の有価証券の期間にわたって償却される。2012年5月7日より、RBIガイドラインにより、証券化による利益／プレミアムは、ガイドラインで規定された方法に基づいて取引期間にわたり償却することが求められている。

RBIガイドラインに準拠して、証券化会社(SC)／再建会社(RC)に不良／要注意先勘定区分2の貸付金を売却した場合、当行は金額を受領した年度に過剰引当を損益勘定に戻し入れる。こうした資産の売却について純帳簿価額に対する売却価額の不足分がある場合、当行は貸付金を売却した年度に不足額を認識する。

カナダ子会社は、組成及び購入した不動産抵当証券に関する証券化契約を締結した。ICICIバンク・カナダは実質的にすべてのリスク及び経済価値を留保するか、もしくは当該不動産抵当証券に対する支配を維持するため、当該契約は現地の会計基準における認識の中止の会計処理として適格ではない。カナダ子会社は、引き続き証券化した不動産抵当証券を「貸付金」として認識し、証券化を通じて受領した金額は「その他の借入金」として認識される。

## 16. 固定資産

当行及び住宅金融子会社の建物以外の固定資産は、減価償却費累計及び減損を控除した取得原価で計上されている。当行及び住宅金融子会社の場合、建物は再評価額で計上される。再評価額は再評価日現在の公正価値から減価償却累計額を控除した金額である。取得原価は資産の取得及び設置に関連する運賃、税金及び付随費用を含む。減価償却費は、固定資産の見積耐用年数にわたって定額法で費用計上される。国内グループ会社の固定資産グループに関する耐用年数は、過去の実績及び使用見込によるものであり、一部の固定資産の区分においては2013年会社法のスケジュールに規定される耐用年数と異なっている。

当年度中に購入／売却された資産は、実際にその資産が資産計上された日数に基づいて、比例配分で減価償却される。

当行の場合、個別に5,000インド・ルピーを上限とした品目は、購入日から12ヶ月間にわたって全額減価償却される。さらに、当行による建物の売却に係る利益は、RBIガイドラインに従って法定準備金への振替及び税額控除後の金額で資本準備金に充当される。

再評価資産／減損資産の場合、修正された資産価値に基づき、資産の残存耐用年数にわたって減価償却される。再評価額で計上される建物の場合、取得原価に対する再評価額の超過額に係る減価償却は、年度ごとに再評価準備金から一般準備金に振り替えられる。

## 非銀行資産

抵当権実行を目的として取得した非銀行資産（以下「NBA」という。）は、純取得価格と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で計上される。さらに、当行は、RBIの具体的な指示に従い、非銀行資産に係る引当金を設定している。

## 17. デリバティブ契約に関する会計処理

当グループは、金利及び通貨オプション、金利及び通貨先物、金利及び通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ並びに通貨金利スワップ等のデリバティブ契約を締結している。

オンバランスシート資産及び負債をヘッジするために締結したスワップ契約は、基礎となるオンバランスシート項目と反対の効果を及ぼして相殺するように仕組みられている。そうしたデリバティブ商品の影響は、原資産及び負債の変動と相関関係にあり、ヘッジ会計の原則に準拠して会計処理されている。当行の海外の銀行子会社を除き、ヘッジ目的のスワップは発生主義で会計処理され、基礎となる取引が時価評価されない限り時価評価しない。海外子会社では、公正価値ヘッジの場合、ヘッジ取引及びヘッジ対象項目は(ヘッジされるリスクについて)公正価値で評価され、その変動は損益勘定に認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分の公正価値の変動は「収益及びその他準備金」に計上され、非有効部分は損益勘定に認識される。

売買目的で締結される外貨建て及びルピー建てデリバティブ契約は時価評価され、結果として生じる利益／損失は損益勘定に計上される。RBIガイドラインに従って、90日以上延滞しているデリバティブ契約に基づく債権及び同じ相手先と締結しているデリバティブ契約から生じる時価評価利益は、損益勘定を通じて戻し入れられる。

## 18. 資産の減損

不動産である固定資産は、資産の帳簿価額が回収できない可能性を示唆する事象又は状況の変化が発生した際に、減損に関する評価を受けている。資産は帳簿価額が回収可能額を上回った場合に減損していると判断される。減損は、減損資産の帳簿価額が回収可能額を超過する金額で測定され損益勘定に認識される。当行及び当行の住宅金融子会社は、物件の会計処理の再評価モデルに従っており、再評価資産の回収可能額は、再評価額に近似するとみなされている。したがって、物件の減損に関する別個の評価は必要ない。

## 19. リース取引

オペレーティング・リース資産に関するリース料の支払いは、リース期間にわたり定額法で損益勘定に費用として認識される。

## 20. 一株当たり利益

基本的な一株当たり利益は、普通株主に帰属する当期純利益又は損失（税引後）を期中加重平均発行済み普通株式数で除することにより算定される。

希薄化後一株当たり利益は、普通株式を発行する契約が期中に行使又は転換された場合に起こり得る潜在的希薄化を反映している。希薄化後一株当たり利益は、当グループが発行した期中加重平均発行済み普通株式数及び潜在的に希薄化の可能性のある普通株式数（ただし、逆希薄化効果をもたらす場合を除く。）を用いて算定されている。

[次へ](#)

## 附属明細書18 - 財務諸表の一部を構成する注記

A. 以下の追加開示情報は、会計基準(以下、「ASs」という。)の要件及びそれに関連するインド準備銀行ガイドライン(以下、「RBI」という。)を考慮して作成されたものである。

### 1. 一株当たり利益

基本的及び希薄化後一株当たり利益は、AS第20号「一株当たり利益」に従って算定される。基本的一株当たり利益は、普通株主に帰属する当期純利益(税引後)を期中加重平均発行済み普通株式数で除することにより算定される。希薄化後一株当たり利益は、期中加重平均発行済み普通株式数及び希薄化の可能性のある潜在的株式の加重平均発行済み普通株式数を用いて算定されている。

以下の表は、表示期間における一株当たり利益の計算を示している。

(単位:百万インド・ルピー、ただし一株当たり利益のデータを除く)	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日 に終了した年度
<b>基本的</b>		
加重平均発行済み普通株式数	6,435,966,473	6,417,180,759
普通株主に帰属する当期純利益	42,542.4	77,121.8
基本的一株当たり利益(単位:インド・ルピー)	6.61	12.02
<b>希薄化後</b>		
加重平均発行済み普通株式数	6,509,276,099	6,482,375,300
普通株主に帰属する当期純利益	42,474.9	77,098.8
希薄化後一株当たり利益(単位:インド・ルピー) <sup>1</sup>	6.53	11.89
一株当たり額面価額(単位:インド・ルピー)	2.00	2.00

1. 希薄化の影響は、当グループが従業員に付与したオプションによるものである。

### 2. 関連当事者取引

当グループは、関連会社/その他の関連事業体並びに主要な経営幹部及び主要な経営幹部の親族より構成される関連当事者との取引がある。

#### . 関連当事者

#### 関連会社/その他の関連事業体

アルテリア・テクノロジーズ・プライベート・リミテッド<sup>1</sup>、インディア・アドバンテージ・ファンド、インディア・アドバンテージ・ファンド、インディア・インフラデット・リミテッド、ICICIマーチャント・サービス・プライベート・リミテッド、アイ・プロセス・サービス(インディア)プライベート・リミテッド、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス、バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド、コム・トレード・サービス・リミテッド、及びICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロース。

1. 2018年5月29日に関連当事者として識別された。

#### 主要な経営幹部

サンディーブ・バクシ<sup>1</sup>氏、ビシャカ・ムイ氏、ビジャ・チャンドック氏、アヌーブ・パッチ氏、N.S.カンナン<sup>2</sup>氏、チャンド・コッハー<sup>3</sup>氏。

- 2018年6月19日付で関連当事者として識別された。
- 2018年6月18日の業務終了時より関連当事者ではなくなっている。
- 2018年10月4日より関連当事者ではなくなっている。

**主要な経営幹部の親族**

モナ・バクシ<sup>1</sup>氏、シバム・バクシ<sup>1</sup>氏、エスハ・バクシ<sup>1</sup>氏、ミナル・バクシ<sup>1</sup>氏、サミール・バクシ<sup>1</sup>氏、ビベック・ムイ氏、ピリデハイ・ムイ氏、ガーレッシュ・パルカー博士、シャラカ・ガデカー氏、ムニシャ・パルカー氏、ブーナン・チャンドック氏、サラニ・チャンドック氏、シムラン・チャンドック氏、C.V.クマル氏、シャド・クマル氏、サンジャナ・グラティ氏、ミトゥル・バッチ氏、アディーヤ・バッチ氏、シシール・バッチ氏、アルン・バッチ氏、アニメシュ・バッチ氏、ランガラジャン・クムダラクシュミ<sup>2</sup>氏、アディティ・カンナン<sup>2</sup>氏、スーダ・ナラヤナン<sup>2</sup>氏、ラグナタン・ナラヤナン<sup>2</sup>氏、ランガラジャン・ナラヤナン<sup>2</sup>氏、ディーパック・コッハー<sup>3</sup>氏、アルジュン・コッハー<sup>3</sup>氏、アールティ・カジ<sup>3</sup>氏及びマヘシュ・アドヴァニ<sup>3</sup>氏。

1. 2018年6月19日付で関連当事者として識別された。
2. 2018年6月18日の業務終了時より関連当事者ではなくなっている。
3. 2018年10月4日付で関連当事者ではなくなっている。

**・関連当事者との取引**

以下の表は、表示期間における当グループと関連当事者間の重要な取引を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日に 終了した年度
<b>明細</b>		
<b>受取利息</b>		
関連会社 / その他	264.7	212.6
主要な経営幹部	11.7	9.0
主要な経営幹部の親族	0.0 <sup>1</sup>	0.1
<b>受取利息合計</b>	<b>276.4</b>	<b>221.7</b>
<b>手数料及びその他の収益</b>		
関連会社 / その他	58.3	25.1
主要な経営幹部	1.2	0.5
主要な経営幹部の親族	0.2	0.0 <sup>1</sup>
<b>手数料及びその他の収益合計</b>	<b>59.7</b>	<b>25.6</b>
<b>発行した保証に係る手数料収益</b>		
関連会社 / その他	0.1	0.1
主要な経営幹部	-	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>発行した保証に係る手数料収益合計</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>
<b>受取保険料</b>		
関連会社 / その他	24.5	34.0
主要な経営幹部	1.1	2.6
主要な経営幹部の親族	3.4	4.6
<b>受取保険料合計</b>	<b>29.0</b>	<b>41.2</b>
<b>外国為替取引及びデリバティブ取引に係る利益/(損失)(純額)<sup>2</sup></b>		
関連会社 / その他	0.1	(0.0) <sup>1</sup>
主要な経営幹部	-	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>外国為替取引及びデリバティブ取引に係る利益/(損失)(純額)合計</b>	<b>0.1</b>	<b>(0.0)<sup>1</sup></b>
<b>配当収益</b>		
関連会社 / その他	63.8	63.8
<b>デリバティブ収益合計</b>	<b>63.8</b>	<b>63.8</b>

(単位：百万インド・ルピー)

	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日に 終了した年度
<b>当グループに対する費用の返済</b>		
関連会社 / その他	-	3.3
主要な経営幹部	-	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>当グループに対する費用の返済合計</b>	<b>-</b>	<b>3.3</b>
<b>建物のリース、コーポレート共通費用及び施設費用負担の回収</b>		
関連会社 / その他	59.7	69.2
主要な経営幹部	-	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>建物のリース、コーポレート共通費用及び施設費用負担の回収合計</b>	<b>59.7</b>	<b>69.2</b>
<b>出向従業員の費用負担の回収</b>		
関連会社 / その他	9.4	8.7
<b>出向従業員の費用負担の回収合計</b>	<b>9.4</b>	<b>8.7</b>
<b>支払利息</b>		
関連会社 / その他	7.8	5.4
主要な経営幹部	4.2	10.2
主要な経営幹部の親族	1.7	3.1
<b>支払利息合計</b>	<b>13.7</b>	<b>18.7</b>
<b>常勤取締役への報酬<sup>3</sup></b>		
主要な経営幹部	270.5	232.9
<b>常勤取締役への報酬合計</b>	<b>270.5</b>	<b>232.9</b>
<b>関連当事者への費用の払戻し</b>		
関連会社 / その他	0.1	0.1
主要な経営幹部	-	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>関連当事者への費用の払戻し合計</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>
<b>支払保険金</b>		
関連会社 / その他	-	0.1
主要な経営幹部	0.1	-
主要な経営幹部の親族	-	0.4
<b>支払保険金合計</b>	<b>0.1</b>	<b>0.5</b>
<b>仲介料、手数料及びその他の費用</b>		
関連会社 / その他	9,649.2	7,030.4
主要な経営幹部	-	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>仲介料、手数料及びその他の費用合計</b>	<b>9,649.2</b>	<b>7,030.4</b>
<b>寄付金</b>		
関連会社 / その他	1,031.0	1,182.2
<b>寄付金合計</b>	<b>1,031.0</b>	<b>1,182.2</b>

(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日 に終了した年度
<b>支払配当金</b>		
関連会社 / その他	-	-
主要な経営幹部	10.5	8.5
主要な経営幹部の親族	3.1	0.0 <sup>1</sup>
<b>支払配当金合計</b>	<b>13.6</b>	<b>8.5</b>
<b>関連当事者が発行した証券への投資</b>		
関連会社 / その他	10,000.0	12,907.0
<b>関連当事者が発行した証券への投資合計</b>	<b>10,000.0</b>	<b>12,907.0</b>
<b>証券の償還 / 買戻し</b>		
関連会社 / その他	534.7	647.2
<b>証券の償還 / 買戻し合計</b>	<b>534.7</b>	<b>647.2</b>
<b>固定資産の売却</b>		
関連会社 / ジョイント・ベンチャー / その他	-	-
主要な経営幹部	7.2	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>固定資産の売却合計</b>	<b>7.2</b>	<b>-</b>

## 1. 軽微な金額。

2. 当行は、当行の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー及びその他の関連会社とデリバティブ取引を行っている。当行は、これらの取引から生じる為替リスク及び金利リスクを市場でそれらをカバーすることによって管理している。当行は、全体的なポジションの上限の範囲内で市場においてこれらの取引をカバーしているが、上記の金額は、子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー及びその他の関連会社との取引のみを表すものであり、相殺する取引 / カバーする取引を表すものではない。

3. 従業員ストック・オプションの行使による手当、退職基金への拠出は除かれているが、当期に支払った業績賞与を含む。

## . 関連当事者との重要な取引

以下の表は、表示期間における当グループと関連当事者間の重要な取引を表している。各カテゴリーの関連当事者取引合計額の10%を超える特定の取引については、重要な関連当事者取引として開示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日 に終了した年度
<b>明細</b>		
<b>受取利息</b>		
1 インディア・インフラデット・リミテッド	261.4	212.6
<b>手数料及びその他の収益</b>		
1 インディア・インフラデット・リミテッド	58.3	23.6
<b>発行した保証に係る手数料収益</b>		
1 NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド	0.1	0.1
<b>受取保険料</b>		
1 ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロース	20.5	30.0
2 ビベック・ムイ氏	3.1	3.2
<b>外国為替取引及びデリバティブ取引に係る利益 / (損失) (純額)<sup>2</sup></b>		
1 アルテリア・テクノロジー・プライベート・リミテッド <sup>3</sup>		
2 ICICIマーチャント・サービス・プライベート・リミテッド	0.1	該当なし
3 インディア・インフラデット・リミテッド	-	(0.0) <sup>1</sup>
	-	(0.0) <sup>1</sup>

(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日 に終了した年度
<b>配当収益</b>		
1 インディア・インフラデット・リミテッド	63.8	63.8
<b>当グループに対する費用の返済</b>		
1 インディア・インフラデット・リミテッド	-	3.3
<b>建物のリース、コーポレート共通費用及び施設費用の回収</b>		
1 ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グローース	56.2	63.6
<b>出向従業員の費用負担の回収</b>		
1 アイ・プロセス・サービイズ(インド)プライベート・リミテッド	9.4	8.7
<b>支払利息</b>		
1 ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グローース	2.3	2.4
2 インディア・インフラデット・リミテッド	2.2	1.7
3 アルテリア・テクノロジーズ・プライベート・リミテッド <sup>3</sup>	1.6	該当なし
4 チャンダ・コッハー氏 <sup>4</sup>	3.0	9.5
<b>常勤取締役への報酬<sup>5</sup></b>		
1 サンディーブ・バクシ氏 <sup>6</sup>	47.2	該当なし
2 ビシャカ・ムイ氏	50.2	43.1
3 ビジャ・チャンドック氏	45.5	44.1
4 アヌーブ・バッチ氏	44.1	37.3
5 N.S.カンナン氏 <sup>7</sup>	9.4	45.1
6 チャンダ・コッハー氏 <sup>4</sup>	74.1	63.3
<b>関連当事者に対する費用の払戻し</b>		
1 NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド	0.1	0.1
<b>支払保険金</b>		
1 アイ・プロセス・サービイズ(インド)プライベート・リミテッド	-	0.1
2 アヌーブ・バッチ氏	0.1	-
3 ディーパック・コッハー氏 <sup>4</sup>	-	0.4
<b>仲介料、支払手数料及びその他の費用</b>		
1 アイ・プロセス・サービイズ(インド)プライベート・リミテッド	5,463.4	4,600.8
2 ICICIマーチャント・サービイズ・プライベート・リミテッド	4,174.7	2,415.9
<b>寄付金</b>		
1 ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グローース	1,031.0	1,182.2
<b>支払配当金</b>		
1 サンディーブ・バクシ氏 <sup>6</sup>	3.2	該当なし
2 ビシャカ・ムイ氏	2.6	1.7
3 ビジャ・チャンドック氏	0.0 <sup>1</sup>	0.0 <sup>1</sup>
4 アヌーブ・バッチ氏	0.1	0.0 <sup>1</sup>
5 N.S.カンナン氏 <sup>7</sup>	-	1.1
6 チャンダ・コッハー氏 <sup>4</sup>	4.6	5.7
7 シバム・バクシ氏 <sup>6</sup>	1.6	該当なし



(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日 に終了した年度
<b>関連当事者が発行した証券への投資</b>		
1 インディア・インフラデット・リミテッド	10,000.0	12,907.0
<b>証券の償還 / 買戻し</b>		
1 インディア・アドバンテージ・ファンド	272.7	260.8
2 インディア・アドバンテージ・ファンド	262.0	386.4
<b>固定資産の売却</b>		
1 チャンダ・コッハー氏 <sup>4</sup>	7.2	-

1. 軽微な金額。
2. 当行は、当行の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー及びその他の関連会社とデリバティブ取引を行っている。当行は、これらの取引から生じる為替リスク及び金利リスクを市場においてそれらをカバーすることによって管理している。当行は、全体的なポジションの上限の範囲内で市場においてこれらの取引をカバーしているが、上記の金額は、子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー及びその他の関連会社との取引のみを表すものであり、相殺する取引 / カバーする取引を表すものではない。
3. 2018年5月29日付で関連当事者として識別された。
4. 2018年10月4日付で関連当事者ではなくなった。
5. 行使された従業員ストック・オプションによる手当、退職基金への拠出は除かれるが、当期の業績賞与の支払を含む。
6. 2018年6月19日付で関連当事者として識別された。
7. 2018年6月18日の業務終了時より関連当事者ではなくなっている。

**・関連当事者に対する残高**

以下の表は、表示期間における当グループの関連当事者に対する債権 / 債務を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日	2018年3月31日
	現在	現在
<b>項目</b>		
<b>当グループへの預金</b>		
関連会社 / その他	522.9	1,069.6
主要な経営幹部	63.2	146.1
主要な経営幹部の親族	13.5	120.8
<b>当グループへの預金合計</b>	<b>599.6</b>	<b>1,336.5</b>
<b>債務</b>		
関連会社 / その他	1,797.1	761.0
主要な経営幹部	0.0 <sup>1</sup>	0.0 <sup>1</sup>
主要な経営幹部の親族	0.0 <sup>1</sup>	0.0 <sup>1</sup>
<b>債務合計</b>	<b>1,797.1</b>	<b>761.0</b>
<b>当グループによる投資</b>		
関連会社 / その他	10,777.0	6,939.3
主要な経営幹部	-	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>当グループによる投資合計</b>	<b>10,777.0</b>	<b>6,939.3</b>
<b>関連当事者の当グループへの投資</b>		
関連会社 / その他	-	-
主要な経営幹部	6.5	10.7
主要な経営幹部の親族	9.5	0.0 <sup>1</sup>
<b>関連当事者の当グループへの投資合計</b>	<b>16.0</b>	<b>10.7</b>
<b>当グループによる貸付金</b>		
関連会社 / その他	45.0	-
主要な経営幹部	254.1	161.1
主要な経営幹部の親族	0.4	0.7
<b>当グループによる貸付金の合計</b>	<b>299.5</b>	<b>161.8</b>
<b>債権</b>		
関連会社 / その他	123.0	85.7
主要な経営幹部	-	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>債権合計</b>	<b>123.0</b>	<b>85.7</b>
<b>当グループが発行する保証</b>		
関連会社 / その他	11.2	1.1
主要な経営幹部	-	-
主要な経営幹部の親族	-	-
<b>当グループが発行する保証合計</b>	<b>11.2</b>	<b>1.1</b>

1. 軽微な金額。
2. 2019年3月31日現在、20,022,000個（2018年3月31日：38,444,750個）の主要な経営幹部に対する従業員ストック・オプションが未行使となっていた。規制当局の承認が保留されている主要な経営幹部に付与されたストック・オプションは除かれている。
3. 2019年3月31日に終了した年度において、行使価格合計296.3百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：60.0百万インド・ルピー）の従業員ストック・オプション2,062,000個（2017年3月31日に終了した年度：408,119個）が主要な経営幹部により行使された。

**・関連当事者に対する最大残高**

以下の表は、表示期間における関連当事者に対する債権 / 債務の最大残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日 に終了した年度
<b>項目</b>		
<b>当グループへの預金</b>	234.6	198.2
主要な経営幹部	175.3	550.5
主要な経営幹部の親族		
<b>債務<sup>1</sup></b>		
主要な経営幹部	0.0 <sup>2</sup>	0.1
主要な経営幹部の親族	0.1	0.1
<b>関連当事者の当グループへの投資<sup>1</sup></b>		
主要な経営幹部	21.5	10.7
主要な経営幹部の親族	9.5	0.0 <sup>2</sup>
<b>当グループによる貸付金</b>		
主要な経営幹部	256.2	203.6
主要な経営幹部の親族	0.9	3.1

1. 最大残高は、当年度中の各四半期末における残高合計の比較により決定されている。
2. 軽微な金額。

**3. 従業員ストック・オプション制度（以下「ESOS」という。）****ICICIバンク：**

改訂後のESOSのもとでは、ある会計年度において適格従業員に付与されるオプションの最大数は、オプション付与時における当行発行済み普通株式の0.05%を超えないこととし、適格従業員に対して付与される全オプションの総数は、SEBI規制に従って、オプション付与日における当行発行済み普通株式総数の10%を超えないこととなっている。当該ストック・オプション制度により、適格従業員は普通株式に対する申し込み資格がある。2016年4月に行使期間は、付与日から10年間又は権利確定日から5年間のいずれか遅い方の期間から、オプションの権利確定日から10年間に修正された。2017年6月に、行使期間はさらにオプションの権利確定日から10年を超えない期間で、統治委員会、報酬及び指名委員会が将来の付与に対して適用するものとして修正された。2018年5月に、行使期間はさらにオプションの権利確定日から5年を超えない期間で、統治委員会、報酬及び指名委員会が将来の付与に対して適用するものとして修正された。

2014年3月より後に付与されたオプションは、2014年4月に付与された特定のオプション（2017年4月30日に50%確定し、残りは2018年4月30日に確定した）を除き、付与日より12ヶ月後から3年間にわたって、毎年権利の30%、30%及び40%が段階的に確定し、2015年9月に付与されたオプションは、2018年4月30日に50%確定し、2019年4月30日に残りの50%が権利確定する。ただし、2015年9月に付与されたオプションについては、従業員の退職により雇用が終了（早期／希望退職制度に従うものを含む）する場合、すべての権利未確定のオプションが失効する。2018年1月に付与されたオプションは、付与日から4年後に権利確定する。2018年5月に付与された特定のオプションは、2021年5月7日に50%確定し、残りの50%は2022年5月7日に確定し、未確定のオプションは退職（早期／自主退職制度を含む）による雇用終了時に失効する。

2014年3月以前に付与されたオプションは、以下を除き、付与日より12ヶ月後から4年間にわたって、毎年権利の20%、20%、30%及び30%が段階的に確定した。2009年4月に付与されたオプションは、付与日より24ヶ月後から5年間にわたって、毎年権利の20%、20%、30%及び30%が段階的に確定した。2011年9月に付与されたオプションは、付与日より24ヶ月後から5年間にわたって、毎年権利の15%、20%、20%及び45%が段階的に確定した。

当行のオプションの行使価格は、以下を除き、オプションの付与日より前に最も大量の取引を記録した証券取引所の直近の終値である。2011年2月に当行は、当行の適格従業員、常勤取締役及び特定の子会社に対して、行使価格175.82インド・ルピーで16,692,500個のオプションを付与した。この行使価格は、2010年10月28日に終了した6ヶ月間の証券取引所の終値期中平均である。これらの付与されたオプションのうち、50%は2014年4月30日に権利確定した。また、残りの50%は2015年4月30日に権利確定した。

オプションの本源的価値に基づき、2019年3月31日に終了した年度において、報酬費用ゼロ（2018年3月31日に終了した年度：ゼロ）を認識した。当行が二項モデルに基づくオプションの公正価値を用いて算定した場合、2019年3月31日に終了した年度の報酬費用は、3,179.0百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：3,526.6百万インド・ルピー）増加することになり、税引後見積利益は30,454.0百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：64,247.6百万インド・ルピー）となる。試算ベースでは、2019年3月31日に終了した年度の当行の基本的及び希薄化後一株当たり利益はそれぞれ4.73インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：10.01インド・ルピー）及び4.68インド・ルピー（2018年3月31日：9.91インド・ルピー）となる。

以下の表は、表示期間において付与されたオプションの公正価値を見積るために用いた主要な仮定を示している。

項目	2019年3月31日	2018年3月31日
	に終了した年度	に終了した年度
リスク・フリー利率	7.32% - 8.31%	7.06% - 7.59%
予想有効年数	3.64年 - 6.64年	3.90年 - 6.90年
予想ボラティリティ	30.79% - 32.22%	31.71% - 32.92%
予想配当利回り	0.43% - 0.80%	0.73% - 1.81%

2019年3月31日に終了した年度において付与されたオプションの公正価値の加重平均は、107.22インド・ルピー（2018年3月31日：86.43インド・ルピー）である。

オプションの予想期間にわたるリスク・フリー利率は、付与時点で有効な国債利回りに基づいている。オプションの予想期間は、権利確定期間及びオプションを受け取る従業員の予想行使行動に基づいて見積られている。予想行使行動は、当行のストック・オプションの過去の行使パターンに基づいて見積られている。オプションの見積予想期間における予想ボラティリティは、公開市場で取引されている当行の普通株式について観察された市場価格により算定された過去のボラティリティに基づいている。オプションの見積予想期間における予想配当は、最近の配当実績に基づいている。

以下の表は、表示期間における当行のストック・オプション制度の要約を示している。

明細	未行使ストック・オプション残高			
	2019年3月31日に		2018年3月31日に	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	235,672,250	224.19	226,715,682	217.12
追加：期中付与数 <sup>1</sup>	35,419,900	283.91	35,137,770	251.05
控除：期中失効数、再発行を除く	20,415,499	229.88	5,114,174	248.30
控除：期中行使数	18,248,877	191.04	21,067,028	187.00
<b>期末残高</b>	<b>232,427,774</b>	<b>235.40</b>	<b>235,672,250</b>	<b>224.19</b>
行使可能オプション数	152,151,329	222.84	136,428,736	208.44

1. 規制当局の承認が保留されているWTDに付与されたストック・オプションを含む。

以下の表は、2019年3月31日現在における未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
60-99	1,602,975	79.15	3.84
100-199	33,771,457	166.66	4.23
200-299	196,076,442	248.04	8.11
300-399	976,900	329.56	8.64

以下の表は、2018年3月31日現在における未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
60-99	1,849,150	79.12	4.91
100-199	47,665,539	165.43	4.85
200-299	185,857,561	240.57	9.43
300-399	300,000	309.50	13.79

オプションは、年間を通して定期的に行使され、インド国立証券取引所価格取引高データによる2019年3月31日に終了した年度の加重平均株価は326.37インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：296.94インド・ルピー）であった。

#### ICICIライフ：

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、従業員に対してESOS制度を策定している。オプションの本源的価値に基づき、2019年3月31日に終了した年度に報酬費用は発生していない。当該事業体がオプションの会計処理に公正価値アプローチを用いて算定した場合、2019年3月31日に終了した年度における報酬費用は、316.8百万インド・ルピー増加していた（2018年3月31日に終了した年度：39.7百万インド・ルピー）。

以下の表は、表示期間におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのストック・オプション制度の要約を示している。

項目	未行使ストック・オプション残高			
	2019年3月31日に 終了した年度		2018年3月31日に 終了した年度	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	2,820,888	382.70	2,398,838	352.49
追加：期中付与数	7,304,150	387.62	656,300	468.60
控除：期中失効 / 消滅数	2,115,950	399.14	82,650	410.92
控除：期中行使数	285,771	164.40	151,600	261.08
<b>期末残高</b>	<b>7,723,317</b>	<b>390.92</b>	<b>2,820,888</b>	<b>382.70</b>
行使可能オプション数	273,037	355.79	2,193,488	358.13

以下の表は、2019年3月31日現在におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから生じる 株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
100-299	90,967	130.00	1.1
300-399	7,025,450	387.58	7.1
400-499	606,900	468.60	10.4

以下の表は、2018年3月31日現在におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから生じる 株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
100-299	340,113	130.00	2.1
300-400	1,853,375	400.00	0.1
401-500	627,400	468.60	11.4

#### ICICIジェネラル：

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、従業員に対してESOS制度を策定している。オプションの本源的価値に基づき、2019年3月31日に終了した年度に報酬費用は発生していない。当該事業体がオプションの会計処理に公正価値アプローチを用いて算定した場合、2019年3月31日に終了した年度における報酬費用は、176.2百万インド・ルピー増加していた（2018年3月31日に終了した年度：ゼロ）。

以下の表は、表示期間におけるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーのストック・オプション制度の要約を示している。

(単位：インド・ルピー、ただしオプション数のデータを除く)

明細	未行使ストック・オプション			
	2019年3月31日に 終了した年度		2018年3月31日に 終了した年度	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	495,140	103.28	3,180,324	125.83
追加：期中付与数	2,529,700	715.15	-	-
控除：期中失効数 / 消滅数	17,700	715.15	21,250	113.06
控除：期中行使数	361,640	102.50	2,663,934	130.13
<b>期末残高</b>	<b>2,645,500</b>	<b>684.37</b>	<b>495,140</b>	<b>103.28</b>
行使可能オプション数	2,645,500	684.37	495,140	103.28

以下の表は、2019年3月31日現在におけるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
35-99	16,000	60.00	1.1
100-200	117,500	111.45	1.6
700-799	2,512,000	715.15	4.3

以下の表は、2018年3月31日現在におけるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
35-99	147,140	89.89	1.34
100-200	348,000	112.74	2.31

#### ICICIセキュリティーズ：

ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、従業員に対してESOS制度を策定している。オプションの本源的価値に基づき、2019年3月31日に終了した年度に報酬費用は発生していない。当該事業体がオプションの会計処理に公正価値アプローチを用いて算定した場合、2019年3月31日に終了した年度における報酬費用は、4.1百万インド・ルピー増加していた（2018年3月31日に終了した年度：なし）。

以下の表は、表示期間におけるICICIセキュリティーズ・リミテッドのストック・オプション制度の要約を示している。

項目	未行使ストック・オプション残高			
	2019年3月31日に 終了した年度		2018年3月31日に 終了した年度	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	-	-	-	-
追加：期中付与数	176,700	256.55	-	-
控除：期中失効 / 消滅数	-	-	-	-
控除：期中行使数	-	-	-	-
期末残高	176,700	256.55	-	-
行使可能オプション数	-	-	-	-

以下の表は、2019年3月31日現在におけるICICIセキュリティーズ・リミテッドの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
200-299	176,700	256.55	6.55

以下の表は、2018年3月31日現在におけるICICIセキュリティーズ・リミテッドの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数 (オプション数)	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
	無し		

当グループが、二項モデルに基づきオプションの公正価値を用いて算定した場合、2019年3月31日に終了した年度の報酬費用は、3,368.9百万インド・ルピー（2018年3月31日：3,417.2百万インド・ルピー）増加し、税引後見積連結利益は39,173.5百万インド・ルピー（2018年3月31日：73,704.6百万インド・ルピー）となる。試算ベースでは、当グループの基本的な一株当たり利益は6.09インド・ルピー（2018年3月31日：11.49インド・ルピー）、及び希薄化後一株当たり利益は、6.01インド・ルピー（2018年3月31日：11.37インド・ルピー）となる。

**4. 固定資産**

以下の表は、表示期間における当グループが取得したソフトウェアの変動を示している。当グループのソフトウェアは固定資産に含まれている。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2019年	2018年
	3月31日現在	3月31日現在
前年3月31日現在の取得原価	24,306.2	20,348.6
当事業年度中の取得	3,060.7	4,062.4
当事業年度中の減少	(3,760.5)	(104.8)
3月31までの減価償却	(17,933.7)	(18,678.7)
<b>正味残高</b>	<b>5,672.7</b>	<b>5,627.5</b>

**5. リース資産****5.1 オペレーティング・リースのもとで使用している資産**

以下の表は、表示期間におけるオペレーティング・リースによる将来の支払リース料の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	2019年	2018年
	3月31日現在	3月31日現在
1年未満	673.4	510.1
1年超 - 5年未満	1,786.2	1,628.9
5年超	507.3	664.1
<b>合計</b>	<b>2,966.9</b>	<b>2,803.1</b>

更新期間は、類似した契約に一般的にみられるものであり、契約に不当な制限はない。

## 5.2 ファイナンス・リースに基づく資産

以下の表は、表示期間におけるファイナンス・リースの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	2019年	2018年
	3月31日現在	3月31日現在
将来の最低受取リース料		
受取リース料の現在価値	1,417.8	1,136.8
未経過金融費用	89.1	77.5
<b>小計</b>	<b>1,506.9</b>	<b>1,214.3</b>
控除：集会的引当金	(2.8)	(3.0)
<b>合計</b>	<b>1,504.1</b>	<b>1,211.3</b>
将来の最低受取リース料の満期プロファイル		
- 1年未満	406.5	281.8
- 1年超 - 5年未満	951.3	788.7
- 5年超	149.1	143.8
<b>合計</b>	<b>1,506.9</b>	<b>1,214.3</b>
控除：集会的引当金	(2.8)	(3.0)
<b>合計</b>	<b>1,504.1</b>	<b>1,211.3</b>

### リース料の現在価値の満期プロファイル

以下の表は、表示期間における受取ファイナンス・リース料の現在価値の満期プロファイルの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	2019年	2018年
	3月31日現在	3月31日現在
将来受取ファイナンス・リース料の現在価値の満期プロファイル		
- 1年未満	372.7	256.4
- 1年超 - 5年未満	897.4	740.2
- 5年超	147.7	140.2
<b>合計</b>	<b>1,417.8</b>	<b>1,136.8</b>
控除：集会的引当金	(2.8)	(3.0)
<b>合計</b>	<b>1,415.0</b>	<b>1,133.8</b>

## 6. 優先株式

2019年3月31日に終了した事業年度において、当行はRBIからの事前承認入手後に3,500.0百万株の優先株式を償還した。当行は、2013年会社法で要求される3,500.0百万インド・ルピーの資本償還準備金を利用可能な過年度の利益剰余金からの振替により設定した。

## 7. 引当金及び偶発債務

以下の表は、表示期間における損益勘定に含まれる引当金及び偶発債務の項目の内訳を表している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2019年3月31日に 終了した年度	2018年3月31日に 終了した年度
投資の下落に関する引当金	3,591.3	19,489.3
不良及びその他の資産に対する引当金	176,113.9	147,516.1
所得税に対する引当金		
当期 <sup>1</sup>	48,082.8	40,782.1
繰延	(30,891.8)	(21,992.9)
その他の引当金及び偶発債務 <sup>2</sup>	24,913.0	12,724.2
<b>引当金及び偶発債務合計</b>	<b>221,809.2</b>	<b>198,518.8</b>

- 2018年3月31日に終了した年度において、当行は、2,178.0百万インド・ルピーの最低代替税（以下「MAT」という。）税額控除を資産として認識している。これは、2017年3月31日に終了した年度に関する未払法人所得税が、1961年法人税法のセクション115JBに従って算出されたMATを下回っていたためである。当該MAT資産は、2018年3月31日に終了した年度の未払法人所得税に対して全額使用されている。
- 正常債権に対して設定した一般引当金、デッド・アセット・スワップにより取得した固定資産の引当金及び未拠出の融資枠を含む。

当グループは、係争中の訴訟及び税務当局との訴訟手続並びにその他の契約(デリバティブ及び長期契約等)を含めた通常の営業過程において生じた債務の評価を行った。会計基準第29号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の規定に従って、当グループは、過去の事象の結果による現在の債務で、債務の決済に必要な資源の流出の可能性が高く、これに関して信頼性のある見積りができる場合に、重要な予見可能損失に関する引当金を認識する。入手可能な情報により、偶発損失が生じる可能性が合理的にあるものの損失金額を合理的に見積ることができない場合は、その影響を偶発債務として財務諸表上に開示される。当グループは、当該訴訟の結果が業績に対して重要で不利な影響を及ぼすとは見込んでいない。生命保険子会社で計上された保険契約について、「有効な保険契約に関する債務」の保険数理上の評価はアポイントド・アクチュアリーに依拠している。アポイントド・アクチュアリーは、有効な契約に関する債務の保険数理上の評価に用いた仮定がIRDAI及びIRDAと並ぶインド数理協会が発行したガイドライン及び規範に準拠していることを確認した。

## 8. 従業員退職給付

### 年金

以下の表は、表示期間における確定給付債務の現在価値の変動、制度資産の公正価値及び年金給付に関するその他の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	2019年3月31日に 終了した年度	2018年3月31日に 終了した年度
<b>期首債務</b>	<b>15,391.1</b>	<b>16,686.9</b>
勤務費用	232.2	275.0
利息費用	1,123.7	1,113.1
年金数理上の(利益)/損失	1,803.8	(1,162.8)
清算による負債の消却	(1,833.7)	(1,399.0)
支払給付金	(176.8)	(122.1)
<b>債務残高 - 当期末現在</b>	<b>16,540.3</b>	<b>15,391.1</b>
<b>制度資産期首残高(公正価値)</b>	<b>16,303.7</b>	<b>16,888.1</b>
制度資産の期待収益	1,381.1	1,433.4
年金数理上の利益/(損失)	(125.9)	(449.6)
清算による資産の分配	(2,037.4)	(1,554.5)
拠出金	94.1	108.4
支払給付金	(176.8)	(122.1)
<b>制度資産期末残高(公正価値)</b>	<b>15,438.8</b>	<b>16,303.7</b>
期末における制度資産の公正価値	15,438.8	16,303.7
期末における確定給付債務の現在価値	(16,540.3)	(15,391.1)
資産として認識されない金額(AS第15号「従業員給付」の パラグラフ59(b)に規定された上限)	-	(310.1)
<b>資産/(負債)</b>	<b>(1,101.5)</b>	<b>602.5</b>
<b>費用<sup>1</sup></b>		
勤務費用	232.2	275.0
利息費用	1,123.7	1,113.1
制度資産の期待収益	(1,381.1)	(1,433.4)
年金数理上の(利益)/損失	1,929.7	(713.2)
縮小及び清算(利益)/損失	203.7	155.5
AS第15号「従業員給付」のパラグラフ59(b)に規定された上 限による影響	(310.1)	241.8
<b>費用純額</b>	<b>1,798.1</b>	<b>(361.2)</b>
制度資産の実際運用収益	1,255.2	983.8
次年度の雇用主の予想拠出金	1,000.0	3,000.0
<b>制度資産の投資内訳</b>		
保険会社が運用するファンド	1.00%	0.88%
インド国債	49.63%	48.98%
社債	44.91%	43.48%
上場企業の持分証券	3.55%	6.00%
その他	0.91%	0.66%
<b>仮定</b>		
割引率	7.05%	7.45%
昇給率：		
基本給	1.50%	1.50%
物価上昇手当	7.00%	7.00%
制度資産の期待収益率	8.00%	8.00%

1. 附属明細書16 - 営業費用の「従業員に関する支払額及び引当金」に含まれている。

制度資産の期待収益率は、当該債務の見積期間中のファンドの投資に係る平均長期期待収益率に基づいている。

**実績調整**

(単位：百万インド・ルピー)

明細	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	3月31日に 終了した年度	3月31日に 終了した年度	3月31日に 終了した年度	3月31日に 終了した年度	3月31日に 終了した年度
制度資産	15,438.8	16,303.7	16,888.1	13,191.6	10,103.4
確定給付債務	(16,540.3)	(15,391.1)	(16,686.9)	(14,191.6)	(12,999.9)
資産として認識されない金額(AS 第15号「従業員給付」のpara グラフ59(b)に規定された上 限)	-	(310.1)	(68.4)	-	-
余剰 / (不足)	(1,101.5)	602.5	132.8	(1,000.0)	(2,896.5)
制度資産の実績調整	(125.9)	(449.6)	589.5	(4.1)	104.7
制度負債の実績調整	1,038.6	290.1	(80.0)	1,503.4	1,271.2

**退職金**

以下の表は、表示期間における当グループの退職金に関する確定給付債務の現在価値の変動、制度資産の公正価値及びその他の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2019年3月31日に 終了した年度	2018年3月31日に 終了した年度
<b>期首債務</b>	<b>11,846.6</b>	<b>11,172.6</b>
追加：期首債務の為替変動に係る調整	3.0	0.4
<b>調整後期首債務</b>	<b>11,849.6</b>	<b>11,173.0</b>
勤務費用	1,248.2	1,178.2
利息費用	919.1	775.8
年金数理上の(利益)/損失	473.9	(316.3)
過去勤務費用	-	16.1
他社からの/への移行債務	(7.4)	33.4
支払給付金	(1,166.3)	(1,013.6)
<b>債務残高 - 当期末現在</b>	<b>13,317.1</b>	<b>11,846.6</b>
<b>制度資産期首残高(公正価値)</b>	<b>10,972.1</b>	<b>10,443.4</b>
制度資産の期待収益	873.5	830.2
年金数理上の利益/(損失)	(62.0)	(124.7)
拠出金	1,502.5	803.4
他社からの/への移行資産	(7.4)	33.4
支払給付金	(1,166.3)	(1,013.6)
<b>制度資産期末残高(公正価値)</b>	<b>12,112.4</b>	<b>10,972.1</b>
期末における制度資産の公正価値	12,112.4	10,972.1
期末における確定給付債務の現在価値	(13,317.1)	(11,846.6)
未認識過去勤務費用	0.0	-
資産として認識されない金額(AS第15号「従業員給付」のパ ラグラフ59(b)に規定された上限)	-	-
<b>資産/(負債)</b>	<b>(1,204.7)</b>	<b>(874.5)</b>
<b>当期費用<sup>1</sup></b>		
勤務費用	1,248.2	1,178.2
利息費用	919.1	775.8
制度資産の期待収益	(873.5)	(830.2)
年金数理上の(利益)/損失	535.9	(191.6)
過去勤務費用	-	16.1
「買収/売却」による損失/(利益)	-	-
為替変動による損失/(利益)	3.0	0.4
AS第15号「従業員給付」の paragraphs 59(b)に規定された上 限による影響	-	-
<b>費用純額</b>	<b>1,832.6</b>	<b>948.7</b>
制度資産の実際運用収益	811.5	705.5
次年度の雇用主の予想拠出金	1,138.0	1,838.0
<b>制度資産の投資内訳</b>		
保険会社が運用するファンド	18.91%	18.15%
インド国債	24.24%	22.50%
社債	35.28%	39.86%
特別預金制度	2.40%	2.66%
株式	10.45%	12.85%
その他	8.71%	3.98%
<b>仮定</b>		
割引率	6.90%-7.80%	7.30%-7.85%
昇給率	7.00%-10.00%	7.00%-10.00%
制度資産の期待収益率	7.50%-8.00%	7.50%-8.00%

1. 附属明細書16 - 営業費用の「従業員に関する支払額及び引当金」に含まれている。

制度資産の期待収益率は、当該債務の見積期間中のファンドの投資に係る平均長期期待収益率の予測に基づいている。

### 実績調整

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	3月31日に 終了した年度	3月31日に 終了した年度	3月31日に 終了した年度	3月31日に 終了した年度	3月31日に 終了した年度
制度資産	12,112.4	10,972.1	10,443.4	8,361.6	7,862.7
確定給付債務	(13,317.1)	(11,846.6)	(11,172.6)	(9,389.8)	(8,470.2)
資産として認識されない金額(AS 第15号「従業員給付」のpara グラフ59(b)に規定された上 限)	-	-	-	-	-
余剰 / (不足)	(1,204.7)	(874.5)	(729.2)	(1,028.2)	(607.5)
制度資産の実績調整	(62.0)	(124.7)	542.2	(398.1)	699.4
制度負債の実績調整	243.7	261.8	269.8	171.4	70.6

保険数理上の評価において検討される将来の昇給に関する見積りには、インフレ、勤続年数、昇進及びその他の関連する要素が考慮されている。

## 準備基金（以下「PF」という。）

2019年3月31日に終了した年度において当グループは、保険数理上の評価に基づく適用除外準備基金に係る金利保証による債務はないことから引当金を計上しなかった（2018年3月31日に終了した年度：ゼロ）。

以下の表は、表示期間における当グループの準備基金に関する確定給付債務の現在価値の変動、制度資産の公正価値及びその他の詳細を示している。

（単位：百万インド・ルピー）

項目	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日 に終了した年度
<b>期首債務</b>	<b>29,587.9</b>	<b>26,198.8</b>
勤務費用	1,499.0	1,380.7
利息費用	2,221.5	1,757.2
年金数理上の（利益）/ 損失	447.4	501.7
従業員の拠出金	2,798.8	2,619.1
他社からの/への移行債務	217.5	354.5
支払給付金	(3,489.7)	(3,224.1)
<b>期末債務</b>	<b>33,282.4</b>	<b>29,587.9</b>
<b>制度資産期首残高</b>	<b>29,587.9</b>	<b>26,198.8</b>
制度資産の期待収益	2,656.0	2,274.0
年金数理上の利益/（損失）	13.0	(15.1)
雇用主の拠出金	1,499.0	1,380.7
従業員の拠出金	2,798.8	2,619.1
他社からの/への移行資産	217.4	354.5
支払給付金	(3,489.7)	(3,224.1)
<b>制度資産期末残高</b>	<b>33,282.4</b>	<b>29,587.9</b>
期末における制度資産	33,282.4	29,587.9
期末における確定給付債務の現在価値	(33,282.4)	(29,587.9)
<b>資産/（負債）</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>当期費用<sup>1</sup></b>		
勤務費用	1,499.0	1,380.7
利息費用	2,221.5	1,757.2
制度資産の期待収益	(2,656.0)	(2,274.0)
年金数理上の（利益）/ 損失	434.4	516.8
<b>費用純額</b>	<b>1,498.9</b>	<b>1,380.7</b>
制度資産の実際運用収益	2,669.0	2,258.8
次年度の雇用主の予想拠出金	1,605.8	1,479.1
<b>制度資産の投資内訳</b>		
インド国債	48.63%	47.65%
社債	44.12%	45.17%
特別預金制度	1.63%	1.84%
その他	5.63%	5.34%
<b>仮定</b>		
割引率	6.95%-7.40%	7.35%-7.60%
制度資産の期待収益率	8.21%-8.75%	8.18%-8.95%
投資の満期までの残存期間の割引率	7.30%-7.65%	7.55%-8.05%
投資の過去の平均利回り	8.48%-8.91%	8.28%-8.95%
保証収益率	8.65%-8.65%	8.55%-8.65%

1. 附属明細書16 - 営業費用の「従業員に関する支払額及び引当金」に含まれている。

## 実績調整

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2019年3月31日に 終了した年度	2018年3月31日に 終了した年度	2017年3月31日に 終了した年度	2016年3月31日に 終了した年度
制度資産	33,282.4	29,587.9	26,198.8	23,209.5
確定給付債務	(33,282.4)	(29,587.9)	(26,198.8)	(23,209.5)
資産として認識されない金額 (AS第15号「従業員給付」の パラグラフ59(b)に規定され た上限)	-	-	-	-
余剰 / (不足)	-	-	-	-
制度資産の実績調整	13.0	(15.1)	(8.3)	27.1
制度負債の実績調整	447.4	501.6	310.5	252.5

2019年3月31日に終了した年度において、当グループはインド政府が運用する従業員準備基金を含む準備基金へ2,842.6百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：2,663.0百万インド・ルピー）を拠出しており、これには1952年従業員準備基金及び雑則法に基づく従業員年金制度への強制拠出が含まれる。

## 退職基金

2019年3月31日に終了した年度において、当グループは、当該制度を選択していた従業員のために、退職基金に240.2百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：219.8百万インド・ルピー）を拠出している。

## 国民年金制度（以下「NPS」という。）

2019年3月31日に終了した年度において、当グループは、当該制度を選択していた従業員のために、NPSに132.6百万インド・ルピー（2018年3月31日：114.0百万インド・ルピー）を拠出している。

## 有給休暇

以下の表は、表示期間における有給休暇に関する費用を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日 に終了した年度
費用 <sup>1</sup>	888.6	799.9
仮定		
割引率	6.90%-7.80%	7.30%-7.85%
昇給率	7.00%-10.00%	7.00%-10.00%

1. 附属明細書16 - 営業費用の「従業員に関する支払額及び引当金」に含まれている。

## 9. 法人所得税に対する引当金

2019年3月31日に終了した年度の法人所得税（繰延税金を含む）引当金は、17,191.0百万インド・ルピー（2018年3月31日：18,789.2百万インド・ルピー）であった。

当グループは、1961年法人税法の92-92F条に基づく移転価格法で義務付けられている情報及び文書の保管に関して包括的なシステムを維持している。経営陣は、すべての海外の関連当事者との取引及び国内の関連当事者との特定の取引は主に独立第三者間取引として行われており、上述の法律が財務諸表に重要な影響を与えることはないと考えている。

**10. 繰延税金**

2019年3月31日現在、当グループは、109,372.9百万インド・ルピー（2018年3月31日：78,183.0百万インド・ルピー）の繰延税金資産（純額）を「その他の資産」に計上している。

以下の表は、表示期間における繰延税金資産及び負債の主な項目の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	2019年3月 31日現在	2018年3月 31日現在
<b>繰延税金資産</b>		
貸倒引当金	134,571.6	103,939.1
外貨換算準備金 <sup>1</sup>	283.0	861.2
その他	14,529.5	9,863.4
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>149,384.1</b>	<b>114,663.7</b>
<b>繰延税金負債</b>		
特別準備金控除	31,535.8	29,671.7
時価評価による利益 <sup>1</sup>	543.4	346.5
固定資産の減価償却費	4,905.5	5,084.3
税金還付による利息 <sup>1</sup>	2,632.6	1,077.1
その他	393.9	301.1
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>40,011.2</b>	<b>36,480.7</b>
<b>繰延税金資産 / (負債) 合計(純額)</b>	<b>109,372.9</b>	<b>78,183.0</b>

1. これらの項目は、所得計算及び開示に関する基準（以下「ICDS」という。）の要件に準拠して考慮される。

## 11. 事業及び地理的セグメントに関する情報

### A. 事業セグメント

当グループの主なセグメントは以下のとおり表示されている。

- ・ **リテール・バンキング**は、当行のエクスポージャーを含んでおり、当該エクスポージャーは、バーゼル銀行監督委員会の「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」に規定されたリテール・エクスポージャーに関する個別エクスポージャーの志向性、商品、精度及び低値という4つの基準を満たしている。また、このセグメントは、クレジット・カード、デビット・カード、第三者商品の販売による収益及び関連費用を含む。
- ・ **ホールセール・バンキング**は、当行によるリテール・バンキングに含まれない信託、パートナーシップ、企業及び法人に対するすべての貸付金を含む。
- ・ **トレジャリー**は、当行及びICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンドのすべての投資及びデリバティブのポートフォリオを含む。
- ・ **その他の銀行事業**はリース業務及び当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目を含む。さらに、同事業は、当行の銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUKピーエルシー及びICICIバンク・カナダを含む。
- ・ **生命保険**はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの業績を表す。
- ・ **損害保険**はICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの業績を表す。
- ・ **その他**は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIインターナショナル・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インク、ICICIセキュリティーズ・インク、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIプルデンシャル・トラスト・リミテッド、ICICIインベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIトラスティーシップ・サービズ・リミテッド及びICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドを含む。

収益、費用、資産及び負債はそれぞれのセグメントで個別認識されるか、体系的に各セグメントに配分される。

当行の負債は、すべての資金をプールするセントラル・トレジャリー・ユニットに移転され、そこから規制上の準備金要件に関する調整後に、資金調達対象の資産の満期に合わせて適正な金利で各事業部門に貸付けられる。

当行の移転価格機能は定期的にレビューされる。セグメントの業績は各報告期間における移転価格機能に基づき決定される。

新規連結事業体及び連結から除外された事業体について、2019年3月31日に終了した年度における各報告セグメントの業績は、2018年3月31日に終了した年度の報告セグメントと比較されない。

[前へ](#)

[次へ](#)

以下の表は、2019年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	明細	リテール・ バンキング	ホールセール ・バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント 間調整	合計
1.	収益	591,723.3	341,685.0	541,021.8	37,425.1	366,987.7	111,526.8	60,995.7	(738,300.4)	1,313,065.0
2.	<b>セグメント実績<sup>1</sup></b>	<b>82,231.2</b>	<b>(102,423.4)</b>	<b>53,401.0</b>	<b>5,916.3</b>	<b>11,624.0</b>	<b>15,984.2</b>	<b>20,142.7</b>	<b>(12,793.4)</b>	<b>74,082.6</b>
3.	未配分費用									
4.	営業利益(2)-(3) <sup>1</sup>									74,082.6
5.	法人所得税費用(純額)(繰延税額控除 後)									17,191.0
6.	<b>純利益<sup>2</sup>(4)-(5)</b>									<b>56,891.6</b>
	<b>その他の情報</b>									
7.	セグメント資産	3,071,558.3	2,884,954.5	3,331,049.7	765,251.5	1,626,999.2	329,504.5	314,909.5	(147,533.9)	12,176,693.3
8.	未配分資産 <sup>3</sup>									211,245.6
9.	<b>資産合計(7)+(8)</b>									<b>12,387,938.9</b>
10.	セグメント負債	4,889,760.0	1,874,784.2	2,801,718.4 <sup>4</sup>	687,857.4 <sup>4</sup>	1,629,321.7 <sup>4</sup>	334,018.4 <sup>4</sup>	318,012.7 <sup>4</sup>	(147,533.9) <sup>4</sup>	12,387,938.9
11.	未配分負債									-
12.	<b>負債合計(10)+(11)</b>									<b>12,387,938.9</b>
13.	資本的支出	5,436.5	1,966.4	-	251.3	1,245.1	1,159.3	970.3	-	11,028.9
14.	減価償却費	5,559.0	2,111.0	0.4	193.8	567.2	608.3	435.1	(16.4)	9,458.4

1. 税引前及び少数株主持分控除前利益。
2. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
3. 前払税金/源泉徴収税(純額)及び繰延税金資産(純額)を含む。
4. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

以下の表は、2018年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	明細	リテール・ バンキング	ホールセール ・バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント 間調整	合計
1.	収益	502,625.4	300,940.3	515,895.5	31,134.7	325,235.3	95,244.7	59,249.7	(640,634.6)	1,189,691.0
2.	<b>セグメント実績<sup>1</sup></b>	<b>71,414.2</b>	<b>(82,813.0)</b>	<b>77,451.4</b>	<b>5,705.4</b>	<b>17,191.3</b>	<b>11,962.3</b>	<b>21,040.8</b>	<b>(12,167.8)</b>	<b>109,784.6</b>
3.	未配分費用									
4.	営業利益(2)-(3) <sup>1</sup>									109,784.6
5.	法人所得税費用(純額)(繰延税額控除 後)									18,789.2
6.	<b>純利益<sup>2</sup>(4)-(5)</b>									<b>90,995.4</b>
	<b>その他の情報</b>									
7.	セグメント資産	2,586,385.4	2,657,712.2	3,304,242.1	680,805.1	1,415,129.1	294,632.6	313,824.1	(154,758.3)	11,097,972.3
8.	未配分資産 <sup>3</sup>									144,838.1
9.	<b>資産合計(7)+(8)</b>									<b>11,242,810.4</b>
10.	セグメント負債	4,135,023.7	1,672,682.4	2,947,045.6 <sup>4</sup>	611,878.3 <sup>4</sup>	1,417,238.7 <sup>3</sup>	297,406.3 <sup>4</sup>	316,293.7 <sup>4</sup>	(154,758.3) <sup>4</sup>	11,242,810.4
11.	未配分負債									
12.	<b>負債合計(10)+(11)</b>									<b>11,242,810.4</b>
13.	資本的支出	7,393.7	1,302.8	24.3	89.6	2,430.6	478.1	461.3	-	12,180.4
14.	減価償却費	6,665.6	1,081.8	17.7	123.5	436.8	546.5	366.0	(16.5)	9,221.4

1. 税引前及び少数株主持分控除前利益。
2. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
3. 前払税金/源泉徴収税(純額)及び繰延税金資産(純額)を含む。
4. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

[前へ](#)

[次へ](#)

**B. 地理的セグメント**

当グループは、以下の地理的セグメントに基づき事業報告を行った。

- ・国内事業 - インド国内で営業している支店及び子会社 / ジョイント・ベンチャーより構成される。
- ・海外事業 - インド国外で営業している支店及び子会社 / ジョイント・ベンチャー並びにインド国内のオフショア銀行ユニットより構成される。

当グループは、顧客の業務要件に応じて世界的規模で顧客との取引を行っており、その活動は様々な地域にわたる場合もある。

以下の表は、表示期間における地理的セグメントの業績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	2019年3月31日 に終了した年度	2018年3月31日に 終了した年度
<b>収益</b>		
国内事業	1,248,986.2	1,133,473.4
海外事業	64,078.8	56,217.6
<b>合計</b>	<b>1,313,065.0</b>	<b>1,189,691.0</b>

(単位：百万インド・ルピー)

	2019年 3月31日現在	2018年 3月31日現在
<b>資産</b>		
国内事業	10,719,652.3	9,632,242.3
海外事業	1,457,041.0	1,465,730.0
<b>合計</b>	<b>12,176,693.3</b>	<b>11,097,972.3</b>

注：セグメント資産は前払税金 / 源泉徴収税（純額）及び繰延税金資産（純額）を含まない。

以下の表は、表示期間における地理的セグメントの資本的支出とその減価償却費である。

	資本的支出		減価償却	
	2019年 3月31日に 終了した年度	2018年 3月31日に 終了した年度	2019年 3月31日に 終了した年度	2018年 3月31日に 終了した年度
(単位：百万インド・ルピー)				
国内事業	10,704.5	11,954.1	9,273.8	9,072.2
海外事業	324.4	226.3	184.6	149.2
<b>合計</b>	<b>11,028.9</b>	<b>12,180.4</b>	<b>9,458.4</b>	<b>9,221.4</b>

## 12. 銀行業規制当局によって課せられた罰金/科料

2019年3月31日に終了した年度において、RBI及びその他の銀行業規制当局によって科せられた罰金は10.0百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：627.2百万インド・ルピー）であった。

RBIは、2019年2月25日付の命令を通じて、RBIの「期限付のSWIFT関連の管理設定及び強化」指令への準拠の遅延について当行に対して10.0百万インド・ルピーの罰金を課した。

## 13. 連結決算書に関する追加情報

2019年3月31日現在の連結決算書に関する追加情報（2013年会社法のスケジュール に準拠する）

会社名	純資産 <sup>1</sup>		損益持分	
	純資産 合計に 対する%	金額	純利益 合計に 対する%	金額
<b>(単位：百万インド・ルピー)</b>				
<b>親会社</b>				
アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド	94.9%	1,083,680.4	79.1%	33,633.0
<b>子会社</b>				
<b>インド</b>				
ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディー ラーシップ・リミテッド	0.9%	9,915.6	1.4%	606.5
ICICIセキュリティーズ・リミテッド	0.9%	10,212.2	11.5%	4,911.8
ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミ テッド	1.4%	16,428.2	0.7%	279.9
ICICIトラスティーシップ・サービズ・リミテッ ド	0.0% <sup>2</sup>	7.0	0.0% <sup>2</sup>	0.4
ICICIインベストメント・マネジメント・カンパ ニー・リミテッド	0.0% <sup>2</sup>	113.4	0.0% <sup>2</sup>	3.8
ICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カン パニー・リミテッド	0.2%	2,315.3	1.6%	690.7
ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアラン ス・カンパニー・リミテッド	6.2%	70,474.5	26.8%	11,406.5
ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアラン ス・カンパニー・リミテッド	5.0%	56,588.8	24.7%	10,492.6
ICICIブルデンシャル・トラスト・リミテッド	0.0% <sup>2</sup>	14.9	0.0% <sup>2</sup>	1.6
ICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・ カンパニー・リミテッド	1.0%	11,184.4	16.1%	6,866.7
ICICIブルデンシャル・ペンション・ファンド・マ ネジメント・カンパニー・リミテッド	0.0% <sup>2</sup>	346.1	(0.0%) <sup>2</sup>	(17.2)
<b>海外</b>				
ICICIバンク UK ピーエルシー	2.7%	31,419.3	(8.7%)	(3,696.6)
ICICIバンク・カナダ	2.6%	29,443.6	6.6%	2,792.3
ICICIインターナショナル・リミテッド	0.0% <sup>2</sup>	108.2	0.0% <sup>2</sup>	9.8
ICICIセキュリティーズ・ホールディングズ・イン ク	0.0% <sup>2</sup>	128.9	0.0% <sup>2</sup>	1.7
ICICIセキュリティーズ・インク	0.0% <sup>2</sup>	217.7	0.1% <sup>2</sup>	36.5
<b>その他の連結事業体</b>				
<b>インド</b>				
ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファン ド	0.0% <sup>2</sup>	255.1	0.0% <sup>2</sup>	12.3
<b>海外</b>				
なし	-	-	-	-

会社名	純資産 <sup>1</sup>		損益割合	
	純資産 合計に 対する%	金額	純利益 合計に 対する%	金額
(単位：百万インド・ルピー)				
全ての子会社における少数株主持分	(5.8%)	(65,805.4)	(33.7%)	(14,349.2)
関連会社				
インド				
アイ・プロセス・サービス(インド)プライベート・リミテッド	-	-	-	-
NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド	-	-	0.0% <sup>2</sup>	4.7
ICICIマーチャント・サービス・プライベート・リミテッド	-	-	0.0% <sup>2</sup>	1.1
インドア・インフラデット・リミテッド	-	-	1.8%	766.6
インドア・アドバンテージ・ファンド	-	-	0.1% <sup>2</sup>	39.6
インドア・アドバンテージ・ファンド	-	-	0.0% <sup>2</sup>	1.6
アルテリア・テクノロジーズ・プライベート・リミテッド	-	-	0.0%	2.8
海外				
なし	-	-	-	-
ジョイント・ベンチャー				
なし	-	-	-	-
会社間調整	(10.0%)	(114,514.1)	(28.1%)	(11,957.1)
<b>純資産/純利益合計</b>	<b>100.0%</b>	<b>1,142,534.1</b>	<b>100.0%</b>	<b>42,542.4</b>

1. 資産合計から負債合計を控除。

2. 僅少な金額。

2018年3月31日現在の連結決算書に関する追加情報（2013年会社法のスケジュールに準拠する）

会社名	純資産 <sup>1</sup>		損益持分	
	純資産 合計に 対する%	金額	純利益 合計に 対する%	金額
<b>(単位：百万インド・ルピー)</b>				
<b>親会社</b>				
アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド	95.1%	1,051,589.4	87.9%	67,774.2
<b>子会社</b>				
<b>インド</b>				
ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディー ラーシップ・リミテッド	0.9%	9,742.6	1.4%	1,116.3
ICICIセキュリティーズ・リミテッド	0.7%	8,250.9	7.2%	5,533.6
ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミ テッド	1.5%	16,133.2	0.8%	642.5
ICICIトラスティシップ・サービシズ・リミテッ ド	0.0% <sup>2</sup>	6.5	0.0% <sup>2</sup>	0.6
ICICIインベストメント・マネジメント・カンパ ニー・リミテッド	0.0% <sup>2</sup>	109.6	0.0% <sup>2</sup>	0.7
ICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カン パニー・リミテッド	0.2%	2,179.8	0.1%	111.8
ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアラン ス・カンパニー・リミテッド	6.2%	68,852.6	21.0%	16,198.3
ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアラン ス・カンパニー・リミテッド	4.8%	52,750.4	11.2%	8,617.8
ICICIブルデンシャル・トラスト・リミテッド	0.0% <sup>2</sup>	14.6	0.0% <sup>2</sup>	1.9
ICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・ カンパニー・リミテッド	0.7%	8,233.3	8.1%	6,255.5
ICICIブルデンシャル・ペンション・ファンド・マ ネジメント・カンパニー・リミテッド	0.0% <sup>2</sup>	263.3	(0.0%) <sup>2</sup>	(6.6)
<b>海外</b>				
ICICIバンク UK ピーエルシー	3.0%	33,027.6	(2.1%)	(1,646.7)
ICICIバンク・カナダ	2.5%	27,670.1	2.9%	2,222.6
ICICIインターナショナル・リミテッド	0.0% <sup>2</sup>	92.8	0.0% <sup>2</sup>	4.6
ICICIセキュリティーズ・ホールディングズ・イン ク	0.0% <sup>2</sup>	127.2	0.0% <sup>2</sup>	0.1
ICICIセキュリティーズ・インク	0.0% <sup>2</sup>	181.2	0.1%	43.6
<b>その他の連結事業体</b>				
<b>インド</b>				
ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファン ド	0.0% <sup>2</sup>	231.3	0.0% <sup>2</sup>	13.3
<b>海外</b>				
なし	-	-	-	-
<b>少数株主持分</b>	<b>(5.4%)</b>	<b>(60,081.9)</b>	<b>(18.0%)</b>	<b>(13,873.6)</b>

会社名	純資産 <sup>1</sup>		損益割合	
	純資産 合計に 対する%	金額	純利益 合計に 対する%	金額
<b>(単位：百万インド・ルピー)</b>				
<b>関連会社</b>				
<b>インド</b>				
アイ・プロセス・サービス(インド)プライベート・リミテッド	-	-	-	-
NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド	-	-	0.0% <sup>2</sup>	2.9
ICICIマーチャント・サービス・プライベート・リミテッド	-	-	-	-
インド・インフラデット・リミテッド	-	-	0.6%	432.5
インド・アドバンテージ・ファンド	-	-	0.0% <sup>2</sup>	10.9
インド・アドバンテージ・ファンド	-	-	0.0% <sup>2</sup>	(7.9)
<b>海外</b>				
なし	-	-	-	-
<b>ジョイント・ベンチャー</b>				
なし	-	-	-	-
<b>会社間調整</b>	(10.2%)	(113,077.5)	(21.2%)	(16,327.0)
<b>純資産/純利益合計</b>	<b>100.0%</b>	<b>1,106,297.0</b>	<b>100.0%</b>	<b>77,121.9</b>

1. 資産合計から負債合計を控除。

2. 僅少な金額。

#### 14. 子会社株式の売却

2019年3月31日に終了した年度において、当行は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの2.00%の普通株式を売却した。当該売却による純利益は10,059.3百万インド・ルピーであった。

2018年3月31日に終了した年度において、当行は、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの新規株式公開(以下「IPO」という。)において、約7.00%の普通株式を売却した。当該売却による純利益は、17,113.2百万インド・ルピーであった。さらに当行は、ICICIセキュリティーズ・リミテッドのIPOにおいて、約20.78%の普通株式を売却した。当該売却による純利益は、32,081.6百万インド・ルピーであった。

## 15. NPAの資産分類と引当金の差異

2019年4月1日付のインド準備銀行回覧通知書DBR.BP.BC.No.32/21.04.018/2018-19により、銀行は、以下のいずれかの場合には、RBIの年次監督プロセスの結果生じる資産の分類と引当金の差異について連結財務諸表注記に開示することが義務付けられている。(a)RBIの査定により義務づけられた追加引当金が報告済の純利益の10%（引当金及び偶発債務控除前）を超えている場合（2017年3月31日に終了した事業年度は、公表済の純利益（税引後）の15%を超えている場合）、又は(b)RBIが特定した追加の総額NPAが、開示対象期間の公表済の総額NPAの増加分の15%を超えている場合のいずれか、又はその両方の場合である。RBIの通達に記載されている条件に基づき、2018年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度については、RBIの監督プロセスに関して、資産の分類とNPAに関する引当金の差異についての開示は要求されていない。

## 16. 固定資産の再評価

当行及び住宅金融子会社は、リース物件の造作以外の物件（土地及び建物）について、AS第10号「有形固定資産」による再評価モデルに従っている。当行は、当初、2016年3月31日現在で物件の再評価を行い、住宅金融子会社は、2017年3月31日現在で物件の再評価を行った。当該方針に従って、当行は外部の評価業者を通じて、直接比較法及び収益還元法等の手法を用いて年次再評価を実施し、増加分は再評価準備金に計上されている。2019年3月31日現在の再評価金額は、57,631.2百万インド・ルピー（2018年3月31日：57,416.0百万インド・ルピー）で、これに比べて、減価償却累計額控除後の取得原価は、26,926.8百万インド・ルピー（2018年3月31日：27,144.0百万インド・ルピー）であった。

再評価準備金は、配当金の分配には利用できない。

## 17. 普通株式及び優先株式の配当案

2019年5月6日に開催された取締役会において、当行の取締役会は、2019年3月31日に終了した年度に関して、普通株式1株当たり1インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：普通株式1株当たり1.50インド・ルピー）の配当金を提案した。配当金の宣言及び支払いには、事前承認が不可欠である。

## 18. 配当分配税

インドの子会社から受領した配当金（配当分配税はその子会社によって支払われている）と海外子会社から受領した配当金（税金は1961年法人税法セクション115BBDに基づいて支払われている）は、1961年法人税法のセクション115-0に従って配当分配税を算出する目的上、当行によって分配される配当金から減額されている。

## 19. ICICIバンク・カナダによるIFRS第9号の適用

ICICIバンク・カナダは、2018年1月1日より財務諸表の作成に国際会計報告基準（以下「IFRS」という。）第9号 - 金融商品を適用した。したがって、連結財務諸表に含まれているICICIバンク・カナダの財務諸表は、2018年4月1日よりIFRS第9号が適用されている。IFRS第9号の初度適用時の影響263.0百万インド・ルピー（5.1百万カナダ・ドル）は、2019年3月31日に終了した年度の附属明細表2 - 「準備金及び剰余金」の損益計算書残高において調整及び表示されている。

## 20. 追加開示

当行及び子会社の個別財務諸表に開示された追加の法定情報で、連結財務諸表の真実かつ公正な概観に重大な影響を及ぼさないもの、及び重大ではない項目に関連する情報は、連結財務諸表には開示されていない。

## 21. 比較数値

前期の数値は、当期の表示に一致させるために組み替えられている。

[前へ](#)

[次へ](#)

## B. 追加注記

### 1. 準備金

#### 法定準備金

1949年銀行規制法で要求されているとおり、利益処分前の純利益の一定割合として設定された準備金を表す。現在、インドにおけるすべての銀行は、利益処分前の純利益の25%以上を法定準備金に振替えることが義務付けられている。

#### 特別準備金

1961年法人税法に基づく準備金で、税額控除の為に計上される。

#### 有価証券剰余金

新株発行の際に発生した費用控除後の新株発行の際に受取ったプレミアムを表す。

#### 投資準備金勘定

必要額を超過する、売却可能及び売買目的保有有価証券の償却引当金を表す。損益勘定に貸方計上され及び税引後の金額が当該勘定に分配され、法定準備金に振替えられる。

#### 投資変動準備金

売却可能及び売買目的保有に分類された有価証券の正味売却益、又は、その他準備金への強制処分後の純利益のいずれか低い額の充当額を表す。この充当は本準備金の金額が最低でも売却目的及び売却可能ポートフォリオの2%に達するまで行われる。

#### 未実現投資準備金

連結ベンチャー・キャピタル・ファンドの投資に係る未実現利益 / 損失を表す。

#### 資本準備金

税金及び法定準備金振替額控除後の満期保有目的有価証券の売却益並びに土地及び建物売却益を表す。

#### 資本償還準備金

2013年会社法により要求されるもので、当行による優先株式償還による利用可能な過年度の利益剰余金からの充当額を表す。

#### 外貨換算準備金

非統合海外事業の財務諸表の為替換算によって生じた差額の累計額を表す。

#### 再評価準備金

当グループにより実施された建物の再評価に係る準備金を表す。

#### 積立金

当行のスリランカ支店に適用される規制に従い、積立金へ行われた処分額を表す。

#### 収益及びその他準備金

資本準備金及び個別に分類されるもの以外の準備金を表す。

#### 損益計算書残高

利益処分後の利益の残高を表す。

## 2. 預金

預金には無利子の要求払い預金、並びに利付の普通及び定期預金が含まれている。

以下の表は、2019年3月31日現在の定期預金の残余契約満期を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

3月31日に終了する事業年度に満期を迎える預金

2020年	2,740,055.8
2021年	483,552.2
2022年	148,016.7
2023年	47,704.9
2024年	48,303.4
2025年以降	22,180.3
<b>定期預金合計</b>	<b>3,489,813.3</b>

2019年3月31日現在、個別残高が5.0百万インド・ルピーを超える定期預金の総額は、1,888,743.4百万インド・ルピー(2018年3月31日：1,524,746.8百万インド・ルピー)であった。

## 3. 長期債務

長期債務は、当初の契約満期が1年超の債務である。満期の分布は、契約満期又は保有者の選択により償還可能な日のいずれか早く到来する日に基づいている。長期債務の一部は固定利付である。変動利付債務の金利は通常ロンドン銀行間出し手金利(以下「LIBOR」という。)又は類似のマナー・マーケット・レートに連動している。固定利付債務及び変動利付債務の分類は契約条件に基づいている。

以下の表は、2019年3月31日現在における長期債務の満期及び金利種類別の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

3月31日に終了する事業年度に満期を迎える長期債務

	固定利付債務	変動利付債務	合計
2020年493	265,920.9	127,028.4	392,949.3
2021年	276,565.1	55,176.1	331,741.2
2022年	108,493.4	51,875.9	160,369.3
2023年	128,924.1	119,796.6	248,720.7
2024年	117,493.6	31,619.7	149,113.3
2025年以降	287,747.1	134.5	287,881.6
<b>合計</b>	<b>1,185,144.2</b>	<b>385,631.2</b>	<b>1,570,775.4</b>
控除：未償却債務発行費用			(796.9)
<b>合計</b>			<b>1,569,978.5</b>

長期債務はさまざまな通貨で発行されている。2019年3月31日現在の長期債務の内訳は、インド・ルピー建てが767,365.3百万インド・ルピー(2018年3月31日：780,290.7百万インド・ルピー)で、外貨建てが802,613.2百万インド・ルピー(2018年3月31日：829,076.6百万インド・ルピー)であった。

## インド・ルピー建て債務

以下の表は、表示期間のインド・ルピー建て債務の主なカテゴリーを示している。

(単位：百万インド・ルピー)

カテゴリー	2019年3月31日現在			加重平均残存満期(年)
	金額	加重平均利率	利率範囲	
機関/個人投資家向け発行債券	498,200.3	8.8%	7.4% - 14.2%	4.1
金融機関からの借換	214,319.8	7.1%	4.6% - 10.0%	2.5
その他の銀行からの借入	49,097.7	8.8%	8.1% - 9.4%	3.4
定期預金	5,747.5	8.4%	6.9% - 9.1%	2.5
優先株式	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>767,365.3</b>	<b>8.3%</b>		<b>3.6</b>

(単位：百万インド・ルピー)

2018年3月31日現在

カテゴリー	金額	加重平均 利率	利率範囲	加重平均残存 満期(年)
機関/個人投資家向け発行債券	575,156.9	9.0%	7.2% - 14.2%	4.3
金融機関からの借換	170,388.0	7.1%	4.6% - 8.7%	2.8
その他の銀行からの借入	29,068.5	8.2%	7.9% - 9.5%	3.4
定期預金	2,177.3	8.3%	6.9% - 9.4%	1.3
優先株式	3,500.0	0.001%	0.001%	0.1
<b>合計</b>	<b>780,290.7</b>	<b>8.5%</b>		<b>3.9</b>

**外貨建て債務**

以下の表は、表示期間の外貨建て債務の主なカテゴリーを示している。

(単位：百万インド・ルピー)

2019年3月31日現在

カテゴリー	金額	加重平均 利率	利率範囲	加重平均残存 満期(年)
債券	455,422.9	4.2%	0.7% - 7.0%	2.7
その他の借入	347,190.3	2.8%	0.0% - 4.4%	2.3
<b>合計</b>	<b>802,613.2</b>	<b>3.6%</b>		<b>2.5</b>

(単位：百万インド・ルピー)

2018年3月31日現在

カテゴリー	金額	加重平均 利率	利率範囲	加重平均残存 満期(年)
債券	443,829.0	4.1%	0.7% - 7.0%	3.6
その他の借入	385,247.6	2.3%	0.0% - 4.0%	2.3
<b>合計</b>	<b>829,076.6</b>	<b>3.3%</b>		<b>3.0</b>

借入のための担保資産として差し入れた有価証券については、「附属明細書18B - 追加注記 - インドGAAP財務書類からの抜粋情報」を参照のこと。

**4. 現金及び現金同等物**

2019年3月31日現在、インド準備銀行への預金残高は、最低準備預金について規定するガイドラインに準拠して291,541.3百万インド・ルピー(2018年3月31日:250,570.6百万インド・ルピー)を維持していた。このうち2019年3月31日現在の当行に求められる最低準備預金の額は、255,817.8百万インド・ルピー(2018年3月31日:220,909.8百万インド・ルピー)で、引出し及び利用が制限されている。

その他の銀行への預金残高は、26,495.3百万インド・ルピー(2018年3月31日:20,732.3百万インド・ルピー)当初の満期が90日超のものを含む。

## 5. 投資

以下の表は、表示期間の満期保有に分類された投資ポートフォリオの内訳を示している。

2019年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価 / 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
<b>満期保有</b>				
社債	238,738.0	2,611.9	(1,875.2)	239,474.7
国債	1,460,234.4	21,237.1	(4,395.5)	1,477,076.0
その他負債証券	7,654.8	13.4	(0.4)	7,667.8
<b>負債証券合計</b>	<b>1,706,627.2</b>	<b>23,862.4</b>	<b>(6,271.1)</b>	<b>1,724,218.5</b>
持分証券	367.3	-	-	367.3
その他有価証券	7,070.9	588.2	(117.4)	7,541.7
<b>合計</b>	<b>1,714,065.4</b>	<b>24,450.6</b>	<b>(6,388.5)</b>	<b>1,732,127.5</b>

  

2018年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価 / 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
<b>満期保有</b>				
社債	177,703.1	2,346.8	(951.4)	179,098.5
国債	1,336,200.7	7,524.2	(14,403.4)	1,329,321.5
その他負債証券	8,557.0	11.2	(2.2)	8,566.0
<b>負債証券合計</b>	<b>1,522,460.8</b>	<b>9,882.2</b>	<b>(15,357.0)</b>	<b>1,516,986.0</b>
持分証券	326.1	-	-	326.1
その他有価証券	6,658.8	1,207.6	(59.1)	7,807.3
<b>合計</b>	<b>1,529,445.7</b>	<b>11,089.8</b>	<b>(15,416.1)</b>	<b>1,525,119.4</b>

以下の表は、表示期間の売却可能に分類された投資ポートフォリオの内訳を示している。

2019年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価 / 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
<b>売却可能</b>				
社債	155,043.4	2,391.6	(1,139.0)	156,296.0
国債	348,982.2	1,855.2	(105.9)	350,731.5
その他負債証券	197,289.5	2,625.1	(886.4)	199,028.2
<b>負債証券合計</b>	<b>701,315.1</b>	<b>6,871.9</b>	<b>(2,131.3)</b>	<b>706,055.7</b>
持分証券	129,583.4	34,545.6	(26,517.5)	137,611.5
その他有価証券	61,589.8	5,980.7	(1,997.8)	65,572.7
<b>合計</b>	<b>892,488.3</b>	<b>47,398.2</b>	<b>(30,646.6)</b>	<b>909,239.9</b>

  

2018年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価 / 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
<b>売却可能</b>				
社債	157,992.4	1,461.2	(1,664.0)	157,789.6
国債	350,051.2	820.9	(716.4)	350,155.7
その他負債証券	193,297.8	114.5	(1,301.4)	192,110.9
<b>負債証券合計</b>	<b>701,341.4</b>	<b>2,396.6</b>	<b>(3,681.8)</b>	<b>700,056.2</b>
持分証券	109,137.5	40,839.5	(18,614.8)	131,362.2
その他有価証券	70,657.4	11,409.6	(4,567.7)	77,499.3
<b>合計</b>	<b>881,136.3</b>	<b>54,645.7</b>	<b>(26,864.3)</b>	<b>908,917.7</b>

**売却可能有価証券からの収益**

以下の表は、表示期間の売却可能に分類された有価証券からの収入の内訳を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万インド・ルピー)			
利息	43,038.9	37,152.4	34,736.5
配当金	1,721.4	1,321.6	1,415.6
<b>合計</b>	<b>44,760.3</b>	<b>38,474.0</b>	<b>36,152.1</b>
実現利益総額	32,690.4	41,714.9	14,488.6
実現損失総額	(7,823.3)	(3,934.1)	(2,720.6)
<b>合計</b>	<b>24,867.1</b>	<b>37,780.8</b>	<b>11,768.0</b>

**売買目的保有有価証券からの収益**

以下の表は、表示期間の売買目的保有に分類された有価証券からの収益の内訳を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万インド・ルピー)			
利息及び配当金	20,527.8	22,211.7	21,283.6
トレーディング・ポートフォリオの売却に係る実現利益 / (損失)	(50.0)	(1,937.9)	10,840.3
トレーディング・ポートフォリオに係る未実現利益 / (損失)	659.2	713.8	(1,758.6)
<b>合計</b>	<b>21,137.0</b>	<b>20,987.6</b>	<b>30,365.3</b>

**負債証券の満期分析**

以下の表は、2019年3月31日現在の各種満期保有負債証券の満期別内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	償却原価	公正価値
<b>社債</b>		
1年未満	21,667.7	21,726.7
1年から5年	97,226.5	97,475.6
5年から10年	111,693.1	112,074.3
10年超	8,150.7	8,198.1
<b>社債合計</b>	<b>238,738.0</b>	<b>239,474.7</b>
<b>国債</b>		
1年未満	9,107.6	9,119.2
1年から5年	559,081.3	565,336.4
5年から10年	591,112.2	597,710.6
10年超	300,933.3	304,909.8
<b>国債合計</b>	<b>1,460,234.4</b>	<b>1,477,076.0</b>
<b>その他負債証券</b>		
1年未満	7,654.8	7,667.8
1年から5年	-	-
5年から10年	-	-
10年超	-	-
<b>その他負債証券合計</b>	<b>7,654.8</b>	<b>7,667.8</b>
<b>満期保有負債証券合計</b>	<b>1,706,627.2</b>	<b>1,724,218.5</b>

以下の表は、2019年3月31日現在の各種売却可能負債証券の満期別内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	償却原価	公正価値
<b>社債</b>		
1年未満	12,634.1	12,660.2
1年から5年	111,043.7	111,691.4
5年から10年	25,757.6	26,488.9
10年超	5,608.0	5,455.5
<b>社債合計</b>	<b>155,043.4</b>	<b>156,296.0</b>
<b>国債</b>		
1年未満	145,589.4	145,798.4
1年から5年	155,485.6	156,665.9
5年から10年	46,530.7	46,879.4
10年超	1,376.5	1,387.8
<b>国債合計</b>	<b>348,982.2</b>	<b>350,731.5</b>
<b>その他負債証券</b>		
1年未満	113,914.2	114,361.4
1年から5年	62,301.5	62,938.3
5年から10年	9,258.0	9,403.7
10年超	11,815.8	12,324.8
<b>その他負債証券合計</b>	<b>197,289.5</b>	<b>199,028.2</b>
<b>売却可能負債証券合計</b>	<b>701,315.1</b>	<b>706,055.7</b>

## 6. 買戻取引

当年度において、当グループは買戻条件付及び売戻条件付国債取引を行っている。通常、これらの取引は非常に短い期間で行われ、インド準備銀行、銀行及びその他の金融機関を相手方として実施される。

2019年3月31日現在、インド準備銀行からの流動性調整枠を含む買戻条件付取引に基づく借入残高は、148,045.3百万インド・ルピー(2018年3月31日：213,227.0百万インド・ルピー)であり、流動性調整枠を含む売戻条件付取引に基づく貸出残高は、107,081.6百万インド・ルピー(2018年3月31日：151,407.2百万インド・ルピー)であった。

2019年度中の流動性調整枠を含む買戻条件付取引に基づく平均借入は、155,902.1百万インド・ルピー(2018年3月31日：118,739.2百万インド・ルピー)であり、流動性調整枠を含む売戻条件付取引に基づく平均貸出は、73,226.1百万インド・ルピー(2018年3月31日：79,897.9百万インド・ルピー)であった。

## 7. 貸付金

以下の表は、表示期間における貸付金の内訳をカテゴリー別に示している。

	3月31日現在	
	2019年	2018年
(単位：百万インド・ルピー)		
コマーシャル・ローン	3,234,407.0	3,018,836.3
ターム・ローン	1,773,504.6	1,717,084.0
運転資金枠 <sup>1</sup>	1,460,902.4	1,301,752.3
個人向け貸付金及びクレジットカード債権	3,578,558.3	2,924,289.3
住宅ローン	2,098,716.3	1,770,663.1
その他の担保付貸付金	1,010,863.1	822,953.4
クレジットカード	127,273.3	96,573.7
その他の無担保貸付金	341,705.6	234,099.1
リース・ファイナンス <sup>2</sup>	1,417.8	1,136.8
貸付金、総額	6,814,383.1	5,944,262.4
貸倒引当金 <sup>3</sup>	(344,766.3)	(275,720.2)
貸付金、純額	6,469,616.8	5,668,542.2

1. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。
2. リース・ファイナンス活動には、リース及び分割払いが含まれる。
3. 正常債権に対する引当金を除く。

### コマーシャル・ローン

コマーシャル・ローンは、企業及びその他の事業体に行われたターム・ローン及び運転資金枠を含む。

各コマーシャル・ローンは、当行の与信方針に準拠した詳細な信用調査プロセスを経る。貸付実行後、コマーシャル・ローンは個別にモニタリングされ、借り手の貸付金返済能力低下の可能性についてレビューされる。コーポレート・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンスを含むターム・ローンは、通常借り手の固定資産（通常は、有形固定資産）に係る第一抵当権によって担保される。買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む運転資金枠は通常、借り手の流動資産（通常は、在庫及び売掛債権）に係る第一抵当権によって担保される。

事業に影響を及ぼす一般的な経済状況は、当行のコマーシャル・ローン・ポートフォリオに影響する。インド経済の長引く低迷及び商品価格の著しい下落が顧客の貸付金返済能力に悪影響を及ぼす可能性がある。国際貿易の流動性が深まる中、顧客の貸付金返済能力は米国及びその他主要国の経済状況の悪化により、マイナスの影響を受けることもある。不利な為替変動も顧客の債務負担を増加させ、貸付金返済能力に悪影響を及ぼす。

工業及び製造業向けに行われたプロジェクト・ファイナンス・ターム・ローンは、当行のコマーシャル・ローン・ポートフォリオの重要な部分を占める。各顧客のこれらの貸付金の返済能力はファイナンスされたプロジェクトの実行可能性、すなわちプロジェクトの完成の適時性、政策の安定性及び市場需要の変化に左右される。

### 個人向け貸付金

当行の個人向け貸付金は有担保及び無担保貸付金の両方で構成される。個人向け担保付貸付金が、当行の個人向け貸付金ポートフォリオの大部分を占める。当行の担保付貸付金ポートフォリオは融資された資産に係る第一及び独占的抵当権で担保されているが、債務不履行の場合の回収は、インドにおける長期間の法的プロセスにより数年間遅延することがある。規制ガイドラインに影響される回収への取組もまた、回収に影響を及ぼす。リスクを低減するために、当行は個人向けの割賦貸付金の返済に関し、銀行口座からの自動引き落とし又は事前に期日を設定した先日付小切手を取得している。

### 担保付個人向け貸付金ポートフォリオ

当行の担保付貸付金ポートフォリオは、住宅ローン、自動車ローン、商業車両ローン、貴金属ローン、農業用機器向け貸付金、キサン・クレジット・カード及びその他の担保付貸付金で構成される。

当行の住宅ローン・ポートフォリオには、個人及び事業体に対して実行される住宅ローン及び事業又は個人の必要に合わせた不動産に対するモーゲージ・ローンが含まれる。通常、住宅ローンは融資された不動産に係る第一及び独占的抵当権により担保される。借り手の債務不履行リスクは、厳格な信用レビュー手続により低減される。当行の住宅ローン・ポートフォリオのリスクは、主として、金利変動、ポートフォリオに含まれる貸付金の融資比率、不動産価格の変動、借り手の雇用状況の内容（会社員か自営業か）及び借り手の所得水準によって決定される。

当行の自動車ローン及び商業車両ローンのポートフォリオも融資された資産に係る第一抵当権により担保される。自動車ローン・ポートフォリオの実績に影響を与える主な要因には、借り手の雇用状況の特徴、借り手の所得水準、ポートフォリオに含まれる貸付金の融資比率及び融資を受けた車両の使用内容が含まれる。当行の商業車両ローン・ポートフォリオのリスクは、借り手の特徴、経済活動率、及び燃料価格により大部分が決定される。

当行は、農業者の耕作関連費用及びその他の付属費用を賄うことを目的として、農業者向けにキサン・クレジット・カードの与信枠を供与している。これらの貸付金は、作物の担保契約及び農地の抵当権により、担保が付されている。有害なモンスーン、自然災害及び政府による農業ローンの権利放棄の発表は、キサン・クレジット・カード・ポートフォリオの主要なリスク要因に含まれる。

当行は金の装飾品及び金貨に対して貴金属ローンを提供している。主なリスクは、金価格の変動及び貴金属の真偽（純度並びに重さ）を含む。

農業用機器向け貸付金の借り手の返済能力は、一般的にインドにおける農業、つまりモンスーンのタイミングに左右される。

### 無担保個人向け貸付金ポートフォリオ

当行の無担保の貸付金ポートフォリオには、個人向けローン、クレジットカード及びその他の無担保貸付金が含まれる。一般的な経済状況及び失業率の変化、経済成長率及び借り手の所得水準などのその他の要因がこのポートフォリオに影響する。

### 貸付金の満期分析

以下の表は、表示期間における貸付金の満期を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
1年未満	1,963,603.8	1,702,635.4
1年から5年	2,918,084.0	2,479,244.5
5年超	1,587,929.0	1,486,662.3
合計	<b>6,469,616.8</b>	<b>5,668,542.2</b>

### 貸付金に係る受取利息

当行及び当行の住宅金融子会社は、貸付金に係る受取利息を発生した時点において損益勘定に認識するが、インド準備銀行/国立住宅銀行の収益計上及び資産分類基準に基づいて実現時に受取利息を認識する不良債権は除かれる。不良債権区分から正常先区分へ格上げされた場合には、格上げされた時点より受取利息の未収認識を行う。当行が、戦略的債務再編、戦略的債務再編外の所有の変更又はストレス資産の持続可能な構成といった解決スキームを発動した資産については、受取利息は据え置き期間中における実現時に認識された。2018年2月12日より、インド準備銀行は、戦略的債務再編、戦略的債務再編外の所有の変更又はストレス資産の持続可能な構成といったスキームを取りやめており、これらの解決スキームが実施されていなかった場合の受取利息は、インド準備銀行の収益認識及び資産分類基準に従って認識されている。当行の海外銀行子会社は、貸付金に係る受取利息を発生時に認識するが、減損貸付金について正味貸付金に対して利息が認識される。

以下の表は、表示期間における貸付金に係る受取利息の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
コマーシャル・ローン <sup>1</sup>	224,381.1	193,726.0	196,000.1
個人向け貸付金及びクレジットカード債権 <sup>2</sup>	284,448.2	238,801.1	224,803.6
リース・ファイナンス <sup>3</sup>	19.0	1.1	-
<b>合計</b>	<b>508,848.3</b>	<b>432,528.2</b>	<b>420,803.7</b>

1. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。
2. 住宅ローン、自動車ローン、コマーシャル・ビジネス・ローン、二輪車ローン、個人向けローン、クレジットカード債権及び農業用機器向け貸付金を含む。
3. リース・ファイナンス活動には、リース及び分割払いが含まれる。

#### 標準貸出条件緩和貸付金

当グループは、財政困難に陥った債務者への貸付金について、返済期間、元本、分割返済及び金利の引き下げを含むその他の状況においては適用されない契約条件の譲歩的変更を行った場合、当該貸付金を貸出条件緩和貸付金として分類している。2018年2月12日より、この定義は、当行が決済手続きに入り、決済期限が3ヶ月を超える貸付金を含めるために拡大されている。2018年2月12日までは、債務者が最低1年間にわたり契約条件に基づいた返済能力があることを証明し、適正自己資本の計算上、正常貸付金/リスク加重に対する一般引当金が適用される正常先区分に再分類された場合、当行による貸出条件緩和の対象となった債務者への貸付金は、標準貸出条件緩和貸付金の区分から正常貸付金の区分に格上げされていた。この1年間という期間は、緩和された貸出条件に基づく最長の支払猶予期間を含む与信枠の元本の最初の支払日か利息の最初の支払日のうちのいずれか遅い方から開始されていた。2018年2月12日より、大口の貸出条件が緩和された口座（貸手の総額エクスポージャーが1.00十億インド・ルピー以上の口座）は、上述のとおり十分な返済実績を示すことに加えて、インド準備銀行が適格と認めた信用格付機関によって、「所定の期間」終了時に当該貸付金の投資格付がBBB-以上に格付けされる場合、格上げの資格がある。総額エクスポージャーが5.00十億インド・ルピー以上の債務者口座は、2つの信用格付機関からの格付が必要となるが、5.00十億インド・ルピー未満の場合は1つの信用格付機関からの格付が必要となる。インド準備銀行は、貸出条件緩和貸付金に関して個別のガイドラインを定めている。2015年度末までは、全額担保が付された正常債権（パーソナル・ローン、キャピタル・マーケット・エクスポージャー及び商業用不動産エクスポージャー等の特定の区分におけるものを除く）は、規定の条件により不良債権区分として分類されることなく、元本返済及び/又は利息要素の返済を繰り延べることによって貸出条件が緩和されたが、別個に標準貸出条件緩和債権として開示されていた。2015年4月1日以降に、当行により元本返済及び/又は利息要素を繰り延べる貸出条件緩和が実施された貸付金（インフラ・セクター及び非インフラ・セクターにおけるプロジェクトの導入に供与された貸付金で、指定された期間まで延期された貸付金を除く）は、不良債権として分類される。

2019年3月31日現在、当グループは標準貸出条件緩和の対象となっている債務者に対して、754.2百万インド・ルピー（2018年3月31日：2,967.4百万インド・ルピー）の貸出契約（非資金ベースの融資枠を含む）を有していた。

以下の表は、表示日における標準貸出条件緩和貸付金の内訳を示している。

	3月31日現在	
	2019年	2018年
(単位：百万インド・ルピー)		
コマーシャル・ローン		
ターム・ローン	1,552.6	16,023.8
運転資金枠	2,046.6	2,325.2
個人向け貸付金		
住宅ローン	53.1	44.7
その他の担保付貸付金	85.0	185.1
クレジットカード	-	-
その他の無担保貸付金	-	-
リース・ファイナンス	-	-
貸出条件緩和貸付金(総額)合計	<b>3,737.3</b>	<b>18,578.8</b>
貸倒引当金	(278.9)	(628.1)
貸出条件緩和貸付金(純額)合計	<b>3,458.4</b>	<b>17,950.7</b>

すべての債務者ごとの貸出条件緩和債権の残高を示している。

2017年度にインド準備銀行は、維持可能なストレス資産の構造化に関する制度を導入し、大規模プロジェクトの完了遅延による財政困難に直面する大口債務者の債権処理を行う銀行の能力強化を目指すガイドラインを公表した。この制度は、一定の条件を満たすことを条件として、債権者が、維持可能なプロジェクトを再生するための大規模な財政再構築の開始を可能にすることを目的としていた。この制度は、債務者の事業成長能力に関する独立した調査に基づいて、債務者の現在の債務を維持可能な債務と維持可能な債務以外のものに区分することを想定していた。この制度はまた、「参照日」(債権者が共同でこの制度を発動することを決定した日)現在の債務者の資産分類が180日間(据置期間)継続することを想定していた。2018年2月12日に、インド準備銀行はこのストレス資産の維持可能なプロジェクトの再生スキームを取りやめ、同日において当該スキームが導入されていない場合の据置ベネフィットを取りやめた。2019年3月31日現在、当行により当該スキームが導入されていた貸付金ポートフォリオは、6.2十億インド・ルピー(2018年3月31日：6.6十億ドル)であった。

2016年度において、インド準備銀行は、銀行が、インフラ及びその他コア産業に対する長期プロジェクト・ローンを柔軟に構成し、その選択において、定期的な借換えを条件緩和とみなさずに実施することを認めるガイドラインを公表した。2019年3月31日現在、これらの貸付金ポートフォリオは、45.9十億インド・ルピー(2018年3月31日：60.6十億インド・ルピー)で、このうち、19.1十億インド・ルピー(2018年3月31日：21.2十億インド・ルピー)は正常貸付金として分類された。

### 不良貸付金

当行は、確定したデリバティブ契約から生じる延滞を含めて債務者ごとにすべての信用エクスポージャーを、インド準備銀行ガイドラインに従って正常貸付金と不良貸付金に分類している。インド準備銀行のガイドラインに基づき、ターム・ローンに関しては、利息又は元本が90日超延滞となっている場合に、資産は通常、不良資産として分類される。当座貸越又は当座貸しに関しては、その口座が90日間にわたって決済不能のままである場合に、資産は不良資産に分類され、手形に関しては、90日超延滞となっている場合に、資産は不良資産に分類される。インド準備銀行はまた、貸付金の条件緩和、債務者の能力が所定の期限内に銀行が資金を拠出したプロジェクトを完了できない場合、及び特定のその他の非金融パラメータ等の一定のその他の基準に基づいて、資産を不良資産に分類するよう要求している。海外支店が保有する貸付金で、回収実績以外の理由により貸付実施国の規制では減損と識別されるが現行のインド準備銀行ガイドラインでは正常とされる貸付金は、貸付実施国の残高を上限として、不良貸付金として識別される。当行の住宅金融子会社の場合、貸付金及びその他の与信枠は国立住宅銀行ガイドラインに従って正常貸付金と不良貸付金に分類されている。さらに不良貸付金はインド準備銀行及び国立住宅銀行で規定されている基準に基づいて、要管理、貸倒懸念、破綻資産に分類されている。当行の英国子会社の貸付金について、当該貸付金の当初認識後に発生した1つ以上の事象(損失事象)による減損の客観的な証拠があり、当該損失事象が信頼性のある見積りが可能な当該貸付金の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす場合、当該貸付金は減損に分類される。当行のカナダ子会社の貸付金は、将来キャッシュ・フローの見積もりに悪影響を及ぼす1つ又はそれ以上の事象が発生した場合に、その貸付金は信用減損しているとみなされる。

以下の表は、表示期間における不良貸付金の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2019年	2018年
コマーシャル・ローン		
ターム・ローン	310,119.6	376,121.1
運転資金貸付金	124,160.1	150,433.7
個人向け貸付金		
住宅ローン	18,395.7	16,526.1
その他の担保付貸付金	21,825.9	16,085.0
クレジットカード	4,661.4	3,136.0
その他の無担保貸付金	6,526.6	4,736.1
リース・ファイナンス		
不良貸付金総額合計	<b>485,689.3</b>	<b>567,038.0</b>
貸倒引当金	(343,643.1)	(274,118.0)
不良貸付金純額合計	<b>142,046.2</b>	<b>292,920.0</b>

当行及びそれぞれの子会社に適用されるガイドラインに従って不良貸付金 / 減損貸付金を特定している。

**貸倒引当金**

当行及び住宅金融子会社は、それぞれの規制当局の要件に従って、不良貸付金に対して個別引当金及び正常貸付金について一般引当金を計上している。個別引当金の増加に対する評価は、既存の個別引当金を考慮して行われる。当行及び住宅金融子会社が保有するリテール貸付金に対する個別引当金は、規制上の最低要件を上回っている。当行の英国子会社の貸倒引当金は、識別された信用関連損失及び発生しているが識別されていない損失に充当するために十分であると経営陣が考える水準で設定されている。当行のカナダ子会社は、すべての金融資産について予想信用損失モデルを使用して引当金を計上している。減損金融資産に関する予想信用損失は、当該資産からの期待キャッシュ・フローの個別評価に基づいて計算される。当行は、貸出条件緩和/返済繰延された資産に対する引当金について、貸出条件緩和に適用されるインド準備銀行ガイドラインに従って引当金を計上している。

以下の表は、表示期間における標準貸出条件緩和貸付金に関する貸倒引当金の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
貸倒引当金期首残高	628.1	3,011.6	7,581.4
貸倒引当金期中繰入額	16.0	28.6	270.8
超過引当の減額/戻入 <sup>1</sup>	(365.2)	(2,412.1)	(4,840.6)
貸倒引当金期末残高	278.9	628.1	3,011.6

1. 期中に正常資産に格上げされた/不良資産に格下げされた貸出条件緩和債権に関する引当金を含む。

以下の表は、表示期間における不良貸付金に関する貸倒引当金残高の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
貸倒引当金期首残高	274,118.0	186,950.7	143,771.2
貸倒引当金期中繰入額	206,845.5	205,183.6	170,530.5
超過引当の減額/戻入 <sup>1</sup>	(137,320.4)	(118,016.3)	(127,351.0)
貸倒引当金期末残高	343,643.1	274,118.0	186,950.7

1. 期中に格上げされた貸付金に関する引当金を含む。

以下の表は、2019年3月31日に終了した年度における貸倒引当金の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権				
	コマーシャル・ローン	リース金融	未割当	合計	
<b>明細</b>					
A. 不良貸付金					
貸倒引当金期首合計残高	251,833.6	22,284.4	-	-	274,118.0
追加：貸倒引当金繰入額	193,905.8	12,939.7	-	-	206,845.5
控除：貸付金償却充当額	(120,493.5)	(1,640.9)	-	-	(122,134.4)
控除：超過引当の戻入	(9,855.8)	(5,330.2)	-	-	(15,186.0)
A. 不良貸付金に対する貸倒引当金期末合計残高	315,390.1	28,253.0	-	-	343,643.1
B. 貸出条件緩和貸付金を含む正常貸付金 に対する貸倒引当金期末残高	5,888.3	3.8	-	31,496.1	37,388.2
<b>C. 貸倒引当金期末合計残高 (A)+(B)</b>	<b>321,278.4</b>	<b>28,256.8</b>	<b>-</b>	<b>31,496.1</b>	<b>381,031.3</b>
期末残高：個別減損評価	321,278.4	28,256.8	-	-	349,535.2
期末残高：一括減損評価	-	-	-	31,496.1	31,496.1
期末残高：信用力の低下している貸付金の取得	-	-	-	-	-

以下の表は、2018年3月31日に終了した年度における貸倒引当金の推移を示している。

明細	(単位：百万インド・ルピー)				
	コマーシャル・ローン	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	未割当	合計
A. 不良貸付金					
貸倒引当金期首合計残高	169,741.6	17,209.1	-	-	186,950.7
追加：貸倒引当金繰入額	194,201.3	10,982.3	-	-	205,183.6
控除：貸付金償却充当額	(85,629.9)	(1,147.9)	-	-	(86,777.8)
控除：超過引当の戻入	(26,479.4)	(4,759.1)	-	-	(31,238.5)
A. 不良貸付金に対する貸倒引当金期末合計残高	251,833.6	22,284.4	-	-	274,118.0
B. 貸出条件緩和貸付金を含む正常貸付金に対する貸倒引当金期末残高	9,562.8	6.5	-	28,572.3	38,141.6
<b>C. 貸倒引当金期末合計残高 (A)+(B)</b>	<b>261,396.4</b>	<b>22,290.9</b>	-	<b>28,572.3</b>	<b>312,259.6</b>
期末残高：個別減損評価	261,396.4	22,290.9	-	-	283,687.3
期末残高：一括減損評価	-	-	-	28,572.3	28,572.3
期末残高：信用力の低下している貸付金の取得	-	-	-	-	-

当グループは既存の個別引当金を考慮した後に追加となる個別引当金を評価するが、前年度に償却済みで債務者の現状に鑑み引当金はこれ以上不要とされた債務者からの回収額は、損益勘定に計上されている。当行のカナダ子会社は、2018年4月1日よりIFRS第9号 - 金融商品を適用し、すべての金融資産の減損損失を3つのステージによるアプローチに基づいた期待信用損失モデルを使用して測定している。2019年3月31日現在、当行のカナダ子会社は13,733.7百万インド・ルピーのエクスポージャーをステージ2（信用減損していないが、当初以降に信用リスクの著しい増大のある金融資産）に、引当金447.8百万インド・ルピーと併せて分類した。

#### 延滞金融債権の年齢分析 - 正常貸付金

当行又は当行の子会社が定めた支払期限を30日経過後に支払われていない貸付枠内の金額は延滞債権とみなされる。

以下の表は2019年3月31日現在における、期限経過正常貸付金の年齢調べを示している。

項目	(単位：百万インド・ルピー)				
	期限未到来 <sup>1</sup>	31日から 60日まで	61日から 90日まで	90日超 <sup>2</sup>	期限経過 合計 <sup>3</sup>
コマーシャル・ローン					
ターム・ローン	1,436,976.5	7,416.5	3,514.2	26.5	10,957.2
運転資金枠 <sup>4</sup>	1,329,529.8	4,187.2	2,564.0	460.9	7,212.1
個人向け貸付金					
住宅ローン	2,067,429.4	7,027.8	5,863.4	-	12,891.2
その他の担保付貸付金	955,527.6	13,185.9	6,078.4	20,802.0	40,066.3
クレジットカード	120,129.7	1,630.0	852.2	-	2,482.2
その他の無担保貸付金	341,955.0	1,378.5	739.2	1.2	2,118.9
リース・ファイナンス	1,417.8	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>6,252,965.8</b>	<b>34,825.9</b>	<b>19,611.4</b>	<b>21,290.6</b>	<b>75,727.9</b>

1. 延滞日数が30日を超えないものについては期限未到来とする。
2. 主として、延滞日数が360日未満の農作物関連の農業貸付金を含む。
3. 表示金額は借り手を基準とした残高ではなく、延滞している融資枠の残高で表示されている。
4. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。

以下の表は2018年3月31日に終了した年度における、期限経過正常貸付金の年齢調べを示している。

項目	(単位：百万インド・ルピー)				期限経過
	期限未到来 <sup>1</sup>	31日から 60日まで	61日から 90日まで	90日超 <sup>2</sup>	合計 <sup>3</sup>
<b>コマーシャル・ローン</b>					
ターム・ローン	1,316,678.5	22,787.2	1,419.6	77.6	24,284.4
運転資金枠 <sup>4</sup>	1,140,483.1	7,100.4	1,337.1	2,398.1	10,835.6
<b>個人向け貸付金</b>					
住宅ローン	1,743,629.4	6,219.0	4,236.7	51.9	10,507.6
その他の担保付貸付金	776,916.5	11,080.0	5,043.0	13,828.9	29,951.9
クレジットカード	91,921.7	1,058.8	457.1	0.1	1,516.0
その他の無担保貸付金	228,002.7	924.3	435.9	-	1,360.2
リース・ファイナンス	1,136.8	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>5,298,768.7</b>	<b>49,169.7</b>	<b>12,929.4</b>	<b>16,356.6</b>	<b>78,455.7</b>

1. 延滞日数が30日を超えないものについては期限未到来とする。
2. 主として、延滞日数が360日未満の農作物関連の農業貸付金及び海外銀行子会社に適用されるガイドラインに従って減損されていないと評価されたその他の貸付金を含む。
3. 表示金額は借り手を基準とした残高ではなく、延滞している融資枠の残高で表示されている。
4. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。

以下の表は2019年3月31日現在における、不良貸付金に対する投資計上額を示している。

項目	(単位：百万インド・ルピー)			未払元本金額
	不良貸付金に対する 投資計上総額 (引当金控除後)	引当金が算出されて いる不良貸付金に対 する投資計上総額 (引当金控除後)	引当金が算出さ れていない不良 貸付金に対する 投資計上総額	
<b>コマーシャル・ローン</b>				
ターム・ローン	91,961.5	91,961.5	-	310,119.6
運転資金枠	26,928.1	26,928.1	-	124,160.1
<b>個人向け貸付金</b>				
住宅ローン	10,880.2	10,880.2	-	18,395.7
その他の担保付貸付金	10,188.3	10,188.3	-	21,825.9
クレジットカード	778.3	778.3	-	4,661.4
その他の無担保貸付金	1,309.8	1,309.8	-	6,526.6
リース・ファイナンス	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>142,046.2</b>	<b>142,046.2</b>	<b>-</b>	<b>485,689.3</b>

以下の表は2018年3月31日に終了した年度における、不良貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	不良貸付金に対する投資計上総額 (引当金控除後)	引当金が算出されている不良貸付金に対する投資計上総額 (引当金控除後)	引当金が算出されていない不良貸付金に対する投資計上総額	未払元本金額
<b>コマーシャル・ローン</b>				
ターム・ローン	203,213.1	203,213.1	-	376,121.1
運転資金枠	71,508.1	71,508.1	-	150,433.7
<b>個人向け貸付金</b>				
住宅ローン	10,417.4	10,417.4	-	16,526.1
その他の担保付貸付金	6,141.2	6,141.2	-	16,085.0
クレジットカード	531.5	531.5	-	3,136.0
その他の無担保貸付金	1,108.7	1,108.7	-	4,736.1
リース・ファイナンス	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>292,920.0</b>	<b>292,920.0</b>	<b>-</b>	<b>567,038.0</b>

### 貸付金の信用度

当グループは内部格付けによる法人及び個人貸付金の信用度を監視する包括的なフレームワークを有している。大半のポートフォリオについては、各債務者及びポートフォリオについて格付レビューが最低でも年一度行われている。開示目的のため当グループは、内部格付けを信用度として使用している。

以下の表は、各格付けに関わる損失可能性とリンクした内部格付けの説明である。

格付け	定義
(I)投資適格	金融債務が適時に支払われるかについて中程度から高程度の安全性があると判断された法人/債務。
AAA、AA+、AA、AA-、1、2A-C	金融債務が適時に支払われるかについて高程度の安全性があると判断された法人/債務。
A+、A、A-、3A-C	金融債務が適時に支払われるかについて安全性が妥当であると判断された法人/債務。
BBB+、BBB及びBBB-、4A-C	金融債務が適時に支払われるかについて中程度の安全性があると判断された法人/債務。
( )投資不適格 (BB及びB、D、5、6、7、8)	金融債務が適時に支払われるかについての安全性が不十分であると判断された法人/債務。

以下の表は、表示期間における、貸付金(純額)の信用度を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日に終了した年度	2018年3月31日に終了した年度
<b>格付</b>		
<b>投資適格</b>	<b>6,168,280.0</b>	<b>5,116,900.0</b>
AAA、AA+、AA、AA-、1、2A-C	2,909,992.5	2,401,591.4
A+、A、A-、3A-C	1,434,522.3	1,143,411.6
BBB+、BBB及びBBB-、4A-C	1,823,765.2	1,571,897.0
<b>投資不適格<sup>1</sup></b>	<b>281,763.5</b>	<b>517,230.2</b>
<b>未格付け</b>	<b>19,573.3</b>	<b>34,412.0</b>
<b>貸付金(純額)</b>	<b>6,469,616.8</b>	<b>5,668,542.2</b>

1 不良貸付金及び貸出条件緩和債権を含む。

## 8. 当年度中に証券化会社（SC）あるいは再建会社（RC）へ譲渡された金融資産

当行は、インド準備銀行が公表した金融資産の譲渡を規制するガイドラインに従って、証券化会社（以下「SC」という。）/資産再建会社（以下「ARC」という。）へ特定の資産を譲渡している。当行は、ARCが発行したパススルー証券と引き換える形式で、資産再建会社へ不良資産/要注意先債権 - 2 を譲渡しており、この証券保有者への支払いは、譲渡した資産から獲得したキャッシュ・フローを元手としている。RBIのガイドラインに従って、不良資産/要注意先債権 - 2 が、SC/RCに売却される場合に、当行は、譲渡貸付金額を受領した年度に超過引当額を損益勘定に戻入れる。当行は、それらの資産の売却時に売却価額を上回る帳簿価額純額の不足額を、それらの資産の売却年度に認識する。ARCが管理する信託が発行する有価証券受領書を評価する目的で、有価証券受領書は当該ARCから報告される純資産価値で評価される。

以下の表は、表示期間において譲渡された資産についての詳細を示している。

(単位: 百万インド・ルピー、ただし口座数を除く)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
対象口座数 <sup>1,2</sup>	15	15	35
SC/RCに売却された口座の総額(引当金控除後)	2,764.1	5,398.6	37,095.2
対価総額 <sup>3</sup>	3,851.5	5,719.4	32,268.1
過年度に譲渡された口座に関して実現した追加対価	-	-	-
純取得価格に対する利益/(損失)総額 <sup>3,4,5</sup>	1,087.4	320.8	(4,827.1)

- 過去に償却された口座を除く。
- 法人向け貸付金を表す。
- 2019年3月31日に終了した年度において、収益として認識されていない延滞利息に関して受領した有価証券受領書の除外はなかった(2018年3月31日: 153.6百万インド・ルピー、2017年3月31日: 359.2百万インド・ルピーが除外された)。
- 2019年3月31日に終了した年度において、当行は、ARCへの不良資産の売却により1,024.0百万インド・ルピー(2018年3月31日: ゼロ、2017年3月31日: 7,043.5百万インド・ルピー)の損失を認識した。
- 2019年3月31日に終了した年度において、当行は、ARCへの不良資産の売却により2,111.4百万インド・ルピー(2018年3月31日: 320.8百万インド・ルピー、2017年3月31日: 2,216.4百万インド・ルピー)の利益を認識した。このうち、ゼロ(2018年3月31日: 200.2百万インド・ルピー、2017年3月31日: 1,883.8百万インド・ルピー)は、それらの売却に関して受け取った有価証券受領書に充当されている。

## 9. 売却した不良資産の詳細(SC/RCへの売却分を除く)

当行は、インド準備銀行が公表した売却に関するガイドラインに従って、銀行/金融機関に対する特定の不良資産を売却した。

以下の表は、表示期間に銀行又は金融会社に売却された不良資産の詳細を示している(SC/RCへの売却分を除く)。

(単位: 百万インド・ルピー、ただし口座数を除く)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
口座数 <sup>1</sup>	-	1	2
売却された口座の総額(引当金控除後)、SC/RCへの売却分を除く	-	3,444.5	1,526.5
対価総額	-	3,988.7	2,207.4
純資産価値に対する利益/(損失)総額	-	544.2	680.9

- 法人向け貸付金を表す。

以下の表は、表示期間に銀行又は金融会社以外の事業体に売却された不良資産の詳細を示している(SC/RCへの売却分を除く)。

(単位: 百万インド・ルピー、ただし口座数を除く)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
口座数 <sup>1</sup>	2	-	1
売却された口座の総額(引当金控除後)、SC/RCへの売却分を除く	-	-	-
対価総額	28,653.3	-	39.3
純資産価値に対する利益/(損失)総額	28,653.3	-	39.3

- 法人向け貸付金を表す。

## 10. 信用リスクの集中

経済的、産業別又は地域的な要因の変化が、当グループの信用エクスポージャー全体に重要な比率を占める取引先グループに対して影響を及ぼす場合に、信用リスクの集中が存在する。当グループの金融商品のポートフォリオは、主にインド国内の産業、商品及び地域的に広く分散されている。

当グループは、インド準備銀行が公表した監督ガイドラインに準拠している。エクスポージャー総額（信用、デリバティブ及び投資）に基づく当グループの債務者上位20社（銀行以外）の合計は、2019年3月31日現在、1,231,961.2百万インド・ルピーで、これは当グループの資本の97.8%に相当する（2018年3月31日現在：1,282,689.9百万インド・ルピー、当グループの資本の108.8%に相当）。単独の債務者（銀行以外）の最大エクスポージャーは、2019年3月31日現在、120,844.2百万インド・ルピーで、これは当グループの資本の9.6%に相当する（2018年3月31日現在：137,686.3百万インド・ルピー、当グループの資本の11.7%に相当）。

同一経営陣の支配下にあるグループ会社に対する最大貸付残高は、2019年3月31日現在、当グループの資本の23.2%を占めていた（2018年3月31日現在：当グループの資本の22.9%）

## 11. 貸付契約

当グループには顧客に対して貸付及び資金提供を行う未実行の契約残高がある。2019年3月31日現在、非資金ベースの融資枠で代用可能な資金ベースの契約を含むこれらの貸付契約は総額1,560,566.2百万インド・ルピー（2018年3月31日：1,377,917.6百万インド・ルピー）であった。これらの契約の大部分にかかる金利は貸付実行日の実勢貸付利率に基づき決定される。さらに、これらの契約は失効日が確定しており、通常は借手による特定の信用基準の維持を条件としている。

## 12. 資本コミットメント

当グループは、多くの資本契約に基づく義務を負っている。資本契約とは契約された資本的性質の指示書である。資本勘定に関連する未履行の契約残高は2019年3月31日現在で7,507.9百万インド・ルピー（2018年3月31日：5,561.2百万インド・ルピー）であった。

## 13. デリバティブ

ICICIバンクはインドの金融デリバティブ市場における主要な参加者である。当行は貸借対照表管理、自己勘定取引及びマーケット・メーカー目的（デリバティブ商品をリスク・ヘッジ目的で顧客に提供する）でデリバティブを扱っている。

デリバティブ取引は、その目的に応じて当行のトレジャリー部門の特定のグループにより行われている。デリバティブ取引はトレジャリー部門のフロント・オフィスにより実施される。トレジャリー部門のコントロール・アンド・サービス・グループは、フロント・オフィスが実施した取引について独立的な立場でチェックを行うと共に、確認、決済、会計、リスク・モニタリング、及び報告も行い、様々な内部及び規制ガイドラインの遵守状況を確認している。

デリバティブにおけるマーケット・メーカー及び自己勘定取引は、ポジション限度額、損失限度額、及びその他のリスク限度額などを定めた当行の投資方針及びデリバティブ方針により規定されている。リスク管理グループは、リスク計算及びモニタリング方法を規定する。取締役会のリスク委員会は、与信及び回収政策、投資方針、デリバティブ方針、資産負債管理方針及びオペレーショナル・リスク管理方針を含む当行の様々なリスクに関する管理方針について見直しを行っている。取締役会のリスク委員会は、非常勤取締役、マネージング・ディレクター及びCEOにより構成されている。

当行は、デリバティブ・ポートフォリオのリスクをバリュー・アット・リスク、損失限度額及びオプションに関連するリスク測定といったリスク・マトリックスを用いて測定及びモニタリングを行っている。デリバティブに関するリスクレポートは、経営情報システムの不可欠な一部である。

インドGAAPに基づくヘッジ目的のデリバティブの使用は、資産負債管理委員会により承認されたヘッジ方針により規定されている。該当するインド準備銀行ガイドラインに準拠して、当行は、固定金利、変動金利、又は外貨建て資産/負債をヘッジするためにデリバティブ取引を行っている。ヘッジ目的とマーケット・メーカー目的の取引は別々に記録される。ヘッジ目的の取引においては、当行は取引の開始時点でヘッジ対象（資産又は負債）を特定する。有効性は、ヘッジの開始時及びその後定期的に評価される。

ヘッジデリバティブ取引は、インド準備銀行により公表されたガイドラインに基づいたヘッジ会計の原則に準拠して会計処理される。マーケット・メーカー目的のデリバティブは時価評価され、その結果生じた損益は損益勘定に計上される。オプション契約のプレミアムはインド外国為替業協会のガイドラインに従って会計処理される。

金利及び通貨デリバティブ取引(売買目的及びヘッジ目的の両方)に係る信用エクスポージャーは、インド準備銀行ガイドラインに従ったカレント・エクスポージャー法を用いて算出されるが、これは正の時価評価及びこれら契約に係る潜在的将来エクスポージャーを合算することで得られる。インド準備銀行ガイドラインによると、潜在的将来エクスポージャーは、これら契約の想定元本(これら契約の時価がゼロ、正の値もしくは負の値であるかは考慮しない)に、契約の種類や商品の満期日までの残存期間による0.5%から15%までの関連する追加係数を乗じることにより算出される。株式先物及びオプションの信用エクスポージャーは、市場価格及び貸借対照表日におけるオープン契約を基に算出される。

店頭デリバティブ取引に関しては、各相手方と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約を締結している。

以下の表は、2019年3月31日に終了した年度における想定元本、公正価値、デリバティブの実現/未実現損益及び売買目的デリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

明細	(単位: 百万インド・ルピー)			デリバティブ	信用エクスポージャー
	想定元本	正の公正価値総額	負の公正価値総額	の利益/(損失) <sup>1</sup>	
金利デリバティブ <sup>2</sup>	17,943,077.5	31,627.5	(30,343.2)	1,499.9	203,370.0
通貨デリバティブ(為替デリバティブを含む) <sup>3</sup>	5,905,469.3	43,515.1	(44,476.4)	9,850.8	219,078.2
株式デリバティブ	1,438.6	4.9	(1.8)	79.2	1,184.1
アンファンデッド型のクレジット・デリバティブ	-	-	-	5.7	-

1. 当行は、貸倒損失により、49.4百万インド・ルピーの損失を追加計上した。
2. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションを含む。
3. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物を含む。

以下の表は、2018年3月31日に終了した年度における想定元本、公正価値、デリバティブの実現/未実現損益及び売買目的デリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

明細	(単位: 百万インド・ルピー)			デリバティブ	信用エクスポージャー
	想定元本	正の公正価値総額	負の公正価値総額	の利益/(損失) <sup>1</sup>	
金利デリバティブ <sup>2</sup>	11,470,578.6	17,611.9	(17,201.0)	(751.7)	123,515.9
通貨デリバティブ(為替デリバティブを含む) <sup>3</sup>	5,411,702.5	42,680.5	(35,970.3)	14,936.8	205,922.7
株式デリバティブ	1,085.1	2.6	(0.3)	110.7	819.4
アンファンデッド型のクレジット・デリバティブ	-	-	-	11.7	-

1. 当行は、貸倒損失による570.4百万インド・ルピーの損失を追加計上した。
2. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションを含む。
3. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物を含む。

以下の表は、2019年3月31日に終了した年度における想定元本、時価評価されたポジション及びヘッジデリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

項目	(単位：百万インド・ルピー)			
	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	信用エク スポージャー
金利デリバティブ <sup>1</sup>	434,375.4	2,675.8	(3,612.8)	8,497.4
通貨デリバティブ(為替デリバティブを含む) <sup>2</sup>	15,395.5	130.7	(482.7)	1,536.2

1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションを含む。

2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物を含む。

以下の表は、2018年3月31日に終了した年度における想定元本、時価評価されたポジション及びヘッジデリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

項目	(単位：百万インド・ルピー)			
	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	信用エク スポージャー
金利デリバティブ <sup>1</sup>	404,510.3	2,146.1	(7,270.8)	8,210.8
通貨デリバティブ(為替デリバティブを含む) <sup>2</sup>	524.1	8.3	-	18.8

1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションを含む。

2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物を含む。

2019年3月31日及び2018年3月31日に終了した年度における公正価値の変動により生じたヘッジ対象の利益/(損失)はそれぞれ(4,118.7)百万インド・ルピー及び6,165.0百万インド・ルピーであり、2019年3月31日及び2018年3月31日に終了した年度における公正価値の変動により生じた対応するヘッジ手段の利益/(損失)はそれぞれ4,669.6百万インド・ルピー及び(6,430.3)百万インド・ルピーであった。

さらに、当グループはまた、2019年3月31日現在、海外事業に対する純投資の外貨エクスポージャーを想定元本129,816.9百万インド・ルピー(2018年3月31日：45,383.9百万インド・ルピー)の先物為替予約でヘッジしている。これらのヘッジ手段の正及び負の公正価値総額は2,941.6百万インド・ルピー(2018年3月31日：414.1百万インド・ルピー)及び(18.7)百万インド・ルピー(2018年3月31日：(120.2)百万インド・ルピー)であり、2019年3月31日現在の信用エクスポージャーは5,308.5百万インド・ルピー(2018年3月31日：1,607.3百万インド・ルピー)であった。

当行は、海外支店の顧客に対し、金利、通貨、信用又は株式ベンチマークに関連するストラクチャード・リターンを伴う預金商品を提供している。当行は、銀行間市場において当該エクスポージャーを担保している。2019年3月31日現在、当該ポートフォリオのオープン・ポジション純額はゼロ(2018年3月31日：ゼロ)、時価評価による利益はゼロ(2018年3月31日：ゼロ)であった。

2019年3月31日現在、純負債ポジションである当該ストラクチャード・リターン・リンク・デリバティブの公正価値は31.4百万インド・ルピー(2018年3月31日：82.4百万インド・ルピー)であった。これらの商品に関して、当行は契約相手に対し担保を供していない。2019年3月31日現在、信用リスクに関連した偶発特性が発生した場合、当該商品を直ちに決済するために必要な金額の総額は、ゼロ(2018年3月31日：ゼロ)であった。

#### 14. 税務上の偶発事象

様々な税務に関連する訴訟が当グループを相手取り、税務当局又は裁判所において様々な段階で提訴されている。経営陣がその意見形成において、利用可能なすべての情報を考慮した上で引当金が必要と判断した場合には、当グループはそのような負債を引当計上する。

そのような訴訟について、負債が存在し、かつ合理的に測定可能であることを経営陣が評価できるほどに進展した場合、経営陣はそのような負債の最善の見積りを計上する。経営陣は、起こりうる結果について合理的な範囲で見積り可能な場合には最善の見積りを計上する。又は範囲の中から特定の見積りを選択することが出来ない場合には、当該範囲の最低額以上の負債を計上する。争点になっている税金額は、過年度の控訴又は調査完了時において当グループに有利な決定が下された際の還付金に対して税務当局により修正される。又は当グループによる支払いが生じ、あるいは停止命令により一時保留される。この支払、修正又は停止により当グループが行った提訴の結果が害されることはない。税金支払額は、前払税金としてその他資産に計上される。

2019年3月31日現在、当グループは、インド税務当局より過年度に対して課される、主に法人所得税、サービス税及び売上税/付加価値税に関連する偶発税務負債が63,032.2百万インド・ルピー（2018年3月31日：70,682.5百万インド・ルピー）であると評価した。当グループはこれらの納税請求のそれぞれに対して控訴した。弁護士への相談の結果及び以下に記載のとおり、当グループ又はその他の類似案件に関する有利な決定に基づいて、当グループの経営陣は、税務当局が法人所得税、サービス税及び売上税/付加価値税に関する評価を実証できる可能性は低いと考えているため、2019年3月31日現在、これらの納税請求に対する引当金を計上していない。発生可能性が僅かである税務上の争点は、当グループの偶発事象としての開示対象ではない。

税務当局による当グループの売上税/付加価値税合計3,851.6百万インド・ルピー（2018年3月31日：3,113.3百万インド・ルピー）に関して当グループはこの納税請求に対して控訴しており、弁護士への相談の結果及び当グループ又はその他の案件に関する判決に基づいて有利な決定が下されると予測している。主な争点は、抵当権実行資産の処分時の付加価値税、当行が行った州間/輸入リースに対する様々な州政府当局からの課税、及び金地金取引に係る法定書式の提出の手続き上の問題に係ったものである。

当グループの税務当局によるサービス税に関する査定額合計13,377.0百万インド・ルピー（2018年3月31日：10,014.3）について、主な争点は、サービス税当局による金利及び罰金を伴う納税請求に関係したものである。当該請求合計のうち、5,922.8百万インド・ルピーは当行に関するもので、主に証券化された貸付金ポートフォリオに関して信託に提供された流動性ファシリティに係る利息計上額、カード取引に係る発行銀行として当行が受領したインター・チェンジ手数料、当行が請求しなかった利息の代わりにディーラー/製造業者から助成金収入として受け取った金額、輸出入取引の際に外国銀行手数料として支払った金額及び預金保険料に対するサービス税に充当された仕入税額控除の否認並びに付随する罰金、当行が支払ったATMインター・チェンジ手数料及び証券化取引で譲渡人に支払った回収代行業者報酬に関するものである。1,537.0百万インド・ルピーは生命保険子会社に関係しており、ユニットリンク保険制度又は生命保険制度に基づく解約/差し押さえ手数料の受領に際してのサービス税の課税に関するものであり、4,078.6百万インド・ルピーは、損害保険子会社に関係しており、自動車ディーラーに対して行われた支払いに係るサービス税の仕入税額控除の否認に関するものであり、1,091.6百万インド・ルピーは、ベンチャー・キャピタル・ファンドに関係しており、主にファンドが受領した積立の保有（ファンドが提供したマネジメント・サービスに対して受領した手数料として扱われる）に関するものであり、255.9百万インド・ルピーは、ベンチャー・ファンド・マネジメント・カンパニーのベンチャー・キャピタル・ユニットから受領した投資収益を運用手数料の受領と同様に取り扱ったことにより賦課されたサービス税に関するものである。残りの491.1百万インド・ルピーは、当グループのその他の事業体に関係していた。当グループは、税務当局が上記の納税請求を実証する可能性はないと確信している。

当グループの法人所得税及び利子税の合計45,803.6百万インド・ルピー（2018年3月31日：57,554.8百万インド・ルピー）の査定額は、当グループ又は税務当局による控訴を含んでおり、当グループは控訴裁判所における有利な先例及び弁護士の意見に依拠している。争点となっている主な負債の詳細は以下のとおりである。

**非課税所得を稼得するための費用の否認：20,954.9百万インド・ルピー（2018年3月31日：21,893.4百万インド・ルピー）**は、主に利息費用が非課税所得の稼得に起因しているか否かに関係している。株式/免税公債への投資に紐付けられる借入金がなく、対象となっている非課税有価証券への投資を裏付けるだけの十分な無利子ファンドがあるため、当グループは利息費用を非課税所得に配分することはできないと考えている。当グループは、弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での当グループの案件及びその他の類似案件における過去の判決に依拠している。

**デリバティブに係る時価評価損失：5,317.8百万インド・ルピー（2018年3月31日：17,717.7百万インド・ルピー）**は、デリバティブ取引に係る時価評価損失を税務当局が想定損失として否認したことに関係している。当グループは弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での当グループの案件及びその他の類似案件における過去の判決（時価評価損失を事業収益から控除することを容認）に依拠している。

**リース資産の減価償却：3,447.9百万インド・ルピー（2018年3月31日：3,895.9百万インド・ルピー）**は、リース取引を借入取引として扱うことによる、税務当局によるリース資産の減価償却の否認に関係している。当グループは弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での当グループの案件及びその他の類似案件における過去の判決に依拠している。

**評価年度1997年 - 1998年までに積み立てられた特別準備金から引き出された金額：1,030.6百万インド・ルピー（2018年3月31日：1,523.4百万インド・ルピー）の第41条(4A)に基づく課税可能性。**評価年度1997年 - 1998年までに積み立てられた特別準備金を含む当グループにより維持された2つの特別準備金勘定に関係している。当該勘定からの引出しは、評価年度1998年 - 1999年から2000年 - 2001年までに、税務当局によって課税対象と評価された。当グループはこれらの評価年度に関して、有利な判決を得たが、これらは、法人税局による更なる上訴の対象となっている。

**経過期間利息：1,913.5百万インド・ルピー（2018年3月31日：2,304.1百万インド・ルピー）**は、国債の購入において支払われた経過期間利息の否認に係るもので、これは当行が国債を満期保有の区分に分類したことによりこれが実質的に資本とみなされたことによる。当グループは、当グループの控訴当局における当行の案件及びその他の類似案件における有利な判決に依拠している。

**永久債に係る利息：2,426.5百万インド・ルピー（2018年3月31日：2,013.4百万インド・ルピー）**は、永久債に関して支払われた利息の否認に係るもので、永久債が借入として適格ではなく、永久債に関して支払われた利息は控除として認められないためである。当グループは弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での当グループの案件における過去の判決に依拠している。

**クレジットカードに関する償却の否認：5,552.6百万インド・ルピー（2018年3月31日：2,804.3百万インド・ルピー）**は、不良債権の償却として行った、クレジットカード金額の償却の否認に係るものである。クレジットカード業務が銀行業務ではないため、あるいは貸金業務に係っており不良債権の償却を主張するための条件を充たさないということから償却は否認された。当グループは弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での当グループの案件における過去の判決に依拠している。

当グループ及びその他の案件における判例、並びに税務弁護士への相談結果に基づいて、経営陣は当グループの税務上の見解が認められる可能性は高いと確信している。したがって、引当金は計上していない。

上記の偶発債務には、債務の発生可能性が低いとみなされる42,184.2百万インド・ルピー（2018年3月31日：33,681.1百万インド・ルピー）は含まれていない。債務の発生可能性が低いと分類される係争中の納税請求合計のうち、28,390.8百万インド・ルピーは、主に貸倒償却及び罰金に関する控除に係っており、その他の案件の最高裁判所の有利な判決によってカバーされた。また、12,930.4百万インド・ルピーは、税務当局による誤謬の訂正要請に係っていた。したがって、それらは偶発債務として開示する必要はなかった。当グループは、控訴手続きが税務当局により取り下げられる可能性があり、又は司法当局によって支持されないと考えているため、税務当局が開始した調査の結果を定量化しなかった。

## 15. 訴訟

当グループ及び当グループの取締役に対する様々な訴訟並びに申立てが様々な形で係争中である。当グループに対する申立ては主にサービスの不足、財産及び労働に関する争議、不正取引、経済的違法行為による民事訴訟及び通常の営業過程において申し立てられたその他の案件に関して生じたものである。当グループはまた、契約及び貸付金の執行に関連して発生する反訴の対象となる場合もある。不利な結果となる可能性が高く、信頼できる見積りが可能なものについては引当金が設定されている。訴訟に特有の予測不能性、及び請求額が相当なものとなる場合に鑑み、訴訟の解決にかかる実際の費用は設定された引当金と大幅に異なる可能性がある。不利な結果となる可能性が合理的に高い案件の場合、上記で説明した案件に特有の性質により、発生し得る損失又は損失の範囲を見積もることは不可能である。不利な結果となる可能性が高い案件に関する当グループへの請求額合計は、6,084.9百万インド・ルピーで、これに対する引当金3,086.3百万インド・ルピーが認識されている。不利な結果となる可能性があると思われる案件に関する当グループへの請求額合計は、2019年3月31日現在において1,777.6百万インド・ルピーで、これは当グループの偶発債務に含まれている。法律専門家の未解決事項に対するレビュー（当該訴訟及び申立てによる偶発損失、及び「可能性が高い」、「可能性がある」又は「可能性が僅か」といった偶発性の分類を含む）並びに関連する訴訟及び申立てに対して必要となる引当金に基づいて、経営陣は、それらの事象の結果が当グループの連結財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大かつ不利な影響を与えることはないと確信している。

当行は、前の2018年の年次報告書において、当行が2018年3月に認識した借り手の勘定において要求された不定形な取引に起因した不正な資産分類、利息収益及びNPAの回収を不正に手数料と会計処理したこと、並びに法人貸付金を補償する担保の過大評価を主張する匿名の申立に関して様々なステップ及び対策を取ったことを報告した。貸付勘定について追加で実施した内部調査及びレビューの結果に基づいて、当行は、これらの訴えにより、2018年3月31日に終了した年度及び年次報告書に含まれるそれ以前の期間の財務諸表に対する影響の可能性は重要ではないと結論した。当行は、その後これらの件に関するいくつかの追加情報を受領しているが、これに関して2019年3月31日に終了した年度及び本報告書に表示されている以前の期間の財務諸表に対する影響は重要ではないと評価した。以前に報告したとおり、当行は、監査委員会の指示の下、外部の弁護士の協力を得て、追加情報を含むすべての主張を引き続き調査する。

さらに、大規模かつ国際的な活動及び営業を行い、また複数の法域で株式及び債券を発行する銀行として、当行は、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）を含む規制当局と定期的に上述の申立を含む一連の事項に関して協議している。これらの申立より前においても、当行は、当行の米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下「US GAAP」という。）における貸付金の減損引当金の時期及び金額に関する質問に関するSEC調査員からの情報請求に応じている。当行はインドにおいて公正妥当と認められる会計基準（以下「インドGAAP」という。）財務諸表のUS GAAPへの年次調整に関する注記の作成目的でUS GAAPにおける貸付金の減損に関する評価を行っている。当行は、SEC調査員の情報に関するすべての要請に自主的に対応しており、本件について引き続きSECに協力する。

[前へ](#)

[次へ](#)

## 16. セグメント情報

以下の表は、附属明細書18、注11Aの基準に基づく2019年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	項目	リテール・ バンキング	ホール セール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整	合計
1.	収益	591,723.3	341,685.0	541,021.8	37,425.1	366,987.7	111,526.8	60,995.7	(738,300.4)	1,313,065.0
	外部収益	324,266.3	250,778.6	167,455.6	35,395.3	364,569.7	109,229.6	61,369.9	-	1,313,065.0
	外部負債に係る移転価格による収益 及びその他の内部利益	267,457.0	90,906.4	373,566.2	2,029.8	2,418.0	2,297.2	(374.2)	(738,300.4)	-
2.	<b>セグメント実績</b>	<b>82,231.2</b>	<b>(102,423.4)</b>	<b>53,401.0</b>	<b>5,916.3</b>	<b>11,624.0</b>	<b>15,984.2</b>	<b>20,142.7</b>	<b>(12,793.4)</b>	<b>74,082.6</b>
3.	未配分費用									-
4.	営業利益(2)-(3) <sup>1</sup>									74,082.6
5.	法人所得税費用(純額)/(正味繰延税 額控除)									17,191.0
6.	<b>当期純利益<sup>2</sup>(4)-(5)</b>									<b>56,891.6</b>
	<b>その他の情報</b>									
7.	セグメント資産	3,071,558.3	2,884,954.5	3,331,049.7	765,251.5	1,626,999.2	329,504.5	314,909.5	(147,533.9)	12,176,693.3
8.	未配分資産 <sup>3</sup>									211,245.6
9.	<b>資産合計(7)+(8)</b>									<b>12,387,938.9</b>
10.	セグメント負債	4,889,760.0	1,874,784.2	2,801,718.4 <sup>4</sup>	687,857.4 <sup>4</sup>	1,629,321.7 <sup>4</sup>	334,018.4 <sup>4</sup>	318,012.7 <sup>4</sup>	(147,533.9) <sup>4</sup>	12,387,938.9
11.	未配分負債									-
12.	<b>負債合計(10)+(11)</b>									<b>12,387,938.9</b>
13.	資本的支出	5,436.5	1,966.4	-	251.3	1,245.1	1,159.3	970.3	-	11,028.9
14.	減価償却費	5,559.0	2,111.0	0.4	193.8	567.2	608.3	435.1	(16.4)	9,458.4

1. 税金及び少数株主持分控除前利益。

2. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。

3. 前払税金/源泉徴収税(純額)及び繰延税資産(純額)を含む。

4. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

以下の表は、附属明細書18、注11Aの基準に基づく2018年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	項目	リテール・ バンキング	ホール セール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整	合計
1.	収益	502,625.4	300,940.3	515,895.5	31,134.7	325,235.3	95,244.7	59,249.7	(640,634.6)	1,189,691.0
	外部収益	272,416.5	217,808.7	194,121.9	29,920.8	324,927.5	93,116.3	57,379.3	-	1,189,691.0
	外部負債に係る移転価格による収益 及びその他の内部利益	230,208.9	83,131.6	321,773.6	1,213.9	307.8	2,128.4	1,870.4	(640,634.6)	-
2.	<b>セグメント実績</b>	<b>71,414.2</b>	<b>(82,813.0)</b>	<b>77,451.4</b>	<b>5,705.4</b>	<b>17,191.3</b>	<b>11,962.3</b>	<b>21,040.8</b>	<b>(12,167.8)</b>	<b>109,784.6</b>
3.	未配分費用									-
4.	営業利益(2)-(3) <sup>1</sup>									109,784.6
5.	法人所得税費用(純額)/(正味繰延税 額控除)									18,789.2
6.	<b>当期純利益<sup>2</sup>(4)-(5)</b>									<b>90,995.4</b>
	<b>その他の情報</b>									
7.	セグメント資産	2,586,385.4	2,657,712.2	3,304,242.1	680,805.1	1,415,129.1	294,632.6	313,824.1	(154,758.3)	11,097,972.3
8.	未配分資産 <sup>3</sup>									144,838.1
9.	<b>資産合計(7)+(8)</b>									<b>11,242,810.4</b>
10.	セグメント負債	4,135,023.7	1,672,682.4	2,947,045.6 <sup>4</sup>	611,878.3 <sup>4</sup>	1,417,238.7 <sup>4</sup>	297,406.3 <sup>4</sup>	316,293.7 <sup>4</sup>	(154,758.3) <sup>4</sup>	11,242,810.4
11.	未配分負債									-
12.	<b>負債合計(10)+(11)</b>									<b>11,242,810.4</b>
13.	資本的支出	7,393.7	1,302.8	24.3	89.6	2,430.6	478.1	461.3	-	12,180.4
14.	減価償却費	6,665.6	1,081.8	17.7	123.5	436.8	546.5	366.0	(16.5)	9,221.4

- 税金及び少数株主持分控除前利益。
- 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
- 前払税金/源泉徴収税(純額)及び繰延税資産(純額)を含む。
- 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

以下の表は、2017年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	項目	リテール・ バンキング	ホール セール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整	合計
1.	収益	453,911.8	306,405.7	542,908.7	38,400.8	270,526.5	84,339.3	55,312.1	(617,828.6)	1,133,976.3
	外部収益	234,958.4	232,830.6	225,278.9	35,130.9	269,968.5	82,781.8	53,027.2	-	1,133,976.3
	外部負債に係る移転価格による収益 及びその他の内部利益	218,953.1	73,575.1	317,629.8	3,269.9	558.0	1,557.5	2,284.9	(617,828.6)	-
2.	<b>セグメント実績</b>	<b>53,853.0</b>	<b>(74,341.1)</b>	<b>120,814.5</b>	<b>3,021.7</b>	<b>17,848.6</b>	<b>9,101.0</b>	<b>21,764.3</b>	<b>(13,968.5)</b>	<b>138,093.5</b>
3.	未配分費用									-
4.	営業利益(2)-(3) <sup>1</sup>									138,093.5
5.	法人所得税費用(純額)/(正味繰延税 額控除)									24,690.2
6.	<b>当期純利益<sup>2</sup>(4)-(5)</b>									<b>113,403.3</b>
	<b>その他の情報</b>									
7.	セグメント資産	2,136,950.4	2,612,652.8	2,748,508.8	643,246.1	1,244,377.1	230,609.9	254,195.7	(132,377.1)	9,738,163.7
8.	未配分資産 <sup>3</sup>									119,082.8
9.	<b>資産合計(7)+(8)</b>									<b>9,857,246.5</b>
10.	セグメント負債	3,678,085.9	1,495,191.4	2,511,263.2 <sup>4</sup>	568,308.2 <sup>4</sup>	1,247,425.2 <sup>4</sup>	233,508.8 <sup>4</sup>	255,840.9 <sup>4</sup>	(132,377.1) <sup>4</sup>	9,857,246.5
11.	未配分負債									-
12.	<b>負債合計(10)+(11)</b>									<b>9,857,246.5</b>
13.	資本的支出	6,547.3	616.2	19.4	77.5	4,324.1	629.5	333.3	-	12,547.3
14.	減価償却費及び償却費	6,396.2	1,108.6	15.6	145.0	578.3	547.6	341.5	(16.4)	9,116.4

1. 税金及び少数株主持分控除前利益。
2. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
3. 前払税金/源泉徴収税(純額)及び繰延税資産(純額)を含む。
4. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

当行は、リテール預金の割合を増加しファンディング・ミックスの均衡を調整する戦略を続行した。これにより、これらの期間におけるリテール預金がリテール貸付金より大幅に多くなった。その結果、上記期間のリテール事業セグメントのセグメント負債がセグメント資産と比較して多くなった。さらに、当行はまた、リテール貸付に重点的に取り組んだ結果、上記期間のリテール・バンキング・セグメントの貸付金が増加した。

[前へ](#)

[次へ](#)

## 17.顧客との契約による収益

当グループは、顧客との契約による収益を主に「附属明細書14 - その他の収益」の「手数料、為替及び取引手数料」において認識する。手数料、為替及び取引手数料の主な構成要素は、銀行取引手数料、貸付関連手数料、ファンド管理手数料、商業銀行手数料、証券仲介料及び第三者商品の販売手数料である。

銀行手数料は、主にインターチェンジ・フィー、加入手数料及び年会費といったカード関連手数料、ATM取引に係る収入及び預金勘定関連の取引手数料並びに通常の銀行取引サービスに係る請求が含まれている。貸付関連手数料には、貸付処理手数料及び貸付金の差し押さえ/早期弁済手数料が含まれている。ファンド管理手数料には、当行の資産管理子会社がミューチュアル・ファンド・スキームで、またプライベート・エクイティ・ファンド管理子会社がプライベート・エクイティ・ファンドで稼得した収入が含まれている。商業銀行手数料は、主に銀行保証、信用状及び手形割引並びにキャッシュ・マネジメント・サービスの手数料が含まれている。当行の証券仲介子会社による顧客の証券取引の仲介料収益の稼得は、証券仲介収益に含まれている。第三者商品の販売手数料は、主にミューチュアル・ファンド、保険商品及び債券といった商品の販売で稼得した収益が含まれている。

収益は契約条件による履行義務が完了した時点において認識される。当グループは通常、サービスの完了時に即時に又は当グループのサービスの履行に合わせた一定期間に収益を認識する。当グループの顧客より対価を事前に受領した場合は、負債が計上され、当該額が事後的に収益として契約期間にわたり又は契約における履行義務の完了時に認識される。当グループは、2019年3月31日及び2018年4月1日現在において重要な契約資産及び契約負債を有していない。

2019年3月31日に終了した年度のセグメントに関して、上記の当グループの収益要素による明細は以下のとおり。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	内容	リテール・ バンキング	ホールセー ル・バンキ ング	トレジャ リー	その他の銀 行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整	合計
1.	銀行取引手数料	42,625.3	1,339.9	-	515.7	-	-	-	(415.0)	44,065.9
2.	貸付関連手数料	11,407.0	11,550.6	-	391.9	-	-	455.7	(286.2)	23,519.0
3.	ファンド管理手数料	-	-	-	-	-	-	19,883.4	(3.8)	19,879.6
4.	商業銀行手数料	470.6	16,841.5	-	343.6	-	-	-	(119.7)	17,536.0
5.	証券仲介手数料	-	-	-	-	-	-	9,383.6	(237.4)	9,146.2
6.	第三者商品の販売手数料	14,965.3	-	-	-	-	-	4,568.3	(11,450.8)	8,082.8
7.	その他	913.2	826.4	1,292.6	29.0	3.1	-	1,647.9	(885.0)	3,827.2
	合計	70,381.4	30,558.4	1,292.6	1,280.2	3.1	-	35,938.9	(13,397.9)	126,056.7

## 18.従業員ストック・オプション制度

以下の表は、2019年3月31日現在の当行のストック・オプション残高の要約を示している。

	オプション数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値総額 (単位：百万 インド・ルピー)
期首残高	235,672,250	224.19	8.47	12,832.3
追加：期中付 <sup>1</sup>	35,419,900	283.91		
控除：期中失効（再発行控除後）	20,415,499	229.88		
控除：期中行使	18,218,877	191.04		
期末残高	232,427,774	235.40	7.52	38,374.9
行使可能オプション	152,151,329	222.84	6.91	27,031.8

1. 規制当局の承認が保留されている常勤取締役役に付与されたストック・オプションを含む

以下の表は、2018年3月31日現在の当行のストック・オプション残高の要約を示している。

	オプション数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値総額 (単位：百万 インド・ルピー)
<b>期首残高</b>	<b>226,715,682</b>	<b>217.12</b>	<b>8.81</b>	<b>8,789.9</b>
追加：期中付与	35,137,770	251.05		
控除：期中失効（再発行控除後）	5,114,174	248.30		
控除：期中行使	21,067,028	187.00		
<b>期末残高</b>	<b>235,672,250</b>	<b>224.19</b>	<b>8.47</b>	<b>12,832.3</b>
<b>行使可能オプション</b>	<b>136,428,736</b>	<b>208.44</b>	<b>6.81</b>	<b>9,574.1</b>

2019年3月31日に終了した年度に権利が確定したオプションの公正価値合計額は、4,085.0百万インド・ルピーで、2018年3月31日終了した年度は、3,266.3百万インド・ルピーで、2017年3月31日に終了した年度は、3,074.7百万インド・ルピーであった。

2019年3月31日に終了した年度に行使されたオプションの本源的価値総額は、2,691.5百万インド・ルピーで、2018年3月31日終了した年度は、2,379.5百万インド・ルピーで、2017年3月31日に終了した年度は、770.9百万インド・ルピーであった。

2019年3月31日及び2018年3月31日現在、まだ認識されていない権利未確定の報奨に関連する報酬費用合計は、それぞれ2,119.1百万インド・ルピー及び2,132.2百万インド・ルピーであり、それぞれ1.89年及び1.70年の加重平均期間にわたり認識される予定である。

以下の表は、2019年3月31日現在における行使可能なストック・オプションの要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプション数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値 総額(単位：百万 インド・ルピー)
60-99	1,602,975	79.15	3.84	515.1
100-199	33,771,457	166.66	4.23	7,897.1
200-299	116,776,897	241.05	7.73	18,619.6

以下の表は、2018年3月31日現在における行使可能なストック・オプションの要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプション数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値 総額(単位：百万 インド・ルピー)
60-99	1,849,150	79.12	4.91	368.4
100-199	47,665,539	165.43	4.85	5,382.5
200-299	86,914,047	234.78	7.92	3,823.2

以下の表は、2019年3月31日現在における当行の権利未確定ストック・オプション残高の要約を示している。

	オプション数	付与日の加重 平均公正価値 (単位：イン ド・ルピー)
<b>権利未確定 - 2018年4月1日現在</b>	<b>99,243,514</b>	<b>86.06</b>
追加：期中付与	35,419,900	107.22
控除：期中権利確定	46,916,376	87.07
控除：期中権利失効	7,470,593	92.18
<b>権利未確定 - 2019年3月31日現在</b>	<b>80,276,445</b>	<b>94.24</b>

以下の表は、2018年3月31日現在における当行の権利未確定ストック・オプション残高の要約を示している。

	オプション数	付与日の加重 平均公正価値 (単位：イン ド・ルピー)
<b>権利未確定 - 2017年4月1日現在</b>	<b>106,203,570</b>	<b>86.30</b>
追加：期中付与	35,137,770	86.43
控除：期中権利確定	37,507,932	87.08
控除：期中権利失効	4,589,894	86.16
<b>権利未確定 - 2018年3月31日現在</b>	<b>99,243,514</b>	<b>86.06</b>

以下の表は、表示期間のオプションの公正価値を見積るために使用された主要な仮定を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
リスク・フリー利率	7.32% - 8.31%	7.06% - 7.59%	7.43% - 7.77%
予想期間	3.64年 - 6.64年	3.90年 - 6.90年	3.89年 - 5.89年
予想ボラティリティ	30.79% - 32.22%	31.71% - 33.92%	32.03% - 33.31%
予想配当利回り	0.43% - 0.80%	0.73% - 1.81%	2.04% - 2.15%

オプションの予想期間にわたるリスク・フリー利率は、付与時点で有効な国債利回りに基づいている。

オプションの予想期間は、権利確定期間及びオプションを受け取る従業員の予想行使行動に基づいて見積られている。オプションの行使行動は、当行のストック・オプションの過去の行使パターンに基づいて見積られている。

オプションの見積予想期間における予想ボラティリティは、公開市場で取引されている当行の普通株式について観察された市場価格によって決定される過去のボラティリティに基づいている。

オプションの見積予想期間における予想配当は、最近の配当実績に基づいている。

## 19. インドGAAP財務書類からの抜粋情報

以下の表は、規則S-Xの以下のガイダンスに従った、表示期間の損益計算書及び貸借対照表である。

	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万インド・ルピー)			
受取利息	719,816.5	621,623.5	609,399.8
支払利息	391,775.4	342,620.5	348,358.3
<b>純利息収益</b>	<b>328,041.1</b>	<b>279,003.0</b>	<b>261,041.5</b>
貸倒引当金及びその他	201,026.9	160,240.3	156,460.6
投資の減価に係る引当金	3,591.3	19,489.3	9,364.2
<b>貸倒引当金及び投資引当金控除後純利息収益</b>	<b>123,422.9</b>	<b>99,273.4</b>	<b>95,216.7</b>
非受取利息	593,248.5	568,067.5	524,576.5
非支払利息	642,588.8	557,556.3	481,699.7
<b>法人所得税、少数株主持分控除前利益</b>	<b>74,082.6</b>	<b>109,784.6</b>	<b>138,093.5</b>
法人所得税費用	17,191.0	18,789.2	24,690.2
<b>少数株主持分控除前利益</b>	<b>56,891.6</b>	<b>90,995.4</b>	<b>113,403.3</b>
控除：少数株主持分	14,349.2	13,873.5	11,519.5
<b>当期純利益</b>	<b>42,542.4</b>	<b>77,121.9</b>	<b>101,883.8</b>
	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>一株当たり利益：(単位：インド・ルピー)</b>			
基本的	6.61	12.02	15.91
希薄化後	6.53	11.89	15.84
<b>一株当たり利益計算に用いられた加重平均株式数 (百万株)</b>			
基本的	6,436	6,417	6,402
希薄化後	6,509	6,482	6,428

## 3月31日現在

(単位：百万インド・ルピー)

	2019年	2018年
<b>資産</b>		
現金及び現金同等物	873,909.0	889,991.3
投資 <sup>1, 2</sup>	3,982,007.6	3,722,076.8
貸付金、純額 <sup>2</sup>	6,469,616.8	5,668,542.2
有形固定資産 <sup>1, 2, 3</sup>	96,582.0	94,612.7
のれん	1,097.0	1,117.5
繰延税金資産(正味)	109,372.9	78,183.0
未収利息、未収手数料及びその他の収益	103,512.4	95,185.3
売却目的資産	10,062.4	19,786.0
その他の資産	741,778.9	673,315.6
<b>資産合計</b>	<b>12,387,939.0</b>	<b>11,242,810.4</b>
<b>負債</b>		
利付預金	5,845,720.0	4,945,458.3
無利子預金	967,449.4	912,502.8
短期借入金及びトレーディング負債	533,262.7	684,651.0
長期債務	1,569,978.5	1,605,867.3
償還可能優先株式	-	3,500.0
その他の負債	2,263,188.9	1,924,452.1
<b>負債合計</b>	<b>11,179,599.5</b>	<b>10,076,431.5</b>
少数株主持分	65,805.4	60,081.9
株主持分	1,142,534.1	1,106,297.0
<b>負債及び株主持分合計</b>	<b>12,387,939.0</b>	<b>11,242,810.4</b>

- 141,352.2百万インド・ルピー(2018年3月31日:282,759.1百万インド・ルピー)の短期借入金に対する担保として差し入れられた143,496.4百万インド・ルピーの投資及び貸付金(2018年3月31日:293,201.7百万インド・ルピーの投資)並びにゼロ(2018年3月31日:179.9百万インド・ルピー)の有形固定資産を含む。
- 161,177.8百万インド・ルピー(2018年3月31日:162,704.2百万インド・ルピー)の長期借入金に対する担保として差し入れられた162,804.4百万インド・ルピー(2018年3月31日:165,051.2百万インド・ルピー)の投資及び貸付金並びにゼロ(2018年3月31日:465.9百万インド・ルピー)の有形固定資産を含む。
- 4,000.0百万インド・ルピー(2018年3月31日:8,800.0百万インド・ルピー)の長期借入金に対する担保として帳簿上の債権に対する抵当権の設定を制限する条項とともに差し入れられた53.9百万インド・ルピー(2018年3月31日:23.8百万インド・ルピー)の有形固定資産を含む。

以下の表は、表示期間の株主持分変動表である。

(単位：百万インド・ルピー)	普通株式	未行使 従業員 ストック・ オプション 残高	資本 剰余金	収益及びその 他準備金 <sup>1</sup>	その他の 特別準備金 <sup>2</sup>
2018年4月1日現在残高	12,858.1	55.7	326,802.5	264,837.0	501,743.7
株式発行代金	36.5	-	3,451.5	-	-
期中の増加	-	-	79.2 <sup>3</sup>	6,696.9 <sup>4</sup>	31,599.4
期中の減少	-	(8.9)	-	(3,262.7) <sup>5</sup>	(2,354.8) <sup>6</sup>
<b>2019年3月31日現在残高</b>	<b>12,894.6</b>	<b>46.8</b>	<b>330,333.2</b>	<b>268,271.2</b>	<b>530,988.3</b>

1. 収益及びその他準備金並びに損益勘定残高を含む。
2. 法定準備金、特別準備金、未実現投資準備金、資本準備金、外貨換算準備金、再評価準備金、投資変動準備金、資本償還準備金及び積立金を含む。
3. 公正価値法に基づき海外銀行子会社が認識したESOP費用を表す。
4. 2018年3月31日に終了した事業年度において、当行は非リテール口座の不正に関して、インド準備銀行で認められており、引当金と剰余金を通じて5,254.0百万インド・ルピーの準備金を計上した。2019年3月31日において、引当金はすべて損益勘定で認識され、同額の借方残高はインド準備銀行で要求されるとおり引当金と剰余金において戻し入れられた。

5. ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの公正価値変動勘定の減少に対する2,209.4百万インド・ルピーを含む。
6. 再評価に係る減価償却費用589.5百万インド・ルピー及び売却資産に係る再評価額25.9百万インド・ルピーを計上するために当行が再評価準備金から振替えた金額を含む。

(単位:百万インド・ルピー)	普通株式	未行使 従業員 ストック・ オプション	資本 剰余金	収益及びそ の他準備金 <sup>1</sup>	その他の 特別準備金 <sup>2</sup>
		残高			
2017年4月1日現在残高	11,651.1	62.6	323,932.0	257,626.7	453,047.6
株式発行代金	41.1	-	3,905.3	-	-
期中の増加	1,165.9 <sup>3</sup>	-	131.1 <sup>4</sup>	13,480.1	49,357.6
期中の減少	-	(6.9)	(1,165.9) <sup>5</sup>	(6,269.8) <sup>6</sup>	(661.5) <sup>7</sup>
<b>2018年3月31日現在残高</b>	<b>12,858.1</b>	<b>55.7</b>	<b>326,802.5</b>	<b>264,837.0</b>	<b>501,743.7</b>

1. 収益及びその他準備金並びに損益勘定残高を含む。
2. 法定準備金、特別準備金、未実現投資準備金、資本準備金、外貨換算準備金、再評価準備金及び積立金を含む。
3. 無償株式として発行された普通株式を表す。
4. 公正価値法に基づき海外銀行子会社が認識したESOP費用を表す。
5. 無償株式の発行に使用された金額を表す。
6. 当行により、リテール以外の口座の不正に関する引当金として控除される金額5,254.0百万インド・ルピーを含む。この金額は、インド準備銀行により認められているとあり、翌事業年度の翌四半期に戻入れ、損益を通じて認識される。
7. 再評価に係る減価償却費用572.4百万インド・ルピー及び売却資産に係る再評価額66.2百万インド・ルピーを計上するために当行が再評価準備金から戻入れた金額を含む。

(単位:百万インド・ルピー)	普通株式	未行使 従業員 ストック・ オプション	資本 剰余金	収益及びその 他準備金 <sup>1</sup>	その他の 特別準備金 <sup>2</sup>
		残高			
2016年4月1日現在残高	11,631.6	67.0	321,993.5	238,267.8	369,147.2
株式発行代金	19.5	-	1,757.6	-	-
期中の増加	-	-	180.9 <sup>3</sup>	20,802.3	85,467.6
期中の減少	-	(4.4)	-	(1,443.4)	(1,567.2) <sup>4</sup>
<b>2017年3月31日現在残高</b>	<b>11,651.1</b>	<b>62.6</b>	<b>323,932.0</b>	<b>257,626.7</b>	<b>453,047.6</b>

1. 収益及びその他準備金並びに損益勘定残高を含む。
2. 法定準備金、特別準備金、未実現投資準備金、資本準備金、外貨換算準備金、再評価準備金及び積立金を含む。
3. 公正価値法に基づき海外銀行子会社が認識したESOP費用を表す。
4. 再評価に係る減価償却費用494.9百万インド・ルピー及び売却資産に係る再評価額18.7百万インド・ルピーを計上するために当行が再評価準備金から戻入れた金額を含む。

以下の表は、表示期間の損益勘定の変動を示している。

(単位:百万インド・ルピー)	2019年	2018年	2017年
	3月31日	3月31日	3月31日
期首残高	214,737.7	215,045.5	198,210.8
期中の増加	42,542.4	77,121.9	101,883.8
配当金(配当税を含む)	(11,584.4)	(16,906.1)	(2,289.8) <sup>1</sup>
期中の減少 <sup>3</sup>	(25,494.6) <sup>2</sup>	(60,523.6)	(82,759.3)
<b>期末残高</b>	<b>220,201.1</b>	<b>214,737.7</b>	<b>215,045.5</b>

1. 2017年3月31日に終了した年度以降、インドGAAPの改訂会計基準「貸借対照表日後に生じた偶発債務及び後発事象」に準拠して、その年度の配当案(配当税を含む)は、株主による承認が得られた年度に会計処理される。

2. ICICIバンク・カナダによる国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」の適用による影響263.0百万インド・ルピー(5.1百万カナダドル相当)を含む。
3. その他準備金への分配/振替を含む。

キャッシュ・フロー計算書は、IAS第7号 - 「キャッシュ・フロー計算書」の要件に従っている。

以下の表は、表示期間のキャッシュ・フロー計算書の補足情報を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
貸付金から株式への転換	1,470.2	23,887.7	10,132.2
利息支払額	391,023.8	341,736.0	348,433.0
利息及び配当金受取額	711,068.9	604,962.1	614,223.1

## 20. 金融商品の見積公正価値

当グループの金融商品には、非デリバティブ金融資産及び負債並びにデリバティブ商品が含まれる。一般に公正価値の見積りは主観的であり、金融商品の特性及び関連する市場情報に基づいて、ある一時点において行われる。入手可能な場合は、市場価格が用いられる。それ以外は、公正価値は、現在価値又はその他の評価方法を使用して見積られる。これらの方法は不確定要因を含んでおり、様々な金融商品、割引率、将来キャッシュ・フローの見積り、及びその他の要因のリスク特性に関連して使用される仮定及び判断によって重要な影響を受ける。仮定の変更は、これらの見積り及びその結果である公正価値に重要な影響を及ぼす可能性がある。導き出された公正価値の見積りは、必ずしも独立した市場との比較によって実証されるものではなく、多くの場合、当該金融商品の即時売却によって実現されない可能性がある。

公正価値の見積りは、既存の金融商品に基づくものであり、予想される将来の取引での価値並びに金融商品ではない資産及び負債の価値に対する見積りは考慮しない。持分法に基づいて会計処理される投資、年金債務及びその他の退職後給付、法人所得税資産及び負債、有形固定資産、前払費用、保険負債、コア預金無形資産及び特定の種類の個人向け貸付金に関連した顧客関係価値(特にクレジットカード・ポートフォリオ)並びにその他の無形資産といった特定の項目に関しては、公正価値の開示は要求されていない。したがって、表示された公正価値総額は基礎となる当グループの市場価値/フランチャイズ・バリューを表すことを意図しているわけではなく、またそれらを示すものとみなされるべきではない。さらに公正価値の見積りに使用した手法及び仮定に差異があるため、当グループの公正価値を他の金融機関の公正価値と比較すべきではない。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、当グループが使用した手法及び仮定は以下に記述されている。

### 現金及び銀行預け金並びに短期貸付金

ポートフォリオの大部分の金額の満期が3ヶ月未満であるため、貸借対照表に計上される帳簿価額は公正価値に近似している。

### 投資

投資の公正価値は、一般に市場価格又は割引キャッシュ・フローに基づいている。証券取引所で売買されない、及び市場が存在しない特定の債券及び持分投資に関する公正価値の見積りは、被投資会社の業績、財政状態及び財政見通しに関する経営陣のレビューに基づいている。

### 貸付金

コマーシャル・ローン及び個人向け貸付金の公正価値は、さまざまな貸付商品に適用されている現在の金利で約定キャッシュ・フローを割引くことによって見積られる。特定のその他の貸付金の帳簿価額は、これらの貸付金が短期の特性を有しているため、公正価値に近似している。これらの金融商品の評価上、重要となる観察可能な市場データが用いられていないことから、当該貸付金は、レベル3の金融商品に分類されている。

### 預金

満期が定められていない預金の帳簿価額は、公正価値と同等とみなされる。固定金利定期預金の公正価値は、預金商品に対して提示されている現行金利で約定キャッシュ・フローを割引くことによって見積られる。預金に関する公正価値の見積りに、他の資金調達方法と比較して低コストの預金債務による資金調達から生じた便益(コア預金無形資産)は含まれない。これらの金融商品の評価上、重要となる観察可能な市場データが用いられていないことから、当該預金は、レベル3の金融商品に分類されている。

**借入金**

当グループの負債の公正価値は、適切な金利及び信用スプレッドで将来の約定キャッシュ・フローを割引くことによって見積られる。特定のその他の借入金の帳簿価額は、これらの借入金が短期の特性を有しているため、公正価値に近似している。ロイター、ブルームバーグ、フィナンシャル・ベンチマーク・インディア・プライベート・リミテッド及びインドの債券・短期金利・デリバティブ協会といった公の情報源から入手可能である金利、イールド・カーブ及び信用スプレッド等のインプットが用いられていることから、当該借入金は、レベル2の金融商品に分類されている。

以下の表は、表示期間の金融資産及び金融負債のカテゴリー別の公正価値を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日現在		2018年3月31日現在	
	帳簿価額	見積 公正価値	帳簿価額	見積 公正価値
<b>金融資産</b>				
現金及びインド準備銀行預け金	380,662.8	380,662.8	332,726.0	332,726.0
銀行預け金及び短期貸付金	493,246.2	493,246.2	557,265.3	557,265.3
投資	3,982,007.6	4,016,947.1	3,722,076.8	3,736,546.2
貸付金	6,469,616.8	6,441,548.2	5,668,542.2	5,688,455.0
その他の資産	736,011.9	736,011.9	694,798.5	694,798.6
<b>合計</b>	<b>12,061,545.3</b>	<b>12,068,416.2</b>	<b>10,975,408.8</b>	<b>11,009,791.1</b>
<b>金融負債</b>				
利付預金	5,845,720.0	5,871,668.6	4,945,458.3	4,964,582.3
無利子預金	967,449.4	967,449.4	912,502.8	912,502.8
借入金 <sup>1</sup>	2,103,241.2	2,117,901.2	2,294,018.3	2,311,635.6
その他の負債及び引当金	693,808.0	693,808.0	562,997.1	562,997.1
<b>合計</b>	<b>9,610,218.6</b>	<b>9,650,827.2</b>	<b>8,714,976.5</b>	<b>8,751,717.8</b>

1. 帳簿価額ゼロの優先株式(2018年3月31日：3,500.0百万インド・ルピー)を含む。

[前へ](#)

[次へ](#)

## 21. インドGAAP及び米国GAAPの相違

当グループの連結財務諸表はインドGAAPに準拠して作成されているが、インドGAAPは特定の重要な点において米国GAAPとは異なっている。

以下の表は、米国GAAPを適用することにより生じる連結純利益及び株主持分への重要な調整を要約したものである。

### 1. 純利益の調整

(単位：百万インド・ルピー)	注記	3月31日に終了した年度		
		2019年	2018年	2017年
インドGAAPによる連結税引後利益(少数株主持分を除く) <sup>1</sup>		42,542.4	77,121.9	101,883.8
調整項目：				
貸倒引当金	(a)	65,035.9	19,477.7	(19,580.1)
企業結合	(b)	(1,806.2)	100,367.2	(375.4)
連結	(c)	1,080.7	95.9	(3,564.8)
負債証券及び持分証券の評価	(d)	12,548.7	(51,368.0)	(29,830.9)
手数料及び費用の償却	(e)	4,187.3	5,353.7	7,914.0
デリバティブの会計処理	(f)	719.5	(113.8)	(374.3)
報酬費用の会計処理	(g)	(3,201.5)	(3,395.4)	(4,926.5)
証券化の会計処理	(h)	(224.8)	(46.1)	(445.9)
法人所得税便益/(費用)	(i)	(34,962.0)	25,491.7	13,101.0
その他	(j)	9,029.7	5,695.5	(1,401.5)
すべての調整による影響額合計		52,407.3	101,558.4	(39,484.4)
ICICIバンク株主に帰属する米国GAAPによる純利益		94,949.7	178,680.3	62,399.4
非支配株主持分に帰属する米国GAAPによる純利益 <sup>1</sup>		8,190.3	6,629.1	2,363.9
米国GAAPによる純利益合計 <sup>2</sup>		103,140.0	185,309.4	64,763.3
基本的な一株当たり利益(インド・ルピー)				
インドGAAP(連結)		6.61	12.02	15.91
米国GAAP(連結)		14.75	27.84	9.75
希薄化後一株当たり利益(インド・ルピー)				
インドGAAP(連結)		6.53	11.89	15.84
米国GAAP(連結)		14.61	27.65	9.70

1. インドGAAPによる少数株主持分に帰属する利益は14,349.2百万インド・ルピー(2018年3月31日：13,873.6百万インド・ルピー、2017年3月31日：11,519.5百万インド・ルピー)であった。

2. 2018年3月31日に終了した年度のICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの買収前利益1,868.4百万インド・ルピーを含み、うち690.2百万インド・ルピーは非支配持分に帰属する。

## 2. 株主持分の調整

(単位：百万インド・ルピー)	注記	3月31日現在	
		2019年	2018年
インドGAAPによる連結自己資本（少数株主持分を除く） <sup>1</sup>		1,142,534.1	1,106,297.0
調整項目：			
貸倒引当金	(a)	15,926.2	(44,081.5)
企業結合	(b)	127,923.2	129,729.4
連結	(c)	12,420.0	15,561.2
負債証券及び持分証券の評価	(d)	(18,956.0)	(60,236.2)
手数料及び費用の償却	(e)	16,793.5	12,135.9
デリバティブの会計処理	(f)	934.6	215.0
報酬費用の会計処理	(g)	-	-
証券化の会計処理	(h)	(1,513.5)	(1,368.5)
法人所得税資産 / 負債	(i)	31,014.8	74,281.2
その他	(j)	(11,772.0)	(19,762.7)
すべての調整による影響額合計		172,770.8	106,473.8
米国GAAPによるICICIバンク株主持分		1,315,304.9	1,212,770.8
非支配株主持分 <sup>1</sup>		102,318.4	97,725.7
米国GAAPによる持分合計		1,417,623.3	1,310,496.5

1. 少数株主持分に帰属するインドGAAPによる自己資本（資本並びに準備金及び剰余金を表す）は65,805.4百万インド・ルピー（2018年3月31日現在：60,081.9百万インド・ルピー）であった。

## a) 貸倒引当金

インドGAAPと米国GAAPとの間の貸倒引当金の差異は主として以下の理由による。

貸出条件緩和資産に対する引当金（米国GAAPにおいては売却とみなされない資産再構築会社への特定の貸付金譲渡に係る引当金を含む）の計算に使用される割引率の差異。

米国GAAPにおいては、その他の減損貸付金に対する貸倒引当金は、FASB ASC Topic 450「偶発事象」及びFASB ASC Topic 310「債権」に従って設定される。また、インドGAAPにおいては、当行の不良貸付金に対してインド準備銀行のガイドラインで規定されている段階引当率（最低引当率の対象となる）に従って設定される。

正常債権のポートフォリオに対する貸倒引当金は、米国GAAPでは当該ポートフォリオに固有の予想損失に基づいて設定され、インドGAAPではインド準備銀行の引当基準に基づいて、当行の正常資産に対して設定される。

米国GAAPにおいては、減損貸付金のポートフォリオは、貸出条件緩和貸付金及びその他の減損貸付金に分類される。貸出条件緩和貸付金とは、その利息及び元本返済に関する条件が緩和され、FASB ASC Subtopic 310-40「債権者による不良債権のリストラクチャリング」で定義されている不良債権再構築に該当する貸付金を表す。その他の減損貸付金は、貸出条件緩和貸付金以外の貸付金を表し、FASB ASC Subtopic 310-10「債権 - 全体」の減損に該当するものである。

### 貸出条件緩和貸付金に対する引当金

インドGAAPにおいては、貸出条件緩和貸付金に対する貸倒引当金は、貸付金の条件緩和前と後の公正価値差額と同額でなければならない。貸出条件緩和前の貸付金の公正価値は、貸出条件緩和前の貸出金に課される現行の金利及び元本からのキャッシュ・フローの現在価値として計算される。貸出条件緩和後の貸付金の公正価値は、貸出金に課される条件緩和後の条件による金利及び元本からのキャッシュ・フローの現在価値として計算される。両方のキャッシュ・フローは、当行の基準金利（1-基準）に債務者区分に対する適切な期間プレミアム及び信用リスクプレミアムを加えた金利あるいはその他の適切な金利で割り引かれる。2015年7月2日以降に貸出条件が緩和された貸付金に関するキャッシュ・フローは、条件緩和前の貸付金に課されていた現行の金利で割り引かれる。緩和条件に従った履行ができない場合には、不良貸付金に適用される追加引当金が、貸出条件緩和後の貸付金に対して引き当てられる。

インドGAAPにおいては、インド準備銀行のガイドラインに従い、2015年4月1日以降に当行が元本返済および/または利息の条件を緩和した貸出条件緩和貸付金は（インフラ・セクターおよびインフラ以外のセクターのプロジェクトの実施のための貸付金で特定期間を上限として繰り延べられている貸付金を除く）、不良貸付金として分類されている。貸出条件緩和貸付金の公正価値の減少分への引当金に加え、当行は、これらの債務者が利用している貸付金全部について、不良貸付金に適用される貸付損失引当金の計上を要求されている。

米国GAAPでは、貸出条件緩和貸付金に関する貸倒引当金は、予想キャッシュ・フローを当初の約定金利で割り引くことにより算出される。米国GAAPでは、不良債権再構築の一環として、将来金利の減免のために認識された引当金は、貸出条件緩和貸付金の完済までの期間にわたり貸倒引当金繰入額の減少項目として計上される。米国GAAPでは、緩和条件に従った履行ができない場合、予想キャッシュ・フローの現在価値に基づく追加引当金が、貸出条件緩和後の貸付金に対して引き当てられる。

インドGAAPでは、2018年2月12日まで、貸出条件緩和の対象となった貸付金は、債務者が最低1年間にわたり、契約条件に基づき返済する能力があることを証明した場合、当該貸付金は正常貸付金の区分に格上げされ、また債務者は適正自己資本の計算上正常貸付金/リスク加重に対する一般引当金が適用される正常先区分に再分類されていた。その1年間という期間は、緩和された貸出条件に基づく最長の支払猶予期間を含む与信枠の元本の最初の支払日か利息の最初の支払日のうちのいずれか遅い方から開始されていた。2018年2月12日から、貸出条件緩和貸付金は、「特定期間」中の履行完了後に限り、正常貸付金の区分に格上げすることができる。「特定期間」とは、破たん処理計画における元本残高の20.0%以上および貸出条件緩和の一部として認められた資産化利息が返済されるか、もしくは破たん処理計画条件に基づく最長の支払猶予期間内で与信の利息または元本の最初の返済の開始日から1年のいずれか遅い方である。「特定期間」中の履行の完了に加え、大口の貸出条件緩和口座（債権者のエクスポージャー総額が1.00十億インド・ルピー以上の口座）は、「特定期間」の終了時点で、その与信が、インド準備銀行が認めた格付機関に投資適格（BBB-またはそれ以上）として格付けされなければならない。エクスポージャー総額が5.00十億インド・ルピー以上の債務者の口座では、2つの格付機関からの格付けが要求されるが、5.00十億インド・ルピー以下の口座は1つの格付機関からの格付けが必要となる。ただし、米国GAAPでの分類を上げるプロセスは基準に基づくものではなく、そのタイミングは個々の貸付金により異なる。

### その他の減損貸付金に対する引当金

米国GAAPに基づきその他の減損と分類された貸付金に対する引当金に関する差異は、米国GAAPとインドGAAPとの間の貸付金が減損しているか否かの結論の違い及び貸倒引当金の計算方法の違いにより生じる。

インドGAAPでは、不良貸付金は要管理資産、貸倒懸念資産及び破綻資産の3つの区分に分類される。利息あるいは元本返済が90日以上延滞している貸付金は、要管理として分類される。すべての要管理貸付金に対して、15.0%の引当金が要求される。当初より無担保の貸付金に対してはさらに10.0%の引当金が要求される。12ヶ月以上要管理貸付金に分類されていた貸付金又は当行に供与された担保価値が毀損して貸付残高の50%を下回った場合には、貸倒懸念貸付金に分類される。貸倒懸念貸付金の無担保部分に関しては、100%引当又は償却が要求される。3年超の期間にわたり貸倒懸念に分類されている貸付金の有担保部分には100%の引当が要求され、3年間にわたり段階的に計上される。貸付金の損失が特定される、あるいは貸付金が回収不能とみなされた場合には、破綻資産に分類される。当行が計上しているリテール貸付金に対する不良債権引当金は、規制の最低要件を上回っている。

米国GAAPでは、重要な個別の信用エクスポージャーを表す多額で、均一でないエクスポージャー（資金拠出済み及び未拠出の両方）は、個別に評価される。当該評価には、勘定処理、将来の見通し、返済実績及び財務成績を含む（ただし、これらに限らない）質的及び量的基準の両方の検討が含まれる。最新情報及び事象に基づいて、貸付契約の契約条件による期限到来時に当行が元本及び利息の約定返済を回収できない可能性が高い場合、貸付金は減損しているとみなされる。重要な個別の信用エクスポージャーの詳細なレビューに加えて、当行はまた、各項目の延滞状況に基づき当行の貸付金を分類する。元本あるいは利息が90日以上延滞している場合、貸付金の分類は減損として評価される。当行は、減損した多額で、均一でないエクスポージャーのそれぞれに対して、予想将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保付貸付金の場合は担保の正味実現可能価額（売却費用控除後）のいずれかに基づき個別引当金を設定する。

消費者向け住宅ローン、割賦、リボルビング・クレジット及びその他の消費者向け貸付金を含む少額で同質な貸付金は、各貸付金の種類別ポートフォリオの総額レベルで減損評価が行われる。これらの貸付金に関する貸倒引当金は、過去の遅延及び貸倒実績を含む統計的分析に基づき、ポートフォリオに固有の予想損失の見積りを含む手続きを通して設定される。

インドGAAPでは、当行は特定の正常なコマーシャル・ローンに対して個別引当金を引き当てる。インド準備銀行が要求する通り、インド準備銀行の指示に基づき破産倒産法の手続きが開始された場合、当行は債務者に対して追加引当金を計上する。米国GAAPでは、かかる貸付金は、上述の通り減損について評価される。インドGAAPでは、2017年度まで個別引当金は、インド準備銀行の規定の通り、戦略的債務再編が実施/実行された場合に貸付金に対して引き当てられていた。2018年度において、インド準備銀行はストレス資産の解消に関するガイドラインの改訂を公表することで戦略的債務再編に関する従来のガイドラインを廃止した。したがって、当行が戦略的債務再編を発効したがまだ実行していない口座はインドGAAPでは不良貸付金として分類される。米国GAAPでは、当行はこれらの貸付金の会計について公正価値オプションを選択し、ASC Subtopic 825-10「金融商品」に従い、損益計算書を通じて公正価値で評価されている。「22.米国GAAPに基づく注記 - 金融持分の公正価値会計処理」を参照のこと。

インドGAAPでは、デリバティブ契約の取引相手からの未収額が90日以内に回収されていない場合には、当該金額をインド準備銀行のガイドラインに基づき、損益計算書を通じて戻し入れることが求められている。米国GAAPでは、これらの受取債権は、個別の信用エクスポージャーと同様に、要求される引当金額を特定するために分析される。

### 正常貸付金に対する引当金

米国GAAPでは、正常債権の貸倒引当金は、FASB Topic 450「偶発事象」に基づき設定されている。当行は、コマーシャル・ローンに対する引当金を債務不履行の確率及び債務不履行時の損失の内部見積り、並びに内部信用格付けにより決定される全体的なポートフォリオの質に基づいて見積る。債務不履行の確率および債務不履行による損失の内部見積りは、当行が観察した過去の不履行率及び回収実績を反映している。エクスポージャーの内部信用格付けは現在の経済状況及び関連するリスク要因を反映している。

インドGAAPでは、正常債権のポートフォリオに対する引当金は、インド準備銀行が公表したガイドラインに基づいている。正常資産には、以下の貸付金を除き、すべて一律に0.4%の引当率が適用される。

- ・ 農業及び中小・零細企業セクターに対する農業貸付。この貸付金には0.25%の引当率が適用される。
- ・ 商業用住宅不動産及び非住宅不動産セクターに対する貸付金。この貸付金にはそれぞれ0.75%及び1.0%の引当率が適用される。

インド準備銀行のガイドラインに従い、当行は、2013年6月1日より後に条件緩和された正常資産について5.0%の引当を計上している。

インド準備銀行が発表したガイドラインに従い、ヘッジされていない外貨エクスポージャーを持つ事業体に対する残高について、0.0%～0.80%の追加一般引当金が計上された。この引当金の幅は、当該事業体の利息・減価償却・リース料控除前の利益に対するヘッジされていない外貨エクスポージャーによる損失可能性の率に基づいている。インド準備銀行が発表したガイドラインに従い、当行は特定の問題のあるセクターの特定の債務者に対する貸付金及びインド準備銀行の大規模なエクスポージャーの枠組みに従って特定された債務者に対する増分エクスポージャーについて追加一般引当金を計上している。

インドGAAPにおいて、インド準備銀行のガイドラインは、資産が償却される条件を指定していない。当行には、不良貸付金を貸倒引当金に対して償却する内部方針がある。住宅ローンを含む貸付金は、通常、債務者特有の将来の回収可能性の評価に基づき、残高が回収不能であると当行が結論した際に貸倒引当金に対して償却される。当行は、担保の実現可能価額、当行の過去の回収努力の結果、法的手段を通じた回収可能性及び和解による回収可能性に基づき残高の回収可能性を評価する。貸倒懸念または損失として分類された貸付金について、当行は、対象貸付金の回収可能性の評価に基づき、現在の担保価値でカバーされていない貸付金の部分を償却する。住宅ローン以外の少額の同質な貸付金は、通常、以下の所定の支払遅延期間後に引当金に対して償却される。

- ・ 二輪車ローン：継続する1年間の遅延
- ・ 無担保の少額個人向けローン：継続する1年間の遅延
- ・ クレジットカード債権及び無担保個人向け貸付金：継続する3年間の遅延
- ・ その他の個人向けローン：継続する5年間の遅延
- ・ 無担保で少額の事業者向け銀行貸付：継続する3年間の遅延

同じ基準が、米国GAAPにおける減損貸付金の償却に対して用いられている。

当行は不良資産処理戦略の一環として、特定の貸付金を、資産再構築会社が管理する債務者別基金・信託へ譲渡し、当該基金・信託から有価証券受領書の発行を受けた。当該基金・信託は、インドで施行された債権回収法令に基づき資産再構築会社が設定したもので、債権者の持分を統合し、また債権者による担保権行使を迅速化することにより、銀行の不良資産の回収を改善することを目的としている。インドGAAPのもとでは、当該譲渡は売却として認識されるが、米国GAAPではこれらの譲渡は以下の理由により売却としては認識されない。

- ・ 特定の譲渡は、当行が譲渡においてリスク及び経済価値を留保しているためFASB ASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」では、売却としてみなされない。
- ・ 特定の譲渡はFASB ASC Subtopic 810-10「連結 - 全般」の影響を受ける。これらの貸付金の譲渡先である当該基金・信託はASC Subtopic 810-10で定義されている変動持分事業体に該当する。当行は特定の基金・信託の「主たる受益者」であるため、米国GAAPではこれらの事業体を連結することが要求される。

以下の表は、表示期間における前述の調整項目に係るインドGAAPと米国GAAPの貸倒引当金総額の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>調整項目</b>			
米国GAAPのもとで不良債権再構築として分類された貸付金に対する引当金による差異（資産再構築会社への譲渡貸付金に対する引当金を含む）	2,300.7	7,771.4	29,274.9
米国GAAPのもとでその他の減損として分類された貸付金に対する引当金による差異 <sup>1</sup>	53,526.9	8,464.7	(46,224.4)
正常資産に対して設定された引当金による差異	9,208.3	3,241.6	(2,630.6)
	<b>65,035.9</b>	<b>19,477.7</b>	<b>(19,580.1)</b>

1. 少額と同質な貸付金に対する貸倒引当金を含む。

上記の説明のとおり、インドGAAPと米国GAAPにおける貸倒引当金の計算方法の違いにより、当該損失の認識に一時差異が生じる。

2016年度及び2017年度には、米国GAAPに基づく不良債権再構築貸付金及びその他の減損貸付金の引当金総額は、インドGAAPを大幅に上回っている。これは主にインドGAAPと比較すると、米国GAAPでは減損債権が大幅に増加したことが原因である。さらに、上記の通り、インドGAAPと米国GAAP間の引当金の測定方法の差異も引当金に影響を及ぼした。

2018年度では、インドGAAPでの不良貸付金の追加総額が米国GAAPと比較すると大幅に増加している。これらの貸付金のほとんどは、米国GAAPでもっと早い年度に減損に分類されていた。さらに2018年度に、インド準備銀行が、特定の企業債務者に閣して、破産倒産法の手続きを開始するように銀行に指示し、またこれらの債務者に対する貸付金に対して引当金を計上するように銀行に指示した。当行はまた、延滞期間の移動により、過年度に不良債権に分類した貸付金について、インドGAAP上の追加引当金を計上した。この結果、インドGAAPによる引当金が2018年度も引き続き大きくなった。米国GAAPでは、2018年度の減損貸付金の引当金は引き続き増加しているが、同じ年度中のインドGAAPによる引当金よりは少なくなっている。

2019年度では、インドGAAPでの不良貸付金の追加額が過去3年間に比べて大幅に減少している一方で、インドGAAPでの引当金は引き続き高水準にとどまっている。これは主に、インド準備銀行の規定に従って過年度に不良債権に分類した貸付金の延滞期間の移動によるものである。米国GAAPでは、2019年度の減損貸付金の引当金は、インドGAAPによる引当金よりも少なかった。これは、当行が過年度において、インドGAAPに比べて米国GAAPでより高水準の減損貸付金の引当金を計上していたためである。さらに、いくつかの減損貸付金については、米国GAAPに基づく引当金がインドGAAPよりも低かった。これは、手法の違いによるものであり、インドGAAPに基づく不良貸付金の引当金は、主に貸付金の延滞日数に基づくが、米国GAAPに基づく引当金は、主に減損貸付金からの回収の評価に基づいているためである。

さらにインドGAAPでは、インド準備銀行の規定の通り、戦略的債務再編が実施/実行された場合、これらの貸付金に対して個別引当が計上される。当行は、貸付金及び保証の会計について公正価値オプションを選択し、ASC Subtopic 825-10「金融商品」に従い、損益を通じて公正価値で評価している。したがって、インドGAAPに基づきこれらの貸付金に引き当てられた引当金は、「貸出損失引当金」の項目で戻し入られる。米国GAAPに基づき2019年3月31日に終了した年度において、これらの貸付金及び保証について認識された公正価値利益13,817.5百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：公正価値損失8,809.3百万インド・ルピー、2017年3月31日に終了した年度：公正価値損失26,252.7百万インド・ルピー）は、「負債証券及び持分証券の評価」の項目に計上されている。「22.米国GAAPに基づく注記 - 金融持分の公正価値会計処理」を参照のこと。

2018年度に、米国GAAPでの正常貸付金に対する引当金は、インドGAAPと比べるとプラスの結果となっている。これは主に、インドGAAPでは、インド準備銀行のガイドラインに従い、2018年に問題のあるセクターの特定の債務者に対して追加引当金を計上したためである。

2019年度に、当行は、インドGAAPにおいて主に貸付金が当年度に増加したことによる正常貸付金への引当金を計上した。米国GAAPでは、正常貸付金の引当金の戻入が行われた。これは、主に一部の低格付の貸付金が高格付区分（より少ない引当金を要する）に改善したことによるもの、あるいは、低格付の貸付金が減損区分（個別引当金を計上する）に低下したこと、また、2019年度に追加された主な貸付金は、より高い格付であったことから必要な引当金は少なかった。

## b) 企業結合

企業結合により生じる差異は主として以下の理由による。

- ) 会計上の取得会社の決定
- ) 無形資産の会計処理
- ) 被支配会社の少数株主の実質的参加権の失効による支配の取得

米国GAAPでは、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドとICICIリミテッドの合併は2003年度に逆取得として会計処理された。これは、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドが当該合併における法的な取得会社であるが、会計上はICICIリミテッドが取得会社として認識されたことを意味する。買収日において、ICICIリミテッドはアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドの持分46%を所有していた。したがって、残りの持分54%の取得は段階的取得として会計処理された。インドGAAPにおいては、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドが法的及び会計上の取得会社として認識され、ICICIリミテッドの資産及び負債は、パーチェス法の会計処理に従って、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドの帳簿に合併された。さらに米国GAAPでは、合併の結果、のれん及び無形資産が発生したが、インドGAAPでは、合併により資本準備金（負ののれん）が発生し、これは合併計画に従い収益及びその他準備金として会計処理された。

2011年度において、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドはバンク・オブ・ラジャスタン・リミテッドを普通株式の交換により取得した。バンク・オブ・ラジャスタン・リミテッドの取得は、インドGAAPに基づき、インド準備銀行が承認した合併計画に従って会計処理されている。インドGAAPにおける購入対価は、発行済普通株式の払込価値に基づいて決定された。米国GAAPにおける購入対価は、ASC Topic 805「企業結合」に基づき譲渡された合計対価の公正価値として決定された。この影響及び企業結合会計に関する重要でないその他の要素のいくつかにより、2011年度のバンク・オブ・ラジャスタン・リミテッド取得の企業結合会計における株主持分の調整による差異調整が32,682.7百万インド・ルピー増加した。米国GAAPではASC 805「企業結合」及びFASB ASC Topic 350「無形資産 - のれん及びその他の無形資産」により、のれん27,120.9百万インド・ルピー及び耐用年数のある無形資産3,898.0百万インド・ルピーが計上されている。インドGAAPでは、インド準備銀行が承認した合併計画に従いのれん及び無形資産は認識されなかった。米国GAAPでは、上記の企業結合で認識された無形資産はすべて償却されている。

損害保険会社のICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、少数株主に実質的参加権を認めるジョイント・ベンチャーとして設立された。米国GAAPでは、当行はICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに対する投資を持分法適用関連会社として会計処理していた。2018年年度にジョイント・ベンチャー契約が終了したが、当行は追加の対価を譲渡することなくICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの支配を取得した。米国GAAPでは、この取引は、ASC Subtopic 805-10「企業結合：全般」に準拠して、取得法を用いた企業結合として会計処理された。さらに米国GAAPに基づき、当行は取得日現在のICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式持分を再測定して128,011.8百万インド・ルピーと評価し、101,714.5百万インド・ルピーの利益を認識した。当該利益は2018年度の「企業結合」の項目に含まれている。米国GAAPにおいて、のれんは当行が保有する株式持分の公正価値及び少数株主持分の公正価値から取得した純資産の公正価値を控除して決定される。したがって、のれん142,896.9百万インド・ルピー及び無形資産15,553.0百万インド・ルピーが米国GAAPに準拠して計上されている。のれんは当グループの損害保険セグメントに配分されている。インドGAAPでは、上記のジョイント・ベンチャー契約の終了による特定の会計処理は要求されない。

さらに当グループが実施したその他の特定の取得は、インドGAAPでは主に持分プーリング法及びインド準備銀行が承認した合併計画に従い会計処理しているためののれん及び無形資産は発生していない。しかし米国GAAPでは、FASB ASC Topic 805「企業結合」に従い、のれんが計上されている。

米国GAAPにおいて、FASB ASC Topic 350に準拠して、当グループはのれん及び不確定の耐用年数を持つ無形資産について、償却する代わりに少なくとも年次で減損テストを実施している。ASC Topic 350に基づく年次減損テストでは、2019年度、2018年度及び2017年度において減損損失の兆候はない。

米国GAAPでは、耐用年数が有限とされた無形資産は各年度において享受される経済便益に応じて、見積耐用年数にわたり償却される。

以下の表は無形資産の見積もり耐用年数を示している。

	<u>年数</u>
顧客関連無形資産	4 - 10
オペレーティング・リース	7
ブランド	15

以下の表は、表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの企業結合の会計処理から生じる純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	<u>3月31日に終了した年度</u>		
	<u>2019年</u>	<u>2018年</u>	<u>2017年</u>
<b>調整項目</b>			
持分法適用関連会社の支配の取得に関する株式持分の公正価値の再測定	-	101,714.5	-
無形資産の償却	(1,813.7)	(1,373.2)	(123.6)
その他	7.5	25.9	(251.8)
<b>企業結合の差異合計</b>	<b><u>(1,806.2)</u></b>	<b><u>100,367.2</u></b>	<b><u>(375.4)</u></b>

### c) 連結

連結による差異は主として以下の理由による。

1. 保険子会社の連結
2. 持分法適用関連会社及び過半数所有子会社、及び
3. 変動持分事業体の連結

インドGAAPでは、企業の議決権の過半数を所有するか、もしくは取締役会（会社の場合）又は統治組織（会社以外の事業体の場合）の支配権を有する場合にのみ、各項目での連結が要求される。

インドGAAPでは、保険子会社（ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）は、項目別に連結される。米国GAAPでは、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、少数株主がASC Subtopic 810-10「連結 - 全般」で規定された実質的参加権を保有しているため、持分法により会計処理されている。2017年度までは、ICICIロンバードも、少数株主がASC Subtopic 810-10「連結 - 全般」で規定された実質的参加権を保有していたため、持分法により会計処理されていた。2018年年度にICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドのジョイント・ベンチャー契約が終了したため、当行は損害保険子会社の支配を取得することになった。したがって、米国GAAPにおいて、損害保険子会社は、2018年3月31日に終了した年度からASC Subtopic 810-10に基づいて項目別に連結されている。

以下の表は、表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの連結の会計処理から生じた純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>調整項目</b>			
米国GAAPによる保険子会社の利益 / (損失)	13,187.4	16,214.2	18,422.6
控除：インドGAAPによる保険子会社の利益 / (損失)	11,389.3	16,191.7	23,835.4
<b>保険子会社の正味調整差異<sup>(1)</sup></b>	<b>1,798.1</b>	<b>22.5</b>	<b>(5,412.8)</b>
当グループに帰属する保険子会社からの利益 / (損失) <sup>(2)</sup>	961.5	13.7	(3,263.2)
持分法適用関連会社及び過半数所有子会社からの利益 / (損失)	121.3	79.9	(91.8)
変動持分事業体及び特別目的事業体の連結による利益 / (損失)	(2.1)	2.3	(209.8)
<b>連結の差異合計</b>	<b>1,080.7</b>	<b>95.9</b>	<b>(3,564.8)</b>

- 2019年3月31日及び2018年3月31日に終了した年度の生命保険子会社、並びに2017年3月31日に終了した年度の生命保険及び損害保険子会社のインドGAAPと米国GAAPの利益 / (損失) における差異の合計を示している。「22. 米国GAAPに基づく注記 - 保険子会社 / 関連会社」を参照のこと。
- 「保険子会社の正味調整差異」における利益 / (損失) の当グループ持分を示しており、非支配株主持分保有者の持分は除く。当グループは、当該保険子会社を部分的（すべてではない）に所有している。そのため、「保険子会社の正味調整差異」の一部のみが当グループに帰属し、残りは非支配持分保有者に帰属する。「当グループに帰属する保険子会社からの利益 / (損失)」は、当グループに帰属する持分で構成される。生命保険関連会社及び損害保険子会社のインドGAAPと米国GAAPの重要な差異に関する調整項目は、個別に以下に記載されている。

#### 変動持分事業体（以下「VIE」という。）の連結による利益 / (損失)

当行はFASB ASC Subtopic 810-10「連結 全般」を適用し、特定の変動持分事業体を連結した。当行は、2010年4月1日のFAS第167号（ASC 810-10に編纂されている）の適用により証券化取引に使用された一部の適格特別目的事業体を連結している。連結により適格特別目的事業体（QSPE）の資産は、当行の貸付金ポートフォリオに組み込まれ、投資家からの受領額は、借入金として会計処理された。米国GAAPでは、当行は見積り損失に基づきこれらの貸付金に対する貸倒引当金を計上する。

インドGAAPでは、証券化資産は当行の帳簿から認識が中止される。そのため、2006年2月1日より前に締結された証券化取引について当行は、証券化時における証券化利益又は損失を計上しなかった。しかしながら、証券化のためのインド準備銀行のガイドラインに従って、2006年2月1日後に締結された証券化取引について、当行は証券化時に損失を直ちに計上し、利益はQSPEにより発行された又はQSPEにより発行される証券の期間にわたり償却した。当行はまた、証券化資産の債務不履行に対して信用補完をQSPEに提供する。2006年2月1日より有効なインドGAAPにより、損失の認識は、QSPEに対して供された信用補完の利用範囲に基づいている。

当行の証券化取引の会計処理におけるこれらの違いにより、利益の認識及び貸倒引当金の認識のタイミングは、米国GAAPとインドGAAPにおいて異なる。

## d) 負債証券及び持分証券の評価

インドGAAPでは、売買目的保有及び売却可能有価証券の未実現損失は損益計算書に計上される。インドGAAPでは、カテゴリー別の投資の正味未実現利益は計上されていない。米国GAAPでは、売買目的の負債性資産に係る未実現損益は損益計算書に認識され、「売却可能」として分類された負債証券（インドGAAPにおいては「満期保有」に分類されるすべての有価証券を含む）に係る未実現損益は株主持分の部のその他の包括利益累計額に認識されるが、一時的でない減損として特定され損益計算書で認識された有価証券の未実現損失は除かれる。米国GAAPでは、FASB ASC Topic 321「投資 - 持分証券」に従って、2018年4月1日より、持分証券の未実現損益は損益計算書で認識される。

インドGAAPでは、外貨建て負債証券の換算による影響額は損益計算書に計上される。また、米国GAAPでは、ヘッジされていない外貨建て「売却可能」負債証券の換算による影響額は、その他の包括利益に計上される。

インドGAAPでは、満期保有の固定利付証券及び変動利付証券の額面を超えるプレミアムは、満期までの残存期間にわたり、固定利付証券については実効利回りが常に一定となるように、変動利付証券については定額法によりそれぞれ償却される。売却可能カテゴリーに分類された国債に対する固定利付投資の額面を超えるプレミアムは満期までの残存期間にわたり利回りが常に一定となるように、変動利付投資については定額法によりそれぞれ償却される。米国GAAPにおける利息法に基づく収益は、満期までの残存期間にわたり、実効金利法で負債証券の額面金額に対するプレミアム/ディスカウントを償却計上することによって算定される。

インドGAAPでは、子会社株式持分に係る売却損益は損益計算書で認識される。米国GAAPでは、子会社における親会社所有持分の変動は、親会社の子会社への財務持分の支配を維持する場合に資本取引として会計処理されるため、損益は損益計算書では認識されない。2018年度に、当行はICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIセキュリティーズ・リミテッドという2つの子会社の株式持分の一部を売却したが、これらの子会社に対する支配を継続している。株式持分の売却益がインドGAAPにおいては損益計算書に計上されたが、米国GAAPでは、この利益は資本取引として会計処理されている。

2016年度において、インド準備銀行は、戦略的債務の再編に関するガイドラインを発表した。当ガイドラインでは、負債の株式への転換及び銀行による借り手の所有持分の取得が容認されている。インド準備銀行は、銀行がこれらの事業体を連結することを免除している。米国GAAPでは、これらの事業体は持分関連会社とみなされる。当行は、ASC Topic 825「金融商品」に基づき、これらの持分事業体について公正価値オプションを選択している。したがって、貸付金、保証及び株式持分の公正価値の変動は、損益計算書を通じて会計処理される。貸付金に係る公正価値の影響は「負債証券及び持分証券の評価」の項目に計上されるが、インドGAAPに基づきこれらの貸付金に引き当てられる引当金は「貸倒引当金」の項目で戻し入れられる。「22. 米国GAAPに基づく注記 - 金融商品の公正価値会計」を参照のこと。

以下の表は、表示期間における負債証券及び持分証券の評価に係るインドGAAPと米国GAAPの会計処理から生じる純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>調整項目</b>			
投資有価証券の時価会計における差異の影響	(644.8)	22,069.0	3,362.2
米国GAAPにおけるAFS証券の一時的でない減損 <sup>2</sup>	(1,833.0)	(7,554.5)	(4,841.2)
インドGAAPに基づいて損益計算書に計上されるヘッジされていない外貨建てAFS負債証券の換算による影響（米国GAAPでは、その他の包括利益に計上されている）	547.1	4.4	1,728.1
インドGAAPに基づいて損益計算書に認識された子会社持分の売却益による影響（米国GAAPでは、資本取引として認識されている）	-	(49,102.3)	-
特定の持分法適用関連会社の財務持分の公正価値会計による影響	9,047.0	(13,858.6)	(28,690.8)
その他	5,432.4	(2,926.0)	(1,389.2)
<b>合計</b>	<b>12,548.7</b>	<b>(51,368.0)</b>	<b>(29,830.9)</b>

1. 当グループは、2018年4月1日より、ASU 2016-01を適用しており、その結果として、累積その他包括利益から利益剰余金への持分証券に係る正味MTM利益の累積影響調整額は、11,531.7百万インド・ルピーであった。さらに当該ASUは、持分証券のAFS区分を廃止しており、そのため、2019年3月31日に終了した年度の持分証券の未実現損益は純利益に認識されている。

2. 2018年3月31日に終了した年度までの持分証券の一時的でない減損を含む。

## e) 手数料及び費用の償却

## 貸付金組成手数料及び費用

米国GAAPでは、貸付金組成手数料（特定の費用控除後）は、貸付金の利回りの調整として貸付期間にわたり償却される。ただし、インドGAAPでは、貸付金組成手数料は取引開始時に会計処理される。また、インドGAAPでは、直接販売代理店に支払った手数料などの貸付金組成手数料は発生した年度に費用計上される。

## 退職給付費用

インドGAAPでは、保険数理上の損益はすべて発生年度の損益計算書の適切な勘定に借方／貸方計上することにより、当該企業の貸借対照表に認識される。米国GAAPでは、保険数理上の損益はその他の包括利益に計上されている。その後、その他の包括利益に計上された保険数理上の累計損益のうち、10%回廊の超過分については損益計算書を通して償却される。さらに、給付債務を算出するための割引率は、インドGAAPでは国債の利回りに連動するが、米国GAAPでは質の高い債券の利回りと連動している。

## 再保険手数料及び繰延獲得費用

米国GAAPでは、当行が支配を取得したために、2018年度からICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは項目別に連結されている。

インドGAAPでは、損害保険子会社から出再された契約に係る再保険料はリスクが移転した年度に収益として認識される。米国GAAPでは、獲得費用の回収を示す再保険契約による収入は、正味獲得費用が資産化され純利益への認識に応じて保険期間の間、費用計上される様に、未償却獲得費用から減額される。

インドGAAPでは、損害保険子会社の保険の新規契約及び更新契約に関する獲得費用は、発生年度において収益勘定に費用計上されるが、米国GAAPでは、ASC Topic 944「金融サービス - 保険」に従い資産化され、保険料収益の認識に応じて費用計上される。

以下の表は、表示期間における手数料及び費用の償却に係るインドGAAPと米国GAAPの会計処理から生じる純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
調整項目			
貸付金組成手数料及び費用	2,992.0	7,125.8	7,011.2
退職給付費用	895.8	(1,848.3)	927.5
再保険手数料及び繰延獲得費用	581.3	68.7	-
その他費用の償却	(281.8)	7.5	(24.7)
<b>手数料及び費用の償却の差異合計<sup>1</sup></b>	<b>4,187.3</b>	<b>5,353.7</b>	<b>7,914.0</b>

1. 当グループは、2018年4月1日よりASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」を適用している。当グループは、適用による累積影響額を初度適用日に利益剰余金に認識することを選択しており、その額は、3.4百万インド・ルピーであった。さらに当グループは、2018年4月1日現在で完了していなかった契約に対してのみ、新しいガイダンスを適用することを選択した。
2. 非支配持分保有者に帰属する金額は含まれない。

米国GAAPによる貸付金組成手数料及び費用の償却の結果、インドGAAPと比較して利益が高くなっているが、これは、主に個人向け貸付金の増加を反映してこれらの年度中に生じた個人向け貸付金の直接組成手数料が高くなったこと、及び商業貸付金の過年度の未償却手数料の償却の増加によるものである。商業貸付金の貸付金処理手数料は、直近3年間において減少しており、2018年度に比べて、2019年度の手数料の償却による収益の減少につながっている。

## f) デリバティブの会計処理

インドGAAPにおいては、一部のオン・バランス・シートの資産及び負債に係る金利及び為替レートリスクはスワップ契約によってヘッジされている。このようなデリバティブ商品の影響は原資産及び負債の変動と相関関係にあり、ヘッジ会計の原則に従って会計処理されている。ヘッジ対象となるスワップは、在外銀行子会社の場合を除き、発生主義により会計処理されている。在外銀行子会社においては、ヘッジ取引及びヘッジ対象項目（ヘッジ対象となるリスク）は公正価値で測定され、その変動は損益計算書で認識されている。資産負債管理目的で使用される特定の為替スワップに係るプレミアム/ディスカウントは、スワップ期間にわたって償却される。その他すべての未決済の為替予約契約は再評価され、その損益は損益計算書で認識されている。

米国GAAPでは、当グループはデリバティブ取引を、FASB ASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」の規定に従って会計処理している。したがって、インドGAAPではヘッジとして分類される特定のデリバティブ契約は米国GAAPではヘッジとみなされず、売買目的デリバティブとして会計処理され、公正価値の変動は損益計算書に認識される。

米国GAAPにおいて当グループは、特定のデリバティブをASC Topic 815に基づき特定の利付資産及び負債の公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定している。ヘッジ取引の開始時点において、当グループはヘッジ関係及びヘッジの実施に関するリスク管理目的及び戦略について正式に文書化している。当該プロセスには、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ対象リスク、並びにヘッジの有効性の評価方法及び非有効性の測定方法の特定が含まれている。さらに当グループは、ヘッジ取引において使用されているデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を極めて有効に相殺しているかどうか、及び将来においてもその効果が継続すると見込まれるかどうかについて、ヘッジの開始時及び継続的に評価を行っている。当グループはヘッジ手段の有効性について開始時及び四半期ごとに継続的に評価を実施している。ヘッジ手段及びヘッジ対象双方の公正価値の変動による影響は、損益計算書に計上されている。当グループはまた、ASC Topic 815に準拠して会計処理されている海外事業への特定の当初正味投資について、特定の先物契約をヘッジ手段として指定している。

#### g) 報酬費用の会計処理

FASB ASC Topic 718「報酬 - 株式報酬」では、従業員に対するすべての株式に基づく報酬（従業員ストック・オプションを含む）を損益計算書において公正価値で認識することが要求される。インドGAAPのもとで、当グループは本源的価値法に従って従業員株式報酬制度の会計処理を行っている。報酬費用は、対象となる株式の付与日における公正市場価格が行使価格を超過する部分により測定される。当グループは、従業員ストック・オプションに関係する報酬費用に対して法人所得税便益を計上していない。

#### h) 証券化の会計処理

米国GAAPでは、当グループは証券化ローンの売却益を売却時にFASB ASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」に従って会計処理している。ASC Topic 860に従い、金融資産の売却による損益のすべては売却時に損益計算書に計上される。インドGAAPでは、2006年2月1日以降、貸出債権の証券化により生じる純利益は、資産の売却先である特別目的事業体が発行した、あるいは発行する予定である有価証券の有効期間にわたり計上される。2012年5月7日より、証券化による利益/プレミアムは、インド準備銀行により規定された手法に基づき取引期間にわたり償却される。貸出債権の売却証券化から生じる純損失は売却時に認識される。さらに、当行のカナダの子会社による住宅ローンの証券化取引は、認識の中止の要件を満たしていないため、インドGAAPでは売買取引としてみなされない。米国GAAPでは、これらの証券化取引はASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」における認識中止基準を満たすため譲渡として会計処理されている。

ASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」に基づき、インドGAAPでは譲渡に該当する特定の証券化取引は、米国GAAPでは譲渡に該当しない。注記22(a)「証券化及び変動持分事業体」を参照のこと。

#### i) 法人所得税

米国GAAPでは子会社、支店及び関連会社への投資に関係する一時的差異について繰延税金が認識されるが、インドGAAPでは、子会社、支店及び関連会社への投資に関係する一時的差異について、繰延税金は認識されない。

当行はインドGAAPに基づき在外支店に関する外貨換算準備金について当期税金費用を支払い、繰延税金資産を認識し、当期税金費用と繰延税金便益の相殺額が純損益に認識される。米国GAAPでは、当期税金が発生する外国支店の未分配利益に関して、繰延税金は認識されず、当初税金費用はその他の包括利益に認識される。

インドGAAPでは、国内会社の有税減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金資産は、そのような資産の実現がほぼ確実である場合のみ認識されるが、米国GAAPでは実現可能性に基づいて認識される。

当行及び住宅金融子会社は、利益処分を通じて随時特別準備金を計上し、1961年法人税法に基づく利益処分に関する当期の税務上の便益を受けている。将来期間に特別準備金から資金が引き出された場合、引き出された金額は課税される。インドGAAPでは、インド準備銀行/全国住宅銀行が発行したガイドラインに準拠して、繰延税金負債がこの特別準備金について認識されている。米国GAAPにおいては、予想される回収方法に基づき繰延税金の認識及び測定が行われ、回収方法によっては法人所得税額に影響がないことが予想される場合には繰延税金は認識されない。したがって、米国GAAPでは、この特別準備金の引出し又は利用を行わないという当グループの継続的意思、及び流動性シナリオにおけるこの特別準備金の非課税性についての税務顧問からの意見を根拠に、特別準備金について繰延税金負債を認識しなかった。

インドGAAPでは、税法上償却できない有形固定資産について、繰延税金資産は認識されない。米国GAAPでは、税法により利用可能な指数連動利益の考慮を含め、当該資産の一時的差異につき繰延税金が認識される。

繰延税金資産及び負債は、米国GAAPの適用の結果生じる税務調整以外の調整に関する税効果について認識される。

以下の表は、表示期間における、純利益の調整における法人所得税（費用）/ 便益の構成要素を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>調整項目</b>			
子会社、支店及び関連会社の未分配利益に係る繰延税金	(6,040.5)	29,035.5	(1,901.7)
外貨換算準備金に関して当期発生した法人所得税	-	-	156.2
有税の減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金	87.0	1,746.4	20.3
特別準備金に係る繰延税金	1,864.1	1,860.4	1,179.1
有形固定資産の一時的差異に係る繰延税金	24.5	(456.3)	68.3
米国GAAP調整に関する税効果	(30,897.1)	(6,694.3)	13,578.8
<b>法人所得税における差異合計</b>	<b>(34,962.0)</b>	<b>25,491.7</b>	<b>13,101.0</b>

2019年3月31日現在、法人所得税の調整により、米国GAAPでの株主資本は、31,014.8百万インド・ルピー（2018年3月31日：74,281.2百万インド・ルピー）インドGAAPよりも高かった。このうち、18,367.0百万インド・ルピー（2018年3月31日：23,781.1百万インド・ルピー）は、子会社、支店及び関連会社の未分配利益に係る繰延税金、(283.0)百万インド・ルピー（2018年3月31日：(861.2)百万インド・ルピー）は在外支店に関連する外貨換算準備金に関して当期発生した法人所得税、1,853.7百万インド・ルピー（2018年3月31日：1,766.7百万インド・ルピー）は有税償却又は繰越欠損金に係る繰延税金、31,555.8百万インド・ルピー（2018年3月31日：29,671.7百万インド・ルピー）は特別準備金に係る繰延税金、514.9百万インド・ルピー（2018年3月31日：490.4百万インド・ルピー）は有形固定資産の一時的差異に係る繰延税金、及び(20,973.6)百万インド・ルピー（2018年3月31日：19,432.5百万インド・ルピー）は米国GAAP調整に関する税効果によるものであった。

#### j) その他

インドGAAPでは、当行及び住宅金融子会社は固定資産を再評価して、2019年3月31日現在30,700.0百万インド・ルピー（2018年3月31日：30,276.4百万インド・ルピー）の再評価準備金を設定している。米国GAAPでは、固定資産は、ASC Topic360「有形固定資産」に基づき原価基準で認識される。さらに、インドGAAPでは再評価金額に関して追加の減価償却費が損益計算書に計上されているが、米国GAAPでは計上されていないため、2019年3月31日に終了した年度において米国GAAPでの減価償却費はインドGAAPよりも615.4百万インド・ルピー（2018年3月31日に終了した年度：638.6百万インド・ルピー、2017年3月31日に終了した年度：513.6百万インド・ルピー）少なくなっている。

インドGAAPでは、インド準備銀行に指示に従い、当行はデットアセットスワップで取得した一部の固定資産に関して引当金を設定している。米国GAAPでは、これらの固定資産は、簿価又は公正価値のいずれか低い方で計上される。その結果、2019年3月31日に終了した年度において、インドGAAPと比較すると、米国GAAPでは、利益が8,425.4百万インド・ルピー多くなっている（2018年3月31日に終了した年度では、利益は5,043.4百万インド・ルピー多かった）。

## 22. 米国GAAPに基づく注記

## 米国GAAPにおいて要求されている追加情報

## a) 証券化及び変動持分事業体

## 概要

当行及びその子会社は、特別目的事業体を含む、複数の種類のオフ・バランスシート契約に関与している。

## 特別目的事業体（以下「SPEs」という。）の利用

当グループは、SPEの管理文書に記載されている限定的な目的を達成するために設立されたSPEと取引を行っている。これらのSPEの主な目的は、譲渡人から資産を購入するための拠出金を投資家から受取り、購入した資産を拠出者に代わって信託に保有し、購入した資産からの収入を投資家に定期的に支払うことである。これらのSPEは、主として信託の法的形態で設立されている。証券化において、SPEに資産を譲渡した会社は、通常の営業過程で実現する前にSPEが発行する負債及び持分商品、証書、コマーシャル・ペーパー及びその他の債務手形を通じてこれらの資産の全部（又は一部）を現金に転換する。これらは、SPEの貸借対照表には計上されるが、適用される会計要件が満たされていることを条件に、資産を譲渡した会社の貸借対照表には反映されない。投資家は通常、SPEの資産に対して請求権を有しており、SPEの超過資産の形態による担保勘定又は余剰担保などのその他の信用補完、与信枠、あるいは流動性プット・オプション又は資産購入契約などの流動性ファシリティから利益を得る場合も多い。FASBは、2010年4月1日に適用される会計基準を公表しており、これにより当グループは関与していた特定の信託の連結が求められるが、過年度では適格特別目的事業体として連結から除外されていた。ASC 810-10に準拠して、当グループは、従前のQSPEの資産、負債及び非支配持分を当初は帳簿価額（当グループがこれらの従前の適格特別目的事業体で常に連結していたと仮定した場合に連結財務諸表に計上される資産、負債及び非支配持分の金額）で測定することによりこれらの事業体を連結した。また、SFAS第166号（現在ASC 860-10に編纂されている）は、SFAS第140号（現在ASC 860-10として編纂されている）では売却とみなされていた特定の資産譲渡（資産の一部の譲渡を含む）を担保付借入とみなすよう求めていた。

## 変動持分事業体（以下「VIE」という。）

VIEは、持分投資総額が不十分で、他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができない事業体、あるいはその事業体の持分投資家が支配財務持分の特徴（すなわち、議決権又は同様の権利を通じて法的事業体の経営成績に最も重要な影響を与える活動を指揮する権限、及びその事業体の予想残存利益を受け取る権利又はその事業体の予想損失を負担する義務）を有していない事業体である。負債又は株式持分を通じてVIEに資金を提供する投資家、あるいはその他の形態（保証、劣後手数料契約、又は特定のデリバティブ契約など）で支援を提供している他の取引相手方が、当該事業体の変動持分保有者である。VIEの支配財務持分を保有する変動持分保有者は、主たる受益者とみなされ、VIEを連結しなければならない。したがって、当グループは、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、かつVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務を有する、もしくはVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有しているという決定に基づき、当グループが特定の信託及び事業体の主たる受益者であるため、支配財務持分を保有していると判断した。

以下の表は、2019年3月31日現在、当グループが重要な変動持分を保有する連結及び非連結VIEへの関与を示している。

（単位：百万インド・ルピー）

明細	非連結VIEに対する 重要な投資	連結VIEに 対する投資	VIE資産の投資 合計（総資産）
<b>資金拠出済</b>			
不動産担保証券	-	5,908.9	5,908.9
資産担保証券	-	-	-
貸付金	-	-	-
<b>資金拠出済合計</b>	-	<b>5,908.9</b>	<b>5,908.9</b>
<b>未拠出</b>			
不動産担保証券	-	-	-
資産担保証券	-	-	-
その他	-	-	-
<b>未拠出合計</b>	-	-	-
<b>合計</b>	-	<b>5,908.9</b>	<b>5,908.9</b>

以下の表は、2018年3月31日現在、当グループが重要な変動持分を保有する連結及び非連結VIEへの関与を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	非連結VIEに対する 重要な投資	連結VIEに 対する投資	VIE資産の投資 合計(総資産)
<b>資金拠出済</b>			
不動産担保証券	-	6,155.6	6,155.6
資産担保証券	-	-	-
貸付金	-	-	-
<b>資金拠出済合計</b>	-	<b>6,155.6</b>	<b>6,155.6</b>
<b>未拠出</b>			
不動産担保証券	-	-	-
資産担保証券	-	-	-
その他	-	-	-
<b>未拠出合計</b>	-	-	-
<b>合計</b>	-	<b>6,155.6</b>	<b>6,155.6</b>

連結VIEの資産残高は、当グループが連結した資産の帳簿価額を示している。帳簿価額は、資産の法的形態（例：貸付金又は有価証券）並びに当該資産の種類及び事業についての当グループの標準的な会計方針に応じて償却原価又は現在の公正価値となる場合がある。VIEの資産は、各VIEの債務の決済のためにのみ使用することができる。

以下の表は、表示期間における、当グループが主たる受益者であるVIE及びSPEに関する連結資産及び負債の帳簿価額及び分類を示している。連結VIEの負債は、連結資産並びに当行が信用補完及び流動性ファシリティの形態により提供したその他の支援からの収入により支払われる。連結VIEの債権者は、当グループの一般債権に対して請求権を有していない。

(単位：百万インド・ルピー)	2019年	2018年
	3月31日現在	3月31日現在
<b>明細</b>		
現金	-	-
投資	622.8	622.8
貸付金	3,566.2	4,343.8
その他資産	-	-
<b>資産合計</b>	<b>4,189.0</b>	<b>4,966.6</b>
借入金	949.5	1,184.4
その他負債	-	-
<b>負債合計</b>	<b>949.5</b>	<b>1,184.4</b>

当行は、他の事業体が組成したりテール貸付金を基礎とする証券化信託のパス・スルー証書に投資している。2019年3月31日現在、当該投資の帳簿価額は、137,313.1百万インド・ルピー（2018年3月31日：119,977.3百万インド・ルピー）であった。ASC Subtopic 810-10「連結 - 全般」による評価に基づき、当行はこれら信託の主たる受益者ではない。さらに、当行はこれらのVIEへの資産の譲渡者ではなく、また、これらVIEの設計にも関与していない。これらの信託における当行の関与による損失の最大エクスポージャーは、当該投資の帳簿価額である。

## b) 金融商品の公正価値会計

2016年度において、インド準備銀行は、戦略的債務の再編に関するガイドラインを発表した。当ガイドラインでは、負債の株式への転換及び銀行による借り手の保有持分の取得が容認されている。当ガイドラインに従い、当行は他の貸し手と一緒に、特定の事業体に対する貸付金の一部を株式に転換した。この転換により、各貸し手は、借り手である事業体の取締役会の取締役を指名する権利を認められる。所有持分及び経営権による重大な影響力により、これらの事業体はASC Subtopic 323-10に基づく持分法関連会社とみなされるが、当行の意図は債務の回収を対策であり、これらの事業体の運営による経済的便益を得ることではない。したがって、当行はこれらの持分法関連会社の会計について公正価値オプションを選択し、これらの事業体に対する貸付金、保証及び持分株式投資は、ASC Subtopic 825-10「金融商品」に従い損益計算書を通じて公正価値で評価されている。

これらの事業体に対する貸付金及び保証の公正価値は、2019年3月31日現在で12,293.7百万インド・ルピー、2018年3月31日現在で14,366.1百万インド・ルピーであり、帳簿価格は2019年3月31日現在で40,300.7百万インド・ルピー、2018年3月31日現在で56,190.6百万インド・ルピーである。2019年3月31日現在の公正価値と帳簿価格の差異28,007.0百万インド・ルピー（2018年3月31日：41,824.5百万インド・ルピー）は、公正価値の変動により生じた損失であり、損益計算書に費用として認識されている。これには90日超延滞しており、2019年3月31日現在で25,704.0百万インド・ルピー、2018年3月31日現在で37,969.3百万インド・ルピーの公正価値損失がある貸付金の公正価値が2019年3月31日現在で11,262.9百万インド・ルピー、2018年3月31日現在で11,672.9百万インド・ルピー含まれる。当行はこれらの貸付金に対する利息を別個に認識していない。さらに2019年3月31日現在、これらの事業体への株式及び債券投資における公正価値変動による純損失12,973.9百万インド・ルピー（2018年3月31日：8,203.4百万インド・ルピー）が損益計算書に認識されている。

2019年3月31日現在、これらの事業体に対する当グループの株式保有は以下の通りである。

番号	会社名	保有持分
1	ランコ・ティースタ・ハイドロ・パワー・リミテッド	14.48%
2	ジャイプラカシュ・パワー・ベンチャーズ・リミテッド	13.43%
3	VISHWAインフラストラクチャー・アンド・サービス・プライベート・リミテッド	12.53%
4	バラールプール・インダストリーズ・リミテッド	12.02%
5	アシャー・アグロ・リミテッド	10.88%
6	ギャモン・インド・リミテッド	10.63%
7	ユニマーク・レメディーズ・リミテッド	9.72%
8	グレート・オフショア・リミテッド	9.11%
9	ICOMMテレ・リミテッド	7.47%
10	IVRCLリミテッド	7.98%
11	コースタル・プロジェクト・リミテッド	7.79%
12	ダイヤモンド・パワー・インフラストラクチャー・リミテッド	7.06%
13	パテル・エンジニアリング・リミテッド	4.64%
14	GTLインフラストラクチャー・リミテッド	4.28%
15	プラチプハ・インダストリーズ・リミテッド	3.01%
16	アジュニク・パワー・アンド・ナチュラル・リソース・リミテッド	1.77%
17	アスター・プライベート・リミテッド	1.77%
18	モンネット・イスパット・アンド・エナジー・リミテッド	1.25%

### c) 投資

以下の表は、表示期間における、売買目的保有に分類された投資のポートフォリオを示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2019年	2018年
	3月31日現在	3月31日現在
<b>負債証券</b>		
国債	120,207.5	168,200.2
社債	37,987.3	44,309.6
その他負債証券	92,088.3	109,284.9
<b>合計</b>	<b>250,283.1</b>	<b>321,794.7</b>

以下の表は、表示期間における売却可能に分類された投資のポートフォリオを示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2019年3月31日現在			公正価値
	償却原価/ 取得原価	未実現利益 総額	未実現損失 総額	
<b>売却可能</b>				
社債	321,713.0	3,529.6	(1,725.4)	323,517.2
国債	1,551,612.3	19,451.1	(2,732.5)	1,568,330.9
その他負債証券	207,696.8	3,086.5	(2,094.3)	208,689.0
<b>負債証券合計</b>	<b>2,081,022.1</b>	<b>26,067.2</b>	<b>(6,552.2)</b>	<b>2,100,537.1</b>
その他有価証券	10.5	6.3	-	16.8
<b>合計</b>	<b>2,081,032.6</b>	<b>26,073.5</b>	<b>(6,552.2)</b>	<b>2,100,553.9</b>

(単位：百万インド・ルピー)

2018年3月31日現在

	償却原価/ 取得原価	未実現利益 総額	未実現損失 総額	公正価値
<b>売却可能</b>				
社債	291,545.4	2,154.0	(977.2)	292,722.2
国債	1,443,708.4	4,946.6	(12,352.1)	1,436,302.9
その他負債証券	205,752.1	166.5	(2,100.1)	203,818.5
<b>負債証券合計</b>	<b>1,941,005.9</b>	<b>7,267.1</b>	<b>(15,429.4)</b>	<b>1,932,843.6</b>
その他有価証券	52.6	27.4	-	80.0
<b>合計</b>	<b>1,941,058.5</b>	<b>7,294.5</b>	<b>(15,429.4)</b>	<b>1,932,923.6</b>

2019年3月31日現在、容易に決定可能な公正価値及び観察可能な秩序ある取引に基づく、当グループの持分証券への投資の公正価値は、それぞれ55,041.7百万インド・ルピー及び5,414.7百万インド・ルピー（2018年3月31日現在は、49,272.0百万インド・ルピー及びゼロ）であった。当グループは、特定の持分証券を秩序ある取引における観察可能な価格に基づいて測定しており、2019年度においては、2,719.6百万インド・ルピーの利益を計上した。

さらに当グループの投資ポートフォリオはまた、ベンチャー・キャピタル子会社により保有されている投資、容易に市場で売却できない有価証券への投資及び関連会社への投資を含む。2019年及び2018年3月31日現在、ベンチャー・キャピタル子会社に保有されている投資の公正価値は、それぞれ110.8百万インド・ルピー及び100.0百万インド・ルピーであった。容易に市場で売却できない有価証券とは、主に関係会社への投資及びプロジェクト・ファイナンス活動の一部又は債務の再編における貸付金の転換として取得された有価証券である。2019年及び2018年3月31日現在、容易に市場で売却できない有価証券への投資及び関連会社への投資は、それぞれ60,855.5百万インド・ルピー及び58,668.1百万インド・ルピーであった。これらのうち、2019年度中に271.2百万インド・ルピーの減損費用を認識したのち、減損控除後の取得原価で計上された持分証券の帳簿価額は、2019年3月31日現在で、25.5百万インド・ルピーであった。さらに、ASC Subtopic825-10「金融商品」に従い、当行が公正価値オプションを選択している特定の投資の公正価値は、2019年3月31日現在で3,518.2百万インド・ルピー及び2018年3月31日現在で8,673.6百万インド・ルピーであった。

#### d) 公正価値測定

当グループは、ASC Topic 820における公正価値ヒエラルキーに基づいて金融商品の公正価値を決定している。当該基準書は、公正価値を測定する際に使用される3つのレベルのインプットについて説明している。

##### レベル1

活発な市場で取引される同一の金融商品の市場価格（無調整）に基づいて評価される。そのような市場価格に基づいて評価されている金融商品には、流通株式、ミューチュアル・ファンド、国債、社債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、先物及びスポットが含まれている。当行のカナダ子会社は、市場価格に基づき評価される銀行引受手形を有している。

##### レベル2

活発な市場における類似の金融商品の市場価格、活発ではない市場における同一又は類似の金融商品の市場価格、市場参加者の見積価格及び活発な市場における観察可能な重要なインプットを用いる評価モデルから導き出された価格に基づいて評価される。インプットとして、金利、イールド・カーブ、ボラティリティ、信用スプレッドが用いられているが、これらは、ロイター、ブルームバーグ、インド外国為替業協会、フィナンシャル・ベンチマーク・インド・プライベート・リミテッド及びインドの債券・短期金利・デリバティブ協会といった公の情報源から入手できる。

商品には、国債、社債及び債券、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、一般オプション、単純金利デリバティブ、先渡し、金利及び通貨スワップ並びにスワップションが含まれる。

##### レベル3

重要な市場の観察不能なインプット又は仮定を用いる評価技法又はモデルに基づいて評価される。評価額が価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー又は類似の技法を用いて決定され、重要なモデルにおける仮定又はインプットの少なくとも1つが観察不能である場合、あるいは公正価値の決定に重要な経営陣の判断や見積りが必要である場合に金融商品はレベル3に該当する。エキゾチック・デリバティブの評価は、月末の取引相手の見積評価額に基づいて行われる。

インド関連の非ルピー建債券価格は、発行会社の国際外貨格付け（対外ソブリン格付けを上限とする）に対応するブルームバーグ/ロイターが公表した公正市場スプレッドを織り込んだレートを用いて割引かれたキャッシュ・フローにより評価される。一部の債券及び資産担保コマーシャル・ペーパーは、減損控除後の償却原価、又はブルームバーグから入手可能な価格（内部の見積り及び仮定を用いて設定されたもの）に基づいて評価されている。これらの金融商品の期待キャッシュ・フローの減少は、これらの債券の価値に不利な影響を及ぼすことになる。同様に、金利又は信用スプレッドの上昇は、これらの債券の価値に不利な影響を及ぼすことになる。当行のカナダの子会社の証券化における留保持分の価値は、主に不動産担保証券の利回りを上回る不動産担保ローン金利の超過利鞘を表しているが、担保不動産からのキャッシュ・フローの金額及び時期によって同様の影響を受ける。

当グループは、インド関連のクレジット・デリバティブを、市場価格と発行会社の国内格付けに対応するインドの債券・短期金利・デリバティブ協会が公表したスプレッド（当該金融商品の流動性に応じた信用スプレッドのマークアップを調整後）を用いたキャッシュ・フローの割引の組み合わせによって評価している。プライベート・エクイティ投資の場合、使用するインプットには、比較可能な上場企業に関する評価倍率並びに非流動性及びその他の要因に関する調整が含まれる。

インドのパス・スルー証券の評価は、基礎となる信託より支払われる見積キャッシュ・フローに基づく。信託又はオリジネーターは見積キャッシュ・フローを算定するため、様々な変数について多くの仮定を設定している。信託から受け取るキャッシュ・フロー明細は、基準イールド・カーブ及び月末のフィナンシャル・ベンチマーク・インディア・プライム・リミテッド及びインドの債券・短期金利・デリバティブ協会が公表した信用スプレッドによって割引かれる。したがって、これらの金融商品はレベル3の金融商品に分類される。これらの金融商品の見積キャッシュ・フローの減少は、これらの証券の価値に不利な影響を及ぼすことになる。当該見積キャッシュ・フローの時期の変化もまた、これらの証券の価値に影響を及ぼす。

特定の貸付金の評価は、ASC Subtopic 825-10に従った公正価値評価が行われるが、基礎となる借り手が支払うキャッシュ・フローの見積りに依拠する。当行は見積りキャッシュ・フローを算出するための様々な変数に関して多くの仮定を行っている。キャッシュ・フローのスケジュールは、現在の金利で割引られるが、当該金利は格付けが類似する借り手に対する融資枠のために当行が提供する見込みが高い金利であり、市場で観察される金利ではない。したがって、これらの貸付金はレベル3資産に分類される。このような貸付金の価値は、借り手からの見積りキャッシュ・フローの金額及びタイミングの変更に影響される。

ASU2015-07「公正価値測定（Topic 820）：1株当たり純資産価値で算定する特定の事業体への投資に関する開示」に従い、実務的間便法として純資産価値を用いて公正価値を測定する投資は、公正価値ヒエラルキーに基づく分類を義務付けられていない。したがって、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領書は公正価値ヒエラルキーに含まれていない。

以下の表は、2019年3月31日現在の経常ベースで公正価値により測定されている当グループの資産及び負債、並びにこれらの商品の測定に用いたインプットのレベルに関する情報を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>投資</b>				
持分証券	33,128.9	5,550.7	396.7	39,076.3
国債	175,559.0	1,512,979.3	-	1,688,538.3
社債	177,659.9	182,126.0	2,325.3	362,111.2
不動産担保証券及びその他の資産担保証券	-	3,483.7	139,864.4	143,348.1
その他 <sup>1</sup>	66,991.7	106,140.1	1,622.2	174,754.0
<b>小計</b>	<b>453,339.5</b>	<b>1,810,279.8</b>	<b>144,208.6</b>	<b>2,407,827.9</b>
有価証券受領書 <sup>2</sup>				16.8
ベンチャー・ファンド・ユニット <sup>2</sup>				7,077.7
<b>投資合計</b>				<b>2,414,922.4</b>
<b>デリバティブ(正の時価評価)</b>				
金利デリバティブ <sup>3</sup>	14.2	34,190.5	58.3	34,263.0
通貨デリバティブ				
(為替デリバティブを含む) <sup>4</sup>	3,440.2	40,340.3	-	43,780.5
株式デリバティブ	4.9	-	-	4.9
<b>正の時価評価合計</b>	<b>3,459.3</b>	<b>74,530.8</b>	<b>58.3</b>	<b>78,048.4</b>
<b>デリバティブ(負の時価評価)</b>				
金利デリバティブ <sup>3</sup>	(38.9)	(33,998.6)	(134.2)	(34,171.7)
通貨デリバティブ				
(為替デリバティブを含む) <sup>4</sup>	(2,637.7)	(39,920.4)	-	(42,558.1)
株式デリバティブ	(1.8)	-	-	(1.8)
<b>負の時価評価合計</b>	<b>(2,678.4)</b>	<b>(73,919.0)</b>	<b>(134.2)</b>	<b>(76,731.6)</b>
<b>借入金</b>				
債券	-	(367,578.7)	-	(367,578.7)
<b>借入金合計</b>	<b>-</b>	<b>(367,578.7)</b>	<b>-</b>	<b>(367,578.7)</b>
<b>貸付金</b>				
貸付金	-	-	12,293.7	12,293.7
<b>貸付金合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>12,293.7</b>	<b>12,293.7</b>

- 主に譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー及びミューチュアル・ファンドを含む。
- これらの投資に関する公正価値は、ASC Subtopic 820-10-35「公正価値測定及び開示」に従い、被投資事業体によって宣言された受益証券一口当たり純資産価値を用いて見積もられている。これらの投資に関する公正価値は、ASC Subtopic 820-10-35-54Bの変更に基づき、公正価値ヒエラルキーに分類されていない(ASU2015-07を参照)。
- 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約、スワップション及び上場金利デリバティブは金利デリバティブに含まれる。
- 外貨オプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。

以下の表は、2018年3月31日現在の経常ベースで公正価値により測定されている当グループの資産及び負債、並びにこれらの商品の測定に用いたインプットのレベルに関する情報を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>投資</b>				
持分証券	44,154.7	246.9	387.1	44,788.7
国債	155,233.9	1,449,269.2	-	1,604,503.1
社債	194,785.8	138,642.1	3,962.4	337,390.3
不動産担保証券及びその他の資産担保証券	-	3,797.7	122,799.9	126,597.6
その他 <sup>1</sup>	46,714.9	152,020.4	668.9	199,404.2
<b>小計</b>	<b>440,889.3</b>	<b>1,743,976.3</b>	<b>127,818.3</b>	<b>2,312,683.9</b>
有価証券受領書 <sup>2</sup>				80.0
ベンチャー・ファンド・ユニット <sup>2</sup>				5,827.6
<b>投資合計</b>				<b>2,318,591.5</b>
<b>デリバティブ(正の時価評価)</b>				
金利デリバティブ <sup>3</sup>	7.2	19,592.1	75.5	19,674.8
通貨デリバティブ				
(為替デリバティブを含む) <sup>4</sup>	1,211.7	41,374.8	-	42,586.5
株式デリバティブ	2.4	-	-	2.4
<b>正の時価評価合計</b>	<b>1,221.3</b>	<b>60,966.9</b>	<b>75.5</b>	<b>62,263.7</b>
<b>デリバティブ(負の時価評価)</b>				
金利デリバティブ <sup>3</sup>	-	(24,259.5)	(87.3)	(24,346.8)
通貨デリバティブ				
(為替デリバティブを含む) <sup>4</sup>	(1,314.4)	(34,695.5)	-	(36,009.9)
株式デリバティブ	(0.3)	-	-	(0.3)
<b>負の時価評価合計</b>	<b>(1,314.7)</b>	<b>(58,955.0)</b>	<b>(87.3)</b>	<b>(60,357.0)</b>
<b>借入金</b>				
債券	-	(389,996.2)	-	(389,996.2)
<b>借入金合計</b>	<b>-</b>	<b>(389,996.2)</b>	<b>-</b>	<b>(389,996.2)</b>
<b>貸付金</b>				
貸付金	-	-	14,253.3	14,253.3
<b>貸付金合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>14,253.3</b>	<b>14,253.3</b>

- 主に譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー及びミューチュアル・ファンドを含む。
- これらの投資に関する公正価値は、ASC Subtopic 820-10-35「公正価値測定及び開示」に従い、被投資事業体によって宣言された受益証券一口当たり純資産価値を用いて見積もられている。これらの投資に関する公正価値は、ASC Subtopic 820-10-35-54Bの変更に基づき、公正価値ヒエラルキーに分類されていない(ASU2015-07を参照)。
- 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約、スワップション及び上場金利デリバティブは金利デリバティブに含まれる。
- 外貨オプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。

当グループは特定のベンチャー・キャピタル・ファンド及び有価証券受領書に対する投資を保有している。これらの投資の公正価値は、かかる被投資事業体によって宣言された受益証券一口当たり純資産価格を用いて見積もられている。有価証券受領書は、資産再構築会社が主に不良債権を原資産として発行しており、これらの資産の回収の改善を通じて利益を得ることを目的としている。ベンチャー・キャピタル・ファンド・ユニットは、ベンチャー・キャピタルが持分証券及びその他の商品への投資を原資産として発行し、長期リターンを得ることを目的としている。ベンチャー・キャピタル・ファンドの中には、不動産及びインフラ・セクターへの投資に特化したものもある。資産再構築会社/ベンチャー・キャピタル・ファンドが、満期が7年から10年で原資産を現金化して分配することで、これらの投資からキャッシュ・フローが生じることが見込まれる。原資産からの見積りキャッシュ・フローの減少又は見積りキャッシュ・フローの回収の遅延は、純資産価値にマイナスに影響するため、これらの資産の公正価値にも不利な影響を及ぼすことになる。

## 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

国債111.2百万インド・ルピー及び持分証券48.9百万インド・ルピーはレベル1からレベル2に振り替えられたが、これは、2018年3月31日現在での評価は活発な市場での市場価格に基づいて評価を行ったのに対し、2019年3月31日現在では活発でない市場での市場価格に基づいてこれらの証券の評価を行ったためである。社債1,730.0百万インド・ルピーはレベル1からレベル2に振り替えられたが、これは、2018年3月31日現在ではこれらの証券について市場価格に基づいて評価を行ったのに対して、2019年3月31日現在では市場における観察可能なインプットを用いた内部評価技法に基づいて評価を行ったことによる。

持分証券1.5百万インド・ルピーはレベル2からレベル1に振り替えられたが、これは、2018年3月31日現在では活発でない市場での市場価格に基づいて評価を行ったのに対して、2019年3月31日現在では活発な市場での市場価格に基づいてこれらの証券の評価を行ったことによる。

持分証券166.9百万インド・ルピーはレベル2からレベル3に振り替えられたが、これは、2018年3月31日現在では活発でない市場での市場価格に基づいて評価を行ったのに対して、2019年3月31日現在では市場における観察可能なインプットを用いた内部評価に基づいてこれらの証券の評価を行ったことによる。

社債139.3百万インド・ルピーはレベル2からレベル3に振り替えられたが、これは、2018年3月31日現在ではこれらの証券について市場における観察可能なインプットを用いた内部評価に基づいて評価を行ったのに対して、2019年3月31日現在では重要な経営陣の見積りまたは観察不能なインプットに基づいて評価を行ったことによる。優先株式1,343.0百万インド・ルピーはレベル2からレベル3に振り替えられたが、これは、これらの証券について2018年3月31日では活発でない市場での市場価格に基づき評価が行われたが、2019年3月31日では市場における観察不能なインプットに基づく評価が行われたためである。

持分証券186.6百万インド・ルピーはレベル1からレベル3に振り替えられたが、これは、これらの証券について2018年3月31日では活発な市場での市場価格に基づき評価が行われたが、2019年3月31日では観察不能なインプットに基づく評価が行われたためである。

持分証券2.2百万インド・ルピー及び優先株式3.9百万インド・ルピーがレベル2から振り替えられたが、これは2019年3月31日現在、これらの投資が取得原価で計上されたことによる。

取得原価法で会計処理された持分証券2,695.1百万インド・ルピーがレベル2に振り替えられたが、これは、ASC Topic 321「投資 - 持分証券」に従って、同一有価証券の観察可能な秩序ある取引に基づいてこれらの証券の公正価値が決定されたことによる。

以下の表は、2019年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3資産の公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	投資					貸付金
	持分証券	社債	不動産担保証券及びその他の資産	担保証券	その他	
<b>2018年4月1日現在期首残高</b>	<b>387.1</b>	<b>3,962.4</b>	<b>122,799.9</b>	<b>668.9</b>	<b>127,818.3</b>	<b>14,253.3</b>
(実現/未実現)利益又は損失合計						
- 損益計上額	(333.3)	3,939.3	28.5	(709.3)	2,925.2	3,817.1
- その他の包括利益計上額	-	359.7	2,701.2	342.0	3,402.9	-
購入/増加	-	777.3	85,504.6	-	86,281.9	202.2
売却	(28.4)	(564.5)	-	-	(592.9)	(2,735.9)
発行	-	-	1,030.3	-	1,030.3	-
決済	-	(6,288.2)	(72,249.7)	(22.4)	(78,560.3)	(3,243.0)
レベル3への振替	353.5	139.3	-	1,343.0	1,835.8	-
レベル3からの振替	-	-	-	-	-	-
外貨換算調整額	17.8	-	49.6	-	67.4	-
<b>2019年3月31日現在期末残高</b>	<b>396.7</b>	<b>2,325.3</b>	<b>139,864.4</b>	<b>1,622.2</b>	<b>144,208.6</b>	<b>13,293.7</b>
報告日において保有されている資産に関連する未実現利益又は(損失)の変動に起因して損益計算書に計上された利益又は(損失)合計	(333.3)	(1,025.5)	-	(709.2)	(2,068.0)	2,691.9

1. インド関連の資産担保証券を含む。

以下の表は、2018年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3資産の公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	投資					貸付金
	持分証券	社債	不動産担保証券及びその他の資産	担保証券	その他	
<b>2017年4月1日現在期首残高</b>	<b>1,220.4</b>	<b>7,698.8</b>	<b>138,513.2</b>	<b>32.6</b>	<b>147,465.0</b>	<b>31,252.0</b>
(実現/未実現)利益又は損失合計						
- 損益計上額	(999.1)	(6,017.4)	(97.7)	(454.6)	(7,568.8)	(7,267.6)
- その他の包括利益計上額	(5.1)	(570.6)	(1,741.7)	(15.2)	(2,332.6)	-
購入/増加	121.5	3,099.8	57,496.7	-	60,718.0	-
売却	(62.7)	(22.7)	-	-	(85.4)	-
発行	-	-	692.9	-	692.9	-
決済	-	(1,365.2)	(72,218.0)	-	(73,583.2)	(16,467.5)
レベル3への振替	111.0	1,106.2	-	1,106.1	2,323.3	6,736.4
レベル3からの振替	-	-	-	-	-	-
外貨換算調整額	1.1	33.5	154.5	-	189.1	-
<b>2018年3月31日現在期末残高</b>	<b>387.1</b>	<b>3,962.4</b>	<b>122,799.9</b>	<b>668.9</b>	<b>127,818.3</b>	<b>14,253.3</b>
報告日において保有されている資産に関連する未実現利益又は(損失)の変動に起因して損益計算書に計上された利益又は(損失)合計	(1,013.9)	(2,804.1)	-	0.3	(3,817.7)	(7,267.6)

1. インド関連の資産担保証券を含む。

以下の表は2019年3月31日に終了した年度におけるレベル3デリバティブの公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	デリバティブ				合計
	金利 デリバティブ	通貨デリバ ティブ (為替デリバ ティブを含む)	株式 デリバティブ	アンファン デッド型 クレジット・ デリバティブ	
<b>2018年4月1日現在期首残高</b>	(11.8)	-	-	-	(11.8)
(実現 / 未実現)利益又は損失合計					
- 損益計上額	(51.8)	-	-	-	(51.8)
- その他の包括利益計上額	-	-	-	-	-
購入	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-
決済	99.2	-	-	-	99.2
レベル3への振替	(111.5)	-	-	-	(111.5)
レベル3からの振替	-	-	-	-	-
外貨換算調整額	-	-	-	-	-
<b>2019年3月31日現在期末残高</b>	<b>(75.9)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>(75.9)</b>
報告日において保有されている資産に関連 する未実現利益又は(損失)の変動に起因 して損益計算書に計上された利益又は (損失)合計	(71.1)	-	-	-	(71.1)

以下の表は2018年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3デリバティブの公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	デリバティブ				合計
	金利 デリバティブ	通貨デリバ ティブ (為替デリバ ティブを含む)	株式 デリバティブ	アンファン デッド型 クレジット・ デリバティブ	
<b>2017年4月1日現在期首残高</b>	(12.1)	-	-	-	(12.1)
(実現 / 未実現)利益又は損失合計					
- 損益計上額	0.3	-	-	-	0.3
- その他の包括利益計上額	-	-	-	-	-
購入	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-
決済	-	-	-	-	-
レベル3への振替	-	-	-	-	-
レベル3からの振替	-	-	-	-	-
外貨換算調整額	-	-	-	-	-
<b>2018年3月31日現在期末残高</b>	<b>(11.8)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>(11.8)</b>
報告日において保有されている資産に関連 する未実現利益又は(損失)の変動に起因 して損益計算書に計上された利益又は (損失)合計	2.4	-	-	-	2.4

[前へ](#)

[次へ](#)

## e) 一時的ではない減損

当グループは、負債証券への投資に係る特定の未実現損失は一時的であると判断した。当グループは、減損の兆候のある投資を特定し評価するために、毎年見直しを行っている。負債証券への投資は、それらの公正価値が原価を下回った場合には減損しているとみなされ、その下落が一時的ではないと判断された場合には価値の低下を会計上認識することが要求される。損失が一時的であるかどうかを判断する際に考慮される要素は、発行体の財務状況及び短期的な見通しである。当グループは、投資が売却目的として識別されているか、あるいは当グループが償却原価ベースから当期の信用損失を控除した金額を回収する前に当該投資を売却するよう求められる可能性が求められない可能性よりも高いかどうかを検討する。

以下の表は、2019年3月31日現在、一時的と判断される未実現損失が発生している負債証券への投資の公正価値を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

有価証券の明細	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
社債	7,474.9	(95.7)	83,536.1	(1,629.7)	91,011.0	(1,725.4)
国債	84,155.6	(154.2)	181,994.4	(2,578.3)	266,150.0	(2,732.5)
その他負債証券	23,739.8	(330.8)	59,643.9	(1,777.4)	83,383.7	(2,108.2)
<b>負債証券合計</b>	<b>115,370.3</b>	<b>(580.7)</b>	<b>325,174.4</b>	<b>(5,985.4)</b>	<b>440,544.7</b>	<b>(6,566.1)</b>

以下の表は、2018年3月31日現在、一時的と判断される未実現損失が発生している負債証券への投資の公正価値を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

有価証券の明細	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
社債	53,426.2	(770.5)	9,687.2	(206.7)	63,113.4	(977.2)
国債	751,793.8	(9,204.9)	76,232.3	(3,147.2)	828,026.1	(12,352.1)
その他負債証券	86,865.3	(856.7)	32,808.0	(1,251.4)	119,673.3	(2,108.1)
<b>負債証券合計</b>	<b>892,085.3</b>	<b>(10,832.1)</b>	<b>118,727.5</b>	<b>(4,605.3)</b>	<b>1,010,812.8</b>	<b>(15,437.4)</b>

以下の表は、2019年3月31日に終了した年度に、負債証券に関して認識された一時的ではない減損の合計を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	当グループが売却を意図しておらず、 売却を求められる可能性も低い有価証券に 関連した一時的ではない減損			当グループが 売却を意図して いるか、売却を 求められる 可能性が高い 有価証券に ついて損益に 認識された損失	
	当年度中 に認識された 一時的ではない 減損合計	一時的ではない 減損のうちOCI に認識された 部分(税引前)	損益に認識 された一時的 ではない減損 (正味)	損益に 認識された 損失合計	
有価証券の明細					
社債	1,033.1	-	1,033.1	564.7	1,597.8
国債	-	-	-	86.8	86.8
その他負債証券	166.6	-	166.6	5.3	171.9
合計	1,199.7	-	1,199.7	656.8	1,856.5

以下の表は、2018年3月31日に終了した年度に、負債証券に関して認識された一時的ではない減損の合計を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	当グループが売却を意図しておらず、 売却を求められる可能性も低い有価証券に 関連した一時的ではない減損			当グループが 売却を意図して いるか、売却を 求められる 可能性が高い 有価証券に ついて損益に 認識された損失	
	当年度中 に認識された 一時的ではない 減損合計	一時的ではない 減損のうちOCI に認識された 部分(税引前)	損益に認識 された一時的 ではない減損 (正味)	損益に 認識された 損失合計	
有価証券の明細					
社債	5,542.2	-	5,542.2	187.5	5,729.7
国債	-	-	-	603.4	603.4
その他負債証券	912.0	-	912.0	58.4	970.4
合計	6,454.2	-	6,454.2	849.3	7,303.5

以下の表は、2019年3月31日現在保有されているAFS負債証券について損益に認識された一時的ではない減損累計額の12ヶ月間の変動を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2018年 3月31日 現在残高	過去に信用減損して いない有価証券 について損益に 認識された減損	過去に信用減損した 有価証券に ついて損益に 認識された減損	減損している 有価証券の売却 又は満期による 減額	2019年 3月31日 現在残高
	社債	7,240.0	924.0	109.1	3,093.0
その他負債証券	2,442.5	-	166.6	606.3	2,002.8
合計	9,682.5	924.0	275.7	3,699.3	7,182.9

以下の表は、2018年3月31日現在保有されているAFS負債証券について損益に認識された一時的ではない減損累計額の12ヶ月間の変動を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2017年 3月31日 現在残高	過去に信用減損して いない有価証券 について損益に 認識された減損	過去に信用減損した 有価証券に ついて損益に 認識された減損	減損している 有価証券の売却 又は満期による 減額	2018年 3月31日 現在残高
	社債	6,230.1	3,641.2	1,901.0	4,532.3
その他負債証券	2,247.7	147.7	764.3	717.2	2,442.5
合計	8,477.8	3,788.9	2,665.3	5,249.5	9,682.5

当グループは、未実現損失が生じている負債証券について、それらが売却目的として識別されておらず、当グループが償却原価ベースから当期の信用損失を控除した金額を回収する前に当該証券を売却するよう求められる可能性が求められない可能性よりも低いと判断していることから、一部の負債証券投資における未実現損失を一時的ではない減損に分類していない。

当グループはまた、売却目的として識別されておらず一時的ではない減損のある特定の債券投資を有しているが、これらは当グループが信用損失以外の価値を回収する前に当該投資の売却を求められる可能性は低く、信用損失を表す金額は損益に認識され、その他の要因に関連する損失額はその他の包括利益に認識されている。信用損失は有価証券の予想将来キャッシュ・フローの現在価値と当該有価証券の償却原価ベースの差額に基づいて算定される。当グループは、発行体の全般的な財務状況、資金源、返済記録並びに担保、第三者による保証又はその他の信用補完の実現価値に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もっている。

2019年3月31日現在、当グループは60,830.0百万インド・ルピー（2018年3月31日：58,583.3百万インド・ルピー）の原価法持分投資を保有している。これら有価証券の公正価値は、投資の公正価値に重大な悪影響を及ぼすような状況の変化がないため、見積られていない。2019年3月31日現在、当行は減損の認識により、非上場株式の公正価値を25.5百万インド・ルピー（2018年3月31日：84.9百万インド・ルピー）と測定している。これらの証券の公正価値はレベル3インプットに基づき算定された。

#### f) 貸付金

以下の表は、2019年3月31日現在の貸出条件緩和債権に対する投資計上額を示している。

（単位：百万インド・ルピー）

	関連する信用損失 引当金のある 貸出条件緩和 債権に対する 投資計上総額		関連する信用損失 引当金のない 貸出条件緩和 債権に対する 投資計上総額		未払元本 金額合計
		信用損失 引当金総額			
コマーシャル・ローン	222,575.8	148,649.3	41,959.2		264,535.0
個人向け貸付金	1,788.6	836.3	-		1,788.6
合計	<u>224,364.4</u>	<u>149,485.6</u>	<u>41,959.2</u>		<u>266,323.6</u>

以下の表は、2018年3月31日現在の貸出条件緩和債権に対する投資計上額を示している。

（単位：百万インド・ルピー）

	関連する信用損失 引当金のある 貸出条件緩和 債権に対する 投資計上総額		関連する信用損失 引当金のない 貸出条件緩和 債権に対する 投資計上総額		未払元本 金額合計
		信用損失 引当金総額			
コマーシャル・ローン	260,872.4	149,417.6	39,837.7		300,710.1
個人向け貸付金	1,625.5	808.8	-		1,625.5
合計	<u>262,497.9</u>	<u>150,226.4</u>	<u>39,837.7</u>		<u>302,335.6</u>

以下の表は、2019年3月31日現在のその他の減損貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	関連する信用損失 引当金のある その他の減損 貸付金に対する 投資計上総額		関連する信用損失 引当金のない その他の減損 貸付金に対する 投資計上総額		未払元本 金額合計
		信用損失 引当金総額			
コマーシャル・ローン	271,752.4	196,056.5	53,727.2		325,479.6
個人向け貸付金	69,161.4	35,381.0	-		69,161.4
合計	<b>340,913.8</b>	<b>231,437.5</b>	<b>53,727.2</b>		<b>394,641.0</b>

以下の表は、2018年3月31日現在のその他の減損貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	関連する信用損失 引当金のある その他の減損 貸付金に対する 投資計上総額		関連する信用損失 引当金のない その他の減損 貸付金に対する 投資計上総額		未払元本 金額合計
		信用損失 引当金総額			
コマーシャル・ローン	331,716.4	189,147.1	43,041.5		374,757.9
個人向け貸付金	56,205.9	26,189.2	52.0		56,257.9
合計	<b>387,922.3</b>	<b>215,336.3</b>	<b>43,093.5</b>		<b>431,015.8</b>

以下の表は、2019年3月31日現在の貸出条件緩和債権の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	コマーシャル・ ローン	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	合計
明細				
貸倒引当金				
貸倒引当金：個別減損評価	148,649.3	-	-	148,649.3
貸倒引当金：一括減損評価	-	836.3	-	836.3
貸倒引当金合計	<b>148,649.3</b>	<b>836.3</b>	<b>-</b>	<b>149,485.6</b>
金融債権計上額				
個別減損評価	264,535.0	-	-	264,535.0
一括減損評価	-	1,788.6	-	1,788.6
金融債権計上額合計	<b>264,535.0</b>	<b>1,788.6</b>	<b>-</b>	<b>266,323.6</b>

以下の表は、2018年3月31日現在の貸出条件緩和債権の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	コマーシャル・ ローン	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	合計
<b>明細</b>				
<b>貸倒引当金</b>				
貸倒引当金：個別減損評価	149,417.6	-	-	149,417.6
貸倒引当金：一括減損評価	-	808.8	-	808.8
<b>貸倒引当金合計</b>	<b>149,417.6</b>	<b>808.8</b>	<b>-</b>	<b>150,226.4</b>
<b>金融債権計上額</b>				
個別減損評価	300,710.1	-	-	300,710.1
一括減損評価	-	1,625.5	-	1,625.5
<b>金融債権計上額合計</b>	<b>300,710.1</b>	<b>1,625.5</b>	<b>-</b>	<b>302,335.6</b>

以下の表は、2019年3月31日現在のその他の貸付金の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	コマーシャル・ ローン	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	合計
<b>明細</b>				
<b>貸倒引当金</b>				
貸倒引当金：個別減損評価	196,056.5	1,425.1	-	197,481.6
貸倒引当金：一括減損評価	17,167.4	39,769.0	-	56,936.4
<b>貸倒引当金合計</b>	<b>213,223.9</b>	<b>41,194.1</b>	<b>-</b>	<b>254,418.0</b>
<b>金融債権計上額</b>				
個別減損評価	325,479.6	1,685.6	-	327,165.2
一括減損評価	2,637,902.8	3,452,968.8	1,417.8	6,092,289.4
<b>金融債権計上額合計</b>	<b>2,963,382.4</b>	<b>3,454,654.4</b>	<b>1,417.8</b>	<b>6,419,454.6</b>

以下の表は、2018年3月31日現在のその他の貸付金の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	コマーシャル・ ローン	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	合計
<b>明細</b>				
<b>貸倒引当金</b>				
貸倒引当金：個別減損評価	189,147.1	1,784.9	-	190,932.0
貸倒引当金：一括減損評価	23,506.3	27,818.5	-	51,324.8
<b>貸倒引当金合計</b>	<b>212,653.4</b>	<b>29,603.4</b>	<b>-</b>	<b>242,256.8</b>
<b>金融債権計上額</b>				
個別減損評価	374,757.9	2,271.2	-	377,029.1
一括減損評価	2,332,086.8	2,798,442.8	1,136.8	5,131,666.4
<b>金融債権計上額合計</b>	<b>2,706,844.7</b>	<b>2,800,714.0</b>	<b>1,136.8</b>	<b>5,508,695.5</b>

以下の表は、2019年3月31日に終了した事業年度における貸出条件緩和債権を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	貸出条件緩和 債権に分類 される貸付金の 融資先の件数	以下の金額及び/又は時期の変更を伴う 貸出条件緩和債権				貸出条件が 緩和された 金額(純額)
		元本の支払い	利息の支払い	元本と利息 両方の支払い	損益を通じて 計上/(戻入)	
コマーシャル・ローン	8	2,646.4	-	8,746.0	791.8	9,410.0
個人向け貸付金	2,309	473.9	111.8	22.1	478.2	129.6
<b>合計</b>	<b>2,317</b>	<b>3,120.3</b>	<b>111.8</b>	<b>8,768.1</b>	<b>1,270.0</b>	<b>9,539.6</b>

以下の表は、2018年3月31日に終了した事業年度における貸出条件緩和債権を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	貸出条件緩和 債権に分類 される貸付金の 融資先の件数	以下の金額及び/又は時期の変更を伴う 貸出条件緩和債権				貸出条件が 緩和された 金額(純額)
		元本の支払い	利息の支払い	元本と利息 両方の支払い	損益を通じて 計上/(戻入)	
コマーシャル・ローン	17	11,879.3	-	10,821.5	(4,023.4)	22,240.9
個人向け貸付金	369	42.9	14.3	33.2	35.9	54.5
<b>合計</b>	<b>386</b>	<b>11,922.2</b>	<b>14.3</b>	<b>10,854.7</b>	<b>(3,987.5)</b>	<b>22,295.4</b>

以下の表は、2019年及び2018年3月31日現在の貸出条件緩和債権、並びに当年度に貸出条件が緩和されたが同年度又は翌年度に債務不履行が生じた債権を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

明細	2019年3月31日 現在の残高	2019年3月31日に 終了した年度に おける債務 不履行額 <sup>1</sup>	2018年3月31日 現在の残高	2018年3月31日に 終了した年度に おける債務 不履行額 <sup>1</sup>
	コマーシャル・ローン	264,535.0	4,224.0	300,710.1
個人向け貸付金	1,788.6	468.6	1,625.5	61.7
<b>合計</b>	<b>266,323.6</b>	<b>4,692.6</b>	<b>302,335.6</b>	<b>17,103.8</b>

1. 債務不履行は、支払期日を90日経過している状態と定義されている。

さらに2019年3月31日現在、当行は、当行がASC Subtopic 825-10「金融商品」に基づき公正価値オプションを選択した持分法関連会社に対する貸付金残高38,048.5百万インド・ルピー(2018年3月31日：54,220.6百万インド・ルピー)を有している。「22.米国GAAPに基づく注記 - 米国GAAPで要求される追加情報 - 金融持分の公正価値会計」を参照のこと。

#### g) 持分法適用関連会社

米国GAAPにおいて、当グループは、ICICI プルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(以下「ICICIライフ」という。)に対する持分を、実質的参加権を少数株主が保有しているため、持分法によって会計処理している。

以下の表は、表示期間におけるICICIライフの米国GAAPでの要約貸借対照表及び要約損益計算書を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

#### 貸借対照表

	3月31日現在	
	2019年	2018年
現金及び現金同等物	20,066.6	11,970.8
有価証券	466,450.7	396,393.6
ユニットリンク負債を補填するために保有している資産	1,109,451.0	975,011.6
その他資産	88,072.5	80,957.1
<b>資産合計</b>	<b>1,684,040.8</b>	<b>1,464,333.1</b>
ユニットリンク負債引当金	1,109,451.0	975,011.6
その他負債	479,518.2	401,098.9
株主持分	95,071.6	88,222.6
<b>負債及び株主持分合計</b>	<b>1,684,040.8</b>	<b>1,464,333.1</b>

(単位：百万インド・ルピー)

	3月31日に終了した年度	
	2019年	2018年
受取利息	63,824.0	56,993.6
支払利息	-	-
<b>正味受取利息</b>	<b>63,824.0</b>	<b>56,993.6</b>
保険料収入	309,297.7	270,687.7
その他の非利息収入	39,255.1	57,790.7
非利息費用	(398,598.5)	(368,231.2)
法人所得税(費用)/便益	(590.9)	(1,026.6)
<b>当期純利益/(損失)</b>	<b>13,187.4</b>	<b>16,214.2</b>

2019年3月31日現在の市場価格に基づくICICIライフ株式への投資の時価総額は265,876.7百万インド・ルピーである。

#### h) 保険子会社/関連会社

##### 生命保険関連会社

生命保険子会社に関するインドGAAPと米国GAAPとの重要な差異は、主として以下の理由による。

#### ) 保険契約者債務と未分配契約者剰余金との差異(繰延獲得費用の償却控除後)

##### 保険契約者債務

インドGAAPに基づく準備金は、1938年保険法の要件、インド保険規制開発当局により通知される規則及びインド数理協会のアクチュアリー実務基準に従って計上されている。したがって、当該準備金は保険料総額方式を用いて算定される(準備金は、利益配当を含む将来給付額の現在価値及び間接費を含む費用の現在価値から保険契約者によって将来支払われる保険料総額の現在価値を差し引いた金額として計算される)。使用される割引率は保守的な基準であり、毎事業年度末に変更される。米国GAAPに基づく準備金は、米国GAAPで規定された評価基準に従い修正純額保険料方式を用いて評価される。当該債務は、米国GAAPに基づき、責任準備金(給付準備金及び契約維持費用準備金が含まれる)及び繰延保険料債務の2つの部分から構成されている。

給付準備金は、保証給付金の現在価値から給付に係る正味保険料の現在価値を差し引いた金額として計算される。契約維持費用準備金は、契約維持費用の現在価値から維持に係る正味保険料の現在価値を差し引いた金額として計算される。繰延保険料債務は、ASC Topic 944-40-25-28に準拠して保険料支払期間が保険期間より短い商品に関して計上されており、これにより全保険期間にわたり損益を発生させることを可能にしている。非ユニットリンク商品に使用される割引率は、不利な変動に備えた最善の見積りでロック・イン基準によるもので、仮定は事業年度中に販売された新規契約に限り各事業年度末に変更される。ユニットリンク商品では、最終費用に対する当初費用の超過分を前受収益として計上することにより、保険期間にわたり損益を発生させることを可能にしている。使用される割引率は、最善の見積りに基づき、各事業年度末に変更される。

## 未分配契約者剰余金

配当付保険契約者は、ファンドに生じた剰余金の90%に対する権利を有し、かかる剰余金は契約者配当金の形で分配される。

インドGAAPでは、アポイントド・アクチュアリーの見解に基づき、宣言された配当金の9分の1が株主に譲渡され、譲渡後の残りの剰余金は、将来の分配のための資金として留保される。

米国GAAPでは、剰余金の10%が株主に譲渡され、配当付契約の場合90%は保険契約者のための未分配契約者剰余金として留保される。

## 繰延獲得費用の償却

インドGAAPでは、獲得費用は発生年度の収益勘定に計上されるが、米国GAAPでは、成約に至った保険契約の獲得及び保険契約更新に直接関連する獲得費用は、保険期間にわたり繰り延べられる。ASC Topic「金融サービス - 保険」に従い、繰延獲得費用は従来型の保険商品の保険料の収益計上に対して均等に償却され、ユニットリンク及びユニバーサル生命保険商品は見積総利益（EGP）に基づいて償却される。

### ）失効契約に対する保険準備金

米国GAAPでは、過年度に設定された特定の失効契約に関する保険準備金は損益計算書に戻し入れられる。インドGAAPでは、このような保険準備金の戻し入れは、貸借対照表項目である将来配賦される資金として計上される。復活可能期間の終了後、将来配賦資金は、アポイントド・アクチュアリーの見解により損益勘定に計上される。

### ）報酬費用

#### 従業員ストック・オプションの会計処理

インドGAAPでは、株式報酬費用は本源的価値法を用いて会計処理されるが、これに対して米国GAAPでは、公正価値法により会計処理される。

#### 退職給付費用

インドGAAPでは、保険数理上の損益はすべて発生年度の損益計算書の適切な勘定に貸方 / 借方計上することにより、当該年度において当該企業の貸借対照表に認識される。米国GAAPでは、保険数理上の損益はその他の包括利益に計上されている。その後、その他の包括利益に計上された保険数理上の累計損益のうち、10%回廊の超過分については損益計算書を通して償却される。さらに、給付債務を算出するための割引率は、インドGAAPでは国債の利回りに連動するが、米国GAAPでは質の高い債券の利回りと連動している。

### ）トレーディング・ポートフォリオ及び持分証券に係る未実現利益 / (損失)

インドGAAPでは、投資はインド保険規制開発当局のガイドラインに従って会計処理される。当ガイドラインはユニットリンク保険契約を例外として、収益勘定を通じて未実現利益を計上することを認めていない。米国GAAPでは、FASB ASC Topic 320「投資 - 負債」の要件に従い、売買目的保有に分類された投資に係る未実現損益は損益勘定に計上される。米国GAAPでは、FASB ASC Topic 321「投資 - 持分証券」に従って、2018年4月1日より、持分証券に係る未実現損益は損益勘定に認識される。

### ）法人所得税

繰延税金の会計処理による差異は主として以下の理由による。

）米国GAAPの調整に関する税効果

以下の表は、生命保険関連会社の表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの重要な差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>調整項目</b>			
インドGAAPによる利益 / (損失)	11,389.3	16,191.7	16,816.6
以下の項目に関する調整：			
保険契約者債務と未分配契約者剰余金との差異（繰延獲得費用の償却控除後）	5,102.6	3,230.5	(7,594.2)
失効契約に対する保険準備金	(0.9)	(0.1)	(1,861.5)
報酬費用	(252.3)	(72.7)	53.5
トレーディング・ポートフォリオ及び持分証券に係る未実現利益 / (損失)	(2,890.0)	(3,507.9)	4,848.1
法人所得税便益 / (費用)	(97.3)	369.8	(148.8)
その他	(64.0)	2.9	(54.0)
<b>米国GAAPによる利益 / (損失)</b>	<b>13,187.4</b>	<b>16,214.2</b>	<b>12,059.7</b>

インドGAAPでの利益は、2018年度の16,191.7百万インド・ルピーから、2019年度には11,389.3百万インド・ルピーに減少し、米国GAAPでの利益は、2018年度の16,214.2百万インド・ルピーから、2019年度には13,187.4百万インド・ルピーに減少した。

2019年度では、米国GAAPでの繰延獲得費用控除後の保険契約者債務及び未分配保険契約者剰余金がインドGAAPより5,102.6百万インド・ルピー（2018年度：3,230.5百万インド・ルピー）少なかった。2019年度において、米国GAAPにおいて繰延取得費用が2018年度の3,640.4百万インド・ルピーから、2019年度には4,463.4百万インド・ルピーに増加したことによるプラスの影響があるが、これは主として保険契約の獲得に係る手数料費用の増加によるものである。さらに2019年度は、インドGAAPにおける保障保険にかかわる保険契約者債務が、事業編成における変更により、米国GAAPに比べて多かった。

2019年度において、米国GAAPにおけるトレーディング・ポートフォリオ及び持分証券に係る未実現利益 / (損失) は、2,890.0百万インド・ルピーの未実現損失であり、うち、3,527.0百万インド・ルピーの未実現損失は、トレーディング・ポートフォリオ以外の持分証券の公正価値の変動に関するものであった。これらは、2018年4月1日より、ASC Topic 321「投資 - 持分証券」の適用に従い、米国GAAPでは損益計算書に認識された。

以下の表は、表示期間における生命保険関連会社の純利益の調整における法人所得税の構成要素を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>調整項目</b>			
米国GAAPの調整に関する所得税効果	(97.3)	369.8	(148.8)
<b>法人所得税の差異合計</b>	<b>(97.3)</b>	<b>369.8</b>	<b>(148.8)</b>

## 損害保険子会社

損害保険子会社に関するインドGAAPと米国GAAPとの重要な差異は、主として以下の理由による。

### ）再保険料

インドGAAPでは、出再された事業に係る再保険料はリスクが移転した年度に収益として認識される。米国GAAPでは、獲得費用の回収を示す再保険契約による収入は、正味獲得費用が資産化され純利益への認識に応じて保険期間の間、費用計上される様に、未償却獲得費用から減額される。

### ）繰延獲得費用の償却

インドGAAPでは、獲得費用は発生年度において収益勘定に費用計上されるが、これに対して米国GAAPでは、ASC Topic 944「金融サービス - 保険」に従い資産化され、保険料収益の認識に応じて費用計上される。したがって、会計基準更新書2010 - 26にて定められている、成約に至った保険契約の獲得及び保険契約更新に直接関連する特定の獲得費用のみを繰り延べることができる。

### ）保険料欠損金

インドGAAPでは、見積保険金費用、関連費用及び契約維持費用の合計額が関連する未経過保険料を超過する場合に保険料欠損金が認識される。インドGAAPでは、事業部門を「火災」、「海上」、「その他」セグメントに分けて保険料欠損金を評価する（2015年度までは、保険料欠損金は、会社レベルで評価されていた）。米国GAAPでは、保険料欠損金は事業部門ごとに評価され、予想保険金請求額並びに損害査定費用、予想契約者配当金、未償却獲得費用及び契約維持費用の合計額が関連する未経過保険料を超過する場合に、収益勘定で認識される。

保険料欠損金は、先ず欠損額を補填するために必要な金額の未償却獲得費用を費用計上することにより認識される。保険料欠損金が未償却獲得費用を上回る場合は、当該超過額に対する負債を計上する必要がある。

### ）報酬費用

#### 従業員ストック・オプションの会計処理

インドGAAPでは、株式報酬費用は本源的価値法を用いて会計処理されるが、これに対して米国GAAPでは、FASB ASC Topic 718「報酬 - 株式による報酬」の規定に準拠して公正価値法により会計処理される。

### 退職給付費用

インドGAAPでは、保険数理上の損益は発生年度の損益計算書の適切な勘定に貸方 / 借方計上することにより、すべて当該年度において当該企業の貸借対照表に認識される。米国GAAPでは、保険数理上の損益はその他の包括利益に計上されている。その後、その他の包括利益に計上された保険数理上の累計損益のうち、10%回廊の超過分については損益計算書を通して償却される。さらに、給付債務を算出するための割引率は、インドGAAPでは国債の利回りに連動するが、米国GAAPでは質の高い債券の利回りと連動している。

### ）持分投資の時価評価

インドGAAPでは、持分投資に係る未実現利益 / (損失) はすべて準備金を通じて認識される。米国GAAPでは、会計基準更新書第2016-01号「金融商品 - 全般」(Subtopic 825-10)の要件に従って、持分投資に係る未実現利益 / (損失) は損益計算書を通じて認識される。

### ）法人所得税

法人所得税の会計処理による差異は主として以下の理由による。

米国GAAPの調整に関する所得税効果

以下の表は、表示期間における損害保険子会社のインドGAAPと米国GAAPの重要な差異の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>調整項目</b>			
インドGAAPによる利益	10,492.6	8,617.8	7,018.8
以下の項目に関する調整：			
再保険料	(1,081.0)	(1,993.8)	(1,663.2)
繰延獲得費用の償却	2,171.3	2,139.2	683.9
保険料欠損金	(2.7)	20.5	(20.5)
報酬費用	(115.8)	16.3	48.5
持分投資に係る未実現利益 / (損失)	(3,952.5)	-	-
法人所得税便益 / (費用)	986.7	(42.7)	346.8
その他	(19.3)	(0.5)	(51.4)
<b>米国GAAPによる利益 / (損失)</b>	<b>8,479.3</b>	<b>8,756.8</b>	<b>6,362.9</b>

インドGAAPでは、出再保険料をリスクの出再の年度に収益として認識し、米国GAAPでは、関連する保険期間にわたって認識する。再保険料引当金に関する調整額は、2018年度の1,993.8百万インド・ルピーから2019年度には1,081.0百万インド・ルピーに減少しており、これは主として、個人の健康保険契約に係る再保険料の減少によるものである。

2019年度において、米国GAAPでは、ASU Topic 321の適用により、持分株式に係る未実現損失3,952.5百万インド・ルピーが損益計算書を通じて計上された。2019年度より前は、持分投資は売却可能に分類され、持分証券に係る未実現利益 / (損失) は、その他包括利益を通じて計上されていた。

以下の表は、表示期間における損害保険子会社の純利益の調整における法人所得税の構成要素を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>調整項目</b>			
米国GAAPの調整に対する所得税効果	986.7	(42.7)	346.8
<b>法人所得税の差異合計</b>	<b>986.7</b>	<b>(42.7)</b>	<b>346.8</b>

#### i) のれん及び無形資産

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づくのれん及び無形資産のカテゴリー別の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2019年	2018年
のれん	177,998.3	177,998.3
償却累計額	(54.0)	(54.0)
<b>のれん、純額</b>	<b>(A) 177,944.3</b>	<b>177,944.3</b>
<b>資産管理及びアドバイザー無形資産</b>	<b>(B) 367.0</b>	<b>367.0</b>
顧客関連無形資産	25,020.1	25,020.1
償却累計額	(13,474.1)	(11,723.3)
<b>顧客関連無形資産、純額</b>	<b>(C) 11,546.0</b>	<b>13,296.8</b>
ブランド	943.0	943.0
償却累計額	(110.0)	(47.2)
<b>ブランド、純額</b>	<b>(D) 833.0</b>	<b>895.9</b>
<b>のれん及び無形資産、純額</b>	<b>(A+B+C+D) 190,690.3</b>	<b>192,504.0</b>

1 「附属明細書18 - 固定資産」を参照のこと。

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づくのれんの変動を表したものである。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2019年	2018年
期首残高	177,944.3	35,047.4
期中に追加されたのれん	-	142,896.9
期中に処分されたのれん	-	-
期末残高	177,944.3	177,944.3

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づく無形資産の変動を表したものである。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2019年	2018年
期首残高	14,192.7	12.9
追加額	-	15,553.0
償却額	(1,813.7)	(1,373.2)
処分量	-	-
期末残高	12,379.0	14,192.7

以下の表は、表示期間及び翌5年における米国GAAPに基づく無形資産の定額法による翌5年の見積償却スケジュールを示している。

(単位：百万インド・ルピー)	金額
3月31日に終了する事業年度	
2020年	1,813.7
2021年	1,813.7
2022年	1,451.4
2023年	1,330.7
2024年	1,330.7
2025年以降	4,638.8
合計	12,379.0

当グループは報告単位レベルでのれんを割り当てている。当グループは毎年、報告単位レベルでのれんの減損テストを実施している。報告単位の公正価値は、比較可能な会社の利益のマルチプル法を適用して算出された。マルチプル法では、報告単位の公正価値は報告単位の将来的に持続可能な利益に株価収益率を乗じて算定される。公正価値に基づき、2019年3月31日に終了した年度においてのれんの減損は計上されなかった。報告単位の公正価値の算定に用いられる変数の悪化は、減損評価及びその結果に大きな影響を及ぼしうる。ホールセール報告単位に表示されるのれんは、経済状況のさらなる悪化から特に影響を受けやすい。将来、主要な仮定について経営陣の見積りに反するように進展した場合、ホールセールの報告単位におけるのれん14,482.3百万インド・ルピーに関して、減損の兆候が生じる可能性がある。

## j) 従業員給付

### 退職金

インドの規定に従い、当グループはすべての従業員を対象とする退職金制度（確定給付退職制度）を設けている。当制度は、受給権を有する従業員に対し、退職、死亡又は雇用期間終了時に個々の従業員の給与及び当グループでの勤続年数に基づいて一時金を支払うことを規定している。当グループが従業員に対して支払う退職金給付は、法律で定められた最低支払額と同額あるいはそれ以上である。

親会社については、理事会が運営する基金及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理を行う基金を通じて従業員に報酬が提供されている。親会社はこれらの基金へ拠出することにより退職金債務を決済する義務がある。

グループ内のその他の事業体については、インド生命保険公社（以下「LIC」という。）及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが運営及び管理する基金への年次拠出を通じて退職金給付が提供されている。この制度においては、LIC及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが制度を運営するが、決済義務及び拠出義務は当グループにある。

以下の表は、表示期間における当該制度の積立状況及び財務諸表上の認識金額を示している。

	3月31日に終了した事業年度	
	2019年	2018年
<b>(単位：百万インド・ルピー)</b>		
<i>給付債務の変動</i>		
予想給付債務期首残高	10,546.0	9,066.8
追加：期首債務の為替変動に係る調整	3.0	0.4
<b>調整後期首債務</b>	<b>10,549.0</b>	<b>9,067.2</b>
勤務費用	1,109.2	997.8
利息費用	850.7	751.2
買収 / (売却)	33.2	549.6
過去勤務費用	-	16.1
支払給付額	(1,047.6)	(934.1)
給付債務に係る年金数理上の(利益) / 損失	(163.5)	98.2
<b>予想給付債務期末残高</b>	<b>11,331.0</b>	<b>10,546.0</b>
<i>制度資産の変動</i>		
期首における制度資産の公正価値	9,895.2	8,920.6
買収 / (売却)	33.2	576.1
制度資産の実際運用収益	735.6	635.3
雇用者の拠出金	1,335.1	697.3
支払給付金	(1,047.6)	(934.1)
<b>制度資産期末残高</b>	<b>10,951.5</b>	<b>9,895.2</b>
積立状況	(379.5)	(650.8)
<b>認識金額(純額)</b>	<b>(379.5)</b>	<b>(650.8)</b>
期末における給付債務累計額	7,106.8	6,673.2

以下の表は、表示期間における正味報酬費用の内訳を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>(単位：百万インド・ルピー)</b>			
勤務費用	1,109.2	997.8	771.3
利息費用	850.7	751.2	672.0
制度資産の期待収益	(797.0)	(759.1)	(547.1)
移行資産 / 負債の償却	-	-	-
過去勤務費用の償却	8.4	5.5	5.4
償却された年金数理上の(利益) / 損失	14.8	23.2	28.4
買収及び売却(利益) / 損失	-	-	-
為替差益 / (差損)	3.0	0.4	(2.7)
<b>退職費用(純額)<sup>1</sup></b>	<b>1,189.1</b>	<b>1,019.0</b>	<b>927.3</b>

1 2018年3月31日に終了した年度のICICIロンバード・ジェネラル・インシュランス・カンパニーの取得前費用に関する17.5百万インド・ルピーを含む。

退職金債務に対応する期間の割引率は、地方債の利回りにAAA格付けの社債に関する追加リスクを反映するためのプレミアムを加えたものを参照して選定される。

以下の表は、表示期間における正味期間給付費用を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2019年	2018年	2017年
割引率	7.8%	7.7%	8.4%
昇給率	7.2%	7.2%	7.1%
制度資産の収益率	8.0%	8.0%	8.0%

以下の表は、表示期間における給付債務を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度	
	2019年	2018年
割引率	8.3%	7.9%
昇給率	7.2%	7.2%

#### 制度資産

当グループは制度資産の期待収益率の仮定を、今後7年から8年の長期平均期待収益率に基づいて決定している。

以下の表は、表示期間における当グループの退職金に関する資産配分を資産区分別に公正価値に基づいて示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	3月31日現在	
	2019年	2018年
<b>資産区分</b>		
<b>ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの制度への投資</b>		
当グループのバランス・ファンド <sup>1</sup>	9,246.4	9,003.4
当グループのグロース・ファンド <sup>2</sup>	164.9	133.8
当グループのデット・ファンド <sup>3</sup>	5.6	1.2
当グループの短期ファンド <sup>4</sup>	189.0	70.6
<b>ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの制度への投資合計</b>	<b>9,605.9</b>	<b>9,209.0</b>
インドのLICの制度への投資	244.3	236.9
<b>外部事業体が管理する資産の合計</b>	<b>9,850.2</b>	<b>9,445.9</b>
中央政府への特別預金	290.6	291.9
国債	24.7	26.8
社債	39.6	55.8
銀行預け金及びその他	746.4	74.8
<b>合計</b>	<b>10,951.5</b>	<b>9,895.2</b>

1. 当制度の目的は、随時市況に応じて、適切な比率で株式及び固定利付商品へ投資することにより、長期的な資本増価と当期利益のバランスを維持することである。2019年3月31日現在、社債、国債/財務省短期証券、株式及び定期預金への投資はそれぞれ53.5%、25.2%、15.4%、及び0.3%であった。
2. 当制度の目的は、株式及び株式関連商品への投資を通じて長期的な資本増価を達成し、市場状況により随時、適切な比率での債券投資を通じて現在の利益を補完することである。2019年3月31日現在、株式、社債及び国債/財務省短期証券への投資は、それぞれ53.5%、26.7%及び15.4%であった。
3. 当制度の目的は、多様な債券への投資を通じて利益を累積することである。当ファンドは、リターン、安全性及び流動性の適切なバランスを維持する一方で、資本増価の提供を追求している。2019年3月31日現在、社債及び国債/財務省短期証券への投資はそれぞれ69.2%及び26.6%であった。
4. 当制度の目的は、ファンドに割り当てられた資本を保護する一方で、負債商品及び金融市場商品への低リスク投資を通じて適切な収益を維持することである。2019年3月31日現在、マネーマーケット商品及び社債への投資はそれぞれ76.1%及び23.7%であった。

以下の表は、表示期間における当グループの退職金に関する目標資産配分を資産区分別に示している。

明細	2020年3月 31日現在の 目標資産配分	2019年3月 31日現在の 目標資産配分
外部事業体が管理する基金	97%	96%
中央政府への特別預金	2%	3%
負債証券	1%	1%
合計	100%	100%

当該制度資産は主に、外部事業体が管理する基金への投資（主として株式、短期金融市場商品及び負債商品）より構成されており、投資割合は制度の目的によって異なる。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理する基金における制度資産の価値は、個別の制度の1ユニット当たりの純資産価値（レベル2のインプットとみなされる）に基づいて算定されている。LICの制度への投資という形式を取っている制度資産及び中央政府への特別預金の価値は、帳簿価額で計上されている。負債証券の形式を取っている制度資産の価値は、レベル2のインプットを用いて算出される。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは年金基金を管理し、単独で資産区分ごとの目標配分を決定している。この投資戦略は、当制度の参加者への給付を目的として、堅実な方法で投資を行うことである。当戦略は、当グループの基金への拠出額と合わせた場合に、要求されるすべての給付債務を基金によって手当することができるような収益の確保に重点が置かれている。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは決められた投資基準のもとで業務を行っている。

LICは年金基金を管理し、単独で資産区分ごとの目標配分を決定している。投資区分及び資産区分の選定はLICが行う。投資戦略は、要求される給付債務を基金によって満たすことができるように収益を確保するため、堅実な方法で投資を行うことである。インド政府が所有するLICは決められた投資基準のもとで業務を行っている。

当該制度資産は、個別の投資による影響を抑えるために、主として複数の保険会社の様々な退職金制度へ投資されている。当グループによる制度資産への投資はすべてインド国内におけるものであり、93.1%の投資はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの様々な退職金制度に対するものである。当グループの制度資産を管理する保険会社は、投資方針において、リスク管理実務の一環として業務リスク、履行リスク、信用リスク及び株式リスクを考慮する。

以下の表は今後5年間の各年度及びそれ以降の予想給付支払額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	金額
2020年3月31日に終了する年度における当グループの基金への予想拠出額	1,018.0
3月31日に終了する年度における基金からの予想給付額	
2020年	1,702.6
2021年	1,492.7
2022年	1,560.8
2023年	1,644.0
2024年	1,701.5
2025年以降の10年間	8,796.1

予想給付額は、当グループの2019年3月31日現在の給付債務を測定する際に用いた仮定と同様の仮定に基づいて決定される。

## 年金

当グループは特定の従業員を対象とする年金制度（繰延退職制度）を有している。当制度により、これらの従業員は退職時の個々の給与及び当グループでの勤続年数に基づく年金を毎月受け取る。当該年金制度の対象となる従業員は、準備基金制度の給付を受ける資格はない。当該年金制度は、2001年3月に取得された旧マドラ銀行、2007年4月に取得された旧サングリ・バンク及び2010年8月に取得された旧バンク・オブ・ラジャスタンの従業員に関するものである。当グループは、信託の自己勘定又は保険会社を通じて基金を管理する信託への拠出を行っている。

以下の表は、表示期間における年金制度の積立状況及び財務諸表上の認識金額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2019年	2018年
<b>給付債務の変動</b>		
予想給付債務期首残高	14,722.4	14,810.7
勤務費用	222.1	243.8
利息費用	1,123.6	1,115.6
清算による負債の消却	(1,833.7)	(1,399.0)
支払給付額	(176.8)	(122.1)
給付債務に係る年金数理上の(利益)/損失	532.9	73.4
<b>予想給付債務期末残高</b>	<b>14,590.5</b>	<b>14,722.4</b>
<b>制度資産の変動</b>		
期首における制度資産の公正価値	16,303.7	16,888.1
制度資産の実際運用収益	1,255.2	983.8
清算による資産の分配	(2,037.4)	(1,554.5)
雇用者の拠出金	94.1	108.4
支払給付額	(176.8)	(122.1)
<b>制度資産期末残高</b>	<b>15,438.8</b>	<b>16,303.7</b>
積立状況	848.3	1,581.3
<b>正味認識金額</b>	<b>848.3</b>	<b>1,581.3</b>
<b>期末における給付債務累計額</b>	<b>13,629.4</b>	<b>13,639.3</b>

以下の表は、表示期間における正味年金費用の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度		
	2019年	2018年	2017年
勤務費用	222.1	243.8	239.4
利息費用	1,123.6	1,115.6	1,112.0
制度資産の期待収益	(1,381.1)	(1,433.4)	(1,143.2)
縮小及び清算(利益)/損失	203.7	155.4	131.4
年金数理上の(利益)/損失	1,210.3	1,240.4	1,296.9
<b>正味年金費用</b>	<b>1,378.6</b>	<b>1,321.8</b>	<b>1,636.5</b>

年金債務に対応する期間の割引率は、国債の利回りにAAA格付けの社債に関連する追加リスクを反映するためのプレミアムを加えたものを参照して選定される。

以下の表は、表示期間における正味期間給付費用を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2019年	2018年	2017年
割引率	7.8%	7.7%	8.4%
昇給率			
基本給	1.5%	1.5%	1.5%
物価上昇手当	7.0%	7.0%	7.0%
制度資産の収益率	8.0%	8.0%	8.0%
(基礎年金に対して適用される)年金増加率	7.0%	7.0%	7.0%

以下の表は、表示期間における給付債務を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度	
	2019年	2018年
割引率	8.1%	7.8%
昇給率		
基本給	1.5%	1.5%
物価上昇手当	7.0%	7.0%
(基礎年金に対して適用される)年金増加率	7.0%	7.0%

当行は、過去に当行が買収した旧マドラ銀行、旧サングリ・バンク及び旧バンク・オブ・ラジャスタンの従業員に年金を提供している。年金に適用される昇給率は買収時点で決定され、同じ昇給率が給付債務及び期間費用の計算において一貫して考慮される。

#### 制度資産

当グループは制度資産の期待収益率の仮定を、今後7年から8年の長期平均期待収益率に基づいて決定している。

以下の表は、表示期間における当グループの年金に関する資産配分及び資産区分別の公正価値に基づく年金の目標資産配分を示している。

(単位:百万インド・ルピー)	2019年	2018年	2020年	2019年
	3月31日現在 公正価値	3月31日現在 公正価値	3月31日現在 目標資産配分	3月31日現在 目標資産配分
資産区分				
国債	7,661.9	7,985.9	50%	48%
社債	7,481.6	8,092.7	44%	42%
銀行預け金及びその他	295.3	225.1	6%	10%
合計	15,438.8	16,303.7	100%	100%

国債及び社債の評価は、レベル2のインプットを用いて算定される。

当グループの制度資産の投資は、すべてインドで国債、社債及び株式取引ファンドに投資されている。受託会社は、インド所得税法で定められた投資パターン及びガイドラインに従い、上記の証券に投資して当グループの制度資産を運用している。証券は、信用格付け、比較可能利回り及び投資期間を考慮した上で、購入される。

以下の表は今後5年間の各年度及びその後の予想給付支払額を示している。

(単位:百万インド・ルピー)	金額
2020年3月31日に終了する事業年度における当グループの基金への予想拠出額	1,000.0
3月31日に終了する事業年度における基金からの予想給付額	
2020年	982.2
2021年	1,209.1
2022年	1,178.9
2023年	1,223.4
2024年	1,145.7
2025年以降の10年間	4,745.6

予想給付額は、当グループの2019年3月31日現在の給付債務を測定する際に用いた仮定と同様の仮定に基づいている。

## k) 法人所得税

## 繰延税金残高の構成要素

以下の表は、表示期間における繰延税金残高の構成要素を示している。

	3月31日現在	
	2019年	2018年
<b>(単位：百万インド・ルピー)</b>		
<b>繰延税金資産</b>		
貸倒引当金	130,163.7	123,294.1
持分証券及び負債証券	43.3	4,623.1
前受収益	1,855.0	2,251.2
繰越営業 / 資産譲渡損失	5,442.7	4,940.3
金融持分の公正価値会計	10,750.7	14,986.4
子会社及び関連会社投資	24,576.0	30,275.1
責任準備金	2,396.0	1,358.5
その他	3,700.9	3,498.0
	<b>178,928.3</b>	<b>185,226.7</b>
<b>評価性引当金</b>	<b>(2,948.4)</b>	<b>(3,477.7)</b>
<b>繰延税金資産総額</b>	<b>175,979.9</b>	<b>181,749.0</b>
<b>繰延税金負債</b>		
持分証券及び負債証券	(1,784.4)	(243.6)
有形固定資産	(6,132.9)	(6,362.6)
子会社、支店及び関連会社投資	(6,208.9)	(6,494.0)
手数料及び費用の償却費	(5,025.9)	(4,426.0)
無形資産	(4,325.7)	(4,959.5)
非銀行資産	(6,837.0)	(3,679.4)
法人所得税の還付金に係る利息	(2,632.6)	(1,077.1)
その他	(2,033.5)	(1,674.5)
	<b>(34,980.9)</b>	<b>(28,916.7)</b>
<b>繰延税金資産純額</b>	<b>140,999.0</b>	<b>152,832.3</b>

繰延税金資産の実現可能性を評価するにあたり、経営陣は繰延税金資産の一部又は全部が実現する可能性が、実現しない可能性よりも高いかどうかを考慮する。繰延税金資産の最終的な実現は一時差異が減算可能である期間において将来の課税所得が生じるか否かによる。この評価の実施において経営陣は、繰延税金負債の戻し入れ予定、予想される将来の課税所得、及びタックス・プランニング戦略を考慮する。過去の課税所得及び繰延税金資産が減算可能な期間における将来の課税所得の予測に基づき、経営陣は、2019年及び2018年3月31日現在においてそれらの減算可能な差異からの税務上の便益（評価性引当金控除後）が実現する可能性が実現しない可能性よりも高いと確信している。ただし、将来の見積課税所得が減少する場合には、実現可能であると考えられる繰延税金資産の金額に近い将来において減額される可能性がある。

インドの追加税及び教育目的税を含む法定税率は、2019年、2018年及び2017年3月31日に終了した年度において、それぞれ34.94%、34.61%及び34.61%であった。

## 税率の調整

以下の表は、表示期間におけるインドの法定税率による見積法人所得税と法人所得税費用 / ( 便益 ) との調整を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
( 単位 : 百万インド・ルピー )			
<b>事業からの税引前利益 / ( 損失 ) ( 非支配持分を含む )</b>			
インド	170,007.4	199,545.8	106,771.3
インド以外	(15,402.8)	(21,915.5)	(33,528.7)
<b>合計</b>	<b>154,604.6</b>	<b>177,630.3</b>	<b>73,242.6</b>
法定税率	34.94%	34.61%	34.61%
法定税率による法人所得税費用 / ( 便益 )	54,025.0	61,474.3	25,347.8
以下の処理による税金の増加 / ( 減少 ) :			
金融機関 / 保険会社に適用される特別税額控除	(1,864.1)	(2,116.0)	(1,179.0)
非課税受取利息及び受取配当金	(2,005.6)	(3,389.6)	(4,097.3)
法定税率以外の税率が適用される所得 <sup>1</sup>	(3,724.0)	(1,229.2)	(14,853.1)
法定税率の変動	-	(1,607.2)	-
損金処理の認められない費用	1,544.9	2,480.9	2,392.9
子会社、支店及び関連会社の未分配利益に対する税金	(310.5)	(41.2)	(447.6)
評価性引当金の増減 <sup>2</sup>	(529.3)	(2,059.9)	3,102.0
過年度税額査定に対する税額調整	(1,141.9)	(98.1)	18.9
子会社及び関連会社への投資に係る税金 <sup>3</sup>	6,351.0	(29,039.5)	2,341.1
その他 <sup>4</sup>	(880.9)	(32,053.5)	(4,146.3)
<b>報告された法人所得税費用 / ( 便益 )</b>	<b>51,464.6</b>	<b>(7,679.0)</b>	<b>8,479.3</b>
<b>当期税金費用</b>			
インド	46,032.6	38,030.9	28,218.7
インド以外	1,744.3	1,890.0	1,069.3
<b>合計</b>	<b>47,776.9</b>	<b>39,920.9</b>	<b>29,288.0</b>
<b>繰延税金 ( 便益 ) / 費用</b>			
インド	3,017.4	(46,696.2)	(20,737.2)
インド以外	670.3	(903.7)	(71.5)
<b>合計</b>	<b>3,687.7</b>	<b>(47,599.9)</b>	<b>(20,808.7)</b>

- 2017年度中に、当行は新規株式公開において、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに対する投資の一部を売却した。この売却に係る利益47,491.1百万インド・ルピーは課税対象だが税率は0%である。この利益に係る税効果(16,435.7)百万インド・ルピーはこの項目において考慮されている。
- 当行は2017年度に、繰越資産譲渡損失に係る繰延税金資産の評価性引当金を設定した。2018年度の税法の改正により、2018年4月1日以降に生じる持分株式に係る長期利益は課税され、繰越損失はかかる利益との相殺に利用可能である。したがって、当行は繰越損失に係る繰延税金資産の評価性引当金を戻し入れた。
- 2018年度に当行は持分法適用関連会社への投資に関して繰延税金資産30,057.2百万インド・ルピーを認識している。
- 2018年度には、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式持分の再測定による利益の税効果(35,201.4)百万インド・ルピーを含む。

以下の表は、2019年3月31日現在の繰越損失の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	当行	子会社	海外支店
<b>失効期限</b>			
<b>繰越資本損失</b>			
2019年4月1日から2024年3月31日	-	1,001.0	-
2024年4月1日から2029年3月31日	15,601.1	825.2	-
<b>繰越資本損失合計</b>	<b>15,601.1</b>	<b>1,826.2</b>	<b>-</b>
<b>繰越欠損金</b>			
2019年4月1日から2024年3月31日	-	57.5	199.6
2024年4月1日から2029年3月31日	-	688.7	5.3
2029年4月1日から2034年3月31日	-	276.5	5,466.4
2034年4月1日から2039年3月31日	-	23.2	-
無期限	-	6,128.4	-
<b>繰越欠損金合計</b>	<b>-</b>	<b>7,174.3</b>	<b>5,671.3</b>

#### 法人税の申告が確定していない状況における会計処理

当グループの方針は、もしあれば、法人税に係る利息及び課徴金をそれぞれ利息費用（又は収益）及び法人所得税費用に含めるといものである。しかし、未認識の税務便益に関して当グループは適正な税金を支払っているため、利息費用は認識していない。当グループは、当グループのタックス・ポジションは課徴金を回避する要件を満たしており、課徴金の支払いは発生しないと考えているため、2019年3月31日現在で未払課徴金は計上していない。

当グループは、税務当局からの還付命令に基づき還付される税金に係る未収利息又は受取利息については、収益を認識している。還付される税金の金額は、2019年、2018年及び2017年3月31日に終了した年度においてそれぞれ4,797.4百万インド・ルピー、2,681.7百万インド・ルピーおよび4,526.8百万インド・ルピーである。また、当グループは、法人税に関する様々な係争案件に関して支払った前払税金に係る未収利息について、税務当局との間で関連案件が解決するまでは認識しない。2019年、2018年及び2017年3月31日現在、このような前払税金に係る利息の未認識額はそれぞれ、10,800.9百万インド・ルピー、18,129.9百万インド・ルピーおよび14,486.2百万インド・ルピーである。

以下の表は、表示期間における未認識の税務便益の期首と期末残高の調整を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
期首残高	30,495.3	29,788.1	27,578.6
過年度のタックス・ポジションに関する増加	269.3	-	-
当年度のタックス・ポジションに関する増加	1,439.6	1,922.5	2,209.6
過年度のタックス・ポジションに関する減少	(3,501.8)	(1,215.3)	(0.1)
<b>期末残高</b>	<b>28,702.4</b>	<b>30,495.3</b>	<b>29,788.1</b>

当グループの未認識の税務便益の合計が認識される場合には、税金費用が減少することになり、当グループの実効税率に影響を及ぼすことになる。

当グループの主要な税管轄域はインドであり、2016年度以降に関する調査は完了していない。しかしながら、1993年度以降の会計年度に関して、当社が提起した控訴はインド国内の地方税務当局との間で係争中となっている。

未認識の税務便益額の変動は、様々な税務当局による税務調査の進捗によって異なるため、今後12ヶ月以内の重要な変動を合理的に見積もることはできない。

#### 1) 一株当たり利益

基本的な一株当たり利益は、加重平均普通株式一株当たりの純利益である。希薄化後一株当たり利益は、未行使オプションが行使された場合に普通株式数が増加することによって基本的な一株当たり利益に及ぼす影響を反映したものである。

米国GAAPにおける基本的及び希薄化後一株当たり利益は、主に米国GAAPに基づく利益が異なるため相違が生じる。

以下の表は、表示期間における米国GAAPによる一株当たり利益の計算を示している。

(単位：百万インド・ルピー、 ただし一株当たり利益の データを除く)	3月31日に終了した事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後
<b>利益</b>						
ICICIバンク株主に帰属する 純利益(希薄化効果考慮前)	94,949.7	94,949.7	178,680.3	178,680.3	62,399.4	62,399.4
子会社/持分法適用関連会社の 条件付き株式発行	-	(73.0)	-	(22.7)	-	(39.7)
	<u>94,949.7</u>	<u>94,876.7</u>	<u>178,680.3</u>	<u>178,657.6</u>	<u>62,399.4</u>	<u>62,359.7</u>
<b>普通株式</b>						
加重平均普通株式残高	6,436.0	6,436.0	6,417.2	6,417.2	6,401.8	6,401.8
従業員ストック・オプションに よる希薄化効果	-	58.2	-	45.2	-	24.3
<b>合計</b>	<u>6,436.0</u>	<u>6,494.2</u>	<u>6,417.2</u>	<u>6,462.4</u>	<u>6,401.8</u>	<u>6,426.1</u>
一株当たり利益(単位：インド・ ルピー)	14.75	14.61	27.84	27.65	9.75	9.70

#### m) 包括利益

以下の表は、表示期間における包括利益の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日終了した年度		
	2019年	2018年	2017年
<b>純利益/(損失)(税引後)(非支配持分を除く)</b>	<u>94,949.7</u>	<u>178,680.3</u>	<u>62,399.4</u>
<b>その他の包括利益:</b>			
有価証券に係る正味未実現利益/(損失)(実現額及びその 他(税引後)控除後) <sup>1</sup>	12,749.9	(23,759.7)	19,021.7
換算調整額(税引後) <sup>2</sup>	(828.9)	32.0	(820.5)
繰延給付型年金及びその他の退職後給付に関する雇用者の会計 処理(税引後) <sup>3</sup>	426.4	368.0	333.7
<b>ICICIバンク株主に帰属する包括利益</b>	<u>107,297.1</u>	<u>155,320.6</u>	<u>80,934.3</u>
<b>非支配持分に帰属する包括利益</b>	<u>8,280.8</u>	<u>5,429.3</u>	<u>2,428.7</u>
<b>包括利益合計</b>	<u>115,577.9</u>	<u>160,749.9</u>	<u>83,363.0</u>

1. 2019年3月31日、2018年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度において、それぞれ(8,657.3)百万インド・ルピー、11,430.1百万インド・ルピー及び(4,899.7)百万インド・ルピーの税効果控除後の金額である。
2. 2019年3月31日、2018年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度において、それぞれ514.4百万インド・ルピー、(197.7)百万インド・ルピー及び39.0百万インド・ルピーの税効果控除後の金額である。
3. 2019年3月31日、2018年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度において、それぞれ(229.1)百万インド・ルピー、(150.8)百万インド・ルピー及び(176.6)百万インド・ルピーの税効果控除後の金額である。

## n) 保証

当グループは、プロジェクト・ファイナンス及びコマース・バンキング業務の一環として、顧客の信用力を強化するために保証を行っている。これらは一般的に顧客がその金融債務又は履行義務を果たせなかった場合に当グループが支払いを行うという取消不能の保証である。金融保証とは、顧客が特定の金融債務の返済が出来なかった場合に、第三者である受益者に対して支払いを行う義務である。履行保証とは、顧客が契約上の非金融義務を履行できなかった場合に第三者である受益者に対して支払いを行う義務である。保証期間は通常10年以下の期間を対象としている。

これらの商品に関連する信用リスク及びオペレーティング・リスクはその他の種類の金融商品に関連する当該リスクに類似している。当グループの保証債務に関する負債の2019年3月31日現在の帳簿価額は4,563.2百万インド・ルピー（2018年3月31日：4,497.9百万インド・ルピー）であった。

以下の表は2019年3月31日現在の保証残高の詳細を示している。

保証の性質	保証に基づく最大の潜在的将来支払額				合計
	1年未満	1-3年	3-5年	5年超	
金融保証	348,077.7	95,646.4	22,951.9	5,922.9	472,598.9
履行保証	398,699.3	233,193.1	73,251.0	22,229.8	727,373.2
<b>保証総額</b>	<b>746,777.0</b>	<b>328,839.5</b>	<b>96,202.9</b>	<b>28,152.7</b>	<b>1,199,972.1</b>

以下の表は2018年3月31日現在の保証残高の詳細を示している。

保証の性質	保証に基づく最大の潜在的将来支払額				合計
	1年未満	1-3年	3-5年	5年超	
金融保証	308,694.6	104,816.8	19,412.2	7,688.3	440,611.9
履行保証	346,621.0	209,461.0	73,059.3	21,134.0	650,275.3
<b>保証総額</b>	<b>655,315.6</b>	<b>314,277.8</b>	<b>92,471.5</b>	<b>28,822.3</b>	<b>1,090,887.2</b>

当グループはその保証により生じる潜在的損失を補填するために利用可能な担保を有している。2019年3月31日現在、保証により生じる損失を補填するために当グループが利用可能な現金及び定期預金による証拠金は130,353.8百万インド・ルピー（2018年3月31日：137,412.8百万インド・ルピー）であった。その他の資産又は保証もまた、当グループが保証による損失を補填するために利用可能である。

## 履行リスク

各法人債務者の信用格付けは、エクスポージャーの承認時に割り当てられ、その後定期的に見直される。信用格付けが割り当てられた時点において、債務不履行又は不払の可能性が評価される。さらに、法的処置が下された場合には、借り手の債務返済能力が評価される。したがって、保証に関するエクスポージャーの包括的リスク評価は、そのようなエクスポージャーが認められた時に行なわれる。

## 23. 規制事項

### 法定流動性要件

1949年銀行業務規制法に基づき、当行は、要求払い及び期限払い負債純額につき指定された割合を、現金、金及び適格有価証券などの非制限付流動資産の保有により維持することが要求されている。2019年3月31日現在、保有することを要求されている証券の金額は1,261,189.5百万インド・ルピー（2018年3月31日：1,098,009.3百万インド・ルピー）であり、当行は当事業年度を通じてこの要件に準拠している。

### 自己資本

当行は、2013年3月31日まではインド準備銀行が規定したバーゼル の自己資本比率に関するガイドラインの適用対象であった。

2013年度に、インド準備銀行は最終的なバーゼル に関するガイドラインを公表した。このガイドラインは、2013年4月1日から施行され、2020年3月31日まで段階的に適用される。2019年3月31日現在、当行は、普通株式等Tier 1資本比率を最低7.525%、Tier 1自己資本比率を最低9.025%、総自己資本比率を最低11.025%を維持するよう要求されている。国内のシステム上重要な銀行として指定された当行に関して、総自己資本要件には、資本保全バッファ1.875%及び普通株式等Tier 1資本上乘せ0.15%が含まれる。インド準備銀行のバーゼル に関するガイドラインの第1の柱に基づき、当行は、信用リスクの測定には標準的手法を、市場リスクの測定には標準的デューレーション法を、オペレーショナル・リスクの測定には基礎的指標手法を採用している。

インド準備銀行のバーゼル に関するガイドラインに従って計算された2019年3月31日現在の当行の総自己資本比率は16.89%（2018年3月31日：18.42%）である。これらはインドGAAPに準拠した個別財務諸表に基づいている。

### サンディーブ・バクシ

マネージング・ディレクター兼最高経営責任者

### サンディーブ・バトラ

執行取締役（指名）

### ラケシュ・ジャー

グループ最高財務責任者

### ランガナス・アスレヤ

秘書役

### アジャイ・ミットル

経理責任者

### ムンバイ

2019年7月31日

[前へ](#)

[次へ](#)

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Consolidated balance sheet

(Rs. in thousands)			
	Schedule	At	
		March 31, 2019	March 31, 2018
<b>CAPITAL AND LIABILITIES</b>			
Capital	1	12,894,598	12,858,100
Employees stock options outstanding		46,755	55,699
Reserves and surplus	2	1,129,592,715	1,093,383,172
Minority interest	2A	65,805,358	60,081,860
Deposits	3	6,813,169,361	5,857,961,125
Borrowings	4	2,103,241,208	2,294,018,266
Liabilities on policies in force		1,523,787,542	1,314,884,251
Other liabilities and provisions	5	739,401,370	609,567,929
<b>TOTAL CAPITAL AND LIABILITIES</b>		<b>12,387,938,907</b>	<b>11,242,810,402</b>
<b>ASSETS</b>			
Cash and balances with Reserve Bank of India	6	380,662,784	332,726,026
Balances with banks and money at call and short notice	7	493,246,169	557,265,307
Investments	8	3,982,007,553	3,722,076,772
Advances	9	6,469,616,813	5,668,542,198
Fixed assets	10	96,604,227	94,650,053
Other assets	11	965,801,361	867,550,046
<b>TOTAL ASSETS</b>		<b>12,387,938,907</b>	<b>11,242,810,402</b>
Contingent liabilities	12	26,120,719,378	18,910,358,283
Bills for collection		495,791,861	287,054,059
Significant accounting policies and notes to accounts	17 & 18		

The Schedules referred to above form an integral part of the Consolidated Balance Sheet.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Consolidated profit and loss account

(Rs. in thousands, except per share data)

	Schedule	Year ended		
		March 31, 2019	March 31, 2018	March 31, 2017
<b>I. INCOME</b>				
Interest earned	13	719,816,540	621,623,505	609,399,802
Other income	14	593,248,453	568,067,510	524,576,505
<b>TOTAL INCOME</b>		<b>1,313,064,993</b>	<b>1,189,691,015</b>	<b>1,133,976,307</b>
<b>II. EXPENDITURE</b>				
Interest expended	15	391,775,414	342,620,468	348,358,328
Operating expenses	16	642,588,800	557,556,292	481,699,705
Provisions and contingencies (refer note 18.7)		221,809,173	198,518,808	190,514,979
<b>TOTAL EXPENDITURE</b>		<b>1,256,173,387</b>	<b>1,098,695,568</b>	<b>1,020,573,012</b>
<b>III. PROFIT/(LOSS)</b>				
Net profit for the year		56,891,606	90,995,447	113,403,295
Less: Minority interest		14,349,219	13,873,582	11,519,450
<b>Net profit after minority interest</b>		<b>42,542,387</b>	<b>77,121,865</b>	<b>101,883,845</b>
Profit brought forward		219,991,613	215,045,471	198,210,764
<b>TOTAL PROFIT/(LOSS)</b>		<b>262,534,000</b>	<b>292,167,336</b>	<b>300,094,609</b>
<b>IV. APPROPRIATIONS/TRANSFERS</b>				
Transfer to Statutory Reserve		8,409,000	16,944,000	24,503,000
Transfer to Reserve Fund		7,569	10,541	9,824
Transfer to Capital Reserve		280,000	25,654,600	52,933,000
Transfer to Capital Redemption Reserve		3,500,000	---	---
Transfer to/(from) Investment Reserve Account		---	---	---
Transfer to/(from) Investment Fluctuation Reserve		12,692,000	---	---
Transfer to Special Reserve		5,352,000	6,206,000	4,867,000
Transfer to/(from) Revenue and other reserves		245,223	6,454,526	446,499
Dividend paid during the year		9,651,292	14,574,649	9,456
Corporate dividend tax paid during the year		1,933,076	2,331,407	2,280,359
Balancee carried over to balance sheet		220,463,840	219,991,613	215,045,471
<b>TOTAL</b>		<b>262,534,000</b>	<b>292,167,336</b>	<b>300,094,609</b>
Significant accounting policies and notes to accounts	17 & 18			
<b>Earnings per share (refer note 18.1)</b>				
Basic (Rs.)		<b>6.61</b>	<b>12.02</b>	<b>15.91</b>
Diluted (Rs.)		<b>6.53</b>	<b>11.89</b>	<b>15.84</b>
<b>Face value per share (Rs.)</b>		<b>2.00</b>	<b>2.00</b>	<b>2.00</b>

The Schedules referred to above form an integral part of the Consolidated Profit and Loss Account.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Consolidated cash flow statement

(Rs. in thousands)

	Year ended		
	March 31, 2019	March 31, 2018	March 31, 2017
<b>Cash flow from/(used in) operating activities</b>			
Profit before taxes	59,733,445	95,911,046	126,574,260
<b>Adjustments for:</b>			
Depreciation and amortisation	10,453,730	10,390,761	10,444,420
Net (appreciation)/depreciation on investments <sup>1</sup>	57,889	(21,343,283)	(57,426,431)
Provision in respect of non-performing and other assets	176,113,934	147,516,047	157,937,006
General provision for standard assets	2,414,407	2,960,374	(3,733,753)
Provision for contingencies & others	22,498,491	9,763,944	2,257,433
(Profit)/loss on sale of fixed assets	22,012	(29,027)	14,230
Employees stock option grants	79,426	131,128	180,903
	(i)		
	<b>271,373,154</b>	<b>245,300,990</b>	<b>236,248,068</b>
<b>Adjustments for:</b>			
(Increase)/decrease in investments	33,463,685	(147,368,884)	(66,071,502)
(Increase)/decrease in advances	(972,978,394)	(687,502,223)	(411,803,233)
Increase/(decrease) in deposits	955,208,236	732,088,482	615,098,725
(Increase)/decrease in other assets	(31,691,451)	(80,169,309)	(81,035,546)
Increase/(decrease) in other liabilities and provisions	314,897,698	175,987,900	292,951,343
	(ii)		
	<b>298,899,774</b>	<b>(6,964,034)</b>	<b>349,139,787</b>
Refund/(payment) of direct taxes	(iii)		
	(83,562,401)	(44,507,633)	(59,032,520)
	(i)+(ii)+(iii)		
<b>Net cash flow from/(used in) operating activities</b>	<b>(A)</b>	<b>193,829,323</b>	<b>526,355,335</b>
<b>Cash flow from/(used in) investing activities</b>			
Purchase of fixed assets	(11,481,488)	(10,421,438)	(13,167,144)
Proceeds from sale of fixed assets	468,831	265,828	156,340
(Purchase)/sale of held to maturity securities	(290,459,494)	(495,578,927)	(3,046,583)
	(B)		
<b>Net cash flow from/(used in) investing activities</b>	<b>(301,472,151)</b>	<b>(505,734,537)</b>	<b>(16,057,387)</b>
<b>Cash flow from/(used in) financing activities</b>			
Proceeds from issue of share capital (including ESOPs)	3,486,300	3,939,495	1,772,579
Proceeds from long-term borrowings	262,388,237	430,554,398	403,761,367
Repayment of long-term borrowings	(304,162,713)	(404,339,556)	(508,077,502)
Net proceeds/(repayment) of short-term borrowings	(149,997,897)	383,766,528	(217,920,893)
Dividend and dividend tax paid	(11,688,270)	(17,161,116)	(34,230,910)
	(C)		
<b>Net cash flow from/(used in) financing activities</b>	<b>(199,974,343)</b>	<b>396,759,749</b>	<b>(354,695,359)</b>
Effect of exchange fluctuation on translation reserve	(D)		
	<b>(1,346,413)</b>	<b>228,112</b>	<b>(1,053,605)</b>

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
 Consolidated cash flow statement (Continued)

	Year ended		
	March 31, 2019	March 31, 2018	March 31, 2017
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents (A) + (B) + (C) + (D)	(16,082,380)	85,082,647	154,548,984
Cash and cash equivalents at beginning of the year	889,991,333	804,908,686	650,359,702
Cash and cash equivalents at end of the year	873,908,953	889,991,333	804,908,686

1. For the year ended March 31, 2019, includes gain on sale of a part of equity investment in a subsidiary, ICICI Prudential Life Insurance Company Limited, through an offer for sale on stock exchanges (year ended March 31, 2018: includes gain on sale of a part of equity investment in the subsidiaries, ICICI Lombard General Insurance Company Limited and ICICI Securities Limited, year ended March 31, 2017: includes gain on sale of a part of equity investments in a subsidiary, ICICI Prudential Life Insurance Company Limited, through initial public offers).
2. Cash and cash equivalents include cash in hand, balances with RBI, balances with other banks and money at call and short notice.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the consolidated balance sheet

SCHEDULE 1 - CAPITAL

	(Rs. in thousands)	
	March 31, 2019	March 31, 2018
<b>Authorised capital</b>		
12,500,000,000 equity shares of Rs. 2 each <sup>1</sup> (March 31, 2018: 10,000,000,000 equity shares of Rs. 2 each, 15,000,000 shares of Rs. 100 each <sup>2</sup> and 350 preference shares of Rs. 10.0 million each)	25,000,000	25,000,000
<b>Equity share capital</b>		
Issued, subscribed and paid-up capital		
6,427,990,776 equity shares of Rs. 2 each (March 31, 2018: 5,824,476,135 equity shares)	12,855,981	11,648,952
Add: 18,248,877 <sup>3</sup> equity shares of Rs. 2 each (March 31, 2018: 603,514,641 <sup>3,4</sup> equity shares) issued during the period	36,498	1,207,029
	<b>12,892,479</b>	<b>12,855,981</b>
Add: Forfeited equity shares <sup>5</sup>	2,119	2,119
<b>TOTAL CAPITAL</b>	<b>12,894,598</b>	<b>12,858,100</b>

1. Pursuant to the approval of shareholders, the Bank has re-classified its authorized share capital during the year ended March 31, 2019.
2. These shares were of such class and with such rights, privileges, conditions or restrictions as may be determined by the Bank in accordance with the Articles of Association of the Bank and subject to the legislative provisions in force for the time being in that behalf.
3. Represents equity shares issued pursuant to exercise of employee stock options during the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: 20,530,097 equity shares).
4. For the year ended March 31, 2018, includes 582,984,544 equity shares issued as bonus shares pursuant to approval by the shareholders of the Bank through postal ballot on June 12, 2017.
5. On account of forfeiture of 266,089 equity shares of Rs. 10 each.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 2 - RESERVES AND SURPLUS

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
I. Statutory reserve		
Opening balance	228,968,519	212,024,519
Additions during the year	8,409,000	16,944,000
Deductions during the year	--	--
Closing balance	<u>237,377,519</u>	<u>228,968,519</u>
II. Special reserve		
Opening balance	94,387,700	88,181,700
Additions during the year	5,352,000	6,206,000
Deductions during the year	--	--
Closing balance	<u>99,739,700</u>	<u>94,387,700</u>
III. Securities premium		
Opening balance	326,802,474	323,932,017
Additions during the year <sup>1</sup>	3,530,743	4,036,426
Deductions during the year <sup>2</sup>	--	(1,165,969)
Closing balance	<u>330,333,217</u>	<u>326,802,474</u>
IV. Investment reserve account		
Opening balance	--	--
Additions during the year	--	--
Deductions during the year	--	--
Closing balance	<u>--</u>	<u>--</u>
V. Investment fluctuation reserve		
Opening balance	--	--
Additions during the year <sup>3</sup>	12,692,000	--
Deductions during the year	--	--
Closing balance	<u>12,692,000</u>	<u>--</u>
VI. Unrealised investment reserve <sup>4</sup>		
Opening balance	187,932	160,445
Additions during the year	11,439	36,647
Deductions during the year	(84,598)	(9,160)
Closing balance	<u>114,773</u>	<u>187,932</u>
VII. Capital reserve		
Opening balance	128,505,616	102,851,016
Additions during the year <sup>5</sup>	280,000	25,654,600
Deductions during the year	--	--
Closing balance <sup>6</sup>	<u>128,785,616</u>	<u>128,505,616</u>
VIII. Capital redemption reserve (refer note 18.6)		
Opening balance	--	--
Additions during the year <sup>7</sup>	3,500,000	--
Deductions during the year	--	--
Closing balance	<u>3,500,000</u>	<u>--</u>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
IX. Foreign currency translation reserve		
Opening balance	19,351,116	19,123,004
Additions during the year	308,432	241,842
Deductions during the year	(1,654,845)	(13,730)
Closing balance	18,004,703	19,351,116
X. Revaluation reserve (refer note 18.16)		
Opening balance	30,276,392	30,651,113
Additions during the year <sup>8</sup>	1,038,994	263,895
Deductions during the year <sup>9</sup>	(615,400)	(638,616)
Closing balance	30,699,986	30,276,392
XI. Reserve fund		
Opening balance	66,399	55,858
Additions during the year <sup>10</sup>	7,569	10,541
Deductions during the year	--	--
Closing balance	73,968	66,399
XII. Revenue and other reserves		
Opening balance	50,099,364	42,581,179
Additions during the year	970,707	8,533,984
Deductions during the year <sup>11</sup>	(2,999,924)	(1,015,799)
Closing balance <sup>12,13,14</sup>	48,070,147	50,099,364
XIII. Balance in profit and loss account <sup>15,16</sup>	220,201,086	214,737,660
<b>TOTAL RESERVES AND SURPLUS</b>	<b>1,129,592,715</b>	<b>1,093,383,172</b>

1. Includes Rs.3,451.5 million (March 31, 2018: Rs.3,905.3 million) on exercise of employee stock options.
2. Represents amount utilised on account of issuance of bonus shares during the year ended March 31, 2018.
3. Represents an amount transferred by the Bank to Investment Fluctuation Reserve (IFR) on net profit on sale of AFS and HFT investments during the year. As per the RBI circular, from the year ended March 31, 2019, an amount not less than the lower of net profit on sale of AFS and HFT category investments during the year or net profit for the year less mandatory appropriations is required to be transferred to IFR, until the amount of IFR is at least 2% of the HFT and AFS portfolio.
4. Represents unrealised profit/(loss) pertaining to the investments of venture capital funds.
5. Includes appropriations made by the Bank for profit on sale of investments in held-to-maturity category, net of taxes and transfer to Statutory Reserve and profit on sale of land and buildings, net of taxes and transfer to Statutory Reserve.
6. Includes capital reserve on consolidation amounting to Rs.79.1 million (March 31, 2018: Rs.79.1 million).
7. Represents amount transferred by the Bank from accumulated profit on account of Redeemable Non-Cumulative Preference Shares (350 RNCPS) of Rs.10.0 million each redeemed at par on April 20, 2018. The Bank has created Capital redemption reserve, as required under the Companies Act, 2013, out of surplus profits available for previous years.
8. Represents gain on revaluation of premises carried out by the Bank and ICICI Home Finance Company Limited.
9. Represents amount transferred from Revaluation Reserve to General Reserve on account of incremental depreciation charge on revaluation amounting to Rs.589.5 million (year ended March 31, 2018: Rs.572.4 million) and revaluation surplus on assets sold amounting to Rs.25.9 million (year ended March 31, 2018: Rs.66.2 million) for the year ended March 31, 2019.
10. Includes appropriations made to Reserve Fund in accordance with regulations applicable to Sri Lanka branch.
11. Includes Rs. 2,209.4 million towards reduction in fair value change account of ICICI Lombard General Insurance Company Limited (March 31, 2018: addition of Rs.316.7 million).
12. Includes unrealised profit/(loss), net of tax, of Rs.(536.3) million (March 31, 2018: Rs. (530.3) million) pertaining to the investments in the available-for-sale category of ICICI Bank UK PLC.
13. Includes restricted reserve of Rs.3.8 million (March 31, 2018: Rs.4.4 million) primarily relating to lapsed contracts of the life insurance subsidiary.
14. Includes debenture redemption reserve amounting to Rs.135.5 million (March 31, 2018: Rs.58.1 million) of ICICI Lombard General Insurance Company Limited.
15. During the year ended March 31, 2018, the Bank made provision amounting to Rs.5,254.0 million for frauds on non-retail accounts through reserves and surplus, as permitted by RBI. During the year ended March 31, 2019, the entire provision has been recognised in profit and loss account and equivalent debit has been reversed in reserves and surplus as required by RBI.
- 16.

Includes impact of Rs. 263.0 million (equivalent to CAD 5.1 million) on account of adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) 9- Financial instruments by ICICI Bank Canada. Refer note 18.19 - Adoption of IFRS 9 by ICICI Bank Canada.

---

F-11

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 2A - MINORITY INTEREST

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
Opening minority interest	60,081,860	48,653,128
Subsequent increase/(decrease) during the year	5,723,498	11,428,732
<b>CLOSING MINORITY INTEREST</b>	<b>65,805,358</b>	<b>60,081,860</b>

SCHEDULE 3 - DEPOSITS

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
A. I. Demand deposits		
i) From banks	74,141,205	65,794,398
ii) From others	893,908,957	847,859,874
II. Savings bank deposits	2,355,305,786	2,092,910,102
III. Term deposits		
i) From banks	165,000,950	115,526,501
ii) From others	3,324,812,463	2,735,870,250
<b>TOTAL DEPOSITS</b>	<b>6,813,169,361</b>	<b>5,857,961,125</b>
	<b>6,813,169,361</b>	<b>5,857,961,125</b>
B. I. Deposits of branches in India	6,447,910,340	5,552,574,768
II. Deposits of branches/subsidiaries outside India	365,259,021	305,386,357
<b>TOTAL DEPOSITS</b>	<b>6,813,169,361</b>	<b>5,857,961,125</b>
	<b>6,813,169,361</b>	<b>5,857,961,125</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

## SCHEDULE 4 - BORROWINGS

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
<b>I. Borrowings In India</b>		
i) Reserve Bank of India	66,551,500	141,737,000
ii) Other banks	98,446,218	82,624,079
iii) Other institutions and agencies		
a) Government of India	--	--
b) Financial institutions	279,488,963	298,463,118
iv) Borrowings in the form of		
a) Deposits	10,506,425	2,313,944
b) Commercial paper	19,095,340	12,901,469
c) Bonds and debentures (excluding subordinated debt)	220,533,206	252,991,640
v) Application money-bonds	--	--
vi) Capital instruments		
a) Innovative Perpetual Debt Instruments (IPDI) (qualifying as additional Tier 1 capital)	101,200,000	94,800,000
b) Hybrid debt capital instruments issued as bonds/debentures (qualifying as Tier 2 capital)	33,800,000	84,035,112
c) Redeemable Non-Cumulative Preference Shares (RNCPS) (350 RNCPS of Rs. 10.0 million each issued to preference share holders of erstwhile ICICI Limited on amalgamation, redeemable at par on April 20, 2018)	--	3,500,000
d) Unsecured redeemable debentures/bonds (subordinated debt included in Tier 2 capital)	142,667,140	143,330,107
<b>TOTAL BORROWINGS IN INDIA</b>	<b>972,288,792</b>	<b>1,116,696,469</b>
<b>II. Borrowings outside India</b>		
i) Capital instruments		
Unsecured redeemable debentures/bonds (subordinated debt included in Tier 2 capital)	15,445,655	9,761,898
ii) Bonds and notes	443,701,483	437,325,520
iii) Other borrowings	671,805,278	730,234,379
<b>TOTAL BORROWINGS OUTSIDE INDIA</b>	<b>1,130,952,416</b>	<b>1,177,321,797</b>
<b>TOTAL BORROWINGS</b>	<b>2,103,241,208</b>	<b>2,294,018,266</b>

I. Secured borrowings in I and II above amount to Rs. 158,484.7 million (March 31, 2018: Rs. 167,214.3 million) other than the borrowings under collateralised borrowing and lending obligation, market repurchase transactions (including tri-party repo) with banks and financial institutions and transactions under liquidity adjustment facility and marginal standing facility.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 5 - OTHER LIABILITIES AND PROVISIONS

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
I. Bills payable	86,191,837	73,070,858
II. Inter-office adjustments (net)	717,556	976,360
III. Interest accrued	36,648,114	35,896,541
IV. Sundry creditors	336,952,875	279,328,231
V. General provision for standard assets	31,496,087	28,572,331
VI. Others (including provisions) <sup>1,2,3</sup>	247,394,901	191,723,608
<b>TOTAL OTHER LIABILITIES AND PROVISIONS</b>	<b>739,401,370</b>	<b>609,567,929</b>

1. Includes specific provision for standard loans of the Bank amounting to Rs. 4,769.0 million (March 31, 2018: Rs. 7,967.1 million).

2. Includes corporate dividend tax payable amounting to Rs. 128.3 million (March 31, 2018: Rs. 381.8 million).

SCHEDULE 6 - CASH AND BALANCES WITH RESERVE BANK OF INDIA

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
I. Cash in hand (including foreign currency notes)	89,113,817	82,118,828
II. Balances with Reserve Bank of India in current accounts	291,548,967	250,607,198
<b>TOTAL CASH AND BALANCES WITH RESERVE BANK OF INDIA</b>	<b>380,662,784</b>	<b>332,726,026</b>

SCHEDULE 7 - BALANCES WITH BANKS AND MONEY AT CALL AND SHORT NOTICE

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
I. In India		
i) Balances with banks		
a) in current accounts	4,526,342	3,592,062
b) in other deposit accounts	27,100,732	23,227,230
ii) Money at call and short notice		
a) with banks	89,457,750	190,613,750
b) with other institutions	25,216,743	5,783,189
<b>TOTAL</b>	<b>146,301,567</b>	<b>223,216,231</b>
II. Outside India		
i) in current accounts	162,722,416	200,772,076
ii) in other deposit accounts	48,959,266	43,495,469
iii) Money at call and short notice	135,262,920	89,781,531
<b>TOTAL</b>	<b>346,944,602</b>	<b>334,049,076</b>
<b>TOTAL BALANCES WITH BANKS AND MONEY AT CALL AND SHORT NOTICE</b>	<b>493,246,169</b>	<b>557,265,307</b>

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 8 - INVESTMENTS

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
<b>I. Investments in India [net of provisions]</b>		
i) Government securities	1,876,580,127	1,803,209,154
ii) Other approved securities	-	-
iii) Shares (includes equity and preference shares) <sup>1</sup>	133,554,527	127,550,060
iv) Debentures and bonds	391,443,021	339,631,755
v) Assets held to cover linked liabilities of life insurance business	1,109,458,136	975,019,684
vi) Others (commercial paper, mutual fund units, pass through certificates, security receipts, certificate of deposits and other related investments)	348,419,946	372,350,812
<b>TOTAL INVESTMENTS IN INDIA</b>	<b>3,859,455,757</b>	<b>3,617,761,465</b>
<b>II. Investments outside India [net of provisions]</b>		
i) Government securities	62,208,341	55,945,624
ii) Others (equity shares, bonds and certificate of deposits)	60,343,455	48,369,683
<b>TOTAL INVESTMENTS OUTSIDE INDIA</b>	<b>122,551,796</b>	<b>104,315,307</b>
<b>TOTAL INVESTMENTS</b>	<b>3,982,007,553</b>	<b>3,722,076,772</b>
<b>A. Investments in India</b>		
Gross value of investments <sup>2</sup>	3,888,123,653	3,631,283,280
Less: Aggregate of provision/depreciation/(appreciation)	28,667,896	13,521,815
<b>Net investments</b>	<b>3,859,455,757</b>	<b>3,617,761,465</b>
<b>B. Investments outside India</b>		
Gross value of investments	124,604,590	111,536,033
Less: Aggregate of provision/depreciation/(appreciation)	2,052,794	7,220,726
<b>Net investments</b>	<b>122,551,796</b>	<b>104,315,307</b>
<b>TOTAL INVESTMENTS</b>	<b>3,982,007,553</b>	<b>3,722,076,772</b>

- Includes cost of investment in associates amounting to Rs. 7,293.5 million (March 31, 2018: Rs.4,981.0 million), goodwill on consolidation of associates amounting to Rs. 163.1 million (March 31, 2018: Rs. 58.1 million).
- Includes net appreciation amounting to Rs. 110,501.1 million (March 31, 2018: Rs. 100,750.7 million) on investments held to cover linked liabilities of life insurance business.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 9 - ADVANCES (net of provisions)

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
<b>A.</b>		
i) Bills purchased and discounted <sup>1</sup>	367,577,735	298,198,152
ii) Cash credits, overdrafts and loans repayable on demand	1,471,378,348	1,312,537,092
iii) Term loans	4,630,660,730	4,057,806,954
<b>TOTAL ADVANCES</b>	<b>6,469,616,813</b>	<b>5,668,542,198</b>
<b>B.</b>		
i) Secured by tangible assets (includes advances against book debts)	4,640,335,848	4,224,797,621
ii) Covered by bank/government guarantees	116,401,740	83,969,085
iii) Unsecured	1,712,879,225	1,359,775,492
<b>TOTAL ADVANCES</b>	<b>6,469,616,813</b>	<b>5,668,542,198</b>
<b>C. I. Advances in India</b>		
i) Priority sector	1,096,365,965	929,701,682
ii) Public sector	146,431,801	197,704,530
iii) Banks	3,253,967	777,335
iv) Others	3,526,902,944	3,449,858,940
<b>TOTAL ADVANCES IN INDIA</b>	<b>5,372,954,677</b>	<b>4,578,042,487</b>
<b>II. Advances outside India</b>		
i) Due from banks	22,387,781	19,294,596
ii) Due from others		
a) Bills purchased and discounted	166,989,637	103,993,215
b) Syndicated and term loans	558,394,839	626,140,089
c) Others	348,889,879	341,071,811
<b>TOTAL ADVANCES OUTSIDE INDIA</b>	<b>1,096,662,136</b>	<b>1,090,499,711</b>
<b>TOTAL ADVANCES</b>	<b>6,469,616,813</b>	<b>5,668,542,198</b>

1. Net of bills re-discounted amounting to Nil (March 31, 2018: Nil).

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 10 - FIXED ASSETS

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
<b>I. Premises</b>		
<b>Gross block</b>		
At cost at March 31 of preceding year	89,546,213	88,093,455
Additions during the year <sup>1</sup>	2,896,928	3,498,313
Deductions during the year	(801,842)	(2,045,555)
<b>Closing balance</b>	<b>91,641,299</b>	<b>89,546,213</b>
Less: Depreciation to date <sup>2</sup>	(18,131,632)	(16,523,586)
<b>Net block<sup>3</sup></b>	<b>73,509,667</b>	<b>73,022,627</b>
<b>II. Other fixed assets (including furniture and fixtures)</b>		
<b>Gross block</b>		
At cost at March 31 of preceding year	71,014,065	63,839,400
Additions during the year	9,171,004	8,946,032
Deductions during the year	(7,222,207)	(1,771,367)
<b>Closing balance</b>	<b>72,962,862</b>	<b>71,014,065</b>
Less: Depreciation to date <sup>4</sup>	(52,282,900)	(51,801,248)
<b>Net block</b>	<b>20,679,962</b>	<b>19,212,817</b>
<b>III. Assets given on lease</b>		
<b>Gross block</b>		
At cost at March 31 of preceding year	16,714,629	16,904,628
Additions during the year	-	-
Deductions during the year	-	(189,999)
<b>Closing balance</b>	<b>16,714,629</b>	<b>16,714,629</b>
Less: Depreciation to date, accumulated lease adjustment and provisions <sup>5</sup>	(14,300,031)	(14,300,020)
<b>Net block</b>	<b>2,414,598</b>	<b>2,414,609</b>
<b>TOTAL FIXED ASSETS</b>	<b>96,604,227</b>	<b>94,650,053</b>

1. Includes revaluation gain amounting to Rs. 1,039.0 million (March 31, 2018: Rs. 263.9 million) on account of revaluation carried out by the Bank and its housing finance subsidiary.
2. Includes depreciation charge amounting to Rs. 2,096.6 million for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Rs. 2,003.5 million), including depreciation charge on account of revaluation of Rs. 589.5 million for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Rs. 576.8 million)
3. Includes assets of Rs. 22.2 million of the Bank (March 31, 2018: Rs. 37.4 million) which are held for sale.
4. Includes depreciation charge amounting to Rs. 7,361.8 million for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Rs. 7,217.9 million).
5. The depreciation charge/lease adjustment/provisions is an insignificant amount for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: insignificant amount).

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 10 - FIXED ASSETS

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
<b>I. Premises</b>		
<b>Gross block</b>		
At cost at March 31 of preceding year	89,546,213	88,093,455
Additions during the year <sup>1</sup>	2,896,928	3,498,313
Deductions during the year	(801,842)	(2,045,555)
<b>Closing balance</b>	<b>91,641,299</b>	<b>89,546,213</b>
Less: Depreciation to date <sup>2</sup>	(18,131,632)	(16,523,586)
<b>Net block<sup>3</sup></b>	<b>73,509,667</b>	<b>73,022,627</b>
<b>II. Other fixed assets (including furniture and fixtures)</b>		
<b>Gross block</b>		
At cost at March 31 of preceding year	71,014,065	63,839,400
Additions during the year	9,171,004	8,946,032
Deductions during the year	(7,222,207)	(1,771,367)
<b>Closing balance</b>	<b>72,962,862</b>	<b>71,014,065</b>
Less: Depreciation to date <sup>4</sup>	(52,282,900)	(51,801,248)
<b>Net block</b>	<b>20,679,962</b>	<b>19,212,817</b>
<b>III. Assets given on lease</b>		
<b>Gross block</b>		
At cost at March 31 of preceding year	16,714,629	16,904,628
Additions during the year	-	-
Deductions during the year	-	(189,999)
<b>Closing balance</b>	<b>16,714,629</b>	<b>16,714,629</b>
Less: Depreciation to date, accumulated lease adjustment and provisions <sup>5</sup>	(14,300,031)	(14,300,020)
<b>Net block</b>	<b>2,414,598</b>	<b>2,414,609</b>
<b>TOTAL FIXED ASSETS</b>	<b>96,604,227</b>	<b>94,650,053</b>

1. Includes revaluation gain amounting to Rs. 1,039.0 million (March 31, 2018: Rs. 263.9 million) on account of revaluation carried out by the Bank and its housing finance subsidiary.
2. Includes depreciation charge amounting to Rs. 2,096.6 million for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Rs. 2,003.5 million), including depreciation charge on account of revaluation of Rs. 589.5 million for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Rs. 576.8 million)
3. Includes assets of Rs. 22.2 million of the Bank (March 31, 2018: Rs. 37.4 million) which are held for sale.
4. Includes depreciation charge amounting to Rs. 7,361.8 million for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Rs. 7,217.9 million).
5. The depreciation charge/lease adjustment/provisions is an insignificant amount for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: insignificant amount).

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 12 - CONTINGENT LIABILITIES

	(Rs. in thousands)	
	At	
	March 31, 2019	March 31, 2018
I. Claims against the Group not acknowledged as debts	65,029,948	72,343,905
II. Liability for partly paid investments	12,455	12,455
III. Liability on account of outstanding forward exchange contracts <sup>1</sup>	4,889,593,918	4,461,284,115
IV. Guarantees given on behalf of constituents		
a) In India	851,493,764	746,315,695
b) Outside India	218,124,554	207,158,854
V. Acceptances, endorsements and other obligations	433,839,126	409,964,977
VI. Currency swaps <sup>1</sup>	426,896,157	417,771,418
VII. Interest rate swaps, currency options and interest rate futures <sup>1</sup>	19,125,634,207	12,456,227,130
VIII. Other items for which the Group is contingently liable	110,095,249	139,279,734
<b>TOTAL CONTINGENT LIABILITIES</b>	<b>26,120,719,378</b>	<b>18,910,358,283</b>

1. Represents notional amount.

2. There has been a Supreme Court (SC) judgement dated February 28, 2019, relating to components of salary structure that need to be taken into account while computing the contribution to provident fund under the Employees Provident Fund (EPF) Act. There are interpretative aspects related to the Judgement including the effective date of application. The Bank will continue to assess any further developments in this matter for the implications on financial statements, if any.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
 Schedules forming part of the profit and loss account (Continued)

SCHEDULE 13 - INTEREST EARNED

	(Rs. in thousands)		
	Year ended		
	March 31, 2019	March 31, 2018	March 31, 2017
I. Interest/discount on advances/bills	508,848,307	432,528,240	420,803,718
II. Income on investments	181,022,872	161,256,201	154,560,724
III. Interest on balances with Reserve Bank of India and other inter-bank funds	9,271,072	8,104,078	6,230,029
IV. Others <sup>1,2</sup>	20,674,289	19,734,986	27,805,331
<b>TOTAL INTEREST EARNED</b>	<b>719,816,540</b>	<b>621,623,505</b>	<b>609,399,802</b>

1. Includes interest on income tax refunds amounting to Rs. 4,904.1 million (March 31, 2018: Rs. 2,802.2 million, March 31, 2017: Rs. 4,544.1 million).

2. Includes interest and amortisation of premium on non-trading interest rate swaps and foreign currency swaps.

SCHEDULE 14 - OTHER INCOME

	(Rs. in thousands)		
	Year ended		
	March 31, 2019	March 31, 2018	March 31, 2017
I. Commission, exchange and brokerage	126,056,742	112,628,543	96,343,758
II. Profit/(loss) on sale of investments (net) <sup>1</sup>	24,897,889	72,499,841	103,025,387
III. Profit/(loss) on revaluation of investments (net)	1,079,594	(4,429,497)	(3,809,897)
IV. Profit/(loss) on sale of land, buildings and other assets (net) <sup>2</sup>	(22,012)	29,027	(14,230)
V. Profit/(loss) on exchange/derivative transactions (net) <sup>3</sup>	17,837,857	15,856,263	15,150,619
VI. Premium and other operating income from insurance business	420,938,652	369,369,032	312,027,717
VII. Miscellaneous income (including lease income) <sup>4</sup>	2,459,731	2,114,301	1,853,151
<b>TOTAL OTHER INCOME</b>	<b>593,248,453</b>	<b>568,067,510</b>	<b>524,576,505</b>

1. For the year ended March 31, 2019, includes gain on sale of a part of equity investment in a subsidiary, ICICI Prudential Life Insurance Company Limited, through an offer for sale on stock exchanges (year ended March 31, 2018: includes gain on sale of a part of equity investment in the subsidiaries, ICICI Lombard General Insurance Company Limited and ICICI Securities Limited, through initial public offers (IPO) (year ended March 31, 2017: gain on sale of a part of equity investment in a subsidiary, ICICI Prudential Life Insurance Company Limited, through IPO). Refer note 18.14 - Sale of equity shareholding in subsidiaries.

2. Includes profit/(loss) on sale of assets given on lease.

3. Includes share of profit/(loss) from associates of Rs. 803.2 million (March 31, 2018: Rs. 515.2 million, March 31, 2017: Rs. (41.9) million).

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the profit and loss account (Continued)

SCHEDULE 15 - INTEREST EXPENDED

	(Rs. in thousands)		
	Year ended		
	March 31, 2019	March 31, 2018	March 31, 2017
I. Interest on deposits	269,951,782	237,396,889	232,626,495
II. Interest on Reserve Bank of India/inter-bank borrowings	24,717,716	15,506,754	15,194,760
III. Others (including interest on borrowings of erstwhile ICICI Limited)	97,105,916	89,716,825	100,537,073
<b>TOTAL INTEREST EXPENDED</b>	<b>391,775,414</b>	<b>342,620,468</b>	<b>348,358,328</b>

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the profit and loss account (Continued)

SCHEDULE 16 - OPERATING EXPENSES

(Rs. in thousands)

	Year ended		
	March 31, 2019	March 31, 2018	March 31, 2017
I. Payments to and provisions for employees	94,252,552	83,335,270	78,932,552
II. Rent, taxes and lighting <sup>1</sup>	14,347,677	13,090,545	14,051,579
III. Printing and stationery	2,392,372	2,077,493	2,009,142
IV. Advertisement and publicity	23,542,134	12,479,424	9,109,658
V. Depreciation on property	9,458,399	9,221,415	9,116,381
VI. Depreciation (including lease equalisation) on leased assets	13	12	12
VII. Directors' fees, allowances and expenses	117,683	90,476	95,468
VIII. Auditors' fees and expenses	294,854	258,748	251,492
IX. Law charges	2,120,159	1,604,643	1,535,687
X. Postages, courier, telephones, etc.	5,601,896	5,207,606	4,603,585
XI. Repairs and maintenance	17,785,647	17,203,371	13,404,090
XII. Insurance	5,898,349	5,031,155	3,901,930
XIII. Direct marketing agency expenses	19,569,165	17,714,553	13,549,279
XIV. Claims and benefits paid pertaining to insurance business	77,540,597	65,636,309	57,922,567
XV. Other expenses pertaining to insurance business <sup>2</sup>	314,145,809	270,737,611	219,059,330
XVI. Other expenditure <sup>3</sup>	55,521,494	53,867,661	54,156,953
<b>TOTAL OPERATING EXPENSES</b>	<b>642,588,800</b>	<b>557,556,292</b>	<b>481,699,705</b>

1. Includes lease expense amounting of Rs. 11,425.5 million (March 31, 2018: Rs. 10,990.8 million, March 31, 2017: Rs. 9,810.1 million).
2. Includes commission expenses and reserves for actuarial liabilities (including the investible portion of the premium on the unit-linked policies).
3. During the year ended March 31, 2019, in accordance with the directions of Securities and Exchange Board of India (SEBI) with respect to certain investments by schemes of ICICI Prudential Mutual Fund (the Schemes), ICICI Prudential Asset Management Company Limited (IPAMC) has paid Rs.1,094.5 million to the Schemes and their investors. Further, IPAMC has settled the proceedings on this matter with SEBI and paid an amount of Rs.9.0 million towards settlement terms.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

SCHEDULE 17

SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

**Overview**

ICICI Bank Limited, together with its subsidiaries, joint ventures and associates (collectively, the Group), is a diversified financial services group providing a wide range of banking and financial services including commercial banking, retail banking, project and corporate finance, working capital finance, insurance, venture capital and private equity, investment banking, broking and treasury products and services.

ICICI Bank Limited (the Bank), incorporated in Vadodara, India is a publicly held banking company governed by the Banking Regulation Act, 1949.

**Principles of consolidation**

The consolidated financial statements include the financials of ICICI Bank, its subsidiaries, associates and joint ventures.

Entities, in which the Bank holds, directly or indirectly, through subsidiaries and other consolidating entities, more than 50.00% of the voting rights or where it exercises control, over the composition of board of directors/governing body, are fully consolidated on a line-by-line basis in accordance with the provisions of AS 21 on 'Consolidated Financial Statements'. Investments in entities where the Bank has the ability to exercise significant influence are accounted for under the equity method of accounting and the pro-rata share of their profit/(loss) is included in the consolidated profit and loss account. Assets, liabilities, income and expenditure of jointly controlled entities are consolidated using the proportionate consolidation method. Under this method, the Bank's share of each of the assets, liabilities, income and expenses of the jointly controlled entity is reported in separate line items in the consolidated financial statements. The Bank does not consolidate entities where the significant influence/control is intended to be temporary or entities which operate under severe long-term restrictions that impair their ability to transfer funds to parent/investing entity. All significant inter-company accounts and transactions are eliminated on consolidation.

**Basis of preparation**

The accounting and reporting policies of the Group used in the preparation of the consolidated financial statements conform to Generally Accepted Accounting Principles in India (Indian GAAP), the guidelines issued by the Reserve Bank of India (RBI), Securities and Exchange Board of India (SEBI), Insurance Regulatory and Development Authority of India (IRDAI), National Housing Bank (NHB) from time to time and the Accounting Standards notified under Section 133 of the Companies

**ICICI Bank Limited and subsidiaries**  
**Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements**

Act, 2013 read together with Rule 7 of the Companies (Accounts) Rules, 2014, as applicable to relevant companies and practices generally prevalent in the banking industry in India. In the case of the foreign subsidiaries, Generally Accepted Accounting Principles as applicable to the respective foreign subsidiaries are followed. The Group follows the accrual method of accounting except where otherwise stated, and the historical cost convention. In case the accounting policies followed by a subsidiary or joint venture are different from those followed by the Bank, the same have been disclosed in the respective accounting policy.

The preparation of consolidated financial statements requires management to make estimates and assumptions that are considered in the reported amounts of assets and liabilities (including contingent liabilities) as of the date of the consolidated financial statements and the reported income and expenses during the reporting period. Management believes that the estimates used in the preparation of the consolidated financial statements are prudent and reasonable. Actual results could differ from these estimates. The impact of any revision in these estimates is recognised prospectively from the period of change.

The consolidated financial statements include the results of the following entities in addition to the Bank.

Sr. no.	Name of the entity	Country of incorporation	Nature of relationship	Nature of business	Ownership interest
1.	ICICI Bank UK PLC	United Kingdom	Subsidiary	Banking	100.00%
2.	ICICI Bank Canada	Canada	Subsidiary	Banking	100.00%
3.	ICICI Securities Limited	India	Subsidiary	Securities broking and merchant banking	79.22%
4.	ICICI Securities Holdings Inc. <sup>1</sup>	USA	Subsidiary	Holding company	100.00%
5.	ICICI Securities Inc. <sup>1</sup>	USA	Subsidiary	Securities broking	100.00%
6.	ICICI Securities Primary Dealership Limited	India	Subsidiary	Securities investment, trading and underwriting	100.00%
7.	ICICI Venture Funds Management Company Limited	India	Subsidiary	Private equity/venture capital fund management	100.00%

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
 Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Sr. no.	Name of the entity	Country of incorporation	Nature of relationship	Nature of business	Ownership interest
8.	ICICI Home Finance Company Limited	India	Subsidiary	Housing finance	100.00%
9.	ICICI Trusteeship Services Limited	India	Subsidiary	Trusteeship services	100.00%
10.	ICICI Investment Management Company Limited	India	Subsidiary	Asset management	100.00%
11.	ICICI International Limited	Mauritius	Subsidiary	Asset management	100.00%
12.	ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited <sup>2</sup>	India	Subsidiary	Pension fund management	100.00%
13.	ICICI Prudential Life Insurance Company Limited	India	Subsidiary	Life insurance	52.87%
14.	ICICI Lombard General Insurance Company Limited	India	Subsidiary	General insurance	55.87%
15.	ICICI Prudential Asset Management Company Limited	India	Subsidiary	Asset management	51.00%
16.	ICICI Prudential Trust Limited	India	Subsidiary	Trusteeship services	50.80%
17.	ICICI Strategic Investments Fund	India	Consolidated as per AS 21	Venture capital fund	100.00%
18.	I-Process Services (India) Private Limited <sup>3</sup>	India	Associate	Services related to back end operations	19.00%
19.	NIIT Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited <sup>2</sup>	India	Associate	Education and training in banking, finance and insurance	18.79%

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Sr. no.	Name of the entity	Country of incorporation	Nature of relationship	Nature of business	Ownership interest
20.	ICICI Merchant Services Private Limited <sup>1</sup>	India	Associate	Merchant acquiring and servicing	19.01%
21.	India Infradebt Limited <sup>3</sup>	India	Associate	Infrastructure finance	42.33%
22.	India Advantage Fund-III <sup>3</sup>	India	Associate	Venture capital fund	24.10%
23.	India Advantage Fund-IV <sup>3</sup>	India	Associate	Venture capital fund	47.14%
24.	Arteria Technologies Private Limited <sup>3</sup>	India	Associate	Software company	19.98%

1. ICICI Securities Holding Inc. is a wholly owned subsidiary of ICICI Securities Limited. ICICI Securities Inc. is a wholly owned subsidiary of ICICI Securities Holding Inc.

2. ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited is a wholly owned subsidiary of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited.

3. These entities have been accounted as per the equity method as prescribed by AS 23 on 'Accounting for Investments in Associates in Consolidated Financial Statements'.

Comm Trade Services Limited has not been consolidated under AS 21, since the investment is temporary in nature. Falcon Tyres Limited, in which the Bank holds 26.39% equity shares has not been accounted as per equity method under AS 23, since the investment is temporary in nature.

#### SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

##### 1. Transactions involving foreign exchange

The consolidated financial statements of the Group are reported in Indian rupees (Rs.), the national currency of India. Foreign currency income and expenditure items of domestic operations are translated at the exchange rates prevailing on the date of the transaction. Income and expenditure items of integral foreign operations (representative offices) are translated at daily closing rates, and income and expenditure items of non-integral foreign operations (foreign branches, offshore banking units, foreign subsidiaries) are translated at quarterly average closing rates.

Monetary foreign currency assets and liabilities of domestic and integral foreign operations are translated at closing exchange rates notified by Foreign Exchange Dealers' Association of India (FEDAI) relevant to the balance sheet date and the resulting gains/losses are included in the profit and loss account.

**ICICI Bank Limited and subsidiaries**  
**Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

Both monetary and non-monetary foreign currency assets and liabilities of non-integral foreign operations are translated at relevant closing exchange rates notified by FEDAI at the balance sheet date and the resulting gains/losses from exchange differences are accumulated in the foreign currency translation reserve until the disposal of the net investment in the non-integral foreign operations. Pursuant to RBI guideline, the Bank does not recognise the cumulative/proportionate amount of such exchange differences as income or expenses, which relate to repatriation of accumulated retained earnings from overseas operations.

The premium or discount arising on inception of forward exchange contracts in domestic operations that are entered into to establish the amount of reporting currency required or available at the settlement date of a transaction is amortised over the life of the contract. All other outstanding forward exchange contracts are revalued based on the exchange rates notified by FEDAI for specified maturities and at interpolated rates for contracts of interim maturities. The contracts of longer maturities where exchange rates are not notified by FEDAI are revalued based on the forward exchange rates implied by the swap curves in respective currencies. The resultant gains or losses are recognised in the profit and loss account.

Contingent liabilities on account of guarantees, endorsements and other obligations denominated in foreign currency are disclosed at the closing exchange rates notified by FEDAI relevant to the balance sheet date.

**2. Revenue recognition**

- a) Interest income is recognised in the profit and loss account as it accrues except in the case of non-performing assets (NPAs) where it is recognised upon realisation, as per the income recognition and asset classification norms of RBI/NHB/other applicable guidelines.
- b) Income from finance leases is calculated by applying the interest rate implicit in the lease to the net investment outstanding on the lease over the primary lease period.
- c) Income on discounted instruments is recognised over the tenure of the instrument.
- d) Dividend income is accounted on an accrual basis when the right to receive the dividend is established.
- e) Loan processing fee is accounted for upfront when it becomes due except in the case of foreign banking subsidiaries, where it is amortised over the period of the loan.
- f) Project appraisal/structuring fee is accounted for on the completion of the agreed service.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

- g) Arranger fee is accounted for as income when a significant portion of the arrangement/syndication is completed.
- h) Commission received on guarantees issued is amortised on a straight-line basis over the period of the guarantee.
- i) Fund management and portfolio management fees are recognised on an accrual basis.
- j) The annual/renewal fee on credit cards and debit cards are amortised on a straight line basis over one year.
- k) All other fees are accounted for as and when they become due.
- l) The Bank deals in bullion business on a consignment basis. The difference between price recovered from customers and cost of bullion is accounted for at the time of sales to the customers. The Bank also deals in bullion on a borrowing and lending basis and the interest paid/received is accounted on accrual basis.
- m) Fees paid/received for priority sector lending certificates (PSLC) is amortised on straight- line basis over the period of the certificate.
- n) Income from securities brokerage activities is recognised as income on the trade date of the transaction. Brokerage income in relation to public or other issuances of securities is recognised based on mobilisation and terms of agreement with the client.
- o) Life insurance premium for non-linked policies is recognised as income when due from policyholders. For unit linked business, premium is recognised when the associated units are created. Premium on lapsed policies is recognised as income when such policies are reinstated. Top-up premiums paid by unit linked policyholders' are considered as single premium and recognised as income when the associated units are created. Income from unit linked policies, which includes fund management charges, policy administration charges, mortality charges and other charges, if any, are recovered from the linked funds in accordance with the terms and conditions of the policy and are recognised when due.
- p) In case of general insurance business, premium including reinsurance accepted (net of Goods & Services Tax) other than for long-term (with term more than one year) motor insurance policies for new cars and new two wheelers sold on or after September 1, 2018 is recorded on receipt of complete information, for the policy period at the commencement of risk. For crop insurance, the premium is accounted based on management estimates that are progressively actualised on receipt.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

of information. For installment cases, premium is recorded on installment due dates. Reinstatement premium is recorded as and when such premiums are recovered. Premium earned including reinstatement premium and re-insurance accepted is recognised as income over the period of risk or the contract period based on 1/365 method, whichever is appropriate on a gross basis. Any subsequent revisions to premium as and when they occur are recognised over the remaining period of risk or contract period, as applicable.

In case of long-term motor insurance policies for new cars and new two wheelers sold on or after September 1, 2018, premium received (net of Goods & Services Tax) for third party liability coverage is recognised equally over the policy period at the commencement of risk on 1/n basis where 'n' denotes the term of the policy in years and premium received for own damage coverage is recognised as per the annual premium allocation determined at the inception of the policy in accordance with the product parameters filed with IRDAI, on receipt of complete information. Reinstatement premium is recorded as and when such premiums are recovered. Premium allocated for the year is recognised as income earned based on 1/365 method, on a gross basis. Reinstatement premium is allocated on the same basis as the original premium over the balance term of the policy. Any subsequent revisions to premium as and when they occur are recognised on the same basis as the original premium over the balance term of the policy. Adjustments to premium income arising on cancellation of policies are recognised in the period in which the policies are cancelled. Adjustments to premium income for corrections to area covered under crop insurance are recognised in the period in which the information is confirmed by the concerned government/nodal agency. Commission on reinsurance ceded is recognised as income in the period of ceding the risk. Profit commission under reinsurance treaties, wherever applicable, is recognised as income in the year of final determination of profits as confirmed by reinsurers and combined with commission on reinsurance ceded.

- q) In case of life insurance business, reinsurance premium ceded is accounted in accordance with the terms of the relevant treaty with the reinsurer. Profit commission on reinsurance ceded is netted off against premium ceded on reinsurance.
- r) In case of general insurance business, insurance premium on ceding of the risk other than for long-term motor insurance policies for new cars and new two wheelers sold on or after September 1, 2018 is recognised simultaneously along with the insurance premium in accordance with reinsurance arrangements with the reinsurers. In case of long-term motor insurance policies for new cars and new two wheelers sold on or after September 1, 2018, reinsurance premium is recognised on the insurance premium allocated for the year simultaneously along with the recognition of the insurance premium in accordance with the reinsurance arrangements with the reinsurers. Any subsequent revision to premium ceded is recognised in the period of such revision. Adjustment to reinsurance premium arising on cancellation of policies is recognised in the period in which the policies are cancelled. Adjustments to reinsurance premium for

**ICICI Bank Limited and subsidiaries**  
**Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

corrections to area covered under crop insurance are recognised simultaneously along with related premium income.

- s) In the case of general insurance business, premium deficiency is recognised when the sum of expected claim costs and related expenses and maintenance costs exceed the reserve for unexpired risks and is computed at a segmental revenue account level. The expected claim cost is calculated and duly certified by the Appointed Actuary.

**3. Stock based compensation**

The following entities within the group have granted stock options to their employees:

- ICICI Bank Limited
- ICICI Prudential Life Insurance Company Limited
- ICICI Lombard General Insurance Company Limited
- ICICI Securities Limited

The Employees Stock Option Scheme (the Scheme) of the Bank provides for grant of options on the Bank's equity shares to wholetime directors and employees of the Bank and its subsidiaries. The Scheme provides that employees are granted an option to subscribe to equity shares of the Bank that vest in a graded manner. The options may be exercised within a specified period. ICICI Prudential Life Insurance Company, ICICI Lombard General Insurance Company and ICICI Securities Limited have also formulated similar stock option schemes for their employees for grant of equity shares of their respective companies.

The Group, except the overseas banking subsidiaries, follows the intrinsic value method to account for its stock-based employee compensation plans. Compensation cost is measured as the excess, if any, of the fair market price of the underlying stock over the exercise price on the grant date and amortised over the vesting period. The fair market price is the latest closing price, immediately prior to the grant date, which is generally the date of the meeting of the Board Governance, Remuneration & Nomination Committee or other relevant committee in which the options are granted, on the stock exchange on which the shares of the Bank, ICICI Prudential Life Insurance Company, ICICI Lombard General Insurance Company and ICICI Securities Limited are listed. If the shares are listed on more than one stock exchange, then the stock exchange where there is highest trading volume on the said date is considered. The banking subsidiaries namely, ICICI Bank UK and ICICI Bank Canada account for the cost of the options granted to employees by ICICI Bank using the fair value method based on binomial tree model.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**4. Income taxes**

Income tax expense is the aggregate amount of current tax and deferred tax expense incurred by the Group. The current tax expense and deferred tax expense is determined in accordance with the provisions of the Income Tax Act, 1961 and as per Accounting Standard 22 - Accounting for Taxes on Income respectively. Deferred tax adjustments comprise changes in the deferred tax assets or liabilities during the year.

Deferred tax assets and liabilities are recognised by considering the impact of timing differences between taxable income and accounting income for the current year, and carry forward losses. Deferred tax assets and liabilities are measured using tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted at the balance sheet date. The impact of changes in the deferred tax assets and liabilities is recognised in the profit and loss account.

Deferred tax assets are recognised and re-assessed at each reporting date, based upon the management's judgement as to whether their realisation is considered as reasonably certain. However, in case of domestic companies, where there is unabsorbed depreciation or carried forward loss under taxation laws, deferred tax assets are recognised only if there is virtual certainty of realisation of such assets.

In the consolidated financial statements, deferred tax assets and liabilities are computed at an individual entity level and aggregated for consolidated reporting.

Minimum Alternate Tax (MAT) credit is recognised as an asset to the extent there is convincing evidence that the Group will pay normal income tax during specified period, i.e., the period for which MAT credit is allowed to be carried forward as per prevailing provisions of the Income Tax Act 1961. In accordance with the recommendation contained in the guidance note issued by ICAI, MAT credit is to be recognised as an asset in the year in which it becomes eligible for set off against normal income tax. The Group reviews MAT credit entitlements at each balance sheet date and writes down the carrying amount to the extent there is no longer convincing evidence to the effect that the Group will pay normal income tax during the specified period.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**5. Claims and benefits paid**

In the case of general insurance business, claims incurred comprise claims paid, estimated liability for outstanding claims made following a loss occurrence reported and estimated liability for claims incurred but not reported (IBNR) and claims incurred but not enough reported (IBNER). Further, claims incurred also include specific claim settlement costs such as survey/legal fees and other directly attributable costs. Claims (net of amounts receivable from re-insurers/co-insurers) are recognised on the date of intimation based on management estimates or on estimates from surveyors/insured in the respective revenue account. Estimated liability for outstanding claims at the balance sheet date is recorded net of claims recoverable from/payable to co-insurers/re-insurers and salvage to the extent there is certainty of realisation. Salvaged stock is recognised at estimated net realisable value based on independent valuer's report. Estimated liability for outstanding claim is determined by the entity on the basis of ultimate amounts likely to be paid on each claim based on the past experience/ actuarial valuation. These estimates are progressively revaluated on availability of further information. Claims IBNR represent that amount of claims that may have been incurred during the accounting period but have not been reported or claimed. The claims IBNR provision also includes provision, if any, required for claims IBNER. Estimated liability for claims IBNR/claims IBNER is based on an actuarial estimate duly certified by the appointed actuary of the entity.

In the case of life insurance business, benefits paid comprise policy benefits and claim settlement costs, if any. Death and rider claims are accounted for on receipt of intimation. Survival and maturity benefits are accounted when due. Withdrawals and surrenders under non linked policies are accounted on the receipt of intimation. Claim settlement cost, legal and other fees should also form part of claim cost wherever applicable. Reinsurance claims receivable are accounted for in the period in which the claim is intimated. Repudiated claims and other claims disputed before the judicial authorities are provided for on prudent basis as considered appropriate by the management.

**6. Liability for life policies in force**

In the case of life insurance business, the liabilities for life policies in force are calculated in accordance with accepted actuarial practice, requirements of Insurance Act, 1938 (amended by Insurance Laws (Amendment) Act, 2015) and regulations notified by the Insurance Regulatory and Development Authority of India and Actuarial Practice Standards of the Institute of Actuaries of India.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**7. Reserve for unexpired risk**

Reserve for unexpired risk is recognised net of re-insurance ceded and represents premium written that is attributable to, and is to be allocated to succeeding accounting periods. For fire, marine, cargo and miscellaneous business it is calculated on a daily pro-rata basis, except in the case of marine hull business which is computed at 100.00% of net premium written on all unexpired policies at balance sheet date.

**8. Actuarial method and valuation**

In the case of life insurance business, the actuarial liability on both participating and non-participating policies is calculated using the gross premium method, using assumptions for interest, mortality, morbidity, expense and inflation, and in the case of participating policies, future bonuses together with allowance for taxation and allocation of profits to shareholders. These assumptions are determined as prudent estimates at the date of valuation with allowances for adverse deviations.

The liability for the unexpired portion of the risk for the non-unit liabilities of linked business and attached riders is the higher of liability calculated using discounted cash flows and unearned premium reserves.

The unit liability in respect of linked business has been taken as the value of the units standing to the credit of policyholders, using the Net Asset Value (NAV) prevailing at the valuation date.

An unexpired risk reserve and a reserve in respect of claims incurred but not reported are created, for one year renewable group term insurance.

The interest rates used for valuing the liabilities are in the range of 4.44% to 6.48% per annum (previous year – 4.66% to 6.13% per annum).

Mortality rates used are based on the published "Indian Assured Lives Mortality (2006 – 2008) Ult." mortality table for assurances and LIC 96-98 table for annuities, adjusted to reflect expected experience while morbidity rates used are based on CIBI 93 table, adjusted for expected experience, or on risk rates supplied by reinsurers.

Expenses are provided for at current levels, in respect of renewal expenses, with no allowance for future improvements but with an allowance for any expected worsening. Per policy renewal expenses for regular premium policies are assumed to inflate at 4.19% (previous year – 4.38%).

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**9. Acquisition costs for insurance business**

Acquisition costs are those costs that vary with and are primarily related to the acquisition of insurance contracts and are expensed in the period in which they are incurred.

**10. Employee benefits**

**Gratuity**

The Group pays gratuity, a defined benefit plan, to employees who retire or resign after a minimum prescribed period of continuous service and in case of employees at overseas locations as per the rules in force in the respective countries. The Group makes contribution to trusts which administer the funds on their own account or through insurance companies.

The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in the profit and loss account.

Actuarial valuation of the gratuity liability is determined by an actuary appointed by the Group. Actuarial valuation of gratuity liability is determined based on certain assumptions regarding rate of interest, salary growth, mortality and staff attrition as per the projected unit credit method.

**Superannuation Fund and National Pension Scheme**

The Bank contributes 15.0% of the total annual basic salary of certain employees to superannuation funds, a defined contribution plan, managed and administered by insurance companies. Further, the Bank contributes 10.0% of the total basic salary of certain employees to National Pension Scheme (NPS), a defined contribution plan, which is managed and administered by pension fund management companies. The Bank also gives an option to its employees allowing them to receive the amount in lieu of such contributions along with their monthly salary during their employment.

The amounts so contributed/paid by the Bank to the superannuation fund and NPS or to employees during the year are recognised in the profit and loss account.

ICICI Prudential Life Insurance Company, ICICI Prudential Asset Management Company and ICICI Venture Funds Management Company have accrued for superannuation liability based on a percentage of basic salary payable to eligible employees for the period of service.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**Pension**

The Bank provides for pension, a defined benefit plan covering eligible employees of erstwhile Bank of Madhya, erstwhile Sangli Bank and erstwhile Bank of Rajasthan. The Bank makes contribution to a trust which administers the funds on its own account or through insurance companies. The plan provides for pension payment including dearness relief on a monthly basis to these employees on their retirement based on the respective employee's years of service with the Bank and applicable salary.

Actuarial valuation of the pension liability is determined by an actuary appointed by the Bank. Actuarial valuation of pension liability is calculated based on certain assumptions regarding rate of interest, salary growth, mortality and staff attrition as per the projected unit credit method.

The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in the profit and loss account.

Employees covered by the pension plan are not eligible for employer's contribution under the provident fund plan.

**Provident fund**

The Group is statutorily required to maintain a provident fund, a defined benefit plan, as a part of retirement benefits to its employees. Each employee contributes a certain percentage of his or her basic salary and the Group contributes an equal amount for eligible employees. The Group makes contribution as required by The Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952 to Employees' Pension Scheme administered by the Regional Provident Fund Commissioner and the balance contributions are transferred to funds administered by trustees. The funds are invested according to the rules prescribed by the Government of India.

Actuarial valuation for the interest rate guarantee on the provident fund balances is determined by an actuary appointed by the Group.

The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in the profit and loss account.

The overseas branches of the Bank and its eligible employees contribute a certain percentage of their salary towards respective government schemes as per local regulatory guidelines. The contribution made by the overseas branches is recognised in profit and loss account at the time of contribution.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**Compensated absences**

The Group provides for compensated absences based on actuarial valuation conducted by an independent actuary.

**11. Provisions, contingent liabilities and contingent assets**

The Group estimates the probability of any loss that might be incurred on outcome of contingencies on the basis of information available upto the date on which the consolidated financial statements are prepared. A provision is recognised when an enterprise has a present obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation, in respect of which a reliable estimate can be made. Provisions are determined based on management estimates of amounts required to settle the obligation at the balance sheet date, supplemented by experience of similar transactions. These are reviewed at each balance sheet date and adjusted to reflect the current management estimates. In cases where the available information indicates that the loss on the contingency is reasonably possible but the amount of loss cannot be reasonably estimated, a disclosure to this effect is made in the consolidated financial statements. In case of remote possibility, neither provision nor disclosure is made in the consolidated financial statements. The Group does not account for or disclose contingent assets, if any.

The Bank estimates the probability of redemption of customer loyalty reward points using an actuarial method by employing an independent actuary and accordingly makes provision for these reward points. Actuarial valuation is determined based on certain assumptions regarding mortality rate, discount rate, cancellation rate and redemption rate.

**12. Cash and cash equivalents**

Cash and cash equivalents include cash in hand, balances with RBI, balances with other banks and money at call and short notice.

**13. Investments**

- i) Investments of the Bank are accounted for in accordance with the extant RBI guidelines on investment classification and valuation as given below.
  - a) All investments are classified into 'Held to Maturity', 'Available for Sale' and 'Held for Trading'. Reclassifications, if any, in any category are accounted for as per the RBI guidelines. Under each classification, the investments are further categorised as (a)

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

government securities, (b) other approved securities, (c) shares, (d) bonds and debentures and (e) others.

- b) 'Held to Maturity' securities are carried at their acquisition cost or at amortised cost, if acquired at a premium over the face value. Any premium over the face value of fixed rate and floating rate securities acquired is amortised over the remaining period to maturity on a constant yield basis and straight line basis respectively.
- c) 'Available for Sale' and 'Held for Trading' securities are valued periodically as per RBI guidelines. Any premium over the face value of fixed rate and floating rate investments in government securities, classified as 'Available for Sale', is amortised over the remaining period to maturity on constant yield basis and straight line basis respectively. Quoted investments are valued based on the closing quotes on the recognised stock exchanges or prices declared by Primary Dealers Association of India (PDAI) jointly with Fixed Income Money Market and Derivatives Association (FIMMDA) Financial Benchmark India Private Limited (FBIL), periodically.

The market/fair value of unquoted government securities which are in the nature of Statutory Liquidity Ratio (SLR) securities included in the 'Available for Sale' and 'Held for Trading' categories is as per the rates published by FIMMDA/FBIL. The valuation of other unquoted fixed income securities, including Pass Through Certificates, wherever linked to the Yield-to-Maturity (YTM) rates, is computed with a mark-up (reflecting associated credit risk) over the YTM rates for government securities published by FIMMDA. The Sovereign foreign securities and non-INR India linked bonds are valued on the basis of prices published by the Sovereign regulator or counterparty quotes.

Unquoted equity shares are valued at the break-up value, if the latest balance sheet is available or at Rs. 1, as per RBI guidelines.

Securities are valued scrip-wise. Depreciation/appreciation on securities, other than those acquired by way of conversion of outstanding loans, is aggregated for each category. Net appreciation in each category under each investment classification, if any, being unrealised, is ignored, while net depreciation is provided for. The depreciation on securities acquired by way of conversion of outstanding loan is fully provided for. Non-performing investments are identified based on the RBI guidelines.

- d) Treasury bills, commercial papers and certificate of deposits being discounted instruments, are valued at carrying cost.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

- e) The units of mutual funds are valued at the latest repurchase price/net asset value declared by the mutual fund.
- f) Costs including brokerage and commission pertaining to investments, paid at the time of acquisition, are charged to the profit and loss account. Cost of investments is computed based on the First-In-First-Out (FIFO) method.
- g) Profit/loss on sale of investments in the 'Held to Maturity' category is recognised in the profit and loss account and profit is thereafter appropriated (net of applicable taxes and statutory reserve requirements) to Capital Reserve. Profit/loss on sale of investments in 'Available for Sale' and 'Held for Trading' categories is recognised in the profit and loss account.
- h) Market repurchase, reverse repurchase and transactions with RBI under Liquidity Adjustment Facility (LAF) are accounted for as borrowing and lending transactions in accordance with the extant RBI guidelines.
- i) Broken period interest (the amount of interest from the previous interest payment date till the date of purchase/sale of instruments) on debt instruments is treated as a revenue item.
- j) At the end of each reporting period, security receipts issued by the asset reconstruction companies are valued in accordance with the guidelines applicable to such instruments, prescribed by RBI from time to time. Accordingly, in cases where the cash flows from security receipts issued by the asset reconstruction companies are limited to the actual realisation of the financial assets assigned to the instruments in the concerned scheme, the Bank reckons the net asset value obtained from the asset reconstruction company from time to time, for valuation of such investments at each reporting period end. The security receipts which are outstanding and not redeemed as at the end of the resolution period are treated as loss assets and are fully provided for.
- k) The Bank follows trade date method of accounting for purchase and sale of investments, except for government of India and state government securities where settlement date method of accounting is followed in accordance with RBI guidelines.
- l) The Bank undertakes short sale transactions in dated central government securities in accordance with RBI guidelines. The short positions are categorised under HFT.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

category and are marked-to-market. The mark-to-market loss is charged to profit and loss account and gain, if any, is ignored as per RBI guidelines.

- ii) The Bank's consolidating venture capital fund carries investments at fair values, with unrealised gains and temporary losses on investments recognised as components of investors' equity and accounted for in the unrealised investment reserve account. The realised gains and losses on investments and units in mutual funds and unrealised gains or losses on revaluation of units in mutual funds are accounted for in the profit and loss account. Provisions are made in respect of accrued income considered doubtful. Such provisions as well as any subsequent recoveries are recorded through the profit and loss account. Subscription to/purchase of investments are accounted at the cost of acquisition inclusive of brokerage, commission and stamp duty.
- iii) The Bank's primary dealership and securities broking subsidiaries classify the securities held with the intention of holding for short-term and trading as stock-in-trade which are valued at lower of cost or market value. The securities classified by primary dealership subsidiary as held-to-maturity, as permitted by RBI, are carried at amortised cost. Appropriate provision is made for other than temporary diminution in the value of investments. Commission earned in respect of securities acquired upon devolvement is reduced from the cost of acquisition.
- iv) The Bank's housing finance subsidiary classifies its investments as current investments and long-term investments. Investments that are readily realisable and intended to be held for not more than a year are classified as current investments, which are carried at the lower of cost and net realisable value. All other investments are classified as long-term investments, which are carried at their acquisition cost or at amortised cost, if acquired at a premium over the face value. Any premium over the face value of the securities acquired is amortised over the remaining period to maturity on a constant yield basis. However, a provision for diminution in value is made to recognise any other than temporary decline in the value of such long-term investments.
- v) The Bank's overseas banking subsidiaries account for unrealised gain/loss, net of tax, on investment in 'Available for Sale'/'Fair Value Through Other Comprehensive Income' (FVOCI) category directly in their reserves. Further unrealised gain/loss on investment in 'Held for Trading'/'Fair Value Through Profit and Loss' (FVTPL) category is accounted directly in the profit and loss account. Investments in 'Held to Maturity'/'amortised cost' category are carried at amortised cost.
- vi) In the case of life and general insurance businesses, investments are made in accordance with the Insurance Act, 1938 (amended by the Insurance Laws (Amendment) Act, 2015).

**ICICI Bank Limited and subsidiaries**  
**Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

the IRDA (Investment) Regulations, 2016, and various other circulars/notifications issued by the IRDAI in this context from time to time.

In the case of life insurance business, valuation of investments (other than linked business) is done on the following basis:

- a. All debt securities and redeemable preference shares are considered as 'held to maturity' and accordingly stated at historical cost, subject to amortisation of premium or accretion of discount over the period of maturity/holding on a constant yield basis.
- b. Listed equity shares are stated at fair value being the last quoted closing price on the National Stock Exchange (NSE) (or BSE, in case the investments are not listed on NSE).
- c. Mutual fund units are valued based on the previous day's net asset value.

Unrealised gains/losses arising due to changes in the fair value of listed equity shares and mutual fund units are taken to 'Revenue and other reserves' and 'Liabilities on policies in force' in the balance sheet for Shareholders' fund and Policyholders' fund respectively for life insurance business.

In the case of general insurance business, valuation of investments is done on the following basis:

- a. All debt securities including government securities and non-convertible preference shares are considered as 'held to maturity' and accordingly stated at amortised cost determined after amortisation of premium or accretion of discount on a constant yield basis over the holding/maturity period.
- b. Listed equities and convertible preference shares at the balance sheet date are stated at fair value, being the last quoted closing price on the NSE and in case these are not listed on NSE, then based on the last quoted closing price on the BSE.
- c. Mutual fund investments (other than venture capital fund) are stated at fair value, being the closing net asset value at balance sheet date.
- d. Investments other than mentioned above are valued at cost.

Unrealised gains/losses arising due to changes in the fair value of listed equity shares, convertible preference shares and mutual fund units are taken to 'Revenue and other reserves' in the balance sheet for general insurance business.

**ICICI Bank Limited and subsidiaries****Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

Insurance subsidiaries assess at each balance sheet date whether there is any indication that any investment may be impaired. If any such indication exists, the carrying value of such investment is reduced to its recoverable amount and the impairment loss is recognised in the revenue(s)/profit and loss account.

The total proportion of investments for which subsidiaries have applied accounting policies different from the Bank as mentioned above, is approximately 22.44% of the total investments at March 31, 2019.

**14. Provisions/write-offs on loans and other credit facilities**

i) Loans and other credit facilities of the Bank are accounted for in accordance with the extant RBI guidelines as given below:

- a) The Bank classifies its loans and investments, including at overseas branches and overdaes arising from crystallised derivative contracts, into performing and NPAs in accordance with RBI guidelines. Loans and advances held at the overseas branches that are identified as impaired as per host country regulations for reasons other than record of recovery, but which are standard as per the extant RBI guidelines, are classified as NPAs to the extent of amount outstanding in the host country. Further, NPAs are classified into sub-standard, doubtful and loss assets based on the criteria stipulated by RBI.

In the case of corporate loans and advances, provisions are made for sub-standard and doubtful assets at rates prescribed by RBI. Loss assets and the unsecured portion of doubtful assets are provided/written-off as per the extant RBI guidelines. For loans and advances booked in overseas branches, which are standard as per the extant RBI guidelines but are classified as NPAs based on host country guidelines, provisions are made as per the host country regulations. For loans and advances booked in overseas branches, which are NPAs as per the extant RBI guidelines and as per host country guidelines, provisions are made at the higher of the provisions required under RBI regulations and host country regulations. Provisions on homogeneous retail loans and advances, subject to minimum provisioning requirements of RBI, are assessed on the basis of the ageing of the loans in the non-performing category. As per RBI guidelines, in respect of non-retail loans reported as fraud to RBI and classified in doubtful category, the entire amount, without considering the value of security, is provided for over a period not exceeding four quarters starting from the quarter in

**ICICI Bank Limited and subsidiaries****Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

which fraud has been detected. In respect of non-retail loans where there has been delay in reporting the fraud to the RBI or which are classified as loss accounts, the entire amount is provided immediately. In case of fraud in retail accounts, the entire amount is provided immediately. In respect of borrowers classified as non-cooperative borrowers or willful defaulters, the Bank makes accelerated provisions as per extant RBI guidelines.

The Bank holds specific provisions against non-performing loans and advances, and against certain performing loans and advances in accordance with RBI directions, including RBI direction for provision on accounts referred to the National Company Law Tribunal (NCLT) under the Insolvency and Bankruptcy Code, 2016. The assessment of incremental specific provisions is made after taking into consideration the existing specific provision held. The specific provisions on retail loans and advances held by the Bank are higher than the minimum regulatory requirements.

- b) Provision due to diminution in the fair value of restructured/rescheduled loans and advances is made in accordance with the applicable RBI guidelines.

Non-performing and restructured loans are upgraded to standard as per the extant RBI guidelines.

- c) Amounts recovered against debts written-off in earlier years and provisions no longer considered necessary in the context of the current status of the borrower are recognised in the profit and loss account.

- d) The Bank maintains general provision on performing loans and advances in accordance with the RBI guidelines, including provisions on loans to borrowers having unhedged foreign currency exposure, provisions on loans to specific borrowers in specific stressed sector, provision on exposures to step-down subsidiaries of Indian companies and provision on incremental exposure to borrowers identified as per RBI's large exposure framework. For performing loans and advances in overseas branches, the general provision is made at higher of host country regulations requirement and RBI requirement.

- e) In addition to the provisions required to be held according to the asset classification status, provisions are held for individual country exposures including indirect country risk (other than for home country exposure). The countries are categorised into seven risk categories namely insignificant, low, moderately low, moderate, moderately high.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

high and very high, and provisioning is made on exposures exceeding 180 days on a graded scale ranging from 0.25% to 25%. For exposures with contractual maturity of less than 180 days, provision is required to be held at 25% of the rates applicable to exposures exceeding 180 days. The indirect exposure is reckoned at 50% of the exposure. If the country exposure (net) of the Bank in respect of each country does not exceed 1% of the total funded assets, no provision is required on such country exposure.

- f) The Bank makes floating provision as per the Board approved policy, which is in addition to the specific and general provisions made by the Bank. The floating provision is utilised, with the approval of Board and RBI, in case of contingencies which do not arise in the normal course of business and are exceptional and non-recurring in nature and for making specific provision for impaired loans as per the requirement of extant RBI guidelines or any regulatory guidance/instructions. The floating provision is netted-off from advances.
- ii) In the case of the Bank's housing finance subsidiary, loans and other credit facilities are classified as per the NHB guidelines into performing and non-performing assets. Further, NPAs are classified into sub-standard, doubtful and loss assets based on criteria stipulated by NHB. Additional provisions are made against specific non-performing assets over and above what is stated above, if in the opinion of the management, increased provisions are necessary.
- iii) In the case of the Bank's UK subsidiary, loans are stated net of allowance for credit losses. Loans are classified as impaired and impairment losses are incurred only if there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition on the loan (a loss event) and that loss event (or events) has an impact on the estimated future cash flows of the loans that can be reliably estimated. An allowance for impairment losses is maintained at a level that management considers adequate to absorb identified credit related losses as well as losses that have occurred but have not yet been identified.
- iv) The Bank's Canadian subsidiary measures impairment loss on all financial assets using Expected Credit Loss (ECL) model based on a three-stage approach. The ECL for financial assets that are not credit-impaired and for which there is no significant increase in credit risk since origination, is computed using 12-month probability of default (PD), and represents the lifetime cash shortfalls that will result if a default occurs in next 12 months. The ECL for financial assets, that are not credit-impaired but have experienced a significant increase in credit risk since origination, is computed using a life time PD, and represents lifetime cash shortfalls that will result if a default occurs during the expected

**ICICI Bank Limited and subsidiaries****Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

life of financial assets. A financial asset is considered credit-impaired when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of that financial asset have occurred. The allowance for credit losses for impaired financial assets is computed based on individual assessment of expected cash flows from such assets.

The total proportion of loans for which subsidiaries have applied accounting policies different from the Bank as mentioned above, is approximately 9.34% of the total loans at March 31, 2019.

**15. Transfer and servicing of assets**

The Bank transfers commercial and consumer loans through securitisation transactions. The transferred loans are de-recognised and gains/losses are accounted for, only if the Bank surrenders the rights to benefits specified in the underlying securitised loan contract. Recourse and servicing obligations are accounted for net of provisions.

In accordance with the RBI guidelines for securitisation of standard assets, with effect from February 1, 2006, the Bank accounts for any loss arising from securitisation immediately at the time of sale and the profit/premium arising from securitisation is amortised over the life of the securities issued or to be issued by the special purpose vehicle to which the assets are sold. With effect from May 7, 2012, the RBI guidelines require the profit/premium arising from securitisation to be amortised over the life of the transaction based on the method prescribed in the guidelines.

In accordance with RBI guidelines, in case of non-performing/special mention account-2 loans sold to securitisation company (SC)/reconstruction company (RC), the Bank reverses the excess provision in profit and loss account in the year in which amounts are received. Any shortfall of sale value over the net book value on sale of such assets is recognised by the Bank in the year in which the loan is sold.

The Canadian subsidiary has entered into securitisation arrangements in respect of its originated and purchased mortgages. ICICI Bank Canada either retains substantially all the risk and rewards or retains control over these mortgages, hence these arrangements do not qualify for de-recognition accounting under their local accounting standards. It continues to recognise the mortgages securitised as "Loans and Advances" and the amounts received through securitisation are recognised as "Other borrowings".

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**16. Fixed assets**

Fixed assets, other than premises of the Bank and its housing finance subsidiary are carried at cost less accumulated depreciation and impairment, if any. In case of the Bank and its housing finance subsidiary, premises are carried at revalued amount, being fair value at the date of revaluation less accumulated depreciation. Cost includes freight, duties, taxes and incidental expenses related to the acquisition and installation of the asset. Depreciation is charged over the estimated useful life of fixed assets on a straight-line basis. The useful life of the groups of fixed assets for domestic group companies is based on past experience and expectation of usage, which for some categories of fixed assets, is different from the useful life as prescribed in Schedule II to the Companies Act, 2013.

Assets purchased/sold during the year are depreciated on a pro-rata basis for the actual number of days the asset has been capitalised.

In case of the Bank, items individually costing up to Rs. 5,000/- are depreciated fully over a period of 12 months from the date of purchase. Further, profit on sale of premises by the Bank is appropriated to capital reserve, net of transfer to Statutory Reserve and taxes, in accordance with RBI guidelines.

In case of revalued/impaired assets, depreciation is provided over the remaining useful life of the assets with reference to revised asset values. In case of premises, which are carried at revalued amounts, the depreciation on the excess of revalued amount over historical cost is transferred from Revaluation Reserve to General Reserve annually.

**Non-banking assets**

Non-banking assets (NBAs) acquired in satisfaction of claims are carried at lower of net book value and net realisable value. Further, the Bank creates provision on non-banking assets as per specific RBI directions.

**17. Accounting for derivative contracts**

The Group enters into derivative contracts such as interest rate and currency options, interest rate and currency futures, interest rate and currency swaps, credit default swaps and cross currency interest rate swaps.

The swap contracts entered to hedge on-balance sheet assets and liabilities are structured such that they bear an opposite and offsetting impact with the underlying on-balance sheet items. The impact of such derivative instruments is correlated with the movement of underlying assets and liabilities and accounted pursuant to the principles of hedge accounting. Hedge swaps are accounted for on an accrual basis and are not marked to market unless their underlying transaction is marked to

**ICICI Bank Limited and subsidiaries****Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

market, except in the case of the Bank's overseas banking subsidiaries. In overseas subsidiaries, in case of fair value hedge, the hedging transactions and the hedged items (for the risks being hedged) are measured at fair value with changes recognised in the profit and loss account and in case of cash flow hedges, changes in the fair value of effective portion of the cash flow hedge are taken to 'Revenue and other reserves' and ineffective portion, if any, are recognised in the profit and loss account.

Foreign currency and rupee derivative contracts entered into for trading purposes are marked to market and the resulting gain or loss is accounted for in the profit and loss account. Pursuant to RBI guidelines, any receivables under derivative contracts which remain overdue for more than 90 days and mark-to-market gains on other derivative contracts with the same counter-parties are reversed through the profit and loss account.

**18. Impairment of assets**

The immovable fixed assets are reviewed for impairment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount of an asset may not be recoverable. An asset is treated as impaired when its carrying amount exceeds its recoverable amount. The impairment is recognised by debiting the profit and loss account and is measured as the amount by which the carrying amount of the impaired assets exceeds their recoverable value. The Bank and its housing finance subsidiary follows revaluation model of accounting for its premises and the recoverable amount of the revalued assets is considered to be close to its revalued amount. Accordingly, separate assessment for impairment of premises is not required.

**19. Lease transactions**

Lease payments for assets taken on operating lease are recognised as an expense in the profit and loss account over the lease term on straight line basis.

**20. Earnings per share**

Basic earnings per share is calculated by dividing the net profit or loss after tax for the year attributable to equity shareholders by the weighted average number of equity shares outstanding during the year.

Diluted earnings per share reflect the potential dilution that could occur if contracts to issue equity shares were exercised or converted during the year. Diluted earnings per equity share is computed using the weighted average number of equity shares and dilutive potential equity shares issued by the group outstanding during the year, except where the results are anti-dilutive.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

SCHEDULE 18: NOTES FORMING PART OF THE ACCOUNTS

A. The following additional disclosures have been made taking into account the requirements of Accounting Standards (ASs) and Reserve Bank of India (RBI) guidelines in this regard.

1. Earnings per share

Basic and diluted earnings per equity share are computed in accordance with AS 20 - Earnings per share. Basic earnings per equity share is computed by dividing net profit attributable to equity shareholders by the weighted average number of equity shares outstanding during the year. Diluted earnings per equity share is computed using the weighted average number of equity shares and weighted average number of dilutive potential equity shares outstanding during the year.

The following table sets forth, for the periods indicated, the computation of earnings per share.

Rs. in million, except per share data

	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
<b>Basic</b>		
Weighted average no. of equity shares outstanding	6,435,966,473	6,417,180,759
Net profit attributable to equity share holders	42,542.4	77,121.8
Basic earnings per share (Rs.)	6.61	12.02
<b>Diluted</b>		
Weighted average no. of equity shares outstanding	6,509,276,099	6,482,375,300
Net profit attributable to equity share holders	42,474.9	77,098.8
Diluted earnings per share (Rs.) <sup>1</sup>	6.53	11.89
Nominal value per share (Rs.)	2.00	2.00

1. The dilutive impact is due to options granted to employees by the Group.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**2. Related party transactions**

The Group has transactions with its related parties comprising associates/other related entities and key management personnel and relatives of key management personnel.

**I. Related parties**

**Associates/other related entities**

Arteria Technologies Private Limited<sup>1</sup>, India Advantage Fund-III, India Advantage Fund-IV, India Infradebt Limited, ICICI Merchant Services Private Limited, I-Process Services (India) Private Limited, NIIT Institute of Finance, Banking and Insurance Training Limited, Comm Trade Services Limited and ICICI Foundation for Inclusive Growth.

1. Identified as related party effective from May 29, 2018.

**Key management personnel**

Mr. Sandeep Bakshi<sup>1</sup>, Ms. Vishakha Mulye, Mr. Vijay Chandok, Mr. Anup Bagchi, Mr. N. S. Kannan<sup>2</sup> and Ms. Chanda Kochhar<sup>3</sup>.

1. Identified as related party effective from June 19, 2018.
2. Ceased to be related party effective close of business hours on June 18, 2018.
3. Ceased to be related party effective from October 4, 2018.

**Relatives of key management personnel**

Ms. Mona Bakshi<sup>1</sup>, Mr. Shivam Bakshi<sup>1</sup>, Ms. Esha Bakshi<sup>1</sup>, Ms. Minal Bakshi<sup>1</sup>, Mr. Sameer Bakshi<sup>1</sup>, Mr. Vivek Mulye, Ms. Vriddhi Mulye, Dr. Gaurish Palekar, Ms. Shalaka Gadekar, Ms. Manisha Palekar, Ms. Poonam Chandok, Ms. Saluni Chandok, Ms. Simran Chandok, Mr. C. V. Kumar, Ms. Shad Kumar, Ms. Sanjana Gulati, Ms. Mitul Bagchi, Mr. Aditya Bagchi, Mr. Shishir Bagchi, Mr. Arun Bagchi, Mr. Animesh Bagchi, Ms. Rangarajan Kumudalakshmi<sup>2</sup>, Ms. Aditi Kannan<sup>2</sup>, Ms. Sudha Narayanan<sup>2</sup>, Mr. Raghunathan Narayanan<sup>2</sup>, Mr. Rangarajan Narayanan<sup>2</sup>, Mr. Deepak Kochhar<sup>3</sup>, Mr. Arjun Kochhar<sup>3</sup>, Ms. Aarti Kaji<sup>3</sup> and Mr. Mahesh Advani<sup>3</sup>.

1. Identified as related party effective from June 19, 2018.
2. Ceased to be related party effective close of business hours on June 18, 2018.
3. Ceased to be related party effective from October 4, 2018.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**II. Transactions with related parties**

The following table sets forth, for the periods indicated, the significant transactions between the Group and its related parties.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
<b>Interest income</b>		
Associates/others	264.7	212.6
Key management personnel	11.7	9.0
Relatives of key management personnel	0.0 <sup>1</sup>	0.1
<b>Total interest income</b>	<b>276.4</b>	<b>221.7</b>
<b>Fee, commission and other income</b>		
Associates/others	58.3	25.1
Key management personnel	1.2	0.5
Relatives of key management personnel	0.2	0.0 <sup>1</sup>
<b>Total fee, commission and other income</b>	<b>59.7</b>	<b>25.6</b>
<b>Commission income on guarantees issued</b>		
Associates/others	0.1	0.1
Key management personnel	..	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total commission income on guarantees issued</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>
<b>Insurance premium received</b>		
Associates/others	24.5	34.0
Key management personnel	1.1	2.6
Relatives of key management personnel	3.4	4.6
<b>Total insurance premium received</b>	<b>29.0</b>	<b>41.2</b>
<b>Gain/(loss) on forex and derivative transactions (net)<sup>1</sup></b>		
Associates/others	0.1	(0.0) <sup>1</sup>
Key management personnel	..	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total gain/(loss) on forex and derivative transactions (net)</b>	<b>0.1</b>	<b>(0.0)<sup>1</sup></b>
<b>Dividend income</b>		
Associates/others	63.8	63.8
<b>Total dividend income</b>	<b>63.8</b>	<b>63.8</b>
<b>Reimbursement of expenses to the Group</b>		

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Associates/others	..	3.3
Key management personnel	..	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total reimbursement of expenses to the Group</b>	<b>..</b>	<b>3.3</b>
<b>Recovery of lease of premises, common corporate and facilities expenses</b>		
Associates/others	59.7	69.2
Key management personnel	..	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total recovery of lease of premises, common corporate and facilities expenses</b>	<b>59.7</b>	<b>69.2</b>
<b>Recovery of secondment of employees</b>		
Associates/others	9.4	8.7
<b>Total recovery of secondment of employees</b>	<b>9.4</b>	<b>8.7</b>
<b>Interest expense</b>		
Associates/others	7.8	5.4
Key management personnel	4.2	10.2
Relatives of key management personnel	1.7	3.1
<b>Total interest expense</b>	<b>13.7</b>	<b>18.7</b>
<b>Remuneration to wholetime directors<sup>3</sup></b>		
Key management personnel	270.5	232.9
<b>Total remuneration to wholetime directors</b>	<b>270.5</b>	<b>232.9</b>
<b>Reimbursement of expenses to related parties</b>		
Associates/others	0.1	0.1
Key management personnel	..	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total reimbursement of expenses to related parties</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>
<b>Insurance claims paid</b>		
Associates/others	..	0.1
Key management personnel	0.1	..
Relatives of key management personnel	..	0.4
<b>Total insurance claims paid</b>	<b>0.1</b>	<b>0.5</b>
<b>Brokerage, fee and other expenses</b>		
Associates/others	9,649.2	7,030.4
Key management personnel	..	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total brokerage, fee and other expenses</b>	<b>9,649.2</b>	<b>7,030.4</b>
Donation given		

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Associates/others	1,031.0	1,182.2
<b>Total donation given</b>	<b>1,031.0</b>	<b>1,182.2</b>
<b>Dividend paid</b>		
Associates/others	..	..
Key management personnel	10.5	8.5
Relatives of key management personnel	3.1	0.0 <sup>1</sup>
<b>Total dividend paid</b>	<b>13.6</b>	<b>8.5</b>
<b>Investments in the securities issued by related parties</b>		
Associates/others	10,000.0	12,907.0
<b>Total investments in the securities issued by related parties</b>	<b>10,000.0</b>	<b>12,907.0</b>
<b>Redemption/buyback of investments</b>		
Associates/others	534.7	647.2
<b>Total redemption/buyback of investments</b>	<b>534.7</b>	<b>647.2</b>
<b>Sale of fixed assets</b>		
Associates/joint ventures/others	..	..
Key management personnel	7.2	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total sale of fixed assets</b>	<b>7.2</b>	<b>..</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

1. Insignificant amount.
2. The Bank undertakes derivative transactions with its subsidiaries, associates, joint ventures and other related entities. The Bank manages its foreign exchange and interest rate risks arising from these transactions by covering them in the market. While the Bank within its overall position limits covers these transactions in the market, the above amounts represent only the transactions with its subsidiaries, associates, joint ventures and other related entities and not the offsetting/covering transactions.
3. Excludes the perquisite value on employee stock options exercised, contribution to gratuity fund and includes performance bonus paid during the period.

## III. Material transactions with related parties

The following table sets forth, for the periods indicated, the material transactions between the Group and its related parties. A specific related party transaction is disclosed as a material related party transaction wherever it exceeds 10% of all related party transactions in that category.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
<b>Interest income</b>		
1 India Infratebt Limited	261.4	212.6
<b>Fee, commission and other income</b>		
1 India Infratebt Limited	58.3	23.4
<b>Commission income on guarantees issued</b>		
1 NIFT Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited	0.1	0.1

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

<b>Insurance premium received</b>			
1	ICICI Foundation for Inclusive Growth	20.5	30.0
2	Mr. Vivek Mulye	3.1	3.2
<b>Gain/(loss) on forex and derivative transactions (net)<sup>1</sup></b>			
1	Arteria Technologies Private Limited <sup>3</sup>	0.1	N.A.
2	ICICI Merchant Services Private Limited	..	(0.0) <sup>1</sup>
3	India Infradebt Limited	..	(0.0) <sup>1</sup>
<b>Dividend income</b>			
1	India Infradebt Limited	63.8	63.8
<b>Reimbursement of expenses to the Group</b>			
1	India Infradebt Limited	..	3.3
<b>Recovery of lease of premises, common corporate and facilities expenses</b>			
1	ICICI Foundation for Inclusive Growth	56.2	63.6
<b>Recovery of secondment of employees</b>			
1	I-Process Services (India) Private Limited	9.4	8.7
<b>Interest expense</b>			
1	ICICI Foundation for Inclusive Growth	2.3	2.4
2	India Infradebt Limited	2.2	1.7
3	Arteria Technologies Private Limited <sup>3</sup>	1.6	N.A.
4	Ms. Chanda Kochhar <sup>4</sup>	3.0	9.5
<b>Remuneration to wholetime directors<sup>5</sup></b>			
1	Mr. Sandeep Bakshi <sup>6</sup>	47.2	N.A.
2	Ms. Vishakha Mulye	50.2	43.1
3	Mr. Vijay Chandok	45.5	44.1
4	Mr. Anup Bagchi	44.1	37.3
5	Mr. N. S. Kannan <sup>7</sup>	9.4	45.1
6	Ms. Chanda Kochhar <sup>4</sup>	74.1	63.3
<b>Reimbursement of expenses to related parties</b>			
1	NIFT Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited	0.1	0.1
<b>Insurance claims paid</b>			
1	I-Process Services (India) Private Limited	..	0.1

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

2	Mr. Anup Bagchi	0.1	..
3	Mr. Deepak Kochhar <sup>4</sup>	..	0.4
<b>Brokerage, fee and other expenses</b>			
1	I-Process Services (India) Private Limited	5,463.4	4,600.8
2	ICICI Merchant Services Private Limited	4,174.7	2,415.9
<b>Donation given</b>			
1	ICICI Foundation for Inclusive Growth	1,031.0	1,182.2
<b>Dividend paid</b>			
1	Mr. Sandeep Bakshi <sup>5</sup>	3.2	N.A.
2	Ms. Vishakha Mulye	2.6	1.7
3	Mr. Vijay Chandok	0.0 <sup>1</sup>	0.0 <sup>1</sup>
4	Mr. Anup Bagchi	0.1	0.0 <sup>1</sup>
5	Mr. N. S. Kannan <sup>3</sup>	..	1.1
6	Ms. Chanda Kochhar <sup>4</sup>	4.6	5.7
7	Mr. Shivam Bakshi <sup>4</sup>	1.6	N.A.
<b>Investments in the securities issued by related parties</b>			
1	India Infratebt Limited	10,000.0	12,907.0
<b>Redemption/buyback of investments</b>			
1	India Advantage Fund-III	272.7	260.8
2	India Advantage Fund-IV	262.0	386.4
<b>Sale of fixed assets</b>			
1	Ms. Chanda Kochhar <sup>4</sup>	7.2	..

1. Insignificant amount.

2. The Bank undertakes derivative transactions with its subsidiaries, associates, joint ventures and other related entities. The Bank manages its foreign exchange and interest rate risks arising from these transactions by covering them in the market. While the Bank within its overall position limits covers these transactions in the market, the above amounts represent only the transactions with its subsidiaries, associates, joint ventures and other related entities and not the offsetting/covering transactions.

3. Identified as related party effective from May 29, 2018.

4. Ceased to be related party effective from October 4, 2018.

5. Excludes the perquisite value on employee stock options exercised, contribution to gratuity fund and includes performance bonus paid during the period.

6. Identified as related party effective from June 19, 2018.

7. Ceased to be related party effective close of business hours on June 18, 2018.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

IV. Related party outstanding balances

The following table sets forth, for the periods indicated, the outstanding balances payable to/receivable from related parties.

Items	Rs. in million	
	At March 31, 2019	At March 31, 2018
<b>Deposits with the Group</b>		
Associates/others	522.9	1,069.6
Key management personnel	63.2	146.1
Relatives of key management personnel	13.5	120.8
<b>Total deposits with the Group</b>	<b>599.6</b>	<b>1,336.5</b>
<b>Payables</b>		
Associates/others	1,797.1	761.0
Key management personnel	0.0 <sup>1</sup>	0.0 <sup>1</sup>
Relatives of key management personnel	0.0 <sup>1</sup>	0.0 <sup>1</sup>
<b>Total payables</b>	<b>1,797.1</b>	<b>761.0</b>
<b>Investments of the Group</b>		
Associates/others	10,777.0	6,939.3
Key management personnel	..	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total investments of the Group</b>	<b>10,777.0</b>	<b>6,939.3</b>
<b>Investments of related parties in the Group</b>		
Associates/others	..	..
Key management personnel	6.5	10.7
Relatives of key management personnel	9.5	0.0 <sup>1</sup>
<b>Total investments of related parties in the Group</b>	<b>16.0</b>	<b>10.7</b>
<b>Advances by the Group</b>		
Associates/others	45.0	..
Key management personnel	254.1	161.1
Relatives of key management personnel	0.4	0.7
<b>Total advances by the Group</b>	<b>299.5</b>	<b>161.8</b>
<b>Receivables</b>		
Associates/others	123.0	85.7
Key management personnel	..	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total receivables</b>	<b>123.0</b>	<b>85.7</b>

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
 Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Guarantees issued by the Group		
Associates/others	11.2	1.1
Key management personnel	..	..
Relatives of key management personnel	..	..
<b>Total guarantees issued by the Group</b>	<b>11.2</b>	<b>1.1</b>

1. Insignificant amount.
2. At March 31, 2019, 20,022,000 (March 31, 2018: 38,444,750) employee stock options for key management personnel were outstanding. Excludes stock options granted to key management personnel, which are pending regulatory approvals.
3. During the year ended March 31, 2019, 2,062,000 (year ended March 31, 2018: 408,119), employee stock options with total exercise price of Rs. 296.3 million (year ended March 31, 2018: Rs. 60.0 million) were exercised by the key management personnel.

**V. Related party maximum balances**

The following table sets forth, for the periods indicated, the maximum balances payable to/receivable from related parties.

Items	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
<b>Deposits with the Group</b>		
Key management personnel	234.6	198.2
Relatives of key management personnel	175.3	550.5
<b>Payables<sup>1</sup></b>		
Key management personnel	0.0 <sup>2</sup>	0.1
Relatives of key management personnel	0.1	0.1
<b>Investments of related parties in the Group<sup>1</sup></b>		
Key management personnel	21.5	10.7
Relatives of key management personnel	9.5	0.0 <sup>2</sup>
<b>Advances by the Group</b>		
Key management personnel	256.2	203.6
Relatives of key management personnel	0.9	3.1

1. Maximum balance is determined based on comparison of the total outstanding balances at each quarter end during the financial year.
2. Insignificant amount.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

3. Employee Stock Option Scheme (ESOS)

ICICI Bank:

In terms of the ESOS, as amended, the maximum number of options granted to any eligible employee in a financial year shall not exceed 0.05% of the issued equity shares of the Bank at the time of grant of the options and aggregate of all such options granted to the eligible employees shall not exceed 10% of the aggregate number of the issued equity shares of the Bank on the date(s) of the grant of options in line with SEBI Regulations. Under the stock option scheme, eligible employees are entitled to apply for equity shares. In April 2016, exercise period was modified from 10 years from the date of grant or five years from the date of vesting, whichever is later, to 10 years from the date of vesting of options. In June 2017, exercise period was further modified to not exceed 10 years from the date of vesting of options as may be determined by the Board Governance, Remuneration & Nomination Committee to be applicable for future grants. In May 2018, exercise period was further modified to not exceed 5 years from the date of vesting of options as may be determined by the Board Governance, Remuneration & Nomination Committee to be applicable for future grants.

Options granted after March 2014, vest in a graded manner over a three-year period with 30%, 30% and 40% of the grant vesting in each year, commencing from the end of 12 months from the date of grant other than certain options granted in April 2014 which vested to the extent of 50% on April 30, 2017 and the balance vested on April 30, 2018 and option granted in September 2015 which vested to the extent of 50% on April 30, 2018 and balance 50% would vest on April 30, 2019. However, for the options granted in September 2015, if the participant's employment terminates due to retirement (including pursuant to any early/voluntary retirement scheme), all the unvested options would lapse. Options granted in January 2018 would vest at the end of four years from the date of grant. Certain options granted in May 2018, would vest to the extent of 50% on May 7, 2021 and balance 50% would vest on May 7, 2022 and any unvested options would lapse upon termination of employment due to retirement (including pursuant to early/voluntary retirement scheme).

Options granted prior to March 2014 except mentioned below, vested in a graded manner over a four-year period, with 20%, 20%, 30% and 30% of the grants vesting in each year, commencing from the end of 12 months from the date of grant. Options granted in April 2009 vested in a graded manner over a five-year period with 20%, 20%, 30% and 30% of grant vesting each year, commencing from the end of 24 months from the date of grant. Options granted in September 2011 vested in a graded manner over a five-year period with 15%, 20%, 20% and 45% of grant vesting each year, commencing from the end of 24 months from the date of the grant.

**ICICI Bank Limited and subsidiaries**  
**Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

The exercise price of the Bank's options, except mentioned below, is the last closing price on the stock exchange, which recorded highest trading volume preceding the date of grant of options. In February 2011, the Bank granted 16,692,500 options to eligible employees and whole-time Directors of the Bank and certain of its subsidiaries at an exercise price of Rs. 175.82. This exercise price was the average closing price on stock exchange during the six months ended October 28, 2010. Of these options granted, 50% vested on April 30, 2014 and the balance 50% vested on April 30, 2015.

Based on intrinsic value of options, no compensation cost was recognised during the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Nil). If the Bank had used the fair value of options based on binomial tree model, compensation cost in the year ended March 31, 2019 would have been higher by Rs. 3,179.0 million (year ended March 31, 2018: Rs. 3,526.6 million) and proforma profit after tax would have been Rs. 30,454.0 million (year ended March 31, 2018: Rs. 64,247.6 million). On a proforma basis, the Bank's basic and diluted earnings per share would have been Rs. 4.73 (year ended March 31, 2018: Rs. 10.01) and Rs. 4.68 (March 31, 2018: Rs. 9.91) respectively for the year ended March 31, 2019.

The following table sets forth, for the periods indicated, the key assumptions used to estimate the fair value of options granted.

Particulars	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
Risk-free interest rate	7.32% to 8.31%	7.06% to 7.59%
Expected life	3.64 to 6.64 years	3.90 to 6.90 years
Expected volatility	30.79% to 32.22%	31.71% to 32.92%
Expected dividend yield	0.43% to 0.80%	0.73% to 1.81%

The weighted average fair value of options granted during the year ended March 31, 2019 was Rs. 107.22 (year ended March 31, 2018: Rs. 86.43).

Risk free interest rates over the expected term of the option are based on the government securities yield in effect at the time of the grant. The expected term of an option is estimated based on the vesting term as well as expected exercise behaviour of the employees who receive the option. Expected exercise behaviour is estimated based on the historical stock option exercise pattern of the Bank. Expected volatility during the estimated expected term of the option is based on historical volatility determined based on observed market prices of the Bank's publicly traded equity shares. Expected dividends during the estimated expected term of the option are based on recent dividend activity.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

The following table sets forth, for the periods indicated, the summary of the status of the Bank's stock option plan

Particulars	Rs. except number of options			
	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2019		Year ended March 31, 2018	
	Number of options	Weighted average exercise price	Number of options	Weighted average exercise price
Outstanding at the beginning of the year	235,672,250	224.19	226,715,682	217.12
Add: Granted during the year <sup>1</sup>	35,419,900	283.91	35,137,770	251.05
Less: Lapsed during the year, net of re-issuance	20,415,499	229.88	5,114,174	248.30
Less: Exercised during the year	18,248,877	191.04	21,067,028	187.00
<b>Outstanding at the end of the year</b>	<b>232,427,774</b>	<b>235.40</b>	<b>235,672,250</b>	<b>224.19</b>
Options exercisable	152,151,329	222.84	136,428,736	208.44

1. Includes stock options granted to WTDs which are pending regulatory approvals.

The following table sets forth, the summary of stock options outstanding at March 31, 2019.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
60-99	1,602,975	79.15	3.84
100-199	33,771,457	166.66	4.23
200-299	196,076,442	248.04	8.11
300-399	976,900	329.56	8.64

F-58

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

The following table sets forth, the summary of stock options outstanding at March 31, 2018.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
60-99	1,849,150	79.12	4.91
100-199	47,665,539	165.43	4.85
200-299	185,857,561	240.57	9.43
300-399	300,000	309.50	13.79

The options were exercised regularly throughout the period and weighted average share price as per National Stock Exchange price volume data during the year ended March 31, 2019 was Rs. 326.37 (year ended March 31, 2018: Rs. 296.94).

**ICICI Life:**

ICICI Prudential Life Insurance Company has formulated ESOS for their employees. There is no compensation cost for the year ended March 31, 2019 based on the intrinsic value of options. If the entity had used the fair value approach for accounting of options, there would have been an incremental compensation cost of Rs. 316.8 million for the year ended March 31, 2019 (for the year ended March 31, 2018: Rs. 39.7 million).

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

The following table sets forth, for the periods indicated, a summary of the status of the stock option plan of ICICI Prudential Life Insurance Company.

Rs. except number of options

Particulars	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2019		Year ended March 31, 2018	
	Number of shares	Weighted average exercise price	Number of shares	Weighted average exercise price
Outstanding at the beginning of the year	2,820,888	382.70	2,398,838	352.49
Add: Granted during the year	7,304,150	387.62	656,300	468.60
Less: Forfeited/lapsed during the year	2,115,950	399.14	82,650	410.92
Less: Exercised during the year	285,771	164.40	151,600	261.08
<b>Outstanding at the end of the year</b>	<b>7,723,317</b>	<b>390.92</b>	<b>2,820,888</b>	<b>382.70</b>
Options exercisable	273,037	355.79	2,193,488	358.13

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Prudential Life Insurance Company at March 31, 2019.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
100-299	90,967	130.00	1.1
300-399	7,025,450	387.58	7.1
400-499	606,900	468.60	10.4

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Prudential Life Insurance Company at March 31, 2018.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
100-299	340,113	130.00	2.1
300-400	1,853,375	400.00	0.1
401-500	627,400	468.60	11.4

**ICICI General:**

ICICI Lombard General Insurance Company has formulated ESOS for their employees. There is no compensation cost for the year ended March 31, 2019 based on the intrinsic value of options. If the entity had used the fair value approach for accounting of options, there would have been an incremental compensation cost of Rs. 176.2 million for the year ended March 31, 2019 (for the year ended March 31, 2018: Nil).

The following table sets forth, for the periods indicated, a summary of the status of the stock option plan of ICICI Lombard General Insurance Company.

Particulars	Rs. except number of options			
	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2019		Year ended March 31, 2018	
	Number of shares	Weighted average exercise price	Number of shares	Weighted average exercise price
Outstanding at the beginning of the year	495,140	103.28	3,180,324	125.83
Add: Granted during the year	2,529,700	715.15	..	..
Less: Forfeited/ lapsed during the year	17,700	715.15	21,250	113.06
Less : Exercised during the year	361,640	102.50	2,663,934	130.13
<b>Outstanding at the end of the year</b>	<b>2,645,500</b>	<b>684.37</b>	<b>495,140</b>	<b>103.28</b>
Options exercisable	2,645,500	684.37	495,140	103.28

F-61

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Lombard General Insurance Company at March 31, 2019.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
35-99	16,000	60.00	1.1
100-200	117,500	111.45	1.6
700-799	2,512,000	715.15	4.3

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Lombard General Insurance Company at March 31, 2018.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
35 to 99	147,140	80.89	1.34
100 to 200	348,000	112.74	2.31

**ICICI Securities:**

ICICI Securities Limited has formulated ESOS for their employees. There is no compensation cost for the year ended March 31, 2019 based on the intrinsic value of options. If the entity had used the fair value approach for accounting of options, there would have been an incremental compensation cost of Rs. 4.1 million for the year ended March 31, 2019 (for the year ended March 31, 2018: Nil).

The following table sets forth, for the periods indicated, a summary of the status of the stock option plan of ICICI Securities Limited.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Rs. except number of options

Particulars	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2019		Year ended March 31, 2018	
	Number of shares	Weighted average exercise price	Number of shares	Weighted average exercise price
Outstanding at the beginning of the year	..	..	..	..
Add: Granted during the year	176,700	256.55	..	..
Less: Forfeited/ lapsed during the year	..	..	..	..
Less: Exercised during the year	..	..	..	..
<b>Outstanding at the end of the year</b>	<b>176,700</b>	<b>256.55</b>	<b>..</b>	<b>..</b>
Options exercisable	..	..	..	..

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Securities Limited at March 31, 2019.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
200-299	176,700	256.55	6.55

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Securities Limited at March 31, 2018.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options (number of shares)	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
Nil			

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

If the Group had used the fair value of options based on the binomial tree model, the compensation cost for the year ended March 31, 2019 would have been higher by Rs. 3,368.9 million (March 31, 2018: Rs. 3,417.2 million) and proforma consolidated profit after tax would have been Rs. 39,173.5 million (March 31, 2018: Rs. 73,704.6 million). On a proforma basis, the Group's basic earnings per share would have been Rs. 6.09 (March 31, 2018: Rs. 11.49) and diluted earnings per share would have been Rs. 6.01 (March 31, 2018: Rs. 11.37).

## 4. Fixed assets

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in software acquired by the Group, as included in fixed assets.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2019	At March 31, 2018
At cost at March 31 of preceding year	24,306.2	20,348.6
Additions during the year	3,060.7	4,062.4
Deductions during the year	(3,760.5)	(104.8)
Depreciation to date	(17,933.7)	(18,678.7)
<b>Net block</b>	<b>5,672.7</b>	<b>5,627.5</b>

## 5. Assets on lease

## 5.1 Assets taken under operating lease

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of future rentals payable on operating leases.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2019	At March 31, 2018
Not later than one year	673.4	510.1
Later than one year and not later than five years	1,786.2	1,628.9
Later than five years	507.3	664.1
<b>Total</b>	<b>2,966.9</b>	<b>2,803.1</b>

The terms of renewal are those normally prevalent in similar agreements and there are no undue restrictions in the agreements.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

5.2 Assets under finance lease

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of finance leases.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2019	At March 31, 2018
<b>Future minimum lease receipts</b>		
Present value of lease receipts	1,417.8	1,136.8
Unmatured finance charges	89.1	77.5
<b>Sub total</b>	<b>1,506.9</b>	<b>1,214.3</b>
Less: collective provision	(2.8)	(3.0)
<b>Total</b>	<b>1,504.1</b>	<b>1,211.3</b>
<b>Maturity profile of future minimum lease receipts</b>		
- Not later than one year	406.5	281.8
- Later than one year and not later than five years	951.3	788.7
- Later than five years	149.1	143.8
<b>Total</b>	<b>1,506.9</b>	<b>1,214.3</b>
Less: collective provision	(2.8)	(3.0)
<b>Total</b>	<b>1,504.1</b>	<b>1,211.3</b>

Maturity profile of present value of lease rentals

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of maturity profile of present value of finance lease receipts.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2019	At March 31, 2018
<b>Maturity profile of future present value of finance lease receipts</b>		
- Not later than one year	372.7	256.4
- Later than one year and not later than five years	897.4	740.2
- Later than five years	147.7	140.2
<b>Total</b>	<b>1,417.8</b>	<b>1,136.8</b>
Less: collective provision	(2.8)	(3.0)
<b>Total</b>	<b>1,415.0</b>	<b>1,133.8</b>

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

6. Preference shares

During the year ended March 31, 2019, the Bank redeemed preference shares of Rs. 3,500.0 million after obtaining requisite approval from RBI. The Bank has created capital redemption reserve of Rs. 3,500.0 million as required under the Companies Act, 2013, out of surplus profits available for previous years.

7. Provisions and contingencies

The following table sets forth, for the periods indicated, the break-up of provisions and contingencies included in the profit and loss account.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
Provision for depreciation of investments	3,591.3	19,489.3
Provision towards non-performing and other assets	176,113.9	147,516.1
Provision towards income tax		
- Current <sup>1</sup>	48,082.8	40,782.1
- Deferred	(30,891.8)	(21,992.9)
Other provisions and contingencies <sup>2</sup>	24,913.0	12,724.2
<b>Total provisions and contingencies</b>	<b>221,809.2</b>	<b>198,518.8</b>

1. During the year ended March 31, 2018, the Bank has recognised Minimum Alternate Tax (MAT) credit as an asset amounting to Rs. 2,178.0 million, as the normal income tax liability related to the year ended March 31, 2017 was less than the MAT computed as per section 115JB of the Income tax Act, 1961. The MAT asset was fully utilised against the normal income tax liability for the year ended March 31, 2018.

2. Includes general provision made towards standard assets, provision on fixed assets acquired under debt-asset swap and non-fund based facilities.

The Group has assessed its obligations arising in the normal course of business, including pending litigations, proceedings pending with tax authorities and other contracts including derivative and long term contracts. In accordance with the provisions of Accounting Standard - 29 on 'Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets', the Group recognises a provision for material foreseeable losses when it has a present obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation, in respect of which a reliable estimate can be made. In cases where the available information indicates that the loss on the contingency is reasonably possible or the amount of loss cannot be reasonably estimated, a disclosure to this effect is made as contingent liabilities in the financial statements. The Group does not expect the outcome of these proceedings to have a materially adverse effect on its financial results. For insurance contracts booked in its life insurance subsidiary, reliance has been placed on the Appointed Actuary for actuarial valuation of 'liabilities for policies in force'. The Appointed Actuary has

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

confirmed that the assumptions used in valuation of liabilities for policies in force are in accordance with the guidelines and norms issued by the IRDAI and the Institute of Actuaries of India in concurrence with the IRDAI.

8. Staff retirement benefits

Pension

The following tables set forth, for the periods indicated, movement of the present value of the defined benefit obligation, fair value of plan assets and other details for pension benefits.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
<b>Opening obligations</b>	<b>15,391.1</b>	<b>16,686.9</b>
Service cost	232.2	275.0
Interest cost	1,123.7	1,113.1
Actuarial (gain)/loss	1,803.8	(1,162.8)
Liabilities extinguished on settlement	(1,833.7)	(1,399.0)
Benefits paid	(176.8)	(122.1)
<b>Obligations at the end of year</b>	<b>16,540.3</b>	<b>15,391.1</b>
<b>Opening plan assets, at fair value</b>	<b>16,303.7</b>	<b>16,888.1</b>
Expected return on plan assets	1,381.1	1,433.4
Actuarial gain/(loss)	(125.9)	(449.6)
Assets distributed on settlement	(2,037.4)	(1,554.5)
Contributions	94.1	108.4
Benefits paid	(176.8)	(122.1)
<b>Closing plan assets, at fair value</b>	<b>15,438.8</b>	<b>16,303.7</b>
Fair value of plan assets at the end of the year	15,438.8	16,303.7
Present value of the defined benefit obligations at the end of the year	(16,540.3)	(15,391.1)
Amount not recognised as an asset (limit in Para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits')	-	(310.1)
<b>Asset/(liability)</b>	<b>(1,101.5)</b>	<b>602.5</b>
<b>Cost<sup>1</sup></b>		
Service cost	232.2	275.0

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Interest cost	1,123.7	1,113.1
Expected return on plan assets	(1,381.1)	(1,433.4)
Actuarial (gain)/loss	1,929.7	(713.2)
Curtailments & settlements (gain)/loss	203.7	155.5
Effect of the limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits'	(310.1)	241.8
<b>Net cost</b>	<b>1,798.1</b>	<b>(361.2)</b>
Actual return on plan assets	1,255.2	983.8
Expected employer's contribution next year	1,000.0	3,000.0
<b>Investment details of plan assets</b>		
Insurer managed funds	1.00%	0.88%
Government of India securities	49.63%	48.98%
Corporate bonds	44.91%	43.48%
Equity securities in listed companies	3.55%	6.00%
Others	0.91%	0.66%
<b>Assumptions</b>		
Discount rate	7.05%	7.45%
Salary escalation rate:		
On Basic pay	1.50%	1.50%
On Dearness relief	7.00%	7.00%
Estimated rate of return on plan assets	8.00%	8.00%

1. Included in line item 'Payments to and provision for employees' of Schedule 16- Operating expenses.

Estimated rate of return on plan assets is based on the expected average long-term rate of return on investments of the Fund during the estimated term of the obligations.

## Experience adjustment

Rs. in million

Particulars	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018	Year ended March 31, 2017	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Plan assets	15,438.8	16,303.7	16,888.1	13,191.6	10,103.4
Defined benefit obligations	(16,540.3)	(15,391.1)	(16,686.9)	(14,191.6)	(12,999.9)
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits')		(310.1)	(68.4)		

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Surplus/(deficit)	(1,101.5)	602.5	132.8	(1,000.0)	(2,896.5)
Experience adjustment on plan assets	(125.9)	(449.6)	589.5	(4.1)	104.7
Experience adjustment on plan liabilities	1,038.6	290.1	(80.0)	1,503.4	1,271.2

## Gratuity

The following table sets forth, for the periods indicated, movement of the present value of the defined benefit obligation, fair value of plan assets and other details for gratuity benefits of the Group.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
<b>Opening obligations</b>	<b>11,846.6</b>	<b>11,172.6</b>
Add: Adjustment for exchange fluctuation on opening obligation	3.0	0.4
<b>Adjusted opening obligations</b>	<b>11,849.6</b>	<b>11,173.0</b>
Service cost	1,248.2	1,178.2
Interest cost	919.1	775.8
Actuarial (gain)/loss	473.9	(316.3)
Past service cost	--	16.1
Obligations transferred from/to other companies	(7.4)	33.4
Benefits paid	(1,166.3)	(1,013.6)
<b>Obligations at the end of the year</b>	<b>13,317.1</b>	<b>11,846.6</b>
<b>Opening plan assets, at fair value</b>	<b>10,972.1</b>	<b>10,443.4</b>
Expected return on plan assets	873.5	830.2
Actuarial gain/(loss)	(62.0)	(124.7)
Contributions	1,502.5	803.4
Assets transferred from/to other companies	(7.4)	33.4
Benefits paid	(1,166.3)	(1,013.6)
<b>Closing plan assets, at fair value</b>	<b>12,112.4</b>	<b>10,972.1</b>
Fair value of plan assets at the end of the year	12,112.4	10,972.1
Present value of the defined benefit obligations at the end of the year	(13,317.1)	(11,846.6)
Unrecognised past service cost	0.0	--

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Amount not recognised as an asset (limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits')	..	..
<b>Asset/(liability)</b>	<b>(1,204.7)</b>	<b>(874.5)</b>
<b>Cost for the year<sup>1</sup></b>		
Service cost	1,248.2	1,178.2
Interest cost	919.1	775.8
Expected return on plan assets	(873.5)	(830.2)
Actuarial (gain)/loss	535.9	(191.6)
Past service cost	..	16.1
Losses/(gains) on "Acquisition/Divestiture"	..	..
Exchange fluctuation loss/(gain)	3.0	0.4
Effect of the limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits'	..	..
<b>Net cost</b>	<b>1,832.6</b>	<b>948.7</b>
Actual return on plan assets	811.5	705.5
Expected employer's contribution next year	1,138.0	1,838.0
<b>Investment details of plan assets</b>		
Insurer managed funds	18.91%	18.15%
Government of India securities	24.24%	22.50%
Corporate bonds	35.28%	39.86%
Special Deposit schemes	2.40%	2.66%
Equity	10.45%	12.85%
Others	8.71%	3.98%
<b>Assumptions</b>		
Discount rate	6.90%-7.80%	7.30%-7.85%
Salary escalation rate	7.00%-10.00%	7.00%-10.00%
Estimated rate of return on plan assets	7.50%-8.00%	7.50%-8.00%

1. Included in line item 'Payments to and provision for employees' of Schedule 16- Operating expenses.

Estimated rate of return on plan assets is based on the expected average long-term rate of return on investments of the Fund during the estimated term of the obligations.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Experience adjustment

Rs. in million

Particulars	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018	Year ended March 31, 2017	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Plan assets	12,112.4	10,972.1	10,443.4	8,361.6	7,862.7
Defined benefit obligations	(13,317.1)	(11,846.6)	(11,172.6)	(9,389.8)	(8,470.2)
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits')	--	--	--	--	--
Surplus/(deficit)	(1,204.7)	(874.5)	(729.2)	(1,028.2)	(607.5)
Experience adjustment on plan assets	(62.0)	(124.7)	542.2	(398.1)	699.4
Experience adjustment on plan liabilities	243.7	261.8	269.8	171.4	70.6

The estimates of future salary increases, considered in actuarial valuation, take into consideration inflation, seniority, promotion and other relevant factors.

Provident Fund (PF)

As there is no liability towards interest rate guarantee on exempt provident fund on the basis of actuarial valuation, the Group has not made any provision for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Nil).

The following tables set forth, for the periods indicated, movement of the present value of the defined benefit obligation, fair value of plan assets and other details for provident fund of the Group.

Rs. in million

Particulars	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
Opening obligations	29,587.9	26,198.8
Service cost	1,499.0	1,380.7

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Interest cost	2,221.5	1,757.2
Actuarial (gain)/loss	447.4	501.7
Employees contribution	2,798.8	2,619.1
Obligations transferred from/to other companies	217.5	354.5
Benefits paid	(3,489.7)	(3,224.1)
<b>Obligations at end of the year</b>	<b>33,282.4</b>	<b>29,587.9</b>
<b>Opening plan assets</b>	<b>29,587.9</b>	<b>26,198.8</b>
Expected return on plan assets	2,656.0	2,274.0
Actuarial gain / (loss)	13.0	(15.1)
Employer contributions	1,499.0	1,380.7
Employees contributions	2,798.8	2,619.1
Assets transfer from/to other companies	217.4	354.5
Benefits paid	(3,489.7)	(3,224.1)
<b>Closing plan assets</b>	<b>33,282.4</b>	<b>29,587.9</b>
Plan assets at the end of the year	33,282.4	29,587.9
Present value of the defined benefit obligations at the end of the year	(33,282.4)	(29,587.9)
<b>Asset/(liability)</b>	<b>-</b>	<b>..</b>
<b>Cost for the year<sup>1</sup></b>		
Service cost	1,499.0	1,380.7
Interest cost	2,221.5	1,757.2
Expected return on plan assets	(2,656.0)	(2,274.0)
Actuarial (gain)/loss	434.4	516.8
<b>Net cost</b>	<b>1,498.9</b>	<b>1,380.7</b>
Actual return on plan assets	2,669.0	2,258.8
Expected employer's contribution next year	1,605.8	1,479.1
<b>Investment details of plan assets</b>		
Government of India securities	48.63%	47.65%
Corporate Bonds	44.12%	45.17%
Special deposit scheme	1.63%	1.84%
Others	5.63%	5.34%

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Assumptions		
Discount rate	6.95%-7.40%	7.35%-7.60%
Expected rate of return on assets	8.21%-8.75%	8.18%-8.95%
Discount rate for the remaining term to maturity of investments	7.30%-7.65%	7.55%-8.05%
Average historic yield on the investment	8.48%-8.91%	8.28%-8.95%
Guaranteed rate of return	8.65%-8.65%	8.55%-8.65%

1. Included in line item 'Payments to and provision for employees' of Schedule 16- Operating expenses.

Experience adjustment

Particulars	Rs. in million			
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018	Year ended March 31, 2017	Year ended March 31, 2016
Plan assets	33,282.4	29,587.9	26,198.8	23,209.5
Defined benefit obligations	(33,282.4)	(29,587.9)	(26,198.8)	(23,209.5)
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(b)) AS 15 on 'employee benefits')	..	..	..	..
Surplus/(deficit)	..	..	..	..
Experience adjustment on plan assets	13.0	(15.1)	(8.3)	27.1
Experience adjustment on plan liabilities	447.4	501.6	310.5	252.5

The Group has contributed Rs. 2,842.6 million to provident fund including Government of India managed employees provident fund for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Rs. 2,663.0 million), which includes compulsory contribution made towards employee pension scheme under Employees Provident Fund and Miscellaneous Provisions Act, 1952.

Superannuation Fund

The Group has contributed Rs. 240.2 million for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Rs. 219.8 million) to Superannuation Fund for employees who had opted for the scheme.

National Pension Scheme (NPS)

The Group has contributed Rs. 132.6 million for the year ended March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 114.0 million) to NPS for employees who had opted for the scheme.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**Compensated absence**

The following table sets forth, for the periods indicated, cost for compensated absence.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
Cost <sup>1</sup>	888.6	799.9
<b>Assumptions</b>		
Discount rate	6.90%-7.80%	7.30%-7.85%
Salary escalation rate	7.00%-10.00%	7.00%-10.00%

1. Included in line item 'Payments to and provision for employees' of schedule- 16 Operating expenses.

**9. Provision for income tax**

The provision for income tax (including deferred tax) for the year ended March 31, 2019 amounted to Rs. 17,191.0 million (March 31, 2018: Rs. 18,789.2 million).

The Group has a comprehensive system of maintenance of information and documents required by transfer pricing legislation under sections 92-92F of the Income Tax Act, 1961. The management is of the opinion that all transactions with international related parties and specified transactions with domestic related parties are primarily at arm's length so that the above legislation does not have material impact on the financial statements.

**10. Deferred tax**

At March 31, 2019, the Group has recorded net deferred tax asset of Rs. 109,372.9 million (March 31, 2018: Rs. 78,183.0 million), which have been included in other assets.

The following table sets forth, for the periods indicated, the break-up of deferred tax assets and liabilities into major items.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2019	At March 31, 2018
<b>Deferred tax assets</b>		
Provision for bad and doubtful debts	134,571.6	103,939.1
Foreign currency translation reserve <sup>1</sup>	283.0	861.2
Others	14,529.5	9,863.4
<b>Total deferred tax assets</b>	<b>149,384.1</b>	<b>114,663.7</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

<b>Deferred tax liabilities</b>		
Special reserve deduction	31,535.8	29,671.7
Mark-to-market gains <sup>1</sup>	543.4	346.5
Depreciation on fixed assets	4,905.5	5,084.3
Interest on refund of taxes <sup>1</sup>	2,632.6	1,077.1
Others	393.9	301.1
<b>Total deferred tax liabilities</b>	<b>40,011.2</b>	<b>36,480.7</b>
<b>Total net deferred tax assets/(liabilities)</b>	<b>109,372.9</b>	<b>78,183.0</b>

1. These items are considered in accordance with the requirements of Income Computation and Disclosure Standards (ICDS).

## 11. Information about business and geographical segments

## A. Business Segments

The business segments of the Group have been presented as follows:

- i. **Retail banking** includes exposures of the Bank which satisfy the four criteria of orientation, product, granularity and low value of individual exposures for retail exposures laid down in Basel Committee on Banking Supervision document "International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework". This segment also includes income from credit cards, debit cards, third party product distribution and the associated costs.
- ii. **Wholesale banking** includes all advances to trusts, partnership firms, companies and statutory bodies, by the Bank which are not included under Retail banking.
- iii. **Treasury** includes the entire investment and derivative portfolio of the Bank and ICICI Strategic Investments Fund.
- iv. **Other banking** includes leasing operations and other items not attributable to any particular business segment of the Bank. Further, it includes the Bank's banking subsidiaries i.e. ICICI Bank UK PLC and ICICI Bank Canada.
- v. **Life insurance** represents results of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited.
- vi. **General insurance** represents results of ICICI Lombard General Insurance Company Limited.
- vii. **Others** includes ICICI Home Finance Company Limited, ICICI Venture Funds Management Company Limited, ICICI International Limited, ICICI Securities Primary Dealership Limited, ICICI Securities Limited, ICICI Securities Holdings Inc., ICICI Securities Inc., ICICI Prudential Asset Management Company Limited, ICICI Prudential Trust Limited, ICICI Investment Management Company Limited,

**ICICI Bank Limited and subsidiaries****Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

ICICI Trusteeship Services Limited and ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited

Income, expenses, assets and liabilities are either specifically identified with individual segments or are allocated to segments on a systematic basis.

All liabilities of the Bank are transfer priced to a central treasury unit, which pools all funds and lends to the business units at appropriate rates based on the relevant maturity of assets being funded after adjusting for regulatory reserve requirements.

The transfer pricing mechanism of the Bank is periodically reviewed. The segment results are determined based on the transfer pricing mechanism prevailing for the respective reporting periods.

The results of reported segments for the year ended March 31, 2019 are not comparable with that of reported segments for the year ended March 31, 2018 to the extent new entities have been consolidated and entities that have been discontinued from consolidation.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2019.

Rs. in million

Sr. no.	Particulars	Retail banking	Wholesale banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter-segment adjustments	Total
1	Revenue	591,723.3	341,685.0	541,021.8	37,425.1	366,987.7	111,526.8	60,995.7	(738,300.4)	1,313,065.0
2	<b>Segment results<sup>1</sup></b>	<b>82,231.2</b>	<b>(102,423.4)</b>	<b>53,401.0</b>	<b>5,916.3</b>	<b>11,624.0</b>	<b>15,984.2</b>	<b>20,142.7</b>	<b>(12,793.4)</b>	<b>74,082.6</b>
3	Unallocated expenses									..
4	Operating profit (2) – (3) <sup>1</sup>									74,082.6
5	Income tax expenses (net)(net deferred tax credit)									17,191.0
6	<b>Net profit<sup>2</sup> (4) – (5)</b>									<b>56,891.6</b>
	<b>Other information</b>									
7	Segment assets	3,071,558.3	2,884,954.5	3,331,049.7	765,251.5	1,626,999.2	329,504.5	314,909.5	(147,533.9)	12,176,693.3
8	Unallocated assets <sup>3</sup>									211,245.6
9	<b>Total assets (7) + (8)</b>									<b>12,387,938.9</b>
10	Segment liabilities	4,889,760.0	1,874,784.2	2,801,718.4 <sup>4</sup>	687,857.4 <sup>4</sup>	1,629,321.7 <sup>1</sup>	334,018.4 <sup>1</sup>	318,012.7 <sup>1</sup>	(147,533.9) <sup>1</sup>	12,387,938.9
11	Unallocated liabilities									..
12	<b>Total liabilities (10) + (11)</b>									<b>12,387,938.9</b>
13	Capital expenditure	5,436.5	1,966.4	..	251.3	1,245.1	1,159.3	970.3	..	11,028.9
14	Depreciation	5,559.0	2,111.0	0.4	193.8	567.2	608.3	435.1	(16.4)	9,458.4

1. Profit before tax and minority interest

2. Includes share of net profit of minority shareholders.

3. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax assets (net).

4. Includes share capital and reserves and surplus.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2018.

Rs. in million

Sr. no.	Particulars	Retail banking	Wholesale banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter-segment adjustments	Total
1	Revenue	502,625.4	300,940.3	515,895.5	31,134.7	325,235.3	95,244.7	59,249.7	(640,634.6)	1,189,691.0
2	<b>Segment results<sup>1</sup></b>	<b>71,414.2</b>	<b>(82,813.0)</b>	<b>77,451.4</b>	<b>5,705.4</b>	<b>17,191.3</b>	<b>11,962.3</b>	<b>21,040.8</b>	<b>(12,167.8)</b>	<b>109,784.6</b>
3	Unallocated expenses									...
4	Operating profit (2) – (3) <sup>1</sup>									109,784.6
5	Income tax expenses (net)(net deferred tax credit)									18,789.2
6	<b>Net profit<sup>2</sup> (4) – (5)</b>									<b>90,995.4</b>
	<b>Other information</b>									
7	Segment assets	2,586,385.4	2,657,712.2	3,304,242.1	680,805.1	1,415,129.1	294,632.6	313,824.1	(154,758.3)	11,097,972.3
8	Unallocated assets <sup>3</sup>									144,838.1
9	<b>Total assets (7) + (8)</b>									<b>11,242,810.4</b>
10	Segment liabilities	4,135,023.7	1,672,682.4	2,947,045.6 <sup>4</sup>	611,878.3 <sup>4</sup>	1,417,238.7 <sup>4</sup>	297,406.3 <sup>4</sup>	316,293.7 <sup>4</sup>	(154,758.3) <sup>4</sup>	11,242,810.4
11	Unallocated liabilities									...
12	<b>Total liabilities (10) + (11)</b>									<b>11,242,810.4</b>
13	Capital expenditure	7,393.7	1,302.8	24.3	89.6	2,430.6	478.1	461.3	...	12,180.4
14	Depreciation	6,665.6	1,081.8	17.7	123.5	436.8	546.5	366.0	(16.5)	9,221.4

1. Profit before tax and minority interest

2. Includes share of net profit of minority shareholders.

3. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax assets (net).

4. Includes share capital and reserves and surplus.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

**B. Geographical segments**

The Group has reported its operations under the following geographical segments.

- **Domestic operations** comprise branches and subsidiaries/joint ventures in India.
- **Foreign operations** comprise branches and subsidiaries/joint ventures outside India and offshore banking units in India.

The Group conducts transactions with its customers on a global basis in accordance with their business requirements, which may span across various geographies.

The following tables set forth, for the periods indicated, the geographical segment results.

Revenue	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
Domestic operations	1,248,986.2	1,133,473.4
Foreign operations	64,078.8	56,217.6
<b>Total</b>	<b>1,313,065.0</b>	<b>1,189,691.0</b>

Assets	Rs. in million	
	At March 31, 2019	At March 31, 2018
Domestic operations	10,719,652.3	9,632,242.3
Foreign operations	1,457,041.0	1,465,730.0
<b>Total</b>	<b>12,176,693.3</b>	<b>11,097,972.3</b>

Note: Segment assets do not include tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax assets (net).

The following table sets forth, for the periods indicated, capital expenditure and depreciation thereon for the geographical segments.

	Rs. in million			
	Capital expenditure incurred during the		Depreciation provided during the	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
Domestic operations	10,704.5	11,954.1	9,273.8	9,072.2
Foreign operations	324.4	226.3	184.6	149.2
<b>Total</b>	<b>11,028.9</b>	<b>12,180.4</b>	<b>9,458.4</b>	<b>9,221.4</b>

**12. Penalties/fines imposed by banking regulatory bodies**

The penalty imposed by RBI and other banking regulatory bodies during the year ended March 31, 2019 was Rs. 10.0 million (year ended March 31, 2018: Rs. 627.2 million).

RBI through an order dated February 25, 2019, imposed a monetary penalty of Rs. 10.0 million on the Bank for delay in compliance with RBI's directives on "Time-bound implementation & strengthening of SWIFT related controls".

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

13. Additional information to consolidated accounts

Additional information to consolidated accounts at March 31, 2019 (Pursuant to Schedule III of the Companies Act, 2013)

Rs. in million

Name of the entity	Net assets <sup>1</sup>		Share in profit or loss	
	% of total net assets	Amount	% of total net profit	Amount
<b>Parent</b>				
ICICI Bank Limited	94.9%	1,083,680.4	79.1%	33,633.0
<b>Subsidiaries</b>				
<b>Indian</b>				
ICICI Securities Primary Dealership Limited	0.9%	9,915.6	1.4%	606.5
ICICI Securities Limited	0.9%	10,212.2	11.5%	4,911.8
ICICI Home Finance Company Limited	1.4%	16,428.2	0.7%	279.9
ICICI Trusteeship Services Limited	0.0% <sup>2</sup>	7.0	0.0% <sup>2</sup>	0.4
ICICI Investment Management Company Limited	0.0% <sup>2</sup>	113.4	0.0% <sup>2</sup>	3.8
ICICI Venture Funds Management Company Limited	0.2%	2,315.3	1.6%	690.7
ICICI Prudential Life Insurance Company Limited	6.2%	70,474.5	26.8%	11,406.5
ICICI Lombard General Insurance Company Limited	5.0%	56,588.8	24.7%	10,492.6
ICICI Prudential Trust Limited	0.0% <sup>2</sup>	14.9	0.0% <sup>2</sup>	1.6
ICICI Prudential Asset Management Company Limited	1.0%	11,184.4	16.1%	6,866.7
ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited	0.0% <sup>2</sup>	346.1	(0.0%) <sup>2</sup>	(17.2)
<b>Foreign</b>				
ICICI Bank UK PLC	2.7%	31,419.3	(8.7%)	(3,696.6)
ICICI Bank Canada	2.6%	29,443.6	6.6%	2,792.3
ICICI International Limited	0.0% <sup>2</sup>	108.2	0.0% <sup>2</sup>	9.8
ICICI Securities Holdings Inc.	0.0% <sup>2</sup>	128.9	0.0% <sup>2</sup>	1.7
ICICI Securities Inc.	0.0% <sup>2</sup>	217.7	0.1% <sup>2</sup>	36.5
<b>Other consolidated entities</b>				
<b>Indian</b>				
ICICI Strategic Investments Fund	0.0% <sup>2</sup>	255.1	0.0% <sup>2</sup>	12.3
<b>Foreign</b>				

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

NIL	--	--	--	--
<b>Minority Interests in all subsidiaries</b>	<b>(5.8%)</b>	<b>(65,805.4)</b>	<b>(33.7%)</b>	<b>(14,349.2)</b>
<b>Associates</b>				
<b>Indian</b>				
I-Process Services (India) Private Limited	--	--	--	--
NII Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited	--	--	0.0% <sup>2</sup>	4.7
ICICI Merchant Services Private Limited	--	--	0.0% <sup>2</sup>	1.1
India Infradebt Limited	--	--	1.8%	766.6
India Advantage Fund III	--	--	0.1% <sup>2</sup>	39.6
India Advantage Fund IV	--	--	0.0% <sup>2</sup>	1.6
Arteria Technologies Private Limited	--	--	0.0%	2.8
<b>Foreign</b>				
NIL	--	--	--	--
<b>Joint Ventures</b>				
NIL	--	--	--	--
Inter-company adjustments	(10.0%)	(114,514.1)	(28.1%)	(11,957.1)
<b>TOTAL</b>	<b>100.0%</b>	<b>1,142,534.1</b>	<b>100.0%</b>	<b>42,542.4</b>

1. Total assets minus total liabilities.

2. Insignificant.

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

Additional information to consolidated accounts at March 31, 2018 (Pursuant to Schedule III of the Companies Act, 2013)

Rs. in million

Name of the entity	Net assets <sup>1</sup>		Share in profit or loss	
	% of total net assets	Amount	% of total net profit	Amount
<b>Parent</b>				
ICICI Bank Limited	95.1%	1,051,589.4	87.9%	67,774.2
<b>Subsidiaries</b>				
<b>Indian</b>				
ICICI Securities Primary Dealership Limited	0.9%	9,742.6	1.4%	1,116.3
ICICI Securities Limited	0.7%	8,250.9	7.2%	5,533.6
ICICI Home Finance Company Limited	1.5%	16,133.2	0.8%	642.5
ICICI Trusteeship Services Limited	0.0% <sup>2</sup>	6.5	0.0% <sup>2</sup>	0.6
ICICI Investment Management Company Limited	0.0% <sup>2</sup>	109.6	0.0% <sup>2</sup>	0.7
ICICI Venture Funds Management Company Limited	0.2%	2,179.8	0.1%	111.8
ICICI Prudential Life Insurance Company Limited	6.2%	68,852.6	21.0%	16,198.3
ICICI Lombard General Insurance Company Limited	4.8%	52,750.4	11.2%	8,617.8
ICICI Prudential Trust Limited	0.0% <sup>2</sup>	14.6	0.0% <sup>2</sup>	1.9
ICICI Prudential Asset Management Company Limited	0.7%	8,233.3	8.1%	6,255.5
ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited	0.0% <sup>2</sup>	263.3	(0.0%) <sup>2</sup>	(6.6)
<b>Foreign</b>				
ICICI Bank UK PLC	3.0%	33,027.6	(2.1%)	(1,646.7)
ICICI Bank Canada	2.5%	27,670.1	2.9%	2,222.6
ICICI International Limited	0.0% <sup>2</sup>	92.8	0.0% <sup>2</sup>	4.6
ICICI Securities Holdings Inc.	0.0% <sup>2</sup>	127.2	0.0% <sup>2</sup>	0.1
ICICI Securities Inc.	0.0% <sup>2</sup>	181.2	0.1%	43.6
<b>Other consolidated entities</b>				
<b>Indian</b>				
ICICI Strategic Investments Fund	0.0% <sup>2</sup>	231.3	0.0% <sup>2</sup>	13.3
<b>Foreign</b>				
NIL	--	--	--	--
<b>Minority interests</b>	<b>(5.4%)</b>	<b>(60,081.9)</b>	<b>(18.0%)</b>	<b>(13,873.6)</b>

ICICI Bank Limited and subsidiaries  
Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)

<b>Associates</b>				
<b>Indian</b>				
I-Process Services (India) Private Limited	--	--	--	--
NIFT Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited	--	--	0.0% <sup>2</sup>	2.9
ICICI Merchant Services Private Limited	--	--	--	--
India Infradebt Limited	--	--	0.6%	432.5
India Advantage Fund III	--	--	0.0% <sup>2</sup>	10.9
India Advantage Fund IV	--	--	0.0% <sup>2</sup>	(7.9)
<b>Foreign</b>				
Nil.	--	--	--	--
<b>Joint Ventures</b>				
Nil.	--	--	--	--
<b>Inter-company adjustments</b>	(10.2%)	(113,077.5)	(21.2%)	(16,327.0)
<b>Total net assets/net profit</b>	<b>100.0%</b>	<b>1,106,297.0</b>	<b>100.0%</b>	<b>77,121.9</b>

1. Total assets minus total liabilities.

2. Insignificant

**14. Sale of equity shareholding in subsidiaries**

During the year ended March 31, 2019, the Bank sold 2.00% of its shareholding in ICICI Prudential Life Insurance Limited and made a net gain of Rs. 10,059.3 million on this sale.

During the year ended March 31, 2018, the Bank sold approximately 7.00% of its shareholding in ICICI Lombard General Insurance Company Limited in the initial public offer (IPO) and made a net gain of Rs. 17,113.2 million on this sale. Further, the Bank sold approximately 20.78% of its shareholding in ICICI Securities Limited in the IPO and made a net gain of Rs. 32,081.6 million on this sale.

**15. Divergence in asset classification and provisioning for NPAs**

In terms of the RBI circular no. //DBR.BP.BC.No 32/21.04.018/2018-19 dated April 1, 2019, banks are required to disclose the divergences in asset classification and provisioning consequent to RBI's annual supervisory process in their notes to accounts to the financial statements, wherever either (a) the additional provisioning requirements assessed by RBI exceed 10% of the reported net profits before provisions and contingencies (15% of the published net profits after tax for the year ended March 31, 2017) or (b) the additional gross NPAs identified by RBI exceed 15% of the published incremental gross NPAs for the reference period, or both. Based on the condition mentioned in RBI circular, no disclosure on divergence in asset classification and provisioning for NPAs is required with respect to RBI's supervisory process for the year ended March 31, 2018 and for the year ended March 31, 2017.

**ICICI Bank Limited and subsidiaries**  
**Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements (Continued)**

**16. Revaluation of fixed assets**

The Bank and its housing finance subsidiary follow the revaluation model for their premises (land and buildings) other than improvements to leasehold property as per AS 10 – 'Property, Plant and Equipment'. The Bank had initially revalued its premises at March 31, 2016 and its housing finance subsidiary revalued its premises at March 31, 2017. In accordance with the policy, annual revaluation is carried out through external valuers, using methodologies such as direct comparison method and income generation method and the incremental amount has been taken to revaluation reserve. The revalued amount at March 31, 2019 was Rs. 57,631.2 million (March 31, 2018: Rs. 57,416.0 million) as compared to the historical cost less accumulated depreciation of Rs. 26,926.8 million (March 31, 2018: Rs. 27,144.0 million).

The revaluation reserve is not available for distribution of dividend.

**17. Proposed dividend on equity and preference shares**

The Board of Directors at its meeting held on May 6, 2019 has recommended a dividend of Rs. 1 per equity share for the year ended March 31, 2019 (year ended March 31, 2018: Rs. 1.50 per equity share). The declaration and payment of dividend is subject to requisite approvals.

**18. Dividend distribution tax**

Dividend received from Indian subsidiaries, on which dividend distribution tax has been paid by them and dividend received from overseas subsidiaries, on which tax has been paid under section 115BBD of the Income Tax Act, 1961, have been reduced from dividend to be distributed by the Bank for the purpose of computation of dividend distribution tax as per section 115-O of the Income Tax Act, 1961.

**19. Adoption of IFRS-9 by ICICI Bank Canada**

ICICI Bank Canada has adopted International Financial Reporting Standards (IFRS) 9- Financial Instruments for preparation of its financial statements from January 1, 2018. Accordingly, for financial statements of ICICI Bank Canada included in the consolidated financial statements, IFRS 9 has been adopted from April 1, 2018. The impact of Rs. 263.0 million (CAD 5.1 million) on first time adoption of IFRS 9 has been adjusted and shown in Schedule 2- Reserves and Surplus under balance in profit and loss account in the financials for the year ended March 31, 2019.

**20. Additional disclosure**

Additional statutory information disclosed in the separate financial statements of the Bank and subsidiaries having no material bearing on the true and fair view on the consolidated financial statements and the information pertaining to the items which are not material have not been disclosed in the consolidated financial statements.

**21. Comparative figures**

Figures of the previous year have been re-grouped to conform to the current year presentation.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### B. Additional Notes

##### I. Reserves

**Statutory reserve:** Represents reserve created as a percentage of the net profit before any other appropriation as required by the Banking Regulation Act, 1949. Every banking company in India is currently required to transfer not less than 25% of the net profit (before appropriations) to the "statutory reserve".

**Special reserve:** Represents reserve maintained under the Income Tax Act, 1961 to avail tax benefits.

**Securities premium:** Represents amount of premium received on issue of share capital, net of expenses incurred on issue of shares.

**Investment reserve account:** Represents provision for depreciation on available for sale and held for trading securities in excess of required amount which is credited to profit and loss account and appropriated to this reserve, net of tax and transfer to statutory reserve.

**Investment fluctuation reserve:** Represents appropriation of net gains on sale of securities classified as available for sale and held for trading, or net profit after mandatory appropriations to other reserves, whichever is lower, until the amount of this reserve is atleast 2% of held for trading and available for sale portfolio.

**Unrealised investment reserve:** Represents unrealized gains/losses on investments of consolidated venture capital funds.

**Capital reserve:** Represents amount of gains on sale of securities classified as held to maturity and gains on sale of land and building, net of tax and transfer to statutory reserve.

**Capital redemption reserve:** Represents appropriations made from the surplus profit available for previous years on redemption of preference shares by the Bank, as required under the Companies Act, 2013.

**Foreign currency translation reserve:** Represents cumulative exchange differences arising from translation of financial statements of non-integral foreign operations.

**Revaluation reserve:** Represents reserve on revaluation of premises carried out by the Group.

**Reserve fund:** Represents appropriation made to reserve fund in accordance with regulations applicable to Sri Lanka branch of the Bank.

**Revenue and other reserves:** Represents reserves other than capital reserves and those separately classified.

**Balance in profit and loss account:** Represents the balance of profit after appropriations.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### 2. Deposits

Deposits include demand deposits, which are non-interest bearing, and savings and time deposits, which are interest bearing.

The following table sets forth the residual contractual maturities of time deposits at March 31, 2019.

	Rupees in million
Deposits maturing during the year ending March 31,	
2020	2,740,055.8
2021	483,552.2
2022	148,016.7
2023	47,704.9
2024	48,303.4
Thereafter	22,180.3
<b>Total time deposits</b>	<b>3,489,813.3</b>

At March 31, 2019, the aggregate of time deposits with individual balances greater than Rs. 5.0 million was Rs. 1,888,743.4 million (March 31, 2018: Rs. 1,524,746.8 million).

#### 3. Long-term debt

Long-term debt represents debt with an original contractual maturity of greater than one year. Maturity distribution is based on contractual maturity or the date at which the debt is callable at the option of the holder, whichever is earlier. A portion of the long-term debt bears a fixed rate of interest. Interest rates on floating-rate debt are generally linked to London Inter-Bank Offer Rate ("LIBOR") or similar money market rates. The segregation between fixed-rate and floating-rate obligations is based on the contractual terms.

The following table sets forth a listing of long-term debt at March 31, 2019, by maturity and interest rate profile.

	Rupees in million		
	Fixed-rate obligations	Floating-rate obligations	Total
Long-term debt maturing during the year ending March 31,			
2020	265,920.9	127,028.4	392,949.3
2021	276,565.1	55,176.1	331,741.2
2022	108,493.4	51,875.9	160,369.3
2023	128,924.1	119,796.6	248,720.7
2024	117,493.6	31,619.7	149,113.3
Thereafter	287,747.1	134.5	287,881.6
<b>Total</b>	<b>1,185,144.2</b>	<b>385,631.2</b>	<b>1,570,775.4</b>
Less: Unamortized debt issue costs			(796.9)
<b>Total</b>			<b>1,569,978.5</b>

Long-term debt is denominated in various currencies. At March 31, 2019, long-term debt comprises Indian rupee debt of Rs. 767,365.3 million (March 31, 2018: Rs. 780,290.7 million) and foreign currency debt of Rs. 802,613.2 million (March 31, 2018: Rs. 829,076.6 million).

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### Indian rupee debt

The following tables set forth, for the periods indicated, a listing of major categories of Indian rupee debt.

Rupees in million				
At March 31, 2019				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds issued to institutional/individual investors	498,200.3	8.8%	7.4% to 14.2%	4.1
Refinance from financial institutions	214,319.8	7.1%	4.6% to 10.0%	2.5
Borrowings from other banks	49,097.7	8.8%	8.1% to 9.4%	3.4
Fixed deposits	5,747.5	8.4%	6.9% to 9.1%	2.5
Preference shares	-	-	-	-
<b>Total</b>	<b>767,365.3</b>	<b>8.3%</b>		<b>3.6</b>

Rupees in million				
At March 31, 2018				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds issued to institutional/individual investors	575,156.9	9.0%	7.2% to 14.2%	4.3
Refinance from financial institutions	170,388.0	7.1%	4.6% to 8.7%	2.8
Borrowings from other banks	29,068.5	8.2%	7.9% to 9.5%	3.4
Fixed deposits	2,177.3	8.3%	6.9% to 9.4%	1.3
Preference shares	3,500.0	0.001%	0.001%	0.1
<b>Total</b>	<b>780,290.7</b>	<b>8.5%</b>		<b>3.9</b>

#### Foreign currency debt

The following tables set forth, for the periods indicated, a listing of major categories of foreign currency debt.

Rupees in million				
At March 31, 2019				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds	455,422.9	4.2%	0.7% to 7.0%	2.7
Other borrowings	347,190.3	2.8%	0.0% to 4.4%	2.3
<b>Total</b>	<b>802,613.2</b>	<b>3.6%</b>		<b>2.5</b>

Rupees in million				
At March 31, 2018				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds	443,829.0	4.1%	0.7% to 7.0%	3.6
Other borrowings	385,247.6	2.3%	0.0% to 4.0%	2.3
<b>Total</b>	<b>829,076.6</b>	<b>3.3%</b>		<b>3.0</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

See note on "Schedule 18B- Additional note- Selected information from Indian GAAP financials" for assets pledged as securities for borrowings.

#### 4. Cash and cash equivalents

Deposits maintained with the Reserve Bank of India were Rs. 291,541.3 million at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 250,570.6 million) towards compliance with the guidelines governing minimum cash reserve requirements. Out of this, the Bank's minimum cash reserve requirement at March 31, 2019 was Rs. 255,817.8 million (March 31, 2018: Rs. 220,909.8 million) which is subject to withdrawal and usage restrictions.

Deposits with other banks include Rs. 26,495.3 million (March 31, 2018: Rs. 20,732.3 million) in deposit, which have original maturities greater than 90 days.

#### 5. Investments

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as held to maturity.

	Rupees in million							
	At March 31, 2019				At March 31, 2018			
	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value
<b>Held to maturity</b>								
Corporate debt securities	238,738.0	2,611.9	(1,875.2)	239,474.7	177,703.1	2,346.8	(951.4)	179,098.5
Government securities	1,460,234.4	21,237.1	(4,395.5)	1,477,076.0	1,336,200.7	7,524.2	(14,403.4)	1,329,321.5
Other debt securities	7,654.8	13.4	(0.4)	7,667.8	8,557.0	11.2	(2.2)	8,566.0
<b>Total debt securities</b>	<b>1,706,627.2</b>	<b>23,862.4</b>	<b>(6,271.1)</b>	<b>1,724,218.5</b>	<b>1,522,460.8</b>	<b>9,882.2</b>	<b>(15,357.0)</b>	<b>1,516,986.0</b>
Equity shares	367.3	-	-	367.3	326.1	-	-	326.1
Other securities	7,070.9	588.2	(117.4)	7,541.7	6,658.8	1,207.6	(59.1)	7,807.3
<b>Total</b>	<b>1,714,065.4</b>	<b>24,450.6</b>	<b>(6,388.5)</b>	<b>1,732,127.5</b>	<b>1,529,445.7</b>	<b>11,089.8</b>	<b>(15,416.1)</b>	<b>1,525,119.4</b>

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as available for sale.

	Rupees in million							
	At March 31, 2019				At March 31, 2018			
	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value
<b>Available for sale</b>								
Corporate debt securities	155,043.4	2,391.6	(1,139.0)	156,296.0	157,992.4	1,461.2	(1,664.0)	157,789.6
Government securities	348,982.2	1,855.2	(105.9)	350,731.5	350,051.2	820.9	(716.4)	350,155.7
Other debt securities	197,289.5	2,625.1	(886.4)	199,028.2	193,297.8	114.5	(1,301.4)	192,110.9
<b>Total debt securities</b>	<b>701,315.1</b>	<b>6,871.9</b>	<b>(2,131.3)</b>	<b>706,055.7</b>	<b>701,341.4</b>	<b>2,396.6</b>	<b>(3,681.8)</b>	<b>700,056.2</b>
Equity shares	129,583.4	34,545.6	(26,517.5)	137,611.5	109,137.5	40,839.5	(18,614.8)	131,362.2
Other securities	61,589.8	5,980.7	(1,997.8)	65,572.7	70,657.4	11,409.6	(4,567.7)	77,499.3
<b>Total</b>	<b>892,488.3</b>	<b>47,398.2</b>	<b>(30,646.6)</b>	<b>909,239.9</b>	<b>881,136.3</b>	<b>54,645.7</b>	<b>(26,864.3)</b>	<b>908,917.7</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

## Income from securities available for sale

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of income from securities classified as available for sale.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Interest	43,038.9	37,152.4	34,736.5
Dividend	1,721.4	1,321.6	1,415.6
<b>Total</b>	<b>44,760.3</b>	<b>38,474.0</b>	<b>36,152.1</b>
Gross realized gain	32,690.4	41,714.9	14,488.6
Gross realized loss	(7,823.3)	(3,934.1)	(2,720.6)
<b>Total</b>	<b>24,867.1</b>	<b>37,780.8</b>	<b>11,768.0</b>

## Income from securities held for trading

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of income from securities classified as held for trading.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Interest and dividend	20,527.8	22,211.7	21,283.6
Realized gain/(loss) on sale of trading portfolio	(50.0)	(1,937.9)	10,840.3
Unrealized gain/(loss) on trading portfolio	659.2	713.8	(1,758.6)
<b>Total</b>	<b>21,137.0</b>	<b>20,987.6</b>	<b>30,365.3</b>

## Maturity profile of debt securities

The following table sets forth a listing of each category of held to maturity debt securities at March 31, 2019, by maturity.

	Rupees in million	
	Amortized cost	Fair value
<b>Corporate debt securities</b>		
Less than one year	21,667.7	21,726.7
One to five years	97,226.5	97,475.6
Five to ten years	111,693.1	112,074.3
Greater than ten years	8,150.7	8,198.1
<b>Total corporate debt securities</b>	<b>238,738.0</b>	<b>239,474.7</b>
<b>Government securities</b>		
Less than one year	9,107.6	9,119.2
One to five years	559,081.3	565,336.4
Five to ten years	591,112.2	597,710.6
Greater than ten years	300,933.3	304,909.8
<b>Total government securities</b>	<b>1,460,234.4</b>	<b>1,477,076.0</b>
<b>Other debt securities</b>		
Less than one year	7,654.8	7,667.8
One to five years	-	-
Five to ten years	-	-
Greater than ten years	-	-
<b>Total other debt securities</b>	<b>7,654.8</b>	<b>7,667.8</b>
<b>Total debt securities classified as held to maturity</b>	<b>1,706,627.2</b>	<b>1,724,218.5</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth a listing of each category of available for sale debt securities at March 31, 2019, by maturity.

	Rupees in million	
	Amortized cost	Fair value
<b>Corporate debt securities</b>		
Less than one year	12,634.1	12,660.2
One to five years	111,043.7	111,691.4
Five to ten years	25,757.6	26,488.9
Greater than ten years	5,608.0	5,455.5
<b>Total corporate debt securities</b>	<b>155,043.4</b>	<b>156,296.0</b>
<b>Government securities</b>		
Less than one year	145,589.4	145,798.4
One to five years	155,485.6	156,665.9
Five to ten years	46,530.7	46,879.4
Greater than ten years	1,376.5	1,387.8
<b>Total Government securities</b>	<b>348,982.2</b>	<b>350,731.5</b>
<b>Other debt securities</b>		
Less than one year	113,914.2	114,361.4
One to five years	62,301.5	62,938.3
Five to ten years	9,258.0	9,403.7
Greater than ten years	11,815.8	12,324.8
<b>Total other debt securities</b>	<b>197,289.5</b>	<b>199,028.2</b>
<b>Total debt securities classified as available for sale</b>	<b>701,315.1</b>	<b>706,055.7</b>

#### 6. Repurchase transactions

The Group has undertaken repurchase and reverse repurchase transactions of Government securities during the year. These transactions are generally of a very short tenure and are undertaken with the Reserve Bank of India, banks and other financial institutions as counterparties.

At March 31, 2019, outstanding borrowings under repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility offered by Reserve Bank of India amounted to Rs. 148,045.3 million (March 31, 2018: Rs. 213,227.0 million) and the outstanding lendings under reverse repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 107,081.6 million (March 31, 2018: Rs. 151,407.2 million).

During fiscal 2019, average borrowings under repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 155,902.1 million (March 31, 2018: Rs. 118,739.2 million) and average lendings under reverse repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 73,226.1 million (March 31, 2018: Rs. 79,897.9 million).

#### 7. Loans

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of loans by category.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2019	2018
<b>Commercial loans</b>	<b>3,234,407.0</b>	<b>3,018,836.3</b>
Term loans	1,773,504.6	1,717,084.0
Working capital facilities <sup>1</sup>	1,460,902.4	1,301,752.3
<b>Consumer loans and credit card receivable</b>	<b>3,578,558.3</b>	<b>2,924,289.3</b>
Mortgage loans	2,098,716.3	1,770,663.1
Other secured loans	1,010,863.1	822,953.4
Credit cards	127,273.3	96,573.7
Other unsecured loans	341,705.6	234,099.1
<b>Lease financing<sup>2</sup></b>	<b>1,417.8</b>	<b>1,136.8</b>
<b>Total gross advances</b>	<b>6,814,383.1</b>	<b>5,944,262.4</b>
Provision for loan losses <sup>3</sup>	(344,766.3)	(275,720.2)
<b>Total net advances</b>	<b>6,469,616.8</b>	<b>5,668,542.2</b>

1. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.

2. Lease financing activity includes leasing and hire purchase.

3. Excludes provision on performing loans.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### Commercial loans

Commercial loans include term loans and working capital facilities extended to corporate and other business entities.

Each commercial loan undergoes a detailed credit review process in accordance with the Bank's credit policy. After disbursement, commercial loans are individually monitored and reviewed for any possible deterioration of the borrower's ability to repay the loan. Term loans, including corporate finance and project finance loans, are typically secured by a first lien on the borrower's fixed assets, which normally consist of property, plants and equipment. Working capital facilities, which include bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand, are typically secured by a first lien on the borrower's current assets, which normally consist of inventory and receivables.

The overall economic condition affecting businesses impacts the Bank's commercial loan portfolio. A prolonged slowdown in the Indian economy and significant decline in commodity prices could adversely affect clients' abilities to repay loans. In light of increasing international trade linkages, clients' abilities to repay loans may also be negatively affected by adverse economic developments in the United States and other major economies. Unfavorable exchange rate movements may also increase clients' debt burden and adversely affect their abilities to repay loans.

Project financing term loans provided to the industrial and manufacturing sectors constitute a significant portion of the Bank's commercial loan portfolio. Each client's ability to repay these loans depends on the viability of the project financed which, in turn, depends on the timeliness of the project's completion, the stability of government policies and changes in market demand.

#### Consumer loans

The Bank's consumer loan portfolio includes both secured loans and unsecured loans. Secured consumer loans constitute a significant majority of the Bank's total consumer loan portfolio. Though the loans in the Bank's secured loan portfolio are secured by first and exclusive liens on the assets financed, recoveries in case of default may be subject of delays up to several years, due to the protracted legal process in India. The challenge of collection, which is affected by the regulatory guidelines on collection practices, also affects recoveries. To mitigate risk, the Bank obtains direct debit mandates or post-dated checks on pre-specified dates for repayment of consumer installment loans.

#### *Secured consumer loan portfolio*

The Bank's secured loan portfolio consists of mortgage loans, automobile loans, commercial vehicle loans, jewel loans, farm equipment loans, kisan credit cards and other secured loans.

The Bank's mortgage loan portfolio includes home loans made to individuals and business entities and loan against mortgage of property for any business or personal requirement. Typically, mortgage loans are secured by first and exclusive liens on the financed properties. Borrower default risk is mitigated by rigorous credit review procedures. The Bank's mortgage loan portfolio risk is driven primarily by interest rate movement, the loan-to-value ratios of the loans in the portfolio changes in property price, the nature of the borrowers' employment (e.g., salaried or self-employed) and the borrowers' income levels.

The Bank's automobile loan and commercial vehicle loan portfolios are also secured by first liens on the assets financed by the loans. Major factors affecting the performance of the automobile loan portfolio include the nature of the borrowers' employment, the borrowers' income levels, the loan-to-value ratios of the loans in the portfolio and the nature of use of the financed vehicles. The Bank's commercial vehicle loan portfolio risk is largely driven by borrowers' characteristics, rate of economic activity and fuel price.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Bank extends kisan credit card facility to farmers for meeting their cost of cultivation and other ancillary expenses. These loans are secured by hypothecation of crops and mortgage of the agricultural land. Unfavorable monsoon, natural calamities and announcement of farm loan waiver by state governments are among the key risk drivers of kisan credit card portfolio.

The Bank provides jewel loans against gold ornaments and gold coins. Key risks include volatility in gold price and authenticity (purity and weight) of the jewels.

Borrowers' abilities to repay farm equipment loans generally depend on the agriculture in India which, in turn, depends on the timing of monsoons.

#### Unsecured consumer loan portfolio

The Bank's unsecured loan portfolio includes personal loans, credit cards and other unsecured loans. General economic conditions and other factors such as changes in unemployment rates, economic growth rates and borrowers' income levels impact this portfolio.

#### Maturity profile of loans

The following table sets forth, for the periods indicated, the maturity profile of loans.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2019	2018
Less than one year	1,963,603.8	1,702,635.4
One to five years	2,918,084.0	2,479,244.5
Greater than five years	1,587,929.0	1,486,662.3
<b>Total</b>	<b>6,469,616.8</b>	<b>5,668,542.2</b>

#### Interest income on loans

The Bank and its housing finance subsidiary recognizes interest income on loans in the profit and loss account as it accrues except in the case of non-performing loans where interest is recognized upon realization, as per the income recognition and asset classification norms of Reserve Bank of India/National Housing Bank. Interest income in borrower accounts that are upgraded from the non-performing category to the standard category is accrued from the date of such upgrade. For assets, where the Bank invoked resolution scheme of strategic debt restructuring, change in ownership outside strategic debt restructuring or sustainable structuring of stressed assets, the interest income was recognized upon realization during the stand-still period. From February 12, 2018, Reserve Bank of India withdrew the scheme of strategic debt restructuring, change in ownership outside strategic debt restructuring or sustainable structuring of stressed assets and the interest income for the cases, where these resolution schemes were not implemented, has been recognized as per the income recognition and asset classification norms of Reserve Bank of India. The overseas banking subsidiaries of the Bank recognize interest on loans as it accrues except in the case of impaired loans where interest is accrued on net loans.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of interest income on loans.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Commercial loans <sup>1</sup>	224,381.1	193,726.0	196,000.1
Consumer loans and credit card receivables <sup>2</sup>	284,448.2	238,801.1	224,803.6
Lease financing <sup>3</sup>	19.0	1.1	--
<b>Total</b>	<b>508,848.3</b>	<b>432,528.2</b>	<b>420,803.7</b>

1. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.
2. Includes mortgage loans, automobile loans, commercial business loans, two wheeler loans, personal loans, credit card receivables and farm equipment loans.
3. Lease financing activity includes leasing and hire purchase.

#### Standard restructured loans

The Group classifies a loan as a restructured loan where it has made concessionary modifications, which include changes in repayment period, principal amount, repayment installment and reduction in rate of interest, that it would not otherwise consider, to the contractual terms of a loan to a borrower experiencing financial difficulties. From February 12, 2018 this definition has been expanded to include loans where the Bank has entered into a settlement and the time given for payment of the settlement amount exceeds three months. Upto February 12, 2018, loan accounts subjected to restructuring by the Bank were upgraded to the standard category from standard restructured category if the borrower demonstrated, over a minimum period of one year, the ability to repay the loan in accordance with the contractual terms and the borrower was reinstated to a normal level of general provisions for standard loans/risk weights for capital adequacy computations. The period of one year was from the commencement of the first payment of principal or interest whichever was later on the credit facility with the longest period of moratorium under the restructured terms. From February 12, 2018, large restructured accounts (accounts where the aggregate exposure of lenders is Rs. 1.00 billion and above) would qualify for an upgrade if in addition to demonstration of satisfactory payment performance as mentioned above, the loan is rated at investment grade (BBB+ or better) at the end of the 'specified period' by credit rating agencies accredited with the Reserve Bank of India. Borrower accounts with an aggregate exposure of Rs. 5.00 billion and above require ratings from two credit rating agencies while those below Rs. 5.00 billion require a rating from one credit rating agency. The Reserve Bank of India has separate guidelines for restructured loans. Up to year-end fiscal 2015, a fully secured standard loan (other than in specified categories such as personal loans, capital market exposures and commercial real estate exposures) could be restructured by rescheduling the principal repayment and/or the interest element without being classified as non-performing subject to compliance with prescribed conditions, but separately disclosed as a standard restructured loan. Loans restructured by the Bank after April 1, 2015 (excluding loans given for implementation of projects in the infrastructure sector and non-infrastructure sector and which are delayed up to a specified period) by re-scheduling the principal repayments and/or the interest element are classified as non-performing.

At March 31, 2019, the Group had committed to lend (including non fund-based facilities) Rs. 754.2 million (March 31, 2018: Rs. 2,967.4 million) to borrowers who are parties to standard restructurings.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the dates indicated, a listing of standard restructured loans.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2019	2018
<b>Commercial loans</b>		
Term loans	1,552.6	16,023.8
Working capital facilities	2,046.6	2,325.2
<b>Consumer loans</b>		
Mortgage loans	55.1	44.7
Other secured loans	85.0	185.1
Credit cards	--	--
Other unsecured loans	--	--
<b>Lease financing</b>	--	--
<b>Total gross restructured loans</b>	<b>3,737.3</b>	<b>18,578.8</b>
Provision for loan losses	(278.9)	(628.1)
<b>Total net restructured loans</b>	<b>3,458.4</b>	<b>17,950.7</b>

Represents entire borrower level outstanding of the restructured accounts.

During fiscal 2017, the Reserve Bank of India introduced a scheme for sustainable structuring of stressed assets and issued guidelines which sought to strengthen banks' ability to undertake resolution of large borrower accounts that are facing financial difficulties on account of delays in completing large projects. The scheme aimed at enabling lenders to initiate deep financial restructuring, subject to fulfillment of certain conditions, for sustainable revival of projects. The scheme envisaged bifurcation of the current dues of a borrower into sustainable debt and other than sustainable debt as per an independent study of the viability of the borrower's operations. The scheme also envisaged that the asset classification of the borrower as on a 'reference date' (date on which the lenders jointly decide to invoke the scheme) would continue for a period of 180 days (stand-still period). On February 12, 2018, the Reserve Bank of India withdrew the scheme for sustainable structuring of stressed assets and stand-still benefit was withdrawn where such schemes were not implemented on that date. At March 31, 2019, the portfolio of loans where this scheme had been implemented by the Bank was Rs. 6.2 billion (March 31, 2018: Rs. 6.6 billion).

In fiscal 2016, the Reserve Bank of India issued guidelines permitting banks to flexibly structure long-term project loans to infrastructure and other core industries with an option to periodically refinance the loans without such refinancing being considered as restructuring. At March 31, 2019, the portfolio of such loans was Rs. 45.9 billion (March 31, 2018: Rs. 60.6 billion) out of which Rs. 19.1 billion (March 31, 2018: Rs. 21.2 billion) was classified as performing loans.

#### Non-performing loans

The Bank classifies all credit exposures at a borrower level, including overdues arising from crystallized derivative contracts, into performing and non-performing loans as per Reserve Bank of India guidelines. Under Reserve Bank of India guidelines, an asset is generally classified as non-performing if any amount of interest or principal remains overdue for more than 90 days, in respect of term loans. In respect of overdraft or cash credit, an asset is classified as non-performing if the account remains out of order for a period of 90 days and in respect of bills, if the account remains overdue for more than 90 days. Reserve Bank of India guidelines also require an asset to be classified as non-performing based on certain other criteria like restructuring of a loan, inability of a borrower to complete a project funded by banks within stipulated timelines and certain other non-financial parameters. Advances held at the overseas branches that are identified as impaired as per host country regulations for reasons other than record of recovery, but which are standard as per the extant Reserve Bank of India guidelines, are identified as non-performing to the extent of amount of outstanding in the host country. In case of the Bank's housing finance subsidiary, loans and other credit facilities are classified into performing and non-performing loans as per the National Housing Bank guidelines. Further, non-performing loans are classified into sub-standard, doubtful and loss assets based on the criteria stipulated by Reserve Bank of India/National Housing Bank. Loans in the Bank's United Kingdom's subsidiary are classified as impaired if there is objective evidence of

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the loan (a loss event) and that loss event (or events) has an impact on the estimated future cash flows of the loans that can be reliably estimated. Loans in the Bank's Canadian subsidiary are considered credit-impaired when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of that loan have occurred.

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of non-performing loans.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2019	2018
<b>Commercial loans</b>		
Term loans	310,119.6	376,121.1
Working capital loans	124,160.1	150,433.7
<b>Consumer loans</b>		
Mortgage loans	18,395.7	16,526.1
Other secured loans	21,825.9	16,085.0
Credit cards	4,661.4	3,136.0
Other unsecured loans	6,526.6	4,736.1
<b>Lease financing</b>	--	--
<b>Total gross non-performing loans</b>	<b>485,689.3</b>	<b>567,038.0</b>
Provision for loan losses	(343,643.1)	(274,118.0)
<b>Total net non-performing loans</b>	<b>142,046.2</b>	<b>292,920.0</b>

Identification of loans as non-performing/impaired is in line with guidelines applicable to the Bank and respective subsidiaries.

#### *Provision for loan losses*

The Bank and its housing finance subsidiary hold specific provisions against non-performing loans and general provisions against performing loans as per the requirements of respective regulators. The assessment of incremental specific provisions is made after taking into consideration the existing specific provision held. The specific provisions on retail loans held by the Bank and its housing finance subsidiary are higher than the minimum regulatory requirements. The Bank's United Kingdom's subsidiary maintains provision for loan losses at a level that management considers adequate to absorb identified credit related losses as well as losses that have occurred but are not yet identifiable. The Bank's Canadian subsidiary maintains provision for all financial assets using expected credit loss model. The expected credit loss for impaired financial assets is computed based on individual assessment of expected cash flows from such assets. The Bank makes provision on assets that are restructured/rescheduled in accordance with the applicable Reserve Bank of India guidelines on restructuring of advances by banks.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in the provision for loan losses on standard restructured loans.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
<b>Provision for loan losses at the beginning of the year</b>	<b>628.1</b>	<b>3,011.6</b>	<b>7,581.4</b>
Provision for loan losses made during the year	16.0	28.6	270.8
Reduction/write-back of excess provision <sup>1</sup>	(365.2)	(2,412.1)	(4,840.6)
<b>Provision for loan losses at the end of the year</b>	<b>278.9</b>	<b>628.1</b>	<b>3,011.6</b>

1. Includes provisions on restructured loans which were upgraded to standard assets/downgraded to non-performing assets during the period.

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in the provision for loan losses on non-performing loans.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
<b>Provision for loan losses at the beginning of the year</b>	<b>274,118.0</b>	<b>186,950.7</b>	<b>143,771.2</b>
Provision for loan losses made during the year	206,845.5	205,183.6	170,530.5
Write-off/write-back of excess provision <sup>1</sup>	(137,320.4)	(118,016.3)	(127,351.0)
<b>Provision for loan losses at the end of the year</b>	<b>343,643.1</b>	<b>274,118.0</b>	<b>186,950.7</b>

1. Includes provisions on loans which were upgraded during the period.

The following table sets forth the movement in the provision for loan losses for the year ended March 31, 2019.

Particulars	Rupees in million				
	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Unallocated	Total
<b>A. Non-performing loans</b>					
Aggregate provision for loan losses at the beginning of the year	251,833.6	22,284.4	..	..	274,118.0
Add: Provisions for loan losses	193,905.8	12,939.7	..	..	206,845.5
Less: Utilized for write-off of loans	(120,493.5)	(1,640.9)	..	..	(122,134.4)
Less: Write back of excess provisions	(9,855.8)	(5,330.2)	..	..	(15,186.0)
<b>A. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for non-performing loans</b>	<b>315,390.1</b>	<b>28,253.0</b>	<b>..</b>	<b>..</b>	<b>343,643.1</b>
<b>B. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for performing loans including restructured loans</b>	<b>5,888.3</b>	<b>3.8</b>	<b>..</b>	<b>31,496.1</b>	<b>37,388.2</b>
<b>C. Aggregate provision for loan losses at the end of the year (A) + (B)</b>	<b>321,278.4</b>	<b>28,256.8</b>	<b>..</b>	<b>31,496.1</b>	<b>381,031.3</b>
Closing balance: individually evaluated for impairment	321,278.4	28,256.8	..	..	349,535.2
Closing balance: collectively evaluated for impairment	..	..	..	31,496.1	31,496.1
Closing balance: loans acquired with deteriorated credit quality	..	..	..	..	..

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the movement in the provision for loan losses for the year ended March 31, 2018.

Particulars	Rupees in million				
	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Unallocated	Total
A. Non-performing loans					
Aggregate provision for loan losses at the beginning of the year	169,741.6	17,209.1	--	--	186,950.7
Add: Provisions for loan losses	194,201.3	10,982.3	--	--	205,183.6
Less: Utilized for write-off of loans	(85,629.9)	(1,147.9)	--	--	(86,777.8)
Less: Write back of excess provisions	(26,479.4)	(4,759.1)	--	--	(31,238.5)
A. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for non-performing loans	251,833.6	22,284.4	--	--	274,118.0
B. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for performing loans including restructured loans	9,562.8	6.5	--	28,572.3	38,141.6
<b>C. Aggregate provision for loan losses at the end of the year (A) + (B)</b>	<b>261,396.4</b>	<b>22,290.9</b>	<b>--</b>	<b>28,572.3</b>	<b>312,259.6</b>
Closing balance: individually evaluated for impairment	261,396.4	22,290.9	--	--	283,687.3
Closing balance: collectively evaluated for impairment	--	--	--	28,572.3	28,572.3
Closing balance: loans acquired with deteriorated credit quality	--	--	--	--	--

While the Group assesses the incremental specific provisions after taking into consideration the existing specific provision held, the amounts recovered against debts written off in earlier years and provisions no longer considered necessary in the context of the current status of the borrower are recognized in the profit and loss account. The Bank's Canadian subsidiary adopted IFRS 9 – Financial Instruments from April 1, 2018 and measures impairment loss on all financial assets using expected credit loss model based on a three-stage approach. At March 31, 2019, the Bank's Canadian subsidiary classified its exposure of Rs. 13,733.7 million as Stage-2 (financial assets, that are not credit impaired, but which have experienced significant increase in credit risk since origination), with allowance of Rs. 447.8 million.

#### Aging Analysis of Past Due Financing Receivable - Performing Loans

Any amount due under a credit facility is considered as 'past due' if it remains unpaid for more than 30 days from the due date fixed by the Bank or its subsidiaries.

The following table sets forth the aging analysis of past due performing loans at March 31, 2019.

Particulars	Rupees in million				
	Current <sup>1</sup>	31 to 60 days	61 to 90 days	Above 90 days <sup>2</sup>	Total past due <sup>3</sup>
<b>Commercial loans</b>					
Term loans	1,436,976.5	7,416.5	3,514.2	26.5	10,957.2
Working capital facilities <sup>4</sup>	1,329,529.8	4,187.2	2,564.0	460.9	7,212.1
<b>Consumer loans</b>					
Mortgage loans	2,067,429.4	7,027.8	5,863.4	--	12,891.2
Other secured loans	955,527.6	13,185.9	6,078.4	20,802.0	40,066.3
Credit cards	120,129.7	1,630.0	852.2	--	2,482.2
Other unsecured loans	341,955.0	1,378.5	739.2	1.2	2,118.9
<b>Lease financing</b>	<b>1,417.8</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>
<b>Total</b>	<b>6,252,965.8</b>	<b>34,825.9</b>	<b>19,611.4</b>	<b>21,290.6</b>	<b>75,727.9</b>

1. Loans up to 30 days past due are considered current.
2. Primarily includes crop related agriculture loans overdue less than 360 days.
3. The amount disclosed represents the outstanding amount of the facility which has overdue, and not the borrower-level outstanding.
4. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the aging analysis of past due performing loans at March 31, 2018.

Particulars	Rupees in million				Total past due <sup>3</sup>
	Current <sup>1</sup>	31 to 60 days	61 to 90 days	Above 90 days <sup>2</sup>	
<b>Commercial loans</b>					
Term loans	1,316,678.5	22,787.2	1,419.6	77.6	24,284.4
Working capital facilities <sup>4</sup>	1,140,483.1	7,100.4	1,337.1	2,398.1	10,835.6
<b>Consumer loans</b>					
Mortgage loans	1,743,629.4	6,219.0	4,236.7	51.9	10,507.6
Other secured loans	776,916.5	11,080.0	5,043.0	13,828.9	29,951.9
Credit cards	91,921.7	1,058.8	457.1	0.1	1,516.0
Other unsecured loans	228,002.7	924.3	435.9	--	1,360.2
<b>Lease financing</b>	<b>1,136.8</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>
<b>Total</b>	<b>5,298,768.7</b>	<b>49,169.7</b>	<b>12,929.4</b>	<b>16,356.6</b>	<b>78,455.7</b>

1. Loans up to 30 days past due are considered current.
2. Primarily includes crop related agriculture loans overdue less than 360 days and other loans assessed not impaired as per guidelines applicable to overseas banking subsidiaries.
3. The amount disclosed represents the outstanding amount of the facility which has overdues, and not the borrower-level outstanding.
4. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.

The following table sets forth the recorded investment in non-performing loans at March 31, 2019.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in non-performing loans (net of provision)	Total recorded investment in respect of which non-performing loans provision calculated (net of provision)	Total recorded investment in respect of which non-performing loans provision not calculated	Unpaid principal amount
<b>Commercial loans</b>				
Term loans	91,961.5	91,961.5	--	310,119.6
Working capital facilities	26,928.1	26,928.1	--	124,160.1
<b>Consumer loans</b>				
Mortgage loans	10,880.2	10,880.2	--	18,395.7
Other secured loans	10,188.3	10,188.3	--	21,825.9
Credit cards	778.3	778.3	--	4,661.4
Other unsecured loans	1,309.8	1,309.8	--	6,526.6
<b>Lease financing</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>
<b>Total</b>	<b>142,046.2</b>	<b>142,046.2</b>	<b>--</b>	<b>485,689.3</b>

The following table sets forth the recorded investment in non-performing loans at March 31, 2018.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in non-performing loans (net of provision)	Total recorded investment in respect of which non-performing loans provision calculated (net of provision)	Total recorded investment in respect of which non-performing loans provision not calculated	Unpaid principal amount
<b>Commercial loans</b>				
Term loans	203,213.1	203,213.1	--	376,121.1
Working capital facilities	71,508.1	71,508.1	--	150,433.7
<b>Consumer loans</b>				
Mortgage loans	10,417.4	10,417.4	--	16,526.1
Other secured loans	6,141.2	6,141.2	--	16,085.0
Credit cards	531.5	531.5	--	3,136.0
Other unsecured loans	1,108.7	1,108.7	--	4,736.1
<b>Lease financing</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>
<b>Total</b>	<b>292,920.0</b>	<b>292,920.0</b>	<b>--</b>	<b>567,038.0</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### Credit quality indicators of loans

The Group has a comprehensive framework for monitoring credit quality of its corporate and retail loans based on internal ratings. For the majority of the portfolio, the credit rating of every borrower/portfolio is reviewed at least annually. For the purpose of disclosure, the Group has used internal ratings as credit quality indicator.

The following table sets forth, a description of internal rating grades linked to the likelihood of default associated with each rating grade:

Grade	Definition
(I) Investment grade	Entities/obligations are judged to offer moderate to high protection with regard to timely payment of financial obligations.
AAA, AA+, AA, AA-, 1, 2A-C	Entities/obligations are judged to offer high protection with regard to timely payment of financial obligations.
A+, A, A-, 3A-C	Entities/obligations are judged to offer an adequate degree of protection with regard to timely payment of financial obligations.
BBB+, BBB and BBB-, 4A-C	Entities/obligations are judged to offer moderate protection with regard to timely payment of financial obligations.
(II) Below investment grade (BB and B, D, 5, 6, 7, 8)	Entities/obligations are judged to offer inadequate protection with regard to timely payment of financial obligations.

The following table sets forth, for the periods indicated, credit quality indicators of net loans.

	Rupees in million	
	Year ended March 31, 2019	Year ended March 31, 2018
<b>Rating grades</b>		
<b>Investment grade</b>	<b>6,168,280.0</b>	<b>5,116,900.0</b>
AAA, AA+, AA, AA-, 1, 2A-C	2,909,992.5	2,401,591.4
A+, A, A-, 3A-C	1,434,522.3	1,143,411.6
BBB+, BBB and BBB-, 4A-C	1,823,765.2	1,571,897.0
<b>Below investment grade<sup>1</sup></b>	<b>281,763.5</b>	<b>517,230.2</b>
<b>Unrated</b>	<b>19,573.3</b>	<b>34,412.0</b>
<b>Net loans</b>	<b>6,469,616.8</b>	<b>5,668,542.2</b>

1. Includes non-performing and restructured loans.

#### 8. Financial assets transferred during the year to securitization company (SC)/reconstruction company (RC)

The Bank has transferred certain assets to securitization companies (SCs)/asset reconstruction companies (ARCs) in compliance with the terms of the guidelines issued by the Reserve Bank of India governing such transfer. The Bank transfers its non-performing assets/special mention accounts-2 to asset reconstruction companies primarily in exchange for the receipt of securities in the form of pass-through instruments issued by such ARCs, wherein payments to holders of securities are based on the actual realized cash flows from the transferred assets. In accordance with RBI guidelines, in case of non-performing/special mention account-2 loans sold to SC/RC, the Bank reverses the excess provision in profit and loss account in the year in which amounts are received. Any shortfall of sale value over the net book value on sale of such assets is recognized.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

by the Bank in the year in which the assets are sold. For the purpose of the valuation of underlying security receipts issued by underlying trusts managed by ARCs, the security receipts are valued at their respective net asset values as advised by the ARCs.

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of the assets transferred.

	Rupees in million, except number of accounts		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Number of accounts <sup>1,2</sup>	15	15	35
Aggregate value (net of provisions) of accounts sold to SC/RC	2,764.1	5,398.6	37,095.2
Aggregate consideration <sup>3</sup>	3,851.5	5,719.4	32,268.1
Additional consideration realized in respect of accounts transferred in earlier years	--	--	--
Aggregate gain/(loss) over net book value <sup>3,4,5</sup>	1,087.4	320.8	(4,827.1)

1. Excludes accounts previously written-off.

2. Represents corporate loans.

3. During the year ended March 31, 2019, excludes security receipts received amounting to Nil (March 31, 2018: Rs. 153.6 million, March 31, 2017: Rs. 359.2 million) towards interest overdue not recognized as income.

4. During the year ended March 31, 2019, the Bank recognized loss of Rs. 1,024.0 million (March 31, 2018: Nil, March 31, 2017: Rs. 7,043.5 million) on sale of non-performing assets to ARCs.

5. During the year ended March 31, 2019, the Bank recognized gain of Rs. 2,111.4 million (March 31, 2018: Rs. 320.8 million, March 31, 2017: Rs. 2,216.4 million) on sale of non-performing assets to ARCs, out of which Nil (March 31, 2018: Rs. 200.2 million, March 31, 2017: Rs. 1,883.8 million) has been set aside towards the security receipts received on such sale.

#### 9. Details of non-performing assets sold, excluding those sold to SC/RC

The Bank has sold certain non-performing assets to banks/financial institutions in compliance with the terms of the guidelines issued by Reserve Bank of India on such sale.

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of non-performing assets sold to banking or financial companies, excluding those sold to SC/RC.

	Rupees in million, except number of accounts		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
No. of accounts <sup>1</sup>	--	1	2
Aggregate value (net of provisions) of accounts sold, excluding those sold to SC/RC	--	3,444.5	1,526.5
Aggregate consideration	--	3,988.7	2,207.4
Aggregate gain/(loss) over net book value	--	544.2	680.9

1. Represents corporate loans.

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of non-performing assets sold to entities other than banking or financial companies, excluding those sold to SC/RC.

	Rupees in million, except number of accounts		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
No. of accounts <sup>1</sup>	2	--	1
Aggregate value (net of provisions) of accounts sold, excluding those sold to SC/RC	--	--	--
Aggregate consideration	28,653.3	--	39.3
Aggregate gain/(loss) over net book value	28,653.3	--	39.3

1. Represents corporate loans.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### 10. Concentration of credit risk

Concentration of credit risk exists when changes in economic, industry or geographic factors affect groups of counter-parties whose aggregate credit exposure is material in relation to the Group's total credit exposure. The Group's portfolio of financial instruments is broadly diversified along industry, product and geographic lines primarily within India.

The Group is subject to supervision guidelines issued by the Reserve Bank of India. The Group's 20 largest exposures (non-bank) based on gross exposure (credit, derivative and investments), totaled Rs. 1,231,961.2 million at March 31, 2019 which represented 97.8% of the capital funds (March 31, 2018: Rs. 1,282,689.9 million representing 108.8% of the capital funds). The single largest exposure (non-bank) at March 31, 2019 was Rs. 120,844.2 million which represented 9.6% of the capital funds (March 31, 2018: Rs. 137,686.3 million representing 11.7% of the capital funds).

The largest group of companies under the same management control accounted for 23.2% of the capital funds at March 31, 2019 (March 31, 2018: 22.9% of the capital funds).

#### 11. Loan commitments

The Group has outstanding undrawn commitments to provide loans and financing to customers. These loan commitments aggregated to Rs. 1,560,566.2 million (including fund-based commitments fungible with non fund-based facilities) at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 1,377,917.6 million). The interest rate on a significant portion of these commitments is dependent on the lending rates prevailing on the date of the loan disbursement. Further, the commitments have fixed expiration dates and are generally contingent upon the borrower's ability to maintain specific credit standards.

#### 12. Capital commitments

The Group is obligated under a number of capital contracts. Capital contracts are job orders of a capital nature, which have been committed. The amounts of contracts remaining to be executed on capital account aggregated to Rs. 7,507.9 million at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 5,561.2 million).

#### 13. Derivatives

ICICI Bank is a major participant in the financial derivatives market in India. The Bank deals in derivatives for balance sheet management, proprietary trading and market making purposes whereby the Bank offers derivative products to its customers, enabling them to hedge their risks.

Dealing in derivatives is carried out by identified groups in the treasury of the Bank based on the purpose of the transaction. Derivative transactions are entered into by the treasury front office. Treasury Control and Service Group conducts an independent check of the transactions entered into by the front office and also undertakes activities such as confirmation, settlement, accounting, risk monitoring and reporting and ensures compliance with various internal and regulatory guidelines.

The market making and the proprietary trading activities in derivatives are governed by the investment policy and the derivative policy of the Bank, which lay down the position limits, stop loss limits as well as other risk limits. The Risk Management Group lays down the methodology for computation and monitoring of risk. The Risk Committee of the Board reviews the Bank's risk management policies in relation to various risks including credit and recovery policy, investment policy, derivative policy, asset liability management policy and operational risk management policy. The Risk Committee of the Board comprises non-executive directors and the Managing Director and CEO.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Bank measures and monitors risk of its derivatives portfolio using such risk metrics as value at risk, stop loss limits and relevant risk measures for options. Risk reporting on derivatives forms an integral part of the management information system.

The use of derivatives for hedging purposes under Indian GAAP is governed by the hedge policy approved by asset liability management committee. Subject to prevailing Reserve Bank of India guidelines, the Bank deals in derivatives for hedging fixed rate, floating rate or foreign currency assets/liabilities. Transactions for hedging and market making purposes are recorded separately. For hedge transactions, the Bank identifies the hedged item (asset or liability) at the inception of the hedge itself. The effectiveness is assessed at the time of inception of the hedge and periodically thereafter.

Hedge derivative transactions are accounted for pursuant to the principles of hedge accounting based on guidelines issued by Reserve Bank of India. Derivatives for market making purpose are marked to market and the resulting gain/loss is recorded in the profit and loss account. The premium on option contracts is accounted for as per Foreign Exchange Dealers Association of India guidelines.

Credit exposure on interest rate and currency derivative transactions (both trading and hedging), is computed using the current exposure method according to Reserve Bank of India guidelines, which is arrived at by adding up the positive mark-to-market values and the potential future exposure of these contracts. According to the Reserve Bank of India guidelines, the potential future exposure is determined by multiplying the notional principal amount of each of these contracts (irrespective of whether the mark-to-market value of these contracts is zero, positive or negative value) by the relevant add-on factor, ranging from 0.5% to 15%, according to the type of contract and residual maturity of the instrument. The credit exposure for equity futures and options is computed based on the market value and open quantity of the contracts at the balance sheet date.

Over the counter derivative transactions are covered under International Swaps and Derivatives Association master agreements with the respective counter parties.

The following table sets forth the details of the notional amounts, fair value, realized/unrealized gain and loss on derivatives and credit exposure of trading derivatives for the year ended March 31, 2019.

Particulars	Rupees in million				
	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Gain/(loss) on derivatives <sup>1</sup>	Credit exposure
Interest rate derivatives <sup>2</sup>	17,943,077.5	31,627.5	(30,343.2)	1,499.9	203,370.0
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) <sup>3</sup>	5,905,469.3	43,515.1	(44,476.4)	9,850.8	219,078.2
Equity derivatives	1,438.6	4.9	(1.8)	79.2	1,184.1
Un-funded credit derivatives	-	-	-	5.7	-

1. The Bank has additionally recorded a loss of Rs. 49.4 million due to credit losses.

2. Includes foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options.

3. Includes foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the details of the notional amounts, fair value, realized/unrealized gain and loss on derivatives and credit exposure of trading derivatives for the year ended March 31, 2018.

Particulars	Rupees in million				
	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Gain/(loss) on derivatives <sup>1</sup>	Credit exposure
Interest rate derivatives <sup>2</sup>	11,470,578.6	17,611.9	(17,201.0)	(751.7)	123,515.9
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) <sup>3</sup>	5,411,702.5	42,680.5	(35,970.3)	14,936.8	205,922.7
Equity derivatives	1,085.1	2.6	(0.3)	110.7	819.4
Un-funded credit derivatives	-	-	-	11.7	-

1. The Bank has additionally recorded a loss of Rs. 570.4 million due to credit losses.
2. Includes foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options.
3. Includes foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures.

The following table sets forth the details of the notional amounts, marked to market position and credit exposure of hedging derivatives for the year ended March 31, 2019.

Particulars	Rupees in million			
	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Credit exposure
Interest rate derivatives <sup>1</sup>	434,375.4	2,675.8	(3,612.8)	8,497.4
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) <sup>2</sup>	15,395.5	130.7	(482.7)	1,536.2

1. Includes foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options.
2. Includes foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures.

The following table sets forth the details of the notional amounts, marked to market position and credit exposure of hedging derivatives for the year ended March 31, 2018.

Particulars	Rupees in million			
	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Credit exposure
Interest rate derivatives <sup>1</sup>	404,510.3	2,146.1	(7,270.8)	8,210.8
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) <sup>2</sup>	524.1	8.3	-	18.8

1. Includes foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options.
2. Includes foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures.

The gains/(losses) on hedged items arising from changes in fair value for the year ended March 31, 2019 and March 31, 2018 amounted to Rs. (4,118.7) million and Rs. 6,165.0 million respectively and gains/(losses) on corresponding hedging instruments arising from changes in fair value during the year ended March 31, 2019 and March 31, 2018 amounted to Rs. 4,669.6 million and Rs. (6,430.3) million respectively.

Additionally, the Group has also hedged the foreign currency exposure of its net investment in foreign operations through currency forward contracts of a notional amount of Rs. 129,816.9 million at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 45,383.9 million). The gross positive and negative fair values of these hedging instruments were Rs. 2,941.6 million (March 31, 2018: Rs. 414.1 million) and Rs. (18.7) million (March 31, 2018: Rs. (120.2) million) and the credit exposure was Rs. 5,308.5 million at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 1,607.3 million).

The Bank offers deposit products to customers of its offshore branches with structured returns linked to interest, currency, credit or equity benchmarks. The Bank covers these exposures in the inter-bank market. At March 31, 2019, the net open position on this portfolio was Nil (March 31, 2018: Nil) with mark-to-market gain of Nil (March 31, 2018: Nil) at that date.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The fair value amount of such structured returns linked derivatives that were in net liability position at March 31, 2019 was Rs. 31.4 million (March 31, 2018: Rs. 82.4 million). With reference to such instruments, the Bank does not place any collateral with the counterparties. The aggregate amount needed to settle such instruments immediately if the credit risk related contingent features were triggered at March 31, 2019 would be Nil (March 31, 2018: Nil).

#### 14. Tax contingencies

Various tax-related legal proceedings are pending against the Group at various levels of appeal either with the tax authorities or in the courts. Where, after considering all available information, a liability requires accrual in the opinion of management, the Group accrues such liability.

Where such proceedings are sufficiently advanced to enable management to assess that a liability exists and are subject to reasonable estimation, management records its best estimate of such liability. Where a reasonable range of potential outcomes is estimated, management records its best estimate, or in the absence of a basis for selecting a specific estimate within a range, management records a liability no less than the lower end of the estimated range. The contested tax demands are adjusted by the tax authorities against refunds due to the Group on favorable resolution of other years' appeals/completion of assessments or paid or kept in abeyance in accordance with the terms of the stay order. The payment/adjustment/stay does not prejudice the outcome of the appeals filed by the Group. The tax payments are recorded as tax paid in advance under other assets.

At March 31, 2019, the Group has assessed its contingent tax liability at an aggregate of Rs. 63,032.2 million (March 31, 2018: Rs. 70,682.5 million), mainly pertaining to income tax, service tax and sales tax/ value added tax demands by the Indian tax authorities for past years. The Group has appealed each of these tax demands. Based on consultation with counsel and favorable decisions in the Group's own or other similar cases as set out below, the Group's management believes that the tax authorities are not likely to be able to substantiate their tax assessments and accordingly has not provided for these tax demands at March 31, 2019. Disputed tax issues that are classified as remote are not disclosed as contingent liabilities by the Group.

In the Group's sales tax/value added tax demand aggregating to Rs. 3,851.6 million (March 31, 2018: Rs. 3,113.3 million) by the tax authorities, the Group has appealed against the tax demands and expects a favorable outcome based on opinions from the counsels and decisions in own/other cases. The disputed issues mainly pertain to value added tax on disposal of repossessed assets, tax on inter-state/import leases by various state government authorities in respect of lease transactions entered into by the Bank and bullion transactions related matters pertaining to procedural issues like submission of statutory forms.

In the Group's service tax demand aggregating to Rs. 13,377.0 million (March 31, 2018: Rs. 10,014.3 million) by the tax authorities, the disputed issues mainly pertain to the demands along with interest and penalty levied by the service tax authorities. Of the total demand, Rs. 5,922.8 million pertains to the Bank, mainly relating to interest charged on liquidity facilities provided to the trusts on securitized loan portfolio, inter-change fee received by the Bank as an issuing bank on card transactions, amount received as subvention income from dealer/manufacturer for interest forgone by the Bank, amount paid as foreign bank charges in case of import and export transactions, disallowance of input credit availed for service tax on deposit insurance premium alongwith penalty thereon, ATM interchange fee paid by the Bank and collection agency fee paid to assignor arising out of securitization transactions. An amount of Rs. 1,537.0 million pertains to life insurance subsidiary for levy of service tax on receipt of surrender/foreclosure charges under unit linked insurance plans or life insurance plans, Rs. 4,078.6 million pertains to general insurance subsidiary for disallowance of service tax input credit on payments made to automobile dealers, Rs. 1,091.6 million pertains to venture capital fund mainly in respect of retention of contribution received.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

by the fund, treated as fee received in lieu of management services rendered by them and Rs. 255.9 million pertains to Venture Funds Management Company for levy of service tax on the income received from investment in venture capital units, by treating the same as performance fee received. The balance amount of Rs. 491.1 million pertains to other Group entities. The Group believes that the tax authorities would not be able to substantiate the above tax demands.

The Group's assessments of income tax and interest tax aggregating to Rs. 45,803.6 million (March 31, 2018: Rs. 57,554.8 million) includes appeals filed by the Group or the tax authorities, where the Group is relying on favorable precedent decisions of the appellate authorities and counsel opinions. The key disputed liabilities are detailed below:

**Disallowance of expenses to earn tax free income: Rs. 20,954.9 million (March 31, 2018: Rs. 21,893.4 million)** mainly relates to whether interest expenses can be attributed to earning tax-exempt income. The Group believes that no interest can be allocated thereto as there are no borrowings earmarked for investments in shares/tax free bonds and the interest free funds are sufficient to cover investments in the underlying tax free securities. The Group relies on the favorable opinion from the counsel and past decision by the appellate authorities in Group's own cases and other similar cases.

**Marked-to-market losses on derivatives: Rs. 5,317.8 million (March 31, 2018: Rs. 17,717.7 million)** relates to the disallowance of marked-to-market losses on derivative transactions treated by the tax authorities as notional losses. The Group relies on the favorable opinion from the counsel and past decision by the appellate authorities in Group's own cases and other similar cases, which had allowed the deduction of marked-to-market losses from business income.

**Depreciation on leased assets: Rs. 3,447.9 million (March 31, 2018: Rs. 3,895.9 million)** relates to the disallowance of depreciation claimed on leased assets by the tax authorities, by treating the lease transactions as loan transactions. The Group relies on favorable opinion from the counsel and past decisions by the appellate authorities in Group's own case and other similar cases.

**Taxability under section 41(4A) of amounts withdrawn from Special Reserve created up to Assessment Year 1997-98: Rs. 1,030.6 million (March 31, 2018: Rs. 1,523.4 million)** relates to two special reserve accounts maintained by the Group, which include special reserve created up to assessment year 1997-98. Withdrawals from the account were assessed as taxable by the tax authorities for assessment years 1998-99 to 2000-01. The Group has received favorable orders in respect of these assessment years, however these are subject to further appeal by the income tax department.

**Broken period interest: Rs. 1,913.5 million (March 31, 2018: Rs. 2,304.1 million)** relates to the disallowance of broken period interest paid on purchase of government securities considering it as capital in nature, since the government securities have been classified under held to maturity category by the Bank. The Group relies on favorable decisions by the appellate authorities in the Group's own case and other similar cases.

**Interest on perpetual bonds: Rs. 2,426.5 million (March 31, 2018: Rs. 2,013.4 million)** relates to the disallowance of interest paid on perpetual bonds as it does not qualify as a borrowing and interest paid on these bonds is not admissible as a deduction. The Group has relied on the favourable opinion from the counsel and the past decision by the appellate authorities in the Group's own case.

**Disallowance of write off in respect of credit cards: Rs. 5,552.6 million (March 31, 2018: Rs. 2,804.3 million)** relates to the disallowance of written-off amount for credit cards for claiming bad debt write-offs. It was disallowed on the ground that the credit card business is not a banking business or pertaining to money lending and hence did not fulfill conditions for claim of bad debt write off. The Group has relied on the favourable opinion from the counsel and past decision by the appellate authorities in Group's own case.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Based on judicial precedents in the Group's and other cases and upon consultation with the tax counsels, the management believes that it is more likely than not that the Group's tax positions will be sustained. Accordingly, no provision has been made in the accounts.

The above mentioned contingent liability does not include Rs. 42,184.2 million (March 31, 2018: Rs. 33,681.1 million) considered as remote. Of the total disputed tax demands classified as remote, Rs. 28,390.8 million mainly pertains to the deduction of bad debts and levy of penalties, which were covered by favorable Apex Court decisions in other cases and Rs. 12,930.4 million pertains to errors requiring rectification by tax authorities. Therefore, these are not required to be disclosed as contingent liability. The consequence of inquiries initiated by the tax authorities have not been quantified, as the Group believes that such proceedings are likely to be dropped by the tax authorities or would not be upheld by judicial authorities.

#### 15. Litigation

A number of litigations and claims against the Group and its directors are pending in various forums. The claims on the Group mainly arise in connection with civil cases involving allegations of service deficiencies, property or labor disputes, fraudulent transactions, economic offences and other cases filed in the normal course of business. The Group is also subject to counter-claims arising in connection with its enforcement of contracts and loans. A provision is created where an unfavorable outcome is deemed probable and in respect of which a reliable estimate can be made. In view of inherent unpredictability of litigation and cases where claims sought are substantial in value, actual cost of resolving litigations may be substantially different than the provision held. For cases where unfavorable outcome is deemed to be reasonably possible, it is not possible to make an estimate of the possible loss or range of possible losses due to the nature of the cases as explained above. The total amount of claims against the Group where an unfavorable outcome is deemed 'probable' was Rs. 6,084.9 million against which provision of Rs. 3,086.3 million has been recognized. The total amount of claims where unfavorable outcome is deemed 'possible' was Rs. 1,777.6 million at March 31, 2019, which has been included under contingent liability of the Group. Based upon a review of open matters with its legal counsels including loss contingency on account of such litigation and claims, and classification of such contingency as 'probable', 'possible' or 'remote' and with due provisioning for the relevant litigation and claims, the management believes that the outcome of such matters will not have a material adverse effect on the Group's consolidated financial position, results of operations or cash flows.

The Bank, in its previous Annual Report for 2018, had reported on the various steps and measures taken pursuant to its becoming aware in March 2018 of an anonymous whistleblower complaint alleging incorrect asset classifications stemming from claimed irregular transactions in borrower accounts, incorrect accounting of interest income and NPA recoveries as fees, and overvaluation of collateral securing corporate loans. Based on the results of an internal inquiry and review undertaken for additional loan accounts, the Bank had concluded that the likely impact of these allegations was not material to the financial statements for the year ended March 31, 2018 or earlier periods included in that annual report. Since then, the Bank has received some additional information relating to these matters, the likely impact of which has been assessed to be not material to the financial statements for the year ended March 31, 2019 or earlier periods presented here. As previously reported, the Bank, at the direction of the Audit Committee and with the assistance of external counsel, is continuing to investigate all of the allegations, including the additional information.

In addition, as a large and internationally active bank, with operations and listing of its equity and debt instruments in multiple jurisdictions, the Bank is regularly engaged with regulators, including the United States Securities and Exchange Commission ("SEC"), on a range of matters, including regarding the above allegations. Even before these allegations, the Bank has been responding to requests for information from the SEC investigatory staff regarding an enquiry relating to the timing and amount of the Bank's loan impairment provisions taken under U.S. GAAP. The Bank evaluates loans for impairment under U.S. GAAP for the purpose of preparing the annual footnote reconciling the Bank's Indian GAAP financial

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### **Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements**

statements to U.S. GAAP. The Bank has voluntarily complied with all requests of the SEC investigatory staff for information and continues to cooperate with the SEC on the matter.

---

F-107

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

## 16. Segmental Information

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2019 prepared on the basis described in Schedule 18 note 11A.

		Rupees in million								
Sr. no.	Particulars	Retail banking	Wholesale banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter-segment adjustments	Total
1	Revenue	591,723.3	341,685.0	541,021.8	37,425.1	366,987.7	111,526.8	60,995.7	(738,300.4)	1,313,065.0
	External revenue	324,266.3	250,778.6	167,455.6	35,393.3	364,569.7	109,229.6	61,369.9	..	1,313,065.0
	Revenue from transfer pricing on external liabilities and other internal revenue	267,457.0	90,906.4	373,566.2	2,029.8	2,418.0	2,297.2	(374.2)	(738,300.4)	..
2	<b>Segment results</b>	<b>82,231.2</b>	<b>(102,423.4)</b>	<b>53,401.0</b>	<b>5,916.3</b>	<b>11,624.0</b>	<b>15,984.2</b>	<b>20,142.7</b>	<b>(12,793.4)</b>	<b>74,082.6</b>
3	Unallocated expenses									..
4	Operating profit (2) - (3) <sup>1</sup>									74,082.6
	Income tax expenses (net) <sup>2</sup>									..
5	(net deferred tax credit)									17,191.0
6	<b>Net profit<sup>3</sup> (4) - (5)</b>									<b>56,891.6</b>
	<b>Other information</b>									
7	Segment assets	3,071,558.3	2,884,954.5	3,331,049.7	765,251.5	1,626,999.2	329,504.5	314,909.5	(147,533.9)	12,176,693.3
8	Unallocated assets <sup>4</sup>									211,245.6
9	<b>Total assets (7) + (8)</b>									<b>12,387,938.9</b>
10	Segment liabilities	4,889,760.0	1,874,784.2	2,801,718.4 <sup>1</sup>	687,857.4 <sup>1</sup>	1,629,321.7 <sup>1</sup>	334,018.4 <sup>5</sup>	318,012.7 <sup>4</sup>	(147,533.9) <sup>4</sup>	12,387,938.9
11	Unallocated liabilities									..
12	<b>Total liabilities (10) + (11)</b>									<b>12,387,938.9</b>
13	Capital expenditure	5,436.5	1,966.4	..	251.3	1,245.1	1,159.3	970.3	..	11,028.9
14	Depreciation	5,559.0	2,111.0	0.4	193.8	567.2	608.3	435.1	(16.4)	9,458.4

1. Profit before tax and minority interest.

2. Includes share of net profit of minority shareholders.

3. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax assets (net).

4. Includes share capital and reserves and surplus.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2018 prepared on the basis described in Schedule 18 note 11A.

Sr. No.	Particulars	Rupees in million								
		Retail Banking	Wholesale Banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter segment adjustment	Total
1	Revenue	502,625.4	300,940.3	515,895.5	31,134.7	325,235.3	95,244.7	59,249.7	(640,634.6)	1,189,691.0
	External revenue	272,416.3	217,808.7	194,121.9	29,920.8	324,927.3	93,116.3	57,379.3	-	1,189,691.0
	Revenue from transfer pricing on external liabilities and other internal revenue	230,208.9	83,131.6	321,773.6	1,213.9	307.8	2,128.4	1,870.4	1640,634.6	-
2	<b>Segment results</b>	<b>71,414.2</b>	<b>(82,813.0)</b>	<b>77,451.4</b>	<b>5,705.4</b>	<b>17,191.3</b>	<b>11,962.3</b>	<b>21,040.8</b>	<b>(12,167.8)</b>	<b>109,784.6</b>
3	Unallocated expenses									-
4	Operating profit (2) - (3) <sup>1</sup>									109,784.6
	Income tax expenses (net) <sup>2</sup>									18,789.2
5	(net deferred tax credit)									
6	<b>Net profit<sup>3</sup> (4) - (5)</b>									<b>90,995.4</b>
	<b>Other information</b>									
7	Segment assets	2,586,385.4	2,657,712.2	3,304,242.1	680,805.1	1,415,129.1	294,632.6	313,824.1	(154,758.3)	11,097,972.3
8	Unallocated assets <sup>4</sup>									144,838.1
9	<b>Total assets (7) + (8)</b>									<b>11,242,810.4</b>
10	Segment liabilities	4,135,023.7	1,672,682.4	2,947,045.6 <sup>4</sup>	611,878.3 <sup>4</sup>	1,417,238.7 <sup>4</sup>	297,406.3 <sup>4</sup>	316,293.7 <sup>4</sup>	(154,758.3) <sup>4</sup>	11,242,810.4
11	Unallocated liabilities									-
12	<b>Total liabilities (10) + (11)</b>									<b>11,242,810.4</b>
13	Capital expenditure	7,393.7	1,302.8	24.3	89.6	2,430.6	478.1	461.3	-	12,180.4
14	Depreciation & amortization	6,665.6	1,081.8	17.7	123.5	436.8	546.5	366.0	(16.5)	9,221.4

1. Profit before tax and minority interest.

2. Includes share of net profit of minority shareholders.

3. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax assets (net).

4. Includes share capital and reserves and surplus.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2017.

Sr. No.	Particulars	Rupees in million								
		Retail Banking	Wholesale Banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter segment adjustment	Total
1	Revenue	453,911.8	306,405.7	542,908.7	38,400.8	270,526.5	84,339.3	55,312.1	(617,828.6)	1,133,976.3
	External revenue	234,958.4	232,830.6	225,278.9	35,130.9	269,968.5	82,781.8	53,027.2	-	1,133,976.3
	Revenue from transfer pricing on external liabilities and other internal revenue	218,953.4	73,575.1	317,629.8	3,269.9	558.0	1,557.5	2,284.9	(617,828.6)	-
2	<b>Segment results</b>	<b>53,853.0</b>	<b>(74,341.1)</b>	<b>120,814.5</b>	<b>3,021.7</b>	<b>17,848.6</b>	<b>9,101.0</b>	<b>21,764.3</b>	<b>(13,968.5)</b>	<b>138,093.5</b>
3	Unallocated expenses									-
4	Operating profit (2) - (3) <sup>1</sup>									138,093.5
	Income tax expenses (net) <sup>2</sup>									-
5	(net deferred tax credit) <sup>3</sup>									24,699.2
6	<b>Net profit<sup>4</sup> (4) - (5) .....</b>									<b>113,403.3</b>
	<b>Other information</b>									
7	Segment assets	2,136,950.4	2,612,652.8	2,748,508.8	643,246.1	1,244,377.1	230,609.9	254,195.7	(132,377.1)	9,738,163.7
8	Unallocated assets <sup>3</sup>									119,082.8
9	<b>Total assets (7) + (8)</b>									<b>9,857,246.5</b>
10	Segment liabilities	3,678,085.9	1,495,191.4	2,511,263.2 <sup>4</sup>	568,308.2 <sup>4</sup>	1,247,425.2 <sup>4</sup>	233,508.8 <sup>4</sup>	255,840.9 <sup>4</sup>	(132,377.1) <sup>4</sup>	9,857,246.5
11	Unallocated liabilities									-
12	<b>Total liabilities (10) + (11)</b>									<b>9,857,246.5</b>
13	Capital expenditure	6,547.3	616.2	19.4	77.5	4,324.1	629.5	333.3	-	12,547.3
14	Depreciation & amortization	6,396.2	1,108.6	15.6	145.0	578.3	547.6	341.5	(16.4)	9,116.4

1. Profit before tax and minority interest.

2. Includes share of net profit of minority shareholders.

3. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax assets (net).

4. Includes share capital and reserves and surplus.

The Bank has pursued a conscious strategy of increasing the share of retail deposits and re-balancing the funding mix. Accordingly, retail deposits have been considerably higher than retail advances, resulting in higher segment liabilities as compared to segment assets in retail business segment for above periods. Further, the Bank has also been focusing on retail lending, resulting in growth in advances in retail banking segment during above periods.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### 17. Revenue from contracts with customers

The Group recognizes the revenue from contracts with customers primarily in the line item 'commission, exchange and brokerage' of 'Schedule 14 - Other income'. The primary components of commission, exchange and brokerage are transaction banking fee, lending linked fee, fund management fee, commercial banking fee, securities brokerage income and third party products distribution fee.

The transaction banking fee primarily includes card related fee such as interchange fee, joining fee and annual fee, income on ATM transactions and deposit accounts related transaction charges and charges for normal transaction banking services. The lending linked fee primarily includes loan processing fee and fee on foreclosure/prepayment of loans. The fund management fee includes the income earned by the Bank's asset management subsidiary on mutual fund schemes and by the private equity fund management subsidiary on private equity funds. The commercial banking fee primarily includes commission on bank guarantees, letters of credit and bills discounting and cash management services. The brokerage income earned by the Bank's securities broking subsidiary on securities transactions by its customers is included in the securities brokerage income. The third party products distribution fee primarily includes income earned on distribution of products such as mutual funds, insurance products and bonds.

The revenue is recognized at the time when the performance obligation under the terms of contractual arrangement is completed. The Group generally recognizes the revenue either immediately upon completion of services or over time as the Group performs the services. In cases where the consideration is received in advance from customers by the Group, a liability is recorded and the same is subsequently recognized as revenue over the contract period or on completion of the performance obligation under the contract. The Group does not have any significant contract assets and contract liabilities at March 31, 2019 and April 1, 2018.

The segment-wise breakup of the above components of the Group's revenue for the year ended March 31, 2019 is given below:

Sr. No.	Nature	Rupees in million								Total
		Retail Banking	Wholesale Banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter segment adjustment	
1	Transaction banking fee	42,625.3	1,339.9	--	515.7	--	--	--	(415.0)	44,065.9
2	Lending linked fee	11,407.0	11,550.6	--	391.9	--	--	455.7	(286.2)	23,519.0
3	Fund management fee	--	--	--	--	--	--	19,883.4	(3.8)	19,879.6
4	Commercial banking fee	470.6	16,841.5	--	343.6	--	--	--	(119.7)	17,536.0
5	Securities brokerage income	--	--	--	--	--	--	9,383.6	(237.4)	9,146.2
6	Third party products distribution fee	14,965.3	--	--	--	--	--	4,568.3	(11,450.8)	8,082.8
7	Others	913.2	826.4	1,292.6	29.0	3.1	--	1,647.9	(885.0)	3,827.2
	<b>Total</b>	<b>70,381.4</b>	<b>30,558.4</b>	<b>1,292.6</b>	<b>1,280.2</b>	<b>3.1</b>	<b>--</b>	<b>35,938.9</b>	<b>(13,397.9)</b>	<b>126,056.7</b>

F-111

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

## 18. Employee Stock Option Scheme

The following table sets forth a summary of the Bank's stock options outstanding at March 31, 2019.

	Number of options	Weighted-average exercise price (Rs.)	Weighted-average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
<b>Outstanding at the beginning of the year</b>	<b>235,672,250</b>	<b>224.19</b>	<b>8.47</b>	<b>12,832.3</b>
Add: Granted during the year <sup>1</sup>	35,419,900	283.91		
Less: Lapsed during the year, net of re-issuance	20,415,499	229.88		
Less: Exercised during the year	18,248,877	191.04		
<b>Outstanding at the end of the year</b>	<b>232,427,774</b>	<b>235.40</b>	<b>7.52</b>	<b>38,374.9</b>
<b>Options exercisable</b>	<b>152,151,329</b>	<b>222.84</b>	<b>6.91</b>	<b>27,031.8</b>

1. Includes stock options granted to whole time directors which are pending regulatory approvals.

The following table sets forth a summary of the Bank's stock options outstanding at March 31, 2018.

	Number of options	Weighted-average exercise price (Rs.)	Weighted-average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
<b>Outstanding at the beginning of the year</b>	<b>226,715,682</b>	<b>217.12</b>	<b>8.81</b>	<b>8,789.9</b>
Add: Granted during the year	35,137,770	251.05		
Less: Lapsed during the year, net of re-issuance	5,114,174	248.30		
Less: Exercised during the year	21,067,028	187.00		
<b>Outstanding at the end of the year</b>	<b>235,672,250</b>	<b>224.19</b>	<b>8.47</b>	<b>12,832.3</b>
<b>Options exercisable</b>	<b>136,428,736</b>	<b>208.44</b>	<b>6.81</b>	<b>9,574.1</b>

Total fair value of options vested was Rs. 4,085.0 million for the year ended March 31, 2019, Rs. 3,266.3 million for the year ended March 31, 2018 and Rs. 3,074.7 million for the year ended March 31, 2017.

Total aggregate intrinsic value of options exercised was Rs. 2,691.5 million for the year ended March 31, 2019, Rs. 2,379.5 million for the year ended March 31, 2018 and Rs. 770.9 million for the year ended March 31, 2017.

The total compensation cost related to non-vested awards not yet recognized at March 31, 2019 and March 31, 2018 was Rs. 2,119.1 million and Rs. 2,132.2 million respectively and the weighted-average period over which it is expected to be recognized was 1.89 years and 1.70 years respectively.

The following table sets forth a summary of stock options exercisable at March 31, 2019.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Range of exercise price (Rupees per share)	Number of options	Weighted- average exercise price (Rs.)	Weighted- average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
60-99	1,602,975	79.15	3.84	515.1
100-199	33,771,457	166.66	4.23	7,897.1
200-299	116,776,897	241.05	7.73	18,619.6

The following table sets forth a summary of stock options exercisable at March 31, 2018.

Range of exercise price (Rupees per share)	Number of options	Weighted- average exercise price (Rs.)	Weighted- average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
60-99	1,849,150	79.12	4.91	368.4
100-199	47,665,539	165.43	4.85	5,382.5
200-299	86,914,047	234.78	7.92	3,823.2

The following table sets forth a summary of the Bank's unvested stock options outstanding at March 31, 2019.

	Number of options	Weighted- average fair value at grant date (Rupees)
<b>Unvested at April 1, 2018</b>	<b>99,243,514</b>	<b>86.06</b>
Add: Granted during the year	35,419,900	107.22
Less: Vested during the year	46,916,376	87.07
Less: Forfeited during the year	7,470,593	92.18
<b>Unvested at March 31, 2019</b>	<b>80,276,445</b>	<b>94.24</b>

The following table sets forth a summary of the Bank's unvested stock options outstanding at March 31, 2018.

	Number of options	Weighted- average fair value at grant date (Rupees)
<b>Unvested at April 1, 2017</b>	<b>106,203,570</b>	<b>86.30</b>
Add: Granted during the year	35,137,770	86.43
Less: Vested during the year	37,507,932	87.08
Less: Forfeited during the year	4,589,894	86.16
<b>Unvested at March 31, 2018</b>	<b>99,243,514</b>	<b>86.06</b>

The following table sets forth for the periods indicated, the key assumptions used to estimate the fair value of options.

	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Risk-free interest rate	7.32% to 8.31%	7.06% to 7.59%	7.43% to 7.77%
Expected term	3.64 years to 6.64 years	3.90 years to 6.90 years	3.89 years to 5.89 years
Expected volatility	30.79% to 32.22%	31.71% to 32.92%	32.03% to 33.31%
Expected dividend yield	0.43% to 0.80%	0.73% to 1.81%	2.04% to 2.15%

Risk free interest rates over the expected term of the option are based on the government securities yield in effect at the time of the grant.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The expected term of an option is estimated based on the vesting term as well as expected exercise behavior of the employees who receive the option. Expected exercise behavior is estimated based on the historical stock option exercise pattern of the Bank.

Expected volatility during the estimated expected term of the option is based on historical volatility determined based on observed market prices of the Bank's publicly traded equity shares.

Expected dividends during the estimated expected term of the option are based on recent dividend activity.

#### 19. Selected information from Indian GAAP financials

The following tables set forth, for the periods indicated, the income statement and balance sheet, by following the guidance of Regulation S-X.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Interest income	719,816.5	621,623.5	609,399.8
Interest expense	391,775.4	342,620.5	348,358.3
<b>Net interest income</b>	<b>328,041.1</b>	<b>279,003.0</b>	<b>261,041.5</b>
Provision for loan losses & others	201,026.9	160,240.3	156,460.6
Provision for depreciation of investments	3,591.3	19,489.3	9,364.2
<b>Net interest income after provision for loan losses and investments</b>	<b>123,422.9</b>	<b>99,273.4</b>	<b>95,216.7</b>
Non-interest income	593,248.5	568,067.5	524,576.5
Non-interest expense	642,588.8	557,556.3	481,699.7
<b>Income before income tax expense, minority interest</b>	<b>74,082.6</b>	<b>109,784.6</b>	<b>138,093.5</b>
Income tax expense	17,191.0	18,789.2	24,690.2
<b>Income before minority interest</b>	<b>56,891.6</b>	<b>90,995.4</b>	<b>113,403.3</b>
Less: Minority interest	14,349.2	13,873.5	11,519.5
<b>Net income</b>	<b>42,542.4</b>	<b>77,121.9</b>	<b>101,883.8</b>

	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
	<b>Earnings per equity share: (Rs.)</b>		
Basic	6.61	12.02	15.91
Diluted	6.53	11.89	15.84
<b>Weighted average number of equity shares used in computing earnings per equity share (millions)</b>			
Basic	6,436	6,417	6,402
Diluted	6,509	6,482	6,428

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2019	2018
<b>Assets</b>		
Cash and cash equivalents	873,909.0	889,991.3
Investments <sup>1,2</sup>	3,982,007.6	3,722,076.8
Loans, net <sup>1,2</sup>	6,469,616.8	5,668,542.2
Property, plant and equipment <sup>1,2,3</sup>	96,582.0	94,612.7
Goodwill	1,097.0	1,117.5
Deferred tax asset (net)	109,372.9	78,183.0
Interest accrued, outstanding fees and other income	103,512.4	95,185.3
Assets held for sale	10,062.4	19,786.0
Other assets	741,778.9	673,315.6
<b>Total assets</b>	<b>12,387,939.0</b>	<b>11,242,810.4</b>
<b>Liabilities</b>		
Interest-bearing deposits	5,845,720.0	4,945,458.3
Non-interest bearing deposits	967,449.4	912,502.8
Short-term borrowings and trading liabilities	533,262.7	684,651.0
Long-term debt	1,569,978.5	1,605,867.3
Redeemable preferred stock	-	3,500.0
Other liabilities	2,263,188.9	1,924,452.1
<b>Total liabilities</b>	<b>11,179,599.5</b>	<b>10,076,431.5</b>
<b>Minority interest</b>	<b>65,805.4</b>	<b>60,081.9</b>
<b>Stockholders' equity</b>	<b>1,142,534.1</b>	<b>1,106,297.0</b>
<b>Total liabilities and stockholders' equity</b>	<b>12,387,939.0</b>	<b>11,242,810.4</b>

- Includes investments and loans amounting to Rs. 143,496.4 million (March 31, 2018: investments amounting to Rs. 293,201.7 million) and property, plant and equipment amounting to Nil (March 31, 2018: Rs. 179.9 million) pledged as security towards short-term borrowings amounting to Rs. 141,352.2 million (March 31, 2018: Rs. 282,759.1 million).
- Includes investments and loans amounting to Rs. 162,804.4 million (March 31, 2018: Rs. 165,051.2 million) and property, plant and equipment amounting to Nil (March 31, 2018: Rs. 465.9 million) pledged as security towards long-term borrowings amounting to Rs. 161,177.8 million (March 31, 2018: Rs. 162,704.2 million).
- Includes property, plant and equipment amounting to Rs. 53.9 million (March 31, 2018: Rs. 23.8 million), pledged in addition to negative lien on book debts as security, towards long-term borrowings amounting to Rs. 4,000.0 million (March 31, 2018: Rs. 8,800.0 million).

The following tables set forth, for the periods indicated, the statement of stockholders' equity.

	Rupees in million				
	Equity share capital	Employee stock options outstanding	Securities premium	Revenue and other reserves <sup>1</sup>	Other special reserves <sup>2</sup>
Balance at April 1, 2018	12,858.1	55.7	326,802.5	264,837.0	501,743.7
Proceeds from issue of share capital	36.5	-	3,451.5	-	-
Additions during the year	-	-	79.2 <sup>3</sup>	6,696.9 <sup>4</sup>	31,599.4
Deductions during the year	-	(8.9)	-	(3,262.7) <sup>5</sup>	(2,354.8) <sup>6</sup>
<b>Balance at March 31, 2019</b>	<b>12,894.6</b>	<b>46.8</b>	<b>330,333.2</b>	<b>268,271.2</b>	<b>530,988.3</b>

- Includes revenue and other reserves and balance in profit and loss account.
- Includes statutory reserve, special reserve, unrealized investment reserve, capital reserve fund, foreign currency translation reserve, revaluation reserve, investment fluctuation reserve, capital redemption reserve and reserve fund.
- Represents the ESOP cost recognized by the overseas banking subsidiaries under fair value method.
- During the year ended March 31, 2018, the Bank made provision amounting to Rs. 5,254.0 million for frauds on non-retail accounts through reserves and surplus, as permitted by Reserve Bank of India. During the year ended March 31, 2019, the entire provision has been recognized in profit and loss account and equivalent debit has been reversed in reserves and surplus as required by Reserve Bank of India.
- Includes Rs. 2,209.4 million towards reduction in fair value change account of ICICI Lombard General Insurance Company Limited.
- Includes amount transferred by the Bank from revaluation reserve on account of depreciation charge on revaluation amounting to Rs. 589.5 million and revaluation amount on assets sold amounting to Rs. 25.9 million.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

	Rupees in million				
	Equity share capital	Employee stock options outstanding	Securities premium	Revenue and other reserves <sup>1</sup>	Other special reserves <sup>2</sup>
Balance at April 1, 2017	11,651.1	62.6	323,932.0	257,626.7	453,047.6
Proceeds from issue of share capital	41.1	-	3,905.3	-	-
Additions during the year	1,165.93	-	131.1 <sup>4</sup>	13,480.1	49,357.6
Deductions during the year	-	(6.9)	(1,165.9) <sup>5</sup>	(6,269.8) <sup>6</sup>	(661.5) <sup>7</sup>
<b>Balance at March 31, 2018</b>	<b>12,858.1</b>	<b>55.7</b>	<b>326,802.5</b>	<b>264,837.0</b>	<b>501,743.7</b>

1. Includes revenue and other reserves and balance in the profit and loss account.
2. Includes statutory reserve, special reserve, unrealized investment reserve, capital reserve fund, foreign currency translation reserve, revaluation reserve and reserve fund.
3. Represents equity shares issued as bonus shares.
4. Represents the ESOP cost recognized by the overseas banking subsidiaries under fair value method.
5. Represents amount utilized for issuance of bonus shares.
6. Includes deduction amounting to Rs. 5,254.0 million as provision by the Bank for frauds on non-retail accounts, which would be reversed and recognized through profit and loss account in the subsequent quarters of the next financial year as permitted by the Reserve Bank of India.
7. Includes amount reversed by the Bank from revaluation reserve on account of depreciation charge on revaluation amounting to Rs. 572.4 million and revaluation amount on assets sold amounting to Rs. 66.2 million.

	Rupees in million				
	Equity share capital	Employee stock options outstanding	Securities premium	Revenue and other reserves <sup>1</sup>	Other special reserves <sup>2</sup>
Balance at April 1, 2016	11,631.6	67.0	321,993.5	238,267.8	369,147.2
Proceeds from issue of share capital	19.5	-	1,757.6	-	-
Additions during the year	-	-	180.9 <sup>3</sup>	20,802.3	85,467.6
Deductions during the year	-	(4.4)	-	(1,443.4)	(1,567.2) <sup>4</sup>
<b>Balance at March 31, 2017</b>	<b>11,651.1</b>	<b>62.6</b>	<b>323,932.0</b>	<b>257,626.7</b>	<b>453,047.6</b>

1. Includes revenue and other reserves and balance in the profit and loss account.
2. Includes statutory reserve, special reserve, unrealized investment reserve, capital reserve fund, foreign currency translation reserve, revaluation reserve and reserve fund.
3. Represents the ESOP cost recognized by the overseas banking subsidiaries under fair value method.
4. Includes amount reversed by the Bank from revaluation reserve on account of depreciation charge on revaluation amounting to Rs.494.9 million and revaluation amount on assets sold amounting to Rs.18.7 million.

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in profit and loss account.

	Rupees in million		
	March 31, 2019	March 31, 2018	March 31, 2017
Balance at the beginning of the year	214,737.7	215,045.5	198,210.8
Additions during the year	42,542.4	77,121.9	101,883.8
Dividend (including corporate dividend tax)	(11,584.4)	(16,906.1)	(2,289.8) <sup>1</sup>
Deductions during the year <sup>2</sup>	(25,494.6) <sup>3</sup>	(60,523.6)	(82,759.3)
<b>Balance at the end of the year</b>	<b>220,201.1</b>	<b>214,737.7</b>	<b>215,045.5</b>

1. From the year ended March 31, 2017 onwards, according to the revised accounting standard as per Indian GAAP 'Contingencies and events occurring after the balance sheet date', proposed dividend (including corporate dividend tax) for the year is accounted in the year of approval by stockholders.
2. Includes impact of Rs. 263.0 million (equivalent to CAD 5.1 million) on account of adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) 9- Financial instruments by the Canadian subsidiary of the Bank.
3. Includes appropriations/transfers to other reserves.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The cash flow statement is in compliance with the requirements of IAS 7 – Cash Flow Statements.

The following table sets forth, for the periods indicated, the supplementary information to the cash flow statements.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Conversions of loans to investments	1,470.2	23,887.7	10,132.2
Interest paid	391,023.8	341,736.0	348,433.0
Interest and dividend received	711,068.9	604,962.1	614,223.1

#### 20. Estimated fair value of financial instruments

The Group's financial instruments include non-derivative financial assets and liabilities as well as derivative instruments. Fair value estimates are generally subjective in nature and are made at a specific point in time based on the characteristics of the financial instruments and relevant market information. Quoted market prices are used, wherever available. In other cases, fair values are based on estimates using present value or other valuation techniques. These techniques involve uncertainties and are significantly affected by the assumptions used and judgments made regarding risk characteristics of various financial instruments, discount rates, estimates of future cash flows and other factors. Changes in assumptions could significantly affect these estimates and the resulting fair values. Derived fair value estimates cannot necessarily be substantiated by comparison to independent markets and in many cases, may not be realized in an immediate sale of the instruments.

Fair value estimates are based on existing financial instruments without attempting to estimate the value of anticipated future business and the value of assets and liabilities that are not considered as financial instruments. Disclosure of fair values is not required for certain items such as investments accounted for under the equity method of accounting, obligations for pension and other post-retirement benefits, income tax assets and liabilities, property and equipment, pre-paid expenses, insurance liabilities, core deposit intangibles and the value of customer relationships associated with certain types of consumer loans, particularly the credit card portfolio and other intangible assets. Accordingly, the aggregate fair value amount presented does not purport to represent and should not be considered representative of the underlying market or franchise value of the Group. In addition, because of differences in methodologies and assumptions used to estimate fair values, the Group's fair values should not be compared to those of other financial institutions.

The methods and assumptions used by the Group in estimating the fair values of financial instruments are described below.

#### Cash and balances with banks and money at call and short notice

The carrying amounts reported in the balance sheet approximate fair values because a substantial amount of the portfolio has maturities of less than three months.

#### Investments

The fair values of investments are generally determined based on quoted price or based on discounted cashflows. For certain debt and equity investments that do not trade on established exchanges and for which markets do not exist, estimates of fair value are based upon management's review of the investee's financial results, condition and prospects.

#### Advances

The fair values of commercial and consumer loans are estimated by discounting the contractual cash flows using interest rates currently offered on various loan products. The carrying value of certain other loans approximate fair value due to the short-term nature of these loans. The advances are classified as Level 3 instruments in view of absence of any significant market observable data for valuation of these instruments.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### Deposits

The carrying amount of deposits with no stated maturity is considered to be equal to their fair value. Fair value of fixed rate time deposits is estimated by discounting contractual cash flows using interest rates currently offered on the deposit products. Fair value estimates for deposits do not include the benefit that results from the low-cost funding provided by the deposit liabilities compared to the cost of alternative forms of funding (core deposit intangibles). The deposits are classified as Level 3 instruments in view of absence of any significant market observable data for valuation of these instruments.

#### Borrowings

The fair value of the Group's debt is estimated by discounting future contractual cash flows using appropriate interest rates and credit spreads. The carrying value of certain other borrowings approximates fair value due to the short-term nature of these borrowings. The borrowings are classified as Level 2 instruments in view of the inputs used like interest rates, yield curves and credit spreads, which are available from public sources like Reuters, Bloomberg, Financial Benchmark India Private Limited and Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India.

The following table sets forth, for the periods indicated, the listing of the fair value by category of financial assets and financial liabilities.

	Rupees in million			
	At March 31, 2019		At March 31, 2018	
	Carrying value	Estimated fair value	Carrying value	Estimated fair value
<b>Financial assets</b>				
Cash and balances with Reserve Bank of India	380,662.8	380,662.8	332,726.0	332,726.0
Balances with banks and money at call and short notice	493,246.2	493,246.2	557,265.3	557,265.3
Investments	3,982,007.6	4,016,947.1	3,722,076.8	3,736,546.2
Advances	6,469,616.8	6,441,548.2	5,668,542.2	5,688,455.0
Other assets	736,011.9	736,011.9	694,798.5	694,798.6
<b>Total</b>	<b>12,061,545.3</b>	<b>12,068,416.2</b>	<b>10,975,408.8</b>	<b>11,009,791.1</b>
<b>Financial liabilities</b>				
Interest-bearing deposits	5,845,720.0	5,871,668.6	4,945,458.3	4,964,582.3
Non-interest-bearing deposits	967,449.4	967,449.4	912,502.8	912,502.8
Borrowings <sup>1</sup>	2,103,241.2	2,117,901.2	2,294,018.3	2,311,635.6
Other liabilities and provisions	693,808.0	693,808.0	562,997.1	562,997.1
<b>Total</b>	<b>9,610,218.6</b>	<b>9,650,827.2</b>	<b>8,714,976.5</b>	<b>8,751,717.8</b>

1. Includes preference share capital with a carrying value of Nil (March 31, 2018: Rs. 3,500.0 million).

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

## 21. Differences between Indian GAAP and U.S. GAAP

The consolidated financial statements of the Group are prepared in accordance with Indian GAAP, which differs in certain significant aspects from U.S. GAAP.

The following tables summarize the significant adjustments to consolidated net income and stockholders' equity which would result from the application of U.S. GAAP.

## I. Net income reconciliation

	Note	Rupees in million		
		Year ended March 31,		
		2019	2018	2017
<b>Consolidated profit after tax as per Indian GAAP excluding minority interests<sup>1</sup></b>		<b>42,542.4</b>	<b>77,121.9</b>	<b>101,883.8</b>
<b>Adjustments on account of:</b>				
Allowance for loan losses	(a)	65,035.9	19,477.7	(19,580.1)
Business combinations	(b)	(1,806.2)	100,367.2	(375.4)
Consolidation	(c)	1,080.7	95.9	(3,564.8)
Valuation of debt and equity securities	(d)	12,548.7	(51,368.0)	(29,830.9)
Amortization of fees and costs	(e)	4,187.3	5,353.7	7,914.0
Accounting for derivatives	(f)	719.5	(113.8)	(374.3)
Accounting for compensation costs	(g)	(3,201.5)	(3,395.4)	(4,926.5)
Accounting for securitization	(h)	(224.8)	(46.1)	(445.9)
Income tax benefit/(expense)	(i)	(34,962.0)	25,491.7	13,101.0
Others	(j)	9,029.7	5,695.5	(1,401.5)
<b>Total impact of all adjustments</b>		<b>52,407.3</b>	<b>101,558.4</b>	<b>(39,484.4)</b>
<b>Net income as per U.S. GAAP attributable to ICICI Bank stockholders</b>		<b>94,949.7</b>	<b>178,680.3</b>	<b>62,399.4</b>
<b>Net income as per U.S. GAAP attributable to non-controlling interests<sup>1</sup></b>		<b>8,190.3</b>	<b>6,629.1</b>	<b>2,363.9</b>
<b>Total net income as per U.S. GAAP<sup>2</sup></b>		<b>103,140.0</b>	<b>185,309.4</b>	<b>64,763.3</b>
<b>Basic earnings per share (Rs.)</b>				
Indian GAAP (consolidated)		6.61	12.02	15.91
U.S. GAAP (consolidated)		14.75	27.84	9.75
<b>Diluted earnings per share (Rs.)</b>				
Indian GAAP (consolidated)		6.53	11.89	15.84
U.S. GAAP (consolidated)		14.61	27.65	9.70

1. Profit attributable to minority interests as per Indian GAAP was Rs. 14,349.2 million (March 31, 2018: Rs. 13,873.6 million and March 31, 2017: Rs. 11,519.5 million).

2. Includes pre-acquisition profit of Rs. 1,868.4 million of ICICI Lombard General Insurance Company Limited during the year ended March 31, 2018, of which Rs 690.2 million was attributable to non-controlling interests.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

## 2. Stockholders' equity reconciliation

	Note	Rupees in million	
		At March 31,	
		2019	2018
<b>Consolidated net worth as per Indian GAAP excluding minority interests<sup>1</sup></b>		<b>1,142,534.1</b>	<b>1,106,297.0</b>
<b>Adjustments on account of:</b>			
Allowance for loan losses	(a)	15,926.2	(44,081.5)
Business combinations	(b)	127,923.2	129,729.4
Consolidation	(c)	12,420.0	15,561.2
Valuation of debt and equity securities	(d)	(18,956.0)	(60,236.2)
Amortization of fees and costs	(e)	16,793.5	12,135.9
Accounting for derivatives	(f)	934.6	215.0
Accounting for compensation costs	(g)	--	--
Accounting for securitization	(h)	(1,513.5)	(1,368.5)
Income tax assets/(liabilities)	(i)	31,014.8	74,281.2
Others	(j)	(11,772.0)	(19,762.7)
<b>Total impact of all adjustments</b>		<b>172,770.8</b>	<b>106,473.8</b>
<b>ICICI Bank stockholders' equity as per U.S. GAAP</b>		<b>1,315,304.9</b>	<b>1,212,770.8</b>
<b>Non-controlling interests<sup>1</sup></b>		<b>102,318.4</b>	<b>97,725.7</b>
<b>Total equity as per U.S. GAAP</b>		<b>1,417,623.3</b>	<b>1,310,496.5</b>

1. Net worth, representing capital and reserves and surplus, attributable to minority interests as per Indian GAAP was Rs. 65,805.4 million (March 31, 2018: Rs. 60,081.9 million).

## a) Allowance for loan losses

The differences in the allowance for loan losses between Indian GAAP and U.S. GAAP are primarily on account of:

- i. Difference in the discount rates used for computing allowances created on restructured assets, including allowances on certain loans transferred to asset reconstruction companies not accounted for as a sale under U.S. GAAP.
- ii. Allowances for loan losses created on other impaired loans made in accordance with FASB ASC Topic 450, "Contingencies" and FASB ASC Topic 310, "Receivables" under U.S. GAAP and graded provisioning rates on non-performing loans, subject to minimum provisioning rates prescribed by Reserve Bank of India guidelines under Indian GAAP for the Bank.
- iii. Allowances for credit losses on the performing portfolios based on the estimated probable losses inherent in the portfolio under U.S. GAAP as compared to prescriptive provisioning norms for standard assets as per Reserve Bank of India norms under Indian GAAP for the Bank.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under U.S. GAAP, the impaired loans portfolio is classified into restructured loans and other impaired loans. Restructured loans represent loans whose terms relating to interest and installment payments have been modified and qualify as troubled debt restructurings as defined in FASB ASC Subtopic 310-40, "Troubled Debt Restructurings by Creditors". Other impaired loans represent loans other than restructured loans, which qualify for impairment as per FASB ASC Subtopic 310-10, "Receivables Overall".

#### Allowances on restructured loans

Under Indian GAAP, the provision on restructured loans is required to be equal to the difference between the fair value of the loan before and after restructuring. The fair value of the loan before restructuring is computed as the present value of cash flows representing the interest at the existing rate charged on the loan before restructuring and the principal. The fair value of the loan after restructuring is computed as the present value of cash flows representing the interest at the rate charged under the loan's restructured terms and the principal. Both sets of cash flows are discounted at the Bank's Base (1-Base) Rate plus the appropriate term premium and credit risk premium for the borrower category or other applicable rate. For loans restructured on or after July 2, 2015, both sets of cash flows are discounted at the existing rate of interest charged on the loan before the restructuring. Additional provisions as applicable to non-performing loans, are made on restructured loans, which fail to perform as per the restructuring terms.

As per Reserve Bank of India guidelines, loans restructured by the Bank after April 1, 2015 (excluding loans given for implementation of projects in the infrastructure sector and non-infrastructure sector and which are delayed up to a specified period) by re-scheduling principal repayments and/or the interest are classified as non-performing under Indian GAAP. In addition to the provision for the diminution in fair value of the restructured loans, the Bank is required to make loan loss provisions as applicable to non-performing loans for all loans availed by these borrowers.

Under U.S. GAAP, the allowance for loan losses for restructured loans is created by discounting expected cash flows at originally contracted interest rates. Allowances recognized on account of reductions of future interest rates as a part of troubled debt restructurings are accreted as a credit to the provision for loan losses over the tenor of the restructured loan under U.S. GAAP. Under U.S. GAAP, additional allowances based on present value of expected cash flows are made for restructured loans, which are not performing as per the restructured terms.

Under Indian GAAP, upto February 12, 2018, loan accounts subjected to restructuring were upgraded to the standard category if the borrower demonstrated, over a minimum period of one year, the ability to repay the loan in accordance with the contractual terms and the borrower got reinstated to a normal level of general provisions for standard loans/risk weights for capital adequacy computations. The period of one year was from the commencement of the first payment of principal or interest whichever was later on the credit facility with the longest period of moratorium under the restructured terms. From February 12, 2018, restructured loans can be upgraded to standard category only after satisfactory performance during the 'specified period', that is, the date by which at least 20.0% of the outstanding principal debt as per the resolution plan and interest capitalisation sanctioned as part of the restructuring, if any, is repaid or one year from the commencement of the first payment of interest or principal on the credit facility with longest period of moratorium under the terms of the resolution plan whichever is later. In addition to satisfactory performance during the 'specified period', large restructured accounts (accounts where the aggregate exposure of lenders is Rs. 1.00 billion and above) shall also require their credit facilities to be rated at investment grade (BBB- or better) at the end of 'specified period' by credit rating agencies accredited by the Reserve Bank of India. Borrower accounts with an aggregate exposure of Rs. 5.00 billion and above require ratings from two credit rating agencies while those below Rs. 5.00 billion require a rating from one credit rating agency. However, the process of upgrading under U.S. GAAP is not rule-based and the timing of upgrades may differ across individual loans.

#### Allowances on other impaired loans

The difference related to the provision for loans classified as other impaired under U.S. GAAP arises from differences in conclusions as to whether loans are impaired and due to a difference in methodology applied to calculate the allowance for loan losses under U.S. GAAP and Indian GAAP.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under Indian GAAP, non-performing loans are classified into three categories: sub-standard assets, doubtful assets and loss assets. A loan is classified as sub-standard if interest payments or installments have remained overdue for more than 90 days. A provision of 15.0% is required for all sub-standard loans. An additional provision of 10.0% is required for accounts that are unsecured from the time of origination. A loan is classified as a doubtful loan if it has remained sub-standard for more than twelve months or if the value of security charged to the Bank has been eroded and fallen below 50% of the outstanding loan. A 100% provision/write-off is required with respect to the unsecured portion of the doubtful loans. A 100% provision is required for the secured portion of loans classified as doubtful for more than three years and is recorded in a graded manner as the three year period occurs. A loan is classified as a loss asset if the losses on it are identified or the loan is considered uncollectible. For loans classified as a loss, the entire loan is required to be written off or provided for. The provisions on non-performing retail loans held by the Bank are higher than the minimum regulatory requirement.

Under U.S. GAAP, larger balance, non-homogenous exposures representing significant individual credit exposures (both funded and non-funded), are individually evaluated. The evaluation includes considerations of both qualitative and quantitative criteria, including but not limited to, the account conduct, future prospects, repayment history and financial performance. Loans are considered impaired when, based on current information and events, it is probable that the Bank will be unable to collect scheduled payments of principal or interest when due according to the contractual terms of the loan agreement. In addition to the detailed review of significant individual credit exposures, the Bank also classifies its loans based on the overdue status of each account, based on which a loan is assessed for classification as impaired if principal or interest has remained overdue for more than 90 days. The Bank establishes specific allowances for each impaired larger balance, non-homogenous exposure based on either the present value of expected future cash flows or in case of a collateral dependent loan, the net realizable value of the collateral net of cost to sell, if any.

Smaller balance homogenous loans, including consumer mortgage, installment, revolving credit and most other consumer loans are evaluated for impairment at an aggregate portfolio level for each loan type. The allowance for loan losses attributed to these loans is established through a process that includes an estimate of probable losses inherent in the portfolio, based upon statistical analysis that, among other factors, includes analysis of historical delinquency and credit loss experience.

Under Indian GAAP, the Bank holds specific provisions on certain performing commercial loans and advances. As required by the Reserve Bank of India, the Bank also makes additional provision on loans to borrowers, where proceedings under Insolvency and Bankruptcy Code has been initiated based on direction of the Reserve Bank of India. Under U.S. GAAP, these loans are evaluated for impairment, as discussed above. Upto fiscal 2017, under Indian GAAP, specific provision was made on loans where strategic debt restructuring had been invoked/implemented as prescribed by the Reserve Bank of India. In fiscal 2018, the Reserve Bank of India issued revised guidelines on resolution of stressed assets which superseded the previous guidelines on strategic debt restructuring. Consequently, accounts where the Bank had invoked but not yet implemented strategic debt restructuring were classified as non-performing under Indian GAAP. Under U.S. GAAP, the Bank opted for fair value option for accounting these loans at fair value through income statement under ASC Subtopic 825-10 "Financial Instruments". See also-22. *Notes under U.S. GAAP: Fair value accounting of financial interests.*

Under Indian GAAP, any contractual amount due from the counter-party under derivative contracts, if not collected within 90 days, is required to be reversed through income statement under Reserve Bank of India guidelines. Under U.S. GAAP, these receivables are analyzed to identify the required provisions in the same manner as individual credit exposures.

#### **Allowances on performing loans**

Under U.S. GAAP, allowances for credit losses on the performing loans are made under FASB Topic 450, "Contingencies". The Bank estimates the allowance on commercial loans based on the internal estimates of

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

probability of default and loss given default and overall portfolio quality as determined by internal credit ratings. The internal estimates of probability of default and loss given default reflect default rates and recovery experience historically observed by the Bank. The internal credit ratings of exposures reflect current economic conditions and relevant risk factors.

Under Indian GAAP, the allowances on the performing portfolios are based on guidelines issued by the Reserve Bank of India. The provisioning requirement is a uniform rate of 0.4% for all standard assets except –

- farm credit to agricultural and the Small and Micro Enterprise sectors, which attract a provisioning requirement of 0.25%,
- advances to commercial real estate residential and non-residential sectors which attract a provisioning requirement of 0.75% and 1.0% respectively.

Based on the Reserve Bank of India guidelines, for accounts restructured with forbearance in asset classification, the Bank makes standard asset provisions of 5.0% on accounts restructured after June 1, 2013.

As per the guidelines issued by the Reserve Bank of India, additional general provision between 0.0%-0.80% is made on outstanding amounts to entities having unhedged foreign currency exposure. The provision range is based on percentage of likely loss due to unhedged foreign currency exposure to their earnings before interest, depreciation and lease rentals, if any. As per the guidelines issued by the Reserve Bank of India, the Bank also makes additional general provision on loans to specific borrowers in specific stressed sectors and on incremental exposure to borrowers identified as per the Reserve Bank of India's large exposure framework.

Under Indian GAAP, the Reserve Bank of India guidelines do not specify the conditions under which the assets may be written-off. The Bank has internal policies for charge off of non-performing loans against loan loss allowances. Loans, including mortgage loans, are generally charged off against allowances when, based on a borrower-specific evaluation of the possibility of further recovery, the Bank concludes that the balance cannot be collected. The Bank evaluates whether a balance can be collected based on the realizable value of collateral, the results of the Bank's past recovery efforts, the possibility of recovery through legal recourse and the possibility of recovery through settlement. For loans classified as doubtful or loss, the Bank writes off the portion of the loan not covered by the current value of security based on an evaluation of the possibility of recovery of such loans. Small-balance homogenous loans other than mortgage loans are generally charged off against allowances after predefined periods of delinquency, as follows:

- Two wheeler loans: overdue for 1 continuous year
- Unsecured small value personal loans: overdue for 1 continuous year
- Credit card receivables and unsecured personal loans: overdue for 3 continuous years
- Other consumer loans: overdue for 5 continuous years
- Unsecured small value business banking loans: overdue for 3 continuous years

The same criteria are used for charge off of impaired loans under U.S. GAAP.

The Bank transfers certain loans to borrower specific funds/trusts managed by asset reconstruction companies in exchange for security receipts issued by the funds/trusts, as part of the strategy for resolution of non-performing assets. The funds/trusts have been set up by the asset reconstruction companies under enacted debt recovery legislation in India and they aim to improve the recoveries of banks on non-performing assets by aggregating lender interests and speeding up the enforcement of security interests by lenders. While under Indian GAAP, such transfers are recognized as a sale, under U.S. GAAP these transfers are not recognized as a sale due to the following reasons:

• Certain transfers do not qualify for sale accounting under FASB ASC Topic 860, "Transfers and servicing", as the Bank retains the risks and rewards in such transfers.

• Certain transfers were impacted by FASB ASC Subtopic 810-10, "Consolidation – overall". The funds/trusts to which these loans have been transferred are variable interest entities within the definition contained in ASC Subtopic 810-10. As the Bank is the 'Primary Beneficiary' of certain of these funds/trusts, it is required under U.S. GAAP to consolidate these entities.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the difference in aggregate allowances for loan losses between Indian GAAP and U.S. GAAP as attributable to the aforementioned reconciling items.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Differences due to provision on loans classified as troubled debt restructuring under U.S. GAAP (includes cases transferred to asset reconstruction company)	2,300.7	7,771.4	29,274.9
Differences due to provisions on loans classified as other impaired under U.S. GAAP <sup>1</sup>	53,526.9	8,464.7	(46,224.4)
Differences due to provisions created on performing assets	9,208.3	3,241.6	(2,630.6)
	<b>65,035.9</b>	<b>19,477.7</b>	<b>(19,580.1)</b>

1. Includes provision on smaller balance homogeneous loans.

The differences in the methodology of computing loan loss allowances between Indian GAAP and U.S. GAAP, as described above, result in timing differences in the recognition of such losses.

In fiscal 2016 and fiscal 2017, aggregate provision on troubled debt restructured loans and other impaired loans under U.S. GAAP increased significantly as compared to Indian GAAP, due to impaired loans under U.S. GAAP being significantly higher as compared to Indian GAAP. Further, provisions were also impacted due to differences in method of measurement of provisions between Indian GAAP and U.S. GAAP, as discussed above.

In fiscal 2018, gross additions to non-performing loans were significantly higher under Indian GAAP as compared to U.S. GAAP. These loans had been largely classified as impaired under U.S. GAAP in earlier years. Further, in fiscal 2018, the Reserve Bank of India directed banks to commence proceedings under the Insolvency and Bankruptcy Code, in respect of certain corporate borrowers and directed banks to make additional provisions against loans to these borrowers. The Bank also made additional provision under Indian GAAP on loans classified as non-performing in earlier years due to past-due bucket movement. This resulted in continued higher provisions under Indian GAAP in fiscal 2018. Under U.S. GAAP, while the provision on impaired loans in fiscal 2018 also continued to be elevated, it was lower than provision under Indian GAAP during the same year.

In fiscal 2019, while additions to non-performing loans declined significantly under Indian GAAP compared to previous three years, provision under Indian GAAP continued to remain at an elevated level primarily due to past-due bucket movement of loans classified as non-performing loans in earlier years as per Reserve Bank of India norms. Under U.S. GAAP, the provision on impaired loans in fiscal 2019 was lower than the provision under Indian GAAP, as the Bank had made higher provision on impaired loans under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP in earlier years. Further, for a few impaired loans, the provision requirement under U.S. GAAP was lower than Indian GAAP due to differences in methodology where the provision on non-performing loans under Indian GAAP is primarily based on the number of days a loan is past-due, whereas under U.S. GAAP, the provision is primarily based on assessment of recovery from impaired loans.

Further, under Indian GAAP, specific provision is made on loans where strategic debt restructuring is invoked/implemented as prescribed by Reserve Bank of India. The Bank opted for fair value option for accounting loans and guarantees at fair value through income statement in such cases under ASC Subtopic 825-10 "Financial Instruments". Accordingly, provisions made on these loans under Indian GAAP were reversed in the line item "Allowance for loan losses". Fair value gain of Rs. 13,817.5 million for the year ended March 31, 2019 (for the year ended March 31, 2018: Fair value loss of Rs. 8,809.3 million, for the year ended March 31, 2017: Fair value loss of Rs. 26,252.7 million) on these loans and guarantees under U.S. GAAP were recorded in the line item "Valuation of debt and equity securities". See also- 22. Notes under U.S. GAAP - Fair

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

value accounting of financial interests.

In fiscal 2018, provision on performing loans resulted in positive impact under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP primarily due to additional provision on certain borrowers in stressed sectors made under Indian GAAP during fiscal 2018 based on the Reserve Bank of India's guidelines.

In fiscal 2019, the Bank made provision on performing loans under Indian GAAP primarily due to incremental loans made during the year. Under U.S. GAAP, there was a reversal of provisions on performing loans primarily due to upgrades of certain lower rated loans to higher rating categories which have a lower provisioning requirements, or slippages from lower rated loans to the impaired category with specific provision; and lower provision requirement on incremental loans made during fiscal 2019, which were primarily higher rated.

#### b) Business combinations

The differences arising due to business combinations are primarily on account of:

- i) Determination of the accounting acquirer;
- ii) Accounting for intangible assets; and
- iii) Acquisition of control due to lapse of minority substantive participating rights in acquiree

Under U.S. GAAP, the amalgamation between ICICI Bank Limited and ICICI Limited was accounted for as a reverse acquisition in fiscal 2003. This means that ICICI Limited was recognized as the accounting acquirer in the amalgamation, although ICICI Bank Limited was the legal acquirer. On the acquisition date, ICICI Limited held a 46% ownership interest in ICICI Bank Limited. Accordingly, the acquisition of the balance 54% ownership interest was accounted for as a step-acquisition. Under Indian GAAP, ICICI Bank Limited was recognized as the legal and the accounting acquirer and the assets and liabilities of ICICI Limited were incorporated in the books of ICICI Bank Limited in accordance with the purchase method of accounting. Further, under U.S. GAAP, the amalgamation resulted in goodwill and intangible assets while the amalgamation under Indian GAAP resulted in a capital reserve (negative goodwill), which was accounted for as revenue and other reserves according to the scheme of amalgamation.

During fiscal 2011, ICICI Bank Limited acquired Bank of Rajasthan Limited through exchange of common stock. The acquisition of the Bank of Rajasthan Limited was accounted for under Indian GAAP as per the Reserve Bank of India approved scheme of merger. Under Indian GAAP, the purchase consideration was determined based on the paid-up value of common stock issued. Under U.S. GAAP, the purchase consideration was determined as the fair value of total consideration transferred, based on ASC Topic 805, "Business Combinations". The impact of this, and some other non-significant factors relating to the accounting of business combinations, resulted in an increase in reconciliation differences of Rs. 32,682.7 million in stockholders' equity reconciliation due to accounting of business combinations for acquisition of Bank of Rajasthan Limited in fiscal 2011. Under U.S. GAAP, goodwill of Rs. 27,120.9 million and definite life intangible assets of Rs. 3,898.0 million were recorded as per ASC 805, "Business Combinations", and FASB ASC Topic 350, "Intangibles - Goodwill and others". Under Indian GAAP, no goodwill and intangible assets were recognized as per scheme of merger approved by the Reserve Bank of India. Intangibles recognized under U.S. GAAP due to above business combinations have been fully amortized.

ICICI Lombard General Insurance Company Limited, a general insurance company, was established as a joint venture, which allowed substantive participating rights to a minority shareholder. Under U.S. GAAP, the Bank had been accounting for its investment in ICICI Lombard General Insurance Company Limited as an equity affiliate. During fiscal 2018, the joint venture agreement was terminated, resulting in the Bank acquiring control in ICICI Lombard General Insurance Company Limited without transferring any additional consideration. Under U.S. GAAP, this transaction has been accounted using acquisition method for business combination under "ASC Subtopic 805-10, Business Combination - Overall". Further, under U.S. GAAP, the

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Bank remeasured its equity interest at fair value amounting to Rs. 128,011.8 million in ICICI Lombard General Insurance Company Limited at acquisition date and recognized a gain of Rs. 101,714.5 million, which was included in the line item 'Business Combination' in fiscal 2018. Under U.S. GAAP, goodwill was determined by deducting the fair value of net assets acquired from the fair value of equity interest held by the Bank and fair value of minority interest. Accordingly, goodwill of Rs. 142,896.9 million and intangibles of Rs. 15,553.0 million were recorded under U.S. GAAP. The goodwill was allocated to General insurance segment of the Group. Under Indian GAAP, no specific accounting was required for termination of the above joint venture agreement.

Further, for certain other acquisitions made by the Group, no goodwill and intangibles have been accounted for under Indian GAAP primarily due to accounting for the amalgamation by the pooling of interests method and as per scheme of merger approved by Reserve Bank of India. However, under U.S. GAAP, goodwill has been accounted for in accordance with FASB ASC Topic 805, "Business Combinations".

Under U.S. GAAP in accordance with FASB ASC Topic 350, the Group does not amortize goodwill and intangibles with infinite life but instead tests the same for impairment at least annually. The annual impairment test under ASC Topic 350 does not indicate an impairment loss for fiscal 2019, 2018 and 2017.

Under U.S. GAAP intangible assets with finite useful life are amortized over their estimated useful lives in proportion to the economic benefits consumed in each period.

The following table sets forth, the estimated useful lives of intangible assets,

	No. of years
Customer-related intangibles	4-10
Operating lease	7
Brand	15

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for business combinations under Indian GAAP and U.S. GAAP.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Remeasurement of equity interest to fair value on acquisition of control in equity affiliate	-	101,714.5	-
Amortization of intangibles	(1,813.7)	(1,373.2)	(123.6)
Others	7.5	25.9	(251.8)
<b>Total difference in business combinations</b>	<b>(1,806.2)</b>	<b>100,367.2</b>	<b>(375.4)</b>

#### e) Consolidation

The differences on account of consolidation are primarily on account of:

1. Consolidation of insurance subsidiary,
2. Equity affiliates and majority owned subsidiaries; and
3. Consolidation of variable interest entities.

Under Indian GAAP, consolidation is required only if there is ownership of more than one-half of the voting power of an enterprise or control of the composition of the Board of Directors in the case of a company or of the composition of the governing body in case of any other enterprise.

Under Indian GAAP, the insurance subsidiaries (ICICI Prudential Life Insurance Company Limited and ICICI Lombard General Insurance Company Limited) are consolidated on line-by-line basis. Under U.S. GAAP,

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

ICICI Prudential Life Insurance Company Limited is accounted for by the equity method of accounting as the minority shareholders have substantive participating rights as defined in ASC Subtopic 810-10, "Consolidation - Overall". Up to fiscal 2017, ICICI Lombard was also accounted for by the equity method of accounting, as the minority shareholders had substantive participating rights as defined in ASC Subtopic 810-10, "Consolidation - Overall". During fiscal 2018, the joint venture agreement for ICICI Lombard General Insurance Company Limited was terminated, resulting in the Bank acquiring control in general insurance subsidiary. Accordingly, general insurance subsidiary has been consolidated on line-by-line basis under U.S. GAAP under ASC Subtopic 810-10 from the year ended March 31, 2018.

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for consolidation under Indian GAAP and U.S. GAAP.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Profit/(loss) as per U.S. GAAP for insurance subsidiaries	13,187.4	16,214.2	18,422.6
Less: Profit/(loss) as per Indian GAAP for insurance subsidiaries	11,389.3	16,191.7	23,835.4
<b>Net reconciliation difference for insurance subsidiaries<sup>(1)</sup></b>	<b>1,798.1</b>	<b>22.5</b>	<b>(5,412.8)</b>
Profit/(loss) from insurance subsidiaries attributable to the Group <sup>(2)</sup>	961.5	13.7	(3,263.2)
Profit/(loss) from equity affiliates and majority owned subsidiaries	121.3	79.9	(91.8)
Profit/(loss) on consolidation of variable interest entities and special purpose entities	(2.1)	2.3	(209.8)
<b>Total differences in consolidation</b>	<b>1,080.7</b>	<b>95.9</b>	<b>(3,564.8)</b>

1. Represents total differences in profit/(loss) between Indian GAAP and U.S. GAAP for life insurance subsidiary for the year ended March 31, 2019 and March 31, 2018 and life insurance and general insurance subsidiaries for the year ended March 31, 2017. See also- 22. Notes under U.S. GAAP - Insurance subsidiary/affiliate.
2. Represents the Group's share of profit/(loss) in "Net reconciliation difference for insurance subsidiaries" and excludes the share of non-controlling interest holders. The Group owns part, not all, of the insurance subsidiaries. As such, only a portion of "Net reconciliation difference for insurance subsidiaries" is attributable to the Group; the rest is attributable to non-controlling interest holders. The share attributable to the Group constitutes the "Profit/(loss) from insurance subsidiaries attributable to the Group." Reconciling items pertaining to significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP for life insurance affiliate and for general insurance subsidiary are discussed separately below.

#### Profit/(loss) on consolidation of Variable Interest Entities (VIEs)

The Bank has applied FASB ASC Subtopic 810-10, "Consolidation - Overall" to consolidate certain variable interest entities. The Bank has consolidated certain qualified special purpose entities used for securitization transactions, effective April 1, 2010 on adoption of FAS 167 (codified within ASC 810-10). Upon consolidation, the assets of the qualifying special purpose entities (QSPEs) were incorporated into the Bank's loan portfolio and the amounts received from the investors were accounted for as borrowings. Under U.S. GAAP, the Bank accounts for the allowance for loan losses on these loans based on estimated probable losses.

Under Indian GAAP, securitized assets are derecognized from the Bank's books. As such, with respect to securitization transactions entered into before February 1, 2006, the Bank accounted for any profits or losses arising from securitization upfront at the time of securitization. However, in accordance with the Reserve Bank of India guidelines for securitization, for securitization transactions entered into after February 1, 2006, the Bank accounted for any losses immediately at the time of securitization but amortized any profits over the life of the securities issued or to be issued by the QSPEs. The Bank also provides credit enhancement to the QSPEs against delinquencies on securitized assets. Under Indian GAAP, effective February 1, 2006, the recognition of losses is based on the extent of utilization of credit enhancement extended to QSPEs.

Due to these differences in the Bank's accounting of securitization transactions, the timing of recognition of income and provision for loan losses differ under U.S. GAAP and Indian GAAP.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### d) Valuation of debt and equity securities

Under Indian GAAP unrealized losses of held for trading and available for sale securities are taken to profit and loss account. Under Indian GAAP, net unrealized gains on investments by category are ignored. Under U.S. GAAP, unrealized gains or losses on trading debt assets are recognized in the profit and loss account and unrealized gains or losses on debt securities classified as 'available for sale', which include all securities classified as 'held to maturity' under Indian GAAP, are recognized in other comprehensive income under stockholders' equity except for the unrealized losses on securities identified as other than temporarily impaired which are recognized in profit and loss account. Under U.S. GAAP, unrealized gains or losses on equity securities are recognized in profit and loss account from April 1, 2018, as per FASB ASC Topic 321, "Investments-Equity Securities".

Under Indian GAAP, the impact of currency revaluation on debt securities denominated in foreign currency is taken to profit and loss account. Under U.S. GAAP, the impact of currency revaluation on non hedged 'available for sale' debt securities denominated in foreign currency is taken to other comprehensive income.

Under Indian GAAP, premium over the face value of fixed rate and floating rate securities under held to maturity category is amortized over the remaining period to maturity on an effective constant yield basis and straight line basis respectively. Any premium over the face value of fixed rate and floating rate investments in government securities classified under available for sale category is amortized over the remaining period to maturity on constant yield basis and straight line basis respectively. Under U.S. GAAP, the income as per interest method is arrived at by amortization/accretual of premium/discount on the face value of debt securities over the remaining period to maturity on an effective interest rate basis.

Under Indian GAAP, gain or loss on sale of equity stake in a subsidiary company is recognized in the income statement. Under U.S. GAAP, change in the parent's ownership in the subsidiary company is accounted as equity transaction, if the parent retains controlling financial interest in the subsidiary and accordingly gain or loss is not recognized in the income statement. In fiscal 2018, the Bank sold part of its equity shareholdings in its subsidiaries, namely ICICI Lombard General Insurance Company and ICICI Securities Limited, while retaining the control in these subsidiaries. While, gains on sale of equity shares were recorded through profit and loss account under Indian GAAP, these gains were accounted in equity under U.S. GAAP.

In fiscal 2016, the Reserve Bank of India issued guidelines on strategic debt restructuring under which conversion of debt into equity and acquisition of ownership interests in the borrower by banks is allowed. The Reserve Bank of India has exempted banks from consolidation of these entities. Under U.S. GAAP, these entities were considered as equity affiliates. The Bank opted for fair value option of these equity affiliates under ASC Topic 825 "Financial Instruments". Accordingly, fair value changes in the loans, guarantees and equity shares were accounted through income statement. While fair value impact on loans was recorded in the line item "Valuation of debt and equity securities", the provisions made on these loans under Indian GAAP were reversed in the line item "Allowance for loan losses". See also- 22. *Notes under U.S. GAAP: Fair value accounting of financial interests.*

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for valuation of debt and equity securities under Indian GAAP and U.S. GAAP.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Impact of differences in mark-to-market accounting for investment securities	(644.8)	22,069.0	3,362.2
Other than temporary impairment on AFS securities under U.S. GAAP <sup>2</sup>	(1,833.0)	(7,554.5)	(4,841.2)
Impact of currency revaluation on non-hedged AFS debt securities denominated in foreign currency accounted for in profit and loss under Indian GAAP, which is accounted for in other comprehensive income under U.S. GAAP	547.1	4.4	1,728.1

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Reconciling items	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Impact of gain on sale of stake in subsidiary companies recognized in the income statement under Indian GAAP, which is recognized as an equity transaction under U.S. GAAP	–	(49,102.3)	–
Impact of fair value accounting for financial interest in certain equity affiliates	9,047.0	(13,858.6)	(28,690.8)
Others	5,432.4	(2,926.0)	(1,389.2)
<b>Total</b>	<b>12,548.7</b>	<b>(51,368.0)</b>	<b>(29,830.9)</b>

1. The Group adopted ASU 2016-01 effective from April 1, 2018, resulting in a cumulative effect adjustment of net MTM gains on equity securities from accumulated other comprehensive income to retained earnings amounting to Rs. 11,531.7 million. Further, the ASU has eliminated the AFS category for equity securities and therefore the unrealized holding gains/(losses) on equity securities for the year ended March 31, 2019 have been recognized in net income.
2. Includes other than temporary impairment on equity securities upto year ended March 31, 2018.

#### e) Amortization of fees and costs

##### Loan origination fees and costs

Under U.S. GAAP, loan origination fees (net of certain costs) are amortized over the period of the loans as an adjustment to the yield on the loan. However under Indian GAAP, loan origination fees are accounted for upfront. Also under Indian GAAP, loan origination costs, including commissions paid to direct marketing agents, are expensed in the year in which they are incurred.

##### Retirement benefit cost

Under Indian GAAP, all actuarial gains/losses are recognized on the balance sheet of the enterprise in the year in which they arise through suitable credit/debit in the profit and loss account of the year. Under U.S. GAAP, actuarial gains/losses are accounted in Other Comprehensive Income. Subsequently cumulative actuarial gain/loss lying in the Other Comprehensive Income which is over and above 10% corridor is amortized through profit and loss account. Further, discount rate for computing benefit obligation is linked to yield on high quality fixed income securities in U.S. GAAP as compared to yield on government securities under Indian GAAP.

##### Reinsurance commission and deferred acquisition costs

Under U.S. GAAP, ICICI Lombard General Insurance Company Limited has been consolidated on line-by-line basis from fiscal 2018, as the Bank acquired control in the Company.

Under Indian GAAP, reinsurance commission on business ceded by general insurance subsidiary is recognized as income in the year of the ceding of the risk. Under U.S. GAAP, proceeds from reinsurance transactions that represent recovery of acquisition costs are reduced from unamortized acquisition costs in such a manner that net acquisition costs are capitalized and charged to expense in proportion to net revenue recognized over the related policy period.

Under Indian GAAP, acquisition costs for new and renewal of insurance contracts in general insurance subsidiary are charged as expense to the revenue account in the year in which these are incurred, whereas under U.S. GAAP, the same are capitalized and charged to expense in proportion to premium revenue recognized as per ASC Topic 944 "Financial Services-Insurance".

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for amortization of fees and costs under Indian GAAP and U.S. GAAP.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Loan origination fees and costs	2,992.0	7,125.8	7,011.2
Retirement benefit costs	895.8	(1,848.3)	927.5
Reinsurance commission and deferred acquisition costs	581.3	68.7	-
Amortization of other costs	(281.8)	7.5	(24.7)
<b>Total differences in amortization of fees and costs<sup>1</sup></b>	<b>4,187.3</b>	<b>5,353.7</b>	<b>7,914.0</b>

1. The Group adopted ASC Topic 606 – Revenue from Contracts with Customers effective from April 1, 2018. The Group has opted to recognize the cumulative effect of adoption on the date of initial application, amounting to Rs. 3.4 million, in retained earnings. Further, the Group opted to apply the new guidance only for the contracts, which were not completed at April 1, 2018.
2. Does not include any amount that is attributable to non-controlling interest holders.

The amortization of loan origination fees and costs resulted in higher income under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP primarily due to higher direct loan origination costs on consumer loans incurred during these years reflecting growth in consumer loans and amortization of previous periods' unamortized fees on commercial loans. Loan processing fees on commercial loans have been lower in last three years, which has resulted in lower income from amortization of fees in fiscal 2019 as compared to fiscal 2018.

#### f) Accounting for derivatives

Under Indian GAAP, the interest rate and exchange rate risks on some on-balance sheet assets and liabilities are hedged through swap contracts. The impact of such derivative instruments is correlated with the movement of underlying assets and liabilities and accounted pursuant to the principles of the hedge accounting. Hedged swaps are accounted for on an accrual basis except in the case of the overseas banking subsidiaries, where the hedging transactions and the hedged items (for the risks being hedged) are measured at fair value with changes recognized in the profit and loss account. The premium/discount on certain foreign currency swaps, used for asset liability management purposes, is amortized over the life of the swap. All other outstanding forward exchange contracts are revalued and the resultant gains or losses are recognized in the profit and loss account.

Under U.S. GAAP, the Group accounts for its derivative transactions in accordance with the provisions of FASB ASC Topic 815 "Derivative and Hedging". Accordingly certain derivative contracts classified as hedges under Indian GAAP may not qualify as hedges under U.S. GAAP and are accounted for as trading derivatives with changes in fair value being recorded in the income statement.

Under U.S. GAAP, the Group has designated certain derivatives as fair value and cash flow hedges of certain interest bearing assets and liabilities under ASC Topic 815. At the inception of a hedge transaction, the Group formally documents the hedge relationship and the risk management objective and strategy for undertaking the hedge. This process includes identification of the hedging instrument, hedged item, risk being hedged and the methodology for assessing effectiveness and measuring ineffectiveness of the hedge. In addition, the Group assesses both at the inception of the hedge and on an ongoing basis, whether the derivative used in the hedging transaction is effective in offsetting changes in fair value or cash flows of the hedged item, and whether the derivative is expected to continue to be highly effective. The Group assesses the effectiveness of the hedge instrument at inception and continually on a quarterly basis. The impact of changes in fair values of both the hedging instrument and the hedged item is included in the income statement. The Group has also designated certain forward contracts as hedging instruments for its certain net investments in foreign operations which are accounted for in accordance with ASC Topic 815.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### g) Accounting for compensation cost

FASB ASC Topic 718, "Compensation – stock compensation" requires all share-based payments to employees, including grants of employee stock options to be recognized in the income statement based on their fair values. Under Indian GAAP, the Group follows the intrinsic value method to account for its stock-based employees' compensation plans. Compensation cost is measured by the excess, if any, of the fair market price of the underlying stock over the exercise price on the grant date. The Group has not recognized an income tax benefit on employee stock options related compensation cost.

#### h) Accounting for securitization

Under U.S. GAAP, the Group accounts for gain on sale of loans securitized at the time of sale in accordance with FASB ASC Topic 860, "Transfers and Servicing". As per ASC Topic 860, any gain or loss on the sale of the financial asset is accounted for in the income statement at the time of the sale. Under Indian GAAP, with effect from February 1, 2006, net income arising from securitization of loan assets is accounted for over the life of the securities issued or to be issued by the special purpose vehicle/special purpose entity to which the assets are sold. With effect from May 7, 2012, the profit/premium arising from securitization is amortized over the life of the transaction based on the method prescribed by Reserve Bank of India. Net loss arising on account of the sell-down securitization of loan assets is recognized at the time of sale. Further, the securitization transactions of mortgage loans by the Bank's Canadian subsidiary do not qualify as sale transactions as they do not meet the derecognition criteria under Indian GAAP. Under U.S. GAAP, these securitization transactions have been accounted for as transfers as these satisfy the derecognition criteria under ASC Topic 860 "Transfers and Servicing".

Under ASC Topic 860 "Transfers and Servicing", certain securitization transactions, which qualify as transfer under Indian GAAP, do not qualify as transfer under U.S. GAAP. See note 22 (a) on "Securitized and variable interest entities".

#### i) Income taxes

Deferred taxes are recognized on temporary differences related to investments in subsidiaries, branches and affiliates under U.S. GAAP while under Indian GAAP, no deferred taxes are recognized on temporary differences related to investments in subsidiaries, branches and affiliates.

The Bank has incurred current tax expense and recognized deferred tax assets on the foreign currency translation reserves pertaining to its overseas branches under Indian GAAP with the offsetting amounts of current tax expense and deferred tax benefit recognized in net income. Under U.S. GAAP, no deferred tax assets are recognized on undistributed earnings of overseas branches where current taxes have been incurred and the current tax expense incurred has been recognized in other comprehensive income.

Under Indian GAAP, deferred tax assets on unabsorbed depreciation or carried forward losses of domestic companies are recognized only if there is virtual certainty of realization of such assets, whereas under U.S. GAAP it is recognized based on a more-likely-than-not criteria.

The Bank and its housing finance subsidiary create a Special Reserve through appropriation of profits from time to time and receive the current tax benefit as per the Income Tax Act, 1961 for appropriation. If the funds are withdrawn from the Special Reserve in future periods, the amount withdrawn is taxable. Under Indian GAAP, a deferred tax liability has been recognized on such Special Reserve in accordance with the guidelines issued by Reserve Bank of India/National Housing Bank. Under U.S. GAAP, deferred taxes are recognized and measured based on the expected manner of recovery and deferred taxes are not recognized if the expected manner of recovery does not give rise to income tax consequences. Accordingly, a deferred tax liability was not recognized under U.S. GAAP on the Special Reserve based on the Group's continuing intention to not ever withdraw or utilize such Special Reserve and on an opinion from the legal counsel about the non-taxability of such Special Reserve in the scenario of a liquidation.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under Indian GAAP, no deferred tax asset is recognized on property and equipment, which is not depreciable for income tax purposes. Under U.S. GAAP, a deferred tax asset is recognized for the temporary difference related to such assets including consideration of the indexation benefit available under tax laws.

Deferred tax assets and liabilities are recognized for the income tax impact of the non-tax adjustments that result from the application of U.S. GAAP.

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of the adjustments to income tax (expense) benefit in the net income reconciliation.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Deferred tax on undistributed earnings of subsidiaries, branches and affiliates	(6,040.5)	29,035.5	(1,901.7)
Income tax where current tax has been incurred on foreign currency translation reserves	-	-	156.2
Deferred tax on unabsorbed depreciation or carried forward losses	87.0	1,746.4	20.3
Deferred tax on Special Reserve	1,864.1	1,860.4	1,179.1
Deferred tax on temporary difference on property and equipment	24.5	(456.3)	68.3
Income tax impact of U.S. GAAP adjustments	(30,897.1)	(6,694.3)	13,578.8
<b>Total differences in income taxes</b>	<b>(34,962.0)</b>	<b>25,491.7</b>	<b>13,101.0</b>

At March 31, 2019, the stockholders' equity was higher by Rs. 31,014.8 million (March 31, 2018: Rs. 74,281.2 million), under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP on account of income tax adjustments, of which Rs. 18,367.0 million (March 31, 2018: Rs. 23,781.1 million) was due to deferred tax on undistributed earnings of subsidiaries, branches and affiliates, Rs. (283.0) million (March 31, 2018: Rs. (861.2) million) was due to income tax where current tax has been incurred on foreign currency translation reserves pertaining to overseas branches, Rs. 1,853.7 million (March 31, 2018: Rs. 1,766.7 million) was due to deferred tax on unabsorbed depreciation or carried forward losses, Rs. 31,535.8 million (March 31, 2018: Rs. 29,671.7 million) was due to deferred tax on Special Reserve, Rs. 514.9 million (March 31, 2018: Rs. 490.4 million) was due to deferred tax on temporary difference on property and equipment, and Rs. (20,973.6) million (March 31, 2018: Rs. 19,432.5 million) was due to the income tax impact of U.S. GAAP adjustments.

#### j) Others

Under Indian GAAP, the Bank and its housing finance subsidiary have revalued fixed assets and created a revaluation reserve amounting to Rs. 30,700.0 million at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 30,276.4 million). Under U.S. GAAP, fixed assets are recognized on cost basis, as per ASC Topic 360 – Property, Plant and Equipment. Further, additional depreciation has been charged to income statement on revalued amount under Indian GAAP, but not under U.S. GAAP, resulting in lower depreciation charge by Rs. 615.4 million under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP for the year ended March 31, 2019 (Rs. 638.6 million for the year ended March 31, 2018 and Rs. 513.6 million for the year ended March 31, 2017).

Under Indian GAAP, the Bank has made provisions on certain fixed assets acquired in debt asset swap arrangements as per the direction of Reserve Bank of India. Under U.S. GAAP, these fixed assets were carried at book value or fair value, whichever is lower. This has resulted in higher profit of Rs. 8,425.4 million under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP for the year ended March 31, 2019 (higher profit of Rs. 5,043.4 million for the year ended March 31, 2018).

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### 22. Notes under U.S. GAAP

##### Additional information required under U.S. GAAP

##### a) Securitizations and variable interest entities

###### Overview

The Bank and its subsidiaries are involved with several types of off-balance-sheet arrangements, including special purpose entities.

###### Uses of Special Purpose Entities (SPEs)

The Group deals with some SPEs which were created to fulfill limited purposes as specified in their governing documents. The primary purpose of these SPEs is to receive contributions from investors for buying assets from the transferor, hold such purchased assets on behalf of the contributors to the trust and making regular payments to the investors from the proceeds of purchased assets. These SPEs have been organized mainly in the legal forms of trusts. In a securitization, the company transferring assets to a SPE converts all (or a portion) of those assets into cash before they would have been realized in the normal course of business, through the SPE's issuance of debt and equity instruments, certificates, commercial paper and other notes of indebtedness, which are recorded on the balance sheet of the SPE and not reflected in the transferring company's balance sheet, assuming applicable accounting requirements are satisfied. Investors usually have recourse to the assets in the SPE and often benefit from other credit enhancements, such as a collateral account or over-collateralization in the form of excess assets in the SPE, a line of credit, or from a liquidity facility, such as liquidity put option or asset purchase agreement. FASB issued accounting standards effective April 1, 2010, whereby the Group is required to consolidate certain of these trusts with which it had involvement and which had earlier been exempted from consolidation being Qualified Special Purpose Entities. In accordance with ASC 810-10, the Group consolidated these entities by initially measuring the assets, liabilities, and non-controlling interests of former QSPEs at their carrying values (the amounts at which the assets, liabilities, and non-controlling interests would have been carried in the consolidated financial statements, if the Group had always consolidated these former Qualified Special Purpose Entities). Further, SFAS 166 (now codified under ASC 860-10) required certain asset transfers, including transfers of portions of assets that would have been considered sales under SFAS 140 (now codified under ASC 860-10), to be considered secured borrowings.

###### Variable Interest Entities (VIEs)

VIEs are entities that have either a total equity investment that is not sufficient to finance its activities without additional subordinated financial support, or whose equity investors lack the characteristics of a controlling financial interest (i.e., power through voting rights or similar rights to direct the activities of a legal entity that most significantly impact the entity's economic performance and right to receive the expected residual returns of the entity or obligation to absorb the expected losses of the entity). Investors that finance the VIE through debt or equity interests or other counterparties that provide other forms of support, such as guarantees, subordinated fee arrangements, or certain types of derivative contracts, are variable interest holders in the entity. The variable interest holder, if any, that has a controlling financial interest in a VIE is deemed to be the primary beneficiary and must consolidate the VIE. Accordingly, the Group has determined that it has a controlling financial interest because it is the primary beneficiary of certain trusts and entities, based on its determination that it has both, the power to direct activities of a VIE that most significantly impact the entity's economic performance, and obligation to absorb losses of the VIE that could potentially be significant to the VIE or the right to receive benefits from the VIE that could potentially be significant to the VIE.

The following table sets forth the Group's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs in which the Group holds significant variable interests at March 31, 2019.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Particulars	Significant investment in unconsolidated VIEs	Investment in consolidated VIEs	Total investment in VIE assets (gross assets)
	<b>Funded</b>		
Mortgaged backed securitizations	--	5,908.9	5,908.9
Asset backed securitizations	--	--	--
Loans	--	--	--
<b>Total funded</b>	--	<b>5,908.9</b>	<b>5,908.9</b>
<b>Non-funded</b>			
Mortgaged backed securitizations	--	--	--
Asset backed securitizations	--	--	--
Others	--	--	--
<b>Total non-funded</b>	--	--	--
<b>Total</b>	--	<b>5,908.9</b>	<b>5,908.9</b>

Rupees in million

The following table sets forth the Group's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs in which the Group holds significant variable interests at March 31, 2018.

Particulars	Significant investment in unconsolidated VIEs	Investment in consolidated VIEs	Total investment in VIE assets (gross assets)
	<b>Funded</b>		
Mortgaged backed securitizations	--	6,155.6	6,155.6
Asset backed securitizations	--	--	--
Loans	--	--	--
<b>Total funded</b>	--	<b>6,155.6</b>	<b>6,155.6</b>
<b>Non-funded</b>			
Mortgaged backed securitizations	--	--	--
Asset backed securitizations	--	--	--
Others	--	--	--
<b>Total non-funded</b>	--	--	--
<b>Total</b>	--	<b>6,155.6</b>	<b>6,155.6</b>

Rupees in million

The asset balances for consolidated VIEs represent the carrying amounts of the assets consolidated by the Group. The carrying amount may represent the amortized cost or the current fair value of the assets depending on the legal form of the asset (e.g., loan or security) and the Group's standard accounting policies for the asset type and line of business. The assets of VIEs can be utilized only for the settlement of the obligations of respective VIEs.

The following table sets forth, for the periods indicated, the carrying amounts and classification of the consolidated assets and liabilities, in respect of VIEs and SPEs where the Group is primary beneficiary. The liabilities of the consolidated VIE are to be met from the proceeds of the consolidated assets and other support provided by the Bank in the form of credit enhancements and liquidity facilities. The creditors of the consolidated VIEs do not have recourse to the general credit of the Group.

Particulars	Rupees in million	
	At March 31, 2019	At March 31, 2018
Cash	--	--
Investments	622.8	622.8
Loans	3,566.2	4,343.8
Other assets	--	--
<b>Total assets</b>	<b>4,189.0</b>	<b>4,966.6</b>
Borrowings	949.5	1,184.4
Other liabilities	--	--
<b>Total liabilities</b>	<b>949.5</b>	<b>1,184.4</b>



## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Bank invests in pass through certificates of securitization trusts with underlying retail loans originated by other entities. The carrying value of such investments was Rs. 137,313.1 million at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 119,977.3 million). The Bank is not the primary beneficiary of these trusts based on its assessment under ASC Subtopic 810-10 - Consolidation - overall. Further, neither was the Bank the transferor of assets to these VIEs, nor was the Bank involved in the design of these VIEs. The maximum exposure to loss from the Bank's involvement in these trusts is the carrying value of the investments.

#### b) Fair value accounting of financial interests

In fiscal 2016, the Reserve Bank of India issued guidelines on strategic debt restructuring under which conversion of debt into equity and acquisition of ownership interests in the borrower entity by banks was allowed. The Bank, along with other lenders, converted a portion of its loans to certain entities into equity as per this guideline. Such conversion also allowed each lender, the right to nominate directors on the Board of the borrower entity. Although these entities were considered as equity affiliates under ASC Subtopic 323-10 because of deemed significant influence due to ownership interests and management rights, the intention of the Bank was to safeguard the debt recovery and not to get an economic benefit from the operations of these entities. Accordingly, the Bank opted for fair value option for accounting these affiliates and the loans, guarantees and equity share investments in these entities were fair valued through income statement under ASC Subtopic 825-10 "Financial Instruments".

The fair value of loans and guarantees to these entities was Rs. 12,293.7 million at March 31, 2019 and Rs. 14,366.1 million at March 31, 2018 as compared to the carrying value of Rs. 40,300.7 million at March 31, 2019 and Rs. 56,190.6 million at March 31, 2018. The difference of Rs. 28,007.0 million at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 41,824.5 million) between the fair value and the carrying value, which represents loss arising due to fair value changes, has been recognized as a charge to income. This includes fair value of Rs. 11,262.9 million at March 31, 2019 and Rs. 11,672.9 million at March 31, 2018 for loans which are more than 90-days past due with a fair value loss of Rs. 25,704.0 million at March 31, 2019 and Rs. 37,969.3 million at March 31, 2018. The Bank has not recognized interest separately on these loans. Further, a loss of Rs. 12,973.9 million at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 8,203.4 million) has been recognized as a net charge to income due to fair value changes in the equity and debt investments in these entities.

The Group's shareholding in these entities at March 31, 2019 is as below:

S. No	Name of the entity	Ownership interest
1.	Lanco Teesta Hydro Power Limited	14.48%
2.	Jaiprakash Power Ventures Limited	13.43%
3.	Vishwa Infrastructure and Services Private Limited	12.53%
4.	Ballarpur Industries Limited	12.02%
5.	Usher Agro Limited	10.88%
6.	Ganmon India Limited	10.63%
7.	Unimark Remedies Limited	9.72%
8.	Great Offshore Limited	9.11%
9.	ICOMM Tele Limited	7.47%
10.	IVRCL Limited	7.98%
11.	Constal Projects Limited	7.79%
12.	Diamond Power Infrastructure Limited	7.06%
13.	Patel Engineering Limited	4.64%
14.	GTL infrastructure Limited	4.28%
15.	Pratibha Industries Limited	3.01%
16.	Adbunk Power and Natural Resources Limited	1.77%
17.	Aster Private Limited	1.77%
18.	Monnet Ispat and Energy Limited	1.25%

F-135

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### e) Investments

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as held for trading.

	Rupees in million	
	At March 31, 2019	At March 31, 2018
<b>Debt securities</b>		
Government securities	120,207.5	168,200.2
Corporate debt securities	37,987.3	44,309.6
Other debt securities	92,088.3	109,284.9
<b>Total</b>	<b>250,283.1</b>	<b>321,794.7</b>

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as available for sale.

	Rupees in million			
	At March 31, 2019			
	Amortized cost/cost	Gross Unrealized gain	Gross Unrealized loss	Fair value
<b>Available for sale</b>				
Corporate debt securities	321,713.0	3,529.6	(1,725.4)	323,517.2
Government securities	1,551,612.3	19,451.1	(2,732.5)	1,568,330.9
Other debt securities	207,696.8	3,086.5	(2,094.3)	208,689.0
<b>Total debt securities</b>	<b>2,081,022.1</b>	<b>26,067.2</b>	<b>(6,552.2)</b>	<b>2,100,537.1</b>
Other securities	10.5	6.3	-	16.8
<b>Total</b>	<b>2,081,032.6</b>	<b>26,073.5</b>	<b>(6,552.2)</b>	<b>2,100,553.9</b>

	Rupees in million			
	At March 31, 2018			
	Amortized cost/cost	Gross Unrealized gain	Gross Unrealized loss	Fair value
<b>Available for sale</b>				
Corporate debt securities	291,545.4	2,154.0	(977.2)	292,722.2
Government securities	1,443,708.4	4,946.6	(12,352.1)	1,436,302.9
Other debt securities	205,752.1	166.5	(2,100.1)	203,818.5
<b>Total debt securities</b>	<b>1,941,005.9</b>	<b>7,267.1</b>	<b>(15,429.4)</b>	<b>1,932,843.6</b>
Other securities	52.6	27.4	-	80.0
<b>Total</b>	<b>1,941,058.5</b>	<b>7,294.5</b>	<b>(15,429.4)</b>	<b>1,932,923.6</b>

The fair value of the Group's investment in equity securities based on readily determinable fair value and observable orderly transactions at March 31, 2019 was Rs. 55,041.7 million and Rs. 5,414.7 million (Rs. 49,272.0 million and Nil at March 31, 2018) respectively. The Group measured certain equity securities based on observable price in orderly transactions and recorded a gain of Rs. 2,719.6 million during fiscal 2019.

Further, the Group's investments portfolio also contains investments held by its venture capital subsidiary, investments in non-readily marketable securities and investments in affiliates. The fair value of investments held by the venture capital subsidiary was Rs. 110.8 million at March 31, 2019 and Rs. 100.0 million at March 31, 2018. Non-readily marketable securities primarily represent investments in affiliates and securities acquired as a part of project financing activities or conversion of loans in debt restructurings. The investments in non-readily marketable securities and investment in affiliates was Rs. 60,855.5 million at March 31, 2019 and Rs. 58,668.1 million at March 31, 2018 respectively. Of these, the carrying value of equity securities carried at cost less impairment was Rs. 25.5 million at March 31, 2019 after recognizing impairment charge of Rs. 271.2 million during fiscal 2019. Further, the fair value of certain investments, where Bank has opted for fair value accounting was Rs. 3,518.2 million at March 31, 2019 and Rs. 8,673.6 million at March 31, 2018 under ASC Subtopic 825-10 "Financial Instruments".

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### d) Fair value measurements

The Group determines the fair values of its financial instruments based on the fair value hierarchy established in ASC Topic 820. The standard describes three levels of inputs that may be used to measure fair value.

##### Level 1

Valuation is based upon unadjusted quoted prices of identical instruments traded in active markets. The instruments that have been valued based upon such quoted prices include traded equity shares, mutual funds, government securities, corporate bonds, certificate of deposits, commercial papers, futures and spots. The Bank's Canadian subsidiary has investments in bankers' acceptances which are valued based on the quoted prices.

##### Level 2

Valuation is based upon quoted prices for similar instruments in active markets, quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active, prices quoted by market participants and prices derived from valuation models which use significant inputs that are observable in active markets. Inputs used include interest rates, yield curves, volatilities, credit spreads, which are available from public sources like Reuters, Bloomberg, Foreign Exchange Dealers Association of India, Financial Benchmark India Private Limited and Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India.

The products include government securities, debentures and bonds, certificate of deposits, commercial papers, vanilla options, simple interest rate derivatives, forwards, cross currency interest rate swaps, and swap options.

##### Level 3

Valuation is based on valuation techniques or models which use significant market unobservable inputs or assumptions. Financial instruments are considered Level 3 when their values are determined using pricing models, discounted cash flow methodologies or similar techniques and at least one significant model assumption or input is unobservable or when determination of the fair value requires significant management judgment or estimation. The valuation of exotic derivative products are done by sourcing counterparty quotes at month ends.

India-linked non-Rupee denominated bonds price is valued by discounting cash flows using rates incorporating fair market spreads published by Bloomberg/ Reuters corresponding to the international foreign currency ratings of the issuer (capped at international sovereign rating). Some bonds and asset backed commercial papers have been valued at amortized cost net of impairment or based on prices available from Bloomberg which are developed using internal estimates and assumptions. A reduction in the expected cash flows of these instruments will adversely impact the value of these bonds. Similarly an increase in the interest rates or credit spreads will have an adverse impact on the value of these bonds. The value of retained interest in securitizations in Bank's Canadian subsidiary, largely representing the excess spread of mortgage interest over the rate of return on the mortgaged backed securities, is similarly impacted by the amount and timing of cash flows from the underlying mortgage assets.

The Group values the India linked credit derivatives at a combination of market quotes and cash flow discounting using spreads published by Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India corresponding to the domestic ratings of the issuer which is then adjusted with the additional spread mark ups depending on the liquidity of such financial instruments. In case of private equity investments, the inputs used include the valuation multiples for comparable listed companies and adjustments for illiquidity and other factors.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The valuation of Indian pass through certificates is dependent on the estimated cash flows that the underlying trust would pay out. The underlying trust/originator makes a number of assumptions with regard to various variables to arrive at the estimated flows. The cash flow schedule received from the trust is discounted at the base yield curve rates and credit spreads published by Financial Benchmark India Private Limited and Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India at month ends. Accordingly, these instruments are classified as Level 3 instruments. A reduction in the estimated cash flows of these instruments will adversely impact the value of these certificates. A change in the timing of these estimated cash flows will also impact the value of these certificates.

The valuation of certain loans, which have been fair valued as per ASC Subtopic 825-10, is dependent on the estimated cash flows that the underlying borrowers would pay out. The Bank makes a number of assumptions with regard to various variables to arrive at the estimated cash flows. The cash flow schedule is discounted at the current interest rate, which the Bank is likely to offer for loan facilities to borrowers in the similar rating grades, which are not market observable. Accordingly, these loans are classified as Level 3 assets. The value of such loans will be impacted by changes in amount and timing of the estimated cash flows from the borrowers.

As per ASU No. 2015-07, Fair Value Measurement (Topic 820): 'Disclosure for investments in certain entities that calculate net asset value per share', investments for which fair value is measured using net asset value as a practical expedient, are not required to be classified under fair value hierarchy. Accordingly, venture fund units and security receipts are not included in fair value hierarchy.

The following table sets forth, the information about the Group's assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis at March 31, 2019 and the level of inputs used to measure those products.

Description	Rupees in million			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
<b>Investments</b>				
Equity shares	33,128.9	5,550.7	396.7	39,076.3
Government debt securities	175,559.0	1,512,979.3	--	1,688,538.3
Corporate debt securities	177,659.9	182,126.0	2,325.3	362,111.2
Mortgage and other asset backed securities	--	3,483.7	139,864.4	143,348.1
Others <sup>1</sup>	66,991.7	106,140.1	1,622.2	174,754.0
<b>Sub-total</b>	<b>453,339.5</b>	<b>1,810,279.8</b>	<b>144,208.6</b>	<b>2,407,827.9</b>
Security receipts <sup>2</sup>	--	--	--	16.8
Venture fund units <sup>2</sup>	--	--	--	7,077.7
<b>Total investments</b>				<b>2,414,922.4</b>
<b>Derivatives (positive mark-to-market)</b>				
Interest rate derivatives <sup>3</sup>	14.2	34,190.5	58.3	34,263.0
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) <sup>4</sup>	3,440.2	40,340.3	--	43,780.5
Equity derivatives	4.9	--	--	4.9
<b>Total positive mark-to-market</b>	<b>3,459.3</b>	<b>74,530.8</b>	<b>58.3</b>	<b>78,048.4</b>
<b>Derivatives (negative mark-to-market)</b>				
Interest rate derivatives <sup>3</sup>	(38.9)	(33,998.6)	(134.2)	(34,171.7)
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) <sup>4</sup>	(2,637.7)	(39,920.4)	--	(42,558.1)
Equity derivatives	(1.8)	--	--	(1.8)
<b>Total negative mark-to-market</b>	<b>(2,678.4)</b>	<b>(73,919.0)</b>	<b>(134.2)</b>	<b>(76,731.6)</b>
<b>Borrowings</b>				
Bonds	--	(367,578.7)	--	(367,578.7)
<b>Total borrowings</b>	<b>--</b>	<b>(367,578.7)</b>	<b>--</b>	<b>(367,578.7)</b>
<b>Loans</b>				
Loans	--	--	12,293.7	12,293.7
<b>Total loans</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>12,293.7</b>	<b>12,293.7</b>

1. Includes primarily certificate of deposits, commercial paper and mutual funds.
2. Fair value for these investments has been estimated using net asset value per unit as declared by investee entities as per ASC Subtopic 820-10-35 - "Fair Value Measurements and Disclosures". The fair value for these investments has not been categorized in the fair value hierarchy based on the changes in ASC Subtopic 820-10-35-54B vide ASU No. 2015-07.
3. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements, swap options and exchange traded interest rate derivatives are included in interest rate derivatives.
4. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the information about the Group's assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis at March 31, 2018 and the level of inputs used to measure those products.

Description	Rupees in million			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
<b>Investments</b>				
Equity shares	44,154.7	246.9	387.1	44,788.7
Government debt securities	155,233.9	1,449,269.2	-	1,604,503.1
Corporate debt securities	194,785.8	138,642.1	3,962.4	337,390.3
Mortgage and other asset backed securities	-	3,797.7	122,799.9	126,597.6
Others <sup>1</sup>	46,714.9	152,020.4	668.9	199,404.2
<b>Sub-total</b>	<b>440,889.3</b>	<b>1,743,976.3</b>	<b>127,818.3</b>	<b>2,312,683.9</b>
Security receipts <sup>2</sup>	-	-	-	80.0
Venture fund units <sup>2</sup>	-	-	-	5,827.6
<b>Total investments</b>				<b>2,318,591.5</b>
<b>Derivatives (positive mark-to-market)</b>				
Interest rate derivatives <sup>3</sup>	7.2	19,592.1	75.5	19,674.8
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) <sup>4</sup>	1,211.7	41,374.8	-	42,586.5
Equity derivatives	2.4	-	-	2.4
<b>Total positive mark-to-market</b>	<b>1,221.3</b>	<b>60,966.9</b>	<b>75.5</b>	<b>62,263.7</b>
<b>Derivatives (negative mark-to-market)</b>				
Interest rate derivatives <sup>3</sup>	-	(24,259.5)	(87.3)	(24,346.8)
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) <sup>4</sup>	(1,314.4)	(34,695.5)	-	(36,009.9)
Equity derivatives	(0.3)	-	-	(0.3)
<b>Total negative mark-to-market</b>	<b>(1,314.7)</b>	<b>(58,955.0)</b>	<b>(87.3)</b>	<b>(60,357.0)</b>
<b>Borrowings</b>				
Bonds	-	(389,996.2)	-	(389,996.2)
<b>Total borrowings</b>	<b>-</b>	<b>(389,996.2)</b>	<b>-</b>	<b>(389,996.2)</b>
<b>Loans</b>				
Loans	-	-	14,253.3	14,253.3
<b>Total loans</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>14,253.3</b>	<b>14,253.3</b>

1. Includes primarily certificate of deposits, commercial paper and mutual funds.
2. Fair value for these investments has been estimated using net asset value per unit as declared by investee entities as per ASC Subtopic 820-10-35 - "Fair Value Measurements and Disclosures". The fair value for these investments has not been categorized in the fair value hierarchy based on the changes in ASC Subtopic 820-10-35-54B vide ASU No. 2015-07.
3. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements, swap options and exchange traded interest rate derivatives are included in interest rate derivatives.
4. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

The Group holds investments in certain venture capital funds and security receipts. The fair value of these investments has been estimated using the net asset value per unit as declared by such investee entities. The security receipts are issued by asset reconstruction companies with underlying mainly as non-performing loans with objectives of gains through improvement in recoveries on these assets. The venture capital fund units are issued by venture capital funds with underlying investment in equity shares and other instruments with the objective of generating long term returns. Some of the venture capital funds have focused investments in real estate and infrastructure sectors. The cash flow from these investments is expected to happen through distribution upon liquidation of the underlying assets by the asset reconstruction companies/venture capital funds, with a maturity period ranging from 7-10 years. A reduction in the estimated cash flows from the underlying assets or delays in collection of estimated cash flows will adversely impact the net asset values and therefore the fair value of these investments.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### Transfers between Levels of the fair value hierarchy

Government securities of Rs. 111.2 million and equity shares of Rs. 48.9 million were transferred from Level 1 to Level 2 as these securities were valued based on quoted prices in markets which were not active at March 31, 2019 as compared to valuation based on quoted prices in active market at March 31, 2018. Corporate debt securities of Rs. 1,730.0 million were transferred from Level 1 to Level 2 as these securities were valued based on internal valuation techniques using market observable inputs at March 31, 2019 as compared to valuation based on quoted price at March 31, 2018.

Equity shares of Rs. 1.5 million were transferred from Level 2 to Level 1 as these securities were valued based on quoted prices in active market at March 31, 2019 as compared to valuation based on quoted prices in markets which were not active at March 31, 2018.

Equity shares of Rs. 166.9 million were transferred from Level 2 to Level 3 as the valuation of these securities was based on internal valuation using market observable inputs at March 31, 2019 as compared to valuation based on quoted prices in markets which were not active at March 31, 2018.

Corporate debt securities of Rs 139.3 million were transferred from Level 2 to level 3 as the valuation of these securities was based on significant management estimation or unobservable market inputs at March 31, 2019 as compared to valuation based on internal valuation techniques using market observable inputs at March 31, 2018. Preference shares of Rs. 1,343.0 million were transferred from Level 2 to level 3 as the valuation of these securities was done based on unobservable market inputs at March 31, 2019 as compared to valuation based on quoted prices in markets which were not active at March 31, 2018.

Equity shares of Rs. 186.6 million were transferred from Level 1 to Level 3 as the valuation of these securities was done based on unobservable market inputs at March 31, 2019 as compared to valuation based on quoted prices in active market at March 31, 2018.

Equity shares of Rs. 2.2 million and preference shares of Rs. 3.9 million were moved out from Level 2 as these investments were accounted for at cost at March 31, 2019.

Cost method equity shares of Rs. 2,695.1 million were transferred to Level 2 as fair value of these securities was determined based on observable orderly transactions for the identical securities in terms of ASC Topic 321, "Investments-Equity Securities".

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 assets for the year ended March 31, 2019.

Rupces in million

Description	Investments				Total	Loans
	Equity shares	Corporate debt securities	Mortgage and other asset backed securities	Others		
<b>Beginning balance at April 1, 2018</b>	<b>387.1</b>	<b>3,962.4</b>	<b>122,799.9</b>	<b>668.9</b>	<b>127,818.3</b>	<b>14,253.3</b>
Total gains or losses (realized/unrealized)						
-Included in earnings	(333.3)	3,939.3	28.5	(709.5)	2,925.2	3,817.1
-Included in other comprehensive income	--	359.7	2,701.2	342.0	3,402.9	--
Purchases/additions	--	777.3	85,504.6	--	86,281.9	202.2
Sales	(28.4)	(564.5)	--	--	(592.9)	(2,735.9)
Issuances	--	--	1,030.3	--	1,030.3	--
Settlements	--	(6,288.2)	(72,249.7)	(22.4)	(78,560.3)	(3,243.0)
Transfers in Level 3	353.5	139.3	--	1,343.0	1,835.8	--
Transfers out of Level 3	--	--	--	--	--	--
Foreign currency translation adjustment	17.8	--	49.6	--	67.4	--
<b>Ending balance at March 31, 2019</b>	<b>396.7</b>	<b>2,325.3</b>	<b>139,864.4</b>	<b>1,622.2</b>	<b>144,208.6</b>	<b>12,293.7</b>
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	(333.3)	(1,025.5)	--	(709.2)	(2,068.0)	2,691.9

1. Includes India-linked asset backed securities.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 assets for the year ended March 31, 2018.

Description	Investments					Loans
	Equity shares	Corporate debt securities	Mortgage and other asset backed securities	Others	Total	
<b>Beginning balance at April 1, 2017</b>	<b>1,220.4</b>	<b>7,698.8</b>	<b>138,513.2</b>	<b>32.6</b>	<b>147,465.0</b>	<b>31,252.0</b>
Total gains or losses (realized/unrealized)						
-Included in earnings	(999.1)	(6,017.4)	(97.7)	(454.6)	(7,568.8)	(7,267.6)
-Included in other comprehensive income	(5.1)	(570.6)	(1,741.7)	(15.2)	(2,332.6)	-
Purchases/additions	121.5	3,099.8	57,496.7	-	60,718.0	-
Sales	(62.7)	(22.7)	-	-	(85.4)	-
Issuances	-	-	692.9	-	692.9	-
Settlements	-	(1,365.2)	(72,218.0)	-	(73,583.2)	(16,467.5)
Transfers in Level 3	111.0	1,106.2	-	1,106.1	2,323.3	6,736.4
Transfers out of Level 3	-	-	-	-	-	-
Foreign currency translation adjustment	1.1	33.5	154.5	-	189.1	-
<b>Ending balance at March 31, 2018</b>	<b>387.1</b>	<b>3,962.4</b>	<b>122,799.9</b>	<b>668.9</b>	<b>127,818.3</b>	<b>14,253.3</b>
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	(1,013.9)	(2,804.1)	-	0.3	(3,817.7)	(7,267.6)

1. Includes India-linked asset backed securities.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 derivatives for the year ended March 31, 2019.

Description	Derivatives				Rupees in million
	Interest rate derivatives	Currency derivatives (including foreign exchange derivatives)	Equity derivatives	Un-funded credit derivatives	Total
<b>Beginning balance at April 1, 2018</b>	(11.8)	--	--	--	(11.8)
Total gains or losses(realized/unrealized)					
-Included in earnings	(51.8)	--	--	--	(51.8)
-Included in other comprehensive income	--	--	--	--	--
Purchases	--	--	--	--	--
Sales	--	--	--	--	--
Issuances	--	--	--	--	--
Settlements	99.2	--	--	--	99.2
Transfers in Level 3	(111.5)	--	--	--	(111.5)
Transfers out of Level 3	--	--	--	--	--
Foreign currency translation adjustment	--	--	--	--	--
<b>Ending balance at March 31, 2019</b>	<b>(75.9)</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>(75.9)</b>
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	(71.1)	--	--	--	(71.1)

F-143

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 derivatives for the year ended March 31, 2018.

Description	Derivatives				Total
	Interest rate derivatives	Currency derivatives (including foreign exchange derivatives)	Equity derivatives	Un-funded credit derivatives	
<b>Beginning balance at April 1, 2017</b>	(12.1)	--	--	--	(12.1)
Total gains or losses(realized/unrealized)					
-Included in earnings	0.3	--	--	--	0.3
-Included in other comprehensive income	--	--	--	--	--
Purchases	--	--	--	--	--
Sales	--	--	--	--	--
Issuances	--	--	--	--	--
Settlements	--	--	--	--	--
Transfers in Level 3	--	--	--	--	--
Transfers out of Level 3	--	--	--	--	--
Foreign currency translation adjustment	--	--	--	--	--
<b>Ending balance at March 31, 2018</b>	<b>(11.8)</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>--</b>	<b>(11.8)</b>
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	2.4	--	--	--	2.4

F-144

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### e) Other than temporary impairment

The Group has determined that certain unrealized losses on the Group's investments in debt securities are temporary in nature. The Group conducts a review each year to identify and evaluate investments that have indications of possible impairment. An investment in a debt security is impaired if its fair value falls below its cost and accounting recognition of that decline in value is required if that decline is considered other than temporary. Factors considered in determining whether a loss is temporary include the financial condition and near term prospects of the issuer. The Group considers whether the investments have been identified for sale or whether it is more likely than not that the Group will be required to sell the investment before recovery of its amortized cost basis less any current period credit loss.

The following table sets forth, the fair value of the investments in debt securities and unrealized loss position, which are considered as temporary in nature at March 31, 2019.

Description of securities	Rupees in million					
	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses
Corporate debt securities	7,474.9	(95.7)	83,536.1	(1,629.7)	91,011.0	(1,725.4)
Government securities	84,155.6	(154.2)	181,994.4	(2,578.3)	266,150.0	(2,732.5)
Other debt securities	23,739.8	(330.8)	59,643.9	(1,777.4)	83,383.7	(2,108.2)
<b>Total debt securities</b>	<b>115,370.3</b>	<b>(580.7)</b>	<b>325,174.4</b>	<b>(5,985.4)</b>	<b>440,544.7</b>	<b>(6,566.1)</b>

The following table sets forth, the fair value of the investments in debt securities and unrealized loss position, which are considered as temporary in nature at March 31, 2018.

Description of securities	Rupees in million					
	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses
Corporate debt securities	53,426.2	(770.5)	9,687.2	(206.7)	63,113.4	(977.2)
Government securities	751,793.8	(9,204.9)	76,232.3	(3,147.2)	828,026.1	(12,352.1)
Other debt securities	86,865.3	(856.7)	32,808.0	(1,251.4)	119,673.3	(2,108.1)
<b>Total debt securities</b>	<b>892,085.3</b>	<b>(10,832.1)</b>	<b>118,727.5</b>	<b>(4,605.3)</b>	<b>1,010,812.8</b>	<b>(15,437.4)</b>

F-145

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the total other than temporary impairment recognized on debt securities during the year ended March 31, 2019.

Rupees in million

Description of securities	Other than temporary impairment losses related to securities that the group does not intend to sell nor will likely be required to sell			Losses recognized in earnings for securities that the group intends to sell or more likely than not will be required to sell	Total losses recognized in earnings
	Total other than temporary impairment losses recognized during the year	Portion of other than temporary impairment losses recognized in OCI (before taxes)	Net other than temporary impairment losses recognized in earnings		
Corporate debt securities	1,033.1	--	1,033.1	564.7	1,597.8
Government securities	--	--	--	86.8	86.8
Other debt securities	166.6	--	166.6	5.3	171.9
<b>Total</b>	<b>1,199.7</b>	<b>--</b>	<b>1,199.7</b>	<b>656.8</b>	<b>1,856.5</b>

The following table sets forth, the total other than temporary impairment recognized on debt securities during the year ended March 31, 2018.

Rupees in million

Description of securities	Other than temporary impairment losses related to securities that the group does not intend to sell nor will likely be required to sell			Losses recognized in earnings for securities that the group intends to sell or more likely than not will be required to sell	Total losses recognized in earnings
	Total other than temporary impairment losses recognized during the year	Portion of other than temporary impairment losses recognized in OCI (before taxes)	Net other than temporary impairment losses recognized in earnings		
Corporate debt securities	5,542.2	--	5,542.2	187.5	5,729.7
Government securities	--	--	--	603.4	603.4
Other debt securities	912.0	--	912.0	58.4	970.4
<b>Total</b>	<b>6,454.2</b>	<b>--</b>	<b>6,454.2</b>	<b>849.3</b>	<b>7,303.5</b>

The following table sets forth, a 12-month roll forward of cumulative other than temporary impairment credit loss recognized in earnings for AFS debt securities held at March 31, 2019.

Rupees in million

Balance at March 31, 2018	Credit impairments in earnings on securities not previously credit impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously credit impaired	Reduction due to sales or maturity of credit impaired securities	Balance at March 31, 2019

Corporate debt securities	7,240.0	924.0	109.1	3,093.0	5,180.1
Other debt securities	2,442.5	-	166.6	606.3	2,002.8
<b>Total</b>	<b>9,682.5</b>	<b>924.0</b>	<b>275.7</b>	<b>3,699.3</b>	<b>7,182.9</b>

F-146

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, a 12 month roll forward of cumulative other than temporary impairment credit loss recognized in earnings for AFS debt securities held at March 31, 2018.

Rupees in million					
	Balance at March 31, 2017	Credit impairments in earnings on securities not previously credit impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously credit impaired	Reduction due to sales or maturity of credit impaired securities	Balance at March 31, 2018
Corporate debt securities	6,230.1	3,641.2	1,901.0	4,532.3	7,240.0
Other debt securities	2,247.7	147.7	764.3	717.2	2,442.5
<b>Total</b>	<b>8,477.8</b>	<b>3,788.9</b>	<b>2,665.3</b>	<b>5,249.5</b>	<b>9,682.5</b>

Certain investments in debt securities with unrealized losses are not classified as other than temporarily impaired, since the Group has assessed that the securities in an unrealized loss position have not been identified for sale and it is not more likely than not that the Group will be required to sell the securities before recovery of its amortized cost basis less any current period credit loss.

The Group also holds certain debt investments with other than temporary impairment, which have not been identified for sale and it is not more likely than not that the Group will be required to sell the securities before an anticipated recovery in value other than credit losses, where the amount representing the credit losses is recognized in earnings and the amount of loss related to other factors is recognized in other comprehensive income. The credit losses have been determined based on the difference of present value of expected future cash flows of the securities and the amortized cost basis of such securities. The Group bases its estimates of future cash flows on evaluation of the issuer's overall financial condition, resources and payment record and the realizable value of any collateral, third party guarantees or other credit enhancements.

At March 31, 2019, the Group holds cost method equity investments amounting to Rs. 60,830.0 million (March 31, 2018: Rs. 58,583.3 million). The fair value for such securities has not been estimated in the absence of changes in circumstances that have a significant adverse effect on the fair value of the investments. The Bank measured unquoted equity securities at fair value amounting to Rs. 25.5 million at March 31, 2019 (March 31, 2018: Rs. 84.9 million) due to impairment recognition. The fair value of these securities was determined based on level 3 inputs.

#### D Loans

The following table sets forth the recorded investment in restructured loans at March 31, 2019.

Rupees in million				
	Total recorded investment in restructured loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in restructured loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	222,575.8	148,649.3	41,959.2	264,535.0
Consumer loans	1,788.6	836.3	..	1,788.6
<b>Total</b>	<b>224,364.4</b>	<b>149,485.6</b>	<b>41,959.2</b>	<b>266,323.6</b>

F-147

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the recorded investment in restructured loans at March 31, 2018.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in restructured loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in restructured loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	260,872.4	149,417.6	39,837.7	300,710.1
Consumer loans	1,625.5	808.8	..	1,625.5
<b>Total</b>	<b>262,497.9</b>	<b>150,226.4</b>	<b>39,837.7</b>	<b>302,335.6</b>

The following table sets forth the recorded investment in other impaired loans at March 31, 2019.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in other impaired loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in other impaired loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	271,752.4	196,056.5	53,727.2	325,479.6
Consumer loans	69,161.4	35,381.0	..	69,161.4
<b>Total</b>	<b>340,913.8</b>	<b>231,437.5</b>	<b>53,727.2</b>	<b>394,641.0</b>

The following table sets forth the recorded investment in other impaired loans at March 31, 2018.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in other impaired loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in other impaired loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	331,716.4	189,147.1	43,041.5	374,757.9
Consumer loans	56,205.9	26,189.2	52.0	56,257.9
<b>Total</b>	<b>387,922.3</b>	<b>215,336.3</b>	<b>43,093.5</b>	<b>431,015.8</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for restructured loans and recorded financing receivables at March 31, 2019.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
<b>Allowance for loan losses</b>				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	148,649.3	-	-	148,649.3
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	-	836.3	-	836.3
<b>Total allowance for loan losses</b>	<b>148,649.3</b>	<b>836.3</b>	<b>-</b>	<b>149,485.6</b>
<b>Recorded financing receivables</b>				
Individually evaluated for impairment	264,535.0	-	-	264,535.0
Collectively evaluated for impairment	-	1,788.6	-	1,788.6
<b>Total recorded financing receivables</b>	<b>264,535.0</b>	<b>1,788.6</b>	<b>-</b>	<b>266,323.6</b>

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for restructured loans and recorded financing receivables at March 31, 2018.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
<b>Allowance for loan losses</b>				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	149,417.6	-	-	149,417.6
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	-	808.8	-	808.8
<b>Total allowance for loan losses</b>	<b>149,417.6</b>	<b>808.8</b>	<b>-</b>	<b>150,226.4</b>
<b>Recorded financing receivables</b>				
Individually evaluated for impairment	300,710.1	-	-	300,710.1
Collectively evaluated for impairment	-	1,625.5	-	1,625.5
<b>Total recorded financing receivables</b>	<b>300,710.1</b>	<b>1,625.5</b>	<b>-</b>	<b>302,335.6</b>

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for other loans and recorded financing receivables at March 31, 2019.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
<b>Allowance for loan losses</b>				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	196,056.5	1,425.1	-	197,481.6
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	17,167.4	39,769.0	-	56,936.4
<b>Total allowance for loan losses</b>	<b>213,223.9</b>	<b>41,194.1</b>	<b>-</b>	<b>254,418.0</b>
<b>Recorded financing receivables</b>				
Individually evaluated for impairment	325,479.6	1,685.6	-	327,165.2
Collectively evaluated for impairment	2,637,902.8	3,452,968.8	1,417.8	6,092,289.4
<b>Total recorded financing receivables</b>	<b>2,963,382.4</b>	<b>3,454,654.4</b>	<b>1,417.8</b>	<b>6,419,454.6</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for other loans and recorded financing receivables at March 31, 2018.

Particulars	Rupees in million			Total
	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	
<b>Allowance for loan losses</b>				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	189,147.1	1,784.9	..	190,932.0
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	23,506.3	27,818.5	..	51,324.8
<b>Total allowance for loan losses</b>	<b>212,653.4</b>	<b>29,603.4</b>	<b>..</b>	<b>242,256.8</b>
<b>Recorded financing receivables</b>				
Individually evaluated for impairment	374,757.9	2,271.2	..	377,029.1
Collectively evaluated for impairment	2,332,086.8	2,798,442.8	1,136.8	5,131,666.4
<b>Total recorded financing receivables</b>	<b>2,706,844.7</b>	<b>2,800,714.0</b>	<b>1,136.8</b>	<b>5,508,695.5</b>

The following table sets forth loans restructured during the year ended March 31, 2019.

Particulars	Number of borrowers whose loans are classified as restructured	Restructured loans involving changes in the amount and/or timing of			Provision/ (write-back) through P&L	Net restructured amount
		Principal payments	Interest payments	Both principal and interest payments		
Commercial loans	8	2,646.4	-	8,746.0	791.8	9,410.0
Consumer loans	2,309	473.9	111.8	22.1	478.2	129.6
<b>Total</b>	<b>2,317</b>	<b>3,120.3</b>	<b>111.8</b>	<b>8,768.1</b>	<b>1,270.0</b>	<b>9,539.6</b>

The following table sets forth loans restructured during the year ended March 31, 2018.

Particulars	Number of borrowers whose loans are classified as restructured	Restructured loans involving changes in the amount and/or timing of			Provision/ (write-back) through P&L	Net restructured amount
		Principal Payments	Interest payments	Both principal and interest payments		
Commercial loans	17	11,879.3	-	10,821.5	(4,023.4)	22,240.9
Consumer loans	369	42.9	14.3	33.2	35.9	54.5
<b>Total</b>	<b>386</b>	<b>11,922.2</b>	<b>14.3</b>	<b>10,854.7</b>	<b>(3,987.5)</b>	<b>22,295.4</b>

F-150

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth restructured loans at March 31, 2019 and 2018, as well as loans that were restructured during a fiscal year and defaulted within the same or next fiscal year:

Particulars	Rupees in million			
	Balances at March 31, 2019	Payment default during the year ended March 31, 2019 <sup>1</sup>	Balances at March 31, 2018	Payment default during the year ended March 31, 2018 <sup>1</sup>
Commercial loans	264,535.0	4,224.0	300,710.1	17,042.1
Consumer loans	1,788.6	468.6	1,625.5	61.7
<b>Total</b>	<b>266,323.6</b>	<b>4,692.6</b>	<b>302,335.6</b>	<b>17,103.8</b>

1. Default is defined as 90 days past due.

Additionally at March 31, 2019, the Bank has outstanding loans amounting to Rs. 38,048.5 million (March 31, 2018: Rs. 54,220.6 million) to equity affiliates, where the Bank has opted for fair value accounting under ASC Subtopic 825-10 "Financial Instruments". See also 22. Notes under U.S. GAAP – Additional information required under U.S. GAAP – Fair value accounting of financial interests.

#### g) Equity affiliates

Under U.S. GAAP, the Group accounts for its ownership interest in ICICI Prudential Life Insurance Company Limited (ICICI Life) by the equity method of accounting because of substantive participative rights held by the minority shareholders.

The following tables set forth, for the periods indicated, the summarized U.S. GAAP balance sheets and statements of operations of ICICI Life.

Balance sheet	Rupees in million	
	At March 31,	
	2019	2018
Cash and cash equivalents	20,066.6	11,970.8
Securities	466,450.7	396,393.6
Assets held to cover linked liabilities	1,109,451.0	975,011.6
Other assets	88,072.5	80,957.1
<b>Total assets</b>	<b>1,684,040.8</b>	<b>1,464,333.1</b>
Provision for linked liabilities	1,109,451.0	975,011.6
Other liabilities	479,518.2	401,098.9
Stockholders' equity	95,071.6	88,222.6
<b>Total liabilities and stockholders' equity</b>	<b>1,684,040.8</b>	<b>1,464,333.1</b>

	Rupees in million	
	Year ended March 31,	
	2019	2018
Interest income	63,824.0	56,993.6
Interest expense	-	-
<b>Net interest income</b>	<b>63,824.0</b>	<b>56,993.6</b>
Insurance premium	309,297.7	270,687.7
Other non-interest income	39,255.1	57,790.7
Non-interest expense	(398,598.5)	(368,231.2)
Income tax (expense)/benefit	(590.9)	(1,026.6)
<b>Income/(loss), net</b>	<b>13,187.4</b>	<b>16,214.2</b>

The aggregate market value of the investment in shares of ICICI Life at March 31, 2019 based on quoted market prices was Rs. 265,876.7 million.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### b) Insurance subsidiary/affiliate

##### Life insurance affiliate

The significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP in case of the life insurance affiliate are primarily on account of:

#### i) Difference in policyholders' liability and unallocated policyholders' surplus, net of amortization of deferred acquisition cost

##### Policyholders' liability

Reserves under Indian GAAP are held as per the requirements of Insurance Act, 1938, regulations notified by the Insurance Regulatory and Development Authority of India and Actuarial Practice Standards of the Institute of Actuaries of India. Accordingly, the reserves are computed using the Gross Premium Method (reserves are computed as the present value of future benefits including future bonuses and the present value of expenses including overheads and are net of the present value of future total premiums, paid by policyholders). The discount rates used are on prudent basis which change at every financial year end. Reserves under U.S. GAAP are valued using the Modified Net Premium Method as per the valuation norms prescribed under U.S. GAAP. The liability under U.S. GAAP consists of two parts, namely, policy reserves (comprising benefit reserve and maintenance expense reserve) and deferred premium liability.

The benefit reserve is computed as the present value of guaranteed benefits less the present value of the net premium for benefits. The maintenance expense reserve is computed as the present value of maintenance expenses less the present value of net premiums for maintenance expenses. Deferred premium liability is held in accordance with ASC Topic 944-40-25-28 for products where the premium paying term is shorter than the policy term so as to allow the emergence of the profits over the entire policy term. The discount rates used for non-linked products represent best estimate with a provision for adverse deviation and are on locked-in basis, where the assumptions change at every financial year end only for the new business sold with in the financial year. Under unit-linked products, the excess of initial charges over ultimate charges is held as unearned revenue reserve to allow for the emergence of the profit over the term of the policy. The discount rates used are on best estimate basis and change at every financial year end.

##### Unallocated policyholders' surplus

Participating policyholders are entitled to 90% of the surplus generated in the fund, which is given in the form of bonus.

Under Indian GAAP, based on the recommendation of Appointed Actuary, 1/9<sup>th</sup> of the bonus declared is transferred to the shareholders and remaining surplus after the transfer is held back as Funds for future appropriation.

Under U.S. GAAP, 10% of the surplus is transferred to shareholders and 90% is held back as unallocated policyholders' surplus for participating policyholders.

##### Amortization of deferred acquisition cost

Under Indian GAAP, acquisition cost is charged to the revenue account in the year in which it is incurred whereas under U.S. GAAP, the acquisition costs that are related directly to the successful acquisition of new or renewal insurance contracts is deferred over the policy term. The deferred acquisition costs are amortized in proportion to premium revenue recognition for traditional insurance products and based on the estimated gross profits (EGP) for unit linked and universal life products as per ASC Topic "Financial Services - Insurance".

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### ii) Actuarial reserves on lapsed policies

Under U.S. GAAP, certain actuarial reserves on lapsed policies created in earlier years are released through the profit and loss account. The release of such actuarial reserves has been accounted as funds for future appropriations as a balance sheet item under Indian GAAP. After expiry of reinstatement period, funds for future appropriation is released in profit and loss account on recommendation of Appointed Actuary.

#### iii) Compensation costs

##### Accounting for employee stock options

Under Indian GAAP, stock compensation costs are accounted for using the intrinsic value method as compared to U.S. GAAP where the compensation costs have been accounted for based on fair value method.

##### Retirement benefit cost

Under Indian GAAP, all actuarial gains/losses are recognized on the balance sheet of the enterprise in the year in which they arise through suitable credit/debit in the profit and loss account of the year. Under U.S. GAAP, actuarial gains/losses are accounted in Other Comprehensive Income. Subsequently cumulative actuarial gain/loss lying in the Other Comprehensive Income which is over and above 10% corridor is amortized through profit and loss account. Further, discount rate for computing benefit obligation is linked to yield on high quality fixed income securities in U.S. GAAP as compared to yield on government securities under Indian GAAP.

#### iv) Unrealized gain/(loss) on trading portfolio and equity securities

Under Indian GAAP, accounting for investments is in accordance with the guidelines issued by the Insurance Regulatory and Development Authority of India, which do not allow the unrealized gain to be routed through the revenue account except in the case of linked business. Under U.S. GAAP, as per the requirements of FASB ASC Topic 320 "Investments-Debt", unrealized gain/(loss) on investments classified as held for trading" is taken to the profit and loss account. Under U.S. GAAP, unrealized gain/losses on equity securities are recognized in profit and loss account from April 1, 2018, as per FASB ASC Topic 321, "Investments-Equity Securities".

#### v) Income taxes

The differences in the accounting for income taxes are primarily on account of:

- i) Income tax impact of all U.S. GAAP adjustments.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP in case of the life insurance affiliate.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
<b>Profit(loss) as per Indian GAAP</b>	<b>11,389.3</b>	<b>16,191.7</b>	<b>16,816.6</b>
<b>Adjustments on account of</b>			
Difference in policyholders' liability and unallocated policyholders' surplus, net of amortization of deferred acquisition cost	5,102.6	3,230.5	(7,594.2)
Actuarial reserves on lapsed policies	(0.9)	(0.1)	(1,861.5)
Compensation costs	(252.3)	(72.7)	53.5
Unrealized gain(loss) on trading portfolio and equity securities	(2,890.0)	(3,507.9)	4,848.1
Income taxes benefit(expense)	(97.3)	369.8	(148.8)
Others	(64.0)	2.9	(54.0)
<b>Profit(loss) as per U.S. GAAP</b>	<b>13,187.4</b>	<b>16,214.2</b>	<b>12,059.7</b>

While profit under Indian GAAP decreased from Rs. 16,191.7 million in fiscal 2018 to Rs. 11,389.3 million in fiscal 2019, profit under U.S. GAAP decreased from Rs. 16,214.2 million in fiscal 2018 to Rs. 13,187.4 million in fiscal 2019.

In fiscal 2019, the policyholders' liability and unallocated policyholders' surplus, net of amortization of deferred acquisition cost under U.S. GAAP was lower by Rs. 5,102.6 million (fiscal 2018: lower by Rs. 3,230.5 million) as compared to Indian GAAP. In fiscal 2019, under U.S. GAAP, the positive impact due to deferred acquisition cost increased from Rs. 3,640.4 million in fiscal 2018 to Rs. 4,463.4 million in fiscal 2019 primarily due to increase in commission expenses on acquisition of insurance policies. Further, in fiscal 2019, policyholders' liability for protection line of business under Indian GAAP was higher as compared to U.S. GAAP due to the change in business mix.

The unrealized gain(loss) on trading portfolio and equity securities under U.S. GAAP amounted to an unrealized loss of Rs. 2,890.0 million in fiscal 2019, of which an unrealized loss of Rs. 3,527.0 million pertained to the change in fair value of equity securities of other than trading portfolio, which was recognized in income statement under U.S. GAAP on adoption of ASC Topic 321, "Investments-Equity Securities" from April 1, 2018.

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of income taxes in net income reconciliation of the life insurance affiliate.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Income tax impact of U.S. GAAP adjustments	(97.3)	369.8	(148.8)
Total differences in income taxes	<b>(97.3)</b>	<b>369.8</b>	<b>(148.8)</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### General insurance subsidiary

The significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP in case of the general insurance subsidiary are primarily on account of:

#### i) Provision for reinsurance commission

Under Indian GAAP, reinsurance commission on business ceded is recognized as income in the year of the ceding of the risk. Under U.S. GAAP, proceeds from reinsurance transactions that represent recovery of acquisition costs are reduced from unamortized acquisition costs in such a manner that net acquisition costs are capitalized and charged to expense in proportion to net revenue recognized over the related policy period.

#### ii) Amortization of deferred acquisition costs

Under Indian GAAP, acquisition cost is charged as expense to the revenue account in the year in which it is incurred whereas under U.S. GAAP, the same is capitalized and charged to expense in proportion to premium revenue recognized as per ASC Topic 944 "Financial Services-Insurance". Accordingly, only certain acquisition costs specified in Accounting Standards Update 2010-26 have been deferred that are related directly to the successful acquisition of new or renewal insurance contracts.

#### iii) Premium deficiency

Under Indian GAAP, premium deficiency is recognized if the sum of the expected claims costs, related expenses and maintenance costs exceed related unearned premiums. Under Indian GAAP, for assessment of premium deficiency, line of business are segmented under "Fire", "Marine", "Miscellaneous" segments (uptill fiscal 2015 premium deficiency was assessed at the Company level). Under U.S. GAAP premium deficiency is assessed for each line of business and recognized in the revenue account if the sum of expected claim costs and claims adjustment expenses, expected dividends to policyholders, un-amortized acquisition costs and maintenance costs exceed related unearned premiums.

A premium deficiency is recognized by first charging un-amortized acquisition costs to expense, to the extent required to eliminate the deficiency. If the premium deficiency is greater than un-amortized acquisition costs, a liability for the excess deficiency is required to be accrued.

#### iv) Compensation costs

##### Accounting for employee stock options

Under Indian GAAP, stock compensation costs are accounted for by the intrinsic value method as compared to U.S. GAAP where the compensation costs have been accounted for at the fair value method in accordance with the requirement of FASB ASC Topic 718 "Compensation-Stock Compensation".

##### Retirement benefit cost

Under Indian GAAP, all actuarial gains/losses are recognized on the balance sheet of the enterprise in the year in which they arise through suitable credit/debit in the profit and loss account of the year. Under U.S. GAAP, actuarial gains/losses are accounted in Other Comprehensive Income. Subsequently cumulative actuarial gain/loss lying in the Other Comprehensive Income which is over and above 10% corridor is amortized through profit and loss account. Further, discount rate for computing benefit obligation is linked to yield on high quality fixed income securities in U.S. GAAP as compared to yield on government securities under Indian GAAP.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### v) Mark to market on equity investments

Under Indian GAAP, all unrealized gains/ (losses) on equity investments are recognized through reserves. Under U.S. GAAP, unrealized gains/ (losses) on equity investments are recognized through income statement in accordance with the requirement of Accounting Standards Update No 2016-01 on Financial Instruments- Overall (Subtopic 825-10).

#### vi) Income taxes

The differences in the accounting for income taxes are primarily on account of:

##### i. Income tax impact of U.S. GAAP adjustments.

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of the significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP for the general insurance subsidiary.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
<b>Profit as per Indian GAAP</b>	<b>10,492.6</b>	<b>8,617.8</b>	<b>7,018.8</b>
<b>Adjustments on account of</b>			
Provision for reinsurance commission	(1,081.0)	(1,993.8)	(1,663.2)
Amortization of deferred acquisition costs	2,171.3	2,139.2	683.9
Premium deficiency	(2.7)	20.5	(20.5)
Compensation costs	(115.8)	16.3	48.5
Unrealized gain/(loss) on equity investments	(3,952.5)	-	-
Income tax benefit/(expense)	986.7	(42.7)	346.8
Others	(19.3)	(0.5)	(51.4)
<b>Profit/(Loss) as per U.S. GAAP</b>	<b>8,479.3</b>	<b>8,756.8</b>	<b>6,362.9</b>

Reinsurance commission on business ceded is recognized as income in the year of the ceding of the risk under Indian GAAP and recognized over the related policy period under U.S. GAAP. Adjustments on account of provision for reinsurance commission decreased from Rs. 1,993.8 million in fiscal 2018 to Rs. 1,081.0 million in fiscal 2019 primarily due to decrease in re-insurance commission on retail health contracts.

In fiscal 2019, unrealized loss on equity shares amounting to Rs. 3,952.5 million was recorded through income statement in U.S. GAAP on adoption of ASU Topic 321. Prior to fiscal 2019, equity investments were classified as available-for-sale and unrealized gain/(loss) on equity securities were recorded through other comprehensive income.

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of income taxes in net income reconciliation of the general insurance subsidiary.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Income tax impact of U.S. GAAP adjustments	986.7	(42.7)	346.8
<b>Total differences in income taxes</b>	<b>986.7</b>	<b>(42.7)</b>	<b>346.8</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

## i) Goodwill and intangible assets

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of goodwill and intangible assets, by category under U.S. GAAP.

	Rupees in million	
	Year ended March 31,	
	2019	2018
Goodwill	177,998.3	177,998.3
Accumulated amortization	(54.0)	(54.0)
<b>Goodwill, net</b>	<b>(A) 177,944.3</b>	<b>177,944.3</b>
<b>Asset management and advisory intangibles</b>	<b>(B) 367.0</b>	<b>367.0</b>
Customer-related intangibles	25,020.1	25,020.1
Accumulated amortization	(13,474.1)	(11,723.3)
<b>Customer-related intangibles net</b>	<b>(C) 11,546.0</b>	<b>13,296.8</b>
Brand	943.0	943.0
Accumulated amortization	(110.0)	(47.2)
<b>Brand net</b>	<b>(D) 833.0</b>	<b>895.9</b>
<b>Goodwill and intangible assets, net</b>	<b>(A+B+C+D) 190,690.3</b>	<b>192,504.0</b>

1. See also "Schedule 18 - Fixed assets".

The following table sets forth, for the periods indicated, the changes in goodwill under U.S. GAAP.

	Rupees in million	
	Year ended March 31,	
	2019	2018
Opening balance	177,944.3	35,047.4
Goodwill addition during the period	..	142,896.9
Goodwill disposed off during the period	..	..
<b>Closing balance</b>	<b>177,944.3</b>	<b>177,944.3</b>

The following table sets forth, for the periods indicated, the changes in intangible assets under U.S. GAAP.

	Rupees in million	
	Year ended March 31,	
	2019	2018
Opening balance	14,192.7	12.9
Additions	..	15,553.0
Amortization	(1,813.7)	(1,373.2)
Disposal	..	..
<b>Closing balance</b>	<b>12,379.0</b>	<b>14,192.7</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the estimated amortization schedule for intangible assets under U.S. GAAP, on a straight line basis, for the next five years.

Year ended March 31	Rupees in million	
	Amount	
2020	1,813.7	
2021	1,813.7	
2022	1,451.4	
2023	1,330.7	
2024	1,330.7	
Thereafter	4,638.8	
<b>Total</b>	<b>12,379.0</b>	

The Group has assigned goodwill to reporting units. The Group tests its goodwill for impairment on an annual basis at a reporting unit level. The fair value of the reporting units was derived by applying a comparable companies earnings multiple method. Under this method, the fair value of the reporting unit is arrived at by multiplying future maintainable profits of the reporting unit with price earning multiple. Based on the fair valuation, no goodwill impairment was recorded during the year ended March 31, 2019. Any deterioration in the variables used in determination of fair values of the reporting units could significantly affect the impairment evaluation and the results. The goodwill present in the Wholesale reporting unit may be particularly sensitive to further deterioration in economic conditions. If the future were to differ adversely from management's estimate of key assumptions, there could potentially arise an indication of impairment with respect to Rs.14,482.3 million of goodwill in Wholesale reporting unit.

#### j) Employee benefits

##### Gratuity

In accordance with Indian regulations, the Group provides for gratuity, a defined benefit retirement plan covering all employees. The plan provides a lump sum payment to vested employees at retirement, death or termination of employment based on the respective employee's salary and the years of employment with the Group. The gratuity benefit provided by the Group to its employees is equal to or greater than the statutory minimum.

In respect of the parent company, the gratuity benefit is provided to the employee through a fund administered by a Board of Trustees and managed by ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. The parent company is responsible for settling the gratuity obligation through contributions to the fund.

In respect of the remaining entities within the Group, the gratuity benefit is provided through annual contributions to a fund administered and managed by Life Insurance Corporation of India (LIC) and ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. Under this scheme, the settlement obligation and contribution to be paid remains with the Group, although LIC and ICICI Prudential Life Insurance Company Limited administer the scheme.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the funded status of the plans and the amounts recognized in the financial statements:

	Rupees in million	
	Year ended March 31,	
	2019	2018
<i>Change in benefit obligations</i>		
Projected benefit obligations at the beginning of the year	10,546.0	9,066.8
Add: Adjustment for exchange fluctuation on opening obligations	3.0	0.4
<b>Adjusted opening obligations</b>	<b>10,549.0</b>	<b>9,067.2</b>
Service cost	1,109.2	997.8
Interest cost	850.7	751.2
Acquisition/(Divestitures)	33.2	549.6
Past service cost	-	16.1
Benefits paid	(1,047.6)	(934.1)
Actuarial (gain)/loss on obligations	(163.5)	98.2
<b>Projected benefit obligations at the end of the year</b>	<b>11,331.0</b>	<b>10,546.0</b>
<i>Change in plan assets</i>		
Fair value of plan assets at the beginning of the year	9,895.2	8,920.6
Acquisition/(Divestitures)	33.2	576.1
Actual return on plan assets	735.6	635.3
Employer contributions	1,335.1	697.3
Benefits paid	(1,047.6)	(934.1)
<b>Plan assets at the end of the year</b>	<b>10,951.5</b>	<b>9,895.2</b>
Funded status	(379.5)	(650.8)
<b>Amount recognized, net</b>	<b>(379.5)</b>	<b>(650.8)</b>
Accumulated benefit obligation at year-end	7,106.8	6,673.2

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of the net gratuity cost.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Service cost	1,109.2	997.8	771.3
Interest cost	850.7	751.2	672.0
Expected return on plan assets	(797.0)	(759.1)	(547.1)
Amortization of transition asset/liability	-	-	-
Amortization of prior service cost	8.4	5.5	5.4
Amortized actuarial (gain)/loss	14.8	23.2	28.4
Acquisition and divestiture (gain)/loss	-	-	-
Exchange gain/(loss)	3.0	0.4	(2.7)
<b>Gratuity cost, net<sup>1</sup></b>	<b>1,189.1</b>	<b>1,019.0</b>	<b>927.3</b>

1. For the year ended March 31, 2018, includes Rs. 17.5 million relating to pre-acquisition cost of ICICI Lombard General Insurance Company Limited.

The discount rate for the corresponding tenure of obligations for gratuity is selected by reference to local government security yield with a premium added to reflect the additional risk for AAA rated corporate bonds.

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine net periodic benefit cost.

	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Discount rate	7.8%	7.7%	8.4%
Rate of increase in the compensation levels	7.2%	7.2%	7.1%
Rate of return on plan assets	8.0%	8.0%	8.0%

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine benefit obligations.

	Year ended March 31,	
	2019	2018
Discount rate	8.3%	7.9%
Rate of increase in the compensation levels	7.2%	7.2%

#### Plan assets

The Group determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets based on the expected average long-term rate of return over the next 7 to 8 years.

The following table sets forth, for the periods indicated, the Group's asset allocation for gratuity by asset category based on fair values.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2019	2018
<b>Assets category</b>		
<b>Investment in schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited</b>		
Group balance fund <sup>1</sup>	9,246.4	9,003.4
Group growth fund <sup>2</sup>	164.9	133.8
Group debt fund <sup>3</sup>	5.6	1.2
Group short-term fund <sup>4</sup>	189.0	70.6
<b>Total investment in schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited</b>	<b>9,605.9</b>	<b>9,209.0</b>
Investment in scheme of Life Insurance Corporation of India	244.3	236.9
<b>Total assets managed by external entities</b>	<b>9,850.2</b>	<b>9,445.9</b>
Special deposit with central government	290.6	291.9
Government debt securities	24.7	26.8
Corporate debt securities	39.6	55.8
Balance with banks and others	746.4	74.8
<b>Total</b>	<b>10,951.5</b>	<b>9,895.2</b>

- Objective of the scheme is to provide a balance between long-term capital appreciation and current income through investment in equity as well as fixed income instruments in appropriate proportions depending on market conditions prevalent from time to time. At March 31, 2019, investment in corporate bonds, government securities/treasury bills, equity and fixed deposits were 53.5%, 25.2%, 15.4% and 0.3% respectively.
- Objective of the scheme is to primarily generate long-term capital appreciation through investment in equity and equity related securities and complement it with current income through investment in fixed income instruments in appropriate proportions depending on market conditions prevalent from time to time. At March 31, 2019, investment in equity, corporate bonds and government securities/treasury bills were 53.5%, 26.7% and 15.4% respectively.
- Objective of the scheme is to provide accumulation of income through investment in various fixed income securities. The Fund seeks to provide capital appreciation while maintaining suitable balance between return, safety and liquidity. At March 31, 2019, investment in corporate bonds and government securities/treasury bills were 69.2% and 26.6% respectively.
- Objective of the scheme is to provide suitable returns through low risk investments in debt and money market instruments while attempting to protect the capital deployed in the fund. At March 31, 2019, investment in money market instruments and corporate bonds were 76.1% and 23.7% respectively.

The following table sets forth, for the periods indicated, the Group's target asset allocation for gratuity by asset category.

Description	Target asset	Target asset
	allocation at	allocation at
	March 31,	March 31,
	2020	2019
Funds managed by external entities	97%	96%
Special deposit with central government	2%	3%
Debt securities	1%	1%
<b>Total</b>	<b>100%</b>	<b>100%</b>

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The plan assets primarily consist of investments made in funds managed by external entities, which are primarily in equity, money market instruments and debt instruments in different proportions depending on the objective of schemes. The value of the plan assets in funds managed by ICICI Prudential Life Insurance Company Limited has been arrived at based on the net asset value per unit of individual schemes, which are considered as Level 2 input. The value of plan assets in the form of investments in scheme of LIC and special deposit with the Central Government are recorded at carrying value. The value of plan assets in the form of debt securities is derived using Level 2 input.

ICICI Prudential Life Insurance Company Limited administers the plan fund and it independently determines the target allocation by asset category. The investment strategy is to invest in a prudent manner for providing benefits to the participants of the scheme. The strategies are targeted to produce a return that, when combined with the Group's contribution to the funds will maintain the fund's ability to meet all required benefit obligations. ICICI Prudential Life Insurance Company Limited functions within the regulated investment norms.

LIC administers the plan fund and it independently determines the target allocation by asset category. The selection of investments and the asset category is determined by LIC. The investment strategy is to invest in a prudent manner to produce a return that will enable the fund to meet the required benefit obligations. LIC, which is owned by Government of India, functions within regulated investment norms.

The plan assets are mainly invested in various gratuity schemes of the insurance companies to limit the impact of individual investment. The Group's entire investment of plan assets is in India and 93.1% of investment is in various gratuity schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. Insurers managing the plan assets of the Group consider operational risk, performance risk, credit risk and equity risk in their investment policy as part of their risk management practices.

The following table sets forth, the benefit expected to be paid in each of the next five fiscal years and thereafter.

	Rupees in million
	Amount
Expected Group contributions to the fund during the year ending March 31, 2020	1,018.0
Expected benefit payments from the fund during year ending March 31,	
2020	1,702.6
2021	1,492.7
2022	1,560.8
2023	1,644.0
2024	1,701.5
Thereafter upto 10 years	8,796.1

The expected benefits are based on the same assumptions as used to measure the Group's benefit obligation at March 31, 2019.

#### Pension

The Group provides for pension, a deferred retirement plan covering certain employees. The plan provides for a pension payment on a monthly basis to these employees on their retirement based on the respective employee's salary and years of employment with the Group. Employees covered by the pension plan are not eligible for benefits under the provident fund plan. The pension plan pertained to the employees of erstwhile Bank of Madura, erstwhile Sangli Bank and erstwhile Bank of Rajasthan which were acquired with effect from March 2001, April 2007 and August 2010 respectively. The Group makes contribution to a trust which administers the funds on its own account or through insurance companies.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the funded status of the plan and the amounts recognized in the financial statements.

	Rupees in million	
	Year ended March 31,	
	2019	2018
<i>Change in benefit obligations</i>		
Projected benefit obligations at beginning of the year	14,722.4	14,810.7
Service cost	222.1	243.8
Interest cost	1,123.6	1,115.6
Liability extinguished on settlement	(1,833.7)	(1,399.0)
Benefits paid	(176.8)	(122.1)
Actuarial (gain)/loss on obligations	532.9	73.4
<b>Projected benefit obligations at the end of the year</b>	<b>14,590.5</b>	<b>14,722.4</b>
<i>Change in plan assets</i>		
Fair value of plan assets at beginning of the year	16,303.7	16,888.1
Actual return on plan assets	1,255.2	983.8
Assets distributed on settlement	(2,037.4)	(1,554.5)
Employer contributions	94.1	108.4
Benefits paid	(176.8)	(122.1)
<b>Plan assets at the end of the year</b>	<b>15,438.8</b>	<b>16,303.7</b>
Funded status	848.3	1,581.3
<b>Net amount recognized</b>	<b>848.3</b>	<b>1,581.3</b>
<b>Accumulated benefit obligation at year end</b>	<b>13,629.4</b>	<b>13,639.3</b>

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of the net pension cost.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Service cost	222.1	243.8	239.4
Interest cost	1,123.6	1,115.6	1,112.0
Expected return on assets	(1,381.1)	(1,433.4)	(1,143.2)
Curtailement and settlement (gain)/loss	203.7	155.4	131.4
Actuarial (gain)/loss	1,210.3	1,240.4	1,296.9
<b>Net pension cost</b>	<b>1,378.6</b>	<b>1,321.8</b>	<b>1,636.5</b>

The discount rate for the corresponding tenure of obligations for pension is selected by reference to government security yield with a premium added to reflect the additional risk corresponding to AAA rated corporate bonds.

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine net periodic benefit cost.

	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Discount rate	7.8%	7.7%	8.4%
Rate of increase in the compensation levels			
On basic pay	1.5%	1.5%	1.5%
On dearness relief	7.0%	7.0%	7.0%
Rate of return on plan assets	8.0%	8.0%	8.0%
Pension increases (applicable on basic pension)	7.0%	7.0%	7.0%

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine benefit obligations.

	Year ended March 31	
	2019	2018
Discount rate	8.1%	7.8%
Rate of increase in the compensation levels		
On basic pay	1.5%	1.5%
On dearness relief	7.0%	7.0%
Pension increases (applicable on basic pension)	7.0%	7.0%

The Bank provides for pension to the employees of erstwhile Bank of Madhya Pradesh, erstwhile Sangli Bank and erstwhile Bank of Rajasthan which were acquired by the Bank in past. The compensation escalation rate eligible for pension was determined at the time of acquisition and the same escalation rate is consistently considered for computation of benefit obligations and periodic cost.

#### Plan Assets

The Group determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets based on the expected average long-term rate of return over the next 7 to 8 years.

The following table sets forth, for the periods indicated, the Group's asset allocation and target asset allocation for pension by asset category based on fair values.

Asset category	Rupees in million			
	Fair value at March 31, 2019	Fair value at March 31, 2018	Target asset allocation at March 31, 2020	Target asset allocation at March 31, 2019
	Government debt securities	7,661.9	7,985.9	50%
Corporate debt securities	7,481.6	8,092.7	44%	42%
Balance with banks and others	295.3	225.1	6%	10%
<b>Total</b>	<b>15,438.8</b>	<b>16,303.7</b>	<b>100%</b>	<b>100%</b>

The inputs to valuation of the government and corporate securities are derived using Level 2 inputs.

The Group's entire investment of plan assets are in India and invested in government securities, corporate bonds and equity traded funds. Trustees manage the plan assets of the Group by investing in above securities as per the investment pattern and guidelines prescribed under the Indian income tax law. Securities are purchased after considering credit rating, comparative yields and tenure of investment.

The following table sets forth, the benefit expected to be paid in each of the next five fiscal years and thereafter.

	Rupees in million
	Amount
Expected Group contributions to the fund during the year ending March 31, 2020	1,000.0
Expected benefit payments from the fund during the year ending March 31,	
2020	982.2
2021	1,209.1
2022	1,178.9
2023	1,223.4
2024	1,145.7
Thereafter upto 10 years	4,745.6

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The expected benefits are based on the same assumption as used to measure the Group's benefit obligation at March 31, 2019.

#### k) Income taxes

##### Components of deferred tax balances

The following table sets forth, for the periods indicated, components of the deferred tax balances.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2019	2018
<b>Deferred tax assets</b>		
Allowance for loan losses	130,163.7	123,294.1
Equity and debt securities	43.3	4,623.1
Unearned income	1,855.0	2,251.2
Business and capital loss carry forwards	5,442.7	4,940.3
Fair value accounting of financial interests	10,750.7	14,986.4
Investments in affiliates and subsidiaries	24,576.0	30,275.1
Reserve for unexpired risks	2,396.0	1,358.5
Others	3,700.9	3,498.0
	<b>178,928.3</b>	<b>185,226.7</b>
<b>Valuation allowance</b>	<b>(2,948.4)</b>	<b>(3,477.7)</b>
<b>Total deferred tax assets</b>	<b>175,979.9</b>	<b>181,749.0</b>
<b>Deferred tax liabilities</b>		
Equity and debt securities	(1,784.4)	(243.6)
Property and equipment	(6,132.9)	(6,362.6)
Investments in subsidiaries, branches and affiliates	(6,208.9)	(6,494.0)
Amortization of fees and costs	(5,025.9)	(4,426.0)
Intangibles	(4,325.7)	(4,959.5)
Non-banking assets	(6,837.0)	(3,679.4)
Interest on income tax refunds	(2,632.6)	(1,077.1)
Others	(2,033.5)	(1,674.5)
<b>Total deferred tax liabilities</b>	<b>(34,980.9)</b>	<b>(28,916.7)</b>
<b>Net deferred tax assets</b>	<b>140,999.0</b>	<b>152,832.3</b>

In assessing the realizability of deferred tax assets, management considers whether it is more likely than not that some portion or all of the deferred tax assets will not be realized. The ultimate realization of the deferred tax assets is dependent on the generation of future taxable income during the periods in which the temporary differences become deductible. Management considers the scheduled reversal of deferred tax liabilities, the projected future taxable income, and tax-planning strategies in making this assessment. Based on the level of historical taxable income and projections for future taxable incomes over the periods in which the deferred tax assets are deductible, management believes that it is more likely than not that the Group will realize the benefits of those deductible differences, net of the existing valuation allowances at March 31, 2018 and 2019. The amount of deferred tax assets considered realizable, however could be reduced in the near term if estimates of future taxable income are reduced.

The Indian statutory tax rate was 34.94%, 34.61% and 34.61% for the year ended March 31, 2019, 2018 and 2017 respectively including surcharge and education cess.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

## Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

## Reconciliation of tax rates

The following table sets forth, for the periods indicated, a reconciliation of expected income taxes at the Indian statutory income tax rate to reported income tax expense/(benefit).

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
<b>Income/(loss) before income tax expense including non-controlling interest from operations</b>			
In India	170,007.4	199,545.8	106,771.3
Outside India	(15,402.8)	(21,915.5)	(33,528.7)
<b>Total</b>	<b>154,604.6</b>	<b>177,630.3</b>	<b>73,242.6</b>
Statutory tax rate	34.94%	34.61%	34.61%
Income tax expense/(benefit) at the statutory tax rate	54,025.0	61,474.3	25,347.8
<i>Increases/(reductions) in taxes on account of:</i>			
Special tax deductions available to financial institutions/insurance companies	(1,864.1)	(2,116.0)	(1,179.0)
Exempt interest and dividend income	(2,005.6)	(3,389.6)	(4,097.3)
Income charged at rates other than statutory tax rate <sup>1</sup>	(3,724.0)	(1,229.2)	(14,853.1)
Changes in the statutory tax rate	..	(1,607.2)	..
Expenses disallowed for tax purposes	1,544.9	2,480.9	2,392.9
Tax on undistributed earnings of subsidiaries, branches and affiliates	(310.5)	(41.2)	(447.6)
Change in valuation allowance <sup>2</sup>	(529.3)	(2,059.9)	3,102.0
Tax adjustments in respect of prior year tax assessments	(1,141.9)	(98.1)	18.9
Tax on investments in subsidiaries and affiliates <sup>3</sup>	6,351.0	(29,039.5)	2,341.1
Others <sup>4</sup>	(880.9)	(32,053.5)	(4,146.3)
<b>Income tax expense/(benefit) reported</b>	<b>51,464.6</b>	<b>(7,679.0)</b>	<b>8,479.3</b>
<b>Current tax expense</b>			
In India	46,032.6	38,030.9	28,218.7
Outside India	1,744.3	1,890.0	1,069.3
<b>Total</b>	<b>47,776.9</b>	<b>39,920.9</b>	<b>29,288.0</b>
<b>Deferred tax (benefit)/expense</b>			
In India	3,017.4	(46,696.2)	(20,737.2)
Outside India	670.3	(903.7)	(71.5)
<b>Total</b>	<b>3,687.7</b>	<b>(47,599.9)</b>	<b>(20,808.7)</b>

1. During fiscal 2017, the Bank sold part of its investment in ICICI Prudential Life Insurance Company Limited in the initial public offer. The gain of Rs. 47,491.1 million on such sale was taxable at Nil rate. The tax effect of Rs. (16,345.7) million on the gain was considered in this line item.
2. The Bank had created valuation allowance on deferred tax asset on carried forward capital losses in fiscal 2017. Due to changes in tax laws in fiscal 2018, the long term gains on equity shares after April 1, 2018 are taxable and the carried forward losses are eligible for set-off against these gains. Accordingly, the Bank reversed the valuation allowance created on deferred tax asset on carried forward losses.
3. During fiscal 2018, the Bank had recognized a deferred tax asset amounting to Rs. 30,057.2 million on investment in its equity affiliate.
4. During fiscal 2018, includes tax effect of Rs. (35,201.4) million on gains due to remeasurement of equity interest in ICICI Lombard General Insurance Company Limited.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the details of carry forward losses at March 31, 2019.

Expiry period	Rupees in million		
	Bank	Subsidiaries	Overseas branches
<b>Capital loss carry forward</b>			
April 1, 2019 to March 31, 2024	--	1,001.0	--
April 1, 2024 to March 31, 2029	15,601.1	825.2	--
<b>Total capital loss carry forward</b>	<b>15,601.1</b>	<b>1,826.2</b>	<b>--</b>
<b>Business loss carry forward</b>			
April 1, 2019 to March 31, 2024	--	57.5	199.6
April 1, 2024 to March 31, 2029	--	688.7	5.3
April 1, 2029 to March 31, 2034	--	276.5	5,466.4
April 1, 2034 to March 31, 2039	--	23.2	--
Indefinite period	--	6,128.4	--
<b>Total business loss carry forward</b>	<b>--</b>	<b>7,174.3</b>	<b>5,671.3</b>

#### Accounting for uncertainty in income taxes

The Group has a policy to include interest and penalties on income taxes, if any, within interest expense or income and income tax expense respectively. However, no interest expense has been recognized in view of the adequate taxes paid by the Group in respect of unrecognized tax benefits. No penalties have been accrued as of March 31, 2019, as the Group believes that the tax positions taken have met the minimum statutory requirements to avoid payment of penalties.

The Group has recognized income with respect to interest accrued or received on tax refunds due to the Group against favourable orders received from tax authorities amounting to Rs. 4,797.4 million, Rs. 2,681.7 million and Rs. 4,526.8 million during the year ended March 31, 2019, 2018 and 2017 respectively. Further, the Group does not recognize the interest income accrued on advance income taxes paid against various income tax matters until the related matter is resolved with the taxing authority. Unrecognized interest on such advance income taxes paid is Rs. 10,800.9 million, Rs. 18,129.9 million, and Rs. 14,486.2 million at March 31, 2019, 2018 and 2017 respectively.

The following table sets forth, for the periods indicated, a reconciliation of the beginning and ending amount of unrecognized tax benefits.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
Beginning balance	30,495.3	29,788.1	27,578.6
Increases related to prior year tax positions	269.3	--	--
Increases related to current year tax positions	1,439.6	1,922.5	2,209.6
Decreases related to prior year tax positions	(3,501.8)	(1,215.3)	(0.1)
<b>Ending balance</b>	<b>28,702.4</b>	<b>30,495.3</b>	<b>29,788.1</b>

The Group's total unrecognized tax benefits, if recognized, would reduce income tax expense and thereby would affect the Group's effective tax rate.

The Group's major tax jurisdiction is India and the assessments are not yet completed for fiscal 2016 and onwards. However, appeals filed by the Group are pending with various local tax authorities in India from fiscal 1993 onwards.

Significant changes in the amount of unrecognized tax benefits within the next 12 months cannot be reasonably estimated as the changes would depend upon the progress of tax examinations with various tax authorities.

#### l) Earnings per share

Basic earnings per share is net income per weighted average equity shares. Diluted earnings per share reflects the effect that existing options would have on the basic earnings per share if they were to be exercised, by increasing the number of equity shares.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The basic and diluted earnings per share under U.S. GAAP differs to the extent that income under U.S. GAAP differs.

The following table sets forth, for the periods indicated, the computation of earnings per share as per U.S. GAAP.

	Rupees in million, except per share data					
	Year ended March 31,					
	2019		2018		2017	
	Basic	Diluted	Basic	Diluted	Basic	Diluted
<b>Earnings</b>						
Net income attributable to ICICI Bank stockholders (before dilutive impact)	94,949.7	94,949.7	178,680.3	178,680.3	62,399.4	62,399.4
Contingent issuances of subsidiaries/equity affiliates	..	(73.0)	..	(22.7)	..	(39.7)
	<b>94,949.7</b>	<b>94,876.7</b>	<b>178,680.3</b>	<b>178,657.6</b>	<b>62,399.4</b>	<b>62,359.7</b>
<b>Common stock</b>						
Weighted-average common stock outstanding	6,436.0	6,436.0	6,417.2	6,417.2	6,401.8	6,401.8
Dilutive effect of employee stock options	..	58.2	..	45.2	..	24.3
<b>Total</b>	<b>6,436.0</b>	<b>6,494.2</b>	<b>6,417.2</b>	<b>6,462.4</b>	<b>6,401.8</b>	<b>6,426.1</b>
Earnings per share (Rs.)	14.75	14.61	27.84	27.65	9.75	9.70

#### m) Comprehensive income

The following table sets forth, for the periods indicated, details of comprehensive income.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2019	2018	2017
<b>Net income/(loss) (net of tax) excluding non-controlling interest</b>	<b>94,949.7</b>	<b>178,680.3</b>	<b>62,399.4</b>
<b>Other Comprehensive Income:</b>			
Net unrealized gain/(loss) on securities, net of realization & others (net of tax) <sup>1</sup>	12,749.9	(23,759.7)	19,021.7
Translation adjustments (net of tax) <sup>2</sup>	(828.9)	32.0	(820.5)
Employee accounting for deferred benefit pensions and other post retirement benefits (net of tax) <sup>3</sup>	426.4	368.0	333.7
<b>Comprehensive income attributable to ICICI Bank stockholders</b>	<b>107,297.1</b>	<b>155,320.6</b>	<b>80,934.3</b>
<b>Comprehensive income attributable to non-controlling interests</b>	<b>8,280.8</b>	<b>5,429.3</b>	<b>2,428.7</b>
<b>Total comprehensive income</b>	<b>115,577.9</b>	<b>160,749.9</b>	<b>83,363.0</b>

1. Net of tax effect of Rs. (8,657.3) million, Rs. 11,430.1 million and Rs. (4,899.7) million for the year ended March 31, 2019, March 31, 2018 and March 31, 2017 respectively.
2. Net of tax effect of Rs. 514.4 million, Rs. (197.7) million and Rs. 39.0 million for the year ended March 31, 2019, March 31, 2018 and March 31, 2017 respectively.
3. Net of tax effect of Rs. (229.1) million, Rs. (150.8) million and Rs. (176.6) million for the year ended March 31, 2019, March 31, 2018 and March 31, 2017 respectively.

#### n) Guarantees

As a part of its project-financing and commercial banking activities, the Group has issued guarantees to enhance the credit standing of its customers. These generally represent irrevocable assurances that the Group will make payments in the event that the customer fails to fulfill its financial or performance obligations. Financial guarantees are obligations to pay a third party beneficiary where a customer fails to make payment towards a specified financial obligation. Performance guarantees are obligations to pay a third party beneficiary where a customer fails to perform a non-financial contractual obligation. The guarantees are generally for a period not exceeding 10 years.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The credit risks associated with these products, as well as the operating risks, are similar to those relating to other types of financial instruments. The current carrying amount of the liability for the Group's obligations under the guarantees at March 31, 2019 amounted to Rs. 4,563.2 million (March 31, 2018: Rs. 4,497.9 million).

The following table sets forth, the details of guarantees outstanding at March 31, 2019.

Nature of guarantee	Rupees in million				
	Maximum potential amount of future payments under guarantee				
	Less than 1 year	1 - 3 years	3 - 5 years	Over 5 years	Total
Financial guarantees	348,077.7	95,646.4	22,951.9	5,922.9	472,598.9
Performance guarantees	398,699.3	233,193.1	73,251.0	22,229.8	727,373.2
<b>Total guarantees</b>	<b>746,777.0</b>	<b>328,839.5</b>	<b>96,202.9</b>	<b>28,152.7</b>	<b>1,199,972.1</b>

The following table sets forth, the details of guarantees outstanding at March 31, 2018:

Nature of guarantee	Rupees in million				
	Maximum potential amount of future payments under guarantee				
	Less than 1 year	1 - 3 years	3 - 5 years	Over 5 years	Total
Financial guarantees	308,694.6	104,816.8	19,412.2	7,688.3	440,611.9
Performance guarantees	346,621.0	209,461.0	73,059.3	21,134.0	650,275.3
<b>Total guarantees</b>	<b>655,315.6</b>	<b>314,277.8</b>	<b>92,471.5</b>	<b>28,822.3</b>	<b>1,090,887.2</b>

The Group has collateral available to reimburse potential losses on its guarantees. At March 31, 2019, margins in the form of cash and fixed deposit available to the Group to reimburse losses realized under guarantees amounted to Rs. 130,353.8 million (March 31, 2018: Rs. 137,412.8 million). Other property or security may also be available to the Group to cover losses under these guarantees.

#### Performance risk

For each corporate borrower, a credit rating is assigned at the time the exposure is being evaluated for approval and the rating is reviewed periodically thereafter. At the time of assigning a credit rating, the possibility of non-performance or non-payment is evaluated. Additionally, an assessment of the borrower's capacity to repay obligations in the event of invocation is also evaluated. Thus, a comprehensive risk assessment is undertaken at the time of sanctioning such exposures.

#### 23. Regulatory matters

##### Statutory liquidity requirement

In accordance with the Banking Regulation Act, 1949, the Bank is required to maintain a specified percentage of its net demand and time liabilities by way of liquid unencumbered assets like cash, gold and approved securities. The amount of securities required to be maintained at March 31, 2019 was Rs. 1,261,189.5 million (March 31, 2018: Rs. 1,098,009.3 million), and the Bank complied with the requirement throughout the year.

## ICICI Bank Limited and subsidiaries

### Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

#### *Capital Adequacy*

The Bank was subject to Basel II capital adequacy guidelines stipulated by the Reserve Bank of India till March 31, 2013.

During fiscal 2013, the Reserve Bank of India issued final Basel III guidelines, applicable with effect from April 1, 2013 in a phased manner through till March 31, 2020. At March 31, 2019, the Bank is required to maintain minimum Common Equity Tier-1 capital ratio of 7.525%, minimum Tier-1 capital ratio of 9.025% and minimum total capital ratio of 11.025%. The minimum total capital requirement includes capital conservation buffer of 1.875% and additional Common Equity Tier-1 capital surcharge of 0.15% on account of the Bank being designated as a Domestic Systemically Important Bank. Under Pillar 1 of RBI guidelines on Basel III, the Bank follows the standardised approach for measurement of credit risk, standardised duration method for measurement of market risk and basic indicator approach for measurement of operational risk.

The total capital adequacy ratio of the Bank calculated in accordance with the Reserve Bank of India guidelines on Basel III at March 31, 2019 was 16.89% (March 31, 2018: 18.42%). These are based on unconsolidated financial statements as per Indian GAAP.

**/s/ Sandeep Bakhshi**  
Managing Director & CEO

**/s/ Sandeep Batra**  
Executive Director (Designate)

**/s/ Rakesh Jha**  
Group Chief Financial Officer

**/s/ Ranganath Athreya**  
Company Secretary

**/s/ Ajay Mittal**  
Chief Accountant

**Mumbai**  
**July 31, 2019**

F-169

---

## 2【主な資産・負債及び収支の内容】

本項に記載すべき事項は前掲の財務書類に記載されている。

## 3【その他】

### (1) 訴訟及び規制手続

当行は、様々な訴訟に関与し、また、当行が業務を行っている各々の法域において様々な銀行業務及び金融サービスに係る法令の規制対象となっている。当行は、かかる各々の法域において、多数の規制当局及び執行当局に従っている。当行は、通常の業務過程において、数多くの法的手続及び法的関係に関与している。そのうちの何件かで、当行は、過去に罰金を科され、これらの金額を支払うことになった。また、2件の内部通報及びメディアにおける告発に端を発して取締役会が2018年度に調査を開始し、さらに規制当局による調査及び/又は捜査も行われた。

当行は、過去5年間に以下の罰金を科され、これらの金額を支払った。

- ・2014年7月、インド準備銀行は、当行を含む12のインドの銀行に対し、かかる銀行での法人借入人1社向けの貸付及び当座預金を精査した後、罰金を科した。当行に科された罰金額は4百万ルピーであった。
- ・2014年10月、インド保険業規制開発委員会は、2010年8月に行われた当社の市場行動及び財政状態に係る立ち入り検査を受け、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに5百万ルピーの罰金を科した。
- ・2014年12月、インド準備銀行は、特定の銀行における架空名義口座の不正開設に関して、同行により発表された顧客の本人確認/反マネーロンダリング指針/ガイドラインを遵守しなかったとして、当行を含む2つのインドの銀行に罰金を科した。当行に科された罰金額は5百万ルピーであった。
- ・2015年2月、インド金融情報機関により、2013年6月のメディアおとり捜査に関する事件について、未遂の疑わしい取引につき報告を怠ったとして、ICICIバンクを含む何行かの銀行に罰金が科された。当行は、1.4百万ルピーの罰金を徴収され、既にその支払いを終えている。当行は、不服審判所に、かかる罰金に対する不服申立てを行った。2017年6月、不服審判所は、かかる罰金は認められないと裁定した。当該審判所は、控訴人銀行に対し注意を喚起し、また、今後このような事態を報告するよう求めた。「-第2-3 事業の内容-(2) 事業-(d) リスク管理-( ) 反マネーロンダリング管理」も参照のこと。
- ・2015年9月、インド保険業規制開発委員会は、2014年2月に行われた政府主導の計画による立ち入り検査を受け、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーに1百万ルピーの罰金を科した。
- ・2015年10月、インド保険業規制開発委員会は、合意された契約条件の他に外部委託の事業体の従業員に直接報酬を支払ったとして、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに0.5百万ルピーの罰金を科した。
- ・2017年3月、インド保険業規制開発委員会は、販売支援費用、仲介業者への支払い並びに共同販売店に対する報酬及び認識プログラムに関して保険業規制開発委員会が策定した一定の規制/ガイドラインを遵守しなかったとして、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに2百万ルピーの罰金を科した。
- ・2017年10月、インド準備銀行は、流動性支援の利用に限度の超過があったとして、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドに、12,637ルピーの罰金を支払うよう勧告した。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドは、同社が科された罰金についてインド準備銀行に再審議するよう求めている。
- ・2017年11月、海外の規制当局は、2013年以降に、2012年5月から2014年4月までの期間に関する記録についてのコンサルタントの見直しに従って実施された規制検査に起因し、ICICIバンクの海外支店の1つで反マネーロンダリング規制に基づく規則を遵守しなかったとして、総額0.8百万シンガポールドル(38.2百万ルピー)の罰金を科した。

- ・2018年3月、インド準備銀行は、同行が策定した指針/ガイドラインを遵守しなかったとして、ICICIバンクに589百万ルピーの罰金を科した。かかる罰金は、1949年銀行規制法第46条(4)(i)とともに第47A条(1)(c)の規定に基づきインド準備銀行に付与された権限の行使において科された。
- ・2019年2月、インド準備銀行は、同行が策定した「SWIFT関連の管理の期限までの実施及び強化」に関する指針/ガイドラインの遵守の遅滞につき、ICICIバンクに合計10百万ルピーの罰金を科した。かかる罰金は、1949年銀行規制法第46条(4)(i)とともに第47A条(1)(c)の規定に基づきインド準備銀行に付与された権限の行使において科された。

2019年度末現在における当行の税金関連の偶発債務は総額63.0十億ルピーであり、これは主として、過年度にインド政府税務当局から課された所得税、サービス税及び売上税/付加価値税に関連している。当行は、かかるすべての課税に対して不服申立てを行っている。税務当局による税金関連調査は偶発債務に含まれていない。その理由は、かかる手続が税務当局により却下される可能性が高いか又は司法当局により支持されないと当行は考えているからである。法律顧問との協議並びに下記の当行自身及びその他の類似案件において下された当行にとって有利となる決定に基づき、経営陣は、税務当局は、かかる税の課税を立証できない可能性が高いと考えており、したがって2019年度末現在、かかる課税に応じてはいない。発生する可能性がほとんどないものと区分された係争中の税金問題は、当行の偶発債務として開示されていない。

上記税金関連の偶発債務63.0十億ルピーの内訳は以下のとおりであった。

- ・主に所得税及び利子税の課税についての当行又は税務当局の不服申立てに関する45.8十億ルピー。当行は、上訴機関の当行に有利な先例となる決定及び法律顧問の意見に依拠している。主な係争中の債務の詳細は、以下のとおりであった。
  - 支払利息が非課税の利益に充てられる可能性に関する21.0十億ルピー。当行は、株式/非課税の債券への投資に対する特定借入金がない上に、当行には非課税の原有価証券に対する投資を補充するのに十分な無利息の貸付があるため、いかなる利息も配分できないものと確信している。当行は、法律顧問の当行に有利な意見及び類似案件における過去の上訴機関の決定に依拠している。
  - デリバティブ取引に関する時価評価損失が、税務当局によって名目的な損失として扱われ、認定されなかったことに関する5.3十億ルピー。当行は、法律顧問の当行に有利な意見及び類似案件における過去の上訴機関の決定に依拠しており、かかる決定においては、時価評価損失を事業収益から控除することを認めていた。
  - リース資産に係る減価償却の申告が、当該リース取引を貸付取引として取り扱うことにより、税務当局に認められなかったことに関する3.4十億ルピー。当行は法律顧問の当行に有利な意見及び当行自身又はその他の類似案件における過去の上訴機関の決定に依拠している。
  - 特別準備金から引き出された課税対象額に関する1.0十億ルピー。ICICIバンクは、1998年度の評価期間に設定された特別準備金を含む2つの特別準備金勘定を維持していた。特別準備金勘定からの引出しは、1999年度から2001年度の評価期間に関し、税務当局から課税対象であると評価された。当行は、当該評価期間に関して有利な命令を受けているが、所得税局からさらなる異議申立てを受ける可能性がある。
  - 国債の購入に関する特別期間の利息が、当行が同様の利息を満期保有目的に分類していたために自己資本として扱われ、認定されなかったことに関する1.9十億ルピー。当行は、当行自身及びその他の類似案件における上訴機関の当行に有利な決定に依拠している。
  - 借入として適格でない永久債に関して支払われた利息及び控除として認められない永久債に関して支払われた利息が認定されなかったことに関する2.4十億ルピー。当行は、法律顧問の当行に有利な意見及び過去の当グループ自身の案件における上訴機関の決定に依拠している。
  - 貸倒償却の申告に係るクレジットカードに関する評価損額が認定されなかったことに関する5.6十億ルピー。クレジットカード事業が銀行事業でも資金貸出に関連するものでもなく、貸倒償却の申告の条件を満たさなかったことを理由として認定されなかった。当行は、法律顧問の当行に有利な意見及び過去の当グループ自身の案件における上訴機関の決定に依拠している。

- ・サービス税に係る13.4十億ルピー。かかる課税総額のうち、5.9十億ルピーは当行に関するものであり、主に証券化された貸付ポートフォリオを所有するトラストに提供された流動性補完措置に課された金利、クレジットカード発行銀行としてカード取引に関して受領した売上交換手数料、当行が放棄した利息の代わりにディーラー／製造業者から補助金収入として受領した金額、輸出入取引の際に外国銀行手数料として支払われた金額、ATMの提携利用手数料及び証券化取引のため譲渡人に支払われた金額、並びに保険料に課されるサービス税に適用される仕入税額控除が認定されなかったこと（それにより科される罰金を含む。）に関連する。1.5十億ルピーは、当行の生命保険子会社に関連し、ユニットリンク保険制度／生命保険制度の解約／処分手数料に課されるサービス税に関するものであり、4.1十億ルピーは、総合保険子会社に関し、自動車販売店に対して行われた支払いに係るサービス税の仕入税額控除が認定されなかったことに関連するものであり、1.1十億ルピーは、ベンチャー・キャピタルファンドが受領し、保有する拠出金に関連する。かかる拠出金は、同ファンドが提供した管理サービスに関して受領した手数料として扱われていた。また0.3十億ルピーは、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドがベンチャー・キャピタル・ユニットへの投資により得た収益を、受取運用報酬として取り扱うことにより課されるサービス税に関連する。残り0.5十億ルピーは、その他の事業体に関するものである。当行は、税務当局が上記の課税を立証できない可能性が高いと考えている。
- ・3.8十億ルピー。これは主に、再所有された資産の処分に対する付加価値税、当行が締結したリース取引に関して各州政府当局から課された州間／輸入リースに係る売上税及び貴金属商品に関連した事項に関するものであり、当行は、有利な法律顧問からの意見に依拠している。紛争中の問題は、主に再所有された資産の処分に対する付加価値税、当行が締結したリース取引に関して各州政府当局から課された州間／輸入リースに係る税及び法定文書の提出等の手続的な問題を伴う貴金属商品に関連した事項に関するものである。

当行自身及びその他の事件の判例に基づき、税務顧問と協議の上で、経営陣は、当行の税務上の見解が認められる見込みが高いと考えている。したがって、会計報告において引当金を設定していない。

上記の偶発債務には、認められる可能性が低い債務とみなされた42.2十億ルピーは含まれていない。認められる可能性が低いと区分された紛争中の課税要求の総額のうち、28.4十億ルピーは、主に貸倒損失の控除及び罰金の徴収に関連し、これらはインドの最高裁判所による有利な判決の対象であり、12.9十億ルピーは、税務当局による訂正が必要な過誤に関連した。そのため、偶発債務として開示する義務がなかった。当行は、かかる手続が税務当局により取り下げられる可能性が高いか又は司法当局により支持されないと考えているため、税務当局による調査の結果は定量化されていない。

ICICIバンク及びその取締役に対する複数の訴訟が数箇所の裁判所で係属中である。ICICIバンクに対する訴訟は、主にサービス不足、地権争い、労働争議、不正行為、経済犯罪についての申立て及びその他通常の業務過程において提訴された事件に関する民事訴訟に関して起こったものである。当行はまた、契約及び貸付の執行に関する反訴を提起されている。悪影響が発生する可能性があるともみなされ、かつ信頼できる見積もりを出せる場合に、引当金が設定される。訴訟は予測不可能であることを考慮し、また請求額が多額である場合には、訴訟の解決に係る実費は引当金額とは大幅に異なる場合がある。

2019年度末現在、当行は、請求額合計約1.1十億ルピーとなる370件の訴訟に対し、合計376百万ルピーの引当金を有している。かかる訴訟は、悪影響が発生する可能性があるともみなされ、かつ信頼できる見積もりを出せるものであった。

悪影響が発生する合理的な可能性はあるが可能性が低い訴訟については、請求額が偶発債務に含まれている。2019年度末現在、そのような訴訟は109件あり、かかる請求額合計は1.1十億ルピーであった。訴訟の性質及びその他の外的要因により、これらの訴訟について生じ得る損失又は損失の範囲に対する見積もりを出すことはできない。悪影響が発生する可能性がほとんどないものとみなされる訴訟については、当行は引当金を設定しておらず、これらの訴訟の請求額をその偶発債務に含めていない。

ICICIバンクに対する訴訟につき、民事訴訟係争者が当行の取締役を共同被告とした場合がある。2019年度末現在、そのような訴訟は237件あった。

経営陣は、法律顧問との協議に基づき、上記の訴訟における当行に対する提訴及び反訴は根拠のないものであり立証は不可能であり、かかる訴訟の最終的な判決は、当行の業績、財政状態又は流動性に重大な悪影響を及ぼすものではないと考えている。また、法律顧問とのその他の訴訟の検討に基づき、経営陣は、かかるその他の訴訟の結果は当行の財務状態、業績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼすものではないと考えている。

2019年度末現在、「可能性が高い」「可能性がある」「可能性がほとんどない」とされる当行の負担すべき債務を含む83件の進行中の訴訟が提起されており、当該訴訟にはそれぞれ10百万ルピー以上の請求が含まれ、その請求総額は約175.4十億ルピーである（数値化できる範囲においてであり、また当行とその他の当事者が連帯して請求を受けたものを含む。）。請求額が1.0十億ルピー以上となる7件の訴訟は、以下のとおりである。

- ・キングフィッシャー・エアラインズ・リミテッド（Kingfisher Airlines Limited）の発起人及び発起人グループの事業体は、キングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドに与信枠を提供した19の貸付人を相手取り、事業体の1つにより貸付人に提供された企業保証が無効であることの決定並びに貸付人が企業保証及び発起人の個人保証の促進のために活動すること及び貸付人により保有されている株式質の行使に対する制限を求めるため、またキングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドの発起人グループの投資合計額に対し、貸付人に32.0十億ルピーの損害賠償を請求するため、ボンベイ高等裁判所に訴訟を提起した。ボンベイ高等裁判所は、貸付人が担保権の実行を促進するために活動することを制限する暫定的な救済措置を認めていない。ICICIバンクは、2012年9月にキングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドに対するエクスポージャーを第三者に譲渡し、それにより当該会社に対する貸付人ではなくなった。かかる訴訟の訴因は、当該日の後に発生したものであり、かかる訴訟で照会されている証券は、ICICIバンクが当該会社の貸付人であった当時においても所有していた証券ではなかった。結果として、ICICIバンクは、当行に対する訴訟は維持できないと考え、供述書を提出した。本件は裁判所において係争中である。
- ・借入人であるエスロン・シンセティックス・リミテッド（Esslon Synthetics Limited）に対する貸付金の保証人の1名は、保証人としての立場におけるこの者に対してICICIバンクが訴訟を提起した後に清算手続を行ったが、かかる手続に先立ち、ICICIバンクに対して1.0十億ルピーの支払いを求める反訴を提起していた。当該保証人は、ICICIバンクによって融資枠及び担保に関する書面の締結を強要されたと主張している。本件の訴答段階は終了しており、最終弁論が2019年8月17日に予定されている。両当事者の準備書面に基づいて判断するならば、ICICIバンクに対する反訴が認容される可能性はほとんどない。
- ・ユーアイシー・ウドヨグ・リミテッド（UIC Udyog Limited）は、インドステイト銀行、ICICIバンク及びインド工業開発銀行を共同被告として、既存の融資枠のリストラクチャリングに基づき成立した合意に沿う資金の提供を拒否したとの主張の下、事業、のれんその他に被った損失の補償を求める訴訟を提起した。本件は、2014年から2016年にかけて引受団の貸付人らが開催した合同会議の議事録に記録され、かつまた借入人の口座を不良資産に分類することとなったリストラクチャリングの書類にも記録されたとおりの条件を借入人が遵守することができなかったことを根拠として、実体的当否に関する事項が争われている。また、インドステイト銀行は、コルカタの会社法審判所において、ユーアイシー・ウドヨグ・リミテッドに対する会社倒産規制手続の適用を申し立てた。本件は受理され、2019年9月4日に審理が予定されている。かかる適用が認められ、会社倒産規制手続が開始された場合、ユーアイシー・ウドヨグ・リミテッドに対して開始されたすべての法的手続は、かかる会社倒産規制手続が完了するまで休止される。以上に基づき、5.3十億ルピーに上る請求に関する債務の評価は、可能性がほとんどないものと区分された。
- ・エッサー・パワー・ジャールカンド・リミテッド（Essar Power Jharkhand Limited）に関するエッサー・エナジー・リミテッド（Essar Energy Limited）の企業保証の行使、及び英国におけるICICIバンクによる清算訴訟の開始を受けて、エッサー・エナジー・リミテッドは、ボンベイ高等裁判所にICICIバンクに対する訴訟を起し、42.3十億ルピーを請求した。最初の審理において、エッサー・エナジー・リミテッドは、その弁論によれば、暫定的救済を当面強く求めないことに同意し、また、暫定的救済を追求する際にはICICIバンクに余裕をもって通知することに同意した。ICICIバンクは、本件に関する手続要件に沿った供述書を提出した。本書の日付現在、エッサー・エナジー・リミテッドは、暫定的救済を強く求めていない。本件の今後の審理は予定されていない。ICICIバンクに対する請求が認容される可能性はほとんどない。

- ・ ICICIバンクは、シュレヌジ・アンド・カンパニー・リミテッド (Shrenuj & Company Limited) に対して与信枠を供与していた。しかし、当該借入人は、保証人/発起人ら共々、支払金に関して債務不履行に陥った。これに伴い、当行は、1.6十億ルピーの請求金額並びに適用ある利息及び費用の回収のために、原申請を提出した。また当行は、2016年6月、当行が担保権者である動産の所有権を得るため、裁判所任命の管財人を任命するための仮申請をムンバイ債権回収裁判所に提出した。債権回収裁判所は、2016年6月15日付通告により、ムンバイの借入人の多数の建物から入手可能な動産の物理的な所有権を取得するため、ICICIバンクの従業員を裁判所任命の管財人として任命した。裁判所任命の管財人及びICICIバンクのその他役員は、異なる場所に設置されていた動産資産を正当に取得した。その間、ICICIバンクは、借入人の貸付資産を資産再構築会社であるJMフィナンシャル・アセット・リストラクション・カンパニー・リミテッド (JM Financial Asset Reconstruction Company Limited) に売却した。これに伴い、原申請において、当該資産再構築会社がICICIバンクを代替することとなった。2018年1月、借入人及び保証人/発起人らは、原申請に基づき、ICICIバンクを被告とする仮申請を提出した。反訴の申立てにおいて、当行を引き込んだ訴訟の申請に係る決定はまだなされていないため、当行は原申請の当事者ではない。さらに、ICICIバンクは、訴訟の実体的当否に関して論証すべき事項がある。申請者は、申請において要求する73.6十億ルピーの請求額/損害賠償に対する自らの権原を正当化する具体的な事実を何ら開陳していない。したがって、この債務は可能性がほとんどないものと区分される。
- ・ ICICIバンク・リミテッド (ドバイ国際金融センター (DIFC) 支店) は、シャルジャの裁判所において、ユニバーサル・ルブリカンツ・ファクトリー (ジノール) エルエルシー (Universal Lubricants Factory (Zinol) LLC) 及び保証人のイブラヒム・アーメド・アリ (Ibrahim Ahmed Ali) 氏に対する債権回収手続を開始した。この回収手続の進行中に、当該借入人及び保証人は、ICICIバンク・リミテッド (DIFC支店) に対して451百万アラブ首長国連邦ディルハム (AED) を求める反訴を提起した。その主張は多岐にわたるが、ICICIバンクの行いによって借入人は業務に支障をきたし、業績が悪化したという趣旨であった。当行は、関連する契約上の立場を示した上で、ICICIバンクが約束した金額は本借入人に支払われたのであるから、申立人の主張には根拠がなく、借入人の利益の損失についてICICIバンクに責任を問うことはできない旨の答弁書を提出した。したがって、当行に対する8.7十億ルピーの請求が認容される可能性はほとんどない。
- ・ 借入人であるパンジャ・ロイド (Punj Lloyd) は、ICICIバンクが期限の到来した債権の回収に関する原申請を提出したニュー・デリー債権回収裁判所において、反訴を提起し、借入人はICICIバンクに対して銀行の契約履行保証状、入札保証状及び銀行の保証予約証書の発行を度々要請したにもかかわらず、ICICIバンクは借入人に対する時宜に適った支援の提供を履行せず、怠ったと主張した。借入人の反訴の趣旨は、銀行保証状及び入札保証状が発行されなかったことに起因して、借入人は複数のプロジェクトを失った、というものである。しかしながら、当行に対する6.5十億ルピーに及ぶ請求額が認容される可能性はほとんどない。
- ・ モーリシャスに登録されており、ICICIバンクの完全所有子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドにより管理されているインドの不動産投資ファンドに投資を行う不動産投資ファンドの投資家のうち、一定の投資家が、モーリシャス最高裁判所に対し、ファンドの受託者及び管理者であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー並びにICICIバンクを相手取り、ファンドの誤販売及び誤運用についての申立てを行い、103.6百万米ドルの損害賠償を請求した。ICICIバンク及びその子会社を含むすべての被告が、申立てを否認し反証を挙げ、反訴を行った。被告が唱えた法域、保全性、請願書における手続上の誤りに関する予備反論については、未だ決着は付いていない。同じ案件に関して、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーは、インド証券取引委員会から通知を受け取っており、この件の収束に向けて取り組んでいる。

当行又は当行の従業員は、様々な法域において、様々な状況で、規制当局の調査又は執行手続の対象となる可能性がある。当行はまた、様々な法域における銀行業への海外進出により、異文化リスクを含む数々の規制上及び事業上の課題及びリスクにも直面し、通貨リスク、金利リスク、コンプライアンスリスク、規制リスク、レピュテーションリスク及び業務リスクを含む当行の様々な分野におけるリスクの複雑性が増加した。当行の規制遵守及び内部統制のための最善の努力にもかかわらず、当行又は当行の従業員は、金融サービス業においては一般的であるが、当行又は当行の従業員に対する訴訟につながる可能性のある機密調査、検査及び捜査の対象となる可能性がある。かかる状況においては、内部調査を行い、規制当局に協力し、また必要に応じて解雇を含む、従業員の停職又は懲戒処分を行うことが当行の方針である。

内部通報者の告発及び／又はマスコミへの告発という2つの事例に対応し、監査委員会は2つの捜査／調査を開始した。いずれの場合も、捜査／調査の対象は、1つ又は複数の規制上の調査又は捜査の対象ともなる。

第一に、当行の監査委員会は、取締役会による指示の下で、元マネージング・ディレクター兼最高経営責任者であるチャンド・コッハー女史に関する様々な申立てについて検討するべく、前最高裁判所裁判官であるB.N. クリシュナ裁判官（退官）による独自の調査を開始した。申立ては、マスコミの記事、内部通報者の告発並びに政府高官及び規制当局者に宛てて個人が書いた告発文を通じて、コッハー女史に対して向けられたものであった。申立てには、縁故主義や代償型セクハラがあったことに加えて、当行の特定の借入人とコッハー女史の配偶者の支配する事業体との間の特定の取引により生じた利益相反について開示しないことにより、コッハー女史が適用ある規則及び当行の行動規範に違反したという主張が含まれている。この独自の調査は、独立した法律事務所及びフォレンジック調査会社の支援により行われた。

独自の調査の実施に伴い、コッハー女史は休職に入った。その間、サンディーブ・ベイクシ氏が常勤取締役及び最高執行責任者に任命され、同女史の不在中に取締役会に直接報告を行った。2018年10月4日、当行の取締役会は、コッハー女史の可能な限り早い段階での当行からの早期退職の申請を承認した。取締役会がかかる申請を即時に承認したが、一方、取締役会が行う調査はこれに左右されることはなく、また特定の給付は調査結果により影響を受けることとなる。コッハー女史は、当行の子会社の取締役会における役職も辞した。取締役会は、サンディーブ・ベイクシ氏をマネージング・ディレクター兼最高経営責任者に任命することを決定し、これは、インド準備銀行により、2018年10月15日からの3年間の任期で承認された。

取締役会は、調査報告書を受け取ると、2019年1月30日開催の取締役会においてこれを検討した。調査報告書は、主に利益相反及び適正な開示又は忌避要件に有効に対処しなかったことを理由として、チャンド・コッハー女史がICICIバンク行動規範、かかる規範における利益相反及び忠実義務への対処枠組みに違反しており、また適用あるインドの法令及び規制との関連でも違反があったと結論した。同報告者はまた、当行の業務過程では取締役の利益相反の回避にあたり専ら取締役による忠実義務の履行に依拠していることを考慮すると、コッハー女史が年次開示において、当行の内部方針、ICICIバンク行動規範並びに適用あるインドの法令及び規制との関連で、コッハー女史の利益（直接又は間接を問わず）に関して利益相反を避ける観点から、当行により要求される注意義務を欠いたことは、コッハー女史のかかる開示及び利益相反の回避への対処方法によって当行の業務過程が無効な状態となっていることを示唆する、との結論にも達した。調査報告書の受領を受けて、取締役会は、当行の内部方針、制度及び行動規範に基づく「正当な理由による解雇」としてチャンド・コッハー女史を当行の役職から解任し、付随するすべての帰結（未払金、未払いの賞与又は昇給、権利未確定及び権利確定未行使のストックオプション並びに医療給付等、現在及び将来におけるすべての女史の給付の取消しを含む。）が伴うこと、及び2009年4月から2018年3月までに支払われたすべての賞与の返還を求めることを決定した。

本件の政府機関及び規制機関による調査は、現在も継続している。インド証券取引委員会は、申立てに関連して2018年5月にコッハー女史及び当行に対して理由呈示命令を出した。当行は、かかる通知における当行に関連する申立てについて対応を行った。中央調査局（以下「CBI」という。）も当行の不特定の役員及び／又は職員を含む様々な個人及び会社に対する事前調査を開始した。2019年1月、CBIは、チャンド・コッハー女史、その配偶者、一部の当行からの借入人及びこれら借入人の発起人らに関する最初の情報報告書を提出し、これらの者を当行に対する不正行為で告訴した。この最初の情報報告書には、疑惑の取引が発生したときに当行の取締役を務めていた一部の個人ら、及び関係する借入人グループに対する与信枠を承認した委員会の委員であった一部の個人らについても捜査が行われる可能性があることが記載された。かかる個人には、当行の現マネージング・ディレクター兼最高経営責任者、当行の生命保険子会社の現マネージング・ディレクターが含まれる。

「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (o) 当行の取締役会は、前最高裁判所裁判官の主導による独自の調査に従って、前マネージング・ディレクター兼最高経営責任者であるチャンド・コッハー女史に対する訴訟を提起した。政府及び規制当局が行ったこの問題の調査により、当行が適用ある法律又は規則に違反したことが判明した場合、当行は法律上及び規制上の制裁を受けることとなり、これにより当行の業績又は財政状況及び評判に重大な悪影響が及び可能性がある。」も参照のこと。

第二に、当行は、2018年3月31日に終了した年度に係る前回の年次報告書において、種々の方策及び対策を講じたことについて報告したが、これに伴い、2018年3月に、借入人の勘定で異例の取引が要求されたことにより生じた不正な資産分類、受取利息及び不良資産の回収額の手数料としての不正な計上及び法人向け貸付の担保の過大評価について申し立てている匿名の内部通報者の告発を認識した。これ以降、当行は、これらの問題に関連した追加情報も受け取った。これまでに報告したとおり、当行は、監査委員会の指示により、また社外法律顧問の支援を得て、告発のすべてについて、追加で得た情報も含めて、調査を継続している。当行は、すべての内部通報者による告発及び幹部役員の段階まで上がってきた問題について調査し、適切な措置を講じる（財務書類に及ぼす影響（もしあれば）の評価を含む。）にあたっての手順を確立している。

さらに、複数の法域において株式及び債券類の業務及び上場に携わる国際的に活動する大手銀行として、当行は、上述の告発に関するものも含む一連の問題について、定期的に米国証券取引委員会（SEC）を含む規制当局との関わりを持っている。これらの告発の以前にも、当行は、米国GAAPに基づいて行われた当行の貸付金の減損引当の時期及び金額に関する調査について、SECの調査員からの情報提供の要求に応じている。当行は、当行のインドGAAPによる財務書類を米国GAAPに一致させる年次の注記を作成する目的で、米国GAAPに基づく減損貸付金を評価している。当行は、SECの調査員からのあらゆる情報提供の要求に自発的に従ってきており、問題に関しては引き続きSECに対して協力を行う。

「 - 第3 - 2 事業等のリスク - (3) 当行の事業に関するリスク - (p) 当行が借入人の勘定での異例の取引が要求されたことから特定の資産を不正に分類し、受取利息及び不良資産からの回収額を手数料として不正に計上し、貸付金の担保を不適切に評価したという特定の申立てがなされており、当行はこれについての調査を行っている。」も参照のこと。

2018年7月、当行の資産管理子会社は、インド証券取引委員会から、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの5つのスキームに対して、2018年3月のICICIセキュリティーズ・リミテッドによる新規公開株式売出しにおけるこれらのスキームに割り当てられた株式に関して、年率15%の利息とともに支払いを行うことが義務付けられることとなる旨を勧告する書簡を受け取った。さらに、当行の資産管理子会社は、これらのスキームの投資家につき、その受益証券を償還した者については、2018年3月の割当て以降に生じた損失を、年率15%の利息を付して補償することを義務付けられることとなる。助言及び承認に従い、関連株式が流通市場において売却され、ICICIセキュリティーズ・リミテッドの新規株式公開における当該株式の売却手取金の差額及び当該株式に係る配当額並びに年率15%の利息が、5つのスキームに対して支払われた。また、かかるスキームに投資し、2018年3月の1.1十億ルピーに上る割当て以降に受益証券を償還した投資家に対する補償も行われた。さらに、この件につき、インド証券取引委員会が審判手続を開始した。上記に伴い、当行の資産管理子会社は、和解手続をインド証券取引委員会に申請し、和解金0.9十億ルピーをインド証券取引委員会に対して支払った。インド証券取引委員会は、その2018年11月29日付の命令により、当該継続中であつた訴訟手続を却下した。

当行は、いかなる将来の法執行当局によるイニシアティブ（当行は、これらが国際的な銀行においては次第に一般的になっていると考えている。）についても、その時期又は形式を予想することはできないが、いかなる規制当局の調査又は手続に対しても協力する予定である。

## (2) 後発事象

該当事項なし。

#### 4【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当行の2019年3月31日に終了した年度の財務書類には、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準と米国において一般に公正妥当と認められる会計基準の差異に関する注記が含まれており、米国GAAPに基づく純利益及び株主持分が開示されている。当該数値の作成に関する当行の米国GAAPにおける会計方針と、日本において一般に認められている会計原則との主要な相違は以下の通りである。

##### (1) 連結原則

当行は、議決権の50%超を直接もしくは間接的に所有する事業体を連結している。ただし、当行が支配力を行使していない事業体を除く。当行は、FASB ASC Subtopic 810-10「連結 - 全般」、「変動持分事業体の連結」に基づき、当行が主たる受益者であるとみなされる変動持分事業体（VIE）も連結している。米国GAAPでは、ある事業体が、(1)他社からの追加的な劣後財務支援がなければその事業体の活動資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、あるいは、(2)事業体の持分投資家が、その法的事業体の経済的パフォーマンスに最も重要な影響を与える活動を指示する権限がないか、予想損失を被る義務のない、又は予想残存利益を受け取ることがない場合は、VIEと呼ばれる。

日本の会計原則においては、連結の範囲を決定するために、変動持分事業体の概念は使用されていない。

##### (2) ベンチャー・キャピタル投資

当行のベンチャー・キャピタルファンドが保有する投資は公正価値で計上されており、米国GAAPにおけるベンチャー・キャピタル投資に係る公正価値の変動は、損益として損益計算書に認識されている。

日本の会計原則においては、ベンチャー・キャピタル投資に係る特段の会計基準は存在せず、当該投資の会計は、有価証券投資に係る一般的な会計基準に従う。

##### (3) 金融商品の公正価値会計

当行は、特定の事業体に対する貸付金の一部を、インド準備銀行が発行した戦略的債務再編ガイドラインに準拠して株式に転換した。米国GAAPでは、所有持分及び経営権による重大な影響力により、これらの事業体はASC Subtopic 323-10に基づく持分法関連会社とみなされる。当行はこれらの持分法関連会社の会計についてASC Topic 825「金融商品」の公正価値オプションを選択した。したがって、当該貸付金、保証及び投資の公正価値の変動は、損益計算書を通じて会計処理されている。

日本の会計原則においては、上記のような金融商品の公正価値オプションは認められていない。

##### (4) のれん

当行はのれんを償却する代わりに、少なくとも年次で減損テストを実施している。

日本の会計原則においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって定期的に償却する。なお、のれんは減損テストの適用対象となる。

## (5) 収益認識

米国GAAPのもとでは、ASC Topic 606により、企業は収益の認識時期及び認識金額を決定する際に、5つのステップから構成されるモデルを適用する。このモデルにより、企業が財又はサービスを顧客に移転した時点で収益を認識し、企業が権利を得ると見込んでいる金額で測定しなければならない。

日本の会計原則においては収益は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り、収益として認識される。

2018年3月30日に、収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的とした企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が企業会計審議会から公表された。新基準は、USGAAPのASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」と概ね同様のものとなっている。新基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されるが、早期適用が認められている。

## (6) 貸付金組成手数料

米国GAAPでは、貸付金組成手数料(一定の費用控除後)は、貸付期間にわたり、貸付の利率の修正として償却される。

日本の会計原則においては、貸付金組成手数料の償却についての特段の会計基準は存在しない。

## (7) ヘッジ会計

当行は、一部のデリバティブを公正価値ヘッジに指定している。公正価値ヘッジでは、デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象項目の公正価値の変動とともに、損益として認識される。

日本の会計原則においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の公正価値の変動によって生じた損益は、税効果考慮後、直接、純資産の部に計上される。

## (8) 公正価値による測定

米国GAAPでは、ASC Topic 820「公正価値の測定及び開示」が、公正価値に関する単一の正式な定義を確立し、公正価値による測定に関するフレームワークを構築し、公正価値で認識された商品に関する追加的開示を規定している。

日本の会計基準においては、「金融商品会計に関する実務指針」に公正価値に関するガイダンスがあり、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取り扱い」が公表されているが、公正価値の算定に関して米国GAAPのような詳細な規定はない。

## (9) 一時的でない減損

米国GAPPでは、ASC 320「投資 - 負債及び持分証券」により、事業体が負債証券を売却する意思がある場合、又は、事業体はその償却原価ベースを回収する前に当該負債証券の売却を求められる可能性が高い場合には、負債証券の一時的でない減損損失を損益に認識することが要求される。ただし、事業体が負債証券の売却を予定しておらず、その事業体が回復前に売却を求められる可能性が高くない場合でも、当該基準は、その事業体が受領する期待キャッシュフローの評価を要求し、信用損失が存在するかを決定すること、並びに負債証券の一時的でない減損損失の信用リスク部分を損益に認識し、信用リスク以外の部分をその他包括利益に認識することを要求している。

日本においては、減損は信用リスク部分と信用リスク以外の部分に区分しない。また信用リスク以外の部分を含む減損金額全額が損失として認識される。

## (10) 持分証券の測定

米国GAPPでは、ASC Topic 321-10-35「持分証券 - 事後測定」により、持分証券は公正価値(fair value)で事後測定され未実現損益は純損益に含められる。ただし、持分証券のうち公正価値を容易に算定できないものは、a)公正価値で測定し、その変動を純損益に認識するb)取得原価から減損損失を控除し同一発行体の同一又は類似商品の通常の取引から生じる観察可能な価格の変動がある場合にはそれを加減した金額で測定しその変動を純損益に認識する、のいずれかを選択することができる。

日本においては、持分証券はその分類（売買目的証券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券）に応じて測定される。売買目的証券は時価で計上され、評価差額は純損益に計上される。子会社及び関連会社株式への投資は取得原価で貸借対照表に計上される。その他有価証券は、時価で計上され、評価差額は純資産に計上されるが、評価差損を純損益に計上することもできる。時価を把握することが極めて困難な株式は、取得価格で計上される。子会社及び関連会社株式への投資並びにその他有価証券は減損処理の対象となる。

## (11) 年金

米国GAAPでは、ASC Topic 715「報奨 - 退職給付」に準拠して、正味年金費用は勤務費用、利息費用、制度資産からの収益、過去勤務債務の償却及びその他を表す。未認識損益の償却（年金数理上の損益、過去勤務債務）は、年度の期首において、年金数理上の正味損益が予測給付債務（以下「PBO」という。）又は制度資産の公正価値の10%を超過する場合に正味期間給付費用に含まれる（以下「コリドール・アプローチ」という。）。損益に計上された正味年金費用と実際に積み立てられた金額との差異は未払年金費用又は前払年金費用として計上される。

さらに、制度資産とPBOの差異は、貸借対照表に資産又は負債として認識される。また、当期の年金費用として計上されない未認識損益（税効果考慮後）は、その他包括利益累計額の構成要素として計上される。その他包括利益累計額に計上された制度資産とPBOの差異は、その後正味年金費用として償却され、その他包括利益累計額からリサイクルされる。

日本においても未認識過去勤務費用及び未認識の数理計算上の差異について、類似する会計処理が求められるが、コリドール・アプローチの採用は認められていない。

## (12) 年金以外の退職後給付

ASC Topic 715は、退職後給付に関する費用を発生時の費用ではなく従業員の予想勤務期間にわたり発生主義で認識することも要求している。さらに、当期の正味給付費用（税効果考慮後）に認識されていない未認識損益は、その他包括利益累計額の構成要素として計上される。

日本においては、退職後給付制度といった制度は一般に提供されていない。そのため、特別な会計基準は存在せず、そのような費用は実務として発生時に費用処理されている。

## (13) 法人税の申告が確定していない状況における会計処理

ASC Topic 740「法人税」は、税務申告済み、又は今後税務申告される税務上のポジションが確定していない状況における認識及び測定に言及している。基準によると、税務上のポジションの財務諸表に対する影響は、テクニカルメリットに基づき関連する税務当局による調査において税務上のポジションを維持できる可能性がそうでない可能性より高い場合に認識される。基準はまた、中間期における認識の中止、分類、利息及び罰金並びに申告が確定していない状況における税務上のポジションの開示についてのガイダンスを提供している。

日本においては、法人税の申告が確定していない状況についての会計基準は定められていない。

## 5【インドと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当行の財務書類は、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されている。当行の会計方針と、日本において一般に認められている会計原則との主要な相違は以下の通りである。

### (1) 連結原則

当行が議決権の50.00%超を直接もしくは子会社及びその他の連結事業体を通じて、間接的に保有するか、又は支配力を行使している事業体は完全に連結される。当行が重要な影響力を行使することができる事業体への投資は、持分法で会計処理されており、持分損益については連結損益計算書に計上されている。共同支配企業の資産、負債、収益及び費用は、比例連結法により連結されている。この方法では、共同支配企業の資産、負債、収益及び費用のうち当行の持分は、連結財務諸表に個別項目として報告されている。当行は、重要な影響/支配が一時的なものであると予定される場合、又は資金を親会社/投資会社へ移す能力を損なう厳格な長期的制限に基づき運営されている事業体の場合、当該事業体を連結していない。

日本の会計原則においては、一定の要件を充たす場合、共同支配企業は、関連会社として持分法で会計処理される。また比例連結に関する概念はない。また、日本の会計原則においては資金を親会社に移す能力に欠ける事業体の連結に関する基準はない。

日本の会計原則においては、持分法で会計処理されていた関連会社である投資先企業の支配取得時において、持分法関連会社への投資を取得日の公正価値で再測定することが要求され、再測定による損益は損益勘定に計上される。

### (2) 子会社持分の売却

インドGAAPにおいて、子会社持分の売却による損益は損益計算書に認識される。

日本の会計原則においては、親会社による子会社の支配が継続している場合、一部売却による親会社持分の減少額と売却価額との間に生じた差額は資本剰余金に反映され、損益計算書に認識されない。

### (3) 貸付金の売却処理

当行は、法人及び個人向け貸付金を証券化取引を通じて譲渡している。当行が基礎となる証券化債権契約で特定された便益に対する権利を放棄する場合のみ、譲渡された貸付金の認識は中止され、利益/損失が計上される。遡求及びサービシングの義務は引当金控除後の金額で計上される。

正常資産の証券化に関するインド準備銀行ガイドラインに従って、2006年2月1日より、当行は証券化によって生じた損失については売却時に直ちに計上し、証券化によって生じた利益/プレミアムは資産の売却先である特別目的事業体によって発行された、又は発行される予定の有価証券の期間にわたって償却される。2012年5月7日より、インド準備銀行ガイドラインにより、証券化による利益/プレミアムは、ガイドラインで規定された手法に基づき取引期間にわたり償却することが求められている。

インド準備銀行ガイドラインに準拠して証券化会社/資産再構築会社に60日超延滞となっている不良貸付金を売却した場合、当行は金額を受領した年度に過剰引当を損益勘定に戻し入れる。こうした資産の売却について純取得価格に対する売却価格の不足がある場合、当行は貸付金を売却した年度に不足額を認識する。

日本の会計原則においては、貸付金の譲渡は、財務構成要素アプローチに基づく金融資産の消滅の要件を満たす場合、売却として認識され、その時点で売却損益が認識される。

#### (4) 株式に基づく報酬

当行は、従業員株式報酬制度の会計処理において、本源的価値法に従っている。報酬費用は、対象株式の公正市場価格が付与日の行使価格を超過した金額として測定され、権利確定期間にわたって償却される。

日本の会計原則においては、本源的価値法は用いられず、報酬費用は、付与日の公正価値に基づいて会計処理が行われる。

#### (5) 退職給付

インドGAAPにおいて、確定給付制度の会計処理は保険数理上の評価に基づいて会計処理され、数理計算上の差異は、直接損益に認識される。

日本の会計原則においては、確定給付型年金の会計処理は数理計算に基づき、数理計算上の差異は、平均残存勤務期間内の一定の年数で費用処理する。

#### (6) 有価証券の時価評価

当行は満期保有目的有価証券を取得原価又は償却原価で計上している。売却可能有価証券及び売買目的有価証券は有価証券の種類ごとに評価されるが、未回収の貸付金の転換により取得した証券を除き、区分ごとに増価/減価が合計される。各区分ごとの未実現の純増価は考慮されないが、純減価については引き当て計上される。貸付金の転換により取得した有価証券の減価は全額引き当て計上される。不良投資はインド準備銀行ガイドラインに基づいて識別及び計上される。当行が連結するベンチャー・キャピタル投資に関する未実現損益は準備金及び剰余金に振替えられる。

日本の会計原則においては、売買目的有価証券の未実現損益はすべて損益として認識される。売却可能有価証券について未実現利益は原則として純資産の部に計上されるが、未実現損失は損益勘定に計上することが認められている。満期保有証券は償却原価基準で計上される。また、日本においてはベンチャー・キャピタル投資に係る特段の会計基準は存在せず、当該投資の会計は、有価証券投資に係る一般的な会計基準に従う。

#### (7) 有価証券の取得費用

投資の取得時に支払われた仲介料及び手数料は損益勘定に費用処理される。

日本の会計原則においては、当該費用は取得価額に含める。

## (8) 貸倒引当金

当行は、海外支店での貸付金及び確定したデリバティブ契約から生じる延滞を含む貸付金をインド準備銀行が発行したガイドラインに従って、正常資産と不良資産とに分類している。海外支店で保有する貸付金のうち、貸付実施国の規制に基づき（回収の計上以外の理由で）減損として特定されるものの、既存のインド準備銀行が発行したガイドラインの範囲では正常とみなされる貸付金は、貸付実施国における未回収金額内で不良資産として分類される。さらに、不良資産はインド準備銀行が規定した基準に基づいて、要管理、破綻懸念及び破綻資産に分類されている。

法人向け貸付金の場合、要管理及び破綻懸念債権に対する引当は、インド準備銀行が規定した率による。破綻資産及び破綻懸念資産の無担保部分は、既存のインド準備銀行ガイドラインに従って引当/償却されている。海外支店で計上された貸付金で、インド準備銀行ガイドラインでは正常とされるが、貸付実施国のガイドラインでは不良資産に分類される貸付金に関しては、貸付実施国の規制に従って引当が計上される。海外支店で計上された貸付金で、インド準備銀行ガイドラインの範囲でも貸付実施国の規制でも不良資産とされる貸付金に関しては、インド準備銀行のガイドラインと貸出実施国の規制が要求する引当金のうち高い方が計上される。インド準備銀行が規定している最低引当要件に従って、均質なりテール貸付金に対する引当金は不良債権に分類された貸付金の延滞日数に基づき借り手ごとに評価される。インド準備銀行に不正として報告され、貸倒懸念債権に分類された非リテール貸付金は、担保価値を考慮せずに全額について不正が発覚した四半期から開始する4四半期を超えない期間にわたり引き当て計上される。当該不正についてRBIへの報告が遅れた、又は損失勘定に分類される非リテール貸付金に関しては、全額が直ちに引き当て計上される。リテール口座の不正の場合には、全額が直ちに引き当て計上される。非協力的な借り手に分類される借り手又は故意の債務不履行については、当行は現存のインド準備銀行のガイドラインに従い早期償却を行う。

インド準備銀行の指示に従い、当行は不良貸付金に対する個別引当金及び特定の正常貸付金に対する個別引当金を保有している。インド準備銀行の指示には、破産倒産法（2016年）に基づき、内国会社法審判所に付託される口座に対する引当金に関する指示が含まれる。個別引当金の増加分に対する評価は、既存の個別引当金を考慮して行われる。当行が保有するリテール貸付金に対する個別引当金は、規制の最低要件を上回っている。

当行は、インド準備銀行ガイドラインに従って貸出条件緩和貸付金の公正価値の下落による引当金を計上している。不良債権及び貸出条件緩和貸付金は、インド準備銀行ガイドラインに基づいて正常区分に格上げされる。

過年度において償却された債権からの回収額、及び借り手の現在の状況に鑑みて不要と判断された引当金は、損益勘定に認識される。

インド準備銀行ガイドラインに従って、当行は、ヘッジされていない外貨エクスポージャーのある借り手への貸付金に対する引当金、特定のストレス部門における特定の借り手への貸付金に対する引当金、インド企業の孫会社へのエクスポージャーに対する引当金及びインド準備銀行の大規模エクスポージャーの枠組みにより識別された借り手に対する追加エクスポージャー引当金を含む、正常貸付金に対する一般引当金を維持している。海外支店の正常貸付金については、一般引当金は貸付実施国の要件とインド準備銀行の要件の高い方で計上される。

当行は、当行が設定する個別及び一般引当金に加えて、取締役会が承認した方針に従って変動引当金を計上する。この変動引当金は、取締役会及びインド準備銀行により承認された場合に限り利用できる。

日本の会計原則においては、銀行の貸倒引当金は、自己査定に基づき、各資産査定区分の過去の実績率と各資産区分残高に基づいて算定される。また、将来キャッシュフローを当初の実行利子率により割り引いた金額と債権額の差に基づいて算定することも認められている。銀行の貸倒引当金の計算について当局が特定の引当率を指示することはない。

## (9) ヘッジ会計

インドGAAPにおいて、オンバランスシート資産負債をヘッジする目的で当行が行ったスワップ契約は、対象となるオンバランス項目に対して反対かつ相殺する効果を生ずるように構成されたものである。このようなデリバティブ商品の影響は原資産及び負債の変動と相関関係にあり、ヘッジ会計の原則に従って会計処理されている。ヘッジ対象のスワップは発生主義により会計処理されており、裏付けとなる取引が時価評価されない限り時価評価されない。

日本の会計原則においては、すべてのデリバティブは時価評価され、ヘッジ会計の要件を満たす範囲で、未実現損益が繰り延べられる。

#### (10) 繰延税金

インドGAAPにおいて、有税償却又は繰越欠損金にかかる繰延税金資産は、それら資産の実現が実質的に確実である場合にのみ認識される

インドGAAPにおいて、子会社及び関連会社の未分配利益に対する繰延税金は認識されない。

日本の会計原則においては、繰延税金の認識は一時差異全体の解消についてのスケジューリングに基づく。子会社の未分配利益のうち配当等により税金の支払が見込まれる部分について、繰延税金負債が計上される。

#### (11) 企業結合

インドGAAPにおいて、インド準備銀行により承認された買収については、インド準備銀行が承認した合併計画に従って会計処理されるが、ここでは購入対価と取得した純資産の公正価値の差額が準備金に計上される。

日本の会計原則において、企業結合は原則としてパーチェス法で会計処理される。取得原価（取得対価の企業結合日における時価）は、受け入れた資産及び引受けた負債のうち識別可能資産及び識別可能負債の時価を基礎として配分される。受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う。取得原価が、受け入れた資産及び引受けた負債に配分された純額を上回る場合、その超過額はのれんとして会計処理される。

#### (12) 収益認識

インドGAAPにおいて、受取利息は発生主義で損益計算書に認識される。ただし、不良資産については、インド準備銀行の収益認識及び資産区分基準に従って実現時に認識される。

日本の会計原則においては、売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の提供によって実現したものに限り認識される。

#### (13) 有形固定資産

抵当権実行を目的として取得した非銀行資産は、純取得価格と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で計上される。さらに、当行は、インド準備銀行に指定された非銀行資産について引当金を設定している。

日本の会計原則では、抵当権実行により取得した有形固定資産の会計基準については定められていない。

## 第7【外国為替相場の推移】

### 1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨であるインド・ルピーと本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の期間において掲載されているため、記載を省略する。

### 2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

上記の理由により記載を省略する。

### 3【最近日の為替相場】

上記の理由により記載を省略する。

## 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

以下は、日本における募集による米国預託株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項の概要である。なお、米国預託株式保有者は、その米国預託株式との交換により当行の普通株式（以下本第8で「本株式」という。）を受領する権利を有する。

### 米国預託株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項

#### (1) 米国預託株式保有者に対する株式事務

本株式を表章する米国預託株式の取得者（以下「米国預託株式保有者」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款（以下「取引口座約款」という。）により米国預託株式保有者の名で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他本株式を表章する米国預託株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

以下は、取引口座約款及びその他関連規則に即した、本株式を表章する米国預託株式に関する事務の手続の概要である。

##### (a) 証券の登録・保管

本株式を表章する米国預託株式の購入価格が支払われた場合、預託機関は米国におけるザ・デポジトリ・トラスト・カンパニー（The Depository Trust Company）（以下「DTC」という。）の名義人の名前が記名された一枚のADR大券により証される、専らブックエントリー（振替決済）方式による米国預託株式を当初発行する。DTCは、窓口証券会社又はその関係会社を含むDTCの参加者のコンピュータ化された記録簿を保管する。ADR大券の実質持分は、DTC及びその参加者により維持される記録簿上に表示され、またADR大券の持分の譲渡はこれを通じてのみ行われる。預託機関又はその名義人は、米国預託株式に表章される本株式の登録株主となり、当該本株式はインドにおける預託機関の保管機関に保管される。

米国預託株式保有者に対しては、窓口証券会社の法定帳簿上の所有者として記載がなされ、窓口証券会社から取引残高書が交付される。

##### (b) 米国預託株式の譲渡に関する手続

米国預託株式保有者は、窓口証券会社に対して当該米国預託株式の保管替え又は売却注文をなすことができる。米国預託株式保有者と窓口証券会社との間の決済は円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内で米国預託株式保有者が指定する外貨による。

##### (c) 米国預託株式保有者に対する諸通知

当行が米国預託株式保有者に対して行う通知及び通信は、原株式の登録保有者たる預託機関又はその名義人に対してなされ、預託機関は原則としてこれを米国預託証券の登録保有者たるDTC又はその名義人に対してなす。DTCにはこれをDTCの参加者（窓口証券会社又はその関係会社を含むことがある。）に送付する義務があり、窓口証券会社はこれをさらに必要に応じて各米国預託株式保有者に送付する。実費は米国預託株式保有者に請求される。ただし、米国預託株式保有者がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信の性格上重要性が乏しい場合には、これを個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備付け、米国預託株式保有者の閲覧に供される。

#### (d) 米国預託株式保有者の議決権の行使に関する手続

原株式の法的所有権は預託機関に属することとなるため、米国預託株式保有者は、株主としての権利を行使するためには、預託機関に依存しなくてはならない。預託機関の義務は、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ、米国預託株式保有者及びICICIバンクの間の預託契約に定められている。預託契約及び米国預託株式は、ニューヨーク州法に準拠している。

米国預託株式保有者は、預託された本株式に関する議決権を有さない。預託機関は、取締役会に指図されたとおり預託された本株式に関する議決権を行使する。預託機関は、いかなる場合においても、議決権の行使又は非行使に関する裁量を行使する義務を負わない。

「 - 第 1 - 1 会社制度等の概要 - (2) 提出会社の定款等に規定する制度 - 米国預託株式により表章される預託普通株式の議決権」も参照のこと。

#### (e) 現金配当の交付手続

取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて窓口証券会社が作成した米国預託株式保有者明細表（「 - (2) 米国預託株式保有者に対するその他の株式事務 - (a) 名義書換代理人並びに名義書換取扱場所及び米国預託株式保有者明細表の作成」で定義する。）に記載された米国預託株式保有者に支払われる。

#### (f) 株式配当等の交付手続

発行される新普通株式を表章する米国預託株式を証する追加の米国預託証券が預託機関によりDTC又はその名義人に対して発行される場合は、原則として窓口証券会社が米国預託株式保有者明細表に記載された米国預託株式保有者についてその法定帳簿上に保有者としての記載を行い、当該米国預託株式保有者に対して取引残高報告書を交付する。かかる新普通株式のうち米国預託株式保有者のために預託機関により売却された部分については、DTC又はその名義人が受領するその正味手取金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて米国預託株式保有者に支払われる。

#### (g) 新株予約権

預託機関がかかる新株予約権を米国預託株式保有者のために売却する場合はDTC又はその名義人が受領するその正味手取金は、取引口座を通じて米国預託株式保有者に支払われる。

### (2) 米国預託株式保有者に対するその他の株式事務

#### (a) 名義書換代理人並びに名義書換取扱場所及び米国預託株式保有者明細表の作成

本邦には米国預託株式に表章される本株式に関する当行の名義書換代理人又は名義書換取扱場所はない。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ米国預託株式保有者すべての明細表（以下「米国預託株式保有者明細表」という。）を作成する。米国預託株式保有者明細表には各米国預託株式保有者の氏名及び米国預託株式数が記載される。

#### (b) 米国預託株式保有者明細表の基準日

当行が配当の支払い又は新株予約権の付与のため基準日を定めた場合、預託機関は、かかる配当又は新株予約権を受領する資格を有する米国預託株式保有者を決定するための基準日を設定する。

米国預託株式保有者明細表を作成するための基準日は、預託機関が設定する基準日と同一の暦日となる。

**(c) 事業年度の終了**

当行の事業年度は毎年3月31日に終了する。

**(d) 公告**

日本における募集による米国預託株式に関して、日本における募集に関する発行価格等の公告（もしあれば）を除き、日本において公告は行わない。

**(e) 米国預託株式保有者に対する米国預託株式事務に関する手数料**

米国預託株式保有者は、窓口証券会社に取り引口座を開設するときに1年間又は3年間分の口座管理料を支払う。この管理料には米国保管機関の費用その他の費用が含まれる。

**(f) 米国預託株式の譲渡制限**

米国預託株式の実質的保有権の移転について制限はない。

**(g) 配当等に関する本邦における課税上の取扱い**

本邦における課税上の取扱いについては、下記のとおりである。

**( ) 配当**

日本において米国預託株式保有者に対して支払われる配当金は日本の税法上の配当所得となる。米国預託株式及び原株式が「上場株式等」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）に定義される。）である限り、米国預託株式について日本の居住者たる個人又は日本の法人が日本における支払いの取扱者を通じて交付を受ける配当金については、外国において当該配当の支払いの際に徴収された源泉徴収税がある場合にはこの額を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、個人の場合は、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）、法人の場合は、2037年12月31日までは15.315%（所得税）、2038年1月1日以降は15%（所得税）の税率によりそれぞれ源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される。2013年1月1日から2037年12月31日までの期間については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に従い、所得税額の2.1%が「復興特別所得税」として追加で課税される（本項に記載されている税率はいずれも特別復興所得税加算後の税率である。）。原則として、日本の居住者たる個人である米国預託株式保有者の場合には、米国預託株式及び原株式が「上場株式等」である限り、当該配当については日本では確定申告をしないことを選択することができるので、その場合には上記の源泉徴収及び特別徴収のみで当該配当に係る日本における課税関係は終了する。ただし、確定申告をしないことを選択する場合には、外国税額控除の目的上、当該配当の支払いの際に徴収された外国の源泉徴収税額は存在しないものとみなされる。2009年1月1日以降に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税による確定申告を選択することができる。申告分離課税による確定申告の際の税率は、2037年12月31日までに支払われる配当については20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降に支払われる配当については20%（所得税15%、住民税5%）である。日本の居住者たる個人である米国預託株式保有者が配当について申告分離課税を選択した場合は、課税上、米国預託株式その他の上場株式等の譲渡から生じた損失を、かかる配当の金額から控除することができる。日本の法人である米国預託株式保有者の場合には、米国預託株式について支払いを受けた配当は法人税法上益金として課税されるが、上記に述べた日本における支払いの取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された税額については適用ある法令に従って所得税額の控除を受けることができる。

( ) **売買損益**

日本における米国預託株式の売買による損益は、内国会社の上場株式等の売買損益と同様の取扱いを受ける。上場株式等の株式売買損については、米国預託株式の配当所得並びにその他の上場株式等の配当所得及び利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限られる。）から控除することができる。日本の法人である米国預託株式保有者については、株式の売買損益は、課税所得の計算上算入される。

( ) **相続税**

米国預託株式を相続し又は遺贈を受けた日本の米国預託株式保有者には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

インドにおける課税上の取扱いについては、「 - 第 1 - 3 課税上の取扱い」を参照のこと。

## 第9【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において当社が提出した書類及びその提出年月日は下記のとおりである。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1 有価証券報告書及びその添付書類 | 平成30年9月27日提出  |
| 2 半期報告書及びその添付書類   | 平成30年12月28日提出 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

### 第3【指数等の情報】

該当事項なし。

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド  
取締役会御中

私どもは、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及び子会社の2019年および2018年3月31日現在の連結貸借対照表並びに2019年3月31日に終了した3年間の各年度の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係る私どもの2019年7月31日付けの監査報告書を、日本国財務省関東財務局に提出される当有価証券報告書に含めることに同意します。

ケーピーエムジー（署名）

ムンバイ、インド  
2019年9月27日

[次へ](#)

The Board of Directors  
ICICI Bank Limited

Dear Sirs

We hereby consent to the inclusion in the Annual Securities Report to be filed with Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan of our report dated July 31, 2019 in respect of the consolidated balance sheets of ICICI Bank Limited and its subsidiaries as of March 31, 2019 and 2018 and the related consolidated profit and loss accounts and consolidated cash flow statements for each of the years in the three year period ended March 31, 2019.

/s/ KPMG  
Mumbai, India  
September 27, 2019

---

( ) 上記は、独立登録会計事務所の同意書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立登録会計事務所の監査報告書

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド  
株主及び取締役会御中

### 連結財務諸表に係る監査意見

私どもは、添付のアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及び子会社（以下、「会社」という。）の2019年及び2018年3月31日現在の連結貸借対照表、2019年3月31日に終了した3年間の各年度の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連する注記及び財務諸表附属明細書（以下、総称して「連結財務諸表」という。）を監査した。私どもの意見は、当該連結財務諸表が、インドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当社の2019年及び2018年3月31日現在の会社の財政状態並びに2019年3月31日に終了した3年間の各年度の経営成績及びキャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示していることを認める。

インドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則と比べ、一部の重要な点が異なる。当該差異の内容及び影響に関連する情報は、連結財務諸表の附属明細書18Bの注記21に記載されている。

私どもはまた、米国公開会社会計監視委員会（以下、「PCAOB」という。）の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会（以下、「COSO」という。）により発行された「内部統制 - 統合的枠組み(2013年)」による基準に照らし、2019年3月31日現在の財務報告に係る会社の内部統制について監査を実施した。2019年7月31日付の私どもの監査報告書には、会社の財務報告に係る内部統制の有効性について、無限定適正意見が表明されている。

### 監査意見の基礎

これらの連結財務諸表は、会社の経営陣の責任のもとに作成されている。私どもの責任は、私どもの行った監査に基づき、これらの連結財務諸表について監査意見を表明することにある。私どもは、PCAOBに登録された会計事務所であり、連邦証券法及び適用される米国証券取引委員会並びにPCAOBの規則及び規制に準拠して会社から独立していることが義務付けられている。

私どもは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。それらの基準では、連結財務諸表に誤謬または不正による重大な虚偽表示がないかどうかにつき、私どもが合理的な確証を得る為の監査を計画、実施することを要求している。私どもの監査は、誤謬または不正による連結財務諸表の重大な虚偽表示のリスクを評価する手続きを実施すること、及びそれらのリスクに対応する手続きを実施することを含んでいた。それらの手続きは、財務諸表における金額及び開示に関する証拠を試査により検証することを含んでいた。また私どもの監査は、連結財務諸表全般の表示について評価するとともに、経営陣により適用された会計原則及び重要な会計上の見積りを評価することも含んでいた。私どもは、上述の監査が、私どもの意見に対する合理的な基礎を提供しているものと確信している。

ケーピーエムジー（署名）

私どもは、1999年以降会社の監査人を務めている。

ムンバイ、マハラシュトラ州、インド  
2019年7月31日

[前へ](#)      [次へ](#)

## Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Stockholders and Board of Directors  
ICICI Bank Limited

### *Opinion on the Consolidated Financial Statements*

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of ICICI Bank Limited and subsidiaries (the Company) as of March 31, 2019 and 2018, the related consolidated profit and loss accounts and consolidated cash flow statements for each of the years in the three-year period ended March 31, 2019 and the related notes and financial statement schedules (collectively, the consolidated financial statements). In our opinion, the consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of March 31, 2019 and 2018, and the results of its operations and its cash flows for each of the years in the three-year period ended March 31, 2019, in conformity with generally accepted accounting principles in India.

Accounting principles generally accepted in India vary in certain significant respects from accounting principles generally accepted in the United States of America. Information relating to the nature and effect of such differences is presented in Note 21 of Schedule 18B to the consolidated financial statements.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB), the Company's internal control over financial reporting as of March 31, 2019, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission ('COSO'), and our report dated July 31, 2019 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting.

### *Basis for Opinion*

These consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits. We are a public accounting firm registered with the PCAOB and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud. Our audits included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

/s/ KPMG

We have served as the Company's auditor since 1999.

Mumbai, Maharashtra, India  
July 31, 2019

---

( ) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。  
その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)